CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 082 071 527

「支那」第十二卷索引

論說

目次　號數　頁數

支那の産業發展と外力……一……一
在支商業會議所聯合會……二……一
支那市場に對する列國の準備……三……一
支那に對する列國協調主義採用の徑路……四……一
日本科學者の支那研究を望む(上)……五……一
同　(下)……六……一
對支文化施設の必要……七……一
支那の形勢……八……一
日本の滿洲に於ける行動……九……二
山東問題交涉……一〇……一
孔子の聖地……一一……一
四大原則の成立……一二……一

記事

外交關係

門戶開放主義と國際協調主義……四……一一
日英續盟に關する支那の意見……七……一四
太平洋會議と支那……八……二三
支那領土保全門戶開放機會均等……一〇……二
緒言……一〇……二
領土保全(Integrity of China)……一〇……三
門戶開放(Open Door Policy)……一〇……一三
機會均等(Principle of Equal Opportunity)……一〇……一六
機會均等主義の除外……一〇……二一
結論……一〇……三六
支那共管と國權恢復運動……一一……二
奇しき對象……一一……二
國際管理論(財政管理(四)——郵政の外人管理(一四)——鐵道の國際管理(一六)——一般的國際管理(二三))……一一……四
國權恢復運動の勢力範圍の放棄(三三)——外國軍隊及巡警の撤退(三四)——外國郵便局及有線無線電信機關の撤去(三六)——領事裁判權の撤廢(三七)——租借地の還付(四〇)——居留地の還付(四二)——關稅自主權(四四)……一一……二九
啻に奇しきのみならず……一一……四六
〔註〕借款に關する外交關係は財政借款の項參照

財政借款關係

煙酒借款契約書……一……一六
支那の財政改革……二……一七
中國政府財政調査表……四……五
財政部程理委員會機製洋式貨物稅現行辦法……四……一八
新借款團組織關係諸文書(外交關係)……五……五
對支借款團組織(外交關係)……五……二五
上海通貨借款契約……五……二九
列國對支借款團に關する對支借款團組織の經過(上)(外交關係)……六……二三
支那に於ける借款問題……六……二九
列國協商對支借款團に基く對支借款團組織の經過(中)(外交關係)……七……一四
新借款團組織關係公文書追加(上)……七……一八
列國協商對支借款團に基く對支借款團組織の經過(下)(外交關係)……九……三二
列國協商對支借款團に基く對支借款團組織の經過(下)(外交關係)……一一……四八
北京政府の財政現狀(上)……一一……二四
北京政府の財政現狀(下)……一二……一

經濟實業關係

最近中國銀行營業狀態……二……五
初期米支貿易史(五)……二……一三
在支日本商業會議所第一次聯合總會……三……五
米國商工業者の好發展地支那及西伯利……三……一九
最近中國銀行營業狀態(下)……三……二四
米國議會に於ける支那通商條例……五……三三
中國銀行民國九年度營業狀況……六……六
雲南金融事情……六……二〇
香港上海銀行營業成績……七……八
一九二〇年支那外國貿易統計……七……二三
一九二〇年度支那外國貿易(上)……八……六
廣東生絲取引事情……八……一四
民國九年中支那新設工業及其資本額……八……二七
一九二〇年度支那外國貿易(下)……九……五
支那經濟概觀……九……二〇
農商部登記濟商社(一)……一〇……三八
支那の銀行業……一二……二
農商部登記濟商社(二)……一二……五
初期米支貿易史(六)……一二……一三
在支英國商業會議所第三回聯合大會……一二……一九

交通關係

支那鐵道の國際管理(下)……一……五
京綏鐵道及其附近交通狀態……一……二一
丁士源等駐德權亂用公款虧損報告……二……一〇

其他

民國九年大事紀……一……二九
亞細亞の一米人(一)……三……三二
北支飢饉救濟事情……三……四〇
亞細亞の一米人(二)……四……二一
佛國人の支那研究……六……一九
最近山東事情……六……三九
太平洋會議と支那建國救濟策……八……二〇

時報

外交關係

露支交渉の其後……一……四七
尼港事件……一……六一
尼港支經砲撃事件公表……二……三一
日支軍事協定の取消……二……三七
露支通商問題近狀……四……三一
成功せる獨支協約……六……五三
山東問題の意義……六……五六
日英同盟と支那の輿論……六……五七
對露通商と米支……六……六一
日英同盟更新反對續誌……七……四一
太平洋會議と支那の輿論……八……三一
新任米國公使の對支方針演說……九……四一
滿洲商租問題解決……九……四二
共同管理問題の反響……九……四六
山東問題……九……四八
太平洋會議の準備……九……五一
太平洋會議代表問題……一〇……四八
山東問題直接交渉……一〇……四九
西藏問題提出反對論……一〇……五三
山東問題の回答と再請願……一一……五二
太平洋會議提案意見……一一……六〇
山東問題支那側の再願……一二……三二

日本の滿蒙勢力承認說と英米……一二……三七

南北政情

宜昌の兵變……一……四七
唐繼堯の失脚……三……四六
新選舉の成績……四……二八
潘復氏時局談……五……三九
孫文討伐宣言……五……四〇
爲すなき天津會議……五……四一
北京會議と新內閣……六……五〇
張作霖氏の蒙疆經畧使……六……五二
陝西の風雲……六……五三
張經畧使の征蒙計畫……七……三九
武昌の兵變……七……四七
兩廣愈開戰……七……四八
浙江と聯省自治……七……四九
澎湃たる自治の大潮流……八……二八
兩湖の開戰……八……三六
北京政府と聯省自治……九……四三
王占元の失脚と善後の變化……九……四四
廬山國是會議の流產……一〇……四七
新內閣の動搖……一〇……四八
新內閣の維持……一一……六四
上海國是會議……一一……六五

財政關係

年關財政……一……五八
南方と關稅剩餘金問題……三……五三
減政問題……四……二九
定期交付券の發行……五……四二
李士偉氏財長就任問題……六……五三
中法實業銀行の支拂停止と紙幣統一問題……八……三〇
兌換券整理案……一〇……五三
財政最近の窮狀……一二……四三

借款關係

新借款團疑報……一……五一
ハンドレー・ページ借款成立……一……五三
教育部借款成立……一……五三
煙酒借款說……一……五三
購車借款……一……五四
饑饉借款……一……五六
購車借款調印……二……三一
饑饉借款調印……二……三六
新借款團成立通告……二……三七
對支新借款團規約……三……四六
造幣廠借款調印……三……五五
救濟借款分配和借款使途監督委員……三……五六
スチーヴンス氏演說……五……三八
寺內借款善後と山東問題關係……七……四四
寺內借款の解決と外債整理……八……三五
煙酒借款續行問題……一二……三五

經濟實業關係

支那國內銀行團組織……二……三八
倫敦取引市場支那公債價格……二……三九
支那製絲界の現狀……三……三九
上海紡織會社建設……二……四〇
支那綿業の發展……二……四一
民國九年度上海邦人新設會社數……二……五一
山東鐵道營業成績……二……四一
滿支工業提携運動……二……四二

米國對支貿易……二……四二
民國九年度上海物價指數表……三……五七
驚くべき直隸銀公司の企圖……五……四二
中國交通兩銀行の取付け騷ぎ……一二……四六

通信交通關係

戰後に於ける歐亞航業……二……四二
東支鐵道敎濟問題……七……三八
煙滋鐵道の敷設……七……四三
吉會鐵道覺書交換(外國關係)……八……三五
鐵道統一問題……一一……五九

其　他

痛ましき北京の敎育界……四……二六
小幡公使と對支意見……五……四五
黃河鐵橋の再入札……一二……五八
原氏の兇變と支那紙の論評……一二……三九
支那紙の高橋新首相評……一二……四二
ノースクリフ卿の對支觀察……一二……四七

彙　報

支那新聞重要記事(自民國九年十一月十六日至同十年十一月十五日)

每號外交關係、國內要聞、財政經濟の外特に重要なる問題に關する記事を一括せり、上記各項以外重なる項目を擧ぐれば左の如し。

對露問題……一……六三
西南聯省政府組織……一……六四
贛々たる兵變……一……六七
貴州政變……一……七三
支那銀行團……一……七四
露支交涉……二……四五
新借款團關係……二……五〇
借款一束……二……五五
行惱める露支通商……三……五八
米支無線電信借款問題……三……五九
庫倫問題……三……六〇
特別法院設置案……四……三九
關稅剩餘金問題……五……五〇
廣東大總統選舉……五……五一
北京の學潮……五……五二
復辟の謠言……五……五三
獨支新協約……六……六六
廣東正式政府の成立……六……六八
粵桂戰爭……六……六九
交通關係の回顧……六……七一
對日英同盟輿論……六……八一
注目すべき各省自治……七……五二
湖北兩昌の兵變……六……五四
北京學潮の再燃……七……五五
關廣の形勢……八……四三
太平洋會議……九……五六
關廣の新形勢……九……六〇
擧盛頓會議……一〇……五五
山東直接交涉……一〇……五八
兩湖戰爭と廬山會議……一〇……六二
商敎聯合會記事……一二……四三

日本新聞重要支那記事(自大正九年十一月一日至民國十年十月三十一日)

每號外交關係、南北情勢、財政經濟の外重なる記事左の如し。

外人の支那觀……一二……六五

附　錄

會　報……一、七、二月號
支那職員錄(民國十一年三月二十五日調)……四月號
支那第十一卷索引……四月號

支那

V.12, no.1-12
1921

第十二卷　壹月號　第一號

內容

支那產業と外力……一
支那鐵道の國際管理……五
煙酒借款契約書……一六
京綏鐵道及其附近交通狀態……二九
民國九年大事記……三九
支那時報……四七
支那彙報……六二
會報……九八

東亞同文會調查編纂部

住友總本店

大阪市東區北濱五丁目

住友製銅販賣店　大阪
住友東京販賣店　東京
住友横須賀販賣店　横須賀
住友吳販賣店　吳
住友博多販賣店　博多

住友製銅販賣店　大阪
住友東京販賣店　東京
住友横須賀販賣店　横須賀
住友吳販賣店　吳
住友博多販賣店　博多

製造販賣

銅、眞鍮、其他金屬板管、棒、鋼管、釘類等　住友伸銅所　大阪
各種電線類　住友電線製造所　大阪
硫酸、硝酸、肥料　住友肥料製造所　伊豫
住友倉庫　大阪

住一切友製ノ產品販賣

上海住友洋行

支那上海九江點

漢口住友洋行

支那漢口英租界鄱陽街

天津住友洋行

支那天津佛租界第二號路

產出

銅　住友別子鑛業所　伊豫
石炭　住友若松炭業所　筑前
金銀石炭　住友札幌鑛業所　札幌
金銀　住友大菅生鑛業所　岩手縣

鑄鋼品、鍛鋼品、壓延鋼品、鋼塊、鋼片、諸機械器具KS鋼製造販賣

株式會社 住友製鋼所

大阪市西區島屋町

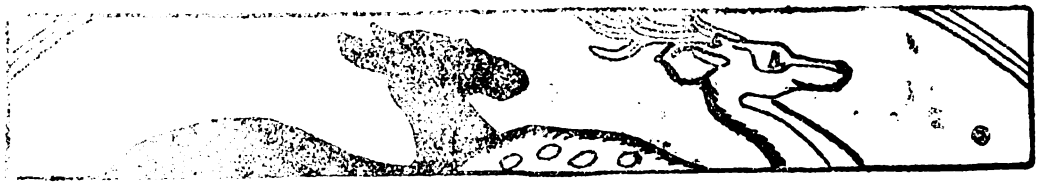

大正十年一月十五日發行

「支那」目次

第十二卷第一號

支那の産業發展と外力……一　四
支那鐵道の國際管理(下)……五　一五
煙酒借款契約書……一六　二一
京綏鐵道及其附近　交通狀態……二一　二九
民國九年大事記……二九　四六

時報

宜昌兵變——露支交涉の其後——新借款團彙報——ハンドレ・スレーデ借款成立——教育部借款成立——煙草借款說——鐵車借款——機關借款——年關財政——尼港事件解決……四七　六一

彙報

支那新聞重要記事——外交關係——對露問題——西南聯省政府組織——廣東の新政——頻々たる兵變——內政要聞——貴州政變——支那銀行團——對外財政經濟——國內財政經濟其他……六二　九四
日本新聞重要電報——外交關係——南北情勢——國內財政經濟其他……九六　一〇四

會報

Factory Appointed by Imperial
Military & Naval Arsenals, &
Imperial Railway Board.

List of Manufactures.

All Kinds of Paints.
Patent "Komyotan."
Chinese Clay.
Boild Oils.
Elowers of Zinc.
All other Kinds of Paints.

帝國陸海軍各工廠鐵道院指定工場

大阪 阿部ペイント製造所

製品科目

◉各種ペイント
◉ボイルド油
◉特許光明丹
◉亞鉛華
◉唐土の
◉其他各種塗料一切

大阪市西區西野下ノ町
電話長土佐堀八三五番

◉創立明治貳拾壹年
◉壹ヶ年製産高參百五拾萬圓

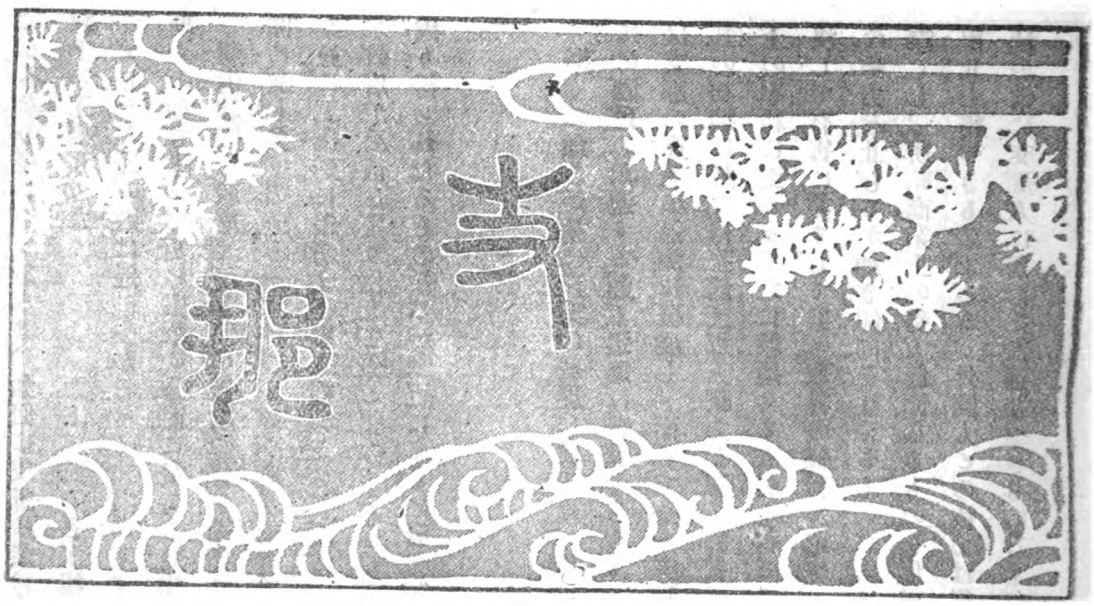

大正十年一月十五日
第十二卷第一號

支那の産業發展と外力

一

今や總ての支那人は、産業的發展が國家の繁榮を來す最も重要なる要素たることを熟知して居る、而して政府も此の目的の爲に已に特別の産業委員會を組織し、多數の專門的技術者も任命せられて居る。更に又勸業博覽會の企が行はれ、本年中に北京の天壇に於て開催せらるゝ筈である。交通總長竝に農商總長は相協力して産業的發展を迅かならしむる事に努力して居る。

民間に在りても工業家階級は漸次に而して確實に其の勢力を占めつゝある、以前に於ては僅に商人の階級が存したのみであつたが、現在は工場主が漸次に增加して、工場主竝に其の支配者は彼等自身に於て一つの團體を組織するに至つた、最近數年間に於ける各種工業機械の多大なる輸入は支那の産業が次第に發展の緒に就きつゝある事を物語るものである。

斯くの如く漸次産業發展の傾向の見ゆるにも拘らず、事實は其の發展の尙不充分なる事を示してゐる而して事實は更に又其の進展の極めて緩漫なることを物語つて居る、農業は現今なほ國民の主要なる生業にして、現に現在の飢饉の如く非常に廣大

なる不幸の存しつゝあるは、如何に支那に於ける國民經濟關係の不十分なるかを示すものである。若し現時の飢饉地方に數千の工場在りたりとせよ、而して其の各工場が數百乃至は數千の人々を雇ひ得たりとせよ、現に飢饉に由て苦しめられつゝある人民の數は遙に少かるべく、其の不幸は更に輕減せられたるべしと信せらる、之は僅に一の實物敎訓であるが、斯くの如き事實は更に財政の方面に於ても見出し得らる。

新借款團と政府とが如何に借款關係を開始するに至るやは將來に屬する問題であるが、支那政府は將來に於て支那銀行團に對し多くの望みを懸けつゝあるやうである。然し乍ら支那銀行團が果して能く必要なる資金を供給し得るや否や、商業竝に工業殊に後者より屢々商業上の資金として轉換せらるゝ資金で、政府との長期借款契約をすることは出來ない、從來政府が公債を賣り出して集め得たる資金は普通產業資金より吸收したるものにして、而して其の大部分は產業の發展に因り得られたるものなるが、更に多くの資金が政府の公債の爲に投せらるゝ如きは甚だ困難なるべしと思考せらる。

二

斯くの如きが故に產業の發展に就ては、僅に一少地方に限らるゝことなく又產業の僅の一種類に限らるゝことなく、總ての國民の歡迎する如く迅速に普及せらるゝことを必要とす。此の事業に就ては外國人の協力は避け難き事である、吾々は支那の產業の迅かに發展し、而して全く支那人自身に依つて運轉せらるゝことを希望するものなるが、然し乍ら吾々は其の初期に於ては全然支那人獨力を以て經營することを豫期することは出來ない。專門上の知識、機械の取扱、竝に財政上の事務に至るまで之に精通せる人材を得ることは、現在の支那に於ては猶不可能である、更に又外國の協力を得る事は決して有害に非ずして其の取極の條件は必ずしも支那の利益を損じ或は支那に於て有力なる工業者として永久に外國人の勢力を止むるが如き傾向を生ずるものに非ず、實際に於て現に外國人の商業上の利益は已に支那各地に於て其の根柢を深くし、所謂商業上の勢力範圍なるものを形成して居るが、外國人との適當なる協力は斯くの如き外國人の利益の發達を阻止し得べきものである、外國人との協力は從來適當に理解せられざりしもの、如くなるが、其の主なる原因は協力の方法が常に支那人に對して歡迎すべきものならざりしが爲である、從來に於ける多くの合同企業は普通一般に事務其の他に

就て外國人に餘りに多くの權力を與へたりしが、元來斯くの如き權力は外國の協力を必要とする特別の事柄のみに限るべかりしものである、例せば外國人の支那の工場に働きつゝある技師は僅に其の技術上の事柄に就てのみ發言權を有すべき筈であつて、其他の事には及ぶべからざる筈である、然るに彼等は屢々其の範圍を越えんとしたるが爲に支那人をして疑惑を抱かしめ、又嫉妬の念を抱かしむるに至つた、然れども此の事柄は支那人の同役が彼等自からの事務に就て餘に無知なるの結果より來りしものであつて、支那人と外國人との事業に關する考へが餘りに相違せる結果である、有態に言へば支那人の事業に關する經營は外國に於けるそれと非常に異り、極めて現代の制度と遠ざかり、外國人より見れば餘りに非事務的なるが爲に遂に、彼等は支那人の權力迄侵さんとするに至つたものである、

三

經營の才能及び近代的訓練ある支那實業家の僅少なることは總ての問題の根本に横たはる事實にして、斯くの如き人材を求める爲に支那の實業に就ては外國人の協力を求めることが最も容易にして、且つ支那に對して利益あるものである、斯く外人の力を借るに於ては外國の資本家をして安心せしめ、彼等をして不當なる干渉を其の事業に加へることなくして安んじて投資せしめ得るの利益がある、彼等外人は何處に於て、又如何にして產業上の機械等を有利に購入し得べきやを熟知し、如何に有利に事業を經營すべきやも明かに知つて居る、更に又彼等は外人の技術上の勝れたる技術者を其の技能を奪ふことなくして容易に雇ひ入るゝの途を知つて居る、斯くの如き事情なるが故に外國人の支那產業に於ける協力は決して排斥すべきものに非ずして、寧ろ歡迎すべきものであつて、此の事は支那人竝に外國人の兩者にとつて必要且つ有益である、今や支那に於ける工場經營者の階級は漸次に其の數を增し來れるが、然も其の多くは現代の產業に就ての理解なく、且つ又彼等の多くは極めて狹量である彼等は外國人の協力を排斥せんとするばかりでなく、更に又西歐の敎育を受けたる彼等自國の技術者をも排斥せんとするの傾向がある、惟ふに彼は之に就て嫉妬排擠の念を起す爲であらうが、斯の如きは決して支那の產業を發達せしむる途でない、支那は其の產業を全部悉く現代的組織經營の下に立しむるに至らなければ決して外國との競爭に堪へ得べきものでない支那の產業を發達せしむる責任は、其の一部分は固より政府に歸すべきで

あるが、然し乍ら其の大部分は支那現代の製造業者階級に歸せらるべきものである、而して現時の狀態に於ては外國人の協力を待つの外、支那產業に適當且有效なる發展方法は存しない、而して斯くの如き協力は現代の工場敎育を受けたる人材が多數產業に關係するに至らなければ、有利なる條件に於て之を遂ぐる事は出來ない、故に支那現代の製造業者等は斯くの如き人材を歡迎し、同時に彼等自から又斯くの如き現代の訓練を得る事に十分に努力し、而して外國の資本と協力とを有效に利用して、支那產業の發展を計るべきである、仔細に觀察すれば外國人の協力に依て決して損失若くは不利益を蒙るが如き事なく、却つて非常の利益を蒙ることなれば之に就て無用の疑惑猜疑の念等を懷くべきものではない。

（上海ジー、クラマダ）

支那鐵道の國際管理（下）

(Chinese Social and Political Science Review, March 1919 所載)

D. K. Lieu, B. A.

ベーカー氏案

A案、國際鐵路團

一、五國(英、米、佛、日、支)は各々此の鐵路團に代表者を選任し、各代表者の投票權は平等とすること。

二、上記五國は各々等額の公債を引き受け、若し割り宛てられたる額を支拂ふことの出來ない國がある時は、殘餘の公債は市場に出して一般公衆に應募せしむること。

三、公債の期限は五十年を超過せざること。

四、公債發行によりて得たる金額の用途は、(イ)東清鐵道、南滿洲鐵道、山東鐵道及び雲南鐵道の回收に充つ、但し此等の鐵道或は其の一部は、鐵路團の承認を經て、原管理者に管理せしむることを得、(ロ)新線路の敷設並に舊線路の延長及び改修、(ハ)他の一切の鐵道の公債償却にあつること。

五、鐵道の敷設には最も適當なる材料と、最も信賴するに足る技師とを供給すること。

六、借款が償却濟となる迄は、鐵路團は該借款を利用せる鐵道を管理することが出來る。鐵路團は其の事業を報告すべき義務あり、支那政府は各鐵道の收支を檢査することが出來るが、これに要する費用は支那政府の自辨とす。

七、鐵路團の承認を得る時は之等鐵道の經營を民間會社に轉托することが出來る。併し該民間會社には鐵道純益の五分の一以上を給與する能はず。

八、鐵路團成立後三十年以內は鐵路團が收集せる全收入は鐵道の用に供すること、三十年後は支那政府は右の收入及び其の他の政府の歲入を以て國際借款を償却することを得、但し償却額は每年全額の五分以上たる能はず。

九、鐵道の敷設及び營業期間內は傭人の任免及び俸給は鐵路團が規定すること、但し支那人を雇傭し得る時は支那人に優先權を與ふること。

十、運賃及び其他の業務は何國人に對しても偏頗あるを許さず。

十一、經濟上有利なる時は、鐵路團は支那に於ける製造業者(支那人製造業者の意か？)より材料其の他の物資を購入すること。

十二、支那政府は鐵道沿線の在留外人の生命財產の安全を保證すること、但し、必要の場合には鐵路團は如上の目的を以て看守或は護衞を雇用することを得と雖も右は一公里（支那の標準里）一人以上を置く能はず。

B案、國際鐵路公司

一、外國銀行團は國際鐵路團の重役會議に代表者を派遣す。

二、國際鐵路公司の公債が支那國外にて發行される時は銀行團はこれを請負ふこと。

三、本公司の資本は左の如き用途に充つること、（イ）必要と認むる時は既成鐵道全部を支那政府に代りて購入す。（ロ）新線路の建設（支那政府が支那の資本を以て新線路を建設する場合の他は、本公司以外の如何なる國及び團體も、支那に於て鐵道を建設する權利なきものとす）（ハ）既成鐵道の延長、修理及び設備の增設、（ニ）支那政府の承認を經て、他の團體よりの鐵道公債を回收す。

四、本公司は純粹なる一箇の管理團體とし、新線路の建設の爲めに使用する材料及び雇人は國別に拘泥せざること。

五、支那政府は本公司の資本をもつて建設せる鐵道幹線に局長を任命し、此等局長に該鐵道管理の全權を與ふること。

鐵道の敷設期間には本公司は一名の技師長を推薦し、營業期間には一名の總支配人を推薦すること。機械、運輸、會計、維持、供給各科長は技師長或は總支配人より局長に推薦し、局長はこれを任命すること、上記各科長は各科の使用人を技師長又は總支配人に報告すること。又右報告の謄寫を局長の手許に提出すること。

C案、千九百十九年の東支鐵道規約

一、國際委員會は米、佛、英、日及び支那五國より各一名宛の代表者を以て組織し、組織の日より五十年間は、本委員會の管理にかゝる鐵道の一切の外國人使用人の雇用及びその任期等は悉く委員會の管理の下に置くこと。

二、本委員會の外國委員は各國の財團より任命し、以て支那に財政的援助を與ふることを得せしむること。

三、回收すべき鐵道は、（イ）哈爾賓より長春に至る東清鐵道、（ロ）南滿洲鐵道、（ハ）山東鐵道、（ニ）雲南鐵道等とす。

四、上記の鐵道を購入する爲めに、本委員會は本案實施後の各鐵道及びその收入を擔保として公債を發行し、中華民國も亦その仕拂を保證すること。

五、本委員會は新鐵道の建設の爲に資本を提供するに先ち、先づ第一に交通總長の承認を得なければならぬ。

六、現在運用中の鐵道の擔保は、その所有會社と協定の上、本委員會がこれを保證或は回收し、各鐵道の經營は委員會の支配に移さればならぬ。

七、鐵道を建設するに方りては各國の技師に公開的に入札せしめ、交通部及び本委員會は、入札者の國籍に關せず

最も適當と認むる入札者の入札を採用すること。鐵道材料及び使用人に關しても同樣の方法を適用すること。

八、本委員會の發行した公債は本協約調印後五十年以內に償却すること。

九、本委員會は交通總長の承認を經て「執行秘書」を任命して會議の記錄を保管せしむ、執行秘書は佛國人若しくは日本人たること。「執行秘書」は本委員會の命令を實行し、必要と認むる助手を指名して、本委員會の任命を仰ぐこと。

十、各鐵道には一名の局長を置き、局長は交通總長これを任命すること。建設中の諸鐵道には技師長を置き、運用中の鐵道には總支配人を置くこと、右は秘書の推薦により本委員會これを任命す。鐵道を擔保とせる借款償却後は、交通總長は相當の支那人を總支配人に任命することを要求する權利あるものとす。

十一、A案の九に同じ。

十二、A案の十に同じ。

十三、A案の十一に同じ。

十四、A案の十二に同じ。但し若し支那政府がその義務を怠り、生命財產の安全を保證しない時は、本委員會は關印各國の諸によりてその代理をつとめ、生命財產の安全保證の手段をとること。

C案、施行細目

A案によれば全權は國際鐵路團の手中にあり、又B案は現在の幹線と大差なき組織を規定したものであつて、兩案ともにその詳細の計畫を述べる必要はない。唯だC案のみは今少しく考慮を要する。

一、（鐵道管理の組織、方法の形式を示した表）

二、執行部員は秘書これを指名し、本委員會はその任命を承認す。部員は專門の顧問よりなり、土木技師、機械技師、運輸專門家、會計、購買代理人、及び若干の助手を網羅すること。

三、各鐵道の局長は交通總長これを任命し、政府と他の諸團體との取引にあたり各鐵道を代表するものとす。總支配人並に技師長は、鐵道に關する萬般の事項を局長に報告し、局長は更に其の內の重要なるものを交通部に報告すること。

四、外國人部の一切の部長、例へば、總支配人及び技師長の如きは秘書より指名し、本委員會の承認を受くること。但し、總支配人或は技師長が其の任に堪へざる時はその職權を越えて橫暴を振舞ふ時は、交通總長はこれを免職する權を有す。

五、各部の下級使用人は各部々長これを指名し、秘書はこれをまとめて本委員會に提出しその承認を求むること。部長は下級使用人の行爲に就て責任をもち、且つこれを交替せしむる權限を有す。

六、各國人を混合する爲めに國籍の差別を無視すること。下級使用人が任命されたる時は、本委員會秘書は、部長の國籍外の外國人の國籍別の人名簿を作製し部長は該名簿より指名すること。

七、（各鐵道の組織系統）

C案の說明書

一、支那が本案の實施に影響を及ぼすことなくして、支那の內政に對する外國の勢力をなるべく速かに驅逐することが出來るやうに期限を定むること。

二、（缺）

三、支那國內の全鐵道は悉く支那政府の所有であることは勿論であるけれども、東支鐵道の二區は西伯利（西伯利鐵道の意か？）の管理の下にをき、雲南鐵道も亦獨立系統とし、南滿洲鐵道は從來通り朝鮮鐵道系統に屬することゝなるであらう。然れども是等の諸鐵道は運賃率、運賃取扱及び會計を政府に報告すべきものとす。

四、（無し）

五、政治的に重要なる鐵道は商業上には重要でなくとも速かに建設しなければならぬ。その區別は支那政府の權限に屬するものとす。

六、目下運用中の鐵道は左記の諸理由により此の一般的系統に編入するを至當とす。

イ、これにより全國の鐵道系統を正當なる順序をふんで發達させることが出來る。

ロ、これは借款の利息仕拂の保證とすることができる。

ハ、鐵道材料、設備及び經營法を一定の標準に統一することが出來る。

ニ、支那に於ける消費貨物の生產を促進することゝなる。

ホ、多量の物資を購入するに方りて巨額の節約となる。

ヘ、新線路の終點には最適の地點を選び、最適の港灣の附近にはこれを選ぶことができる。

ト、現在の鐵道を新線路の支線として使用することが出來、又運輸を調和することが出來る。

チ、運輸の調整が極めて容易である。

七、本案の目的は支那をして自國を保護せしめ、且つ支那の多量の物產を世界の市場に供給せしめ、以て支那及び諸外國に平和と繁榮を齎すことにある。

八、本案の成否は全然かゝつて列國と支那との眞率なる協同にある。本案が成功せば、支那鐵道に於ける外國の勢力範圍は廢棄され、外國は今後は支那の鐵道を彼等の私有物と見做さなくなるであらうとの希望を吾人は今日より支那國民に抱かせることが出來る。

說明——上に揭げたるは「公言報」紙上に現はれたベーカー氏案の漢文からの重譯である。組織表及びC案以外の細目並にC案說明書の二及び四は原飜譯者が省略したのである。林長民氏も國民外交協會 People's Diplomatic Association に於ける演說で此等の案の概要を擧げてゐるが、氏の概要はその主要點に於て本文と一致してゐる。尙吾人はベーカー氏との會見によりて、此の漢文は枝葉の點に於て若干誤解があるけれども大體に於て正確であ

ることを發見した。予は其の時種々交渉して見たけれども、ベーカー氏は目下交通部顧問の地位にあるので職責上氏の原案の寫しを公表することは出來ぬとて私にそれを見せて呉れなかつた。メーヤー氏案は氏が各線路に外人幹部を配置することを提議したといふこと以外にまだ全部は翻譯されてゐない。尤もこれとて氏が少しも固執してゐるのではないとのことであるが、吾人はこれは最も興味ある點であるから、これを次號に採錄することにした。大阪新聞の報道よりも「公言報」所載の方が完全であり且つ正確であるから本文の翻譯には後者を採用した。

(以下は The Chinese Social and Political Review, June 1919 所載の分である)

本論文の前半を印刷に附して以來、鐵道國際管理問題につき幾多の重要なる事件が起つた、從つて本論文を完全なものとする爲めに此等の事件を無視する譯には行かない。此等の事件の內で主要なるものは(一)大成(Tai-Sung?)銀行團の組織、(二)參議院議員何淼森氏の鐵道國際管理反對法案提出、(三)支那鐵道を國際管理に附せんとする提案を中英公司が巴里講和會議に提議したこと等である。又これに對して葉恭綽氏及び王景春氏が支那政府に對して反對の提案をした。これはその全部を後に揭げるつもりである。葉氏及び王氏は當初より此の問題に關係してゐた人であるに拘はらず未だ明確な意見を發表して居らぬから、兩氏の提議は讀者にとりて甚だ興味あるものと信ずる。唯だ遺憾ながらこの電文は甚だ判讀に困難である。

大成銀行團

千九百十九年三月一日に若干の支那資本家が梁士詒氏の邸に參集した。此の時梁氏は支那の產業及び鐵道特に後者に資本を供給する爲の支那銀行團を組織せんことを提議した。此の提議は熱心なる贊成を得て忽ち總額一千五十五萬弗の資本が集つた。その內譯は次の如くである。

中國銀行	三百萬弗
交通銀行	三百萬弗
滙業銀行(Exchange Bank)	二百萬弗
金城銀行	百萬弗
鹽業銀行	五十萬弗
新華銀行	三十萬弗
大成銀行	三十萬弗
北京通商銀行	十五萬弗
中佛銀行	十五萬弗
Bank of Five Races	十五萬弗
總計	一千五十五萬弗

此の他此の時の會議には代表者を列席せしめなかつたけれども今後資本醵出を申し込むかも知れない銀行もある。又北京に支店を有せざる銀行は此の表にのつてゐない。若し此等を包括せば總額は優に一千五百萬弗に上るだらう。

これと同時に銀行團組織に關して左の如き試驗的計畫案

が採用された。

一、銀行團の名稱は大成銀行團とす。

二、本銀行團の目的は、鐵道、鑛山、汽船航路、工場等に資金を融通するにあり、特に鐵道に注意を拂ふべし。

三、資本總額は一千萬弗を超過せざること。(申込金額は既にこの額を超過してゐるから資本は二千萬弗に增加されるかも知れない。又既に申込んだ銀行は他の銀行の爲めに申込額を減少するも可なり)

四、本銀行團は專ら政府裏書せる公債並に政治的性質を帶びざる公私債に應ず。

五、役員は會長會計及び秘書とす。

六、理事會は本團の一切の事業を積極的に管理するものとし、其の承認を經ざれば一切資金を支出せず。

七、本團の一切の取引は英貨磅にて行ふこと。

又資本其のものは之等の投資に全部消費するのではなくて、たゞ前拂として用ゐられるものなることもわかつた。何となれば梁士詒氏によれば鐵道公債の最高額は六十萬弗乃至七十萬弗を超えてはゐないからである。從つて此の資本はその二割五分の範圍まで拂込めばいゝのである。外國銀行も本團と協同しても差支ないのであるが、此の場合には本團より共同會計係を推薦し、鐵道會計を司る外國銀行には梁士詒氏の起草せる趣意書によらしめることゝする。右趣意書には、本團は外國銀行を連名にて裏書せしむるもよく、又支那銀行の爲めに裏書せる外國銀行團と合同するも可なることが認めてある。又漢字新聞の傳ふる風說によれば、當銀行團の一有力者は資本金の六割を種々の名義で日本人に割り宛てる意嚮だとのことであるが、吾人はこれが事實でないことを希ふものである。

其の後數回會議が催されて、資本申込總額は、吾人の知れる範圍に於て一千八十五萬弗に上つた。百萬弗以上を申込んだ銀行から二名宛と百萬弗以下の銀行から一名宛との代表者をもつて成る創立委員が組織され、梁士詒氏がその會長となつた。又本銀行團の組合規則を起草する爲めに三名の起草委員も任命されたが其の後の事情に關しては今後論評する機會があるであらう。

參議院に提出せる何氏案

三月十四日參議院議員何焜森氏は政府に對し鐵道國際管理反對を要求する案を參議院に提出した。同案の內容は、鐵道國際管理論の主要點は全國の鐵道の敷設及び管理を外國の資本團の下に合體統一せんとするものであつて、これは事實上支那全國の既成未成の鐵道の所有權を國際資本團に讓渡せんとするものであると言ふにある。國際管理論者は國際管理案の長所として勢力範圍の廢止、貨幣の平等、新線路擴張の促進の三箇條を擧げてゐる。右の主張に對し何氏は五箇條の反對理由をあげてゐる。第一に各借款を合一する時は支那は鐵道を回收することが出來なくなる。之れに反し、白耳義よりの京漢鐵道借款の如く、又米國よりの粵漢鐵道借款の如く各國より別々に借款せるものはこれを返濟して鐵道を我國の所有とすることが出來る。第二に

新線路敷設に方り、甲國は他國よりも多數の技師を派遣せんとし、乙國は他國よりも巨額の材料を賣り込まんとして各國間に紛爭の生ずるは避くべからざることである。加之各國はそれ〳〵自國の勢力範圍に新線路を敷設することを希望し、他國の勢力範圍に敷設することに反對するを以て新線路敷設の促進の如きは夢想に過ぎない。第三に貨銀の平等の如きは全く所期することが出來ない。國際財團は支那に外國の生產品を入れる爲に輸入業者には便利にして輸出業者には有利に貨銀を定めるだらう。第四に國際管理は支那の軍隊の行動に支障を來す。今回の國際聯盟は弱國に對し十分なる保護を與へるであらうから、支那が外國と交戰することは豫期することは出來ないが不幸にして支那に內亂が勃發することあるときは、外國が軍隊の運動に干涉することは甚だ好ましからざることである。これ外國は何れかの黨派に間接の援助を與へることになるからである。第五に而して最後に鐵道資金を外國銀行に保管することは支那財政の國際管理と何等異るところがない。斯くの如く吾が國の陸軍、財政、並に商業は悉く外國に管理されることゝなる。如上の理由により參議院議員何氏並に同氏の案の賛成者等は政府に對し直ちに吾が國の巴里講和委員に打電して鐵道國際管理に反對せしめ、且つ交通部に訓令して鐵道利權を保存する爲に根本的手段を採用せしむるやう要求した。

同案は參議院議長李盛鐸氏の任命せる、陳懋鼎氏を委員長とする七名の特別委員に附託され、同委員會は三月二十二日右に關する報告を出した。右報告によれば政府は既に巴里にある外交總長陸徵祥氏に打電して、外交委員會より送附した提案の提出を差控へしめたが、所謂鐵道國際管理案なるものは、列國が鐵道を沒收すると何等選ぶ所なきを以て、參議院は其の態度を表明し外國人にして再び斯かる問題を提起せしめざるやう努めねばならぬとある。此の動議は參議院出席議員八十九名中七十七名の多數をもつて可決された。

中英公司より巴里會議に送附せる秘密覺書

中英公司から秘密に講和會議に送つたとの評ある覺書の要綱が五月二十日の北京諸新聞に巴里電報として報道された。右覺書はその序文に於て次の如く述べてゐる。支那鐵道借款の大部分は遠かに其の元金を仕拂はなければ支那政府は甚大なる財政的苦境に陷るであらう。英米兩國の商人が支那鐵道改善の意志を有することは支那人の夙に熟知せる所であり、且つ支那人は英米兩國の援助によりて露國、佛蘭西及び日本をして其の所有せる線路卽ち、南滿洲鐵道、東支鐵道、雲南鐵道及び山東鐵道を拋棄せしむることが出來ることを知る。猶ほ支那は以前の一切の鐵道借款を一の國際借款團に合一し、一切の鐵道の管理を統一し以て外國の勢力範圍を撤廢することを希望してゐる。又彼等は鹽務署の稽該所の如き特別局を新設して全國の鐵道を管理せんことを希望してゐる。

同覺書は尙曰く、斯る計畫は政治的障碍が閑却され居る時に於ても尙大なる財政上の難局を處理せしめ得るものである。外國人の所有にかゝる線路の回收には五千六百五十萬磅の金額を要し、其の他の線路の一切の未濟借款の仕拂には三千二百萬磅を要する。之等を悉く仕拂ふには一億磅の公債を發行せねばならぬ。右金額の中幾千を舊公債を以て支辦し、幾千を現金を以て支拂はねばならぬかはかゝつて公債引換條件の如何にある。若し上記の案の原則が英、米、佛、日の資本家の同意する所となれば、此等鐵道の管理行政の方法に就いての疑問が直ちに起つて來る。吾人の見る所によれば外國の利益を調和する爲めには國際管理局を設けるのが最も適當であると信ずる。何となれば或る一人を支那鐵道の管理者として任命するやうに列國を同意せしむることは不可能だからである。かゝる目的の爲に吾人は次の案を提出せんとするものである。

一、中華民國交通部は其の鐵道管理權を國際管理局に交附するものとす。國際管理局は交通總長交通次長及び英、米、佛、日より各一名宛の代表者を以て組織す。交通總長及び交通次長は鐵道長官たると同時に其同支配人とし、露國及び白耳義の利益は當分佛國をして代表せしむ。

二、管理局は本部を北京に置き、鐵道行政に關し支那政府並に外國の出資者に對し責任を負擔するものとす。

三、管理局は支那人外國人各一名宛の秘書並に其の他の必要なる助手を設き、鐵道に關する巡廻監督及び會計檢査官をおくものとす。

四、管理局書記は鐵道に關する需要品の大部分を購入する義務あるものとし、右購入は公開入札によるものとす。

五、支局員（支局とは各鐵道の事務所をさすものゝ如し）は凡て管理局これを任命し、その俸給及び休暇には一定の標準を設く。

六、管理局の外國人の役員の俸給は代表銀行の利息より仕拂ひ、支那役員の俸給は鐵道收入より支拂ふものとす。

七、管理局は鐵道に關する一切の收入及び支出を管理し鐵道に新に追加投資をなすの權限を有し、毎年一回會計報告をなすものとす。

吾人の計畫せる國際管理局の案は上記の如くである。然れども支局（茲では明に各鐵道のことを指す）の國際管理は甚だ困難なる問題である。各鐵道は皆複雜な關係を有し、言語及び設計も同一でない。これを解決する唯一の方法は各鐵道に管理本處を置き現在これを管理せる國から一名の人を選んで督辦に任じ、其の他の列國からはそれ〳〵代表として助手を任ずることにある。各鐵道の管理處督辦は鐵道開通前には技師長これを任じ開通後は支配人これを任ずることゝする。支那人は外國人を支配人とするを好まぬであらうが、滬事鐵道の例から判斷すれば　これ以外に方法のないことがわかるであらう。今尙鐵道管理權が支那人督辦の手中にあるものもあるけれども、鐵道管理に經驗なく從つてその聲威は行はれてゐない。假令督辦が有能の人であつても、支那人では上官からの不合理な要求を拒絶することができない。故に督辦の職には不適任であると言はね

ばならぬ。これを避ける爲めには支那人督辦と同格なる外國人の部長を置く必要がある。各鐵道には會計部長、技師長、運輸部長、機關部長、倉庫部長の五部長を置き、是等部長の下に主として支那人よりなる役員を置く。

右覺書には各鐵道の外國人職員の配置が定めてある。現在では十三の鐵道があり、是等鐵道は各々總支配人一名、各部々長五名宛を置き其の總人員は七十八名である。右七十八名中英國人二十二名、米國人二十名、佛國人十六名、白耳人九名、日本人九名、露國人二名とし、猶其の他の職には多數の外國人を就かしめることゝするのである。右の配置表は大體に於て以前メーヤー氏の擧げたものと一致して居る。故に比較參照の爲に本論の結尾にメーヤー氏の案を附錄として揭載してをいた。

葉恭綽氏及び王景春博士よりの電報

五月二十六日葉恭綽氏及び王景春博士は大總統、國務院、外交委員會、財政委員會、交通部及び鐵路協會に宛てゝ左の如き電報を寄せて來た。

近來熾に鐵道問題が論議せられてゐるがこれは洵に至大なる問題である。生等は渡歐前右問題に就いて若干耳にする所あり閣下に卑見を具陳したことがある。生等は日米兩國を經て渡歐の途上、各所に於て、右問題に關する報道並に輿論を蒐集し、歐洲到着後吾が國の講和委員は再び右問題に關する公電を生等に示し且つ歐洲に於ける形勢並に國內に於ける輿論を知らして呉れた。此等に鑑み生等は、從來異りたる見解を持し來りし人々が此の際速かに一定の政策に同意することを絕對に必要なりと信ずるものである。抑も鐵道國際管理問題を會議に提出するには二種の方法がある。卽ち生等自らこれを提出するか外國人がこれを提議するかである。然るに若し吾が國に一致せる政策無からんか、吾國は自らこれを提出すること能はず、又外國人がこれを提出するとき、よくこれに處することが出來ず、外國人の意のまゝになりて拱手傍觀せねばならぬことゝなる。各國の銀行代表者は目下巴里に會議してゐる。これ我が國が一定の政策を採用すべき千載の好機である。

吾が國民の各種の意見はこれを要約すれば、勢力範圍の廢止は希望するけれども、鐵道の國際管理には反對であると言ふにある。吾が國民は國內の狀態を改善せんとする意志に於ては完全に一致してゐるものであるが、何の點に重きを置きて改善を行ふかといふ點で意見が岐れてゐるものである。事實上、勢力範圍の廢止と國際管理反對とは矛盾してゐる。吾人が勢力範圍の廢止を欲するは、支那に於ける不當なる外國勢力の發展を避けんと欲するからである。若し政治的性質を有する鐵道（外國人の管理せる鐵道の意か？）を一國勢力下より取りてこれを數國の協同勢力の下に置くことが出來、且つ新鐵道を吾國に好都合なる一定の案によりて協同經營することが出來れば、多くの外交上の紛議を避くることを得、且つ鐵道の發達は今よりも一層顯著なるものがあるであらう。これ吾國にとりて此上なく慶事である。然れども此の國際管理案はベイカー氏並に其の

他の人々の提案せる如きものであつてはならぬ。かゝる案は自然國民の反對を招き、之れを實行することは出來ないのである。現在に於て重要なることは實行可能にして同時に國民に容れらるゝが如き吾國自らの案を成るべく速かに樹てることである。此の目的を以て生等は次の如き提議を敢てせんとするものである。

一、政府若しくは民間會社と外國人との間に締結された從來の鐵道協約は、契約の性質並に協約締結の理由如何を問はず、一切これを無効とす。(但し五に屬する鐵道は此の限りにあらず。)而してこれに代ふるに、二、三及び四に於て示せる取極めをなし、各會社は今回無効とさるべきものゝ如き利權の讓歩をなさゞることに同意すべし。

二、外國と借款を契約する際には支那政府は同時に外國銀行團全部(こゝで銀行團といふのは現在の銀行團のことではなく、支那の鐵道借款に關係ある國の全銀行組合のことである)と交涉し、其の中の一と別々に交涉すべからず。然れども若し或る一國の銀行團が他の銀行團に優る條件を提出せる時は吾が國は、他國の申込を拒絕して該銀行團の提議を採用する權利あるものとす。若し斯かる條件を提議せるものが一國以上ある時は、同一の提議をなせる諸國間に借款を分割すべし。又他の諸國がこれにならひて同一條件に修正せんと欲する時は此等諸國にも借款の割前を與ふべきものとす。

三、既に記名濟となりて未だ實出を開始せざる公債は全銀行團の借款團に移すものとす。支那政府は鐵道線路の分合存廢並に新線路敷設命令を全銀行團代表者會議に於て決定せざるべからず。右の如き手續により一度び決定されたる線路は、實行上困難なる場合の外はこれを變更すべからず。若し實行困難なる爲めに當初の決定を變更する場合には先づ政府の承認を經ざるべからず。

四、支那領内に於ける外國と支那との合辦鐵道及び外國專管鐵道は支那政府に回收し、回收資金は全銀行團より協同出資し、回收條件は各別に定むべし。

五、京奉線及び其の他の既成鐵道は現在のまゝに放置すべし。

右の案によれば粵漢鐵道の如きに就いては何等問題は生じない。四項に屬する鐵道にありては、假令國際管理に附せらるゝとも吾が國に利益がある。

上に記する所は吾國と借款銀行との關係に就いての提議である。鐵道管理の統一はこれとは全然別問題であつて、右に關しては吾人は夙に一定の政策をもつてゐなければならぬ筈である。かゝる政策を規定する一助として生等は次の如き建策をなさんとするものである。

一、四川漢口鐵道に對しては各方面の專門家を聘して敷設工事、機關車、材料及び運輸系統に標準を設くるものとす。

二、鐵道會計を完全に獨立せしめ、專門家をして會計を檢査せしめ、一定時期にこれを發表せしむ。鐵道より得たる剩餘利益はこれを他の目的の爲めに支出することなく、特別銀行を組織してこれに保管するものとす。

三、鐵道敷設並に材料購入の契約は第一項に擧げたる標準を採用すべし。物資の購入は凡て公開入札によるべしと雖も、內地產のものに優先權を與ふるものとす。軌道、機關車、車輛等を供給する爲めに工場を新設すべし。

四、支那政府は料金及び軍隊輸送に適當なる車輛及び機關を決定するの全權を有す。

五、特別鐵路局を新設するや否とは、其の時の必要に應じてこれを決定すべし。若しこれが新設せられたる時は、イ、執行部、ロ、會計檢査部、ハ、設計委員會の三部を設くべし。(設計委員會とは新線路の敷設を設計する意味ではなく管理委員會と言ふ程の意味である。)會計檢査部には多數の外人を列國より公平に採用するも可なれども執行部は全部支那人を以て組織すべし。但し少數の外國人專門家を聘傭することは此の限りにあらず。同委員會は最高行政官並に支那人及び外國人の專門家をもつて組織するものとす。

六、支那人及び外國人の中級傭員の採用は文官試驗制度に準じてこれを行ひ、賞罰及び俸給昇額規則は追てこれを定む。

七、支那人は各般の鐵道事務に方らしめ、他日鐵道傭員の全部を支那人たらしむべし。或る一外國語を選みて、これを全鐵道に使用すべし。鐵道警察は全部支那人によりて組織し監督すべきものとす。

其の他枝葉の點は後日これを決定することが出來る。生等の意見によれば上記の案は吾國に有利なる點を悉く包含するものであつて、これを除外する時は吾國に不利なるものと信ずるものである。加之上記の案は三月十日附の國務院よりの電報に述べられたる案と多少一致してゐるやうに思はれる。然れども全世界の金融狀態は目下甚だしく逼迫してゐるから、此の問題の解決が可能なるや否かは不確かである。國內に於て多くの立派な案が提議されてゐることとは信ずるけれども、生等の卑見にも幸にして一顧を與へられんことを希ふものである。且つ又生等に今後のことを處理し得るやう遠かに回答を與へられんことを希望するものである。

メイヤー氏案に於ける國際職員割當表

鐵道名	總支配人	技師長	會計部長	運輸部長	機關倉庫部長
一、東三省	露	露	佛	佛	米
二、南滿	日	日	英	米	日
三、京奉—津浦	英	英	英	米	米
四、滬寧—滬杭甬	英	英	米	米	英
五、湖廣—廣九	英	英	米	日	英
六、京漢—正大	佛	佛	佛	白	白
七、海蘭	白	白	白	佛	佛
八、浦信	英	英	米	英	佛
九、漢口—宜昌線	米	米	英	米	英
十、四川	佛	佛	白	米	米

十一、雲　南　佛　佛　白　英　佛　白　總　計　米二　英三〇　佛二六　白一〇　日九　露三
十二、京　綏　米　米　英　佛　日　白　（完）
十三、山　東　日　日　英　米　米　日

煙酒借款契約書

千九百十九年十一月二十六日北京に於て總理靳雲鵬及財政總長李思浩に代り代表せらるゝ中華民國政府（以下單に支那政府と稱す）を一方の當事者とし、亞米利加合衆國紐育洲の法律に依り登錄を受けたる「バシフイツク、インダストリヤル、デブエロプメント、コンパニー」（以下單に會社と稱す）を他の一方の當事者とし、兩者間に契約を締結することと左の如し。

第一條　支那政府は亞米利加合衆國に於て普通に用ひらるる標準質量にて金貨五百五十萬弗を借受けとんし、會社は本契約の規定に從ひ前記の米貨五百五十萬弗を支那政府へ貸付けんことを應諾しとり、因て支那政府は該借入金を軍隊解散を實行するに付必要なる軍事費の仕拂ひ及期間の滿了すべき債務の辨濟に使用すべきことを茲に聲明し、尙ほ軍隊解散費に割當てられたる右借入金の一部を公平に分配すべきことを擔約するものなり。

第二條　前記支那政府の借入れたる米貨五百五十萬弗の借欵及び之に關聯して發行さるべき公債證書は支那政府の直接債務を構成するものにして、同政府は該借入金及公債證書の元金利子を相違無く支拂ふこと及び以下に列記する契約事項を履行するに付誠意を以て之に當ることを誓約す。

イ、前記支那政府の借入れたる五百五十萬弗の借欵は支那政府公債證書に依り保證せられ該公債は名稱を「千九百十九年中華民國政府二箇年償還六分利公債證書」と稱せらるべし、尙該公債證書は亞米利加合衆國駐劄支那公使顧維鈞若くは代理公使容揆之に署名し、支那公使館の印章を押捺し且つゝゝゝゝゝ銀行（以下單に銀行と稱す）の立會署名あるべきものとす。

前記公債證書の日附は發行の日として一千九百十九年十一月一日たるべく、償還期は千九百二十一年十一月一日たるべし。

元金若しくは利子は亞米利加合衆國に於いて普通に用ひらるゝ標準質量の金貨を以て支那政府之を償還し若くは仕拂ふべし。

前記公債證書の額面金額の種類は各額面一千弗にして發行の日より起算して、年六分の割合による利札を添付す、利子は毎年二回即ち六月一日及び十二月一日に利札の持參人に對し之を仕拂ひ利札の仕拂及び公債の償還事務は紐育に於ける前記銀行の代理店に於て之を取扱ふものとす、尚ほ右公債證書及び利札は本契約の條項に從ひ發行せられたるものなることを該證書及び利札に記載することを要す。

前記公債證書の樣式は「千九百十八年中華民國政府三ケ年償還六分利公債證書」の樣式と同一なるべく但だ本契約の規定に從ひ記入を爲す部分にのみ少しく變更を加へらるべし。

支那政府が前記公債元金の全部若しくは一部を償還せんとするときは利子の仕拂期日毎に額面價格を辨濟して之を爲すことを得、斯の如き償還が千九百二十年十二月一日若しくは以前に行はるゝ場合には支那政府は一定利子の外に更に五厘の割增金を仕拂ひ、千九百二十年十二月以後は二厘五毛の割增金を仕拂ふことを要す、然れども償還の何れの場合にも支那政府は亞米利加合衆國に於ける同國公使を經て銀行に對し三十日の餘裕を與ふることを要し、而して銀行は紐育市に於て發行する二箇の英字新聞を選擇し少くとも一週一回四週間に亘り之に廣告を揭載することを要す。

支那政府が前記公債の一部のみを償還せんとする場合には會社は抽籤により之を爲し當籤したる公債證書の數を新聞紙に廣告すべし、支那政府は該廣告の新聞紙に揭載せらるゝ前に其償還に必要なる金額を銀行に提供すべし、償還ありたる場合には其都度會社は書面を以て駐米支那公使に對し抽籤に附せられ償還されたる公債證書の數を報告すべし、當籤したる公債證書は之に關する廣告の揭載されたる日より日子を附することを中止さるべきものとす。

償還の爲め公債證書が當籤したるとき、其公債證書は直ちに之を抹殺し在米支那公使館に引渡さるべきものとす。

ロ、支那政府は公債證書の利子の仕拂を爲すに充分なる金額を其仕拂期日より少くとも十日以前に會社へ向け送金することを要す、又公債證書の償還及利子仕拂を爲すに充分なる金額を其仕拂期日より少くとも十日以前に會社へ向け送金することを要す。

ハ、支那政府は鐫版を以て印刷したる本證券の完成する迄額面一千弗若くは其他額面の假公債證券を部數に編數を附せずして印刷すべし、此等の假證券は本證券が完成せられ、之と取換へらるゝ迄は本證券と同一の効力を有するものなり、假證券の樣式は本證券の樣式と同一たるべく只異れるは其證券が假證券なること及び本證券と引換に使用せらるゝものなることを表示せる點のみなりとす、支那政府は會社の承諾を得たる樣式にて直に鐫版印刷の本證券の製作に着手し、假證券と引換に本證券を會社へ引渡し得るやう準備すべし。

二、前記公債證書は駐米支那公使と會社との間に協議を遂げたる上米國に於ける一個若くは數箇の株式市場にて之を發行することを得るものとす。

第三條　前記五百五十萬弗の借款は酒及煙草の管理より生ずる全收入を擧げて其元金及利子の仕拂に直接充當するの計畫を以て借入れたるものなり、但し本契約以前の負債及債務にして既に煙酒管理より生ずる收入を以て其辨濟に充當し、未だ償却されざるものは其履行を妨げざるものとす。

前記五百五十萬弗の借款は其元金利子の仕拂に付ては煙酒管理より生ずる收入を抵當物とする點に於て今日以後生ずることあるべき總ての債務中優先權を保有するものなり、前記五百五十萬弗の公債が償還せられざる間は該公債と均等の優先權を有する如き借款を爲さず、又將來に於て煙酒管理より生ずる收入を抵當物として借款を爲すことあるときは必ず先づ本契約の借款あることを條件とすべし、支那政府は尙ほ本契約に規定されたる任意引受の期間内には如何なる借款に對しても本契約に規定せると同一の煙酒管理より生ずる收入を抵當物とすることなかるべきを聲明す。

支那政府は本借款に充當したる煙酒管理より生ずる收入の年額が銀二千萬弗を超過すべきことを聲明す、尙ほ同政府は前記公債の元金及利子の仕拂を爲すに充分なる金額を前記收入より取除くべし、更に又同政府は本借款契約の存續期間中何時たりとも又如何なる場合に於ても煙酒管理より生ずる收入の純受入高が五百五十萬弗の元利仕拂に不足を生ずることあるときは他の收入より其不足を補充すべきことを聲明す。

第四條　會社は前記公債を引受け若くは他の會社と共同して之を發行するの權利を有す。

支那政府は會社若くは其代理店に於て生ずることあるべき銅版印刷領收證の發行に關する費用全部を負擔すべし駐米支那公使は前記公債發行の趣意書作成に關し會社若くは其代理者と協力すべし。

第五條　前記公債證書及之に附屬する利札竝に本契約に規定せる五百五十萬弗借款の元金利子に關する總ての仕拂高及受入高は平時に於ても戰時に於ても支那政府の賦課する公課省稅及地方稅より免除せらるゝものとす。

第六條　支那政府は前記五百五十萬弗借款公債の賣上高の中百弗に付九十一弗を自己の所得とし尙ほ千九百十九年十二月一日より公債證書の賣上高が支那政府の貸方勘定に記入せらるゝ時迄其期間に對する一定の利子を受くべし、若し會社が公債賣上の內百弗に付九十一弗を超ゆる金額を受取りたる場合には其超過額は會社の所得とし、支那政府は之に對し何等の不同意を申出でざるべきものとす。

第七條　本契約が署名され當事者双方に引渡され、且つ假證券が署名され引渡されたる後會社は五百五十萬弗の公債證書の代金を銀行に手交し、銀行は之を支那政府の貸方勘定に記入すべし、支那政府は本契約第一條の規定に

從ひ該代金を利用すべきことを約するものなり。

會社及銀行は前項の金額より支那政府が如何なる引出を爲すも之に對して責を負はず、銀行は駐米支那公使顧維鈞若くは同代理公使容揆の正當署名ある銀行小切手に對し仕拂を爲すべく尙ほ會社及銀行は前記金額の使用に關し何等の責を負はず又何等賠償の義務なきものなり。

第八條　公債證書若くは其利札が紛失し窃取され又は滅失したる場合には會社は在米支那公使館に其旨を通告し、支那公使館は會社に對し一個若くは數個の新聞紙に該公債元金の償還又は利子仕拂を停止すべき旨公告を爲すこと及び亞米利加合衆國の習慣に從ひ適宜若くは必要なる措置を執るの權限を附與すべし。

公債證書又は其利札が滅失したる場合若くは窃取され又は紛失したる公債證書又は利札が會社の指定したる期日を經過するも發見せられざる場合は支那公使若くは同代理公使は原證券と同額の副證券副利札を作成し之を會社に引渡すべし、會社は之を其所有者に手交し、充分なる證據及代償を徵すべし。

第九條　公債利子の仕拂及公債元金の償還事務取扱上會社は支那政府より利子仕拂に關しては五厘元金償還に關しては二厘五毛の口錢を受くるものとす。

第拾條　支那政府が其煙酒管理の改造事業を補佐せしむる爲米國人を雇入れんとするときは會社の承諾を得て千九百十九年十二月一日を以て米人一名を煙酒局次長（會辦）に任命すべし、同次長の任期は少くとも三ケ年たるべく其權限は支那政府が財務署次長に與へたる權限より以下ならざることを要す。

第拾壹條　支那政府は本契約締結の日より七ケ月以内に二千萬弗を限度とし、本契約の公債證書と同一の額面金額及同一の條件にて追加公債を發行すべきことを聲明す、煙酒管理より生ずる全收入を擧げて元金の償還利子の仕拂に充當するの規定及本契約の借款竝に本契約以前に爲したる借款及生じたる債務にして煙酒管理より生ずる收入を擔保と爲したるものあるとき其履行を妨げざるの規定も亦本契約と同じ。

支那政府は會社が本契約の日より七ケ月以内に五百五十萬弗公債引受に關する本契約の規定と同一條件の下に前記二千萬弗の追加公債の全部若くは一部の引受を爲すことに同意す。

銀行が任意引受を遂行せんとするときは支那政府は前記追加借款を成功せしむる爲め必要なる契約を爲すべきことに同意すべし。

右に關し新たに契約を締結する場合其條件は大體に於て本契約と同一なるべく、只借款の金額が比較的多額なるを以て其目的に適應せしむる爲め多少の變更あるべし、斯の如き場合會社は本契約に基き發行せられたる公債償還に使用する爲め新借款の金額を五百五十萬弗迄增加するの權利を有す。

本契約の日より七ケ月以内に會社が在米支那公使館若しくは在北京支那財政總長に對し一部若くは全部の任意引

受を遂行すべき旨通告したるときは其引受は履行されたるものと見做すべし。

會社は新借款の元利仕拂事務を取扱ふべき銀行を指定すべく銀行指定せらるれば該銀行は新借款に關する受入仕拂に付中華民國財政總長の訓示を實行すべきものなり。

第拾貳條　支那政府の代表者は五百五十萬弗の借入を爲し之に關して公債を發行し本契約が作成せられたるは支那政府より與へられたる正當權限に依るものにして且つ中華民國の憲法及法律を遵守し何れの條約若くは契約と矛盾せざることを聲明す。

第拾參條　本契約書は英文を以て同文參通を作成し、壹通は支那政府之を保有し、壹通は支那政府の手に依り其外交部を經て之を在北京米國公使館に送付し、殘餘の壹通は會社之を保有す。

本契約書は冒頭記載の日北京に於て支那政府總理靳雲鵬及同財政總長李思浩支那政府に代り之に署名し內閣の印章及び財政部の印章を押捺すると同時にバシフイツク、インダストリヤル、デヴエロプメント、コムパニーの正當代表者之に署名す。

中華民國總理

中華民國財政總長

バシフイツク、インダストリヤル、デヴエロプメント、コムパニー

代表者取締役

追加契約書

千九百十九年十一月二十六日中華民國政府及バシフイツク、インダストリヤル、デヴエロプメント、コムパニー間に締結せられたる契約に關聯して支那政府は煙酒管理の收入見積を左の通り豫測す。

煙酒管理より生ずる收入は將來必ず增加すべし、故に該收入を擔保として借入るゝことを得べき金額は千九百十九年十一月二十六日に締結したる契約の金額を超過すべく又該契約に規定したる任意引受に充當したる金額をも超過すべし。

支那政府はバシフイツク、インダストリヤル、デヴエロプメント、コムパニーをして追加借款を引受けしむるものなり。

千九百十九年十一月二十六日

中華民國總理

中華民國財政總長

バシフイツク、インダストリヤル、デヴエロプメント、コムパニー

取締役

總支配人

契約附屬書

千九百十九年十一月廿六日中華民國政府及バシフイツク、インダストリヤル、デヴエロプメント、コムパニー間に締結せられたる契約書第拾條に規定せられたる煙酒局次長として一名の米國人を雇傭するの件に關し左の通り規定す。

バシフイツク、インダストリヤル、デヴエロプメント、コムパニーが追加借款の引受を爲さず、其他の個人若くは團體が煙酒の收入を擔保として貸付を申出づる場合あ

りたるときはバシフイツク、インダストリヤル、デヴエロプメント、コムパニーは本契約の日より壹ケ年を經過したる後前記煙酒局次長雇入に關する承諾の權利を拋棄すべし。

千九百十九年十一月二十六日

バシフイツク、インダストリヤル、
デヴエロプメント、コムパニー
取役

交通狀態

京綏鐵道及其附近

宇高芳隆稿

第一　京綏鐵道
第二　自動車經營
第三　陸運機關

第一京綏鐵道

一、沿革

京綏鐵道とは京張、張綏兩鐵道を合併せるものにして露國の極東に野心を抱藏するや遂に清朝に迫りて西伯利亞線一驛より蒙古を橫斷して、北京に至る鐵道敷設權を獲得せり。是に於て利害關係の大なる英國は提議を提出して、支那をして北京張家口間は支那自國をして敷設せしめ、敷設後と雖も、他國に擔保とせざる事を誓はしめ以て露國の權利を撤回せり。其後一九〇〇年に到り支那政府は袁世凱を督辦とし專ら京奉線の利益を資金として、敷設に着手し一九〇九年北京張家口間百二十五哩を完成せり。此の鐵道は途中八達嶺の嶮あるも支那人の手に據り而も工費一哩五萬六千兩の小額を以て竣工せるより、支那政府は得意となり、更に張家口より庫倫に及び又は

綏遠城（歸化城）に達せしめ以て邊防を整備し、蒙古經營に備へんと策し之が敷設計劃を京張鐵道局に命じ、調査の結果張家口、歸化城間を先づなすを利とし一九一〇年之を起工せり。

二、沿線の地形及び傾斜

京綏線の地形は之を左の數區に分畫することを得。

區間	哩數	工事の概況
豐臺北京南方の起點　南口間	平地にして殆んど傾斜なし	京張間は一九〇九年完成開通
南口　青龍橋間	此區間は南口より八達嶺の山地に向ひ急坂の登傾斜にして列車の牽引力を減じ機關車を前後に附し若くは大機關車に改むるも平地の三分の一の牽引力にして本鐵道輸送力上の大缺點なり	一九一一年天鎭迄開通、第一次革命の爲中止 一九一四年再起工、大同迄開通 一九一五年九月、豐鎭迄開通
青龍橋　康莊間	康莊に向ひ降傾斜をなし康莊以西は概して平地なれば、康莊に於て機關車を一輛とし貨車列車の組織は此にて改編す	
康莊　張家口間	康莊より懷來の平地を過ぎ張家口に向ひ緩なる登傾斜を爲すも概して平坦なり	
張家口　大同間	概して平坦なれとも緩傾斜上りにして大同地方に至り少しく降傾斜となり兩地間の差一千呎なり	
大同　豐鎭間	大同平地より豐鎭に向ひ少しく登傾斜なるも起伏緩徐なる丘阜地なれば殆んど平坦なり	

三、軌道

單線　軌間四呎八吋半、軌道は漢陽鐵廠の製品を使用す。路盤は築堆鑿開部共に砂礫混入の尋常土にて搗固しあり。

枕木は日本及び米國材を使用せり。

四、京綏線本支線の哩數

	區間	哩數	工事の概況
幹線	豐臺、張家口間	一二五、〇一	京張間は一九〇九年完成開通
幹線	張家口、豐鎭間	一四〇、九一	一九一一年天鎭迄開通、第一次革命の爲中止 一九一四年再起工、大同迄開通 一九一五年九月、豐鎭迄開通
幹線	計	二六五、九二	
支線	正陽門—西直門間（環城線）	四七（支里）	一九一五年開通
支線	西直門—門頭溝間	一六、〇〇	一九〇八年開通
支線	宣化—水磨間（宣化支線）	一六（支里）	一九〇八年開通
支線	大同—口泉間（大同支線）	三六（支里）	一九一八年開通

五、工場及び附屬設備

驛名	管理及製造工場	機關車庫	給水器	給炭物	摘要
豐臺	有	有	有	有	
西直門	有	有	有	有	南口は大等車場にて工場の大設備あり
南口	有	有	有	有	
青龍橋		有	有	有	
康莊		有	有	有	
下花園		有	有	有	
張家口	有	有	有	有	
紫講盤			有	有	
陽高			有	有	

大　同　有　有
豐　鎭　有　有

六、資本及借款關係

京綏線

郵傳部支出	三一五、〇〇〇兩	
京奉線利益金光緒三十一年支出	二、六〇〇、〇〇〇兩	
京奉線利益金光緒三十二年支出	一、三〇〇、〇〇〇兩	
小　計	四、二一五、〇〇〇兩	
其他支出	三、〇六五、〇〇〇兩	
合　計	七、二八〇、〇〇〇兩	

本鐵道は純粹の支那資金にて敷設せしが財政缺乏し明治四十五年白耳義より一百磅を借款し既に返還せり。

張綏線

張家口より大同迄、敷設資金八百六十萬兩、其の資本は京張線の利益金三十萬兩の短期借款による其後の延長線工費は本鐵道の利益金を充當せるものの如し。一昨年京漢線、京綏線を合併し漢綏鐵道と改稱し現京綏路管理局長丁士源が總局長となり、更に豐鎭以西に延長工事中なり。其資金は漢綏線の利益金及び一昨年日本の東亞興業會社より金三百萬圓の短期借款を爲したる由なれば之をも流用せしならん。

七、列車運行

幹線の運行狀況左の如し。

區間	旅客列車(區間)	往復回數
豐臺—豐鎭間	急行一回	張家口—豐鎭間　混車一回
豐臺—豐鎭間	混車一回	豐臺—南口間　混車一回

豐線—張家口間　混車一回

貨物列車

豐臺—豐鎭間一日三往復、一列車三十噸貨車十輛乃至十二輛とす。

但し八達嶺の急傾斜の爲め列車組織を變更せざれば運行するを得ず之が爲め貨物列車の運行は左の如く區分せり。

區分	列車組織摘要
豐臺南口間	三十噸貨車十乃至十二輛
南口康莊間	三十噸貨車四輛
康莊張家口間	三十噸貨車十乃至十二輛
張家口豐鎭間	三十噸貨車十乃至十二輛

南口豐鎭行は康莊にて列車を改編し三分の一輸送力に減ず

各支線の運行

各支線は兩端の驛より旅客列車を左の如く運行す。

甕城鐵道、北京正陽門—北京西直門間	一日五往復
門頭溝支線、西直門—門頭溝間	一日三往復
大同支線、大同口泉間	一日二往復

八、輪轉材料

機關車	六〇輛
一等客車	一〇輛
一、二等客車	一五輛
三等客車	五〇輛
三十噸貨車（無蓋	五〇〇輛
三十噸貨車（有蓋	八〇輛
二十噸貨車	五〇輛
十噸貨車	三〇輛

九、延長工事

大正八年二月豐鎮以北の延長工事に着手し蘇集まで開通し、同地より歸化城に向ひ工事を繼續しあり其進捗狀況左の如し。

區間	距離（支那里）	工事着手	開通時期
豐鎮蘇集間	一二〇	八年二月	九年四月
蘇集棒子山間	一五〇	九年二月目下進行中	九年十月開通豫定
棒子山歸化城間	一七〇	引續き工事の豫定	十年十月開通豫定
計	四四〇		

歸化城迄完成後は包頭迄延長する既定計劃なるも資金の關係上一時延期すべし、右豐鎮以北の工事資金は主として京綏線の純益を充當する望にして、最近三ケ年間に年五、六十萬元の純益ありと稱せらる。

但し延長工事費は之のみにては不足なるを以て京綏線の純益及び日本東亞興業の短期借款等を利用せしものと考へらる。

鐵道材料中軌條は漢陽鐵廠及び米國より枕木は日本より購入せり。

工事の爲め人夫約五千名を使用せり。

鐵道延長後の豫想

豐鎮以北に延長せば土地の開發を促し穀類の產額を增大するは必然にして、輸出貨物の數量を增し收益を多からしむべく本線は前途頗る有望なり、而も支那人の手により利益ある鐵道を敷設したる好模範として支那將來の鐵道政策上注目すべきものなり。或は支那が將來外資による鐵道の利權回收の聲を揚くる動機なるやも計るべからず。

十、大同支線

京綏鐵路局は運炭の目的を以て、大正七年大同より西南方口泉に至る間支線を敷設し、同年九月一日より運轉を開始せり。

距離、大同、口泉間三十六支里、中間二平旺と稱する一驛あり。

列車運行、貨客混用列車、一日二回午前午後各一往復

貨物列車　一日通常一回

混合列車は三等客車二輛　貨車七八輛

貨物列車は貨車約十輛を連結し貨物は皆石炭なり。

此の支線敷設當時の計劃は大同より、懷仁迄鐵道を敷設せんが爲め、其第一期工事として口泉迄延長し懷仁府附近良好炭田の採掘を俟ちて、完成を期せんと豫定せしが目下第二期工事は未定なり。

京綏線は大同支線開通以來全部大同石炭を使用するに至れり。

十一、價値

京綏線の政治的、軍事的價値の重大なるは勿論にして、實に本鐵道は支那の察哈爾、綏遠特別區域地方開發の命脈を爲し、漢人の移植、蒙人に壓迫を與へて延て支那の勢力を外蒙古に伸展する利器と謂ふを得べく、曩に民國元年外蒙古獨立し蒙匪の跳梁甚しかりしが今や外蒙自治

を取消し蒙匪南下の恐なく豐鎭地方人民の言によれば、鐵道の開通により蒙匪の危害を受くることなく安泰なりと。

經濟上の價値に至りては開通日尙淺きに拘はらず輸送貨物多きを以て好成績を擧げつゝあり、更に豐鎭以西に遠く延長し穀類雜貨石炭の搬送量多きに至るを以て、今後の發達期して俟つべく實に支那有數の經濟線たるを失はず。

第二　自動車經營

張家口を起點とし外蒙古方面との自動車經營の現狀左の如し。

一、概況

社名	自動車數	運轉區間	起點	經營者	摘要
西北航空汽車公司	一五〇輛	張家口庫倫間	張家口	西北軍	總數の約半數は破損修理中のもの百輛以內にして一部は軍用に供せられ一般乘客用のもの五六十輛
大成汽車公司	四〇		廟灘	支那人民公	
元和公司	三		廟灘	米國商	
張庫汽車公司	七		庫倫	蒙古人目下休止	
計	約二〇〇				

二、各社の現狀

イ、元和公司

張家口庫倫間を營業的に自動車運轉を創立せしは、米國商元和公司にして、大正六年九月第一回の運轉をなせり。該公司は在天津米商美豐洋行の出張所にして原名 Mongolian Trading Company と稱し、最初支那農商部に自家用として、張家口と庫倫間の自動車運轉を出願して許可を得たり。然るに其效を奏するや營業用に變化し車臺七輛に增加し、盛に運行を繼續せしが大正七年一月支那官憲の抗議に會ひ其自動車七輛は差押へられたり、後交涉の結果大正八年三月營業としては禁止するも、自家用として三臺の許可を得今日に及べり。但し自家用と稱するも密に乘客を扱ひ營業用に使用しつゝありて支那側は之を默認せり。

ロ、大成汽車公司

張家口市內元台子に公司あり。

資本　銀十萬元

株式　民營の株式にて廣東人首腦者たり

自動車數　四十臺

創立　大正四年七月

發起點　張家口の北方高地北側の廟灘

ハ、西北航空汽車公司

本公司は京綏鐵路局の副業として交通部の直轄にして大正七年九月成立せり。

大正八年西北軍が庫倫に軍隊を派遣するや之に其の自動車運轉の權を半分割讓したり。次で外蒙自治取消後本年四月より西北軍にて全部讓受け運轉することゝなれり。但し此自動車權利は徐樹錚の機關たる邊業銀行が交通部より讓受けたる形式なり。

自動車數　一五〇輛

但し破損修理中のもの約八十輛
使用中のもの七十輛、内三十輛は軍隊用四十輛は乘客用として運轉中

ニ、張庫汽車公司

大正七年七月成立
庫倫の叢古人發起にて庫倫に設立せしが經營宜しきを得ず大正八年十一月閉鎖せり。

ホ、三井洋行

北京三井洋行は、大正七年四月參陸處及び寨哈爾都統より張庫間二輛の自動車運行の特權を得たり。然るも現在運行せず又近き將來に於ても運行の企圖なく唯將來の豫備的特許を得たるのみ。

三、運行狀態

イ、貨金

張家口庫倫間片路、乘客貨金は銀一二〇元
携帶品　五十封度迄無料
但し最近西北軍は支那人叢古人救助策として九〇元に引下げ叢古行乘客を吸收せんとする計劃あり。

ロ、運行日數

張家口發	庫倫着	五日
庫倫發	張家口着	四日

庫倫行の時間を要するは土地傾斜の爲にして標高は
張家口　二、四〇〇呎
烏得　三、五〇〇呎
庫倫　三、二〇〇呎
なりと右日數は通常の場合の平均にして、降雨暴風に際會せば稀に一週間乃至十日を要することあり。

ハ、宿泊地

張家口庫倫途中宿泊地は左の如し

地名	摘要
南壩若くは新化城	一、各宿泊地は從來叢古屋なりしが現在は支那家屋に改造せられたり。
磚江	
烏得	
吹林	休憩室ガソリン供給處等支那式の家屋なり
庫倫	

自動車の出發は夏季は午前七時頃發、午後五時頃宿泊地着、秋季は午前六時出發、午後六時頃宿泊地着を普通とす。自動車乘客定員は三人乃至七人とす。

ニ、運轉時間

營業用としては春より晩秋迄の間とす。冬期と雖も發動機に防寒設備を爲し、保温を良好ならしむれば運轉するを得現に西北軍は嚴冬間運行せり。

四、自動車經營の將來

張庫間自動車の最近二、三年間に於ける進歩を爲したるは、實に米商元和洋行が大正六年九月運轉を開始し好成績を得たるに基因す。然るに元和洋行は支那官憲の抗議により遂に自家用として繼續するのみにして西北軍、大成公司の爲めに利權を奪れたり。斯く元和洋行は張庫間に駐足を伸すことを得ざりしと雖も、其本店たる美豐公司は北支那各地に自動車の運行を鼓吹し、又直接經營し得ざる所は支那人をして經營せしめ之に自動車の賣込み

を策しつゝあり。目下實施中若くは計劃中のもの大約左の如し。

名稱	要
歸化城〜包頭間	車數八臺、大正七年より開通
張家口〜同	自動車運轉の計劃中試運轉好成績なりと
多倫〜天津間	自動車道を造り運轉する計劃にして道路完成せざるも試運轉並に臨時運轉を爲す
北京〜天津間	定期に毎日運轉をなす
張家口〜歸化城間	營業的運轉を開始せんとの說あり。
太原〜同	自動車運行計劃あり
山西省大同〜同	

思ふに支那各地は地形、河川の障碍少く道路は概して車馬の通過容易なるを以て將來自動車交通益々發達し鐵道の缺を補ふに到るべし。

最近傳ふる所に據れば護軍使馬福祥氏の發起に係る、包頭寧夏間の汽車公司は倉本年十一月より其運轉を見るべしと。該公司は民國九年四月認可せられし株式有限公司にして資本銀二十萬元、已に募集せしもの十萬元に達せり。卽ち馬福祥二萬元、陳寧夏道尹五千元、寧夏知事五千元寧朔縣知事五千元、商務總會一萬元、董福祥の孫一萬元其他各方面に於て募集せるものを合せて十萬元とす。該公司は總站を寧夏に置き分站を包頭に置きて兩所間の旅客の便に應ぜんと欲するものなり。寧夏包頭間は陸路一千四百二十支里にして黃河の右岸に沿ひて、五原、臨河長、三道河、瞪口、石磴子、橫梁橋、平羅の諸衙を經て寧夏に至るものにして尙寧夏調州を豫定線とす。

抑々該地方は支那本部の西北隅に在る僻地にして交通の便最も少く、僅に黃河の舟揖に賴りて其命脈を繫ぎ居るのみ、然れば產業發展の機會極めて稀なるは止むを得ざる所古來常に貧困の境を脫する能はず、外界と接觸して其の影響を受くる事少なきが故に文化の程度極めて低劣なり、故に今此地方にして該公司の設立を見んか、如何に甘肅省民をして文明の雨露に浴せしむるの大なるかを思はしむるに足るべく尙其豫定線運行の曉には必ずや旅客は海蘭鐵道に類るの感を爲さざるべし。元來北京より寧夏に達するに要する日數は約一ケ月なるも、今包頭寧夏間の自動車の開通を見又包頭歸化城間の自動車は前述の如く已に運轉しあれば、僅かに六日間にして北京に達することを得べし。卽ち寧夏より包頭迄は一日にして達すべく包頭歸化城間は僅か五六時間を要するのみにして、歸化城寧鎭間は自動車の開通なきを以て馬車にて三日間を要し、而して豐鎭より北京迄は一日間にして達することを得べし。

第三　陸運機關

一、概況

張家口及其以北蒙古地帶に於ける陸上運搬機關は、駱駝

牛馬、大車駱駝及駱駝車にして、鐵道自働車開通以前に於ては全然此機關に依りたり。而して現時及近き將來に於ても其用途は減少することなかるべし。今左に其概況を述べん。

二、轎車

轎車は旅客用に使用され近距離のものは騾馬の一頭曳、遠距離は二三頭曳きにして、張家口方面に於ては、近縣に至る諸通路、張家口多倫方面、張庫間に使用せられ、張家口市内には六百餘の轎車あり。尚需要多き時期には、他より集るもの少からず。轎車の賃銀は一日二元五十仙乃至三元なるが多倫、庫倫方面との賃銀及日數左の如し。

行先	最低	最高	急行	普通 所要日數	急行 所要日數
多倫	一〇元	一五元	二〇元	七日	五日
庫倫	四〇元	七〇元	一三〇	四〇日	二五日

庫倫行きは其速力早きを特長とし、車體は大にして一輛二、三百斤の荷物と二人を乘車せしむることを得べし。車行の便なるは飲料と牧草とを得易き時期即ち晩春より晩秋とし冬季は通常困難なり。

三、牛車大車

牛車大車は遠距離貨物輸送に用ふ。而して外蒙古各地の遠距離に向ふものは、例年五月乃至十月間に多く冬季は稀なり。牛車は積載量比較的少く速力緩なれども、柔順にして御し易く一人にてよく數十臺の監督を爲し得るを以て牛多き地方には好んで牛車を使用す。

張庫間夏季貨物の過半は牛車に依りて運搬せらる。張庫間牛馬車の速力及運賃左の如し。

區分	最高	最低	普通日數	急行	摘要
牛車	四兩	三兩	六〇日	五〇日	諸雜貨一擔宛の賃金
馬車	七兩	五兩	四〇日	三〇日	

張家口に集まる牛車、大車は往時より減少したりと稱するも繁盛期には一日五千輛を算す。

四、駱駝

車輛の通行不便なる地及遠距離貨物の輸送に適し、其の寒氣に抵抗する力強きと、飼糧飲料の關係上蒙古の冬季旅行には、牛馬の代用として缺くべからざるものなり。駱駝の特長は飢渴に耐へ、且つ歩行に對し忍耐力を有し三百乃至四百斤を駄載して普通八、九十支里を歩行し居るも、急行を要する時は其二倍の速力を出すことを得。(七八歳の元氣旺盛なるものに限る)但し暑熱を恐るゝを以て夏季は休養せしむるを要す。

駱駝は其使用者により漠駝、蒙駝の別あり。其積載力の標準左の如し。

蒙駝	三五〇斤	—	四〇〇斤
漠駝	二八〇斤	—	三二〇斤

蒙駝は蒙古人、漠駝は支那人飼養し支那人は蒙古人に比し、其使用酷なるが故に差異を生ず。

蒙駝は北路及西北路に多く交通し、漠駝は張家口及近郷に多く使用せらるゝも又遠く西北方に行くものあり。

駱駝は單獨に出發することは少く、數十乃至百頭隊商を爲して行進す。故に同行者なき時は待合すを常とす。

御者は十頭乃至二十頭に一名を附す。張庫間の旅客一名の運賃は約四十元、日數三十日乃至四十日とす。

五、駝車

駝車は輜車に比して、形狀大なる車を駱駝に曳かしめ長途旅行に使用す。

駱駝の牽曳力は約四百斤とす。遠距離旅行者は車内に寢具、食器、炊具を載せ停車間は宿所に充つ。蒙古地方の旅行に好適なり。

張家口、庫倫間の一輛の賃銀は四十兩乃至七十兩にして二十日乃至四十日を要す。

六、各種運搬具の現在數

最近の調査によれば張家口多倫、豐鎭、包頭を含む地帶の各種運搬材料の現在數大要左の如し。

輜車	一、三〇〇輛
牛車	二五、〇〇〇輛
大車(荷馬車)	三〇、〇〇〇輛
駱駝	一〇、〇〇〇頭
駱駝車	現在數少し

(一九二〇、一一、九)

民國九年大事記

一月

一、濟南學生軍警と衝突す。

二、外交部各省に日貨排斥禁止を電命す。

四、北京國民大會日貨抵制委員會日貨販賣罰則を私定し各商に通告。

五、北京各學校教員教育部代理總長傅嶽芬排斥示威運動を行ふ。

七、福公司の要求せる道清鐵道延長に關し參議院副議長田應璜反對意見書を政府に提出す。

九、馬良山東軍務幇辦に任命さる。

一一、海軍部對三井の無線電信築設訂約に關し英國公使外交部に質問マルコニー會社亦英國公使を經て支那政府に抗議す。

一二、國民學校一二年級の國文悉く口語體に改めらる。

滿鐵鄭家屯より洮南及白音太來に至る四鄭線延長案を提議す。

高田商會張敬堯と結託して湖南米百五十萬石買收說傳はる。

傅教育總長代理自決の言明に由り北京教員同盟罷校熄む

契約品破棄に關し船津天津總領事損害賠償要求を聲明し天津支那綿業者激昂す。

一三、馮國璋國葬案國議通過。
一四、英支飛行機合同に關し佛國公使外交部に抗議す。
小幡公使日貨排斥取締に關し再び抗議す。
一五、東清鐵道回收の議東三省に提倡され張作霖賛同す。
國務院曹參議糧食調節會の設置を建議す。
岑春煊の代表李曰垓入京。
一七、英米資本家と梁士詒との合辦を以て四川巫峽に一大水電事業發起の說傳はる。
一八、徐總統兩院議員を居仁堂に招待し國政に關し演說す
一九、日本公使山東問題交涉を提議す。
二二、過激派侵入防備の爲め恰克圖及唐努烏梁海地方に戒嚴令を布くに決定。
福公司の道清延長要求に關し山西省議會反對電を寄す。
二三、軍政府山東問題直接交涉反對電を北京政府に寄す。
天津學生日貨檢查をなし警察と大衝突し檢束者數十人を出す。
無約國貨物輸出入稅は咸豐八年の稅則に準據する旨決定
二四、緯和全權委員陸徵祥歸京す、北京學生團數千人出迎ふ。
二五、葫蘆島開港の諭奉天官紳間に再燃す。
山東代表者靳總理を訪問して意見を叩く。
二六、在京山東人大會を開き直接交涉拒絕を決議す。
二八、龍煙鐵礦公司の鐵製品鐵鎖及石炭五個年間免稅確許さる。
在京湖南男女學生數十人白旗を翻して總統府に赴き督軍張敬堯の虐政を訴ふ。
清河口開港案內務部會議等に於て否決さる。
東清鐵道維持經費として財政交通兩部及中國交通兩銀行より一百萬元支出決定。
二九、天津學生前日の衝突に憤慨し同盟罷校を宣言す。
外交部東清邊防警備辦法を次の如く聲明す。
一　東清鐵道は支那の領土權內に歸屬するものなるを以て外國の統治權施行を許さず。
二　ホルワットは僅に鐵道坐辦なるを以て國家統治の機能を存せず。
三　鐵道合同に據り會社使用の露人及沿線居住の中外人民に對しては支那より完全に保護す。
三〇、開灤公司の山西大同炭鑛採掘利權獲得に對し其條件苛酷なりとて山西省議員其破棄を主張す和蘭通商條約期限完了に就き外交部和蘭公使に其改訂を提議す。
三一、山東問題を國際聯盟會議に提出すべしとの軍政府の提議に對し中央政府より愼重に研究中なる旨返電す。
北京政府岑春煊の西南八省鐵道督辦を否認す。
交通部八釐實業公債三千萬元發行閣議にて決定す。
北京大學教授會議を開き山東問題國際聯盟公決及天津學生釋放二案を決議す。

二　月

一、駐日代理公使莊景珂辭表提出張作霖一千萬元の東三省實業公司組織を計畫す。

對獨輸出入稅無約國貨物輸出入稅法準據に決定。
二、外交部在支銀業中外合辦は政府の准許を經るに非らざれば無效なる旨聲明す。
安徽省徽州の巨商金蔵文五百萬元の茶業銀行設立を出願す。
四、北京學生山東直接交涉拒絶及天津學生檢束の爲に示威運動す。
六、學生干政禁止令出づ。
七、露國戰亂に對し東三省嚴正中立を命ず。
一〇、北京國會閉會式擧行。
一一、北京市街電車問題再燃。
一三、陸外交總長辭表を呈す。
財政部及幣制局より上海造幣廠警備員を派す。
一四、地方長官司法干涉禁止令出づ參謀總長張懷芝の請暇許され蔭昌其代理に任ぜらる。
徐樹錚張恰鐵道督辦に任命。
一五、傅良佐曲同豐等沒收獨船を利用して裕豐航業公司を起す。
北京警察廳學生聯合會及教職員聯合會を解散す。
森戸辰雄の筆禍に同情し北京大學に招聘の議起る。
一六、東淸哈爾賓長春間の露國警備隊吉林護路司令部の爲に武裝解除。
一八、九百萬圓の日本借款成立。
一九、東淸督辦鮑貴卿ホルワットと東淸組織改革を議す。
二五、貨幣檢査委員會成立。
二六、東淸組織改正成立會開かる。
二七、漢口商場督辦張國淦漢口市民の反對を受け辭表呈出孫寶琦經濟調査局總裁に任命、衆議院秘書長王印川河南省長に任命。
二八、漢津獨界を自行商埠として開放する旨外交部より聲明。
胡廬島開港案閣議通過。
周肇祥胡廬島商埠督辦に任命。
河南督軍問題に因り靳總理安福の壓迫を受け辭表を呈す

三月

一、北京參衆兩院第三次開會式擧行徐段の慰撫にて靳總理留任決定顧維鈞山東直接交涉拒絶を電請英國公使ジョルダン歸國の途に就く。
督軍更迭問題に因り河南軍隊動搖し人心騒ぐ。
三、河南督軍問題趙倜の留任趙傑の處分にて解決す。
虞和德安迪生等發起の中華全國工商協會設立不認可。
四、東淸回收の議鮑貴卿とホルワットの間に進む。
六、安福農敎兩總長の椅子を索む諸威始めて駐支公使を置き公使ミサイラー國書棒呈。
七、各省官銀錢行號紙幣發行制限令出づ。
烟草官營說起る。
北京總商會長安迪生民國元年京師金融救濟金用途不明の嫌疑にて拘引さる。
九、靳總理又辭表を提出す、內閣動搖し、安福橫暴の聲漸

く熾。

一〇、內閣の內訌日に激しく安福を牽ゆる徐樹錚と靳總理援助の曹錕張作霖漸く睨み合ふ。

裕豐航業公司設立認可。

山西督軍閻錫山と英國資本家との合辦にて一千萬元の山西鐵業公司發起說傳はる。

裁厘加稅問題に關し外交團に意見を徵求す。

一二、徐總統八省同盟を策し安福を抑へんとす。

農商部民生政策を發表す。

軍艦宇治南通天生港に入り交涉を起す。

一四、黑龍江呼倫貝爾縣復設さる。

一五、中國限行查辦完了し現任總裁に不法行爲なき事に決す、世論皆查辦の不實を嗤ふ。

北京大學婦人入學記念會を開く。

一六、東淸鐵工浦鹽の新黨に同情して罷工す。

一七、交通部錦熱鐵道を計畫す。

湖南駐防第三師長吳佩孚政府の准許を俟たず撤兵準備を始む。

裁厘加稅問題に關し各國皆其南北統一後の實現を是とす

一八、段祺瑞保定に赴き吳佩孚の不法を責め其一部の撤兵を許す。

梁啓超暗中飛躍し直派を煽動す。

一九、各省義務敎育推行令出づ。

安福領袖光雲錦山東問題に關する質問書を政府に提出し靳總理の直接交涉意嚮を詰責す。

二〇、阿爾泰辦事長官張慶桐紙幣濫發の結果遂に兵變惹起せるに因り其官職を褫奪さる。

軍用品國貨皆用令出づ。

二一、陸徵祥勳一位に敘せられ辭して受けず。

河南第八旅の一部榮澤に騷ぐ。

十八日英國宣敎師河南懷慶に於て土匪に殺害されたるに對し英國公使外交部に交涉す。

二二、福州事件に關し外交部日本公使に領事の更迭兇徒の處罰損害賠償及謝罪等四項要求を提出す。

日本公使日貨排斥に關し支那官憲の不取締を詰問し更に永遠に排斥せざる支那政府の保證を求む。

歲番川邊を攻め頓烏齋德格等十一縣陷る。

二三、北京學生山東問題及天津學生の釋放の爲に示威運動し四十二人檢束され地方檢察廳に送らる。

二四、本土駐在奉天軍全部引揚に決定東淸鐵道の調查を葉恭綽に託す。

二六、徐總統徐樹錚に庫倫歸任を命せるも小徐從はず。

二七、交通部濱黑鐵道回收を計畫す。

二九、支波通商條約國會通過。

三一、英國代理公使西藏問題の開議を催促す。

ラモント上海着。

四月

一、安福の靳總理苛じめ依然たり靳總理又々徐總統に辭意を告ぐ三蕙と周自齊との合辦東方人壽保險公司組織さる

二、露國の支那官吏捕縛事件解決し劉知事釋放され露國謝罪す。

三、勞農政府對支利權の放棄を通牒し支那輿論歡迎。福建閩侯統穆源地方の清鄉軍隊騷ぐ。

四、王士珍上京王內閣說傳はり安福狼狽す。

支波通商條約批准。

日本人蘇州に於て誤て支那兵を射殺し交涉起る。

河南信陽駐防吳光新部下の軍隊一部兵變す。

七、ラモント入京。

鹽務署鹽務學校設立さる。

湖北天門縣の駐兵騷ぐ。

八、北京各紙ラモント論を揚げ大陸日報の如きはラ氏入京の日は卽ち支那哀痛の紀念日なりと痛論し一般論調皆新借款團に疑懼す。

九、八省同盟代表秘密會議を開き靳總理援助各省駐防直派軍隊の引揚及安福攻擊等三箇條を決議す糧食調査會成立北京地方檢察廳交通妨害罪を以て前日拘留の學生を起訴す。

一〇 農商部有獎實業債券第一期分百五萬元發行。

一一、ホルワット入京。

一二、徐總統宴を張りてラモントを歡迎す、ラ氏新銀團支那援助使命論を說く。

一三、米國絹業團一行入京。

一四、浙江三門灣模範自治農墾區域令出づ。

上海學生聯合會全國學生總同盟罷校を宣言す。

新任英國公使オルストン入京。

山東魚臺の駐兵騷ぐ。

一五、佛國公使吉督鮑貴卿の東淸督辦兼任不法の抗議を提出す。

農商部の北京模範勸業場開幕。

一六、章士釗伍廷芳の關稅餘款不交付を上海會審衙門に起訴す。

一七、漢口商場借款愈サミユール商會と續訂するに決定。

一八、北京政府と軍政府との間に七箇條件を以て西南獨立取消の議進む、政學會溶れんとして藻を掴む。

一九、北京學生代表ラモントを訪問し新借款團に就き質問す。

政府外交團協議の上關稅餘款西南交付停止に決定。

二一、戴陳霖劉符誠を全權代表として萬國郵便大會に參列せしむ。

英國公使オルストン國書捧呈。

參院議員何焱森新借款團に關し質問書を政府に提出す。

隴海借款に就き佛白兩國公使交通部協議の結果巴里に於て二千五百萬フラン公債發行に決す。

二二、外交部日本の福州事件提案を駁す。

上海學生軍警と衝突し罷市罷工の大風潮を惹起す。

二三、煙酒借款の續款に對しラモント不贊成を表す。

浙督盧永祥廢督通電を發す。

交通部京津飛行マツケンヂー大尉に依りて試みられ失敗す。

二四、中國銀行株主總會開かれ大紛擾の結果遂に流會。
二五、南北十一省督軍連名を以て新舊國會の取消舊選舉法に依る新國會の召集及徐靳現職承認の三箇條を以て和議を促進すべしとの通電を發す。
交通部實業公債三千萬元大失敗し、賣上僅に百萬元發賣中止論熾盛陝奉軍許蘭洲の兵陝西省長劉鎭華の鎭嵩軍と鄠縣に於て衝突。
二六、日本公使山東交涉を催促す。
二八、修訂制禮處設立す。
浦鹽に於ける日露談判調印す。
二九、國務院勞農政府の通牒を否認す。
三〇、奉天軍事會議の結果本土各地駐防奉軍全部引揚決定
陳炯明福建漳州に勞農會を組織し共產主義を鼓吹す。

五　月

一、ラモント出京。
上海勞働團大に萬國勞働紀念節を祝す。
二、外交交通兩部潮廣鐵道獨逸債券の失效を聲明す。
伊太利支那生絲輸入禁止の通告あり支那當業者驚く。
三、五四運動一週紀念各地大會開催嚴禁令出づ。
四、廣東舊國會議員政務總裁補選を行ひ熊克武溫宗堯劉顯世當選東清司法職辦法改訂さる。
五、京奉鐵道外債急償の議梁士詒一派の中華滙公司に由り計畫さる。
六、上海婦女團中華女子參政同盟會を組織し鄭毓秀等三女史を推舉して萬國女子參政同盟會議に參列せしむ。
上海中華學生聯合會及各界聯合會封鎖さる。
東清沿線司法權回收の議起る。
七、齊燮元江蘇軍務幫辦に任命。京津間郵便飛行を擧行す。
八、日軍の東清旅容檢查に關し米國公使質問す。
山東煙臺輸出の生絲輸出稅免除。
九、賓黑鐵道回收に日資を含むとの事に關し參院議員翟文選質問書を政府に提出す。
一〇、安福靳總理驅逐を決議し靳總理は斷じて安福の掣肘を受けずと豪語し、徐總統直皖嗾爭策愈々顯然。
一一、四川督軍熊克武第五師長呂超と衝突す。
日英米佛四國新銀團組織纏まる。
一二、靳總理十日間の請暇許され薩鎭冰總理代理を命せらる。
一三、運河督辦兼湖南賑務督辦熊希齡其職を解かれ潘復運河督辦に王瑚湖南賑務督辦に任ぜらる。
東清督辦鮑貴卿辭意固き爲め張作霖宋小濂を其後任に推擧す。
一四、北京學生に對する判決あり蔡成章等十九名五等有期徒刑二個月莊聯輝等二十一名拘留四十五日に處せらる。
今月十二日に開業せる中義銀行の山奸的內容忽ち暴露す
英國極東派遣艦隊司令官プレーア少將入京。
一五、支那政府日英同盟の續訂に對し支那領土保全及各國在支機會均等等の文字の刪除を希望す。
安福機關紙盛に內閣更迭說を飛ばす。

一六、國民公報筆禍事件大理院の判決あり編輯人孫養伊五等有期徒刑五個月に處せらる。
張元琦經濟調査局總裁に任命。
一七、外交部日本の西伯利亞撤兵宣言に對し抗議を提出す
羅馬東京間大飛行のフェラリン中尉北京着。
一八、マシエロ中尉北京着、兩中尉大歡迎會中央公園に開かる。
一九、極東共和國外交總長クラスノツコフ極東共和國をウエルフネウヂンクスに組織する旨宣言す。
二〇、内閣動搖し段祺瑞出山說盛。
二二、外交部日本の山東交涉催促に對し回答す。
曹錕張作霖李純王占元等直隸派各督聯名を以て留任勸告電を靳總理に致す。
二三、今朝フェラリン中尉新義州に向て飛ぶ。
熊克武の軍駐川雲南軍と衝突す。
二四、今朝マシエロ中尉亦飛ぶ。
二五、英支飛行機借款假契約訂立す、山東問題に憤慨せる山東省議員團上京を禁止さる。
二六、對墺條約國會通過。
二七、吳佩孚既に撤兵開始湖南軍續々侵入し安仁祁陽各處占領され段派吃驚。
墨西哥瑞典諾威等五國に支那公使館增設決定。
新任米國公使クレーン入京。
日蒙五百萬圓借款說傳はる。
二八、方聲濤陳炯明と福建に開戰す。

二九、開灤坑夫大罷工。
三〇、交通銀行株主總會を開く成績良好にして株主滿足す
三一、マシエロ、フェラリン兩中尉東京に着し空前の大飛行成功す吳佩孚の第三師全部漢口に集る。

六月

一、段派連日湖南善後會議を開く良策なし。
宋小濂東清督辦張景惠東清護路總司令に任命。
唐繼堯廢督を主張し自ら雲南督軍の職を解き雲南聯軍總司令となる。
毛革改良會成立し梁士詒會長に任命。
二、靳總理三次辭表提出許されず更に二十日の請暇。
ブラジル新任公使ヤウエース國書捧呈。
孫伍唐及唐繼堯等廣東軍政府の失效を宣言す。
許世英を總理とする伊支合辦華義銀行開業。
安福王揖唐内閣を策す。
四川省に於ける蜀滇兩軍の衝突甚しく交戰劇烈、滇軍師長顧品珍唐繼堯と關係を絕ち、四川各軍長聯名を以て唐繼堯の聯軍總司令及劉顯世の副司令を否認す。
孫伍唐上海に民黨會議を開き大に計畫す。
米國注文のマンダリン號上海江南造船廠に於て進水す、噸數一萬四千支那造船業の一大新紀錄。
五、德州駐紮の商德全曹錕の密令を受け德州兵器廠を監視す、直軍の布置益々備はる。
六、張敬堯逃仕度をなし長沙動搖人心恟々。

軍政府唐紹儀の議和全權を罷免し温宗堯を總代表に任じ孫伍唐等宣言及行動の一切無効なる旨北京政府に通告す

開灘坑夫一萬餘人工賃增加を要求し同盟罷工す。

七、呉佩孚の軍漢陽兵器廠より武器彈藥を引出し續々北上す。

龍煙鐵鑛公司大擴張製鋼廠設立を計畫す。

八、外交部日英同盟存續に對して意見を發表す。

直院切迫風説熾に起り天津の中國交通兩銀行取付に遭ふ

一〇、張敬堯長沙退却。

李純二旅を徐州方面へ出動す。

佛國新任公使ボワペー國書捧呈農商部の蒙古鑛産調査隊出發。

一二、長沙日本居留民武陵丸に避難。

米國新任公使クレーン國書捧呈。

一三、張敬堯岳州に退却し岳州米國宣教師一名張軍の爲に殺され同地宣教師日本艦艇に避難す張敬堯詰責令出づ

呉佩孚鄭州より一通電を發し安福の黨弊を痛論す、宛然段派に對する宣戰なり。

一四、日本公使山東交渉復牒を外交部に送る。

漢陽鐵廠職工八百餘名罷工す。

一五、呉佩孚保定着直軍京漢線の要處に配置さる。

總統顧問ファグソン、シンプソン及財政顧問バドー東清問題にて西伯利亞及滿洲へ出張。

太平洋聯合會支部發會式上海に開かれウイルソン徐世昌名譽會長に唐紹儀會長に推さる。

一七、北京參衆兩院九年度豫算未提出の爲め更に二個月開會延期。

一八、李純南京に軍事會議を召集す。

對墺條約批准。

白耳義新任公使エヴェルト國書捧呈。

一九、張作霖徐總統の召に應じ時局調停の爲め入京す。

二〇、第二次佛支協進會開かれ佛國公使梁啓超蔡元培等名士數十名出席。

二一、安福議員會毓雋邸に集り對應策を討議す。

日本公使湖南湘潭日本人殺害及日船砲撃に關し外交部に抗議。

南洋兄弟煙草公司每年十五名海外留學生資金提供を公表す。

二二、靳總理第五次辭表提出。

張作霖保定に赴き曹呉及直派各省代表と大會議を開き曹錕次の如き要求を提出す。

一　〃内閣の維持。

二　西北籌邊使徐樹錚の罷免。

三　交通財政司法の安福總長罷免。

四　國民大會の召集。

パンルペー佛支教育交換及支那鐵道視察の爲め入京。

二三、張作霖歸京、政界緊張、北京人心動搖、段祺瑞團河の別墅に任りて默々たり。

日本東清督辦に次の要求をなし拒絶さる。

一　沿線日本警備隊の添設。

二　沿線日本警察の設置。
三　日軍の匪賊勦討。
二三、張敬堯岳州退却、岳州趙恒惕に占領さる。
二七、段祺瑞入京、總統府に於ける徐段張の會議となり、徐總統次の調停策を提出す。
一　周樹模の組閣。
二　徐樹錚の轉任。
三　西北軍の邊防軍編入。
段張之に贊す、曹錕聽かず。
二八、安福議員連名を以て吳佩孚叛逆質問書を政府に提出す。
上海の新進實業家穆藕初私財を以て北大より五名の米國留學生を派す康白情羅家倫等其選に入る。
臨海督辦施肇曾白耳義より歸京。
二九、王占元兩湖巡閱使に任ぜられ張敬堯の第七師其管下に移さる。
吳光新湖南督軍に任命。
張敬堯召還査辦令出づ。
支那國際聯盟に加入す。

七　月

一、對露拳匪賠償金本月より交付を停止す。
所得稅明十年一月より實施決定米價暴騰せる爲め上海總商會より米價調節資金二百萬元貸付方を農商部に請願す
葡萄牙公使フレイタス入京。
顧惠慶歸京。
二、靳總理の辭職准許さる。
盧永祥浙江督軍に任命。
松滬護軍使を松滬鎭守使に改む此改制に由り盧永祥李純と衝突將に干戈に訴へんとし兩江動搖す。
三、曹張李三督聯名を以て徐樹錚の六大罪蹟を宣布す。
四、徐樹錚西北籌辦使を罷免され遠威將軍に任命さる。
李垣西北籌邊使代理に任命。
段派安福激昂し、皖軍漸く動く北京參戰勝利紀念碑竣工
五、安福議員五十餘名聯署して徐樹錚罷免の質問書を提出し安福最後の對應策を議す。
悪語謠言頻出し北京混亂狀態に陷り、避難者續出、張作霖夜半匆忽特別列車を命じて出京す。
六、段祺瑞早晨團河より入京、午前八時半將軍府に緊急大會議を召集し、曹吳官職の褫奪及處罰を決議して之を徐總統に迫り、一面宣言書を呈して曹吳の非法濫に討伐の已むなきを陳述す。
之と同時に宋國軍司令部を組織し、段芝貴を總司令、徐樹錚を總參謀長に任ず。
曹錕亦吳佩孚を總司令とし軍の主力を固安高牌店一帶に進む。
京畿戒嚴令布かれ、京漢線不通外交團外交部に警告を與へ外人生命財產保護の責任を索む。
九、曹吳官職褫奪令出づ。
一〇、張勳族を從へ天津に避く。

四川軍破れ熊克武成都退却。

軍政府劉成勳を四川軍務幫辦に任命す。

一三、直皖兩軍既に小衝突を交ふ。

張作霖武力調停を宣言す。

一四、總統停戰令出づ。

獨逸外務代表ァオンボルク及ワグネル入京。

一五、定國軍の組織を次の如く改む。

總司令　段芝貴

總參謀　徐樹錚

第一路司令邊防軍第一師長　曲同豐

第二路司令同第三師長　陳文遠

第三路司令邊防軍第九師長　魏宗瀚

第四路司令兼總參謀　徐樹錚

第五路司令陸軍第十三師長　李進才

第六路司令湖南督軍　吳光新

第七路司令邊防軍第二師長　馬良

第八路司令陸軍第五師長　鄭士琦

第九路司令陸軍第二十混成旅長　吳長植

第十路司令邊防軍第一師第一旅長　苑倘品

段祺瑞の曹吳討伐宣言發出づ、交戰漸く進み、京津間一切の交通杜絶し、北京全く孤立に陷る。

一六、吳光新武昌に於て王占元に監禁さる。

軍政府段祺瑞征討を通電す。

一七、定國軍第一路直軍の奇襲を受けて大敗し曲同豐俘虜となり定國軍第十五師作戰の組織に因り第一路軍と大衝突を演じ一部直軍に降り一部は兵變し皖軍總崩れとなる

張作霖暗殺團姚步瀛等十三名奉天に於て査獲さる。

一八、徐總統靳雲鵬傅良佐を調停使として奉天に派す、傅良佐天津にて捕はる。

奉天軍續々入關。

定國軍第七路軍馬良德州を攻め商德全の直軍を破りたるも奉軍の爲に破らる。

一九、總統第二次停戰令出づ。

段祺瑞深く悟り官職勳位を返上引責す、於是皖派一落千丈、安福要人先を爭て出亡す。

奉軍北京に迫る。

二〇、張勳復辟に無關係なるを通電す河南信陽に於ける吳光新部下趙雲龍の軍李奎元の爲に敗らる。

二一、清室今次の戰爭と復辟とは何等の關係なきを聲明す

二二、皖軍全線潰散狀態に陷り敗兵の北京に逃歸る者極めて多し。

王懷慶散兵收容督辦に任ぜられ潰兵の武裝解除を行ふ。

察哈爾都統王廷楨居庸關附近に於て邊防軍及西北軍の一隊を破り兩軍の武裝を解除す。

二三、奉軍湯玉麟憲兵隊を率ひて入京し皖派要人の搜索を始む。

天津駐在日英米佛陸軍長官會合の上京奉線交通を外國軍隊にて維持すべきを決議し外交團を經て外交部に通告す

李純內亂煽動罪を以て王揖唐逮捕令を發す。

副都吉林方正縣を攻め之を陷る。

二四、靳雲鵬昨日奉天張作霖との協議進捗す。
財政總長李思浩罷免され次長潘復總長代理。
司法總長朱深罷免され次長張一鵬總長代理。
交通總長曾毓雋罷免され田文烈代理兼任。
京畿衛戍總司令段芝貴罷免され王懐慶總司令代理。
河南省長王印川罷免され張鳳臺省長に新任。
二五、奉軍續々南苑一帶に來り皖軍の武裝を解除す。
靳雲鵬張作霖と共に天津着。
二六、曹吳官職褫奪取銷令出づ。
京師警察總監吳炳湘罷免され殷鴻壽新任。
極東共和國代表ユーリン入京して露支通商を議せんとし護照下付を外交部に請求す。
二八、段祺瑞其職を免せられ督辦邊防事務處廢止さる。
大理院長姚震罷免され董康新任支那政治犯の保護問題に關し外交團會議開かれ英米佛等保護不可論を持し日伊保護說を持し遂に隨意行動を執ることゝなる曹錕保定より天津に赴き張作霖と議す。
奉軍憲兵隊盛に活動す。
二九、徐樹錚曾毓雋段芝貴丁士源朱深李思浩姚震王郅隆梁鴻志姚國楨等十人官職勳位褫奪逮捕令出づ其行踪不明朧說紛々。
邊業銀行封鎖說高く京師總商會其營業繼續方を請願す。

八月

一、西藏達賴拉薩或は印度に於て支藏平和會議を開き度き旨甘督張廣建より來電。
吳佩孚國民大會の開設を主張す。
衆議院議員劉亮財政交通兩部安福系亂調査案を提出す。
田交通總長前任曾總長一千四百萬元私消事績を徐總統に呈報す。
三、安福俱樂部開散令出づ、
司法部各省地方商習慣調査開始漢口米國領事より河南の某米國商會に對し今日の好機に乘じ利權獲得に力むべしとの密書發見。
四、曹錕張作霖相前後して入京、揚々得意の狀形容すべからず。
李純南北和議全權代表に任命。
五、米國議員東洋觀光團前駐支公使ラインシュを東道として上海着。
六、朝吳佩孚入京徐總統に謁し時局の收拾は國民と共に之を講ずべく此大方針を阻害する者に對し吾人は執るべき手段ありと痛論し夜十時出京長辛店に歸る。
七、王揖唐方樞光雲錦康士鐸鄭萬瞻藏蔭松等官位褫奪逮捕令出づ。
曲同豐魏宗瀚劉詢張樹元等官位褫奪軍法懲罰令出づ。
共同通信社東京特電安福禍首の日本公使館遁入を報ず、公使館絕對に之を否認し、電報抹殺さる。
司法官入黨禁止令出づ。
魯督田中玉省長代理兼務任命。
八、外交部禍首引渡を外交團に求む道勝銀行支那側所有株

金を教育基金に充つるに決定。
熊克武退川後呂超總司令に被選張敬堯部下第七師及暫編湖南第一旅の軍湖北武穴に於て兵變す。
九、靳雲鵬再び國務總理に任命。
日本公使徐樹錚等九人を收容せる旨發表、天下駭然又呆然。
直軍に投降せる第十五師保定に驅ぐ。
國維約國際聯盟會議全權委員に任命。
二、靳内閣決定し次の如く改造さる。

國務總理	靳雲鵬
外交總長	顏惠慶
内務總長	張志潭
財政總長	周自齊
陸軍總長（兼）	靳雲鵬
海軍總長	薩鎭冰
司法總長	董　康
教育總長	范源濂
農商總長	王邃斌
交通總長	葉恭綽

京師總商會長安廸生無罪宣告。
張敬湍漢口に於て捕へらる。
一二、入閣奉軍引揚開始。
駐日英國大使エリオット入京。
陳烱明廣東攻撃を開始す。
一三、京奉線直通漸く復舊す。
張作霖在京日本新聞記者と會見し時局を說く。
米國議員團一行入京。
劉存厚四川に進擊す。
一四、北京晨報曹錕電報捏造嫌疑を以て出版停止さる。
王寵惠大理院長に任命。
一五、陳毅西北邊使代理任命。
一六、徐總統懷仁堂に祝賀の宴を張り曹錕吳及新閣員等要人八十餘名を招待す。
陳烱明潮州を攻む、桂軍敗退す。
一七、張志潭京都市政督辦に兼任。
周自齊幣制局督辦及鹽務督辦に兼任。
一八、尼港事件共同調查員として王鴻年任命。
陳烱明破竹の勢を以て饒平占領。
二〇、四省經略便廢せられ曹錕直魯豫巡閱使に任命。
二一、全國經界局廢さる。
張恰俄道中止、督辦亦廢さる。
支那萬國電報協會に加入。
軍政府國民大會に贊成す。
二二、外交部日本公使館編首收容に對し其犯罪證據を擧げて引渡を求むるに就き其逃走監視方を求む徐靳曹錕會議し段祺瑞の保護及曹汝霖陸宗輿の安全を圖る。
北大教授學生全體を以て國民大會に對する提案七箇條を發表す。
二四、甘西北軍の一部直隸通州に於て掠奪を恣にす。
鴻首光雲錦北京日本旅館扶桑館に於て支那官憲の爲に捕

へらる。

二五、英佛兩國公使驚拳匪賠償停止に關し抗議す。

二六、山東兗州鎭守使唐天喜部下の兵騷ぐ。

ユーソン入京、通商問題の外何等政治的關係なき旨聲明す。

北京國會閉會。

伊太利新任公使トルツォー國書捧呈。

張作霖外字新聞記者團と會見し時局を論じ且つ日本の對滿侵略行爲なきを辯ず。

パンルベー・ラインシュ●及里昂大學校長ルーバン等北京大學より名譽學位を贈らる。

九月

一、コーソン外交部と非公式通商交涉を開始す。

二、吳佩孚直魯巡閱副使に任ず。

三、政府國民大會に不讚成、舊選擧法に據り新國會選擧內定。

北方五省饑饉の哀聲頻りなり。

五、新人相集り東西各國碩儒招聘の目的を以て講學社を設立し敎育部之に年二萬元を補助す。

米人の熱河林鑛利權利獲得運動進行しつゝある噂高し。

六、曹張及各省代表會議天津に開かる。

第二十混成旅吳長植部下の軍山東鄒城に於て騷ぐ。

七、陳炯明更に進んで惠州を攻む。

八、新總理及閣內務總長天津に赴き曹張と密議す。

新疆督軍楊增新と露國トルキスタン政府委員の間に露支通商徵稅條約十箇條締結さる。

劉存厚熊克武聯合して四川に進み成都を陷る。

九、劉榮傑西班牙公使に任命。

一〇、陳毅庫烏科唐陳撫使に任命。

胡維德駐日公使に任命。

一一、王繼曾墨西哥公使に任ず。

張敬湯武昌に於て銃殺に被處。

一三、和約研究會外交部に設置され王正廷會長に劉鏡人副會長に任命北方五省の旱災は四十年來未曾有の大饑饉と稱せられ救濟問題日に喧し。

一五、明年一月より所得稅實施所得稅收入を敎育經費に充つる旨の總統令出づ。

一六、李純蘇皖贛巡閱使に任命。

庫倫戒嚴令布かる。

一七、陳籙駐佛公使に任命。

劉式訓外交次長に任命。

一九、金融整理短期公債條例發布され十月より實施。

二〇、農商部有獎實業債券失敗に終り農商銀行設立問題立消となる。

二一、察哈爾都統王廷楨項威將軍に任命。

張景惠察哈爾都統に任命。

二三、露國駐支公使及領事官待遇停止令出づ。

ユーソン在京日本新聞記者を招待し通商問題を說く。

熊希齡と英商福公司との合辦に成る新疆石油鑛業會社設

立出願陝西教育經費斷絕し全省教員憤慨して同盟休校す
二五、湖北武穴駐在毛鴻恩部下の兵給料不渡の爲め騷ぐ。
二六、道勝銀行佛國に保證を求む。
二七、尼港に赴ける日支共同調査員王鴻年より調査完了の電報來る桂軍李福林獨立を宣言し廣東動搖す。
二八、新借款團成立經過支那政府に通告さる。
二九、顧維鈞駐英公使に施肇基駐米公使に任ず。
三〇、湖南總司令譚延闓民國元年の辦法に據り道尹機關を廢す。

十月

一、財政部民國元年の官制を恢復す。
二、葉交通總長と道勝銀行經理ラントとの間に東清鐵道新合同調印さる。
北方饑饉救濟資金調達の爲め鐵道乘車電話電信及郵便加稅に決定す。
不逞鮮人露國過激派と共に琿春領事館を燒く。
三、賑災の爲め關稅一割附加稅案を外交團に提議す。
齊燮元蘇皖贛巡閱副使に任ず。
粵漢川鐵道督辦關賡麟敷設續行借款交涉を命ぜらる。
四、魏邦平莫榮新に向て督軍引退を迫る。
京綏延長の爲め一百萬元の社債發行決定。
五、琿春事件に對し日本軍自由行動を執る。
米商裕中公司信成線敷設を提議。
六、小幡公使外交部に赴きて琿春事件に就き說明す。
七、朝鮮駐屯軍の一部琿春に出動張作霖步兵二營を琿春に急派。
八、熊希齡及福公司合辦の新疆石油鑛公司閣議通過。
日本外務省琿春事件に就き公文を發表す。
李思浩道勝銀行より伊太利公使館へ移る。
一〇、四庫全書刊行令出で朱啓鈐總裁に任ず。
一一、莫榮新各軍を調集し武力解決に出でんとす。
外交團露國租界共同管理案を外交部に提議す。
地方自治の民聲日に高く各省在京人士相關いで自治促進會議を開く。
新借款團代表會議紐育に開かれ對支借款條件を討議す。
一二、李純自殺す、時局の素亂を憤慨せる遺書出づ。
貴州軍總司令盧濟兵を率いて四川より貴州に退く。
一三、露國各政府ユーリンの代表たるを承認す。
講學社等四團體の聘に應せるラッセル上海に着く。
一四、日本外務省間島出兵說明書公表、唐山開灤鑛爆發し死者五百餘名を出す、支那鑛業界未曾有の慘事なり。
重慶川軍に占領さる。
一五、齊燮元江蘇督軍に任命。
章士釗岑春煊の代表として入京。
一六、林修梅湖南西部獨立を宣す。
一七、江蘇省民李純の死を機として廢督大運動を起す。
南方海軍全體林葆懌の統一通電に反對す。
二一、國道修治條列出づ。
二二、保定會議に於て曹張王士珍を蘇皖巡閱使に擡ぐ。

新疆省議會英支合辦新疆石油鑛公司設立に反對す。
二三、廣東大勳搖督軍莫榮新新聞全體の發行を停止す。
二五、陳炯明惠州に入る。
新借款團支那內政調査の報傳はり輿論激昂す。
二六、莫榮新自主を取消す。
二八、東清鐵道株主總會北京に開會岑春煊退隱を通電す。
三〇、統一令出づ。
支那銀行團組織說傳へらる。
舊選擧法に據る參衆議員選擧令出づ。
三一、孫文統一令反對を通電す。
東省特別區域法院編條例出づ、ラツセル入京。

十一月

一、交通總長道勝銀行と締結せる東清新合同に對し極東共和國不承認を聲明す。
セミヨノフ代表ロドウイスキー入京。
統一善後委員會組織さる。
二、陳炯明廣東入城。
三、新借款團の對支條件に對し周財政總長非公式に反對を聲明す。
四、露國過激軍庫倫を攻む。
北京各支那新聞ハーデング大統領當選歡迎論を掲ぐ。
吉長督辦權量橫領嫌疑を以て拘引さる。
五、財政部各省長官に對新借款團意見を徵求す。
陳炯明廣東に軍事會議を開き軍政府の再組織及岑陸罪狀宣布等を討議す。
六、東清鐵道株主總會に於て次の如く重役選擧さる。
支那當選者
王景春　顏世清　董士恩　何守仁　宋小濂
露國側當選者
ラチノフ(東清經理)
デズネスキー(舊露國公使館二等書記官)
ダニレフスキー(東清聯合監督技師長)
ブシカレオフ(上海道勝銀行文書課長)
リチタ(傅家甸道勝銀行主任)
此外ホルワットは高等顧問に推擧さる。
極東共和國統一宣言書出づ。
七、京津銀行間に支那銀行團組織の議進む。
九、講學社主催となりラツセル歡迎會を開く、名士新人出席數百名露國過激軍新疆を侵さんとするの急電新督楊增新より來る。
閻相文部下の兵直隸許昌に驅ぐ貴州に大兵變勃發す。
一一、各省督軍より續々新借款團反對電來る。
一二、福州事件交涉解決す。
北京各學校教職員給料不拂の爲め罷校會議を開く。
戊通航業公司外交關係に因り官營に移さんとし交通部に提議す。
一三、第十一師團の兵直隸高陽に驅ぐ。
一五、徐樹錚日本兵營より逃走す行衞不明。
新疆省議會の英支合辦新疆石油鑛公司設立反對に對し農

商部其理由なきを駁斥す。

一六、徐樹錚の逃亡に關し日本公使之を外交部に通告す、支那紙幣を揃へて日本公使の無責任を難ず。

關議新借款團より不借款を決議す。

庫倫日本居留民引揚を準備す。

一七、北京學生運春問題に對して示威行列を行ふ。

一八、貴州督軍劉顯世慶督實行を宣言し即日退隱す、盧濤貴州軍總司令となる。

一九、孫伍唐聯名を以て岑陸の六大罪狀を宣布す。

二〇、新借款團成立經過發表さる。

二一、航業奬勵條例出づ。

譚延闓平江の兵變に責を引きて總司令を辭す。

二二、徐樹錚の逃走に就き外交部四箇條の要求を日本公使に提出す。

二三、參衆兩院議員選舉を初選民國十年三月一日複選四月一日に決定王占元夏壽康の省長新任を悦ばず、其監視を嚴にす、省民憤慨河南鄭州日本借款說傳はり反對頗る熾。

二五、里昂大學の佛支大學に每年二十七萬元、巴里大學の支那學院に十萬フラン補助決定。

二七、鐵道財政議會交通部に設置金融整理公債發行後京鈔回收額既に四千六百萬元に達す。

周財政總長日英米佛駐京銀行代表を招き新借款團問題に就き會談す。

二八、達賴代表支藏問題の爲め入京の途次甘肅省城到着。

二九、宜昌駐防第十八師及十三混成旅の一部兵變叛軍を态にす。

日商亦被害あり、軍艦伏見漢口より肇航。

三〇、ユーソン正式に顧外交總長を訪問す。

萬國郵便會議に於て支那代表の提出せる各國在支郵局撤廢案通過す。

孫文廣東市民の歡迎會に臨み民主主義を高唱す。

十二月

一、駐國在支居留民保護令出づ。

北京學界聯合會代表外交部に赴き山東瑄春及禍首問題に就き意見を質す。

孫文等陸榮廷に反省電を送り且つ討桂五路軍隊を編成。

廣東賭博治罪條例出で廣東省民慶祝行列を擧行す。

二、河南督軍省長聯名を以て鄭州日本借款を否認す。

唐繼堯雲南モンロー主義を唱へ自閉を宣言す。

陳烱明孫文に安福絶緣を痛諫す。

三、賑災附稅一割附加案各國承認ありたるを以て明年一月より實施決定。

外交團に李思浩引渡を要求す王士珍蘇皖巡閱使任命。

四、京奉京漢京綏津浦四鐵道より資金を援助し粤漢鐵道湖廣線自修の議を決定。

五、全國銀行代表會議上海に開かる工場法五十六箇條の草案成る米國赤十字會と山東賑災公會との間に五十萬弗救濟借款進行。

六、煙酒督辦張壽齡十萬元不明問題解決せざる爲辭表提出

七、本月二十日より實施さるべき滿洲糧穀輸出禁止に對し日本公使抗議す。

八、上海に於ける全國銀行代表會議終了、對政府四箇條の請願を決議す、支那銀團の結束漸く成る、二十一箇條問題に關し國際聯盟代表顧維鈞へ極力各國の援助を求むべきを訓電す。

廣東軍政府各部總長次の如く任命さる。

內務　孫　文　　外交　伍廷芳
財政　唐紹儀　　陸軍　陳炯明
司法　徐　謙
交通　唐繼堯（王伯群代理）
參謀　李烈鈞（蔣尊簋代理）

九、王士珍辭表を呈す。

葉夏聲安福との聯絡嫌疑を以て魏邦平に捕へらる。

一〇、煙酒稅整頓法計畫さる。

厦門日本警察設置問題に對する反對益々熾。

支那軍隊庫倫に於て露人を虐殺し外交團警告を發す。

熊克武川局收拾に疲れ退隱を通電す。

一二、地方自治の籌備進行し政府各省長官に自治施行經費調査を命ず。

一三、貴州總司令盧濟雲南に備へて貴州モンロー主義を執る。

一四、ユーリン外交部に正式露支通商談判開始依然自由通商主義を取るべきを慫慂す。

交通部直轄北京郵電學校鐵路管理學校唐山專門工業及上海專門工業四校併合交通大學組織案閣議を通過す。

禍首引渡問題に對し外交部再び辯駁書を日本公使に致す

白支合辦一億フランの海外航業公司、一千萬フランの海外貿易公司設立計畫進捗す。

一五、所得稅實施各方面の請願に由り明年四月迄延期に決定。

一六、セミョノフ軍參謀ヘロチスキー少將隨員五名と共に入京。

夜八時北京に緩慢なる地震あり甘肅にては震死者二千人を出す。

一七、露支通商恢復問題外交部代表劉鏡人とユーリンとの間に着々進行し支那側要求の過激派對支宣傳の禁止ルーブル暴落に因る支那商民損害の賠償諸項ユーリンの承認を得たる說傳はる胡蘆島開港工事全部一千七百萬元にて日本の受員に決せる噂あり、吉督鮑貴卿吉省財窮彌補の爲め朝鮮銀行より省內森林を擔保として五百萬圓借款成立說傳はる。

一八、賑災關稅一割附加明年一月十六日より實施する旨各國公使に通牒あり。

本月二十日より實施さるゝ東省糧穀輸出禁止に對し小幡公使交涉の結果禁止品目中より小麥粉及既訂豫約品を除く事本禁止は接壤地帶に適用されざる事となる。

江西省議會省長民選案を通過し現在省長黎憲番進退に迷ふ。

一九、新制度量衡嚴用取締農商部より各省實業廳長に通令

す。

一〇、江西省提携して三角同盟を結び聯合を鞏固にし各勢力の反目を融和せんとす吳佩孚孫傳芳徐世章何恩溥王懷慶王廼斌等之が膽入り役にして十人團と稱す外交團關稅附加實施を一個月間延期する旨決議し外交部に通牒巴里大學より徐總統に名譽學位を贈呈せるに對し朱啓鈐渡佛を命せらる。

張志潭等黎元洪を擔ぎて一大政黨組織を目論む。

波蘭の要求せる波支通商問題に對し各國と一致歩調に決す。

賑災四百萬元借款着々進捗。

道清鐵道清孟支線延長明年一月より起工の旨福公司より通知す。

二二、金價奔騰の爲め契約品の引取困難となり上海の支那綿絲布商續々破產す。

二三、尼港事件交涉解決す。

新借款團代表スタイーブンス日本經由上海着。

財政部と中國交通兩銀行の間に印花稅票を抵當とする三百萬元借款進む交通總長葉恭綽北京發奉天哈爾賓へ赴く其用務東清問題に在りと謂ふも舊交通系の飛躍に關し張作霖の諒解を求むる爲めなりとの說あり。

鳳公司山西省大同左雲懷仁三縣二百方里に亘る大炭鑛利權獲得運動成功說傳はる交通部の以上代表の瞞弊暴露し物議漸く熾。

二四、顧維鈞唐在復國際聯盟總會非常任理事に當選せるを光榮とし擧國一致奮勵を要する旨の總統令出づ。

禍首引渡再度の要求に對して小幡公使再考の餘地なき旨回答す。

支那政府の牛類家畜輸出禁止提議に對し外交團反對す。

北方大旱災に對する外人側義捐の賑務處に受領されたる額僅に十八萬餘元人意外に寡く。（完）

時報

宜昌の兵變——露支交涉の其後　新借款團最報　ハンドレ・ベーデ借款成立　教育部借款成立　煙草借款成立　鐵道借款　半額財政　尼港事件解決

宜昌の兵變

給料不渡に因る兵變は昨年十一月以來漸く世人の耳朶に觸れ、殊に湖北省に於いて著るしきものあり、同月二十二日鍾祥に於いて第十七旅團の騎兵七八十名亂を起し多少の死傷あり、二十四日天門に在る湖北第四旅團の第一聯隊兵亂を起し、縣知事を殺し民家を掠奪し、二十五日夜は臨湘第二混成旅（旅長劉躍龍）部下の變あり。三十日終に宜昌に於いて大兵變の勃發を見、外人の生命財產に危害を及ぼせり。同所發外務省着電に曰く。

十一月三十日午前零時頃より六時間に亘り銃聲熾んに聞へ七ヶ所に大火災起り大掠奪到る處に行はれ在住本邦商人二十四戶の中十四戶掠奪を被むり武林洋行及び日清汽船會社の倉庫一棟並びに本邦商人一戶は全部燒却せられたり該掠奪は宜昌駐在の第十八師團及び第十三混成旅團の兵士に依つて頗る巧妙に行はれたり原因は此等兵士に對し四ヶ月乃至九ヶ月間給料全部不渡なるため不平勃發せしものと認めらる邦人の保護に關しては支那側に對し我が領事より嚴重に交涉し三十日より各戶に對し二名宛の警備兵を配置せしむることとせるが尚萬一を慮かり全然鎭定を見るまで取敢へず邦人婦女子全部及び男子の一部を領事館に收容せり今回の掠奪は實に猛烈を極め單に外國商のみならず銀行錢舖會社大小商店全部に亘り目貫の場所は殆んど燒盡されたり。

小幡駐支公使は十二月三日、外交部に顏總長と會見し、宜昌兵變の事實を擧げて警告を與へ、同時に居留民に對する切實なる保護を要求せり。顏總長は之に對し、例によりて例の如き挨拶あり。爾後、英國公使よりも同樣の警告あり外國人の損害調査中のところ、月末に至り約二十四萬磅と判明、近く正式の賠償要求を見るべしと。因みに本事件に關し、北京外交團會議の結果、宜昌に支那軍隊駐屯を禁止すべき旨の要求をなすに決せりとの說は全然虛傳なり。

露支交涉の其後

極東共和國代表——初めウェルフネ・ウヂンスク政府の代表として北京に入り、後遂に極東共和國政府代表たるの權限を認められたるユーリン氏は、十一月三十日を以て外交部に顏總長と會見し、露支通商開始に關する長文のメモランダムを提出せり。該メモランダム全文の飜譯は、本誌前號本欄に採錄せり。各國當面共通の大問題たる本問題は支那に取りても最大問題たるを失はず、ユーリン氏入京の抑もより世人の注目を惹く頗る大なるものありしは事實なるが、玆に至りユ氏は、その第一步の成功をかち得たるなり。

メモランダム交附後、交渉の進捗は、併しながら甚だ遅かなりといふを得ず。是れ即ち支那の對露通商開始が『英佛諸國の後塵を歩する』の外なく、英佛諸國對露方針の一左一右に從つて轉移をなさゞるべからざる必然の宿命なり是を以て十二月二日頃、佛國公使が顔總長と會見の際、通商防始に反對なりとの意味の警告を與ふるや、顔總長は自國の態度の英佛に倣ふの外他意なきを辯解する傍ら、ユーリン氏との正式會見を否認せり。而も北京政府がユーリン氏に對し、通商條約締結の前提條件として

（一）露國は過激派主義を支那領土内に宣傳するを得ず。

（二）支那商民受くる所の露國紙幣に關する損失は露國に於いて賠償すべし。

（三）露國は西伯利一帶に居住する支那商民を虐待するを得ず。

（四）露國が最近他國と訂するところの通商條約文を支那政府に呈示し參考に供すべし。

との四條件を交附し、尚又通商條約締結の範圍として

（一）前露政府が東清鐵道に於いて所有する權利は新露國に於いて之を繼承するを得ず。

（二）露國は領事裁判權を撤廢すべく其他一切の權利は支那とポリビア及び波斯との通商條約の權利を超過するを得ず。

（三）彼此討論の範圍は新疆と土其古斯坦と締結せる暫行通商辨法八條を以て限度と爲す。

を限定せり。（註）

ユーリン氏は右前提及び範圍に就き熟考したる結果十二月上旬に及び次の三條件を承諾したり。

（一）露國は支那領土内に於いて支那の社會組織及び政體と相容れざる政治的宣傳をなさゞること。

（二）露國は極東に於ける支那人の生命財産を保護し一切の便宜を供與すること。

（三）新疆及び後貝加爾に於いて支那人の受けたる虐待に對しては將來かゝる事件の發生を防ぐべきことを約束す。

右の報道は十二月十六日ルーター北京電報に依つて發表されたるが、右の第一條件は、明かに佛國側に對して發せられたるものなり。然るにユーリン氏は、一旦右條件を承諾したるものゝ、次の如き理由ありて到底極東共和國に於いて責任を以て履行する能はざるに困惑し居れり。

（一）過激派の對支宣傳隊は莫思科政府の直參にして極東共和國の指揮を受けず之れが宣傳を防止するが如きはユーリン氏の力の及ぶところに非ず。

（二）極東に於ける支那人の生命財産保護の件は同地方衛タングルン軍の殘留するあり極東共和國に於て責任を取り難し。

（三）同樣の理由に依りトルキスタン方面に於ける支那人虐待防止の要求は同方面が別系統のソヴイエットに屬する以上履行不可能なり。

佛國側は今一層手きびしき抗議を支那に對し試みたき意思あるも、支那が『一に英佛の態度に追隨せんのみ』と斬

れて出る以上、自己の欲するところを支那に強ふる譯に行かず。佛露支三様の立場に立竦みのまゝ今日に及べり。

北京に於ける交渉と相應じ、莫思科に於いても別系統の露支交渉の進行を見たり。卽ち勞農政府外相チチエリン氏と支那軍事委員張斯麐中將との間に締結せられたりと傳へらるゝ露支密約なるものこれなり。新聞紙の所報左の如し

第一條　勞農政府は東部支那に存する諸種の特權及帝政時代より千九百十七年十一月七日に至るまで支那政府に對し實施し來れる諸條約を破棄し露國前政府の有せし財產所有權、特權並に利權は悉く無償にて支那に還附す、哈爾賓に於て露國人の有せし特權及び露國人に適用し來れる舊條約に基く企業權は終結せるものとし今後は支那人と同等の企業權を有するものとす

第二條　締約後は相互の信用と從來の事情とに基き永遠の平和を保障するものとす、第三國が侵略又は領土占領を希望する場合には領域保全及び自己の利益保護のため又危險思想感染防禦のため蒙古より滿洲及びエニセー河に至る間において有ゆる間諜防禦に必要なる哨兵線を設置し兩國は互に物質上及び軍事上の援助をなすものとす斯る共同的動作の際は一時國境限界を廢止し連絡鐵道及全通路を相互一般に管轄に附す而して兩國は代表者より成る高級參謀本部を組織し軍隊指導及前條約管理等は之に移牒するものとす。

第三條　東支鐵道に對する特權及び法律權は無償にて支那に返還す露國は直輸入權を有し且東支鐵道運賃は半額を割引せらるゝものとす、鐵道官憲に勤務する露國人は依然勤務し五箇年以上に於て其半數を支那人とし又役員及び鐵道代表者として中央政府が特に任命せる三名を以てす條約調印前に於て政府のなせる負債は之を破棄するものとす、他の鐵道に屬する車輛等は東支鐵道工場に於て無報酬にて悉く修繕を施し露國鐵道に引渡すものとす。

第四條　支那人或は其會社に對し西伯利に於ける商工業の企業權を與ふ但し製造所、工場及び工業に對する企業者の利益は一割五分乃至二割を以て限度とす、一般製造品は一割を加算せる原價を以て豫め中央政府に提供せらるゝものとす、餘分ある場合には外國へ輸送し又は內地に於ける購買組合に賣却するを得べし支那人の企業に對しては何等の制限なし支那人の勞働時間は八時間を以て一般の標準とす。

第五條　支那共和國民は西伯利に於る營業の自由權を與へらる但し商品は個人所有のものは其品目數量並に價格に關し豫め申出づるものとす營業は當局委員にて調査後其表記及び適當なる證明書を交附せられたるものに於てのみ認可せらるゝものとす、支那商人に對しては地方物資調査委員との物資の請負及び購買契約を爲し得る特權を與ふるものとす、賣買は勞農共和國の金票所謂ケレンスキー及びロマノフ紙幣に對してのみ行ふを得べし、支那人は西伯利地方に於ける都市居住權を有するものとす。

第六條　露國中央政府は外蒙に於ける物資購入の特權を有す、其支拂は勞農紙幣を以てするを得べく又政府は之が保存の責任を有するものとす。

第七條　西伯利の支那商人は西伯利及び右共和國に於ける支那製品販賣の特權を有するものとす、兩替卽ちトルラル（袁世凱の像を有するもの及び其他の者）兩替業務代理人との間に制定せられたる確實なる相場に依り行はるゝものとす兩替は勞農政府國立銀行に於て行はるゝものとす。

第八條　勞農政府代理人は支那に限り思想の宣傳を行はず然れども外國に於ける活動に要する秘密宣傳者等は生活の爲め及び該目的の爲め必ず斯かる組織關秘密印刷所へ集合の目的にて支那に入國を許可せらるゝものとす。

第九條　勞農政府が歐羅巴諸國より公然の承認を得る迄はウエルフネ共和國代表者ユーリンは支那共和國における臨時露國大使として承認せらる但し公式にあらずしてウエルフネ共和國の商務大臣としてなり。

張氏は右の密約を締結せる後歸途に就き、十二月二十一日を以て北京に歸着せり。顧外交總長は張氏の處置を以て越權なりとし、之れを認めざる旨ユーリン氏に通告せりとの說あり。それかあらぬか張氏は莫斯科に於いて勞農政府との間に條約を締結せしことなしと言明し、只單に露國側の希望を支那政府に取次ぎたるに過ぎずと辯解せり。——右の言明及び辯解を含めるダルタ通信社代表とのインターヴユー左の如し。

露國の前途に關し余は其極めて光明なるを認むソビエット露國に關する新聞紙報道は概して不確實にして且つ依然としてボルシエヴイズムを恐怖し居れるも余はボルシエヴイズムに如何なる恐怖すべき點あるや世人の懷疑を解する能はずボルシエヴイズムは曾に何等恐怖すべき點なきのみならず吾孔子主義と相類似する點頗る多きを認む一部の人には露國は武力を以て共產主義を推行しつゝあるが如く思惟し居れるも這は全然附會の說に過ぎず武力を用ひて共產主義を推行せんとする時機は今既に去れり露國の國家と人民との關係は今道德上の信條規定に緣りて行はれつつあり。

余は露國滯在中余をして最も驚かしめたるは交通運輸の圓滑なる事是れなり露國の車輛に缺乏せるは周知の事實にして又車輛材料の輸入幾んどなくして政府の能く鐵道交通を維持し居れるは驚嘆の外なし。

莫斯科逗留中は常にカラハン及チチエリンの兩氏と會談せりカラハン氏は今日尙露支兩國の親睦に最善の努力を濺ぎ居り氏の如きは實に露支兩國の最も信賴すべき連鎖と謂ふべしチチエリン氏は科學家にして理想の事務家なり頭腦精明を極め且つ事に勇あり露支兩國の將來此二氏ある以上其日に親密なるべきは疑を容れず。

余の歸國の途次哈爾賓に於て露國攻擊の談話をなせる如く新聞紙上に報道されたるも驚くべき捏造記事なり甚しきに至りては余の露國行きを以て徐樹錚氏より派遣されき

たかの如く言ふ者あり更に甚しきに至りは莫斯科に於て余と勞農政府との間に或る條約締結されたりとの諸言あるは唯だ驚くの外なし昨年四月余の露國に赴けるは邊防着辦段祺瑞氏の命に依るものにして徐樹錚と邊防事務とは何等の關係なかりき余は軍人なり固より政治的地位を有せず唯だ吾國家人民に對する利益の增進一事心に懸りて忘れざるのみ訂約の如き固より余の使命任務中の事に非らざるのみか又余に斯くの如き特權なし余の職務は勞農政府の吾國に對する各種條件を吾政府に轉達するに在るのみなりき極東政府の各種の事業は其進步近來著しく極東共和國の成立は露支兩國の關係に深甚なる影響を與へたり余は滿洲邊疆封鎖計畫に反對する一人なり斯くの如き擧は獨り極東露國の人民に直接危害を及ぼすのみならず吾國人民亦苦痛あるを免れざるべし嘗て東淸委員會支那代表王氏と會談せる時王氏亦邊疆封鎖の擧に反對せり余はシャトフ氏の滿洲里行を許すべきを吾國當局に勸說す此勸說は既に成功せり之を要するに余の莫斯科滯在中は總てに滿足せり勞農露國各領袖の態度は懇誠を盡し余は滿腔の感謝なき能はず余の露國行きは兎に角露支兩國々際の諒解に地步を築きたり此地步の上に吾國莫斯科駐紮總領事は既に出發せり其同行者中には新聞記者多く徐は彼等が益々諒解を深くして露支兩國の關係を保進せんことを希望して已まざる者なりと。」

（註）十二月末露支通商條約草案の成れるか傳ふるものあり。全文三十七ヶ條として第一條條約訂結の本旨第二條より六條迄は使節派遣の件及其待遇の件第八九條は公文處節に關する件第十條は游歷に關する件第十一二條は通商上外人雇用に關する件第十三條は傳敎に關する件第十四條は民事訴訟第十五條は刑事に關する件第十六條より卅條迄は船貨納稅檢閱罰金等に關する件三十一條は商船の待遇三十二條は商船の盜難事件に關する件三十三條は兵船に關する件三十四五條は犯罪人引渡の件三十六條條約文の件第三十七條は條約文交換及批准に關する件なりといふ然れ共コハ俄約研究會（外交部內に附設され、後俄事研究會に改名す）にて起草したる試驗的案文にして、尙未だ「草案」とも稱し能はざるものなりと。

新借款團彙報

十一月二十日の日英米佛四國政府の共同宣言に依りて、新借款團の成立は公式に宣布せられたるが、相手方たる支那に對しては當然之れが通告を了せざるべからず。是を以て北京に於ける四國公使は、十二月十三日日本公使館に會議を開き、通告案文を確定したり。各本國政府の指令あり次第正式に支那政府に通告するの順序なるが、一九二〇年中は終にその實行の報を聞かず。

北京に於ける新借款團代表者は

日本　小田切萬壽之助氏（正金銀行）
英國　ヒリアー氏（滙豐銀行）
米國　ステヴンス氏（モルガン商會）、
佛國　マヅウ氏（前交通部顧問）

に內定、ステーヴンス氏は十二月三十一日を以て上海より北京に入り、他三氏は何れも一月中に着と傳へらる。或はいふ、ヒリアー氏は任に就かず、現に滙豐銀行北京經理た

るアレン氏其任に當るべしと。兎も角も北京に於ける代表團の一月中に成立すべきは既定の事實にして、支那政府はその成立を待つて煙酒稅を擔保とする善後借款の交涉を提起すべく、目下裁兵問題其他に就き精密なる具體計畫を作成中なりと。之に對し新借款團は大體に於いて政治借款を拒否するの方針を取りつつあれば、支那側の希望する大借款の成立までには、尙幾多の曲折を經ざるべからざるべし

紐育財團會議の決議に就き、前々號本欄に於いて紹介せしところは、支那政府がその米國使臣より得たる報告に外ならざるが關係四國は之に關し未だ何等の發表を爲さず。唯一の例外として昨年末モルガン商會の發表せるステートメントに、決議內容に觸れたるものあり。次に之を採錄し以て參考に供す。因みに近時支那側の報道として紐育に於ける銀團代表者が、さきの決議をかくの如く修正せりとかかくの如き附加條件を決議せりとか報ずるも、コハ全然虛構にして、支那側の宣傳に過ざることゝ、スチーヴンス氏に依りて公然發表せられたり。

同規約前文に於ては大體既報の如く四國銀行團は其專業に對し關係各國政府より完全なる支持を受くべく支那に對する經濟的援助の目的を達するに就ては各國の投資利益を代表する四國銀行團の協力を第一の急務なりとし支那の經濟的改造交通機關の整備等を圖る爲支那政府に對し資金の融通をなす場合は四國に於て均等の條件を以て之れに參加し且つ支那資本家の共同は進んで歡迎する旨を記載せり而して規約第一條は各國銀行團に於ては夫れを構成する團員の範圍資格を自ら決定し又新に加入を申出たる國家的團體に對しは關係國政府の同意を條件として之れが可否を決することゝせり第二條は借款團の貸付は公共的性質のものに限り卽ち借款團に於ては個人事業の範圍を侵すものに非ずして支那政府或は地方政廳に對する貸付若しくは兩者何れかの保證を有する他の貸付に限るべく尙本團成立前に於て既に具體的に進捗を遂げたる計畫は必ずしも本借款團の範圍に屬せしむるを要せずとせり第三條及四條に於て借款事業に關する各銀行團の平等の條件を規定し而して提案せられたる事業計畫に對し共同の貸付を希望せざる向にては銀行團各自に於て利益參加を拒絕し得ることを定めたり第五條は事情の許す限り各關係團に於て共同責任の方法を取らず各團に於て自ら事業上の整理を講ずべき旨を規定し第六條及七條に於て各國銀行團に於て自國の市場に起債するを欲せざる場合は其分擔額に對し他國市場に資金調達を依頼し得ることゝし而して第八條に於ては借款團の存續期間は多數の意見に依り是れが解散を議決せざる限り五箇年間繼續する旨を規定しあり。

米國財團代表スチーヴンス氏は、十二月末日を以て北京に入れること前報の如し。氏はモルガン商會に在りてラモント氏の片腕たる人物たるが、支那の事物には却つて素人なりと。氏は上海にて長文のステートメントを發し、北京に於いては沈默を守り、靜かに支那政府の爲さんやうを視つゝあり。支那にして民國五年豫算を實行せば、決して財政困難なるものなしとは氏の持論なりと。

ハンドレ・ペーヂ借款成立

十二月四日海軍部と、英國會社ハンドレ・ペーヂ會社との間に、ハンドレ・ペーヂ型水上飛行機百五臺の買入契約成立せり。條件は

（一）金額　百二十九萬磅

（二）年利　八分

（三）前渡　四十萬磅、格納庫建設費の名目

なるが、專ら年關財政の必要上、四十萬磅の前渡を得んと欲せしにて、財政、海軍兩部の首腦が、グルになりて秘密に交渉を進めたるもの、關係會社代表を一度も海軍部に入れずして事を竣りしなりと。

教育部借款成立

教育部は財政部の保證を得、部員の給料支拂に充つるため、天津支那銀行團と百萬元の借款交涉進涉中なりしが、十二月三十一日現銀授受を了せり。擔保は露西亞銀行に對する支那側持株五百萬庫平兩の、教育基金となれるものを以て充てられたり。

煙草借款說

周自齊氏と英米煙草會社との間に、煙草借款成立せりとの報道昨年末より喧傳す。北京政府は絕對に之を否認せるが、借款成立は盧傳なりとするも、幾分之に似通へる事實あり、眞相は實に次の如し。

英支及び米支通商條約に據れば外國商人は支那內地に於て問屋倉庫を設立する權利を有してゐない然るに英米煙草會社は此條約を無視し勝手な行動が多かつたので支那地方官は同會社に對して充分の保護を加へず內蒙古及び新疆等に於て同會社出張所の貨物を掠奪された際地方官は之を傍觀してゐたと云ふ事もあつたので同會社支配人ヂェッフェリー氏は大正二年當時の財政次長梁士詒氏に對して冥加金六百萬元を支那政府に差出したいとのことを申込んだ支那政府はさういふ先例が無いといふので改めて煙草借款とし、

（一）山東安徽江蘇三省に於ける煙草栽培權を會社に與ふること

（二）支那は全責任を以て會社の貿易を保護し地方官をして此變相的內地貿易を保護せしむ

との二條件を許し殆んど成立しかかつたが第二革命の爲に中止となつた。

大正四年時の財政總長周自齊氏は袁世凱帝制費を捻出すべく大正二年の條件を蒸し直しに掛つたが第三革命で失脚して物にならず大正九年春になつて張壽鏞が煙酒公賣局長になり安福派の臺所を勤めると共に徐總統へも每月定つた冥加金を出す必要上英米煙草會社と次のやうな豫備契約を訂結した。

（一）借款額五百萬元。

（二）支那政府は會社に對し一種の免許狀を與へ內地に於ける一切の稅を免じ地方官をして會社の特權を

保護せしむ。

財政總長李思浩は南北不統一を理由とし之を認めず其儘になつてゐたが廣東軍政府取消南北統一令發布と共に會社代表は張に豫備契約の實行を促がして止まず張は止むなく之を財政總長周自齊に持出したが周は極力之に反對し又舊交通系と特別の關係あり英米煙草會社と競爭の地位に立つてる南洋煙草會社支那人簡照南兄弟も猛烈な反對運動を起してゐる此間實情が誤傳されて例の煙草借款說となつたのであるが會社側では方法を一變し英國公使及び在支英國商業會議所と聯絡して一般內地貿易の權利を獲得すべく必死となつて運動してゐるさきに傳へられた英國の內地自由貿易許可要求說は本問題と多大の關係がある。

購車借款

梁士詒氏を御大とし現任交通總長葉恭綽氏を總參謀長とする所謂舊交通系は今次の新選舉に大飛躍を試むべく計畫し其資金の籌備方法として最近噂しき所謂交通部四大借款を決行し新借款團の對支條件の苛酷に憤慨せる民論の時潮に乘じ自派の中華銀公司を中心として國內銀團組織を高唱し之れを利用して四大借款を物にせんとの魂膽なるは事實にして其中購車借款は最近頗る進捗し成功疑ひなしとて其條例草案すら既に出來上り居る程にて若し成功の曉は極めて僅少なる手付金を以て車輛購買契約を結び其餘を用ひて選舉の活動資金に充てんとする目論見なるが借款交涉は着々進み遠からず實現されんとするの域に達せり茲に本條例草案及募集章程草案を擧ぐれば次の如し。

甲、交通部八釐購車短期公債條例

一、各鐵道所用車輛購買の目的を以て本公債を發行す

二、本公債總金額を六百萬元とす

三、本公債々券は無記名とし額面を次の三種に分つ

一萬元、一千元、一百元

四、本公債の利息は年八分とし每年六月三十日及十二月三十日の二期に交付す

五、本公債は利息の外更に京漢鐵道純益金の百分の二を配當す右純益金は京漢鐵道會計統計年報平準表に示せる未支出の剩餘金を標準となし每年十二月三十日利息交付の日に其前年度分を配當す

六、本公債を以て購入せる車輛及京漢鐵道の未だ他の抵當に供せざる利益金を擔保とす

七、本公債の實收は手取九八とす

八、本公債は民國十年より三個年を以て全部償還するものとし每年十二月三十一日其以前十五日は北京に於て抽籤を行ひ總債額の三分の一卽ち二百萬元を償還し民國十二年十二月三十一日を以て全部償還を完了す

九、本公債の發行及償還利子支拂は交通部より指定せる銀行にて取扱ふ

十、本公債の利息は額面の債額完納の次日より起算す

十一、本公債を以て購入せる車輛の分配を受くる各鐵道は月割に計算して其款額を引受銀行に預入れるを要し

之を以て本公債償還及利息支拂の準備に充つ

十二、本公債券は銀行の保證準備金鐵道工事受負保證金及賣運業者の擔保或は保證金に使用し得ると共に又隨意賣買し或は一般の抵當及公用上の擔保となすを得

十三、本公債券を取扱ふ官吏或は人民にして本公債の信用を毀損するが如き者ある時は內債信用妨害懲罰令に據り處罰す

十四、抽籤償還の時は財政交通兩部長官及審計官立會監視の下に擧行す

十五、本條例は發布の日より施行す

之に對し交通部は選擧運動云々の事實を全然無根なりとし左の如く辯明せり。

南北各銀行は嘗て政府の用途にして切實ならんには敢て借款を辭せざる旨聲明する所あり、而して各地商民の最も切實に希望しつゝあるものは各鐵道の車輛を增加して運輸交通の利便を圖るに在りて本部は此等商民の希望を容るゝの必要あるを認め各銀行の代表者張公權氏と協議數回意見を交換せる處双方の見頗る融洽一致し其結果各銀行は斯くの如き目的に用ふる借款の是なる旨を聲明せしかば双方審議の上其條件草案を擬訂するに至れり、其大要を擧ぐれば借款總額は六百萬元にして其用途は車輛の購買とし他に流用するを得ざる事に定め其他の條項は從來の對外借款の夫れと略ぼ同じ、各銀行の募集引受方法は借款を二十部に分ち一部の數額を三十萬元とし一銀行の引受額數は多くも一部數銀行を以て一部の引受をなすを許し以て少數銀行の壟斷を防止せるに力め引受銀行の手數料は僅に千分の二十五とし賣上は之を各銀行に預入れ本部をして濫に之を引出す能はざらしめたり、思ふに此條件は一面政府の信用を保全すると共に一面亦銀行の財力に斟酌を加ふるものにして之を從前外國銀行の債券代發條件に比し既に優勝なりと思惟す、而して其最も重要なる關鍵は政府をして流用の自由を得せしめざると共に亦銀行をして壟斷の餘地なからしむるに在り本借款を以て一黨の選擧費に充てんとするの風說に至りては誣も亦甚しと謂はざるを得ず。

交通部の辯解に拘はらず、裏面に於いて交涉着々進み、やがて調印をも了すべき形勢となりしが、我が正金銀行は本借款の擔保に計上せられある京漢鐵道收入は、明治四十四年郵傳部公債一千萬元の擔保と、抵觸の恐れあるを以て十二月中旬交通部に質問書を提出せしに、同月三十一日同部より『購車借款擔保としての京漢鐵道收入は、外國借款の擔保となり居らざる部分の百分の二にして、正金の優先權を侵害せず』との回答あり。一面交涉漸く進み、一月十五日調印を了せり。條件左の如し。

一、金額　六百萬元

二、年利　八分

三、手取　九九

四、公債發行價格　九五

五、擔保　京漢鐵道收入餘利の外國借款擔保となり居らざる部分につきその百分の二を公債所有者に配當す

ること

六、特別條件　交通部及び銀行公會双方より委員を出して車輛買入れに當ること

饑饉借款

去る支那に救濟のため昨年十月十四日舊四國團に對し、一千二百萬元の借款申込あり、後四百萬元にまで減額して申込みたることは、本誌前々號本欄にて解說せり。支那政府は兎も角何とかして借款を得ざるべからず。十二月十日、賑務處會辦陸徵祥氏は、正金(日)、滙豐(英)、花旗(米)、滙理(佛)四銀行を歷訪し、饑饉借款四百萬元借入方を申込んだ。陸氏は申込相手が舊四國團或は新四國團と混同されんことを恐れ、注意深く漫然たる四銀行……其間何等の協同關係なき四ツの銀行に對し、申込をなせることを繰返せり。

四國側にては、該借款を以て緊急の必要あるものと認め關稅附加稅增徵に依る收入を擔保とし、四國にて一百萬元宛分擔を認め內諾を與へたり。此擔保が關稅附加稅增徵に依る收入なる關係上、外交團會議は嚴重に使途を監督する意向を有し、此意味を徹底せしむるため、次の如き委員割宛の下に "Board of Distribution" を要求せり。卽ち

支那側　六名
國際統一救災總會華司庫　一人
賑務處　二人
華洋義賑會　二人
（上海漢口天津濟南開封五處より二人を擧ぐ）
鐵路督辦　一人

外國側　六名
國際統一救災總會洋司庫　一人
調查股長　一人
華洋義賑會　三人
（上海漢口天津濟南開封五處より三人を擧ぐ）
外國會長　一人

之に對し支那側は、次の如き委員割宛の下に "Board of Audit" を組織するの對案を以て答へたり。

支那側　九名
五省一區代表　六人
賑務處　二人
國際統一救災總會華司庫　一人

外國側　九名
外國會長(英)　一人
國際統一救災總會洋司庫(英)　一人
秘書(佛米)　二人
日本委員　一人
白耳義委員　一人
伊太利委員　一人
米國赤十字社代表　一人
審計院顧問コノワロフ　一人

本借款の進涉は頗る順調にして、一月十日には愈々正式調印のことと決定せしが、是れより先、十二月十五日北京政府は、關稅附加稅增徵期日を一月十六日よりと決定し、

其旨外交團に通告し、外交團にては附加稅增徵は列國商人に多大の影響あり。一ケ月のノーティスにては早きに過ぐる故、二ケ月のノーティスとし、二月十六日より實施されたき旨、十二月二十日の外交團會議を經て支那政府に通告したり。北京政府は之に對し、「閑悉せり」との回答を與へ使途監督委員會については尙その原案を固執したり。一月十日、調印豫定當日、某々國側は此事實をかつぎ出し、調印延期を主張するものあり、遂にその實行を見ずしてやめり。此間の事情に關しては、次に錄する十一日ルーター北京電報最も詳細なり。

始め支那政府が現行關稅五分稅の一割を附加稅として賦課せんこと卽ち十二個月間關稅を五分五厘に引上げんことを提議したる時列國中無條件にて承認したる國もありたれ共支那と貿易關係の最も密接なる某々國は借款の使途に監督を附す可き事を條件とせば之は承認すべしとなせり此條件は主義として外交團に依つて承認せられたるが尙豫告期間は過般の關稅率改正の時と同じく二ケ月とす可き旨追加提案せられたるを以て頭初一ケ月の豫告期間卽ち一月十六日より實行せらる可かりし附加稅の徵集實施期は二月十六日より實施せらるる事となりたる次第なり支那政府はこの一ケ月の實施延期を承認せられたりと傳えられたるも實は然らずして單にこの提議を受領したりと答えたるに過ぎざるものなりき。

監督の問題に就ても支那政府と外交團との間には討議を續けたりしが外交團は本借款には日英米佛の銀行のみ關係すれ共附加稅の增徵は通商各國の利害に關するを以て愼重に之を考慮せるなりき、支那政府の最初の提議は九人の支那人及二名の外國人よりなる監査委員會を組織し借款の費途を監査するがために之を任命すべしと云ふにありき、外交團は之に對し六名の支那人及び六名の外人より成る分配實行委員會を組織し其內には上海及び天津の饑饉救濟會の代表者を含ましむ可き事を答えたり、其理由とするところは是等開港地の商人は附加稅の大部分を負擔するものなれば是等の納金が政府官吏の私腹に入らざる事を示すがために必要なりと云ふにありき、支那政府は之に答て曰く、監査委員は九名の支那人及九名の外人に增加する事にし上海及び天津の代表者は含まず九名の外人は各國より選出する事とし其中の一外人の如きは支那政府の雇聘者を指命すべしとなしたるものなりき外交團の一部は此支那政府の回答は滿足なるものに非ざるも救濟の頗る急を要するを以て之を承認すべしとなしたるも多數は監督に關し本國政府より明確なる指令を受け居るを以て充分なる監督權を得るに非らざれば、之に同意すること能はずとなせり。

此形勢は數日以前迄の事なるが當時銀行家は取敢へず借款に調印し費途監督の件は追て協定すべき事に實際上承諾したるなりき之と前後して外交團は附加稅徵集實行期日に關して各自其本國政府に對し其指令を仰ぎたり而るに十日に至り支那政府は實施期に關しては原提議を固執すべき旨を回答を以て通告し來れり之に依れば附加稅は

二月十六日より實施せられ借款には附加稅に依り收納すべき金額に關しては單に北京に於ける監督員の監督を受くるに過ぎざるものとなる譯なり之がために途に借款契約を調印せられざる事となれり之れに關して追記すべきは附加稅を負擔すべき開港地の商人は外交團の提出條件を支持するに一致せるの一事にして上海饑饉救濟會の六名の支那人及び一名の外人よりなる上京代表者は外國公使館を歷訪して支那政府の要求を謝絕す可き旨を勸說したり尙開港地關稅當局者は附加稅徵收實行期の延期に關しまだ何等の指令を受け居らざるが如し、此問題は十六日以前に於て決定せられざる可からざるものなるが附加稅に關する總ての問題も同樣了る迄に解決せらる可きものなり饑饉救濟借款に關し四國銀行團及支那政府との間に討議中の條件として傳えらるゝところに依れば大體左の如し。

金額	四百萬弗
利子	八分
割引	なし
爲替手數料	千弗に付五弗(卽ち五釐)

前記の次第にて借款契約の調印に關する總ての準備は調ひ居れども費途を監督すべき監査委員會の組織に關し外交團の決議未定のために之を延引せざる可からざる場合に立ち至り居れるが之を要するに外交團と支那政府との間に於いて此點に關する意見の相違は次の如し、卽ち支那政府の提案は監督委員會は十八名よりなり支那人九名なし附加稅の費途に關し饑饉救濟局より提出する勘定書に就て監査をなす可しと云ふに反し外交團の意見は監査委員會は六名の支那人及び六名の外國人よりなり單に支出の報告を監査するに留らずして進んで附加稅收入の用途分配に關し直接監督をなさんと云ふにあり。

年關財政

舊曆年關財政を如何にすべきか。支那財政當局の焦慮は先づ

(一) ハンドレ・ベーチ借款前後	四十萬磅
(二) 敎育部借款	一百萬元
(三) 購車借款	六百萬元

となつて現はれたるが、引續き

(四) 敵國船船賣却代金	三百萬元

(澳國船舶二隻を張謇氏計畫の汽船會社に賣渡すもの)

(五) 哈爾賓戊通航業公司の國有に依る收入あり、之に	
(六) 關稅剩餘金	百五十萬元
(七) 鹽稅剩餘金	三百五十萬元

を加ふれば、以て一時を糊塗し得べきが如し。最後の手段としては

(八) 金融整理公債の遡繰に依る收入

(六千萬元に對し四千萬元の應募者あり此內三千三百萬元は燒棄てたるも尙約一千萬元の中國交通兩行紙幣もあり、絕對絕命の場合には之を引上げて使用すれば可なり尤も紙幣の價格は下落すべきも以て一時の急を凌

ざ得べし）

あり。年關財政は格別の外債を募集するなくしてやつて行くそうなり。

全國銀行公會の建議文を得たり、年關財政解釋上多少の參考に供すべし、次に錄す。

國家財政の紊亂は實に民生凋敝の最大原因なり影響及ぶ所金融界首として其害を受く今次上海銀行公會發起の下に全國銀行公會代表聯合會議を上海に召集して討議し財政の現狀は根本改革を斷行するに非らざれば斷じて補救に途なきを一致決議せり即ち茲に其理由を陳述せんとす

（一）　財政は宜しく節減を旨とすべし

民力限あり財源無限に非らず節減の策たる收入の適合を以て標準とするを要す民國成立以來政費日に增加して減ずる所なく就中軍費一項の如き所耗殊に巨民國二年に於ける中央陸軍々費支出月額百數十萬元に過ぎざりしに今日に至りては月額激增して七百餘萬元の多額に上り臨時の支出は尙此中に在らざるなり而して年來兵燹疊出し善後遒振の費頗る多きを要し聞く所に據れば中央軍餉の見積既に三千七百餘萬元に達せりと中央收入の比較的大なるものは關鹽兩稅にして一切の經費殆んど恃して之に供給を仰がざるなし而して今後一年間の收入は今既に抵當に供して餘す所なく財政當局始め之を外資に仰ぎ圖で之を內債に索め擔保既に盡き甚しきに至りては國庫證券を濫發し元年公債を廉賣し割肉補瘡國家の信用幾んど地に墜ちんとし若し因循姑息を持して覺醒する所なくんば顚覆の危險之を免る能はず有識の士の裁兵實行に專を大にする所以茲に在り五月戰事發生後敗軍紛々潰走し寇に裁兵の良機たりしに一方武裝を收むると共に一方に於ては師旅の新編に岌々とし直軍の中央に屬する者五師奉軍の中央に屬する者二師五旅鄂軍三師安徽軍隊の中央に屬せる亦安武軍あり之が爲め中央軍餉の新負擔亦月額五百萬元政府の日々裁兵を唱へて事實反對既に已に斯くの如し近來兵變各地に勃發し焚殺の慘殆んど人道を失し百姓の聽哭悲々聞くに堪へず此秋に當て政府たる者宜しく裁兵計畫を確定せざる可らず卽ち中央の軍警治安維持を以て其度となし此外一卒一兵をも留めずんば每月の節費のみでも二百萬元あるべく其他各省の裁兵を切實に實行して以て國家收入に便し尙餘力あらば更に舊債を整理せば庶幾くば收支適合の目的に到達し得ん政府若し公論を顧みず持行依然たらば吾人銀行は自救の爲め今後如何なる借款と雖凡そ不生產事業に流用するものに對して相結束して其需に應せず以て政府の反省を促さゞるの餘儀なきに至るべし。

（二）　宜しく內債を整理すべし

民國以來內債の發行を觀るに元年公債一億二千餘萬元、三年公債二千四百萬元、四年公債二千四百萬元、五年公債一千五百萬元、七年長短期公債七千餘萬元、八年公債一千九百餘萬元、八厘軍需公債五百七十餘萬元、整理金融公債既發額四千四百餘萬元、其額面金額總計三億餘萬元目下の時價を以て評計せば約二億元、是れ皆國內民間に

募集せる者にして倘し之を外人に仰ぎたらんには其之が爲に失はるゝ利權の喪失幾何なるやを知る可らず年來變亂相尋ぎ公私困難極まれる時尙能く此巨額の內債を擧げ得たるは吾國民の實力なきを斷ず可らず政府にして能く信用を樹立し利導宜しきを得ば其成績此に止まらざるべきは言を俟たず、然るに事實之に反し八厘軍需公債の如き抽籤償還の期日遲延既に二年三年公債素と鐵道餘利及左右翼商稅を以て利息支拂の擔保となし京漢鐵道を以て償還擔保とし四年公債は卽ち未だ抵當に供せざる常關稅張家口徵收局收入及山西全省の釐金を以て利息支拂償還の擔保とせるに拘らず今に至るまで之を履行せず已むを得ずして七年二月財政部より常關收入七百萬元を指定して其償還基金となし而も各處の常關稅收入は皆何れも督軍に流用さるゝ所となりて中央に納入せる額僅に百餘萬圓のみ近く稅務司より關稅餘款を指定して之が償還基金に充つるに至り始めて稍安定するに至り五年公債は曾て煙酒收入を其擔保とせるに其收入は既に別用に用ひられ七年短期公債は基礎稍堅きも長期公債は利息支拂擔保基金尙未だ確實ならず、八年公債の擔保に至りては渺茫として捕影なく若し夫れ元年公債に至りては其利息を得るを以て僥倖事となせり政府の內債に於ける既に斯の如し人民亦孰れか其膏血を以て之を虛糜の用に供せんや故に七年短期及三四年公債を除くの外其他皆悉く低落し迅速に整理を加ふるに非らざれば信用の失落邦邊に止まるやを知らず政府は慮さに元年及八年の公債の發行を截正し一面三四年公債の辨法に依り關稅及常關收入を全部稅務司に交付して儲存し以て各項公債の基金となし斷じて之を他途に流用せざると共に今後は確實なる擔保あるに非らざれば公債を發行すべからず斯して國家既損の信用庶幾くば萬一に挽回し得んなり。

（三）宜しく幣制を確定すべし

幣制改革の建議條陳既に紛々積りて巨冊を成すべし而して民國幣制の紊亂破壞は前淸に過ぐ卽ち兌換券一端に就きて言はんか民國四年十月政府は紙幣取締條例を擬定し既に紙幣を發行せる銀錢行號にして特別規定ある者は營業期限滿了後其既發紙幣を全部回收せしめ特別規定なき者は財政部より參酌の上其期限を定めて紙幣を回收せしめ未だ紙幣を發行せざる者は絕對に發行を准さゞる事を規定せり而して民國三年以來凡そ中外合辦と稱する銀行にして紙幣發行の特許を得ざるはなく私立普通の銀行に於ても政府當局と關係ある者は亦此特權を享受し之が爲め市場の幣弊雜然として紊亂し商民の疑懼既に深甚なり政府は畢竟兌換券制度に對し如何なる方針を執れるや何者を准し何者を斥くべきかに就き未だ曾て明確なる宣示ありしを聞かず而して其既發銀行に對し亦未だ曾て檢查監督の擧ありしを聞かざるなり於是流弊至る所必らず相率ひて濫發是れ事とし金融以て擾亂さるゝに至るべきは論料するに堪ふ一旦倘し兌換取付けの風潮勃發するあらば其禍亦必ずや全國に波及せん更に銅元停鑄に就き言はんか銅元停鑄の議國內商民の輿論にして亦國外商賈の要

求なり請願再三再四に及びて政府は遂に各銅廠に命じて停鑄せしめたり而して昨年以來政府審款法なき爲外商より生銅を賒購し密に南京武昌の銅元廠をして開鑄せしめ其餘利を政府に充用せり於是各省亦之に倣ひ紛々開鑄し安慶開封の銅元局の如きは曩既に廢止されたるものなるに拘らず又々復活して鑄造を開始するに至り天津總廠の如きは全廠を擔保として外債を借入れ竟に銅元を鑄造するのみならず更に銅元紙幣を發行せんとしつゝありと聞く天下の怪何ぞ之に過ぎんや徒に目前の小利を謀りて國家の大法を自ら破壞し其勢の運る所必らず幣制整理の大權を外人に讓與せざる可らざるに陷らん政府は宜し兌換券制度を確定し迅速に銅元を停鑄し銀幣補助幣の鑄造辦法を規定すると共に上海造幣廠の一日も早き成立を講じて以て鑄造權の集中を謀るを要す然る後幣制の改革始めて望むべきなり。

以上三端所說高遠ならざるも救急の方は則ち茲に在りて存す政府にして若し之を以て空談となし依然として理せずんば國民は終に其有限の膏血を以て無益無限の軍政費に供するを拒絕するの餘儀なきに出でん已むを得ずして之を內債に求むるも擔保確實ならずんば銀行亦自營の安全を謀りて取捨を嚴にせざるを得ず銀行にして既に斯くの如くんば一般商民の態度想見し得べし幣制の紊亂に至りては金融界殊に切膚の痛みあり銀行は自營上別に良算を求めて政府の反省を促すの擧に出でざる可らざるに至らん政府にして若し因循敷衍以て改めずんば其時羅掘以て彌補を講ずるも恐らく何者も得る能はざらん更に考慮を要すべきは外債是れなり吾國今後の建設事業は到底外債に補助を索めざる能はずと雖然と飲鴆止渴の擧は斷じて不可なり吾人は政府の東西各國の成例に倣ひ凡そ財政經濟の重大問題に關して國內金融界をして參加討議せしむべきを要求す芻蕘の詢古既に明訓あり右建議を以て最となさずんば幸なり。

尼港事件解決

尼港支艦砲擊事件は、支那側の態度强硬なりしも其後實際情況の判明するに及び、支那側は次第に口實を失ひ、十二月二十一日遂に日本の要求全部を容れ、駐日公使胡惟德氏に電命して外務省に出頭し遺憾の意を表すべく訓令し、翌二十二日外交部と我が駐支公使館との間に公文交換を了し、これにて事件は全部解決せり。

支那彙報

支那新聞重要記事（自十一月十六日至十二月十五日）

外交關係——對露問題——四南聯省政府組織——廣東の新政——頻々たる兵變——內政要聞——貴州政變——支那銀行團——對外財政經濟　國內財政經濟其他

外交關係

▲國際聯盟會と裁兵問題ゼネバ電（新聞報）

二十國際聯盟會第六科は裁兵問題を論じ那威代表は機關增設を提議し各國の軍備縮減を均しく削減すべしと、我顧維鈞は會中已に機關を設けたり、必ずしも設くるを要せず、縮減縮に至りては各國の需要を調査し酌定して成數を減じ實行を期すべしと云へり、二十四日委員會は顧維鈞の提議を通過し再び大會に提することゝなれり（一一、三〇）

▲ゼネバの支那宣傳（申報）

中國通信社ゼネバ電報に曰く昨日夜ゼネバ報界を招待して演說して曰、ゼネバは自由の發現地たりと云ひ中國問題の解決と全世界は皆關係あり、中國人民は世界四分の一を占め土地歐陸よりも大なり、天然の利源は歐米の上を超す、此種人民は極めて多く利源極めて富むの國家なり、和平の方針によりて自から發展を謀り以て人類の幸福を增すべきや否や卽も世界を統治するを以て目的と爲す外邦に由り代りて之を開拓し其人力を支配し其利源を管理し以て其帝國主義を遂ふすべきか今一國あり其學校は日に『世界最強の國』の一語を以て其學生を訓勉す、此語は該國日用の教科書より錄せるものに係る、其所謂中國問題なるものは支那人を支配し中國の利源を管理せんと欲せざるなし、中國問題は中國人民の志願によりて之を解決す、若し某國開拓支配の條項を以て之を解決せば歐米は終に必ず戰局を入し戰つて勝たざれば泰西文化は地を掃はん云々、ゼネバ一流增報主筆は同情の語調を以て支那にして若し外人侵略の事あらば必ず報界の援助を得べしと答へたり（一二、八）

▲王正廷の外交演說（時事新報）

山東外交協會江蘇分會は昨夜八時徐樹錚邸にて山東問題研究會を開き名譽會長王正廷は世界の外交情況及び山東問題に就き講演し外交の優勢を進めんと欲し國家の富强を致さんと欲せば國民の自覺にあらざれば不可なり他人に依賴する事は終に善全の策にあらず國民は早く之を覺悟すべしと述べ最後に二十一ケ條は事吾國の生死に關するを以て尤も力爭せざるべからずと云へり次で各會員及び各新聞記者は抗爭方法を討論し記念撮影の上十一時散會せり（一二、一七）

▲上海學生聯合會の檄文（各報）

上海學生聯合會は徐樹錚の北京日本兵營脫走及び瑾春事件に就き各省團體に對し左の如き電報代用至急報を發したり。

徐樹錚の脫走に就て　日本公使は日を政治犯に藉り安福頭魁を收容し屢々我國より抗議せるも我積弱を欺き竟に一再拒絕ぜり而して今徐樹錚が忽衛出走せるは顯かに故意に放縱せるものに係る其禍心を包藏し我が內亂を助くること既に昭然として揭ぐる如し一致抗議し速びに北京政府に倫犯の引渡しを受くべく督促されんことを請ふ。

瑾春事件に就いて、瑾春交涉の失敗は誠に遺憾に堪ず最後の對付を謀り日貨抵制に對しては尤も積極的に進行すべし抗するに五四運動以後抵制の聲浪高しと雖も食利の奸商は依然として無動の中に初めは猶私進曖昧混想せるが龍いでは公然と買賣し傳る所無し而して日支合辦各種實業も亦日に增して已まず言念此に及べば寒から ず して慄ふ全國の同胞は急に起つて日本の支那に於ける商業を打消さんことを謀む並し最近の調査統計によれば其勢力は英米兩國を合するも其十分の一二に及ばざるなり而して日支合辦の事に對しても亦最に取締を加ふべし此の決心を持續せば經濟の打擊を以て其死命を制して國民の覺悟を促し我國の主權を保全し東亞の和平を維持すべし（一二、二一）

▲厦門警察署問題（申報）

外交部は胡公使に打電して曰く福建省軍官によれば厦門日本領事は返る緣道に在りて家を建て警察を置く準備中なり、

露の政府の命によると稱す、露するに露事は主權に關す、日本公使に向つて露國交涉する外更らに日本外務省に向つても取消を要請すべしと（一二、一）

對露問題

▲露人優待令　露支通商條約の遵行に關し各方面の注意を惹きつつある折柄露人優待に關し一日左の如き大總統令公布されたり

露に駐支露國公使領事等の待遇停止令に於て在支露國居留民は從前通り保護を受くべき旨聲明せるが唯だ各地方に未だ充分此の意通ぜざるの恐れあれば茲に重ねて地方長官に訓令せり各當該官吏を實戒し切實に露國民保護に力めしめ遺憾なからんことを期し以て本大總統令の外國居留民保護の至意に副よ此に令す（一二、二）

▲勞農政府と支那（申報）　露勞農政府は支那に對し八個條を聲明せるが其要點は前訂條約を廢棄し各種の權利を支那に還し通商を回復し露人の在支境内に在るもの、武裝を解除し前派外交官と關係を斷絶す、露は治外法權撤廢を希望し在留露人は支那の法律に服從せしめ義和團賠償金を放棄し東支鐵道を返す但し直接利權に對しては兩國特別に協議し且に公使領事を派すると云ふにあり。（一一、二六）

▲ユーリンと非公式談判開始（各報）　ユーリンと劉鎭人は三十日午後四時非公式に露支通商條約を開議したり、劉は（一）廢棄派主義は支那境に傳播する勿れ、（二）在露支那人の受けし紙幣の損失は賠償すべし、（三）西比利亞にて支那人を虐待する勿れ、（四）領事裁判權を撤廢すべしの四箇條を提議し、露若し承諾せば然る後に通商條約を提議すべしと云へり、ユーリンは前二條に對して表示せず極東政府に進示を乞ふべしと答へたり。（一二、一）

▲露租界問題　外交部は二十九日公使團四班牙公使領袖に回答して曰く在支露人の裁判は支那官吏より執行すべく東支鐵道の露傷法廷は本と違約に係る現に特別法廷を組織す、露人露語露辯護士は出廷を許すべく已に進歩せり、露租界に混合會議を召集することは主權に關碍す照辦し難し、貴使團は支那の爲め沒收露地一に考量を加へらるべしと、（一二、一）

▲露支通商問題質問に對する回答（各報）　外交部は日白兩國公使の照會に對し民國九年十一月二十九日付を以て左記の如く回答を發せり（但し實際は公表せられず）　十一月十八日付照會の趣きを承せり愚ふに支那が在支露人に對する一切の辦法に付きては十月二十二日照會せしことに牴觸する點なし露居留民に對する民刑事件は條約國に照らし領事裁判に歸すべきものなるも、露國領事は既に待遇を停止され此の職權を行ふべき權限無きに依り暫らく支那にて執行せざるを得ず之れ亦事實上當然の結果たり東省鐵道沿線に於ける露國法權は東省鐵道契約は基く者に非らず亦支露條約に於ける領事裁判權の範圍内に屬する者にも非らず當時露人が擅に法廷を設立せるものにして未だ支那政府の許可を得たる者に非らず斯の如きは條約範圍を踰越し固より支那主權を侵せる行爲なるを以つて露公使待遇停止以前に既に東省、鐵路當辦及地方官より露領事に取消を交涉し協議を遂げたるなり故に決して待遇の停止に因り新たに法廷を設立したるに非らず待遇停止とは截然一別物なることは上記說明にて明瞭なりと信ず本國政府は本件に對し重大視し最近張司法次長を哈爾賓に派遣し實地に調查し露人の支那に於ける利益を顧慮し特に東省鐵道沿線を特別區域と爲し特別法廷を組織し地方審判廳高等審判廳及地方分院等には均しく外國人を諮議或は調查員に專用し以て露人に關する訴訟事件を審理することとせるなり其他外國辯護士は上記の特別法庭に於て辯護するを得る者とし露國公證人も亦其職務を繼續するを許し露國法律を適用する件に關しては支那の公布せる法律に依り條例の適用範圍内に於て當然引用すべきを許可せり故に今回組織の條例に關しては何等言及するの必要なし天津支那官吏が露國租界工部局の行政權を踰越せし質疑に關しては愚ふに露租界工部局辦事章程は暫時發に依ることを許可し特派員は元と露國領事職務を代行すべきを許せるものなり故に事件ある毎に支那政府は當然監督するの權を有する者なれば御照會の如く支那の官吏露租界工部局の行政權を踰越す云々の旨は全然當を得ざるものとす蓋くは誤會ならん護照契約等に至りては露領事の職務を代行する官吏に於て管理し一切の辦法は悉く露領事の規定せし者によりて辦理し在支露人に便利を與へ露人と交易を有する各外國人の利益に妨碍を爲さざれば通廊するなきを請ふ茲に貴公使團の申越された

る幾百萬弗に對して之を分解說明せざれば下の如し

(甲)租界内の工部局は既に現行制に關して繼續辦理せり但し警察は地方治安に關係し之を法理によるも本國政府が責任を負ふべき者と爲す慨だ工部局理事會の自治範圍内の權限に屬ふる者に對しては毫も干涉せず

(乙)今回東省の特別區域内に組織せる各級法廷及其地點は露國舊有の各法廷なるも我が國は決して未だ之を承認せず然れども露人の便利を維持する爲より して舊に照らし法廷を設立し舊有の法官を諮議及調査員に委任し今後も尙ほ繼續して委用せんとす其他露人の書記官及翻譯官等も既に委任し就職せる者既に十七人あり其餘の者も尙ほ引續き充用する筈なり

(丙)露國舊有の公證人には既に其職務を繼續することを許し本部は此事件を愼重にする爲め本部内に露事研究會を設立し本邦各機關の重要人物及露國の事情に精通せる者を任命し前任駐露公使劉鏡人を主任と爲せり露國居留民の多き各地方交涉署即ち濱口、ハイラル等の地方に於ては既に露人を聘用して顧問と爲し其他各地方にても必要ある時は尙ほ引續き聘用する筈なり

以上の答辯の各節の事項は皆本國政府の内部行政なれば露國の在支各機關にて意見あらば嘗本邦露事研究會に向つて陳述すれば本國政府は之に對して詳細に考量を加ふべし混合會議を召集するの件に關しては目下露國の意見多數に分れ之が召集其他に幾多の困難なる問題を發生すべく且つ之は本國主權内に屬し本國政府は之が施行に困難なりと認むる者なれば此上は諒察せられたし法廷内に諮議或は調査員に委用する件に關しては事司法範圍に屬する者なれば司法部より委員を選任し以て司法の獨立を保つべし各交涉署に聘用する露人に關しては事行政範圍に屬する者なれば外交部の監督に由るべき者とす之を要するに凡て各外國人の利益に關しては本國政府に充分注意すべき事を聲明したれば斷じて如何なる影響をも發生せしめざるべし本國政府の此事に對する善意の誠意は切實に之を信用せられたし露人に對する各問題に關しては本國政府は大總統令を遵奉し其利益を保護し其困難を濟助する爲め熱誠傾注して已まざることは貴公使團の之を諒察せらるゝ所なるを自信する者なり

▲佛國公使露支通商に反對せず　(北京通信)　露支通商問題に關し佛國駐支公使反對を主張せりとの日本新聞記事に就き外交部の某氏は次の如く辨明せり

露支通商に關し顧外交部總長は厲劉兩人氏と協議し國際間主權在る所ユーリン氏と非公式の談話をなさゞる可らざるものと認めたり蓋し其原因は

(一)新疆督軍楊增新の訂立せる臨時通商條約に準據する事

(二)英米佛の對露通商歩調と同一行動を執らんとする事

(三)露支兩國間には種々特殊の事情ある事

の三點にありて大勢の趨向に順じて非公式の交涉に出でざる可らざるに至れるものにして双方の諒今方に圓滿に進行しつゝあり佛國公使の反對說の如きは日本新聞の何か爲にせる離間策のみ　(一二・一二)

西南聯省政府組織

▲孫唐伍の南下準備　(新聞報)　在上海西南要人孫德仙、唐紹儀、伍廷芳の三總裁は昨日孫逸仙宅にて會議を開き廣東に赴きて軍政府を改組し聯省運行し北方と對峙することを決定し三總裁は木曜日夜或は木曜日朝支那船チヤイナ號にて出發するべし目下其の準備中にて同行者は船室の都合にて僅かに伍朝樞、邦泰祺の二人のみなるべしと傳はれ居るも尙ほ未だ孫、唐伍等

と接洽せずと三總裁今回の廣東行は、唐繼堯、陳炯明の傀儡を受けたるが爲めなりといふ孫唐等の意にては唐繼堯と聯合せば共に四人となり七總裁中已に多數を占むるを以て當然正式に軍政府を組織するの權ありとし孫、唐等目前主張は徐總統の統一令は絶對に否認し一に軍政府成立せば對峙の勢ひ復び現はるべく然らば將來和平を謀らんとせば必らず公開會議の手續きを經ざる可らずとなすものなり統一令下りて後北方より代表を當地に派し三總裁と接洽せしめたるも孫唐等は仍ほ公開を主張し會議地點は上海とすべきことを唱へたり唐總代表は威人に對し北方が若し誠意和平を言へば別に全權代表を派遣して正式に議和すべく余は直ちに廣東より來電して漢口を開始すべく地方が今よ時に人員を派して余に向つて疏通せるは法定の手續きに合はず余は應話を爽ゆることも希望せず余等が廣東着後の施政方針は民治に注重し廣東省より先づ督軍を廢して各省の指導者たるべし廣東省は民國成立以來戰事總まず今次の兩廣軍の戰爭の決戰七十餘日に亘りたるを尤も甚だしきものとし元氣喪盡せり現に建設政策に重きを置き外人をして我國も亦能く法治國として武力を藉る無きことを知らしめんとす余の觀察に依れば廣州省の劃須世は必らず率先して督軍制廢止に贊成し自ら省長となり廣東省と同一步調を取るべしと語りたり（一一・二三）

▲孫等愈々廣東に向ふ（民國日報）孫逸仙、唐紹儀、伍廷芳三政務總裁はチヤイナ號にて今朝七時廣東に向ふ同行者は王伯群、胡漢民、戴天仇伍朝樞、郭泰祺徐謙等にして汪精衛、張溥泉は先き乘りとして昨日佛國汽船にて出發せり兩廣戰爭に功勞ありたる許崇智が先日廣東より當地に來りたることに就きては種々の謠傳ありたるも孫逸仙出迎への爲め來りたるものにて許も昨日佛船にて廣東に向へり而して三總裁の廣東に於ける駐節地は農林試驗場の軍政府跡は曾て兵燹により毀壞され且つ交通不便なる爲め出發前廣東省長官と商議し觀音山の督軍署を駐節地となすことゝなれり同地は已に開放し「公園としたるが今後同處に駐節するとも尙ほ放任主義を採り遊覽に任せ以て民を更始するの意を表すべし（一一・二五）

▲廣東人の三總裁等歡送會（民國日報）廣東人商業聯合會は昨日午後六時より老記子路同會に於て孫逸仙、伍廷芳、唐紹儀、許崇智四人の歡送會を開きたるが汪精衛胡漢民其の他國黨人士多數列席し出席者合せて三百餘人に達せり會長陳炳謙、副會長李忠堃の歡迎詞ありたるに孫逸仙は大要左の如く演說せり

廣東に入れる廣西軍の廣東を害せること龍濟光軍以上なり海外及各省にある廣東人の每年醵金を廣東に送付する額は約四千萬元なるが廣東人の千辛萬苦して積む所の資金は廣西軍、半年の用に及ばず政治は商業の根本にして政治無ければ商業無し試みに租界の行政權を握る工部局當事を見れば皆な外國商人にして外國官吏にあらずつゝ商人と政治との密接なる關係を見るべし現に廣東の政局は已に破壞より建設時期に進めり商界の諸君は同心協力して工商農礦各事業の發展を奬勵されんことを希望す然らば數年の損失は回復することを得べし今ま廣東は軍閥許崇智と總司令陳炯明の力により肅清せりと雖も然も廣西軍の野心は未だ除かれず枕を安ふし難し廣東の不安は全國の不安なれば宜しく嚴防せざる可らず

次に伍廷芳は三年間廣東に在りて經驗せる苦痛を述べ今回廣東に赴かば仁政に注重し賄賂を禁ずべしと云ひ又た許崇智は廣東軍が福建より廣東に入りたる一切の經過狀況及び現在の狀態を述べ自分が今回上海に來りたるは陳炯明其の他同人の依賴により孫伍唐の三總裁を迎ふる爲め來れるものなり廣東の當局は諸君の希望に副ふ施政を爲しつゝあり充分に監視して臨時指揮されたしと希望せり（一一・一五）

▲孫伍唐の宣言（民國日報）孫伍兩唐は一日附を以て十一月廿九日廣東に於て重ねて政務會議を開き職務を執行する旨通電したるに各省も同日を以て護法を基礎とし地方自治を勵行し平民敎育を普及し交通を利便にし、實業を發展し民食を統籌し吏治を刷新し廢督裁兵し國家を富強にし社會の康樂を謀る旨通電せり（一二・五）

二十九日林支宇は湖南省長に趙恒惕は湖南司令に任ぜられたり、聯省制は胡漢民、戴天仇徐謙、伍朝樞等を起草委員とせり、孫唐は一日軍政府再設を宣告し政務會議を起すことを通電せり、陸榮廷は廣東より持ち去りし機械を以て貴縣に兵工廠を設くべしと（四日申報香港發）

▲聯省政府の幹部任命（各報）軍政府は再び六日宣言を發し北方與年の行動の害を述べ遠かに其軍閥を除き借款を停止し關令を取消し和平會を續開し正當の解決をなすべしと云へり。（八日申報香港）

◎軍政府は命令せり、孫文内政部長、唐紹儀賑政部長、唐繼堯交通、陳炯明陸軍、外交伍廷芳、司法得謙、參謀長李烈鈞、交通部長代理、王伯群、李烈鈞代理壽慶、馬君武府秘長、又唐繼堯は出席政務會議總代表とし已に七日着香港（同上）

◎在香港祥貨支那商は陳炯に上書して廣西攻擊に反對せり。（一二、九）

▲**軍政府秘書處成立**（時報）聯合通信社廣東電に曰く政府秘書處成立し査大仇秘書長、徐謙、哲佛堂秘書に任ぜられたり（一二、九）

▲**林葆懌と海軍歸北問題**（各報）南方海軍歸北の件は林葆懌が蓋總司令と共に通電發表後南方海軍の意見一致せざる爲め未た實行を見ざるが當地海軍界の確實なる消息にすれば林葆懌は軍政府より免職命令を受けたる後其の職を去りたれば廣東より新任艦隊司令林永謨の代表參謀と軍艦數隻に同乘して近日中當地に着し四百餘人と一切な接洽すべし而して林は廣東にありたる當時北京政府より電召を受け居たれば當地より更に北上し政府と海軍統一實行問題を面商するならんと（一二、一六）

▲**南方海軍歸北絕望**（新聞報）林葆懌等が廣東に於ける南方海軍の歸北を宣言したる後、久しく實行されざるより海軍部は又た海軍上將李鼎新を廈門に派し李上將は駐廈練習艦隊司令將官の仲介にて廣東海軍司令林永謨の代表と東山海軍公所にて談判を開きたるも林永謨は其以前孫逸仙の派遣せる代表と接洽せるより前議の取消しを決意し北方の請求を拒絕し歸北を承諾せず李上將は南方海軍は歸北の意無く此上談判するも無用なりとし會議の次第を上海海軍總司令を經て北京政府に電報し近日中當地を經て京に歸ることゝなれり（一二、一四）

▲**廣東の新舊軍**（中華新報）李耀漢氏は交通系に屬し、財政樂士詒と結べるを以て現在各軍中に於て軍費最充足せりと傳へられ交通系は之によりて將來廣東に於ける地盤を固めんとしつゝあり

魏邦平氏は先に市政公所經辦たりしが目下は市政督辦として事務に執掌しつゝあり、將來必ず交通系の爲めに奔走すべしと觀察さる

舊兵の後所謂民軍に屬する兵力を擧ぐれば

李福林の四十七營　魏邦平の二十餘營、陳總參の三十餘營にして若し是等巨額の兵力を以て交通系に加入し陳炯明に對抗するとせば陳氏の前途安固なる能はず、何ぞ軍隊の統束統一を說き得んや、然れども之また陳氏統屬の軍隊に非すして舊廣東軍の將士こそ彼が腹心の部下なるも此等軍官の擧動たる實に奇異に堪へざるものあり、卽ち廣西系の財產を沒收して非法行爲と爲すも、且第二軍長許崇智の命令を以て公然之を沒收し省庫或は個人の有に歸せしめつつあり

最近聞く處によれば、舊廣東軍は分れて三派となり

一、東江派　陳炯明
二、廣府派　許崇智
三、欽廉派　鄧殷本

皆各自の地盤を獲得し勢力を擴充せんとしつゝあるが要するに其目的は鎭守使に在るや明かにして將來之を統めて得れば卽ち割據の勢を爲すべく、陳氏の鎭守使廢止も困難多かるべしと觀察さる（一二、三）

▲**廣東省の新編成**（晨報）廣東省長兼廣東軍總司令に就任したる陳炯明氏は十一月十日就任式を擧行したるが其の軍民職員の顯關左の如し

（一）省　長　陳炯明
政務廳長　古應芬
總務科長　經亨頤
內務科長　鄧伯偉
教育科長　許崇清
實業科長（代理）　舒錦以
警務督察處、統計處等は廢止さる、
衙教育科長として北京前文科大學長陳獨秀との間に交涉中なり

（二）軍事方面

（甲）總司令部（第一師司令部址に辦事機關を置く）

總司令　陳炯明

（乙）軍務處（長、黃強）

一、級晴科　一般的察事務
二、編練科　（軍隊の編成、人事等の事務）
三、交通科

（丙）軍需處

一、經理科
二、給需科
三、服裝科
四、彙支科

右の外軍法軍審判處は目下組織中にして從前軍人公罪を收めて國防陸軍會議處と爲し、郭燈氏を主任とす、此處は萬榮新退去の際破壞されたる個所多く、目下工兵に命じて修復せしめつゝあり又觀音山一帶を市民の爲めに開放するに決せりと云ふ、（一一、二三）

▲廣東賭博治罪暫行章程　（民國日報）

第一條　賭博を以て常業となす者は死刑、無期徒刑、或は一等有期に處す

第二條　衆を集め賭場を開設し以て利を營む者は死刑、無期徒刑、或は一等有期徒刑に處す

第三條　賭場を開設し以て利を營む者を庇護する者は死刑、無期徒刑、或は一等有期徒刑に處す

第四條　財物を賭博する者は三等乃至五等の有期徒刑に處し或は二千元以下の罰金を科す但し一時の娛樂物を供するは此限りにあらず

第五條　彩票、富籤を發行する者は二等或は三等の有期徒刑に處し併せて二千元の罰金を科し彩票の買賣を媒介する者は共犯を以て論ず

第六條　彩票を購買する者は三等乃至五等の有期徒刑に處し或は一千元以下の罰金を科す

第七條　賭博器具及犯人所有の金錢は犯罪の證據物として論じ家主の情を知りたる者は其家屋を沒收す

第八條　賭具を賣買し運搬する者は一千元以下の罰金を科す

第九條　本章は公布の日より執行す

施行規則

第一條　本章各條の罪を犯す者は軍民を分別し憲兵警察の專任に由りて檢査す

第二條　本章各條の罪を犯す者を捕獲せし時には省城附近なれば軍法處に送り處分す各所屬地なれば縣知事より軍法處にて取調べ處分することを請求すべき者とす

第三條　本章程に於て未だ具備せざる者は普通刑律に照らして處分す

（一一、三〇）

▲廣東の新教育方針　（時事新報）

廣東の高等師範は光緒末年浙江の王梅伯氏に依りて創立せら卒業者千數百名を出し十餘年を經て衰へざる廣東唯一の學校なり故に陳校長は特に本校に對して注意する所ありしが偶汪精衛氏より吳稚暉を薦めて教育總長となし陳獨秀を薦めて高師校長と爲さんとしたるに對し陳氏は大に贊成し直に之を任命すると同時に特に命令を發して高師學生の男女同學を實行せしむることゝなしたるは廣東教育界の一新元なりと云ふべし其令に曰く。

教育は國民の程度を增進せしむる所以にして女子は男子と同じく國民たれば卽ち同等の教育を受くべきものにして畸輕畸重の分ある可らず故に文明諸國の教育は男女を峻別せず學制具さにありて考ふべし我國は故智に狃み男女の嫌疑嚴に過ぎて教育を阻新する能はず之に因りて文化は其影響を受く高等師範は教育の根本文化の源泉なれば之が改良擴充は緩にするを容さず直するに高等師範の男女同學は先年山西に於ける全國教育聯合會總及本年廣東全省第四回教育會議に於て贊決を經たるものにして高等師範の男女同學は之を文明國の先例に按し世界の潮流に鑒み教育家の議論に考ふるに實に利ありて弊なきを以て遂に之が實現を圖り男女平等の義に符すべし此に之を合す該校長は卽ち之を遵照し切に延誤あること勿れ云々

（一一、二六）

頻々たる兵變

近來各省に亘り兵變頻々たるが其多くは何れも給料の不拂及上官の中飽に對する怨嗟等に基因せざるはなし今其重なるものを列擧すれば略左の如し

一、直隸省河間兵變（十月三十一日）

二、同　高陽兵變（十一月十七日）

三、同　保定兵變（十一月二十三日）

四、河南省許昌兵變（十一月十日）

五、貴州省貴陽兵變（十一月十日）

六、湖南省平江兵變（十一月十四日）

七、湖北省黃州兵變（十一月十八日）

八、同　老河口兵變（十一月二十日）

九、同　鎮祥兵變(十一月二十二日)
一〇、同　天門兵變(十一月二十四日)
一一、同　陽新及富池口兵變(十一月二十五日)
一二、同　宜昌兵變(十一月二十九日)
一三、同　大冶兵變(十一月三十日)
一四、同　襄陽兵變(十二月一日)
一五、同　毛家集兵變(十二月四日)
一六、同　沙市兵變
一七、同　新牟兵變
一八、湖南　長沙兵變

▲兵變の眞因　(時報)　勞働者の給金値上には同盟罷工があり學校教員の給料値上には同盟罷業があるが軍人の不渡り給料の要求にはまさか同盟罷工も同盟休業も出來ざるべし玆に於てか兵亂がある同盟罷工又は同盟休業は給料の値上のない限りそれを爲すものにとりては何の利益くなし果ては路頭に迷はざる可からず同盟罷工又は休業は永續せざる例はなさも軍隊の動亂に至つては眼前より更け掠奪の得物が多くなり給料不渡りなど却て彼等の求て得ざる所のものとなすやも知れすこれ此頃の兵亂勃發の眞因なり(一二、五)

▲兵變と裁兵問題　(中華新報)　旬日以來兵變歷起り十一師團未だ終らずして宜昌の兵變亦起りて一大恐慌の機兆は顯はれ其危急なり、兵變の原因は養兵多く給與費支へざるに在りて根本救治策は數年來の懸案たる裁兵問題なり、北京當局は屢々裁兵を云ふも軍人は給與費不渡りを口實として要挾し兵變は斷止する能はず、最近李奎元の通電の如き直接責任ある長官にしてあり乍ら責任を負はず此風一び開かば兵變に事實上防止すべからず吾人は國民に向つて警告せざるべからず、裁兵機關に固より政府に在れども政府は輿むに足らず、政府の後盾となり監督應援するには今日迄の消極的態度にては不可なり須らく全國各公團より自から發動し聯合大會を開くか或は各省自治聯合會に就て之を擴張するか大會に裁兵計畫を提出すべきなり、然れども吾人の主張は實生の望みなり、今孫唐伍等は段祺瑞を擧げて總理統裁とするにあらずや、督軍團を陸軍總長にするにあらずや、實に總理二字根本的に汚し盡せるのみならず、且つ根本上人民を見蔑にし江西湖北を攻むと聲せらるるとき談裁兵に及ばんや憶慮すべきなり、(一二、三)

▲直隸省河間兵變　(時事新報)　同地に駐屯せる李奎元部下の第十一師は兵餉不足の爲め嫌れてより數發脅迫等所有ゆる暴行に出で居りしが十月三十一日旅長魏清和時知事及商會に四千元の調達を命じ若し承諾せざるに於ては今夜異變あるも治安の維持に任ぜざるべしと恫喝せり、商人等は已むを得ず之を承諾したるに拘はらず同夜に至り兵士等は掠奪を開始し商店五十餘家を劫掠し掠奪品を車に滿載して逃亡せり　(一一、二〇)

▲直隸省高陽兵變　(民國日報)　此地駐屯の軍隊は前記河間と同じく第十一師の部下にして該師は先きに河間に於て兵變を起したに因り給料支給の上全部解散の事に決定し其手續中高陽の兵士河間の騷動に感染し十一月十七日夜間遂に掠奪を開始するに至れり、尤も彼等は以前より商人に金錢を要求し商人は已むを得ず之に應じ居りしが最近更に三日を限り十萬元を要求し商人が之が承諾を躊躇せしより此擧に出でしものにして、從來他處に於ける兵變の突如として發生し突如として解散すると異なり十七日より二十二日に至る六日間繼續し其掠奪村落三十ケ村死傷者百餘名に及べり　(一二、四)

▲直隸省保定兵變　(民國日報)　十一月二十三日夜間發生したり原因に其隊の下士が上官の叱責に遭ひ憤慨の結果自殺せし爲め同隊の兵士公憤を起し遂に暴動化せしものにして幸に他隊の響應するものなく大事に至らずして止めり　(一一、三〇)

▲河南省許昌兵變　(時事新報)　陰曆十月一日(十一月十日)の觀神祭の夜を機とし來賓不明の匪徒掠奪を行ひ死傷者四十餘名を生じ掠奪に遭へるものは千五百餘戶、內に中國銀行郵務局錢店雜貨店等あり被害總額は數百萬元以上に及ぶ兇行の匪徒は陸軍兵なりと一般に信ぜらる(一一、二四)

▲貴州省貴陽兵變　(中華)　十一月十日夜同地駐屯の兵は暴動を起し翌日に亘り掠奪殺戮を行へり、殺戮せられたる者は八九千名に及び其重なるものは耆老會最銀行長點中道尹等にして此等紳耆者の頭は城內の十字街に吊るし其狀慘烈を極め人心の恐慌其極に達せり　(一一、二八)

▲湖南省平江兵變　(湖州日報)　平江駐屯の兵士の十二團司令唐昌藏を戕殺す(一二、一)

▲湖北省黃州兵變　(時報)　同地に駐屯せる劉聰程の部下(黃吳光新

の部下）一個聯隊にして十一月十八日の夜將に掠奪を敢行せんとせしが胡團長の說諭に服し幸に事なきを得たり、之に對し黃州郡城兩縣及黃州知事各一千串を調達して兵士に分配せり但し地方の不安は未だ去らず避難するもの多しといふ（一一、三〇）

▲湖北省鍾祥兵變（民國日報）同地駐屯の吳光新部下の第七師（蔡鍔戰死の部下）騎兵は十一月二十二日夜突然劫掠を初め翌朝迄繼續し同地商店に概れ掠奪に遭へり彼等は縣城に向て進擊せしが守備嚴重なるを見て概れ逃散せり（一一・三〇）

▲湖北省天門兵變（中華）同地駐屯の湖北第四旅劉佐龍の部下は二十四日晚突然騷擾を起し八方掠奪を行へり（一一、三〇）

▲湖北省陽新及富池口兵變（新申報）此兩地に駐屯せるは黃州大冶と同じく劉躍龍の部下にして其富池口駐屯の二個聯隊は十一月二十五日夜暴動を起し稅局商店等を襲撃し翌日には陽新縣城に進擊せり、然るに城內の兵力滿腦にして之を防ぐに由なく知事及商會より六千串を調達して彼等に贈りて退城せしめ次で該兩聯隊長の說諭に從ひ依然富池口に駐屯し居れり（一二、一〇）

▲湖北省宜昌兵變（晨報）十一月二十九日午後十二時頃より三十日午前六時迄約六時間に亘り宜昌城內に銃聲起りて七箇所に火災起り掠奪盛に行はれ本邦商人二十四戶中十四戶は掠奪を破り武林洋行及日清汽船會社の倉庫一棟其外邦商一戶は全部燒却せられたり、猶本兵變に關する詳報左の如し

（一）原因　今回掠奪を行へる軍隊は元吳光新部下の警備軍にして十三混成旅と稱し居たりしが、吳光新失敗後其旅長たる張厥善は王占元と特別の關係あるに因り依然其地位に止まり最近孫傳芳の二十一混成旅と共に暫編第一師（師長孫傳芳）に編成せられ該旅は第一旅と改稱せられたり、然るに該軍隊に對する給料未拂は九ヶ月の長きに及び疾くより動亂の風評ありしが、幸に第八師第三十五旅長王都慶の部下の同一地に駐在するありて之が防範に努め居たりし爲め平康を保ち居たりしも最近十八師中の二個聯隊は四川方面の警備として巴東方面に移駐せしに因り宜昌に於ける該師の兵力薄弱となりこゝに第一旅の爆發となりしものとす。

（二）騷擾狀況　該軍隊は宜昌東山寺、南門外巡防營、東門外宜棧の三箇處に駐屯し居たりしが二十九日夜十二時宜棧營內に於て合圖の發銃を爲すや全營譁噪して出で東門を破り城樓街に至り放火掠奪を行ひ一方南門外の巡防營の兵も城內の銃聲を聞き宜棧事の兵の事なり擧げたるを知り是れ亦市街に向て突進せり、就寢中の人民は何れも恐惶して爲す所を知らず亂兵は炎々たる光の裡を縱橫に馳せ強姦掠奪至らざるなく慘殺せられたるもの四五十名に達せり、損害の最も甚しきは聚興誠銀號にして中國銀行も襲撃を受けたるが金庫堅牢なり爲め破壞を免れ只官票及銅元五千串を強奪せられたるに過ぎず此外東南兩門外の大通りに部べて掠奪せられたり外人側にては洋商英米烟公司大來洋行日商武林洋行永興洋行日清汽船會社倉庫何れも燒失せり。

（三）善後の措置　變亂突發するや第十八師の王都慶旅長は北門外の第七十二團及中學校の七十團を城內に入れ鎭壓せしめんとせしが深夜の爲め召集すること能はず爲めに掠奪は翌朝迄繼續して行はれたり、十八師兵の來るに及び始めて解散し或は歸營し或は逃亡し火災も七時頃に至り鎭定せり。

王督軍は報に接し大に憤慨し師長孫傳芳と善後策を協議し其結果王都慶旅長及趙榮華鎭守使をして荊南道尹代理劉文堯と協議の上善後の措置を取らしめ又張副官及十八師參謀長弋寶琮をして調査の爲め宜昌に赴かしめ又外國人の損害は交涉員固英杰に命じ知事と共同して調査すべきを命じたり。

其後宜昌商會は現銀十萬元を調達して軍隊に交付し治安の維持に任ぜしめ三日より市場を開始せり。（一二、一〇）

猶今次宜昌の兵變は從來の例と異なり掠奪せられてより深く計畫せられたるものゝ如く或統率の下に秩序好く行はれ掠奪に際しても掠奪物を一々帳簿に記入し記入後は人員を點檢し贓物を擔はしめ隊伍を整頓して去り他地方に於ける兵變の如く個々に掠奪して逃散するが如きことなく今次の變兵には逃亡せるものは幾人もあらず、その機に乘じて掠奪し掠奪終れば歸營するが如き此點は高陽兵變と頗る酷似せり。（一二、九晨報）

▲湖北省大冶兵變（益世報）大冶縣城內に駐屯せる劉躍龍部下の一營は十一月三十日晚暴動を起し城內の商店は甚しき損害を蒙れり、該軍隊に元吳光新部下の第二混成旅にして劉は最近蕭通鎭守使に任命せられたるも同地には冠英傑の第二混成旅駐屯し居れる爲め劉は猶數營の兵を大冶に止め居たるなり、今次の兵變が張厥善部下の軍隊（同じく爲吳光新部下）の兵變卽ち宜昌

兵變に引續きて起れるは極めて注意すべき所なり。

▲湖北省襄陽兵變（中華）同地駐屯第七十混成旅獨立第二營營長王金鈺は其部下軍隊の一部分は十二月一日兵亂を起せりと、但しこれは外人側の通信にして官場には未だ何等の報告到着せずその眞僞は保し難し。（一二、九）

▲湖北省沙市兵變（北京日報）同地第八師王汝勤部下の軍隊は給料不拂の爲め營で騷擾したることあり其當時は增衆等に鎭壓せられ首謀者八名の銃殺に依り一時は平靜を保ちたるも軍心の動搖は仍ほ止まず、最近商會に二十萬元を要求せるが商會にしては從來屢此種の要求に應じ最早調達すること能はざるを以て之を拒絕したり、これが爲め人心恟々として今にも大亂の生ぜんことを恐れ居れり。（一二、一一）

▲湖北省新春縣兵變（中華）同地は大冶陽新に接續せるが此兩地の兵變は同地にも波及するに至りしが商會より九千串を調達したる爲大事に至らざりき、兵士は劉躍龍の部下なり。（一二、一〇）

內政要聞

▲選舉愼重命令（政府公報）

選舉の制は天下公たり、其の國國民の公權を尊重し各人をして其眞心悃愊の人を擧げ公意を國會に代表せしむる所以なり、若し選擧の時に於て壟斷把持賄通情屬の請弊を發生せば當選者は或は眞正の民意の所屬にあらず、選擧の形式は具はると雖も而かも誠意は已に亡し必ず人民をして失望せしむ、衆意乖離せば國家安んぞ寧日あらんや、曩者此に及び嗚んぞ愴惶に勝へんや查するに國會選擧法內に監督の方法二等の法あり、原定本と已に嚴肅なり、舞弊訴訟の情場に臨しては亦曾訂するに專條あり法令嚴なりと雖も多く未だ實力奉行せざるを如何ともするなし、用つて特に電れて申告を行ふ此次選擧辦理に付各級監督官吏と司法官廳とは務めて一秉至公にして法に依り執行すべし、若し壟斷把持、賄通情屬の積弊あり查するに實據あらば立ろに擧發して法を棄して懲辦し以て公權を護んじて選擧を維ぐ倘かも徇縱に涉り告戒を聞子することなく、其之を慎めよ。（一二、一七）

▲衆議院議員選擧日期令（政府公報）

第一條　各省衆議院議員の初選擧は民國十年三月一日擧行ス

第二條　各省衆議院議員の覆選擧は民國十年四月一日

第三條　前二條の規定は若し必要ある場合には初覆選擧監督者より選擧監督官に呈報し十日以內の延期を爲すことを得

但し選擧監督者は其部度內務總長に報告すべし

第四條　蒙古西藏青海の衆議院議員は民國十年四月十日擧行す

第五條　前項の規定は若し必要ある場合には十日以內の延期を爲す事を得

但し其の場合は內務總長に報告すべし

第六條　延期後十日に充當するも辦理困難にして期日通り選擧を擧行する能はざる場合は選擧監督者は其の理由を具申し內務總長の許可を俟つて之を再び延期する事を得

但し延期々日は內務總長之を定む

第七條　籌備日期及選擧日期に關する一切の事項は內務部令を以て定む

第八條　本令は公布の日より之を施行す（一一、二五）

▲地方自治命令（政府公報）

地方自治は共和立憲國本の所圖たり、我國の自治制度は清季に仿ひ規模草創成效未だ覩へす民國肇造されて其制を沿襲するを以て愼ならざる所多し三年紛亂環生し遂に停頓に至る嗣に六年に於て議に循ひ興辦せるもの乃ち國家多故を以て遽かに未だ實行せず本總統は就任以來痛に民治の擧らざるを念ひ時に曠憂に切なり前きに縣自治法を頒布し嗣ひに內務部よりの要求により地方自治機關籌辦所設立を許り尙ほ備備を滑め實施せしむるを期せり現在兵事既に息み大局粗ほ定まる自治の要政は再び緩るを許さす即ち該管官署及各省區民政長官をして切實に準備し務めて成るあるを期せしむ、嚮だ是れ我國の幅員廣漠地方經濟と教育制度と至りて齊一ならす、立法定制宜しく補衝あるべし內務部をして各國の成規を通籌せしめ各省區の意見を密徵せしめ法令の未完全なるものに於ては增訂修改せしめ草案を具し呈して核奪を待たしめ公に依り公布す、仍ほ一面速かに規畫經費を行ひ人才儲蓄し以て法令公布後に循にし立に之が實行を施し用つて本大總統の民治尊重の至意に副ふべし。

（一一、一七）

▲地方自治の進行（北京通信）政府は地方自治に關し着々其討究を進めつゝあるが昨日内務部は各省に向け次の如き通告を發せり。

地方自治は共和國家の根本要圖にして大局略ぼ靜定するを俟ち速かに實施するは勿論なるも吾國幅員廣遠にして甲地に利なるも或は乙地に害あり痼瘵的劃一の實施は事實一效なし前清地方自治の良果を獲さりし所以其弊即ち茲に在り、中央に於ては現に地方自治大綱を編定中なるも其他の詳細なる章科は各省區の實際狀況を酌察し法律人情共に相融合せしむるを要すると共に自治經費に關する經費支出は之を如何に算出すべきか各々其地の實況に鑒み詳細なる調査の上其意見を具申せられたし。

（一二、一三）

▲八團體の廢督自治主張（中華新報）江蘇省教育會、上海總商會、上海教育會、寧紳中區學生會、中華職業教育會、基督教救國會、華僑聯合會、上海救火聯合會の八團體は政府が軍隊の裁減を命すれば各督軍は其の軍隊の軍費停滯の支拂ひを要求するが元來督軍無ければ軍費支拂の停滯する筈なし江蘇一省に就て見るも第一第二の革命戰當時地方は甚だ紛擾せるも政府は兵亂するに至らず實世凱が自治を取消すに至つて軍費は四百八十萬元より一千萬元に增加せりとが爲め速かに督軍を廢して自治を布けば決して軍費の不足に苦しむことと無しとの電報を北京政府に發したり。（一二、四）

▲自治聯合會成立會（各報）十一日午後二時旅滬各省區自治聯合會は江蘇省教育會に於て成立會を開けり、會員二十三名區なるも當日は十二省區會員の出席あり臨時主席に推されたる湯漪に國會發起の主旨が述べ從前政治上の主張は大略縣自治區自治の二に分れたるが共に已に失敗せるを以て制度上より一遵當の方法を研究せざる能はず又た從前は統一制度を主張し全權を中央に委託したるが實に督軍專制少數人の爲めに利用され各省の私兵に至つては甚た多く名は國防となすも實は各々割據を占むるものにて毫も聯絡無きのみならず相互に爭奪し以て統一を破壞するに足る此れ皆な以前の政治の失敗の點なり今日約法の有效期間にありて各省が自から根本法を定むることは約法と牴觸せず將來憲法成立し各省自治法が或ひは廢止せられ或ひは採用され或は容納さるゝとは均しく將來の事にて今ま考慮する必要無しと述べ次で簡章を討論通過し各省幹事を舉げ臨時事務所を當分四門外中華路蘇社內に設くることに決し長文の宣言を發表せり。（一二、一二）

▲支那の航空路（各報）閣議にて全國航空路五線を設定することを討議通過せしことは昨報の如くなるが今之に就き航空界の消息に據れば初め航空局の計畫は幹線十七條支線八條を設定することになり居れるも財力及人才に限りあれば先づ最重要なる五線を選び設定し以て空中運輸及空中郵便の用に供する事に議決り殘餘の各線に修學中の學生の卒業し且つ英國へ注文せる飛行機の全部到着するを俟ちて漸次設定すべく既に計畫なれる五線の起終點及び經過地點左の如し。

一　京滬線　起點北京終點上海にして天津濟南徐州南京を經過す。
一　京漢線　起點北京終點漢口にして保定石家莊鄭州駐馬店を經過す。
三　京哈線　起點北京終點哈爾賓にして北戴河錦州奉天長春を經過す。
四　京庫線　起點北京終點庫倫にして張家口涓江烏托廬湖を經過。
五　庫科線　起點庫倫終點科布多にして烏布克台烏里雅蘇台を經過。

尙右各地點へは不日航空處より技師を派し着陸地設定倉庫材料廠の設設に至るまで詳細調査せしむべしと。（一一、一八）

▲支那八大軍區案（國報）實督巡閱使は一昨日政府に電報を以て全國各省を分ちて八大軍區となし各區の所轄を左の如く定めん事を懇請し來れり

第一軍區　奉天省　吉林省　黑龍江省
第二軍區　直隸省　山東省　河南省
第三軍區　江蘇省　安徽省　江西省
第四軍區　湖北省　湖南省
第五軍區　浙江省　福建省
第六軍區　山西省　陝西陝　甘肅省
第七軍區　察哈爾　熱河　綏遠
第八軍區　四川陝　貴州〇

而して第一第二第三第四軍區は各巡閱使を以て軍區長に任じ第五第六第七第八の四軍區長は別に人物を選任し且つ各〇は同時に督軍を廢止せんことを懇請せり。（一二、一五）

▲奉天軍の現狀（北京）奉天軍の總數　最近の調査に依る奉天軍の總

兵數左の如し。

第一師　二十七師二十八師二十九師

第一混成旅第二混成旅第三混成旅第四混成旅第五混成旅巡衛警衛隊師旅第一補充旅一旅右路巡防隊八營騎備馬隊三營督署衛隊六連

最近の駐屯地點　各軍の駐防地點左の如し。

（一）通州一帶　鄒芬の第一師砲隊山の第一補充旅鄧殿陞の第二混成旅許蘭洲の援陝軍

（一）滿洲里　高福麟の第二十師に屬する五十八旅

（一）京師附近　李芳長の第三混成旅

（一）龍江一帶　張海鵬の第四混成旅

（一）不逞鮮人及馬賊討伐の爲め吉林に出動中のもの　張學良の衛隊旅劉香九の特備馬隊三營

（一）奉天省城に駐屯のもの　張作林の一師

（一）趙興京　明德五十三旅新兵屯張榮の五十四旅

（一）新立屯　陳錫侃の二十七師に屬する二十五旅

（一）鎗龍　郭松洲の五十六旅

（一）四豐鎗　賽恩銘の第五混成旅

（一）東邊一帶　湯玉麟の右路巡防隊

（一）蒙邊に駐防のもの　吳俊陞の二十八師

（一）奉吉境界に駐防のもの　二十九師に屬する五十八旅石得山の騎兵一旅

此の外尙ほ蔡本平は第三混成旅を編成し目下訓練中なり。（一二、一四）

▲湖南軍の編成（長沙）第一師々長唐生智、旅長宋鴻度、周慶家慎、同晉湘平、司令吳劍學、同陳家驅、同張經武、同李延年、同謝國光、同林支宇同李仲麟、同羅先〇、同劉淑慈、同鄒衡、同唐昌運、同萬鎭藩、同田漢落。（一二、一五）

▲支那四大學區制定（北京日報）教育總長黃郛氏は支那の大學區域を左の四個所を中心に劃分し將來は之れを更に細分すべしと。

（一）北京　（二）南京　（三）武昌　（四）廣東

▲梁啓超派の活躍（中華）支那の世界性を善用して自己の立場を擁護するに巧みなる親米排日派濟濟跋扈たる當地時事新聞々北京屆報は共同して新聞界に一新紀元を開くと言ひ英米佛獨露に新進氣銳の九人の特派員を派し更に各國に特約通信員八人を置く事になれるが此の特派員が甘て學生騷動に最も力を致せし手合なるに至りては殊に注目に値ひせり。（一一、二〇）

▲支那人顧問委員選出（申報）上海公共租界納稅支那人會にては工部局に新設さるゝ支那人顧問委員五名の選擧を行ひ宋漢章、謝永森、穆藕初、余日章、陳光甫を選出せり同會の報告左の如し。

△上海商會に對するもの　公共租界納稅支那人會は市民權の爲に擴張年を經始めて此一日あるを覺たり同案が本年の外人納稅者大會の通過を經たる後工部局は貴會に通知したるが次で華董公所寧波同鄉會等各方面は均しく公選公開して團體及び地方區域に限らざる事を主張したるを以て本年六調査月二十二日各團體は靑年會館に於て準備委員を推擧し籌備所を組織し一面に着手し十月十四日靑年會にて成立大會を開き會章を通過し十月廿一日靑年會にて投票を行ひ選擧の結果理事王正廷等二十七名、候補十五名を選出し十一月一日理事部にて章程に從ひ工部局出席代表宋漢章、謝永森、穆藕初、余日章、陳光甫の五名を選出したり事市政の要點に干するを以て玆に御通知に及ぶ工務局へ報告せられん事を希望す。

△總商會よりの復書　貴書に接し直ちに其旨を工務局へ報告したるに工務局書記リデル氏より納稅支那人會の組織及び章程等を査考に資する爲送附されたしとの回答ありたり此の旨傳達に及ぶ。

尙ほ顧問員五名の經歷を舉記せば宋漢章は四十九才浙江餘姚縣人電報局滬局等に歷任し財政部の委任を受けて北京儲蓄銀行を創立し又大清銀行上海分行經理たりしが其後同銀行は中國銀行と改名され宋は僞經理にて上海銀行公會會長たり△謝永森は三十五才原籍浙江にして上海にて生長せり故謝綸輝の四男にて英國ケムブリッヂ大學を卒業し法律大學士の學位を得又倫敦法律專門學校を卒業し大律師の名位を得たり歷々英國高等裁判所に出廷し法律の經驗あり歸國後上海ホーリード律士を助け居れり△穆湘洲字に藕初四十四才江蘇上海人英國イリノイス大學工科學士テキサス農工專修學校農學碩士上海の德大、厚生及河南鄭州の豫農紗廠經理華商紗廠聯合會副會長中華勸工銀行創立者なり同人には植棉改良漫說の譯著中國花紗布業指南及び學理的工廠管理法等の著書あり△余日章三十九才湖北蒲圻人湖北文華書院上海聖約翰大

學本業米國ハーバード大學教育科碩士歸國後湖北文華大學堂長兼教授に任じ民國元年襄副總統府外交官に任ず目下中華基督教青年會全國協會總幹事たり

△陳輝德字は光甫四十才江蘇丹徒人前清光緒三十一年公使團に隨ひて渡米し聖路易博覽會委員となる後渡米植物林大學本師斐利亞大學に學び理財學位を得後ち米國銀行に入りて實習し宣統三年歸國後南洋勸業會外事科々長となり民國元年江蘇銀行を創立し其の總理となり民國四年上海商業儲蓄銀業を創立し同銀行の常事並に總理なり。

貴州政變

▲劉顯世辭職（長報）　貴州省貴陽の某より北京に達したる長電によれば雲南貴州聯合軍の軍費は三百五十萬元を要し雲南の唐繼堯は貴州に百五十萬元を出さんことを要求せるが貴州は民國十三年迄の地租を既に徵收したる程にて此の軍費に出す力なく之が爲騷動起り十、十一、十二の三日間は擧勢恂洶せり之に加ふに四川より退却せる雲南軍は畢節以北の沿途にて二十餘團村を擄掠し貴州軍司令劉顯世は維持の法なく退職を宣言せり各省は自主取消を請ひたるが劉は之に對して余は職を去るに決したれば以後如何に處置するかは貴州軍司令として協議されたしと答へたり唐は蜀北京政府に傾向せるを以て自主を取消さんとす、大理方面にても亦唐繼堯に向つて運動するものあり又劉顯世が十三日發したる辭職通電は貴州は虛懸の節制に歸し聯合軍副司令の名義は撤廢す省議會は別に省長を選出すべし其迄は政務總長より代理せしむべしといへるものなりと。（一一、二六）

▲劉顯世の挽留に力む（民國日報）　在上海護法各省各軍代表は貴州の劉顯世が雲南唐繼堯と意見合はず辭職したるに就き大に恐慌を感じ左の如き通電を發せり。

劉副帥が軍民兩政辭職の通告を發したるは缺望に勝へず劉公は護國の功國家にあり此次政務組織に當選したれば初衷の貫徹に努むべく其の引退を藉す可らず且つ總裁及副司會兩職は西南の大局に關係重大にて僅に一省の問題にあらず一致して挽留すべし。（一一、二八）

▲貴州政變の眞相（長報）　劉顯世の執權は徒らに虛名を擁するに過ぎずして軍民兩政の對權は總司令熊範輿氏の手に歸し劉氏は繁煩を避けて濟開を樂みつゝありき熊は研究系の陰謀家にして劉氏の弟顯潛と其運を賭し各方面に對して陰險手段を用ふるも只新派に對しては遏抑を加へつゝあり而して新派の青年は多くは民治的を高唱し熊氏は陽に之を援助し陰に妨害しつゝありたり本年春岡雲聯合軍が熊克武を討伐するや彼は郭重光の腹心顧順章及金子重を廣西に密派し貴州政府代表の名義を以て陸氏の援助を求め將來研究系活動の地歩を獲んとせり然れども事遂に成らざりき並に於て通電を發して政界の擾亂を圖り貴州軍の四川撤退に際し各方面の遊軍を狩り集めて之を妨害したり彼と共に此計を爲せし者は擧て新派と好からざる郭重光、劉顯潛、劉顯治等にして十一日の政變を激成せるの因は實に此に存す。

民國六年護國の役に際し熊は自己が中國銀行行長たるを利用し密に行中に所藏せる紙幣百三十餘萬元を隨棄し且該行內に於ては洪憲の年號を遵用し北京政府の意を迎へ而も表面上獨立に贊成の意を表し機密に參與して軍警秘密長を兼任し劉顯治等と密謀を凝せり而して彼は雲貴兩軍の力を以てしては到底袁氏の敵に非らざるを知れるが故に雙方に款を通じて後安の計を爲し一面棄職して行金二十餘萬元を上海に運ばしめ以て後日に備へたるが袁氏倒れ共和復活するに及びて上記二十萬元は軍費として梁啓超の財政部總長たる當時抹殺せられ事なきを得たり。

嗣で貴州軍獨立の當初袁政府は劉顯世、龍建章等の位地を襲職し劉顯潛を巡閱使に任命し熊義に將軍行署を設置し且前護長張彭年を政務長と爲し一方雲南軍の貴州境を通過するを拒絶したるが爲形勢險惡となり殆んと決裂を見んとしたるも各方面の停調によりて遂に行署を取消し事無きを得たり。

民國七年以後政權は蓄源の手中に歸したるも批政枚舉に遑あらず貴州に於ける中國銀行各支店に配するに熊の親族を以てし行金を使用して私腹を肥せし而已ならず最近に到りては實踐社及啓源系厳を經營し巨利を博しつゝありたりといふ彼が統治の實際は以上の如く惡政百出し爲めに人民の生計困窮に陷り、教育退化し、農商業を失ひ塗炭橫行し、交通路の荒廢の如きに至つては一層たに爲さゞりき。

由是觀之、今次の政變は新舊思想の爭執に外ならずして既に雲貴兩、郭重光

掌法に伏するや群衆快を稱せり重慶懸の爆發せるによるものにして其機は夙に伏在し決して今日に始まりしに非ざる也。

游擊軍總司令劉湘滯は奥義に八營の兵を擁し今回補缺なる五營を提げて入城し十一月十一日既に改編を實行し反對黨たる王纘緒は渠江より南路寧平梓江等の地點に逃れたり始め彼は五營の部下を有し貴州東部及南西部一帶に分駐せしも王の倉皇として逃走せるため解散し北路易毅等の五營は夙に貴州軍の節制に歸し全體の組織を改むるの已むなきに至りしなりといふ。

劉熊二人は嚴誅せられ民治の障礙は除かるる昨年の聲討運動は實業家の蹶起ありて餘力を逞さゞりしも當局陽に之を認め陰に之を妨げんとしたるを以て群情憤激して昨冬の政治運動を惹起するに至れるを以てするも貴州人民の趨勢を見るべきなり。（一二、二）

支那銀行團

▲政府の外債不借の聲明（長報）　政府は財政及び借款に關し昨日左の如き通電を各省に發せり。

政府は明年より不生産なる外債に斷じて借入せざるに決し鋭く可らざる軍政費の補足は之を國內銀行團の力に待つべく財政監督の權を外人の掌中に歸せしめざるべし且政府は明年より中央及び地方の財政を分割し地方をして地方自治の精神に基き其の財政を自行せしめ中央は務めて巨額の接濟を避けて極力財政の整理に力を致さんと欲す。（一二、一〇）

▲國內銀團組織の奔走（北京通信）　既報の如く支那政府は新借款團拒絕に決定し一兩日中正式拒絕書を發すべきが既に新借款團を拒絕する以上差し當り此年末に於ける政費の不足約三千萬元を國內に於て借入せざるを得ず之に對して北京支那銀行は大體に於て結束の意を纏めて之に應ずべきに一致せるも天津方面の支那銀行は尙未だ諒解せざる所あり力めて京津卽ち北京銀行の共同一致を要する事情あるより財政大長潘復氏は天津方面の結束を促進すべく人を派して商議中なるが纏まるべき模樣あり。（一一、二三）

▲支那銀行公會聯合大會（銀行週報）　支那銀行公會は新借款團問題に關する討議並に全國銀行に關する重要事項研究の爲め十二月五日より八日に亘る四日間に渉り上海香港路なる銀行公會會議室に於て全國銀行公會聯合大會を開催せるが其出席者は左の二十二名なり。

北京（三名）　周作民（金城）　方瀾青（新華）　朱虞生（鹽業）
天津（三名）　潘丹屋（大陸）　張鴻爀（大生）　徐樹衡（駐滬直隸省）
濟南（四名）　汪伯奎（中國）　千鏡西（東萊）　劉尚恢　顧祥甫（工商）
蚌埠（一名）　劉保之（中國）
漢口（二名）　史善生（浙江興業）　楊錫疇（中孚）
杭州（三名）　葵谷青（中國）　周季綸（農工）　俞寄凡（道一）
上海（六名）　盛竹書（浙江興業）　宋漢章（中國）　錢新之（交通）　陳光甫（上海商業儲蓄）　李銘（浙江地方實業）　孫景西（中孚）

右の諸氏は十二月五日午後先づ其準備會議を開き議長として浙江興業銀行總理盛竹書氏を公推し盛氏は議長として直に本會開會の主旨を報告し引續き開會規定及議事規則等を討議したり而して閉會後各代表は直に大東旅社に開かれたる上海銀行公會主催の歡迎會に出席せるが同歡迎會には上海各代表の外特別來賓として來國より歸國せる上海商會々長叚雲台氏を招待し盛竹書氏は略左の如き歡迎の詞を述べたり。

歡迎詞

本夕は全國銀行公會の代表諸君の來會を忝うし加ふるに新任の上海總商會長叚雲台先生來國より歸國せられ臨席を得たるは同人の光榮とする所なり余は主席を辱ふしたるに依り玆に謹んで歡迎の意を表せんとす今回舉行せし全國銀行公會聯合會議は實に我國銀行界未曾有の創舉にして民國以來銀行事業の發達は一日千里を行くの勢を示し社會の銀行業に對する信用も遙かに從前と異り又銀行同業者も又氣運に鑒み各地に組織せる公會は同一地內にある銀行相互の聯絡は勿論之を團結するの必要あり若し全國の銀行を連合し更に各地公會との相互聯絡を鞏固にせば銀行會の前途に對し裨益する所鮮からざるべし今幸ひ公會之が發起となり上海に會議を擧行せしに幸に各地の贊同を蒙むり此會を開きて其連絡の端緒を得たり若し今後益く全國の銀行を網羅するに至らば更らに之が光輝を發揚するを得べし連合會議の目的は各地同業者の意見を交換するにありて內は卽ち同業者の利害を研究し外は社會の

需要な審議し務めて電銀行事業なして國家社會に裨益あらしめんとするにあり想ふに近年來國家多事なるは政治の不良に因る若し政治を改良せんと欲せば先づ財政の整理より着手せざる可からず而して財政の整理は銀行事業に關係を有する事甚大なるを以て吾等銀行業者は國家社會に對し大責任を負ふ者と云ふべし而して國家の緩急を救はんと欲せば必ず國民趨嚮の如何を觀さる可からず故に今次の大會に於て根本計畫を定め以て永久福利を圖ることを政府に向つて希望せんとするは之れ我銀行業者全部の熱望する所なり又銀行業と實業とは其關係極めて密切なれば銀行は因より實業の進歩に賴りて始めて發達し實業も又銀行の扶助を俟ちて始めて振興するものなるを以て須らく銀行界と產業界の協調を希望せざるを得ず今吾が國實業の大家たる渋澤男爵先生海外より歸國され茲に來會されしは實業界との情誼を增進する者にして同人等の慶幸と爲す所なり謹んで茲に諸公御臨席の厚意を謝し并せて全國各地銀行公會の發展を祈る。云々。

六日午後二時第二會議開催し兒玉書氏主席と爲り先づ聯合會議の規定及議事規則を朗讀し多數の贊成を得て可決し次ぎに各代表より新銀行團に對する特別なる注意を以て詳細に對論する所あり之を別問題とし發表することゝ爲し其他同業者の利害及金融に關する事項に關し討議し各自の意見を吐露し之を政府に建議することを主張し遂に七名の委員を公推して審査起草に從事せしむることゝ爲し六時散會せり七日は審査會を開き八日は午後二時最後の會議を開會し先づ建議案を討議し次ぎに政府に所得稅の徵收を緩にすることを請願することと爲し繼いで次期の開會期日及地點を議し十年五月一日第二次會議を天津に召集することに決定し最後に兒玉書氏謝詞を述べ各地の代表は周作民氏を推して答詞を代讀せしめ午後六時閉會したるが各代表は多忙の爲め翌日出發歸途に就けり。

今回議案中に會議主意書議事規則を掲ぐれば左の如し。

一、建議案

甲、政府に財政方針を確定することを希望すること

乙、政府に內國公債を整理することを希望すること

丙、政府に全國幣制の統一を希望すること

丁、委員七人を推擧して新銀行團に對する一切の事件を擔任せしむること

二、會議規定

一、本會議は各地銀行公會の推擧せる代表に由りて之を擧行す

二、本會議は同業の利害を研究し及び金融界に關係ある事項を討論する者とす

三、代表資格は各本公會の會員に限る

四、每年會議一回とし期日及地點は前期會議終了の時に之を決定し並に該地公會によりて次期會議事務を取扱ふ者とす

五、會議の時には代表中より一人を公擧して主席と爲す

六、採決權は一公會に對し一採決權と爲す

七、各公會の提出議案は會議の二週間前に各該公會より各公會に通告する者とす

八、本規定の若し改修する時には會議にて之を公決する者とす

三、議事規則

一、會議時刻は臨時之を定む

二、會議には採決權を有する者が三分の二來會の上にて開議するを得

三、凡て提議事件の相類するものは合併して會議するを得

四、凡ての提議事件は先づ議事日程を編成して順次に會議すべき者とす

五、討論の時に於て或は贊成し或は反對して發言せんと欲するは先づ起立すべし

六、討論の時には二人同時に發言するを得ず

七、各代表の討論終りたる時は主席より討論終決を宣言し其事件採決に附する者とす

八、採決の時に當り主席は先づ採決に附すべき議題を明かに宣言するを請ふ者とす

九、採決方法は起立舉手投票の三種に分ち主席に由りて臨時に之を定む

一〇、投票議決は記名掲票法を用ゆ

一一、凡ての採決は多數を取り若し可否の數相均しき時には主席が決を取る

一二、代表の入場後は散會及中止を宣告するに非ざれば退席するを得ず

一三、開議の時には傍聽席を設け主席の認可せし幹事の外は入場するを得ず

一四、本規則にして若し改修する場合には會議の上之を公決すべき者とす

對外財政經濟

▲獨支通商恢復の先聲（申報）獨支兩國間の通商は尙ほ未だ恢復されざる爲め兩國商人は甚だしく不便を感じ在上海獨逸商業會議所總董は近頃支那商人劉天濟等に依頼し北京に赴き先つ通商を行はんことを請願せしめたるが外交部は之に就き左の如き批令を發せり。

上海支那代表劉天濟、李鏊、虞德基、吳德馨等は對敵通商禁止條例の取消命令は未だ發表されざるを以て商人等は各々疑阻の心を懷かざるは無く通商渋滯の處ある爲め遠かに通商を行ひ疑滯を免かるやうの批令を發せられたしと請願せるが敵國人との通商禁止條例は未だ取消しな公布されずと雖も然も獨支商人が若し正當の營業なれば各貨物の運銷は國定稅則に照して處理し通融して可なり。（一一、三〇）

▲獨逸商品陸續來らん（申報）獨逸商品の五金、染料等の如きは前に支那人は喜んで購入し居たるが歐洲戰爭發生して獨支の國交斷絶となり獨逸商品は輸入されず媾和後も支那の對獨通商は未だ締約されざる爲め獨逸品が支那に來るとも悉く和國商人に委託せるものなれば支那商人は之を購入せんとせば必らず和國商人に向つて購入せざる可らず價格も高價にて之が爲め眞正の獨逸品は市上に多く見る能はざりしが近頃に至り支那商人劉某と前當地獨逸商業會議所會長とが外交部に向つて通商を請求せる結果外交部は當地港員に正當の營業に對しては通商を許し締約具商輸入品は關稅に照して徵收すべしとの訓令ありたるなり一般五金染料商等は近來直接間接獨逸に向つて商品の註文を發しつゝあれば明春の市上に於ては獨逸品は戰前の狀態を恢復すべし而して獨逸商程臣禹和等の洋行も已に夫々活動の準備を爲し居れり。（一一、四）

▲英支合辦の新疆石油（中華續業公司）（各種）熊希齡氏及び英商福公司を中心として發起されたる英支合辦新疆石油中華續業公司の諸々進行しつつあるは既報の如きが該公司の大綱及び章程は次の如し。

（甲）新疆省石油調査辦法大綱

一、新疆省石油の調査は農商部特許の下に中華續業公司之を施行ふ公司は本事業に關係ある事件は一々之を農商部に呈報し且之に對し完全なる責任を負ふものとす。

二、調査費用は全部公司より負擔す

三、公司は調査狀況を臨時農商部に呈報し油續を發見し試掘をなさんとする時は其詳細なる續圖を呈示し政府の許可を俟ちて着手す。

四、油續發見調査後採掘の價値あると認めたる時は其續圖を農商部に呈示し且時に乙項所定の規定に準據して英支合辦石油公司を組織し以て採掘に從事するものとす而して第二條の調査經費は石油公司より其合辦株として中華續業公司に還付す。

五、調査の時若し已むを得ざる事故或は意外の故障に因りて損失を發生することあるも政府は之が賠償の責に任ぜず。

六、調査期限を定めて二箇年とす若し調査無結果に終るか或は此期限を經過せば本項及乙項兩規定は全部無效に歸すものとす。

七、中華續業公司の未だ調査を經ざる地に於て他人或は政府が油續發見したる時其採掘辦法は政府より自由に處理す。

八、既に新疆の官辦に歸屬せる油續區域は本規定の調査範圍内にあらざるものとす。

（乙）合辦新疆石油公司章程

一、本公司は英支合辦新疆石油續株式會社と稱す。

二、本公司資本中其三七、五を支那政府に奉納し一二、五を支那政府或は國民より募集し其餘五〇は中華續業公司或は英國人民及英國に登記せる會社より募集す。

三、本公司の總事務所は之を北京に置き理事會の經營上利益ありと認むる時は支那は其他の各處に分事務所を分設するを得。

四、本公司の營業範圍を次の如く定む。

A、新疆省内に於ける農商部認可の石油續採掘

B、支那及外國に於ける本公司所產の原油及精製油其他副產物の販賣

C、石油副產物の製造

D、石油採掘或は販賣及副產物の製造に關する必要の運帶事業は亦之を旅營するを得

E、石油運輸に必要なる交通工事の建設（鐵道及鐵管の埋設の如し）但し鐵道の敷設に關しては豫め交通部の許可を要す。

F、本公司の資本金は英金一百萬磅とし如し必要と認むる時は農商部の許可を經て增資するを得增資の配分法は第二條の規定に準據す。

G、本公司に理事五名を置く其二名は支那政府より三名は英國の株主中より選任す理事の俸給は株主大會に於て決定す。

H、理事中より主席一名副主席二名を公舉す。

I、公司支配人技術秘書及會議員は理事會より任命す。

J、株主より每年英支各一名の檢查員を選舉す檢查員たる者は證券を有する會計會員たるを要す。

K、本公司は政府特許の合辦權利を他人に讓與或は抵當の目的物となすを得ず。（一二、四）

▲白支合辦の二大事業（各報）白耳義の支那に注意を濺ぐこと近年漸く深く教育上に於ても既に白支大學組織の議あり目下着々進行中なると共に經濟上に於ては最近白支海外航業公司及白支海通貿易公司及日支海通貿易公司の二大事業發起され徐新文施伯候員季英及貴延芳の四氏は支那側を代表して先日既に渡歐し諸般の事項を決定し遠からず實現されんとす玆に該二大事業の大要に就き記述し以て識者の參考に資せんとす。

甲、白支海外航業公司

一、總資本金　一億フラン

二、株　式　總株數二萬株

三、額　面　每株五十フラン

四、白支持ち株　白耳義百分の五十五卽五千五百萬フラン

支那　百分の四十五卽四千五百萬フラン

（市價換算現銀二百二十五萬兩乃至二百五十萬兩）

五、引受　南通の張季直及山東の某巨商にて全部殆ど引受

六、船隻、噸數（白耳義オンワス會社より英國に注文し遠からず運水すべき八千二百噸級の汽船四隻を每噸二千六百八十餘フランの原價にて買收）

七、本航路　青島上海、上海ハンブルグ・アントワープ

八、聯絡航路　利准公司の天津營口上海航路

大連公司の上海漢口長江航路（右二公司と特別聯合契約を訂結す）

九、理事局　總理事局を白耳義オステンドに設け分理事局を上海に設く

十、重役　重役は白支持ち株數に比例して選舉す

（乙）白支海通貿易公司

（一）資本總額　一千萬法

（二）株式　二十萬株

（三）額面　每株五十フラン

（四）白支持ち株　雙方半數

（五）國籍　航業公司と共に白耳義政府に登記す

（六）理事局　航業公司と共に總局を白耳義オステンド分局を上海に設く

（七）重役　白支半數選出

（八）年限　航業公司と共に各三十年但し延長するを得

（九）營業方針　大體に分類すれば次の如し

（イ）支那物產の輸出　北方產牛皮羊毛豚鬃繭、中支の藥材茶葉

（ロ）獨逸商品の輸入　獨逸の船舶會社に協商國の爲に沒收されたるを以て航業公司は務めて彼等運輸の利便を圖ると共に優秀なる獨逸商品を支那に販賣す

（ハ）中歐各國への糧食供給　白耳義、獨逸、墺匈、チエックスロバック、各國は何れも糧食に缺乏し居るを以て豐富なる支那の農產品を此等各國に供給す

▲米支合辦の新銀行（各報）米支合辦の太平洋商務銀行なるもの組織され上海に本店を設け內外各地に支店を設けんとす資本金は米金貨五百萬弗にして五萬株に分ち一株百弗とし少くとも其の半分は支那より引受くべし該事部は支那人十人米人五人とし任期五ヶ年にて總經理は支那人總理は米人副總理は支那人とす此の新銀行には駐支米國公使ラインシュ財政總長周自齋前漢治萍總辦王關臣等關係あり（一一、二七）

▲華法振業銀行の組織（時報）上海の華法振業銀行籌備處は成立以來組織に從事し居れるが同銀行資本金は先づ五百萬元（五萬株）と定め將來營業發達せば株主會の議決にて一千萬元に增資することに決し駐北京佛國公使館に登記し佛支兩國人より投資し法國の法律に依り支那の習慣法を參照して

組織し支那側の出資は支那人にて募集し佛國側の出資は佛人より募集し一切の銀行業務を營み兌換券を發行し得るものにて經營主任は吳宗濂上海主任は陸嘉林なり。（一二、一一）

▲中遲商品陳列所（時事新報）華僑聯合會は會内に支那遲羅商品陳列所を設置し兩國物産流通暢鏡を計る事となり章程を定めたるが之によれば商品陳列は上海盤谷の兩處に設置することとなし居れり。（一二、一二）

▲南洋航路汽船會社計畫（時事新報）南洋サンポーロ、ジヤワ、スマトラ等各地の華僑は國貨の取引を希望し居れども支那人の汽船會社にして南洋航路を有する者無きより當地各國貨公司は近日中各實業公司を南洋各地華商と聯合して英國領南洋各地航路の一汽船會社を組織せんとの計畫あり。（一一、三〇）

▲支那生絲輸出數（申報）最近調査六月一日より十二月四日に至る上海より輸出されたる支那産糸數量一、〇八五三擔（每擔一包）にして內白糸四四一二擔黃糸六四四一擔なりと、仕向け先左の如し。

米國（白）一二三五擔　佛國（白）九八九擔、（黃）四四二擔　佛度（白）九二〇擔、（黃）五、九九九擔　伊國（白）一七七擔　倫敦（白）四三六擔　露國（白）六五六擔（一二、一三）

國內財政經濟其他

▲航業奬勵條例（北京通信）支那政府は航業發展の爲め愈々昨日教令第二十五號を以て次の如く發布せり。

航業奬勵條例

第一條　中華民國政府に登記せる航業會社の本國と外國各港との間に定期航行をなす船舶は交通部の指定航路に就き時は五年以內の年限に於て本條例に依り奬勵金を享ることを得

第二條　奬勵金を享くる遠洋航海船舶は其總噸數四千噸以上にして一時間十一哩以上の速力を有し且つ船齡十五年以內の鋼製汽船に限る遠洋航海に非らざる船舶は其總噸數二千噸以上にして一時間十哩以上の速力を有し且つ船齡二十年以內の鋼製汽船に限る但し國際河流航行の船舶は其總噸數八百噸以上八哩以上の速力を有し且つ船齡二十年以內の鋼製或は木製汽船に限る

第三條　奬勵金を享くる遠洋航海船舶は航行一千哩每に每噸奬勵金二角を給與し遠洋航海に非らざる船舶は航行八百哩每に每噸奬勵與一角を給與す

第四條　奬勵金を享くる遠洋航海の船舶は其船齡十年經過後逐年其奬勵金の百分の五を遞減す遠洋航海に非らざる船舶は其船齡十五年を經過せる時亦同じ

第五條　奬勵金を享くる船舶にして本國造船所の製造に係るものは奬勵金の百分の五の增給を享くるを得

第六條　奬勵金を享くる船舶の客貨運賃は之を交通部に呈出して其認可を受くるを要す

交通部は認めて必要とする時は該運賃を酌減するを得

第七條　奬勵を享くる船舶は本國に郵便物件を代運し交通部の郵便事務或は航路視察の用を以て派せる官員を搭載して其運賃を徵せず且つ商船學校卒業者を配用し船舶內に無線電信設備を交通部合に據りて設くべし。

第八條　奬勵金を享くる會社は交通部の許可を經るに非らざれば本支店事務員或は船上職員として外國人を備用するを得ず船舶職員にして外國に於て死亡或は其他已むを得ざる事故の爲に缺員を生ずる時は前項の規定に依らずに其地に於て補用するを得但し速に其旨交通部に呈請すべし

第九條　奬勵金を享くる會社は交通部の定むる所に依り奬勵金を享くる船舶の收支計算書及營業報告書を交通部に呈報すべし

交通部は認めて必要となす時は部員を會社の本店支店代理店或は船舶に派して其收支計算及營業狀況を監査せしむべし

奬勵金を享くる會社は前項派員の請求に依り業務所用の帳簿及其他一切の文書を其檢査に供すべし

第十條　政府は公用の必要ある時相當賠償金を酌定し奬勵金を享くる船舶を收用或は使用するを得

前項の賠償金に對して不服ある時は通知の日より三個月以內に司法官署に起訴するを得但し船舶の收用或は使用を停止せず

第十一條　奬勵金を享くる船舶は奬勵金受領期間及最終受領日より三年以內

に於て貨船或は實船或は外國人に抵當とするを得ず但し受領奬勵金を償還し或は火災其他不可抗力の事實に因て航行に堪へざる時或は交通部の許可ある場合は此限にあらず

第十二條　第十條の船舶を用或は使用を拒絶し或は第十一條の規定に違反する者は二百元以下の罰金に處し該船舶受領奬勵金を全部償還せしむ

第十三條　奬勵金を享くる者は本例條の外現在或は將來發布すべき法令に對して遵守すべし

第十四條　本條例施行期日及細則は交通部部令を以て之を定む。（一一、二三）

▲**度量衡整頓辦法**（時事新報）北京農商部は全國に用ゆる度量衡器は地方により異なり國內商業及び對外貿易に不便少からざるを以て之を整頓する事となり辦法四項を定め各省に通知したり。（一一、二三）

▲**所得稅實行延期**（申報）所得稅は各省反對の爲め財政部は三ヶ月延長することゝせり。（一二、一〇）

▲**總商會の北關加稅研究**（申報）上海總商會は今二十七日の通常會に於て裁釐加稅問題を審查する筈なるが同會の裁釐辦法研究及び其の理由の報告に依れば同會は支那工商業不振の最大原因は釐金あるが爲めなり裁釐加稅の說は十六七年來唱へらる所なるも未だ實行を見ざるが遠かに實行する必要ありとし左の如き辦法六則を擬定せり。

一、政府に各國と裁釐加稅を同時に並擧することを交涉せんことを請ふ若し各國が先づ釐金を裁撤したる上にて關稅を增加するの議を堅持せば切實に商定し一方面裁釐を布告し一方面加稅を布告すべし。

二、裁釐實行後政府より最近一年全國釐金收入總額に照らし裁釐抵補公債（期限一年或は二年）を發行し年利若干釐とし元利は均しく新增の關稅を以て擔保とし總稅務司より監守し此公債は加稅の時期確定して發行すべし。

三、裁釐加稅後若し關稅の增加せる數が最近一年全國釐金總數に充て尙ほ餘款ある時は先づ此の抵補公債を償還すべし。

四、此の公債は各省商會より其の省最近一年の釐金收入總數に照らし各業領袖を招集し分別引受法を議定し原額に逸せしむべし

五、此の公債條例は財政部より之を發し各省商會領袖と協議して草案を訂正し國會に交して議決し公布施行し一面全國に公告して前清光緒二十八年より三十年に至る各條約（英約第八款第二節、米約第四款、日約第一款、衝約第九款）の輸入關稅百分十二五の規定を實行すべし。（一一、二七）

▲**三門灣開埠の研究**（申報）三門灣模範自治農墾區域に就き浙江官廳は在外支那人と杭州に於て會議を開き三門試辦模範自治條例草案及び自治區域戶籍登記斷行規則を協議したるが三門灣華僑會議籌備事務所は本月十六日より每日午後二時より四時迄老閘子華華儉勝合會にて談話會を開き草案規則を研究し之を修改し再び浙江官廳と協議して三門灣開埠を決定する事となれり。（一一、一七）

▲**黃河鐵橋の設計募集**（漢報）京漢鐵路局は黃河新鐵橋設計書を募集中にて新橋梁の全長は千八百呎にして審查は千九二十一年六月三十日北京にて行はる可く詳細規則及建築規定等は京漢鐵路總局日英米佛白伊各公使館及び米佛伊白京城の中國公使館にあり申込者は實費三十元を要するとの事なり因に本工事に對しては目下各方面に於て各國の競爭頗る激烈を極めつゝありと。（一二、一四）

▲**安徽江西の棉產**（民國日報）中美新聞社所載芷に安徽江西兩省本年度棉產の狀況を述べ中國棉產の一班を覗ふ資料とせん。

安徽省は元來山多く長江は其中部を貫き氣候溫和にして暴風なし從つて土地は棉產に適す殊に省內を通じて泥土甚た鬆なれば棉を種ゆるに甚だ適せり本年度の全收穫は合計二十萬担にして其の種子は概れ米國より輸入せられるものを使用し中國產種子を使用するものに比し遙かに優勢なり惟だ種蒔の方法未だ善からざるを以て棉實漸次に劣下す故に實業廳は棉花改良會を設立し之れが改良に努力し且良好なる棉子を農人に分與し居れり若し氣候泥土共に宜しきに加へ栽種の法を得ば必ず成功せん該省棉產の區域內なる潁縣の如きは周圍山を以て環らし氣候乾燥し雨風なし故に棉を種ゆるに甚だ適し其南方各村に掛け其の成績頗る佳良なり全縣總額一萬担餘以上にして之を前年の收穫に比すれば多こと五分の一に達す而して是等の棉產は概れ河南山東等の地に運搬せられ每担の關稅約二十二銅元を要す而して運搬に當りては鐵道にて輸送すること困難且つ運賃も高ければ牛車或は船便にて北方に送らる本縣には三軒の棉產公司あるのみにて支店或は代理居なし烏江は和縣に屬して長江を距る五里許りの地にあり本年收穫は除縣より多くして合計二萬担を算し

亦外國棉種に係るもの尠なからず其産棉は岡々本地の織布用と爲すも大半は南京湖口上海等の地に運搬せられ每担の關稅三十銅貨と爲し其運賃荷造費等一担に付き約銀一元を要す此地には多數の棉産公司あり陳家灘は東深縣に屬し棉を産すること極めて多し平年の收穫約二十萬担と稱す只本年は風雨の多きに因り其半數に減し其全生産高は十萬餘担（繰綿）と爲すも其の土地の需用は多からず安慶より上海九江に運搬せられ一担の釐金稅三十銅元にして陳家灘より安慶に至るには一担の釐金稅に十二銅元を要す上海に運搬する全部費用即ち關稅荷造費人足賃等の如きもの一担につき約銀六元を要す本縣内には數箇所の棉産公司ありて每年十萬担の棉を他の地方に發送すると云ふ安慶の棉産の大部分は其地人民の紡織用に供し僅かに其殘部を上海に運搬すと云ふ本縣に大なる三軒の棉産公司ありて每年總り綿二萬担内外を上海に供給す此三大公司を除き外に尙ほ小公司八九あり每年棉六百担を出賣す此地方に於ては一担の關稅三十銅元にして安慶より上海に運搬する一切の運賃人足賃一担につき約銀七元を要す青弋江は蕪湖を距る九十里後山を距る六十里にして亦棉産地なり青弋江と後山との兩地に産するもの本年は六千担あり之を前年に比すれば五分の二を減少せり其輸出に關しては大半は道を蕪湖に取り上海に運搬せらる一担につき關稅三十銅元を要し運賃約銀一元を要す。

江西省中棉産に最も富める地方は九江の周圍一帶殊に鄱陽湖附近とす土地甚だ平坦にして泥土之れに適し氣候温和にして長江は省内に流れ交通極めて便利して全省に於ける棉の收穫高約十萬担以上あり本省には紡績工場なく需用少く其大半は九江よりして上海と漢口とに運送せらるゝも棉質は未だ佳良ならず而して省境中産棉最も多きは封廬と孔壘との兩地とす封廬は九江に屬し時としては亦小池と稱す本年の産額は五萬担にして之を去年に比すれば十分の二三を減少せり收穫良好なる時には一畝につき一百斤を得べしと云ふ此土地にては需要多からざれば其の多くは船便にて九江に運送せられ更に南昌上海漢口等に輸運せらる關稅屋舍荷造り人足賃等合計六元或七元を要す、孔壘は湖北黃梅縣に屬し、鄰ぶる棉産に富む、其地は小池口を距る約五十里にして此の五十里内に到る處の田地竹籬を植へ收穫良好なる時には約五萬担を得べし而して其大半亦九江と上海とに運送せらる孔壘より九江に運ぶには一担につき關稅約三錢五厘にして孔壘の釐金三十銅貨を要し上海に運搬するには運賃一兩一錢を要すと云ふ。（一一、一九）

▲裁兵公債の準備　（北京通信）　政府は愈々裁兵を實行して先づ財政の邪魔物を片付くべく裁兵公債五千五百萬元を明春發行することとし財政部公債局にて協議進行中なるが其担保は印花稅收入を以て之に充て其用途は右の如く裁兵に在るも對米所借煙酒借款の償還も此中に含めりと。（一二、一五）

▲七年長短兩公債報告　（北京通信）　民國七年長短期兩公債の經過に就き周財政總長より次の如き報告を徐總統に呈出せるが兩公債の經過狀況は之に由りて明瞭なるを以て茲に揭ぐ。

民國七年政府は中國交通兩銀行の京鈔を整理せんが爲に短期公債四千八百萬元長期公債四千五百萬元合計九千三百萬元を發行し同年五月一日より中交兩銀行より發賣を開始し同年六月二十九日迄の期間に於て中國銀行は兩種公債二千四百八十一萬九千六百六十元交通銀行は一千九百五十〇百二四十元兩銀行合計四千四百三十一萬九千九百元を發賣し之と同數額なる京鈔を回收し其餘の分は更に公債局より發賣せしめ同年十月十二日より次年即ち八年十月四日迄の期間に於て兩公債二千六百四十八萬七千〇四十元を賣上げ之と同數額の京鈔を回收し京鈔は何れも審計院及京師總商會監視員立會の下に全部廳用處分を施したり而して短期公債四千八百萬元中既賣總額三千五百四十萬三千四百七十元を除き殘餘數額九百五十九萬六千五百三十元あり兩公債の現在總殘餘額は卽ち一千〇五十六萬八千五百八十元なりとす今既に金融整理公債を發行し更に兩銀行京鈔の回收に力めつゝあるを以て七年公債の殘餘は全部本部に收めたり。（一二、一三）

▲河南の對日借款問題　河南趙倜と日本人は三百萬の私借款を結びたり鄭州商埠を開くためにして煽傳を派して日本人村田十藏主任と交涉せり河南人は李顯庸代表を入京せしめて廢約を請願し在京同鄉會は極めて憤慨し大に對應するに決せり。（一二、二四）

▲鄭州商埠借款に反對　（各報）　全國各界聯合會は河南省當局が同省

鄭州商埠を抵當として某國より三百萬元を借款せんとして已に成議ありとの說を聞き北京新總理に對し鄭州は地要衝に當り四通發達し支那南北の樞要にして亦た河南繁盛の精華なり鄭州存在して河南存在し鄭州亡べば河南亡ぶ關係恐らく此に止まず河南の官吏は嬌を飮みて渴を止むるを惜まず甘んじて其の鄉里を亡ぼさんとす速かに之を阻止されたし然らざれば此の風一たび開けて各省之に倣ひ人の宰割を待たずして支那は亡ぶべし而して實國の罪は實下も河南の官吏と同樣に之を負ふべしとの電報を發したり。（一一、二七）

日本新聞重要記事（大正九年十一月中）

外交關係

▲東支鐵道契約（三十一日北京特派員發）

十月二日交通部代表と露亞銀行代表ユジエルスキー、ランドル兩氏間に締結されたる東支鐵道管理に關する約束及條件左の如し支那政府は

一、庫平銀五百萬兩を出資し皇國二十二年七月二十五日露國道勝銀行と共同出資の下に東淸鐵道の建設計畫を爲すの契約を爲せり。

二、東支鐵道會社の支那政府に對し有する債務は五百萬兩の元利及鐵道の爲支那政府が種々援助せる債權の額を含む。

三、露國は政治紊亂に依て鐵道管理を爲し秩序維持の能力を失へり。

四、支那政府は領土主權の關係より鐵道管理區域內に於ける鐵道の維持及世界公共交通の爲該鐵道の財產及一切の秩序を整頓する責任あり。

以上の理由と責任とに依り支那政府は特に民國九年十月二日正式に道勝銀行（露亞銀行）に通知し支那政府は暫く露國政府の執行せし鐵道契約及善後章程總ての職權竝に皇緖二十二年鐵道契約及現在章程に依つて有する露國の職權を代行する事代行機關は支那政府が正式に露國政府を承認し露國の爲辦法を協定するを得んとする事協定の場合は本契約に準據する事を聲明せり玆に民國九年十月二日支那政府代表と露亞銀行代表との改定契約本文左の如し。

第一條　東支鐵道會社は本契約調印後眞に支那政府に對し有せる負債と同額の鐵道債權を支那政府に交付すべし公債の性質は別に規程す

一、元契約第十二條に照し會社鐵道開通の際支那政府に株券五百萬兩を支拂ふべきものなり。

二、前項の五百萬兩に對し每年支拂ふべき利息は鐵道開通の日より起算し會社の章程第十六條に照し年六分の複利を以て計算すべし一九二九年を以て期限とす。

以上の債務は一九二一年より前二項の元利總額を年利五分の割合を以て半年每に支拂ふべし此項の債權は支那が鐵道を回收する際露國より償還するか乃至は支那の回收に依り交涉するものとす。

以上の債務に對して發行する鐵道債券は鐵道の動產不動產を以て擔保とす

第二條　董事、重役九人を當て支那政府は督辦以外に四名を任命する事とす右資格は株主たると否やとを問はず露國董事は露人より自由に選擧す投票多數の場合は督辦固有の投票權以外更に決定權を有す。

第三條　董事會の決定事は七名とす有ゆる決議は七名の同意を得て效力を生ず。

第四條　支那政府は稽察（監察）協議員五名中支那より二名を出す總稽察は五名中より選擧するものにして總稽察は支那人に限る。

第五條　鐵道從業員を公平に分配し同等の待遇を爲す。

第六條　會社今後一切の權利及職務は商業上の範圍に限り政治的關係を禁止す支那政府に兩事を嚴重に取締る。

第七條　光緖二十二年締結せる露支合辦の東淸鐵道會社契約及會社の章程と今回改定の契約と牴觸するものは全部無效とす。（以下文未着）（二日東朝）

▲支那對露要求（一日上海特派員發）

三十日午後四時劉鏡人氏はユーリン氏と非公式に露北通商問題を議せり劉氏は

（一）過激主義を支那に宣傳する勿れ（二）支那人の露國に於ける紙幣の損失に對し賠償に任ずべし（三）四伯利に於ける支那人を虐待する勿れ（四）支那に於ける各國の領事裁判權撤廢を承認せる後通商條約を議すべし

以上四項を提議せるにユーリン氏は第二款に對し極東政府の訓令を乞ふべしと答へたり。（三日東朝）

▲支那と山東問題（三日北京特派員發）山東問題を國際聯盟に提出やに就ては支那政府に於て未だ最終の態度を決定せず例により伸縮自在の餘地を存し居れるが日本との直接交渉は輿論を憚る政府として到底決斷し得ざる所にして輿論緩和の對內策上一應國際聯盟に提出すべき意嚮を有せり而して支那政府當局の解釋に從へば國際聯盟に於て受理せざる場合は勿論若し受理する場合に於ても結局は日本との交渉によりて解決する外策なきを以て國際聯盟に提起せる結果の如何を考慮するの要無し日本との交渉は最後に讓るも遲からずと云ふにあり米國が國際聯盟に加入すると否とに論なく支那政府は以上對內策の見地より山東問題を國際聯盟に提出することは決定せし事實と見て可なるべし。（五日東朝）

▲日支直接交涉慫慂（上海特電四日發）セネヴア國際聯盟總會支那全權顧維鈞氏の北京政府に寄てたる公報に曰く日本全權林男は此程余（顧氏）を訪問し山東問題に關する日支直接交涉を慫慂し日本は膠洲灣還附の條件を左の程度まで讓歩す可き旨を非公式に提議せり。

（一）青島處分問題

（イ）青島が支那の（電文不明）商埠とすること

（ロ）青島市民は其何國人たるを問はず等しく參政權を有す

（二）山東鐵道問題

（イ）山東鐵道は取敢ず日支合辦を以て經營す

（ロ）若し支那が合辦を欲せざる時は之を回收するを得、但し支那は他の外國の借款を以て同鐵道を回收することを得ず

（ハ）合辦契約期限滿了に至り支那が回收の資金を有せざる時は更に契約を繼續するを得

右に對し顧維鈞氏は民意に依りて決するの外なしと婉曲に拒絕せり。

（上海國際特電四日發）當地支那紙時事新報はセネヴア來電として左の如く報道せり林駐英大使は二十二日顧維鈞氏を訪問して曰く支那にして山東案を提出するを止むれば日本は讓歩して次の如くにす可し、（一）膠州灣を日本の軍港とし青島を全部支那に開放し市民に等しく參政權を與へること、（二）膠濟鐵道を日支合辦とすること若し然らざれば支那側にて之を買戻すこと但し其の資金は他國より借入る可からず、（三）若し買戻しするを得ざれば買戻の期限を定め其れまでは尙ほ合辦とすること。

顧維鈞氏は之に答へて余は唯だ民意に依つて之に從ふや否やを定む可きを以て其の上にて回答すと云へりと。

國務院は顧維鈞氏に答へて曰く林大使の山東案解決を表示せるは我國の提出を怖るゝ爲なるを以て斯の方針に從つて進行せられ度しと。（五日時事）

▲共同討伐議定條項（七日奉天特派員發）奉天支那側東三省公報は六日環春事件に關する日支共同討伐の議定條項を左の如く發表せり。

一、日本帝國との交誼を尊重し左記條件に依つて共同討伐を行ふ

一、東寧東支鐵道以南二十里以外の地區及琿春汪清東寧和龍延吉五縣の馬賊不逞鮮人討伐の事は日本軍隊之を行ふ但し前記縣城に於ては支那軍隊の一二中隊及巡警を駐留して秩序を維持し其餘の軍隊を出動せしむ

一、日本軍隊の行動區域に於ては双方の長官より訓令を發し相互に善意を以て相接し誤解なからしむ

一、吉林督軍は彼我連絡及情報聽取の必要ある際は日本軍司令部に人を派し支那軍隊は鮑督軍の必要と認むる場合に日本軍隊に人を派して會商することを得

一、日本軍隊は成べく短日月を以て軍事行動を終結するものとす

一、日本軍隊は協定區域外に出づる事を得す馬賊追擊の場合に於ても區域を越え誤解閙着を起すを得す

一、日本軍隊は其行動區域分に於て支那人民の生命財產を尊重し損害を與へて兩國の感情を傷ふ可からす

一、日本軍隊は濱林附近より延吉附近に向つて前進する場合は其常安を通過するを許す

尙支那側に對し左の八項を別に協定せり。

一、軍司令部及各隊長は前記諸條項を詳細に各部隊に知らしめ日本軍隊と誤解衝突す可からず成べく好意を以て相接する事

二、各道尹縣知事より速に巡警團巡防隊に前記各項の主旨を通達す

三、各道尹縣知事より巡警を派し口頭を以て一般良民に諭達せしめ平素の如く營業して恐慌なからしむ

四、各道尹縣知事より謠言を禁止し口頭にて詳細解說を爲し誤傳を許さず

五、共同討伐と雖も前項所定區域内に於ける討伐は日本軍より之を行ふ支那軍隊は現駐在地を離るゝ事なし

六、防區軍隊は所留の語あるも出動と否とは命令を受けて實行す

七、支那軍隊は〇〇寧穆及東寧縣内鏡道附近に於て討伐を行ひ日本軍隊の討伐區域内に侵入して衝突を發生するを得ず

八、支那軍隊の布置及討伐に關しては別に電報を以て當軍に報告す

（八日東朝）

▲聯盟提出六條項（上海特電六日發）探聞する處に依れば支那政府は和約研究會の決議に基き山東問題の國際聯盟提出を中止し代ふるに日支協約二十一箇條を以てし民心を轉換せんとするものゝ如く山東問題其者は當分投棄し置き國際聯盟總會の二十一箇條に對する態度如何を見て更に第二の策を講ぜんとするものらしく尚支那政府が來るべき聯盟議會に提案すべき事項は左の如しと。

第一、千九百十五年日支協約二十一箇條の撤廢

第二、治外法權撤去（獨墺兩國は既に問題なく露國に對しては其目的を遂し居るを以て正式の承認を交渉し次で五強國に及ぶ）

第三、租界租借地の回收（青島をも含む）

第四、各國郵便局の取消（支那は既に萬國郵便同盟に加入したるを理由とす）

第五、各國駐屯軍の撤退

第六、關稅の改定

▲琿春事件善後策（北京ロイテル特電八日發）政府は琿春事件に對する善後辦法として左の方針を立てたり。

一、東三省を督勵し兵を出して馬賊を掃蕩せしめ且つ鮮人を國境外に驅逐して日本に口實を得さらしむること

二、琿春に交渉委員を新設すること

三、區劃を分ちて警備を嚴にし且つ鮮人の集會結社を嚴禁すること

四、今回の事件の原因及び經過を調査して日本との交渉の根據と爲すこと

（九日時事）

▲英人商業會議所大會（上海ロイテル特電八日發）當地駐在日本總領事山崎氏は目下開會中の在支英國商業會議所大會々頭及び新聞に一書を送りて左の點に就き抗議を申込みたり。

一、日本が在安東縣英國商人ショーを逮捕したるは彼が日本を批難し且つ商賣上の競爭者なるが故なりとの所說

二、青島に於ける檢疫は經濟的武器なりとの所說

總領事は第一項の所說は謬妄なりと云ひ第二の所說に就ては青島に於ける檢疫は日本を初め各國の船舶に適用さるゝものなることを指摘せり。

（九日時事）

▲山東案提訴問題（八日北京特派員發）支那政府が山東問題を國際聯盟を提出すべきは既定の事實と認められ輿論を緩和する對內策としても一應は必ず提出すべきものと觀測されしが和約研究會に於ける累次討論の結果今回開かるゝ聯盟會議には提出を見合すべしとの說あり其理由としては今回開かるゝ國際聯盟會議は主として同會の組織に關するものなれば國際間の紛議に關する事件を受理すべきや否や疑はしと云ふにあるが此說有力となりつゝあるなりて今回の聯盟會議には或は提案を爲さざるやも知れず外交總長は右に關し顧廉兩委員の意見を徵せり。（十日東朝）

▲間島撤兵聲明（十日北京特派員發）小幡公使は間島撤兵に關する外務省の訓電に基き九日顏外交總長と外交部に於て會見し

一、支那政府に於て完全に間島の秩序維持の責任を負ふ事

二、百草溝、本道溝、龍井村、局子街等日本人の住居せる地方に支那兵を駐屯せしめて保護に任する事

三、將來面倒を生するときは日本は何時にても再び自由に軍隊を出動せしむる事

以上を支那政府に於て承認し且保障を與ふるに於ては日本は一先づ撤兵を斷行すべき事を聲明せり是に對し顏總長は閣議に諮りたる上回答すべしと挨拶せり。

備考　間島問題交渉に關し支那政府に對する我國の要求の詳細は大體左の範圍なるべし。

損害賠償、責任者處罰、滿蒙條約を問島に實施し間島協約を破棄すること、領事警察の範圍擴張、居留民保護に必要なる軍隊の駐屯、事變に際し何時にても出兵討伐をなすこと、學校病院の擴張增設を認めしむること等にして各地に鮮人居留民會を組織し實際上の統治を行ふ等。

（十一日東朝）

▲福州事件解決　（十日北京特派員發）福州事件は愈左の條件にて最後の解決を見たり。

一、日本政府は支那に對し同事件の發生に對し遺憾の意を表する事

二、日本は事件發生の責任者に對し相當の罰を加ふべし。

三、日本政府は支那人被害の損害を賠償する事

四、日本政府より遺憾を表するの文書を授受したる場合支那政府は日本政府に對し同事件に因つて起れる日貨排斥に對して遺憾の意を表すること

（十二日東朝）

▲軍事協定取消同意　（上海特電十二日發）小幡公使は顏總長を訪ひ軍事協定取消に對し日本政府は同意する旨を通告し同時に東清鐵道の浦鹽哈爾賓間に駐屯し居る日本軍隊の同線は別に商議する事を附言したり。

（十三日日日）

▲琿春撤兵贊成　（北京特電十二日發）支那政府は十二日午後日本公使館に對して日本の琿春撤兵には贊成なれど支那側にて治案の維持が出來ない場合隨時日本より出兵すべしとの提議には反對なる旨の回答書を交付した。

（十四日日日）

▲尼港事件回答　（北京特電十三日發）支那政府は尼港事件に關する日本の要求に對し遺憾の意を表する事を拒絕し其他の條件は承諾實行する旨回答し來たれり。（十四日日日）

▲暫定條約に應せず　（北京ロイテル特電十三日發）當地外交團は既に支那政府に對し支那各地の露國租界管理並に支那に於ける露國人の財產權利保護に關し暫定條約を規定し是に依つて其管理を行はんことを提議したるも目下利權の回收に汲々たる支那は最近右の提議に應諾せず頗る不滿足なる回答を爲し來れるを以て外交團は十二日午後會議を開き再び支那政府に對し暫定條約の締結を要求する件に就きて協議する處ありたるも米國公使代理は未だ本國政府の訓令に接せずとて贊否の表白を肯んぜざりしを以て遂に決議を見ずして散會せり。（十四日時事）

▲天津條約無視　（十三日北京特派員發）支那政府は機雷敷設を理由として更に電報料增徵（省內は一通每に十分他省は二十分外國は三十分）を外交團に布告し來れるが佛國公使は之を以て附加稅と認め天津條約に違反せるものとして反對せり日本も亦天津條約を無視せるものとして不同意の回答を爲すべしと。（十五日東朝）

▲徐樹錚逃亡　（十六日北京特派員發）徐樹錚氏は十四日夜日本守備隊の兵營を脫出逃亡せるを以て小幡公使は其旨支那政府に通告せり。

（十七日東朝）

▲尼港事件回答反駁　（北京國際特電十六日發）尼港事件に關する日本の要求第一條なる支那政府の陳謝に關し支那政府は之を拒絕したるは既報の如くなるが之に就き小幡公使は本日午後再び外交部に對し公文書を以て支那政府の軍艦は失態を演じ而して支那政府は之を是認せるにも拘らず個人の行爲なる故政府としては陳謝の責任なしとは抑々如何なる理由なるかと嚴重に其不條理を詰問して支那政府の回答を反駁せり。（十七日時事）

▲徐樹錚脫出通告　（北京特電十六日發）當地の我兵營に收容せられ居たる徐樹錚氏は十五日朝密かに兵營を脫出逃走せり徐氏は從來幾度か脫出の希望を我公使館に申出でたるも其都度累を日本に及ぼす可きことを說諭し以て思ひ止まらしめたるも遂に十五日に至り脫出したるものなり依つて小幡公使は支那人に誤解せられんことを怖れ十六日外交部に徐樹錚逃走したる旨通告せり。（十七日時事）

▲交涉頗末發表　（十五日北京特派員發）福州事件は既報の如く去十二日日支間の文書交換に依り無事解決せるが外交部にては十五日右交涉顚末及交換文書を公表せり。

交涉經過に就きては支那としての理窟を十分並べあり福州事件の責任が全然日本に在る事從つて支那側の固執せし犯人處罰の要求は相當の理由に基ける事等を擧げあり交換文書は二通より成り一通は負傷者の撫恤會及料理店の損害賠償に關するもの並に犯人處罰及善後に關し兩國政府より夫々調査し公平に處分すべき事を約せるものにて唯だ日本側より福州事件の發生

を以て該地に於ける日貨排斥の爲め激成されたるものにて兩國の國交上遺憾とする旨を述べたるに對し支那政府より人民の誤解に依り排日風潮を發生し地方官力を盡して取締れるも時に其範圍を逸失する行動ありて日本商民に損害を與へたるを深く惋惜する旨を述べたり。（十七日東朝）

▲英國も關稅正式承認　（上海特電十六日發）關稅に就き英國も愈正式に之を承認し不日支那政府に通告を發すべしとの報がある之で日、英、米は正式に承認し其他佛、伊兩國も異論なき模樣なれば追つて正式通告を發すべく愈近く敎濟借款の交涉開始さるゝことゝなるであらう。（十七日日日）

▲軍事協約無條件破棄交涉　（上海特電十七日發）支那は日支軍事協定の取消が條件附であるのを不滿とし外交部より駐日支那公使胡惟德氏宛日本政府と無條件破棄を交涉するよう訓電した隨つて本日公文書を交換する事は不可能らしい。（十八日日日）

▲脫出事件詰問　（北京特電十八日發）十八日の閣議で支那政府は徐樹錚氏脫出に關する小幡公使の通告に對し左の如き詰問を爲すことに決した。

日本公使館は正に自ら責任を負ふべし日本公使は徐樹錚は十四日夜より十五日朝迄の間に脫走せりと通告せるが何故に十六日朝に至り始めて通告せるか日本公使館は其收容する滿首九名に對し既に嚴重に監視する能はず徐樹錚脫走の事起り國民の不安を惹起せり故に此種事件の再發を豫防する爲に其他の犯人全部の引渡しを乞ふ。

右の決議は兩三日中に日本公使館に提出さるゝ筈である。（二十日日日）

▲小幡公使再通告　（二十日北京特派員發）琿春撤兵通告に對する支那政府の回答に就き小幡公使は十九日更に公文書を外交部に致したるが其內容は先琿春龍井村局子街百草溝等には幾百の兵を駐屯せしめて日本在留民の保護に任するかを質問し且安全を豫想し得るを待つて續々撤兵すべきこと及び賊襲來に際しての出兵權に關しては唯其意志あることを表明し之を保留しあるものなり。（二十一日東朝）

▲琿春事件辦法　（十九日北京特派員發）北京政府は琿春問題に付張巡閱使鮑吉林督軍との間に左の辦法を協定せりと傳へらる。

一、敎化縣に駐在する張旅長王團長に命じて延吉局兒山前に兵を分駐せしめ六道溝局子街の保護を策せしむると共に六道溝局子街にある日本兵を一週間內に退去せしむる事。

二、琿春日本領事館の燒却及日本人九名の殺害事件に對しては日支双方より調查の上支那政府より賠償を爲す事。

三、日本軍出兵後支那民間の蒙れる直接の損害は日本政府に賠償を要求する事。

四、小綏河地方に於て韓匪（不逞鮮人）の爲に村田中尉以下五名殺害されたる事件は別に辦理する事とし又琿春事件に關係を及ぼさずに關朝置をして土門子八家子の日本軍撤退を交涉せしむる事。

五、琿春交涉は奉天吉林の地方的商議の經過を待ち中央より交涉を爲す。

六、延吉琿春等の淸鄉局の經費は吉林と中央との分擔とす。（二十一日東朝）

▲脫出事件抗議　（上海特電二十日發）上海支那新聞の傳ふる所によれば北京外交部は徐樹錚氏逃走事件に關し十九日午後小幡公使に照會を發し左の四項を提出したりと。

第一　徐樹錚逃走後の行動及影響に就いては日本が責任を負ふこと

第二　日本武官は明に徐を逃走せしめたる形跡あり當該武官を處分すること

第三　支那に對し遺憾の意を表すること

第四　殘部の八名を引渡すこと

尙外交部は右事件に關し直接日本政府にも抗議すべく胡惟德氏に訓令したりと。（二十一日日日）

▲自由出兵留保　（北京特電二十日發）琿春撤兵に關し今後事件勃發する場合、日本の隨意出兵する意嚮に就き支那側より拒絕し來れるにより小幡公使は昨日大要左の如き文書を顏外交總長に交附したり。

日本政府は支那政府が日本の自由出兵を承認し得ざる眞意を諒とし同時に支那の軍隊を以て充分間嶋五縣の安寧秩序を維持し得るを想像し且つ之を希望するものなれども若し今回の如き事件再發したる場合には將來自由に出兵する意志を保留し置く必要あり尙ほ現在同地方には幾許の軍隊出兵しありしや今後幾許の增兵を爲す讓定なるか明確に回答せられ度しと。

卽ち琿春撤兵に關する交涉は一先づ茲に打切り日本の自由出兵を支那が承認

せざるを絶くまで追窮して承認を求めず日本の意志の存する所を通告し置くに止めたる次第なり。（二十一日時事）

▲四箇條の要求提出　（北京ロイテル特電二十一日發）徐樹錚逃走に關する日本公使十六日附の通告に答へて支那政府が十九日殘餘の禍首八名の引渡しを要求し來れるは既報の如くなるが同時に日本政府に對して徐樹錚の逃走に關し遺憾の意を表せんことを要求せり右抗議書は劈頭徐樹錚の逃走は十四日夜なるにも拘らず日本公使館は十六日に至りて漸く逃走の通告を發したりとて通告の遲延を詰りたる後左の如き四箇條の要求をなせり。

一、日本政府は八月九日附通牒を以て公使館内に收容せる禍首九名に對しては外界との交通を絶ち政治的活動をなすを許さずと聲明したるに拘らず遂に徐樹錚を逃走せしむるに至れるは監視の責を全うし得ざりしものなり由つて日本政府はこに對し遺憾の意を表すべし。

二、公使館附護衛隊は禍首監視の職責を忘りたるものなるを以て之が責任者を所罰すべし。

三、徐樹錚逃走の結果將來支那領土にして日本の勢力範圍内にある地域に於て政治的活動又は陰謀を企てられたる場合には日本政府は其責に任ずべし。

四、公使館護衛隊は完全に其の職責を果す能はずして遂に徐の逃走を見るに至れる事實に鑑み殘餘の禍首八名の引渡を要求す。（二十二日時事）

▲瑞春警備再要求　（北京特電二十日發）十六日外交部より小幡公使に寄せたる瑞春事件に對する回答に對し十九日小幡公使は公文を以て之に答へたり其の要旨は支那政府は閩島方面殊に日本人の多數居住する地點に軍隊を增派して治安維持に遺憾なからしむ可しとの我要求を承認したるが現在同方面に於ける警備の施政府狀態如何及び今後如何なる時期に如何なる地點に何程の軍隊を配置するかを明示され度し又日本の隨意出兵權を拒絶するも日本政府は該要求條項は將來に保留す可しと云ふにあり。（二十二日時事）

▲露支通商問題　（二十二日北京特派員發）チタ駐在の支那領事の報告に依ればチタに開かれたる東露政府の代表會議に於て浦潮の代表が關係を斷絶せる外他は一致して統一政府の組織實行を決議し名稱を遠東共和國と名くる旨を發表すると共にユーリンを該統一政府代表者として承認せりとあり是が爲近く支那政府とユーリンとの間に通商問題の商議復活すべく顏外交總長は某某二國の同意を求めたりと云ふ又對露通商問題に就ては外交總長より閣議に諮りたるに張内務總長王農務總長は極力商議復活に反對せりとの說あり（二十四日東朝）

▲東支線撤兵要求　（北京特電二十二日發）支那政府は東支鐵道沿線の日本守備兵の撤退を要求せり日本は直に拒絶すべし。（二十四日日日）

▲沿線駐兵協定廢案　（北京特電二十三日發）軍事協定に關し日支兩國當局者間に交涉を重ねたる結果今月上旬非公式に之が廢止の結果を見其際日本側にては其交換として東支鐵道沿線に日本軍隊の駐屯するを内々支那政府に於て承認するの諒解を得たるも其後支那政府部内に反對者現はれ且つ新聞紙上にも亦同樣の意味の記事掲載されたるより顏外交總長は日支間の今日までの協定を繼續する時は又々國内に反對の起ることを慮想して對内政策上二十一日既電の如く獨に日本軍との間に成立せる諒解を無視して東支鐵道沿線の日本兵の撤退を小幡公使に要求し來りたるが支那政府部内にては愈々上述の協定を破りて單獨に協定廢止の聲明を爲すに決定し一兩日中公式に之が發表を見る可しと觀測せらる。（二十五日時事）

▲再び撤兵要求來る　（北京特電二十三日發）二十一日外交部は公文を以て再び我公使館に對し東支鐵道沿線の日本軍撤退を要求したり其の理由とする所は去る八月の第一回撤兵要求に西伯利より撤兵を了し且つ過激派に對する防禦は支那單獨に之が任に當る可きを以て日本軍の駐屯は其の必要なしと云ふにあり。（二十五日時事）

▲撤兵要求の眞相　（北京特電二十三日發）顏外交總長は二十一日附を以て再び東清沿線に於ける日本守備兵の撤退を小幡公使に要求し來れるが其の理由とする處は各國軍隊は既に西伯利より撤退し支那は自己の兵力を以て充分過激派軍の南進を防止し得れば日本兵の鐵道沿線に駐屯するの必要を認めずと云ふにあり斯總理は既に東清沿線に日本兵の駐屯することを非公式に承諾し居るに拘らず顏總長が斯る要求を爲すは總長一人の意志に依るものゝ如し何となれば曩の尼港虐殺事件に於ても支那政府の陳謝を拒絶し來れるは閣議の結果に依るに非ずして彼一個の所見に依りたるものなればなり。（二十五日時事）

▲出兵保留絕對拒絕　（北京特電二十五日發）關島撤兵に關し支那政府は二十五日支那軍隊駐屯地點は張作霖氏と相談中なれば決定次第再び通告すべく日本の出兵權保留は絕對に之を拒絕するとの再回答を寄せて來た。
（二十六日日日）

▲四國公使協議　（廿五日北京特派員發）日英米佛國公使は二十四日新銀行團に關する會議を開き支那政府に對する通告の內容形式に就て協議する所ありたり近く支那政府に通告を發すべし。（二十六日東電）

▲露支友交復活希望　（北京國際特電二十五日發）支那某通信社の報ずる所に據れば露國派遣委員張斯醫は莫斯科より電報を以て勞農政府に對する正式聲明を外交部に傳達したり其の內容は左の如し。

一、勞農政府は舊露西亞帝國と支那政府との間に締結したる一切の條約を廢棄し從前獲得したる各種の權利を盡く支那に還附せんことを希望す。

二、勞農政府は支那政府と最短期限內に於て通商貿易を回復せんことを希ふ。

三、勞農政府は支那政府が其の領土內に於て露國反過激派の勞農政府反對行動を禁止し若し此種の事實あらば速かに武裝解除を行ひ勞農政府の處置に一任せんことを希望す。

四、支那政府が舊露西亞帝國の派遣したる外交官と關係を絕ちたることに對し勞農政府は極めて滿足の意を表す尙ほ今後も此趣旨を確保せんことを望む。

五、勞農政府は支那領土內に於て治外法權を完全に撤廢し在留露國人は絕對に支那法律に服從すること。

六、勞農政府は團匪賠償金の放棄を願ふ。

七、勞農政府は東支鐵道を支那に還附す但し直接利用に關しては支那露西亞及極東共和國代表者に於て特別に協議せんことを望む。

八、勞農政府は露支兩國相互に外交官を派遣し又領事館を設置することを希望す。（二十七日時事）

▲支那回答と日本　（二十五日北京特派員發）頃者撤兵に關する小幡公使の第二回の通告に對し顧外交總長は二十四日

一、日本居留民保護の爲に派遣すべき支那軍隊の數及派遣する地方に就き目下强巡閱使と交涉中なるを以て決定次第日本に回答する事

二、日本の出兵權保留に就ては支那政府は飽く迄承認せざる事

の二項を擧げて回答し來り出兵權を留保するは此際容易ならざるを以て日本より最早追及せず交涉を打切る事となり但し現在に於る日本人の損害に就ては小幡公使より改めて交涉を開始するに至るべし。（二十七日東朝）

▲小幡公使拒絕　（北京特電二十七日發）小幡公使は徐樹錚氏逃走事件に關する支那政府の要求の全部を二十七日拒絕した。（二十八日日日）

▲小幡公使反駁　（二十七日北京特派員發）徐樹錚氏逃亡に就き支那政府より四箇條の抗議を提出せるに對し小幡公使より本日一々反駁を加へたる左の如き意味の回答を爲せり。

日本公使館が安福派の黨人を收容せるは政治犯を保護する國際上の慣例に基けるものにして之は支那政府も承認する所なるべし彼等の公使館に來れるは謂はゞ客として來れるものにして四人としてにはあらず從て徐樹錚の日本公使館を去るや公使として是を抑止すべき權利なし日本公使は未だ曾て徐樹錚等監視の責任を負はざるを以て徐の逃亡に對して遺憾の意を表する能はず又軍隊の責任者を處罰せよとの要求に對しては軍隊も彼等を監視するの責任なきを以て處罰すべき理由なし他八名の引渡は國際上の慣例に違反するものにて斷じて承認するを得ず又徐樹錚氏が日本の管轄區域に於て政治的行動ありとするも日本の法律に觸れざる限り日本として責任を負ふ譯にも行かざれば又行動を禁止する譯にも行かず支那政府が公使館區域の周圍を軍警を以て嚴重に警戒しつゝ徐氏を逃亡せしめたるは支那政府の手落にして支那政府自身其責を負ふべきものにあらずや云々。
（二十八日東朝）

▲對支强硬回答　（二十七日北京特派員發）小幡公使は徐樹錚氏の逃走に關し支那政府の爲せる四箇條の抗議に對し二十七日日本としては斷じて責任を負ふべき理由なきことを回答し個々の抗議に就き痛烈に反駁せり。
（二十八日東朝）

▲露支通商再燃　（二十八日北京特派員發）中絕せし露支通商問題は一面英露通商の具體的に進行せると强硬の態度を持したる佛蘭西が最近漸く軟化して通商開始に贊成せる等歐洲の形勢が何れも對露通商に傾けると多年極

東の形勢愈過激派に有利にしてセミョノフ、カッテリー軍何れも受落し西伯利統一の新政府ナヌに組織されユーリン氏を代表として公認するに至りたると彼此相俟つて交渉を俄に復活する事となり顧外交總長が二十九日愈正式にユーリン氏と會見して通商開始の商議を爲すに決し露支通商問題の交渉は近く一大發展を爲すものとして注目を惹きつゝあり本問題の發頭人は盲ふ迄もなく顧外交總長其人にして爲にユーリン氏の資格が問題となるや辭職の決心を爲せる程にて通商の成否に對し進退を賭して力瘤を入れつゝあり。

（二十九日東朝）

▲ユーリンと交渉再開　（北京特電二十七日發）　一時支那政府は極東政府を代表せるユーリンとの間の一切の交渉を斷絶したるも最近に再び交渉を開始せるの形跡あり這は次の各理由に起因せるものなり。

一、浦潮政府を除ける極東政府の成立確實となれること

二、ユーリンが右政府を代表せる陳辯書を外交部に提出し彼の資格明瞭となれること

三、カランゲル將軍がクリミヤに失敗せること

四、英國對露政府の態度が變化せること

五、庫倫を攻撃しつゝある反過激派軍ウンゲルン軍の部下を擊破するに過激派軍の援助を支那側に於て希望し居ること。（二十九日時事）

南北情勢

▲和平大總統令　（三十日北京特派員發）　和平統一に關する左の如き大總統令三十日公布せられたり。

南北の紛爭年熄まず民政久しく止み國計枕に堪く國人は和議の一日も早く成立せんことを望み友邦亦應平和統一を勸告せり本大總統就任以來時艱を察し深く政治の刷新を思ひ且つ國家の統一を計らんと屢々代表をして軍政代表と上海に於て解決方法を協議せしめたるも事多岐に亘り遂に中止するに至れり時論には多少の異動あるも和議を欲するに至つては一致す此を以て分途商議（局部的議和）を試み早く和議の目的を遂せんことを希望し偶々巡閲使李純の和議成らざるを嘆きて一死を以て國人に諭すあり半旗煽も亦國家を分裂せしむるに忍びず曩退を宣言すると共に四南各所の自主を速かに取消し中央より早く統一を計らんことを電請するあり又陸榮廷林葆懌よりも同樣和議を渴望し來るあり此統一の機運に際會し政府及各省長官は職責のある所協力同心以て國計を定め文治を揚げ民政を安からしめ中華民國國基の基礎を鞏固にせんことを期す。（一日東朝）

▲國會改選命令　（三十日北京特派員發）　三十日大總統令を以て國會の改選に關する左の命令公布さる和平統一善後問題は何れも急に解決を要するが國會は全國人民の代表機關なるを以て關係殊に重大なり參衆兩院とも新選舉に就ては內務部に命じ民國元年八月十日公布せる國會組織法及參議員選舉法衆議員選舉法に照し各省長官を督促して選舉に關する一切の準備を爲さしむ。（一日東朝）

▲和平實行方策　（三十一日北京特派員發）　北京政府は既報の如く和平統一及國會改選に關する重大なる命令を公布せるが今後善後策に就て左の方針を執る事に決定せり。

一、四南各省の督軍及省長を中央より別に任命す

二、軍政府の文章を引繼ぐ

三、舊約法に依りて護法の國會を召集す召集期を明年三月以內とす

四、海軍の駐剳區域を定む

五、四南兩省首領を北京に招致し善後問題を協定す

（一日東朝）

▲陳烱明氏等入城　（三十日香港特派員發）　陳烱明氏は三十日午前十時大軍を率ゐて省城に入れり許崇智廖仲愷鄧堅氏も亦入城せり。（一日東朝）

▲南方派相手にせず　（上海特電三十一日發）　予（村田特派員）は南北統一命令を繞して南方總代表唐紹儀氏を訪問したるに氏は曰く

北京政府の統一命令は全く空文に過ぎない廣東軍政府は元七政務總裁で成立つて居たもので今舉春煊、溫宗堯、陸榮廷の三氏が退いても尙唐繼堯孫文、伍廷芳及私の四人が殘つて居て軍政府なるものは決して消滅したものでない唯右軍政府の所在地を更に移すか何うかは廣東人の意嚮を見て決する筈で目下の處何とも云へない舊國會は假令回復しても法定數に足らず非常國會が不可能である孫文氏が北京政府に和議條件を提出したと云ふこと

は全然誤傳にぎ過ない。

會同氏以外の民黨諸政客も殆ど大同小異の意見を有し彼等は殆ど右統一令を問題となし居らず殊に廣東に於ける民軍の首領等は此機に乘じて大發展を爲さんと目論見つゝあり。

（上海特電三十一日發）南北統一命令に關し南方民黨の最左翼首領孫洪伊氏は左の如く予（村田特派員）に語れり。

統一命令は北京政府が借款の爲に巧みに芝居を打つたもので夫れが爲眞に南北を統一實現し得るものとは思はれない少くとも廣東との妥協は絶對不可能である過般來唐繼堯や孫文の諸君が窃かに北方に和議條件を提出した事の風評あるは全く北京政府の策略であつて取るに足らない薄弱法で新國會を召集した處で統一の目的は達せられまい我々は依然として護法の目的を貫く迄戰う積りである云々。

孫文、吳景濂氏等の民黨一派は今朝來英國租界の某所に會合して之が對策を講じつゝあり。（一日日日）

▲統一宣言を一笑す

（上海特電三十一日發）岑春煊氏獨裁の廣東軍政府崩壞と同時に北京政府は南北の統一を宣言すと之に對する民黨の態度如何は今後の支那政局に至大の關係あり余（時事新報特派員）は民黨側の意見を徵せんが爲め本日孫文氏を訪問す朝來訪問の政客織るが如し余は一室に於て胡漢民氏と會見中孫氏は膝を排して發憤せる容貌を現はし先づ余の手を堅く握りさて徐ろに語る曰く「北京政府は、南北統一を宣言せる處なるが之れは僅かに失脚政治家岑春煊との諒解に基きて公布せる宣言に過ぎず南方に於て陸榮廷と北京政府との從來の關係上或は之を是認す可しと思はるゝも其他の諸勢力は均しく之を一笑に附するならん余（孫氏）及び吳廷芳、唐紹儀は今回統一宣言に就いては全然沒交渉にして從つて斯くの如き命令に服せざる可きは勿論廣東督軍唐繼堯も之に耳を貸すが如きこと萬々之れ無からん支那南北の統一は支那國民として何人と雖も熱望する所なるが此大事業は誠意を有せざる現在の北京政府當局の力を以て到底遂成せらる可きものに非ず余は民意を尊重する吾等が現北京政府に代る新政府を樹立するの日亦遠からざるを信ず而して北京政府の顧慮は差して雖事に非ず見よ北方の野に大勢力たる曹錕張作霖は共に私心滿腹自家勢力の擴張に是れ努むる結果所謂本直確執の醜態を暴露し孫中直攻守同盟の中堅吳佩孚將軍及び奉天派の領袖張作霖の關係將に干戈を以て相見ゆるに非ずやと思はるゝ程形勢は深化せり又一方自治運動は湖南を中心とし漸次全國に波及せんとするに北方內部の確執は日增めたる市民の運動と相俟ちて早晩北京政府顚覆の有力なる原因たる可く此外某地方を中心とする重大なる民黨の計劃あるも未だ發表の時機に至らず只余は遠く支那の政局が更に激變を加ふ可きを信じて而し矢で來る可きは吾等民黨の統一を意味する新政府樹立運動なるを斷言せんとす坊間吾等民黨は他の督軍と連繫して廣東に新政府を樹立せんとするに非ずやと云ふものあれども單なる廣東政府は問題に非ず吾人の目的は右に述べたるが如き北京政府の（此處不明）に在り但し廣東には適當り廣東人の廣東主義は地方的各政府連絡なく設立さる可し云々」と會見は約一時間なりき。（一日時事）

▲外蒙救援決定

（北京國際特電三十日發）露刺の外蒙侵入に對し徐總統は新總理以下招集して屢々軍事會議を開きたる結果左の諸項を決定し既に總統令を發して實行を命じたり。

（一）張作霖曹錕に命じて飛行機各三臺を應援に遣り戰ひを助けしむ

（二）綏遠都統要成勳、察哈爾都統張廷枚をして兵若干を派し先導隊となさしむ。

（三）張作霖及び黑龍江督軍孫烈臣に命じて精兵二千宛を出し綏遠及び察哈爾軍と聯絡して露軍を深討せしむ。（一日時事）

▲南方四頭聲明

（上海特電一日發）唐紹儀、孫文、伍廷芳、唐繼堯四氏は連名を以て左の聲明を發せり。

同志岑春煊氏は既に政治的地位を失ひたるものにして其廣東自主取消宣言の如き全く氏の自己生存をなす爲に過ぎず而も南北統一令は僭欺の爲に外人を欺かんとするものにして軍政府は岑春煊氏其他の引退に依つて決して影響を蒙るものにあらず云々。（二日日日）

▲軍政府再興運動

（三十日廣東特派員發）衆議員葉夏聲氏及吳前軍政府財政次長は軍政府の再興に努め葉氏は專ら李根源氏及林虎氏の舊部下を以て軍政府衛隊を組織し各方面の同意を求めつゝあり吳氏は財政部長を占領し前財政部長伍廷芳氏に打電し速かに廣東に來らんことを求めたり。（二日東朝）

▲英米艦急行（二日上海特派員發）宜昌に於ける支那軍隊の大掠奪に就き上海の英米總領事館は未だ何等の報告に接せざるも當時宜昌に外國軍隊あらず米國軍隊モノカシーは揚子江上流にあるを以て急航し又英艦クリフケットは急航を命ぜられ一日直に上海を出發せり宜昌にある外人百名の生命には危害なかりし模樣にて掠奪を受けしものは英米煙草公司ロバートダラー會社出張所の外未だ聞かずスタンダード石油會社バターフイルド會社マケンジー會社の如きは無事なり又別報に曰く數箇所の外國會社を含む大掠奪あり今や平靜になれるも尙嚴戒すべしとのことなるが詳報尙知り難し。（三日東朝）

▲新國會議員反對（一日北京特派員發）新國會議員百餘名は一日衆議院に茶話會を開き國會改選の總統令を以て根本的に新國會を取消せる不法のものと認め新國會自身進んで會期中に決議せる二案及選舉法の全部不法たることを宣言すべしといふに一致し五名の起草委員を選舉せり二日起草委員會を開き三日更に衆議院に參集して宣言書を發表すべし新國會議員等の此擧は大總統の逆擧をも取消さんとするものにして注目を惹けり。（三日東朝）

▲政府對南方策（三日上海特派員發）北京政府は岑春煊氏を北京に迎ふる爲め使者を上海に派すべく又陸榮廷氏を兩廣巡閱使に任じ一方孫士毅氏をして廣東との疎通を圖らしむべしと。（五日東朝）

▲護法政府樹立（廣東特電四日發）孫逸仙、伍廷芳、唐紹儀、唐繼堯四氏連名にて臨時政府組織の宣言した同政府は再び會議を開いて連省の政府と稱することを決定し米國の制度を採用するだらうと。（五日日日）

▲督軍會議の決議（本天國際特電六日發）北方督軍代表者會議は四日を以て終了せり其決定左の如し。

（一）蒙邊軍隊派遣
（二）吉林省の馬賊處分
（三）過激派東支鐵道歸來につきセミョーノフ軍と妥協すること
（四）北京天津を永久直隸軍にて保護すること
（五）京奉津浦兩鐵路護軍隊問題
（六）南北和議に關し北方統代表は黎元洪に一任すること
（七）江蘇督軍を將軍と改稱すること
（八）廢督事件交渉辦法につき改めて回答すること　（七日時事）

▲統一令に對する返電（北京國際特電七日發）顧總理が三十一日附にて孫文唐紹儀伍廷芳の三氏に南北統一に關する電報を發したるは既報の如くなるが之に對し五日附にて南北の紛爭を解き名實上の統一を計らんと欲せば必ず上海會議を繼續し軍隊協約を取り消し各種の密約を廢止し法律問題を解決するを要す然らずんば吾人は南北統一を承諾する能はずとの意味を返電し來れり。（八日時事）

▲孫洪伊の政府顚覆論（上海ロイテル特電七日發）孫洪伊は通電を發し徐世昌馮國璋の統一命令は全國民に於て一致して之を否認す可く又國民は善後大借款に反對し北京政府を覆へし各地方の自治權を回收して國家の基礎を固む可しと論ぜり。（八日時事）

▲軍隊調査方針（北京ロイテル特電七日發）政府は全國軍隊の消息に關して疾くより研究を重ねつゝあるが最近徐總統は陸軍部を督勵して一切準備をなさしむると共に左の數項の調査及び方針を示したり。

一、全國軍隊の總數及び各省本來の軍隊の調査
二、西南征伐の爲め移駐したる各軍隊は一律に原地に引き揚ぐ可し
三、各省に應分の軍隊を配置し其の餘は一律に裁撤すること
四、各軍隊が實數以上の數を報告するとの事情有無に關する調査を爲したる後全國軍隊の整算を決定すること　（九日時事）

▲孫文氏等要求（七日北京特派員發）和平統一命令に反對せる孫文吳廷芳唐紹儀氏等北京政府より更に電報を以て其意義を解釋する所ありたるに對し五日附にて孫吳唐よりの返電七日到着せるが右に於て左の條項の實行を要求せり。

一、南北和平會議（上海會議）の繼續
二、軍事協定の取消
三、各種密約の廢止　（九日東朝）

▲民黨の統一意見（北京ロイテル特電七日發）北京政府は孫文、唐紹儀、伍廷芳、唐繼堯、劉顯世諸氏の連署せる次の如き電報に接せり曰く吾人は北京政府の南北統一促進勢力に反對するものに非ずと雖も政府の計畫せる手續は順序を紊くが以て吾人は左の提案をなさんとす。

一、南北統一實現まで和平會議を繼續すること

二、日支軍事協定の取消
三、和平會議にて凡ての法律問題を議すること
四、一切の秘密條約及び協定の全文を公表すること
政府は右の中軍事協定に就ては本週中斷乎たる手段を執る可しと云ふ。
（九日時事）

▲廣西自主取消通告（北京ロイテル特電七日發）廣西督軍は廣西自主が六日正式に取消されたる旨北京政府に通告せり。
（北京ロイテル特電八日發）廣西督軍譚浩明氏より四日附電報を以て中央に對し軍政府既に取消されたれば廣西省は今後一切の政令は中央の主張に從ひ共に民國の建設を謀る可しとて同省獨立取消を聲明し來れり。
（九日時事）

▲總統に辭職勸告（北京ロイテル特電十一日發）本日上海より千三百餘名の連名を以て頗る長文の電報を徐總統に致し其の辭職を要求し來れり其理由とする處は蓋し新國會既に取消されたり故に同國會が適法の手續に依つて選擧したる總統も本辭職す可きものなりといふにあり右は主として新國會を無視したる南北統一命令に憤慨せる新國會議員が上海天津に集合して反徐總統運動を開始したるに起因するものにして總員中徐總統の辭職を要求せる通電を全國に發したるものあり之が爲め總統は頗る狼狽の色あり。
（十三日時事）

▲廣倫形勢不良（北京ロイテル特電十五日發）同胞救濟の目的を有する米人一行は廣倫に達したり一行の報告に據れば同地の形勢は支那兵紀律なき爲め頗る不良なりとあり西北練撫使陳毅氏は廣倫に到着せり其の報告に據れば同地形勢は靜穩にして米人は總て安全且健全なりとあり。
（十七日時事）

▲廣倫混亂急報（十五日北京特派員發）反過激派露軍及び土匪の爲めに廣倫又復危機に瀕し日本在留民全部引揚ぐる事に決せる旨廣倫駐屯部隊より急報あり救助の爲め武官室より酒井大尉公使館より白井書記生外務官三名自動車六臺を以て十七日廣倫に急行することゝなれり因に廣倫在留邦人は男女十二名なり。（十七日東朝）

▲軍政府維持費難（十六日上海特派員發）唐紹儀伍廷芳の相携へて廣東に向ふ事は既報の如く早くより決定せるも肇慶東方面と打合の爲め延引し居るが愈近日出發する事となるべく今日民黨の取るべき唯一の途は統一令を事實上無效とし北方と對等の和議を開くにあれば粵東政府を再興して更に西南の結束を固くして時機を待つの外手段なし從つて唐、伍氏等の首領は自ら廣東に赴き且其任に當らざるべからざる歟なるが廣東民は一般に軍政府を排斥し居るやの報もあれどそれ程にあらざるべし唯軍政府の維持費を廣東一省より求めんとせば反撥を免れざるべし從來重なる財源なりし關稅餘金の一部は統一令後になくなる筈なれば軍政府は維持費に就て最も困難を感ずべく唐、伍氏等の廣東行が遂に失敗とならずんば幸ひなり。（十七日東朝）

▲自治準備命令（北京特電十八日發）十七日夕地方自治に關し大要左の如き命令各大臣副署の下に發布されたり。
地方自治は共和國に於ける根本要素にして清朝時代に此制度は相當效果を收めたるも未だ完全の域に達せず民國となりて之を踏襲するも同三年以來の內亂の爲め自治制を破壞するの已むを得ざるに至り余（大總統）は就任の當初に於て是が實行を宣明し置きたる程にして最近國內の爭鬪漸く止み各省自治の整備んとなりたれば時勢に順應し關係諸大臣及地方各高官をして自治に必要なる總ての準備を爲す可き事を命ず。（十九日時事）

▲廢督自治運動旺盛（十九日北京特派員發）北京政府は南北統一の準備機關たる籌備統一善後會議の事務所を設置し聯合委員會の組織を急ぎ而して當局者としては廣東の陳烱明及上海の文治派を除く他の實力派との間に諒解を得右會議を成立せしむるに困難ならずと樂觀しつゝあるが近來各省を通ずる風潮たる廢督自治の運動を主として南北統一に失望せる結果として各省自主自立を促せるものとすべく南北統一問題に對しては政府當局一部の政客を除きては概して冷淡なる態度を取りつゝあるを以て聯合委員會の成立は容易ならずと觀測さらる。（二十一日東朝）

▲自治聯合會活動（二十日北京特派員發）支那各省自治聯合會代表朱氏等八名二十日總統府及國務院に赴き一各省自治聯合會の組織を說明し義兵廢督及地方自治の決行を主張す、二、廢督を希望せる山東督軍田中玉に對し中央政府は速に處置せん事の二項に就き請願せるが是等代表と會見せる秘書長は目下政府が第一期地方自治の決行、第二期義兵、第三期廢督の三期に分

ちて研究審策しつゝある旨を述べたり尙同會は更に機を定めて代表の第二次請願を爲すべしと。（二十二日東朝）

▲選擧期日公布（二十三日北京特派員發）大總統令を以て衆議院議員選擧期日を公布せり各省の衆議院議員初選は民國十年三月一日擧行同復選は四月一日擧行蒙古青海四等の衆議院議員選擧は四月十日擧行す以上の期日は已むを得ざる事情あるものに限り十日以內の延期を爲すことを得。（二十五日東朝）

▲庫倫防備充實（二十三日北京特派員發）二十三日の閣議に於て察哈爾都統張景惠氏を援庫軍總司令に暫編第一師長鄒芬氏を同副司令に現庫倫守備隊長籍其祿氏を庫防總司令に高在田氏を同副司令に何れも任命すると共に軍器彈藥食糧其他一切の給與品を送り防備を爲さしむることに決せり。（二十五日東朝）

▲湖南政局稍定る（二十五日上海特派員發）湖南譚延闓氏は二十三日開戰以來以後永久に戰爭を廢して趙恆惕を湖南總司令に押へ省長は自治の主旨に依り憲法を設けて改選を行ひたしと通電せり趙恆惕氏は師長の資格を以て秩序維持に當ることを布告せり湖南は譚氏より趙氏の勢力下に移れるが何れも自主を標榜するものにして省民の輿論に從はざるを得ざるに至るものなれば將來は一二の首領の態度に由り興廢を決することを得ざるに至るべく所謂湖南モンロー主義に於て大體に於て南北對峙に對し不即不離の關係を持し眞の自立の形勢を馴致せん。（二十七日東朝）

財政經濟其他

▲支那新銀行團組織（三十日北京特派員發）新銀行團に支那の加入を許すや否やは疑問にして組合會議にて支那の加入を許可せざることに決せりと傳へらるゝが支那政府に於ては新銀行團の組織に對し急に支那銀行團を組織せんとするの意あり或は近く全國の銀行代表者を召集して組織に關する會議を開き右の成立を待つて新銀行團加入に交渉を爲すべしと。（一日東朝）

▲日本附加稅贊成（一日北京特派員發）閣に支那政府の提出せる國稅附加稅一割の增徵に就ては贊成の旨三十一日公使館に於て關電到着せり小幡公使より一兩日中に正式に支那政府に回答すべし。（二日東朝）

▲米國承諾條件（三十日國際社電盤領發）米國政府は他の締盟國と一樣に讓歩する事を條件として支那に輸入せらるゝ米國商品に對し現行關稅の外更に一割の臨時附加稅を課するの件に同意したり但し本年末に於て關稅は之を從稅率に復せしむ右附加稅の增徵は以て支那饑民救濟費の一端たらしめんとする目的に出づと。（二日東朝）

▲兩鐵道起工命令（北京ロイター特電三十一日發）交通部は滄石鐵道及び延綿鐵道の起工を命ぜり。（二日時事）

▲日本條件附承認（北京特電二日發）關稅附加稅に就き日本は一年の期限附にて承認する旨一日夜回答せり。（三日日日）

▲借款阻止電請（上海特電二日發）各界聯合會は北京外交團に對し南北統一政府か正式に成立する迄新銀行團より借款を中止されたき旨打電せり。（三日日日）

▲奉天借款償還（二日發天特派員發）奉天當政當局は大正五年八月朝鮮銀行より借入したる三百萬圓の中百萬圓を大正八年六月償却し殘額二百萬圓は利子七萬圓を添へ十月三十一日償還せり。（三日東朝）

▲蒙古拔鐵權交涉（北京特電一日發）米國資本家リツタなるもの露國人か蒙古に所有せる金鑛採掘權を買收し那政府と採掘契約を改正せん爲め目下來京し居れるか之に對し本日露國公使より政府は之を許可すべからざる旨申し來れり。（三日時事）

▲借款團の意志を明にす（北京ロイター特電三日發）北京にある米國銀行團は一般公衆に對し支那と借款團との關係に關する借款團の意志を一層明瞭ならしむる爲め本日聯盟書を發し十月十五日に調印を了したる最後の借款團協定より下記の一節を引用して曰く「現下の狀況にありては經濟的改造及び交通事業の計畫に要する資金を支那政府に供給するに於て各自國の投資及び利益を代表する銀行團の共同行動に依つて支那國民の利益を最も好く助成することを信ずし此目的を以て團體各國は支那公共の大便宜を計ることに於て支那を援助する爲め不等の條件を出て參加するの意なり最等の目的に對して米國銀行團は支那側の提携を歡迎す」と。（五日時事）

▲新財團の誤解を釋け（北京國際特電四日發）新借款團銀行團代

表者は財政總長周自齋氏の二十六日附意見書に對して三日回答を送り財政總長が新借款團の承諾を經すして意見書を新聞紙上に發表させたる爲め新借款團の態度に關して世間に意外の誤解を生ぜしむるに至りたるを以て左の三點に關して誤解を解くやう取計らはれたしと要求せり。

（一）新借款團が支那に關する財政的獨占權の獲得を計畫し居るが如き印象。

（二）新借款團が地租を擔保として要求し居るが如き印象

（三）銀行代表者が財政總長との會談中に以上二項に就て協議したるが如き印象。（五日時事）

▲救饉借款拒絶（北京特電三日發）北支那饑饉救濟の資金に當つるが爲め關稅の一割引上げを承諾せる日米英伊白其他の諸國は支那政府を信賴し何等之が使用上の監督權に關して條件を附せざりしも佛國公使は右關稅引上げより生する剩餘額を擔保として支那政府は借款を四國團と締結せんとする以上關稅引上げにより生する剩餘額の監督權は之を總稅務司に委任し以て圓滑に借款の償却を圖らざるべからずとの條件を附したり支那政府に於ても之を至當と認め右條件の下に過日四國團に向つて一千萬元の借款を申込みたる處新借款團は其當初の目的に反するを理由として拒絶せり（五日時事）

▲借款條件不承認（上海特電五日發）財政總長周自齋氏は過般來新借款團の條件が過酷なる爲之を修正した上にあらざれば承認する事能はずと主張しつゝありしが最近斷然態度を變更し對支銀行團の不承認を決議し財政に關しては政費を節減し一方支那銀行團と協議して特別立替に應ぜしむる事とし斷じて借款團の助力を仰がずと決定せる旨傳へられつつあり右は新借款團に對する一種の牽制策とも見らるゝも事實に於て各方面の小借款にて間に合はせ得る手段もあり借款團が條件を修正せざる限り絶對に承認せざらんとする形勢なり。（七日日日）

▲新銀團に反對（六日北京特派員發）國務院は四日各員に通電し今回新銀行團の組織にて決定せる條項を列擧し今支那は假令財政窮乏し居れども斯の如き苛酷の條件に服從し能はずとの意味を述べ此際國民にて自重の猛省を誘ぜざれば禍至るべしとて各督軍省長等の之に對する意見を徵せり右の通電に對し督軍等は相一致して新銀行團に反對の通電を發し來るべく之を以て該借款團を牽制せんとするは明かなり通電內容左の如し。

民國七年米國新銀行團組織の事を聽遽し昨年五月各銀行團は巴里に在りて屢々會議せり本年米國銀行團の代表ラモンド氏銀行團の要務を帶びて來華し一切の調査を爲せり先月日英米佛四國銀行團の代表紐育に於て正式に會議を開けり駐佛顧公使の報告に依れば諸事日程中支那借款に關する條項數箇條あり卽地租を以て擔保と爲し監務署の辦法に照らして外國計劃員より監督する事故道政策に對しては統一を主とし幹線枝線の重要の比較優先權移轉の方法各鐵道の設備を劃一にする事而して最も重要なるものは支那最近の狀形を調査せんとするものにして西北統一軍隊裁撤辦法制定國會選舉明年の豫算編成政財制度の健設借款の要途監督等の如き內容を一見して慄然たらざるを得ず現下の財政狀況に就て見れば必ずしも外債に依る必要なきも遺憾とすべきは內憂安からず軍隊林立歲入は悉く軍費に使用され中央政府は實支不明苦みを免れず國人中救時の士盛に借款裁兵を唱ふ然れ共斯の如きは毒を飮んで喝を醫するに同じ若し內外一心補救の途を謀らざれば關稅の至寶に云ふに忍びざるものあり千金一髮の秋宜しく大計を趣て國を保ち家を存するの策を求むべし云々。（七日東朝）

▲關稅剩餘交附額（北京特電六日發）前回以後十月末迄の關稅剩餘金の殘高は三百八萬三百七十五兩なるが其中二百十萬兩は北京政府の請求に應する事に決したり但し其中二十七萬七百七十五兩は南方諸省に分配すべきものなるを以て右金額を引去りたる殘高百七十二萬九千二百二十五兩は數日前北京政府に交附されたる金額なり。（七日時事）

▲借款團と支那の態度（北京特電七日發）巨額救濟借款の成行きに就ては其後顯著なる進捗を見ざるも支那政府の意見として列國に通牒せられたる處は紐育に於て成立せる新借款團なるものは其成立の通牒を受けたるも係はる處頗る重大なるが故支那政府の態度を決定するには尙ほ幾多の研究を要するが故に今日火急に迫れる救濟借款に就ては未だ承認するの時期に逢せざるを以て新借款團に正式の申込みを爲す能はざるにより之を既設の善後借款團に於て先づ處理せんことを望むと云ふにあり然るに新銀行團よりの通告は支那の提議せる救濟借款に對しては銀行團は切實なる考慮を拂ひ居れども本銀行團は單に目前の救濟借款のみならず更に進んで支那の全般に關する善後

の大借款を主として目的とすると同時に最近支那各地より接受する報道に據れば政界民界共に安定せざることなれば此際輕々しく救濟借款を單獨に處理し能はざる事情あり云々とあり要するに支那の意嚮としては(一)經濟借款をも本とする滿七鉅一派の强硬なる反對あること　(二)單なる救濟借款の申込みにものより借款團の成立を無條件に承諾するの結果に陷るを慮ること(三)救濟借款なる名辭柄に依り應急の救濟基金に充つるが爲め日本政府が支那に向ふ一ヶ年間關稅一割引上げの承諾を與へたるに對し頗外交部長は深く之に感謝する旨小幡公使に通知し來れるも當地に於ける支那各新聞紙は一言も之に就き記する所なく極めて冷淡なる態度を示し居れり。(八日時事)

▲東支重役漸く決定　(北京特電八日發)　六日夜の東支鐵道總會に於ける露支兩國の理事は左の如く決定したり。

△露國側

△ロチノフ(東支鐵道經理)△ヘプリスキー(聯合會議々長)△アヒカレオフ(上海露亞銀行支店長)　△リチタ(哈爾賓紛所長派哈爾賓支那町露亞銀行支店長)

△支那側

△王家華△顧維清△施士愚△宋精濂

初め支那に露國の勢力失墜と共に東支鐵道を完全に其勢力範圍に包含せんと努力し遂に領事館にて商議せる東支鐵道に關する協定に於ても兩國より五名宛理事を選出することに決し東支鐵道に關する總ての重要案件は右十名の理事會の總會に於て理事七名の承諾を必要とすることを議定せりされば支那側に於ては露國側理事二名の現支派理事を加へんとし露國側に於ては去月下旬の第一回總會に於てボルボフ(哈爾賓領事)エゴルスキー(露亞銀行頭取にして現支派)ウストロコフ(前コルチヤック政府時代の通信大臣)コドホイヤ(露亞銀行副支店長)トピデズイキンの五名を推薦せるに對し支那側にては最後の二名の代りにピタノフ(露亞銀行專務取締役にして大なる親支派)及びコノワロフ(露亞銀行哈爾賓支店長現審計院顧問　審計院は日本に於ける會計檢査院に當る)を以てせんこと主張して已まず遂に第一回總會は流會し去月三十一日第二回總會を開くことに決定したり露國側にては妥協の意味に於て第一回に推薦せるボルボフ及びウストロコフを取消しボルソット(前東支鐵道長官)リチタ(今回當選)を以て之に代へんとせるも支那側は一度世界に名聲を馳せたるもの又は既に重要なる官職にあるものを理事に任命する時は後日右鐵道をして兩國の間に紛擾を醸もさしむる原因となるが故に之を承認することを得ずと反對し前回のピタノフ及びコノワロフを入れんことを强硬に主張せる結果遂に流會となりたり左れば露國の代表者は其後誠意妥協點を發見するに努め結局露國側の讓歩によりて前述の如き顚觸れの發表を見るに至れるものにして露國側五名の理事中三名は殘らず親支派のものなれば今後の東支鐵道は或程度迄は支那の欲する儘に左右せらる可し。(十日時事)

▲關稅剩餘處分　(上海特電十日發)　在北京外交團は會議を開き本日以後の關稅剩餘金は全部北方に交付することを決議した。(十二日日日)

▲財政應急辦法決定　(北京ロイテル特電十日發)　政府側の云ふ所に據るに新銀行團の條件は苛酷なるを以て之を爲さゞることに決定したるも財政の窮乏日一日甚だしきを以て之れを支ふる爲め本日左の二項の辦法を決定したりと。

一、部下の各方面より小借款を爲し以て行政費軍費に充つること。

二、竝に命令を以て宣布せる政費節減の趣旨を實行すること。

(十二日時事)

▲賑災公債發行　(十一日北京特派員發)　支那政府は十一日命令を以て賑災公債四百萬元を發行する事を公表せり本公債は二箇年內に償還を終る筈にて貨物稅及び常關稅に一割を附加し之を以て元利償却に充てたり。

(十三日東朝)

▲內債募集四百萬弗　(北京ロイテル特電十二日發)　支那政府當局は所得稅を擔保とする四百萬弗の內債募集を公告したり從つて支那は之を以つて鹽稅附加稅を擔保とする外國借款の代りと爲す意志なきが如し。

(十四日東朝)

▲吳淞築港計畫　(十三日上海特派員發)　吳淞築港のため政府は既に張謇氏を實業として準備に着手し居れるが財政部より一千畝の土地の撥下を受けることゝなり測量を始めたるが其計畫次の如し。

(一)大碼頭を開設す　(二)船渠及波止場を設く　(三)大道及電車道を通ず

(四)株式會社を組織し各種の工場を設立し株式は四十萬株とし一株二十五

元資本は銀一千萬元とす。

又民間よりも土地を買收し商港は吳淞港より延長三十支里に及ぶべく吳淞は擴んなる商工業地となりて上海の競爭地たるに至るべし。（十四日東朝）

▲借款團目的明（倫敦ロイテル特電十二日發）新借款團會議に於ける英國代表たりしサー チャールス アダムスは支那協會年次晩餐會の席上新借款團に關し重要なる陳述を爲せり曰く若余に向ひ新借款團の基礎とする主義を一言にして盡せと請ふものあらば余は之を以て國際的競爭に代ふるに國際的協力を以てするものと云はんと次に氏は交渉日本委員が氏に忠實なる支持を與へだることを頌揚し日本に就ては幾分の誤解ありたり然れども余は日本が十分に新協定を實行するものなることを大に明かにせんとするものなり借款團會議の審ぜる重要なる一結果は山東鐵道にして延長せらるゝことあらば幷は借款團全體の事業なり單に一國の手に之を委せざることを保證したる點なり支那全國鐵道の統一を圖るは借款團の公言せる政策の一部なり而して鐵道統一策の一部は鐵道の經營を支那交通部に一任することなり鐵道局の局長には支那交通部長を以て之に宛四名の支那人及び同數の外國技師をして之を補佐せしめんとす支那を勸けて鞏固なる中央政府を樹立せしめ以て其の豐富なる天與の資源開發の爲めに國內の安全を計らんことは借款團の衷心より希望する所なり然れども同時に支那人は眞の改革なるものは自國內より來らざる可からざることを自覺せざる可からず宜しく支那は借款團の提供を採用し相協力して改革を行ふは最も同國の得策なる可し前駐支公使ジョーダン氏は支那人教育の急務なるを切言し若し英國實業家が率先事に當らば政府は之に應ひ來る可し又目下饑饉に顧しつゝある二千萬の支那人に對し救濟を試みんことを希望す藉すに時を以てせば支那は自ら救濟策を講じ得るに至る可きを信ずと云へり。（十七日時事）

▲英支鐵道借款（上海特電十七日發）同成鐵道（山西省大同府より太原を經西省西安を經て四川省成都に到る三千九百廿五支那里）の中四川省に屬する區分の借款は今回英國福公司と北京政府交通部との間に調印された。（十八日日）

▲新銀行團の方針（十七日北京特派員發）紐育來電に依れば新銀行團は支那の狀態に鑒み近き將來に於て投資せず專ら幣值整理に努力する方針なり

▲關稅剩餘保管（十八日北京特派員發）總稅務司の手に保管中なる南方に分與すべき關稅餘款に對し支那政府は軍政府の取消及統一令の公布を以て南北の區域消滅せるものとし關係國公使に之が交付を要求せるが關係國公使の意見は一片の命令を以て南北統一せりと認むる能はずとの理由により引續き總稅務司の手に保管すべき旨近く回答を爲す筈。（十九日東朝）

▲關稅剩餘引渡拒絕（北京ロイテル特電十八日發）關稅剩餘金中南方へ分與す可き分は南方內訌發生以來其の交附を見合はせ之を總稅務司の手許に保管せしが其額積りて百六十萬兩に達したり然るに最近北京政府は外交團に對し南北既に統一したるを以て積立て置きたる南方の分も北京政府に交附せんことを要求し來れり外交團は之に對して支那の現狀は一片の大總統令發表に依りて直に南北の統一完成せられたるものとは認むる能はざる狀態に在り故に適に此の要求に應ずる能はず南方の分は從來通り總稅務司に保管せしむ可しと回答して支那の要求を拒絕することに決定したり。（二十日時事）

▲穀類輸出禁止決定（北京特電廿日發）支那政府は支那飢饉救濟に要する穀物の需要急なる時なれば十二月廿日より滿洲の雜穀及び麥粉の海外輸出を禁止することに決定し本日東三省長に訓電を發せり。（二十二日時事）

▲上海綿商總罷業（上海特電廿一日發）當地支那綿糸布商は倫敦當時相場の變動より一般に打擊を受け決濟の見込立たぬ爲過般英國側に

（一）一時船積した商品に對しては決算期を延期すること（二）着積せぬ商品は解約すること（三）決濟期に及び別に資金の融通を仰ぐことの三條を提出して交渉を續けたが英國側は案外強硬で貸附けて呉れる見込がないので彼等は廿日會議を開いた結果愈々廿二日より總罷業を行ふことに決した。（二十二日日）

▲支那政府拒絕（二十日北京特派員發）支那政府は二十日新銀行團より該團の成立紹育會議の經過に關し正式の通告に接せるが借款條件の商議にして各方面より反對激烈な爲め支那政府として斷じて承諾し難き旨の回答を發したり。（二十二日東朝）

▲關稅剩餘再要求（二十三日北京特電）遽に外交部より南北統一せりと稱して從來總稅務司に保管しありたる南方割當の關稅剩餘金の交附を要求し外交團の爲め拒絕せられたるが支那政府は財政の窮乏に堪えず又復回答

さつればもそは政府の眞意ではなく數年來を經す爲に三千五百萬元の巨額積の交渉を外交團に提議したるも外交團は一片の大綱統合を以て統一成立したりとは認むるを得すとの理由は暗く短時日の間に變化す可きに非さるを以て前回同樣之を拒絶す可しと云ふ。(二十五日時事)

▲郵便局撤廢要求 (上海特電二十四日發) 外交部は日米英佛四國駐在の支那公使に對し在支郵便局の撤廢を要求すべき旨訓電したとの報がある。

(二十五日日日)

▲借款條件承認せず (上海特電二十四日發) 財政總長周自齋氏は二十三日午後六時新借款團代表を財政部に招き外債は拒絶せぬが過酷なる條件は斷じて承認し難しと述べ支那政府の新借款團に對する態度を表明したが之に對し滙豐銀行代表ヒリヤー氏は條件は未だ確定したと云ふ譯ではないから宜れて商議せんと答へたと。(二十五日日日)

▲鹽館二百七十五萬人 (北京ロイテル特電二十四日發) 國際鹽運救濟委員會で鹽業の發展せざる地方に物資を供給しつゝありや同會よりの報によれば海河省內にて鹽運に頼ざるもの二百七十五萬人ありと發表せり同會の要求採用を政府へ勸告し且つ援助を求むる金額は米各團洛洲及び日本に發表せり尙ほ國際委員會は馬署救濟效會委員會の手を經て支那全國の救會及び傳道會へ贈れく救助を求めつゝあり。(二十五日時事)

▲山東財政破產に瀕す (上海特電二十四日發) 山東省議會は過般開催財政部に寇山東省の財政は既に破產に瀕し居りて政府の資なし故に次議會は特に議長及び副議長をして政府方法講ずの爲め北京せしむることに決したりと電報し更に山東本年度豫算收入八千萬元を省財政支出として流用せられたき旨を請願し議長及び副議長は二十二日北上する筈なりしも尙各界有力者と打合せを要することあり二十三日に出發を延期せり(二十六日時事)

▲新銀團承認意見 (二十五日北京特派員發) 蘇駐米代理公使は新銀行團承認に對し既に外債と關係を有する鐵道鑛山事は全部或は一部提供することとし其他外債關係を有せざるもの例へば地租鹽稅の如き未だ借款となり居らざるものは支那の自主權あるを以て強も新銀行團の支配を受くべきにあらずとの理由として新銀行團承認の交換條件としては如何との意見を政府に寄せ來れり。(二十六日東朝)

と。(十九日東朝)

▲關稅剩餘金拒絕 (北京特電二十六日發) 支那政府より再度外交團に對つて南方の分割に關する關稅剩餘金一千六百萬兩の支那を要求し來れるに對し既報の如く外交團よりは二十四日附を以て之を拒絕する旨回答を發せり

(二十七日時事)

▲大規模の借款計畫 (上海特電二十六日發) 確實なる消息に依れば米國は目下支那に對して大規模の借款を計畫して居る之に依れば今春以來アンダーソン・メーアー氏が極力調査した結果に基くもので表面は支那の農事改良生產の增進を目的とするにあるのだが其實支那の特產物たる落花生胡麻を始め其他の農產物を米國の一手に支配せんとするものである其借款額は尙不明であるが莫大なるものであるらしく滿業銀行亞細亞銀行等が中心になつて活動して居る而して此借款は個人借款の形式を以て新借款團と何等抵觸しない方法に依らんとして居る此外最近米支合辦の機械工場の成立など各方面に進行中なりとの說がある。(二十七日日日)

▲米支合辦銀行 (上海特電二十六日發) ライシュ、周自齋及唐紹儀等の交渉で米支合辦銀行設立の計畫が進んで居る內容左の如くである

一、各國左平準備銀行、本店を上海に置き各地に支店を設く

一、資本金 米貨五百萬弗支那六百萬弗

二、取締役 支那人六名米人五名

一、總理副總理支那人米人

(二十七日日日)

▲外債金融深刻化 (上海特電二十七日發) 外債金融問題人ロチュア氏は北京に來り米國元和洋行と外債金融問題を協議する筈なり米國公使は右迎の爲め外交部に到着した。(二十八日日日)

▲借款條件緩和運動 (北京特電二十六日發) 支那政府部內にては銀行團の發表に係る對支借款各條件は寧ろ苛酷なればとが緩和策を講ずる爲め目下交涉中なりしが爲めに財政總長周自齋氏の理案を容れ前內務總長朱啓鈐氏を歐米に派遣し各國に新條件緩和運動を爲さしむるに決定し朱氏も亦之を承諾したれは近々出發の筈にて經費は現金二百萬元を要すべし。(二十八日時事)

▲新借款團に交涉 (北京特電二十七日發) 新借款團問題に關し北京政府當局の態度は現金二百萬元を要すべし。(二十八日時事)

▲新借款團に交涉 (北京特電二十七日發) 新借款團問題に關し北京政府當局の態度表示は現も尙新借款團反對と云ふ點に在

つたされどそは支那財政の現狀を以ては何としても新銀行團からの借款に俟たなければならぬ殊に梁士詒氏一行の內國銀行團は掛々しく進捗せず僅かに準備の出資を唯一の賴みとする位であれば徒らに新銀行團の條件に異議を唱へ借款の機會を失つてはならぬとの考へか政府部內で優勢となつて來た駐外公使の意見及英佛顧問の主張も亦曾遽然新銀行團に反對すへからすと言ふに一致して居る丈に於いて政府は二名の財政委員を米國に派遣し銀行團側の了解を求め出來得べくんば條件の輕減を圖り態度を決定すべく朱啓鈐氏に白羽の矢を立てて交涉中であるが多分朱氏を財政委員長に又在米中の徐恩元氏を副委員長に擧げ新銀行團との折衝に當らしむることとなるであらう尙日英米佛の四國公使は銀行團の正式成立に就き合同して近く支那政府に通告を發する筈であると。（二十九日日日）

寄贈書目錄

水交　會	水交社	三　號
紡績界	其　社	一二號
實用新案公報	特許局	自六四二號 至六五〇號
通商公報	帝國地方行政學會	自七八九號 至七九五號
法學論叢	京都法學會	六　號
The herald of asia	herald社	一一一號 一一四號
特許公報	特許局	自三八二號 至三八六號
奉　公	其　會	二一五號
東洋經濟新報	其　社	自九二六號 至九二八號
政　友	其　社	自二四七號 至二四八號
商標公報	特許局	四九四號 四九六號
月　報	名古屋商業會議所	一六一號
札幌農林學會會報	其　會	五五號
學　燈	丸善株式會社	一二號
警　明	帝國發明協會	一一一 一二號
地學雜誌	其　會	三八四號
東洋時報	其　社	二六七號
商工時報	其　社	九　號
日本及日本人	政敎社	七九八號 七九九號
貿　易	其　會	一二號
New Book	丸善株式會社	八〇號
月　報	小樽商業會議所	一四三號
山林彙報	農商務省山林局	一二月號
會　報	大日本紡績聯合會	三三九號
財政經濟時報	其　社	一　號
月　報	青島實業協會	三五號
國民經濟雜誌	實文館	一　號
南洋協會雜誌	其　會	一二號
會　報	日印協會	二九號
報　德	其　會	一　號
國際事情	外務省	八　輯
地學雜誌	北京中國地學會	九　輯
水產界	其　會	十一號
岐阜商報	岐阜商業會議所	四六〇號
滿蒙經濟時報	奉天商業會議所	八三號
大陸工報	興亞技術同志會	九五號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	七九號
貿易通報	大阪商業會議所	六六號
大　陸	其　社	一六三號
滿蒙ノ文化	其　會	一五號
法學論叢	京都法學會	一一號
商工時報	其　會	一　號

會報

東亞同文會秋季大會

十二月二十一日午後四時より華族會館に於て秋季大會を開けり先づ會長開會の辭を述べ次で白岩幹事長代理今春季大會以後日支兩方面に於ける事業に付報告する處あり右終りて林外務參事官船津天津總領事の講話を聽取し夫れより別室に於て懇親の晩餐會を開き酒間主客交々立ちて卓上演說を試み一同歡談同九時散會せり。

出席者氏名

來賓

外務參事官　林　毅陸　　天津總領事　船津辰一郎

會員

伊藤米治郎　石川一　井田武雄
井上雅二　一宮房次郎　和泉政治
石井八萬次郎　遠水一孔　原二吉
西村虎太郎　侯爵細川護立　大島新
大倉邦彥　岡野增次郎　岡本理治
大內又太郎　和田豐治　鎌田勝太郎
龜井陸良　嘉悅敏　河原橘瓢
河西信　加賀叶農　笠羽清吉
吉永保太郎　谷森眞男　田鍋安之助
外岡敬恒　侯爵鍋島直大　植崎勝一
中山優　野村潔己　山下千代雄
山井格太郎　山崎長吉　子爵牧野伸顯
藤井元一　福迫龜太郎　小藤文次郎
神津助太郎　油谷恭一　澤柳政太郎
木村丑德　宮島大八　水野梅曉
三浦徹　白岩龍平　森猛雄
森清右衛門　森田曉　關葆慶
鈴木重雄

○會長（子爵牧野伸顯君）　此機會を以ちまして幹事長代理より御報告を申上げます。

白岩幹事長代理報告

例年此の大會に於きましては極めて詳細の事業報告を致しましたのでありますが、今日も報告の材料としては澤山申上げたいことが迚に記錄に出て居りますけれども、今日は未だ御講演を願ひます來賓もあります、時間も少なふございますから慣例を變更致しまして、大體は凡て會報に讓り會報に依つて皆さんに御覽を願ひたいと存じます、變つたことだけを一二申上げます。

調査編纂部の事業と致しまして當期（第四回の支那年鑑を出しました又「最近支那貿易」と云ふ書物を再版致しました、それから今後着手のものに「支那の外交及財政」「支那の鑛山」「支那の鐵道」「支那の開港場誌」、是等の書物を今調査編纂部に於て出版に着手致して居ります、而して此調査部に於ます事業の大なるものとして御承知の「支那省別全誌」を出版致して居りましたが是が當期に於て十八卷全部を完成致しました、是は本會に於て相當力を入れました出版物で各方面に歡迎され、今日初版二版とも賣切れました爲め四十五圓で販賣したものが今書肆では百圓内外で賣買して居ると云ふ位でありますす此等の資錢は又最も多く支那に講讀者を發見しました即ち彼等は歐米人の著述に依るよりも又自國内の著書に依るよりも日本人の著述を通じて見ることの便利と利益なより多く感する爲め支那人間に歡迎されるのである勿論同文會の此等の著述出版は日本人に支那智識を普及することを第一目的と致して居るのでありますが、結果は日支兩國が利益して居ることは本會の面目とする處であります。

それから本年の夏上海の東亞同文書院に於きまして農工科を廢した事から一時生徒間に誤解を惹起しまして新聞紙上にも同盟休校等種々ならざる報導が現はれ、會さんにも御心配に相成つた事と存じますが右は全く一時の誤解でありまして、校友先輩の說明の結果數日の後學生全部は以前に增したる熱心を以て修學をなし居ることは茲に御報告致します。

今回本會評議員に數名の御推薦を致しました其人名は和田豊治君、男爵鄕誠之助君、井上準之助君、大橋新太郎君、伊東米次郎君、芳澤謙吉君、此六名の方々を評議員として御推薦致し御承諾を得ましてございますから茲に報告して總會の御承認を願ひます。

會さんに御報告を怠れて御紹介致します上海東亞同文書院に於きまして從來副院長、敎頭、監督等の重要なる職務に缺員がありまして、之に御就任を願ふ方に就きましては同院長は勿論、會長首め幹事に於て種々心配を致して漸く最も適任と信じます御方を得態請の結果今日同院副院長と致しまして石川一君の御就任を得ました、石川君は元帝國大學の書記官として居られまして、中學校長を經、京都帝國大學の學生監として居られました、又大學の敎授も御勤めになつて居られた、爾來敎育界の重職に前後二十四年間從事せられ、最近は南洋協會の專務理事を勤めて居られましたが、今回本會の態請に應じ非常なる御奮發を以て副院長の重職を受けられました、今後根津院長と補翼して益々東亞同文書院の光彩を加へ其擴充向上の爲めには此の石川副院長の力に俟つことが頗る大なるものと存じます、茲に諸君に御報告と共に喜を分ちたいと存じます、幸此處に御出席になつて居りますから一寸同君を御紹介致します。

石川氏挨拶

唯今御紹介を蒙りました石川でございます、敎育の事には長年從事して居りまして多少の經驗もあります積りでございます、支那方面のことに付ては甚だ經驗も淺うございますし、且深き歷史を有つて居ります光榮ある同文書院の副院長として就任致すと云ふことに付ては多少安からぬ點もありまして、度々御辭退も申上げましたが、たつて就任しろと云ふ思召を受けまして不肖ながら出來ます丈け今後努力致して任を全ふして思召に背かぬやうに致したいと思ひます、それに付きましてはどうか十分に御鞭撻御指導を願ひたいと思ひますし、且つ總裁、會長、院長の御指導に依りまして出來る丈け努力し度いと思ひます、何卒宜しく願ひます。

（拍手起る）

○會長（子爵牧野伸顯君）　それでは今日は大會を閉ぢます。

秋季大會事業報告

本部

（一）役員の移動

一　今年春季大會後小川幹事長辭職に付白岩幹事を幹事長代理に推薦す

一　小川平吉氏を相談役に推薦す

一　左の諸氏を本會評議員に推薦す

和田豊治　男爵鄕誠之助　井上準之助

大橋新太郎　伊東米治郎　芳澤謙吉

（二）秋季大會現在會員數

二千六百十九名（增八十八名）

內譯

外國客員	八四		
外國名譽客員	七	計	一、六三六
內國客員	三六		
內國會員	一、五〇九		
內國支部會員			
京都	二八九		
弘前	七三	計	三八〇
廣島	一八		
支那支部會員			
上海	四三六		
漢口	七二	計	五〇八
朝鮮支部會員			

高城	三〇			
仁川	三八	計	一六七	
元山	一七			
釜山	五八			
木浦	二四			

調査編纂部

一、出版物

豫てより出版計畫中の「第四回支那年鑑」は漸く十一月に至り成本發賣の運に至りたり、千六百頁の大冊にして支那の政治經濟の各般に亘り網羅せるもの本部としては相當自信を有する著述の一なりとす「改版支那貿易」は曾て本部にて出版し數回版を重ねたる、最近支那貿易の後を承けて全然内容を改め出版したるものにして、本月より發賣せり、兩書共に發行日を經ること淺きも相當の實行を見るべく豫期せらる、此外三枝法學士著「支那の外交と財政」と題する書物を出版すべく目下印刷中にあり、遠からず發賣し得るに至るべし印刷諸經費の暴騰等の爲豫定の經費にては豫定の出版計畫を完了する能はざることゝなれるより本年度内は右諸出版の外目下進行中の「支那鑛山」を出版するに止め其他の「支那鐵道」「支那開港場誌」等は之れを來年度に讓らんとす

二、雜誌支那

雜誌支那は依然其實行を繼續し當事者に於て折角之れが改善に努力しつゝあり、近來多少面目を改め得たるが如し。

三、調査機關整備

支那研究者に關する爲の調査機關の設備は數年來計畫實施し來れる所にて既に圖書類は大體基本となるべきものゝ購入備付を了し、地名人名件名に基くカード式索引も既に一部は完成し、既に各方面の人士により相當利用せられつゝあるが今後も經費の許す限り是等諸設備の完成を圖り會員諸君其他に研究調査の便益を供すべく努力すべし。

支那省別全誌

第一　編纂及出版

省別全誌編纂は前春季大會に於て報告せるが如く夙に其編纂を了したるも印刷上種々の支障を來し著手以來昨年末に至る間三十八箇月を費し十三卷を出版し得たるのみ而して本年に入り一層完成を急ぎ一月以後九月末迄に殘部五卷を出版し竝に全部十八卷、一萬八千三百五十八頁を完成せり。

第二　販賣

本書の實行は初版再版共に豫約數に達したるを以て從來特品ありし書肆に於ては殘本なきを奇貨とし定價四十五圓なりしものを現今百圓以上百二、三十圓に販賣し居るの狀態なり。

東京同文書院目白中學校

東京同文書院並に目白中學校の狀況は春季報告後大なる異動なく學生は銳意學業を勵み風紀及衛生狀態も概して良好なり其現況を類別すれば左の如し

一、現在生徒に關する狀況

（イ）東京同文書院現在生徒調

學年	第一班	第三班	第五班	特別班	計
人員	七	九	七	二	二五

（ロ）目白中學校現在生徒調

本科	生徒定員	第一學年 生徒數	第一學年 學級數	第二學年 生徒數	第二學年 學級數	第三學年 生徒數	第三學年 學級數	第四學年 生徒數	第四學年 學級數	第五學年 生徒數	第五學年 學級數	計 生徒數	計 學級數
	七〇〇	二〇〇	四	一三八	三	一一〇	三	九九	二	七〇	二	六一七	一四
學年		第一班		第三班		第五班		特別班		計			
人員		五		五		一〇		二		二二			

二、入學生に關する狀況

（イ）東京同文書院本年度入學生調

（ロ）目白中學校本年度入學生調

募集人員　第一學年　入學志願者　三六三　入學者　一九四　第二學年　入學志願者　四七　入學者　二四　第三學年　入學志願者　五二　入學者　一八　第四學年　入學志願者　一〇三　入學者　三一　第五學年　入學志願者　一　入學者　一　計　入學志願者　五六六　入學者　二六八　三〇〇

三、卒業生に關する狀況

（イ）東京同文書院卒業生調

本年度に於て卒業せしもの七名にして官公立學校其他專門學校に入學せしもの又は入學準備中の者あるも其數詳かならず

（ロ）目白中學校卒業生調

本業生を出だせしこと茲に七回其多くは部部農商の子弟にして卒業後は家事の都合等に依り進んで高等の學校に入學せんとするもの割合に少なきも大正八年度（大正九年三月）卒業生の狀況左の如し。

種目　高等學校　官公立專門學校及之と同程度學校入學者　私立專門學校及之と同程度學校入學者　實業に就きたる者　其他の者　計

人員　三　三　二〇　二六　二八　八〇

四、支那留學生減少の理由

兩三年前より支那留學生の本邦に來學する者著しく減少したるは想ふに國內の騷亂に起因せるものならんも又文部省直轄學校其他に於て入學生の修學資格に重きを置かざる爲め學生は完全なる豫備教育を受くるよりは寧ろ不完全なる速成教育を喜ぶの傾向ありて此種の學校に赴くもの多きと留學生關係の委員等に弊風ありて學生を他に誘致するが爲め眞面目なる教育を施し居る本院に來學する者比較的減少を來たせるなり。

上海東亞同文書院

（自大正九年四月　至大正九年十月）

一、一般概況

昨夏排日風潮の爲め支那內地調査旅行を延期し居りし第三年生（第十七期）は本年三月末四月初間出發支那各地へ旅行せしめしが氣候最も好かりし爲めもあるべく何れも極めて無事健康にて五月中前後歸院したり。

根津院長五月下旬歸院六月三日本年度より工業科新學生募集中止の件を發表したりしに現在學生の處置に關し誤解をなせしものあり之が爲に第一年第二年學生課業を缺席して集會協議する所ありしも其眞相判明するに及び一同深く其軽擧を謝して事落着したりしが此事新聞紙上に院長排斥同盟休校として世間に傳へられたるは本院の名譽の爲めに最も遺憾とする所なり、之が爲めに第一第二年級の學年試驗及第十八期生の支那內地調査旅行出發は數日間延期するの已むを得ざるに至れり、第三學年のみは平常の如く授業し豫定の如く試驗を行なひ六月末卒業式を擧行したり

中學學生部學生募集に關しては今春第十七期生支那各地を旅行し調査報告する所に據り排日の事實は新紙に傳へられたる所の如くならざるを確かめ本年九月末より開校することに決定し委員を派し北京公使館の手を經て支那政府教育部と東亞同文書院入學辦法を商定して學生募集に着手し十月上旬開校したり。

九月十日新學年開始、十二日第二十期新入學生百三十餘名着院、十月旅行各隊前後歸院す。

十月二十四日本院創立滿二十年紀念祝典を擧行せしが卒業生、教職員學生主催根津院長還暦祝賀會亦同日書院に於て開かれ頗る盛大を極めたり。

二、第十七期生調査旅行

先に報告し置ける如く昨夏行なふべかりし第十七期生の支那內地調査修學旅行は支那各地排日風潮盛しなりし爲め延期し居りしが最早不穩の情勢危險の虞無きに至りたれば四五月の間に於て之を行なふこととし三月末より旅行隊各班をして前後旅程に上らしめたるが例年に比し旅行日數を短くせし關係上多く交通機關を利用せしにより豫定線を變更せしこと勘なし、唯棉花調査班が時局の爲め陝西省に入るを得ざりしにより豫定線を變更せしのみなり、衞生狀態も亦氣候良好なる春期に於て旅程も短かりし爲甚だ佳眞にして一人の病者を出さゞりき、旅行前病氣其他事故の爲め旅行に參加する能はざる生徒は書院に於て調査に從事せしめしもの五名ありき。

三、工業科新學生募集中止

附　學生の宣傳運動

近年本院經費の　膨脹に加ふるに　銀價騰貴の影響を被むり極當甚だ困難を極め同文會に於ても本院の維持改善に要する財源を得るに百方苦心籌劃中なりと雖も所期の如く資金を得ること難く、かくては到底學生に充分なる教育を授くる能はず其將來を誤らしめんことを恐れ當らく工業科學生募集を中止し事業を縮少して經費の節減を謀り專院改善充實の基を固むべしとの方針決定せられ本書院に於ては六月三日之を發表し尚ほ同時に工業科學生にして實務科に轉科を希望するものに對しては此際特に之を許可する旨內示せり。

工業科學生募集中止及轉科の結果として工業科擔任教授の一部解任を要し一部留任を求むるに至りしが內一名留任し他は皆其任を去れり、此際に當り學生の一部に於て學校が强制的に轉科を命ぜしものゝ如く誤り傳へたる爲め第一第二學年生等は學校當局の處置を不當なりとし六月六日より缺席して集會協議し當局不信任書院改造の議を唱ふるものありしが在上海同窓會委員諸氏勸說の結果誤解氷解し直ほ且つ本院財政の窮乏と樓津院長の献身的努力とを知悉し、感愼して此際起ちて大に日本上下に日支の關係と吾國將來の運命の爲めに吾書院の極めて重要なる地位に在ることを宣傳せんと凝議立案し數日缺席して學校に迷惑をかけたることにつきては一同深く其罪を院長に謝し遺憾の意を表出したりしが院長は其書院を愛ふ熱誠を諒として其罪を寬るして事靜かに落着せり、宣傳運動につきては別に不可なきを以て之を許可し、本年八月東北地方、九月上旬九州地方に巡回講演をなし支那事情の紹介に力めしめたるが何れも相當の效果を擧げ得たるが如し。

四、第十七期生卒業及就職情況

第十七期生は豫定の如く六月上旬卒業試驗を行なひ六月二十七日卒業式を擧行し卒業生政治科四名、商務科六十九名、工業科第一部五名、工業科第二部十名（追試驗一名を含む）合計八十八名に卒業證書を授與せり、其就職につきては大部分卒業前早く決定し居りしが財界大動亂に伴なひ會社商店の倒產著くは事業を縮少するもの多くして爲めに已に決定せるもの、破約するもの多少有之たり就職別左の如し。

政治科　四名

三井銀行　一
外務省囑託　一

高田商會　一

商務科　六九名

伊藤忠商事會社　一
古河商事會社　一
三井物產會社　四
青島葉煙草會社　二
東洋拓殖會社　一
三菱商事會社　一
住友商事會社　四
住友銀行　一
久原商事會社　一
岩井商店　二
朝鮮銀行　二
日本棉花株式會社　二
高田商會　四
南滿洲鐵道株式會社　一
伊東商行　一
外務省情報局　一
勉學　一
未定　八

工業科第一部　五名

神谷商事會社　一
帝國大學　一

工業科第二部　十名

日清製油株式會社　一
東洋燐寸株式會社　一
大興株式會社　一
中日實業會社　一
南滿洲鐵道株式會社　一

五、第十八期生調查施行

就職未決定　一

江商株式會社　三
日本郵船會社　三
瀧定商事會社　四
臺灣銀行　四
三井銀行　一
日淸紡績株式會社　一
中華電業株式會社　二
阿部市商事會社　五
東亞興業株式會社　一
森村商事會社　一
青島民政署　一
大連福昌公司　一
日本商業會社　一
中華皮革會社　一
秋田商會　一
青島釀業株式會社　一

伊藤商行　一
未定　二

大連通泰號　一
伊藤商行　一
帝國大學　一
未定　二

七月五日より各班前後出發旅程に上る本年は病氣其他事故の爲め學年試驗を受けざりしもの多くして旅行に參加する能はざりしもの多數生ぜしに因り班員の變動甚しく出發後も亦班員に病人を出すこと例年に比し多數に上り途中より旅行を中止し引返したるもの八名を算せり。

又安直兩軍爭鬪の爲め一時交通不通となり旅行豫定線を變更したるもの二三班ありたるが兎も角も大體に於て大過なく遂行して其大部分は九月中に歸院し殘りの三班は十月半迄に雲南四川に向へる一班のみは十一月半最後に歸院したり、其詳細は別紙報告に讓るべし。

旅行不參加者二十二名及途中病氣のため引返せるもの八名に對しては目下上海事情調査中なり。

又北京支那地方巡歷情況調査の爲め十月十九日より該旅行不參加學生等二十二名を同地方に派遣旅行せしめたるが本月七日前後何れも無事歸院したり

六、第二十期生入學

本年新に入學を許可せし第二十期生は八月廿八日迄に東京に到着し同三十一日華族會館に於て入學式を行なひ滯京一週間各處見學の上九月四日東京出發途中名古屋、京都、大阪各地を見學し九月九日神戸より近江丸に乘船し門司を經て十二日無事上海に到着し本書院に入る新入學生數百四十名盡く商務科學生のみなり本年は府縣費生九十名外務省留學生六名滿鐵委托學生十八名を收容したり公私費別左の如し。

公費生　四名
準公費生　六名
私費生　十六名

七、中華學生部開學

第十七期生支那內地旅行より歸來報告する所に據り排日の風潮新紙の傳ふる如く甚しからざるを確めたれば本年九月より愈開學することに決定し六月下旬教授向後順一郎氏を委員として北京に派遣し公使館の手を經て支那政府教育部と商議を重ねしめしが時恰も安直兩派爭鬪に際會し爲めに交涉少しく遲延し七月二十二日に至り漸く東亞同文書院入學辦法を公認し、東亞同文書院卒業生に專門學校卒業生と同一の資格を與ふることゝし、且つ各省に向つて學生を選拔派遣すべき旨通達せし趣教育部より回答を得、小幡公使より

は八月三日在支那各地領事宛に學生募集に關し充分盡力せられたき旨通途せり本院よりも各地領事に宛て學生募集選拔につき盡力を請ふ旨依賴狀を發したり、向後委員は七月二十三日より學務局と交涉し北京に於ける學生募集に著手し八月四日迄滯京し五日天津に下りて船津總領事を煩はして直隸教育廳長に面晤學生募集選派の事を依賴し十日濟南に至り山東教育廳長に同樣の依賴をなし十三日靑島に至り更らに山西河南に赴むく可かりしな時局の影響を受け豫定變更の已むなきに至りたれば二十一日直ちに南京に下り二十三日一旦歸院す、九月十日杭州に赴き十六日蘇州陸軍を經て漢口に行き安慶に下り各地領事と協議し教育廳長に學生選派のことを依賴して九月二十六日歸院したり。

前述の如く學生募集に關しては充分手を盡したりしも何分教育部との交涉縺りたるが七月下旬にて夫れより募集に着手せしことなれば時日甚だ切迫し且つ夏季休暇中にて學生多く歸省し省城の地に在らざる爲め應募者豫期の如くなる能ず十月十一日開學の日迄に入學を許可せしもの江西省四名、江蘇一名、河南省二名、黑龍江省一名計八名にして其內到着せしもの江西一名、江蘇一名、河南一名、計三名に過ぎず十月十二日黑龍江より一名十月二十日江西より一名十一月六日河南より二名來着入學し在院合計七名となれり。

十月二十一日入學式を擧行したり學生の修學情況は佳良と稱すべく日本語の如き進歩著しきものあり。

八、創立二十週年祝典

明治三十三年春本書院を南京に創立してより今日に至り滿二十年當初義和團の變に遭ひて南京より上海に遷り明治三十四年の五月上海城南高昌廟に校舍を設け第一期學生を收容し爾後每年約百名の新學生を入れ教育を施こし來れるが大正二年七月末支那第二次革命の際江南製造局爭奪戰の焦點となりて校舍爲有に歸したれば一時虹口大村に假講習所を設け次いで上海市中諸司〇街路に假校舍を設備し大正六年四月上海郊西、徐家滙に新築せる現在の校舍に移轉したり其間幾變遂書院の經營は艱困難に陷り存亡の危機に臨みしことも一再ならざりしかど關係諸氏の熱誠支持せられしにより幸に今日あるを得來るを卒るもの一千三百名餘か東亞の經綸に貢獻する所あるに至りしは本院の至幸とする所本年創立滿二十年に當り紀念祝典を擧行し以て大に將來

の實勵を期せんと日を卜し十月二十四日を以て內外知名の士を招き本院に於て盛大なる紀念式を擧げたり。

尙ほ當日は本年選擧に當れる根津院長の爲めに門下生一同相集り本院に於て盛大なり祝賀會を開けり。

濟南同文商務公所

一、營業狀況

本年四月春季報告以後今日に至る六ヶ月間に於ける當地一般の市況は前期に對比し一層不振を極め本邦人輸出入商の蒙れる打擊は實に名狀すべからざるものあり殊に弊所の如き主として輸入品を取扱ふものにありては其影響最も甚しく誠に今期及前期に於ける取引高を左に擧示し彼此對比せば實況の一斑を窺知するに足らん。

	今期取引高		前期取引高	
絹帶子	二三、四七二	一六	絹帶子	四三、〇〇〇	〇〇
外雜貨					
電氣機械材料	二二、五〇〇	〇〇	電氣機器材料	三八、〇〇〇	〇〇
			其他	一七、五〇〇	〇〇
合計	四五、九七二	一六	合計	九八、五〇〇	〇〇

此差額五萬貳千參百貳拾七圓八拾四錢也

一 所員

現在大岡知主任の外日本人四名(內電氣技手壹名)支那人貳名の所員あり其他支那人の常傭電工雜役七名を使用す

本年度新事業に於て

廣東學堂

一 廣東學堂は濱口に位置變更に決し九月二十八日附を以て政府より認可せられたるが目下敷地の選定及建築設計等に就て柏原幹事被地へ出張し目下計畫中なり

東亞同文書院

一 東亞同文書院學生の學資四十五圓を明年四月より書院の設備充實、授業內容の最新改良、教職員の優遇改善等の爲め五十五圓に增額することゝ決定せり

一 東亞同文書院入學生の入學期は每年八月なりしを明年より四月に變更す

東亞同文書院基本金寄附(大正九年五月二十五日現在)

一金貳拾六萬四千九百圓也 寄附申込總金額

內

金貳拾五萬七千四百圓也 受領濟金額

金七千五百圓也 受領未濟金額

支那

第十二卷　貳月號　第二號

目次

在支日本商業會議所聯合會……一——四
最近中國銀行營業狀態(上)……五——一〇
丁士源舞弊職權亂用公款虧損報告……一〇——一六
支那の財政改革……一七——二二
初期米支貿易史(五)……二三——三〇

時報
尼港支憲砲擊事件公表——軍事參事件本交涉提起——購車借款調印——幾筆借款調印——借款團成立——日支軍事協定取消——支那國內銀行關の通告——倫敦取引市場支那公債價格——支那製絲組織——上海紡織會社鍾數——民國九年度上海邦人新設會社數——山東鐵道營業成績——歐戰後に於ける歐亞航業——英支工業提携運動——米國對支貿易狀況……三一——四三

彙報
支那新聞重要記事——外交關係——露支交涉——國內要聞——對外財政經濟——新借款團關係——借款一束——國內財政經濟
日本新聞重要電報——外交關係——財政經濟其他……四五——七六

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

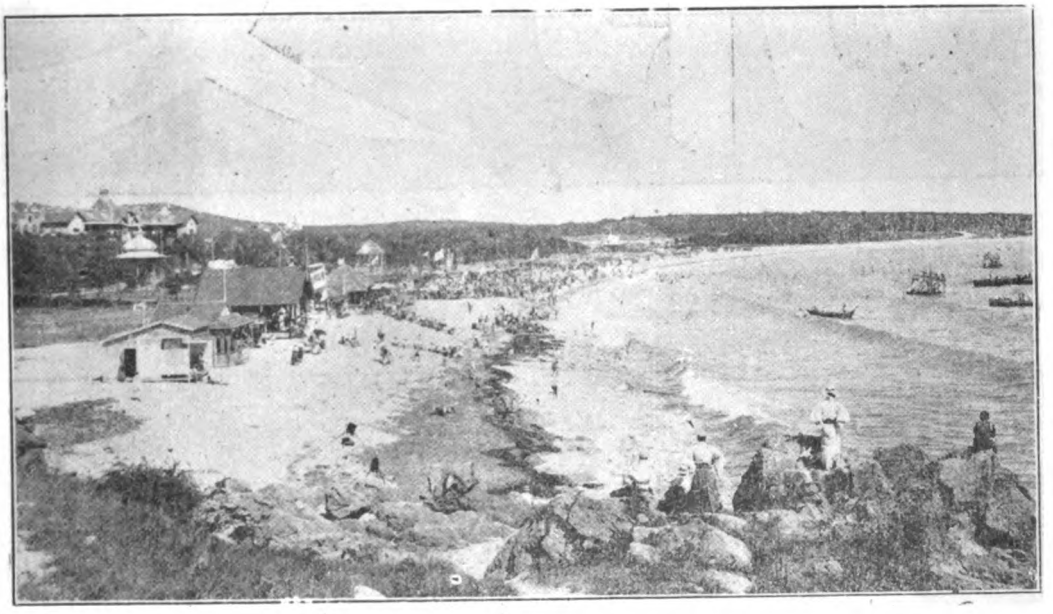

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東邱馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一月の行程裡に在り。支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟面に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點として西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戸、長崎及北京案內所にて取扱申候

大正十年二月十五日

第十二卷第二號

在支商業會議所聯合會

一

在支英國商業會議所は一昨年初めて聯合會議を開き、時の駐支英國公使、サー、ジョン、ジョルダン氏亦臨席し、種々重要なる決議をなし、或ものはそれを本國政府に具申し、或ものは相互に研究實行に着手せり、而して昨年重ねて其第二回を上海に開催せるが本會は英本國は勿論其他の各方面に於て大に重視せられ、現に其第二回の會合に際し、ジョルダン氏は英國より電報を寄せて、「余は昨年の會議を回想し其價値ある討議と聰明なる決議とが英國の對支通商の共同目的に對し、初めて權威ある表現を與たる事を思ふて欣懷に堪えず、貴會議の價値は今や英國に於て十分に認められたり」と稱し又英國政府よりも遙に祝辭を送りて、「在支及香港の商業會議所によりて成されたる聯合は英國政府の多大の興味を以て注意する處なり、而して商業會議所の事業と影響とは個々的にも聯合的にも英國の商工業否一般的利益に對し實に最高價値たるを失はず、且英國政府の見解によれば其聯合的協同的努力の繼續は我商業的立場を維持すべき根本的要件なり」云々と斯くの如く同聯合會は其期待を空しうせざるの好成績を齎し得たり。

此の後を受けて在支日本人商業會議所亦去る十一日より上海に

於て其聯合會を開けり、今回の擧たる惟ふに英人の先蹤に倣ふたるものなるべしと雖、一方又斯くの如き計圖の時代の要求に係るものなりしが爲なるべし。

二

今回の商業會議所聯合會の經過並に結果に就いては、吾人未だ之れを詳かにせざるが、過日上海電報によりて報せられたる同會の議案を見るに頗る多岐に渉り、外交問題あり、文化事業案あり、貿易問題あり、關稅問題、交通問題あり、其他所謂支那問題中に包含せらるべき殆んど總ての問題を掲げつゝあるを見る、短時日の會議に果して斯くの如き多數の議案を十分に討議研究し得べきや否やは疑はしく、殊に多數の難案件を含むに於て然るを覺ゆ。

支那にある日本人商工業者を代表する各地の商業會議所が相會して、支那問題を論せんとせば、論せざるべからざる問題、論ずるを要すべき問題は元より多數なるべく、必ずや彼等當事のものより見れば、彼の議案に列せられたるものすら尚少きに過ぐるの感あるなるべし。

然れども吾人局外のものより見れば、傳へらるゝが如き多岐多端に渉る議案を短時日の會議に於て討議せんは結局多くを議せんとして遂に孰れについても悉すの暇なきに了る事なきやを慮へざる能はざるなり、今日外交問題は勿論其他有らゆる問題悉く通商上に關係を有すれば、商工業者の代表機關たる商業會議所聯合會にて之れを討議する事、決して不當なるにあらざるも、商業會議所本來の目的作用は他にありて存すれば、從て其聯合會の協議亦先づ其本來の目的とする處に專らにして、而して後餘裕あらば他の政治問題、外交問題に及ぶを妥當とせずやと吾人は思考す。

吾人の信ずる處を以てすれば、短時日の會期を以て斯くの如き會議を開くに於ては、此會に於て問題を研究討議せんとするが如きは到底不可能なり、卽ち斯かる會議の目的は研究討議に存せずして、既に豫め大體に於て相互に諒解あり意見を同じうする問題を形式的に附議して、聯合會の名によりて其決議に權威と力とを與ふるにあり、ジョルダン氏の所謂價値ある討議と聰明なる決議は斯くの如くして始めて得らるべきなり、徒らに雜然として問題を提議し之れに對し甲論乙駁するが如きは賢明なる方法にあらずして、併せて又十分の効果を擧ぐるの途にあらざるべし。

殊に外交問題については斯くの如き有力なる機關の聯合會に於て之れを討議するに於ては、其影響決して尠少ならざるべきを以て、十分に態度の愼重を要すると共に一面國家の外交方針と背馳せざるものたらざるを要す、勿論帝國政府の外交方針についても聯合會に列席せる諸代表者の滿足せざるものあるべきも、斯かるものについては公開若しくは、內容を窺知し得らるゝが如き會議にて討議するよりも更に穩當なる方法によりて其意思のある處を當局に通じて、其反省を促す事寧ろ妥當ならずや。

是れを英人商業會議所聯合會に於ける討議に見るに、其外交に關する決議の如き多くは英國外交當局の云はんとする處を云ひ、又英國外交當局の以て背景となし以て基調となして其交涉要求に利用し得べきものに限られたるの狀あるは、一見して之れを推するに難からず、英國政府の外交方針を離れて商業會議所聯合會の決議なく、又英人の利益を離れて英國の外交方針無きの狀察むべし、昨年の其聯合會に於ける所謂ショー氏事件の意見發表の如き、實に巧に仕組まれたりしを見る。

然るに今回の日本商業會議所聯合會に於ては或は重要なる外交問題を討論に附し、或は當局の注意により撤回せるものあり、或は折角議題に供しつゝ或事由の爲否決せるものあり、若し斯くの如くんば當初より議題に供せざるの優れるに若かざる次第にして、或は撤回或は否決の事實は他をして動もすれば猜疑の眼を以て見らるゝの因たらざるを保し難く、爲に帝國外交に裨補する處ありとは信ずる能はざるなり、斯くの如き虞ある問題は開議に先ち當然之れを避け、寧ろ之れを議題に供せざること賢明にして、今回の聯合會は此點について、遺憾の點無しとなす能はざるなり。

三

今回の聯合會に於ける決議の如きは、單に問題に對する意見を發表するに止るものと、其決議の實行を要求すべきものとあり、前者については決議其ものゝ公表によりて目的を達すべきが、後者については其決議を空文に了らしめずして飽く迄其實行を期せざるべからず、而して其實行を期し決議の權威を持せしめんと欲せば、自然實行の能不能を考慮の中に加へて決議條項を採否せざるべからず、實行到底不可能なる事柄は假令之れを決議するも結果に於て何の益なく、却つて決議其ものゝ威力を失し、他の可能なる決議すら、之れが爲に十把一束高閣に委ねらるゝの結果を招致するの例決して少なからず、吾人は今回の聯合會の決議事項中には、其實現實行は熱望措く能はざるものなるも、然かも實行の到底不可能なる問題を掲げたるの嫌なきやの感あり、實行不可能の事は如何に決議するも結局實行不可能なり、而して之れが爲に業を棄るものは之れと共に決せられたる他の實行不能なる事項にして、動もすれば兩者同列に取扱はるゝの憂なしとせず、

若し斯くの如くんば折角の他の決議案件も大に效果を減殺さるゝに至るべし。

英人商業會議所が第一回聯合會に於て支那幣制改革問題に關する決議を發表し、これより英國政府を動かし、更に支那政府を動かして遂に支那當局をして上海造幣廠設立の計畫を進捗せしめたるが如き、釐金稅廢止の英國官民の數十年來の傳統的主張について意見を發表して、爲に支那國民の本問題に關する注意を惹起したるが如き、商標權問題につき之れが法案を本國政府に回附し更に本國政府亦自己の提案を回附して相互に研究しつゝあるが如き、在支領事の增俸を要求して其一部分の容れられたるが如き、其決議は直ちに何等かの反響を呼び、或は實行の域に入り或は又之れに入らんとしつゝあるを見る。

從て其第二回聯合會の開かるゝに當り、議長バーキル氏は是等の事實を擧げて、第一回の決議事項が十分の效果を齎し得たる事を聲明したるが、他日日本商業會議所第二回聯合大會の開かるゝの日、今回の決議事項について果してバーキル氏の言を繰返し得るや否や、吾人は深く此事を期待し切望するものなりと雖も、或は斯くの如き滿足なる結果を擧ぐる事困難なるにあらずやとの疑慮の念なきを禁ずる能はざるなり。

四

然しながら我在支商工業者を代表する權威ある有力者一堂に相會し、我對支通商助長策につき協議し、各種の問題につき賢明有力なる結論に到達し得たるは、我對支發展の爲に喜ぶべき事にして、必ずや今後其反響は事實の上に顯はれて邦人を裨益する處少なからざるべし。

殊に同會議の名に於て邦人が支那の開發進展に關し、滿腔の同情と贊意を寄せつゝあるを示す事に努力せられたるの迹あるは、吾人の大に多とする處にして、從來政府當局は屢此點につき聲明せられたるも、民間より此聲を聞く事少なかりしに、今權威ある聯合會の名に於て其れに關する決議の公にされたるは、支那並に友邦に對し帝國の意圖を明かにする上に於て甚大の效果あるべしと信ぜらる。

其外實際に通商貿易に從事せる當業者の代表者として、是れにつき種々協議せるが如き、必ずや斯界の爲に少なからざる好結果を齎し得べきを疑はず。

我政府當局に於ても斯くの如き有力者の團體の決議は、實際問題に觸れつゝある人々の聲として、十分これを尊重し彼の英國政府が英人商業會議所聯合會に對したると同一の態度を以て之れに對し、一致協力してこれが實現を期する樣努力せられん事吾人の切望に堪えざる處なり。

（松本生）

最近中國銀行營業狀況（上）（一九二〇年公表）

中國銀行副總裁　張　嘉　璈

九年度公債と中國銀行

中國銀行は交通銀行と同樣來春に至り、目下發行中なる九年度公債六千萬元の賣出に據り、彼の兌換停止命令解除さるべきを以て兩行共事業頗る鞏固なるものとなるに至るべし、支拂停止命令は、一九一六年に發せられ、爾來支那政府は其影響苦痛測る可らざるものありしなり。

第一は中國交通兩銀行信用の失墜にして、假令正金の支拂は單に北京紙幣を以て之を爲すも、兩銀行の信用全體の上に著しく、其進路を阻止せられたる事。

第二は投機の惡風を助長せし事、兩銀行の北京紙幣は變動激しきため、甚しく投機を助長し、多數商人は思惑的賭博者と變じ、巨額の暴落紙幣を賣買し、彼等の定業を廢するに至り、斯の如き投機に依り、支那商業道德を破壞せし事。

第三は國庫の財源を枯渴せしめし事にして、財政部の資金窮乏を告ぐるや、直に支那銀行に走りて、借款借入を爲すや、是等借入は常に銀行券を以てし、其利率頗る高く、是等銀行は自己に都合良き樣政府及一般顧客の費用に於て其爲替率を定めつゝあるなり、今統計の示す所に據るに、政府の爲め銀行券を以て貸出したる金額は二千四百萬元にして、銀行が紙幣價格を操縱せる事により、政府の損失せし額は二百五十萬元に達せり、若し斯の如き銀行の都合により手加減に由るの方法を續くるに於ては、政府の蒙る損失は一兩年を出でずして元金の二倍三倍に達すべし。

斯の如く日々に急速に惡化しつゝある狀態を救濟せんが爲め、中國銀行並に交通銀行は、財政總長に請ふて七年度公債を發行し、以て各銀行に對する政府の借款を償還し、之に依て再び其地位を恢復せんとせしが、此要求容れられて借款一部の償還を受くるを得たり、其の結果紙幣價格騰貴するに至れり、然れども七年度公債發行の結果は、其募集額は政府より銀行に對する負債額より遙に少く、且又市場に流通せる北京紙幣に比し遙に尠かりしを以て、此計畫は失敗に歸し、投機思惑の惡風依然として行はれたり、昨年春更に政府公債を發行し、以て支拂停止解除、卽ち北京紙幣回收の議起りしが、當時安福派の反對に依り、遂に實現するに至らず、而も本年復安福派の勢力失墜と共に、新內閣成立したりしかば、新任財政總長は中央政府の財政整理

を計畫し、銀行の提案を容れ、之を實行するに決し、政府銀行間に九年度公債を發行し、以て所謂京鈔の回收をなさんとし、其辦法六條は閣議を通過せり則ち左の如し。

一、發行せらるべき公債額面六千萬元の內、三千六百萬元は、公債局の一般賣出額にして、其の內二千四百萬元は中國銀行紙幣の回收、一千二百萬元は交通銀行券の償還額にして、將來不換紙幣の發行を許さざる事、又殘額二千四百萬元は、財政部所有の北京紙幣回收用として、之を保留する事。

二、回收されたる銀行券は、總て財政總長中國交通銀行の代表者、審計院及總商會員出席の面前に於て、之を燒却する事。

三、中國及交通銀行は、既に發行せる紙幣の數量、預金高、手許紙幣在高を表示し依て以て是等の數字を一般公衆に發表し得る可く、作製せる報告書を、政府及公債局に提出す可し。

四、九年度公債を發行するに當り、政府は閣令を以て今次の公債が、專ら國家財政の整理に使用さる可き旨を聲明す、公債の發行は一九二〇年十月一日賣出し、一九二一年一月三十一日を以て締切る、締切後に於ては、九年度公債は再び賣出さず、且締切後は、額面以下に低落せる中國、交通銀行紙幣を流通す可らず、若し公債發行後尙賣殘り公債ある時は、本條項第六條に記されたる方法に依り、中國交通兩銀行に於て按分比例を以て之を所有す可し。

五、北京紙幣を所有する者、又は北京紙幣の預金者にして其紙幣を以て公債の購買を欲せざる者は、中國交通兩銀行に於ける現金預金、又は證券と、銀行券とを交換するを得べし、是等現金預金に對する利子歩合、並に償還時期は之を分割償還とし、公債に就き記されたる條件と同樣なる可き事。

六、政府の公布せる兌換券條例は、將來發行せらるべき銀行券に就きては、兩銀行の準例に據るものとす。

或は九年度公債の擔保の確否に付き、疑惑を懷くものあり、彼等は關稅收入の剩餘金を以て、公債の元利を償却するに不充分なりとし、其理由として

(1)關稅收入は既に他の多數公債の擔保となれる事。

(2)且僅少の關稅剩餘金も、金貨債格の僅少の騰貴に由りても、容易に其額減少する事。

の二項を擧ぐるも併しながら斯の如き反對論は一應事實に近きが如しと雖も、實際の數字を一見する時は、著しく相違し、且其狀態の一層有望なるを知る可し、次に歷年の關稅收入を見るに下の如し。

(一)最近四年間關稅收入比較表

	海關兩		圓	海關兩
一九一六年	三七、七六四、〇〇〇	五八、一五六、五六〇		一、五四
一九一七年	三八、一八九、〇〇〇	七五、六一四、二二〇		一、九八
一九一八年	三六、三四五、〇〇〇	八五、二三七、六五〇		二、三七
一九一九年	四〇、〇六〇、〇〇〇	一〇八、九六三、二〇〇		二、七二

(二)關稅收入より每年償還せる公債其他(最近爲替率にて換算)

一、英磅借款	三、九九八、九二八磅	一三、三二九、七六〇海關兩
二、佛露借款	二二、〇〇〇、〇〇〇	三、一八一、八二六同

三、國庫證券金		九、五一五、二〇〇圓	
四、通貨流通額		六〇〇、〇〇〇圓	
計		二六、六二六、〇〇〇圓	

以上の表に就て見るが如く、前記掲げたる金額を差引きて、尙一千三百萬兩は剩餘金として殘存すべし、假令倫敦爲替が四志に迄上るとも、尙且五百萬兩即ち八百萬元の剩餘金ある譯なり、又斯の如き爲替の急速の暴騰は豫期す可らず、更に又輸入稅改訂、並に年々貿易額增加の結果は、關稅收入の異常の增加を示すべきを以て、關稅剩餘金は增加するも減少する事なしとは、中國銀行副總裁なる予の意見なり、而して斯の如き收入の增加に因る數字は、現在の借款元利を還償し得るに十分なるべきを信ずるものなり、又民國九年度內國公債の發行により、兌換停止の解除を決行して、中國銀行は其信用を恢復し、事業を擴張し得べし、實に此支拂停止によりては著しく惡影響を蒙りしものにして、若し銀行券に對する正金支拂の停止なかりせば、中國銀行は以下示す所の業績よりも、更により以上の營業狀態に在りしや必せり、最近四ヶ年の業績左の如し。

年次	預金勘定	貸付勘定	爲替勘定
一九一六年	二三、三七〇、〇〇〇元	一〇一、七二一、〇〇〇元	四二、八四〇、〇〇〇元
一九一七年	一四八、五四一、〇〇〇	一五九、三九〇、〇〇〇	一七七、五三一、〇〇〇
一九一八年	一三〇、〇三三、〇〇〇	一四三、四〇二、一〇〇	一八三、三三一、〇〇〇
一九一九年	一八二、三四四、〇〇〇	一八四、〇〇三、〇〇〇	一八六、四三一、〇〇〇

上記表は一九一九年度中國銀行營業報告所載に係る、當時安福派の反對により、本年六月に至る迄之を發表する事を株主總會によりて阻止せられ居りしものなり。

中國銀行の資產及負產

一九一九年末現在に於ける負債總計銀三億一千三百九十七萬三千九元二十二仙、資產總額三億一千七百四十三萬一千百七十二元四十二仙にして、之を前年度の數字と比較するに、負債の部に於て四千五百五十四萬一千四百八十二元九十六仙、資產の部に於て四千五百二十萬七千八百四元九十九仙の增加にして、一九一九年度純利益三百四十五萬六千三百三十三元二十一仙にして、前期一九一八年に比し三十三萬三千六百七十七元九十七仙の減少となれり。

中國銀行資產負債表（一九一九年十二月卅一日）

負債之部　元

資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
積立金	四、一一六、七七二、二二
貸倒及爲替損失準備金	三、六七九、二五一、〇〇
定期預金	三五、六六三、七一四、二八
當座預金	一四五、七九六、一四五、二七
爲替手形	三、〇三八、八六八、〇七
發行兌換券	六一、六八〇、〇八八、三九
純益	三、四五六、三三三、二一
計	三一七、四三一、一七二、四三

資產之部

未拂込株金	四七、七二〇、二〇〇、〇〇
定期貸付	四一、一四二、六七二、二七
經期貸付	一四二、九〇九、四二〇、六五
有價證券	一〇、六三二、五一七、〇一
銀行建物營業什具	二、八八六、七五三、三三

創業費	一一九、五七〇、九二
兌換券發行費	一、三五九、〇七三、四二
兌換券準備金內譯現金準備金	三一、三九九、一二五、二九
保證準備金	三〇、二八〇、九六三、一〇
兌換券準備金	六一、六八〇、〇八八、三九
手許金	八、九八〇、八七九、四四
計	三一七、四三一、一七二、四三

損益勘定（一九一九年十二月三十一日現在）

損失	
各項經常費	三、四六四、七一五、八五
銀行建物營業器具減價償却	三一六、五三二、四七
創業費消却	四八、六九八、五二
兌換券發行費消却	一三九、二五二、三五
本年度純益	三、四五六、三三三、二一
計	七、四二五、五三二、四〇

利益勘定	
前期繰越	二九一、一二六、〇三
爲替利益	一、四一一、六八三、二五
利息	五、四九七、五〇八、七一
雜收益	二二五、二一四、四一
計	七、四二五、五三二、四〇

本支店營業收支總額

昨一九一九年度各支店營業收支勘定は、總計百八十一億二千五百五十九萬一千百五十四元七十九仙にして、前年度に比し十一億一千五百三十九萬一千三百九十八元八十九仙の增加を示す事左の如し。

收入		支出	
本店	一、七四一、六五五、七七六、六二	一、七四一、六五五、七七六、六二	
北京支店	一、四〇六、四二九、二三一、六〇	一、四〇五、六八六、三七一、四四	
天津支店	八五三、七一四、五六三、三八	八五三、一一三、九一九、一三	
上海支店	一、三六二、七七八、四〇九、四六	一、三六二、一四二、七八二、七〇	
漢口支店	二八三、三九六、九六一、九二	二八一、七〇七、三九三、五二	
南京支店	四五三、一〇二、二九四、八二	四五二、五一〇、三五七、七六	
濟南支店	二八三、九三七、一三九、〇七	二八三、三六一、〇八九、五六	
開封支店	三四、四一六、〇四五、八六	三四、〇九五、七六〇、四六	
長春支店	九四八、二三七、八九一、七四	九四四、三一三、三五五、四六	
奉天支店	二七八、一〇六、〇一五、七二	二七六、九五二、二四六、〇〇	
福州支店	九四、〇二八、三五三、三二	九三、七一六、九一七、五三	
香港支店	三〇七、九一四、四八五、一六	三〇七、六四〇、五九七、五一	
杭州支店	三〇〇、三八九、七三二、六四	二九九、一二六、三九三、七二	
太原支店	六二、八五八、〇九〇、六一	六二、七四〇、一一八、〇五	
重慶支店	一四九、一三五、三七一、〇四	一四七、六〇二、四三六、六九	
貴陽支店	二四、六六一、三五五、八二	二三、二八八、六〇九、二九	
西安支店	三、四三〇、六九四、六九	三、四二一、七四二、九〇	
南昌支店	二一一、二九五、二一四、二〇	二一〇、六〇二、〇三四、九七	
蕪湖支店	一三三、〇二二、八五一、九一	一三二、八一六、六〇一、六一	
長沙支店	三八、〇一五、二九九、六五	三七、五六五、九〇九、四四	
張家口支店	一〇〇、七一五、六九五、六九	一〇〇、二〇九、二六五、四一	
合計	九、〇七一、二四一、四七五、〇二	九、〇五四、三四九、六七九、七七	

各支店現金收支總額

收入		支出	
北京支店	三五七、七五三、九一五、六五	三五七、三一五、九四、六七	
天津支店	一九、五四七、一二一、六六	一八、九四六、四七七、四〇	
上海支店	九五七、八三二、八八五、七一	九五七、一九七、二五八、九五	
漢口支店	一一六、四三五、八一一、七一	一一四、七四六、二四三、三一	
南京支店	五二、三七八、一〇一、五七	五二、〇二四、三七九、三九	
南濟支店	七八、〇〇三、七七六、三七	七七、四二七、七二六、八六	

開封支店	六、九一九、九九四、三一五	六、五九九、六五九、七四〇	六、七三五、一九九、八六八
長春支店	一二〇、九三三、九四二、〇四〇	一一八、三四五、六三一、三六〇	一二四、八三三、七四四、九三〇
奉天支店	三一、〇四四、三六四、一〇五	三一、八七九、五二三、三二八、九三〇	三二、五三三、三三八、九三〇
哈爾濱支店	五三、八一五、七四一、七四〇	五三、五四一、八五〇、四七〇	五三、九九九、九五五、八四〇
杭州支店	四一、二五四、五四八、六二〇	三九、九九九、九五五、八四〇	四一、二五四、五四八、六二〇
大連支店	九、四四七、五九六、九〇〇	九、三二九、四二四、五四〇	九、四四七、五九六、九〇〇
重慶支店	二九、九六三、〇四五、〇二〇	二八、四三〇、一一〇、六七〇	二九、九六三、〇四五、〇二〇
青島支店	九、〇八一、六八一、二七〇	七、七〇八、九三四、七九〇	九、〇八一、六八一、二七〇
四南支店	七六、一六八、四五〇	六七、〇七七、〇六〇	七六、一六八、四五〇
南昌支店	一九、〇〇三、七二八、二九〇	一八、三三四、二九八、八〇〇	一九、〇〇三、七二八、二九〇
福湖支店	二三、九三四、九六一、二二〇	二三、七二八、七一〇、九二〇	二三、九三四、九六一、二二〇
烏沙支店	一一、一一〇、五一一、五六〇	一〇、六六一、一一一、五九〇	一一、一一〇、五一一、五六〇
漢口支店	二五、〇三二、九八五、〇八〇	二四、五五二、七〇一、三一〇	二五、〇三二、九八五、〇八〇
分　計	二、一三六、四三三、二四一、六九〇	二、一二〇、〇五三、〇九九、七一〇	二、一三六、四三三、二四一、六九〇

紙幣發行高及回數高

銀行兌換券の發行及回收高、並に昨一九一九年末に於ける流通兌換券殘高左の如し。

發行額	二四五、三三七、九二六、二七〇元
回數額	一八三、六五七、八三七、七八〇
流通殘額（昨一九一九年末）	六一、六八〇、〇八八、三九〇

而して之を前年度と比較するときは、發行額に於て一千二百二十六萬九千〇五十九六十一仙、回收額に於て二百七十五萬九千二百六十一元四十七仙、流通殘額に於て九百五十萬九千七百八十九元十四仙の增加を示せり。

茲に一ヶ年に於ける紙幣流通額の最高最低高の如し。

最高	六四、七三七、六二六、七四〇元
最低	四二、八三三、七四四、九三〇

之を前年度に比較するに、最高に於て一千一百六十二萬一千三百五十元八十仙、最低に於て五百三十萬八千七百六十八元十九仙の減少なり。

上半季紙幣流通高	七一、七一二、二四八、四八一、六〇〇元
下半季紙幣流通高	八、二一四、〇七〇、三八六、八四〇
計一年紙幣流通高	一五、三八五、三一八、八四八、四四〇

而して一ヶ年の營業日數は二百九十一日にて、一日平均流通高五千二百八十七萬五百十一元五十一仙にして、前年に比し九百二十三萬六千九百十一元九十六仙の減少なり。

兌換券準備金

昨年末兌換券準備金	六一、六八〇、〇八八、三九元
現金準備金	三一、三九九、一三五、二九〇
內　兌換紙幣準備	二七、六七六、五〇八、三五〇
不換紙幣準備	三、七二二、六一六、九四〇
保證準備	三〇、二六〇、九六五、一〇〇
內　兌換紙幣準備	一二、〇二〇、五〇五、九三〇
不換紙幣準備	一八、二六〇、四九七、一七〇

兌換券に對する現金準備額は前期に比し、一千〇二十五萬二千三百十六元六仙の增加、（兌換券準備金に對し八百四十三萬九千五百二十六元七十一仙、不換紙幣に對し百八十一萬二千七百八十九元三十五仙の增加なり）にして、又保證準備額は七十四萬二千五百二十六元九十二仙の減少、（兌換券準備金に於て四百二萬九千四百六十六元九十三仙、不換紙幣準備金に於て四百七十七萬一千九百九十三元八十

五仙の減少を示す）なり、之に依つてそれを見れば現金及保證準備兩者に於て、合計九百五十萬九千七百八十九元十四仙の增加を示す事となれり。

丁士源舞弊職權濫用公款虧損報告

交通總長葉恭綽に呈報す

所謂安福系首中交通部の二頭目と稱せられたる曾毓雋及丁士源二氏の舞弊事件に就き曾氏の交通總長在任中二千餘萬元の公款を濫用せる事實は既に前任總長田文烈氏より徐總統に呈報され丁氏に對しては現任葉總長の下に嚴密に取調中の處調査既に完成し昨年十二月二日左の如き報告書を呈報せる事同十七日の政府公報を以て公表されたり。

丁士源の鐵道公款を經理せるは民國六年七月京綏鐵路局長就任以後七年十二月京漢鐵路局長兼任及八年十二月京滬京綏兩局併合歸一に至る迄前後三年間にして其出入金額實に數千萬元の鉅額に上り事極めて重大なりしも前任田總長の任期短き爲め其査辦未だ完了するに至らざりしかば嗣いで本總長に及び更に本部參事王景春に命じ部內中外會計專門家包光庸黃振聲陳廷鈞パーク、ハント等諸員と共に京滬京綏兩局に派し兩局長參加立會の下に前局長丁士源任期中に於ける工程及其營業其他の帳簿檢査を開始せしめつゝありしが其間王景春は東清鐵道の用務に因り哈爾賓に派遣されたるを以て更に參事電光宇食事劉景山を改派し嚴重なる檢査を續行せる結果其詳細なる報告に接せるを以て謹で玆

一、黃河鐵橋工事準備金提用案

黃河鐵橋工事は民國八年七月其決定を見本部は中國交通兩銀行京鈔二百萬元及七年長短期公債券一百二十五萬元を天津交通銀行に預入れ同時に又同行と民國八年七月より以後四年間年利六釐を以て每月現銀十五萬元を預入るゝ契約を結び以て黃河鐵橋工事經費の準備に資せり、然るに丁前局長は本年二月忽ち該準備金の預入を停止し三月初旬故意に右契約を取消し三月二十五日本部に何等の報告をもなさずして擅に同行より現銀七十九萬一千元、鈔いで幾くもなも該預金の殘額全部を引出し、七年公債券は發に預入れたる一百二十五萬元及其後更に民國八年十月續購預入せる八萬五千元をも引出したる上又京綏鐵道より京鈔三十萬元を借入れ共計一百六十三萬五千元を使用し、更に財政部より三十萬元京綏鐵路局より三十七萬三千元及公債富鐵金額四十八萬三千元亦悉く之を使用し、黃河鐵橋準備金は僅に十七萬八千一百元の有高を示すに至れり、黃河の架橋は京漢

線に於ける最大重要なる工程にして其橋力保險期限今將に滿了せんとし莫大なる修理經費を準備せざる可らざる今日丁前局長の行爲は既に斯くの如し、本總長嘗て路政司在任中之が爲に經費分年儲存方法を定め以て期に至て能く新橋の修築に支障なからしめんとせる計畫今一旦にして盡く破壞され將來起るべき危險貽誤の大なる誠に寒心に勝へざるものあるを以て本總長は既に京漢局長に命するに從前の儲存準備方法の續行を以てすると同時に又速に新方法を極力講じつゝあり。

二、印刷膠濫買案

京漢鐵路局所用の印刷膠は其需要毎年一千餘樽に過ぎざるに拘らず同局材料廠長汪希田は實隆洋行より二萬樽を購入し丁前局長居然として之を顧みず而も貨物受取に當て何等の檢査をも施さず膠油の內裝外裝共に無商標の怪しむべき品を收め其後車務處の洋員ミーラーより此等膠油既に鎔化し啻に保存し難きのみならず亦使用も不可能なるべき旨を報告せるに汪希田は之を總局に報告せず任意に該品を實隆洋行に戻し且つ其代金請求書に代金交付の證印を認めたり、其後機務廠員より前後四回に亘りて該膠油の使用に適せざるを報告せる處汪希田は之に何等關係なき廠員丁文侯丁德福等數人を罷免し以て事を糊塗せんとせり、於是既に實隆洋行に支拂へる代金二萬餘元は右の如くにて全然虛用に歸せるのみならず尙且つ代金殘額を支拂はざる可らず、是れ皆丁前局長の汪希田私意庇護に依るものにして本部は既に本件を以て地方檢察廳に起訴し法を以て處分するに決せり。

三、車輛不當購買案

民國五年京漢線の貨物增加し車輛爲めに缺乏を來せるより本部は前任局長王景春に五個年以內に第一年に四百輛其後每年二百輛共計一千二百輛の貨車訂購を命じ、其後丁前局長就任し仁記洋行太廉公司及市俄古車輛公司に一千三百輛を註文せり、其中前任王景春の訂結せる仁記洋行二百輛の契約を除き其他の車輛訂購に關して各公司との往來文書及車輛設計圖案等何等幾んどなく且つ鐵道常例に據れば貨車一千三百輛の牽引には少くも機關車六七十輛の添增を要するに拘らず丁前局長は僅に機關車二十輛を訂購せるのみにて啻に現在使用機關車を彌補するを得るに過ぎずして新購貨車に對しては幾んど牽引機關車の配用なし、若し更に機關車を添設せんとせば今後少くも七八個月を待つに非らざれば其到着を見る能はず、之に因る營業收入上の損失及利息は百萬元の多額を算すべし、而して其市俄古車輛公司との五百輛訂購契約には車輛受渡し地點を上海浦口漢口秦王島の四ケ處と定め該公司の隨意選定に任ずる事とし該公司は既に上海に決定せり、京漢京綏兩線と軌道聯絡なき上海を受渡地點に選定せしめたるは辦理の不當しきものにして該公司既に上海を選定せる以上更に其受渡地點を秦皇島に改むとせば經費の增加尙四萬八千弗を要し其外碼頭倉庫の經費を計上せざる可らず、其冗費決して僅少の額に

非らず太康公司訂購の五百輛に關しては該公司曩に車輛解體して運送すべきを求めたるに丁前局長は之に對して到着後の組立經費の該公司の負擔に歸すべきを嚴定せざりし爲め該五百輛の組立經費は京漢鐵路局の負擔に歸せざるを得ず、其糜費亦鮮少と謂ふ可らず、本部即ち右機關車の缺乏に對しては現用機關車の配用に苦心し極力貨車の滯滯を防ぐと共に一面車輛受渡地點に就き各公司と協議を重ね其補救に努めつゝあり。

四、龍煙鐵鑛運賃不當訂立案

丁前局長は鐵路局長を以て龍煙鐵鑛公司の會辦たり、故に兩者の間に立ちて公平なる運賃の協調を圖らざる可らず、龍煙公司は第一回に於てコークス及石炭運賃に就き其京奉線に由るものを開灤公司の先例に據りて一噸一哩一分京漢線に由るものを臨城公司の先例に倣ひて一噸一佛里六萬二五、京綏線に由るものを一噸一支里三萬一二五、其他鐵鑛及マンガン鑛の京奉京漢京綏三線に依る事等を求め、第二回に於て龍煙公司の購入する開灤井陘磁縣六河溝臨城等各鑛山所產石炭の京奉京漢兩線より水磨房に運輸するものは其運賃を京奉京漢兩鐵道の規定に準據し、公司產のコークス石炭鐵鑛及マンガン鑛四種は貨切り貨車の運賃を以て計算し、其京奉線に由るものは開灤公司の前例に據りて一噸一里一分一厘、京漢線の臨城炭漢口輸送の例に倣ひて水磨房より漢口輸送は一噸七元四角三分、豐樂鎭より漢口輸送は一噸三元八角一分、磁縣より漢口輸送は一噸四元九角一分、石家莊より澤口輸送は一噸四元九角一分、大同炭の口泉より水磨房輸送は一噸一元三角八分、粗製鐵は鐵鑛の倍額、公司所用の材料運輸は京奉京漢京綏三線鐵道材料相互運輸の例に據りて其半額とすべきを請ひ、第三回に於ては龍煙公司の粗製鐵及鐵鑛に關する一切の公費を免除し、粗製鐵を除き鑛山より直接水磨房に輸送するものに限りて貨切り貨車の運賃に據るとの一項を鑛山及材料積込地點より直接該公司の鑛山に輸送するものに改むべきを請求せり、開灤臨城各炭の特別運賃は均しく歷史的因緣を有し彼等鑛務に利益多く吾人鐵道の營業には僅少ならざる損失なるも此等の公司は其石炭を購用するの交換利益あり、若し夫れ龍煙に至りては鐵鑛公司にして此種の利益なきのみならず其要求運賃は右各鑛所產の石炭に比し更に低廉なり、故に鐵道營業の被る損失莫大なるを以て其不合理の點を指摘して再三却下せるも該公司挾持續求止ます、京奉局長徐廷爵の如きは最も其要求に反對せるも丁前局長は卽ち百方聯絡し極力龍煙を偏袒するに務めたり、龍煙鐵鑛公司は其組織官民合辦に係ると雖鐵道運賃の規定を破壞して庇護に力むるは濫權の甚しきものにして國家の損失既に堪ゆ可らざるを以て本部は現に關係各局をして龍煙公司と其運賃改定を討議し損失の防止に力めつゝあり。

五、局員及俸給不當增加案

丁前局長の京綏鐵路局長在任期中局員を增加せること三百六十五名其俸給の增加每月一萬五千七百九十餘元、京綏

鐵路局長在任期中局員を增加せるもの二百五十九名其俸給の增加每月一萬八千八百七十餘元、歷任廳長兩局長就任在職期中局員を增加せるもの三百〇三名其俸給增加每月一萬三千一百八十四元、共計局員の增加一千〇二十七人其俸給增加每月四萬七千八百四十餘元。

局員人數職務及俸給に關しては均しく既に定めて規則あり、營業の發達狀況に依りて入員を增加するの必要ありとするも瞑じて斯くの如き多數增加の理由なく、局員章程を無視して隨意に增加せる結果其冗費は一年實に五十七萬四千餘元の巨額に上れり、其職權濫用實に驚くべく本部は今兩局に命じて嚴格なる批判の下に冗員を裁汰しつゝあり。

六、龍煙鐵鑛公司株券不當購買案

丁前局長在任期中各種株券の購入額共計一百八十餘萬元、其中龍煙鐵鑛公司の株券一百三十二萬元の多數に上れり、龍煙公司の始めて組織さるゝや應募者極めて尠く一時頗る悲境に陷らんとせしかば丁前局長卽ち鐵路局長を以て該公司會辦の職を兼ぬるを利し遂に鐵道公款を濫用して之に投資せり、或者之を辯護して曰く龍煙公司に投資せる所以交通部の命令に據るものなりと、交通部の龍煙公司に於ける其株券は本部より購入すべきを聲明したるのみにして鐵路局に向て之が購入を命じたる事なし、丁前局長の此行爲は龍煙公司との關係を利して結託弊を逞せるものなること一言の辭を許す能はず本部今之に對し該公司と株券の處置に關し協議中なり。

七、運貨債權不當放任案

丁前局長就任より本年七月末に至る迄の期間に於て各商の運貨積欠數額は實に一百三十九萬八千二百九十餘元の多額に達し、其中六河溝炭鑛の二十六萬餘元、臨城炭鑛の四十二萬五千餘元、正豐炭鑛の二十七萬餘元を最とす、鐵道運輸の收入は鐵道生命の糧食なり、任意に債欠を放置すべきに非らず、丁前局長の放任一に玆に至り其中如何なる情弊を含めるや未だ悉る能はざるも其瞶職壞則杀きるゝの外なく本部は兩局に命じて極力其納付を督促すると共に整理中なり。

八、長辛店官窯不當買收案

瑞國人オンデユール曾て京漢鐵路局より一百五十七畝の地を借り燒窯廠を設置し其地所租借期限は民國六年七月に滿了せるに偶ま事故に因りてオンデユール廚夫の爲に燬害され法廷の判決に依り該業を商人に繼承せしむるに決せるに拘らず丁前局長は四萬五千元を以て之を買收せり、オンデユール死後其遺せる家具土窯土壤其大半は毀損して用ふるに堪なきに拘らず例へ數萬の價額を以てするも公款亂費の責を免る能はず。

九、航空處不當借款案

丁前局長鐵路局長を以て亦航空等備處々長を兼ね之に綠て鐵道公款五十九萬餘元を航空處に貸與せり航空事業の準備如何は自ら別箇の問題にして何等鐵路局と關係なきは固より言を俟たず、鐵道公款保管の職責を有する鐵路局長を以て兼職の故に緣り擅に鐵道公款を他に流用するが如きは其咎之を辭す可らず、本部現に航空處を廢設し此損失の彌補に就き協議中なり。

十、京鈔不當蓄存案

丁前局長在任期中京漢京綏兩鐵路局に於ては本年一月以降各銀行より京鈔一百十五萬元四月以來六十五萬元を引出して之を局の出納課に蓄存せり、鐵路局出納課は斯くの如き巨額を蓄存するの必要毫もなく丁前局長の如何なる用意に出でたるものなるやは遽に臆測す可らざるも之が爲に僅少ならざる預金利子を失へるののみならず亦危險の發生寒心に堪へざるものあり、鐵路局出納課に多額の蓄存を許さゞるは從來既に嚴禁せる所にして丁前局長の之が用途如何を問はず此行爲は鐵路出納の規定を恣に破壞せるものと謂はざるを得ず、本部現に其中情弊の有無に就き嚴重に調査中なり。

十一、龍烟公司土地不當收用案

丁前局長は民國七年十二月京綏線宣化水磨房の土地二百八十六畝六分を強制收用して之を龍烟鐵礦公司に讓渡せり、鐵道敷地は公共利益に依るに非らざれば苟に之を收用す可らざるは勿論なるに丁前局長は京綏鐵路局の名義を以て鐵道土地收用令を挾み鐵路局に關係なき龍烟公司の爲に土地を强制收用せり、土地收用令の鐵道用地に限られ居るは既に條例の明に示せる所なるに鐵道の名義を藉りて斯くの如き行爲をなせるは不當も亦甚し此土地に關し將來地主より訴訟事件起るも本部は其責任を負はず龍烟公司をして處置せしむることゝせり。

十二、醫藥不當講聘案

丁前局長在任期中醫務顧問二名を聘し每人每月俸給二百元、更に醫員三名每人每月俸給百元、而して顧問醫員幾んど局に出勤せず、此外更に中央醫院と訂約して每年六千元の補助をなせるも局員の同院に治療を受くる者亦幾んどなし、曾に此のみならず又米商愼昌洋行より藥品三萬五千八百弗の購買契約を結び代金は物品引渡の時金價を以て支拂ふことゝせり、現在金價日に奔騰して物品引渡の期限は一定の明約なし、醫務の顧問及醫員の設置は局則の未だ制定なき所にして更に局員の診療を受けざる中央醫院に僅少ならざる補助を與へ用なき西藥三萬數千弗の買入契約を結び而も其契約に何等の注意を拂はざるに至ては辦理の謬妄も亦極まれり、本部即ち右醫員顧問を悉く取銷すと共に中央醫院との契約に對しては補助金を停止するか或は局員の疾病者に對して完全なる責任を負はしめて以て虛費を彌補し更に愼昌洋行の藥品に對しては他種有用の物品と交換し一定の期限に納付せしむべく商議を重ねつゝあり。

十三、米糧不當購買案

京綏鐵路局出納課の帳簿中に本年七月十一日に一萬元、七月十七日に又一萬元、七月二十一日に又々一萬元共計三萬元を工務處に交付せる事實あり、之が用途を工務處に訊問せる處丁前局長の命令に據り之を以て米糧を購入せる旨確答を得たり、京綏鐵路局に米糧を購入するの必要毫もなく其用果して如何なる意に出でたるものなるや未だ明瞭ならざるも公款侵蝕の行爲たるは斷ずべし。

十四、蘆漢公司不當投資案

蘆漢公司の經營せる臨城炭鑛は毎月產額僅に二萬噸を出でずして毎月の虧損一萬九千餘元、而して其既拂込資金は到底接濟の用に足らず、其不足は固より彼等株主の辦理に歸すべきものなるに拘らず、丁前局長は任意に四十萬元の巨款を以て該公司に投資せり、而も該公司石炭運賃の鐵路局に對する債務は亦數十萬元の多額に上れり、該公司は私人の組織開設せるものにして濫に鐵道公款を投入して其經營に資すべきものに非らず、本部現に該公司に對し株主の權利に基き右歸費巨額の回收に力めつゝあり。

十五、私領公款不當行爲案

丁前局長去職以後其捲款を傳ふる者紛々たるも今尙確實なる證據なし、京綏局會計處の報告に據れば本年七月中旬丁前局長は突然會計處に向て本部の命令なりと稱し四回に亘りて三萬元を索めたるを以て之を交付せりと云ひ、之を本部綜覈科々長張心澂に詢すに該三萬元の現款は未だ接收せざるも姚前次長は其領收書として邊防所三萬元の受取證を付せりと、思ふに丁前局長捲款の風說は此等に基くものならんも公款出入往來の嚴重ならざるは任意侵款の譏を免る能はず。

十六、廬溝橋琉璃河復線不當敷設案

長辛店廬溝橋間の五キロメーターは車務複雜なるを以て復線敷設の必要を見るも其他には未だ其必要を認めざるに拘らず丁前局長は廬溝橋琉璃河間に於て三十キロメーターの復線を本部の許可を俟たず任意に敷設せり、而も其所用軌道に六十五磅のものあり、七十五磅あり、八十五磅あり亂雜一にして足らず、殊に一九一三年所製の腐錆せるトンネル軌道を用ひたるに至ては危險言語に絕せり、鐵道の敷設は需用材料に愼密なる注意を加ふるを要し、工程局より之を局長に呈明し更に本部の認可を經て始めて着手すべきは明らかに章程の規定せる所、丁前局長は卽ち全く章程を蹂躙し經費を浪費して此無用にして危險なる敷設をなせり。

十六、會計印刷兩處出納紊亂案

京漢京綏兩鐵路局の會計帳簿に據れば民國五年より同八年迄の期間に於て印刷所に交付せる金額は共計三十三萬九千二百餘元あり而して印刷所の帳簿に據れば其領收金額は共計十三萬六千二百餘元にして其差實に二十萬二千九百餘

圓の多額あり、印刷所の開設より民國八年末迄各種機器を購入せる額は二萬三千四百餘圓にして八年末に於ける各種物品未用殘餘五萬六千〇九十餘圓あり、之を合算して上記の差額より除去するも尙十二萬三千三百餘圓の差を生ず、印刷所及會計處共に局長の權下に在る分設機關にして兩處帳簿出納の混亂既に數年間に亘りて之を放任し毫も整理を加へざるに至りては實に言語同斷の無責任と謂はざるを得ず、本部今其中如何なる弊竇の存在せるかに就き調査すると共に極力整理中に在り。

十七、被服出納紊亂案

丁前局長民國八年四月被服廠を設け其經費は京漢局より七割京綏局より三割を分擔せり、而して該廠の帳簿に據れば民國八年四月より同年十二月迄京漢京綏兩局に被服を納入せる額共計十萬七千三百餘元、九年一月より同年六月まで共計十萬四千九百餘元に達せり、被服廠より被服を材料課或は警務課或は機務課に納入する時は其領收書を求めて更に之を會計處に廻したる後記帳するを要す、斯くして被服の出納始めて確實にして明瞭なるべきに被服廠は之に據らず其出納亂雜を極め果して從來幾何を供給せるか之を查出するに由なく其材料の出入亦全く明らかならず而も該廠所製の被服は耐久力なく其色忽ち變じ使用者の物議一にして足らざるなり、從來鐵路局警察員所用の被服は商家より入札を以て受負はしめ概して良好なる成績を示しつゝありしに丁前局長の忽ち之を廢して被服廠を專設せるは各方面の證實を綜合して私人濫用の爲にせる事明らかなり、而も數目出入全く紊亂して製服用に適せざるに至ては公款虛靡の責を免るを得ず、本部既に該被服廠を廢止し其出納數目に關し詳細に調查を行ひつゝあり。

以上各案は丁前局長劣績の大體を擧げたるに過ぎず、更に帳簿記入の輸轉出納手續の不明貨物取扱の不備各商運賃の曖昧材料訂購の不注意局員逞私の流弊之を擧ぐれば枚擧に勝へず、本部現に極力其詳細を調查し、法に訴ふべきものは悉く之を法庭に提出して理非を明にせんとす、國家政行の要義は紀綱の整飭に在り、官營事業の之に據りて經營其誤なきを得るは茲に贅言を俟たざる所なるに拘らず、丁士源一に己意に任じて紀綱定章を顧みる所なく隨時隨意其私を恣にせるを以て詐黠の徒逢迎是れ事とし其間に私利を圖つて忌憚なく官營事業及國家信用の前途に關する事極めて至大なるを以て本部は更に全般に亘りて事務の劃清を期しつゝあり。

支那の財政改革

一九二〇、九、一一、上海密勒氏評論所載

財政改革の必要

千九百十二年支那に共和政治の布かれて以來、各方面に動搖變革が行はれ、其都度新たに社會運動などが顯はれたが、最近支那を騷がした直隸安徽兩派の爭鬪後程、支那人が所謂改造問題に着目し初めた事はない、千九百十三年の第二革命、千九百十六年の袁世凱覆滅、千九百十八年の復辟反對、千九百十九年の學生運動等は、凡て性質に於て破壞的であつた、現在國民の幸福の爲めに邪魔になるものを取除くか、或は破壞するかの運動であつた、取除くもよい破壞するのもよい、併し夫れに續いて建設が興つて來なければならぬが、從來の例で見ると破壞はしても、更に進で建設の計畫を樹てようとする者は少なかつた、然るに今度は聊か趣を異にしてゐる、國民は破壞より寧ろ建設に興味を持つやうになつて來て、既に改造計畫が發表せられてゐる、是等の計畫に付て述べる前に、吳佩孚將軍の根本的提案に付て一言して置きたい、夫れは國民大會の事である。國民大會は事實上國民代表者の會議である、之は吳佩孚の提案であるから、軍人の代表機關であるが、夫れと同時に有力な政治家、湖南の學生其他國民大會に共鳴した各省有志團體を代表するものであるから、此仕事は確かに時代精神に觸れた建設作業の一である。

建設計畫のうちで最も長く而かも最も解り易いのは、北京學生會の趣意書である、之は大項目を四つに分けて十四の細目から成立つてゐる、日本留學生間にも可成り長い改造計畫を持つてゐる、上海商業組合其他各種の團體から各種の提案が出てゐるが、吾人は殊に財政上の改造問題に興味を有つて居るから、之に付て研究して見たい、財政上に關する改造提案の主なるものを擧ぐれば、

一、剩兵の解散、督軍の廢止
二、土地稅の改革、（土地稅を以て外國借款の擔保とする事に反對）營業稅、關稅其の他諸稅の改革
三、豫算法の改正、豫算を迅速に國會に提出する事、豫算の特別經費制限
四、外國借款契約の公表
五、國民に政府會計を檢查せしむる事若くは審計院の權限を擴大し同院に於て政府會計全部を監督する事
六、教育事業は從來より多額の資金を投ずる事
七、財政經濟其他改造問題は凡て國民大會に於て解決する事

此外にも類似の要求が民間各方面から支那政府へ提出された、是等の提議が全部容れられ實施せられるなら、それこそ支那の大革命であり、東部亞細亞に於けるデモクラシ

主義の確實なる表顯である、又支那國民の權利は臨時約法に依り現在保障せられてゐる、それよりも遙かに有効な實際的な保障を與へられる事となるのである。エドモンドバークが昔て「アングロ、サクソン人は課稅の事に付ては最も熱心に其の自由を擁護する、從つて世界一のデモクラチックな政府を持つて居る」と云つた事があるが寔に明言である、若し支那がデモクラチックたらむ事を欲するなら政府の管掌する會計事務の大部分を擧げて國民の管理に委すがよい、之が現下の問題たる財政改造の眼目である、同時に又支出に必要な收入の增加を圖り、支出の項目は國民各階級に亘り最も廣く有利に使用する事とし、國の財政を更に鞏固な基礎の上に置く必要がある、此二個の觀念を先づ頭に止めて前記の改造計畫者等は其計畫を發表する丈けで、まだ充分に事實と數字を擧げる暇が無かつたやうであるから、追書り充分信憑するに足るべき之等の事實と數字を示して、話の材料を作り、議論を進めて行かう、先づ第一は裁兵の問題である。

裁兵の必要

裁兵の問題は二年以前北方代表朱啓鈐に依り上海會議に提出されてゐる、同人の編纂に係る小冊子に依ると、其當時に於ける支那の兵員は百二十九萬人、給料年額一億九百萬弗であつた、之は千九百十八年の調査であるから、邊防軍四箇師團、徐樹錚の編成した西北邊防軍たる四混成旅團及び其後に出來たものは含んで居らぬ、當時の政府豫算に依ると、軍事費は內債外債を含む總收入の二割九分乃至五割七分のところで計上してあつた、昨年の豫算を見ると軍事費は財政費の約五倍、司法費の二十五倍、敎育費の四十倍產業費の八十倍になつて居る、卽ち支那政府は軍備の外はあらゆる重要施設を怠つてゐるのであるが、而かも支那は此莫大な軍備豫算を以て、外國と干戈を交ふるのではなくて、國內の平和秩序を維持する爲めに兵を動かして居る而かも尙國內の平和は此等の軍隊の爲めに攪亂されて居る、何と云ふ皮肉であらう、之は卽ち豫算總收入の半ば以上を濫費する事であり、國民の經濟的智的發展に用ひらるべき莫大な資金の誤用であり、又豐富なる自然の資源を以て督軍制維持及國內統一の資草にする事である、(自然の資源を擔保とした借款は大部分軍事に消費される)、人は之を呼んで軍國主義若くはプロシャニズムと稱するかも知れぬ、併しプロシャニズムの元祖たる獨逸でさへ、戰前迄は個人の權利や國富を、かほど迄に犧牲に供した事はなかつた。

此問題は非常に廣汎に亘つてゐるので、玆で簡單に論じ盡す事は出來ないが、要之、支那に於ては現在の如き多數の軍隊は絕對に不必要である、之等の軍隊は單に督軍を置く爲めに備へるに過ぎない、督軍のうち誰一人として配下の兵員を減する事を欲する者はない、夫れは支那を擧げて未だ裁兵を行つた者がないので、自分丈け之を行へば、直ちに其勢力が弱くなるので、之を恐れるからである、故に督

軍は凡て軍隊を增加し軍備擴張を企てる事にのみ腐心してゐる、彼等の心理は丁度戰前武裝解除問題に對する歐洲諸國のそれと非常によく似てゐる、形勢は次第に封建時代に逆行して居る、此大勢を阻止し、此莫大な軍事費を節減するには、他に何等の方法もない、只督軍を廢止し、軍隊の數を現在の約半數に減すればよいのである、尙ほ軍隊を中央政府の直轄とし、彼等に新式の規則正しき訓練敎育を與へ眞の意味に於ける國家の干城たらしむる事が必要である、軍隊から解かれた軍人は、水路の改修、道路工事、鐵道作業其他官有鑛山工場等に使用すれば、生活の方法は付いて行く、不必要な軍人として給料を拂ふよりは、政府は彼等を諸工業鑛山等に使用して、給料を拂つた方が遙かに利益である。

稅制改革

第二の提案は稅制の改革である、支那で稅と云ふものを徵收し初めて以來、政府收入の源泉は主として土地稅であつた、最近に至り二種の收入が出來て金高も非常に多く、重要な點に於て殆ど土地稅と同じ事になつてゐる、豫算に依ると千九百十二年に於ける土地稅は見積七千九百萬弗、千九百十六年に於ける實收入八千二百萬弗、而して千九百十九年の見積豫算は一躍して九千三百二十萬弗餘を計上してゐる、千九百十九年の數字が確かであるとすれば、土地稅の收入は千九百十二年と比較して約一割八分、千九百十六年と比較して一割五分五厘の增加である、塩稅收入は千九百十四年の七千三百六十萬弗から、千九百十七年の八千二百七十萬弗に增加し、增加率は一割二分以上である、海關稅は千九百十三年の八千四百萬兩から千九百十五年の三千六百七十萬兩に減少し、其代り釐金稅は千九百十三年の五百七十萬兩から千九百十五年の七百四十萬兩に增加してゐる、之等の數字を一海關兩に付一弗五〇仙の公定相場で弗に換算すると、五割方增加する勘定である、其他各種の租稅雜收入は別々にしては大きな金高にはならないが、それでも印紙稅及煙酒收入の如きは大きくなる可能性を有つてゐる、印紙稅と煙酒收入の數字は左の通りである。

	印紙稅	煙酒收入
一九一三年	五七、五六一	
一九一四年	四七一、九一五	
一九一五年	三、六四七、三六九	一、五四二、四〇二(但シ半年分)
一九一六年	二、〇二一、〇五六	六、四一〇、五七二
一九一七年	二、五二六、六三二	六、三〇四、五八四
一九一八年	二、七七九、一三一	五、九四六、八三六

一九一六年、一七年、一八年の煙酒收入の數字には四川雲南、貴州、新疆及川邊と稱せられてゐる四川の邊境より生する收入を包含して居らぬ、其他家屋稅、都市地稅、所得稅等各種租稅が入つて來るから、中央政府の收入は更に莫大な數字になるのである、故に稅制の改革さへ實行すれば、支那政府は借款に依賴せず、獨立經濟の下に充分やつて行く事必ずしも難事ではない。

豫算問題

主義の確實なる表顯である、又支那國民の權利は臨時約法に依り現在保障せられてゐる、それよりも遙かに有効な實際的な保障を與へられる事となるのである。エドモンドバークが曾て「アングロ、サクソン人は課稅の事に付ては最も熱心に其の自由を擁護する、從つて世界一のデモクラチックな政府を持つて居る」と云つた事があるが寔に明言である、若し支那がデモクラチックたらむ事を欲するなら政府の管掌する會計事務の大部分を擧げて國民の管理に委すがよい、之が現下の問題たる財政改造の眼目である、同時に又支出に必要な收入の增加を圖り、支出の項目は國民各階級に亘り最も廣く有利に使用する事とし、國の財政を更に鞏固な基礎の上に置く必要がある、此二個の觀念を先づ頭に止めて前記の改造計畫に付て、各別に論議して見ようところが前記の改造計畫者等は其計畫を發表する丈けで、まだ充分に事實と數字を擧げる暇が無かつたやうであるから、遽當り充分信憑するに足るべき之等の事實と數字を示して、話の材料を作り、議論を進めて行かう、先づ第一は裁兵の問題である。

裁兵の必要

裁兵の問題は二年以前北方代表朱啓鈐に依り上海會議に提出されてゐる、同人の編纂に係る小冊子に依ると、其當時に於ける支那の兵員は百二十九萬人、給料年額一億九百萬弗であつた、之は千九百廿八年の調査であるから、邊防軍四箇師團、徐樹錚の編成した西北邊防軍たる四混成旅團及び其後に出來たものは含んで居らぬ、當時の政府豫算に依ると、軍事費は內債外債を含む總收入の二割九分乃至五割七分のところで計上してあつた、昨年の豫算を見ると軍事費は財政費の約五倍、司法費の二十五倍、敎育費の四十倍產業費の八十倍になつて居る、卽ち支那政府は軍備の外はあらゆる重要施設を意つてゐるのであるが、而かも支那は此莫大な軍備豫算を以て、外國と干戈を交ふるのではなくて、國內の平和秩序を維持する爲めに兵を動かして居る而かも尙國內の平和は此等の軍隊の爲めに攪亂されて居る、何と云ふ皮肉であらう、之は卽ち豫算總收入の半ば以上を濫費する事であり、國民の經濟的智的發展に用ひらるべき莫大な資金の誤用であり、又豐富なる自然の資源を以て督軍制維持及國內統一の資草にする事である、(自然の資源を擔保とした借款は大部分軍事に消費される)、人は之を呼んで軍國主義者くはプロシャニズムと稱するかも知れぬ、併しプロシャニズムの元祖たる獨逸でさへ、戰前迄は個人の權利や國富を、かほど迄に犧牲に供した事はなかつた。

此問題は非常に廣汎に亘つてゐるので、玆で簡單に論じ盡す事は出來ないが、要之、支那に於ては現在の如き多數の軍隊は絕對に不必要である、之等の軍隊は單に督軍を置く爲めに備へるに過ぎない、督軍のうち誰一人として配下の兵員を減ずる事を欲する者はない、夫れは支那を擧げて未だ裁兵を行つた者がないので、自分丈け之を行へば、直ちに其勢力が弱くなるので、之を恐れるからである、故に督

軍は凡て軍隊を增加し其城砦を鞏める事にのみ腐心してゐる、彼等の心理は丁度戰前武裝解除問題に對する歐洲諸國のそれと非常によく似てゐる、形勢は次第に封建時代に逆行して居る、此大勢を阻止し、此莫大な軍事費を節減するには、他に何等の方法もない、只督軍を廢止し、軍隊の數を現在の約半數に減すればよいのである、尙ほ軍隊を中央政府の直轄とし、彼等に新式の規則正しき訓練敎育を與へ眞の意味に於ける國家の干城たらしむる事が必要である、軍隊から解かれた軍人は、水路の改修、道路工事、鐵道作業其他官有鑛山工場等に使用すれば、生活の方法は付いて行く、不必要な軍人として給料を拂ふよりは、政府は彼等を諸工業鑛山等に使用して、給料を拂つた方が遙かに利益である。

稅制改革

第二の提案は稅制の改革である、支那で稅と云ふものを徵收し初めて以來、政府收入の源泉は主として土地稅であつた、最近に至り二種の收入が出來て金高も非常に多く、重要な點に於て殆ど土地稅と同じ事になつてゐる、豫算に依ると千九百十二年に於ける土地稅は見積七千九百萬弗、千九百十六年に於ける實收入八千二百萬弗、而して千九百十九年の見積豫算は一躍して九千三百二十萬弗餘を計上してゐる、千九百十九年の數字が確かであるとすれば、土地稅の收入は千九百十二年と比較して約一割八分、千九百十六年と比較して一割三分五厘の增加である、鹽稅收入は千九百十四年の七千三百六十萬弗から、千九百十七年の八千二百七十萬弗に增加し、增加率は一割二分以上である、海關稅は千九百十三年の八千四百萬兩から千九百十五年の三千六百七十萬兩に減少し、其代り釐金稅は千九百十三年の五百七十萬兩から千九百十五年の七百四十萬兩に增加してゐる、之等の數字を一海關兩に付一弗五〇仙の公定相場で弗に換算すると、五割方增加する勘定である、其他各種の租稅雜收入は別々にしては大きな金高にはならないが、それでも印紙稅及煙酒收入の如きは大きくなる可能性を有つてゐる、印紙稅と煙酒收入の數字は左の通りである。

	印紙稅	煙酒收入
一九一三年	五七、五六一	
一九一四年	四七一、九一五	
一九一五年	三、六四七、三六九	一、五四二、四〇二(但シ半年分)
一九一六年	二、〇二一、〇五六	六、四一〇、五七二
一九一七年	二、五二六、六二二	六、三〇四、五八四
一九一八年	二、七七九、一三一	五、九四六、八三六

一九一六年、一七年、一八年の煙酒收入の數字には四川雲南、貴州、新疆及川邊と稱せられてゐる四川の邊境より生ずる收入を包含して居らぬ、其他家屋稅、都市地稅、所得稅等各種租稅が入つて來るから、中央政府の收入は更に莫大な數字になるのである、故に稅制の改革さへ實行すれば、支那政府は借款に依賴せず、獨立經濟の下に充分やつて行く事必ずしも難事ではない。

豫算問題

次ぎは豫算の問題である、每會計年度の終りに、行政部から立法部へ豫算案が提出される事になつてゐるが、其時からして豫算上の歳入歳出は實際の收入支出と格段の差を生じてゐる、豫算が決定して後も議會に相談せずして、屢々變更される事がある、支那共和國第九年目も既に半以上を過ぎたが、是迄に豫算なるものは五ケ年分より外ない、一九一二年から一九一九年の間に於ける豫算の歳入歳出を示せば

	歳入豫算	實收入
一九一二年	三五〇、八五九、九八二弗	二三八、三七九、三八五弗
一九一三年	五五七、〇三一、二三六	六四二、二三六、八七六
一九一四年	三八二、五〇一、一八八	三五七、〇二四、〇三〇
一九一六年	四七二、一二四、六九五	四七一、五一九、四三六
一九一九年	三九八、七四〇、四五七	六四七、六一九、七八七

右五年間の總計を比較すると、歳入の約七割丈け不足を生じてゐる、之は注目すべき現象である、細目に亙つて論ずる事は出來ないが、前にも述べた通り、軍事費が總收入の五割七分を占めてゐる有樣であるから、右の不足高の大部分は軍事費が其實を負ふべきである、豫算の收入見積と實收入との差が餘り隔つてゐるので、支那の財政を談ずるに所謂豫算なるものは一向當てにならない、今三個の重要收入に付豫算と實收入とを比較して見よう、或るものは實に二割からの差異を示してゐる。

	豫算	實收入
(イ)土地稅		
一九一六年	九七、五五三、五一二弗	八一、九三七、〇四一
(ロ)關稅		
一五一三年	六八、二二四、二八三弗	七四、四七九、六四八
一九一四年	七九、關〇三、〇五七	六八、六一九、一七一
一九一六年	七二、三四六、三一四	六七、四〇〇、八四八
(ハ)鹽稅		
一九一五年	八四、八七九、八七三	七三、六三九、七九一
一九一六年	八四、七七一、三六五	八〇、四五九、〇〇七

現在に於ける支那の狀態で、各方面の收入を調査して、豫算を組むのは困難な仕事であらうし、又當局者も全力を盡してゐるのであらうから、それを捉て兎や角云ふのではない、只斯の如き不完全な豫算に付て、民衆の注意を喚起し、根本的改革の必要を提唱したいのである、斯の如き杜撰な豫算は議會を通過しても、一國の財政を行ふに何等力のない役に立たぬものである、收入の方は數字が分つてゐるが、支出の方になると實際の支出高が豫算の支出とどれ程多いか分つてゐない、併し秘密借款と秘密收入があるから、政府は豫算に定められた支出高より餘計に支出する事が出來る、支出高の豫算と實際との差異が、收入の豫算と實際との差異よりも重大である、收入の場合は常に實際が豫算より少ないので、之は單に政府が正確な見積が出來なかつたか、或は豫算だけの金額を徵收する事が出來なかつたと云ふに過ぎない、支出の場合はそうは行かぬ、豫算の制限を無視して、一國の公財を濫費する、書しきは天然の資源を擔保として外債を借入れ、之を濫費するのであるから、重大な問題となるのである。

外國借款

次ぎは外國借款の問題である、前支那政府法律顧問ウィロビー教授の、其近著「支那に於ける外國の權利及利益」と題する一書中に、支那の外債を擔保の種類別にした表が出てゐるが、嘗て地方新聞に掲載された事のある、日本の秘密借款は洩れてゐる、併し今日まで公式に發表されたものが無いので、ウイロビー教授の表を以て最も正確なものとするより外はない、其表に掲げてある借款は全部支那政府發表の長期外債表、中華民國財政史、支那内閣發行統計月報其他信頼すべき參考書等から蒐集したものである、現在に於ける鐵道及鑛山借款の總額を國別にして示せば左の通りである。

鐵道借款

英	國	三四、九九二、〇五〇磅
日	本	七一、七三六、七五〇圓
佛	蘭 西	三二、一一五、〇〇〇法
米	國	一、〇〇〇、〇〇〇弗
墨西哥弗にて借入れたるもの		三、〇〇〇、〇〇〇弗
露	西 亞	五〇、〇〇〇、〇〇〇留

鑛山及工業借款

日	本	一一四、〇〇〇、〇〇〇圓
英	國	四、〇〇〇、〇〇〇磅

右の全部は決して秘密借款ではない、併し何れも充分に發表されたものはない、借款契約が調印される、巨額の金が政府の手に入る、そして非常な速度で消費される、而かも國民は斯の如き借款のある事さへ知らないのである、借款が議會の協贊を經ずして屢々行はれる事がある、議會に提出される事もあるが、夫れは多くは借款契約が成立してから後の事である、豫算が速かに提出され、議會を通過せねばならぬと同樣に。借款殊に外國借款は議會の協贊を要するのである、支那國民は眞に彼等を代表する國民議會を通じて、中央政府及各省政府に於て締結する借款契約を嚴重に監督せねばならぬ。

會計制度

現行の會計規則に依ると、政府會計は毎月審計院で監査し、豫算は編成される時に、同院で調査される事になつてゐる、政府諸官署は毎月末から十五日以後に毎月の會計報告を審計院に提出し、一ケ年の會計報告は毎會計年度の終から八ケ月以後に、中央政府十省を經て夫れ〳〵提出する事になつてゐる、又各官衙は毎月五日迄に其月の支拂豫算を審計院へ送付する事になつて居り、外債其他一國の債務を監査する特別規定も設けられてゐる、鐵道の如き特別會計を除き、其他の政府會計は全部一の標準制度に依り保管され、各項目に一々責任者の署名あるヴアウチヤーを附し、之がない場合は其仕事に當つた者から、適當な說明を聞く事になつてゐる、要するに規則や形式の點に於ては、現行の會計檢査制度は立派なものである。

然るに今の制度の缺點は何かと云ふと、審計院に現在よりも更に大きな實權を與ふる事と、審計院の官吏に對し、

適當な保護を與ふる事である、審計院の役人は審計院長の手で任免せられ、審計院長は又外界の干渉に付て何等の保護を受けて居らぬ、從て審計院の事務は圓滑に行はれず、充分に職務を遂行する事が出來ない、一九一四年六月十六日公布の審計院設置に關する特別法令は、此點に付て何にも規定してゐない、審計院は其權限として公財の誤用ありたる場合に、大統領の許可を得て、之に對して損害賠償を請求する事が出來る、此規定を以て支那財政の腐敗を阻止する事が出來るのであるが、實際上審計院は其權限を滅多に行使した事はない、審計院の能率を增加するには行政部と全然獨立し、政治上の勢力に支配されない事にしなければならぬ、そして審計院長の任免は議會の決議に依つて行ふ、言葉を換へて云へば、審計院に對して一般の法官が受ける保護と稍々同程度の保護を與ふる必要がある、之等の事が實現せらるれば、審計院は充分其能率を發揮する事が出來る、そうすれば國民が直接政府の會計を檢査する必要もなくなるのである。

教育費增加の要

次ぎは教育費增加問題である、前にも述べた通り支那政府の教育費割當は、軍事費の僅かに八分の一に過ぎない、豫算に顯はれた總支出高と教育費との割合を調べて見ると次の通りになる。

一九一二年	百分ノ二	七千四百萬弗	
一九一三年	百分ノ一	六千九百萬弗	
一九一四年	百分ノ一	三千三百萬弗	
一九一六年	百分ノ三	一億二千八百萬弗	
一九一九年	百分ノ一	六千八百萬弗	

四億の人口を擁し、而かも無教育者の多い支那で、其政府の教育費割當額が、僅かに總支出の百分の一乃至百分の三に過ぎないのである、一九一四年度教育部の統計に依ると支那二十二省及び京兆、熱河、察哈爾、綏遠の四特別行政地域に於ける學生の數は、僅かに三百萬餘人に過ぎない支那の人口を四億とすれば、其百分の一より少ない、一九一四年の教育費も同じく總支出の百分の一であつた、同年度に於ける軍事費はどうかと云ふと、總支出の三割八分を占め、之れが百萬足らずの無用の兵を養つてゐたのである一人の兵士に費さるゝ金で、平均百十四人の學生を教育し得る勘定になる、一師團の兵を解隊すれば優に百萬以上の學生を教育する事が出來、又北京學生會の計算に依ると、一大學を四年或は五年間維持する事が出來るのである、支那政府は少くとも其四個の師團の邊防軍に費す丈けの金額を其教育費に充當しなければならぬ。

初期米支貿易史（五）

第四章　一八一二年戰役の終局より阿片問題の起るに至る迄一八一五年―一八三八年（續）

（アメリカ布教團が支那に布教を開始するに至りし事）

亞米利加人の布教は亞米利加の貿易と全く異る起原を有せり。「葡萄牙」「西班牙」「佛蘭西」と非基督教國との間の交通に付て見るに貿易業者と宣教師とは多くの場合其の行動を共にしたり。英吉利及び和蘭の企業に付て見るも多少程度の相違こそあれ同樣なる事實の存在せし事を發見すべし基督教の布教は通商征服者くは探險と同時に始まりたるか又は亞米利加、印度、フィリッピン」蘭領印度に於けるが如く通商征服者くは探險により進路が開拓せられたる土地に向つて行はれたり。然るに合衆國より出でたる布教團と貿易者との間には最初の十年間は斯かる關係は存在せざりき亞米利加人は非基督教國との間に非常に盛に貿易を行ひ居りたるも、其の早き時代の布教團體は彼等が最大なる貿易を爲し居りたる之等の人民に對しては計劃せられざりき。

此の事情の他と異る事は亞米利加の海外宣教事業の因つて以て企圖せらるゝに至りたる原因に基くものなり。一は合衆國に於ては布教團體は多くは大英國の例に刺激せられて起りたりと云ふ事實なり。十八世紀の最後の十年間英國に於ては大いに布教事業に對する趣味の覺醒を見たり。英吉利バプテイスト布教協會は（The English Baptist Mission ary Society）一七九二年に組織せられ、「ロンドン」布教協會は一七九五年に、蘇格蘭布教協會は一七九六年に、教會派布教協會（The Church Missionary Society）は一八〇〇年に組織せられたり。此の運動の影響は直ちに亞米利加に波及せり。ウオーセスター曰く「倫敦布教協會が一七九五年に組織せられて以來英國に於ける基督教徒の世論の喚起に力めたる事は我が國の教會の上に電氣の如き結果を與へたり。布教に關する出版物は我が國の現在の事情の下に於ては諒察する事の困難なる趣味を覺醒させたり」と。一七九七年に「コンネクチカット」の「ゼネラルアソシエーション」が布教協會の組織に關する意見を發表したる時に其の公開狀の中に於て「此の重要なる目的を立つるに至りたる多くの誘因の内に……慈愛深き天帝が大英聯合國に於ける此の種の最近の企劃に對し許されたる異常なる成功を擧げんとするものなり。」と云へり。一八〇八年の「フイラデルフイア」聖書協會の組織は「大英國に於けるかゝる種類の協會に依る發展的の善行を偶なき愉快の感を以つて注視せる」設立者に負ふ處大なり。亞米利加聖書協會は「ブ

リチャンドとフォーレン・バイブル・ソサイアー」と非常に密接なる關係を有し、後者の事業年報は、一時前者の事業報告を掲載し居りたる程なりき。

諸亞米利加布教協會は、その設立の頭初に於ては、何れも國境方面に於て「インド」人の間に布教を開始せり。而て海外に對する布教事業は、彼等の内の一、即ち「マッサチユセット」布教協會の目的の中に擧げられ居りたりと雖も「アメリカンボード・オブ・コムミッショナース・フオア・フオーレン・ミッションス」が一八一〇年に組織せられしに至る迄、實際に全てもれたる事無かりき。實に此の組織は、最初は「ウイリアムス」大學内に後年に至り「アンドバー」神學校内に存在しその海外に派遣せられん事を欲せし要求が其の計劃に對する協會の組織に導きたる學生の一小團體の布教計劃の直接の成果なり。然れども此の方法も亦英國の例に則り準備せられたるもの也。布教新聞は何れも英吉利協會の事業に關する記事を以て充滿せられ居り、英吉利布教團體は亞米利加の諸教會の指導者と文通し居りたり。「アメリカン・ボード」の第一の計劃は倫敦布教協會と聯合して活動せんとするに在りたり。而て一八一一年には「アドニラム・ジュッドソン」が倫敦布教協會は金錢上の援助を與へ得る組織のものなりや否やを觀察し、兩協會の間の關係を協定し且つ將來の布教の範圍及び布教の準備經營に關する報告を得る爲めに英吉利に派遣せられたり。英吉利協會は懇切なりしも、相互の獨立を維持する當然なる可しとの意見を有し居りたり。亞米利加人も後に至り同樣なる結論に到達せり。「アメリカン・ボード」の最初の宣教師なる「ウイス」「ノット」、「ホール」、「ジュッドソン」及び「ニウエル」は印度に於ける英吉利の同胞と密接なる關係を有し居り、其の第一根據地も亦印度に置かれたり。一八一四年の組織に係る「アメリカン・バプティスト・ボード・オブ・フォーレン・ミッションス」及び一八二〇年の組織に係る「エピスコパル」協會及び「メソヂスト」協會は初期の組織方法の影響を受けて組織せられたるものにして英吉利協會に對しては少くとも子女に非ずとするも孫女位の關係は有したるなり。

此の英米布教事業の間に存在せし初期の關係の見地より見る時は、支那人の間に於ける最初の亞米利加人の布教の努力は、概して英吉利の助力の結果にして、亞米利加商業との關係は極めて附隨的のものなりしと云ふも敢て失當には非ざる可し。初めて支那に居住して布教に從事したる新教の活動家「ロバート・モリソン」は倫敦布教協會の代表者なりき。彼は一八〇七年九月廣東に到着し、一八一二年より同協會の「ウイリアム・ミルン」宣正と事業を共にする事となりしも、「ウィリアム・ミルン」宣正は後に「マラッカ」に定住し、同地に英華大學を建設する事に盡力せり。一八二八年迄に「モリソン」は新約全書及び舊約全書の翻譯を完成し又最初の改宗者「Leang Afa」を得たり。「ダブルユー・エッチ・メドハースト」宣正及び「サムエル・ダイエル」は彼と行動を共にせり。前者は「バタビア」に於て活動し、後者は海峽殖民地に於て活動せり。

「モリソン」は事業の最初の出發點より合衆國と密接なる關係を有し居りたり。東印度會社の不親切の爲めに、彼は紐育より亞利米加船にて來航し、當時の國務卿「マジソン」より、廣東駐在合衆國領事「カーリングトン」宛の紹介狀を與へられたり。彼は支那に到着して後一箇年間は、紐育の「ミルナー・アンド・ブル」商會と共に亞米利加商行の內に住居し居りたり。「モリソン」其の他の支那人間に於ける活動家に關する記事が屢々亞米利加の布敎に關する出版物の中に表はれ、亞米利加人の出資を得て聖書の「セラムプーワ」譯を出版する事を得たり。一八二四年に「アメリカン・トラクト・ソサイテー」が其の報告の中に「ミルン」が支那人間に頒布する目的を以つて編述せる小冊子印刷の費用に窮せる事を記載し、世間の注意を促したり。一八二〇年「モリソン」は「アメリカン・ボード」の「通信員として無記名投票に依り」選擧せられたり。而て一八二一年には亞米利加聖書協會は彼の奉仕を尊敬し、彼に聖書を贈與して其の勞を謝せり。時勢の推移に伴なひ「モリソン」及び「ミルン」は亞米利加の諸敎會は共力して亞米利加若くは英吉利の何れか一方より黃埔に於ける海員に對する禮拜堂牧師を派遣す可きものなりと云ふ事を力說せり。之等の見解は直ちに亞米利加に傳はり、大に社會の同情を得たり。一八二八年十月に於ける「ミッショナル・ヘラルド」は「モリソン」の事に關し述べて曰く「彼は何故に他の共鳴者により援助せられざるか或は何故此國の敎會は彼等を派遣せざるかに付き十分なる理由が存在せず」と云へり。亞米利加海友協會は一八二九年の報告書に於て「年々支那の廣東港を訪問する英米の船員は三千人を下らざる事」に注意し「自ら進んで此任に當らんとする適當なる人物のあり次第廣東に駐在せしむる事を決定せり。」此事業に對し贊意を表せし第一人者は廣東の亞米利加商人「デー・ダブルユー・シー・オリファント」なり。同氏は數年前よりモリソンと知己となり、布敎計畫に非常に興味を持ち、廣東に於ける住居は「シオンスコーナー」として知らるゝ樣になりたる程なりき。彼は「アメリカンボード」が派遣する宣敎師には何人に對しても無賃渡航の便を與へ尙ほ一年の住居を與ふる事を申込みたり。其の結果亞米利加海友協會と「アメリカン・ボード」との二者は活動を始め適任者を得る事に成功せり。ダビット・アビエル僧正及び「エリファー・シー・ブリッジマン」が一八二九年十月派遣せられ翌一八三〇年二月廣東に到着せり。和蘭新敎會の牧師なりし「アビエール」僧正は一年間亞米利加海友協會の禮拜堂牧師として勤務し、其後「アメリカン・ボード」の事業に從事する事となり又東洋の海面中最も布敎事業に適する位地は何地なりやと云ふ事の調査に從事したり。「ブリッジマン」は「アメリカン・ボード」の指揮の下に直接に出發し廣東に於て布敎事業に一身を捧げて從事せり。此の二計畫は廣東に在住せる多數の亞米利加人により既に二年前より要望せられたる處なりしも、玆に於て始めて實現せられたるなり。

亞米利加の敎會により斯の如くして創始せられたる事業も二個の事情により其の到達線及び事業經營の方法が限定せ

られ居りたり。第一の事情は支那帝國は實際に於て布教事業に對し門戸閉鎖主義を執り非常に制限せられたる範圍に於てのみ布教を許し居りたる事是なり。「ローマン・カソリック」教は主として一層好ましかりし時代に支那に於て足場を得たる理由により、大なる困難を感じつゝも其面目を保ち布教に從事し居りたり。然るに新敎徒は澳門及び廣東に於ける外國人の出入し得たる小地域に制限せられ居たり。此地に於ても尙ほ支那皇帝は勅令を以つて基督敎主義を宣傳せむとする者は絞殺の刑に處す可しと威嚇し居りしを以て布敎は之を行ふとするも多少秘密に行はざるを得ざりき。その事業は一般に語學の研究と飜譯とに制限せられ居りたり。二三年經過したる後、海岸に沿ひ或る程度印刷物を頒布する事の可能なる事を發見したり。然れども此手段によるも尙ほ支那が布敎に對し開放せらるゝに至る迄は大なる成功を豫期する事は不可能なりき。

第二の事情は多數の支那帝國外に在住する多數の支那植民人の態度なりき。還羅に於て「マレー」半島に於て「アーチペラゴー」に於て布敎の勢力に容易に近づき易き多數の支那の植民人が存在せり。此處に於て語學を學び、書籍を印刷し、學校を建設し且、支那帝國が開放せらるゝに至る迄豫備の事業を爲す機會を有し、又支那人に對し、支那人各自の信仰の爲め並に其の或者は改宗して支那に歸り信仰を廣むるの希望ありし爲め、發展的の事業を爲す機會がありたり。

是等の二要素は早くより支那に對する亞米利加の新敎布敎團を二派に分ちたり。一は廣東に於けるものにして一は支那帝國外の植民地に於けるもの也。第一派は更に亞米利加人が始めたる布敎團と、廣東在住の他國人が始めたるものとに細別せらる。吾人は亞米利加人が始め廣東に根據を有する布敎團の開始に就き記述せり。然れども尙ほ未だ阿片問題が勃發せしに至る迄如何なる經過を以て發展せしかを記述する事が殘り居れり。「ブリッジマン」及び「アビエール」は一八三〇年二月支那に到着せり。彼等は「オリファント」氏の貸助を得彼の代表者なる「タルボット」と共に彼等の住居を建てたり。彼等の來着を實現する事に盡力したる「モリソン」氏は彼等に對し種々の援助を與へたり。「アビエール」は廣東に於ける亞米利加の居留民と外國船員との二者の禮拜堂牧師として從事する事となりたり。而て傍ら土人の間の事業に對し、又語學の研究に對し非常に多忙なりき彼は彼の住居なる貿易所の大廣間に於て又時々必要に應じ黃埔港に碇泊せる船の甲板上に於て說敎を爲したり。十二月彼は彼の一年の仕事を終り、バタビアに向ひ「アメリカン・ボード」の命を帶び調査旅行の途に上れり。「ブリッジマン」は一年の大部分を語學の研究に費したれども、餘暇を以つて二三の少年を敎育し、又說敎を爲し、通信を爲したり。其の年の終り迄には、彼も亦支那語にて二三の聖書よりの讀課を譯出せり。

一八三一年の大部分は何等の事件なく終りたり。「ブリッジマン」及び其の年少の門下生は澳門に於て夏を過したり同年の暮に紐育に於ける「オリファント」の敎會より一臺の

印刷機が送付せられたり。其の機械の到着と「モリソン」其の他の慫慂により「ブリッジマン」は定期刊行物を發行せんと決心せり。是は「チャイニース・レポジトリー」と稱し、其の題號の示すが如く、支那、支那の法律、習慣、歴史及び時事問題に關する報導並に支那に對する布教に關する報導を外國人の間に知らしむる目的を以て創められたるものなり。是は元來布教に關するものなれども、讀者の興味を惹く樣に編輯せられ居りたり。一八三二年五月の創刊にかゝり、始め一、二年間は「ブリッジマン」は經營に付き非常なる苦心を爲したり。彼は「アメリカン・ボード」がそれを贊成せざらむ事及び其の財政上の失敗を生せん事を懼れたり。同紙は初年は廣東の基督敎聯合により支持せられたり。然れども「ブリッジマン」は一八三三年四月、それは「多額の費用なしには、而て多くの困難に打勝つに非れば事業を繼續し行く事困難なり」と書きたり。後に至り（多分一八三四年の一月若くは二月なるべし）「オリファント」が費用を保證し且つ其の後四十年に亘り同雜誌の發行所たりし建造物を提供して援助せり。

「レポジトリー」が創刊せられたる同年に「アビエール」の後繼者「エドウィンスタブンス」僧正が廣東に到着せり。彼は六月支那に到着したり。彼は後年支那に對する布敎事業に大なる貢獻を爲したる「エール」大學卒業生の第一の人なりき。彼は四箇年半の間その事業を繼續せり。彼は一八三七年一月五日「ボルネオ」に至る旅行の途上にて死去せり。海員の禮拜牧師の職は、彼が其の職を去りて以來、缺員の儘なりき。「ウェ・ダブルユー・ユウトン」僧正は其の職を受け繼ぎたるも、その事業を開始する樣子は見えざりき。而て其の始めに於て「アメリカン・ミッション・ツー・チアイナ」と結合したる亞米利加海友協會は斯界より消失せり。

一八三三年（多分一部は「モリソン」及び「ブリッジマン」が一八三二年に世間に受つて哀訴したる結果なるべし）尙ほ二人の牧師卽ち「サムエル・ウェールス・ウイリアムス」及び「アイラトレシー」僧正が到着せり。「ウィリアム」は印刷機を監督する爲に來り、「トレシー」は補助宣敎師として來たれり。彼等は一八三二年「オリファント」の所有船の一なる「モリソン」號にて合衆國を出帆し、十月支那に到着せり。「トレシー」は其後若干もなく廣東を去り「シンガポール」に駐在する事となりたり。

一八三四年次第に發達の途に就きたる廣東に於ける布敎事業は重大なる防害を受けたり。支那人の第一番目の改宗者なる Leang-afa は其の仲間の弟子と共に廣東市內及びその近郊の地に基督敎の書籍の頒布を爲し居りたり。其の年に「ロード・ナピエル」—第一次英國商業監督官—が廣東に到着せり。而て支那が英國の貿易を禁止するに至りし事件が勃發せり。「ナピエル」は知事の諒解を得る事に失敗し支那民衆に對し印刷せる宣言書—外交官に對する思慮なき行爲—を發し事件の內容を說明せり。是は支那官憲を憤慨せしめ、此の宣言を公にする事を援助したる土人に對し搜索が開始せられたり。布敎團の印刷所は襲撃せられ「Leang-afa 及び多くの支那人が逮捕せられ、之等は後に至り釋放

せられたりと雖も、一時市外に退去する事が得策なりと思惟せられたり。此の動亂は既に「ブリッジマン」の支那人の教師及び生徒を畏怖せしめたり。而て「モリソン」の死去と共に此の附加せられたる困難は只さへ微々たる力の上に暗影を投じ其の事業を阻止するに至れり。

此の疾風の徐波が靜まりたる時に尙は援軍卽ち「ピーター・パーカー」（支那へ來りたる宣教師中醫學の素養ある第一人者）が到着せり。「ブリッジマン」は從來久しく斯る種類の人の缺乏を感じ居りたり。「モリソン」及び「テー・アール・クーリッジ」は各一八二七年に施藥を開始したるも、それ以上の或るものが必要とせられ、其の必要を充す爲めに「アメリカン・ボード」は「パーカー」を派遣するに至りし次第なり。彼は「オリファント」の所有船の一隻にて六月三日出帆し十月二十六日廣東に到着せり。彼が語學を學ぶ爲に「シンガポール」に赴く事は早くより決定せられ居りたり。彼は「シンガポール」に一年滯在したる後廣東に歸來せり。此處に於て、一八三五年十一月四日、彼は「オプサルミック」病院を開きたり。支那人の疑惑は直に一掃せられ一年の後には Ten-ti—第一の商行商人—は無賃にて建物を貸與するに至れり。

此の病院の開院に先立つ五日に、「スタブンス」は「メッドハースト」と共に支那海岸に沿へる特筆すべき航海より歸來せり。支那帝國の鎖國の狀態に於ては福音傳道の事業は印刷したる物を頒布し、それに托する事以上に爲す事は不可能なりき。一八三一年六月以來一八三二年の五月に至る迄」グッラフ」—獨逸宣教師—は海岸に沿ひ宗教及び學術に關する書籍を販賣若くは頒布しつゝ三回の航海を爲したり。然りながら或る方面よりは是等の航海中少くとも一回は阿片貿易に關係ありと云ふ事實により多くの批評が起りたり。尙ほ此處には一層大なる機會が殘され居りたり。而て猶逸人の報告により、布教界は大に刺激せられたり。一八三五年の夏「バタビア」に於ける支那人の間に活動し居りだる「メッドハースト」は「モリソン」の要求—倫敦布教協會を通じたる—に應じ同樣の航海を試みる爲に廣東に來たれり。彼はオリファント會社の代理者を通じ亞米利加の二檣帆走船「フューロン」號（船長「トーマス・ウインゾル」）を得る事に成功し、而て「エドウィン・スタブンス」を同道せり。彼等は八月二十六日出發し十二月三十一日迄に山東、福建の諸州（其の地方の方言を「メッド・ハースト」は話す事を得たり）及び上海港を訪問せり。山東に於ては只僅かの抵抗を受けたるのみにて或る距離の間陸上旅行を爲す事を得たり。然しながら上海に於ては彼等は亂暴なる待遇を受け、海岸を下るに際して軍用船により追從せられたり此の航海の結果は、定住して布教に從事する事は、此の帝國に於ては尙は不可能なりと云ふ事を發見せり。然れども土人に關する種々の智識を得る事を得、支那の開發は永く豫期せらるべきものに非ずと云ふ暗示が得られたり。

一八三六年は「アメリカン・ボード」の宣教師に對しては平靜なる年なりき。「ブリッジマン」は「メッドハースト」及び「ジェー・アール・モリソン」を助け聖書の「モリソン」譯の校

正に從事せり。爰に東印度會社の貿易所により占居せられたる禮拜堂を手に入るゝことを得、集會は幾分增加せり。彼等が「シンガポール」に移さるゝ事を廣れたる「ウィリアムス」は尙ほ止りて印刷機の監督に從事せり。語學の研究及び印刷事業は着々と進行したるも、此年には記載するに足る何等の妨害も亦新計畫も起らざりき。

然しながら此年は「アメリカン・ボード」が廣東布敎事業に着手せし事により顯著にせられたり。支那に對し布敎の可能なる事は漸次亞米利加諸敎會の注意を惹くに至れり。長老派敎徒及び和蘭革新團體は從來「アメリカン・ボード」と密接なる共同動作を執り居たるも、獨立の行動を目論むに至れり。一八三六年四、五月の頃、「ウェスレーアン」大學の布敎學會は「コンネクッチカット」の「ミッドルタウン」に於て支那に於ける窮狀を訴へ强く「メソジスト」布敎協會の注意を惹けり。而て其處に於て布敎事業に對する據金を爲す事が始められたり。併しながら、其の事業に於て、アメリカン・ボードと聯合し、確定的の行動を執りたる第一の組織は「バプテスト」協會なりき。是は一八三四年支那に對し第一の宣敎師即ち「ウィリアム・ディーン」僧正を派遣せり。然し彼は盤谷に定住せり。支那本土に迄の第一の宣敎師卽ち「ジェー・ルイス・シュック」及び其の妻「ヘンリエッタ・ホール・シュック」は、一八三六年九月、其處に到着せり。「シュック」氏夫妻は「バージニア」州の人にして、同氏等渡米は、廣東に於ける比較的保守的なる北方宣敎師の中には新要素を導き入れたる事となりたり。彼等は一八三五年九月二十二日「ボストン」を離れてシンガポールに一時滯在し、それより澳門に定住して彼等の事業を開始せり。「シュック」は一八三七年二月一日彼の手による最初の改宗者 Ah Loo に洗禮を施したり。數字の上に於ては「ブリッジマン」が其の布敎師としての經歷の最初の五年間に爲したる處に徹し、成績良好なれども、其の改宗者は八ケ月以內に背敎したるを以て、手段は頗る燥急に失したるものと云はざる可らざる可し。支那に於ける、生活は寧ろ「シュック」氏夫妻に對する試金石なりき。年長の宣敎師等は之等の年若き人を不當に宗派の差別を主張する者として目し、殊に彼等の執りたる方法に於て然りと爲したるものゝ如かりしを以て、其の布敎團との關係は常に圓滿なるには非ざりき。生活費は高く俸給は之に伴はざりき。「アメリカン・ボード」が未婚の宣敎師に千弗支拂ふ必要ありと認めたるに拘らず、此の既婚の宣敎師に對しては七百五十弗支拂ひたるのみなりき。常に活動して止まざる「シュック」は布敎事業を開始する事の能否を視察する爲に、土人の船により海南島に至らんと企てたりしも、其の島に到達せずして歸來するの餘儀なきに至れり。

獨立の布敎師が此の「バプテスト」布敎團の事業を贊助し渡來せり。一八三七年到着したる「イサッシャー・ジェー・ロバート」之なり。同人は非常に宗敎に熱心なる人なりしも一面非常なる樂天家なりき。彼は一八〇二年「ナンネッシー」に生れ「サウスカロリナ」の「ファーマン」神學校に於て不完全なる敎育を受けたり。彼は一八二五年に宣敎師の生涯

に入る事となり「アメリカン・コロニゼーション」協會及び日曜學校大會の牧師として又代理人として、南方諸州に於て活動せり。彼は一時、宣教師として「リベリア」に赴かんと考へたり。其の後一二年を經て、彼は「ロバートス・フアンド・アンド・チヤイナ・ミッション・ソサイテー」を組織しそれに彼の財産を移管せり。彼は年月の經過を從へ、世間の同情を惹き次第に後援者を增加すべしと云ふ事を豫期せり。此の協會の下にて彼は一八三七年故國を出發し澳門に到着し直に「シュック」の許に身を寄せたり。彼は一時病患者の群に說敎しつゝ澳門にて數年間活動せり。

「ロバート」の到着に附加へ、一八三七年は尙ほ一の重要なる事件卽ち「モリソン」號の日本訪問により著名にせらる。此の航海は其の帝國と交通を開かむとする早き企ての一として歷史に明かなる處にして、其の動機に於て全く平和にして且、大に博愛的なる廣東在住の亞米利加人の企なりき。その第一の目的は、七名の日本人の難船者を彼等の家に送還する事にありたり。之等の中に三名は亞米利加の「ノース・ウエスト・コースト」に於て難船し「ハドソン」灣會社により倫敦を經て廣東に送られたる者なり。他の四名は「マニラ」附近に於ける難破船より救助せられたる者なり。

一八三七年七月一時彼等を引受け居りたる「オリファント」アンド・カンパニー」は彼等を日本へ送還する爲めに「モリソン」號を派遣せり。此の船と共に「シー・ダブルユー・キング・バーカー」、「ウィリアムス」、及び「グッラフフ」が行きたり。此の一行は琉球諸島に滯在せり。同地にて一行は歡待を受けたり。而て當時日本に於て外國貿易を許し居りたる唯一の港なる長崎に赴かずして、直接に江戶灣に航行せり此處に於ては彼等は三日間碇泊して日本人と交涉を重ねんとしたれども、遂に砲火を見舞はれて退去せり、彼等は次に鹿兒島灣に赴きたり。而て初めの間は相當によき待遇を受けたれども、後に彼等は再び砲火を見舞はれ彼等の援助したる者を上陸せしむる事能はずして、八月二十九日支那に歸着せり。然しながら「ウィリアムス」は之等の救助者を通じ日本の國語を知る事を得、後（一八五三年及び一八五四年に）「ペルリ」の遠征に當り通辯として行動する事を得たり。又二三の外國書が日本語に刷譯せられて印刷せられたり。

雲南よりの謝電

過般來車の雲南省視察團に對し本會にて斡旋したるにつき左の謝電ありたり

十年一月廿四日雲南發　　唐繼堯
　　周鍾嶽

鍋島侯爵殿

歸省實地視察一行御地滯在中は特に御優待御指導賜はり感謝に堪へず關係各位にも宜敷御傳へ厚度茲に謹而御禮申上ぐ

時報

尼港支艦砲撃事件公表 ― 琿春事件本交渉提起 ― 購車借款調印 ― 鐵道借款調印 ― 借款團成立通告 ― 日支軍事協定取消 ― 支那國内銀行團の組織 ― 倫敦取引市場支那公債價格 ― 支那製糸界の現況 ― 上海紡織會社經數 ― 山東鐵道營業成績 ― 戰後に於ける歐亞航業 ― 英支工業提携運動 ― 米國對支貿易狀況

尼港支艦砲撃事件公表

昨年十二月二十二日を以て解決せる尼港支那砲艦の我軍砲撃事件に關し、一月十四日外務省より左の通り發表あり昨年三月尼港事件の際、同港に碇泊中なりし支那砲艦江亨號の監視兵が、十二日未明自艦に接近し來れる日本軍の一部に機關銃射撃を加へたる事件、其他に關し過般來日支兩國政府間に交渉中なりし處、今般本件は左記條件を以つて圓滿に解決を告げたり。

(一)支那政府は本件に關し特に日本政府に向け遺憾の意を表すること

(二)江亨號所屬艦隊司令官は在浦鹽帝國軍司令官に對し陳謝すること

(三)支那政府は當該艦長以下關係者を處罰すること

(四)支那政府は被害者の遺族に對する弔慰金の意味にて三萬元を日本政府に交附すること

右各條件中の第一は、十二月二日頃實行され、又第三は一月廿日命令を以て江亨艦長艦世英を免職せり。本問題は固より大事件に非ず、たゞその解決が割合に早く、日支の關係その一を減せしは喜ぶべきに屬す。

琿春事件本交渉提起

琿春事件に關し日本より提出すべき解決條件に就いては昨年十一月下旬以來外務省と小幡駐支公使との間に打合せ中なりしが、年末兩者の意見一致を見、本年に入り一月十四日、小幡公使病氣のため德川一等書記官外交部を訪ひ、本件解決につき覺書を提出したり。所謂本交渉の提起にして、條件は例に依りて

(一)中央政府より遺憾の意を表すること

(二)責任者の處罰

(三)損害賠償

(四)撫恤

の四項を含めるも、傳へらるゝが如き琿春地方に於ける警察權の要求は、終に提出されざりしものの如し。

支那政府は未だ何等の意思表示を爲さず、たゞ本事件に關する特別委員會を設けて調査をなさしめつつあるは事實なり。けだし損害賠償要求の準備にして、日本と略々同樣の要求を提起するに至るべきは想像に難からず。

購車借款調印

中國、交通、新華儲蓄、金城、保商、大陸、新亨、中孚浙江興業、上海通商、上海商業儲蓄、浙江地方實業、四明

東亞、北京商業、大生、中國實業、東陸、泰興誠、大宛農工、勸業、邊業二十二銀行より成る銀行團（一時的に經募車債銀行團と稱す）と、交通部との間に交涉中なりし購車六百萬元借款に關しては、前號本欄に概略說明し置きたるが、一月十五日北京銀行公會に於いて、印を了したり。契約全文左の如し。

立合同中華民國交通部（以下甲方と稱す）經募車債銀行團（以下乙方と稱す）今甲方交通部八厘短期購車公債を發行し乙方より承募するに因り双方各條件を議定訂立すること左の如し。

第一條　甲方は民國十年一月二十六日頒布の交通部八厘短期購車公債條例に按照し交通部八厘短期購車公債總額通用大銀元六百萬元を發行し全數乙方より承募すあらゆる各項條件の該條件の說明するを經たる者は均しく須らく遵守すべし。

第二條　此項の債款は專ら甲方が車輛を購置し京漢京綏津浦滬杭甬の四路に分配するの用に充て甲方より購車合同に按照し乙方を經由して車輛を承辦するの公司に還付し如何に論なく他の用に移作することを得ず。

本合同簽字より後三ケ月內に甲方はまさに車輛の圖樣數目及び車價の預算をもつて乙方に開交すべく乙方より甲方の經理人と爲り公共市場の貨價最廉質料最佳の廠家に在つて代つて訂購を爲し甲方の人員を還派して會同辦理す訂する所の條件は須らく先づ甲方に商明しその允許を得て訂購すべく合同成立後その一條件は甲方の執行に歸す但だ貨價を付すべき時は須らく甲方より乙方に通知し訂購合同に按照し確かに應さに價を付すべきことを證明すべく乙方は自から應さに照付すべし甲方は車輛全價の千分の二五を按じて乙方に給與して手續費と爲すべく此外乙方は別に用費を取らず。

上稱の車輛はその如何にして四路に分配すべきかの處はまさに甲方より乙方に酌定通知して案に備ふべく並びに乙方より專門の人員を還派し常に各該路局に赴きて使用保管の情形を稽核す甲方は仍ほ須らく每六ケ月に於いて表冊を造具して乙方に報告すべく倘し乙方專門人員の報告を經使用保管の債款擔保に危及するの處あらば辦法を酌定し甲方に通知して執行せしむることを得。

第三條　乙方の此項債款を承募する條例に按照し百元每に實收九十五元とす。

第四條　本合同簽訂の日より起し乙方はまさに債票の實收數目に按照し先づ墊款を甲方に交與するを行ふ墊款の利息は債票の利息に照して計算し一面乙方より期を分ちて債票を發售し墊款を歸還す。

第五條　前項の墊款或は收むる所の債款は均しく甲方の帳下に收入して甲方の存款と爲し週息四厘を按じて計算す

第六條　此項の債票はまさに甲方より印就し乙方に交與し發售すあらゆる此項の債票を承募經理するの費用電報告白郵票及び其他の各費の如きは概して乙方より擔任す但だ甲方より債額の全數を按照し酬費百分の一を給與す。

第七條　あらゆる債票或は墊款の本息は交通部より擔任付

給す甲方は第一年内に在つて須らく付利期前十五天に於いて應付の利息數目を籌足し乙方指定の銀行に分交し備付す、第二年第一個月より起しまさに甲方より令知分配すべし。

此項債款購ふ所の車輛は京漢津浦京綏滬杭甬四路每月別製の償還本息數目表に按照し每月應攤の本息數目をもつて分明預期乙方指定の京津滬漢四處の銀行に交存存儲し以て債本付息の準備金に充て並びに上稱各路局より每月分任の數をもつて公函銀行に通知し照辦を承認せしむべし前項の準備金は週息五厘を按じて計算す。

但し第一年第一期利息は期に到れる時もし甲方まさに付すべきの數を乙方に撥交する能はざれば乙方より結存債款項下に在つて控付し並びに第一年第七個月より起し甲方より兩屆利息の全數をもつて六ケ月內に各路より勻攤して乙方指定の京津滬漢四處銀行に撥存し債本付息準備金に照し辦理すもし存する所の債款が車輛の全價を付して尙餘存あらばまさに債本付息準備金の帳內に歸入すべし。

萬一上稱の各路が本案に照し辦理せざるの情事あらば乙方は甲方に通知するの後員を派して上稱各路に赴きて收款し債還本息の各該路每月交すべきの數に足數するを以て限りと爲す若し猶ほ數かざるあらば乙方より員を派して京漢全路の盈餘を提取して之を補充す。

第八條　甲方は乙方が每年々終員を派して京漢幾路に赴き帳目を檢查するごと一次なるを允るす查核せる盈餘の實數は報に登して宣布す。

第九條　甲方は乙方の各銀行を指定して還本付息の經理機關と爲し並びに乙方各銀行より債票上に在つて簽字し以てその債票發售の經理人たることを證明す甲方は每年經手の付利還本の數を按じ乙方に每年千分の一二五を給與し經手の費用と爲す。

第十條　此次乙方の債票を代售するもし政治上或は財政上の恐慌に因り以て發行する能はや或は全數出售する能はざる時はあらゆる乙方の墊款或は乙方より債票を承購して抵還するか或は別に墊款歸還辦法を訂するか均しく乙方の酌量辦理に聽かす。

第十一條　將來甲方もし購車公債を繼續發行せんと欲せば乙方は承募の優先權を佔有す。

第十二條　凡そ合同內未だ規定せざるの各事項はまさに條例に遵照して辦理すべし。

第十三條　本合同は二十三份を繕寫し甲方一份を收執し乙方二十二份を收執し並びに甲方より該路局に抄行し遵照辦理す。

一月二十六日公布の交通部八厘購車短期公債條例左の如し

第一條　交通部は各鐵道の車輛の購入の爲め公債を募集し名けて交通部八厘短期購車公債といふ。

第二條　本公債總額は北京通用の現銀六百萬元とす。

第三條　債券を一萬元一千元二百元の三種に分ち號數を記入するのみにて無記名とす。

第四條　本公債利息を八厘とし每年六月三十日十二月三十

一日を利息支拂の期とす。

本公債は年利の外に京漢鐵道剩餘の百分の二の配當を受く其の剩餘額は京漢鐵道會計統計年報の總平準表に表はれたる未支出の剩餘を以て標準とし毎年十二月卅一日利息支拂の時前年度の剩餘を配當す。

第六條　本公債の元利は購入の車輛及京漢鐵道利益中未だ抵當に供せられざるものを擔保とす。

第七條　本公債は額面百元に付手取九十五元とす。

第八條　本公債は民國十年より二ケ年間に元利を償還す第一年に於ては利息を支拂ふのみにて第二年より四期に分つて元利を償還す毎年六月三十日十二月三十一日を其償還期とし償還期の十九日以前に北京にて抽籤を行ひ公債總額の四分一卽ち百五十萬元宛を償還し民國十二年十二月三十一日に至つて全部償還するものとす。

第九條　本公債の發行及毎期元利償還は交通部の指定銀行にて管掌す。

第十條　本公債の購求者は公債を受取りし日より利息を計算するものとす。

第十一條　本公債の第一年に於ける支拂ふべき利息は交通部より應募各銀行に交付し該銀行より支拂はしむ第二年よりは本公債金にて車輛を購入したる各鐵道にて各收入の一部分を毎月應募各銀行に貯蓄し本公債元利返還の準備金とす。

第十二條　本公債券は銀行の保證準備金各鐵道各從業員の納付すべき特別保證金及び轉運會社工人保證押款に使用することを得又隨意賣買し抵當し或は公務上の擔保品に用ゆることを得又期日に達したる元利債券は各國有鐵道に於て現金と同樣使用することを得。

第十三條　本公債を管掌する官吏人民にして本公債の信用を毀損する樣の行爲ある時は內債信用妨害懲罰令によつて之を懲罰す。

第十四條　每期抽籤償還の折は審計官は財政部交通部の長官と共に一切の監視をなす。

第十五條　本條例は公布の日より施行す。

尙經募車債銀行團は本借款に關し聲明書を發表して曰く吾政府が財政計畫に對してもし根本上の改革なくんば則ち銀行界は中央或は各省借款に對し凡そ不生產事業に流用する者は概して再び投資を行はずとは已に全國銀行公會聯合會建議書中に於いて之れを宣言せり吾が銀行界は更に愼ふ確かに生產事業にるの借款に對しては盡力進行以て我が銀行界の言行一致を表示せんことを前次の宣言は徒らに公共借款を拒絕せんがための口實に起見せるに非ずして實に愛國の至誠に出づるなりもし政府にして能く吾銀行界の此眞意を了解して早日反省せば則ち此區々六百萬の車輛借款或は卽ち吾銀行界の國家事業を扶助するの起點と爲らん近數年來內地物產增加して運輸の車輛用に敷かず以て各站の貨物堆積して山の如きを致し霉爛變壞の者其數を計らず商民損失の鉅なるは固より言を待たず銀行の押款亦莫大の影響を受く前二年滬上各銀行及び轉運公司曾つて租車借款の提議あり查するに中國自辦

各鐵路の最重要なる者は京綏京漢津浦滬杭甬の四路と爲す四路の民國六年の客車數目を考ふるに京綏八百六十七輛京漢二千六百三十二輛津浦一千三百六十三輛滬杭甬不詳なるが査するにその增加の比例は實に內地物產增加の數に敷かざる遠きこと甚し此後若し生產年々增加せば車輛は萬用に數かす故に此次車輛借款は實に間接に工商業の發達を輔助し商民受くる所の痛苦を減少せんことを欲するなり。

此次合同の要點は

(第一)嚴に從つて用途を稽核し力めて借款の不生產の途に流用せらるゝを防げり。

(第二)銀行方面は但だ正當適度の手續費を取り非分の利益を求めず並びにまさに得べきの利益を一般購票の人に普及せしめんことを力求せり。

(第三)交通部の還本付利の責任に對しては嚴に從つて規定し以て購票人の利益を保護せり。

(第四)事々公開を力求し以て吾銀行界公正信實の態度を表示せり。

蓋し此次の借款は數目は小なりと雖も實に未來種々事業の起點なれば之を審愼にせざる可からざりしなり本銀行團の加入者は中國、交通、新華儲蓄、金城、保商、大陸、新亨、中孚、浙江興業、上海通商、上海商業儲蓄、浙江實業、四明、東亞、東萊、華大、正利、永亨、淮海實業、北京商業、大生、中國實業、東陸、聚興誠、大宛農工、勸業、邊業の二十七家にして其中總行の北方に在るもの十七家南方に在る者十家面して代表簽字者は二十二家なり尙一二家の尙未だ決定せざるものありと雖も全國華商銀行は幾んど已に全體加入せり中國銀行團體の組織は實さに此を以て嚆矢と爲すべし此次金額を六百萬元と定めたる所以の者は中國銀行界尙未だ幼稚に在り且つ此の試驗時代に當つては循序漸進を願ひ舉鼎絕臏の誚を貽すことを願はざればなり此次の借款に對し多く疑慮する者あり或は謂ふ將來車輛は軍隊の把佔するところとなり鐵路の收入減少せんと或は謂ふ各路の收入各省の抑留するところとなり以て交通部をして合同を履行し期を按じて還本付利する能はざらしむるを致さんと此種の情形此次借款の始に在つて未だかつて考慮之に及ばざりしに非ざるも顧みるに吾銀行界は旣に具さに政府反省の決心を促がせりもし政府此類の忠實に國家の實業を扶助するの契約に對し履行する能はずんば則ち全體國民必ず起つて同情を銀行界に表し別に匡正の道を求めん或は此に因つて吾國財政の革新を得ば則ち國家に裨あること鮮からざるべし。

更に一言すべきものあり宣統三年郵傳部曾つて正金銀行と日金一千萬元の借款合同を訂立し京漢鐵路の收入を以て本金を償還することを指定せり此次公債條例は京漢鐵路の未だ抵押を經ざるの餘利と債款總額相等しきの餘數を以て擔保と爲すことを聲明せり且つ正金借款は明年より起し每年たゞ六十六萬日金を還本するのみ故に決して抵觸なし合併聲明す。

鐵礦借款調印

問題の鐵礦借款四百萬元は、一月十日北京に於て調印の筈なりしも、關稅附加稅增徵實施期限に關する顏外交總長の放言が累をなし、當日の調印は延期されたるが、後支那側の異意が、決して一月十六日說の固執に非ざりしこと明白となり、且つ使途監督委員會の組織も略目鼻つくに至りしを以て、一月十九日終に調印を見たり。契約全文左の如し。

本契約は北京に於て訂結し其訂結者は一は中華民國政府（以下單に支那政府と稱す）の代表者財政總長及內務總長とし一は滙豐東方滙理橫濱正金及花旗等四銀行（以下單に銀行と稱す）とにして中國政府は賑災充用の目的を以て上海銀元四百萬元を借款せんとし兩者の間に左項を訂約す。

第一條　本借款は四銀行より平分負擔し日英米佛四國公使の同意を經て支那政府に貸與するものにして其用途は四國公使と支那政府との間に議定せられたる辦法に依りて辦理するものとす。

第二條　本借款の償還及利息支拂に對し支那政府は無條件擔保とす。

第三條　本借款は支那海關一割附加稅を以て擔保となし右附加稅は既に外交團の同意を經て總稅務司に命令し一九二一年三月一日より實施す。

第四條　本借款の利息は年八分とし契約調印の日より起算し半年毎に償還の時に歸算の上支拂ふものとす。

第五條　本借款は各銀行より其所要の數額を北京に送金する時上海銀元百元を北京銀元九十九圓五角と算定し送金後は之を銀行に存儲し實際需要の時上述の辦法に依り各銀行より平均して支出す。

第六條　本借款の償還及利子支拂の爲に支那政府は總稅務司に命じ右附加稅收入を每週均等に分ちて上海各銀行に預入れ每月上海銀元を以て償還す、銀行は右償還に對し現銀計算を以て之を受くるを得其換算は償還日の相場に比し更に其百分の一を加算す。

現銀を以て償還を受けんとする者は償還日二週間前に之を總稅務司或は支那政府代表者に聲告するを要す。

第七條　本契約調印日より十二個月內に上述の附加稅收入數額が本借款の元利償還全額に對し不足なる時は總稅務司は關稅收入より其不足額を償還し此不足額の償還は關稅に對し凡ての對關稅債權に比し優先權を有す該關稅にして尙不足を來す時は支那國政府は他の收入を以て其不足額を補償すべし。

第八條　總稅務司は各銀行に通知を發して既に本契約に關する支那政府の命令を受けたる旨を聲明すべし。

第九條　外交部は正式公文を以て本契約を日英米佛四國公使に通知し銀行は公使の正式通知及第八條の總稅務司の通知を受けたる後本借款に對する準備を整ふべし。

第十條　本契約は二部を作成し一部は支那政府に保存し一部は銀行に保存す。

一九二一年一月十九日北京調印

使途監督委員會の組織に關しては、外支兩方面の意見容易に一致せず、一月上旬外交團より英米蘭三國公使を小委員に擧げ、支那側內務財政兩總長と商議の結果十六日外支各六名宛を擧ぐることに決定せるが、支那側にては災區たる陝西省代表が洩れたるを遺憾とし一名增員を申出で、日本側亦委員の選に洩れたるを遺憾とし、双方共國際統一救災總會會議に提案可決深澤三等書記官入選の事となれるも未だ外交團の正式承認を經ざる狀態なり。

尙關稅附加稅增徵實施期限は、初め二月十六日となり居りしが、外交團中三月一日說優勢にて之に議一決せり。支那側より公式の發表は未だなきももはや變動なからん。

借款團成立通告

日英米佛四國公使は、一月十八日を以て對支借款團の成立を正式に支那政府に通告せり。是卽ち新借款團と支那政府との交涉の第一步にして、その第二步は同月二十七日を以て行はれたり。卽ち紐育に於ける借款團會議の決議を、北京に於ける銀團代表より財政部に通告する手續是れなり支那政府は是に於いて初めて新借款團の『條件』なるものを知り得たるなり。

日支軍事協定の取消

日支軍事協定の取消は、年來の懸案にして、その兩國軍事當局の商議開始を見たるは、昨年十一月の頃なりき。爾來引續き交涉中なりしが、東淸鐵道駐兵問題を日露の了解に止むるの主義確立してより經過順調にして、一月十九日調印の筈なりしが、字句の修正問題起りて延期され、二十七日兩國軍事當局、二十八日外交當局間に廢止公文書の交換を了り、二十九日日本は外務省、支那は外交部より發表されたり。公文左の如し。

（一）陸軍側

日支兩國最高統帥部は日支兩國共同防敵の必要消滅したるを認め茲に大正二年二月五日調印の日支軍事協定有効期限に關する協定を取消し本書調印の日を以て軍事協定第十一條第二項戰爭狀態終了の時機に達したることを承認す。

大正十年一月二十七日

日本帝國陸軍代表者

陸軍少將　東乙彥

中華民國陸軍代表者

陸軍中將　何思傳

（二）海軍側

日支兩國最高統帥部は日支兩國共同防敵の必要消滅したるを認め茲に大正八年三月一日調印の日支軍事協定有効期限に關する協定を取消し本書調印の日を以て軍事協定第八條第二項戰爭狀態終了の時機に達したることを承認す。

大正十年一月二十七日

民國十年一月二十七日

日本帝國海軍代表

海軍大佐　八角三郎

中華民國海軍代表　海軍少將　陳　恩　壽

（一）顏總長より照會

照會仕り候陳者中日兩國前に共同防敵の目的に因り本國駐使と貴國外務大臣の換文並に兩國軍事當局の間に陸軍々事協定及び海軍々事協定を商定し置きたる處茲に中日兩國最高統帥部は兩國共同防敵の必要既に消滅したるを認め中日軍事協定有効期限に關する協定を取消署名調印の日を以て既に戰爭狀態終了の時機に達せることを承認し兩國軍事當局者に於て右趣意に遵ひ覺書に調印致し候。

查するに右各節は事實と相符合せるものと認め候に付民國七年三月本國駐任と貴國外務大臣の換文及該換文に據り雙方締結に係る陸海軍々事協定並に該協定に基き締結せられたる各附帶文書は均しく本日より完全に其効力を喪失せることを茲に聲明致候。

民國十年一月二十八日

署外交總長　顏　惠　慶

特命全權公使　小　幡　酉　吉　閣下

（二）小幡公使の覆文

以書翰啓上候陳者本日附維字第九號貴翰を以て御申越の趣閱悉日支兩國は曩に兩國防敵の爲めに帝國外務大臣と日本駐劄貴國公使の間に公文を交換し且兩國軍事當局者の間に陸軍々事協定及海軍々事協定を議定し置きたる所茲に日支兩國最高統帥部は兩國共同防敵の必要既に消滅したるを認め日支軍事協定有効期限に關する協定を取消し署名調印の日を以て既に戰爭狀態終了の時期に達したることを承認兩國軍事當局者に於て右趣意に遵ひ覺書に調印致し候查するに右各節は事實と相符合せるものを認め候に付大正七年三月帝國外務大臣と日本駐劄貴國公使との交換公文及該交換公文により雙方締結に係る陸海軍軍事協定並に該協定に基き締結せられたる各附帶文書は均しく本日より完全に其効力を喪失せることを茲に聲明し候右照覆得貴意度候敬具

大正十年一月二十八日

特命全權公使　小　幡　酉　吉

顏　署　外交總長閣下

軍事協定廢棄に關する日支交涉は、殊に拙劣を極めたるものにして、東清鐵道問題に關し痛くもなき腹を探られたるが如き、沙汰の限りなり。支那側の輿論も案外冷淡にして、一二の報紙が南北統一の促進に多少の効果あらんと論じたるあるのみ、他はすべて默殺の態度を取り、親米系新聞の如きはかゝる遊戲何ずるものぞと空嘯き居るが如き狀態なり。唯それ無用のものは存在せしめ置く必要なし、軍事協定の如きは存在せしめ置けばそれ丈け何のかのと支那人より口入差しく云はるゝもの、廢するの外手段なし。

支那國內銀行團組織

上海時事の報ずるところによれば、支那銀行團既に組織成立せられたるが、其の加入銀行左の如し。

▲中國銀行▲交通銀行▲新華儲蓄銀行▲金城銀行▲保商銀行▲大陸銀行▲新亨銀行▲中孚銀行▲浙江興業銀行▲

上海通商銀行▲浙江地方實業銀行▲四明銀行▲東亞銀行▲東華銀行▲東陸銀行▲聚興誠銀行▲中華銀行實業銀行▲正利銀行▲永享銀行▲大生銀行。

倫敦取引市場支那公債價格

遠東金融商業の所載に依れば一九一九年倫敦取引市場に於ける支那公債の賣買は極めて旺盛なりしも其價格には頗る高低の差あり今之れを最近の市價と對比すれば略左表の如し。

公債票名	最近市價	最高市價	最低市價
五厘英獨借款	七七	八六 1/2	六六 1/4
四厘半續英獨借款	六三 1/2	七三 3/4	五二 1/4
五厘京奉鐵道借款	六九	七九 1/2	六六 1/2
英佛借款	六一	六六 1/2	五七
五厘倫敦新借款	六三	七一 1/4	五五 1/4
五厘善後借款	六七 1/2	七三 3/4	五四
五厘滬寧鐵道借款	六一 1/2	六七	五〇 1/4
廣九鐵道借款	六三 1/2	七四	六〇
津浦鐵道借款	六四	七二 1/2	六〇七/八
滬杭鐵道借款		七六 1/2	六一
湖廣鐵道借款	六二 1/2	六八 1/2	五三 1/2
膠濟鐵道借款	六五 1/2	七八 1/2	六二
十年期中央公債	八八	一〇〇	八六
八厘金磅公債	八九	九九	八四 1/4

右の內四厘半の續英獨借款公票の價格は頗る變動甚しく殊に三月に至り五十八磅に低落するや賣却希望者續出し遂に五十二磅四分の一の價格を示すに至れり、然れ共十一月中旬より稍景氣回復し六十三磅となれり右は本公債の元利支拂期毎月三日に迫れると且從來の償還狀況頗る佳良にして今や殘額僅かに約四百萬磅（借款額一千六百萬磅、償還額一千一百八十一萬六千六百七十五磅）に過ぎざるを以てなり。

支那製絲界の現狀

昨年六月一日以降本年一月七日に至る半期間の支那生絲上海輸出數量は白絲四千六百十二擔生絲七千八百六十二擔合計一萬二千三百七十四擔にして前半期に比し約四分三の激減を見たり從つて支那內地の生絲製造業者約三分の二は操業休止の止むなきに立至り養蠶界の不況繭質の不良生產費の騰貴等と相俟つて製絲界は著しき悲境に陷り然も生絲市場の在荷が消化し盡されぬ以上到底恢復の望みなし現在市場に於ける在荷數は左の多數に達す上海、一萬五千俵（製絲）一萬五千擔（原料繭）

各省一萬擔內外（製絲及繭）

上海の在荷製絲一萬五千俵繭一萬五千擔は時價二千八百萬兩內外にして是丈の物資が滯れる事は一般製絲業者が何程金融梗塞に困却せるかを察するに足る相場の優等品千兩以內普通品八百二三十兩內外にして橫濱市場に比し爲替關係上二百兩內外の安値を示して居るにも拘らず需要を喚起し得ざる狀態にあり之が前後策につき製絲業者は政府より資金の融通を得べく江浙繭業公所より總代表者を北京に特派して其の窮狀を陳述せるも財政難の政府がこの窮節季に當

つて幾何の救濟を請じ得べきや不明なり然れ共最近の情報に依れば政府は維持債票三百萬元を貸與し、每年海關の稅稅より償還せしむることゝし、財政部より公使團及び總稅務司の意見を徵したるが、總稅務司にては海關償還法に就き明瞭ならざるより、上海海關に詳細報告を求めたるが、總公所總理沈聯芳は海關よりの通知に基き左の如く姚監督に報告せりと

全體絲廠の意は政府より貸與されたる債票三百萬元を抵當として現金を借入れ之を絲市救濟に充て其償還法として上海の每年輸出生絲約三百萬擔なるを以て一擔の輸出稅十兩にて一ケ年二三十萬兩に達し政府に十ケ年間の免除を求め、其十ケ年間絲商が右稅金を關稅に納め、十ケ年三百萬兩に滿つるを待ちて償還せんとするものなり

若し右救濟策が果して實現するとせば古爾の處分上多大の犧牲を拂ふも操業を開始せざるべからざるも兎も角生絲製造業者にとりては絲價恢復に一道の光明を與ふるものと云ふべし。

上海紡績會社錘數

上海英商瑞和洋行の調査に係る支那紡績廠は六十一軒にして上海に於ける已設及未設合計二十六軒錘數全國約百四十六萬四千八百四十箇上海九十萬八百九十八箇錘數の倘裝置中に在る者は全國にて七十二萬八千二百八十箇上海二十九萬九千八百十箇にして全國織布機八千四百四十九臺倘裝置中の者二千九百五十臺なり其上海に於ける統計を揭ぐれば左の如し。

(一)上海紡績錘數

	公司名	錘數	裝置豫定數
英商	怡和紗廠	七三、五一二	
	楊樹浦公益	五六、五三二	
	老公茂	二五、三七六	
	東方	五〇、〇九六	
	三新	五〇、七六八	
	實成(二廠)	六七、八八〇	四、〇〇〇
	中英	四一、四七二	六〇、〇〇〇
	厚生	一三、五四八	—
	恒豐	二八、八〇〇	三〇、〇〇〇
	裕新	一八、一四四	二二、〇〇〇
	申大	二五、三七六	一三、八二四
	德大(二廠)	六四、〇〇〇	二六、〇〇〇
支那商	溥益(二廠)	一九、〇二〇	—
	同昌	二四、一二〇	三〇、四〇〇
	統益	一一、五九二	—
	通裕		二五、一〇〇
	榮通		一二、〇〇〇
	振益		一六、一二八
	華豐		二〇、〇〇〇
	宏大		一〇、三六八
	合計	三三一、六六二	一〇、〇〇〇
日商	三公司	九〇一、八九八	二〇、〇〇〇
合計			二九九、八二〇

(二)上海紡績會社の錘數

會社名		在數	裝置錠定數
英商	怡和紗廠	七一二	
	楊樹浦	四四一	
	公益	五〇〇	
	老公茂	五〇〇	
	東方	五〇〇	
支那商	三新	一、〇〇〇	
	裕成(二廠)	六、〇〇〇	
	厚生	二、九六	
	恒豐	三五四	
	鴻裕	二四〇	
	申新	四〇〇	三〇〇
	溥益		七〇〇
日商(日商紗廠(三家))		一、四八六	七〇〇

支那綿織業の發展

農商部及棉業聯合會の發表せる處に依れば現在支那に於ける紡績會社並錘數植棉區域略左の如し。

度	會社數	錘數	植棉區域	生產額數
			エーカー	
民國二年	八三二、三一四	三、三〇〇、〇〇〇		
民國三年	八三二、三一四			
民國四年	一、二一〇、五〇〇	四、七三六、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	
民國五年	一、三二六、三八五	五、四八二、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	
民國六年	四一 一、二二六、三八五	六、六七七、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	
民國七年				
民國八年	五五 一、六七五、〇三六			
民國九年	二、二二五、〇三六			

民國九年度上海邦人新設會社數

上海に於て昨年中に新設せられたる會社は合計三十六社に達し一昨年度新設會社數三十七社に比し僅かに一社を減せるに過ぎず然かも一昨年度の三十七社は過半數商事會社の支店に過ぎざりしも昨年度の三十六社中には上海に本店を設置せるもの多く然かも其大半は工業會社なるは我對支發展上注目すべき事と云ふべし就中紡織工業頗る優勢にして其重なるもの左の如し。

會社名	資本株金
東華紡織	二千萬圓
同興紡織	一千五百萬圓
中華毛織	一千萬圓
大新紡	三百萬圓
上海紡織	四百萬圓
日華蠶絲	二百五十萬圓
中 綿業	一百萬圓
大阪綿	(支店設立)
京都紡織	(支店設立)

此の外燧生火柴有限公司(日支合辦)、支那樟腦會社等は特色あるものにして新設會社三十六社中支店を含み株式二十五、合資九、合名二にして其他は個人商社なりとす尙時局の影響を受け解散せるもの十二社あり但し此中には上海製麻會社の東亞製麻會社に合併せられたると上海木管會社の日本木管會社に合併せられたるとを含む。

山東鐵道營業成績

民國四年山東鐵道の我が管理に歸して以來の營業狀態は頗る好況なるが其成績左の如し。

年度	乘客數	貨物量
四年	一、一一七、七六〇人	貨物五九五、二八七噸
五年	一、六六六、八六〇	貨物五八六、三五〇
六年	二、〇六五、六五四	貨物七〇五、二五四
七年	二、一五九、九四〇	貨物八三〇、七八〇
八年	二、五四五、二六八	貨物九八七、五〇四
九年	二、八五四、六三二	貨物九九九、二五二

戰後に於ける歐亞航業

航業競爭は昨年に至つて極點に達せり蓋し大戰後歐洲各國は經濟上競爭に注意を拂ひ對外貿易の發展を以て國際商務の一要件とし航業上にては汽船を增加し運輸力を擴張し全力を盡して進行を圖れるが歐亞航行汽船の發達は愈本年其の實行期に入れり而して各國の目的は吾が東亞を以て角逐競爭の地と爲せるにあり飜つて支那の航業を見るに太平洋上に三隻の汽船を有するのみにして歐洲に航行するもの一隻も無し又國內の航路も殆んど外人の活躍に委し商業の不振國家の貧困其の原因の大なるものは實に航業の不振に由る今歐洲各國商船の支那に往來するものを調査して航業に注意する人の參考に供せん。

(一)大英火輪船公司　今年は八千噸前後の汽船十八隻を以て支英兩國の輸出入貨物を取扱ふ又純貨物船三　配船すと

(二)印度郵船公司　は汽船九隻を何て支那に航す

(三)法蘭西火輪公司　現に一萬二千噸より二萬噸に至る巨船八隻を以てせるが本年は二隻を增加して十隻とする豫定なり

(四)怡和洋行　は專ら支那貨物輸出船十四隻

(五)太古公司　英佛伊獨其他歐州各國の通商港と東亞の航行に從事し本年は八十二隻の汽船を配備せり

(六)好時洋行　本年は十五隻を以て和蘭と南洋間を航海す

(七)伊太利　も亦巨船三隻を以て從事し本年は日支兩國にも航路を延長する筈なり

(八)墺匈國　も既に汽船六隻を以て墺國支那日本間の航運に當るべし

(九)日本郵船會社　も亦倫敦行十一隻マルセーユ航路六隻ハンブルグ線九隻臨時船數隻南洋印度爪哇十九隻を配船せり

(十)大阪商船　も和蘭獨逸に至るもの四隻印度南洋線八隻孟買線五隻を配船せり

(十一)露國義勇艦隊　又客船三隻貨物船二隻を有す

(十二)維昌洋行　瑞典間往來のもの七隻あり

(十三)怡泰洋行　支英兩國間を航行するもの現に二十二隻あり

(十四)福來公司　も亦六隻ありて歐洲輸出貨物を取扱ふものなるが歐洲支那間を航行する船舶二百五十六隻二百萬噸に達すべしと

英支工業提携運動

最近倫敦英國工業協會會館に於て有力なる英國商工業者の重要なる集會開催せられネーサン少佐及びメッカーフ氏に依つて支那政府より獲得したる特許事業に關し協議を成したるがグリーンウード、バットレー社アムストロング會社其他英國政府の代表者英國工業協會役員の外あらゆる方面に亙る主なる商工業者列席したり其會合は公然標榜して『條約港區域以外に於て工業を發展せしむべき權利を英國商人に與へたる歷史上類例なき特許たる英支工業組合の組成を討議する重要なる會議』と云へり而して此組合の資

本は二十四萬磅にして各牢額を英支兩國に於て出金する筈なるが此機會に於て遲滯なく速に此議を實行せざれば此特許に關係ある支那官憲に對し猛烈なる壓迫來り此利益ある特許は他國人に奪ひ去らるゝの憂ありとの事なりしが討議の結果委員會を組織し尚研究する事と成りたるが其委員左の如し。

議長セームス、ケンナル爾(パブコック、ウイルコックス會社專務)
ベルヒック氏(ユーナイテットアルカリ會社)
セー、オー、ピー、ブランド氏ジョン、ノーブル氏(アームストロング、ヴイツカース會社
オルガム氏(硝子瓶製造會社)
スプリンガイ氏(ホプレイ會社英國工業協會代表)
タルロウ氏(レヴア、ブラザー會社)

米國對支貿易

米國商務省の發表する所によれば一九一九年一ヶ年の米國の對外貿易は大體輸出八十一億九千百萬弗輸入五十四億六千八百萬弗にして差引二十七億千三百萬弗の出超なるが之を大戰前なる千九百十四年に比すれば輸出は約三十八割七分五厘の激增を示し輸入も亦三十割五分六厘の增加なるがこは輸出入品の價格の騰貴の爲にして實際の數量は巨額なる增加にあらず右に關し最近紐育ナショナル、シチー、バンクの調査によれば昨年の輸出入の數量に比し輸出は三割四分六厘輸入は六割五分六厘の何れも增加に過ぎず從つて昨年の輸出入は戰前の價格に引直して計算すれば左迄增加の跡を示さず更に注意すべきは歐洲戰爭開始前六ヶ年間千九百八年より千九百十四年に至る）に於けるも輸出入の數量は最近六ヶ年と同樣の割合を以て增加しつゝありしを以て從つて米國の輸出入は戰爭中にも戰前と同樣の割合を以て增加したるのみにして戰爭の爲に一足飛に大發展を遂げたる次第にあらずと尚最近の調査に依れば一九二〇年十一月中の米國對支輸出入額は、

支那より輸入　五、四六〇千弗
支那へ輸出　一〇、六四五千弗

尚同年一月以降十一月に至る每月の米國對支那貿易額を示せば左の如し。

月別	支那より輸入	支那へ輸出
	千弗	千弗
一月	一五、七六一	九、八五一
二月	二〇、四四六	七、一二四
三月	二六、四六〇	一〇、四二〇
四月	二一、四一〇	一四、〇九八
五月	二二、四九〇	一二、四三〇
六月	二〇、二〇九	一四、三一三
七月	一六、七八三	一六、五一五
八月	一八、一九九	一一、六八八
九月	八、一四七	一二、一三二
十月	不明	不明
十一月	五、四六〇	一〇、六四五

寄贈書目錄

東洋經濟新報　其　社　自二九號至九三三號
新公論　其　社　一號　二號
NEW BOOK　丸善株式會社　八一號　八二號
The herald of asia　herald社　一五號　一八號
學燈　丸善株式會社　一號
實業新案公報　特許局　自六五一號至六六四號
特許公報　特許局　自三八八號至三九〇號
商標公報　特許局　自五〇三號至五〇七號
東亞經濟研究　山口高等商業學校　一號
對岸時報　對岸實業協會　二號
世界永久平和論　渡邊作氏著
青島ノ商況　守備軍民政部
日本及日本人　政教社　八〇〇號　八〇一號
月報　名古屋商業會議所　一六二號
朝鮮及滿州　其　社　一六三號
新青年　其　社　五號
通商公報　帝國地方行政學會　自七九六號至八〇五號
會報　長春商業會議所　一號
山東研究資料　守備軍民政部　二號
坊　其　社　一號
月報　大日本勸業聯合會　三四〇號
易　其　會　一號

基國政府輸出貿易保護
地學雜誌　地學協會　三八五號
東方通信　其　社　一號
商工時報　其　社　一號
會報　帝國鐵道協會　一號
岐阜商報　岐阜商業會議所　八四號
化學工藝　其　社　一號
大陸　其　社　二號
月報　小樽商業會議所　一四四號
滿蒙經濟時報　奉天商業會議所　九二號
東洋時報　其　社　一號
政友　其　會　二四九號
財政經濟時報　其　社　二號
日華公論　其　社　二號
月報　青島實業協會　三六號
一貫ノ道　蕃原安編氏著
南洋協會雜誌　南洋協會　一號
三田評論　其　社　二八三號
國際事情　外務省　一二號　一三號
水產界　其　會　四六一號
貿易通報　大阪商業會議所　一六四號
商業實業彙報　其　社　六七號
國民經濟雜誌　實文館　二號
地學雜誌　中國地學會　一二號

支那彙報

支那新聞重要記事（自十二月十六日至一月十五日）

外交關係——露支交涉——國內要聞——對外財政經濟——新借款團關係——借款一束——國內財政經濟

外交關係

▲顧維鈞の當選と通電（北京日報）國務院は各省區に通電を發して曰く、國際聯盟會我國代表の報告に依れば行政院非常任委員に擧げられたりとあり、查するに今回の當選者は僅かに四個國なるに我國當選す、惟ふに國際地位上榮譽のみにあらずして對外責任に關係あり、我擧國上下は自から一體に注意し力めて政局の奠定を圖り以て國力の發展を謀らざるべからず、庶くば各友邦と提契して進行し得べきか（一、一三）

▲支那の非常任委員當選命令（晨報）顏惠慶は國際聯盟會大會の政院非常任委會員の選擧あり、我國は二十一票を以て當選せることを呈せり列邦は榮譽既に昭かにして責任亦大なり、支那は擧國一致して政局を奠定し在會列邦と共に世界の幸福を謀らんことを望めり、本大總統は立國の道を維く、國際の地位と內政修明とは互に關係あり必ず同時に增進して乃ち邦基を鞏固にし友國に信ぜらるゝに足る、十月三十日曾つて統一命令を出し成た院部及軍民長官に責め善後を妥籌し共に、國計を規劃しめたり、然るに國際聯合會は非常任會員を選擧せるが友邦の贊助に賴み其選を得たり、之より以往如何に榮譽を保持すべきか、其職を盡さゞるべからず、我國政府は全國人民に謹するを以て能く益々省勉を加ふべきなり、駐外各公使に命じ隨時提携進行せしむる外、凡そ我國民は尙ほ其れ友邦に期して許すの切なるに鑒み、畛域を化除し、力めて統一を圖り以て我民國永久の丕基を植え、我渺滄大國の美譽を弼けよ、此本總統の朝夕跂盼する所の者なり（一、二四）

▲米領事館張家口設置（亞東報）米公使は又外交部に對し張家口領事館設置を要求せるが外交部は曾つて延期を求めしも今の情況より察し許可すべしと云ふ（一、一四）

▲東支沿線撤兵問題（各報）胡維德十八日の電報に曰く東支鐵沿線の撤兵は日本外務に向つて頻りに交涉せるも同政府は始め共同防敵の目的を盾とし、相方の同意を要して始めて撤消すべきものなりと云ひ、日支共同出兵は載せて條約に在り、此條約取消されざる以上は東支鐵道の日本軍は萬撤退し難し如何に進行すべきや逢ふと（一、二四）

▲上海に特權法院設置（新聞報）北京司法部は前に各地に於ける露國領事待遇取消しの機に乘じ治外法權の撤回を籌備せんとせるが司法部は已に法權討論委員會なるものを組織し第一次會議を開き先づ一の特權法院を開き露國人及び無條約國人民の訴訟事件を處理し一切の審理方法及び手續きは務めて善美を盡すを期し以て外人の信用を得て收回交涉の前途に種々の困難を減免することに決定せり特權法院設立地點は先づ上海にて實行するに決したり故に駐滬露國總領事取消後のあらゆる露國人の訴訟事件は暫らく會審衙門にて經理し各項手續及び方法妥協決定の上北京公使の同意を得て實現せしむべしと（一、二五）

▲フ博士の歸國使命重大（各報）來滬中の北京總統府顧問フローガツソン博士はエムプレス、オフ、アジア號にて米國に歸り數月後再び來支すと（一、一四）

露支交涉

▲露支通商條約說否認（京報）新聞紙上の露支密約三十七個條に對し顏總長は此事なしと否認しユーリンも亦否認せり、商約は尙ほ談判せず何處より來りし傳說なりやと云へり（一、一三）

▲國貨維持會と露支通商條約（申報）上海中華國貨維持會は昨日北京政府に左の電報を發せり新聞の報する所によれば露支通商條約は外交部は已に草定し近く閣議に提出せんとすとの事なるが查するに從來露國貨物の

寄贈書目錄

東洋經濟新報　其社　自九二九號至九三三號
新公論　一號　二號
其社
NEW BOOK　丸善株式會社　八一號　八二號
The herald of asia　herald社　一一五號　一一八號
學燈　丸善株式會社　一號
實業新案公報　特許局　自六五一號至六六四號
特許公報　特許局　自二八八號至三九〇號
商標公報　特許局　自五〇三號至五〇七號
東亞經濟研究　山口高等商業學校　一號
對岸時報　對岸實業協會　二號
世界永久平和論　渡邊作氏著　八〇〇號
青島ノ商況　守備軍民政部　八〇一號
日本及日本人　政教社　一六二號
月報　名古屋商業會議所　一六三號
朝鮮及滿州　其社　五號
新實年　其社　自七九六號至八〇五號
遞信公報　帝國地方行政學會　一號
會報　長春商業會議所　二號
山東研究資料　守備軍民政部　一號
紡績月報　其社　三四〇號
大日本紡績聯合會　一號

英國政府輸出貿易保險　朝鮮銀行　三八五號
地學雜誌　地學協會　一號
東方通信　其社　一號
商工時報　其社　一號
會報　帝國鐵道協會　一號
岐阜商報　岐阜商業會議所　八四號
化學工藝　其社　一號
大陸　其社　二號
月報　小樽商業會議所　一四四號
滿蒙經濟時報　奉天商業會議所　九二號
東洋時報　其社　一號
政友　其社　二四九號
財政經濟時報　其社　二號
日華公論　其社　二號
月報　青島實業協會　三六號
一貫ノ道　荒原安編氏著
南洋協會雜誌　南洋協會　一號
三田評論　其社　二八三號
國際事情　外務省　一二號　一三號
水產界　其會　四六一號
貿易通報　大阪商業會議所　一六四號
商業實業彙報　其社　六七號
國民經濟雜誌　寶文館　二號
地學雜誌　中國地學會　一二號

支那彙報

支那新聞重要記事（自十二月十六日至一月十五日）

外交關係——露支交涉——國內要聞——對外財政經濟——新借款關係——借款一束——國內財政經濟

外交關係

▲顧維鈞の當選と通電（北京日報）國務院は各省區に通電を發して曰く、國際聯盟會我國代表の報告に依れば行政院非常任委員に擧げられたりとあり、査するに今回の當選者は僅かに四個國なるに我國當選す、惟ふに國際地位上榮譽のみにあらずして對外責任に關係あり、我擧國上下は自から一體に注意し力めて政局の奠定を圖り以て國力の發展を謀らざるべからず、庶くば各友邦と提携して進行し得べきか（一二、二三）

▲支那の非常任委員當選命令（晨報）顧維鈞は國際聯盟會大會の政院非常任委會員の選擧あり、我國は二十一票を以て當選せることを呈せり列邦は榮譽既に昭かにして責任亦大なり、支那は擧國一致して政局を奠定し在會列邦と共に世界の幸福を謀らんことを望めり、本大總統は立國の道を維く、國際の地位と內政修明とは互に關係あり必ず同時に增進して乃ち邦基を鞏固にし友國に信ぜらるゝに足る、十月三十日曾つて統一命令を出し成を院部及軍民長官に賞め善後を妥善し共に、國計を規めしめたり、然るに國際聯合會は非常任會員を選擧せるが友邦の贊助に賴み其選を得たり、之より以往如何に榮譽を保持すべきか、其職を盡さゞるべからず、我國政府は全國人民に遵するを以て能く益々奮勉を加ふべきなり、駐外各公使に命じ隨時提携進行せしむる外、凡そ我國民は擧ほ其れ友邦に期して許すの切なるに鑒み、疑城を化除し、力めて統一を圖り以て我民國永久の丕基を植え、我將來大國の

▲美等も亦た翹首して此本總統の朝夕跂望する所の者なり（一、二四）

▲米領事館張家口設置（亞東報）米公使は又外交部に對し張家口領事館設置を要求せるが外交部は曾つて延期を求めしも今の情況より察し許可すべしと云ふ（一、一四）

▲東支沿線撤兵問題（各報）胡維德十八日の電報に曰く東支鐵沿線の撤兵は日本外務に向つて頻りに交涉せるも同政府は始め共同防敵の目的を盾とし、相方の同意を要して始めて撤消すべきものなりと云ひ、日支共同出兵は戰せて條約に在り、此條約取消されざる以上は東支鐵道の日本軍は撤退し難し如何に進行すべきや逾示を乞ふと（一二、二四）

▲上海に特權法院設置（新聞報）北京司法部は前に各地に於ける露國領事待遇取消しの機に乘じ治外法權の撤回を豫備せんとせるが司法部は已に法權討論委員會なるものを組織し第一次會議を開き先づ一の特權法院を開き露國人及び無條約國人民の訴訟事件を處理し一切の審理方法及び手續きは務めて善美を盡すを期し以て外人の信用を得て收回交涉の前途に種々の困難を減免することに決定せり特權法院設立地點は先づ上海にて實行するに決したり故に駐滬露國總領事取消後のあらゆる露國人の訴訟事件は暫らく會審衙門にて處理し各項手續及び方法妥協決定の上北京公使の同意を得て實現せしむべしと（一二、二五）

▲フ博士の歸國使命重大（各報）來滬中の北京總統府顧問フローがツソン博士はエムプレス、オフ、アジア號にて米國に歸り數月後再び來支すと（一、一四）

露支交涉

▲露支通商條約說否認（京報）新聞紙上の露支密約三十七個條に對し顧總長は此事なしと否認しユーリンも亦否認せり、商約は尙ほ談判せず何處より來りし傳說なりやと云へり（一、一三）

▲國貨維持會と露支通商條約（申報）上海中華國貨維持會は昨日北京政府に左の電報を發せり新聞の報ずる所によれば露支通商條約は外交部は已に專差し近く開議に提出せんとすとの事なるが查するに從來露國貨物の

支那に輸入せらるゝものに對しては僅かに稅金百分の五なるに支那貨物の露國輸入は百分の十なり我國既製品の露國に入る者頗る多かりしが露國が輸入稅を重加して以來竟に跡を絶つに至れり此次露支通商條約を訂するに當り時に乘じて刪改し以て稅率平等の目的を達し、對外貿易の基礎を樹て今後各國と條約を交渉する場合之を以て例となすべし(一、三一)

▲**モスコー支那領事談**　(申報)　昨モスコーより歸國せる朱紹陽領事の談に云く勞働政府は已に統一されチタ政府とレニンは已に訂約せり、東方外交を遷就せるの故を以てチタは赤色政治を行はず、レニンは曾つて云へり「予は舊露の剷除に對し決して新露を産出せず、唯だ露境を新大陸の發現とす凡そ來る者は國界を分けず一律待遇す、現各國より來る者百萬人あり猶逸人多數を占む、工場學校は大に振へり(一、一四)

▲**張斯麐の露國談**　(各報)　頃ろ露國より歸れる張斯麐中將に晤せるが其要點は

一、勞農政府は其組織聯邦內閣制の如し、カリニン(譯音)は終年外に在り游說し、國都に居らず內閣首領はレニン、陸軍衆交通總長はトラック、外交總長はチカニン、外交次長はカラハン外軍交三政は中央勞農之を操る、レニンの獨裁制にあらず、事々次をスウエマイ會議に取る。

二、レニンは支那に宣傳するを望まずと云へり、支那人が侵略せざるが故なり。

三、支那人の在露十餘萬人の職工は大國會の組織あり、入會者は數千あり海拉爾イトン外四個處に同會あり、然れども入會者は皆無賴なり。

四、支那商の損失はイトン最も烈しく勞農が經商に反對せるに因る。

五、レニンは自ら極端なる政策の不可能なるを覺れりと云ひ目下方針を改め博士會を設け奬學し教育を強制し人民十分の七は皆學校に入れり。

六、勞農軍隊は約百萬にして海軍待遇は陸軍に比して優れり。

七、人民待遇等級は、(甲)小兒、(乙)軍人、(丙)職人、(丁)普通人。

八、軍隊外に警察(チカ)あり、權最も大なり、專ら情民を處罰す。

九、極東共和國と勞農は特に互助し聯絡し責任を負ふも勞農は命令を以て極東を指揮せず。

十、支那領事は現露にあるものは僅かにチタの管尙平のみ張は今年國際新聞記者の歡迎に應じ再び會見を約束せるが余の勞農政府代表の八個條は確かなるや否やを問ひしに張は之あり、但し勞農自己の表示にして露支協定の結果にあらずと答へたり(一、七)

▲**劉鏡人とユーリン**は本月內に專員をイトン、チタ浦鹽等に派し在留支那人の損害を調査することを議定せり。

▲**前露公使の着滬**　(各報)　前北京駐在露國公使クゾチエフは三男二女を伴ひ昨十三日午前十時より北京上海に着し露國總領事館に滯在中なり便船を待ちて佛國に向ふ筈なり(一、一四)

國內要聞

▲**統一に對する方針**　(北京日報)　新宅に新年茶話會あり、「統一の事に談及せしが雲南は已に經嘉壽を入京せしめ尙接近す、力を盡して唐紹儀と疏通すべく若し效あれば全力を以て廣東局面に對應するに決せり(一、六)

▲**陝甘地震救濟令**　(政府公報)　十三日命令出づ四北の地震中甘陝尤も重く前きに已に帑金を發し撫恤せるが唯だ災區廣きに過ぐ各該長官をして近きに就き賑款を籌らしめ一面士紳を集めて善後を圖らしむ(一、一四)

▲**奉直兩派の選舉方針**　(各報)　張作霖は選舉に對し先んじて方針を出さざることとし若し直派が五百萬を準備せば奉派は其系と組みて千萬を出すべく直派爲さゞれば奉派も亦爲さず、張は次期總統に對しては他人競はず余は決して爭はずして徐を維持す、若し徐以外競爭する人あらば彼は決して獨手せず故に徐は益々張を德とせり暫に至りては金の工面難き爲め近頃亦手を放てたり(一、一一)

▲**國民大會策進會代表會成立**　(時報)　國民大會策進會各省區代表會は昨十三日廣肇公所に於て成立會を開きたるが主席霍華幸は年來湖南、四川、廣東、陝西、直隸、河南等の各省に兵亂絕へざるは全く吾國民に政治を問はざる結果なり本會の主旨は全體國民を喚起し一切の紛糾を解決し從前の政治を誤せざるの謬見を打破するにありと演說し其の他數人の演說ありたり(一、一四)

▲**地方自治恢復準備**　(各報)　各縣地方自治は來年三月以前に恢復を

實行することゝなり北京内務部より各省區長官に通令したるが上海沈縣知事は昨日王省長より地方自治恢復期近きを以て速かに地方法定團體を召集し以て地方自治進行方法及び自治經費籌集辦理等の問題研究に便にすべしとの訓令を受けたり(一、一〇)

▲**北方の聯省自治**（時報）北方直魯豫晋秦執五省一區人士は聯省自治政府の設立を唱へ已に天津に在りて事務所を組織して宣言書を發表したり、此宣言は京中亦已に發現されたり、其原文の略に曰く、吾等は本と眞心上主張す、民治主義の聯省制度を實行し期するに世界の潮流に背かす富强の域に至るを得るを以てす謹みて此旨を以て聯省事務所を交通便利なる天津に設け改造に熱心なる青年同志をして得て以て接洽あらしめ民國百年の大本を樹てしむ。西南に打電する外特に此に宣言す(一、三〇)

▲**第二禍首軍法裁判**（北京通信）安福第二禍首として逮捕されたる光雲錦及康士鐸二氏が特別軍法裁判に廻さる事となれるは既報の如くなるが特別軍事法廷の組織には尙審判細則規定の修正を要し目下修正草案の擬草中なるが其の成立を俟ちて直に裁判を開くべき豫定にして聞く所に據れば兩氏共段祺瑞氏の定國軍に參與して暴亂に預れる罪狀は無期徒刑を免れずとの噂高く又曲同豐及傅良佐二氏も右特別法庭組織次第亦之に附せらるべしと云ふ(一、一四)

▲**李厚基の辯明通電**（時報）福建督軍李厚基は近頃廣東軍政府に傾むきたりと頻りに傳へらるゝが李は上海何護軍使其他各省軍官に左の如き辯解の通電を發したり

近頃福建に對して謠言を揑造する者あるは奇怪なる次第なり福建は海疆の重地に處し余は素より中央に服從するを以て心と爲し職に任じて以來七年を逾へ屢次事宜たるも抱定する所の宗旨は始終易らざるは事實の證明する處にして全國人民の共に聞く所なり現在福建は安堵常の如く此の種の蜚も影響無き謠言は本と識者の一笑に値せず唯だ傳播愈廣ければ誤會滋生することを恐る特に茲に電陳す(一、一五)

▲**議員の廣東行電促**（各報）上海にある舊國會衆議院議長吳景濂は屢次廣東の參議院議長林森及び軍政府より速かに在上海議員等を伴ひ廣東に來り國會を開かんことを促せる電報に接せるが吳議長は昨日在上海議員等に左の如き通告を發したり

昨日林議長、本日孫、伍、唐三總長の電報に接したるが何れも速かに在上海議員等を伴ひて廣東に來り開會せんことを促せり特に通告す(一、一七)

▲**廣東方面の情勢**（申報）孫洪伊は十四日廣東着、孫文は十四日歸廣軍政府は外交團が關稅剩餘金を交付せざるを以て西南各省を自由貿易とし關稅を免除すべく已に運動し先づ各團より請願せしめ進行し始めたり。十三日の政務會議は獨裁制と會議制の主張一ならず、無結果に終れり。

總商會は十四日集りて中國銀行紙幣維持を議し主席發會の辭を述べたる後陳炯明に面會して談ぜし事を云へり、陳は中國紙幣は中央より貴を負ふべし現に廣東は自主せり、本と此行あるべきにあらず維持の必要なきに似たり、即ち維持せんと欲するも赤現金なし中國銀行の用否は恐く商民に任かす、中國紙幣を以て省紙幣に換ゆれば辭して承諾せず、後廖省長を邀へて交涉せるが廖省長は三ケ月後を俟つて省銀行成績ありて始めて能く交涉され得べしと云へり又徵收機關に對し中國紙幣を徵收せんことを求めたるも亦承諾せず陳の意を見るに絕えて中國紙幣の通用を贊成せず(一、一六)

▲**海軍艦隊擴張**（各報）北京海軍部は海軍艦隊擴張計畫を立て艦隊を四艦隊となし蔣極世第一艦隊司令、林錫珪を第二艦隊司令、林永謨を第三艦隊司令、饒鳴鑾を第四艦隊司令とし藍建樞を總司令に任ずる計畫にて十年一月元旦より實行する筈なるも現に南方艦隊の歸北問題未だ結に就かざる爲め恐らく實現を期し難かるべし(一、一八)

▲**廣東駐防軍隊一覽表**（香港晨報）廣東に於ける各軍の新駐防地點並に各軍司令左の如し。

(イ)福軍司令　李福林(十五營南海、順德、番禺二分駐)

(ロ)第一獨立旅李炳榮(十二營惠陽、博羅、海陸豐、龍川、河源、和平、連平、新豐、紫金二分駐)

(ハ)第二獨立旅　熊略(十二營東莞、石龍、增城、寶安二分駐)

(ニ)第三獨立旅鄧本殷(十二營瓊山、文昌、定安、澄邁、儋縣、臨高、樂會瓊東、崖縣、陵水、萬寧、感恩、昌江二分駐)

(ホ)討賊軍司令李安邦(八營廣九鐵路各軍站二分駐)

(ヘ)春軍司令　陳春德(九營恩平、開平、新會、鶴山、赤溪二分駐)

支那に輸入せらるゝものに對しては僅かに稅金百分の五なるに支那貨物の露國輸入は百分の十なり我國既製品の露國に入る者頗る多かりしが露國が輸入稅を重加して以來竟に跡を絶つに至れり此次露支通商條約を訂するに當り時に乘じて刪改し以て稅率平等の目的を達し、對外貿易の基礎を樹て今後各國と條約を交渉する場合之を以て例となすべし(一二、三一)

▲モスコー支那領事談　(申報)　昨モスコーより歸國せる朱紹陽領事の談に云く勞働政府は已に統一されチタ政府とレニンは已に訂約せり、東方外交を遷就せるの故を以てチタは赤色政治を行はず、レニンは曾つて云へり「予は舊露の剷除に對し決して新露を産出せず、唯だ露境を新大陸の發現とす」凡そ來る者は國界を分けず一律待遇す、現各國より來る者百萬人あり獨逸人多數を占む、工場學校は大に振へり(一、四)

▲張斯麐の露國談　(各報)　頃ろ露國より歸れる張斯麐中將に晤せるが其要點は

一、勞農政府は其組織聯邦內閣制の如し、カリニン(譯音)は終年外に在り游說し、國都に居らず內閣首領はレニン、陸軍兼交通總長はトラック、外交總長はチカニン、外交次長はカラハン外軍交三政は中央勞農之を操る、レニンの獨裁制にあらず、事々次なるスカエマイ會議に取る。

二、レニンは支那に宣傳するを望まずと云へり、支那人が侵略せざるが故なり。

三、支那人の在露十餘萬人の職工は大國會の組織あり、入會者は數千あり溥拉爾イトン外四個處に同會あり、然れども入會者は皆無賴なり。

四、支那商の損失はイトン最も烈しく勞農が經商に反對せるに因る。

五、レニンは自ら極端なる政策の不可能なるを覺れりと云ひ目下方針を改め博士會を設け奬學し教育を強制し人民十分の七は皆學校に入れり。

六、勞農軍隊は約百萬にして海軍待遇は陸軍に比して優れり。

七、人民待遇等級は、(甲)小兒、(乙)軍人、(丙)職人、(丁)普通人。

八、軍隊外に哥卡(チカ)あり、權最も大なり、專ら情民を處罰す。

九、極東共和國と勞農は特に互助し聯絡し責任を負ふも勞農は命令を以て極東を指揮せず。

十、支那領事は現露にあるものは僅かにチタの管轄平のみ張は今年國際新聞記者の歡迎に應じ再び會見を約束せるが余の勞農政府代表の八個條は確かなるや否やを聞ひしに張は之あり、但し勞農自己の表示にして露支協定の結果にあらずと答へたり(一、七)

▲劉鏡人とユーリンは本月內に專員をイートン、チタ浦鹽等に派し在留支那人の損害を調査することを議定せり。

▲前露公使の着滬　(各報)　前北京駐在露國公使クゾチエフは三男二女を伴ひ昨十三日午前十時より北京上海に着し露國總領事館に滯在中なり便船を待ちて佛國に向ふ筈なり(一、一四)

國內要聞

▲統一に對する方針　(北京日報)　靳宅に新年茶話會あり、「統一の事に談及せしが雲南は已に經嘉壽を入京せしめ尙接近す、力を盡して唐紹儀と疏通すべく若し效あれば全力を以て廣東局面に對應するに決せり(一、六)

▲陝甘地震救濟令　(政府公報)　十三日命令出づ西北の地震中甘肅尤も重く前きに已に帑金を發し撫恤せるが唯だ災區廣きに過ぐ各該長官をして近きに就き賑款を籌らしめ一面士紳を集めて善後を圖らしむ(一、一四)

▲奉直兩派の選舉方針　(各報)　張作霖は選舉に對し先んじて方針を出さざることとし若し直派が五百萬を準備せば奉派は其系と組みて千萬を出すべく直派爲さずれば奉派も亦爲さず、張は次期總統に對しては他人競はず余は決して爭はずして徐を維持す、若し徐以外競爭する人あらば彼は決して袖手せず故に徐は益々張を德とせり曾に至りては金の工面難き爲め近頃亦手を放てたり(一、一一)

▲國民大會策進會代表會成立　(時報)　國民大會策進會各省區代表會は昨十三日廣肇公所に於て成立會を開きたるが主席霍華幸は年來湖南、四川、廣東、陝西、直隸、河南等の各省に兵亂絕へざるは全く普國民に政治を問はざる結果なり本會の主旨は全體國民を喚起し一切の紛糾を解決し從前の政治を誤せざるの謬見を打破するにありと演說し其の他數人の演說ありたり(一、一四)

▲地方自治恢復準備　(各報)　各縣地方自治は來年三月以前に恢復な

實行することゝなり北京內務部より各省區長官に通令したるが上海沈縣知事は昨日王會長より地方自治恢復期近きを以て速かに地方法定團體を召集し以て地方自治進行方法及び自治經費籌集辦理等の問題研究に愼にすべしとの訓令を受けたり(一、一〇)

▲北方の聯省自治（時報）北方直魯豫晋秦執五省一區人士は聯省自治政府の設立を唱へ已に天津に在りて事務所を組織して宣言書を發表したり、此宣言は京中亦已に發現されたり、其原文の略に曰く、吾等は本と眞心上主張す、民治主義の聯省制度を實行し期するに世界の潮流に背かず富强の域に至るを得るを以て謹みて此旨を以て聯省事務所を交通便利なる天津に設け改造に熱心なる青年同志をして得て以て接洽あらしめ民國百年の大本を樹てしむ。西南に打電する外特に此に宣言す(一二、三〇)

▲第二禍首軍法裁判（北京通信）安福第二禍首として逮捕されたる光雲錦及康士鐸二氏が特別軍法裁判に廻さる事となれるは既報の如くなるが特別軍事法廷の組織には尙審判細則規定の修正を要し目下修正草案の擬草中なるが其の成立を俟ちて直に裁判を開くべき豫定にして聞く所に據れば兩氏共段祺瑞氏の定國軍に參與して暴亂に預れる罪狀は無期徒刑を免れずとの噂高く又曲同豐及傅良佐二氏も右特別法庭組織次第亦之に附せらるべしと云ふ(一、一四)

▲李厚基の辯明通電（時報）福建督軍李厚基は近頃廣東軍政府に傾むきたりと嫌りに傳へらるゝが李は上海何護軍使其他各省軍官に左の如き辯解の通電を發したり

近頃福建に對して謠言を捏造する者あるは奇怪なる次第なり福建は海疆の重地に處し余は素より中央に服從するを以て心と爲し職に任じて以來七年を逾へ屢次事宜たるも抱定する所の宗旨は始終易らざるは事實の證明する處にして全國人民の共に聞く所なり現在福建は安堵常の如く此の種の毫も影響無き謠言は本と識者の一笑に値せず唯だ傳播愈廣ければ誤會滋生することを恐る特に茲に電陳す(一二、二五)

▲議員の廣東行電促（各報）上海にある舊國會衆議院議長吳景濂は屢次廣東の參議院議長林森及び軍政府より速かに在上海議員等を伴ひ廣東に來り國會を開かんことを促せる電報に接せるが吳議長は昨日在上海議員等に左の如き通告を發したり

昨日林議長、本日孫、伍、唐三總長の電報に接したるが何れも速かに在上海議員等を伴ひて廣東に來り開會せんことを促せり特に通告す(一、七)

▲廣東方面の情勢（申報）孫洪伊は十四日廣東着、孫文は十四日歸廣軍政府は外交團が關稅剩餘金を交付せざるを以て西南各省を自由貿易とし關稅を免除すべく已に運動し先づ各團より請願せしめ進行し始めたり。十三日の政務會議は獨裁制と會議制の主張一ならず、無結果に終れり。

總商會は十四日集りて中國銀行紙幣維持を議し主席發會の辭を述べたる後陳炯明に面會して談ぜし事を云へり、陳は中國紙幣は中央より責を負ふべし現に廣東は自主せり、本と此行あるべきにあらず維持の必要なきに似たり、即ち維持せんと欲するも赤現金なし中國銀行の用否は恐く商民に任かす、中國紙幣を以て省紙幣に換ゆれば辭して承諾せず、後廳省長を邀へて交涉せるが廳省長は三ケ月後を俟つて省銀行成績ありて始めて能く交涉され得べしと云へり又徵收機關に對し中國紙幣を徵收せんことを求めたるも亦承諾せず陳の意を見るに絕えて中國紙幣の通用を贊成せず(一二、一六)

▲海軍艦隊擴張（各報）北京海軍部は海軍艦隊擴張計畫を立て艦隊を四艦隊となし蔣極世第一艦隊司令、林錫珪を第二艦隊司令、林永謨を第三艦隊司令、饒鳴變を第四艦隊司令とし薩捷樞を總司令に任ずる計畫にて十年一月元旦よりる實行する筈なるも現に南方艦隊の歸北問題未だ緖に就かざる爲め恐らく實現を期し難かるべし(一二、二八)

▲廣東駐防軍隊一覽表（香港晨報）廣東に於ける各軍の新駐防地點並に各軍司令左の如し。

(イ)福軍司令　李福林(十五營南海、順德、番禺ニ分駐)

(ロ)第一獨立旅李炳榮(十二營惠陽、博羅、海、陸豐、龍川、河源、和平、連平、新豐、紫金ニ分駐)

(ハ)第二獨立旅　熊略(十二營東莞、石龍、增城、寶安ニ分駐)

(ニ)第三獨立旅鄧本殷(十二營瓊山、文昌、定安、澄邁、儋縣、臨高樂會瓊東、崖縣、陵水、萬寧、感恩、昌江ニ分駐)

(ホ)討賊軍司令李安邦(八營廣九鐵路各軍站ニ分駐)

(ヘ)眷軍司令　陳炳德(九營恩平、開平、新會、鑫山、赤溪ニ分駐)

（ト）粵軍第一師洪兆麟（六團汕頭、潮安、潮陽、揭陽、澄海、饒平、連南、普寧、大浦、豐順、南澳、興寧、五華、平遠、蕉嶺梅縣ニ分駐）
（チ）粵軍第三師魏邦平（香山、前山ニ分駐）
（リ）邱可榮軍　邱可榮（羅定、鬱南ニ分駐）
（ヌ）葉舉民軍　葉舉（全軍ノ改編ヲ俟チテ肇慶各部ニ分駐）
（ル）陸榮廷軍　陸榮廷（未ダ確報ニ接セザルモ陽江陽春ニ分駐）
（オ）粵軍胡漢卿軍胡漢卿（三營、電白、信宜、化縣、吳川ニ分駐）
（ワ）雷州接防軍　（未ダ確定セズ）
（カ）粵軍欽廉軍黃志桓（六營欽縣、防城、合浦、靈山ニ分駐）
（ヨ）黃明堂軍　（三營、廉州、北海ニ分駐）
（タ）馮銘槐軍　（三營欽州邊防）
（レ）南韶連三郡民軍　（當分粵軍第三支隊司令關國雄之レニ駐防）
（一二、一九）

▲川貴桂三省長官任命　昨日の電報に依れば四川貴州廣西三省の軍民長官の任命を重ねて發表することとし、劉を督軍に、熊を省長に、盧濬を督軍に譚を督軍に陸を兩廣巡閱使に任することゝなれりと報ぜり、而して今日の電報は陸榮廷の子息入京あり、兩廣巡閱使任命は直ちに發表せらるべしと傳へたり、右三省との局部媾和は成れるも、湖南援助の爲め吳佩孚自から湖內に入らんとす、此れ王占元と劉湘衝突の事なり、大にして直奉爭執の陰影なり王士珍の事に關し冀恭綽は張作霖を說くべく曹錕は張作霖を說くべく曹錕島視察を名として出發する有樣にては北まず定まらず、三省の任命ありとも統一には尙ほ遼遠なり（一二、二六）

▲陸榮廷の要求條項　（中華新報）　陸榮廷の子息入京し面當り節署を遡上したり、前列の各條は、（一）廣西全體官吏の任命、（二）廣西援助計畫の實行、（三）指定せる陰務經費、（四）軍機の協撥、（五）外債追認、（六）某種借款の簽定、（七）兩廣巡閱使駐京事務處を設け承接機關とすること等あり（一二、二七）

▲陸榮廷辭職す　（新聞報）　陸榮廷は粵邊督辦の命令を收回せんことを乞ひしも國務院は打電して……たり（一、七）

▲熊克武通電　（各報）　熊克武は客臘三十日附を以て通電を發し本日を以て四川督軍の職（半時代の軍政府より任命）を解除す、兵事は全く舊督軍（中央任命の劉存厚）より地方を維持す、自治を尊び、護法の初衷に負かす人民と共に治を望まざる可らず、之につき邦人に向つて四端を望むと二財政に關する事項、教育實業に關する事項邊防財政に關する事項賑恤に關する事項を詳細に報告せり（一、一一）

▲湖南北歸條件　（一、一四）　（一）收束費百萬、（二）維持費每月五十萬半年を限りとす、（三）趙を督軍譚を省長とし葉開鑫、宋鶴庚を師長とす、道鎭は湖南より保任す、（四）吳佩孚本人の軍隊は長沙岳州の間に駐すべく本人の軍隊にあらざれば岳州に止む、（五）中央は確かに任命令を發するのみにして餉張ぜる統一繁文を發する能はず之に對して政府は保正して、（一）收束費二十萬（二）每月十萬を助く一年を限りとす、（三）は要求通りとす、惟だ葉宋は混成旅長を以て任命す、（四）駐在軍隊は別に議す、（五）要求通りとす、使者は昨夜此事を湖南及び上海に通告し三日內に回答すべきを要求せり（各報）

▲岳州兵變　（新聞報）　岳州二十五日兵變あり、騷商店何れも掠奪され湖北省よりの午後の列車は趙李橋に至りて停止されたり、兵變は兩日に亘りしが趙恒惕排斥を聲言せり、湖北は第一師及第三旅步兵を羊樓司に派して防堵したり（一、二七）

▲宜昌兵變損害高　（各報）　外人の損失は日三軒、佛一軒燒かれ、日商六軒、米商八軒、英商各七軒、露伊各二軒、掠奪され合計三十三萬餘兩百三十九萬元に達すと報告さる（一、一）

▲支那に於ける飛行機界の現狀　（新申報）　昨夏張作霖が南苑の飛行機全部を奪ひて奉天に移送せしむるや人は皆支那航空界の前途を危みたるが果せる哉航空學校及飛行家の訓練等に大なる惡果を來せるのみならず其將來は軍閥の爲めに益く蹂躙さるるに至れり、然るに最近聞く處に據れば參謀部及交通部は航空事務署を設立して國務總理の監督の下に民事的性質を帶はしめ以て軍閥派の干涉を免れしめんとしつゝありと北京上海航空路の開設は本年五六月實現の豫定にして一切の指導は英國飛行教官ホルト大佐擔任し着々進行中なるが支那政府が二箇年間に訂結せる飛行機購入契約は左記二會社との間に締結されたり、卽

一、ハントレーベイデ會社
二、ヴイカースヴイーミー會社
にして共に熾烈なる輿論を喚起せるが其理由とする處は
(一)支那の國情は之が爲め更に百八十萬磅を增加すべく、而も其材料は實際に使用するを得ず。
(二)英國政府は既に他國政府と軍用品を支那に輸入せざる事を契約せるを以て今英國の供給せんとする飛行機材料は名は商用なるも軍事に使用し得べきを以て契約不成立に終るべきは明かなり。
(三)契約條文中倫敦に於て發行する飛行機借款中五十萬磅を支那に交附して航空事務開始費に充當せんとしつゝあるが此點が最も攻撃さるゝ點にして、政府は此項借款を他に流用するに鑑からざる事恰も日本借款の如し、ヴイカス飛行機借款は幾多の反對ありしを以て最近該條項を改訂して支那側の利益を謀れりと、ヴイカース會社はヴーミー式飛行機百台を交附すると共に英支審計委員會を組織し以て五十萬磅の使途監督に當るべく、且つ該飛行機を軍用に使用せざるべしとの保證並びに商業飛行開始の速行を支那政府に求めたる結果、京滬航空郵便開始の決定を見るに至れり、張作霖は一度南苑の飛機を奪取せるも、英國公使の抗議に因りて小型機四臺を政府に返還せるが若し體面を顧慮する事なくんば尚多數を返還せしなべるく、張は遂に飛行機のみ徒に多くして操縱者なく無用の長物たるを自覺せるなり、ヴイカース飛行機の大部分は天津上海等に陸揚の上漸次北京に到着し南苑の上空を賑はしつゝあるが、惜むらくは飛行練習不足しにて中止既に久し、然れども新來の飛行機續々到着しつゝあれば議定の計畫を實現するの期遠きに非ざるべし。

之を要するに政府が莫大の費用を投じて此の計畫を爲す所以は、國人をして航空事業の確立と、飛行機交通の利便を知らしめんとするに在る而已(一、一五)

▲梁士詒の英文日報買取 (各報) 北京英文日報は近頃梁士詒が買取りたり(一二、一九)

▲交通大學 (北京日報) 交通部は北京郵傳學校鐵路管理學校、上海唐山の兩工業學校を合併して改めて交通大學と爲すことゝし閣議を通過せり(三、一五)

▲英領華僑の恐慌 (各報) 南洋英領殖民地政府は今回學校註册條例を發布したるに就き殖民地各地方の華僑即ち在留支那人等は大に反對し全國の輿論を喚起し北京政府に英國當局に向つて嚴重に交渉せんことを請願する爲め南洋女學校全僑學女史女史は廿七日當地に着し各團體と續洽し翌日一齊罷に各新聞記者及び團體代表者を招きて一切の情態を報告したり其の內容華僑教育總會の全國學生聯合會に寄せたる左の書面によつて知るを得べし。

本年南洋英領海峽殖民地踐政局は學校註册條例を提出し各種の學校を支配せんと企てたり其の明文は單に我が華僑學校を指さゞるも海峽殖民地に居住する人民は我華僑が最も多數にて學校も亦た華僑學校が最も多し若し一旦條例の支配が我が華僑數百萬の教育自由の權利は必らず剝奪し盡さゞるなり該條例第三條に總督が憲報にて告示したるものは註册を免ざることを得と規定なるを以て新嘉坡、檳榔嶼、マラツカの華僑は各幫聯合して請願を出したるも聞かれず本年十月十日三讀會を通過し憲報にて三ケ月後華僑學校及び校長教員も註册すべく違反するものは非法として直ちに閉鎖し校長教員は處罰すと云へりこが爲め一般僑民は大に恐慌を起し是れ直接華僑に教育無からしめ間接に南洋に華僑無からしめんとするものなりとなせり。

尙ほ當日陳嘉庚は殖民地政府に右の布告取消しを請願して自分は殖民地より退法を命ぜられ莊某は拘禁されたることを述べたり江蘇省教育會は此の事に就き昨日北京政府に打電し英當局に學校註册條例取消しを交渉せんことを求めたり(一二、三一)

對外財政經濟

▲獨逸商人の活動 (時報) 獨支通商條約は已に北京政府にて訂定したるが以前上海に於て商業を營みたる獨逸商人の上海に再來する者多く獨逸商人ピンクスは當地に洋行を設立し不日蘇州、無錫、鎭江、南京等の各地に赴き支那商人等と商談する爲め和蘭總領事を經て許交證員に各該地方官廳に保護方を通知せんことを求めたり(一、七)

▲諾威の在支商業會議所設立計畫 (各報) 在上海諾威商人等は

請支兩國商務增進の爲め今回江西路五號に諮國商業會議所を設置したり（一二、一九）

▲中法銀公司の成立會　（各報）上海華商朱葆三、沈聯芳、傅筱菴、魏廉生、盛伴澄等六名は在上海佛國商人と聯合し中佛銀公司を組織し總行を黃浦灘六號に設けたるが去六日成立會を開き朱葆三主席となり章程を通過したり同銀公司は資本銀五十萬兩として佛支兩國政府に登記せり朱葆三、佛人鄧祿（譯音）二名佛支總董に沈聯芳華蕙孫監察人に傅筱菴、盛伴澄、魏廉生三人華董に當選せり（一、八）

▲英商會の上海造幣廠意見　（民國日報）上海英國商業會議所は支那人銀行公會に造幣廠設立意見書を送りたるが其の內容は左の如し。

（一）造幣廠は上海公共租界に設立し中央政府より直接管理すべし

（二）造幣廠は支那人總理及び外人總理聯合にて管理し外人の化驗師一人斟查員二人會計師一人を招聘すべし

（三）造幣廠は每日一元銀幣或は半元銀幣一百萬枚を鑄造すべし

（四）上海造幣廠鑄貨の際は政府の直轄にあらざる造幣廠は作業を停止し政府直轄の造幣廠も亦外人管理者を招聘し上海造幣局に倣ふべし

（五）新貨幣は別に式樣を定め舊貨幣と區別すべし

（六）造幣廠所用の生銀は直接銀行或は社會公衆より送るべく生銀は八九成色のものに限る可し

（七）新たに鑄造する貨幣は現在流通貨幣の成色を標準とすべし

（八）上海通用元寶は銀貨幣に改鑄すべし

（九）補助貨幣の鑄造は目下其の時にあらざるも外國銀行は新半元貨幣を鑄造せば大いに便利なりとなし居れり其の成色は一元貨幣を標準とし定むべし

（十）鑄貨幣稅は印度政府の方法に倣ひ百分の二とすべし

（十一）英國銀行は支那政府財政困難により敷地、機械、建物購買建築の爲め暫時經濟上の援助を與ふべし（一二、二三）

▲アグレーン氏の意見書　（申報）稅務司アグレーン氏は府院に對して意見書を呈したり、曰く哈密瓜禁止品の來源及び日本分布藥品方法は海關は哈實濱停車場に在りて完全なり、管轄權の行使も時に及びて方針が確定すべしと同時に哈爾濱稅務司の意見書を附したり。同稅務司は藥品の來源を查明し、（一）支那郵便局を經て輸入するもの、（二）鐵道にて輸入し重れて發せる體裁を有せる者、（三）水陸及陸路聯發より來る者、（四）愛琿滿洲里聯方面より小包を以て輸入するもの、（五）露國郵便局より輸入する者、（六）東支鐵道沿線各地より輸入するもの、（七）日本郵便局より輸入するもの稅務司は三分停車時間內に哈爾濱長春汽車に於て五勝の阿片を得たり平均して之を計れば甚しと云ふべしと云ひ日本郵便局の寄せたる鴉片證明書一件を呈せり。（滬田商會の贈物に係る一、一二）

▲米支商人石油公司合辦　（新聞報）在上海英國按察使署秘書長廉納利普（譯音）は近頃世界の石油、ガソリンの缺乏に鑑み米國物利普縣美利丹（譯音）附近に礦地八十畝的合計華田四百八十餘畝を購入し廉は上海の米支兩國人アクレン及び羅某等と聯合し上海に廉納利礦公司を組織し資本金を米貨五十萬弗とし一萬株に分ち（一株五十弗）米國は十分の七、計三十五萬弗、支那は十分の三、計十五萬弗を引受け米支各半數にて董事會を組織することとなり已に章程を定めて米國政府に登記申請中なり開株資本は已に招足したる由にて當地總商會々員中及び實業家の贊事したる者甚だ多く已に經理處を當地調潤路八號に設けたり（一二、三〇）

▲中美輪船公司　（申報）アドミラル輪船公司の組織せる中美郵船公司は昨年籌備以來已に緒に就き上海方面の公司は南京路江西路口の前瓦斯會社陳列所跡と定め二月中に移轉することゝなれり其の米支間を往復する汽船は米國郵公司よりの來電によれば、クケストンステートとウエナチーの二隻にて均しく新造の一萬噸船なり、就航期は本年四月にて航路は桑港よりホノルヽ、日本、上海、香港を經てマニラに至るものなり（一、九）

▲張謇等の海外航業公司組織　（各報）通州の張謇は劉垣、徐新六等を北京に派し交通總長に對し張謇等は同志を集合し支那より歐洲に到る海外航路公司を組織せんとし已に資金を集め汽船購入の爲め人を歐洲に派遣したり汽船到着せば直ちに航路を開始すべく六ヶ月後には公司を成立せしむることに決せりと告げしめたり交通當局は此の計畫に贊成せり（一二、一六）

新借款團關係

▲大借款の前提條件（北通）最近駐米代理公使容氏の報告に據れば新借款團は將來大借款の前提として次の三項條件を提示せり

（一）每年二億元以上を要する支那の軍費を減して一億元以內にする事

（二）借款或は擔保を論ぜずして南北統一後南方を經且つ新借款團より其用途を監督する事

（三）支那銀團の加入を希望する事

三右項々目中條件と稱すべきものは第一第二の兩項にして尙其詳細は代表スティーブン氏來京後討議すべしと（一、二三）

▲賑災借款（時報）銀行團の消息に依れば賑災借款四百万は財政部確かに已に提議し四銀行は賑款は流用なるを得ざるを以て年內亦未だ款を交附する能はず尙商量する餘地ありと認めたり、五千萬の日本借款に至りては絕えて此の事あるを聞かず（一二、二〇）

▲賑災借款の分配（晨報）內部の賑災借款四百萬元は已に成立し各省に對する分配數も定めたり卽ち鄂に六十萬を要する以外には河南、に百二十萬、山東、山西に各五十萬、直隸に八十萬、陝西、熱河に各二十萬とせり、唯外人は教會堂に交附して分配せしむべしと主張す、內務部の議は當該地方の、賑濟團體より自から分配し委員會を設け各國より代表一人を招し用金を監督するに在り（一二、二六）

▲關稅附加と外國商人（各報）地方各省飢民救濟費に充る爲め明年十一月十六日より關稅一割を附加する事になりたるに就き當地外國商人の意見は此の關稅附加には反對せざるも其の實行期が甚だ切迫せり英米佛伊等の如き支那と遠隔の各國は航行に一二ケ月を要し明年二月十七日上海着の貨物は新稅率に照し納稅するとしても其の貨物は實に本年十二月に本國を積みたるものなり是れ其の貨物積出し當時は各外國の駐北京大使は附加稅問題に對して尙未だ同意を得ざりしなり之が爲め此の時期內に積み出せる貨物は新稅率に照して納稅する譯に行かずと各自各該國の駐北京支那公使に對し實行期の二ケ月延期を要求すべく求め居れり然れども此の事は支那政府は先づ各國公使の同意を得たる後各口岸の海關に通令したるものなれば外商の要求は恐らく目的を到達する事難かるべし（一二、二七）

▲銀團と四百萬借款（申報）銀團會議は七日に開かれ英、米、日、佛、代表列席し首として關稅附加稅借款を議せるが米代表は支那政府の請求案の承認を主張したり、但し花旗銀行、滬理、正金、四銀行に預金し四百萬の借款亦四銀行より分擔すべしと日本代表贊成したるも佛代表は贊成せず英代表は此の種の擔保品は全部滙豐に預金すべしと云へるも日本代表は反對せり（同上）銀團は附加稅借款につき再議し用途は中外より賑災會を合組し各十三人之を監督すとせるも擔保品と預金銀行問題未決の爲め結果なし火曜日再議されん（一、九）

▲四團體のス氏歡迎（申報）上海總商會、銀行公會、錢業公所、紗業公所の四團體聯合會の米國銀行代表者スチーブンス氏其の秘書の歡迎會は一昨正午總商會に於て開かれたり陪賓者は米國按察司總領事代表許交涉員王正廷、聶雲臺、其他米支兩國官民の重なるもの八十餘人にして宴會後總商會々長聶雲臺及び銀行公會代表盛竹書の歡迎の辭ありスチ氏に王正廷の紹介にて起ちて左の如き演說をなせり。

米支兩國の感情の融和せるは實言を要せざるが未來の前途は必らず種々の困難あるべし故に余の今回支那に來りたるは實に種々の困難なる問題を解決し地方の幸福を增進せんが爲めなり今日此の宴を開かれたるは早過ぎたり尙し余は尙未だ支那の爲めに些かの義務をも盡さざるが爲めなり殿にラモント氏は銀行團の宗旨及び目的を宣布せるが茲に余は煩瑣を憚らず再び聲明すべし、夫れ米國各銀行の糾んで新銀行團に加入せるは專ら友誼的扶助の爲めにして望む所の利益は決して決して各國銀行團の普通の得べき利益を越えず爭ひにして目的を到達し條約或は契約を結ぶ時あらば悉く公會制度を採り以て衆論に供して誤謬を免かるべし要するに余の意見は支那の主權に毫も損失なからしめ新銀行團の利益に危險の發生なからしめんとするものなり余は新銀行團の支那四問題に對する意見を此の機會に於て陳述せんに

一、新銀行團の支那政府に對する狀態（此の問題はス氏は發表せざらんことを望めり）

二、支那銀行の新銀行團加入問題は余は絕對に侵成す其の國の事情を知るものは其の國人に如くは無く此の舉は支那の信用を得べしと

▲米銀行團代表歡迎（申報）米國銀行團代表スチーアンス氏は夫人及び秘書チルレオード氏同伴昨日伊勢丸にて當地着アストラハウスに入りたるが米國商業會議所米人協會及び極東律士公會三團體は聯合して同午後八時よりアストル、ハウスに於てス氏の歡迎會を開けり支那人側よりは財政部所代表傅筱菴、錢新之、上海總商會々長聶雲臺、上海銀行公會長宋漢章其他にて米支兩國人合計二百餘人に達し晩餐後主人側の歡迎演說の後ス氏は左の如き演說をなせり。

余は今回米國銀行團を代表し新組織の大銀行團各種借款事宜接洽並びに上述の事宜に干する各問題商決の爲め來支せるものにして英、佛、日の三國の銀行團も夫々別に代表を出すべし十一月十九日余の滬港出發後新銀行團の前途に就き好消息を聞き大に喜び居れり支那人は或は此の問題を誤解せるものありたるが月來の好消息にて或は誤解を消除すべし銀行團の事は愼重に考慮する必要あり借款額多ければ其れ丈愼重にせざる可からず最も重要なるは第一回借款にて倘ほ成立までには多數の時日を要すべしと信ず余は成るべく長く支那に滯在し誤解を消除し銀行團は大に支那人民に取りて有益なることを知らしめんとす余は商業上に關する經驗を有せりとは自信せざるも此種の支那人に有益なる機會は頗る得難きものなりと信ず將來借款接洽の時余に責任を負ひて米國銀行團を代表し支那の爲めに無善の利益を謀り借款契約の項目と條件とも亦相當の程度あらしむべし余は五年前數日間支那を漫遊したることもあり今後も屢々渡來すべきが支那人諸君は余を知り余を信ぜられん事を希望す余は米國にある時支那人は多く銀行團の事は公開されざる事を以て失敗を希望し居れりと聞きたるが余は其を信ぜず其の不信を望めば現に余に誤解を妨ぐ爲め署名せる原稿み備へ居れり支那にある間時之を用ひ各方面人士と對談の際も亦此の方法に倣ひ署名なきものは責任を負はざることとせり之れ余等の言語文字の間に誤解を生ぜば大に不可なるが爲めなり（一二、二四）

借款一束

▲鐵車借款契約（新聞報）中國交通等の銀行上は交通部の訂結せる鐵車借款契約の大要は、（一）車輛圖樣及車價額等を銀行に交與し銀行より公開して代りて仕入れ檢して別途に用ゆるを得ず、（二）車輛の使用保管は銀行より鐵廠に稽核す（三）車輛を各鐵道に分配するには元利金額を準備し北京、天津、上海、漢口各銀行に讓金し四鐵道の剩餘金を抵當とする外京漢全線の剩餘金を第二の擔保とす、（四）銀行は人を派して天津滬口の輸運を檢查するを得、（五）銀行は手續費を要する以外は一切口錢を收取せず、（六）債權は九五騰單人の所得に歸す、（七）利息率は八厘三年還濟十八日銀行公會は協議の上通過交通部は全部承認し已に調印せり（一二、一九）

▲煙酒聯合會の借款反對（申報）當地の中國煙酒聯合會は英美公司とて借款契約訂結に反對し北京政府に左の如き電報を發せり

新聞紙の北京電報の報ずる所に依れば煙酒督辦張謇齡は英美煙公司と五百萬元借款を訂結し該公司に支那に於ける煙草製造權及び特別運輸權を許與すと又聞く所に依れば政府は該公司と煙草製造廠を合組し該公司に種植、製造機法、運輸各種の利權を與ふどの議あり且つ該公司當事遮佛勒（譯音）既に北京に到着し借款な商訂すとの事にて輿論沸騰し掩飾すべきなし且つ猶ほ奇稅は以て商人を病ましむるに足らずとして此の一網打盡の計をなし必らず全國煙酒營業をなして完全に外人に操らしめ全國煙酒兩業數千萬人民の生計を完全に絕滅して後快とせんとす張謇齡は前に巨金を逆蹤に與へ北京檢察廳より起訴されたることありたるに又五百萬元の借款を獲得して彼黨の用に供せんとす商人を病ましむるのみならず國を病ひするものなり此の失權病國の借款は立ろに取消すべし（一二五）

▲英米煙借款（新聞報）英米煙公司入京し北京飯店に投宿し屢、周自齊と借款假約を議しつつあるが其の要點種種の如き專利權あり、營業は政府保護し鐵道運輸は優待し只一の印紙稅を徵するのみにて餘りは免稅するに於て双方の贊成り調印せんとす、聞く此の借款は陰歷年關の用途とし決して煙事厭を製造するにあらずと云ふ（一二、二七）

▲煙草借款亦々停頓（北京通信）一時將に成立せんとする周財政總長と英米煙草會社との所謂煙草借款は各方面及政府內の反對頗る多く最近更に徘徊の已むなき狀態に陷れるが聞く所に依れば同借款の內容は略々左の

如し

一、金額、五百萬元

二、利息、年六厘

三、實收、手取九二

四、用途、將來官營煙草製造廠設立の時之を英米煙草會社の合辦資本とす

五、利權、英米煙草會社は次の權利を得

（一）支那に於ける煙草栽培の專利權

（二）運輸上の特別優待

（三）支那內地に於ける稅釐の免除（一、二、二七）

▲正金と支那銀行借款（時報）北京正金銀行は交通部に質問して曰く、宣統三年郵傳部と訂立せし千萬圓借款は京漢鐵道の收入を以て抵當とせるが聞く所によれば交通部は支那銀行團に向つて六百萬元を借款するに當りて亦京漢線の收入とすと云ふ若し正金の優先權と牴觸せば承認し難し（一、一）

▲交通部の對正金銀行回答（申報）交通部は正金銀行小貫慶治に回答したり其の理由に曰く支那銀團の購車借款に問合すあり、前宣統三年の京漢線利益借款の事に係るや否やとあるが本部と自國銀行との借款交涉に就ては貴行の顧慮を受けずと云ふに在り（一、四）

▲馬尾船政局借款說（申報）海軍總司令公署は昨日福建馬尾船政局々長陳兆錦より近頃倫へらるる所によれば督軍李厚基は船政局を抵當として日商三井洋行より五十萬元借款交涉をなし居れりとの說あり李督軍には未だ問合せざるも但だ此の事は海軍の命脈に關係あること至大なるを以て斷じて承認し難ければ豫じめ對附方針を定め以て全主權を保たれたし李督軍に此議の取消しを求むると同時に貴官に通告すとの電報に接したり電報司令は此電報に接するや直ちに海軍部に電告し一面李督軍に此の議の取消しを電請せり（一、三）

▲マルコニー無線電（申報）マルコニー代表中華無線電信籌辦事の名義を以て全國無線電網を準備し自ら資本を備へて上海天津北京等地方に在りて無線電臺を設けんことを希望せるが政府は之を交通部に渡したり、聞く此事は英支合辦四十四電臺計畫の一なり。と（十日北京）

交通部とマルコニー公司は無線借款を訂結せるが日本公使は三井無線電借款と抵觸せるを以て抗議を提せるが昨外交部は已に日本公使に回答して曰く、マルコニー無線電は海外用に係る三井は國內用に係る決して抵觸せずと。（一一一）

國內財政經濟

▲年末の財政（京報）財政部は上海阿片館に向つて四百萬の借款を訂結し當年末の用に供し印花稅を擔保とし利息を五分九五手取りとせり、中央の新年末は明日より各機關の支拂と賞與を爲すべきも當年末に尙ほ七八百萬不足し目下工面中なれども、目算なし、二十四日參謀部員は次長に向つて十三ヶ月の俸給不渡を要求し若し財政部出支せざれば全體揃し掛くべしと表示せり（一二、二七）

▲陰曆年關の財政と借款（益世報）陰曆越年に對する困難なる財政財界主要者の談に依れば陰曆年關には一千萬元あらざれば越ゆる事能はず政府は各方面に運動しつつあるも尙何等の見込なし而して各省より請求の電報は十二月三十一日より昨日迄二十日間に四十七通あり其總計一千五百餘萬に達し其內には不急の金額もあり支出を要せざる者無きに非ずと雖も既に支出するを許可せしもの六百萬に上る聞く所によれば周總長は既に靳氏に向ひ辭意を表示せり但し何人が財長たるも亦辦法なかるべし。

▲新銀團の規約書到着　新銀團の規約書は十八日午後五時英米日佛の四國公使署名し正式公文を以て政府に通知せり十九、二十の兩日に於て先づ關係各部を召集して協議し明日閣議に提出する筈なり該規約書の內容を聞くに全部十四ヶ條にして地租は未だ擔保品に列記されず前年本紙記載の全文と大意相同し政府は如何に承諾するや或は其一部なるや或は其全部なるや且つ各省の意見を徵するや其辦法今尙不明なるも新銀團側にては紹介會議の決定案なるを把持して變更を肯んぜざるべし但し實行方法に關し研究せば大に伸縮の餘地あらん。

▲賑災借款調印の眞相、政府が銀團と久しく協議せし所の賑災借款は既に十九日午後四時財政內部周總長隨員銀行に至り調印せり此經過情形と目下執事の眞情とを左に誌せん

今回海關稅に一割を附加して賑災捐金と爲す事は外交團全體の承認を經て本年三月一日を期して實行することと定め此附加稅は漸次徵收して救濟費に充つる事と決定し並に此增徵稅を以て擔保となし隨意隨理、正金、花旗の四銀行より四百萬元を借り年利八分とし一百元に對し手取實收九九元五十錢とし海關稅務司より每日曜日收入加稅を四銀行に預け以て元利金支拂の用に供し約八ケ月にて淸還することと爲せり尙賑務處にては一財務委員會を設立し支那外國の人員十二(支那各半數)を以て共同組織して專ら借款の收支、分配及用途の監督を司どり以後は委員會の捺印あるに非ざれば引き出す能ざる事とせり而るに此四災區は代表者除外され居るを以て該會にて災況を硏究し及分配に關與する由なければ人員を增加して公平を昭かにせんことを堅く請ひしも英公使館側にて堅く支那六人說を執りて增加を肯せず故に尙ほ未だ組織する能はず從つて金を引き出して賑災に充つること能はず之れ目下頗る困難なる問題なり尙ほ聞く所によれば調印前に於て政府は一萬元の支拂傳票に監督委員會の擔任者の捺印を必要とするに因り修正を要求したるも公使團は宇匈の修正を允許せざりしも條項を變更せざれば政府は賑災の情急なるも如何ともなし難く遂に監督委員會章程第七條を修正し公使團も之を認可し遂に內務財政兩總長が匯豐銀行に赴き調印することを約せしなりと調印後一週間には四分の一を支出する事となるも監務委員會より人を出だし災地に赴き支出を監督すれば賑務處會計の手を經ざるが故に此借款は善き政費に流用する能はず但し政府の體面は保蓋されたりと謂ふべし。

▲近く成立せんとする三大借款　財政當局者に從來年末に要する各政費巨額にして目下の計算に因れば不足額一千萬元に達するが故に近日上海の中國銀行より現金一百萬元を借らん事を謀れり聞く所にては此借款は確かに成立す見込ありと又一說には滄石鐵路の借款は目下進行中なる相關なりと又聞くに昨(二十日)午後財政界の某大官は日本公使館某大官等と張啓彬の家にて陰謀し其結果甚だ佳良なれば久しからずして成立せんと云ふ。

▲煙酒借款の否認　近日の外間傳ふ所によれば政府と米人との間に煙酒借款の說ありて各方面より反對の聲嘖多しと但し財政界の確かなる消息にては事實に非らずと云へり昨日財政部より蘇杭省會に復せる電文に云ふ所によれば新聞紙記載の煙酒借款は訛傳に屬し其事實なければ此事慮告して人心を安することを乞ふ云々と。

▲中東鐵路の借款　秘密なるも確聞する所によれば中東鐵路督辦宋小濂は鐵路の財政困難にして諸事發展する能はず且加ふるに中露職工に不拂の給料甚だ鉅大なるものあり故に目下新に英資本家と現金二百五十萬元の擔保附借款を爲さん事を議し極力進行を計れり成就の見込みあり双方取極め條件は年利八厘にして手取九十八元とし其用途を監督する等の事なし然れ共其用途の一は支露職工未拂給料に支出し一は各縣の鐵道警察の未拂給料に支出し一は該工場鐵道機關工場修理費用に充つる筈なりと云ふ。

▲昨年の關稅收入　(時報)　昨年支那海關稅の收入は歷年未曾有の好景にて總數四千九百五十萬兩に達し民國八年に比し約三百五十萬兩增加し民國七年に比するも遠く超越せり民國二年は阿片の輸入多く阿片關稅のみにて二百〇三萬餘兩なりき昨年國內不穩の際關稅收入の結果の此の如き成績なりしは想像外なりき金磅に換算せば昨年の收入は前一年に比し約二百二十萬磅を增加せり昨年重要地の關稅收入左の如し(單位海關兩)

天津、秦皇島	五、五〇〇、〇〇〇
大連	四、九〇〇、〇〇〇
膠州	一、八〇〇、〇〇〇
安東	一、一〇〇、〇〇〇
上海	一八、八〇〇、〇〇〇
漢口	三、六〇〇、〇〇〇
油頭	一、一〇〇、〇〇〇
廣州	二、五〇〇、〇〇〇

又た各常關(總稅務司監督の下にあり)昨年の收入は約四百三十萬兩として民國八年に比し十九萬一千兩を減じ民國七年に比すれば四十萬餘兩增加せり、而して各借款の償還に當つるものを除き北京政府の收入となるものは二千三百十萬兩なり(一、八)

▲昨年上海稅關收入額　(申報)　昨九年上海江海關の總收入額は關銀一千九百十二萬五千四百五十八兩餘にして前年と比較して四百五十七萬八千七百三十八兩餘を增加し歷年收入數は昨年を以て第一とす(一、五)

▲勸業銀行開業　(新申報)　虞洽卿、湯蟾航、榮宗敬等の發起せる上海

勤業銀行は本日開業式を行ふことゝなれり同銀行は資本金五百萬元にて二百二十五萬元拂込み總董潘馨航、協董吳浴塵、行長、張詠霓、副行長吳震鵬、滬行經理石運乾、副理陳雅鎧なり（一二、一六）

▲北京銀行公會決議　（申報）十七日北京銀行公會は上海聯合會總案に準據し切實に進行することゝなれり、（一）中央は裁兵計畫を確定し軍費を以て治安を維持するを度とし各省駐在軍隊は各省より自ら裁汰し否らざれば在會各行は不生產の借款に對し一切承受せず、（二）政府に元年八年等發行の公債を截止すべし否らずんば銀行は番號を賣布し新發行のものは一切承授せず、（三）現幣發行權を定め鋼圓鑄造を停止せんことを乞ふ、然らざれば銀行は自辨策を圖る、右公決の上國務院に至ることし又購車借款を疏し交通部を嚴しく監督條件を訂し銀行は生產に對して投資するの態度を表示せり（一二、一九）

▲慈惠銀行　（申報）梁士詒は慈惠銀行組織を發起しあらゆる賑款を悉く同行に取扱はすることゝせり（一二、三〇）

▲支那銀行の利益額　（申報）上海の各支那銀行昨年中の利益額左の如し

△中國六十九萬二千元△交通四十二萬五千元△江蘇十三萬元△金城十七萬四千元△中華四萬六千元△東萊五萬五千元△豐大五千元△東亞七萬三千元△東陸十二萬元△聚興一萬元△上海二十四萬元△地方八萬元△實業六萬元△中孚十五萬元△鹽業二十萬元△大陸十一萬二千元△華大四萬三千元△永亨十五萬元△大豐五萬元△懋業一萬元△邇業十七萬元△華孚四萬三千元△新華四萬元△四明十萬元△淮海五十元（以上元）△廣東九萬五千兩（一、一九）

▲中南銀行の創設　（申報）中南銀行籌備處は當地四川路漢口路角に設けられたるが同銀行は南洋爪哇在住黃奕住、上海史量才及び著名の華僑等の發起せるものにて資本金は二千萬元（二十萬株、一株百元）と定めたが先づ五百萬元にて開業し本店を上海（場所は籌備處の所在地）に設くことゝなり五百萬元中發起人及び贊成人にて三百九萬元を引受け其餘の百五十萬元を一般より募集し前北京交通總銀行經理胡筆江を總經理に、前滬寧鐵路局長任筱齋を協理とし大約來る四月內に家屋の修繕を終へ開業する運びに至るべしと尙ほ同銀行は海外華僑の支那本國に於ける各種事業の經營を提倡するを目的とすと（一、一四）

▲度量衡器統一辦法　（各報）上海行政各機關は全國度量衡統一の爲め北京農商部より左の如き訓令を受けたり

（一）各省實業廳の下に度量衡製造局を設け官督商辦とす

（二）期限を定めて舊有の權度を廢除し犯づ牙行商店より手を入る

（三）各地の牙行商店は舊有の權度廢止の日より一律に度量衡製造局の品せる權度を用ひしむ

（四）違れて舊有權度取締及び懲罰條例を嚴定す（一二、一七）

▲本年の茶市　（中華新報）本年は茶市大に疲弊せるが本年各種紅茶、綠茶の到貨、銷數存茶箱數は次の如し

茶名	到貨	銷數	存貨
綠茶路莊、珍眉、鳳眉	三七千箱	三五千箱	二三千箱
大盤	三八	二二	一六
球茶	一四	九	五
秀眉	三五	一八	一七
貼眷	二五	四	二一
平水	一二五	四五	八〇
紅茶祁門	六一	一五	四六
寧州	一二五	八	四五
兩湖	四〇	八	三一

（一二、二〇）

▲支那實業發達の一班　（時事新報）支那は近年政局頻からずと雖も實業公司は頗る發達せり近頃北京農商部の報告によれば近年來北京に登記されたる新公司は紗廠十六（資金六百六十七萬三千元）礦務公司十二（資金九百四十七萬二千七百八十五元）電氣公司六（資本三百十二萬三千七百八十五元）運輸公司十八（資金六百八十六萬六千元）商業公司十五（資金一千三百三十七萬三千元）農林公司十六（資金二千一百七十二萬一千三百元）製造廠五十三（資金二千一百七十二萬一千元）漁業公司三（資金一千〇五萬五千元）其の他の事業八（資金二百四十六萬三千元）にして最近兩年中資本雄厚規模宏大の公司の新設されたるものは紗廠三、織布廠二、造船廠四、礦務公司五、造紙廠二、鐵

す公司數軒、木版一にして其の中北京に設立するもの最も多く江蘇省之に次げり(一二、二四)

▲絲廠維持請願代表　(各報)　無錫の各絲廠は作業休止以來日已に久しく女工等は生活に窮し又た各廠も既層年來の決算期近く非常の困難を感する等總公所總協理に對し政府への維持請願を求むる者多く之が爲め總公所にては職員會を代表として請願書を携へ北京へ派遣したるも政府は維持の餘裕無しとて拒絶したる爲め張代表は空しく上海に歸り來りたり然れども同業者は之にて止むべきあらずとし全體會議を開き總理沈聯芳、協理、黃錦臣を北京に派し請願せしむることに決したるが沈總理は病氣の爲め黃協理及び職員徐可亭、陶仙千の三人、三十一日朝汽車にて出發北京に赴けり(一、三)

▲葫蘆島開埠　(申報)　葫蘆島開埠經費は總算四百二十萬元を要す、官商各其半額を引受く商款は已に某公司より條を集めて請負ひし曾條は尙ほ着落なし昨二日周監督は國務院に會促の電報を寄せたるも財政部は工團するに由なく日本商三井に向つて借款せんとするの說あり(一、四)

▲布業保險公司組織　(民國日報)　上海布商章源、大順、廣同、善公等の布莊數十家は民國七年布捐免除後棉布一捲に付き銀四角八分の割にて共同貯金し免稅停止後の棉布改良事業費に充つることゝなし居れるが早や三年となり貯金額は二萬餘元を下らざるに至りたるより此の貯金を以て布業保險公司を組織し萬一棉布に災害を來したる際其の損失を輕減するの策を設くることに決し總商會を經て農商部に同意を求めたり(一、五)

▲貨物稅附加拒絕否認　(新聞報)　上海總商會、總商會は上海の支那人が何れも貨物稅附加に反對するより特に昨日午後三時より南北兩市各業代表を總商會に召集し全體討論を開きたるが來會者は總商會副會長秦潤卿、商會々長姚葉若副會長姚莫遠を始め七百餘人に達し秦潤卿主席となり

上海商人の貨物稅附加否認に對し未だ財政部よりの回答に接せざるが前日上海稅務公司より江蘇財政廳の訓令なりとて當分附加記帳を實行し居り財政部よりの回答を待つべしと通告し來りたり之に對して各商人は大に憤慨を起し紛々として商會に乘り現時危急の情態を陳述し若し實行せんとせば罷つて承認せず總辭停職を實行して抵抗することゝすべしと請求せり聞くところによれば此の日總商會通過の際に當り若し總辭せば商總商團に大に勸導あるを以て方法を共商する爲め討論大會を開きたる次第なり。

と報告したるが各業代表は紛々起立して兩會員に南北兩市各業に對し即日罷業を實行すべく通告を發せられたしと要求せり其の理由は政府が百業不景氣にて貨物山積せる際加稅を實行するは實に商人の破產を促がすものなれば罷業して政府の反省を促す外無しといふにあり衆、議兩會員は一同に對して罷業は暫らく見合せ財政部の回答ありたる上更に方法を定むべし若し罷業を實行せば商人が先づ損失を受くべし況んや租界との關係上一たび憤慨することあらば外人干涉の漸を開くことゝなるべし今次の運動は商人の切痛なる利害關係に出づるも愼重にする必要ありとて勸告したる結果一同漸く靜まり總商會より再び政府に對し貨物稅附加實行延期の電報を發し一面兩商會正副會長が當日直ちに何應欽軍使、王道尹沈知事等を訪問し上海商業困難の情況及び暫つて承認せざることを陳述し代つて政府に電請し以て罷業風潮を隨すを免がれんことを求め政府よりは直ちに回答を與へらるゝやうにし其の回答あり次第更に方法を決定することゝして六日散會したり(一二、二三)

▲所得稅實行の先決問題　(申報)　江蘇全省商會聯合會は上海總商會上海縣商會に所得稅問題に就き左の如く通告せり。

政府は十年一月一日より所得稅を實行せんとするに對し本聯合會は大會の際所得稅は法律上事實上より觀察して均しく行ふべからず政府若し必ず實行せんとせば數問題を提出して以て政府の反省を促がさゞるを得ざるものあり(一)には所得稅の本身上不公平の點を改正する時(二)は一切の惡稅を廢止し並びに工商保護政策を實行する時(三)は所得稅の用途を切實に人民に監察の權を與ふるの時(四)登記法を實行し警政を改良し社會に精密の統計あるの時(五)所得稅を以て外債を抵借せざることを聲明すべし(六)政府舉行の新稅は合法の手續案に列入すべし(七)政府の未だ裁兵及び各項の虛費節省を實行せざる以前人民は此の新稅を承認し以て謂れ無き浪費に供する能はず以上の項に政府が若し俯從し與に合法國會を通過せば人民は納稅の義務あり反對の餘地無し然らざれば普國商人は自救の爲め決して命を奉じ難し最高の壓力ありと雖も恐るゝ所にあらずと聯決し政府に呈請したり貴會は各業商人に此の事を通知し一致の態度を取り決心を堅して商方を援助されんことを希望す(一、七)

日本新聞重要電報

（自大正九年十二月一日
至大正十年一月十五日）

外交關係

▲セミヨノーフ引渡要求（北京ロイテル特電二十九日發）黑龍江督軍張烈臣は二十九日政府に急電を送りて滿洲里緝魂司令の報告に據れば露國過激派軍の代表は同司令部を訪ひ下の如き四箇條の要求を提出したり卽ち一セミヨーノフ將軍の引渡二、セミヨーノフ將軍の滿洲に設立したる右機關の廢止三、滿洲に連絡機關の設立を過激派に許可すること四、セミヨーノフ將軍の金銀財寶は露國人民より掠奪したるものなるが故に支那政府は之を沒收して過激派に濱附すること右に對して緝魂司令は一、セミヨーノフ將軍は各國の承認したる政治犯人なるを以て引渡し難し二、セミヨーノフ軍は既に武裝を解除せしを以て在滿洲里各機關は當然廢せられたり三、及び四に對しては、セミヨーノフ軍敗戰し武裝を解除したるのみなれば、秩序の恢復を待つて國際法に照して處置す可しと回答したりとある旨報告せり（一日時事）

▲ユーリン顏總長訪問（北京特電三十日發）楊東政府代表ユーリンはセコフ以下七名の部下を引率し本日午後五時正式に顏外交總長に會見したり是れ既電の如く露支兩國が最近接近したる端緒にして今後正式に交渉開始せらる可し（二日時事）

▲阿片禁止條約（三十日北京特派員發）支那政府は本日の閣議にて萬國阿片禁止條約に調印するに決し其旨顧維鈞氏に電告すると共に各省長官をして嚴重に阿片禁止を厲行せしむべく卽日急電を發することゝなれり（二日東朝）

▲琿春問題具體解決案（北京特電二日發）二十九日の閣議の席上琿春問題に關する日本政府の方針決定し次の三項の具體案に對する小幡公使の意見を求め來りたれば公使が之を承認する時は直に支那當局と交渉を開始するに至る可し

一、問題地方の日本警務機關行に關する具體案

二、琿春事件解決に關する具體案

三、不逞鮮人取締に關する具體案（三日時事）

▲露國法廷廢止問題（北京ロイテル特電二日發）在支露國問題に關する外交團の覺書に對する支那の回答は東支鐵道地帶に於ける露國裁判所の廢止を力說し是等露國裁判所は東清鐵道協定又は條約の規定に依つて設置せられたるものに非ずと主張し本問題は露國の公使館及び領事館の資格停止に先だち哈爾賓の露國領事と協議し裁判所を撤廢することに意見一致を見たるものなりと陳言せり（四日時事）

▲執拗なる再抗議（三日北京特派員發）支那政府の徐樹錚逃走に關し再抗議を提出する事に二日の閣議にて決定し一兩日中に外交部より小幡公使に送致すべく內容は小幡公使の回答に就き執拗に反駁せるものにして主なる點は左の三項にありと

一、徐樹錚の逃走は日本公使及日本兵營の無責任に因るものにして支那政府は既に監視の能率なきものと認め他の犯人引渡を要求す

二、徐樹錚等は國事犯にあらず各國公使は保護の必要なしと言明せるに見るも明かにして國際關係を引用するは牽強附會の理窟たる事

三、他の犯人にして今後再び逃走するが如き事あるに於ては日本公使及日本兵營に於て全責任を負ふべき事（五日東朝）

▲英人新疆に活躍（三日北京特派員發）新疆方面に於ける露國の勢力弛緩と共に英國の勢力增大し露國の有せる利權は漸次英國の手に歸せられんとする傾きあり露國の勢力衰退が中央亞細亞との地理的關係上英國の勢力の進展を促し來れるは當然の趨勢にて近來英國鑛山技師等の同方面に入込む者多く英人の活動目覺ましとの報あり最近支那政府と中央鑛業公司との間に締結されたる資金一百萬磅の英貨合辦にて新疆石油公司組織に關する十一箇條の契約が其具體的一例と云ふべく久しく新疆に潛在する英國が其權利を獨占するに至れるを憂ふべし北京に在る英人の某有力者が早くも新疆方面に英國將來の發展に嘱目し新疆との間に內地貿易に關する協定を爲すべき事の急務なるを英國政府に建言せる事は英國政府の意を大に動かしたりとの說あり、目下歐洲の途にある駐支公使アルストン氏は右に關する本國政府の意嚮を實行しつゝありとの說あり蔵は遠く新疆との運輸貿易に關する協議を爲すに至

らすやと期待せらる（五日東朝）

▲佛公使の警告　（四日北京特派員發）　佛國公使は露支通商開始に極力反對し顧外交總長に對し警告を發せり同公使は目下露支通商問題に關し本國政府の訓電を電晴中にて警告は公使個人として取扱ふ行へるものなるが支那政府は通商開始を以て英佛諸國の例に追從するものなりと稱し居れば佛國公使の警告に對しては反抗的態度に出づべし（六日東朝）

▲極東政府通牒　（五日北京特派員發）　極東共和國政府の通商委員ユーリン氏は左記の如き文書に通牒を添へて顧外交總長に提出せり

貴國と通商の交涉を開始するに當り予は茲に本問題に對する極東共和國政府の見解を具申し通商開始に關する計畫の概要を表示せる文書を貴下に提出するの光榮を有す予は支那政府が極東共和國政府及人民の貴國に對して有する親善と正義と完全に披瀝せる本文書內に於て大體表示されたる提言に基き兩國民の利益の爲に協力せらるべきことを確信す

通牒文の內容は左の如し

極東共和國の政體を確立せんとする過程に於て極東露國の住民は過去二年に亙り權力の纂奪者匪徒頭領等の支配の下に凡ゆる慘苦を嘗めたり是等纂奪者は皆て繁榮豐饒なりし土地を荒廢に歸せしめ到る處に流血の慘と饑饉を齎らせり然れども彼等の慘虐非行は自由と平和を好愛し速かに內亂を熄め民本主義に基き秩序を回復し諸外國に親善關係を回復せんと欲する極東露國人民の希望を覆滅せしむること能はず却つて彼等をして主動的支配者を覆へさしめたるの感あり今や貝加爾以東太平洋に至る全四伯利の地域は完全なる獨立共和國となり其地域は歐洲の如何なる國よりも大にして自然の資源は豐富なり極東共和國は私有財產の制度を完全に維持し資本の利用を可能ならしめ資本の開放に對しては凡ゆる便宜と保護を與へんとするものなり極東共和國の人民は先づ第一に支那と親善を加ふることに努力すべく過去數世紀に亙り兩國は最も親善なる關係を維持し兩國民は至廣且大陸の全幅に亙り國境を隣接せる關係よりする地理的經濟關係の相互的利益を享受せり

過去三百年間に於て露支兩國は五十有餘の條約と協約を締結せるが此事實を以て見るも兩國の關係が如何に密接なるものなるかを知るべし兩國の締結せる條約中には前露國政府の軍國主義的方針の痕跡を示すもの多々あり然れども貴國人は是等は露國人民の希望に由るものならざりし事をよく知れり支那と極東共和國間に密接不離の關係を維持するの必要は夫の事實に依て見るべし卽ち歐洲大戰に際し列國は露國を封鎖し支那も正式に露國と外交を斷絕せるに拘らず兩國間の通商關係は事實上維持されたり世界戰爭物資前の十箇年間に於て支那の對露貿易額は著しく增加し千九百七年の二千萬兩より千九百十六年には一億兩に增加せり而して支那の輸出は輸入の五倍に達せるが此貿易は主として極東露領の諸港には東支鐵道或は張家口庫倫哈克圖を經由して殆と總て露國を相手に行はれたるものなり今や統一されたる極東共和國の委員は

支那と通商の交涉を開始せんとするに方りては露國人が帝制を覆へせし以來其外交方針の根本義とする精神に從ひ支那と露國舊政府間に締結されたる條約及取極めは根本的に修正するの必要を認め露國の獲得せる特權にして互惠的ならざるものは是等の條約中より削除されざるべからず機會均等權利平等の主義に悖る懸案中侵略の事實を含むもの及前露國政府が例へ些かたりとも支那に對し爲せる不法の廉あるもの及支那の權利主權を侵す如きものは兩國の交涉に於て悉く無條件にて撤回せざるべからず兩國間に於ける新協約は全然機會均等主義に基き提唱せざるべからず大規模にして正規の通商は先づ個々の商取引を有効ならしむべく法律上の保護を設定するに非ざれば不可能なり故に是等と本質的關係を有する各種の懸案中先づ第一に注意を要するは正式權能を付與せられたる領事の形式を以て經濟代表を復活せしむるや否やに關するものにして極東共和國は支那領土內に在りて二箇年半以前廢止せられたる

露國領事館も前述の趣旨に基き復活せらるゝことを希望す從つて千八百五十八年の天津條約第七條千八百六十年の北京追加條約第八十條最後に千八百九十一年のピータースブルグ條約第十一條等を改訂するを要す且つ一般に司法上の眞心を保持し居れる支那國民及政府が在支露國人に對しても亦司法裁判確保を與へ得べきことを確信せるを以て本提議が前揭の諸法令並に露國領事が支那領土的に於て有する司法權をも廢棄せしむるものと思考す更に重且大なる懸案問題の第二は露支鐵道に關する露支兩國の關係にし

て本鐵道は露支兩國民の歷史上極めて重要視ふべからざる機關たりしものにして新たに兩國間に締定を遂げ相互公正の趣旨の下に兩國の利益權利義務を確保すべき新協定を遂げ之に依りて無條件に三鐵道の改革を圖らざるべからず尙露亞銀行が本鐵道に對してなせる不法なる要求の如きは本國を以て斷じて防遏せざるべからず之を全然別問題とするも兩國に促進せしむるの目的を以て

鐵道並に水路運輸改善並に新通商路の測定等に適宜の考慮を用ひざるべからず又通過稅並に關稅に對する政策に就きても十分考慮を費さざるべからざると同時に先づ兩國間多年の懸案たる諸事項を解決し更に進んで兩國間の親善關係を更に促進せしめんとす

右聲明に關し本員は速かに進んで平常狀態に復歸することは相互の政府並に二大共和國（二國共新しく共和國と成れり）にとり最も緊要なる問題なりと確信して前揭の諸問題に速かに解決を與ふることは疑惧する迄もなく此二共和國の繁榮となるべく二國の親善關係を確立し其促進を圖る永久的基礎たるべきことを信じて疑はざるものなり（七日東朝）

▲防穀令除外例請求　（北京特電十日發）　東三省支那官憲より本月二十日より同省內に產する豆なる穀類六種の輸出禁止の承認を求め來れるに對し小幡公使が之を拒絕したるは既報の如くなるが公使は絕對に之を拒絕したるには非ずして右六種は從前通りに輸出することを希望するも東三省に於て是非とも輸出禁止を實行せんとするに於ては纔額數萬に何等資する所なき夥及び小麥粉の二種に對しては防穀令を適用せざるやう中央政府より命令を發せられたき旨再び申請し且つ今日まで日本商人との間に既に賣買契約を結べるものに對しては除外例を認められんことを求めたるに顧外交總長は早速右の旨を張作霖氏に打電す可しと述べ張氏より何分の回答を爲す可しと答へたり又哈爾賓に於ける英國總領事も防穀令に關し同地の支那官憲と交涉せるも裏面を得ざる爲め同地駐在英國總領事は中央に於て同令の解禁に就き交涉せられ度き旨打電し來れるが周財政總長は總稅務處に於ても夥、小麥等に除外例を開することに贊同し居り既に契約濟みのものに對しては之を適用せざることを承諾す可しと述べたれば結局防穀令の適用範圍は此の邊に止まるに至る可く防穀令に關する表面上の現狀は以上の如くなるが裏面に於ては過激派の一派が哈爾賓に入り支那官憲を煽動する形跡あり即ち哈爾賓に於ては既に過激派の手に依り小麥粉及び燕麥等二百萬封度の賣買行はれ居る一方支那官憲は滿洲の東江及び南江の稅關署には本月二十日より防穀令を實施す可き訓令を發したるが北江及び四江の稅關署には訓令を發せざる由なり因に顧外交總長よりは未だ何等回答なし（十二日時事）

▲中國通信社の大々的宣傳　（上海特電十三日發）　ゼネヴア來電によるに中國通信社は七日ゼネヴアに各國新聞記者を招待し支那問題の解決に就き左の如き大大的宣傳を試みて曰く

支那問題の解決は全世界と多大の關係あり支那人民は世界の四分一を占め其土地は歐洲より大にして天然の利源は外歐米を凌駕して居る而して國民は極力利源開發、國力增進を希望して居る而も其發展策としては將來の平和方針を以て自ら發展を策し以て人類の幸福を增すべきか或は世界を統治する外國代つて之を開拓し其人民を支配し其利源を以て其帝國主義を遂うするに委ねべきか例へば茲に一國あり其學校にて日々世界の最大強國とならんとの一言を以て學生を訓育し且此言は同國の教科書に記錄させて居るものとせよ其所謂支那問題なるものは支那の人力を支配し支那の利權を管理せんと欲する意味に外ならぬではないか支那問題は支那國民の意思によつて解決してこそ初めて人類の幸福は齎らされる若し某國の欲する如く支那を支配し支那を開拓する條件を以て解決せんか歐米は遂に戰局に沒頭し而も戰つて勝たれば泰西の文化は地を拂ふに至るだらう云々

右中國通信社は如何なる性質のものか不明なるも梁啓超、林長民諸氏一派の操る所なるは想像し得る所で過般研究會が多數の特派員を各國に派し其宣傳策を新たにせんとするに見ても支那が聯盟國會の會議に際して大々的宣傳を以て日本を侵略國として各國に紹介し延て二十一箇條山東問題等を國際聯盟に提出すべき基礎を作らんとするものである事は明かである日本は之に對し警め期する所がなくてはなるまい（十五日日々）

▲琿春案交涉　（十三日北京特派員發）　支那政府は琿春事件の交涉に關し十三日更に駐日公使に左大要左の二項により日本政府と交涉すべきの訓電を發せり

一、支那政府は吉林奉天最近江省內に於ける暴徒を驅逐して居留民の保護に

塗るべければ日本は遠かに支那の厳矣な行はれたし
三、破壊されたる領事館の損害は支那政府より賠償し暴行犯者は即時逮捕して處罰すべければ日本政府は今回の出兵により支那居留民の受けたる一切の損害を賠償されたし(十五日東朝)

▲再び防穀令除外要求 (北京國際社十六日發) 小幡公使は外交部を訪問し重ねて東三省防穀令に關し小麥及麥粉を除外せん事を要求したるに顧維鈞も之を諒とし一應主管部に照會の上囘答す可しと答へたり(十八日時事)

▲露支交渉有望 (北京特電十六日發) 露支通商交渉は佛國の反對に拘らず其後着々進捗しつゝあり支那側の條件十箇條の内次の三箇條は既にユーリン氏の承諾を得たりとの支那を代表して莫斯科に赴いてゐた張斯桓中將は十五日滿洲里に到着したとの報があるから北京に歸着するのも近きにあると思はれるから交渉の前途は益有望である。

一、露國は支那領土内に於て支那の社會組織及政情と相容れざる政治的宣傳をしない事

二、露國は極東に於ける支那人の生命財産を保護し一層の便宜を與ふる事

三、新疆及後貝加爾に於ける支那人の虐待を受けた事實に鑑み將來斯かる事を發生せしめざること(十八日日々)

▲瑞春交渉譲歩 (十七日上海特派員發) 小幡公使は外交部に囘答して日本政府は支那との厚誼を希ふ今回の瑞春事件に對しては暫く譲歩を爲し瑞春龍井村百草溝に軍隊を常駐せしむるの原案を改めて警察を設置し佩銃の廢消するを待て直に撤退を行ふべしと照會せり之に對し外交部は主權を害する事同一なりとし其反駁文を寄せつつあり(十八日東朝)

▲露支密約内容 (哈爾賓特電十七日發) 曩て支那軍事代表として莫斯科に出張中なりし孫士毅氏は十五日當地に着せるが昨今當地に於て風説さる露代表と支那政府との間に協定されたりと云ふ露支秘密條項の要項概要左の如し

一、東支鐵道及び其附屬地帶の無條件附與に鐵道職員の任命權は支那側に與へ從業員は半數の制合にて露國人を支那人に入れ換ふること

二、革命時代の露支借款は棚上とす

三、支那領土内に於ける露國の治外法權を撤廢す

四、第三國が露支孰れとも其領土若しくは宗主權を侵犯する場合には軍事的救援を爲し其際露支兩國は國境的差別を認めざる密接關係を結ぶ

五、第三國が經濟的脅威を與ふる場合も同樣に相援助す

六、露領内にある支那人の私有財産は之れを尊重す

七、前取引最高利得金は原價の一割五分と公定す

八、税金率は相互間に公協定す

九、赤露若くは其代表政權行物資運賃は免除す

十、歐露との通商には勞農紙幣、ロマノフ、ケレンスキー紙幣を以てし是等紙幣の換算は月々之れを定む(十八日時事)

▲米國の對露經營 (十九日北京特派員發) 張家口に新設さるべき米國領事館領事サミュエル・ソコロン氏は既に着京し居れるが支那政府は列强との間に同地に領事館を開設するの實施未だ完結せざるを理由として當分設置を延期する事を米國公使に要求せり新設さるべき米國領事館の管轄區域は哈爾賓内外蒙古を含み支那に於ける米國領事館中最も大なる範圍を支配するものにして米國は張家口を以て對露貿易の一大策源たらしめんとの計畫を有し居れり之にて米國の對露貿易は非常の勢ひを以て發展し專ら露より輸出する羊毛・毛皮類のみにても貿易年額三千萬弗以上に達すと稱せらる(二十一日東朝)

▲我要求を承諾す (北京特電二十日發) 滿洲防穀令實施に伴ふ日本商人の損失緩和の爲めに小幡公使は政府當局と屢々接衝を重ねたる結果極めて良好なる解決を見附と我希望を容認せしむるを得たり即ち

第一、輸出を禁止したるは開港よりするものに限る、陸路即ち安奉線に依りて朝鮮に輸出するものは北滿より露國に輸出するもの丶同樣禁止せず

第二、參納は禁令より除外す

第三、大麥及小麥は地方官の適當と認むる數量を限り輸出するを得

第四、禁令發布前に契約したるものは輸出する事を得る事

に協定せりと既に税務署は此の旨東三省各税關に訓令を發したる趣にて近く外交部よりも正式に小幡公使に通告することとなり居れりと(二十二日時事)

▲露支通商條約 (北京特電二十日發) 在哈爾賓の波蘭代表者クコウスキー氏は支那外交部に於て

從來支那領土內に在る治外人は當國領事の保護に歸して居たが當國領事が現に待遇を停止され治外も獨立して居る以上至急貴國との間に通商條約を締結し相互に領事を派遣したい領事の駐劄地は差當り哈爾賓黑河の二箇所としたい

との公文を寄せて來た此裏面に露國派の後押があると言はれて居る（二十二日々々）

▲支那理事當選經緯（巴里合同通信社十六日發）十七票に對する二十一票にて昨日支那が國際聯盟理事會の非永久委員に當選決定せるは諸國を大いに驚かしたり右十七票には羅馬尼、瑞典、瑞西、塞維亞、チエツコスロヴアキア、葡萄牙、希臘の諸國あり當し佛國政府は嚮てより同國委員に對し右理事會委員たらんとする、チエツコ、スロヴアキアの要請を援助すべき訓令を與へ居り英國委員は公然諸國を援助し居たり然るに聯盟總會に於て諸國を支持するものなかりし爲めに諸國の名は除かれチエツコ、スロヴアキアの選任は波蘭之に反對し波蘭は右反對に就き塞維亞及び羅馬尼の協力を得ることに成功せり斯の如き歐洲小國內に起れる內訌は支那に好都合なる機會を造り駐英支那公使にして聯盟總會に於ける首席委員たる顧維鈞は直ちに此の機を捕へて巧に活躍したり此れに先だち既に十一月廿六日顧維鈞が副委員長たる一般組織第一委員會の第四回會議に於て顧は永久委員たる日本の外亞細亞より非永久委員にして聯盟理事會に代表者を送るべき要請を強硬に固執したり斯る要請を爲せば彼等が渴望せる名譽は其選支那に落つべきを知りてなり尙彼は新動議を提出し『國際聯盟總會年次會合に於て出席委員の多數決に依り六名の委員を選定し其の代表者は聯盟規約に基き之を指名し聯盟理事會委員たらしむべし而して右六委員の中三名は歐洲より二名は亞米利加より他の一名は亞細亞又は他の大陸より出す可しと主張せり右の提議は同種類の提議他よりも出でたるを以て特別委員會指名せられたり顧維鈞は其の委員に選ばれ右委員は彼の案を是認せり併し後に至り彼の希望は暗止せられ支那は本年聯盟理事會に入るに不利なる形勢を示すに至れり

但し顧維鈞及び同夫人は始終實を張り聯盟委員會中に著しく人望を博し波蘭に於ける窮扶斯蒙延に對し義捐金募集の檄に接するや顧は支那を代表して直に二千磅の義捐を申出でたり尙ほ彼は聯盟理事會中に代表せられ居る大國とは協調を意起せず軍備制限問題に就て協同すべき約束したりと傳へらる軍備制限問題は總會に附議せらるべきも其の審議は自ら漸進的なるべく世人に對し直に極端に走るの不可なるを說明す可し又顧維鈞は理事會に於て山東問題を提起するの意志は決してなしと傳へらるを見れば列國委員は同問題を實際に重視するの要を見ず（二十二日時事）

▲關代表聯盟提案（二十一日上海特派員發）顧維鈞氏は聯盟總會に於て支那にて阿片を販賣する外人に對しては支那官憲が逮捕懲罰し得て該外人は領事裁判を受けざるの提案を爲せりと（二十二日東朝）

▲遺露使節歸着す（北京特電廿一日發）遺露委員張斯麟は本日午前十時三十分無事當地に歸着したり彼は莫斯科にて勞農政府と交涉を爲したることなしと云ひ居れるも支那政府の對露政策に相當影響を及ぼすべきは勿論にして一般非常の注意を拂ひつつあり（二十三日時事）

▲琿春損害賠償（北京特電二十一日發）支那政府は琿春事件に日本の出兵せる結果支那側の被りし損害賠償要求を提出すべきは明白で過般吉林當局に其調査を命じたが延吉、額穆、和龍、澤清、琿春の五縣は目下調査中で其他は略調査完了したと云ふ支那政府の報道によると調査完了せる地方の損害は左の如くであると

一、寧安縣　負傷者三十七名、半潰者は燒かれたる家屋八十餘戶、强奪されたる馬四五十餘頭、牛二十餘頭

一、琿春縣　死者五十三名、負傷者百六十八名、燒毀家屋五百十六戶

一、來寧與　銃殺されたるもの二百二十六名、負傷者三百十四名、家屋半潰七百二十七戶

一、敦化縣　負傷者七名、家屋半潰三十一戶

而して金錢糧食其他物品の損害は右の中に含まれて居らないが多大のものらしい（二十三日日日）

▲支那外國郵便局撤廢成功（上海社國際社二十六日發）國際郵便會議に列席したる支那代表劉符誠氏は二十四日北京政府に宛て支那國內の外國郵便撤廢案の國際郵便會議を通過したるは全く南米各國の援助に依るものなりとて其經過狀況を詳細に報告し援助を與へたる各國代表に夫々勳章を贈與せん事を政府に申請したりと（二十七日時事）

▲海電處分と支那（上海特電二十七日發）華盛頓の萬國通信準備會議は一先づ終了したが上海、ヤップ間の海底電線問題に關し支那側の米支の共同管理に附するか或は國際管理とするか止むなくんば日米兩國管理とすべく決して日本一國の自由處分に任せしむる事は出來ぬとの從前の主張を繰返し來るべき本會議には是非共此主張を貫徹せしめんと在米支那公使容氏は米國側に向つて密かに運動をして居る模樣である（二十八日日日）

▲獨逸活躍の準備（上海特電二十六日發）獨逸の對支政策は着々進行し將來再び列國對支外交上の一動力たる豫想を揭め具備せんとして努力しつつあり之に就き當地に達せる諸般の情報を綜合せば所謂獨逸最近の時中飛躍の經緯左の如し曰く

伯林政府は過般ゼネヴア國際聯盟總會開會當時支那全權顧維鈞に對し獨支單獨講和條約の締結に依り膠洲灣租借地其他山東に於て戰前獨逸の享有せしあらゆる利權を無條件にて獨逸より直接支那に讓附することとし聯盟總會が獨逸の國際聯盟加入を許可するに於ては獨逸代表者はヴエルサイユ條約中の山東條項を否認し直ちに以上の如き寓意を聯盟總會或は理事會に通告すべき旨を傳達せり而して此の代表として獨逸は顧維鈞が（一）聯盟總會に於て獨逸加盟案の通過に盡力すること（二）獨支通商貿易の即時復舊並に戰前通りに獨逸に最惠國待遇を附與すること（三）支那は其の獨立國たる體面を傷つくるものなるを理由として日英同盟の繼續に反對することに就き北京政府に運動することを要求せり而して顧維鈞は第一及び第二の點に就き早速運動を開始せる形跡あり茲に於て石井、林兩全權は英佛以下友邦の代表者を說き支那を國際聯盟理事會委員の一人に推薦することとし問題を入れざる巧妙なる顧維鈞懷柔策を講じ兒に角獨支密約の實現を防止し得たる次第なり

斯の如くして獨逸は對支密約計畫に失敗せるも尙ほ執拗にも北京に於ける有力なる某獨逸人をして顧外交總長に運動せしむると共に他方某獨逸商人をして廣東軍政府首席政務總裁孫文に對する脫退運動を開始せしめたり其れかあらぬか廣東軍政府中馬君武、葉夏正等汪兆銘倶樂部一派は最近親獨を以て日英佛米四國の北京政府に對する財政的援助を拒制す可しと主張するに至り又北京政府部內にも現に四國財團奉制策として獨逸系實本家と接近す可しと說くものを生じ爲を以て爲を制する支那一流の外交は遠なくも南北を通じて再び其の萠芽を現はし來れり尙ほ伯林政府は在支獨逸商人の本國視察に就ては一切の旅費を支給し本國より再び支那に歸還するに際ては獨逸の支那に於る鈔力挽回に關する注意を與へ其の有力者に對しては特に種々の訓令を與ふる事とし是等の注意及び訓令を受けたる獨逸商人は續々本國より當地方に歸還しつつあり（二十八日時事）

▲露支條約起草中（二十八日北京特派員發）露支通商問題の交涉進行と共に外交部にては目下條約草案の起草中なるが內容は大體三十七箇條より成り使節の交接待遇、領事館の設置、旅行規則、民事、刑事、船荷の納稅、檢查、罰金、商船の待遇其他犯人引渡し等の各項を含むものなりと（三十日東朝）

▲山東問題調停說（上海特電三日發）英國公使館側の消息として支那側の傳へられる所に依ると英國商人某は山東問題の調停に當らうとして日本の膠洲灣還附條件の讓步程度並に支那側に於て承認し得る程度を知りたいと言つて居るさうであるが支那側の某有力者は此事を徐總統に告げた所徐總統は山東問題は既に國際聯盟總會に於て保留を聲明したから最早調停の餘地はないと答へたと傳へられて居る英國商人が山東問題に容喙せんとするは畢に天津の英國商界の決議にも見えた所であるが最近日英同盟更新問題と共に再び提唱され來つたので例のリッツル氏が調停運動の中心となつて居る事は事實のやうである（大阪每日）

▲日支協調訓電（上海特電四日發）支那側の報道に依れば日本政府は小幡公使に對して日米問題と共に日支調停の必要あれば此事に就き支那政府と充分諒解を遂ぐべしと訓電したと云ひ又胡惟德氏は日本內閣は日米外交關係に顧みて種種案を讓步すべく小幡公使に訓電したと傳へ三日の申報は此問題に就ては愼重に考へ自ら處するの途を決せればならぬと云ひ日米問題の將來は支那の態度と共に最近極めて注意を拂はれて居るやうである（東京日日）

▲英國の山東問題調停謝絕（北京特電四日發）外交部は私約研究會の議決を採用し英國公使の山東問題調停に就ては日英同盟の狀況明瞭するまで暫く受附けぬことに決定し四日其經過を顧維鈞施肇基胡惟德等に電告せりと（國民）

▲露支鐵道臨時辦法（北京國際社五日發）東支鐵道管辦小宋濂氏は本日政府に對し東支鐵道及び西伯利鐵道の交通開始しナヽ政府代表との間に下

の如き臨時辦法を規定したる旨を報じ且つ指令を要請し來れり

一、先づ貨車を通じて在留支那人及び婦孺俘虜を救濟す但し毎週間の運車度數を決定す

二、國境停留所に軍事檢査場を設け支那側之を擔任す

三、滿洲里の露國稅關及び露國鐵道工場は國境外に移轉せしむ

四、右移轉一時不可能の際には支那側は暫時之を保管して作業を停止して其從業員を全部國境外に移遷す

五、露國側は車輛滿洲里に到着し荷揚しを終りたる後即時引返す可し

六、滿洲里に於ける鐵道事務に關しては露國側は一切之に干渉することを得ず(時事)

▲宜昌賠償要求　(五日北京特派員發)　日英米佛各國にては宜昌事件にて被れる損害賠償合計約二十四萬磅を支那政府に要求せり支那政府は賠償は承諾せるも損害の程度其他に就ては外交部より人を派して實地調査を爲さしむべしと(東京朝日)

▲外交團の對支抗議　(北京特電五日發)　北京外交團は首席公使の名を以て左の質問書を提出した

支那官憲が庫倫、科布多、烏里雅蘇臺、唐努烏梁海等の露國人に對して種々虐待を加へた事實がある例へば(一)理由なくして監禁した事(二)領事館員の放逐(三)財産の沒收(四)食料品の買置を禁じ露國の貯藏せる食料品を沒收したる事等の事實が少なくない並に公文を以て質問し滿足なる回答を求むる

之に對し支那側は直に庫科唐鎭守使陳毅氏に其眞相調査を電命したが外交團の指摘した所は確に事實で支那側は外國人の庫倫入を喜ばず同府の事情の外間に洩れるのを甚だ怖れて居る(大阪毎日)

▲支那より露春交涉　(北京國際社五日發)　支那政府は最近吉林督軍鮑貴卿氏及び延吉道に對して琿春間島在住支那人民が日本軍の爲めに受けたる損害の調査を命じたるに本日左の如き報告政府に到着せしを以て政府は之を根據として近く日本と交涉を開始し損害賠償を要求す可しと燒失家四十四、財産損害十餘萬元、死傷三百餘名

尙ほ琿春事件を迅速に解決せんが爲め張作霖將軍は赤塚奉天總領事に左の三條件を提出せりと傳へらる

一、日本軍の完全に撤退したる後は東三省より各一旅を派して間島各地に駐在せしめ在留外國人の保護を實行す

二、間島在留日本人の財産に關し三省より各安全を保證す

三、歸化鮮人の監視を實行し不逞の行動に出づるを防止す(時事)

▲新疆に露國商務署　(北京國際社九日發)　新疆省の露支局部通商條約は既に批准調印を經たるを以て露國土耳機斯坦當局は條約に從ひ伊犂塔城外數箇所に商務及び農商委員公署を設立せんことを求め來れり之を許可す可きや否やと新疆督軍は九日政府に對し訓令を仰ぎ來れり(時事)

▲無電契約辯明　(北京特電十日發)　北京政府が我三井との間に無線電信契約があるに係らずマルコニー會社と同樣の契約を締結した事に關し昨年十二月日本から既得權侵害ではないかとの問合せをして置いたが九日支那側の回答があつた夫に據るとマルコニー會社との契約は國內の無線電信であり三井物産會社との契約は國外との無線電信だから何等既得權の侵害でないといふ併し如何に國內的のものであるとしても上海當りにマルコニー會社の手で大きな無線電信でも出來れば結局同じ事になつてしまふ譯で國內國外と明白に分るべきものでない全く支那側の逃げ口上である(東京日日)

▲間島撤兵案再回答　(北京國際社十日發)　間島日本軍派遣隊撤退に關し十二月十八日支那政府より第二回の要求ありたるに對し小幡公使は去る六日前回と略同樣の回答を爲し支那側にして間島の治安を維持し且つ在留日本人の安全を確保するに十分の手配を爲すに至らば何時にても全部撤退すべしと云へり(時事)

▲徐大總統代理渡米す　(上海特電十二發)　北京總統府顧問米人ファーガソン博士漢來昨十一日當地に來着せり歸來の上、新大統領ハーデングに會見し支那の爲めに政治上の意見を開陳する任務を帶び居れり云ふ尙博士は大總統徐世昌氏の書翰及び寫眞を親しくハーデングに捧呈するの任務を有すと云へり(時事)

▲前露國公使退京　(北京特電十二日發)　露國公使クダーシェフ氏は應〻還京に決して十二日北京を出發した氏は今後は應を政界に退ち老後を巴里

で逸るとの事であるが氏の北京出發に當つて支那側の見送れるもの唯一人公使の胸中萬感交々至るの感があつたらう（東京日日）

▲**第三回撤兵要求**（國際北京十四日發）支那政府の間島撤兵に關する第二回の要求に對し小幡公使が去る六日回答を發したる事は既報の如くであるが十二日外交部は又々公文書を以て間島各地には既に支那軍隊を十分に配置し治安維持及び日本人の生命財産の保護に關して全責任を負ふ旨を述べて日本軍全部の撤退を要求し更に最近吉林督軍の報告に依ると武裝せる日本の官憲が國境を越えて間島地方に入り込んだとの事であるが若し事實とすれば人心得び動搖するの慮れありとて同時に全部撤退を要求する旨を附言した（讀賣）

南北情勢

▲**二大政黨運動**（三十日上海特派員發）安福倶樂部倒れて後は表面上大政黨なく北京政界は寂寞なるも目下北京にては二大政黨組織され明年四月の總選擧を迎ふべく盛なる活動をなしつゝありと云ふ一は舊北倶樂部他を廣申倶樂部と云ひ舊北倶樂部は新交通係を中堅として政學會系經濟調査に入れる舊國會議員等にて政界の重鎭人物多く反政府と云ふにあらざるも御用政黨にもあらず別に一勢力たらんとするもの廣申倶樂部の分子は直隸系を中心とし安福系以外の新國會議員の變態にして其中に民黨の舊議員混入して滑稽し居り軍閥の庇護の下にありて曹錕等の後援に據れるは勿論なり舊北倶樂部は張作霖氏と特別の關係を有す即ち直隸奉天兩派の爭闘は他日の國會に於て此一政黨に依りて行はるべく兩派共に各勢力を擁せんとして馬江及び四南方面に奔走しつゝあり今日の處舊北系は王占元氏と張作霖氏との關係接近せる結果舊北系は王占元氏の爭奪戰に於て勝利を得べく現在將來共に舊北倶樂部優勢なりと觀測さる（一日東朝）

▲**軍政府改造密議**（上海特電廿日發）孫文唐紹儀伍廷芳陳炯明諸氏の民黨領袖等は一昨日來廣東に於て軍政府改造其他の重要問題に就き密議を凝しつゝあるが其內容として廣東側の傳ふる所左の如し

一、中央行政部　廣東に於ける孫文派は既電の如く護憲政務調査（七名）制度を廢止し新に總統制度を採用し孫文氏を臨時大總統に選出せんとし上海に於ける舊議員等と策應し各方面に對する宣傳に全力を盡しつゝあり尚ほ一部の策士は此機會に於て政界の彗星孫洪伊氏と結び彼を通じて中原の一大勢力たる吳佩孚氏を籠絡す可しとし先づ孫洪伊氏を廣東政府の國務總理に推薦す可しと主張し居れり

二、地方行政問題（イ）兩廣巡閱使陸榮廷氏を革職し陳炯明氏を其後任とする意見（ロ）督軍制度の遺物たる道尹及び鎭守使の官制を廢止するの意見

三、立法機關四南諸州及び段派勢力範圍の諸州を代表する舊國會議員を招集し非常會議を開きて總統問題を審議すること

四、對廣西策廣東討伐の名を避け廣西救援軍の名を以て廣東を廣西に入れ陸榮廷を驅逐することを爲め許崇智氏を總司令とし黃大偉氏李烈鈞氏及び鍾景輝氏を夫々第一第二及び第三軍司令官とす

五、廣東自治問題（イ）省長は民選とし先づ伍廷芳氏を選出すること（ロ）十二月一日より廣東省內の賭博を禁止し以て自治制度の有終を中外に示すこと（一日時事）

▲**宜昌に兵亂起る**（漢口特電廿日發）廿九日夜中宜昌の軍隊は突然掠奪を行ひ日淸汽船會社の倉庫に放火しこれを全燒せしめ武林洋行水田洋行等も掠奪放火され一物も殘らず

（上海特電廿日發）三十日朝湖北省宜昌に支那兵の兵亂あり此兵亂にて邦商武林洋行掠奪を被つたとの報がある爲漢口碇泊の軍艦伏見は一日同地に急航する筈である（二日日日）

▲**孫段提携進捗**（上海特電二日發）孫文、段祺瑞兩氏の提携は廣東軍政府內部の計畫進行と共に漸次具體化し最近段派に屬する福建、浙江、湖西の三省は四南と結合して直隸派に對抗すべしと傳へられて居る聞く處によれば福建督軍李厚基氏は陝西盧永祥氏と緣り北伐軍費として軍事公債百萬元を發行する事及軍政府の成立を待ちて北方政府に對し獨立を宣言する事等を決し更に北伐軍の組織を左の如く定めたるとも傳へられる

一、浙江、廣東、福建の三省軍隊を廿一大隊に分ち三省地域を七大軍區に分つ

二、第一區三大隊　步兵十五營、砲兵十五營、機關銃隊六營、飛行機五機）と

し統制明氏を任官せしむ

傳して一方廣東軍政府は陸榮廷氏を副總統に金樹仁氏を陸軍總長に任ずべしとの說もある但以上の說が何れも之を傳すべきや斷言の限りでないが要するに事の上海出發前に於て安福派と民黨間に頻々なる往來があつた事に徴して右段階氏の間に直隸派討伐に關する何等かの諒解が成立して居る事は確である（三日日日）

▲宜昌治安回復　（四日漢口特派員發）宜昌來電＝宜昌商務總會は宜昌兵變善後策に就き事情調査後各軍隊と協議し取敢へず國幣の保證にて中國銀行より十萬元を支出せしめ軍費として提供すべし各軍隊は之を分配し宜昌全部の治安維持に任すべく決定し宜昌市民は三日より市場を開始せり但一部分の恐慌は尙未だ去らず王書華は宜昌兵變調査の爲證據蒐集員熊氏を派遣し宜昌交涉員周英遠氏と共に調査せしむる筈目下宜昌人の談に依れば宜昌全市の內外人及び支那人等の損害總額は約二千萬元ならんと（六日東朝）

▲軍政府再宣言　（八日北京特派員發）軍政府は再び左の宣言を發せり

北方が國家に最も有害なる行動は

一、軍閥を利用して兵權を壟斷すること

二、善後救災等の名義を藉り新稅行爲を爲し國民の承認せざる借款を特權の獲得を加重すること

三、統一を名とし惡に名を藉て軍閥を選舉せしめたること等なるが其何れと雖も國家を危機に陷れ平和な破壞するに足る本政府は北方に望むに遠かに軍閥を除き借款を停止し惡名を取消し善くは誠を以て相見る國和會を繼續し正當の解決を爲し人民の福祉に副はんことを云々（十日東朝）

▲軍政府總長決定　（廣東特電八日發）廣東軍政府は八日各部總長の任命を左の如く決定した

內務總長孫逸仙氏△財政總長唐紹儀氏△陸軍總長楊庶堪氏△參謀總長李烈鈞氏（當分次長劉存厚氏代理）△交通總長唐繼堯氏（一時王伯文氏代理）△外交總長伍廷芳氏△司法總長徐謙氏（十日日日）

▲宜昌再兵變の虞　（上海特電十三日發）十三日宜昌發當地某所着無線電報に曰く宜昌に於て兵變を起せし第十五師及第二師は會同中に某軍第外六旅連十師を迫て十萬元を要求せり王占元氏より巨金を受けたる爲め將に不穩の擧あるの說に關し外交官團は宜昌帝國領事に對し注意を與へ英國軍艦代表は數日前漢口に赴き同地の英人に警告せり因に帝國軍艦代表は數日前漢口に赴き同地の英人に警告したりと

▲組織立ても大掠奪　（漢口特電十三日發）宜昌兵變に關する詳報に據るに兵變は五千內外にして第十三旅第十八師の外第十八混成旅と第二師の兵も特全加せり第十八師長は其の前より武昌に來り居れり其の掠奪の組織的なることは空前にして二十九日夜までは靜なく突然全市に亘りて暴動起り掠奪連續發現の各隊に分ちたる上下の指揮官ありたるに放火は百五六十軒を燒き被害は日英米支の別なく二十餘軒の日本人中七軒のみ無事なり一軒等に數十回掠奪者來りたるも殺人强姦は之を逃けたり損害は二千萬の概算なり軍隊は掠奪後此の上の害を免れしむる爲めとて商會より夏に六萬元を徴收せり掠奪品は處所に山の如く積まれ兩片のみにても約七萬斤ありと云ふ（十五日時事）

▲軍隊給料割當額　（上海特電十四日發）米國個情報に據れば北京政府が最末に支拂ふ可き各省軍隊給料として割當てたる金額左の如し

曹錕（直隸山東河南）三十萬元、張作霖（東三省）三十萬元、陳毅（外蒙）四十萬元、王占元（湖北）二十萬元、張文生（安徽）二十萬元、李厚基（福建）二十萬元、四川十四萬元、中央直轄軍隊三十五萬元、陸海部四萬元、軍隊所散發三十五萬元（十五日時事）

▲練兵方針決定　（北京國際特電十七日發）軍事當局者の云ふ所に據れば徐總統及び新總理は各省督軍と打合せの結果練兵問題に關して左の如き方針を決定せり

一、先づ兵變を起したる者より着手して各省三分の一を裁兵し既に裁兵隊を設置せる各省は二分の一を裁兵すること

二、裁兵に依つて生じたる剩餘金を以て全國に貧業工場を起して隊兵を使用して貧業を練習せしむること（十九日時事）

▲關稅增徵實施期　（上海特電二十一日發）關稅一割增徵實施期は左の如く確定し在支各國領事團所は二十一日附を以て各本國に通告を發した

一、實施期　千九百二十一年十月十六日より

一、增減稅種別　輸入稅、輸出稅、常關稅は總て一割增徵（但輸出は除外せず）

一、積出期　明年一月十六日以前に本國を積出し既に航海中の貨物に對しては之を適用せず

一、適用期間　實施の日より向ふ一箇年間（二十二日日日）

▲國會非常會議開催　（上海國際特電二十一日發）　孫文氏は本日國會非常會議を開催するの準備をなすことを命じ一月中に開會せしむる筈なり但し敎育會系の議員を列席せしめずと（二十二日時事）

▲安福派特赦運動　（北京特電二十一日發）　各方面の安福派特赦運動が最近急速の發展をしたが右は福建督軍李厚基、浙江督軍盧永祥兩氏の廣東軍政府聯絡說に恐れを爲した結果北京政府は（一）軍政府と聯絡せざること（二）南北統一に贊成すること（三）張勳氏を起用することの三交換條件を以て安福派領袖の特赦を爲すべきことを段祺瑞氏に申込み之に對し段氏は張勳氏の起用に反對したのみで他の二條件には贊成したと云ふことである而して目下右に關聯して斬綝理が辭職し王士珍氏が其後を襲ひ國務總理たるべしとの風說も盛に行はれて居る

▲徐氏新黨計畫　（上海特電二十二日發）　徐總統は新當國會議員を網羅して一大政黨を組織せんとし二十日錢能訓氏を總統府に招致し其組織方を依囑した錢氏は之が爲近々南下して民黨側と交涉するだらうと傳へられて居るが錢氏にして若し南下するとせば此以外に或重要な使命を帶ぶるだらうと觀察されて居る（二十三日日日）

▲支那政局の暗潮險惡　（北京國際社二十三日發）　現內閣反對側の傳ふる所に據れば近來政界の暗潮極めて險惡となり奉天直隸派間には使者の往復頻繁にして表面は相提携し居れるも裏面にては互に反目し直隸派は奉天派と段派との接近に憤怒を懷き奉天派は直隸派が王士珍を擁して內閣を組織せしめんとするに對し之を疾視し居れり加ふるに近來張作霖と交通系との意志の疎隔は內閣內にも波及し奉天派の王農商總長と交通系の葉交通總長とは屢々衝突を起し又張作霖の極力張勳起用を主張せるに對し反對するものあり何れにしても遠からず政局に大變化を見ずんば已まざる形勢なり王士珍の如きは此の渦中に投ずるを好まず二十三日再び總閣使の辭表を提出し鄕里正定に歸臥せんことを請願せり（二十五日時事）

▲廣西派を責す　（北京國際社二十九日發）　本日大總統令を以て譴諭明令解職は軍政府既に撤廢せられ責任解除となりたるを以て全省の文武官吏を率ゐて自主を取消一切の政令は悉く中央の指令に俟つと云ひ又陸榮廷よりは軍政府既に結束若きて國是大に定まりたりと述べ來れるは國家の艱難を救ひ大義を明にしたるものにして大に統一の本旨に副ひ國家に功あるものなりと宣布せり倘同時に大總統令を以て陸榮廷を勳進督辦に譚延闓を廣西省長に其れ〳〵任命せり

▲孫文和議を促す　（北京國際社二十九日發）　孫文氏は北京政府に電報を發せり聯省政府成立以來西南の形勢一變せり北京政府は此時に際し讓歩的精神を以て積極的に和を謀りては如何若し悔悟せずして尙ほ其主張を固執せんとて恐らくは支那大陸の洗淪を見るに至らんとて最後の警告を發し來れり（三十一日時事）

▲自主取消に就て靜觀應酬　（上海電報一日發）　自主取消に就て岑春煊氏は北京當局に對し、上海に駐居して毫も爲す無く、個人として實に中央に對して恥づ、方法を設け、政府の名義にて、速かに西南の自主を取消さしめん事を乞ふと打電せり、靜觀應酬は岑春煊氏に對し打電して曰く、廣東廣西の亂事が已まざれば大局は決して解決さるゝ希望なし貴下の統一宣布の手續は、多くの之を履行するを得ず、前途誠に憂ひを深くす、然れ共廣東軍の攻めんとするも、口を自治に藉りたるに過ぎず、廣西系の軍隊は廣東勢の侵入に任ぜざるべし、此の際宜しく廣東と廣西をして一致せしむべし、陸榮廷氏は戰備を修めて意る所なし、之を事實なりとせば雙方到底諒解の餘會ならん貴下宜しく陸榮廷氏に對し、廣東退讓を歡告せられたし云々（三日本社着國際直電萬朝）

▲地方自治會組織（一日北京特派員發）　一日大總統令を以て地方自治促進の爲め內務部は地方自治會を組織し各省省長をして各省の當事者一名及び省議會選出の代表一名並に特別區域よりは各長官より一名の代表を派遣せしめ各代表は速かに上京して地方自治實行に關し商量すべき旨命令せり（萬朝）

▲災害救濟令　（一日北京特派員發）　北支那五省の飢饉に加ふるに旱災浙江洪湖の風災水害あり爲めに過般甘肅に於ける大地震災など一年の中に災害

體で來り人民の困窮一方ならざるより先日大總統令を以て內務部は各省長官なして一層切實に救濟方法を講ぜしむると共に銀六萬元を救恤費として各省に分與し難民の救濟に宛つべき旨公布せり（東京朝日）

▲**正式政府組織**（四日廣東特派員發）正式政府組織及び正式總統選擧に關して目下左の三主張に分れ居れり卽ち(一)國會議員は來る八日非常會議を開き正式政府組織及孫文を正式總統に選擧せんとす(二)軍隊政府內の聯絡派は目下政務會議法定數に足らざるを以て軍政府に改め前例により孫文氏を大元帥に推擧し各省實力派の西南に加入するを待ち然る後正式總統を選擧せんと主張し(三)伍廷芳、唐紹儀、陳烱明氏等保守派は現狀已むを得ず第二說を考慮しつゝあり然れども元旦孫文氏の演說及び衆議院議長精補成等始め國會議員の語る所を綜合すれば恐らく近く非常會議により正式政府の組織及孫文を正式總統に選擧を形式的にも行ふべし（東京朝日）

▲**廣東民黨の新施設**（上海特電四日發）廣東を視察して歸つた外務省の某氏の談によれば民黨の廣東施設が從來の如く空論的でなく至極眞面目に堅實に行はれてゐる事は最も注意すべき點である、目下廣東の新政としては督軍、鎭守使、道尹の廢止敎育の普及等着々實行されてゐる、財政は賭博禁止のため一年六百萬元の減收を來たすことゝなつたが之を補ふため從來地方で個々に取立てた徵稅を今後廣東政府で直接取立てる事とし兎も角も團結の道を講じてゐる、軍政府は一月中に國會非常會議を開き大總統の選擧を行ひ中華民國の正式政府を樹立する筈である、廣西討伐は李烈鈞氏等の軍人間に主張されてゐるが軍政府內には先づ內部の統一を圖るが急務であるとの意見を强くもの多く當分實行されまい、孫逸仙、陳烱明二氏の亂暴說は誇言に過ぎぬ、要するに過激主義といはれるやうな施設はやつてゐない、唯過激主義を希望する新聞が三つばかり出來てゐるが實際に於て左程の勢力はない、寧ろ夫れよりも民黨が眞面目に日本に接近せんと努めてゐることは極めて注意すべき現象である（大阪每日）

▲**甘肅督軍決定**（北京電報四日發）張ての懸案たりし甘肅督軍問題は今回愈々解決を告げ蔡成勳を督軍に馬福祥を綏遠都督とし蔡成勳着任迄陸洪濤督軍代理たる事に決せり（電報）

▲**靳總理南方懷柔**（上海特電五日發）總理靳雲鵬氏は統一實現の爲今後全力を廣東に集中し先づ唐紹儀氏を通じて廣東政府と連絡疎通を計る一方陳烱明氏を廣東督軍に任命し廣東派の歡心を買はんとして居るが陳氏は督軍兼巡閱使の一人で到底斯くの如き積極手段には乘るまい卽ち靳總理の廣東對策は畢竟理想に過ぎまい現に廣東政府は在上海各國會議員全部に召集令を發し愈々非常會議を開いて正式政府の樹立を急いで居る際なれば之を觀みる迄があるまい（時事）

▲**陸榮廷辭任理由**（北京電報七日發）政府は曩に廣西が自治を取消たるに對して大總統令を以て陸榮廷氏を粵邊防督辦に任命したるが陸榮廷氏は本日政府に電報を發して多病任に勝へずと云ふ理由を以て辭任し來れり其理由は自治取消後北京政府に對して軍費を要求せるも其目的を達し得ざる爲めなりと

陸榮廷氏は粵邊邊防督辦の任命に對し病氣其任に勝えずとて辭職を申出でたるが國務院は返電して同氏を慰留しつゝありと云ふ（中外）

▲**複雜なる甘肅問題**（北京電報八日發）甘肅督軍更迭に關する紛糾は來總長が重大なり卽ち前督軍張廣建氏は陳樹藩氏の援助を求むべく陝西に入り陝州には督軍代理として張派の雎東鎭守使陸洪濤氏ありて回敎派首領たる前寧夏護軍使馬福祥氏と相對し小衝突すらありし模樣なるが陸洪濤氏は北洋派の宿將にして漢人なれ共馬福祥氏は回敎徒中の新敎徒なれば同じく回敎徒中の舊敎派なる涼州鎭守使馬廷勳、寧海鎭守使馬麒氏等は却て暗に陸氏を後援するを以て馬陸兩軍の勢力は相匹敵し居れり而して新督軍蔡成勳氏の赴任に關しては陸洪濤氏自己より後輩の蔡氏の下に立つを欲せず暗に其入境に反對し居ると甘肅人の熱烈なる甘人治甘主義に基く反對の爲め目下辭意を漏らし赴任を肯ぜざるが若し蔡氏にして赴任せざれば馬福祥氏の綏遠赴任も出來ず陸洪濤氏との對立は意外の紛擾を招くに至るやも知るべからず（大阪朝日）

▲**省人省治の機運が熱しかけて來た南方の大勢**（上海特電八日發）最近に於ける支那の形勢を見るに大勢は聯省自治に歸着すべき傾向を示して居る、北京政府は舊廣東、四川の自主取消を聲明し陸榮廷氏、熊克武氏其他の任官を發表して局部統一の形式を飾つたが而も陸、熊兩氏は奉天、直隸兩派の爭ひの渦中に動搖して居る北京政府を信賴する程に野暮で

に非ず、陸氏先づ過激言辭を弄し劉存厚、熊克武兩氏自ら謂る所あり其他劉湘、貴州亦自衞の策を講じ各々北とも南とも附かず南とも附かず宙ぶらりの日和見態度に移らうとしてゐるが是等各省が今後進むべき道は獨逸でもなく露一でもなく即ち省人省治といふ大同團でありて此潮流は必ずや近き將來に於て具體的に現れるものだと見られてゐる、即ち湖北人が此潮流に迎合して吳佩孚王占元氏排斥の聲を擧げた時に於て第一の煽火は奉がるものだと見られてゐるが或は之がために長江流域の大爭亂を醸すかも知れないと危惧するものがある、殊に英國入閣では此潮流の將來に多大の注意を拂つて居る(大阪毎日)

▲蒙古西藏の選舉　(北京國際九日發)　從來蒙古選出の國會議員は擧て支那人なりし爲め蒙古人及び喇嘛は來る三日の國會議員選擧に於き北京政府に於ひ支那議員は內外蒙古を代表する新國會議員たるを得ず蒙古を代表する者は眞の蒙古人たるを要すとの要求を提出する筈なり尙ほ西藏人其現狀にては到底選擧不可なるを以て政府は北京に在る少數の西藏人より選擧するゝ事を以て之に充つることゝせり(時事)

▲四川の亂雲增大せん　(上海特電九日發)　熊克武氏は北京軍事委員會を組織せんとし政府は之れを引留めつゝあるが其後四川自治の傾向は益々明かとなりつゝあり熊克武氏は廣東軍政府の取消されたる當時北東政府の統一事業に贊成を表示したるも其後眞の統一の未だしく大で廣東に軍政府再興せるゝに當り一路を發せず南北雙方に發電する事極めて少しと四川の東方と南方とは熊氏の勢力範圍にて北方の劉存厚氏の勢力と對峙し居れるが其國境線の諸勢力あり四川は大體に南北に對峙し居れるを以て自治に向はんとするも當內の紛擾今後增加して容易に安定せざるべし(大阪朝日)

▲督軍廢止に着手　(國際北京十日發)　政府の意見は督軍廢止は未だ實行の時機でないとして居るが各省軍民分治問題に關しては總統府國務院間の意見疏通するに決定し將來の方法として先づ責任者以外の缺けて居る各省に對しては督軍の職務を帥る一將に省長を任命する事として左の任命を見るであらうといふ

此處　屬自寄氏、吉林　孫烈臣氏、黑龍　張景惠氏、熱河　湯玉麟氏、甘肅　劉郁芬氏(確實)

▲廣西自治宣言　(廣東特電十一日發)　廣西の獨走は廣西自治宣言發表するものを以て武力を以て統一廣東を統一と稱する軍閥の專橫を排し自治廣西を建設すべしと宣言した(廣東日日)

▲非常國會準備　(十一日廣州特派員發)　廣東國會は來る十三日非常會議準備として兩院聯合談話會を開くことゝなれる由特補成氏は歸れり倫理委員氏外在廣東の兩院議員は政府組織に關し非常會議に提出すべく左の件を決議せり

軍政府の組織廢止總統選舉の必要總統に全權を附託すること、政府組織は大總統之を定む、大總統は非常會議より選舉す(大阪朝日)

▲潮南非戰區域問題　(上海特電十二日發)　中心勢力を失へる潮南省の形勢は刻々惡化するに鑑み在潮南の列國領事團は此種緊急事態に對して開港場の周圍五十支里以內を非戰區域たらんことを希望せり右に就き本省當局は領事團の通告を以て情宜に違するものなりとし領事團は居留外人保護の見地よりせるを以て開港場以外には敢て言及せざりしならんも香港支那人の立場より云へば潮南省民は單に開港場のみならず全省の治安維持に就き完全なる保障を得るの要ありと思惟す潮南省民は曾て南北兩軍の入境を拒絕せるが今や省內る內訌防止の法を講ずるの要あらんと論ぜり(時事)

▲南北和議逆轉　(上海特電十二日發)　北京政府は廣東政府と意志疏通を圖るの結果愈々陸榮廷を援助し兵備を財たしむるに決したるが如く既に陸榮廷に對し軍費軍器の供給契約を結んだと傳へられて居る夫れかあらぬか過般來入京中であつた陸榮廷氏の代表許光は自ら保定に在る曹錕氏を訪ひ民黨討伐方針の打合せに沒頭し一方陸榮廷は馬濟、沈鴻英、林虎諸將を討伐司令として正式に任命せん事を北京政府に請求中との報道もある陸榮廷派の具體に關する方針は依然積極的に進展するに至つたが一方民黨派の活動亦自ら著しく武漢地方には昨今多數の黨人潛入し軍隊を煽動して湖北督軍王占元を暗殺し武漢攻略の計を劃て湖北四部に在る直天蔚氏は一萬餘の兵を率て既に七日來湖北軍を攻擊し目下激戰中との報があり和議問題は再び武力解決に進展し形勢極めて重大である(東京日日)

▲非常國會出席資格　(廣東發電十三日發)　廣東國會非常兩院は十二日參會議院會を開け非常國會議員資格十七條非常會議出席議員の資格に關し左の如く決定せり

(一)資格審查會に於ける審查を經たるもの(二)假委員決が國民制憲會を經へ上

海に歸れるを拒絶せるもの、(二)伍廷芳氏が廣東を過去せる後倫軍政府職員其他代表たりし者及參衆兩院秘書廳職員たりしもの(四)總裁を受取りながら歸いて廣東に歸れるもの(五)湯宗堯氏を總裁に選擧せしもの等右何れに該當するも出席資格なしと(大阪朝日)

▲劉總裁就任を諾す　(上海國際社十四日發)　前廣州督軍劉顯世氏は四南倫省督軍代表より總裁就任を勸告せられしに對し去る三日附を以て雲南より返電を送り就任を承諾したり返電の要領に曰く余は政變の爲めに地方の秩序の紊るゝを傍觀するに忍びず暫く職を去りて天下に悠遊せんとし昨二日初めて雲南に來りしも唐繼堯氏より時局重大なれば奮起して總裁に就任せよと慫慂せられ且つ諸氏の勸告もあれば雲南在住の儘にて就任し各總裁の末尾に附して護法の初志を貫徹し諸氏の希望に副はんとすと(時事)

▲湖南自主取消交涉　(北京特電十四日發)　湖南自主取消に關し趙恒惕氏代表金某は上京し政府と打合中にて該代表より左の條件を提出せりと

一、趙恒惕氏を督軍となし其他の軍司令は別に任命す
二、善後軍費百萬元を中央より支出す
三、中央政府より湖南の財政を維持す
四、直隸軍の南下せるものは岳州を以て駐軍地點となすこと

▲湖南の北方に歸順する條件として

一、給餉費百萬元
二、維持費六箇月間每月一萬元支給
三、趙恒惕氏を湖南督軍に譚延闓氏を省長とし道尹鎭守使より推薦す
四、吳佩孚軍岳州長沙間駐屯を許す
五、中央よりは僅かに任命を爲すのみにて煩瑣なる命令を發するを得ずの五箇條を提出せしに政府は之を修正して

(一)給餉費二十萬元(二)每月補助一萬元の一年間繼續(三)第三項は承認(四)第四項は別に議す(五)承認

とせりと湘南代表は十二日夜湖南及び上海の譚延闓氏に右の旨打電し三日以內に回答を促せり(上海特電十四日發)

▲孫、陳兩氏の不和　(十五日香特派員發)　陳烱明、孫文兩氏の軋轢は屢耳にする所にして民黨側は常に之を打消し居れるも仔細に廣東の內情を觀察すれば陳氏は聯省を禁止し居れるにも拘らず孫氏の腹臟たる第二軍長許崇智氏は俠客として某地方に於てこれが公開を許し廣州以外へは戒嚴行はれず又陳氏は民軍の解散を斷行しつゝあるも許氏は盛んに民軍を募集しつゝあるの奇觀を呈し居れり又最近組織されたる中華新國民黨の勸誘に際して陳氏は承諾せるも孫氏より捺印して呉ふべしとの申入に對し陳氏は斯くの如き人格に關する男子一度承諾を與へたる以上斯の如きことを爲すを要せず是れ吾人を疑ふが故なりとて肯ぜず揚つた揉んだの結果孫洪伊、伍廷芳兩氏の調停にて納得したるが孫、陳兩氏の間鬼角意見感情相せざるものあり消息通の觀測によれば目下陳、許兩氏の兵力は各三萬人にして對等の間に在り孫、陳兩氏は今後中間年位は双方隱忍すべきも何時破裂するやも知るべからず陸、劉兩氏の提携魏邦平李福林兩氏の反目の如き廣東識者、有產階級の反對の如き其他一として暗劍殺たらざるは無し孫、陳兩氏の間一度破裂せんか廣東時局の將來遲晴し易からざるものあり

▲吳氏赴廣延期　(十五日上海特派員發)　吳景濂氏は十五日廣東に向ふ議定なりしも病氣のため延期することとなれり仍つて衆議院祕書長潘訓初氏をして祕書等と共に書類を携帶し先發せしめたり吳氏は全快次第廣東に赴くべしと尙消息に依れば廣東軍政府を獨裁制に改め孫氏を總統となすに對しては聯に唐紹儀氏は之を喜ばず唐繼堯氏も反對し將來雲貴及び新たに關係を生じたる福建も廣東より離反し軍政府は孤立するに至る形勢あれば吳景濂氏は暫く形勢を觀望するためなりとも云へり(東京朝日)

財政經濟其他

▲新借款團成立通告　(北京特電二十九日發)　過日開會せられたる借款團關係の日英米佛四國公使會議の結果に基き四國公使共同にて支那政府に對し新借款團が完全に成立したることを正式に通告せり其通告は日下支那政界の重要問題となり居れる新銀行團承認論に對しては何等言及せざりしと云ふ之に對し支那政府が如何なる態度に出づるかは疑問なるも支那國內銀行團は未だ成立せるにあらずして目下支那銀行業者間の研究題目たるに過ぎざるも來る十二月五日上海に開會せらる可き銀行業者大會に於て今後銀行業者の

政府に對する態度を討論する筈なれば該大會の結果如何に因つて國內銀行團の成否は決せらるる可し(一日時事)

▲周氏の借款態度　(上海特電三十日發)　北支那デーリー・ニュース紙は三十日財政總長周自齊氏が二十六日附を以て借款團代表に遞れる書面を發表した內容は左の如くである

十一月二十二日財政部に於ける新借款團に關する種々の誤解を防ぐ爲吾人の態度を表明し合せて左の諸點を指摘す(一)支那政府は建設の目的の爲此場合確實なる財政援助を必要とする(二)若し政府が此目的の爲に外債によるを已むなくせられたる場合に(イ)政府を獨占すべしと云はるゝ條件に對しては予は個人としては如何なる銀行又は如何なる銀行團と雖も調印を肯んずる能はず(ロ)地租を擔保とし又は外人の管理に置くが如き借款は斷じて承認する能はず

愚ふに借款團は支那の改造を援助する目的を以て成立せば支那特に予自身は衷心より之が歡迎し居れるも其方法に於て支那國民の意志に背かざらん事を期するは最も肝要なりと信ず(一日日々)

▲銀行團の回答　(北京特電三日發)　新借款團に關する周財政總長の照會に對し銀行團は會議を開いた結果

一、新銀行團は財政壟斷の野心を有しない

二、地租を第二次善後借款の擔保とすると言ふ事は何等確定した事實で無く、唯々夫れに就て多少意見の交換をしたに留まる

との二點を明かにした回答を與へた

▲支那全國銀行家會議　(上海特電三日發)　支那全國銀行業家會議は五日より當地で開かるゝ事となつた主なる各地代表は十名で會議事項は新銀行團對策を主題とし財政方針の確定、內債整理、幣制統一、一般社會事業等に關し政府に對する建議案を決する筈である(四日日々)

▲輸入附加稅決定　(北京特電五日發)　支那政府は大體各國の贊成を得たるを以て來年一月より向ふ一箇年間輸入稅に一割の附加稅を課することに決定し外交部より其旨稅務司に通告した(七日日々)

▲內國銀行團組織　(上海特電八日發)　支那內國銀行團組織會は第四日目の會議を開きたるが該銀行團會に加入せる左の十六銀行を以て組織することとし日、英、米、佛新財團と折衝の場合には中國銀行を以て支那側代表銀行とすることに內定せり卽ち十六銀行は中國銀行交通銀行新華銀行(以上北京)浙江興業銀行、上海商業貯蓄銀行四明銀行(以上上海)聚興銀行、中孚銀行、金城銀行(以上天津)浙江地方實業銀行(杭州)廣東銀行(廣東)東萊銀行(青商)業興銀行(重慶)東亞銀行(香港)なり

(北京ロイテル特電八日發)　支那人間に支那人のみの銀行團組織され十二月五日を以て上海に於て成立を見るに至れり而して此の銀行團は資金を特定の目的に使用し又確實の擔保を提供せしむる條件にて產業上の企業に投資すべく之が爲め多額の資金を用意し居れりと稱せり政府は關係諸銀行をして資金の處分を監督せしめ且つ之をして其の資金を融通せる一切の企業の詳細報告を發表せしむることに同意せり

▲內國銀行團決議　(上海特電九日發)　當地に開催中なる支那內國銀行團は豫定より二日早く昨夜閉會し要領左の如き決議を周財政總長に電報せり

支那內國銀行團加入す可きや否やの問題解決に先立ち本銀行團は北京政府當局が四財團の要求に係る借款條件に就き尙ほ一層愼重に審議せんことを希望す地租を借款の擔保とすること及び財政監督制度を採用するが如きは共に國家の體面上忍び可らざるものと認むと(十日時事)

▲煙酒公賣局整理　(九日北京特派員發)　周財政總長は地租を新借款の擔保と爲すことに反對し居れるも行々煙酒稅を以て大借款の擔保たらしめんとの計畫を有し居れり最近煙酒公賣局督辦張壽鏞が辭表を提出せる如き都交進展の運動に依るものにして從來財政部より獨立せる公賣を財政部の手に收攬し大整理を加ふると同時に更に各省に公賣局を擴設して收入の增加を圖らんと意慾しつゝあるは之が爲めなりと傳へらる(十一日東朝)

▲英支合辦工業　(十四日上海特派員發)　英國商人は進てより英國資本を以て支那に於て其豐富なる原料と廉價なる勞力とを用ひて各種の工業を起す目的にて各地に其地の產物に從つて工場を建つる計畫なりしも支那が條約に縛りて開港地以外の地に許可せざる故英支合辦會社とするに變更し兩國人より參中額を出資し英人の管理に當ることゝし此際兩國政府の許可を得たり支那當府の許可せる意は英國人の資本を招ぎて支那の事業を開發し兩

時に日本勢力の侵入を防ぐに在りと本會社は十一日倫敦にて協議會を開會し營業範圍を討議せるが前駐支英國公使ジョルダン氏關係炭坑總理ナザン氏等參加せり(十五日東朝)

▲對支借款問題　(上海特電十五日發)　十三日北京日本公使館に開かれたる日英米佛四國公使會議の內容に關する米國側の情報左の如し

一、日英米佛四國對支新財團問題(イ)新財團成立に關し四國公使團より支那政府に對し通告を發する件且つ(ロ)新財團の組織に關する全文を支那政府に提出するの件一應在北京四國銀行團代表者の同意を得るを條件として(可決)(ハ)新借款の條件中地租を擔保するの件は支那側に反對あり右に關する再審議(未決)二、日英米佛舊財團の對支鐵道借款問題(イ)鐵道借款四百萬元を支那內務部に交附の準備全く成りし旨を四國公使團より支那政府に通告するの件(可決)(ロ)右借款の擔保とせる海關稅の附加稅徵收の監督に就いては速かに關係諸國全部の同意を求むること(可決)(ニ)右借款の使途監督に就いては佛國公使は其要ありと力說し英國公使は之に贊成せるも日米兩國公使は卽答せざりし爲め未決に終れり因に本問題に就いて支那內務總長は鐵道救濟事業焦眉の急なるを理由とし使途監督機關の設置に反對し居れり(十六日時事)

▲飛行機借款調印さる　(北京特電十五日發)　海軍部とハンドレーページ飛行機會社の間に成立したる水上飛行機借款契約は本月四日調印を了せり金額は英貨百二十九萬磅にして四十萬磅は格納庫建設及び練習生養成費に充つると云ふ(十七日時事)

▲交通部購車借款　(十六日北京特派員發)　交通部と支那內國銀行團の間に過般來購車借款の相談進行中にて交通部として傳へらるゝ所に據れば金額五百萬元利息年五分手取九十五償還期限五箇年擔保には購入せる車輛の外京綏京漢滬杭滬鐵道の收入を以て充て銀行團より公債を發行することゝし條件に就き意見一致せざるが交通部にては此借款以外に借款の見込立たず全力を之に注ぎつゝあるものゝ如く近く成立するに至るべし

▲度量衡法改正　(十七日上海特派員發)　支那政府は產業の發達を期する上より度量衡の全國統一を策し各省實業廳下に度量衡製造局を附設して官營と爲し舊度量衡廢止の期限を設け商人をしてそれ迄に必ず新度量衡を備へしめ期限と同時に一齊に新しき物を使用せしめ違反者を嚴罰に處し厲行を期する旨訓令して其の準備進行しつゝあるが輿論は商人の古き習慣を變じ俄に改正せば種々の不便と困難ありとて悅ばず(十八日東朝)

▲五千萬元借款交涉　(北京特電十七日發)　曩に支那政府が關稅の增率より生ずる增徵を擔保として鐵道救濟借款二千萬圓以上の締結を新銀行團に提議したるも新銀行團は其の增率の趣旨が支那の改造鐵道の統一の如き積極的の目的にあるが故に救濟事業の如き消極的の目的に充つる借款には應ずることを得ずとの拒絕する旨の回答を爲したるも次に列擧せる諸事業の關係もあり外交、內務、交通、財政諸部は協議の結果新債の名義を藉りて他に軍隊の裁撤及び新銀行の創等の新業目を加へて政治實業の兩方面を包含せる五千萬元の借款の締結を新銀行團に交涉せんとするものゝ如く其希望條件として傳へらるゝものは次の如し

(一)名稱　河北救濟借款
(二)總額　五千萬元
(三)擔保　全印紙稅
(四)利息　年六分
(五)手取　九十五
(六)償還期限　四十年

而して總額五千萬元の用途は

(一)細民百二十萬人を國道、運河、鐵道等の工事に從事せしめ之が賃銀一千二百萬元
(二)不用なる軍隊三十箇師團の裁撤
(三)八百萬元の殘額を以て實業銀行を設置すること

之は偶々最の借款條件を新銀行團との投資目的に接近し行く一階梯の表現と見るを得べし(十九日時事)

▲英國の山西採炭　(北京特電十九日發)　英商福公司(北京シンヂケート)は今回山西鐵務局と山西省石炭(採掘區域は明かならざるも恐らく全省に亘る廣汎なるものならん)合辦採掘契約を締結し該鐵務局は十八日農商部に契約書を添へ認可を申請せり山西省は支那第一の石炭產地にして且つ炭質も極めて良好なるものなれば福公司は多年之れに着眼し最近一度採掘契約の締

結を交渉したるも當民の反對に遭うて中止したるに今回遂に成功したるものなり

▲滿洲輸出禁止實行　（北京國際ロイテル二十日發）　稅務處は在京各公使館に通告して曰く本日以降、滿洲より小麥、玉蜀黍、高粱黍、蕎麥、大麥麥粉の輸出を禁ずと但し公使館側より抗議せる結果現在契約を了せる部分は輸出するも差支なく及穀類の輸出も多量ならざる限り多分許可せらるる可し麥粉の輸出禁止令は撤去せられたり（二十一日時事）

▲四百萬元借款條件　（北京特電二十日發）　茲に幣制救濟會々長陸微韓氏より四國公使（日英米佛）に向つて關稅增率よる增額を擔保として幣制救濟借款四百萬元の締結を申込み來れるに對し四國公使は新銀行團の當地に於ける代表者と協議する處ありしに應することに決定せり然るに新銀行團に於ては支那政府は從來現金を受理するや借款の目的以外に之を使用するが故に今回金額は支那財政部に之を直接交附せず國際幣制統一會に交附し以て該濟事業を完全に行はしめ且つ利子も一割の高率を希望し居るに對し支那側にては從前通り財政部に受理し利子は年七分を希望し居り新銀行團は財政部に直接現金を交附する場合には新に管理委員を創定するも可なりと主張し居るも結局痛切なる財政難に遭遇し居る支那側の讓歩を見る可し（二十二日時事）

▲上海造幣局創設條件　（上海特電二十三日發）　英國商業會議の提議した上海造幣局創設に關する主なる條件は左の如くである

一、造幣局は中央政府の直轄とすること

一、造幣局は支那人及英國人の總理各一名を置き外人試驗官一名監督三名會計一名を以てし銀貨の統一を圖ること

一、造幣局は毎日一元又は五十仙銀貨一百萬枚を鑄造すること

一、英國銀行は支那に對する經濟上の援助として各機關の勸實に應ず

（二十四日日日）

▲新借款團の目的　（上海特電二十四日發）　對支新借款關係米國側代表者スチーヴンス氏は既電の如く昨夜上海米國商業會議所の主宰に係る當地居住米支兩國有力者の歡迎の宴に臨めるが席上新借款團問題に就き左の如く演說せり

彼の支那を妨害せる目的は周知の如く對支新借款團の借款交渉に就き米國銀行團の常置代表者として且つ新借款に關聯する幾多重大なる懸案的問題の決定に就き米國側を代表せんが爲なり日英佛三國も同樣支那に代表者を派遣することゝなれり余は他の一切の職務を擲ちて渡支するものにして新借款團計畫が果して實行し得可きものなりや否やを確め得るまで支那に滯在す可し余は新借款團の計畫は既に發表せれしにも拘らず支那に於て依然として大なる誤解の存するを信ず可き理由あり然れども最近一ヶ月中に滯行せる商議結果は或點に關する誤解を一掃するを得可く之は要するに時の問題に過ずと確信す新借款の成立に先立ち尙ほ研究を要する多くの重大問題あり若し新借款は今日まで新借款團問題に關して討議されたる凡ての條件を具備す可きものなりとするに於ては殊に然りとす今回の借款契約は將來の借款契約に對する先例となるものなるを以て最も重大視するの要あり從つて其完成の爲めには多大の日子を要す可し若し當初借款の目的條件若くは擔保に關する大なる誤解を招くに於ては延いて借款團計畫の全設に亘り大なる障害となるやも知れず之に關し若し誤解なきに於ては新借款團計畫は結局支那國民に對し最も有益なるを信ず可きなり故に凡ての誤解を避けんが爲め盡力す可き意向にして將來適當なる時機に就いて更に解說を加へんと欲す余は支那財政の刷新の爲め盡力することに就ぎ甚大なる興味を感ずると共に借款交渉に際しては米國銀行家たる立場を閑却せざらんとす愚ふに將來の借款契約成立の曉には其借款は必ず眞に支那國民に有益なる方面に使用され又借款條件は必ず一般の贊成する所となる可きを信ず余は五年前支那を訪問せることあり最近には在米支那人及び支那關係者の意見を徵し之に關し研究する所ありしが今回實務を執るに就いては更に深く研究するの要あり而して余は支那の友人の感設的注意を歡迎するものなり最後に余は新借款團の計畫は支那國民に取り眞に重要にして此點は何人に依り誤り傳へらるゝとも動かす可からざる所なるを信ず（二十五日時事）

▲英米會社と借款成立　（二十三日北京特派員發）　英米煙草會社と屬財政總長及鹽務稽查處督辦との間に五百萬元の借款假契約を爲せり利子は一割五分にて其他の條件不明なるが會社英人側重役ジェフェーリス氏は十二月中又は來月初旬天津に來り本契約を締結すべし（二十五日東朝）

（上海特電二十五日發）　對支新借款團問題に就

き本日申報は論じて曰く現在中央政府の財政上の信用を顧みる時は對支新借款團が擧め南方の同意を得ること及び使途監督を以て條件とするは寧ろ當然のことと謂ふ可し從來支那國民中新借款團に反對し反對の擧ありしは或はスチアンス氏の云ふか如く借款團の實質を誤解せるに依るものなるやも知れず果して然らば今後は借款團管理者は宜しく交渉を公開し誤解を豫防するの要あり同時に更に一歩を進め借款の條件として傳へらるゝ南方の同意云々を全團の同意と改め又使途監督權を廣く一般國民に賦與することに改むるが如きは最も能く借款公開の精神に合するものと謂ふ可しと(二十六日時事)

▲年末行政費借款　(上海特電二十七日發)　北京政府は陰曆年末行政費として上海に於て四百萬元の借款を運動し其內二百萬元は外國銀行との間に調印を了した利息は一分六厘二手取九十五、擔保は江蘇、浙江の印紙稅、又期限は六箇月で殘額二百萬元は目下支那側銀行と交渉中である(二十八日日日)

▲山西採油契約成る　(北京特電二十七日發)　英商福公司(北京シンヂケート)は最近山西省の三縣に亘り石炭採掘權を獲たるが今回更に山西督軍閻錫山氏と九十九箇年の長期山西全省の石油採掘契約を締結せりと尙ほ最の石炭採掘契約に對しては同省民一部の反對猛烈なるも閻督軍は山西の利益云々を以て之に應酬し居れり(二十八日時事)

▲煙草借款說打消し　(上海國際ロイテル一日發)　目下北京に在る英米煙草會社倫敦支配人ウエフリース氏は同氏が支那財政總長周自齊氏と煙草借款を締結せりとの支那側の報道を取消し且つ曾は今日まで支那政府と何等商議したることなしと云へり(東京時事)

▲二重擔保質問　(北京特電四日發)　交通部と內國銀行團との車輛借款は京漢鐵道の收入を擔保として居るが正金銀行が明治四十四年郵電部と契約した一千萬元借款に於ても同じく京漢鐵道收入を擔保に充てて居るそこで日本側は交通部に對し

新聞の報道に依れば車輛借款の擔保が京漢鐵道の收入となつて居るが事實なりや如何又右に正金銀行の優先權に影響するや否や

との質問書を提出した所交通部は內國銀行團との車輛借款は第二擔保となつて居るから貴國銀行の優先權には何等影響はないとの回答を寄せて來た尙車輛借款は條件折合はぬ爲未だ調印に至らない又敎育部借款百萬元は當時三十一日に全部を交付された(東京日日)

▲車輛借款の擔保　(北京特電四日發)　交通部と內國銀行團との車輛借款は京漢鐵道の收入を擔保として居るが我正金銀行は明治四十四年郵電部と契約した一千萬元借款に於いて同じく京漢鐵道の收入を擔保に得て居るので此程交通部に對し新聞の報道に依れば車輛借款の擔保が京漢鐵道の收入となつて居るが事實であるか又右は正金銀行の優先權に影響するか何うかとの質問書を提出したが之に對し交通部は內國銀行團との車輛借款では第二擔保となつて居るから貴銀行の優先權には何等影響はないとの回答を寄せて來た尙車輛借款は條件が折合はぬので未だ調印されて居らない因に敎育部借款百萬元は去年十二月三十一日に全部交附された(大阪每日)

▲道清鐵道支線　(五日北京特派員發)　道清鐵道(道口鎭清化鎭間)の支線たる清孟線の延長に關する借款に就に外交部と英商福公司との間に兩國團より財政部に於て草案に就き審議中の所愈許可することゝなりたるを以て近日中に正式調印を爲すべしと(東京朝日)

▲鐵道附加稅利用法　(北京國際ロイテル五日發)　鐵道附加稅の收入は饑饉罹災民を使用する煙濟、滄石兩鐵道の布設に利用せらるる可し兩鐵道の選ばれたるは兩鐵道は既に測量を了し罹災民を直に使用し得るを以てなり然れども右の金額は單に手業勞働者のみに使用せらるる可し鐵道附加稅を直接現金にて災民に施すを得策とせずやとの問題に關して政府は主張して曰く鐵道附加稅を以て鐵道の改良擴張に使用するは當を得たるものにして他の鐵道敷濟資金は現金の救濟に充つ可きものなりと之に對して支那人側にては反對するものもあり然れども其筋にては幷は唯鐵道工事に關係を有するのより曲づる反對なりとせり(時事)

▲雜穀輸出一部解禁　(來天國際社六日發)　最に滿洲一帶に禁止せられたる雜穀輸出に關し北滿洲陸路貿易規則の除外例に準じ安泰線に依る輸出も自由なる可きを以て小幡公使より抗議中の處支那官憲に一月三日限り安泰線に依る朝鮮方面の輸出禁止を解除する旨を發表せり(東京日日)

▲敎育借款成立交付　(四日北京特派員發)　敎育部と天津支那銀行との間に進行中なりし百萬元の借款は愈交渉成立し三十日調印の上銀行より敎

部に全額を交付せり（東京朝日）

▲英商との契約破棄　（六日廣東特派員發）　軍政廳外交部長伍廷芳氏は前會社英業新氏等と英國商人との間に締結せる廣東全省煤礦有限公司組織を條件とせる百萬元借款締約を否認し保證金十萬元は沒收する旨在廣東英國領事に通告せり（東京朝日）

▲北滿救濟借款談　（六日長春發）　當地支那側財界救濟の爲め、葉道尹は村上領事に對し三百萬圓の借款周旋方を依頼し居れり、擔保品は附屬地内の支那人所有不動産の大部分と、支那電燈等也、同商會は正金銀行に對し目下交渉中也、七日本社着電萬朝）

▲米支合辦の航業會社　（北京特電八日發）　在紐育支那商人田某と米國實業家との間に資本金二千萬弗を以て米支合辦の太平洋航業會社を組織する契約成立せる旨駐米支那代理公使より報告し來り且つ政府の許可を乞へり航路の範圍は北米、加奈陀、南米及び支那を含むものなりと（大阪朝日）

▲新銀團借款條件　（九日北京發）　駐米北支部代理公使曾耀氏は、九日政府に報告して曰く、紐育に於ける新銀行團は最近會議を開き、條件數項を議決したるが、其内重要なるものは借款用途の監督、利息延期、擔保、投資は生産業に限り、既にて借款に供給せる事借款額に二千萬元以内とし、二千萬元を超過するものは當北京會に統一したる後に於て、始めて交渉に應ずべき事等也と、十日本社着國際電報）（萬朝）

▲東支鐵道借款交渉　（十日上海特派員發）　東支鐵道會社は中國交通銀行より借款すべく談判を開始せり金額二百萬元利率八分、手取九十八朋にては燃料代金の貸方を露國商人に返還する筈なりと該露國商人は東支鐵道會社に三百餘萬元の債權を有せる他會社より其債券を交附されたものなるが該債券は日本の銀行に相當ゝなれるに依り英米技術部代表者は借款が日本人の手に落ち間接に借債關係を發生すべきを以て速かに四債を設し借還し交渉を防ぐべしと忠告せるものなりと（東京朝日）

▲無電借款内容　（北京特電十一日發）　交通部は米國の一電信會社と合辦にて上海に一千基ワットのアーク式無線電信所を北京、哈爾賓、瀋陽、廣東の四箇所に各二百乃至六十基ワットの無線電信所を建設すべく商議中なるが總額四百六十二萬弗にて支那側の負擔すべき半額を該會社にて立替へ支出し支那政府より國庫券を交付し置き無線電信開通後十年間に其收入より償還すべく此の十年間合辦とするなり本件は三井洋行と海軍部との間に締結しある無線電信建設契約に抵觸するならんが當局相も方針を變更し三井洋行に工事速成させずば既得權を破毀さるゝに至らん

▲煙草合辦調印說　（北京特電十二日發）　財政部と英米トラスト間に南議中の煙草製造の合辦會社設立契約は去る八日調印成れり前渡は三百萬元なり（國民）

▲救饑借款調印延期　（十一日北京特派員發）　關稅附加稅の徵收實施に關する外交團の要求に對し十日外交部より回答を寄せ前公文書に附記とあるは外交團の文書を閲したるとを意味して二月十六日より實施すべしとの外交團の意見を承認せるにあらずとの意を通じ來り又登塗監督の委員會組織に就ては支那政府は其對案たる十八名の委員設置を固執せるより外交團にては今直ちきて僅に修國公使より十一日調印の筈なりし饑饉借款に對し延期の申出をなせり此結果急に調印を見合すことなれり委員會組織に就ては支那政府は最近に讓歩する意思なるも實施期は飽く迄原定の期日を固執せんとするものゝ如く外交團にても亦飽く迄延期を強要しつゝあるを以て妥協成立せざる間は條約の調印は無期延期となるべし（大阪朝日）

▲關稅增徵延期せず　（北京特電十一日發）　關稅附加稅實施の期に關する外交團公文に對し支那政府は十日左の如く回答した

前回の公文に於て關稅增收實行の期日を延期せられたしとの文句を用ひたのは單に外交團からの公文を受領したとの意味であつて二月十六日を以て同意したのではない支那政府は依然一月十六日から附加稅徵收實行の意思である

外交團は此公文に接し狼狽一方で無い（東京朝日）

▲支那牛類調査　（北京特電十一日發）　交通部は由來畜牛に命じて食用及び耕作用牛に就き報告すべき事を求めたり是れ牛の輸出禁止を行はんとするに當り米國及び日本に牛肉及び生牛の輸出を妨ぐる恐るゝを以てなり（萬朝）

▲英支礦業條約　（北京特電十三日發）　山西工務局が英商人との間に締結した所の石炭礦及石油採集の條約として傳へられて居るのは次の樣な條件で不日調印成立を見るべしとの事である

一石油に關する條約　批准の日から一年以内に調査を始めなかつたら條約

む無効とする調査の結果有望であつたならで百萬磅の資本で合辦事業を始め其資本を半分宛とす

二、石炭に關する條約　批准の日から六箇月以内に鐵區二百哩方里を調査する資本金は五十萬弗分擔は折半とす（東京日日）

▲實施期日問題紛糾　（北京特電十四日發）　既報の如く顧外交總長が關稅引上げ實施を一月十六日とせんとするに對抗せん爲め外交團は昨日會議を開き左記の如き決議を爲し首席四班牙公使より直に之を外交部に通告したり

一、外交團は關稅引上げの實施を二月十六日より開始す可き旨會議に通告したるも茲に變る所ありて百萬元借款の監督委員會の組織完了の日より一箇月後に之を實施することを決議したれば此旨貴部に通告す

因に同日の會議にて右の百萬元借款監督委員會を組織せん爲めに外交團を代表して支那側と交渉の衝に當る可き交渉委員として英米和三公使の指命を見たり然るに外交部より十二日附を以て外交團の最初の希望通り二月十六日より關稅引上を各稅關に訓電が發したる旨外交團に通告し來れるも結局顧總理の小刀細工は何等の効を奏せず却つて右の結果を醸成するに至れるものなり（時事）

▲飛行機借款停頓　（北京特電十四日發）　茲に財政部と英國ハンドレーページ會社の間に締結されたる水上飛行機借款に對し（借款額百九十萬磅前渡金四十萬磅）英國公使が承認を肯せざるに拘らず財政部より類似に契約の飛行機會社に迫りつゝありと傳へらるゝが眞に聞く所に依れば借款締結前財政部より何等海軍部に計らずして事後承認を求めたる等の成行ありて海軍部にては最初より財政部の專斷に對し不快の感を懷き居れるが借款の交涉にに財政部と會社との間に疎隔あるもの如く取沙汰せられ居れり

▲英支間の水上飛行機及び飛行場建設の借款は八十九萬七千二百磅を百二十萬磅と改訂し双方議定して飛行機百五臺を六月三十日前に交附することに決し十一日既に調印して海軍部に交付せりと（上海特電十四日發）

▲米の支那災民救助　（北京特電十四日發）　在駐米代理公使よりの來電に據れば米國政府は支那北方の饑饉に對し赤十字社より救護隊を組織し實地の狀態を調査せしむると共に細民の救濟に當らむこと及び細民の運河鐵道運賃等の工事に使用せんとする支那政府の計畫を出來る丈援助することに決定せりと（大阪朝日）

▲吉林省の財界恐慌　（國際十四日來天發）　吉林官銀號會辦王氏は前督軍夫人の弟であるが遂に銀相場に手を出して一千萬以上の大損失を招いたので之を官銀號の負擔に歸せやうとする計畫暴露した爲め官帖相場暴落して財界紊亂し破產者續出した此が爲め民間各團體は聯合大會を開いて整理方法を協議したが頗る悲觀の模樣には人民憤慨したいものなく排斥の聲が高い（報知）

▲獨支通商希望　（上海特電十四日發）　伯林來電對支政府は駐獨支那代表張允亮氏に對し支那が速かに獨逸平和條約に調印し獨支兩國の國交恢復と通商の再開を希望したと

▲獨逸商人勢力挽回を圖る（上海特電十四日發）　歐洲大戰前に於て羽振を利かし居た獨逸商人は近々續々歸來し南京杭州蘇州等に出張して有力なる實業團と聯絡を取りつゝあるが獨逸商人の支那に於ける勢力は不日恢復せらるゝであらう（東京日日）

「會餘錄」提供

會餘錄ハ明治二十一年ヨリ同二十六年ノ間ニ亞細亞協會ニテ刊行シタル珍書ニシテ、第二集ヨリ第十五集ニ至ル十四册取揃ヘタルモノ僅ニ數部アリ、依ツテ特ニ之レヲ同好ノ士ニ頒ツ、其内容大略次ノ如シ

第二集　目次　大久保公家傳附石版肖像　祭胡文忠公文

第三集　目次　山田長政實紀附石版肖像　竝戰艦圖及記

第四集　目次　明使徽秀吉文（寫眞石版）　金忠輔小傳　水土難輯

第五集　目次　高勾麗古碑文（寫眞石版）

第六集　目次　號季子曰盤銘臨本（寫眞石版）　同考釋　老松堂行錄　會餘唱酬

第七集　目次　臨海君謝狀（寫眞石版）　夢窓國師碑銘　江亭記跋　日支交際概略

第八集　目次　林則徐墨跡　林則徐事略　征日記

第九集　目次　贈專使讓齋老師歸日城圖序（寫眞石版）　策彥和尚略傳入明略記　讓齋記　同南遊集抄錄　會餘唱酬

第十集　目次　明主封秀君文（寫眞石版）　兩國和平條件　大明日本和平條件　報明國勅使之條　各書參考　會餘參酬

第十一集　目次　邱長春西遊記　劉郁西使記　會餘唱酬

第十二集　目次　濱田彌兵衛捕荷蘭人　附猛士圖

第十三集　目次　西伯利鐵道設計彙報附鐵道線略圖

第十四集　目次　尼喀拉加運河工事彙報附

第十五集　目次　陝西域記　高昌行紀

右全部取揃ヘ賣價金五圓也

大正九年九月

東亞同文會調查編纂部

大正十年三月十五日發行（每月一回一五日發行）

支那

第十二卷　三月號　第三號

目次

支那市場に對する列國の準備……一―四
在支日本商業會議所聯合會……五―一九
米國商工業者の好發展地支那及西伯利……一九―二四
最近中國銀行營業狀態（下）……二四―三二
亞細亞の一米人……三二―四〇
北支飢饉救濟事情……四〇―四五

時報

唐繼堯氏の失脚―新借款團規約―南方と關餘問題―造幣廠借款調印―救濟借款分配額と使途監督委員―民國九年度上海物價指數表……四六―五七

彙報

支那新聞重要記事―外交關係―行惱める支露通商―米支無電借款問題―庫倫問題―北方政情―南方政情―財政關係……五八―七二
日本新聞重要電報―外交關係―南北情勢―財政經濟其他

東亞同文會調查編纂部

「會餘錄」提供

會餘錄ハ明治二十一年ヨリ同二十六年ノ間ニ亞細亞協會ニテ刊行シタル珍書ニシテ、第二集ヨリ第十五集ニ至ル十四册取揃ヘタルモノ僅ニ數部アリ、依ツテ特ニ之レヲ同好ノ士ニ頒ツ、其内容大略次ノ如シ

第二集
目次　大久保公家傳附石版肖像祭胡文忠公文

第三集
目次　山田長政實紀附石版肖像竝戰艦圖及記

第四集
目次　明使徽秀吉文（寫眞石版）金忠輔小傳　水土難輯

第五集
目次　高勾麗古碑文（寫眞石版）

第六集
目次　虢季子曰盤銘臨本（寫眞石版）同考釋　老松堂行錄　會餘唱酬

第七集
目次　臨海君謝狀（寫眞石版）夢窓國師碑銘　江亭記跋　日支交際概略

第八集
目次　林則徐墨跡　林則徐事略　征日記

第九集
目次　贈專使謙齋老師歸日城圖序（寫眞石版）策彦和尚略傳　入明略記　謙齋記　同南遊集抄錄　會餘唱酬

第十集
目次　明主封秀君文（寫眞石版）兩國和平條件　大明日本和平條件　報明國勅使之條　各書參考　會餘參酬

第十一集
目次　邱長春西遊記　劉郁西使記　會餘唱酬

第十二集
目次　濱田彌兵衛捕荷蘭人　附猛士圖

第十三集
目次　西伯利鐵道設計彙報附鐵道線略圖

第十四集
目次　尼喀拉加運河工事彙報附

第十五集
目次　陝西城記　高昌行紀

右全部取揃ヘ賣價金五圓也

大正九年九月

東亞同文會調查編纂部

大正十年三月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十二卷　三月號　第三號

目次

支那市場に對する列國の準備……一—四
在支日本商業會議所聯合會……五—一九
米國商工業者の好發展地支那及西伯利……一九—二四
最近中國銀行營業狀態（下）……二四—三二
亞細亞の一米人……三二—四〇
北支飢饉救濟事情……四〇—四五

時報

唐繼堯氏の失脚—新借款團規約—南方と關餘問題　造幣廠借款調印　救濟借款分配額と使途監督委員—民國九年度上海物價指數表……四六—五七

彙報

支那新聞重要記事—外交關係—行惱める支露通商—米支無電借款問題—庫倫問題—北方政情—南方政情—財政關係……五八—七二
日本新聞重要電報—外交關係—南北情勢—財政經濟其他

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

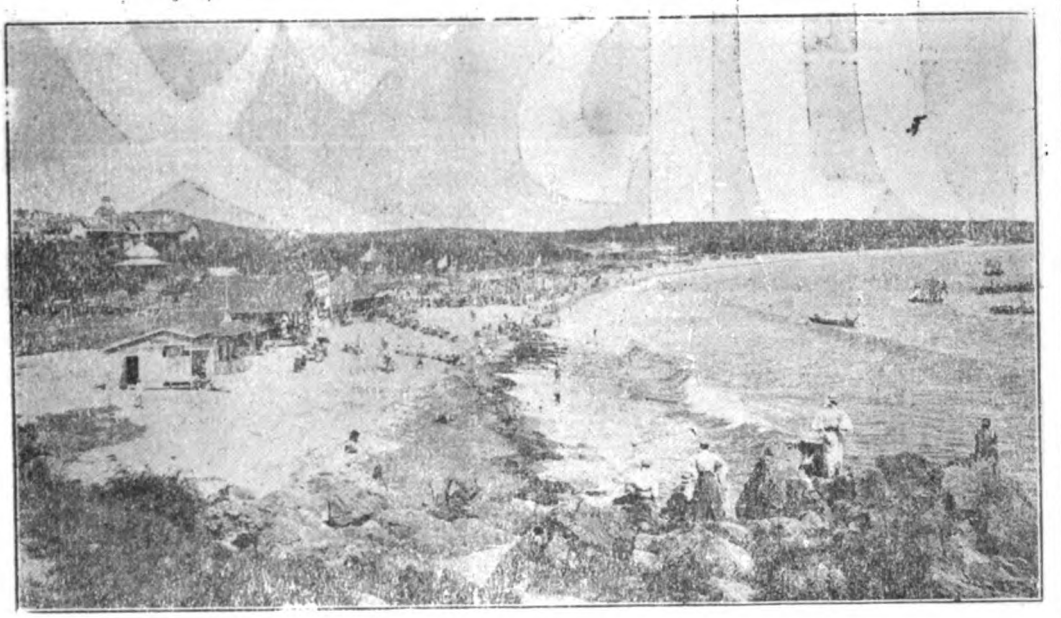

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鮮及巨航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジヤパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎溜川炭鑛　溜川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機の備へ有、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發熱極めて少く火力旺盛にしてコークス原料　機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として溜川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鉛鐵　鉛分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年　月十五日
第十二卷第三號

支那市場に對する列國の準備

一

支那は世界に於ける利源の中心點であり、又最も有望なる企業地である、されば列國の支那問題に重を注ぐ事甚大にして、就れも此に於て通商上の覇權を占めんとして、努力して居る、列國の支那に對する活動は元より單に通商の一形式のみに止らないが、然し其各種各樣の活動の終局の目的は、通商上の利益を得んとするに、歸着するものと見る事が出來る。

例之ば列國の支那に於ける文化事業の如きも、一面支那自身の爲と稱しつゝも、一方に於ては之れによつて自國の通商上の基礎と固めんとするものである事は、彼等自らの告白が之を證明して居る、現に多年支那傳道に從事した米國宣敎師バッシュフォード氏の如きも「二十年後の將來に於て百億の貿易額を有するに至るべき支那市場に二十五億の米國生產品を賣込む地歩を得んが爲には、米國は支那人敎育をなすの要あり、卽ち米國現今の敎育的活動は將來に於ける米支貿易上の肥料として頗る

有意義のものなり」と述べて居るが如く其他此種の言は常に彼等歐米人の口より聞く處である。

斯くの如く最も支那人自身の利益の爲の企であると解せらるゝ各種文化事業さへ、通商上の便益を得る事を其半面の目的とする程であるから、列國の支那に於ける其他の各種の活動が通商上の利益を其直接間接の目的とするものなる事は勿論の事である。

二

歐戰後の支那市場に對しては、歐米各國共に孰れも多大の望を懸け、此に於ける自國貿易の增進を企圖せざる國はない、英、米、佛は勿論敗戰の獨逸すらも、今後大に外國貿易を盛にして、依つて戰爭の創痍を回復するの料たらしめんとしつつあるが、其計畫を見ると支那市場は其重を置く目的地の一である、而して是等各國共に着々これが爲の準備を整へて居る。

先づ英國は戰時中より戰後の對支貿易に處する途について、調査と研究を怠らず、戰前獨逸の支那に對する貿易の急速なる發展に鑑みて、獨逸人の對支貿易の實蹟を調査するの要ありとして、香港に於ける敵國商社清算に名を藉りて、獨逸商館の帳簿等を精査して、其實狀を審かにし、今後之れに對抗するの途を講ずる事とした、其外在支英人商業會議所は一九一九年並に二〇年の二回上海に聯合大會を開き、主として對支通商貿易發展方策につき討議する處があつた、又在支商務官ローズ氏の如き、本國に歸りて、其製造業者と相連絡して支那貿易增進の事に關して、諸般の畫策を進め、戰後の支那市場に對しては大に絹製品並に機械類の賣込に努めやうとして居る。

米國も亦各種委員會の研究を待ち、或は商務省當局、商業會議所當事者の盡力により、種々今後の對支貿易策を案出し既に各種の成案を得、更に實際に於ても或は博益公司、太平洋發展會社等の對支貿易を主要目的の一とする大會社、亞細亞銀行、中華滙業銀行等の之れが補助機關の設立を見るに至つた。

又佛國に於ても其戰爭による經濟上の自覺の著しきものありし結果、支那貿易は大に重視せらるゝに至り、此必要に應かされて極東大會社なるもの創立せられ、又中法實業銀行は增資を行ふに至つたが、其他支那方面に對し自國生產品の賣弘めについては少なからざる努力の行はれんとする狀勢がある。

敗戰國獨逸も亦戰前に於て急速の發展を遂げんとせし、支那貿易を復舊せんとするの意あり、未だ支那との間に講和條約締結せられざるも、戰爭狀態は既に終了せる事なれば、實際上の通商について何等かの便法を講ぜんとして、既に交涉中なる由にて、現在に於ても獨逸品は第三國を通じて漸次支那市場に顯はれつゝあれば、右交涉にして成らんか、支那市場に更に盛に獨逸品の出廻を見るに至るべしと期待せらる。

三

斯く列國共に多大の努力を支那貿易に致し、可成多額の支那貿易の分前を占めんとする時、日本は如何にして之れに對抗するか、表面の支那海關の統計に顯はれた數字は兎に角として、實際に於て現在支那貿易に於て最も多額の分前を占めて居るものは我日本である、殊に彼の歐洲大戰に基く歐洲各國の受けたる貿易上の打擊は、我國の貿易額を增進する事となり、近年長足の進步をなした。

歐米列國は頻に支那貿易を重視するが、然し支那貿易は是等各國に採つては其對外貿易の最も重要なるものではない、其各國對外貿易上に於ける支那貿易の地位は決してさのみ重要なものではない、此點は我外國貿易上に於ける支那貿易の關係とは大に趣を異にする處で、日本にありては對支貿易は其對外貿易の中最も重要なるものである、對支貿易の消長如何は日本にありては實に其生死の問題である、從て日本の支那貿易を重視するの度は決して其他の列國の比ではない。

斯くの如く極めて重要である事併せて又斯く重要になり得た事は我對支貿易の發展は必然的の運命である事を指示するものにして、我對支貿易の强みも此に存するのである、從て我對支貿易は容易に列國の追隨を許さゞるものにして、些少

なる障碍では其進展の勢を阻止する事は不可能である。

日本の對支貿易には元より他の容易に企及すべからざる强味があるが然し列國共に其對支貿易發展策に銳意し、我國獨り之れを忽かにせば或は今後の對支貿易に於ける增進の歩合が、列國の後に落つる事無きを保し難い、當然の運命も努めて之れが開拓に從はなければ、其當然とする點迄達せしむる事は困難である、支那市場は今後列國の協力並に支那自身の開發に依つて益々有望となる事は爭ふべからざる事である、而して列國が此に於て可成多くの通商上の利益を占めんとして非常の準備をなしつゝあるに鑑みて、我國亦大に盡す處がなくてはならぬ。（後凋生）

在支日本商業會議所第一次聯合總會

上海日本商業會議所主催の在支日本商業會議所聯合第一次大會は、去る二月十一日より同十四日に亘り開催せられ、對支貿易其他諸般の事項に就き討議し、我對支發展上に多大の反響を齎らせるは、假令其間多少の失策ありとするも猶邦人の對支通商上裨益する所尠からざるべし、今左に同會議の經過並に決議事項を掲げん。因に同會に列席せる各地代表者姓名左の如し。

出席者

(一)參會代表氏名

(大連商業會議所)
會頭 相生由太郎
同 常議員 松島準吉
同 同 櫻木俊一
同 同 首藤正憲
同 同 安部政次郎
同 同 橋本十五郎
同 同 武田近次郎
同 同 井藤幸次郎
同 同 西村五郎
同 同 若林忠雄
同 同 横山六輔
同 同 和田恒輔
同 同 平岡小太郎
同 同 橋本萬之介
同 同 安原美佐雄

(天津日本人商業會議所)
書記長 篠崎嘉郎
評議員 大澤大之助
同 書記長 小林陽之助

(奉天商業會議所)
書記長 相眞禮三

(漢口日本商業會議所)
書記長 中根和一

(青島貿業協會)
書記長 吉見正任

(北京商工會)
越智丈吉

同
佐藤健太郎

(濟南實業協會)
會頭 郡島忠次郎

(上海日本商業會議所)
會頭 野平道男
副會頭 田邊輝雄

(二)來賓氏名

小幡駐支公使代理 副領事 八木元八
上海總領事 山崎騰一
同副領事 内山清

第一 準備會議

本會議開會に先ち二月十一日午後三時より、上海日本人倶樂部に於て各代表來賓列席の上聯合大會開催に關する準備會を開催せり、先上海商業會議所會頭假議長に推され、

同氏は挨拶を兼ね聯合會開催の經過及び上海方面の希望を述べ、次で山崎總領事の挨拶、八木副領事より小幡公使の聯合會に對する希望意見等を具陳し、協議に入り、左の三案を可決し同五時散會せり

（一）本會議公開の可否　大連側の主張通り公開に決す
（二）本會議の議案　左記四十八ヶ條を可決
（三）本會議に於ける採決方法　全會一致を以て採決し投票權は各地一票宛と定む
（四）聯合會會規則の件　本會議に草案を提出し全會の賛同を得て可決確定する事とし、其重要事項としては本會議々長及同書記長は、開催地商業會議所會頭及同書記長を以て之れに充て、別に書記長會議を毎年開催する等とす

準備會に於て可決確定せる本會議の議案四十八ヶ條左の如し

第一號案　日支經濟提携に關し當聯合會が盡力する件
第二號案　在支居留地撤去及び治外法權撤廢に關する件
第三號案　支那に於ける商標權の件
第四號案　支那人の商業登記勵行に關し北京公使宛請願の件
第五號案　對支貿易統一機關設置の件
第六號案　對支投資財團を組織し一面邦人間の無用の競爭を避け併せて支那の利源を開發する件
第七號案　將來支那に於ては門戸開放機會均等主義に基き日本は率先して各國協同の事業を經營する樣努力する件
第八號案　支那各開港地に爲替機關設置の件
第九號案　對支貿易發展策殊に現下の日本財界不振に際し日本商品の輸出奬勵策に關する件
第十號案　支那に於て支那人教育機關を興す件
第十一號案　日支社交機關組織の件
第十二號案　日本の手に依つて教育せられたる支那學生に對し就職の斡旋を爲す件
第十三號案　對支慈善病院建設の件
第十四號案　支那重要都市に帝國の完全なる言論機關を設け充分日本の誠意を發表する件
第十五號案　支那に農事試驗場設置に關する件
第十六號案　支那に於ける邦人會社法制定に關し建議書提出の件
第十七號案　支那政府をして防疫令を徹廢せしめ輸移出を自由ならしむる件
第十八號案　支那の鹽金稅撤廢速成方法を調査研究し其の實施を促進せしむる事
第十九號案　對支貿易及び在支企業の助長に資する爲め日本當局より低利資金及び銀資金を本邦爲替銀行又は特殊銀行へ貸與運用せしむる事を吾政府へ請願する事
第二十號案　在支吾領事館は概ね館員不足の觀あり管轄區域内の事情調査上又は邦人の對外交涉案件解決上往々支障遺憾なき能はざるもの丶如し速に館員優過法を講じ有能の才を求め以て館員充足と素質の向上を計ると共に毎年一回吾駐支公使主催の下に駐支領事會議開催の件を當局へ稟議する事
第廿一號案　在支居留民團所在地に於ける邦人義務教育及び保護設備費中國庫の補助を請願すること
第廿二號案　當聯合會主唱の下に在支邦商聯合し支那重要輸出商品取引上行はるゝ不正手段の防止絶滅を期す
第廿三號案　吾日華實業協會をして發起當初の趣旨を可成速に具體化せしむる事
第廿四號案　日本内地に於ける商業會議所同業組合及び銀團等と協力し吾對支輸出商品の荷造改善並びに送狀其の他の船積書類を正確に明瞭ならしめ以て通關上の支障除去を期する事
第廿五號案　日支合辦大銀行設立に關する件
第廿六號案…對支文化事業作興に關する件

第廿七號案　特殊銀行設立の件
第廿八號案　在支日本人商業會議所規則改正の件
第廿九號案　當聯合會と內地及び滿鮮會議所並びに日華實業協會と聯絡を執る件
第三十號案　日華實業協會の活動を速に具體化せしむる件
第卅一號案　貿易上に關する日支政府間の交渉に對し希望の件
第卅二號案　重要輸出入品檢定試驗所設置の件
第卅三號案　日支貿易促進の爲め低利資金供給を得る件
第卅四號案　支那內地と開港場間の爲替連絡を計る件
第卅五號案　支那鐵道運輸改善の件
第卅六號案　支那鐵道讓定線を速に開設着手する樣目的達成を計る事
第卅七號案　江河港灣の改修に關する件
第卅八號案　輸出入品の支那內地通過に關し支那官憲の注意を喚起する件
第卅九號案　支那海關に於ける邦人の地位に關する件
第四十號案　支那輸出品改良に關し　助を與ふる件
第四十一號案　支那幣制改革に關する件
第四十二號案　蔣露獨租界に於ける邦人營業に關する件
第四十三號案　支那に於ける帝國商權の保護に關する規則制定を帝國政府並びに支那政府へ要請する件
第四十四號案　本邦輸出貨物の包裝統一に關する取扱規則制定を帝國政府に要請する件
第四十五號案　日支親善策として日支共同的大博覽會を支那に開設する件
第四十六號案　支那重要都市に日本商品陳列館を常設する件
第四十七號案　在支日本商人に對し日本政府に低利資金融通を請願する件
第四十八號案　蒙古貿易を具體的に研究するの機關を設置する件

第二　本會議の經過

本會議は二月十三日午後一時半より上海日本人倶樂部大廣間に於て擧行せられたるが、各地代表、來賓約三十名並に新聞記者、傍聽者約三十餘名出席の上、二時より討議に入れるが、聯合會規約に基き議長として野平道男氏就任し大會に關し、左の一場の演說を爲せり

在支日本商業會議所聯合會第一次大會を當上海に開催するを得たるは慶賀に堪へざる所なり本大會開催の計畫は既に大正六年本會の成立當時よりの計畫にして當初は昨年本會を開催する豫定なりしも當時日支の關係甚だ紛糾しつゝありたるを以て若し强ひて大會を開催し爲により以上の誤解を招致するは策の執らざる所と信じ在萬今日迄延期せる所以なり顧みるに從來支那に於て日本の意見を發表したるものは軍人及び其關係者に過ぎざるなり然るに今回在支八大商業會議所實業協會の代表者を一堂に會し對支意見を公議發表するは蓋し時運の致す所として日支貿易の發展上其效果頗多にあらざる事を信ず故に各代表は愼重審議せられん事を切望す云々

討議は正二時より同五時に至る三時間に左の十九條を審議し第一日は閉會せり（以下筆記要領）

第一號案

日支經濟提携に關し當聯合會が盡力する件

此議案は天津商業會議所より提出せられしものにして代表者大澤氏は次の如く說明す。

日支經濟的提携は國家の關係でなく相互社會關係の一部なり從來は餘りに國家的政治的武力的であつた社會的言ひ換ゆれば經濟宗教思想の關係が稀薄に過ぎた故に闘爭的に流れ不道德となり互助の精神を失し不和を惹起した日清日露の兩役後日本は支那に對して武力的に密接であつたが爲に日本の經濟的提携は益武力的の蔭に隱れて遂行された傾がある武力的壓迫は逆に支那より經濟的に返報を見たではないか武力的壓迫は國民の不自覺である日

本は古より支那と經濟社會敎育宗敎思想學術の社會的關係に於て最も重要密接の關係であつた

歐米と交通後著しく夫が減退した特に同文同種地理的關係ある日支間の社會關係は遙に歐米より劣つた此は日支兩國民の恥である故に特に日支人の關係は互讓的道德的であらねばならぬ

經濟的關係は日支相互共存の基本である日本は支那に製品の販路を求め支那は其の原料の需用地を日本に求む又支那に於ける工業鑛山の如き實業的開發に關し技術の提供資金の釀出の如き互に共存共榮を圖る重要なる事柄である之を貿易に見ても相互に宿命的原則の支配あつて經濟的密接の關係は論を俟ない隨て今回の聯合會は相互共存的國民的會合であると認める我等は此意味に於て進み社會的交涉より國民的外交に進み益密接なる經濟的提携に努力せん爲に決議文を草し中外に發表せんとするのである

と終るや相生氏は聯合會の盡力の程度に關し質問を發したれば日支隔離點の了解であると大澤氏は答へ更に上海商業會議所にても之と同一の意嚮を有して居ると安原氏語るや衆議一決し贊成の聲起り大澤、小林、田邊の三氏を擧げ中外に發表すべき決議文の起草を委任し作製されたる決議文は次の樣である

在支日本人商業會議所聯合會は日支共存共榮の根本的精神に基きて相互の提携を益密接ならしめ以て徹底的に國民的親善を圖ることに極力　痒せんことを期す

第二一號　案

在支居留地撤去及び治外法權撤廢に關する件

上海商業會議所の提出になるものであつて安原書記長の說明に曰く

支那に於て外國人が治外法權を有すると云ふ事は支那の體面を汚すものである、最近支那は主權擁護を盛んに主張するに至つた日本は之を誘導しその聲をして充分に尊重するの責任がある外國人が居留地を所有して居る事は自國に取つては非常なる利益であると同時に不安心から逃れらるゝ事になる此の撤廢云々は一朝一夕に出來ないが支那も將來は必ず自立し外國人の信賴を受くる樣になることは必然であるそのときに於て我日本は率先して之を撤廢せしめなければならない此の撤廢論は既に當上海會議所の委員會の席上にて議決され公使にもその旨を通達したものである

と終るや大連の相生氏は關東に居住するものは根本精神に相違して居る、在支外國人が支那に信賴して居留出來ることは希望して居るが實行の上よりして更に一考を要する問題であるとなすや大澤氏は立つて條件附即ち日本法律順序の下に支那に於て警察行政が完全になり之の運用に信賴する事が出來る時に於いて實行してはと更に極力主張すると田邊氏は完全になり運用に信賴する時に於ても撤廢されるか否かは問題であるさうかと云つて相生氏の說にも贊成は出來ぬ英國では一八九四年に議して五ケ年後には撤廢すると云ふことになつて居たと論じ兎も角も今一度協議會に移

し再び聯合會の議案としたいとの意を洩らす郡島氏は賛成を唱へ遂に大澤氏は日本法律顧問云々の條件を取り消して以前の條件によりて撤廻は賛成であると議論百出し議長は即決を見合して遂に後日議決することを宣す

第三號案

支那に於ける商標權の件

上海提出の議案であつたが四十二號案の奉天提出の案と同一であつた爲め同時に議せらるゝ事となつた、支那に商標權を作らすこと、海關に商標錄を作らすこと、登記した商標を公表すること、商業會議所にて之を保護すること、加盟會として日本の商業會議所にその依頼をなし英國との商標保護の契約を結ぶこと等の條項は擧げられたる結果全部を上海商業會議所に一任することになつた

第四號案

支那の商業登記勵行に關し北京公使宛請願の件

上海商業會議所の提出になるもので、民國二年に支那は商業登記勵行、會社登記勵行法を設けて居るがその運用が極めて不完全で殊に合名合資、匿名、個人商店等は殆ど登記してない形である、事平穩なる時にはよきも一度事件が起つた時には商店會社の信用、財產、その他に關して何等知ることが出來ない、上海縣では知事が之を掌握して居るが、未だ〳〵不完全であるにより此の際此の勵行をなす樣北京公使に宛請願書を送る事が得策であり便宜である樣に思ふと說明したれば誰れしも待ち構へた如く賛成の聲は至る所に起つた、請願文の起草に關しては上海商業會議所に一任することになつた

第五號案

對支貿易統一機關設置の件

上海提出、餘りに理想論に偏したるが如き傾きあるも昨今までの日本の對支貿易は實に不統一である各國が支那に對し統一的の步調を以て臨み着々その實行を進めて居るに漫然手を束ねてそれを見てゐる譯には行かぬ、此の時機に於て日本も統一的の活動をなし經濟界に活動せんとする邦人の輸出入業者の統一機關を設置したいと安原氏は先づ說明をなした、大澤氏は此計畫の裏面には何物もなきやと質問すると獨逸に於ける對支貿易の統一的政策の如きものがある以上は日本もこの統一的機關を設置する必要があると思ふと大澤氏はそれであれば從來の機關を以て此れを督勵してその實行を義務さすれば新設は不必要であると言ひ放つた、更に小林氏は大澤氏と同樣不要論を主張した、その他二三不必要論があつた結果第五號と廿四號と二十九號とを合して委員附托と云ふことになつた、議長指名で大澤、中根の兩氏と上海より一名の委員を出し都合三名に委任することになつた

第六號案

對支投資財團を組織し一面邦人間の無用の競爭を避け併せて支那の利源を開發する件

上海提出、現在投資財團なるものがない事はないが更に廣義の意味に於て一大財團を組織して鑛山は鑛山と云つた風に行つて見たら支那に於ける日本人會社を網羅したる一

財團で在支商人には最も好い結果を生むものであらうと思はれる、英國が今日支那に現在の商權を握つて居る事は、英國のシンジゲートがその基礎を作つたものである、それと同一の結果を招徠する事と思ふ、邦人間の無意味な競爭は廢して國と國との競爭にし大に支那の利源を開發したいのであると安原書記長は說明すると郡島氏先づ贊成と叫んだ、大澤氏はその後を受けて計畫は結構であつたが實行難を思へば日本內地の有志家又は商業會議所と先づ談合しては如何と云ふ程度にて置いて欲しいと遂に大澤氏の說に贊成者多く日本內地商業會議　に圖ると云ふ事が可決した

第七號案

將來支那に於ては門戶開放機會均等主義に基き日本は卒先して各國協同の事業を經營する機努力する件

提出者の說明はなかつたが原案通り贊成可決された

第八號案

支那各開港地に爲替機關設置の件

議案第四十號　天津提出』第二十五號『青島提出』第三十四號『天津提出』の案は同案を總括した樣なものであるが提出は上海商業會議所で結局提出所の出席者の意嚮により五名の委員に委任することになつた委員は上海、濟南、天津、漢口である。その說によれば第一に、幣制統一、第二に日支合辦銀行設立、第三が日支爲替聯絡である、天津、漢口は之を別々に議案をして提出したものである大澤氏は別々に協議されたいと力說した

第九號案

對支貿易發展策殊に現下の日本財界不振に際し日本商品の輸出奬勵に關する件

財界の不振により上海會議所が各會議所よりの意嚮を聞きたい爲に提出した者である天津の大澤氏は次の如く述べた此の問題は支那に於いてよりも日本に於て協議さるべき性質のものであるが支那在留商人にとりても決して放棄しては置けない故に自分は左の諸項を擧げて參考に供したいと思ふ

一、政府より銀資金を得て之を貸付けることが必用である、假りに金資金を政府より得んとする時は爲替相場の變動によりて大損失を蒙らなければならない

二、長期間の爲替である

三、船舶の運賃減滅

四、貿易業者に對して奬勵金の下附

五、無制限に自由輸出の手續

六、陳列所、博覽會、觀光團組織

七、商品カタログを作り支那商人の參考に供すること

八、上海ボンベー間に行はれて居る"ルピーボン"の如きものを作ること

等であつた、他には之と云ふことはなかつた。提案は撤回若林氏の提案改正があつたが議せられなかつた。

第十號案

支那に於て支那人敎育機關を興す件

岡邊氏說明、日本は此の方面に手を着けることは實に遲

かつた、現に歐米人が支那人の敎育機關を支那に有する三百餘、邦人は一二に過ぎぬ、それも在留邦人子弟敎育と云ふ狹い區域から脫することが出來ないで居る、將來は之れを擴大して大に支那人の敎育に力を盡さねばならぬ、故に此の案を提出した譯である

大澤氏の說明終るや天津より提出の二十九號案及び三十號案は此の敎育問題を含んで居るものであると協議を希望した、靑島提出の二十六號も此敎育を意味したものであつた相生氏の敎育は日華協會へ一任しては如何と云ふ說があつたが安原氏は特に協議する必要があると主張した結局議長は兩者の主張をとり聯合會の名義にて協會へ此の實行の速ならんことを希望する意を洩らした相生氏は更に委員附托を持出し贊成者あり遂に委員附托となつて議決を見なかつた

第十一號案

日支社交機關組織の件

上海提出、安原氏說明、在支歐米人はエー、ビー、シー俱樂部と稱するものを設立し盛んに支那人と交驩をなしてゐるが邦人間にはない樣である日支兩國人の社交機關の必要は吸々するを要しない商業會議所の加盟會が率先して日支俱樂部を設立しては如何との意味である、相生氏は之の計畫既に大連にある事を報じ郡島氏も濟南は既に設立されてゐて好成績であることを述べ滿場一致で設立に可決した。

第十二號案

日本の手によりて敎育せられたる支那學生に對し就職の斡旋を爲すこと

委員附托

第十三號案

對支慈善病院建設の件

委員附托

第十四號案

支那重要都市に帝國の完全なる言論機關を設け充分日本の誠意を發表する件

委員附托

第十五號案

支那に農事試驗場設置に關する件

委員附托

第十六號案

支那に於ける邦人會社法制定に關し意見書提出の件

上海提出、田邊氏說明、大審院では振資金の會社は承認して居ると云ふも法律となつて居ないので之を法律として發表して貰ひたい爲めに建議書を提出したいのであると、原案可決され建議文は上海に委任

第十七號案

支那政府をして防穀令を撤廢せしめ輸移出を自由ならしむる件

濟南の郡島氏の兒作以外は之を撤廢して欲しいと云ふ論議があつて更に大澤氏の防穀令撤廢は日本にとりては好都

合なるも日本の農民にとりては苦痛である、又支那に此の防穀令あるは支那の物價調節をなして居るもので之が無制限になると支那の勞働者は非常に苦まなければならない故に條件を附して之の撤廢を求むる可きであると考へる意嚮が發表された、田邊氏は撤廢は果して是なるか否なるか之が問題で且又興味のある處である、故に一層の考慮を要すべきものと思ふ、議決なく再議と希望した、遂に保留

第十八號案

支那釐金稅撤廢速方成法を調査研究し其實施を促進せしむる事

漢口提出、中根氏說明、大澤氏立つて、此の問題はマッケー條約によりて撤廢に決せられたものと言はれて居る是を撤廢すると輸出入稅を一割二分五厘値上げしなければならないそうである故に或時は此釐金稅を支拂つても得な時があるから現狀の儘で置いた方がよくはあるまいか、唯支那政府が時々不都合なことをやるので時には困ることがあるが此れを矯正すればよいと思ふ、故に天津は三十八號案を提出した譯であると先づ不必要論を唱へた、北京の越智氏は贊否共に言へないと考へた體、郡島氏も越智氏と同樣奉天の相良氏は釐金稅は奉天ではないと言つた結果繼らず留保となつた

第十九號案

對支貿易及び在支企業の助長に資する爲め日本當局より低利金資金及び銀資金を本邦爲替銀行又は特種銀行へ貸與運用せしむる事を吾政府へ請願すること

漢口提出、中根氏說明、要旨に曰く

一、昂騰せる現下の金利は我對支貿易上の一大脅威であつて特種低利資金を以て兩國貿易の助長圓滑を計らんが爲めである。

二、對支經濟的發展の根柢たる可き邦人在支諸企業及び不動產所有に要する資金は資本金を圓貨に限定せる現行法律の下にある本邦商社としてその投資困難にして急速なる發達を望み難き故に特種の長期低利金銀資金によりて之が缺陷を救はんとするものである

終るや天津及び北京提出の第四十六號及び第三十三號は此れと同樣意味の物なるにより之を包括して議するや否やと議長の質問により包括と決したるも委員附託を主張するものあり、大澤氏と首藤氏が委員附託に必要論を詳述したので五名の委員を擧げて附託することになつた、委員は大連、上海、天津、北京、漢口より選出す。

因に委員附託となれる第十、第十二、第十三、第十四、第十五の五項の委員は、大連、上海、奉天、北京、濟南より選出せらるゝ事となれり

第二日本會議は豫備會議に於て確定せられたる議案の外、後に提出せられたる議案も審議する事となりたる爲め第五十一項となれり、因に本會議の劈頭第一日委員附託となれる諸議案に對する委員會の報告を求め、先づ第五、第二十四、第二十九號を一括せる委員會の報告を求めたるも其間行違あり後廻しとなり、第八號案より報告せらる

第八號案

及び第二十五、三十四、四十號案

の委員會報告より初まる、柳田氏は之を說明して第八號案支那各開港地に爲替機關設置の件、第二十五號案日支合辦大銀行設立に關する件、第三十四號案支那內地と開港場間の爲替連絡を計る件及び第四十號案支那幣制改革に關する件は委員會に於ては是等の問題は銀行團にて夫々交涉を重ねられてゐることで早晩實現さるべきものなれば今更當聯合會の名義に依つて勸告を促す迄もなかるべく目下銀行團にて計畫されてゐる支那政府との借款さへ成立すれば從つて自然中央銀行の基礎も固まる譯だから支那銀行の活動を希望すると共に一面日支合辦中華滙業銀行をして今少し基礎を强固にして活躍を促し廣く便宜を計らしめる樣勸告する、第四十號案は目下の支那の形勢では幣制改革は時期尙早とし撤回を告ぐるや滿場異議なく贊成し上海本部に委任し文書を以て旣設銀行に交涉勸告する事となつて可決

第十號案

及び第十一、十二、十三、十四、十五號案

を一束したる委員附託を副島氏報告して之等は旣に實行されてゐる所もある事ゆゑ之は各地の商業會議所で斡旋をなし又日華實業協會にも此事を勸告する樣にし其方法に至つては各地に適合した處置方法が夫々該地商業會議所に於て考へらるべきものである、主意としては頗る結構な事柄ばかりだから差當り出來ない迄も追々實行して行きたいといふのが委員會の定議であると述ぶるや滿場一致にて可決し上海に總てを一任するに決した

第十九號案

及び第三十三、四十六號案

を一束して委員附託とされたが其委員會の決議を大澤氏より報告して三案を合して見れば貿易資金と不動產資金の二項に分つ事が出來る其うち貿易資金を政府より借る事は困難ゆゑ之を取止め低利にて金資金銀資金の融通を計らしめる事とし上海本部に一任

第二十號案

在支吾領事館は概ね館員不足の觀あり管轄區域內の事情調查上又は邦人の對外交涉案件解決上往々支障遺憾なき能はざるもの〻如し速に館員優遇法を講じ有能の才を求め以て館員充足と素質の向上を計ると共に每年一回我駐支公使主催の下に駐支領事會議開催の件を當局へ稟議する事(漢口提出)

天津大澤氏は此案には每年一回領事會議を開くとあるがこれは遠隔の地にある人に取つては甚だ迷惑なことで每年必ず開くと云ふ譯には行かないから之を修正して隨時とし、たいと修正案を提議すれば田邊氏も亦字句の修正を唱へ來天相良氏は之を今直に建議することを避け宿題として愼重に熟慮を要すべき問題であると保留を叫び橫山氏は尙修正案を提議して結局大澤、橫山氏の修正案を合して通過可決し上海本部に請願方一任す、修正案左の如し

在支我領事館は概ね館員不足の觀あり管轄區域內の事情

調査上又は邦人の對外交涉案件解決上往々支障遺憾なき能はざるものゝ如し館員充足を希望す、隨時我駐支公使主催の下に駐支領事會議開催の件を當局へ稟議すること

第二十一號案

在支居留民團所在地に於ける邦人義務敎育及び保健設備費中國庫の補助を請願すること

（漢口提出）

横山氏は邦人の義務敎育及び保健設備費の補助を國庫に仰ぐ事はお互に顧みて之は一種の恥辱案であると思ふ何故ならば海外に於ける邦人の費消する遊興費を見れば實に莫大なものである、其遊興に費消さるゝ額を公共に利用するに於ては其裨益する所は又大なるものがある、それ等は顧みずして政府に補助を得んとするのは不合理である此の案の撤回を促すと述ぶるや櫻木氏は之に反對して原案の通過を希望し願る困難なる問題なれど日本の進歩を圖る爲めには是非とも必要とすべきものである、されば國家に於て徹底したる方法の下に着々其實行に努めて貰ひたいものであると詳々例を擧げて原案の通過を絶叫するや賛成の聲多く遂に滿場一致と見て可決、請願の事は上海に一任

第二十二號案

當聯合會主唱の下に在支邦商聯合し支那重要輸出商品取引上行はるゝ不正手段の防止絶滅を期す（漢口提出）

副島氏は第廿二號案第三十二號案及び第三十九號案を一括して委員附託として協議したいと提議し大澤氏は三十九號案は同一議案の中に包括さるべきものとは少し性質を異にしてゐるから別に審議するが至當であると異議を唱へて之丈を別に議する事となつた大澤氏は三十二號案の說明を爲して商業輸出入品に對する品質上の紛爭を除去する目的を以て內外重要地に日本商業會議所或は實業協會と連絡したる檢定試驗の設置方に就き農商務省、外務省、日本內地商業會議所に稟議する事を上海本部に委託したいと述べ大連相生氏は第四十三號をも包括すべしと云ひ結局二十二、三十二、四十三號案を一括し其れに關する適當なる方法を上海に一任することに滿場異議なく可決

第二十三號案

吾が日華實業協會をして發起當初の諸計畫を成る可く速に具體化せしむる事（漢口提出）

同案あり撤回

第二十四號案

日本內地に於ける商業會議所同業組合及稅關等と協力し吾對支輸出商品の荷造改善並に送狀其の他の船積書類を正確に明瞭ならしめ以て通關上の支障除去を期する事（漢口提出）

原案通過可決

第二十五號案

日支合辦大銀行設置に關する件（漢口提出）

可決

第二十六號案

對支文化事業作振に關する件（青島）

第十號案と同案にて削除

第二十七號案

特種銀行設立の件（上海提出）

若林氏說明して中流以下の金融機關として商品貸付けの特殊銀行の設立が必要である、從來の既設銀行に於て之を實行して貰ふも敢て差支へないことであると述べたるも結局、十九號案三十三號案及び四十六號案の中に一括して之を撤回するに決す

第五號案

及び第二十四、二十九號案

一束して委員附託とされてゐたが十五分間休憩の後平岡氏より委員會の決議報告を爲して二十四號案は原案可決し聯合會より通牒を發する事となり二十九號案は天津より提出したる原案なるものは左の如しとて大澤氏は朗讀して「在支日本人商業會議所聯合會は日本內地商業會議所聯合會及び鮮滿商業會議所聯合會並びに日華實業協會と連絡を執ることゝ」であると附言し之又可決第五號案は機關設置を保留し左の如く修正して可決

對支貿易統一を期する爲め日本各地に於ける商業團體に對支貿易關係に關し完全なる連絡を計り且益其の機能を發揮する樣督勵方を內地重要會議所及び政府當局に向かつて盡力せられん事を望む事

第二十八號案

在支日本人商業會議所規則改正の件（上海提出）

可決

第二十九號案

當聯合會と內地及び滿鮮會業所並びに日華實業協會と聯絡を執る件（天津提出）

可決

第三十號案

日華實業協會の活動を速に具體化せしむる件（天津提出）

大澤氏說明して日華實業協會が速かに其の趣旨に基きて活動を開始し支那各地に支部を設置せられん事を希望す在支日本人商業會議所若くば實業協會が同會の委託により右支部の事務を掌ることは相互便宜であると認むと述ぶるや異議なく可決

第三十一號案

貿易上に關する日支政府間の交涉に對し希望の件（天津提出）

大澤氏之を說明して日支貿易上に關する重要なる事項に就き支那政府より帝國政府若くは在支帝國官憲に交涉ありたる時は其回答を與ふる以前に先づ在支日本人商業會議所に諮問せられんことを希望す若其の問題が一地方のみの利害に關するものなるに於ては當該地方商業會議所若くは實業協會に諮問せられんことを希望すと述べ滿場一致可決

第三十二號案

重要輸出入品檢定試驗所設置の件（天津提出）

可決

第三十三號案

日支貿易促進の爲め低利資金供給を得る件（天津提出）

可決

第三十四號案

支那內地と開港場間の爲替連絡を計る件（天津提出）

可決

第三十五號案

支那鐵道運輸改善の件（天津提出）

四十八、四十九號案も同一と認め大澤氏說明を試み支那內地商業發達のため支那鐵道當局者が各線間の連絡、貨車の配給、運賃の低廉等の改善に關し一層の努力を盡されんことを希望する者なれば我當局から支那政府に懇談的に此事を促したいものであると述ぶるや田邊氏は各地に依つて事情が異なるから各地の事情調査を爲した上上海本部に材料を集めて上海より請願の方法を取る樣にしては如何と述べ橋山氏は外國商業會議所とも協力して行ひたいと陳述して結局田邊氏の意見通り通過し重ねて之を懇談的に行ひ必要に應じて外人との協調も取る事となり鐵道省外務省並に公使館に通牒を發する事になつて滿場一致可決

第三十六號案

支那鐵道豫定線を速に開設着手する樣目的達成を計る事（天津提出）

大澤氏より說明、支那鐵道豫定線は支那政府並びに關係各國借款團にて早急開設に着手し以て大いに支那內地經濟的開發に稗益せられんことを希望するものなるが之は通知を發するの必要なく只聯合會の決議文としたいと陳述するや一致可決

第三十七號案

江河港灣の改修に關する件（天津提出）

大濱氏說明、江河の浚渫改修、港灣の施設、改善、增築等に關しては支那政府並びに當該地方官憲が外國利害關係者と和衷共同以て相互共通の利益を增進せんことを希望す當該地方の日本商業會議所若くは實業協會は技術並びに資金等に就き出來得る限り盡力を爲さんことを期し之も決議文として中外に發表しては如何と述ぶるや一致可決

第三十八號案

輸出入品の支那內地通過に關し支那官憲の注意を喚起する件（天津提出）

大澤氏說明、輸出入品の支那內地通過に際し日淸通商航海條約第十一條及び第十二條の規定の勵行せられ內地釐金局等に於て故に檢査を遲延し或は正當の理由なくして抑留するが如き弊害なき樣支那監督官廳に於て嚴重注意せられんことを希望すと述べ決議文として滿場一致可決

第三十九號案

支那輸出品改良に關し援助を與ふる件（天津提出）

之又決議文としたいとて大澤氏說明を加へて在支日本人商業會議所若くは實業協會は支那輸出品の品質改良に關する支那側の努力に對し出來得る限りの援助を爲さんことを

期すと告ぐるや異議なく可決

第四十號案

支那幣制改革に關する件（天津提出）

委員會に附議され時期尚早の理由の下に保留

第四十一號案

蕃薯獨租界に於ける邦人營業に關する件（天津提出）

大澤氏說明、天津及び漢口に於ける蕃薯獨租界に在住する日本人の居住營業等に關する權利が從來通り支那政府警理委員に於て充分に尊重せられんことを希望すと述べ一致可決

第四十二號案

支那に於ける帝國商標の保護に關する規則制定を帝國政府並びに支那政府へ要請する件（天津提出）

可決

第四十三號案

本邦輸出貨物の包裝統一に關する取扱規則制定を帝國政府に要請する件（天津提出）

可決

第四十四號案

日支親善策として日支共同的大博覽會を支那に開設する件（北京提出）

北京佐藤氏より說明、此れは趣意としては頗る結構なりと思ふが經費問題に於て實現は頗る困難であると述ぶるや贊成の聲多くして可決其方法は上海に一任

第四十五號案

支那重要都市に日本商品陳列館を常設する件（北京提出）

同じく佐藤氏說明、哈爾賓、新嘉坡には設置されてあるが未だ重要都市に其れを見ない、此れも經費問題で實現は困難であらうと思はれると告げたが從來の商品陳列所の弊害などより推して討論にもならず留保

第四十六號案

在支日本商人に對し日本政府に低利資金融通を請願する件（北京提出）

可決

第四十七號案

蒙古貿易を具體的に研究するの機關を設置する件（北京提出）

佐藤氏說明、張家口より蒙古に亞る蒙古貿易は從來頗る發達を缺いてゐる、自働車運輸機關を用ふるとか或ひは政府に於て實業練習生の養成に努め又は調査機關を設くる等して豐富なる蒙古貿易の發達を圖りたいものであると述べ上海に依賴して政府に勸告する事となり一致可決

第四十八號案

支那鐵道輸送狀態の改善を促す事（濟南提出）

可決

第四十九號案

鱗寸の運賃率を日支人同等にせしむる件（濟南

出）

可決

第五十號案

青島内地間の航路には最迅速の汽船を航海せしむる事（濟南提出）

濟南より此案提出せらるゝや天津よりは天津をも加へて貰ひたいと言ひ各地の要求する所となりたれば大連相生氏は青島を支那に代へんとの字句修正案を提議して可決

第五十一號案

在支日本人商業會議所書記長會議を定期に開く事（上海より追加提出）

可決

右議案の討議終了せし時正に五時なり本會議も茲に全部終了せるを以て野平議長は左の如く本會議閉會の辭を述べたり

『今回在支日本人商業會議所聯合會が各地の御賛成御盡力の下に開催し得たるは成功の第一にして熱心に協議をされた結果此れ丈けの議案を通過一得たるは成功の第二なり我我は此上決議の目的に向かつて實行に努力するを要す參加諸氏の勞を多とす』

次で大連代表相生氏一同を代表し左の如く答辭を述べたり

『上海の御盡力に多大の感謝を述ぶると共に聯合會の名に依つて幾多の議案を通過したるが其の結果は直に實現さるるまでには頗る困難も多かるべくされど之れが日支の提携の上に多大の効果あることは期して疑はざるなり』

更に山崎總領事は左の如き一場の挨拶を述べ散會せり

『傍聽者の一人として諸君が支那各地より其の地方々々を代表して協議に參加され各種の重大なる問題を愼重に協議せられた事は實に敬服の至りなり決議事項中當局に申請すべき議決多きが當局に於ても愼重に審議し且盡力すべきを信ず、問題は頗る廣汎なものなれば尙一層研究調査をせられて切實に日支間の經濟提携に當られんことを希望す、支那も何時迄も今日の衰微狀態は續かず、日本人としては支那人と提携し列國と協調して門戸開放機會均等主義に基き將來の聯合會に於ても此主義を實行されん事を切望す』

第三　特別會議

在支日本商業會議所聯合大會本會議は二月十三日を以て終了したるも翌十四日特別會議を開き種々なる議案に就き討議したるも本會の内容は直ちに一般に發表せられず他日機を見て正式に發表せらるべしと云ふ然れども確かる方面より漏れ聞く所に依れば略左の如し

（一）可決せられたる議案

（イ）在支日本人商業會議所聯合會は帝國政府が支那の法制及警察制度の改善に對し充分なる援助を與へ以て治外法權の撤廢の一日も速かならん事を希望する旨を聲明する件

因に原案には治外法權並に居留地撤廢とありたるも削除せらる

（ロ）支那滯留に在勤邦人數の增加方に就き帝國政府に其の斡旋を請願する件

因に原案には支那海關に於ける邦人の地位を高め總稅務司を支那人とし副稅務司の定員を二名とし最高貿易額の順位に依り各一名宛を任命する件もありたるが削除せらる

(二)原案撤回せられたる議案

(イ)青島を支那の自由商埠となし青島に市參事會制度を採用し市參事會員の過半數を日本人とし最高警察官を支那政府の名を以て任命する件

(ロ)大正四年の日支條約に照らし膠州、博山、青州、坊子、濰縣、德州、臨淸、羊角溝、濟寧、兗州等主要都市を開放せん事を帝國政府を通じ支那政府に交涉を請願する件

(ハ)濟順、高徐兩鐵道並に濟南より河南開封に至る鐵定線の速成に就き當局に建議する件

因に右三件は小幡公使代理入木副總事より此際聯合會としての決議は中止せられたし既に日本當局にて最善努力中なりとの說明あり原案撤回となる

(三)否決せられたる議案

(イ)將來日本は列國に率先して各國共同の事業の經營に參加し門戶開放、機會均等主義の實を外人に示すの件

(ロ)日支宗教上の提携に就き我宗教家に援助を與ふるの件

(ハ)宜昌、重慶間の航路開始の件

(ニ)滿鐵の行動に對する外人の誤解を一掃する機關を聯合會にて盡力するの件

(ホ)長江上流へ軍艦增派の件

(ヘ)河南省鄭州開埠に關する件

(ト)邦人の阿片、モルヒネ密輸入取締の件

(チ)支那重要輸出品取引上行はるゝ不正手段防止に關する件

(リ)滸蘭鐵道に對し日本よりも投資するの件

(ヌ)銅選より取得せる青島上海間の海底電線を速かに利用するの件

(ル)青島大連間に海底電線を速かに敷設の件

因に右の諸案は何れも聯合會の決議として討議すべきものに非ずとの見解より否決せられたり

米國商工業者の好發展地支那及西伯利

米國製造業輸出業者協會席上演說(一九二〇年)

トーマス、ダブルユウ、ラモンド

極東に注意せよ

米國製造業輸出業者協會の目的は、外國貿易を促進するにあり、私は今日其等の諸氏の面前に於て、亞米利加の商工業者竝に投資家が十分に發展するに於ては、遠き將來に亞米利加の製作品竝に企業の海外に於ける最も好發展地たるべき地方の事情に就て、數言を述ぶることの機會を得たことを切に喜びます。先づ吾々をして極東の市場に眼を轉せしめよ、然しながら極東の事情は僅に一地方又は一國のみを見て、其の總ての事情を考へることは出來ません、私共は屢々僅に日本を見て、或は又僅に支那を見て、それに依つて全極東の事情を了解せんとし、或は全極東の問題を解決せんとしたことがあります、併し之は非常に誤りであります。私は日本を了解する爲には支那を訪問しなければならぬことを發見しました、更らにまた支那を知らんが爲には日本を訪はなければならぬことを知りました、而して

私は此の度日本と支那とを共に訪問しましたが、唯是非行かねばならぬ一國に行くことの出來なかつたことは極めて殘念であります、それは卽ち西伯利であります。西伯利は自然の富の豐富なる地方にして、ウラル山より東に延びて太平洋に及び極めて廣大なる地方でありますが、現在の人口は僅に一千三百萬に過ぎません、惟ふに此の廣大なる地域は能く一億萬の人口を支ふるに足るでありませう。貴會の會員諸君に對して、私は極東に於ける亞米利加の通商を盛大ならしめんとする爲には先づ十分に此等の地方の各種の人民の事情を了解する事が最も必要であらうと云ふことを申上げて置きたいと思ひます、例へば此等の人民の生活狀態、精神上の習慣彼等の希望彼等の理想等の事は十分知つて置かなければならぬ事と存じます、私は此等の問題に就て簡單な解答を與へたいと存じますが、然しそれは其の中の僅に二三の者に止まらざるを得ない事をお赦しを願ひます、私は茲には統計を引用する事を略しますが、それ等のものは或は貿易年表、或は領事館報告等に依て得らるゝものでありまするが故に、私はそれを省きまして僅に一般の事情に就て述べたいと思ひます

支那に對する西歐諸國の輕侮

先づ第一に支那問題から申上げます、支那の文明は數千年の間を經來つたものでありまして、支那の國土は我が亞米利加合衆國よりも遙かに廣く其の中には或は肥沃の曠野あり、或は森林あり、或は沙漠あり、或は荒廢したる地域もありまするが現に四億の人口を支へて居ります、彼等の生活は數千年の間、非常なる勤勉に因り、又非常なる節儉に因り支へられ來て今日に及び、更に又彼等は最も平和を愛する人民であります、而して彼等は又宿命的の宗教に因り國民總てが非常なる影響を受けて居ります、支那人の信仰は祖先崇拜でありまして、其の結果彼等は數千年の間常に回顧に耽り來つた人民でありまして前進を忘れた國民であります、西歐諸國の或國民は斯くの如く支那が物質的に進歩の缺如せるのを見て、支那に對して或輕侮の念を持つに至り、從て其の輕侮を大膽にあらはし、而して恰も彼等の權利であるが如くに支那の或地方に政治上の領域を持つ事に依て之れを示します、卽ち其の後彼等は種々の口實を求めて十九世紀に於て支那蠶食の爲に種々の行動を敢てし、現に英吉利は香港を其の領域に納め、獨逸は山東半島に其の勢力を占め、日本は旅順を領し、佛蘭西は印度支那其の他に勢力を占むるに至りました。

支那に對する列國協調主義

私共は斯くの如く有害なる勢力範圍政策が支那を分割に導く傾向を見、更に又斯くの如く切迫せる各國の利害關係は國際的嫉妬の念を招き遂に將來戰爭に導くの危險ある事を感知しました、斯くの如き政策が極東に輸入せられ、其の危險が非常に迅速なる勢を以て迫りつゝあつたが爲に我が國に於ては曾て一八九九年にジョン、ヘー氏が將來亞米利加の通商貿易の爲に、非常に廣大なる地域を提供すべき機

東に於て、前途危險の到來すべき事を慮り、亞米利加の政策として彼の門戶開放主義を提唱するに至りました、此の門戶開放主義の結果として現はれたる處は緩漫ではあつたけれども、然し乍ら種々の效果を擧げて二十年來列國の認める所となつてまゐつて居ります、而して一方歐洲の各國に於ては軍艦或は奪取の政策が已に永續すべからざることを知りまして、彼等は自己の國民の利益の爲め——支那國民の事は更に考慮しないのであります——競爭を止める爲には列國協調の方法に基く外無いと云ふ結論に至りました、此の列國協調の趣意に基く、最も明確にして又最も最近の事實は、彼の支那援助の爲の新借款團の成立がそれであります

新借款團の成立

此の新借款團は其の協力したる力を以て支那を助けんとするものでありまして、私はそれが爲に依頼を受けて昨冬極東に參りました、諸君は定めし亞米利加政府の發議に依りて、英佛竝に日本の政府が各國の有力なる銀行の投資團を作ることに同意した事を御記憶であらうと存じます、此等の團體は一つの借款團を作り、支那に於ける大なる工業的企業の完成の爲に、例へばその鐵道工事の如きものゝ爲投資する事を目的とするものであります、卽ち此の新借款團の成立は支那に於ける經濟上の狀態を向上せしめ、諸君の如き工業家、或は通商貿易に從ふ諸君に對して善良なる發展地を供せんことを目的とするものであります、此の新借款團の計畫が旣に殆んど完成に近づいた時に重大なる交涉が生じて來ました、それは卽ち日本が滿蒙を以て新借款團の活動範圍外に置かんことを提議したからであります、日本の提議は借款團に屬する亞米利加、英吉利及び佛蘭西の何れの銀行團竝に政府の同意をも得るに至りませんでした、なぜなれば斯くの如き提議は明かにドヨン、ヘー氏の門戶開放主義に背反し、其の或一地方の門戶を閉鎖せんとするものであるからであります、而して斯くの如き留保は或地方に關し往時の古き且つ有害なる勢力範圍政策を再現するものにして、旣に破綻したる外交政策の遺物であります、其の爲に私は亞米利加、英吉利及佛蘭西の銀行團より親しく極東に赴いて此の故障を除く事を依頼せられました、其の結果自から極東に赴き中々困難なる交涉の結果終に日本をして其の提議を撤回して、賢明にして且つ先見の明ある態度をとらしむる事に成功しました、斯くの如くして亞米利加の提議に基いて成立した新借款團は全く自由且つ十分なる組合組織にして、此の結果支那をして經濟上竝に財政上永久に有效且つ安全なる狀態に至らしめ得べく、又亞米利加の通商貿易業者竝に投資者に對して、支那をして今日以上に好適なる活動範圍たらしめ得べしと確信致します

支那の向上發展

此の對支借款團の一に加はれる亞米利加の銀行團は單に紐育のみならず、米國全體の主要銀行を網羅して居りま

す）發達の經過を說きまして、私は此の借款團の一つの作用が支那をして諸君の如き製造工業家の更らに良好にして且安全なる市場たらしむる事にある旨を指摘しましたが、更に其の他の作用は支那人それ自身を開發せしめんとする點に存して居ります。私は諸君に對して支那人は數世紀の間常に過去を見つゝ生活して來たことを申上げましたが、支那は從來屢々沈默せる巨人であるとせられて來ました。然し乍ら現在に於ては此の巨人はリップ、バン、ウインクルの夢から覺めつゝあるやうな狀態にありまして、此の二十年來餘程二十世紀の空氣に染みつゝあります、現に此の巨人は其の眼を擦りながらあるが如き有樣でありまして、之から新しく眼を開かんとする狀態であります、今や支那に於きましては國民的感情は餘程向上發展の途に着きまして、若し吾々亞米利加人にして之を激勵し且つ助けるならば、支那は遠からずして近代化し得べき事を信じて疑ひなからうと思ひます、現に各所の大學に熱心に政治竝に經濟を研究しつゝある支那學生があつて、此等支那學生は私が嘗つて會つたり見たりしたる世界中の最も敏捷なる學生で、彼等は更に支那全國に廣がり、更に良好なる政治、更に向上せる生活の福音を宣傳するでありませう、私共は支那の無秩序竝に國內の紛擾に就ては新聞の記事に誤られてはなりません、現に支那に於て統一が缺如し中央政府が强力ならざる事は事實であります、然し乍ら支那が古今傳來の面して全くの壓制より彼等自身を脫せんとして以來、未だ僅に十年に達しません、支那は完全なる共和國の基礎を築く爲には、屢々後戻りをする事なくして、其の目的を達し得べしとは望むべからざる事にして、吾々の記憶せざるべからざる事は支那が常に確實なる進步を續けつゝあると云ふことであります。

米國と支那の關係

今日の支那の內閣は私が五月の初め北京を訪問せる時よりも更に良好にして且つ强固なるものであります、或る高嶺に達せんとするには或は谷を越え或は小山を越えなければならぬ如く、支那も亦完全なる安定を求めんとする、其の途中に於ては、屢々各種の事態に逢著するでありませうが、斯くの如きは敢えて意とするに足らぬ事であります、卽ち諸君竝に私共が記憶し置くべきことは支那が常に進步しつゝあることであります、彼は亞米利加を以て其の案內者と信じ、顧問と信じ、更に友人として信賴して居ります、此の斯くの如き感情は種々の事情に基いて居りますが、其の一つは亞米利加合衆國が團匪事件に基く賠償金を約二十年間分還したことで、此の資金の大部分は亞米利加に於ける支那學生の敎育費に投じられて居ります、更に又支那が特に亞米利加の友情を感ずる所以のものは、亞米利加合衆國が未だ嘗て支那に對して不當の行爲を爲し、或は又領土上に野心を抱かなかつた事も其の一つであります、更に又其の他の各國は支那との通商貿易に依り非常な利益を擧げつゝあるに拘らず、亞米利加は却つて數百萬弗の資金を支那に於ける傳導或は衞生狀態の向上の爲に投じつゝありま

す、北京に新たにロックフェラー財團に依て建設せられたる非常に大なる醫學校竝に病院は、實に驚異に値するもので、之のみでも既に六百萬弗の資金を要し、更に今後其の維持の爲に毎年五十萬弗を要すと稱せられて居ります。

米國對支貿易の有望

支那人は非常に人情のある人種で、勿論吾々亞米利加人に依て示されたるが如き、斯くの如き同情の精神を十分に理解し得る事が出來ます、從て彼等は勿論吾々に對して十分に信賴を拂ひます、而して此の信賴は亞米利加に對する通商上の根底を爲すに至るのであります、斯くの如き信賴は未だ嘗つて誤用されたことがありませんが、將來は今日玆に列席せらるゝ諸君の如き有力なる通商貿易業者の高尚なる通商上の思想に依て、更に之を强固にすることが必要であります、私が其處へ行くまでは、支那は亞米利加の生產品の需要地として、今後の二十年間が斯くの如く有望なりとは夢想しませんでした、支那に於ける大なる鐵道の計畫は、當然實現せられなければなりません、而して其の着手は一日を緩うすべからざる狀態であります、此等の鐵道は亞米利加の鋼鐵、亞米利加の橋材、亞米利加の各種設備品の極めて多量を要求しつゝあります、更に又支那は電氣機械を要求しつゝあります、此等にも增して更に多量に要せらるべき物は農業器具にして、彼の廣大なる農園は現に非常に原始的の機械に依て耕されつゝありますが、當然新式の農具を以てするに至ることゝ信じます、支那は更に又紡績機械を多量に要すべく、併せて又織物機械をも澤山に要するに至るでありませう、其の外鑛山採掘用に關する機械をも多く要する時期が當然到達するでありませう、斯くて結局此の四億の人口——親切なる、正直なる、而して非常に高き智能を有する——は我が亞米利加の極めて重要なる、顧客となるの時が來る事と思ひます、尚玆に一言附言すべき事は此の四億の人民が更に又我が亞米利加から供給すべき活動寫眞の好き得意先となるべき事であります。

有望なる西比利亞の廣野

今私の申上げました其の外の地域に就きまして、先づ西伯利のことを申上げます、惟ふに諸君は未だ此の西伯利の事情に就て十分に御研究がないと存じまするが、此の舊露西亞帝國の廣大なる東方の一部分に就て十分なる研究を爲し、亞米利加の生產業竝に貿易の發展地たるべき彼の地を調査する爲に、特に代表者を派遣する事は極めて緊要のことゝ思ひます、必ずや諸君は我が亞米利加の有數なる鐵道技師であるジョン、エフ、スチーブンス氏を知つて居るでありませう、更に又諸君は西伯利亞鐵道沿線に於て、戰爭中同氏に依つて非常なる仕事の遂げられたことを御承知でありませう、私は同氏と奉天に於て會見しましたが、同氏の私に語りました事は、「ラモンド氏、私は貴方に會よ爲に、七百哩の處を哈爾賓から來まして、更に又歸るのであります、私は貴方に依て亞米利加合衆國の實業家に次の傳言をしていたゞきたい、その傳言とは彼等實業家は、西

伯利に對する門戸が全く開放せられ、亞米利加竝に其の他の各國の通商に對して、自由且つ均等なる機會の與へられ、斯くて此の非常に驚嘆すべき廣大豐富なる地域の開發が保障せらるゝに至る迄は、決して其の注意を怠つてはならないと云ふことであります云々」と、諸君の知る如く岡氏は已に三年の間西伯利地方に於て、其の事業に從事しつゝありますが、彼は悲痛なる語氣を以て私に西伯利地方の農業、林業竝に鑛業上の非常なる富源に就て語りました、曰く「西伯利は歐洲に於ける偉大なる穀倉である、それは海外に輸出すべき非常に多額の小麥を產し、皮革の多量の荷物は海外に對する輸出の途の開くのを待ちつゝあり、其の森林は非常に廣く且つ量り知られぬ價値があり、海外に輸出すべき產物は極めて豐富なると共に、更に其の產出を助くべき機械の海外よりの輸入亦將來に望みを囑せらるべきものにして、吾が亞米利加よりする收穫用器具、草刈器具、穀物刈取器具竝に巨多の運搬器具の如きは其の著しきものであります。」と

最近中國銀行營業狀態（下）

中國銀行副總裁　張嘉璈

更に又西伯利の人民は極めて大膽なる人種と稱せられて居りますが、露西亞のソビエット政府は其の基礎を此の人民の上に置くと稱せられて居りますが、然し乍ら私共の最も信賴する駐日本大使ローランド、ユス、モーリス氏は、親しく西伯利の地を訪ひたる結果予に語るに西伯利には未だ眞性の過激主義は侵入せざる事を以てしました、印ち西伯利に於ては未だ赤化の恐怖なく、人民は多く土地所有者にして、若し露西亞に平和の來る日あらば——何れの日か必ず來るべきが——西伯利は亞米利加の工業家竝に貿易業者の好發展地と化するに至るでありませう、現に英吉利は亞米利加と西伯利との間には自然的に且つ避け難き通商上の密接の關係の存する事を認め、亞米利加は將來西伯利に要する處の各種の企業の供給に於て非常なる利益を占むるに至ることを認めて居ります、西伯利の事を語るに就て私は何物も新らしいものを持つて居りませんが、以上私は極東に於て得たる西伯利に關する感想のあるものを諸君に披露したに過ぎません、（以下略）

定期預金

昨一九一九年中定期預金預入合計二億二千六百七十五萬二千五百三十九元十八仙にして、拂戻合計一億九千一百八萬八千八百二十四元九十仙なり、又昨年末に於ける收支殘高は三千五百六十六萬三千六百十四元二十八仙なり、之を

前年度と比較するに定期預金の預入に於て、一億三百四萬九千百七十元三十六個、拂戻に於て九千五百七十六萬六千六百二十七元三十六個、殘高に於て七百二十七萬九千五百四十三元一仙の增加を示す、今本支店各項に於ける定期預金勘定の詳細を見るに左の如し

本支店名	預入	拂戻	昨年末に於ける殘高
本店	二、五五、七七〇、五	二、三八、七七〇、五	一七、二〇〇、〇〇
北京支店	一九、四九、五六〇、八一	一六、五四、七五五、三五	二四、九三、六〇五、四八
天津支店	五、〇四、七四七、五三	三、五五九、九三、三三	一、三四、五四、二〇
上海支店	三、六五三、六九二、四六	一、七六七、七八五、〇八	一、八五、九〇七、三八
漢口支店	二、二〇七、二一五、五八	一、二九〇、一五五、三二	九一七、〇六〇、二六
南京支店	一、三五、二〇五、二四	八七八、七六四、三七	四七三、二五八、〇七
濟南支店	一、四四七、八六八、九二	九五七、八三〇、一五	四九〇、〇四八、七七
開封支店	六、二、八一三、〇九	三四六、四七二、三八	二六、七、三四〇、七二
長春支店	一、二六四、五四九、〇七	一、〇四〇、〇七〇、六七	二四、四七、四〇
奉天支店	八〇五、〇九二、〇一	七二〇、八一七、七五	八四、二七四、二八
福州支店	四〇五、一三三、七九	一三七、二五二、九二	二六、七、八六〇、八七
香港支店	九三、八五、五九九、七三	六、二九四、二〇六、六四	三、〇九、一三九三、〇九
杭州支店	一、〇二、九八一、七四	八三三、四二、五五	一八、七三九、六九
太原支店	六五七、一〇八、三五	四〇三、三五八、三一	二五三、七五〇、〇四
重慶支店	二七〇、二八二、八八	七六、七〇〇、〇〇	一九三、五八二、八八
廣陽支店	一七六、四一九、八八	八三、〇一三、〇三	九三、四〇六、八五
西安支店	五一、四二三、九三	二三、六〇六、三三	二七、八一七、六〇
南昌支店	一、〇〇一、三一八、一〇	九四五、五五八、五四	五五、七五九、五六
漢湖支店	七六一、一〇一、八五	四四一、三八七、八五	三一八、七一四、〇〇
長沙支店	七三、八一五、四四	六〇、七三一、〇〇	二二、〇八四、四四
雲南支店	四六七、九八四、三五	二九九、一五六、八四	一六八、八二七、七一
計	三五、七三、二五九、一八	一九、〇八、八二四、九〇	一五、九四、六四、七一四、二六

當座預金

昨年に於ける當座預金勘定は預入三十八億一千五百三十七萬三千五十一元十一仙、拂戻三十六億六千九百五十七萬六千九百五元八十四仙なり、之を前年度と比較するに、預入に於て二十五億〇二百七萬八千六百十三元八十六仙、拂戻に於て二十四億七千八百八十二萬二千八百六十八元五仙にして、殘高二千三百二十五萬五千七百四十五元八十一仙を示せり、銀行兌換券に對する正金支拂の停止は、尙引續き行へるを以て、中國銀行北京重慶及廣東支店に於ける所有兌換券及現銀勘定は、全く別の勘定を設け居れり、昨年勘定の細切に際し爲替勘定の項目の下に表はれたる買賣差額の兌換券及現銀勘定は、帳簿整理雜借勘定、若くは雜貸勘定に編入せり、其結果此二種の振替勘定は頗る巨額のものとなれり、且此外短期預金として株主未配當金幷に行員貯蓄預金を含む項あり、此勘定は左の如き三項に分類するを得べし

(1)普通當座預金
(2)各支店の兌換停止紙幣幷に短期預金を預金に變更したる爲替勘定
(3)行員貯蓄預金株主未配當金及信用狀

以上(3)項中の各項は年度末に於ける中國銀行營業報告書に示すが如く預金勘定に含まれ居らず

(甲)第一種當座預金

一九一九年第一種當座預金預入合計は、三十二億一千六百四十九萬八千七百五元七十三仙、又拂出合計三十二億一千三百六十四萬九千六百七十六元九十二仙にして、年末殘

高一億二百八十四萬九千二十八元八十一仙にして、其の詳細左の如し

本支店名	預入	拂戻	現在殘高
本店	一、五四四、九二二、四四七、二三元	一、五三二、四八二、四四〇、五六元	三一、三〇〇、九六六、五六元
北京支店	三一七、五六八、四八六、三五	一九五、五七四、三六六、〇五	二一、八二一、二五一、一六
天津支店	四七、三一二、五四五、六四	四六二、三五二、〇三〇、九一	五、〇九九、五四三、一五
上海支店	三一九、八九九、四二五、四三	三三一、三九八、〇九五、九六	七、六〇〇、四八七、五六
漢口支店	四五、八九九、八四九、二五	四五、四九五、九四〇、〇一	三、三五五、九八〇、一四
南京支店	六六、六四五、八四〇、四五	七五、三〇六、六一七、三四	三、六五五、二三五、三三
濟南支店	六九、六二三、四五五、四一	六四、六一〇、三九六、〇六	四、〇〇一、一〇六、五五
開封支店	五、八六八、五四四、二〇	五、三六八、八九五、九五	四九九、五四〇、二七四
長春支店	二五九、〇四六、〇七〇、一四六	二四三、三一六、四四八、三六	六六、二九六、〇二二、八九
奉天支店	九九、八二五、三一四、三三	六〇、〇六四、四七、六六	九、八四四、一四四、六六
福州支店	一五、三〇六、九五五、一九	一五、七四八、二一一、四五	一、四四九、七四四、七五
香港支店	四六、〇〇六、九四四、〇七	三八、三九八、六二三、〇一	七、三六五、三四四、〇五
杭州支店	四三、三五五、七四八、一一	四七、六四四、三五六、四九	六〇、三四一、六三一、六三
太原支店	七、四四三、三〇六、三六	六、九五五、〇六六、一〇	四九七、〇〇〇、四六
重慶支店	三六、〇三六、七五五、六七	三七、八四五、四二二、〇五	八、八一二、三五二、〇五
貴陽支店	六、六〇四、一二六、一六	五、六九五、五六六、六〇	一、〇四一、五九九、三六
西安支店	一三、九九二、四三	三五、八五五、三三	八八、一六八、一二
南昌支店	八七、三五五、五四七、三九	八五、三六四、八三一、二〇	三、〇九七、九四四、六五
蕪湖支店	三一、三九二、〇六二、三五	一九、九六八、八四四、三一	一、四〇二、三九六、〇三
長沙支店	四、〇三一、〇四二、九六	四、五四四、四二一、三五	四九六、四一〇、〇四
張家口支店	一四、〇三二、六七七、三六	一三、六七七、八九六、二六	一、五四四、九二一、三五
計	三、三一六、四八六、七五二、三五	三、二三五、八六九、〇六一、八一	一〇三、八九九、〇六八、八一

（乙）第二種當座預金

昨年中第二種當座預金預入は、合計五億九千五百四十八萬七千百五十元六十五仙、拂戻五億五千二百七十一萬三千七百六十六元十八仙、殘高四千二百七十七萬三千三百八十圓元四十七仙なり、其詳細左の如し

本支店名	預入	拂戻	現在殘高
本店	三、五四二、九六六、三五元	三、四三〇、九六六、三五元	一、三八一、一三五、九六元
北京支店	一〇八、三七七、〇八一、八六	八二、〇三一、九九七、一七	二六、四六五、一二三、三一
天津支店	一九、九三〇、五六七、六五	一九、八五五、五九七、六五	一三〇、〇九八、二九
上海支店	三九、四〇六、七〇四、九五	三五、四六六、七四五、七五	四、〇九〇、五四三、三一
漢口支店	四、八四〇、二〇五、九六	四、九四三、二五六、九五	九〇、〇九六、八五
南京支店	三〇、六五五、三六五、四五	三〇、六五五、三六五、四五	一八五、〇一〇、八四
濟南支店	一九、二四五、六五七、〇四	一八、五九九、五四八、一四	八八六、四四八、四〇
開封支店	二、一四八、五四〇、六五	二、〇九九、九二一、三四	六八、六一九、二九
長春支店	三三、八三五、五四七、〇五	三一、八三六、四四三、〇五	七六八、九四一、九九
奉天支店	八、四四〇、〇一八、〇五	八、三四〇、九九〇、八〇	一〇五、九五五、八五
福州支店	四、八四四、五四一、八四	四、七八八、五六六、〇四	一〇五、九五五、八五
香港支店	三三、五四〇、六四五、九六	三一、六四〇、六四五、〇七	一、八七七、〇八八、〇七
杭州支店	一四、五四五、五四四、四三	一四、五四五、五四四、四三	二〇一、九九七、五六
太原支店	三、六九五、八一四、五三	三、六九五、八一四、五三	三〇八、五六五、六六
重慶支店	八、三五五、五四四、八六	八、三五五、五四四、八六	一、四五五、二四四、五五
貴陽支店	六一〇、二四八、一五	五五八、八四四、三四四	七一、八五九、五九
西安支店	一〇四、六五四、〇五	九三、三七一、三四四	一一、五五八、九九
南昌支店	七、六八〇、八一六、五六	七、六八一、四四〇、八三	二四九、五九七、八三
蕪湖支店	六、四四四、九八〇、九八	六、六八一、五五四、一四四	二五五、四四二、六四
長沙支店	一、七一七、六八〇、八八	一、六九五、〇三三、六五	三三、六六八、二五
張家口支店	四、六八六、七四四、九一	四、一八〇、〇四五、六六	三三六、三三一、三五
計	五、六一四、四八四、一四〇、六五	五、五三七、七四四、六六一、八四	四三、七五七、六四四、四七

（丙）第三種當座預金

第三種當座預金は預入三百三十八萬七千百九十四元七十三仙、拂出三百二十一萬三千四百六十二元七十四仙、年末現在十七萬三千七百三十一元九十九仙なり、其詳細左の如し

本支店名	預入	拂出	現在殘高
本店	二、八二六、二五八、三二元	二、六五二、五二六、三二元	一七三、七三二、九九元
天津支店	二〇六、九六	二〇六、九六	—
上海支店	五二二、三〇〇、〇〇	五二二、三〇〇、〇〇	—
漢口支店	二、三〇〇、〇〇	二、三〇〇、〇〇	—
長春支店	二六、一七七、三六	二六、一七七、三六	—
香港支店	六、六六六、六七	六、六六六、六七	—
重慶支店	二七一、〇六	二七一、〇六	—
南昌支店	一〇一、四三五	一〇一、四三五	—
瀋湖支店	二、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇	—
計	三、三八七、一九四、七三	三、二二三、四六二、七四	一七三、七三二、九九

定期貸付

一九一九年中定期貸付高は四千百十四萬二千六百七十二元二十七仙にして、前年度に比し一千百五十五萬四千三百六十三元五十七仙の增加を示し、以上金額中財政部貸付四百十九萬五千三百九十九元六十八仙、地方省政府貸付一千四百四十五萬二百四十五元四十仙、其他貸付二千二百四十九萬七千二十七元十九仙なり、之を前年度と比較するに、財政部貸付に於て百六十七萬五千百九十三元七十三仙、地方省政府に於て三十八萬一千百四十九元五十五仙、其他貸付に於て九百四十九萬八千二十元二十九仙の增加なり、其の詳細左の如し

本支店名	財政部貸付	地方財政部貸付	其他貸付
本店	二四、二六七、七二元	—	九五、二七、九八元
北京	一、七九〇、〇〇〇、〇〇	—	一、九九、七〇〇、九九
天津	一〇二、三五一、三五	—	一、五五八、〇〇〇、〇〇
上海	—	—	五〇、六五六、六七
漢口	—	—	一一二、三〇〇、〇〇
南京	—	—	五〇〇、〇〇〇、〇〇
濟南	—	—	四一八、三一四、六一
開封	—	—	一、八五〇、〇〇〇、〇〇
長春	—	—	七〇九、五五六、六七
奉天	—	—	四、〇一〇、八五三、三三
福州	—	—	一、三八〇、二〇五、九五
香港	—	—	一三〇、〇〇〇、〇〇
杭州	—	—	四、二九五、二〇一
太原	—	—	三七、一〇六、七八
重慶	—	—	一、〇五三、〇〇〇、〇〇
貴陽	—	—	八三、六〇〇、〇〇
西安	—	—	—
南昌	—	—	九〇〇、〇〇
瀋湖	—	—	一四、四五〇、三四五、四〇
長沙	—	—	
張家口	—	—	
計	一九五、三九九、八六		

短期貸付

昨年中短期貸付金額は一億四千二百九十萬九千四百二十元六十五仙にして、前年度に比し三千二百八十三萬二千六百七元七十一仙の增加を示す、此內財政部への貸付額四千四百五十八萬五千二百七十二元九十八仙、地方財政部貸付五百三十三萬四千四百三十五元八十一仙、其の他九千二百九十八萬八千七百十元八十七仙なり、之を前年度と比較す

るに、財政部貸付に於て十一萬五千七百九十一元七十仙の減少、又地方省政府貸付に於て、九十一萬三千八百二十七元二十九仙、其他貸付に於て三千二百三萬四千九百七十二元十二仙の增加なり

（甲）第一種短期貸付

昨年に於ける第一種短期貸付合計八千七百七十一萬五千四百八十元五十二仙の內、財政部貸付額三千九百七萬百九十二元、地方省政府三百六十五萬七千八百七十二元八十一仙、其の他貸付四千四百九十八萬七千四百十五元八十一仙なり、其の內譯左の如し。

本店名	財政部貸付 元	地方省政府貸付 元	其他貸付 元
本店	一〇、六九三、七七二、九五	一三五、九三二、九九	一五〇四六、二四二、三七
北京	二六、二〇〇、〇四二、九八		一〇八四、八一〇、九
天津			六〇三一〇三八、〇四
上海	二、三八〇、七五		九三四、四八四、一四
漢口			一八二〇、七九九、一〇
南京	一〇、〇〇〇、〇〇		一七四九、六六一、九五
濟南		九一七、〇八二、二〇	八四、六九八、一五
開封	二二、六六二、二	四三、〇九九、一八	一、九六二、〇七五、五二
長春			四、九三、七七、六四
奉天		七〇六、五四〇、七五	九八三、一八四、四四
瀋陽		三〇〇、〇〇〇、〇〇	四、五九五、一四三、七〇
營溝	一六二四七、五二		二〇一〇、六六九、八二
杭州		八七二、四四〇、〇五	一〇三、四六四、三五
太原			二四二、七九七、〇五
龍關		二、六八〇、〇五	二六五、〇九二、八
雲陽			

本店名	財政部貸付 元	地方省政府貸付 元	其他貸付 元
開安			三四、四二六、四四
南昌			八四四、九二三、五八
湖湖		五七〇、〇〇〇、〇〇	五六、八五九、五七
長沙			四七、八〇九、九六
張家口			四四、九八七、四二五、一八
計	三九〇、九二九、〇	三、六七九、八七二、八一	

（乙）第二種短期貸付

昨年の第二種短期貸付金額は、五千五百十九萬三千九百四十元十三仙、此內財政部貸付五百五十一萬六千八十二元八仙、地方省政府貸付百六十七萬六千五百六十三元、其他貸付四千八百萬一千二百九十五元五仙にして、其詳細左の如し

行名	財政部貸付 元	地方省政府貸付 元	其他貸付 元
本店	五、四五六、八三二、五九	三三、四〇八、九三八、八四	
北京	二五、三〇〇、〇〇	九六八、七九七、〇四	
天津			一二、四四一、七四二、二二
上海			一六三、一七六、一二
漢口			二四五、八一七、七二
南京		一二、四四一、二四	四六、四四四、八二
濟南		七六二、一二五、八三	四、六四四、八二
開封			四四、九三二、九九
長春			七三四、六四五、八四
奉天			五八、六八六、四四五
瀋陽	二、三〇〇、七七		一、四二四、六六四、八二
營溝	四六、九六		九二、四八二、六四
杭州			一〇、六〇五、五九
太原			四二、五六五、四九
龍關			八、六三四、四二

貴陽	—	九、三五九、八六	一、三八九、一九六、一九
西安	—	六一、三五四、四五	四四、三五九、二三
南昌	—	一三〇、六四〇、二一	二、六三七、九九一、六八
蕪湖	—	六四、八四八、二一	一一、四〇二、〇五七、二四
長沙	—	四六、四五九、六七	四、五三八、五〇四、六一
張家口	—	六九、六二三、四〇	五、八一六、一四六、七一
計	一、六七六、五六三、〇〇	四八、〇〇一、二九五、〇五	一八六、六九九、五六六、四七

手形發行高

發行手形總計　一八六、六九九、五六六、四七元
支拂手形總計　一八三、六六〇、六九八、四〇
年末現在高　三、〇三八、八六八、〇七

其詳細左の如し

行名	手形發行高	手形支拂高	現在殘高
北京	二五、八八一、八六四、八〇元	二五、八二二、九三〇、〇三元	五八、九三四、七七元
天津	八、二一一、二一四、三一	八、〇九五、四九二、一七	一、六〇二、二一四
上海	六、七三一、一四三、一五	六、三六〇、八一六、〇八	三七〇、三七〇、〇七
漢口	一八、〇九六、一五五、六九	一七、九四〇、三一九、八〇	一五五、八五五、八九
南京	二七、三〇二、六二四、〇五	二七、〇一六、六九九、一六	二八五、九二四、八九
濟南	八、七〇三、二八、五〇	八、五八五、九八五、三一	二一七、六四三、一九
開封	二、四七四、一二五、六一	二、四一五、四三四、一二	五八、六九三、四九二
長春	九、八七八、三二九、一六	九、七〇二、八三四、五六	一七五、四九四、六〇
奉天	四、五八四、一九三、二〇	四、五七三、九二九、四三	八三、九八〇、七九
福州	四、九三七、六八三、一七	四、八七三、九二九、四三	六四、七五二、七四
香港	四、九三九、二三七、六八	四、八三四、二八、三三	一〇五、〇三九、三五
杭州	二三、七〇二、〇四七、二六	二三、四五八、〇九〇、二八	二四三、二四八、六〇
太原	二、七五五、四六二、四五	四、八五八、〇九〇、二八	三二七、四二二、一七
重慶	一、八二九、四〇二、〇一	一、七六三、八三二、二〇	六五、五六九、八二

手形支拂高

畧一九一九年中手形支拂高は、合計一億三千五百四十五萬五千百三十四元五仙にして、其詳細左の如し

行名	上半期間手形支拂高	下半期間手形支拂高	計
北京	三、七〇三、五七五、一五元	三、六五〇、〇七四、四七元	七、三五四、六四九、六二元
天津	七、五五三、七五〇、〇九	六、〇六五、九九〇、九四	一三、六一九、七四一、〇三
上海	四二、六九八、一七七、八四	七、〇二五、二一五、七〇	四九、七二三、三九三、九四
漢口	六、二〇四、三〇九、三三	五、一〇九、〇三八、〇三	一一、三一三、三四七、三五
南京	五、四四一、三六〇、七二	三、四六六、二一九、八一	八、九〇七、五八〇、五三
濟南	二、七二三、八三八、四八	二、八二四、三三二、七二	五、〇九七、一六一、二〇
開封	三九七、七六八、五〇	六六八、七六八、七五	一、〇六六、九三七、二五
長春	四、八五一、四五二、三三	九五五、四一三、六三	五、七七六、八六九、八六
奉天	一、七五五、一一〇、二一	八二一、〇七〇、六七	二、五七六、一八〇、八八
福州	一、六三七、八二七、九七	一、三八五、一一六、二一	三、〇二二、九四四、一八
香港	一一二、〇三九、四四	二五四、四七八、四四	三六九、五〇七、八八
杭州	五、五五三、七一八、三一	六、二四八、七〇五、三五	一一、七〇三、四二八、五六
太原	六三七、四六四、四六	六八五、六四三、一五	一、三二一、五二一、六二
重慶	三、三七四、一三七、四九	一、一五七、九一一、一一	四六七、九二八、七〇
瀋陽	一〇九、四八五、六〇	五三八、八八四、八〇	四三八、三七〇、〇〇

るに、財政部貸付に於て十一萬五千七百九十一元七十仙の減少、又地方省政府貸付に於て、九十一萬三千八百二十七元二十九仙、其他貸付に於て三千二百三萬四千九百七十二元十二仙の增加なり

（甲）第一種短期貸付

昨年に於ける第一種短期貸付合計八千七百七十一萬五千四百八十元五十二仙の內、財政部貸付額三千九百七萬百九十一元、地方省政府三百六十五萬七千八百七十二元八十一仙、其の他貸付四千四百九十八萬七千四百十五元八十一仙なり、其の內譯左の如し。

本支店名	財政部貸付 元	地方省政府貸付 元	其他貸付 元
本店	一〇、六九二、七二九	一三、九三二、九五	一三、四三五、九二八
北京	二八、二〇〇、〇〇〇		五六、八五九、五七〇
天津			四七、六〇九、九六
上海	二、三八〇、七五		
漢口			
南京	一、〇〇〇、〇〇		
濟南		九一七、〇八二、一〇	
開封	三、一六六、三一	四三、〇七九、二八	
長春			
奉天			
龍井村			
雲濱	一六、三四七、五二		
柳州			
太原			
龍巖			
重慶			

支店名	財政部貸付 元	地方省政府貸付 元	其他貸付 元
安東			四、四三五、三四
南昌			八四、九一三、五八
瀋陽		五七〇、〇〇〇、〇〇	五六、八五九、五七〇
長沙			四七、六〇九、九六
張家口			
計	三九〇、七一九、〇	三、三五九、八七二、八一	四四、九八七、四五二、一八

（乙）第二種短期貸付

昨年の第二種短期貸付金額は、五千五百十九萬三千九百四十元十三仙、此內財政部貸付五百五十一萬六千八十二元八仙、地方省政府貸付百六十七萬六千五百六十三元、其他貸付四千八百萬一千二百九十五元五仙にして、其詳細左の如し

行名	財政部貸付 元	地方省政府貸付 元	其他貸付 元
本店	五四五、八三一、五九	三三、四〇八、九二、八四	九六、八九七、〇五
北京	二五、五〇〇、〇〇		
天津			
上海			一、三四七、三〇二
漢口			一六三、一七七、一二
南京			二三四、八一七、五
濟南			九六、四二、八二
開封		七六二、一二五、八二	
長春		一二、四四一、二	四四、六四四、八二
奉天			四四、九三二、九九
龍井村			七三四、六四五、八四
雲濱	四六、九八		五八、八六六、四五
柳州			
太原			
龍巖			
重慶			

貴陽	—	—	九三五九八六	一六九四一三一八
西安	—	六四四八一五八	六一三五四四五	二一八三六四
南昌	—	五四六一四七	一三〇四〇二一	二〇〇一六八一五
蕪湖	—	三〇四三四	六四八四八二一	一八九五六二六九
長沙	—	—	四六四五九六七	三四七一八〇八
張家口	—	—	六九六二三四〇	二二三九四二八三
計	—	一六七六五六三〇〇	四八〇〇一二九五〇五	三〇三八八六八〇七

手形發行高

發行手形總計　一八六、六九九、五六六、四七元

支拂手形總計　一八三、六六〇、六八八、四〇

年末現在高　三〇三、八六六、八〇七

其詳細左の如し

行名	手形發行高	手形支拂高	現在殘高
北京	二五、八八一、八六四、八〇元	二五、八二三、九三〇、〇三元	五八、九三四、七七元
天津	八、二一一、五一四、三一	八、〇九五、四九二、一七	一一、六〇二、一一四
上海	六、七三一、一四三、一五	六、三六〇、八一六、〇八	三七〇、三一七、〇七
漢口	一八、〇九六、一五五、六九	一七、九四〇、三一九、八〇	一五五、八五五、八九
南京	二七、三〇二、六二四、〇五	二七、〇一六、六九九、一六	二八五、九二四、八九
濟南	八、七〇三、二八、五〇	八、五八五、九八五、三一	二一七、六四三、一九
開封	二、四七四、一二五、六一	二、四一五、四三四、一二	五八、六九三、四九
長春	九、八七八、三九、一六	九、七〇二、八三四、五六	一七五、四九四、六〇
奉天	四、五八四、一九三、二〇	四、五〇〇、二一二、四一	八三、九八〇、七九
福州	四、九三七、六八二、一七	四、八七三、九二九、四三	六四、七五二、七四
香港	四、九三九、二五七、六八	四、八三四、八一八、三五	一〇五、〇三九、二五
杭州	二三、七〇二、〇四七、二六	二三、四五八、〇五〇、二八	三一七、四一二、一七
太原	二、一五五、四六二、四五	一、八二九、四〇二、〇一	六五、五六九、八二
重慶	一、八二九、四〇二、〇一	一、七六三、八三二、一〇	

手形支拂高

昨一九一九年中手形支拂高は、合計一億三千五百四十五萬五千百三十四元五仙にして、其詳細左の如し

行名	上半期間手形支拂高	下半期間手形支拂高	計
北京	三、七〇三、五七五、一五元	三、六五〇、〇七四、四七元	七、三五四、六四九、六二元
天津	七、五五三、七五〇、〇九	六、〇六五、九九〇、九四	一三、六一九、七四一、〇三
上海	四二、六九八、一七七、八四	七、〇二五、二一五、七〇	四九、七二二、三九三、九四
漢口	六、二〇四、三〇九、三三	五、一〇九、〇三八、〇三	一一、三一三、三四七、三五
南京	五、四四一、三六〇、七二	三、四六六、二一九、八一	八、九〇七、五八〇、五三
濟南	二、五七二、八三八、四八	二、八二四、三二二、七二	五、〇九七、一六一、二〇
開封	三九七、七六八、五〇	六六八、七六八、七五	一、〇六六、九三七、二五
長春	四、八五一、四五三、三五	九二五、四一三、六五	五、七七六、八六五、九六
奉天	一、七五五、一一〇、二一	八二一、〇七〇、六七	二、五七六、一八〇、八八
福州	一、六三七、八二七、九七	一、三八五、一一六、二一	三、〇二二、九四四、一八
香港	一一二、〇二九、四四	二五四、四七八、四四	三六六、七〇七、八八
杭州	五、五五三、七一八、三一	六、一四八、七〇五、三五	一一、七〇三、四二五、一一
太原	六三一、四六八、四六	六八五、六四三、一五	一一、七九一、一一
重慶	三、五四一、三七二、九七	一一五、七九一、一一	四六七、九八〇
瀋陽	一〇、九四八、六〇	五二八、八四、六〇	四三八、三七〇、四〇

昨年度に於ける中國銀行純益合計は、三百四十五萬六千三百三十三元二十一仙にして、其の內九十三萬三千二百五十一元八十八仙は、上半期に於ける純益にして、下半期純益は二百五十二萬三千八十一元三十三仙なり、之を前年度と比較するに前半期純益に於て百五十七萬六千五十一元九十六仙の減少を示し、下半期純益に於て百二十四萬二千三百七十三元九十九仙の增加を示す其內容左の如し

損益勘定

店	上半期 利益	上半期 損失	下半期 利益	下半期 損失	計 利益	計 損失
	元	元	元	元	元	元
本店	一、四一七、三二	二一〇、三八二七	四、二五三、二六八二	一、九三二、八四八五	四、二五三、二六八二	二、一四〇、二七
北京支店	一、九三二、八四八五	四、二五三、二六八二	四、九一九、九六一四	二、四四四、五〇九、五九	四、九一九、九六一四	二、四四四、五〇九、五九
天津支店	二、四四四、五〇九、五九	四、九一九、九六一四	六三五、八三二、二九	二、五八、八五三、五八	六三五、八三二、二九	二、五八、八五三、五八
上海支店	三七四、九七七、七一	六三五、八三二、二九	二、八七八、四〇七、八六	一、三二、六〇九、四七、一	二、八七八、四〇七、八六	一、三二、六〇九、四七、一
漢口支店	一、三二、三二、一四	二、八七八、四〇七、八六	一三五、四五五、一三四、〇五	八九、六一六、三九〇、六二	一三五、四五五、一三四、〇五	八九、六一六、三九〇、六二
南京支店	四五、八八七四三、四三	一三五、四五五、一三四、〇五				
濟南支店						
開封支店						
奉天支店						
福州支店						
香港支店						
杭州支店						
太原支店						
重慶支店						
貴陽支店						
西安支店						
南昌支店						
計	八九、六一六、三九〇、六二	八九、六一六、三九〇、六二	一三五、四五五、一三四、〇五	一三五、四五五、一三四、〇五	二二〇、三八二七	二二〇、三八二七
四安	六、八九〇、九五					
南昌	二、三三一、〇三一、〇七					
蕪湖	二四四五、五〇九、五九					
長沙	二五八、八五三、五八					
張家口	一、三〇六、〇九四、七一					
計	八九、六一六、三九〇、六二					

歸化城支店					
瀋湖支店					
長沙支店					
張家口支店					
庫倫支店					
計					
純益金					

（張家口の部に入る）

資本金及株式

昨年中資本金何等變更なし、年末現在六千萬元内四千七百七十二萬元は未拂込株なり、株式の讓渡書替數八千五百二十五件にして、前期に比し五千二百二十件の増加なり、又株主數は年末二千七百五十三名にして是亦前年度に比し二百五十七名の増加を示す

最近八年間に於ける純益幷に配當

一九一二年中國銀行が業務を開始せるより、昨一九一九年末に至る八ケ年に於ける純益合計は一千七百五十八萬七千二百三十五元三十六仙にして、拂込資本金一千二百二十七萬九千八百元に對し五百三十萬七千四百三十五元三十六仙の超過を示す各年の利益左の如し。

一九一二年(民國元年)	純益金	一二五、四五二、七八	
一九一三年(同 二 年)	同	三〇〇、〇一六、七〇	
一九一四年(同 三 年)	同	一、三六八、七一九、七三	
一九一五年(同 四 年)	同	三、五三四、二二七、七三	
一九一六年(同 五 年)	同	二、九三九、四六一、三一	
一九一七年(同 六 年)	同	二、〇七三、〇三二、七二	
一九一八年(同 七 年)	同	三、七九〇、一一、一八	
一九一九年(同 八 年)	同	三、四五六、三三三、二一	
計		一七、五八七、二三五、三六	

次に本行創立以來の株主配當に關しては、一九一六年の一割六分を最高とし、一九一七年度の一割二分を最低とし、平均年一割四分とす

積立金及職員貯蓄金

昨年末に於ける積立金合計四百十一萬六千七百七十二元二十一仙にして、前年度に比し九十一萬九千二百八十五元九十三仙の增加を示し、且つ本行拂込資本金一千二百二十七萬九千八百元に對し三割四分に當れり

職員貯蓄金は一九一七年七月より始り、昨一九一九年十二月三十一日に至り、十四萬九千六百六元七十六仙にして此人數千三百三十四人一人平均當り百十二元十五仙なり

銀行資產建物及營業器具

昨十二月三十一日現在に於ける銀行所有建物營業器價格合計二百八十八萬六千七百五十三元三十三仙にして、前年

度豫定と比し、五十四萬三千三百九十四元三十仙の增加を示し、本金額中營業事務所建築費用として、二百六十萬八千七百七十六元三十八仙、營業器具購入代金二十七萬七千九百七十六元九十五仙の經費を要したるを以て、之を前年度と比較するに、營業建物建築費に於て五十四萬一千六百二十八元二十五仙、營業器具に於て千七百六十六元五仙の增加を示す

中國銀行取扱各種公債

昨年度に於ける公債の償還左の如し。

公債名	償還期	償還時日	償還額
民國三年公債	第二期償還	一九一九年六月	二七四五四三〇、〇〇元
民國四年公債	第一期償還	同　二月	三八八三、〇九〇、〇〇
民國七年公債	第三期償還	同　七月	四八〇〇、〇〇〇、〇〇
民國七年公債	第四期償還	同　十二月	四八〇〇、〇〇〇、〇〇
償還合計			一六二三八三二〇、〇〇

各種公債利息支拂額

種類	利息支拂期日	利息支拂額	備考
愛國公債　上	五月三十一日	一九七三、七〇元	第十五期
同　上	十一月三十日	一九七〇五、七〇	第十六期
八分利付軍事公債　上	二月二日	一六一五八、八〇	第十四期
同　上	八月二日	一六一五八、八〇	第十五期
民國三年公債　上	六月二十日	九五九、九五〇、〇〇	第十期
同　上	十二月二十一日	九五四、五六七、五〇	第十一期
民國四年公債　上	四月十二日	七五六、〇八〇、〇五	第八期
同　上	十月十二日	六五八、四〇六、二五	第九期
民國五年公債　上	三月三十一日	二三三、二一五、四五	第六期
同　上	九月三十日	二三三、二一五、四五	第七期
民國七年短期公債　上	六月三十日	一、三五〇、〇〇〇、〇〇	第三期
同　上	十二月三十一日	一、〇〇八、〇〇〇、〇〇	第四期
同　上	六月二十日	一、三五〇、〇〇〇、〇〇	第三期
同　上	十二月三十一日	一、三五〇、〇〇〇、〇〇	第四期
利息支拂合計		八、一八三、九二七、三〇	

亞細亞の一米人

ルイス・グレーヴス

一、ウイラード・ストレイトの北京初訪問記（一）

（ニューヨーク誌所載）

一九〇一年コーネル大學を出た卒業生の中に、丈の長い、プロンドの毛髮をもつた一人の青年があつた。此の青年はまことに熱心な志をもつてゐて、圖畫の才に長じ、愛想のよい社交好きの青年であつた。彼は同好の友と集つて談笑することや、音樂や芝居や舞踏や遊戲等の如き此の世の快樂を愛したけれどもそれと同時に滿々たる野心をもつてゐ

た。併し彼は自分で自分の野心が何處にあるのかわからなかつた。彼の心中には何か驚天動地の仕事をして見たいといふ慾望が絶えず動いてゐた。彼も世間並の成功を願ふことに於ては變りはなかつた。併し此の成功の目標に達するには日常ありふれた平板單調な道を通らずに、變化に富んだ小山や谷の中を通りたいと思つた。此の青年こそウイラード・ストレイト其の人である

ウイラード・ストレイトはコーネル大學在學中は、二週間に一度づゝ當時歷史の教授であつたヘンリー・モース・スチーヴンスの大きな書架に書籍の並んだ、煙草の煙の立ち罩めた書齋へ集つて來る學生の群の一人であつた。モース・スチーヴンス教授は英領印度出身の人で此の人がコーネル大學在學時代のストレイトに最も強い感化を與へた。二人は恰かも同じ年齢の友達のやうな親しい間柄となつた。スチーヴンス教授は亞細亞の教訓談や傳說を好んで研究してゐた。彼の愛讀書の一つはキップリングであつた。そこで此の二人は一緒になつてキップリングの詩を讀み、或は東洋の物語にふけるのを常とした

丁度ストレイトが卒業の年にコーネル大學總長シャーマン氏は支那帝國海關總稅務司サー・ロバート・ハートから、同大學の卒業生中三人を選拔して該海關に勤務して貰ひたいとの一通の委任の手紙を受けとつた。そこで總長シャーマン氏はこの選拔方をスチーヴンス教授に依賴し、スチーヴンス教授は眞つ先にストレイトを選拔した。此の申込みに對して彼の食指は大いに動いたけれども、ほストレイトは逡巡してゐた。その理由は彼は元來建築家になる積りだつたので、若し此の目的から他に轉するやうなことがあつたら、彼を幼い時から養育してくれた養ひの兩親が失望するだらうと考へたからである

彼の兩親は二人とも教師であつた。其の上新知識を學んではこれを更に面白く他人に傳へる才能を備へてゐた。父親のヘンリー・エチ・ストレイトははじめ各國の語學の研究に沒頭し拉典語と希臘語の教師をしてゐたが、其の後科學の研究に轉じアガシズの門弟として一生を科學の研究に捧げた。ウイラード・ストレイトの母親は藝術家肌の人で、詩や繪畫の如きあらゆる藝術を愛し、とりわけ人民を愛した。ヘンリー・ストレイト夫妻は共に紐育オスウイゴー師範學校の教師であつた。その一人息子のウイラードは千八百八十年一月三十一日に生れた。千八百八十七年の春、夫に死に別れて間もなくウイラードの母はウイラードとその妹とをつれて東京に來り、女子師範學校の或る部科の部長となつたが、二年の後病氣の爲め歸國して此の世を去つた。遺された二人の子供はエルヴアイア・ラニヤー博士とローラ・アール・ニュールカーク女史とに引きとられた。此の二人は死んだウイラードの兩親の同僚だつたのである。

ウイラード・ストレイトは此の二人に、東洋から招聘されたことを語つた後で遂に行くことに定めた。かくて彼は新生涯に旅立つた。それは從來何人にも示されたことのないやうな東洋人の複雜な精神を彼に展開して見せた。彼は北京の狹い街で行はれた外國人の陰謀を見た。世界の何處の

都市にでも見出される筈くべき社交生活の仲間にも加はつた。新聞通信員として日露戰爭にも從軍した。米國の最初の總領事として滿洲へ赴任した。最後に彼は主要なる米國の東洋發展論者として知らるゝに至つた。彼は今回の大戰の終りに佛蘭西で死んだが、時に齡まだ四十歳に滿たなかつた。

彼は二十九歳にして英、佛、獨銀行團と合同して支那に對する借款を計畫してゐた米國銀行團の代表者に任命された彼の獨創的想像力は、外國の資本を支那に供給し、同時に支那をして自國の發展事業に贊成協同せしめ以て外國の勢力範圍の犧牲となることを免れさせる計畫に米國を參加せしめようとする方向に向つた。彼は彼の理想が實現されるのを見ずして死んだ。併しながら支那に資本を供給して、同國の基礎を鞏め、能ふべくんばこれによりて極東方面の戰爭を防止せん爲め、最近トマス・ダブリユウ・ラモント氏により組織された米、英、佛、日の四國借款團は、彼が存命中最大の努力を費して實現を計つた思想の發現である。千九百〇九年、千九百十年、千九百十一年の三ケ年に亘る面倒な借款に關する交渉が行はれた際ストレイト氏は米國の政策の代表者として大いに働いた。實に世界の政治家が國際聯盟に就いて眞面目に論議するに先だつこと數年前に此の借款團の交渉は、眞の國際的協同の前徴であつたのである。

併し千九百〇一年の十一月に極東に向つて出發したウイラード・ストレイトは少しもこんなことを豫想してゐたのではなかつた。同氏は普通の趣味をもつた健全なる米國の青年であつた。卽ち淡泊で快活で社交好きであつた。且つ彼が渡航せんとする亞細亞は利權を漁る爲めの亞細亞ではなく、ローマンスの亞細亞であつた。

千九百〇二年一月彼は支那に着いた。其の當時の支那の海關は立派で名聲嘖々たるものがあつた。一體海關の組織は總稅務司はサー・ロバート・ハート氏が立案して微細な點に亘るまでこれを實行したものである。サー・ロバート・ハート氏は元來英國人であるけれども英國政府をして自分の政策を左右することを斷然として拒絶した人である。斯くの如き支那の爲をはかる絕大の權力をもつた人の下に支那の海關は國際的職員を用ゐて全く支那の爲めに運用されたものであつた。

ストレイトの第一の義務は南京で支那語を學ぶことであつた。此の地でストレイトの外に一名の墺國人、二名の佛蘭西人、二名の英國人と都合六名の海關に勤務してゐる初學者達は一心不亂に支那語の學習に耽ることが出來たのである。その當時のストレイトの日記によると「支那の海關の事務見習の連中は氣のむいたまゝ勉强をしたり馬に乘つたり惡口を言つたりしてゐる」と書いてある。併し又澤山つらい仕事もあつたのである。每朝支那人の敎師は笑つて心地よげに手をふりながらやつて來た。それに就いてストレイト氏はかう書いてゐる。「午前中の學科は仲々捗取らない。生徒がシャンと發音する所をチャンと言つたり發音のアクセントを間違つたりすると時々敎師は溜息をついた。

且つ此の教師は生徒に迷惑がかゝるのもかまはず、始終巻煙草を吸ひ、お茶をがぶ〳〵飲む、又時にはウヰスキーを飲むことさへある。そして生徒の両親のことや、兄弟、姉妹のことに就いて種々雑多のことをたづね、若し自分の言ふことがどうしてもわからぬと辭書をもつて來て、其のあらはさうとする意味の言葉を指し示したりする。そして若し生徒が過去の記念として綺麗な娘の寫眞でも、もつてゐると、その寫眞を眺めて其のいはれをきいたり、其の娘の中どれが君の妻君だなどと言つたりする。偖那工合にして生徒は支那語を習つてゐる、若くは習はうと努めてゐるのだ。」

午後になると別の先生がやつて來る。それは一人の人の言葉癖を記憶へない豫防手段として生徒は必ず二人の先生から學ぶことになつてゐたからである。最初は會話で、次に讀方、最後に書方といふ順序で同じことが毎日々々繰り返される。斯く午前午後と支那人の教師から習ふ外に、もつと熱心な生徒は晩にも特志で一二時間づゝ習つてゐた。

ストレイトは彼の日記に次の如く書いてゐる「若し普通の外國語に一日八時間費したなら、六ケ月もすれば少しは進歩のあとが見えるものであるが支那語はさうは行かない。半年たつても少しも進歩しない。實際支那語は非常に難しいものであつて、最初私は扁を習はせられた。其の扁は二百十九の文字から成り立つてゐて支那語の基礎となるものである。私はまづそれは暗記せねばならぬ。それから其の發音を練習せねばならぬ。教師の言ふ通りになつて毎日少くとも一二時間は發音やアクセントの練習に費さねばならぬ。だから若し此の税關附屬の學校に誰かゞやつて來たなら極度の瘋癲患者を收容してゐる癲狂院に來たと思ふだらう。それ程大聲をたてゝやる發音の練習は實に妙なものである。」

非番の時はストレイトは支那の僧侶、官吏若しくは商人となるべく交際するやうにしてゐた。彼はこれ等の支那人と話をして自分の耳と舌との練習をし、且つ教育、政治、又は外國人等に對する彼等の考へを聽取し、或は彼等の家族又は其の商賣上の話なども聽いた。ストレイトはよく商店へ行つて商人と直接物を買ふ交渉などをした。又村落の間を歩いて百姓の風俗習慣などをも訊ねたのである。斯くの如くにして南京に於てストレイトは最も直接的な、且つ同情に富んだ手段によりて支那人を深く知ることが出來た。ストレイトは支那人の尊敬すべきことを知つたのみならず、又同時に支那人からも尊敬されてゐたのである。ストレイトが米國人や英國人及び佛蘭西人の友達をつくつたと同樣に支那人の友人をも澤山につくつたといふのは、彼が卒直であり、支那人を衷心から尊敬し、且つ支那人を自分と同等の人として取扱つたからである

ストレイトが支那に到着して間もなく其の日記に書いてゐるところによれば、「一般の支那人に對する考へは支那人を免疫質な且つ眞面目一方の人間と見るのであるけれども、斯樣な考へは實際と異つてゐる。それは、お祭の時の支那人を見ればすぐ判る。支那のお祭りで第二番目の大祭

なる龍神祭 Dragon Fete が非常に賑かに行はれるかどうかは其の地方の住民の寄附によるもので、若し其の祭りが小規模のものであつても、その見物人は世界第一の見世物でも見てゐるやうに熱心になつて、はしやいで見てゐる。

「有名な萬里の長城の北部を貫いて、南京市の中心に小さい運河が流れてゐる。此の運河の上に多くの龍船 Dragon Boat があちこちに行きかうてゐる。これは普通の傳馬船の舳に龍の首をつけたものである。此の龍の首はきら〳〵した赤や緑や、ぎら〳〵した金や銀やの色に塗りたて、これに金箔の紙飾りをつけた、恐ろしい代物である。舳には妙な風をした男が小さい赤旗を二本もつて、それを狂人のやうに振りながら、船尾の方で變な樂器を鳴らしてゐる乘組員の拍子をとつてゐる。此等の人々は皆半分裸體で、綺麗に剃つた頭のまはりに辮髪を捲きつけて短い褌を操つてゐる

「運河の兩岸の茶店や、民家の縁側には見物人が一ぱいで、二階から南京花火の糸が下がつてゐて、それがぱち〳〵と彈いて下の水に落ちてはじゆつと音をたてゝ消えてゆく。河の兩岸に沿うた所には、色々な船が集つてゐる。貧乏人の見すぼらしい小船もあれば、金滿家の、贅澤をつくして彫刻や裝飾を施した遊山船もある。この遊山船の中には紫、白、緑等の上着をつけた人達が乘つて、扇子を使ひ、酒を飲み、賭博をうち、兩岸の家並の二階から顔を出してゐる白粉を塗つた女の群を恥も知らずに眺めてゐる。」

「龍神祭とはざつと恁那ものである。龍といふのはほんの名ばかりだが、其の人出は大したもので、まるで曲馬團の群のやうに、醉ふた人も醉はない人も汗びつしよりで遊樂の限りをつくしてゐる」と

ストレイトは時間の餘裕がたつぷりあつたので、寫生をしたり、油畫をかいたり、又一方では日常經驗をこま〳〵と日記に書きつけたりしてゐた。彼が南京の市街を歩いたり、支那の傳馬船に乘つて楊子江を上つたり下つたりした時は、彼は知りあひの支那人と談笑しながら、それをスケツチした。彼の手になつた水彩畫やスケツチは、此の當時のものでも、其の題材は多く物ではなくて人物である。しかもそれは彼が直接の交際から得た同情的洞察をもつて描いてある。方々の寺の近傍で會つた、年老つて皺たらけになつた喇嘛僧は、恐らく支那人の中でも彼が最も興味を惹いたものだらう。彼は支那人の宗教を包んでゐる雰圍氣に非常に興味を感じ、寺院の境内を逍遥して、佛像や祭壇を眺めたり、碑文の意味を調べたり、案内者の口から、まだ白人の知らない古代支那の傳說を聽いたりすることを喜んだ。彼の古物讃美並に古物尊敬は狂人じみた程度であつた。例へば眞面目な、道教や佛教の僧院散策記事の中で彼は木製の佛像を見て、その奇怪な形が嬉しくてたまらず一白い馬の毛の髭をつけた金塗りの木製の佛が、青い牝牛の上に座してゐる。其の牝牛の顔と來ては此の上ない醜いもので、歯をむき出し、頭を後へ向けて、主人を食ひ殺さうとしてゐるやうだ」と書いてゐる位である

斯かる間に彼は氣が附かなかつたが、北京の支那海關本

部の一老人が始終彼の様子に目をつけてゐた。此の老人は言はずと知れたサー・ロバート・ハートである。何故こんなことをしたかと言へば、元來、ロバート・ハートは新しく自分の部下へ入つて來る人の品行を調べるのを規則としてゐたからだ。彼は特別に才能の優れた人を求めてゐたのだ。そこで彼の下役は南京に勉強してゐる見習生等の行爲に就いて彼の許へ几帳面に報告を出してゐたのである。春になつて試驗が行はれた。支那語の各科に亘りてストレイトは第一等の成績を占めた。支那人の間を歩き廻つて寺院の境内や、土壁でおほはれた村落や、埃にまみれた市街の店頭などで話したので會話はもとより上手であつた。併し讀み方や書き方で第一位を占めたのには彼れも自分ながら驚いた。何となれば彼は町や村の住民との會話に沒頭して、讀み方や書き方はあまり勉強してゐなかつたからである。彼の成績が斯くの如く拔群であつたので、彼は拔擢されて北京へ赴任することゝなつた。もとより北京行は誰しも望んでゐた所なのだ。ストレイトが海關の本部を訪れた時、ロバートハートは彼に話をすゝめ、始終鋭く彼の樣子を見廻してゐたが、直ぐに彼を自分の助手の一人に採用した

其の後二年の間ウイラード・ストレイトはサー・ロバート家と親しい間柄となり、外交官仲間の社交界にもハート自分で出入する樣になつた。——序に言つておくがロバートハートは北京在留外國人中の第一流の人だつたのである——そして彼は北京の外交界に行はれてゐる樣々な陰謀の經緯を興味をもつて觀察してゐた。此等の陰謀は後に日露戰爭に於て其の頂點に達したのである

藝術を愛好する、元氣な靑年にとつては、世界中で、今世紀の初頭數年間の北京程興味ある場所は恐らく無かつただらう。ウイラード・ストレイトが到着した千九百二年の春には團匪の暴動は既に片附いて、同地の外國人は國際軍隊の保護の下に全く安全であつた。公使館の包圍は既に過去の思ひ出とはなつてゐたが、その思ひ出はまだまざ〳〵と眼のあたりに見るが如きものであつた。實際の危險は無かつたけれども、文明の危險極まる尖端に住んでゐるといふ絶妙な感じはまだ殘つてゐた

其處には二つの世界が混合してゐた。韃靼の都市（北京）の眞中に住んでゐる數千の外國人は、多數の支那人の中では、ほんの一握に過ぎなかつた。此等の外國人は八ケ國の公使館護衞兵の分遣隊、銀行家、商人、宣敎師、利權所有者、これから利權所有者にならんとする人、新聞通信員等から成つてゐて、其の頂上に位してゐるのが外交官仲間と海關總稅務司の家族であつた。

それは光彩陸離たる世界的社會で、表面は派手で如何にも綺羅びやかであつた。眞面目な高尙な人達もなかつたではないが、其の裏には策略と陰謀が滔々として流れてゐた。外交官等は一堂に會して飮食を共にし、互に頭を低げたり微笑したりして禮儀を交換してゐるが、その後ではすぐに各自の秘察室へ入つて、下役の間諜から各種の報吉を受け取り、互ひに支那掠奪競爭に於て勝を制せんとて新しい暗中飛躍を試るのであつた。既に……極く少數の人しか氣が

ついてゐなかつたけれど　此の恐ろしい陰謀の兩大關たる日本と露西亞との戰爭の原因となる禍根は、此の當時に萠してゐたのである

南京から上京して來たばかりの明敏な「新參の觀察者」は北京の外交界の裏面に大强國が摑み合つてゐることを見逃さなかつた。そして彼は此の裏面に隱れてゐる暗中飛躍の意味を考察する機會を外さなかつた。併し此の道の達人でも、外交界の內幕へ入れられて、外交上の暗鬪を親しく見るやうになるには多少の時間がかゝる

北京駐在佛國代理公使モーリス・カスナーヴは千九百二年ストレイトと初對面の時のことを記して次のやうに述べてゐる。「サー・ロバート・ハートは每水曜日に北京駐在の外交界の人々を招待して園遊會を開くことにしてゐたが、或る日の園遊會のこと、私はブロンドの丈の高い痩せぎすな、ゆつたりとした靑年に會つた。それは快活な、好男子で、特にその生き〳〵した顏の色が人目を惹き、長い間支那の土地にゐて支那の色を帶びてゐる人達の中できはだつて見えた。此の靑年は茶色の服を着け、同じく茶色の廣緣の帽子を着てゐた。ロバートハートは「これは私の秘書です」と言つて此の人を私に紹介した。そこで私は此の靑年と語つた。彼は私に向つて、南京で勉强したことや、北京へ奉職することになつた話などを語つた。當時の支那の事情を知つた者でなければ、ロバートハートとこれ程親しい間柄となつてゐることがどれだけ名譽であるかはわからない。と言ふわけは、ロバートハートは人物の採用には仲々嚴格な人で、秘書でも選ばうといふ場合には非常に綿密に探す人だつたからである」と

ロバートハートは彼の役所卽ち海關をば公式にも社會的にも公使館と同格の待遇を要求主張した。實際又海關は名義上はさうでないとしても事實上は、公使館よりも上で、從來の功績に於ても、國際間の爭ひに超然たる點に於ても、宮廷の有力な伴侶たる點に於ても、儼然たる威力を備へてゐた。それだからロバートハート家の催にかゝる晚餐會や舞踏會や園遊會は社交期節に於ける最も重大なる事件だつたのである

ストレイトは次の如き簡單な文章でロバートハートを評してゐる。「サー・ロバート・ハートは、奇妙な、はにかみやで、且つ精力家だ。子供や女をむしやうに可愛がり、默つてゐて、思ひがけない事ばかりしてゐる。就中、恐ろしく働く人だ」

海關の建物は禁制の市 Forbidden City に最も近い公使館區域と並んでゐて、總稅務司の官舍も其の構內にある。此處で通常下役部屋 Junior Mess と呼ばれてゐる、古ばけた低い支那家屋の中にストレイトは住んでゐた。彼の同僚は日本人の黑澤、露亞西人のコノワロフ、和蘭人のマッス、伊太利のロスピリオシ公爵等であつた。此のやうに各國人が雜つてゐるので、彼の日常交際には盡きざる變化があつた。お互ひに相手の氣心もわかつてゐなかつたが、衝突をすることは極く稀れで、下役部屋の中は大抵平和であつた。彼等は他の人々の會合にも行き、彼等自らも愉快な會合を

催した。彼等が天氣の穏かな日に宴會を催す時は、内庭に食卓をもち出して、晩餐かすむと芳ばしい夜氣の中で、會食者一同は竹の椅子に座り、珈琲を啜つたり、煙草をふかしたりし、それが終ると歌ひ出す。ストレイトは大學時代の茶目氣をまだ失つてゐないので嬉しさうにギターをかき鳴らす。その後では北京城郭の彼方にある西山の寺の高臺（此處は米國はじめ各國公使館の別莊地になつてゐる）で、東洋の夜空に輝く星の下で、ストレイトのギターに和して四邊に遠慮なく大聲をあげて歌つて夜を過すのである。彼は屢々自作の歌々歌つた。それはキップリングの詩に自分で曲符をつけたものである。彼は「汝を世界につれ廻る幸福の道」を旅する "Tramp Royal" や "The Long Trail" のやうな快樂な氣分をもつてゐた。（兩者共にキップリングの詩である）又、米國公使館區域では、歐羅巴、亞細亞、及び亞米利加の知名の外交官の滿座の中でストレイトはじめ其の他の若い人達が合唱する晩もあつた。四角ばつた晩餐會に飽き〳〵してゐた婦人客達はストレイトを持てはやすこと一通りでなかつた。併し、此のやうな北京の晩餐會の歡樂の裏面には歐洲列國の外務省及び宮廷の暗闘が描き出されてゐた。ストレイトは熱心に此の外交競技を知らうと努めた。ストレイトの社交的天分は誰よりも最も多くロバート・ハートを喜ばせた。それはロバート・ハートは彼の管掌してゐる海關の成功を欲すると同じ位に彼の夜會の成功を欲してゐたからである。彼が自分の若い秘書の社交の才能を耳にするや否や彼はストレイトを自己の晩餐會に招いた。ストレイトは聊か怖けづいて、しよげきつてゐた「おい〳〵ストレイト君、君は大分びく〳〵してるね、僕がゐない時はそんなぢやないといふ話だが、君は仲々面白い男だと聞いたんで待つてゐたんだ」とロバート・ハートは言つた

こんな風に調戯はれて見るとストレイトがどんな風に答へたかは誰にでも想像がつくだらう。彼は即座に默りこんでしまつた　併し彼はすぐに勇氣をとり返して、其の後はアイ・ジー（總稅務司 Inspector General の略稱）の家に夜會のある時は滅多に留守にしないやうにした。來客は此の米國人が夜會の作法を蹂躙してかまはないのに少からず度胸を抜かれた

ストレイトは外國人居留民の交際に熱心に加はつたけれども、彼はこれを左程重大視せず、陰では笑つてゐた

彼は日記にから書いてゐる。「北京といふ所はまことに御馳走のよくある所だ。それも、我々が明確な意識をもつて毎日食ふ消化のいゝ御馳走ぢやなくて、肝臟病や胃弱をおこさせる形式的の御馳走なのだ。何しろ魚攻め、酒攻めだからたまつたものでない。各國の公使等が論爭する外交官の御馳走もあれば　陸海軍士官や海關の役人の宴會もあり、其他色々下等な宴會がある

併し　宴會の皆が皆までこんな風ではない。中には優秀な男女が集つて各自の知力才能を闘はす會合もあつた。併し之等のあらゆる晩餐會の中で彼が最も滿足をもつて追憶したのは米國駐屯軍の催にかゝる家庭的の會合であつた。

それは將校の夫人等が極く少數の選り抜きの客を集めて會食する席で、食後には音樂を奏する事になつてゐた。（未完）

北支飢饉救濟事情

大正九年十二月二十一日本會大會席上

船津天津總領事談

私は天津に在勤して居ります船津と申します、本月の七日に天津を立ちまして少し道草を取りまして十八日に東京に歸つて參りました、何か最近の事情を話して見ろと云ふ御注文を受けましたのですが、私は元來公衆の前でお話しすると云ふことは甚だ不得手でございまして、のみならず支那の最近の事情と申しましても、支那の事情程最も詳細に日本に迅速に傳はるものはございませぬのです、私が七日に立ちまして此方へ歸つて來る中に支那の事情は次から次に變化致しまして、私が新しいものと思つて居ることは最早皆樣にとりましては、既に舊聞に屬して居ることが多いだらうと思ひます、何をお話申上げて宜いか一寸私にも見當が付きませぬでございましたが、目下當地方に於きましても、北支那の旱魃の飢饉に對して寄附金募集が最近熱心に日華實業協會に於いてやつて居られるさうでありますが、是も大體新聞に於て皆さんがお承知になつて居ることゝ思ひますので、或は不必要かと思つて居りますが、其飢饉の中心が殆ど私の任地に近い處でございまして、或は勿論御承知でもございませうが、私の任地に對する義務と致しまして私の見聞して居る點を二三お話申上げます、此日下日華實業協會で奔走せられて居りまする、寄附金の募集に、多少なり宜い効果を及ぼすやうなことになりましたならば、非常に私の幸に存ずる處でございます、此機會を利用致しまして甚だ失禮ではございますけれども簡單に一言お話申し上げたいと思ひます。

北支地方飢饉事情

今年の旱魃は數十年來未曾有の旱魃でございまして、其區域も非常に廣いのでございます、直隸、山西それから河南、山東、陝西、此五省に亙つて居りまして、就中直隸省が最も甚しいのでございます、直隸省でも又直隸省の南部、山東の境に近い方が最も甚しいのでございます、津浦鐵道と京漢鐵道の略中間に位して居る河間府一帶が最も甚しい慘狀を極めて居るのであります、河間府の中でも獻縣一帶が最もひどいと云ふことでございます、支那人の話に依り

ますと云ふと最もひどい處では、木の葉も食ひ盡し、又木の皮も食ひ盡し、草も喰べられるものは之を食料に代用すること、甚しきは最もひどいものは是等も皆無くなつて壁の泥土を壞して、其中の草までも喰べて居ると云ふ樣な事を、支那人が……それは直隷省の省議會の議長の話でございますが少し誇大のやうにも聞えますが、申して居ります、兎に角非常な慘狀を極めて居ると云ふ事は事實でございます、現に私が一度天津を立ちまして濟南に方に參ります途中滄州と云ふ滄石鐵道の東端に當るステーションであります、其處へ汽車が着きました處が、四五百人の女子供土人が汽車の兩方から蝟集して、さうして金や食物を强請ると云ふやうな有樣、それからずつと濟南に行く途中何れの驛に着きましても、多きは二百人三百人、少くとも五十人の飢民が列車の兩側に集つて來て憐みを乞ふと云ふやうな狀態であります、併し凡そ此の位の難民があるかと申しましても正確の數はどうしても判りませぬ、一說に依れば二千五百萬と申します、又一說に依れば千五百萬、其處で只今天津の方に救濟機關として出來て居る華北、華洋義賑會、此義賑會の會長の話に依りますと、先づ中庸を取つて二千萬、少くとも二千萬の飢民が居る、さうして此支那人の農民の一日の生活費が假りに一名五十文と致しますれば、一箇月千五百文、此千五百文が洋銀に換算すれば銀貨の約一弗に當ります、一箇月一人平均一弗かゝるとしましても二千萬人居ると致しましても二千萬弗いる譯であります、此一弗と云ふ計算は通例の年に於ける計算でありまして、今年の如き飢饉の年に於ては糧食の如きは相場が上つて居りますので、或は一弗では足らぬか知らぬと思ふけれども、假に一弗と致しましても、二千萬弗要る譯であります、此飢饉の救濟の策を始めましたのは今年の八九月頃からであります、其年は……假に九月から救濟に着手致しまして、來年の收穫期まで約十箇月と致しまして、二億萬弗の金が入ると云ふ、極く大ざつぱな計算で以て二億萬弗の金と云ふものは到底方々で搔集める寄附金位では追付かない、どうしても是は借款に依らないでは仕方ないと云ふのが、大體の意見であります、併し其借款は今日まで未だ成立して居りませぬ、最近に私が當地に參ります途中新聞で何か四百萬弗か知らん四國團の方で支那側に對して承諾を與へたと云ふことを承知致した位であります、どうしても借款に依つて救濟する他方法はないと云ふことは誰れの意見も一致して居るやうであります。

救濟寄附金募集

扨て其一面寄附金の募集と云ふことに付きまして、詰り救濟事業を進行させると云ふことに付きまして、天津に於きましては先づ第一に省議會の議長が直隷義賑會と云ふ一つの機關を組織しまして、それから同時に直隷の警察廳長楊嶽が是が又旱災救賑會と云ふものを組織致しまして、個々別々に救濟に着手しかけたのであります、其處で其當時から此救濟の必要を各方面に說きますと同時に、又內地から亞米利加なり英吉利なりの宣敎師邊から色々の報告

が參りましたが、漸次に世人の注目を惹くやうになりました、其處で日本の居留民間にも是は成るべく早く救濟事業に着手しようぢやないかと云ふことで、日本居留民の方に於きましても、北支那災民救恤會と云ふものを組織致しまして、さうして寄附金募集の方法の色々な點に於て相談を始めましたのです、處が是と同時に省議會の議長の組織して居る直隷義賑會の方から、各國の領事團に宛てまして、今年の旱災は實に區域が廣い、又數も非常に多いのでありますから、とても支那の獨力では力が及ばないと思ひますから、一つ此際各國の援助を仰ぎたいと云ふので、正式の公文を以て首席領事に宛てゝ依頼して參りました、其處で領事團に於きましては、早速領事會議を開きまして其方法を考究すると云ふことになりまして、其領事會議の結果今度は各國の商業會議所の會長各國協會の代表者又各國の慈善團體の代表者、斯う云ふ方面の人を集めまして同時に支那側の代表者にも參加して貰ひまして、さうして各國聯盟の救濟に關する相談會を開きましたのであります、數回會議を開きまして、幾多の紆餘曲折を經て後に九月三十日になりまして、色々只今申し上げました華北、華洋義賑會、英語では North China International Relieve Society of Famine と云ふやうな名義にして、さうして役員の選舉、それから此寄附の募集を極めることになりました、さうして其寄附には只今ちよつと申上げました、ロジョコウと申すのは亞米利加留學生出身の廣東人でありまして、前清時代に天津の道臺をして居りましたが民國元年に一時外交總長をやつたこともあるので、外國の事情にはよく通じ非常に英語の達者な人です、當時天津に閑散な身で遊んで居ります、此人が會長に推薦せられまして、それから副會長、外國人側では亞米利加の總領事、それから倫敦 Mission の牧師で、同時に Anglo Chinese college president としてラビントン、ハートと云ふ亞米利加の博士、此二人が副會長、支那側の副會長としては省議會の議長、商務總會の總理、七人が寄附金募集係或は會計係、或は購買係、全部で七つの Department に分れまして、さうして其各部の中に日本人も委員として四名參加致して居ります、さうして段々救濟に關する事業を進行させまして、各方面に寄附を募集しそれから又金を集める一つの方法と致しましては、十弗寄附する人に對しては銅のメタルをやる、百弗寄附する人には金のメタルをやる。千弗寄附する人には金のメタルをやる、金と云ひ銀と申しますけれども、何れも皆銅の鍍金でございますが、其表面は十弗の銅のメタルには一名の生命を救ふと云ふ意味が漢字と英語で刻印してあります、それから銀の方には十名の生命を救ふ、金の方には百名の生命を救ふと云ふ刻印が打つてあるのであります、さうして之を學生なんかを利用し、又支那及外國の婦人連を利用しまして盛に配布すると同時に、それと引替に金を集めると云ふやうな方法で金を集めて居ります、同時に又いろんなバザーだとか或は演藝會とか種々の催をして、さうして、さう云ふ方法でも金を集めて居ります、私が立ちます前、所謂最近の〆高十一月の二十九日の〆高が約三十五萬弗ばかり、

さう云ふ風な具合にして集めたものであります、で日本人の方で單獨で、日本人側だけで集めた金は三十五萬弗の中には這入つて居りませぬが、約一萬二千弗餘り集めましてございます、此一萬二千弗と云ふ金は皆天津に於ける小さな商人、天津土着の日本の商人、土着と申すと少し變でありますが、詰り彼處に殆ど生活の本據を持つて居る日本人、正金銀行とか或は郵船とか日本に本店を有つて居られる大會社は其中に這入つて居りませぬ、是は唯今申上げました日華實業協會の手でお集めになつて居るさうであります。

でさう云ふ風に致しまして金を集め、それから救濟の實際の方法としましては、或は場所に依りましては其本部から特に人を派遣することもありますし、それから又多くの場合は内地に於ける各國の宣教師、此内地にステーツメンを有つて居る英米或は佛蘭西或は伊太利、カトリックの坊さんも、新教の坊さんも一緒になつて實際の救濟の事業に從事して居るのでございます、さうして此本部の今の義賑會の方針と致しまして、成べく支那の地方官の手を借らぬやうに宣教師の手を通じてやる、或は成べく外國人の監視の下にやると云ふやうな方針でやつて居るのであります、現に此救助に使ひます穀類を滿洲から買出しを致しまするにも、特にアーノルドと申しまする英吉利の商店に買付及輸送を依頼すると云ふやうな按排でありまして、外國人の中には成べく集めた金を徹底的に本當に窮民の賚に充てるやうにしたいと云ふやうな方針でやつて居るので、唯今申上げたやうな手段を執つて居るのでございます。

唯今申上げましたのは天津に於きまする救濟其他の情況でありますが、北京でも矢張り同じく各國共同の何が出來て居ります、最初は北京では更に甚しく幾多の團體が出來ました梁士詒も捋へ、熊希齡の如きも亦自分の率ゆる團體を造り、殆ど十幾つの慈善團體が一時出來たのでございます、後には之を打つて一團として統一した一つの團體が出來まして、之を各國人共同の團體にしてそれで集めてやると云ふことに唯今なつて居ります、此天津で金を集めます時分にも、隨分實は困難を感じまして、御承知の通りに天津は昨年以來日貨排斥の風潮が最も猛烈でありまして、彼處に於ける日本の商人は尠からず打撃を受けて居ります、其上に今年財界の動搖の結果更に又打撃を受け、最近には彼處で日本人の經營して居りました倉庫會社が燒けました爲に、更に又一層の打撃を受けて、中々寄附金募集も非常に困難でありました、中には昨年來支那人の非常なる日貨排斥の爲に侮辱極まる壓迫を受けて居る、斯う云ふ際にそんな事をする必要ないぢやないかと云ふやうな議論をする人もありましたが、併し日貨排斥をやる人と目下困難して居る支那の人民とは全然別ものでありまして、現に飢死にしつゝあるものを傍觀して居ると云ふことも、人道上面白くない、今度の救濟事業は全然人道上から來て居る、排貨問題とは何等關係がないと云ふことを懇々話しまして、唯今申上げたやうな僅か五千人の日本人からとしては先づ大體に於て好い結果を得た金額だらうと私は信じて居るので

あります、此日本に於きましても支那の一部の人が日本に對して甚だ面白くない態度を執り又行動も致しますが、それとは一つ切離して日華實業協會の目下やつて居られる寄附金募集が成べく好い結果を收められるやうに、私は切に希望致します、皆さんにも一つ其點に付て特に御援助あらむことを希望致します（中略）

天津本會設立學堂敷地購入

甚だ時間を取りまして濟みませぬが、今度天津漢口兩地に同文會の支那人を養成する學校を立てることになりまして、日本へ留學する支那學生の豫備教育をする學校を立てることになりました、其學校の敷地を天津の方でも最近に漸く手に入れまして、私が立つ前の晩に先づ確定して、支那の官憲に對する手續は濟みませぬでしたが、話だけは確定して參りました、此事は豫て會長から再三の御依頼がございましたので、實は私の出發も二三日延ばしまして之を取決める爲に延ばすと云ふやうな譯で、是が決まりませぬければ會長に對して當地に歸りましても、報告する何がないので、甚だ申譯がないと云ふ考で、漸く二三日延ばしまして之を取決めて來た譯でございますが、其取決める迄の大體のお話を申上げますれば、多少支那人の日本に對する感情とでも申しますかの一班が分りはせんかと思ひます、一寸簡單に其經路をお話申上げたいと思ひます。

最初此の學校の敷地を探して呉れと云ふ御依頼を受けましたので、同文會の方では日本の居留地内にと云ふやうなお話でございましたけれども、日本の天津の專管居留地はまだ用地は空地はございますけれども、將來大に商賣上に使ふべき必要がある、其方へ保留して置く方が日本の居留地の將來に宜しからうと思ひまして、又一面學校の地所は目的が既に支那人を養成すると云ふことでございますから、必しも居留他内でなくても居留地外でも之を得ることが出來ると云ふ考を有つて居りましたものですから、成べく居留地内にせずに居留他外、而して居留地に最も接近した所に得ようと云ふ考で、天津日々新聞社の社長の方若と云ふ人に其敷地を得る目的、其他總てを話しました、所がそれは實に良いことであるから、自分が極力お世話を致しますと云ふので、支那の慈善團體の所有地になつて居る所を約百畝ばかり先生が周旋致しまして、略々内相談……慈善團體の幹事の内諾を得まして、百畝と申しますと一萬八千坪ばかりであります、それは日本の居留地の南の方約十四町も離れた處であります、餘り遠くはございませぬで其地所なら至極宜いと云ふので内諾を得まして、併し愈々決定する時分には此理事會の決議を經なければならぬと云ふので、今度は理事會を開いた時に、其問題を持出しました所が、或は反對者がありはせんかと云ふ懸念もございましたから、其方は若君が其中の二三の理事に……理事が六名あります、其三人の理事を遊説して、さうして略承諾を得ましたです、それで後の三人の中二人はどつちでもなると云ふ人間でありますから、三人が主張すれば其二人はこつちへ傾く、さうすれば多數決で是が必ず通過すると云ふ斯

う云ふ目算で理事會に臨んだ、所で劈頭第一に其中の一人、而かも最も有力なる人間でありますが、是が盛に反對をしまして、さうして頻に其土地を何の目的に使ふかと云ふ事に付ての詰問を始めた、そこで方若君はいつそ打開けて話した方が宜いと云ふので、是は學校の敷地にする、而かも其學校は支那の學生を養成する爲の學校である、然らばそれでは誰がやるが、支那人がやるか誰がやるか、斯う云ふ追究を受けた時に、それに對しては返事をしませぬでしたが、向では略分つて居つたと見えまして、もう直ぐ是は日本人の事業と云ふことを見て取つたと見えまして、それではいかぬ、近來の風潮が甚だ面白くないのであるから、此團體として所有地をさう云ふ方に向けると云ふことは感心せぬと、頻に反對した爲にどつちでも傾くと云ふ二人の者がそつちへ傾いた爲に、遂にそれが否決されて仕舞つて、折角決つたやうに同文會の方へ御報告申上げた所が、遂に引くり返つて不成功に終つたのであります、それから今度其次に又他の候補地を見付け出しまして、是は又方若君が非常に奔走しまして、さうして日本の經營の居留地の直ぐ側に、一つの地所を見付けまして、之も安うございましたから、之を買ふと云ふことに致しました、段々相談を始めました所が、是もいつの間にか地主が日本人が關係して居ると云ふことを感付いたと見えまして、今度中途で賣らないと拒絶して參りました、それで愈困りまして尚更に他の方面を一生懸命探しました所が、幸に日本居留地の埋立工事を請負つて居るカーと云ふ支那人が、之が持つて居る地所を賣ると云ふことで、到頭其地所を買ふことになりまして、是も地主が中々躊躇しまして容易に承諾をしませぬでしたけれども、先づ支那の官憲を說付けまして、さうして支那の……丁度柏原さんが此事に付ては非常に奔走されたのですが、柏原さんが今月の五日の日に支那の官憲及主もなる人及日本人を招待して、さうして宴會をされたのですが、其席上で敎育總長、警察廳長なども參りましたから其處へ地主を呼びまして、斯う云ふ事情がある、之を買ふことに略承諾を受けて居るが、斯う云ふ目的に對して使ふ土地だから、まさかあなた方は反對なさるまいと云ふことを、皆の前で質問して、さうして言質を取つて、一面地主にも安心を與へられまして、さうして六日の晩遲く地主と契約をすつかり取換はしまして、さうして、其地所は約二十四畝ございます、而かも水溜りの地所が尚三四十畝ありますので、それは地主が寄附すると云ふことになつて居ります、さう云ふやうな具合に、甚だ好都合に參りまして、六日の晩にすつかり契約だけは取換はし、領事の檢證も濟しました、支那側に對する手續が殘つて居るだけであります。(了)

時報

唐繼堯氏の失脚——新借款團規約——南方と關餘問題——造幣廠借款調印　救濟借款分配額と使途監督委員民國九年度上海物價指數表

唐繼堯の失脚

八年の久しき、雲南督軍として西南の巨頭たりし唐繼堯氏が、二月九日を以て蒙自に遁れ、四川に出征しゐたる師長顧品珍氏が、代りて總司令となりしは、大變局と稱するに堪ふ。消息通は唐氏曩に四川に敗れて以來、省民の聲望頓に衰へ、極めて消極的なる雲南モンロー主義を以て辛うじて其位地を保ちつゝありし狀勢より推し、顧品珍氏が四川遠征を中止して滇州を引揚げたることは、唐氏の武斷的侵略主義に反對したるものとして大いに省民の人氣を集め、爾來顧氏の聲望隆々たりし事實を擧げ、唐顧代替の必然の成行なることを指摘せり。此推測は一般に確當を以てせらる。

唐氏沒落の原因は、併しながら財政的原因多きに居り、氏が省内の地租及び其他の諸稅を苛斂誅求し、公產を變賣して軍費に充當せしこと等、甚しく省民の反感を買ひ居たりしは事實なり。又對人感情よりいへば、氏の弟唐繼虞氏の橫暴、顧品珍氏以下の軍界に極端に人氣惡しかりしことを忘るべからず。

雲南變局の西南の局勢に大變影響を及ぼしたることは、廣東各首領の豪語に拘はらず全くの事實にして、少くとも廣東軍の廣西討伐は絕對に不可能となれりといふも過言に非ざるなり。而も雲南の局面を把握し了れる顧品珍、葉荃氏等一派の軍人は、大事を取つて態度を明かにせず、曖昧模稜、毫も捕捉するところなし。たゞその表面の標榜が、當今流行の自治に在るは云ふまでもなし。

新借款團規約

九年十月十五日紐育に於ける四國財團代表會議の決議したる新銀行團規約は、今尙公表せられざるが、二月十五日の北支デイリ、ニウスは終に原本を手に入れて發表せり。左の如し。

滙豐銀行(英)東方滙理銀行(佛)正金銀行(日)摩根公司以下六銀行(米)で目的は固より支那の借款に應ずるに在り而して各當該政府は各々本國の銀行團を扶助して契約所載の事務を處理し借款の際に當つて若し競爭を發生した場合は必ず四國の駐京外交代表に於て相協力して銀團を援助し以て借款の權を得せしめ尙各該國銀行團の意としては各銀行團は其本國の投資利益を代表し尙ほ共同して支那政府に資本を與へ以て經濟上の諸建設交通上の改良に從はしむるを得ば支那人民の幸福之れより大なるはなしといふに在るを以て各銀行團は此目的の爲め各々均等の條件で支那を援助

し一切の公共事業を興さしめ且本目的の爲めには喜んで支那資本團の參加を迎へる

以上の理由に基いて各當事者が訂結した協定條項は

(一)各團に於て其團中の員數を增減することは自由であるが必ず該本國に籍を有し且該本國市上に所在するものたるを要し且つ新員の加入は本約當事者の決定と各該國政府の承認を必要とす。

(二)本契約の關係する所のもの現在及將來の借款契約であつて此等契約は卽ち支那政府或は政府各部或は各省或は政府各省等の所有又は管理する會社に對するもので其他何れかの手を經た借款でも支那政府或は各省政府の擔保をして居るものは皆本契約範圍とし唯內國借款は本約と關係なく現在の工業借款契約の如きは確實に進步の表示あるを以て本契約の範圍に入るべきものでない。

(三)凡そ現在及將來債款契約の本新銀行團契約に關係ある者及此等の契約に依つて發生する一切の業務は各團に於て本約の規定に照して辦理するものとす。

(四)本約の訂立は各當事者一切平等を以て原則とするが故に調印其他有る事務は均等に分擔すること。

各當事者が各契約を訂結するの權利義務は一切平等であるから各當事者が有する種々の權利特權利益責任及義務一概に他の當事者と同樣である從つて前渡の如き場合應に各國平均に分擔し所有る現在の各借款は本約の各當事者均しく本契約の借款發生の場合は須らく他團の分任を請求すべく倘し一當事者或は數當事者が參加を願はぬ時は現在の借款契約或は將來此種借款の業務は一切參加を承認した一當事者或は數當事者に於て自由に之等の契約又は業務を擔任するを得而して該本國の市場にのみ債券を發行せしむ。

(五)一切契約の訂立は聯合責任を以て各當事者に加へず應に各當事者毎に分別其契約及義務を果すべく各當事者の業務實行に關しては別に一協約を訂すべし但し何樣の方法を以て此等の業務を實行するとも各當事者の利益を均等にするを以て一當事者は祇だ本國市場に於てのみ其業務を實施することが出來る但約定に據り各市場に於ける發行債券は應に一律に歸すべきものである。

(六)凡そ參加を承諾した一當事者或數當事者は文書を以て他の當事者に對し其參加數額の全部又は一部を代つて發行することを要求し得但此通告を受けたる當事者は右文書に指定されたる數額を直ちに發行するものとす(以下之れを剩餘參加と稱す)但し此場合は次の條件に據る。

(イ)此種の文書通告は借款契約調印の以前に行はるべきこと。

(ロ)凡そ此の通告を受けたる當事者は其剩餘參加を發行するに當り該通告を發したる當事者に商議することなく自ら決定し得唯自から其數額を決定し能はざる場合は彼等の間に於て均等に分擔するものとす。

(ハ)剩餘參加發行の際は剩餘參加と此剩餘參加を發行する當事者が自ら發行する額とを區別するを得ず此剩餘參加發行に當つては一切之れを組織する團の條件の拘束を受

く。

(ニ)剩餘參加發行の各當事者は該文書發行の當事者に商議せず自ら其發行總額に關する一切の費用を決定するを得

(ホ)剩餘參加發行の當事者は通告發給の當事者に向つて費用を收取するを得其額は發行額面の百分の一半を越えざる手數料たるべし又發行當事者は全部發行中所用の費用に於て其一部分を負擔す其比例は剩餘參加の全部發行額に對する比を以て標準とす。

(ヘ)剩餘參加發行の當事者は必しも本約に依照して此剩餘參加を購入又は他に購入せしむるの責任を負はず。

(ト)剩餘參加發行各當事者は此剩餘參加が購入の金額及自己發行の購入數額に對し比例に按照して之を處置すべし

(チ)剩餘參加を發行の當事者は該當事者發行の總額に對して應に力を竭して市價を適用すべし。

(リ)各當事者相互の商定あるに非れば通告發行の當事者に剩餘參加或は其一部分をも發行するを得ず。

(ヌ)凡そ一切の參與各自の市場以外に於てするを得ず其剩餘參加を含む場合は文書を發行したる各當事者は其參與が該當事者以外の市場に行はれざる樣極力手段を盡すべきものとす。

(ル)本規約の有効期間は本契約調印の日より向ふ五ケ年とす但し各當事者の過半數が他の當事者に對し十二ケ月以前に豫告を發する時には期間を變更するを得

千九百二十年十月十五日

英國代表　滙豐銀行

アデス

佛國代表　滙理銀行

チョウメ

日本代表　正金銀行

武內金平

米國代表　モルガン商會

クーンロープ商會　紐育ナショナルシテイ銀行

以上　スチルマン

紐育信托會社　スワン

大陸商業信託貯蓄銀行（シカゴ）　アボット

紐育チャス、ナショナル銀行　キヂン

標準譯は久しからずして日本財團より發表さるべきが、その發表迄は原文に據り疑義をたゞすの外なし。原文の採錄を逸すべからざる所以。

NEW CONSORTIUM AGREEMENT.

FULL TERMS UNDER WHICH THE FOREIGN BANKS HAVE UNITED TO LEND CHINA MONEY.

The following is the full text of the new Consortium agreement singed on October 15 of last year:

An Agreement made the fifteenth day of October, 1920 between.

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, having its office at 9 Gracechurch Street in the City of London (hereinafter called "the Hongkong Bank") of the first part.

The Banque de L'indo Chine having its office at 15 bis Rue Laffite, Paris (hereinafter called "the French Bank") of the second part,

The Yokohama Specie Bank Limited having its office at Yokohama in Japan (hereinafter called "the Japanese Bank") of the third part, and,

Messrs. J. P. Morgan & Co., Messrs. Kuhn Loeb & Co., the National Bank, New York, the Guaranty Trust Company of New York, Messrs. Lee, Higginson & Co. of Boston and the Continental and Commercial Trust and Savings Bank of Chicago (hereinafter called "the American Managers") acting as to the United Kingdom by Messrs. Morgan, Grenfell and Co., of 22 Old Broad Street in the city of London and as to France by Messrs. Morgan Harjes & Co. of Paris of the fourth part.

THE PREAMBLE.

Whereas the Hongkong Bank, the French Bank, the Japanese Bank and the American Managers are acting for the purposes of this Agreement as the representatives of the British, French, Japanese and American Groups respectively,

And whereas the British, French, Japanese, and American Groups were formed with the object of negotiating and carrying out Chinese loan business.

And whereas their respective, Governments have undertaken to give their complete support to their respective national groups the parties hereto in all operations undertaken pursuant to the agreement hereinafter contained and have further undertaken that in the event of competition in the obtaning of any specific loan contract the collective support of the diplomatic representatives in Peking of the four Governments will be assured to the parties hereto for the purpose of obtaining such contract.

And whereas the said national groups are of the opinion that the interests of the Chinese people can in existing circumstance best be served by the cooperative action of the various banking groups representing the investment interests of their respective countries in procuring for the Chinese Government the capital necessary for a programme of economic reconstruction and improved communications,

And whereas with these objects in view the respective

national groups prepare to participate on equal terms in such undertakings as may be calculated to assist China in the establishment of her great public utilities and to these ends to welcome the cooperation of Chinese capital,

SCOPE OF THE CONSORTIUM.

Now it is hereby agreed by and between the parties hereto as follows:—

1. Each Group reserves to itself the right of increasing or reducing the number of its own members but so that any member of a group dropping out shall remain bound by the restrictive provisions hereof and any member of a group coming in shall become subject to the restrictive provisions hereof and so that no group shall (without the consent of the others) be entitled to admit into its group a new member who is not of its nationality and domiciled in its-market. The admission of any new group shall be determined by the parties hereto subject to the approval of their respective Governments.

2. This agreement relates to existing and future loan agreements which involve the issue for subscription by the public of loans to the Chinese Government or to Chinese Government Departments or to Provinces of China or to companies or corporations owned or controlled by or on behalf of the Chinese Government or any Chinese Provincial Government or to any party if the transaction in question is guaranteed by the Chinese Government or Chinese Provincial Government but does not relate to agreements for loans to be floated in China. Existing agreements relating to industrial undertakings upon which it can be shown that substantial progress has been made may be omitted from the scope of this agreement.

3. The existing agreements and any future loan agreements to which this agreement relates and any business arising out of such agreements respectively shall be dealt with by the said groups in accordance with the provisions of this agreement.

COMPLETE EQUALITY.

4. This agreement is made on the principle of complete equality in every respect between the parties hereto and each of the partier hereto shall take an equal share in all operations and sign all contracts and shall bear an equal share of all charges in connexion with any business (except stamp duties and any charges of and in connexion with the realization by the parties hereto in their respective markets of their shares in the operations) and the parties hereto shall conclude all contracts with equal rights and obligations

as between themselves and each party shall have the same rights privileges prerogatives advantages responsibilities and obligations of every sort and kind. Accordingly preliminary advances on account of or in connexion with business to which this agreement relates shall be borne by each of the parties hereto in equal shares and each of the parties hereto shall be entitled to participate equally in the existing agreements and will offer to the other parties hereto an equal participation with itself in any future loan business falling within the scope of this agreement. Should one or more of the parties hereto decline a participation in the existing agreements or any of them or in any such future loan business as aforesaid the party or parties accepting a participation therein shall be free to undertake the same but shall issue on its or their markets only.

SEPARATE RELIZATION.

5. All contracts shall so far as possible be made so as not to impose joint liability on the parties hereto but each of the parties hereto shall severally liquidate its own engagements or liabilities The parties hereto will so far as possible come to an understanding with regard to the realization of the operations but so that such realization in what ever manner this may take place shall be for the separate benefit of each of the parties hereto as regards their respective participations therein and so that each of parties hereto shall be entitled to realize its participation in the operations only in its own market it being understood that the issues in the respective markets are to be made at substantial party.

THE "CARRYING" CLAUSES.

6. Any one or more of the parties hereto who shall have accepted its or their participation in any business hereunder shall be entitled by notice in writing to call upon the other or others of the parties hereto who propose to issue their own respective participations to issue for the account of the party or parties giving such notice or notices either all or one-half of the amount which may constitute the participation of the party or parties, giving such notice or notices and the party or parties so called upon shall issue the said amount or amounts (hereinafter called "the Residuary Participation") specified in such notice or notices upon and subject to the terms and conditions following, viz:—

(1) Such notice or notices must be received by the other or others of the parties hereto before the execution of the final agreement for the issue of the

loan or (in the case of an issue of a part only of the loan) of so much thereof as the parties hereto may from time to time agree to issue.

(2) The party or parties to whom such notice or notices shall have been given shall be entitled to decide among themselves and without reference to the party or parties giving such notice or notices as to which one or more of them shall issue the Residuary Participation but in default of any such decision they shall issue the same equally between them.

(5) In issuing the Residuary Participation no distinction shall be made between the Residuary Participation and the amount or amounts issued on its or their own account by the party or parties issuing the Residuary Participation which shall in all respects be subject to the conditions of the respective Syndicates which may be formed for the purpose of effecting the issue.

(4) Each of the parties issuing the Residuary Participation shall be entitled to decide for itself and without reference to the party or parties giving such notice or notices as to what expenses shall be incurred in relation to the issue of the total amount issued by such party.

(5) The party or parties issuing the Residuary Participation shall be entitled between them to charge the party or parties giving such notice or notices with a commission or not exceeding $1\frac{1}{2}$ per cent. on the nominal amount of the Residuary Participation and also with a pro rata share of the total expenses which the issuing party or parties may in their sole discretion incur in relation to the whole issue and being in the proportion which the Residuary Participation bears to the total nominal amount of the issue.

(6) The party or parties issuing the Residuary Participation shall not by virtue of this Agreement incur any responsibility to subscribe for the Residuary Participation or to cause the same to be subscribed

(7) Each party issuing the Residuary Participation shall apply all subscriptions received by it pro rata between the Residuary Participation issued by it and the amount issued by such party on its own account.

(8) Each of the parties issuing the Residuary Participation will apply for and use its best endeavours to obtain a quotation on its market for the total amount issued by it.

(6) No issue of the Residuary Participation or any part thereof shall be made by the party or parties giving such notice or notices unless mutually agreed

by the parties hereto.

TO RUN FOR FIVE YEARS.

7. No participation shall be given by any one of the parties hereto outside its own market. Any participation given in its own market by any one of the parties hereto shall be for its own market only or in the event of the issue including any of the Residuary Participation for the accounts pro rata of the issuing Bank and the party or parties giving such participation, the party giving the same shall use its best endeavours to secure that no part of such participation shall be transferred to parties outside the market of the party giving the same. Any other participation shall be given only with the consent of all parties hereto and shall be borne in equal shares by the parteies hereto.

8. This agreement shall remain in force for the period of five years from the date hereof provided nevertheless that a majority of the parties herto may by twelve months' previous notice in writing addressed to the other parties hereto determine this agreement at any time.

In witness whereof the duly authorized representatives of the respective parties hereto have set their hands the day and year first above written.

南方と關餘問題

關稅剩餘金の一部を南北兩政府に交付すべきかは北京公使團の重要問題として屢〻交涉されてゐるが今日尙ほ決定されない。此の問題が如何に決定されるかは直ちに今後の支那時局に重大な影響を及ぼすものである。以下に問題の內容と今日迄の經過を略記する。

大正八年六月、北京公使團は當時の廣東軍政府首席政務總裁岑春煊氏、外交部長伍廷芳氏の請求を容れ北京政府の同意を得て、關稅剩餘金の月額の一割三分五厘を每月廣東軍政府に交付することに決定し爾來大正九年四月迄、每月四五十萬元づゝ交付して來た、所が九年三月、孝烈鉤事兵問題が起り續いて伍廷芳、吳景濂等の率ゐる反岑春煊派が廣東を總退却し軍政府の主權が上海に移動したことを宣言したので廣東軍政府は完全に分裂した、その結果南方派の中心が何處に在るか判らなくなつたので北京公使團は協議の結果、當分南方に交付することを中止し夫れ迄南方に交付して來た剩餘（一割三分五厘）だけを香上銀行に保留することに決定し今日尙ほこれを實行してゐる、而して南方に交付を中止してから九年末迄の同保留額は二百五十萬圓である。

茲で前に戻るが、廣東軍政府分裂後、廣東に居殘つた岑春煊を中心とする政學會は急速に軍政府の樹て直しを終り、北京公使團に對し關餘一部を從前通り交付されたしと再三哀願したが公使團は取り合はなかつた、その內に九年八月となり陳炯明、漳州に蹶起し廣東攻擊一ケ月餘にして廣東を奪取し岑春煊一派は總退却となり、孫文一派再び廣東に入り直ちに第三次の廣東軍政府の組織を完成した。軍政府組織を完成するや孫文等は早速北京公使團に對し二つの要求を提出した、(一)は南方に交付する分として保留してゐる額の中の昨年末迄の分二百五十萬兩の交付、(二)は從前の通り每月關稅剩餘金の一割三分五厘づゝの交付である。此の要求に接しても北京公使團は頭から問題にせず一言の下に拒絕し去つた。

拒絕された軍政府は半ば威示的に半ば絕體絕命的に、廣東稅關占領を計畫し且つ本年二月一日より之を實行すと吹聽したが、之は實際に於て出來得るものでなく、出來ても之を實行することは軍政府にとつて損多くして益勘ないことは三尺の童子にも分ることである。廣東稅關の占領は卽ち各國への宣戰であるからである。果せる哉軍政府は之を實行せずに、今度は廣東領事團に泣き付いた。軍政府に泣き付かれた廣東領事團は協議の結果、兵費には流用してはならぬと云ふ條件附きで軍政府の(一)の要求を容るゝが可なりと決しその旨北京公使團に申告して來た、これが一月末である。廣東領事團の申告に接した公使團は之を不問に附する譯に行かず二月十日公使團會議を開催し協議した、席上種々異論もあつたが、結局廣東領事團の決議を尊重し南軍政府に保留してある額の昨年末の分二百五十萬兩を交付することに滿場一致決定し、前例により一應北京政府に其の旨通告してから南方に交付することゝなり散會した、所が翌十一日となり米國公使クレーン氏は公使團に對し只今本國政府から米國は關稅剩餘金の一部を軍政府に交付するには絕對に反對であるとの訓令に接したと通告して來た、玆に於て十日の公使團會議の決定は無效になつたのである、そこで公使團は二月二十二日再び會議を開き協議した、その結果は米國公使を除く各國公使は前會議同樣南方交付を主張し米國政府の反省を求むることに決定し米國公使はその旨本國政府に打電し公使團は目下米國政府の返電を待ちつゝあるのである。

醵つて此の問題と北京政府との關係を述べる。北京政府は公使團が南方への交付を中止決定を聞くや否や（九年六月頃）公使團へ軍政府同樣の要求を提出した、が公使團は北京政府に對しても一言の下に拒絕した。

越えて十一月末北京政府が南北統一命令公布するや第何回目かの要求を提出したが公使團は一片の命令で南北統一は出來たものと認め得ぬと云つて拒絕した、爾來二月初旬迄、北京政府と公使團との間に八百長的の要求と拒絕とが幾度か繰り返された、所が二月十日の公使團會議で南方に交付するに決定したと聞くや北京政府は今度は一大事と異劍になつて強硬な態度で要求して來たが矢張り拒絕せられた、北京政府が關稅剩餘金の交付を要求してゐる理由は金

が欲しいのは勿論であるがそれ以外に公使團が南方に關餘の一部を交付することによつて南北統一命令を叩き毀はさ、れることが恐ろしいからである、だから何度拒絕されても諦める譯には行かない。果然二月二十六日（公使團が米國の反省を求むるに決した間もなく後）北京政府は公使團に對し「昨年十月三十一日の南北統一命令で支那は統一されて南方派も軍政府も無い、然して關稅剩餘金は元來北京政府が全部受取る權利があるものである、故に公使團で保留してゐる內の昨年末迄の分二百五十萬兩も當然北京政府へ交付すべきである、該金額を何に使用すると北京政府の勝手であるけれど公使團中誤解せられてゐる向もあるから其の用途を明にして見せる、二百五十萬兩の內四十萬兩は廣東の河川修理費、七十萬兩を在外公使領事館費、百十萬兩は內債償還費に充當する豫定である、故に一日も早く北京政府に交付して貰ひたい」と云ふ極めて高飛車の要求を提出して來た、然し公使團は之に對して未だ回答して居らぬ。

叙上の如く目下問題となつてゐるのは保留されてゐる內の二百五十萬兩を南北何れに交付されるかだけであるが、この問題の決定は直ちに今後再び關稅剩餘金の一割三分五厘を南方に交付して行くか、夫れとも關餘全部を北京政府に交付することになるかを決定するものである、又假令二百五十萬兩を治水、敎育、實業振興にのみ使用せよとの條件交きで交付しても交付それ自身が各國は現政府の存在を非公式ではあるが承認したことを表示するものである。而してこの問題は目下の狀態では米國の態度如何によつて確定せらるゝものである。

米國を除く各國が全部南方に交付するに贊成してゐるに米國が何故に之に反對を固執してゐるのか種々の推斷は出來るが眞相は當局者以外斷言は出來ぬ、此の問題に對する日本の態度は徹頭徹尾大勢順應で、南北何れに交付するも可なりと云ふ意嚮である。

造幣廠借款調印

新曆年末前より喧傳せられ、一時はかの疇車借款などよりも早く成立すべしと稱せられ居たる上海造幣廠借款は、漸く三月二日北京にて財政部幣制局と、上海造幣廠借款團との間に調印を了したり。これ內國銀行團の第二成績なり。

契約條文次の如し。

財政部幣制局（以下甲方と稱す）上海造幣廠借款團（以下乙方と稱す）は甲方が上海に造幣廠を設立せんが爲め特殊庫券を發行して乙方をして其發賣を擔任せしむるに關し甲乙雙方次の如き條件を訂結す。

第一條　甲方は民國十年（　）月△日發布の上海造幣廠設立特殊國庫券發行條例に從ひ特殊國庫券二百五十萬元を發行し其全部を乙方より擔任發賣せしむ。

第二條　本借款は之を上海造幣廠の建築及機械購入の用に充て他の用途に充つるを得ず。

本契約調印後一箇月以內に甲方は上海造幣廠籌備處主任に命じ該廠建築設計書及豫算書を乙方に交付し乙方の同

意を經たる後建築及機械購入に着手するものとす。

第三條　本項國庫券は條例に依り百元に就き實收九十三元とし乙方は財政部の實收に按じて發賣するものとす。

第四條　本項國庫券は年利九厘とす。

第五條　本契約調印の日より乙方は國庫券實收數額を上海造幣廠の預金となし預金利息は年四分とす。

第六條　乙方の發賣に關する費用は一切乙方より負擔す但し甲方は國庫券發行總額の百分の一を報酬として乙方に給與す。

第七條　甲方は本借款に對し民國十年四月より十三年五月迄每月七萬元を償還し鹽務署稽核總所總會辦をして右の期間每月鹽稅餘款中より七萬元を上海中國交通兩銀行に交付し兩銀行より更に乙方に交付して償還に資す。

第八條　本借款は第七條の規定の如く鹽稅餘款を以て擔保とするのみならず上海造幣廠の家屋土地及機械を以て亦其擔保とす上海造幣廠は成立後其一切の財產目錄及保險證書を乙方に交付すべし。

第九條　上海造幣廠が貨幣鑄造開始後利益金ある時は其必要經費を差引きたる剩餘金を每月乙方に交付して上海造幣廠預金となし以て償還不足の彌補に充て甲方或は造幣廠は國庫券を全部回收せる後に非らざれば該預金を使用する能はず乙方は該預金に對し年利四厘を付す。

第十條　乙方は常任檢查員一人を公舉し本借款の用途を監查せしむ造幣廠の建築土地及機械購入等に關する支拂は廠長及本檢查員の捺印を要す本檢查員の設置期限は借款償還の日を限りとす本檢查員の俸給は上海造幣廠より支出給與するものとす。

第十一條　本契約に未だ規定なき事項は國庫券條例に依りて辦理し乙方より公文を以て聲明して甲方の同意を經たるものは甲方之を切實に履行すべきものとす。

第十二條　本國庫券は財政總長の署名を要すると共に銀行團代表より署名して本國庫券發賣經理人たるを證明す。

第十三條　本契約は〇部作成し甲方△部を保存し乙方×部を保存し甲方より之を抄寫して上海造幣廠に交付し之に依り辦理せしむ。

財政總長
幣制局督辦幣制局總裁
上海造幣廠借款團

救濟借款分配額と使途監督委員

四國銀團により成立せる四百萬元救濟借款の分配に關し最近使途監督委員會を開き協議の結果百分率を以て左の如く分配額を決定せり。

直隸	一九、〇	山東	一三、五
河南	二二、〇	山西	一〇、〇	陝西	一三、五
安徽	四、〇		

尙右借款額の保管分配監督等の爲め內務賑務廳內に設置せられたる財政委員會(Finance Commission)の支那側及外國側委員の氏名左の如し。

（支那側）

北京統一救災總會支部人會計

賑務處代表	蔡延幹	北京統一救災總會外國人會計	S. E. Lucas(英)
直隸特選代表交通次長	惲寶惠	北京統一救災總會代表	澤遜（日本）
河南聯合救災會代表稅務處提調	徐世章	北京統一救災總會調查保主任	Fe Luca(伊)
山東聯合救災會代表	曾述棨	天津聯合救災會代表	Rev. E. B. Tuner(英)
山西聯合救災會代表	勞之常	米國赤十字社代表	D. W. Edwards(米)
外國側	孔祥熙	上海聯合救災會代表	Bishop Graves(米)

民國九年度上海物價指數表

類別 / 月別	糧食	其他食物	纖維物	其原料	金屬	雜貨					總平均
						燃料	建築材料	工業用品	其他物品	雜貨平均	
九年一月	一〇八·五	一〇二·二		九五·九	九二·八	一〇〇·〇	九五·四	九七·〇	九五·六	九四·五	九八·八
二月	一〇九·八	一〇六·一		九八·五	一〇〇·二	九九·〇	九九·三	九二·八	九五·九	九五·七	一〇三·一
三月	一一一·〇	一〇五·八		一〇五·五	一一〇·六	九七·〇	一一〇·四	九二·六	九九·四	九九·八	一〇六·五
四月	一一七·二	一一七·〇		一〇五·五	一〇九·七	九九·五	一〇九·〇	九五·一	一〇一·四	一〇一·二	一〇六·九
五月	一〇五·〇	一一九·〇		一〇二·三	一〇八·九	九九·四	一一五·六	一〇〇·九	一〇四·二	一〇四·五	一〇七·九
六月	一一五·四	一〇六·四		一〇〇·八	一一八·一	九八·九	一一三·六	一〇六·六	一〇八·〇	一〇九·〇	一〇九·九
七月	一一四·七	一〇五·二		一〇〇·二	一一五·七	九七·一	一一〇·六	九九·三	一〇五·五	一〇五·九	一〇八·五
八月	一〇二·六	一〇二·四		九八·四	一一七·〇	九六·四	一一八·六	九八·五	一〇五·七	一〇四·七	一〇六·二
九月	一〇九·九	一〇七·七		九四·七	一一一·八	九七·二	一一四·六	九九·二	一〇五·九	一〇五·七	一〇五·五
十月	一〇三·二	一〇七·六		九四·九	一一〇·二	九九·二	一一六·二	一一三·五	九二·一	一〇五·二	一〇四·二
十一月	九八·六	一一二·五		九三·二	一〇九·九	一〇二·四	一一八·六	一一三·四	一〇〇·四	一〇八·七	一〇四·六
十二月	一〇三·一	一〇八·一		九一·八	一〇九·四	一〇三·〇	一一〇·六	一一五·五	一〇六·二	一一一·〇	一〇四·八
十年一月	九六·九	一〇七·〇		九三·一	一〇九·六	一〇五·一	一一八·五	一一九·一	一一二·四	一一五·一	一〇五·九

意を經たる後建築及機械購入に着手するものとす。

第三條　本項國庫券は條例に依り百元に就き實收九十三元とし乙方は財政部の實收に按じて發賣するものとす。

第四條　本項國庫券は年利九厘とす。

第五條　本契約調印の日より乙方は國庫券實收數額を上海造幣廠の預金となし預金利息は年四分とす。

第六條　乙方の發賣に關する費用は一切乙方より負擔す但し甲方は國庫券發行總額の百分の一を報酬として乙方に給與す。

第七條　甲方は本借款に對し民國十年四月より十三年五月迄每月七萬元を償還し鹽務署稽核總所總會辦をして右の期間每月鹽稅餘款中より七萬元を上海中國交通兩銀行に交付し兩銀行より更に乙方に交付して償還に資す。

第八條　本借款は第七條の規定の如く鹽稅餘款を以て擔保とするのみならず上海造幣廠の家屋土地及機械を以て亦其擔保とす上海造幣廠は成立後其一切の財產目錄及保險證書を乙方に交付すべし。

第九條　上海造幣廠が貨幣鑄造開始後利益金ある時は其必要經費を差引きたる剩餘金を每月乙方に交付して上海造幣廠預金となし以て償還不足の補塡に充て甲方或は造幣廠は國庫券を全部回收せる後に非らざれば該預金を使用する能はず乙方は該預金に對し年利四厘を付す。

第十條　乙方は常任檢查員一人を公舉し本借款の用途を監查せしむ造幣廠の建築土地及機械購入等に關する支拂は廠長及本檢查員の捺印を要す本檢查員の設置期限は償還の日を限りとす本檢查員の俸給は上海造幣廠より支出給與するものとす。

第十一條　本契約に未だ規定なき事項は國庫券條例に依りて辦理し乙方より公文を以て聲明して甲方の同意を經たるものは甲方之を切實に履行すべきものとす。

第十二條　本國庫券は財政總長の署名を要すると共に銀行團代表より署名して本國庫券發賣經理人たるを證明す。

第十三條　本契約は〇部作成し甲方△部を保存し乙方×部を保存し甲方より之を抄寫して上海造幣廠に交付し之に依り辦理せしむ。

財政總長
幣制局督辦幣制局總裁
上海造幣廠借款團

救濟借款分配額と使途監督委員

四國銀團により成立せる四百萬元救濟借款の分配に關し最近使途監督委員會を開き協議の結果百分率を以て左の如く分配額を決定せり。

直隸	一九、〇	山東	一三、五
河南	二二、〇	山西	一〇、〇	陝西	一三、五
鐵備	四、〇		

尙右借款額の保管分配監督等の爲め內務賑務廳內に設置せられたる財政委員會(Finance Commission)の支那側及外國側委員の氏名左の如し。

（支那側）

北京統一救災總會支那人會計

駐務廳代表	蔡廷幹	北京統一救災總會外國人會計	S. E. Lucas(英)
直隸特派代表交涉次長	惲寶惠	北京統一救災總會代表	澤邇（日本）
河南聯合救災會代表駐務處提調	徐世章	北京統一救災總會調查係主任	Fe Luca(伊)
山東聯合救災會代表	曾述棨	天津聯合救災會代表	Rev. E. B. Tuner(英)
山西聯合救災會代表	劉之常	來華赤十字社代表	D. W. Edwards(米)
外國側	孔祥熙	上海聯合救災會代表	Bishop Graves(米)

民國九年度上海物價指數表

類別 / 月別	糧食	纖維物	金屬	雜貨				總平均
				燃料	建築材料	工業用品	其他物品	雜貨平均	
九年一月	一〇八·五	一〇一·二	九五·九	九二·八	一〇〇·〇	九四·四	九四·五	九八·八
二月	一〇九·八	一〇六·二	九八·五	一〇〇·二	九九·〇	九一·八	九五·九	一〇一·一
三月	一一一·〇	一〇五·八	一〇五·五	一一〇·六	九九·〇	九二·六	九九·四	一〇六·五
四月	一一四·二	一一四·〇	一〇五·五	一〇五·七	九九·五	一〇六·〇	一〇一·一	一〇六·九
五月	一〇五·〇	一一六·〇	一〇一·三	一〇六·九	九九·四	一一五·六	一〇一·一	一〇四·九
六月	一一四·四	一〇六·四	一〇〇·八	一一六·一	九九·九	一一三·六	一〇六·六	一〇六·九
七月	一一四·七	一〇五·二	一〇〇·二	一一五·七	九九·一	一一〇·六	九九·三	一〇六·三
八月	一〇六·六	一〇一·四	九八·四	一一四·〇	九九·四	一一八·六	九八·五	一〇六·二
九月	一〇九·九	一〇四·七	九四·七	一一一·八	九四·二	一一四·六	九九·二	一〇五·七
十月	一〇九·二	一〇四·六	九四·九	一一〇·二	九九·二	一一六·二	九九·二	一〇五·二
十一月	九八·六	一一二·五	九三·二	一〇九·九	一〇一·四	一一八·六	一〇三·四	一〇五·六
十二月	一〇三·一	一一八·一	九一·八	一〇九·四	一〇一·〇	一一〇·六	一〇五·二	一一一·〇
十年一月	一〇四·〇	一〇四·〇	九三·一	一〇九·六	一〇三·一	一一八·五	一一五·一	一〇五·九

支那彙報

支那新聞重要記事（自一月十六日至二月十五日）

外交關係　行惱める露支通商　米支無電借款問題　庫倫問題
北方政情　南方政情　財政關係　經濟其他

外交關係

▲英公使西藏解決を促す（各報）甘肅督軍張廣建が親客を四疆に派し勤說大に力めたる結果達賴代表の派遣上京となり甘肅に到着せるは既報の如きが之に關し英國側は頗る狼狽し數日前オルストン公使は外交部に赴き頗總長に會見して甘肅の聯絡は勸誘手段にして藏案近來の趨旨に違背せるものなりとの異議を主張し速に西藏問題の英支會議を開き度き旨を要求せる處頗總長は今日の時機尚未だ會議開催に至らずとて巧に逃げたりと云ふ甘藏最近の接近が甚しく英國の疑慮を增しつゝあるは事實なり（一、一七）

▲軍事協定取消の質問（時事新報）全國各界聯合會は日支軍事取消に就き各方面に左の如電報を發せり。

各地各界聯合會學生會に宛てたるもの軍事協定の主義を損害せる事實の屢々見はれたるもの少からず當然速かに取消すべきものなり唯だ實するに取消前の祕密磋商に時日を要せるが別に訂約せる譯あり取消文中、節略な遵訂すとの語あり此中の黑幕甚々なるを察すべし北京政府は從來外國に對して祕密に賣國し人民に對しては粉飾事を了す外交部に質問電報を發せる外貴會は一致して外交部に取消前磋商の狀況及び節略の內容を全部公布せんを要求し、絕らざれば節略を有效と認むる能はずと通告されたし云々。

北京外交部に宛てたるもの日支軍事協定取消は固より國民の對外力爭の一に屬するものなり新聞の報ずる取消交換文は本會は遽かに安意ー難し。

一、軍事協定は嘗て續訂され前の軍事協定は歐戰終了して當然無效となり今取消せるものは後の續訂せるものなり。

一、軍事協定取消交涉中、節略を議訂すとの語あり此れ取消しを粉飾するものにて實に國民に信を取り難し此れが爲めに質問を提出す明白に宣布せられよ。（二、三）

▲上海に特別法院組織（新聞報）上海の會審衙門撤廢の事は北京政府は屢次提議ありたるが去る二十八日は又た此の事を閣議に提出され上海會審衙門を撤廢し特別法院を以て之に代へ外人の生命財產を尊崇し此の法院及び法廷は外人を任用す但だ支那を以て主體とし以て國際平等の域に進し殖民地制度の弊習を一洗することを決したりと此の問題は不日對外表示あるべし。（二、一）

▲會審衙門の衛國會審官（時事新報）上海共同租界會審衙門の支那人民事訴訟事件は英米兩國會審官が交代にて會審し居れるが近頃領事團會議にて右兩會審官は午前午後刑事事件を審し午後又た民事々件を會審するは過勞なりとて葡萄牙會審官一名を加へ午後の支那人民事訴訟事件を會審せしむることに決定し葡萄牙會審官は昨日午後より會審せり。（一、一八）

行惱める露支通商

▲ユーリンとの談判破裂（申報）外交部とユーリンとの談判破裂の原因は十四日ユーリンは科案利（譯音コツリ）に手紙を持たしめ外交部に至らしめたり、通商條約前提四ケ條は已にチヤ政府、完全に承認せるに而かも貴國は百方遲延す誠に解するに苦しむ所なりと云へり、手紙を開くに及びて始めて四個條中の在留支那人損害賠償に對し尙ほ未だ承諾せざるを知れり且つ各國の援例を招くを恐るとあり、口頭再面ながら此の如きを以て列國人は大に怒り爰れ見解にあらずやと外交總長に聲明し談判破裂を宣言すべしと云ひ、ユーリンの先後送れる公文を檢查し十五日午前人を派して返還し今後領事を停止せり、ユーリンは大に恐れ即夕書を送りて謝罪したれども現狀轉圜の餘地なし。（一、一六）

▲露支商約改訂の注意（申報）國際稅法平等會と上海總商會は聯名にて　京畿統府　院に左の如き電　を發したり。

弊會は稅法の平等を主張し其實行を渴望せり露國との通商條約改訂の時に當り當稅は當然廢止し新稅は双方國權を尊重し必らず隨時自由に增減することゝすべく必らずしも月前遽かに稅法協定を行ふ要無し十年後商業變遷し物品の供給制限測し易からざるに　り此次は必らず自由稅　を力爭せば將來各國と改訂するの時或は平等希望の一にあるべし此れ立國の生死問題にて僅かに商業の一種に關するものにあらず務めて特別の注意を拂ひ愼重にせられんことを請ふ。

國際稅法平等會々長張謇上海總商會々長聶其杰（一、二一）

▲ユーリン辭す（申報）ユーリンは新聞人に答へて曰く、予及左右は決して露支交渉の經過を宣傳せざるべからず他人之を爲せり予は實に禁止する法なし通信社は資金競力及ぶ所にありて發行せらる實國は自由に取締り得べく予の方面又容喙の餘地なしと。（一、二三）

▲露支通商條約內容（各報）露支通商交渉條件として外交部とユーリン氏との間に提議せられたるものを綜合すれば次の如し。

A、支那側より提出して既にユーリン氏の承認を經たる者。

一、一八六二年の陸路通商條約の取消

二、露國在支領事裁判權の取消

三、今後兩國の領事官は露國の統一する迄暫らく貿易保護事務官とする事。

四、露國人の在支過激派宣傳の禁止

五、東淸戰道の支那管理

六、露帝國時代の對露賠償金の取消

七、支那在露居留民に對する保護

八、支那居留民被害損害賠償

B、ユーリン側より提出して支那政府の承認せる者。

一、東淸と西伯利亞南戰道の聯絡

二、在支露國難民の運輸歸國

C、支那側より提出して未だユーリン氏の承認なき者。

一、露國政府の在露支那居留民の救濟及支那居留民自由の解放

D、ユーリン側より提出して未だ支那側の承認なき者。

一、露領滿人の支那居住者の引渡

二、通商條約成立以前に於ける露支兩國人民の自由貿易

三、正式通商談判の開始

（一、二七）

▲對露方針決定（北京日報）外交部は三十一日閣議し對露方針を決定せる後、卽ち其日國務院の名義を以て張作霖、孫烈臣に電したり曰く、極東政府にして賠償及在留支那人保護問題に對し圓滿なる解決なければ通商問題は決して正式會議を開かず。（二、三）

米支無電借款問題

▲無線電報問題（申報）英公使はマルコニーの請に從ひ米支合辦の上海大電台に抗議したり、某顧問の建議に云ふ、三井マルコニーユニオン三公司は優先權を競爭し無線電台を公開し各公司をして一處に電台を安設し自から比較を行はしめ、優勝者をして之を引受けしめ方めて公許するにとゝすべしと、然れども政府は日本より先渡金あるため此願問の議を入れず。（一、一七）

▲米支無線電信借款抗議（申報）十九日午後小幡は米支無線借款に抗議したり（新聞報）同英公使はパルトン代總長に面會せしめて米支無線借款に反對し取消を求めたるが顏は交通部に問合せたる上回答すと答へたり

（一、二二）

▲米國公使の對無電抗議意見　交通部對米國無線電信電話聯合會の無線電信設置合同に關し日英兩國より支那政府に抗議を提出せるは既報の如きが之に對し米國公使は既に意見を支那側に提出し之に據れば一九一八年支那政府と三井との間に訂結せる合同は期限を附して物品を引渡す條件にして其所訂材料は今に至るも尙交付せず是れ三井自ら期限を遲延して其權利を放棄せるものなるを以て之に口實を藉る可らず又英國マルコニー會社と支那政府との合同は全く國內用にして米國との合同は海外用なるが故に此合同は毫もマルコニー會社の利益を犯すものに非らずと云ふに在り。（二、二）

▲無線電契約問題（神州日報）交通部は國務院に對し米公司無線電契約はマルコニの條約と牴觸せず英公使の言は誤解に係る英米公使より條文を研究し自ら交涉をせしめられ度し其上にて三井に對し交涉すべしと回答したり。（二、一四）

庫倫問題

▲張景惠急入業乎（晨報）陳毅は免職音辭として其後任には張景惠に命ぜられしむべし。

張景惠の返電に曰く命により庫倫の眞相を調査せり、王支隊長に命じて公當なる人員を派し隊を帶び自動車に乘じ叨林より前往調査せしめたる結果該員は十二日出發し叨林を去る三百支里の托羅蓋口に至り匪徒に遭ひ立切られ砲火相持し前進する能はず僅かに叨林に引返すを得たりと報ぜり、又范營及馬支隊の部下は前月末叨林より出發し今に至る半ヶ月、何處に行きしや確信なし其餘各支隊は已に嚴しく逸進を促しつゝあり、（同上）

曾瑛は均しく張勳の援庫總司令に任ぜらるゝことに贊成する電報を寄せたり張も亦多方に運動し六ヶ月以內に必ず軍隊を肅清すべしと聲言せり、されども政府は尙ほ未だ許可せず。（二、二五）

▲蒙古出兵（國報）張景惠は第五支隊步兵一團及機砲各營連は二月一日より五回に分ちて出發すべく撈鳥より叨林に赴き又第三支隊一二、兩營は已に叨林より庫倫に赴けりと打電せり。（二、一）

▲蒙古の電信不通（晨報）庫倫恰克圖の電信は修復數ち斷ちたり、蒙匪一隊は專ら電線數十に在じ三々五々群をなし手を分けて切斷するを以て電局は三百餘通積み三十日の電告は收めざる程なり。（二、二）

▲庫倫在留民救濟協議（各報）去る十日の外交團會議に於て庫倫在留國民救援の方法に關し各駐在武官に對し意見を徵する所ありたるが之に對し昨日日本公使官武官宅に各國の主なる武官參集して討議研究の結果暫く時機の到來を待ちて適當の方策を講ずる事に決し其旨外交團主席公使に回答する所ありたり。（一、一六）

▲庫倫陷落（各報）庫倫陷り高在田は死し綽其祥は遁ぜり陳毅は叨林に退却せり。（二、一三）

北方政情

▲選舉問題の紛糾（新聞報）再び各省選舉監督に打電し選舉を督促せるが初選は限りて選出し能はくして延期するを得ずと、人あり西南は選舉を爲さざれば參議員を以て之に充てよと慫慂せるが統一會の取決と爲せり、江西亦統一後を俟って選舉すべしとの要求電を發せり。（二、一一）

▲盧永祥の選舉延期要求（各報）盧永祥は九日附を以て新選舉延期を請求するの電を發せり、其理由は參國會は退ひて廣東に遷り、紛擾紜せる際新國會を出すは其時にあらず、別に枝節を生ぜん恐れあり、若し各方面の意見一致せざる時に當りて新選舉を行へば人に口實を授けしめ紛擾を醞み、統一破壞となるやも知れず、又北方の災民救助に要する金額大なるの此際選舉費に之を使用するは不可なり、兵禍なきを期するの際即ち不統一の際選舉のみを實行するも其效果あるべき能にあらず選舉の名に拘泥する勿れと云ふに在りたり。（二、一一）

▲華僑と議員選舉（時事新報）北京政府は今回の議員改選に就き華僑方面に對し異常の注意を拂ひ某要人は已に人を派して夫々接洽せしめ居れるが幡だ華僑團體は之に對して極めて冷淡なり之れ上海に居る華僑は多く國外に本籍を構へ皆な實業に重きを置き政治上の活動を希望する者甚だしきが爲めなり現に一部分は活動を試みんと欲する者あるも亦た目下觀望中にあり尙ほ未だ出でゝ切實の運動をなすと。（一、二九）

▲張勳起用實現（各報）張作霖は張勳任命遲延せる爲め電報を以て詰責せり先づ林黎督辦に任ずべく關議に付して發表せらるべしと二十六日の命令を以て張勳は熱河林墾督辦に任ぜられたり。（一、二七）

▲對張勳八省聯防（各報）軍界の消息によれば六省聯防は實に贛蘇浙江、江蘇、江西、陝四の省にして各代表は現に武昌に集り主占元と方法を講じつゝあり、其表明せる主旨を聞くに（一）選舉を中止す、（二）聯省自治を

なす、聞く、四川湖南も已に加入し八省となれり、直隷吳佩孚、馮玉祥山東の鄭士琦も亦加入せんことを願ふと、但し曹錕田中玉は尚ほ未だ表示せざれども右聯防の意は張勳を滅止するに在れば終に必ず加入すべしと云ふ。(二、三)

▲湖北人の王占元排斥通電　(各報)　旅滬湖北自治協會は滬京湖北同鄉會、各省湖北同鄉會、武漢協會、各省聯合會、學生聯合會等に對し湖北各會よりの電報によれば督軍王占元は口を軍費に藉り日前軍商大會を開き湖北官票一千萬串を發行し別に湖北常年軍費四百萬元を加へ內國庫に百六十萬元を加慣し漢口より鄭州迄の汽車賃一人に二元を加へて百六十萬元の收入を加へ印紙稅に二十萬元を加へ烟酒稅に六十萬元を加ふることを議決し政府に其の同意を求め居れりとの事なるが王占元は湖北に盤踞すること七年其の蹂躪法魂民は聚げて數ふべからず又た湖北省庫の收入を悉く養兵に用ひ其の結果は兵變となり兵變あれば軍費を增加し軍費を增加せざれば再び變ずる現狀なり世界の大勢より言へば軍閥主義は已に存在の餘地無し加銷養兵は自殺するも同樣なりとて王占元を排斥すべき通電を發せり。(一、一六)

▲長江各督聯合の別報　(晨報)　三十日附として長江各省軍聯合は江蘇、安徽、湖北、四川、湖南、浙江、と打電せるも亦山西福建も加入し各省均しく代表あり武漢に在りて接洽しつゝあり。(二、二)

西南政情

▲政府對粵方針　(北京日報)　政府は廣東の事に對し四種の條項を聲明せんとす(一)廣東より海關を接收する能はず(二)關稅剩餘は發給する能はず、(三)全國は當然非常總統選舉に反對すべし、(四)廣東が四制の流通銀貨鑄造を拒絕す。(二、三)

▲孫文と總統選舉　(申報)　孫文は總統選舉に失敗したれば武力發展を思ひ立ち一日已に援桂令を下し許崇智を第一路總指揮、陳炯明を第二路總指揮とし三十一日汕頭の洪兆麟の蹄廣を打電し更らに欽廉黃志垣黃明堂に出發を命じ一日省河に在りて船二十六隻を封船し兵運送に充て同時に兵工廠に彈藥を渡すことを禁じたり、聞く陳炯明は此事に贊成せずと、在粵廣四人は廣開會館を抵當として軍費を作り援桂軍を組織せんとせるも多くの廣四人は之に反對せり、又政學會廣四系の財產沒收の爲め國庫頗る多く人心恐慌を來し營業を外國銀行に抵當にし此四日間內盛傳、粵南、兩銀行は已に二十餘萬を抵當としたりと陳炯明は省長を辭し徐紹楨其後任なるべしと云ふ。(二、三)

▲雲南唐繼堯の逃亡　(各報)　雲南消息によれば唐繼堯は出走せり、雲南消息によれば顧品珍は已に唐繼堯の罪狀を宣布し其の逐かに職を去るを勸めたり、顧は今實威より昆明に向つて進發し大現衛戍司令李友勳も亦唐と私離を宣布したり、唐繼堯は其弟繼爚に兵三團を率ひて顧品珍を禦がしめたり、省長周鍾嶽は再び辭職したり雲南省城の軍隊は不隆に人民は異常に恐慌たりと。(二、一三)

▲雲南問題　(各報)　雲南唐は九日部下の軍費要求に迫まられ出走せり顧品珍取りて代り唐は先づ海防に行き汽船に乘じ渡日すべく妾六人を携へ、隨員九人、副官長李玉崑護送す、龔茶道又新は共に願を誡き劉顯世は唐に隨行す徐新は顧品珍に對し甚だしく猜疑し吳筱孫は願を雲南督軍にせんと主張するも徐新は暫らく待て四川の變を蹈まんことを免れよと云へり聞く雲南の給與費の缺損は九百萬元にて收拾容易ならずと云ふ政府は顧品珍雲南省城に至れり唐繼堯即夕逃去せりとの報告を得たり。(一、一四)

▲四川獨立自治通電　(北通)　四川最近の紛糾狀態は審かならず劉存厚氏既に成都を脫し熊克武氏川軍に壓迫されて成都に入れりとの說あるが昨日某處に着せる電報に據れば熊克武氏は川軍全體の贊成を以て自決主義に基き南北孰れにも依附せず獨立自治を實施せんとするの長文通電を發せりと

(一、一九)

▲江西張宗昌問題　(時報)　陳光遠は張宗昌の命に從はざれば陳寶箴を派して阻止せしむべしと打電せるが政府は兵力を以て衝突せしむるべからずと返電せり王占元は陳光遠、張宗昌間は相容れ難し張を他に駐せしめられたし湖北多事にして江西の防備は重要なり、戰端を開かば全局振動す、內外諸公撲滅を圖り以て亂源を止めしむる事を希ふと打電せり。(一、一九)

財政關係

▲舊年末と本年の財政　（京報）　周自齊人に語りて曰く舊年末は僅か七百餘萬の不足のみ、兩次長の調度によりて已に漸く解決し最早問題なし、惟民國十年は支那財政最危險の時期なり若し上下心を同ふし急に直迫するに非れば運命僅かに破産に至らすんば止まず現に財政部中一の希望を懸け整理方針を定めんとす、冀くば危を轉んじて安定となす、若し遂せざれば余は惟辭職あるのみ、破産を坐視するに忍びず。（一、三〇）

▲年末財政　（京報）　年末財政として手にせるもの稅收八十三萬、鹽餘等及小銀行共に百六十萬、新印國庫券四百萬津浦貨物庫券二百萬交通部零碎小借款及流用餘道金百五十萬、七年公債百五十萬、元年公債二百萬は何れも實却し、一昨日迄に現金三百七十萬を支出し庫券四百餘萬は現に尙ほ百五十萬不足なれども五月內に工面して年を越ゆべしと。（二、二）

▲年關無事通過　（晨報）　財政は年末元年七八兩年公債を六割乃至四割に按じ中華實業銀行に對し現金百五十萬の抵當とし各機關の俸給に充て無事に年關を過ぎたり、但し周財政總長は人に對し年關は難きにあらず、難きは年關外に在りと語れり、財政當局は年關を過ぎたれども支拂ふべき金尙大なり、凡そ雖して借款とならざる者は夫々人を出して交涉中なるが上海フキリピン銀行卽花稅借款二百萬元は十五六日に成るべく、某一千萬借款は條件過酷なれば尙ほ交涉中なり。（二、二）

▲內債整理案　（新聞報）　梁啓超とアゲレン兩人各內債整理計畫書あり政府に上呈せり、其大畧に曰く（一）政府に財源を指定し專ら公債基金に充てんことを乞ふ、（二）此種の基金は每月支那銀行團に預金す、（三）あらゆる各公債は三四年債方法に照らし總稅務司より經理す（四）元年八年公債は市價を斟酌し一割引とし抽籤返金とす、（五）此整理を經たる後あらゆる公債番號は新聞に廣告す、番號に當らざるものは銀行は受理せず。

三十一日記者は梁啓超を訪れ內債整理方法を問ひたるに曰は曰く各內債は番號を以て總編成し銀行と稅務司と協同に處理す、國家の財政中他事は破壞するゝと云ふも獨り內債は破壞する能はす、將來國民は自己の財力を以て國家を建設せば一條の生機を留むべく國民一致して進行し國家の財政を協謀管理するの方法を取らざるべからず若し延ひて着手せざれば第一步は土耳其各國の共管を陷み第二步は奧國の經濟滅を陷まんと、又曰く民國十年の財政は極めて危險なり、若し內債を整理し元利を停付するに至らば破產を宣告すると異なるなし。（二、一）

▲關餘案の決定書原文　（新聞報）　關稅剩餘金案は北京財政部代表鄭天錫が當地に來り上海審判廳に向つて支拂停止を請求し審判廳は已に決定したるが其の決定書原文は左の如し。

主文伍廷芳は其の個人の名義を以て上海滙豐銀行と香港滙豐銀行及び其他各地銀行にありて中華民國政府に屬する關餘款項を所存するが伍廷芳は移動するを得ず理由請求人の稱する所によれば伍廷芳は其の個人の名義を以て上海滙豐銀行と香港滙豐銀行及び其の他の各地銀行に中華民國政府に屬する關餘款項を所存せるが風聞によれば伍廷芳は行々將に支取せんとするに伍廷芳は行政定まらず倘し支取されば將來定めて執行し難し特に移動禁止を請求すと查するに該請求人の請ふ所の伍廷芳の關餘款項移動禁止の一項は尙ほ正當に屬す應に卽ち照准す。（二、一五）

▲南方關稅剩餘金事件　（申報）　廣東軍政府前政務總裁孫文は滙豐銀行に預入れある南方の受くべき關稅剩餘金が伍廷芳の爲め引出されん事を恐れ軍行處を代理として上海共同租界會審衙門に民事訴訟を提起し双方辯護士を立てゝ辯論したる結果會審衙門は此の關稅剩餘金の假差押へを執行し滙豐銀行に對し本事件の未解決以前は何れの方面へも支拂はざる樣告知したりされ昨年四月の事なりき然るに半春煊、陸榮廷が政務總裁を退職し自主取消しを通電するに及んで孫、伍、唐は又廣東に赴き軍政府を重組したるより伍の代表辯護士フエッセンデンは昨朝會審衙門に於て支拂ひ停止令を取消さんことを要求し本辯護士は昨年四月十七日の言渡しを取消されん事を求む本法廷に當時一切の政治問題に關せざることを希望することを表示せるが今日も其態度は同樣なるべし本辯護士が前支拂停止令の取消しを請求したる際本法廷は双方和平の後にすべしと云へるが今や伍廷芳は上海より廣東に赴きて就任し爭議も亦た新聞紙上にて軍政府取消しを通告し總裁を辭退したれば以前發

せる支拂停止令は効力已に消滅せり之を以て取消したる訴來するものなりと云へり列事李鴻仙及び英國會審官は此の事件は短時日にて能く解決する所にあらずとて後日審理することゝ言渡せり之が爲め原告辯護士は何等の意見を發表せずして閉廷せり。(一、一六)

▲敎濟借款分配率決定　(京報)　四國銀團により成立せる四百萬元敎濟借款の分配に關し最近使途監督委員會を開き協議の結果左の如き百分率により分配額を決定せり。

直隸	一九、〇
京兆	一八、〇
山東	一三、五
河南	二二、〇
山西	一〇、〇
陝西	一三、五
準備	四、〇

▲印紙稅借款交涉　(時事新報)　北京政府は蚕層年末に當り需款急なるより上海中華銀行團に向つて印紙稅借款を交涉しつゝあり其の方法は財政部方面は利息一八回扣九五、抵額百分の五とせんとし銀行團方面は利息二二回扣抵額百分の四とせんとし目下交涉中なりと云ふ。(一、三一)

▲米銀行と印紙稅借款　(各報)　北京財政部は譚某を上海に派し米國の比律賓、花旗、友華三銀行に對し印紙稅を抵當として四百萬元の借款を申込みたるが三銀行は政府借款と銀行規定の計畫と抵觸するを以て商借商還とすべしと云へるより譚某は遂に江蘇政團長戴家傑と中國銀行行長宋漢章の承諾を得江蘇省印紙稅を抵當に入れ中國銀行が保證することゝなり三銀行は始めて借款を承諾したり戴團長の來滬は之が爲めなりき聞く所によれば双方借款手續き略ぼ九五交款に決せるが財政部は九三に減じ其の中の二厘を紹介者の報酬とすることゝなれり蓋年末切迫の爲め財政部よりは頻りに電報を以て催促し居れば近日中契約を訂結して金額を引渡すべしと。(二、三)

(二、一三)

經濟其他

▲總商會の工商保護政策の請願　(新聞報)　上海總商會は北京農商部に對し速かに商標註册局を設け專制法規を頒行せんことを求むる請願書を送りたるが其の內容は左の如し。

商標は製造家の一種の標幟にして眞僞を別にし信用を堅くするものにて東西各國は最も商標を重んず前淸時代に曾つて商標局を設け商標註册章程を議定したるが外務部は其の草稿を各國駐京公使に示し同意を求めたるを以て六月延期を要求され遂に實行さるゝに至らざりき商標保護は主權國の有すべき權利にして其の章程は各國の通例を採擇し中外の宜しきを參協し要も偏袒無きものなれば各國の同意を求めずとも實行すべからざるものにあらず何敢に外商を重視し支那商を蔑みさるや宣するに前淸時代通商條約を訂結する際各國商人は支那が商標保護を行はざれば各國商人の損害大なりとし英商人は專使マッケーが上海に來りて通商條約を議する時に乘じマッケーに商標保護の一事を要求し英約第七款內に之を明言するに至れり又た米支兩國は通商條約第九第十第十一款を修訂し日支兩國は通商條約第五款を修訂して商標保護及び圖書版權の專利各項を明記し各國商人の希望に副へり而して支那商の貨物は各々標記ありと雖も國家は實際奬勵保護の方法無く美惡眞僞其間に混淆して一種美觀裝飾となりて重するに足らず僞造を禁止するも亦た一紙の空文に過ぎず民國九年以來工商界の保護の實効無き爲め損失せる所鮮少にあらず農商部は商標の一事に對し速かに奬勵保護の法を實行し以て製造家の競爭心を興起すべし然らば實業は發展の望あり財政は竭蹶の虞無し特許專利に至つては新器の製造法を講ぜざるべからず

▲上海證券物品交易所株主大會（各報）上海證券物品交易所は昨日午後二時より上海總商會に於て第二回定期株主大會を開きたるが理事長、虞洽卿に目下上京中なるを以て理事聞關亭が議長となりて同交易所開業以來の狀況を報告し

仲買人は證券部四十人、綿花、綿糸兩部各三十五人、雜穀部三十一人となり居るも一人にて二三種の取引をなすものあるを以て實數は九十人なり開業以來十、十一の兩月取引最も旺盛なりき所員は二百〇三人あり又た練習生三十三人あり營業用の地處建物は四川路の交易所建物の外三板橋に十一畝餘を綿花綿糸等の倉庫建築の爲め購入し又た新立會場建築の爲め交易所第三會場の西に一畝餘を購入せり交易所と仲買人との銀錢取引きは均しく信用を守り毎月の引渡し均しく順當なり

と云ひ次に理事郭外峰は營業報告をなし

證券部は元年六厘公債の取引最も多く次は本交易所株なるが其の公債株式は交易ありと雖ども多からず棉花部は通州棉花の取引最も多し綿糸部は十六手標準綿糸の取引最も盛んなり雜穀部は取引少し總數五箇月間の手數料收入は五十萬九千四百餘元にて開業中百十九日なりしを以て一日の收入平均四千二百八十餘元なり。

次に理事盛丕華は收支報告をなし

營業用土地建物の價額六十二萬餘元、銀行、錢莊預金二百二十二萬五千餘元、支出營業費及び各項費用二十二萬八千元にて本期の純益金は三十六萬四千三百餘元なり

次に議長は左の如き第一期純益金分配案を提出し異議無く通過したり

△積立金三萬六千五百元△發起人特別利益金一萬八千二百餘元△特別積立金一萬五千元△株主配當二十五萬元△職員慰勞金二萬五千元△所員退職金及び恤撫金二千元△剩餘金一萬七千六百餘元

次で株主配當は二月一日より開始することを議決し終りに監察人投票選擧を行ひ趙芝室、周柳琴、吳麟書の三人當選せり。（一、一六）

▲東陸銀行の新計畫（申報）東陸銀行は總行を北京に設け八年五月開業し九年三月上海地球場に分行を設けたるが昨年同銀行の營業成績は純益七十五萬三千餘元を得たり然るに同行總理賀德霖は更に營業の發展を計り本年一月資金を一百萬元となし天津分行を增設し又た十年より十四年迄株主への配當は全部同行に蓄積し資本力を雄厚にし行員の俸給は倍額の手當を給し年末には百分の五の慰勞金を給し五年以後は總益中百分の五を獎勵金とする事に決し株主總會の同意を得たり。（一、二四）

▲殖邊銀行近く破產宣告（時報）上海殖邊銀行は數百萬元の支拂ひ停止のまゝ數年を經過せるが上海には清理處設けあるも清理の見込み無し一般債權者は同銀行を長途亡して行衛不明なる爲め大株主及び農商部に對して要求し居たるが確實なる消息によれば農商部も維持の方法無きより近く辯護士に依頼し會審衙門に對し破產の宣言を求むべしと。（一、二八）

▲太平洋銀行（益世報）周自齊と前米公使芮は太平洋銀行を組織し資本金を米金五百萬弗米支各半額理事中米六、支那六の割とし總副總理米支各一本店を上海に置く計畫なり。（二、一五）

▲上海汕頭間海底電線（時報）上海英國商業會議所は曾つて倫敦の大東電報總公司に上海汕頭間に海底電線布設を要求したるが近頃北京政府交通部と慎重に商議し大東、大北公司合辦にて香港上海間の電線汕頭、厦門及び福州の三ヶ處に連接する事となれり其の詳細は未だ、北京政府に報告せざるも困難を感ずる點は工事浩大なることにして每年五千磅を要すと回答に接せり。（一、二二）

▲日本實業家の支那實業家招待（各報）昨二十六日午後六時上海日本人商業會議所は上海總商會正副會長及び全體會董を日本人俱樂部に宴請せるが來會者は日支兩人合計四十餘人にして皆な商界重要分子なり席上野平會長の挨拶あり聶總商會長は左の如き演說をなし吳鼎昌之を日本語に譯せり

今人は談じて日支親善の說を言ふが其の實支那人と日本人とは曩も覗善なり向きには支那人は歐洲人に對しては朋輩を待れるも日本人に對しては素と歡迎せる所なり唐時代にありて支那人士は已に詩を唱和迄行せるあり故に國家を以て之を譬ふれば支那と歐洲諸國とは新友にして日本と

は老友なり老友の交情は當然新友に勝る支那は歐洲諸國を視て遠客となし日本を視ては則ち鄰隣となす鄰隣の交情は當然遠客に勝る其の後甲午（明治二十七八年）の役ありたるも然も兩國の交情は始め此に因つて損せず且つ交通の頻繁に因つて交誼は之れが爲めに反つて增進せり試みに日露の戰を觀るに支那は中立を傳せりと雖然も全國人士は皆な日本に偏祖し窮鄉僻壤に居る者と雖も日本戰勝の新聞を得て皆な喜びを色に形はせり此れ實に至誠に出づ乃ち支那人の日本に對する善なるの誠心は自然に感ずるを知るべし吾等は固より敢て斷言す支那國民は未だ曾つて日本に對し絲毫も虧負の處あらず舊し老友と鄰隣に對しては固より應に償るべきなり豈に料らんや今日日本の國勢日に益々發展して老友と鄰隣の交情は反つて前の如くならず支那國民は失望の餘を以て竟に所謂排日感情なるものあり此れ實に痛心の事なり近頃聞く所によれば原首相は議會に於て演說し日本は深く對支友交の極端に重要なるを知る現に當に協力法を設けて以て日支友好の實現を期すべく支那の排日運動は決して專ら日本政策の結果にあらずと謂へりと夫れ排日果して日本政策に因るか否か或は日本の何種の政策に因るか或は政策に由らずして其の他の原因に由るかは今姑らく深く論ぜず但だ日本政府が能く對支友交の極端に重要なるを知るは遠大の眼光にあらずと謂ふべからず日本人が果して能く協力法を設け以て日支友好の實現を期せば支那人▲依固より友好を願はざるの理無し但だ余に一言あり所謂友好親善とは言語にあらずして行爲にあり形式にあらずして誠心にあり此後の友好親善は兩國民の誠意の實行に見ることを希望し其の徒らに新聞紙外交家交際家の口頭禪と爲るを希望せず吾等は商に在つて商を言ひ每日每時忠信の二字を離るゝ能はず推して國交に至るも亦た每日每時忠信の二字を離るゝ能はず窃かに此を以て自勵せんことを願ひ並びに友邦人士も此を以て自勵せんことを希望む云々。（一、二七）

▲米大學の支那學生優待　（時報）　米國の各大學は支那青年の學生に志す者多きが經濟上裕ならずして向學の志堅き者に對し種々の便宜を與へ居れり近頃學界の消息によれば優待方法左の如し。

ペンシルバニヤ大學、同大學は支那學主と感情の聯絡を計る爲め支那學生の爲めに同地方の實業家に紹介することゝなり本月十六日同地商業會議所にて晩餐會を開き支那學生を招待して米國實業家と會見せしむ。

ペンシナチー大學、同大學も亦た一種特別の待遇を實行し支那學生をして半工半讀の益を得せしむ卽ち學年期內二週間大學內にて機械と商業の二科の講習をなし又た二週間大學內にて工場と商店の實習を行ひ斯く一半の時間は讀書し一半の時間は實習せしむ。（二、二）

▲東方大學校長會議　（時報）　東方各大學長卽ち復旦大學李登輝博士南洋公學代表張廷金聖約翰大學、滬江大學、之江大學、東吳大學、の各校長等は昨日會議を開き魏震閒博士主席となり左の三問題を討議したり。

（一）學生自治問題各學校は已に自治會を組織せるものあり以後は學校より發起し以て學校章程と背がざるを期し並びに模範國民の資格を養成す。

（二）學校分任問題各學校は課程に對し須らく互ひに偏重あり以て專門人才の造成を期すべし某校は商校に注意し某校は文科に注意し某校は工科に注意するが如き類なり。

（三）政府の教會學校承認問題學校は教會の經營するものなりと雖も學生は支那人なれば學校は政府が承認すと否とには意を措かず但し政府は學生に對し歧視すべからず。（二、一五）

日本新聞重要記事　（大正十年一月後半）

外交關係

▲對露方針逆戻か　（上海特電十六日發）　支那政府と極東露國共和國代表者ユーリン氏との談判は終に破れりと。

▲支那政府が極東共和國代表ユーリン氏と密約を締結せりとの風說に對し同政府は近く各方面に通電を發して其眞相を宣布し斷じて斯る事なしと聲明するに決せり尙露西亞に對する態度に就ては左の如き主義方針を取るべしと國際北京十四日發）

（一）各國の對露趨勢を察し。

（二）委員を設けて將來通商開始の準備をなさしむること。

(三)某國と同一の態度を取り先づ交渉を開始し然る後露西亞政府を承認すること。

▲露支交渉頓挫內情　(十七日北京特派員發)　露支通商問題の交渉を支那側より中止せりとの說は事實にあらずユーリン氏側にては絶對に之を否認せり唯其後の交渉が捗々しく進捗せざるは先決條件をユーリン氏が承認せるに拘らず事實實行せざるに對し支那政府は滿足にして最近黑河道尹よりチタに於て露國官憲が輸送中の夥粉を沒收せる事支那居留民に對する待遇の改善されざる事を擧げて中央政府の注意を喚起せるあり政府よりユーリン氏に對し嚴重なる抗議を爲したる等の經緯ありユーリン氏も先決條件履行困難の爲め昨今苦しき立場にあるより斯る風說を生じたるものと察せらる。(大阪朝日)

▲南方聲明と外交團　(十八日北京特派員發)　伍廷芳氏が最近廣東聯省政府財政部長の名を以て總稅務司に打電し若し四南にも關稅を分與せざる時は今後廣東の關稅を差押ふべしと聲明せる一事は目下北京外交團の問題とならんとしつゝあり英國公使は北京政府を統一政府と認め四南の分をも北京政府に與へんとする意嚮を有し居れりと。(東京朝日)

▲西藏交涉再開要求　(十七日北京特派員發)　英國公使ガルストン氏は支那政府が甘肅官憲の手を通じて西藏懷柔を試みつゝある事實を以て西藏問題の交涉を延期せる趣旨に反するものとし速かに交涉を開始せんことを支那政府に要求せり。(東京朝日)

▲支那遠東共和國を認めず　(北京特電十八日發)　十八日正午ユーリン等三名外交部より去る十五日送り還せる書類全部を携帶し外　き劉鏡人に面會を申込みたり劉氏は面會の暇なしとて之を謝絶せるもユーリンより五分間丈けにて宜敷故面會を許されたしと懇請したるに依り劉氏は之に面會したるがユーリンは去る十四日の公文を撤回すべきを以て他の書類を外交部に留め置かれんことを申し出でたり之に對し劉は遠東共和國なるものは列國より國家として未だ承認せられ居らざるに去る十四日の文書に於て遠東共和國より中國外交部に致すと云ふ如き公文書の形式を用ひたるの不都合なるを指摘して非公式の文書に改むると共に曾て提出せる四箇條の條件を完全に承諾するの責任ある保證ありて始めて該文書を受理すべく否らされば謂れなき談判を爲すを要せずと回答せるにユーリンは之を容るる口吻なりしが兎も角齊多政府に照會せる上回答すべしとて引き上げたりと。(國民)

▲伍氏威嚇的要求　(北京特電十八日發)　廣東政府外交總長伍廷芳氏は最近北京總稅務司に向つて今日まで總稅務司が南方の分前に對し整理中なりし約三百萬兩を至急同政府に交附せられたし若し該剩餘金を廣東政府に交附するを得ざる場合は廣東政府は其の財政上の見地より愈々廣東稅關署を押收し同所に於て徵收し得る稅金を全部得るの外無しと威嚇的要求を爲したれば總稅務司は早速此旨外交團に傳達したり外交團にては之が對應策を講ずる爲め寄々協議中なり某代理公使の如きは廣東政府が斯くの如き威嚇的態度を採り實際に廣東稅務署を押收するに於ては各國は宜しく聯合して廣東省を閉鎖し且つ現在剩餘金は之を北京政府に交附す可しと主張し居れり。(時事)

▲英公使西藏交涉勸誘　(國際十八日北京發)　支那通信社の報ずる所によれば、英公使は最近外交部に顧總長を訪ひ、西藏問題の交涉を再開することを督促し、且つ曰く、近來甘肅省の支那官憲は、兵を西藏に派して聯絡をとり、交涉開始を勸誘しつつあるは先に同問題に關する英國との交涉を延期したる趣旨に反す、故に速かに同問題に關する交涉を開始して、多年懸案を解決されたしと、之に對し顧總長は目下尙其の時機に非ずとて拒絕せりといふ。(萬朝)

▲張氏の琿春善後策　(北京國際社十九日發)　琿春事件に關し張作霖氏は十八日電報を以て政府に對し左の善後辦法を提議し來れり。

一、將來朝鮮人にして支那に歸化するものに對しては寬大なる態度を以て之を保護し同時に彼等の日本に對する行動を嚴重に取締ること。

二、今回の事件は依り損害を被れる人民に對しては中央政府にて速に之が賠償方法を講ずること。

三、將來軍警を整頓して萬一の場合に備ふること。(時事)

▲日本無線借款抗議　(北京特電十九日發)　最近支那交通部と米國無線電信會社との間に無線電信借款契約成立せる趣なるを以て小幡公使は十八日外交部は右契約を前年の海軍部と三井物産との無線借款契約に抵觸するものなりと抗議を提出せり。(時事)

▲公使團對廣東拒絕　(國際上海二十日發)　北京公使團は伍廷芳氏よ

り廣東軍政府外交總長の名義を以て西南諸會に支拂ふ可き關稅剩餘金の支拂を求め若し許さゞれば關稅を差押ふと通告し來りたるに對し會議の結果關稅は債務の擔保にして差押へ得可きものに非ず又關稅剩餘金は任意に濫用する事能はずと云ふ說をなすものありて各公使亦之に同意し十九日既に此旨を廣東領事團に打電して右伍廷芳氏の申込を拒絕したりと傳へらる。（中外）

▲軍政府海關を支配す（上海特電廿一日發）廣東軍政府は二月一日以後、護法諸省內の海關を軍政府の支配下に置くに決定せる旨を布告しと同時に海關の組織及び人員の變更を行はざること及び關稅收入が大概債務の擔保たる事實に付保障を與へ軍政府の目的とする所が單に關稅剩餘金の接受にある點を明かにせり玆に至れるは偏て軍政府外交部長伍廷芳氏より四國銀行團並に關係國政府代表者に對し西南諸省の關稅剩餘金交附方に就き交涉中なりし所此程北京公使團會議の結果四國側より伍廷芳氏に宛て拒絕の通告あり然るに廣東軍政府としては軍餉季に際し逃潛給料其他の政費支拂の爲め少くも一百萬元を必要とす廣東政府當局の發表する所に據れば軍隊の幾徹は着々實行し居るも如何せん政學會政府時代よりの未拂軍隊給料及び海軍經費のみにても五十萬元ありといふ而して此臨時費支拂の爲め過般來廣東總商會と交涉中の一百萬元の經期借款は辛うじて三十五萬元を調達し得たるのみにて總商會側は殘額の支出を肯んぜず玆に於て軍政府は窮餘の一策として在廣東支那商人に對し債還期限二ケ月を條件として紙幣にも總額六十五萬元の借入命令分擔を强制すると共に廣東政府の中央銀行たる廣東銀行をして不換紙幣を濫發せしめ居れりとの說あり政府は同銀行發行紙幣は五十萬元に過ぎずとして同銀行と同額の兌換準備金を有する旨を保證し居るも在廣東香上銀行が昨日來廣東銀行紙幣の取引を拒絕せるより見て廣東銀行の不換紙幣發行說は事實なりと信ぜらる事情右の如くなるを以て廣東軍政府としては假令四國側の感情を害すとも關稅剩餘金の强要に依り其財政的破產を免れんとする捨鉢的手段を取るに至れるものなり。

廣東政府は其管轄區域內の稅關事務は二月一日以後軍政府の命令及び管理を受く可しと命ぜり其理由として軍政府は左記の事實及び狀態を考察したる結果なる旨を發表せり卽ち第一政府の此處置は其權限に依る稅關事務は政府の職務の一部なり軍政府は事實上にも亦法律上にも護法各省に於て總ての財政及び行政事務に絕對の支配を執るを以て立憲的なり故に當管轄內に於ける稅關事務が北京當局者の命令の下に置かれ且つ其管內に於て徵收せる關稅收入は他に轉用するは變則且つ不合理なるのみならず國家の利益に反し第二軍政府は稅關組織の効果と支那に致したる良好なる事業たるを承認するを以て北京政府より軍政府に其支配を移轉するの政策は軍政府の主權を認むる現在の職員異動を行はず將又稅關服務規定をも變更することなし關稅は前後外債の擔保に供せられ居るを以て軍政府は債權者の利益を害するの意思なし四南各省より關稅收入を以て軍政府の經費の一部を支辨せらる可し。（時事）

▲香上貯金差押問題解決（上海特電廿三日發）昨年四月廣東軍政府財政總長伍廷芳氏が擧兵獨氏に反對して上海に去りたる後軍政府は伍廷芳氏名義にて上海香上銀行に預けある關稅預金の引出中止方を上海裁判所に請求して勝ちたるが今回更に伍廷芳氏より控訴せる結果本月二十二日伍廷芳は十一月二十六日より廣東にありて上海にあらず最早上海の法律を受けず故に前判決を取消す旨の判決を得たりとに依りて二百六十萬元の預金は今後軍政府に於て使用し得るに至り遂に財政困難を免れ得たれば軍政府にとり好都合となり關稅差押への窮餘策も列國の同情を失ふのみにて實行不可能なれば遂んで該聲明を撤回するに至るべきか。（大阪朝日）

▲露國の對支抗議（二十日北京特派電發）莫斯科勞農政府外務次官カラハン氏は十六日附の文書を以て支那外交總長に宛左の如き抗議を提出せり。

外蒙地方に於て家畜糧食等の買入に從事せるツエントロソユーズと稱する露國共同組合の行動に支那官憲が種々なる妨害を加ふるのみならず良民以外の過激派軍隊に支給すとの口實の下に或は購入せる物品の輸送を禁じ或は組合員を監禁する等の暴虐を加へ殊から萬什葛爾地方に於てはアンネンコフ、ウードフ等に屬する反過激派軍に糧食其他の物品を供給する外極めて偏頗なる處置を爲すは過激派政府の諒解に苦しむ所なりツエントロソユーズの歷史に於ける行動は在來の商慣習に從ふに過ぎずして決して支那の利益を侵害せんとするものにあらずツエントロソユーズは露國々家の組織せるものにあらざるも其範圍頗る廣く各市町村の多數人を含むものなるを以て支那官憲の該組合に示せる態度は直に露國全人民に對するものといふ

も不可なし庫倫に於ける支那官憲は該組合の所有に係る貨物を押収し或は生命を迫害し或は數百萬圓を強奪し甚しきは數名者クレストロヲ其他多數の組合員を殺害せり之が爲め外交委員は支那側の暴虐に對し詳細の調査を爲すと共に支那官憲に依つて與へられたる損害を賠償する爲め適當の手段を執りつゝあり、又是等の事件ある前後して十耳機斯坦のザイザレスキ地方に於ても支那官憲がウイクルピヤスタ河に沿へる土地（長さ百哩里幅五十哩里）を占領し住民を驅逐し木材を採取し支那に輸送しつゝある事實ありしを以て支那政府に於て嚴重取締ふ爲すと共に兩國の關係を保持する爲に至急解決せん事を望む云々。（東京朝日）

▲露國承認論を遺憾とす（北京國際社廿日發）　露國駐箚英國領事が最近軍政府に對して發したる其國承認の意嚮は大に北京政府の注意を喚起せり北京政府は從來露北分立にも拘らず外に對しては南北常に同一の方針を執り來たるに、今麾爾頓氏の斯の如き主張を見るが如きは事實の眞相を調査したる上軍政府に對し對外方針の南北二途に分岐せざらんことを警告するに決したり。（時事）

▲南方稅關回收通告（北京國際社二十六日發）　廣東軍政府は其再建以來屢々外交團に對して目下總裁司の手許に保管され居る南方に分與すべき關稅剩餘金約三百萬元の交付を要求し更に最近軍政府參謀部氏を派遣して直接談判來せしめたるも皆外交團の容るゝ處とならざりしより軍政府は單に外交團に對して西南各省の稅關を回收して軍政府直接之を管理し其收入中庚款に規定されたる賠償額は正式に之を仲裁ふ可く二月一日より實行する旨を正式に通告し來たれり之に就きて外交團は近々會議を開きて之に對する態度を協議する筈なるが若し兩方側にして外交團側の不承認にも拘らず稅關を斷行する場合には困難なる問題起るべしと觀測せらる。（時事）

▲軍事協定廢止（北京特電廿七日發）　軍事協定廢止の公文は本日午後五時日支軍事顧問局の間に交換かれした。（東京日日）

▲日英同盟交涉に對する訓電（國際北京廿八日發）　支那政府は駐英公使顧維鈞に對し左の訓電を發した。

駐日公使幣制借款よりの報告に依れば目下秘密裡に日英同盟關係に關する交涉進行中と聞くが右交涉は支那に重大關係があるから愼重なる注意をなよ

會同條約おゝ支那側お金及び政治獨立に關する部句を削除する件に就ては昨年英國に覺書を提出したが此際改めて兩國間に對し注意を喚起する必要があると思ふ此の點に關し貴下の意見を述ふ。（讀賣）

▲英國側の關稅管理不承認（上海特電廿九日發）　英國公使は廣東政府の關稅落押への件に就き海關總稅務司の管轄する所であるから廣東政府は任意に管理する事は絕對に首肯出來ぬ已むを得なければ軍艦を派遣して海關を保護する外ないと警告した。（東京日日）

▲日本軍事協定廢止贊否（北京特電廿九日發）　時機を失せる日支軍事協定の取消に對し支那の與論は申合せたやうに沈默を守つて居る中樞は、日支協定を取消したのは兩國の國家大事である絕對の手段で且急務である。

と論じ又曾報は

武力を失ひし日支協定を取消したとて日支の國交は更く變りなく支那人の感情が良くなると云ふ者は物知らずの言人は日本が山東を還附し租借の警察を撤廢して支那の損害を賠償し龍門の警察を廢止し日本全領内にある日人を引揚し外蒙古の運動を止むるのでなければ支那人の反感が緩和する譯には行かぬ

も論じて居る。（東京日日）

▲西藏交涉の準備（北京國際社二十九日發）　英國公使より最近兩藏問題に關する交涉再開の申込ありたるに對し支那政府は更に角逐を繼續して本の結果を圖謀に附して研究することに決せり。

一、境界確定に如何なる程度に依る可きか。

二、內政統治の方法。

三、關稅增率に於ける援助を如何にして確定す可きか。（時事）

南北情勢

▲廣東軍政府範圍（廣東十八日發國際電）　廣東軍政府は其勢範圍內の各省官吏に二月一日以後軍政府の管理命令を遵守すべしとの命令を發し

た其由として軍政府は左記の事實及び試驗を考察したる結果なる旨を發した即ち

第一、政府の行動は其權限に依る關稅管理は其の一部である軍政府は事實上にも又法律上にも議法各省に於て總ての財政及び行政事務に絕對の管理を行つて居るのであるが關稅官吏が北京當局者の命令の下に此等各省で職務を行ひ且其の徵收せる關稅收入は他省に轉用することいふ事は變則且不合理であつて又國家の利益に有害である。

第二、軍政府は關稅組織の有効と其良好なる事業な支那に對して致した事實を認めたのであるから北京政府から軍政府に其の管理をを移す政策を取つたとて軍政府の權威を認める現在の職員には何等異動を行はず又關稅服務規定にも何等變更する所はない關稅は前後外債の抵當となつて居るのであるから軍政府は之を認め債券者の利益を損するやうな事は全くしない南部各省からの關稅收入で軍政府の經費を相當分擔せしむる事が出來ると思ふ此の分擔額は從前の如く關稅收入に對し第一に徵集さるべきものである。（中央）

▲**熊氏成都入り**（上海特電十九日發）熊克武氏は劉存厚を驅逐して成都に入り劉氏は陝西境内に退きて督軍陳樹藩氏の應援を求めたが陳氏は之に對し中立を宣言したとの說がある過般來熊克武劉存厚兩氏の軋轢を來して居たから或は事實かも知れぬ。（東京日日）

▲**曹錕より軍費要求**（北京電報二十日發）曹錕より年末の軍費仕拂方を要求し來りしに對して新總理より何片も借款は竟も行政費に出す能はず鐵車借款又他に流用出來す飛行機借款は銀行團の宣言に牴觸すとて前後の交付挫折せり中央政府の困窮は實下より百倍す自分に職を去らんとするも能はず維持するにも困難なり貴下に於何を以て我に臨へんとするかと返電せり財政上未だ方法無き事概見せらる周自齊は二千萬元の特殊印紙を擔保として數回一ヶ年利子一割にて五百萬元借款せんと交通銀行に旨を含め北京に在る米國三銀行に交渉させあり尙一方に金券を發行し之れを引き當てに借款せんと銀行側には勿論個人にも交渉中なり。（國民）

▲**孫文クーデターを行ふ**（上海特電二十一日發）孫文は突然廣東國會に對しクーデターを斷行せり是より先き廣東國會中の孫文派は孫洪伊派と提携し既電の如く非常會議を以て孫文を大總統に選出せんことを計畫せるも民軍政府の組織變更に對しては未だ唐紹儀、陳炯明、唐紹儀等の完全なる諒解を得るに至らざるのみならず國會議員中にも反對論者少からず故に孫文派は大總統選舉に先立ち反對派議員を驅逐するの要ありとし非常會議の開會を延期し急遽議員資格審查會を設け爰に政學會政府と關係を有せしを理由として十九日九十四名の議員に對し資格剝脫を通告し反對黨一掃を斷行せり而して過激論者は之を以て滿足せず曾て雲南行の旅費の支給を受けながら純民黨と行動を共にせずして廣東に滯在せし議員の資格を剝脫す可しと主張し居れり是曾て第一國會當時袁世凱が總統專制に反對せし國民黨議員四百三十八名を驅逐せると好一對のクーデターにして反對派は之を以て孫文專制の第一步なりと攻擊し居れり因に在廣東參衆兩院議員は二百名にして中孫文及孫洪伊派議員は八十五名なり。（時事）

▲**龔氏廣東行謝絕**（上海國際社二十一日發）廣東非常國會の總統選擧は二月一日に行ふ手筈となり居たるが一方正式國會を召集して正當選擧法に遵據せんことを主張する者もあり旁在上海國會議員の廣東行を促し居れりとのことにて徐世昌氏は襟心滿氏に進むるに廣東に赴いて孫文伍廷芳氏等と意志の疎通を行はんことを以てせるに襟心滿氏は時期未だ熟せずとの理由によりて之を辭退せりといふ。（時事）

▲**廣西民軍蜂起**（上海特電廿四日發）廣西よりの情報によれば今や陸榮廷氏は極めて不安の地位に在る如く既に廣西全省に亘り戒嚴令を布き民軍に對抗しつゝあるが是より先き隆安に起れる班香南等の率ゆる民軍は果德、上林等を占領してより其北方一帶にて響應せる民軍と合して隆安を南下して今や邕寧に迫りつゝあり一枝隊は武鳴に向ひたれば本隊は南寧武鳴間の自動車新道を遮斷せんとす陸榮廷氏は此の道を斷たるゝ時は南寧の命數盡くるなりて大に焦慮し馬濟、林虎等三名を遣して遙に梧州方面より五營の兵を呼びて防備せしめつゝあるが官軍は俸給長く不渡となり且つ民軍に同情するもの多き爲め戰意なく民軍に降るもの跡からず民軍は又南寧、龍州間の連絡を斷ち南寧は包圍に陷らんとす又一枝隊は隆安より龍州近く押寄せ來り廣東軍政府は廣西討伐を實現せずとも民軍を蜂起せしむるに成功し廣東、雲南より廣西軍を牽制すると廣西三萬餘の大軍も不統一なる等によりて民軍成功し龍州に

在る陸榮廷譚浩明氏等を安南方面へ逐ひ得るやも知れず斯くて廣東政府の唯一の目的は達し得べきか。（時事）

▲周總長愈〻辭職（北京特電廿九日發）財政總長周自齊氏は廿九日辭職した。（東京日日）

▲財政總長の後任（北京特電廿九日發）財政總長周自齊氏は廿九日午前大總統に辭表を提出した現内閣は財政の整理で最後の手段として天津の新銀行團と借款の交渉を試みつゝあり此の手段にして成功せば右の辭表を撤回すべきも然らざる時は之を以て最後の事情として此辭表を提出するのであると其天津計畫云々は表面の言辭で實に確定の行爲の遂ぎに後任は現に次長として部内の信望實績を集め最近各省督軍と書く接近して居る靳復氏らしい那復氏は靳雲鶚氏一味であるから周自齊氏の辭職に依つて内閣の動搖を來すやうなとはあるまいと。（東京日日）

▲長江諸督軍の協議（上海特電三十一日發）湖北督軍王占元は江西督軍陳光遠其の他長江筋の諸督軍と意見交換の結果（一）三月一日より開始の各國會議に對し（二）時勢に順み連省自治制度を採用し湖南を中心とする自治運動の赤化を防止せんことを北京政府に請願するに内定し先つ書翰及び吳佩孚の意見を徴したる處吳佩孚は時機尚ほ早しとの意見なりと。（時事）

財政經濟

▲滬石鐵道借款（十六日上海特派員發）張弧氏等と中英公司との間に滬石鐵道借款（一千萬元）進行中にて有望なり中英公司は英國と支那との出資なりと稱するも實は日英出資なりと。

▲内國借款繼らず（十六日上海特派員發）財政部は印紙稅を以て支那銀行團に借款を申し込めるが右は利子八分にて手取九十五とし銀行團は利子八分一厘手取八十五印紙稅百に對し四十を抵當とすることを要求し尚纏らず。（大阪朝日）

▲費途監督委員組織（北京特電十七日發）關稅收入費途監督事務に使用する關稅一割附加稅の費途監督委員に關し十六日支那政府は其組織を撤回し英國公使の主張により外國側六名、支那側六名、合計十二名を以て組織することに決定し最大の貿易額を有する日本は右の六名の中にあらずとに反して英米二國は各二個の椅子を占めんとする模樣なり尚ほ該委員會成立したるを以て外交團は外交部に對し關加稅は二月十六日より實施して差支なしと云ふ通牒を發す可しと。

關稅增徵收入用途監督委員會組織に關し外交團側の代表英米兩國の三公使は十五日支那側代表と會見協議したる結果支那側は遂に讓歩し其主張を撤回し外國側の立案せる外交各一人流を採用して監督委員會は愈々成立せり其内譯は外人側國際統一救濟會中央執行委員長一同會名譽會計一、英國赤十字代表一、地方救濟會代表三、支那側臨時總代表一、會計一、地方救濟會代表四にして日本は遂に除外されたり右の結果同委員會の成立より一ヶ月後に當る二月十六日より關稅增徵を實施して差支へなき旨外國側より吹めて支那側に通牒することゝならん同時に兩百萬元借款調印運運の件も解決せられたる譯にて兩三日中に調印することに決せりと。（時事）

▲附加稅徵集延期（上海國際社十七日發）當地海關稅務司は北支通商救濟の爲め關稅附加稅及び鹽稅附加稅徵集の件は更に右當するまで無期延期する旨布告せり。（時事）

▲日本領事裁判（北京特電十八日發）對支新借款團の最初の事業として北支那の饑饉救濟の爲四百萬元の借款成立し兩團の使節團體に同委員會運も十六日漸く解決を見るに至つたが借款員會に日本人が除外せられて居る事は重要である今其經過を聞くと倫も外交團に先て外國人六名支那側三名の委員を擧ぐるに決し其選定は何國人なるかに關さる處かゝる重要な事務に當る人々以てする事としたとは使節監督に便利であるとの口實の下に英米の細工に成つたもので此方法による時は日本人は委員の中に加はる事はない事となつた時恰も小幡公使の病中であつた事も屢多額の借款引受權を有する日本が除外さるゝに至つた一原因である之に對する支那側の外國人支那人各九名案も遂に決定のみを監督せしむべしとする支那の提案と共に葬らるゝに至り外國側六名支那側六名とする僞かの讓歩を以て英米の意圖通り決定を見た次第であ　。（東京日日）

▲紡績會社創設と米人　（十八日奉天特派員發）　支那側は今回資本四百萬兩（一株百兩全部拂込）にて官民合辦の紡績會社を創設すべく敷地二千七百七十九坪を奉天十間房の東側京奉線路附近に定め最近より地均工事に着手せり右會社に要する機械は全部米國より購入し米人技師を傭聘する筈にて前記資本額は支那側官民の支出と稱するも財界不況の今日支那側に斯る餘裕なきは想像する迄もなく實は此相談を初め我大倉組に持込しも大倉組は謝絶決せず遂に米國人の出資を迎へ工場竣成の上は綿毛兩種を紡織して外國輸入を防ぎ專ら自給自足の主義に依つて東三省官民一般の需要に應ずるものなる由其内容の詳細は今の所不明なるも該會社營業開始の曉は我滿蒙毛織會社の勁敵として打撃を與ふべし。（東京朝日）

▲交渉中の三借款　（上海特電十九日發）　目下交渉中の借款談に左の三あり。

（一）東陵森林借款（英國と金額五百萬元、利率九分）期限五年、手取九六、前渡百萬元、製材會社と製紙廠を合同す）

（二）浦口、南京間の長江に水流急なる爲め浮橋を架する借款（米國と商議中）

（三）滬口、閘北、天津、濟南に五萬錘の紡績會社合辦權を某國と協議中なり。

支那銀行團と印紙稅を抵當とする借款談は不調に終れり。（大阪朝日）

▲關稅引上實施期日　（北京特電廿日發）　外交團代表英、米、獨三公使は駐京の如く十五日頃外交總長と會見し關稅引上實施期に就き諒取する處あり四百萬元救濟借款の成立後一箇月を經、之を實施することに協議纏まり右監督委員會が一月十六日に成立したれば實施期を二月十六日に決定し外交部より此旨各財團に通告したれば一般に實施日は二月十六日なりと信ぜられつゝありしに其の後當地に於ける各小國公使が日頃外交界に於ける專橫の行爲に對し反感を抱けるを以て三月十日より關稅の引上を實施することを希望する旨を提議し右二公使は之に贊成したる爲め多分是等の希望は容れらるゝ形勢に在り是れ久しく外交團内に潛在し居りたる大國對小國の關係が暴露せるものに外ならず。（時事）

▲日本より附加稅暨督委員　（北京特電廿二日發）　廿一日開會の國際統一救濟會に於いて支那側は關稅附加稅實施監督委員會に總督區域たる四省の代表者一名を加へられたしと要求し大多數で通過したが日本委員澤海書記官も其際貿易關係深く關稅增徵により多大の犧牲を拂ひ且救濟借款の四分の一を負擔する日本も委員を出すべしとの動議を提出し之に對し英米側は烈しく反對したが結局汪大燮、梁士詒兩氏の贊成あり投票の結果八對七にて澤澤書記官の主張が通過し會長汪大燮より更に外交團に右決議を通知する事になつた。

▲關稅增徵實施期　（北京特電）　廿三日曾關稅增徵實施期は三月一日より實施する爲に確定し支那政府は其旨總稅務司に通告した。（東京日）

▲開灤炭礦と二鐵礦　（上海特電廿二日發）　最近開灤炭礦と龍煙（直隸省北部近傍宗奧氏等の官民合同）及寶興（安徽民業）鐵礦の三會社合同して秦皇島に製鋼所を創立するの假契約締結され既に農商部の登記を終へたり該會社は開灤公司より石炭後者の二會社より鐵礦の供給を受くるものなりと右に關し當地の專門家は曰く「右の報は確實なるものゝ如く新の如き低廉なる原料を使用する會社が支那に起らば日本は到底競爭し得ず正に大打撃を蒙るべし日本側にても必ず速からず長江筋に製鋼所を設立するに至るべしと。（東京朝日）

▲南滿線國有請願　（國際上海廿二日發）　南滿鐵道株主は北京交通部に對し旨趣通達を陳有にせんとを電請せり。（大阪朝日）

▲飛行借款立消　（北京特電廿二日發）　聯て傳へられた英國ハンドレーページ會社と支那側との水上飛行機借款契約の件は今回英國政府の支那への兵器輸入禁止及前借による資金供給の不認可の方針により不成立に終れる由（時事）

▲年關前の軍政府財政　（廣東特電廿二日發）　舊年末に於ける廣東の財政財態には左記の如き收支關係にあるが朱執信二百餘萬元に對し廣東銀團會より七十萬元省内各地關會より三十萬元の借款其他の收入約百萬元ありと雖ふ砂田稅なれに亦當しありと云ふも廣東總商會の如きは記帳券及び前政府に對する同樣の借款が常に條件を無視され商會側の損害に終りたる苦き經驗もあり且つ過般陳炯明氏が中國銀行の紙幣の流通を禁止せる爲一般納入が多大の損害を蒙れる事情其他商會内部に反對分子ありて此七十萬元の調達

は決して容易にあらず又久しく兵亂と經濟壓迫の爲民の苛稅に困憊せる省內各地商會始め人民は固じく皆に三十萬元其他砂田稅を納入し得べしと思はれず要するに極めて苦しき狀態にあるが其上軍政府及び國防方面にも急を要する費目あり年內を目前に控へたる財政當局の苦心は並々にあらざる折柄總統閣議より孫、陳の意見に衝突を來したる結果若干の波瀾を受けたり今や纏りに外債を得んと各銀行團交涉中なり尙財政の收支關係左の如し。

收入の部　田賦稅三十萬元▲鹽稅七十萬元▲煙酒稅二十萬元▲關金三十萬元▲統捐三十萬元▲總商會より借入れ三十萬元▲合計二百二十五萬元

支出の部　陸海軍費百五十萬元▲民軍其他軍隊餉費五十萬元▲諸政費五十萬元▲從來の不足滿軍費八十萬元▲國債政費百二十萬元▲合計四百五十萬元

差引不足　百二十五萬元餘

而して目下急務のものは主として從來の不足滿軍費及び諸政費二百萬元にして之れに對し前記廣東總商會よりの百萬元借款中未だ受領せざる各地商會の三十萬元、砂田稅等を充當しあるものなり。（大阪朝日）

▲無線借款契約內容　（北京國際社廿六日發）　一月八日支那交通部と米國無線電信電話會社との間に仮調印を了せる無線電信借款契約は二十箇條の本契約及び六箇條の附屬契約より成れるが其要點左の如し。

一、金額は米貨四百六十萬弗にて米國無線電信會社之れを擔任す。

二、上海に一千キロワットの强力なる無線臺一箇所を建設し直接世界各國無線臺に通信す。

三、北京、廣東、漢口、哈爾賓の四箇所に各六百キロワット中力無線臺を建設し直接日本、歐洲、比律賓、新嘉坡等の無線臺に通信す。

四、支那政府は爭年借款額の十分の一宛を償還し十箇年賦を以て全額を償却す未濟金額に對しては爭年七分の利息を支拂ふこととし爭年償還期日を十二月三十一日と定む。

五、十箇年の期限終了後に至りて支那政府が若し未濟償還額を支拂ひ得ざる場合には有無線臺を米支合辦に歸せしむ。

六、支那政府は十箇年の期限に於て未濟償還金及び利息を支拂ふことに依り各通信臺の所有權を完全獲得することを得。

七、支那政府は十箇年間に米國無線電信會社に對し各無線臺の管理に關する全權を附與す但し支那政府は右期間中人員を派し電信を監督し帳簿を檢査し練習生を派遣し得而して各無線臺が支那政府の管理したる場合には米國無線電信會社が聘したる人員を其儘留任採用す。

八、米國無線電信會社は右管理期間中損益の如何に拘らず爭年各電信營業收入の十分の一を謝禮金として支那政府に提供す。

九、支那政府は各無線臺と外國各無線臺及び海上商船並に國內各無線臺との通信を許可す。（時事）

支那

第十二卷　四月號　第四號

目次

支那に對する列國協調主義採用の經路……一—四
中國政府內債調查表……五—一一
門戶開放主義と國際協調主義……一一—一七
財政部稅務處會訂機製洋式貨物稅現行辦法一八—二一
支那の一米人……二一—二五

時報

痛ましき北京教育界——新選擧の成績——減政問題——孫文氏非常總統——露支通商問題近狀……二六—三五

彙報

支那新聞重要記事——外交關係——特別法院設置案——外蒙問題——國內政情——財政關係
日本新聞重要電報——外交關係——南北情勢——財政關係其他……三六—五二
支那職員錄……一一—一六
「支那」第十一卷總索引……一一—五

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

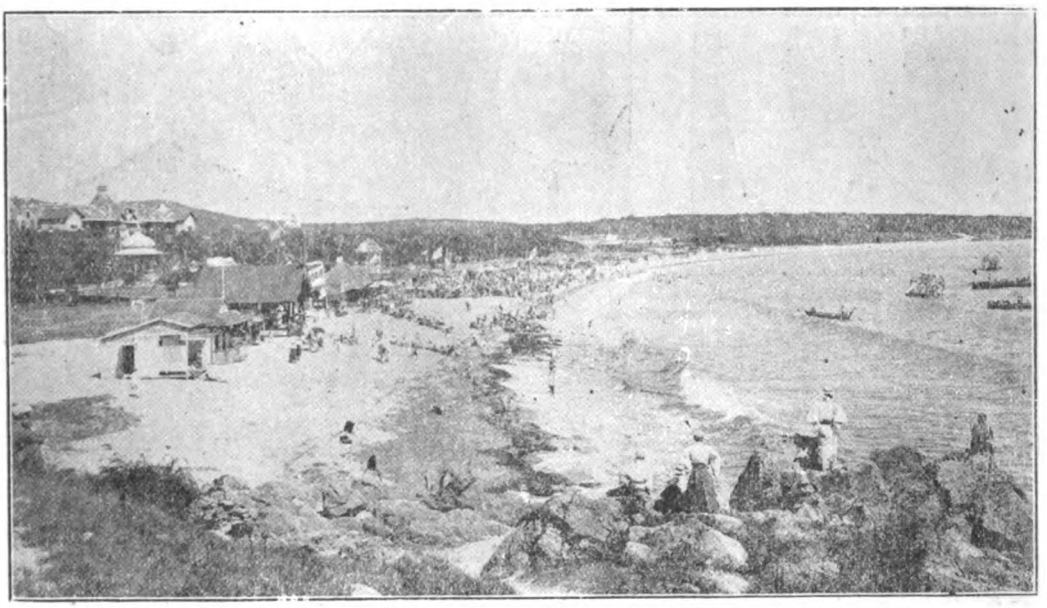

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るとこに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎溜川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料、機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として溜川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年四月十五日
第十二卷第四號

支那に對する列國協調主義の採用の經路

一

近時支那に於ける利權獲得、資本投下に關し次第に列國協調主義採用せらるゝに至り、之れが爲に新四國借款團の完全に成立せるは、列國の對支發展上の確かに一新紀元を劃するものである。然し支那に於て列國が調和共通の態度に出でた事は決して今日に始まれるものにあらず、支那と列國との通商開始の初期、則ち廣東貿易の初期に於ても既に英、米、佛等は支那に對するに協調提携の方針を採り、其後北京に公使館の設けらるゝに至つても最初の米國公使アンソン・バーリンゲーム氏主動者として此方針を採り、其後此傾向を繼續せしが、後芝罘條約の際に於ける英國公使トーマス・ウエード卿の態度に其同僚をして信賴せしむるに足らざるものありし結果、爾後各國共に個々の行動を採るに至り、而して一八八五年には個人主義の最も鮮明なる時代開始せられ、一八九四年より一八九八年に至る日清戰爭前後の時代に於て各國個人主義の發露最も甚だしく、歐洲列強は此間に於て種々の利權を獲得し、又所謂勢力範圍なるものを劃し、最も其野望を逞しうするに至つた。

二

其後列國は頻に競爭と角逐を繼續し來つたが、日露戰爭後に於て米國領事として奉天に駐在したストレート氏は支那に對して列國協調の必要を認めて、自らモルガン商會に投じて此計畫に參與した。然し氏の列國協調は或限られたる數國協調して、他の國に對抗せんとするもので、聯合國の勢力を以て他を制せんとするものであつた。則ち英、米、獨、佛の四國を連ねて日露に對抗し若しくは之れを壓伏せんとしたものである。氏の計畫は先づ粵川漢鐵道借款について實現するに至り此に最初の四國借款團の成立を見たが、然し此四國借款團は偶然の事情より成立するに至つたもので、元よりストレートの計畫したものではなく、四國孰れも其の成立を企圖したものは無かつたのである。今其當時の事情を說くのは既に秘密でもなく、又我日本に關係もあつて稍興味があるからこれを說明しやう。

漢口より廣東に至る粵漢鐵道は支那鐵道の主要幹線である爲早くより計畫せられたが、借款關係の爲一時頓挫して居た故張之洞は之れを速成せしめんとして、一九〇七年春我日本より其資金を借入れんとして、正金銀行の小田切取締役を武昌に招致して、湖南湖北に於ける鐵道資金起債の交涉を開始した。然るに之れより先、支那は粵漢鐵道敷設權を米國會社より回收するに方り、英國政府の周旋により資金を得た關係上、一九〇五年中湖廣總督張之洞より在漢口英國總領事に對し將來此鐵道につき外資を仰ぐ場合には先づ英國に協議すべき旨の內約を與へた事實のあつた爲、今張之洞が日本と借款交涉を開いた事を知つた英國側は直に北京の日本公使竝に東京外務省に對し抗議を申込んで來た。茲に於て日本は止むなく之れを中止したが、張之洞は一九〇八年督辦粵漢鐵路大臣となり、川漢鐵道の湖北省內の部分に對する督辦鐵路大臣兼任を命せられ、是等鐵道工事を急ぐ事となつた爲、同年十二月英清組合代表者ブランドと三百萬磅の借款交涉を開始した。然るに其條件について兩者の間に主張を異にし、協議容易に纏らざるに乘じ、獨逸資本家を代表せる德華銀行のコルデスは英國側提案に比し支那に利益ある條件を提供して、張之洞との間に假借款條約を締結して仕舞つた。是に於て英佛資本家（佛國資本家は中支に於ける鐵道經營に關し英國資本家と共同せるものである）より異議を申込み、其結果三國資本家は屢次倫敦、巴里及伯林に於て協議を重ねた結果、遂に粵漢、川漢兩鐵道所要の借款を共同して引受くるの方針を決定し、此方針に據り三國資本家代表者は張之洞側と交涉の上一九〇九年六月六日に至り遂に共同借款契約を締結するに至つた。然るに此形勢を見た米國のストレートは自ら企畫した列國協同行動が偶然にも成立せんとするを知り、米國亦これに參加

せざるべからずとなし、直に米國資本團を動かし非常に猛烈なる運動をなしたが、到底尋常一樣の手段では米國資本團が既成の三國資本團に割込む事は困難なるを知り、時の大統領タフトを動かし、清國の攝政醇親王に親電を送つて米國亦該借款團に加入せん事を要求した。茲に於て支那政府は大に困難の地位に立ちしが、斯くの如き非常手段によれる米國の申込を無下に拒絶する能はず、然かも一方借款契約は既に成立せるものなれば、之れが變更は容易ならざりしが、借款團中の獨逸は米國の加入をも許すべきを力持せしより、遂に借款額を增して米國をも加ふる事となり、茲に四國借款團の成立を見るに至つたのである。則ち其最初の成立は時を同じうしてストレート氏に同樣の計畫ありしも、其計畫の實行せられたるにあらずして、全く偶然の行掛より生じたるものであつたのである。

三

斯くて四國借款團の成立するや米國のストレートは巧にこれを運用してかねて自ら企圖したるが如く之れによつて滿洲に於ける日露勢力の進展を抑制せんとして、遂に一九一一年四月十五日四國借款團と盛宣懷、澤公との間に一億兩の大借款契約を締結し、該借款金額は幣制改革資金並に滿洲に於ける企業資金に用ふる事とし、該借款擔保の一部分には滿洲に於ける稅課を以て之れに充てた。斯くの如きは明かに日露兩國の既得權を侵すものであるが爲に、兩國は共同抗議を申込んだが、抑もストレートの此借款は此兩國を壓抑するが目的であつて、當時の四國借款團は今日の借款團と異り純然たる列國協調の主義に基いたものではなかつたのである。

此借款は日露の抗議についで革命の事變あり其儘にて一時中絶の姿となつたが、革命後支那政府が資金を要する事多きに至るや、更に此四國借款團に向つて借款交涉を開始し、四國資本團亦これに應じて其必要とする政費を貸付けんとする意嚮で兩者の間に交涉が行はれて居つた。而して一部策士は之れによつて支那の借款は四國團に獨占し得べしとなして喜んだが、投資家の一部には民國の前途につき窃かに疑惧の念を懷くものがあり、不安の念に驅らるゝものありしが、偶々一九一二年二月二十九日夜北京に軍隊の暴動あり、掠奪筈に行はれ、外人の生命財產危殆に瀕せしより、四國資本家も俄に不安の度を加へ、支那に對し最も近遍し最も實力を加へ得べき地位にある日露兩國を除外して、借款團を組成するの危

險を感じ、遂に其三月十一日を以て正式に日露兩國に之れが參加を勸誘するに至つた。依つて日本は同月二十日加入承諾を通告し、後露國亦加はり、茲に初めて六國借款團成り、支那政府の起す政治、經濟借款は此借款團で獨占する事となつた。これ支那に於て眞の列國協調の意味に基く借款團の成立した最初であるが、後一九一三年三月十七日に至り未だ第一次大借款の成立せざるに先ち米國先づ其借款條件の支那の行政的獨立を侵すものにして又財政並に政治に不當なる干渉の端を啓くものなりとの理由により脫退し、後英國は經濟借款除外を聲明し、歐洲戰爭の爲獨逸は除外せられ、露國は崩壞して舊態を存せざるに至り、歐洲戰爭の後半に於ては該借款團は日、英、佛の三國借款團となり、然かも英佛は戰爭に專らなる爲、日本獨力を以て借款團を支へて世界大戰の終期に至つたのである。

四

是れより先歐戰繼續中米國の財團復歸問題あり、其經緯は中々込入つた事情があるが、今日は尙其詳細を語るの時期ではあるまいから之れを略すが、米國は歐戰の末期に於て舊財團復歸よりも、寧ろ自國資本團を中心とする新財團の創成を目論み、一九一八年六月米國政府は同國の三十一銀行を以て米國財團を組織し之れを加へて對支新借款團を組織せん事を日、英、佛三國政府に提議し、其後一九一九年巴里に對獨講和會議の開かるゝや、四國財團代表者亦此地に集り、同年五月七、八、十一、十二日の四日間會議を開き借款團規約の大綱を議定し、之れを各國政府並に財團の考慮に附する事となつた。其の後に至り日本の要求に係る滿蒙除外問題あり、一時交涉停頓の狀あつたが、一九二〇年三月及五月の二回米國財團代表ラモンド氏來日し、當局並に日本財團代表者と熱議を遂げた結果、日本は同年五月十一日附を以て前年六月十八日提出した滿蒙除外の提議を撤回し、無條件加入の意をラ氏に對し公式に表明するに至つた。斯くて四國財團の協議完全に纏つた結果、四國財團代表者は一九二〇年十一月十二日より紐育に會議を開き往年の巴里決議を正式に確認すると共に、更に借款團に關する種々の協定をなし、遂に其十一月二十日を以て四國政府同時に四國借款團成立の旨を聲明し、尙支那政府に對しても同文通牒を發するに至り、此に新借款團の成立を告げたのである。（松本生）

中國政府內債調查表

愛國公債

名　稱　中華民國愛國公債
公債條例公布日期　宣統三年十月九日資政院議決民國元年正月三十一日公布
總　額　三千萬元
募集期限
已發行額　壹百六十四萬六千七百九十元
票面額種類　千元、百元、十元、五元
利　率　年六厘
付息日期　五月三十一日及十一月三十一日
付息機關　北京開封の中國銀行
償還期限　發行後第四年目より每年五分の一を償還、抽籤法による、右抽籤は每年五月三十一日擧行
元金償還抽籤日期　五年一月、六年一月、七年十二月、八年十二月
同　地　點　北京
已經抽籤次數　四回計一百三十二萬元
未償還額　計三十二萬六千七百九十元
現　價　四割引

元年公債

名　稱　民國元年六厘內國公債
公債條例公布日期　二年二月十日
總　額　二億萬元
募集期限　敗政總長財政上之便宜により分期之を募集す
已發行額　九年十月迄の已發行額一億二千一百六十八萬五百七十元
票面種類　千元、百元、五十元、十元
利　率　年六厘
付息日期　每年六月十二月
付息機關　本北京、上海、漢口、南京、南昌の五中國銀行なりしが、九年六月第十三期付息より北京上海兩處中國交通兩行とす
償還期限　五年以內は只利息を支拂ひ五年後は三十年內に抽籤法により償還す
還本抽籤日期　其後一回も抽籤なし
現　價　上海付息二割引北京付息一割六分引

軍需公債

名　稱　民國元年八厘軍需公債

公債條例公布日期　民國元年一月八日南京參議院議決を經臨時大總統批准す

總額　一億萬元

募集期限　購票者は一週間内に公債額面の四分の一を納め其餘の四分の三は三次に分ち毎回一ケ月後とし三ケ月内に完納す

已發行額　計五百七十六萬七千六百四十元、五年正月北京交通銀行に一百六十萬元を撥與す

票面額種類　千元、百元、十元、五元

利率　年八厘

付息日期　毎年二月二日及八月二日

付息機關　北京上海中國銀行

擔保品　國家所收の錢糧將來免厘加稅を實行する時は加稅を以て之れに充つ

償還期限　第二年より起り毎年五分の一を償還第六年にして還濟す

還本抽籤地點　中央政府財政部に於てす、前三次は中央公園に於て擧行す

已經抽籤還本回數　三回第一回還本一百十五萬、第二回還本一百十五萬、第三回還本一百七十萬　合計四百萬元

抽籤還本日期　四年二月、五年二月、六年十月

未償還額　二回分本銀計三百三十六萬七千六百四十元

現價　七八

三年公債

名稱　民國三年内國公債

公債條例公布日期　三年八月一日、債額擴充條例三年十二月二十二日

總額　元定一千六百萬元、後二千四百萬元に增額す

募集期限　分期募集す、其分期は公債局に於て情形を酌量して決定す

已發行額　二千四百九十二萬六千一百十元

票面種類　一萬元、千元、百元、五十元、十元、(此中五元のもの若干あり)

利率　年六厘

付息日限　毎年六月末及十二月末

付息機關　中國交通兩行及政府委任の外國銀行、確實なる支那銀號、或は海關稅務司署及中交兩行のなき地方の縣公署

利子支拂方法　先財政交通兩部より、一年の利子九十六萬元を籌定し、公債局指定の外國銀行に交付し永遠に存儲して保息の用に充つ、此外財交兩部より毎月別に確實の收入八萬元を指定し、指定銀行に交付し、毎期の利子支拂の用に充つ、六年四月より五六七月迄毎月獨國賠款十二萬元を以て之れに充てたり

擔保品　利息は毎月交通部の鐵路餘利より控除して之れに充つ、其額五萬元左右翼商稅より三萬元元金償還京漢鐵路を第四次の抵押とし、其毎年の剩餘二百八十萬元内より交付す

償還期限　三年以内は只利息を付し、第四年より抽籤法を用ひ毎年額面九分の一を償還、第十二年迄に全部還清

還本抽籤日期　毎年十二月十五日

還本抽籤地點　北京

元金償還方法　七年二月財政部は常關稅款を存儲して、三四年内國公債償還本基金として稅務司に委託保管することを許す、常關稅毎年の收入は七百萬元ありと稱せらるゝも、實收の數は二百二十萬元に過ぎず、不足大なるを以て、別に法を設け關稅剩餘より之れを補ふことゝせり、九年二月稅務司三四年公債還本籌款辦法を定め、十年一月より中國と各國と所訂の管理關稅規則の第二條實行の後を俟ち毎月關稅剩餘項下より四十萬元を支出して、公債還本基金となすことゝせり

已經抽籤還本回數　七年三月一日第一回二百七十六萬九千元償還、八年六月三十日第二回二百七十四萬五千四百三十元償還、九年六月三十日第三回二百七十四萬一千六百十五元償還

已經抽籤還本日期　七年二月、八年六月、九年六月

未償還額　六回分計一千六百六十七萬六十五元

現價　七三

四年公債

名稱　民國四年内國公債

公債條例公布日期　四年二月九日及四月一日

總額　二千四百萬元

已發行額　二千五百八十二萬九千九百六十五元

票面種類　一萬元、千元、百元、十元、五元

利率　年六厘

付息日期　毎年四月十二日及十月十二日

付息機關　三年公債と同一

利子支拂方法　財政部より一年利息百四十四萬元を支出し、總稅務司アグレンに交付し中國交通兩行に永く預入す、毎月十二萬元を支出し總稅務司に交付し公債項下に預入し以て到期付息の用に充つ、六年四月より五六七月に至る間毎月獨國賠款十二萬元を以て三四年内債保息に充つ八月分より總ての獨國賠款は其全數を以て三四年内債保息の用に充つることゝす

擔保品　全國の未だ他の擔保とせざる常關稅及强

償還期限	家口等徵收局の收入並山西全省厘金二年以內は只利息を支拂ひ第三年より每年元金を償還す、其方法は抽籤により每回六分の一とし第八年にして還濟
還本抽籤日期	每年二月十五日
還本抽籤地點	北京
元金支拂方法	七年二月財政部に於て常關稅款を存儲して、三四年內國公債還本基金として稅務司に委託保管せしむることとす、常關稅每年の收入七百萬元と稱するも實收の數二百二十萬元に過ぎず因て別に法を設け關稅剩餘中より之れを補ふことゝせり
已經抽籤還本回數	二回、八年二月十七日三百八十八萬三千九十元償還、九年四月十二日十三萬九百六十五元償還
已經抽籤還本日期	八年二月、九年四月
未償還額	四回分計七百八十一萬五千九百十元
現價	七六

五年公債

名稱	民國五年六厘內國公債
公債條例公布日期	五年三月十一日
總額	二千萬元
已發行額	七百七十七萬五百十五元、儲蓄票を以て換領せるより五年公債は約九百餘萬元を增加すべきが、唯儲蓄票尙未だ換完せざるが故に發行確數尙明かならず
票面額及種數	一萬元、千元、百元、十元、五元
利率	年六厘
付息日期	每年三月三十一日及九月三十日
付息機關	中國交通總分行及中交兩行なき地方の各縣公署
利子支拂方法	財政部より臨時に籌撥し別に規定なし
擔保品	烟酒公賣收入
償還期限	一年以內は利子のみを支拂ひ第二年より三年六期に別ち抽籤を以て償還す
還本抽籤日期	每年三月三十一日及九月三十日
還本抽籤地點	北京
已經抽籤還本次數	一回、九年三月三十一日、一百二十四萬二千四百十元償還
已經抽籤還本日期	九年二月
未償還額	四回分、六百五十二萬八千一百五元（最近增發の數は其內にあらず）
現價	六扣

短期公債

名稱	民國七年短期公債
公債條例公布日期	七年四月二十七日
總額	四千八百萬元
既發行額	四千八百萬元

票面額　一萬元、千元、百元、十元
利率　六厘
利息支拂日期　每年六月三十日、十二月三十一日
付息機關　中國交通兩行本支店其無き地方は縣公署
利子支拂方法　每期の付息は財政部より延期賠款を指定し每月總稅務司に交付存儲し支付に備ふ
擔保品　延期賠款
償還期限　五ケ年十期に還清す
還本抽籤日期　每年六月十日及十二月十日
地點　北京
元金支拂方法　利子と同じ
償本機關　中國交通總分行及中交兩行無き地方の縣公署
中籤後還本日期　六月三十日及十二月三十一日開始
已經抽籤還本次數　五回、償還濟二千四百萬元、(每次四百八十萬元)
已經抽償還本日期　每年六月十日及十二月十日
未償還額　五回分二千四百萬元
現價　八九

長期公債

名稱　民國七年六厘公債
公債條例公布日期　七年四月二十七日
總額　四千五百萬元
已發行額　四千五百萬元

票面種類　一萬元、千元、百元、十元
利率　年六厘
付息日期　每年六月三十日及十一月三十日
付息機關　中交兩行及中交兩行なき地方の縣公署
利子支拂方法　財政部より時に先ち歸撥すべく別に規定なし
擔保品　五十里外之常關を第二次擔保となす
償還期限　十年內は只利息を支拂ひ第十一年より十年期に分ち抽籤償還す
還本抽籤日期　每年六月三十日及十二月三十一日
還本抽籤地點　北京
元金支拂方法　利子と同じ
已經抽籤還本次數　無
未償還額數　二十回分全額
現價　三六、

八年公債

名稱　民國八年七厘公債
公債條例公布日期　九年二月十九日
總額　類五千六百萬元
已發行額　一千九百六十九萬二千三百十五元
利率　年六厘
付息日期　每年二月二十八日及八月三十一日
付息機關　中國交通總分各行及財政機關及政府委託の各官署銀行股實商號

利子支拂方法　每月財政部より專款を籌備し指定の銀行に交付して永遠存儲して付息の用となす

擔保品　全國の未だ抵押に供せざる貨物稅を擔保となす、每月另に財政部より專款を籌備す

償還期限　五年以內は只利息を付し第六年より抽籤法を用ひて每年總額十五分の一を償還し第二十年にして全數償還す

還本抽籤日期　每年八月三十一日

地點　北京

元金支拂方法　利子と同じ

未償還額　十五回分全額

現價　二三

整理金融短期公債

名稱　整理金融短期公債

公債條例公布日期　九年九月十九日

總額　六千萬元

已發行額

票面種類　十元、百元、千元、一萬元

利率　六厘

付息日期　每年三月三十一日及九月三十日

利子支拂方法　財政部より稅務司に請ひ、關稅餘款項下より附表に照し每次の本息總額に當るものを先づ中交兩行に撥交備付す若し關稅剩餘之れに足らざる時は財政部より他の收入を指定して之れに充つ

擔保品　關稅餘款

償還期限　民國十年より抽籤法を用ひ六年に償還す每年二回總額十分の一を償還す民國十年三月三十一日より十五年九月三十日の間に全部償清

抽籤日期　每年三月十日及九月十日

地點　北京

元金支拂方法　利子と同じ

中抽籤後還本日期　每年三月三十一日及九月三十日

未償還額　十二回分全額

門戸開放主義と國際協同主義

ジョージ、ブロンソン、リー

四年目毎に改選さるゝ大統領や國務卿の政綱或は紛ら氣によりて對外政策が右へでも左へでも變更されるが如き政府の下にありては、一定の國策を定めて、貿易の發達を促し對外投資を保護することは出來ないことはないけれども、甚だ困難なことであるといふことを吾々米國人は從來の高價なる經驗によりて敎へられた。目下墨國には數千の米國の市民が其の生命を脅かされ、其の財産を破壞されてゐるが、しかも彼等は本國政府から「政府は合憎く目下事務多端であるから國内で食つていけないやうな在外國民のことにかまつては居られない」との冷淡な報告を受け取つてゐるのである。

中部及び西部諸洲の上院議員の公平な陳述に曰く「彼等墨國人は自國内の外國人の財産を片つ端から燒棄しようとして居る」と。この言を聞いた人は墨西哥の國内に蔓つて居る對米反感を和げる事がいかに困難であるかを知るであらう。今墨西哥より支那に目を轉ずるとこゝにも着々事業を經營しつゝある米國の市民の居ることを見出す。彼等は門戸開放政策が我國の根本的外交政策として支持せられるであらうと欺かれて信じながら支那に於て商業取引に從事してゐるのだ。從つて彼等も亦國務省は「かゝる危險なる活動を援助する事は出來ない」と彼等に對し殆もほろゝの態度をとれることを知るに至つたのである。この國務省怠慢問題が屢々起つたのは無理ならぬ事であるが、其度に國務省は其の責任を何とかして回避して居た。其の結果「門戸開放主義」は各國に嘲笑せられ、米國の文筆家や政治家が若い支那人及び經驗に乏しい米國の商人、製造業者及び銀行家の爲に作つた外交的お伽噺であると見なされるようになつた。實際支那の主權を制抑しつゝある一切の協約及び了解が廢止され得るまでは「門戸開放主義」は一場の神話に止るのである。但し借款團は其の反對である。これは單なる意見では無くて事實なのである。

米國人は支那に投資し、支那に注文の道を開き、全力を擧げて外國の競爭を破り（特に日本の）以て「市場を占領すべし」と勸誘されて居る。この議論の背後には米國政府は外國に在留する米國市民の利益を保護し、支那に於ては門戸開放主義を極力支持する決心であるとの假定が含まれて居る。ところが米國商人は是を信じて差支ないであらうか米國政府は墨西哥に於てその責任を負ふ事を絶對に拒絶し

て置きながら支那に於て米國の資本を保護する事を保障するだらうか。米國は自國の後庭を取締りもしないでおいて萬一の場合太平洋の彼岸に軍隊を派遣するだらうか。その答は判り切つて居るように思はれる。卽ち米國政府はそんな事はしないだらう。墨西哥に於けると同樣の理由の下に支那に關しても、他國に干渉する事を避けると言ふに相違ない。然る時は如何に支那を絶好の投資の市場だと廣告しても米國人は意を安んじて此の廣告に惹きつけられる事が出來ようか。これに對する答も亦明白であるように思はれる。若し米國政府が外國に於ける米國の投資を保護する責任を負はないとすれば、この重大なる保障は他の一國もしくは數國と協同して責任を分擔する事によつてのみ始めて實現され得る。米國政府が此の最も困難なる問題の名譽あり且つ平和なる唯一の解決法として最後にこの協同主義を採用するに至つた理由は極めて明白である。

動搖と沈滯の歷史

過去二十年間の支那に於ける諸種の事件を回顧して見ると、米國の對支政策が「門戶開放」の概念を實現せんとする企圖と、單獨なる財政的活動に依つて歐羅巴及び日本の勢力範圍を破壞せんとする企圖との間を動搖して居た事がわかるであらう。卽ち若し門戶開放政策が敗れたならば米國はこれと反對の極端に走つて中立化或は今日の言葉を用ゆれば、「國際的協同」を主張するに至つた事がわかるであらう。米國の外交が門戶を開放せんと努める度に「勢力範圍」政策の利益を受けて居る諸國は、あらゆる手段をつくしてこれを閉鎖する事に努めた。徐々に、併しながら確實に米國の鐵道及び借款に對して門戶は閉ぢられ、終に我國の傳統的政策は武力に訴へなければ支持する事が出來なくなつた。併し武力に訴へる事は米國の好むところではない。新借款團が成立すれば我國は協同責任を果す爲に否でも應でも列國と行動を共にせねばならなくなるであらう。而してこの政策は米國の主要なる銀行家の裏書を得て居るから、たしかに何時か今後の政府によつて我國の極東政策の基礎として採用されるに相違ない。

「門戶開放」に付いては多くの場當りの議論が書かれて居るので商業上及び財政上の單獨行動の宣言に始まり國際的協同の確固たる地步に終れる氣紛れな對支政策の跡とを辿つて見るのも興味があるだらう。この政策に關する誤解に付いて書けば大部の書籍をもつて大きな圖書館を充たす事が來出る。けれどもこの論文の目的の爲には吾人は米國の資本が始めて支那に足場を獲得したのは千八百九十八年粵漢鐵道の利權を手に入れた時である事を指摘しておけば十分である。その後六ヶ月にして英支公司は英國政府の承認を經て米支興業會社 American-China Development Company と粵漢鐵道の利益を等分する事を交換條件として同公司の所有せる有利なる鐵道の利權を互に分たんと提議した。若しこの提議が提議者の精神に於て承諾されたならば英米兩國の資本は互に相提携して安全に有利なる投資をなすことが出來、支那の最も豐饒なる地方の開發に大いに貢獻し、

其の後に起つた諸種の事件を遙かに圓滑ならしむることが出來たであらう。

千九百五年に、前記の英國公司は本國政府の認可を經て再び計畫中の漢口四川鐵道の競爭者を悉く合同する目的を以て一の國際團體を組織し、米國銀行家をこれに加入するやう招待した。しかもその間英國側は隔意無き證據として英國側の專管にかゝる浦信鐵道の利權をも右國際團體に提供しようと申し込んだ。ところが米國は再びそれを拒絕し其の結果英國側は、米國が同鐵道管理權の半ばをも抛棄したと見做すに至つた。而して英國は米國を除外して佛國及び白耳義と國際財團組織の商議を開いた。それより四年の後卽ち千九百九年に此等三國は獨逸をも加へて、將に湖廣鐵道借款契約に調印せんとしてゐた。此の間に米國財團も組織されて其の仲間に加はることゝなつた。千八百九十九年並に千九百五年に拒絕された協同主義は今や米國の權利として固執されることゝなり、米國の全外交は此の新國際財團割込み運動に集中さるゝことゝなつた。其の必要上時の大統領タフト氏は時の支那攝政に對して、該借款團に加入する爲め平和的最後通牒を交附しなければならぬ破目に陷つた。タフト氏の此の時の成功は、外交上の一大勝利と喧傳され、大規模なる國際的協同の先驅と傳へられ、或る熱心な論客からは、國際聯盟の基礎とさへ呼ばれた。併しながら、此の交涉の內輪話を素破抜けば、米國は此の國際團體の仲間入りをする爲めには、遲蒔きながらも此の協同主義を承認する以外に道がなかつたのだ。時の駐支公使コンガー氏 Conger が支那から、若し同鐵道敷設の爲めに外國の資本を必要とするやうなことがあれば英米兩國に右資金を供給する權利を與へるとの約束を得てゐたことが、我が國の財團割込みの唯一の賴みの綱であつたのだ。此の時我が國は非公式の約束を承認し、支那鐵道に對する特權割讓の覺書を承認する前例を開いたのである。此の前例はそれ以來他國の踏襲する所となつた。ところが今度は他人のことだものだから、我國は、かゝる行爲は穩當でない、「門戶開放」主義に牴觸するものであると主張してゐるのだ。

滿洲政策の無方針

當時米國人は滿洲銀行 Manchurian Bank の設立並に齊々哈爾から愛琿に至る北滿鐵道敷設協定を結ばんとするに至つた。此の鐵道は其の後延長されて齊々哈爾より南方錦州に至る線路をも含むことゝなり、米國の獨力を以てしては日露兩國の反對に對抗して此の計畫を實行することが出來なくなつたので、英國政府の後援を得んとの目的から英國の一會社を仲間に加へることゝなつた。此の特許權の獲得が不許可となるや、時の國務卿ノックス氏は有名なる滿洲鐵道中立說を唱へ列國を勸說して、若し滿洲鐵道中立が列國の容るゝ所とならざる曉には少くも錦州愛琿線を中立としなければならぬと主張した。此の際記憶しなければならぬのは日本の態度である。日本は英米兩國の仲間に加はることが許されれば右に對する抗議を撤回すると申し込んだのである。ところが此の提議は拒絕された。實にノック

ス卿は所謂「門戸開放」政策の破片の消滅を救はん爲めに（日本を除外せる）國際協同政策に歸つて來たのである。若し千九百十年に日本の提議が採用され、錦州愛琿鐵道南部が日本と協同して敷設されてゐたならば、內蒙古の中立は實現され、其の後日米兩國間に蠭起した幾多の感情の疎隔反對を避くることが出來たであらう。此の鐵道は今回の新借款團により協同投資さるゝことゝなつた。これ畢竟日本を惱ます爲めに十年の日子を空費したのである。吾國は今日丁度十年前の日本が參加を申し込んで來た時と同一の狀態にあるのである。當時の事情と今日のそれとの間には寸分の相違もないのである。

此の事件について、千九百十年十月二十七日支那政府代表者と米國銀行團との間に五千萬弗の借款假契約が北京で調印された。右借款の手取金は幣制改革の爲めに用ゐるとの條件であつた。支那側は、米國のみから借款したこと、並に幣制改革は純然たる米國の監督の下に實行することを縷々說明した。かくて借款條件は承認され二日後勅令を以て該借款契約は批准された。米國銀行團は聯合せる銀行團の勢力に對抗して米國が單獨にこれに當つたのでは進步捗々しからざるを知り、該借款契約を利用して國際協同の觀念を進めんとし、千九百十年十一月十日巴里に於て最初の四國借款團を正式に組織した。此の幣制改革借款は體のよい見せかけものであつた。外見は貨幣制度を鞏固にし整頓せんとするもゝ如くであつたけれども、實際は滿洲に於ける日露兩國の地位を覆へさんとする企てに他ならなかつた。該協約には該借款手取金の九分の五は支那本部に使用し、其の九分の四は滿洲に於ける產業の開發並に行政上の目的の爲めに使用することが規定してある。米國は英佛兩國が其の分與の利益に逆つて迄もこれを遵守するだらうと信じた、がこれは誤りであつた。當時日露兩國は債務國である爲めに上記國際財團から除外されてゐた。そこで、日露兩國は彼等が滿洲に於ける既得の條約權利を中立化せんとする此の見えすいた計略に對して强硬なる反對を提起した。卽ち兩國は實際上は支那に對して大して金を貸す力はないけれども政治的理由から此の國際銀行團に加入せんことを要求した。佛英兩國は此の要求を承諾し、こゝに上記銀行團は六國銀行團として知らるゝことゝなつた。是に於て日露兩國に國際的壓迫を加へんとする米國の外交は一敗地に塗るゝの結果となつた。日露兩國は彼等自身を打ち碎かんが爲めに彼等の滿洲に於ける戰略的政治的地位を脅威する借款の權利を保有せんとする團體の立派な一員となつたのである。其の結果は「門戸開放」主義を支持する代りに、日露兩國の特殊地位を益々强固ならしむるに至つたのである。序に記憶すべきは、幣制借款は今尙紙上に於ては目に見えない位の米國の權利として依然として殘つてゐる。併し、それは滿洲の開發といふ條項を拔いて了はなければ實行することが出來ないのである。新借款團の下に於ては日本の抗議によりそれを實行することは出來ないのである。

千九百十三年のウイルソン氏の狂言

吾人は今や千九百十三年の整理借款 reorganization loan 並にウイルソン氏が米國銀行團に正式の援助を與へることを拒絶した戲曲的物語を記す時となつた。ウイルソン氏は當時宣言して曰く該借款條件は支那獨立の根底を破壞するものであり、該銀行團に正式の援助を與へることは、其れ自體に於て米國精神と矛盾するものであると。是に於て米國銀行團は借款團を脫退し、國際財團の手によりて支那の新に敷設さるゝ鐵道を中立化せんとする孫逸仙博士の計畫を破壞してしまつた。米國銀行團は大統領の政策に變化が起るまでは支那に於ける事業に干與することを謝絶し、孫逸仙博士の代表委員から得た西南鐵道契約を拒絶した。當時西南鐵道は、全然國際間の政治的紛糾の渦中に捲き込まれてゐなかつたので、米國は其の資本を支那に於て列强と對等の地步の上にたちて單獨に運用する絶好の機會に面してゐたのである。これは察する所米國銀行團は、政府より恒久不變の外交的援助の保障を與へらるゝにあらざれば、單獨では如何なる支那の重大事業にも手を出すことを拒絶したわけである。しかも從來の經驗の示す如く、此の保障は現政府の治下に於ては到底期待されないのである。

千九百十三年より今日に至るまでの米國の對支政策を剌戟した動機を敘述しこれを說明することは甚だ困難である機會は常に現はに開放されてゐたけれども銀行團は拱手して何事をもしなかつた。國務省は獨立の企業には援助を與へることを公言したにも拘らず、かつてそれを實行したことはなかつた。千九百十三年には米國の資本を支那の開發の爲めに利用することは出來なかつた。翌年に至り、支那政府は自ら支那鐵道の中立を發議し、一萬哩の新線路を敷設し管理する爲めに國際鐵道會社を組織することを許可した右に關する商議は完全に成功を以て終結し、米國の資本家技師、製造業者等は英、佛、獨諸國のそれと等しく、これに參加したのであるが、國務省は此の計畫は支那に於ける鐵道敷設權を獨占するものであり、從つて獨占事業を禁止せる條約の條章に違背するものであるとの理由の下に、これに參加せる米國人に援助を與ふることを拒絶した。支那は支那自らの發議により自國領土の開發を目的とする會社を組織せんとする主權の運命を否認されたわけである。此の正當の理由なき支那內政干涉こそ實に現在の華盛頓政府の專制の最大の濫用にあらずして何であらう。これこそ支那獨立の根底を脅かすものである。これ支那が自國の權利を運用して露西亞の戰略的地位に脅威されたる支那領土內に鐵道を敷設することを拒絶せるものであつて、露國の行爲と同じく勝手極まるものである。而してこれはウイルソン氏が聲を嗄らして小弱國の權利保護を廣告してゐるのは結局安つぽい政治的の場當り狂言だとの非難を證明するものである。

此の不親切なる裁決の取消しを强要せらるゝや、國務省當局は「實は獨占といふやうなことは大した問題ではないので、それよりも米國が支那の公共事業の開發の爲めに他國と協同して當ることになると、將來煩雜な問題が起るかも知れないから、政府はそれが避けたいのである」と宣言

し、然れども國務省は「支那に於て個人が活動するのは大いに歡迎するところで、支那政府と米國市民との間に結ばれた正當な、公平な契約には十分の援助を與へるつもりである」と言つた。是に於て吾人は米國の外交政策が國際協同主義を排除して再び「門戸開放」の神話に歸り、米國の對支單獨行動主義に歸つて來たことを發見するものである。

此の局面の變化に從つて米國駐支公使ラインシュ氏は政府の此の政策が永久變らないだらうと信じ、獨立なるシームス・カレイ會社 Siems-Carey Company を勸誘して對支活動に着手せしめ、最も自由なる鐵道並に運河改良契約を取り結ばせた。ところが豹變常なき國務省は又もや輕業師のやうな宙返りを見せた。と言ふのは此の問題が一朝大統領改選に方り反對派との論戰の主題となるや、國務省は圖々しくも逃辭を設けて事實を曖昧裡に葬り責任を逃れんとした。此の時の國務省のやり方は二十一箇條の要求の第五項に於ける日本のやり方と軌を一にするもので、實に前記の鐵道契約の存在は政府の關知せざる所であると公言したのである。シームス・カレイ會社は、國務省とは何の相談もなく個人の資格を以つてやつたのだとすげなくつゝ放され、ラインシュ公使が事實を蔽してゐたのだと思つて罪もない人を恨んだのであつた。此の事實を知つてゐる人々は當時世界大戰の最中にあたつて、事態を紛糾せしめ、政府を窮地に陷れることを欲しなかつた爲めに國務省に對する非難を差控へてゐたのである。これは紛れもない事實なのである國務省が明白なる詐欺罪に服するか、駐支公使が義務を怠つたかその孰れかである。しかもラインシュ公使が譴責もされず、召喚もされなかつた所を見ると、國務省側が益々部がわるくなるのである。併しながら此の事件の爲めに、支那に於て米國の資本が他國の特殊權利と衝突せずに單獨にて活動し得る餘地は少しもないといふことが明白となつた門戸は閉ぢられ、塞がれ、閂をかつて固められたのだ。

日米兩國の提携

さてシームス・カレイ會社は政府の援助を奪はれたので其の契約を無效にしない爲めには獨力を以てこれに方らねばならなくなつた。日本は同會社の大運河契約に抗議し以前の錦愛鐵道の際と同樣に、解決の一方法として協同を提議した。シームス・カレイ會社は、これを純粹なる事業上の提議として、單獨の力をもつて實行する能はざる時は協同の力によりてこれを完成するといふ義の外交的手段に倣ひて日本の提議を採用した。國務省は今後の責任を負ふことを拒絶してゐたので、此の商議は米國の外交上の後援無しに行はれたのである。所が投資者は日本の保障を受け、當該會社の役員は、此の時の日本との取引を評して、從來外國人との間に結んだ取り極めの中で今回程理想的に事務の進捗したことはなかつたと宣言してゐるのである。彼等の協同者たる日本人は一度も其の權力を驅使して事業に關係したことは無く、其の分擔せる資本はその用途の細目の説明を求むるやうなことなくして仕拂つてゐたのである。

米國政府は列國の頑強なる反對に會して何れの方面へも

動く能はず、其の抱懷せる「門戶開放」の思想を實現せんとする企圖は八方より阻止され閉塞されたので、爰に千九百十四年に組織された國際鐵道敷設管理會社の正當にして合法的なる立脚地を無視しておきながら、再び憶面もなく以前排斥した國際協同主義に歸り來り、千九百十八年八月英佛日三國政府を勸誘して、新に支那に資金を供給し、一切の鐵道並に產業上の利權を合同せん爲めに新借款團を組織せんことを提議し、以て今日に至つた。該借款團は今回成立を告げた。これは米國の新對支政策と見做され、米國外交の一大勝利と稱讃されてゐるのである。併しながらこれを解剖して見ると、これは敗北の告白であり、最初支那の開發上各國をして單獨に活動せしむる爲めに自由なる範圍を提供せんとする目的を以てて企られた「門戶開放」政策が完全に破棄蹂躙されたことを告白せるものなることが明かにわかる。此の新借款團は多くの缺點を有するものであるけれども亦多く推賞すべきものをも有つてゐる。それは新借款團によりて黃金時代が現出し、米國の活動に對して無制限に門戶を開放する結果を齎すだらうとの謂ではなく（かゝる結果は、列國が支那との間に、彼等の優先權或は特權に關して締結してゐる多くの條約或は了解等が廢止されて、支那の主權が十分に確立されるまでは來ないのである）、唯だ支那の自立を助け、政府を整理し、若干の焦眉の急を要する鐵道敷設を助けることになるだらうとの謂である。新借款團はまだ製造したばかりの機械である。粗雜な瑕瑾だらけの機械である。これを圓滑に運用することが出來るまでには、澤山油をさして、熟練せる指圖をしなければならない。

米國が「門戶開放」の傳統的政策を拋つて、國際協同主義を採用するに至つたのは政府のお蔭ではないといふことを益に特筆するのは甚だ至當なことである。米國々民が、一般の輿論並に强大なる陸海軍によりて後援さるゝ斷乎たる一定の對外政策を有することの必要を痛切に自覺するまでには强大なる陸海軍若しくは商業國の利益に反するが如き主義を固執するは無益である。吾が國の銀行家達は、彼等の在外投資が保護を要する如き場合には、國務省は賴るに足らぬ脆い葦のやうなものであることを經驗によりて敎へられた。眼のあたりに墨西哥の事態を見てゐる彼等は、彼等の投資が保護されるといふ何か目に見える保障が與へられない限りは支那に於て大なる企業に手を着けることを躊躇するのである。それ故に責任を分擔して支那債券の價値を保證せる借款團が吾が國の第一流の財界の名士の聲援を受くるに至つたのである。

新借款團は外見上は支那開發に於ける四國の協同を代表せるものゝ如くであるけれども、英佛二國の分は當分の所日米兩國で立て替へるのであつて、現在の所、支那に對する財政的負擔ををふものは日米兩國あるのみである。從つて國際協同主義は、新借款團に適用された場合には英佛の外交的援助及び保障をもつて日米兩國が協同することになるのである。

根本的眞理

此の重大なる眞理は聲を高くして日本の對支政策を批難せる人々に閑却されてゐる。彼等は、舊式の、使ひ古された「門戶開放」政策は、とくの昔に塵埃溜めに掃き捨てられてしまつて、支那復活の唯一の希望は日米兩國間の最も調和ある友誼的了解によりてのみ獲らるゝ外債にまつ外はないといふことを知らない。日本の對支政策には批難すべき點があるかも知れない。日本は其の特殊利益を增進する爲めに多くの如何はしい手段をとつたかも知れない。けれども現在の狀態に於ける大なる、明白なる眞理は、支那に於ける列國の貿易業者の利福は、日米兩國が友誼的に協同して此の老弱國を再び自立せしむることに懸ること甚だ大であるといふことである。斯かる眞理は支那にある米國人並に其の他の外國人には不快であるかも知れない。併し不快であるからとて嚴然たる眞理であれば仕方がない。米國に於ける權要なる關係者は悉く此の事實を認めてゐる。新借款團の成否、米國銀行團が其の分擔せる義務を實行し得るや否とは、此の日米兩國の友誼的協同に懸つてゐるのである。米國銀行家は彼等の有する剩餘金をもつて支那に小額の貸附をすることは出來る。けれども、借款國の眞の成功は此等の證券を一般公衆に賣り捌く最後の能力如何にかゝつてゐる。支那に對して如何に同情を有する投資者と雖も常に內爭を事とし、其の論客が全力を擧げて日米間に紛議を釀さんとせるが如き國に向つて資金を投ずるは危險である。日本と米國とは支那に於ける協力者である。而して日本は進んで佛英兩國を代表して隔意なきことを示してゐる。此の協同は太平洋の恒久平和の維持に對する一大貢獻である。此の協同を裂かんとする企ては愚なると同時に危險である。米國政府は支那に於ける國際協同を固執してゐるかこれを解剖して見ると日米協同に他ならぬ。吾人は吾人の目的を達したのである。吾人は此の新主義を奉じてこれを忠實に實行しなければならぬ。日本に機會を與へよ、これ各人の事業狀態を改善する所以である。

（遠東時報）

財政部稅務處 會訂機製洋式貨物稅現行辦法

第一章　總則

第一條　機械製洋式貨物にして凡そ海外に輸出するものは一切の稅釐を免除す國內に移出する者は第一關（洋關常關鹽金局卡）は均く第一關と作す可し）を經過するに由り正稅一種を徵收し運輸許可書（新定書式は後に附記す）を給與し京師崇文門の落地稅を除く外其餘の稅釐は概ね繳納を免す

第二條　各機械工場の製成する所の貨物は曾て批准を經るに由り特別待遇（卽ち普通一稅の外）を與ふべし出願を聞き屆

け尚ほ認可済みとならざる者も能く本辨法内所列の各條辦法に照して辨理す。

第二章　海外輸出

第三條　内地に散在する機械工場にして其所製の洋式貨物（以下貨物と書記す）は須く通商港に運搬し海外に轉輸するものなるか或は機械工場の通商港に設在すと雖も其貨物が他港に運搬し海外に輸出する者に對しては其免稅手續下例の兩端辨法に於て商人に依り一辨理を擇ぶを聽るす

（甲）契約豫立　商人は豫め最寄の關卡に向ひ妥當なる契約書を納れて凡そ海外に輸出する貨物にして若し期限（期限は下文の規定する所に據るべし）を遵ゆるも未だ輸出せざる時處罰を受くべき旨を聲明すべし其逐次貨物の海外に輸出する報告ある時經過する第一關より一免稅證書（書式は後に附す）を給與す貨物が已に海外に輸出するを俟て再び出洋の海關に由り證書内に某年月日海外に輸出したる旨を證明し且つ捺印して商人に還付し第一關に呈繳して此證書を取消す繳納期限は十二個月を以て限りと爲す期限を遵ゆれば罰金を加倍して補稅に充つ其契約書の如何に妥當なるべきやと視るは第一關卡自ら之を的辨すべし又該貨若し兩處以上の海關を經過して海外に轉輸する場合に於ては此項證書は經過の第一海關に由り其の後の經過せる第二第三海關は該證書に依り之を取扱ふべし若し該貨が本款規定の期限内に在り未だ海外に輸出せりとの報なき場合は最後經過の海關より即時經過せる第一海關に報知すべし該第一海關は此報告を接收する時若し出貨せし機械工場が第一海關の本港に設在すれは即時第一海關に由り該工場に責令して規定を按じ稅金を加倍補繳せしむべし若し該工場が内地に設在すれば即ち第一海關は即時該貨經過の第一内地關卡に請ふて該工場より規定に按じて倍加補繳したる稅金に正稅一種を加へて第一海關に送付せしむべし

（乙）稅金前納　商人より每次貨物輸出を報する時先づ稅金を繳納し第一關より免稅證書（書式は後に附す）を給與し海外に輸出するを俟て再び出洋の海關に由り該書内に於て已に某年月日海外に輸出したる旨を證明し且つ捺印して該商に還付し第一關に呈繳して前納の稅金を領還す此稅金は只證書内に證明したる貨物が已に海外に輸出されたるに依て隨時取還べし但し遲くとも二十四個月を遵ゆるを得ず又該貨が若し兩處以上の海關を經過して海外に轉輸する場合に於ては此項證書は經過の第一海關に依り其の後の經過せる第二第三海關等に相遞送し即ち最後に經過する海關は該證書に依り之を取扱ふべし者し該貨が本款規定の期限内に在て未だ海外に輸出せりとの報告なき場合は最後經過の海關より即時經過せし第一海關に報知すべし該第一海關は此報告を接收する時若し出貨せし機械工場が第一海關の本港に設在すれば所有る該貨に對し第一海關は先づ繳存せし稅金を以て即時正式に帳簿に記入して再び還付せず若該工場が内地に設在すれば即ち第一海關は即時該貨經過の第一内地關下に請ふて其該關下に於て繳存せる稅金を第一海關に送付せしむべし

第三章　國内移輸

第四條　貨物を國內に移轉する者は或は民國八年新稅則に按じて徵するを願ふか或は評價五分に按じて徵稅するを願ふとは悉く商人の便に聽す若し棉花に係れば舊則（即ち前清咸豐稅則及び光緒二十八年進口稅則內の棉花一部分に關する稅率）に照して徵稅すべし

第五條　通商港に設在する機械工場にして其貨物を他通商港に轉輸する者は規則に照して正稅を納するに依り第一關（此れ海關を指して言ふ）より特別免重徵執照を發給し直に移輸先の商港に抵るも再び徵稅を免す若し該貨物を內地に移輸せんと欲するに當り該商人より該港の海關に向て運輸許可書を請求するも亦再び稅金を徵せず尙ほ商人が該貨物を數處に分銷せんとする場合も亦運輸許可書を補給するを准す其內地に設在する機械工場が已に第一關（此れ內地常關或釐金局卡を指して言ふ）に於て正稅を完納し運輸許可書を所持して經過せる海關より再移輸せんと欲する者は該海關に向て運輸許可書を呈驗し特別免重徵執照の換給を請ふに依り該貨物の移輸先港に到着するも再び徵稅されず若し再び內地に移輸せんと欲せば卽ち上項の通商港機械工場の貨物と見做して之を取扱ふ

第六條　通商港或は內地に設在する機械工場にして其貨物を移輸する所が經過する第一關卽ち常關或は釐金局卡ならば該關卡に由り正稅を徵收し運輸許可書を給與すべし尙ほ該書內に移輸先地點を指示するには經過する海關なるを要す該關卡より發給する運輸許可書の號數及び貨物件數稅金數目を以て經過せる第一海關の監督に報知して其接給に資すべし其稅金は一週毎に該海關に彙送すべし若し經過せざる海關ならば卽ち詳關卡は規定に照して各該主管機關に報送す

第七條　所有る運輸許可書は統て填發の日より十二個月を以て取消期限と爲す

第四章　印花貼納

第八條　商人の免稅證書或は運輸許可書を請求する時は須く貨物の價值に按じて印花稅票（收入印紙の如し）を貼納すべし其數目は左の如し

貨物價值五萬元以上の者は印花一元五角を貼用し一萬元以上五萬元未滿の者は印花一元を貼用し五千元以上一萬元未滿の者は印花五角を貼用し一千元以上五千元未滿の者は印花二角を貼用し五百元以上一千元未滿の者は印花四分を貼用し一百元以下は印花二分を貼用す

第五章　附　則

第九條　所謂歷年機械制洋式貨物に對して制定する所の章程及び成案と爲りて本辨法內に未だ載せざる者並に相抵觸せざる者は仍ほ有效と見做す

（免稅證書の樣式略す）

支那の一米人（二）

ルイス、グレーヴス

一、ウイラード・ストレイトの北京初訪問記

ロバート、ハートが夜會を催すことになつてゐるお定りの或る月曜日の夜、ストレイトは支那皇帝の甥にあたる倫貝子殿下にあつた。倫貝子殿下は「おとなしい小作りの圓顔の男で、質素な黒い絹の服を着け、飾り一つなく、やんごとなき高貴の人の服裝とはどうしては思はれぬ位だつた。彼は極めて謙讓の態度をとつてゐたが、それでもダンスをする人の馬鹿げた踊りを心から面白さうに眺めてゐた。どんなに珍らしいものを見ても動ずる色はなかつた、他の人達と同じやうに砂糖やクリームを自分の手でとつてお茶の中へ入れさへした。こんな所を支那人が見たらさんでもない勿體ないことだと感じたに相違ない」。（「　」の中の文句は凡てストレイトの日記によるのである）

食後總稅務司は突然ストレイトに向つて彼の描いた畫を此の高貴の客人に見せるやうに命令した。ストレイトは驚いた「勿論私は自作の畫を見て貰ふのが常に嬉しかつた。コノワロフ氏が私などには迚も及びもつかない流暢な支那語で殿下に私の畫を見せて說明してくれた。そこへロバート・ハートが這入つて來て彼が特に好きな繪を指でさし示したりした。殿下は非常に喜ばれた。私は私の畫の中でどれか一枚とつて頂きたいと殿下にお願ひした。ところが殿下は『喇嘛寺院』の水彩畫を選ばれた。」

ストレイトは戸外の遊戲はあまり得意ではなかつた。非常に好きではあつた。後年彼がロング・アイランドで馬上競技の優れた腕前を發揮するに至つたのも既に此の支那滯在中にその徴候があらはれてゐたのだ。その他彼は庭球やスケートも好きだつた。

彼は大晦日のお祭騒に就いて次のやうに書いてゐる、「昨夜倶樂部の遊戲場へ出て千九百二年の暮れゆく光景を眺めた。凡てのものが樂しさうであつだ。屋根からぶら下つてゐる提灯は滑かな氷の上をてらしてゐた。いつものやうに各國人からなる遊戲者は環のまはりを辷つて走つてゐた。又スケートの出來ない連中は遊戲場のすぐそばの觀覽席に座つたり立つて柱に靠れたりして慄へて居た。獨逸流の樂隊が音樂を奏してゐた。圍柵の四方は萬國旗でおほはれてゐた。外交官や銀行員や將校や宣教師等の可成りの人數の人達が、いつもこんな場合にさうであるやうに、辷つたり、傾いたり躓いたりしてゐた。

「露西亞人がスケートは一番巧まかつた。丁度夜中の十二時前に、皆の者は提灯と鈴とを與へられた。次いで十二時がうつと、長く喇叭の音が響き渡り、大鼓が打たれ呼び聲が四邊の空氣を搖かした。吾々は皆ワルツを踊りながら、提灯をぶら下げ鈴を鳴らし、互に「新年お芽度う」を叫びながら辻り續けた。

「それから暫くたつと、スザン夫人の饗應で夜食のテーブルが開かれた。有名なピアニストのP―何とか嬢も一緒だつた。此の人は有名だつたけれども私は名前の綴りを知らない。各國語でトーストがはじまつた。スザン嬢は支那語英語その他何でもござれであつた。ド・ブランソンは佛語と英語、バクロフ氏は露語、カンペル氏も露語、ロスピリオシ氏は伊語、私はアメリカ語でやつた。色々愉快に語りあつた後、吾々は Auld Lang Syne を合唱して解散した。」

時々、人々が新鮮な空氣を呼吸するために、息づまるやうな室内から出かける時は、ストレイトは喧ましい市街の雜沓を後にして寂しい寺院の中へ入つたり、まだ足を踏み入れたことのない森の中へ分け入つたり、或は城門を抜け出て郊外の田舍に散歩したりした。こんな時には彼はすつかり一箇の藝術家となつてしまふのであつた。

或る寺院――それは碧雲寺のことである――のことを彼は次のやうに書いてゐる。

「頭上の梢の葉摺れ、僧侶の眠さうな讀經の聲、風が運んでくる人間の騒音、時々聞える犬の遠吠え、番人のがたごとゝいふ下駄の音――これが凡てだ。全く平和で浮世離れた趣きがある花の香りのやうな、酒のやうな空氣に包まれた生活は、實に樂しいものだ。

「小柄な、おとなしい眼をした、柔和な、聲の低い老僧が頭を低げながらあちこちと歩き廻つてゐる。此の老僧の笑顔と來たら又と見られないやうな笑顔だ、私が全力をつくしても迚も畫けないやうな笑顔だ。優しい、謙り下つた、克己と忍耐とに滿ち々々た笑顔だ。若し私がこれをカンヴアスに描くことが出來たら、それは數千年前印度から來た美はしい信仰の權化と思はれたらう。

「夜になると私は此の老僧と椽側に座して煙草をふかしながら月を眺めた。月は半ば雲間に隱れてゐたけれども光は葉蔭を洩れて敷石道の上へレースのやうな影を投げるに十分だつた。

「老僧は私に向つて、拳匪事件が起つた時の模樣を話したその話によると、拳匪の亂がはじまつた當時地方の人達が彼の許へ訪れてどうしたらよいかと訊ねた。そこで彼は、行つてはいけない、たゞ佛陀と皇帝を信じるかよい、皇帝は「生きよ、生きさせよ、他人を殺す勿れ」と書いてあるのを御承知の筈だと答へたが、彼等は此の老僧の言葉には耳を傾けなかつた。やがて戰爭がすむと彼の寺は亂暴な兵隊の爲に掠奪され、荒らされ、毀された。其の後穀物はなくなつてしまつた。それは誰一人田園を耕す者なく皇帝もゝはやこれを助けることは出來ず、此の寺はひどい苦しみを嘗めその時彼の毛髪は白くなり、眼はかすんで來たのだと。」

ストレイトの思想が、眞面目な重大な方面に向つて來た

のは彼が北京へ到着してから間もなくであつた。とは言へ彼は日頃の快活な遊戯をやめたのではない。それは依然として好んだ。けれども公使館區域の年長の經驗ある人達が彼の堅實な、聰明な資質に氣がついて、彼を信ずべき友人として遇するやうになるにつれて、ストレイトは東洋方面に於ける國際關係に甚深の興味を覺えて來た。此等の人々と親しい交際を續けてゐる中に、彼の胸には、空文になつてゐる門戸開放主義を有意義なる事實とする最も確實な手段として、支那の開發事業に米國が參加しなければならぬとの熱心が燃えて來た。

海關の役人は元來中立的態度をとることゝなつてゐた。けれども當時の如き紛爭の渦中にありて、苟くもストレイトのやうな潑溂たる氣質をもつてゐる人には到底この中立主義を守ることは出來なかつた。當時支那の友人達は日本を目して支那の有力なる味方と賴んでゐた。露西亞の侵略を阻止して、世界最古の帝國を不名譽なる分割の運命から救はんとしつゝあつたのは日本であつた。今日から見るとかゝる希望は滑稽極まるもので、日本は憐むべき支那に對して豺狼の役割を演じてゐるのであるが、その頃は賢明なる識者は日本を支那の有力な味方と思つてゐたのである、ストレイトもその一人であつた。

北京在留の米國人等は公使館の周圍近傍に集つて、他國人が支那に於て有利な地位を占めん爲めに劃策を憂してゐた外交的術策の圈内に入ることを避けてゐた。併しながらストレイトは米國人と交ると同時に歐羅巴人とも交際し、多數の日本人とさへも交際して、間もなく外交的談論の溫室の眞中にはいつてゆくやうになつた。北京駐在諸外國公使館の高壓政策や、更に、將來支那に對して今日以上の危害を與へんとする計畫やはストレイトの心に深い感銘を與へた。

かつて支那の暴徒が獨逸大使フォン・ケトレルを殺した賠償として、伯林政府の强制により支那人によりて建立されたケトレルの紀念像の序幕式の際にあたつて、彼の心には最も露骨な反抗が生じた、(因にこの像は歐洲大戰の時支那人によりて顚覆されたのである)

彼は右に就いて次の如く書いてゐる。「支那は巨額の賠償を支拂はねばならぬので重稅の爲めに壓しつぶされてゐる外國の軍隊は征服者のやうな態度で市中を橫行濶步してゐる。フォン・ケトレル虐殺の結果、北京市民に對する掠奪、殺戮は仕放題となつてゐる。しかるに今又、支那國民の誇に對して新たなる打擊を加へんとして、白人の殘忍なる徽挙の永久の紀念として帝都の中心に三重のアーチ嚴めしき紀念像が建てられたのだ」と、

此の事件の爲めにストレイトには今一つ困つた問題が生じて總稅務司と極りの惡い會見をせねばならなくなつた。それは、彼はハーパース・ウイークリー誌に此の除幕式に就いて一論文を寄稿したところが、編輯局でどう間違へたものか、標題の下に「本誌通信員、北京帝國海關總稅務司ウイラート・ストレイトと署名してあつた。此の雜誌が着いた時、彼は賣り出しの作家のやうな會心の喜びを感じた

が、中を開いて一目見ると膝が震へて來た。彼はその夜はどうしても眠られず、翌朝、雜誌を携へて眞直ぐにロバー・ハートの家へ驅けつけた。總稅務司は、その標題を見て驚いた。

「あゝ、さうか、君も新しい地位を獲て結構なことだ」と彼は重々しく言つた。ストレイトがどうなることかと恐ろしがつて待つてゐる間にロバート・ハートは此の論文を讀みつゞけてゐた。「これは甘い話だ」とロバートバートはどうとう口を切つた。「まあいゝから俺にまかしておいてくれ給へ、俺がうまく話をつけるから」と、ストレイトが席を立たうとする時、彼は言つた、「まあそんなことをくよ〳〵しないがいゝ。こりや馬鹿々々しい誤植だよ、世間の人は一週間もたてばみんな忘れてしまつて、そんなことは氣にもとめなくなるよ」

ストレイトを最もよく知つてゐる人々は彼の心中に、彼の手と頭腦とを動かしたものと、彼の精神を養つたものとの間に爭鬪に就いて屢々考へる。彼の最も強い衝動は彼自身の爲め、並に彼の周圍の人々の利益の爲めにある藝能を擧ばんとする衝動であつた。而して靑年時代に彼は人生に於ける美的快樂を與へることをもつて此の衝動を滿さうと考へてゐた。彼は彼の野心をそゝる事業の中に包まれてゐる中に彼の事務に對する天賦の才幹と、溢るゝばかりの精力に氣のつかないわけにはゆかなかつた。そこで彼は財界に身を投ずることゝなつた。その中に年が經つにつれて、此の新たなる活動に壓迫されて、彼の心中の藝術的衝動は阻止された。けれども彼はどうにか我慢の出來る何等かの實際的な公共的の事業に携はりながら民衆や藝術に對する興味を發表せんとする憧憬並びに彼の獨創的思想及び機宜に適せる行動を發表せんとする憧憬を失はなかつた。彼が死んだ時、彼は、一層彼の精神を鼓舞するに適せる仕事につかうと計畫してゐた。

北京在留の初期に於ては、彼は彼の精力の適當のはけ口をもつてゐなかつた。彼は課せられたある種の劇務によつて僅に彼の要求は充されてゐたが、こゝで彼は彼の重要なる活動は事業そのものではなくて、總稅務同一家の社交生活にあることを見出した。貴重な時間を空費してゐるといふ感情は始終彼の氣を腐らせた。このことは彼の日記に記してある。

彼は或る夜、大いに幽鬱な氣分で次のやうに書いた。「私は閉口してゐる、そして、運動でもして多くの人を見るより他には、どうしてこの狀態から脫することが出來るか知らない。けれどもそれは支那人と藝術とを閑却することになる。一體俺のやうな馬鹿に何が出來るだらう?」

彼は時々好んで思索に耽つた。或る時——丁度彼が冥想に耽つてゐた時のことだ——彼は成功と失敗とに關する說敎のやうなものを書いた。

「吾人が失敗を說明することの出來る方法は種々ある。聞違をするのは人間の天性だと吾人は確信してゐる。世人は靑年は世間の詭計を知らず、こまかされ易いもので、天賦の才能の外に年功を要する一切の地位職務にあまり役に

立たぬと考へてゐる。間違をしでかしたり、判斷を誤まつたりする人々は「誰がやつた所で同じことだ、私だつて人間だもの」と言ふ。けれども彼は内心では他人よりも賢いと考へてゐるのだ。彼は虐待されてゐると感ずる。その實他人と同じことなのだ。彼は尋常一樣の人間ではないといふことを認めて貰はふと思つて苦心する。柄にないことだこんなことをしたつて何の効果もありはしない。——たゞ彼があたり前の人間であるといふことを證明するだけだ。世間にはこんな人が澤山ある。大道にはこんな人がうじやうじやしてゐる。

「彼の長官は長い間、圖抜けた人を發見しやうと思つて探しまはつて結局平凡なあたり前の人を見出す。」青年は目上の者を凌駕しないものと思はれてゐる。若し彼が上官を凌駕するやうなことがあると、彼の名聲は揚り——彼の價値を實證し——彼は成功するのだ。若し彼が他の人のやうに上官を凌駕しなければ——彼には責任が與へられず、目上の人のやうになる時を待つ外はないのだ。かういふ人はあたりまえの人だ。汝が他人より期待されてゐるより以上の人となること、經驗のかはりに常識をもつて周圍の事情を御してゆくことが出來ること、如何にそれが重要な地位にしても汝が與へられた地位を維持するより以上のことが出來ること——これが成功なのだ。少しゝかしないことは汝が人竝だといふことを意味するに過ぎない。而して野心家にはこれが失敗を意味するのである」

又彼は海關の某官吏を賞讃した時にも自己を反省してゐる。

「彼は圓滿な、如才のない人間では無いかも知れない。併し彼は何物かを動かす精力と知識とをもつてゐる。かゝる人が世間の事業を成し遂げる人で、座して傍觀し批評してゐる人には何事も出來はしない。」

彼は他人に攫んずる爲めに、常に自己に鞭韃を加へた。併しながら彼が此の世に殘していつた記錄は彼のなしたことが彼の上官に非常な滿足を與へたことを示してゐるから吾人は、彼が自己に對してあまりに嚴格過ぎたといふ結論を引し出さゞるを得ないのである。（未完）

時報

痛ましき北京の教育界　——新選擧の成績——減政問題　孫文氏非常總統——交通部問題近狀

痛ましき北京の教育界

身に力なく徒に直奉二大軍閥の鼻息を伺ひ、深慮なく全く道を誤ちて破綻を暴露せる斬內閣の財政難は遂に教育經費の支給不足となり、國都北京の小學教員之が爲に月給の支拂を受けざること數箇月、飢と寒さに泣く家族の涙は之を忍ぶ可らず、强きは立つて請願運動を起し、弱きは耐えずして辭職する者頻々、學童於是乳なき癈兒の如く、當局救濟の途今に至るまで尙就かず、此悲慘なる現象は曾に小學教員に止まらず、國立專門の最高學府にも波及し、教育の美名に藉りて我慢に我慢せる專門學校教職員も遂に復た耐ふる能はず、三月十二日北京大學に各專門學校（北京大學、高等工業、高等師範、女子高等師範、法政專門、醫學專門、農業專門及美術學校等八校）教職員會議を召集して之が善後方法を討議し、北大教授胡適陳世璋氏等交々立つて演說し、政府の不當と冷淡とを痛論し、滿場一致を以て翌十四日より國立專門學校教職員全體の職務停止を決議し、更に代表を公舉し交通部の鐵道郵便收入より學務常經費及教職員の俸給を支出して以て現狀維持に資すと共に教育基金の根本確立を政府に要求する事とし、次に徐總統靳總理及范教育總長に請願書を呈出し、更に一般社會に向つて事の玆に出づるの已む無き所以を發表せり、輿論於是囂然矣

范源濂氏は品性識見好箇の教育總長なり、雖然群がる催促者中に雜りて飽くまで經費の支出を財政部に爭ひ得る底の硬的人物に非らず、心ならずも經費問題を不問に置きて此悲しむべき大風潮を惹起するに至らしめたる所以此に在り、事既に此に至るや、意を決して辭表を懷にし、財政交通兩部の間に往來して交涉大に力めたるも、議容易に纏らず、財政部は此微額にして必須なる要求にも應ずる能はざる程窮せり、最近交通大學をも設立し、北京教育經費をも優に支出し得る交通部は何故に之を拒めるか、交通當局の意見として曰く

北京教育經費支出の杜絕は大に憂慮に堪えざる所にして教職員諸氏に深甚なる同情を表するも、交通部事業の收入を以て之に充用せんとするの要求は甚しき誤謬なり、何となれば一度び鐵道或は郵電の餘利を之に流用せんか、將來銀行團及內外公債に對する信用の毀損僅少に非らず、且つ鐵道收入の餘利を交通事業の擴張發展に使用せんとせるは、實に交通部の多年力爭して始めて得たるもの、一旦にして今之を紊亂して自ら流用の弊を啓くが如きは斷じて爲すに忍びざる所なり、財政部は之に對して自ら應に緊急適宜の方を講ずべきのみ。

斯くして交通部は斷然此要求を拒絕し責を財政部に問ふべしと主張し、當然其責を有する財政部は幾々復た奈何と

もするの力なく、解決何等の緒に入る能はずして日子は徒に過ぎて四月に入り暗澹たる北京教育界は益々闇し。

此間教職員側にては鳩首會議を開くこと十一次、政府の無誠意卒に事の成就す可らざるを覩るや、四月七日午後最後の代表會議を美術學校に召集し、主席馬叙倫氏の悲痛を極めたる報告の後、教職員全體の總辭職を決議し、各校々長に對する辭職通牒、全國諸團體宛の通電及辭職宣言書を起草して直に夫々之を送致せるが、右の中辭職通牒及辭職宣言書は教職員側の執れる態度及事件の經過を簡明に叙述せるものなるを以て茲に之を掲ぐれば次の如し。

（一）各校々長に對する辭職通牒

今次吾人の政府に請求せるものは切實なる教育基金の確立に在り、而して教育基金の未だ籌定せざる以前に於ては先づ鐵道郵電等の收入中より毎月二十萬元を支撥して北京國立專門學校の經費及各校に對する債務の償還に充てられん事を求めたる處、之に對し政府は始めて三月二十九日に回答を與へたり、雖然其回答たるや曖昧にして毫も信ずるに足らざるが故に吾人は更に本月七日迄に其確實なる聲明を求めたるも、期は既に過ぎたるも遂に何等の表示もなかりき、吾人は教育の維持に心力既に已に疲弊せり、而も政府は何等根本的覺醒無く、學校於是復た存在を持續する能はず、吾人亦茲に決議の下に職務を辭却するの已む無きに至れり、卽ち茲に辭職を聲明すると共に吾人の享くべき俸給の缺償に對して三日以内に清算交附されん事を請求す。

（二）教職員辭職宣言書

三月十四日吾人職務停止の時、吾人は既に詳細なる宣言を公表せり、吾人は教育を維持する確實なる辨法無き政府と、曖昧なる妥協を以て青年學子を誤つを欲せず、吾人は其後屢々政府と談判して教育經費の籌撥を求めたるも、政府の回答は依然として空言實なく、吾人の政府に確答を索めたるの期限は今既に過ぎ、政府は依然として之を不理に置けり、吾人は政府の全く教育の維持に無關心なるを悉れり。

二三年來政府が教育維持に方法を講ぜざる爲め、吾人は精神上に於て亦物質上に於て既に夥しき苦痛を受けたり、吾人の尙能く之を隱忍して敢て決然たる態度に出でざりし所以は、一は純潔なる青年子弟を放置するに忍びざると、二は吾人多年の教職を去るを欲せざるとに在り、吾人は爲すべき總てをなし、忍ぶべき總てを忍びて政府の良心を教育の維持に誘ふべく努力せり、雖然今は萬事窮して學校復た開く能はざるに至れり、吾人は更に青年學子をして貴むべき光陰を犧牲にし誠意無き政府の門に乞丐生活を營む能はず。

吾人は饑餓を忍びて國家の爲に教育事業に努力する能はざるを慚づ、吾人は青年學子を助けて彼等の學業を成す能はざるを慚づ、吾人は教育維持の爲に特別なる良法を考出する能はざるを慚づ、此を想ひ彼を想ひ、吾人の取るべきは唯だ一條辭職の路あるのみ、吾人於是遂に四月八日總辭職をなせり、今後如何に教育を維持すべきかは

專ら一に國民に在り。

此宣言書に接せる范總長は意を決し、病軀を腎して、總統府に赴き、卽日次の如き辭表を徐總統に呈出せり。

源濛疏庸、謬て大任を拜し、兢々職を奉ずること茲に八箇月、溯思するに受任當時既に財政窘乏し、各校に對する債務未だ償還する能はざるも、經費月額勉めて之を籌出し、其間の困難、筆墨の能く叙し得る所に非らず、此困難に敢て甘じて辭せざりし所以、實に教育を以て國家根本の計とし、忍耐以て澄清の日あるを待てばなり、雖然財難依然、遂に義に各校教職員職務停止の擧あり、源滋深く之を慚ぢて辭任を申請せる處、慰留を蒙りて養病の休暇を賜り、病勢稍減退するを待ちて法を圖らんとせるも、財政の匱乏は既に極點に達し、學界の求むる所、又空言を以て能く釋き得べきに非らず、奈何ともする能はずして國都咫尺の地に斯くの如き風潮を惹起するに至らしめたり、至誠と謂ふと雖咎之を辭す可らず、而して解決に法無く、病後久痒精力亦疲れたり、反覆思惟して道辭職の一途あるのみ。

范總長の辭表が果して准許さるゝや否やは遽に知る可らざるも、財政當局が迅速にして完全なる解決方法を講ずるに非らざれば教職員側の強硬なる決意は到底飜し得べくも非らず、今日迄の經過及財政の現狀より之を觀、之が圓滿なる解決は依然として困難なるべく、風潮は轉じて容易ならざる異變を勃發するに至るなきやを保し難し、前述の如くにして今次教職員の求むる所は教育基金を確立して教育經費を安定せんとするに在り、昨秋所得稅施行を定むるに當りても范總長は全力を盡して其收入を教育基金に充つべしと主張し、遂に輿論の後援を博して其七割を教育基金となすに決定するに至りしが、所得稅の實施は各方面の反對及用意の不周密なる爲め、今尙之を行ふ能はざる狀態なるを以て折角の教育基金も所得稅に意を安じて期待すべからざるなり、此風潮勃發以來、識者の教育基金問題を論ずる者頗る多く、輿論は殆んど庚子賠償金の返還を各國に求めて之に充つべしと云ふに一致し、直隸教育會の如きは全省中學以上の各校教職員及學生の聯名を以て之を關係諸國に訴へ、大々的請願運動を試むべく計畫中なるが如し。

新選舉の成績

統一の抱負を以て擧行せられたる靳內閣の新選舉は其後の成績極めて不良にして今日(四月十二日)に至るまで其初選及復選を完了せるは奉天吉林安徽及江蘇の四省あるに過ぎず、直隸山東山西三省は初選既に終了せるも未だ復選に入らず、黑龍江河南陝西湖北江西浙江福建廣西甘肅新疆蒙古西藏青海等は或は督軍の新選舉反對或は準備全く其緒に就かず、今日に至る迄尙未だ初選をも終了せざるのみならず、全然放置して中央の命令を奉せざるもの尠からず、今後縱へ更に延期を准して督勵するも幾時果して終了すべきや毫も望みなく、中央政府所屬各省區中此望みなきもの既に過半を占め居るを以て今次の新選舉が果して能く完了し得るや否や、疑問頗る多く、況んや初選復選既に終了せる

江蘇省の如きは選擧の弊百出し露骨なる醜態を演出し民論囂然として新選擧の無效を叫びつゝあり、識者の多數は今次新選擧の不成に終るべきを豫斷し居れり。

減政問題

窘窮の極に陷れる財政整理の消極的一辨法として、政費を最少限度に切り詰めんとする目的の下に、機關の裁撤冗費の淘汰俸給の縮減等の事項を討議すべく計畫されたる所謂減政委員會は三月下旬其組織完成し、儼然として官制に似たる十三箇條の規則を定め、四月一日午後四時國務院の顧年堂に於て成立會を開き、靳總理各部總長及委員等五十一名出席し、靳總理立ちて同會の設立趣旨を說明し、更に財政問題に言及して曰く

中央財源の枯渴今已に奈何ともすべからざる難境に陷れるより、軍政兩費の縮少に全力を注ぎ、軍費一項既に約二十師を廢し、月額經費一千七百萬元を五百萬元に縮少すべく努力しつゝあり、之と同時に政費も月額二百萬元以內に切り詰むるに非らざれば現狀を維持するに足らざるを以て先づ第一に衆職衆俸の如きは勿論一般官吏俸給の縮少を圖り、次に益なき機關の裁撤及冗員の淘汰に進みて以て政費の大節減を決行せんと欲す。

次に財政總長周自齊氏立ちて目下政府の特賴せる財源は關鹽餘款常關煙酒印花各稅の收入にして其中關鹽餘款は金銀の變動に因りて所得幾くもなく、財源の外的擴張を謀らんより寧ろ內的整理に就かざる可らざる所以を述べ其外諸氏の演說ありて今後每週水金二回開會する事として散會せるが委員の顏振は左の如し。

國務院秘書長郭則雲、幫辨楊熊祥、外交部次長劉式訓內務部次長何煜、財政部次長朱延晉、陸軍部次長金紹曾、海軍部次長徐振鵬、司法部次長余紹宋、敎育部次長王章祐、農商部次長高凌霨、交通部次長徐世章、參謀本部第二局長張國仁、將軍府事務廳長袁家聲、蒙藏院副總裁陳迂傑、平政院第一庭長邵章、審計院副總裁趙椿年、鹽務署秘書鍾世銘、鹽務署提調會述榮、經濟調查局副總裁干寶軒、煙酒署長錢錦孫、幣制局參事李光啓、水利局副總裁孟錫珪、衞戍司令部軍需處長王世榮、步軍統領總務廳長劉景沂、警察廳總務處第二科長魏汝楓、淸史館提調周肇祥、修訂法律館副總裁陸鴻儀、司法官懲戒委員會代理委員長胡詒穀　法制局長王耒　銓敍局幫辨方兆鼇　統計局長吳廷燮　印鑄局長曹秉章　特種財產事務局長李欽　僑工局幫辨葉心漢　航空署參事徐善祖

右樣の如くにして減政委員會組織せられ爾來數次の會議を見たるも事複雜を極め之に加ふるに因襲と情實あり、爲めに每會議論百出して容易に纏らず、委員中の最も財政に通曉せる某氏の言に據れば今日一文たりとも縮少す可らざる北京政費の最少限度は

一、旗餉　四〇〇、〇〇〇元
二、敎育　二五〇、〇〇〇元
三、外交經費　二〇〇、〇〇〇元
四、京畿軍警經費（步兵統領　警察廳　軍警督察處　憲兵司令部）

共　計（月額）　一、二五〇、〇〇〇元

にして既に月額一百二十五萬元を要し、政府の標準最少限度と決定せる二百萬元より之を差引けば、殘す所僅に七十萬元あるに過ぎず、而して各機關の現在經費を觀るに

一、總統府經費　四〇〇、〇〇〇元
二、國務院經費　一、六四四、〇〇〇元
三、審計院經費　五七六、四〇八元
四、平政院經費　二五一、一二四元
五、清史館經費　一六七、八〇八元
六、文官高等懲戒委員會經費　二五、九六三元
七、司法官懲戒委員會經費　二三、〇八〇元
八、清室優待經費　四、〇〇〇、〇〇〇元
九、內務部經費　八九七、二〇〇元
十、財政部經費　八二一、五六八元
十一、全國煙酒事務署經費　二六一、六〇〇元
十二、幣制局經費　二九〇、〇八八元
十三、鹽務署經費　四八〇、〇〇〇元
十四、司法部經費　四〇〇、〇〇〇元
十五、大理院經費　三一九、九一三元
十六、修訂法律館經費　一七七、六〇〇元
十七、司法部直轄各機關經費　九四三、六七八元
十八、教育部經費　四九六、四〇〇元
十九、外交部經費　二七八、六三六元
二十、農商部經費　七四四、〇〇〇元
二十一、全國水利局經費　七四、四〇〇元
二十二、農商部直轄各機關經費　七六一、五二〇元
二十三、交通部經費　八七八、五一六元
二十四、審議院經費　二六三、八二四元
二十五、航空署經費　一、五六〇、〇〇〇元
二十六、經濟調查局經費　一、四四〇、〇〇〇元
二十七、統一委員會經費　四、八〇〇元
二十八、亞洲文明協會補助費　四、八〇〇元

共　計（年額）　二二、〇九三、七二八元

にして卽ち月額一百八十四萬一千一百四十四元を要し、前項の北京經費殘額七十五萬元を以てすれば尙一百餘萬元の不足を生じ、斯くの如き鉅額なる不足を如何に塡補せんとするか、減政委員會が之に對して如何なる妙法を講せんとするかは今之を悉る能はざるも、實際に於て二百萬元切りすることは今之を悉る能はざるも、實際に於て二百萬元切り詰め策の實行は實以て容易ならず、該減政計畫は劃下財政救濟整理の一重大問題にして政府者自身に於ても亦國民より之を觀るも、何人も其必要を認めて之が實行を望むものなるも、果して政府當局に因襲情實を打破するの斷乎たる決心ありや、各機關長官亦果して憂國救急の誠意ありや、頗る疑なきを得ず、此計畫の成就如何は今遽に期待を嘱し難しと言へり、尙聞く所に據れば減政の實行に先ち各機關に對する俸給償務を整理せざる可らずとて、某要人の建言に基きて五百萬元の減政公債を發行するの議あり、既に國內銀行團と交涉を開始せるが、銀行團側亦現內閣の苦衷に同情を表し、其償還方法にして確立せば之が援助を辭せざるべき模樣なり。

孫文氏非常總統

孫文氏の日夜暫刻も忘る能はざる總統夢は突如として四

月七日の舊國會非常會議に於て實現されたり、當日反對議員は悉く缺席し、御味方議員は二百二十二名を以て開會し、先づ次の如き中華民國政府組織大綱八箇條を議決す。

第一條　中華民國大總統は本大綱の規定に依りて其職權を行使す

第二條　大總統は國會非常會議より選舉し、投票總數の過半數を得たる者を當選とす

第三條　大總統は政務を總裁し、法令を公布し、陸海軍を統率す

第四條　既に締結して國家の負擔せる契約は國會非常會議の同意を經るを要す

第五條　大總統は外國に對して中華民國を代表す

其政務各部長は大總統より任命す

第七條　本大綱は宣布の日より施行す

第八條　本大綱施行の日より軍政府組織大綱を廢止す

之に次ぎて直に總統の選舉に移り、二百十八票を以て孫文氏を總統に選舉して歡呼の聲を揚げたり。

之に對する南北新聞の論評を觀るに上海に於ては獨り孫氏直屬の機關紙民國日報が

新建設を圖るべき今日、積極的建設者たる孫文氏の總統當選は能く時局を安定し、眞正なる革命を成就して吾人の目的とする共有共治共敎の政治及生活敎育勞働の均等主義を達成し得べし。

と頌歌せるのみにて其他は擧げて之に反對し、孫文氏を以てして尙民俗國情に知察なく依然として獨裁政治に迷信を抱ける愚を嗤ひ、此擧を以て眞正なる護法の精神に悖るものなりと論じ、非常總統の選舉は何人を以てするも有害無用なりと謂ふに歸着せり。

北京に於ては嫌厭的論調殊に濃厚にして護法を叫ぶ孫氏が其身一旦利害に臨まば敢然として民國二年の憲法を自ら蹂躙して忌憚なく、今次非常總統の選出は叛法盜號の惡逆事なりと痛罵し、孫氏今次の强行的僞詐的當選は袁氏帝制の心事と相等しく、般鑑遠からず失敗必然たりと豫斷するもの多く、更に之に對する中央政府の態度を觀るに未だ何等の表示なきも、西南會議制の獨裁制激變は西南民意の壓抑にして唐紹儀伍廷芳陳烱明氏等の不滿は察するに餘りあり、其內訌分裂は遠からず大事變を勃發するに至るべしとて、冷靜なる態度を以て其成行を觀望し以て自然の變化を待たんとするに如かず云ふに意見一致し居れり。

露支通商問題近狀

露支通商問題は其內容の頗る進み居れるは事實にして國內各方面の希望要求頻々たるに拘らず、支那政府の尙未だ正式交涉を開く能はざる原因は

一、各國駐在支那公使の之に對する意見一致せざる事

二、在露支那居留民の虐待事件に對しチタ政府は今に至る迄未だ何等の改善方法を實行せざる事

三、在露支那居留民損害調查委員未だ歸國せざる事

四、英佛各國の對露通商條約の正式履行を審察するの要ある事

五、日本の對露通商反對の態度に考慮せざる可らざる事

等の五項に歸し、チタ政府も亦既に之を諒として來るべき時機を待ちつゝあるが、最近開會せるチタ第四次憲法議會は尚露支兩國の友誼關係を促進すべく三月下旬次の如き宣言書を支那に送致せり。

民治主義の公敵が陰謀を逞して極東の統一を阻害せること既に久し、雖然極東共和國は今已に勝利を獲て其目的を達し、統一後の新選代表は憲法議會に於て今正に自己の命運を解決しつゝあり。

極東人民は自由を爭はんが爲に久しく奮鬪して今既に自由光明なる獨立の生活に就くを得たり、今日は實に極東人民の最も重大なる時機にして、此時に當り吾人は露國民族の舊友たる支那民族及其政府に思を致さゞる能はず、數次の變亂を經て民族の恢復と國家の統一に努力せる大支那は必らずや既に統一せる極東民族の歡喜と誠意とを知察し得ん、吾人憲法議會は友愛の至情を懷きて支那の國家統一民族獨立の志願に對し滿腔の歡迎を表す、思ふに支那は吾人の此感情の吾人の真誠より迸れるものなるを知らん、露支兩國接壤數千里而して其大半は今既に極東共和國の繼承に歸せるが故に、一方面に於ける不穩と擾亂とは自ら他の方面に迅速にして深甚なる影響を及ぼすを以て、此關係情形を知悉せる支那は爰にセミョノフ黨の武裝を解除せり、是れ支那の爲に大なる利益にして今日支那の國土を援助しつゝあるウンゲルン等反革命派の行動に就きて之を觀るも之を悉り得べし。

倘し露支兩國間に既に訂結して條約ありしならんには支那は今日の如く反革命黨匪の擾擾を被らざりしならん、而して極東共和國の人民及政府亦能く支那と協議の下に匪黨を除き、兩國共同の危險を防ぎ得たりしなるべし、於是極東共和國の自由民族は互に尊重する公道及互に安全なる辨法に依據して善隣の友誼的關係を訂結せん事を深く冀望す、蓋し支那及極東共和國は之に依りて以て自己の獨立を保衞し外力の干涉を防止し得るの共同利益あればなり、加之兩國の經濟關係は極めて密切にして極東露國の市場は將來必らずや支那商工業の大なる販路たらん、是れ支那の注意を缺く可らざる點なりとす。

本憲法議會は極東露國の民族を代表して其誠衷を宣布し、一點絲毫も侵略的野心なく、亦種族上の隔壁なし前露西亞帝國の對支政策中支那の主權を侵犯せるもの多きは吾人夙に之を悉るが故に昔日訂結せる露支條約に對しては詳細なる研究を加ふべき必要あり、東清鐵道に關する約定の如き亦然り、將來改定の時務めて兩國の遵守すべき公則を求めて鞏固なる條約關係を訂定し、兩國人民をして從前の正當なる商業を恢復せしめん事を希望す、本議會今既に改造の大綱を議し、誠意を以て之を議決し、之を支那の國民の政府に移して極東共和國の承認を求むると共に之が正式交涉に進まん事を切望す。

此宣言の送致と相前後して極東共和國北京駐在代表ユーリン氏は自己の名義を以て三月二十六日米國駐支公使クレーン氏に一函を致し、極東共和國の私有財產に侵害を加へ

ざる事を宣言し、門戸開放の原則に依りて經濟上の自由を主張し、鑛山漁業森林等一切の富源を開放して私有資本の開拓に任ずべきを聲明して米露經濟關係の復活及援助を求めたり。

續てチタ第四次憲法議會を觀るに首相クラスノシチョコフ氏は同議會に於て露支の關係に就き演說し、代表ユーリン氏と支那政府との交涉顚末を述べて各種の材料を引用して露支兩國民の親善なる狀態を指示說明し、支那の極東共和國承認は支那國民及政府の衷心よりの傾向なるも列强の制肘を受けつゝある支那の現狀は列强との國際關係を無視して單獨に本問題を解決する能はざる事情あるが故に、極東共和國の承認問題は列强の承認と同時に解決せらるゝ迄之を待たざる可らずと言ひ、次にユーリン氏と支那政府との間に交涉を進めつゝある露支通商問題の經過を述べて極東共和國は遠からず現在の閉塞狀態より脫出し得る希望ありと豫斷し、更に東淸鐵道及アムール航行權問題に言及し、帝政時代の政策より一九二〇年六月十九日のチニェリン東淸利權還附通牒發送の事情を敘述せる後、曰く

利權の期限は尙終了せず、露國は東淸鐵道に對して當然の權利を有す、雖然吾人は此權利を辭拒せんと欲す、此權利の辭拒は之を要するに舊帝政時代の侵略態度を廢止せんとするものにして領事裁判及郵便其他の所有權の撤廢亦是れなり。黑龍江航行權問題に關しては吾人は斯く支那國民に言はんと欲す、黑龍江は露支兩國民の所有にして他の如何なる國民と雖之に對する權利を有せずと。

チタ當局の對支友誼恢復に對する意嚮を覗ふべし、而してチタ政府の起草してユーリン氏に送り來れる露支通商草約五十三箇條は其內容略ぼ次の如し。

第一款　大綱

一、通商地點の規定
二、人民居住の保護
三、居住及遊歷の護照

第二款　領事の設置

四、領事の駐派
五、領事の事務
六、領事と地方官との交涉（若し中央政府と接洽せんとする時は之を政府間の交涉に移す）
七、領事の身體及財產上の特權
八、領事の暗號電報
九、領事の責任

甲、商務の調查報告
乙、護照登記及證明等事項の處理
丙、居留民の保護
丁、條約履行の監督

十、兩國人民の爭議に關する領事の調停（倘し調停する能はざる時は之を仲裁々判に提出す）
十一、政府の財物に關する領事の經理
十二、領事の土地家屋購買或は租借
十三、領事の其他の事項は別に之を定む

第三款　民刑訴訟

十四、兩國人民の民刑法犯罪者は其所在國の法律に依りて裁判す

十五、一國人民間の民事訴訟は訴訟人の擇べる一國の法廷より之を裁判するを得

十六、被告の財產が訴訟國內に在らざる時は之に對して債務を償還するを得す

十七、訴訟は辯護士を聘請するを得

十八、刑事犯に對する處理は苛虐なるを得す

十九、他國人民に死刑或は苦刑を加ふるを得す、領事は監獄を視察するを得

二十、刑事犯人の交換

二十一、船員逃亡者の送還

二十二、極東共和國人民の蒙古に居住する者の民刑訴訟事件は支那の法律に依りて裁判す、但し民國元年の改正裁判を適用せざる地方は之に服從せす

二十三、逮捕は之を領事に通知するを要す

第四款　人民の權利

二十四、兩國人民は宗教を信仰し政治を崇重するの自由を有す

二十五、兩國人民は農工商業經營の權利を享有す

二十六、兩國人民は其所在國の國家地方の法令規定に服從し且つ營業上の賦稅を納付するの義務なり

二十七、稅則の議定

二十八、商業機關の互訂契約は領事之を證明して兩國府其履行を監督し、仲裁機關を設けて其爭議を解決す

二十九、法律に依る商工組合の組織

三十、人民間の賣買に關しては官廳其債務責任を負はず

三十一、經由貨物に對しては關稅を徵收せず

三十二、蒙古行商隊の軍器携帶は之を證明書中に明記す

三十三、禁制品を取扱へる營業者の處罰

三十四、船舶貨物に關する損失の保護

三十五、商標利益の保護

三十六、商船の停泊及貨物積卸の規定

三十七、旅行者携帶貨幣の規定

三十八、郵便電信の往來に關する規定

三十九、旅客及貨物運輸交通の協議

四十、兩國人民の入境は護照を携帶するを要す

四十一、不明

第五款　水陸の交通

四十二、兩國の船舶は黑龍江松花江烏蘇里江蘇旦那河及興凱湖を航行し且つ自由貿易をなすを得

四十三、航行船舶は次の各規定を遵守するを要す

甲、普通航行規則

乙、汽船登記規則

丙、衞生規則

丁、船舶防火救急乃遭難救護規則

戊、汽鑵驗查及使用規則

已、可燃性貨物運輸規則

以上の各規則は共同組織の檢查機關より之を監督す

四十四、航路經費の分擔規則は別に之を定む
四十五、運貨は兩國商定の上之を變更す
四十六、松花江口に水上稅關を設け松花黑龍兩江往來の貨物に對し規定の任務を施行す
四十七、江內の材木放置に對しては別に規定を定む
四十八、沿岸停船の地には土地を給す
四十九、兩國共有の江道內に於ては兩國均しく漁業權を有す、其規定は別に之を定む
五十、別に東滿鐵道共用規定を定め特別委員會を組織して之を處理せしむ

第六款　附　則

五十一、本條約の有效期限を十年とす
五十二、兩國の訂定せる舊條約中經濟に關する事項にして本條約に規定されざるものは暫らく有效とす新規定の必要なる時は舊條約を改定するを得
五十三、本條約は兩國元首の批准を經て之を公布し北京に於て交換す約文の解釋は佛文に據るものとす

寄贈書目錄

通商公報		帝國地方行政學會	自一三號至二二號
特許公報		特許局	自二八二號至三九八號
商標公報		特許局	自五一一號至四三〇號
實用新案公報		特許局	自六七三號至七一七號
國際情報		外務省	自十七號至二〇號
東方通信		東方通信社	
青島に於ける商況		青島守備軍	
地學雜誌		北京地學會	
報德		報德會	自一二號至三四號
NEW BOOK		丸善株式會社	自一三五號至八五號

山東經濟時報		其社	五七號
月報		青島實業協會	二三號
奉公		其會	一八號
法學論叢		法學會	自三至四號
國民經濟雜誌		寫文館	自五至四號
The Herald of Asia		Herald 社	自二三至二五號
地學雜誌		其會	三七號
日本及日本人		政敎社	八〇四號
塔蘆炭坑に對する眞相		森格氏	
發明		其會	自二至三號
貿易會報		帝國鐵道協會	一八號
紡織界		其社	自三至四號
東洋經濟新報		其會	自九三八至九四二號
滿蒙の文化		朝鮮銀行	七號
亞米利加事情		新嬉人協會	六月號
女性同盟		共同通信社	三四二號
通信		大日本紡績聯合會	三一號
會報		南滿鐵道會社	五號
支那鐵業時報		其社	二四號
財政經濟新報		長春商業會議所	一一六五號
月報		小樽商業會議所	一一六六號
貿易通報		大阪商業會議所	三三七〇號
雜誌		南洋協會	三三號
山林彙報		農商務省	二三號
東洋時報		其社	四六四號
新公論		名古屋商業會議所	一六四號
月報		大連商業會議所	六九四一號
滿蒙實業彙報		其社	四六三下號
東亞經濟		丸善株式會社	四六三號
學燈		其社	四六三上號
亞細亞時論		黑龍會	一四號
水產會		其社	二八五號
大陸		支那經濟社	一四〇號
支那ノ植物性油脂		其社	
支那ノ蠶絲業		支那經濟社	
支那鷄卵及加工品		支那經濟社	
支那ノ大豆		支那經濟社	
支那ノ統化		其社	
三田論評		其社	
日華公論		天津商工協會	
會報			

支那彙報

支那新聞重要記事（自二月十六日至三月十五日）

外交關係——特別法院設置案——外蒙問題　國內政情——財政經濟

外交關係

▲列國共同監政論（中華新報）外人の輿論は一として支那を悲觀せざるはなく大に國際會議を以て支那問題を解決せんとする主張あり、倫敦長報は先月中旬英米日三國を以て支那問題を會議すべしと云ひ今又米國共和黨上院議員數人はハーディング氏に對し對支國際會議を勸誘せりと傳へらる國民之を視て如何の感をなす、列國は支那の不統一を許す能はず支那を開發し支那の利源を振興せんとす、列國は之が爲め又互に嫉視し現狀を長ふする能はず日米の暗闘は烈しきが其根本原因は支那問題なり海軍軍備縮少問題が實現する能はざることも之が爲なり卽ち日米の調和する能はざることは支那の爲めなり、國際會議は直ちに實現すと云ふにあらざれども米政府はハーディング就職後一種の新活動を見るべく英國も之に伴ひ同意すべく日本殆んど又贊成せん國際協同して我に對する新形勢は來らん世界多數の國家は支那に對して好意あり顧代表の國際聯盟委員となれる新銀團の實業投資を目的とせる皆惡意にあらざるなり、然れども今日の問題は我にありては此好意を維持するの資格なし譬へば國際對支會議開けし時支那をして國家の面目を具へしめば會議の結果はよし我に利なきも大害なし之に反し所謂解決なる者が處分の意にして支那が國際の均勢に苟安すること半世紀以上に達し一旦列強協同一致して我に臨めば當然復活の餘地なく分割亡と異ならず同情者は有限の者なり顧代表の當選は榮あらんも一年のみ、此一年內に我國は禍を轉じて福とすべき機會あるに北京は寂然此好機を失せんとす豈に惜からずや上者は理論を爭ひ下者は利を爭ひ愈四分五裂現狀を今一年延長せば勢列強の處分を惹起せん政治に鉤心鬪角する者俱に粲然之を念へ（三、一）

▲航空公約の批准（各報）航空公約は六日批准し七日外交部より各國に通達す（三、八）

▲關稅剩餘金と北京政府（北通）外交界の消息によれば北京政府は最近外交團に對し大要左の如き意味の要求を提出せりと

外交團は昨年四月以來關稅剩餘金中南方への割當として一割三分五厘づゝを每月留保し昨年末迄に二百五十萬兩に達したるが支那は昨年十月來南北統一令の發布により南北が統一されてゐるにも拘らず外交團に於て兪依然とし關稅剩餘金の一部を保留しつゝあるは不合理なるを以て右二百五十萬兩を北京政府に交付され度し北京政府は該金額を政爭若くは軍費に使用せず內四十萬兩は熱東の河川修理費七十萬兩は駐外公使及領事館費に百四十萬兩は內債償還費に充當すべしと云々（三、八）

▲外國郵便局撤廢決議（時事新報）許上海交涉員は前に北京外交部より萬國郵便會議に裁撤を提出する爲め滬海道臨所屬各轄境內の外國郵便狀況を調查報告すべしとの訓令を受け調查報告したるが此議案提出後各國は共同贊成し撤廢を決議せり然れども其の實行期は未定なりと（三、一四）

▲米支兩國今後の關係（北京惟一日報）吾國海通以來米支の關係は他國に比して圓滿なりしは何人も認れる事實なり庚子の役吾國愚民大計を知らず遂に妄然各國と釁を啓きて巨大なる賠償を負擔するの結果に陷りたるも米國獨り率先して賠償還付の議を唱へ之を用ひて吾國青年教育の資に充てたり義擧傳播者しく吾國民の好感を導きたり茲に吾輩の言はんと欲するものは米支兩國今後の關係にして吾輩の此の言ある他國を岐視し獨り米國に對して偏袒する者に非ず世界の大局を綜覽するに歐亞の關係は今日の狀態に現狀の維持に止まり未だ大なる變展なし米亞の關係は今既に發展の時機に入り昔日の米國はモンロー主義を持ぜるも實は他人の干涉を欲せず竊に自己勢力の蓄養を欲する大統領の補佐機關たるのみ大權は乃ち大統領一人に操縱さる今やハ氏の如き人物を以て其の大權を握りて勢力全盛の米國之が後援たり米國今後の施設が必ず他國に重大なる影響を與ふべきは瞭想すべし米國の勢力は既に太平洋の西岸に在りて吾亞洲と相對峙す其充實せる物產は之を東洋諸國に

其販路を拓かざる可からず故に米國の對亞貿易に於ける注意緊張餘力を遺さず日本移民の排斥ヤップの力爭議員團の渡支太平洋艦隊の增設等皆何れも彰々たる事實たり

米國今後の形勢如何吾國は先づ米支の關係に就き深く之に留意せざるべからず吾國の外交は常に被動地位に處し事々に失敗せざるはなかりき官民上下眼光淺短にして先見の明なく事至るに及んで處せざる可からざるなり吾に過ぎず一旦其勢力養成さるゝや復た自閉雌伏に甘んずる能はず觀よヲイルソン氏の歐戰に加入し巴里會議に出席せる蓋し米國の世界的雄飛の明證ならずや五六十年前以前に在らしめば米國必ず此擧のなかりしは吾儕の得々斷言する所なり縱へウイルソン氏ありとするも其輿論は必ず之を許さざりしならん是れ亦吾輩の斷言する所にして米國形勢の今昔相同じからざる以て知るべきなり世界の關係は日々益複雜なる程に殊に吾國と特殊の利害あるものは將に米國大統領の大任に就かんとしつゝあるハーデング氏其人なりハ氏今次の選擧に獲たる得票は米國歷代大統領の未だ曾つてなき多數を占めたり其輿望の歸せる所固より知るべし米國は共和國なり雖然大統領の實權は實に遠く立憲國君主の上に出づ吾國今後の外交は宜しく進んで自動の地位に立たざる可からず今日吾國の交はるべき者蓋し米國に過ぐるはなし歷史に就て言へば米支邦交未だ曾て間なく地勢に就て觀れば米支二國太平洋を隔てゝ相望み政體に就て論ずれば夙しく共に共和の民主國なり吾輩はハーデング氏就任の後必ず能く其政策を貫徹して以て太平洋擾亂の保障となり米支兩國愈親睦なるべきを想像す吾國民徒らに國內の執爭を知りて世界の大勢を知らず爲すべき時に及んで自ら努力せず他國厚意ありて其厚意を無にするが如くんば自亡に陷らんのみ吾輩窃に之を恐るる故に此一文ありて之れを國民に告げんとす(三、三)

▲無線電問題と米國の意向　(新聞報)　上海無線電信問題は今日に至るも益々紛糾せり米國は終始米支契約の有効を堅持し已に英支兩國に對して抗議を提出せるが米國の目的は支那の無線電信特權を獨占せんとするにあらず該契約を利用して將來の地步となさんとするものなり即ち目下開會中の國際通信會議にて南洋ヤップ島の海底電線問題に關し若し放棄せざる能はざる時に至りて之を交換問題とし上海無線電信を占して何れか一は其の手に得んとするものなり最近北京英米日三國公使は特に會商を行ひ米國が前に支那に交付せる金額を英日兩國より還附し米支契約の効力を取消さしめんとて目下交涉中にありといふ(二、二八)

▲支獨通商條約　(時報)　支獨通商條約は外交部と在京非正式の獨逸代表との間に開議され已に半年を過ぎたり目下假條約は已に脫稿し獨代表は已に伯林に打電し訓示を仰げるが訓令あり次第北京にて正式に使節を交換することゝなるべし聞く外交部參事王景岐は駐獨公使に任命さるべしと(三、五)

▲獨支交涉の開始　(京報)　九日五時獨代表と王景岐は獨支通商條約を談判せり獨政府は賠償問題を以て破產せんとし獨支通商條約に對し延期を欲し且つ獨佛將に戰事あらんとすと云へり伯林電によれば吾が獨逸人は不抵抗主義を持し以て對手者の良心に訴ふる積りなりと云へり(三、一一)

▲ユーリン報界招待演說　(各報)　二十五日午前八時ユーリンは報界を招待せり、參會者二十五人ユ氏演說(一)入京以來半年通商條約未だ成らざるは遺憾なり(二)勞農露國と極東共和國は許多の波折ありしも今や成功せり列國が極東を勞農政治と目するは非也、極東外交關係は當然過激主義を採用せず況んや極東國民大會は已に召集され眞の民意は寄托する所あり(三)世界は尙ほ未だ軍閥主義の戰勝時代を脫離せず露支共和主義は終に能く發揮すべく外交界の干預は虞るに足らず露支人民前途の幸福の爲め祝之に對し卻某の演說あり外交部の日吻に似たり、白某、潘某、演說の後副代表コタレフは露代表は人民の選出に係る支那報界も亦人民を代表す今日は露支人民の代表のみにあらざるなりと演說し十二時撮影して散會せり(二、二七)

▲露人通商管理事務局　(申報)　上海交涉公署は二十五日北京外交部より上海露國總領事職權接收により許交涉員を辦理露國通商事務局總辦となす旨の電報に接し許交涉員は上海露國總領事館を中華民國管理上海露人通商事務局に改め三月一日より開局することゝなり此の旨昨日主席領事に通告したり(二、二七)

特別法院設置案

▲會審衙門撤廢と其の後　(新聞報)　上海會審衙門取消しの一事に

就き司法外交兩部は態度か會議し統一に歸明し妥協の方法を定めたる上公使團に同意を求むる事となれるが大約此の法廷の名義は特別制の裁判所に改めらるべし支那の法律を用ゆると雖も然も外人は仍ほ傍聽すべく公使團方面は支那の通知を得ざる以前は態度を表示せずと(三、一)

▲上海特別法院設置準備　(申報)　上海に特別法院設置問題は近く北京大理院に於て開會討論さるべきが前に司法次長張一鵬は哈爾賓に赴き東三省特別法院の情形を研究し目下同院檢驗人員と完備を求むる爲め進行を協議しつゝあり先づ上海と東三省の外國人雜居の處の司法事務を大に整頓を加へ漸次領事裁判權回收の基となさんことを期し居れり司法部は外國人の批難する各處の監獄は各該管高等檢察廳をして積極的に改良を計らしむべしといふ(二、二一)

▲上海特別法院の內容　(中華新報)　北京法政院は無領事裁判權國の外國人民は已に支那法院より審理し居れるが上海は最も外國居留民繁雜の地にして今後地方官署に訴願を提起する者も勢ひ必ず繁多なるべければ隨めて辦法を規定し支那の法權及び各國居留民訴訟の權をして兩つながら妨碍無からしめざるべからずとて上海に特別法院を設置し以て此等居留民の訴訟事件を受理すべく計畫せるが其の組織の內容は一に滿洲哈爾濱東三省の特別法院に倣ひたるものにて已に大總統の批准を得たれば近く司法院より實行を希望すべしと(二、二四)

外蒙問題

▲外蒙急多事　(申報)　公使團の得たる報告によれば庫倫を占領せし露軍は五千五百兩十八門、蒙古黨萬餘、兩二十四門、活佛宮中地窖より堀出せし者に係るプリヤツ四千セミョノフの潛在せる者に係る。孫其峰の行衙は不明なり、部下の一團は蒙古に對し愛琴司令部は汗山に設く庫倫の排漢計畫は女佛より出づ女佛は彭楚黨榜林何多爾濟等を籠絡し大權を操る活佛は傀儡たり、八日已に全蒙同主を宣言せり

庫倫各軍には日本士官下士七十餘人あり、露軍は二三萬にして國軍の蒙古に在る騎兵全師、譚慶林所部精旅全部高在田一團なり、外人は奉天軍は民に對して凶なれども敵に遭へば怯なり、故に庫を捨けて庫は反りて陷れりと陳殺の電告に曰く庫倫守を失し現後地に退く人を派して糧食金を携帶せしめ露境より恰克圖に赴き救濟せば或は補給あらん若し後地守らざれば恰城は保ち難し余は赤手空拳兩貴を負ひ罐し數十萬の生命を念ひ速かに援助せんことを乞ふ否らざれば免職なし別に賢能に任ぜられよ云々張景惠の電告によれば庫倫陷る後患甚し二三四支隊を派程して叨林に赴かしむる外、巡防馬隊より五營を抽ぎ游擊隊とし行路の應援を爲し丁長發を以て統領とせんとす、又曰く人を派して叨林より前進し消息を探ぐり行いて托羅臺地方に至り匪徒に遭ひ進む能はず、又曰く道脊及馬支隊の部下は前月叨林を出發せるも今に確たる消息なし

十三日國務院は張作霖孫烈臣に對し打電して曰く庫倫は北門の關鍵たり部城の後路を緊ぐと參陸處は奉天黑龍江合して兩師を出し車監より直ちに庫倫に赴くに決し軍費は已に陸軍部に工面せしむることゝせり、聞く直軍は庫倫に對し稍手に決し前既に張景惠に責任を負はしめ始終を善くせば可なりと云へりと(二、一六)

▲庫倫總攻擊　(晨報)　參陸處は奉天、黑龍江、兩督軍に打電し速かに兩師を編成し以て兵力を厚ふし滿洲里より出發援庫せしむることし、又鄂芬に打電して速かに各支隊をして庫倫を圍攻せしめ總攻擊を實行せしむ軍費彈藥は已に財陸兩部に命じ十日以內に前敵に輸送せしむることゝせり霆霖は大事叨林を攻むべく支那兵は守備兵少なく極めて慮るべしと(二、一八)

▲庫倫獨立宣布　(晨報)　外人消息によれば庫倫活佛は已に獨立宣布し兼に蒙兵徵集を含し抵抗を準備せしめたり(二、一八)

▲叨林危し　(各報)　叨林に一日戰爭あり東廟の霆霖匪にして叨林を燬ひたり、敵は約七百餘騎にして多く爆裂彈を有し國軍の死者は連長一、排長一、兵六十、敵死者稍多く正午敵を擊退し二時追擊し勝に乘じて東廟を占領し銃器彈藥多數を得たり同地は露徒に歸し準備一日にあらず廟の周圍は陷阱を設けありたり、目下王支隊の占領する所となり士氣大に振ふ(三、七)

▲チタ領事の外蒙情況報告　(各報)　チタ駐在支那領事の電告によればチタ政府の調查に曰く(一)庫倫の露軍はセミョノフの部下に係り三千五百人、近頃各處加入者多からず(二)蒙匪約九千餘銃四千挺、(三)庫倫內部は

食だ雷雜にして何等の準備なし(四)日本は反袁運動を援助し少數のピストル等を密に供給しつゝあるも多額の軍器彈藥なし(五)袁人亦恐慌なり、前後に支那軍あればなり(六)騎兵をして叨林南方に徘徊せしめ以て支那軍の前進を牽制せしめ居れりと以上の情況を査するにチヤ政府より庫倫に派せし探報に據るに因りてチヤ政府は庫倫を視ること前の如く緊ならず云々(三、七)

▲活佛稱帝　(各報)　恰克圖電に曰く活佛は陰曆正月十五日を卜して位に登り帝を稱し同十六日新年を過ごし王公喇嘛大に三日間慶賀せり活佛は各軍に十元を犒らへり(三、一〇)

▲叨林陷落は確實　(各報)　叨林の失ずは現に已に確實となれり、烏得の電報に曰く叨林に九日朝大部隊の敵人を發見し來寇敵せず、已に守りを失せり、又曰く綏遠屬四千戸族に蒙匪二四百人を發見し西蘇尼王旗は兵を募して探らしめたるに同匪の爲め三人斃され一人を擒にし去れり現に各旗蒙動せり哈遠に軍隊を派して協助せしめんことを請ふ

鄂爺の電告に曰く涙山露寨は最近叨林に迫り意は包圍占領せんとするに在り現已に各支隊を叨林に集中し嚴しく防禦し並に土屯及米司克地方に於て砲位を架設し以て敵に備へたり但し援軍の彈藥は缺乏せり速かに軍機を誤るなからしめんことを乞ふと(三、一一)

國內政情

▲新內閣動搖說　(時報)　靳は徐世昌に面し辭意を洩したるも徐は面當り慰留せし外再び人を派して勸誘して曰く如何に論なく決して去ることは出來ないと

內閣動搖說は國務院否認するも靳の某要人某報記者に答ふる所によれば決して因なきはあらず、惟だ人的問題に關せず靳は中央政策に對し各省多く了解せざる爲め一適當の人を得て能く全國をして其政策を奉行せしめんと欲すれば爲めには辭職は惜まざる所なりと云へり靳は二日夕支那銀團代表と義兵借款を交涉せるが本人の去留は先づ財政上能く助け得るや否やを以て斷とすと云へるが各代表は皆必ず政府に具體計畫及施行の實力あらば援助を樂まざるなし外間傳聞は已に每月五百萬を工面し先づ三ヶ月免換して試みんとあるは未だ確からずと(三、一五)

▲選舉延期問題　(時報)　新江蘇督軍が選舉延期を要求せる電報に接し以來當局は非常に憤激し十三日重要人物を集め緊急會議を開き其結果此の擧は期限通り爲し絶て延期すべからずとされ昔らくは一望みなきのみならず國際地位亦疎動せらるゝ恐れあり若し强硬成見に拘執せば內閣は憐だ皆を引きて總辭職するのみとし一面先づ此の意を盡こ回答し婉曲に解釋し一面各選擧區に通電し二人の意見により破路に亘り議會を生ぜ全國の選擧を防害する勿れと云へり(三、一六)

▲軍費減少額　(中華新報)　中央の軍費は每月六百七十六萬を要す、陸軍部は四百五十萬近畿陸軍三十四萬巡防營四十二萬、奉軍五十四萬安武軍二十三萬禁軍十七萬陸軍部每月二百萬を減少して尙ほ四百萬を要す、支那銀團は立替へせざることを表示し整理方針は尙ほ軍閥と減少を交涉せんとす(三、九)

▲海軍擴張の綱要　(新聞報)　海軍側の消息によれば駐滬海軍總司令李鼎新は前に海軍擴張計畫四端を條陳し海軍總長薩鎭冰も之に贊成したるが近頃已に決定したり內容は擧げて四億萬元を以て八年に擴張を完成するものにて擴張計畫大綱は約四項に分つべし更に討議の上國務會議に提出さるゝ等にて其の四項は(一)造艦(二)築港(三)海軍教育制改訂(四)經費籌措法にして其の中造艦計畫にて新たに建造すべき艦艇は左の如し

一等巡洋艦四隻、三等巡洋艦六隻、驅逐艦十隻、水雷艇二十隻、潛水艇十隻、通報艦二隻(二、二二)

▲張作霖壽筵と奉天會議　(民國日報)　中央通信社の消息によれば奉天巡閱使張作霖の誕日(三月二十一日)を祝する爲め北京其他の各方面より代表者陸續として奉天に赴けり軍政界の消息によれば張氏は自己の壽辰が正さに南北多事の秋に當ひたれば各代表が祝賀の爲めに奉天に來りしを利用して使署に於て重要會議を開き湖南援助廣西援助及庫倫征討等の各問題を提出して各代表の意見を徵し實施に便せんとす右決議に參與する者は各省代表各重要人物代表其他奉天吉林黑龍江方面の軍界に於ける重要人物等三十餘にして其議案の內容は(一)廣西援助問題に關しては張氏は一旅を派出し並に陸榮廷と永久の應西防禦計畫を樹立せんとする事(二)湖南援助問題に關して

は曹氏と共同して軍隊を派遣せんとすること(一)庫倫援助問題に至りては目下庫倫の形勢が擴大せしに因り各方面よりして完全なる意見を徵し以て即日出動の個に供すと一說にては張氏は既に征庫の決心を有し既に熙省より兵二旅を出だすことに定めたる以外に尙ほ二十九師を以て援庫軍隊と指定せり但し軍事上の種々なる問題に關し張景惠の歸京報告後を俟ちて出發せしむと云ふ(三、一四)

▲義務教育施行の要點　(各報)　一分期籌辦　教育部規定の籌辦期限に照らし民國十年より十七年迄八ヶ年內に全省一律に辦し竣る

二學齡兒童の統計上海縣學齡兒童は總數八三九七二人にして既就學男兒一九七四九人、女兒三四〇四人、未就學男兒二七六一五人、女兒三三二〇四人三項加すべき學組數各級五十人として一二一六級

四應需の經費數　每級開辦費百元、經常費二百五十元として合計銀四二五六〇〇元(開辦費一二一六〇〇元、經常費三〇四〇〇〇元)

五籌款方法　(一)貨物稅帶征教育特別捐、貨物稅に教育特別捐十分の二を徵す(二)所得稅所得稅の七割を義務教育經費に充つ(三)煙酒公賣、帶征教育特別捐烟酒稅に教育特別捐三分の一を徵す(四)整理屠宰稅教育特別捐、屠宰稅に教育特別捐三分の一を徵す(五)年租增加上海縣は目下一畝一千五百文なるが實山縣の例に照して增加し並びに銀圓を以て單位とす(六)典當營業捐、附稅二割を教育經費に充つ(七)錫箔捐五分を徵す(八)申實捐整頓　各市鄉經董と會議の上決定す(二、二八)

▲國語提倡の省令　(各報)　縣視學、國語講習會々員徐引恬等は江蘇教育會を經て江蘇省長に對し各縣に告示批示は口語體に改め並びに國語講習所を設け吏員の練習に便すべき事を訓令されたしと申請せるが、省長は之に就き上海縣知事及び各縣知事に對し支那の言文一致する能はざるは實に政教施行阻碍の一因なり近今小學校に語體文を敎授するは固より國語統一の準備なるも亦た文言一流の關鍵なり各縣が直接人民に對する文告批示に白話を參用するは一面國語の推行提倡に資すべく一面政令の普及にも亦便利なり縣署に國語講習所を附設することは吏員が國語を傳習する爲め亦た切要行ふべきことなり夫々情形により分別辦理さるべし訓令せり(二、二三)

▲鹽務署の整頓　(新聞報)　鹽務署は外人の提議を納れ鹽務輸取締りを整頓すべく各省の緝私營を警察の方法として別に改編し署中に一廳を附設し直接管轄すべしと(三、一二)

▲陸榮廷の攻粵計畫　(中華新報)　最近南寧よりの來電に據れば陸榮廷は其子陸裕光を北京に遣し援助を求めつゝありしが愈北京政府は五十萬元を支出し之を援助する事となれり湯薌銘獨立の事物發したるを以て陸は攻粵の好機なりとて特に龍州に廣西各軍の會議を召集し其結果左の如き方策の下に攻粵計畫に着手する事となれりと云ふ

第一路(欽廉方面)　總司令馬濟

第二路(高雷方面)　總司令林虎

第三路(肇始方面)　總司令譚浩明

總隊備隊(梁宇皐二十營)　總司令陸榮廷

合計　二師二混成旅

尙一說に依れば陳炳焜は廣西省長に新任せらるるを條件とし舊部下十二營を率ひて攻粵軍先鋒隊に加はるべしとの說あり、然して廣東派にては之に對し防備に着手せるが孫文派は飽く迄積極主義に出づべきを主張し居れるも陳畑明派は之れを喜ばざる形勢にあり(三、一三)

▲林支宇湖南退去の內幕　(時事新報)　湖南は方さに憲法を起草し民治を行はんとするの際に當り省長林支宇は本月六日忽然辭職して去れり之れ注意すべき問題なり其原因に就き林側の言によれば湖南省は尙ほ軍政時代にあれば一事と雖ども爲すこと能はず公金は各軍の機關に使用され財政は毫も整理すること能はず而して支拂命令は續々として來り行政に人を任用するすら自由に爲す事能はずして朝に推薦狀來れば夕には任用を慫慂され之を塞く任用すれば容るゝ地位なし採用せざれば怨聲を放つ今日の省長は一書記一出納係りに過ぎず林は尙ほ書記出納係りたるを欲せざるが故に決然辭職せりと又軍政側の消息によれど最近林支宇排斥の風潮あり其動因は何れにあるかを知らざるも聞說は既に一日に非ざるなり李仲麟の軍費問題は其一なり卽ち熊陽蘊の代電に於て林と李仲麟との交渉を述べ發表したれば林は心中苦痛を感じ去らざるを得ざるに至り林と出處進退を共にせる財政廳長姜濟寰も五日辭表を出して出勤せず林は六日省議會に辭職文を提出し十二日單身長沙を去れり或人は云ふ湘口に赴けりと省長の職務は臨時政務廳長馮天柱が代りて行

ふことゝなれり並に林の省議會に提出せし辭職文左の如し

『支字謬りて貴會の選擧を蒙り臨時省長となり辭するを得ず勉めて其任を承け事を處したり然れども爾來變故紛々として招來せしも自ら凡庸にして艱難に任へ難し隨て文を貴會に呈して辭職せんとせしも未だ諒察を得ずして慰留さる思ふに其時既に年末に至り財政既に緊迫し事變後人心尙ほ動搖し支字は父老昆季の重き付託を承け難を畏れて退くを敢てせず黽勉して事に當り幸にして責任を盡せり今や在任既に三ヶ月となれり竊かに念ふに最初の基礎は作りしも未來の大難に對しては負擔の力なければ大任に勝へ難きに因り決然辭職するより外なし願くば貴會にて別に賢能なる後繼者を選び臨時省長に任せられんことを請ふさすれば政治の前途は刷新の望みあり民選の大典も價値あらん省長の選出さる迄は政務廳長馮天柱に委任して代理せしめられ以上の願意を速かに施行あらんことを請ふ尙ほ一言すべきことは支字在任中の全省財政に於ける一切の收支に關しては財政廳の責任を負ふことを合せて聲明す』云々

並に於て省議會は七日協議會を開き多數は挽き留めを主張せり軍人側にては趙總司令は林省長との關係は近時頗ぶる良好なれば常に地位の維持に盡力せしことなれば挽き留むべしとの說なり知らず林が留任するや否や不明なり。

又通信によれば林省長は本月六日忽然省議會に辭職文を出だし其日汽船にて漢口に赴けり此日日曜日なりしに因り省署の職員は出勤せざりしが故に一二の書面に接せし者以外は之を知もの甚だ少し午後に至り財政係長羅榮より趙總司令に告ぐ趙は軍法處長蕭光禮及參謀胡某に命じ岳州に赴かしめ并に駐岳の第四旅旅長鄒序彬に發電して共に挽き留めしむ此夜蕭胡兩氏より來電にては汽船尙ほ未だ城陵磯を通過せず若し遇ふこと能はざれば應さに漢口に追赴すべしと總司令は是に於て各軍政長官各會會長各學校長各新聞社記者及各紳士に通告し七日午前會議を開けり來會者百人近くあり趙總司令は林省長の辭職して去りしこと及挽き留めに人をだせしことの情形を報告し且云ふ『軍界側は一致して挽き留め若し無效なるときは如何なる方法を以て其善後策を講ずるか現在湖南省の軍費は莫大にして財政未だ統一する能はず林省長は處置に窮して辭職せしことあれば事情酌量すべきなり但し軍民分治せし以來湖南政局は漸く安穩に赴き變故漸く靜なからんとするを以て湖南は日に隆盛となるべし故に余は屢々軍人に政治に干涉せざることを戒飭し以て省長が順意に政治を施すの便利を計れり最近自治進行の際に當り各省は電報にて賞贊し湖南人士は進行に熱中せることなれば林省長は忽然辭職して各方面の誤會を招く可らざるべきなり之れ自治前途の障礙となるが故に軍界にては其關係重大なりと認め林省長か省に回へり任職するに非ざれば不可なりと爲せり回任する迄は當然政務廳長が責任を負ひ代りて事務を執り民治を中斷する事なからしむ辭職のことは湖南政局に關係せるにより特に各位の協議を求む』云々次ぎに省議會議長彭瑛は『省長の辭職文は昨日提出され晩に始めて閱讀したれば本日協議會を開き協議の結果として一面に挽き留め一面には尙ほ辦法を講ずべき事に決せし旨』を報告せり次ぎに高等審判廳長李漢丞曰く『林省長は既に毅然として辭職せし事なるを以て挽き留むるも無效ならん今や民政多忙なれば一日も長なかるべからず宜しく總司令に於て暫時兼務さるべし』と彭兆璜又曰く『省會にても亦林省長の挽き留が無效なれば總司令に兼務を請ふことを決議せり』と云へり次で趙總司令は謂へらく『湖南の軍民は分治して今日迄維持し來れり余は如何なる事なるも兼務を肯んぜず』と態度頗る堅し然るに總商會會長左學謙も亦總司令に省長兼務を請ひて曰く『通商銀行は昨日開店し此政變に遭ひ影響を受くる事を免がれず總司令が民政を兼務するに非ざれば維持する能はず』と趙之に答へて曰く『通商銀行は自ら維持すべし省の治安は軍界に於て全責任を負ふ省長兼務と關係なし』と次ぎに胡瑛及交涉員仇鰲は何れも總司令の兼務を主張せり仇は省に一日も省長なかるべからずと述べしも趙は謂へらく『湯薌銘德宏佐の湖南を去りし時にも軍民兩政にて維持せり急に省長を置かざれば辦じ難き事なし予は決して承諾せず』と尋で高等檢察廳長蕭度謂へらく『宜しく三個の方法を取るべし(一)は各界よりして急に林省長挽き留めを請すること(二)は馮政務廳長に請ふて五日間財政廳長の職を委任すること(三)は挽き留め無效の時には辦法を講ずること之れなり』と趙司令は此說を可とし次ぎに馮政務廳長は曰く『昨日は日曜なりしに因り林省長の代りて事務取扱を請ふの公文を事務室に置きしを午後に始めて知りたり予も既に屢々辭職を請ひ最早留るの意なければ代りて事務を行ふ能はず』と云へり後に某人あり此問題は省議會にて解決すべしと述べたれば衆皆贊成せり趙は彭議長に向ひ省城になる議員幾人なりやを問ひ彭は答ふるに尙

ほ四千餘人あれば來會者二十餘名に達せば法定數たるを得べしと雖は何日間にて召集開會すべきかを問ひ彭は約するに二十日間を以てせり是に於て一同は各界より誠意の挽留を爲し左も無數なる場合には馮政務廳長より省是代理の名義を以て臨時省參會を召集し別に省長を選ぶことを決議せん馮は約を固辭したるも憲兵司令の曉諭によりて一先之を承諾せり此日軍人にては宋等の二師長以下各高級官來會せしも沈默して言を發する者なし此日省城の各新聞紙は記載せざりし爲め此事を知る者甚だ少し且つ省長の去留は治安に甚だしき關係なきが故に未だ何等の影響なくして政務財政の開廢とも平日の如く事務を取りて當りの解を待てり然れども憲司令部は尚ほ人民の或は騷擾せん事を恐れ特に此日午後布告を出だせり其布告の大略を錄すれば『林省長は三月六日省城を去りたれば既に人を派遣して留任すべく挽き留め策を講じつつあり現在一切の政務は依然舊の如く進行せり本憲司令は治安の責を負ふことなれば汝等軍民人各々職業を守り自ら相驚擾する勿れ』云々

▲廣東軍政府積弊調査最條例　（農報）　內政部部令第二號を以て三月十日左の條例公布せられたり

茲に內政部附設の積弊調査會組織條例を制定す

第一條　本會は內政部に隸屬し內政部主管の範圍內に於ける地方行政の積弊を調査して行政改革の資料に供するを以て主旨とす

第二條　本會は左記職員を以て之を組織す

會　長　內政部長を以て之に充つ

副會長　內政部次長及各省省長を以て之に充つ

議委員(定員なし)　審議員(定員なし)　編輯員(定員なし)　書記員(定員なし)

前項の審議員編輯員書記員は本部部長に於て內政部及直轄各局職員中より指名す

調查員は甲乙丙の三種に分ち(甲)は部長に於て本部及直轄各局職員中より指名派遣す(乙)は各省政務廳長警務處長警察廳長市長及市政局直轄の各局局長に於て兼務す(丙)は各省の縣知事に於て兼務す

第三條　本會の調查は事實上の積弊と制度上の積弊との二種に分ち其綱目の左の如し

一　財政
二　軍事
三　教育
四　實業
五　交通
六　司法
七　警察
八　衛生
九　慈善
十　其他

第四條　調查員の提出する材料は私人の攻擊に渉ることを得ず

第五條　本會調查員を兼務せる政務廳長、警務處長、警察廳長、市長、市政廳直轄の各局長は調查意見材料を本會に提出し并に本會の會議に出席することを得

第六條　本會の辦事細則に就き左の如き三科を分設するを得

(一)調查科　(二)審議科　(三)編輯科

各科の辦事細則は別に之を定む

第七條　本會が各省の內政主管の官署に情形を詳調し或は文書を調查閱覽する必要ある時は內政部に其旨を通ぺ內政部は部函を以て各該長官に照會して各該官署に轉達すれば各該官署は文書の寫しを送り詳細に回答するの義務を有す

第八條　各省の地方機關及法定團體は書面を以て地方の積弊情形を陳述して本會の討論に附する事を請求することを得前項の請求にして本會が必要なりと認むる時には該陳述人員に對し本會に出席することを書面にて要求する事を得

第九條　凡て某項の積弊調查の爲めに得たる材料は審議科にて審議し直ちに編輯科に交附し編輯科は報告書を作成し之を會長に提出す

第十條　本會は意見を徵集するが爲めに會長に於て臨時參議數人を延聘し臨時會議を開くことを得

第十一條　本會調查員編輯員書記員の執務時間は會長副會長に於て部務執行を妨碍せざる範圍內に於て之を定む

第十二條　本會會長副會長には某項の特別或は制度上に就き職員を一定の區域時間內に調查報告に從事することを指令する事を得

第十三條　本會職員は某項の事實或は制度上の積弊に就き提出討論する事を得

第十四條　本會は必要の時臨時會長或は副會長に於て會議を召集する事を得

第十五條　本會職員は會長以下何人にも給料を支給せず但し外に出張を命ぜられ調查を爲す時には路程に應じて旅費を支給するを得

第十六條　本會職員の事務の分配は會長副會長に於て之を定む
第十七條　本條例にして改修の必要なる時には會長に於て之を修改する事を得
第十八條　本條例の施行の期日及區域は別に部令を以て之を定む（三、一一）

▲北大の總辭職運動（晨報）北大教職員は今日開會俸給不渡りの爲め總辭職を告げんとす斯は范源濂に語りて速く總辭職を延期するや否や政府をして工面せしむべきや目下實に金を得る望みなし此事を各職員に告げよと（三、一四）

▲留日官費學生停止問題（商工報）留日官費生は曾つて訂するに同校特約あり今や此の約四月を以て終了するを以て政府は派遣停止に決し已に正式に日本政府に通告せり但し日本は依然繼續を欲せり（二、一六）

▲上海總商會の各國商業會議所招待（民國日報）上海總商會は二日夜英、米、佛、伊、日商業會議所員を招待して盛宴を張りたるが席上總商會々長聶雲臺は大要左の如き演說をなせり
中外商人の感情融洽にて相互に贊助する事は上海繁榮の歷史に見て明かなり此の友誼互助の關係は大半租界内の各國人が常識を具有し規善の提携をなすが爲めなり英國商業會議所は此の數年中二回大會を開き日本も一回開き來國亦た近く開會せんとす吾人は各國商業會議所が弊國商業會議所と彼此提携し群策群力せば宏大の効果を得ることを信するものなり蓋し公平なる方法は何れの國の人をも稗益し亦た必らず他國人に利益を與ふるものなるが爲めなり過去一ヶ年中には數方面に吾人に不利を與へたることありたるも今後は佳眞の境を得べきことを希望す支那は吾人及び世界の大なる好き商場なれば支那の忠友は吾人と此の廣大なる商場の利を同じく收むべきを信ず之には第一相互常に往來する必要あり招請したるも此の意味に外ならず彼此の幸福に關する事件は弊會は極力諸君と提携して進行することを希望す云々
之に對し祥茂洋行支配人は英國商業會議所を代表して答辭を述べ米、佛、日各商業會議所代表者も均しく演說せり（三、三）

財政經濟

▲民國十年財政方針（各報）財政次長潘復は整備統一會準備の資格を以て新聞記者と第二回の會見をなし、財政問題に關し意見を述べたり、目下支那は最も財政危機の秋にして今年支出すべきもの内債六千萬元、外債一億五千萬元以上、國内諸銀行借款三千萬元以上あり、之に對し左の順序に依り救濟する豫定なり
一、内債を整理して世界の信用を得金融を維持すること之につきては近く公債整理の機關を設け鹽稅剩餘金及び煙酒稅整理の爲め得たる金額を以て之が償還に充つ
二、政費支出を最少限度即ち一ヶ五百萬まで減少す
三、國内各省銀行の借款は別々に速に償還方法を講ずる事。
四、外債の利息支拂竝に償還期限に對するものは外國側と協議す
五、各省の軍事財政を整理し規程通り各省より中央に送金せしむ（二、一七）

▲内國公債整理問題（各報）内國公債整理問題に關し葉交通總長周財政總長は二月十九日銀行集會所に於て左の意見を發表せり
民國以來内國公債發行頗る巨額に上り一年に支拂ふべき元利三千三百萬元歷年の元利約四億以上に達す故に政府は之れが救濟整理辦法を研究し本日右整理案閣議を通過せり其の要點は左の如し
（甲）整理方法
一、元年及八年公債は等しく四割に計算し十ヶ年に償還す
二、五年公債は三年四年公債償還後元利を償還す
三、其の他七年長期金融整理公債等は委く簽法に照し辦理す
（乙）基本金辦法
一、公債整理基金は政府より毎月二百萬元を支出し三年四年公債の例により總稅務司に交付し支那銀行に預け入れ元利償還に充つ
二、基本金財源は鹽稅剩餘金より一ヶ年千二百萬元煙酒稅より一ヶ年九百六十萬元煙酒公賣局常關收入と七年短期公債及び三年四年公債を差

ほ四十餘人あれば來會者二十餘名に達せば法定數たるを得べしと雖は何日間にて召集開會すべきかを問ひ彩は約するに二十日間を以てせり是に於て一同は各界より誠意の挽留を爲し若し無效なる場合には憲政務總長より省長代理の名義を以て臨時省參會を召集し別に省長を選ぶことを決議せん爲は猶ほ固辭したるも指揮司令の曉諭によりて一先之を承諾せり此日軍隊にては宋第の二師長以下各高級官佐來會せしも沈默して言を發する者なし此日省城の各新聞紙は記載せざりし爲め此事を知る者甚だ少し且つ省長のお留は治安に甚だしき關係なきが故に未だ何等の影響なくして政務財政の開廳とも平日の如く事務を取りて當局の歸來を待てり然れども總司令部は尙ほ人民の或は驚擾せん事を恐れ特に此日午後布告を出だせり其布告の大略を擧ぐれば「林省長は三月六日省城を去りたれば既に人を派遣して留任すべく挽き留め策を講じつつあり現在一切の政務は依然落の如く進行せり本總司令は治安の責を負ふことなれば汝等軍民人各々職業を守り自ら相驚擾する勿れ」云々

▲廣東軍政府積弊調査最條例（長報）內政部部令第二號を以て三月十日左の條例公布せられたり

並に內政部附設の積弊調査會組織條例を制定す

第一條　本會は內政部に隷屬し內政部主管の範圍內に於ける地方行政の積弊を調査して行政改革の資料に供するを以て主旨とす

第二條　本會は左記職員を以て之を組織す

會　長　內政部長を以て之に充つ

副會長　內政部次長及各省省長を以て之に充つ

議參顧問（定員なし）　審議員（定員なし）　編輯員（定員なし）　書記員（定員なし）

前項の審議員編輯員書記員は本部部長に於て內政部及直轄各局職員中より指名す

調查員は甲乙丙の三種に分ち（甲）は部長に於て本部及直轄各局職員中より指名派遣す（乙）は各省政務廳長警務處長警察廳長市長及市政廳直轄の各局局長に於て派務す（丙）は各省の縣知事に於て派務す

第三條　本會の調查は習慣上の積弊と制度上の積弊との二種に分ち其綱目の左の如き三科を分設するを得

（一）調查科　（二）審議科　（三）編輯科

各科の辦事細則は別に之を定む

第四條　調查員の提出する材料は私人の攻擊に渉ることを得ず

第五條　本會調查員を派務せる政務廳長、警務處長、警察廳長、市長、市政廳直轄の各局長は隨時意見材料を本會に提出し幷に本會の會議に出席することを得

第六條　本會の辦事細則に就き左の如き三科を分設するを得

（一）調查科　（二）審議科　（三）編輯科

各科の辦事細則は別に之を定む

第七條　本會が各省の內政主管の官署に情形を咨詢し或は文書を調查閱覽する必要ある時は內政部に其旨を通知し內政部は部函を以て各該長官に照會して各該官署に轉達すれば各該官署は文書の寫しを送り諮詢に回答するの義務を有す

第八條　各省の地方壞爛及法定關稅は書面を以て地方の積弊情形を陳述して本會の討論に附する事を請求することを得前項の請求にして本會が必要なりと認むる時には該陳述人員に對し本會に出席することを書面にて要求する事を得

第九條　凡て某項の積弊調查の爲めに得たる材料は審議科にて審議し直ちに編輯科に交附し編輯科は報告書を作成し之を會長に提出す

第十條　本會は意見を徵集するが爲めに會長に於て顧問參議數人を延聘し隨時會議を開くことを得

第十一條　本會調查員編輯員書記員の執務時間は會長副會長に於て部務執行を妨碍せざる範圍內に於て之を定む

第十二條　本會會長副會長は某項の習慣或は制度上に就き職員を一定の區域時間內に調查報告に從事することを指令する事を得

第十三條　本會職員は某項の習慣或は制度上の積弊に就き提出討論する事を得

第十四條　本會は必要の時會長或は副會長に於て會議を召集する事を得

第十五條　本會職員は會長以下何人にも給料を支給せず但し外に出張を命ぜられ調查を爲す時には路費に應じて旅費を支給するを得

第十六條　本會職員の事務の分配は會長副會長に於て之を定む
第十七條　本條例にして改修の必要なる時には會長に於て之を修改する事を得
第十八條　本條例の施行の期日及區域は別に部令を以て之を定む(三、一一)

▲北大の總辭職運動　(晨報)　北大教職員は今日開會俸給不渡りの爲め總辭職を告げんとす斯は范源濂に語りてゆく總辭職を延期するや否や政府をして工面せしむべきや目下實に金を得る望みなし此事を各職員に告げよと(三、一四)

▲留日官費學生停止問題　(商工報)　留日官費生は昔つて訂するに同校特約あり今や此の約四月を以て終了するを以て政府は派遣停止に決し已に正式に日本政府に通告せり但し日本は依然繼續を欲せり(二、一六)

▲上海總商會の各國商業會議所招待　(民國日報)　上海總商會は二日夜英、米、佛、伊、日商業會議所員を招待して盛宴を張りたるが席上總商會々長聶雲臺は大要左の如き演說をなせり
中外商人の感情輯睦にて相互に贊助する事は上海繁榮の歷史に見て明かなり此の友睦互助の關係は大半租界内の各國人が常識を具有し親善の提携をなすが爲めなり英國商業會議所は此の數年中二回大會を開き日本も一回開き來國亦た近く開會せんとす吾人は各國商業會議所が弊國商業會議所と彼此提携し群策群力せば宏大の効果を得ることを信ずるものなり蓋し公平なる方法は何れの國の人をも稗益し亦た必らず他國人に利益を與ふるものなるが爲めなり過去一ヶ年中には數方面に吾人に不利を與へたることありたるも今後は佳良の境を得べきことを希望す支那は吾人及び世界の大なる好き商場なれば支那の忠友は吾人と此の廣大なる商場の利を同じく收むべきを信ず之には第一相互常に往來する必要あり招請したるも此の意味に外ならず彼此の爭鬪に關する事件は弊會は極力諸君と提携して進行することを希望す云々
之に對し祥茂洋行支配人は英國商業會議所を代表して答辭を述べ米、佛、日各商業會議所代表者も均しく演說せり(三、三)

財政經濟

▲民國十年財政方針　(各報)　財政次長潘復は籌備統一會座辦の資格を以て新聞記者と第二回の會見をなし、財政問題に關し意見を述べたり、
目下支那は最も財政危機の秋にして今年支出すべきもの内債六千萬元、外債一億五千萬元以上、國内諸銀行借款三千萬元以上あり、之に對し左の順序に依り救濟する豫定なり
一、内債を整理して世界の信用を得金融を維持すること之につきては近く公債整理の機關を設け鹽稅剩餘金及び煙酒稅整理の爲め得たる金額を以て之が償還に充つ
二、政費支出を最少限度即ち一ヶ五百萬まで減少す
三、國内各省銀行の借款は別々に速に償還方法を講ずる事。
四、外債の利息支拂並に償還期限に對するものは外國側と協議す
五、各省の軍事財政を整理し規程通り各省より中央に送金せしむ(二、一七)

▲内國公債整理問題　(各報)　内國公債整理問題に關し葉交通總長周財政總長は二月十九日銀行團會所に於て左の意見を發表せり
民國以來内國公債發行頗る巨額に上り一年に支拂ふべき元利三千三百萬元歷年の元利約四億以上に逢す故に政府は之れが救濟整理辦法を研究し本日右整理案閣議を通過せり其の要點は左の如し
(甲)整理方法
一、元年及八年公債は等しく四割に計算し十ヶ年に償還す
二、五年公債は三年四年公債償還後元利を償還す
三、其の他七年長期金融整理公債等は委く案法に照し辦理す
(乙)基本金辦法
一、公債整理基金は政府より毎月二百萬元を支出し三年四年公債の例により總稅務司に交付し支那銀行に預け入れ元利償還に充つ
二、基本金財源は鹽稅剩餘金より一ヶ年千二百萬元煙酒稅より一ヶ年九百六十萬元煙酒公賣局常關收入と七年短期公債及び三年四年公債を差

引たる剩餘及び三年四年公債償還後の一切の財源爲濱露三國賠償金支拂を停止したる金額及び常關收入とは等しく此の整理基本金の內に繰込む(二、二〇)

▲公債整理條例　(北京日報)　公債整理條例の遲れて發表せられざるは(一)担保金種目中の鹽稅增加千五百萬に對し外人檜核が先づ鹽務行政を整理せざれば增加の一點は豫計すべからず現に正に鹽務行政の整頓を商議中に在ること(二)元年公債は二億萬と云ふも實は二億一千萬あり、其市面に流通するものは合計一億三千萬其餘は皆各銀行團に在り稅務司は整理を一億三千に限らんことを要求し其餘を承認せず政府は全額を含みて主張すること、目下双方正に交涉中に在り(三、一四)

▲海軍司令部の借款　(各報)　海軍總司令盧永福は昨年の海軍費の支給停額數は非常の多額に上りたるより自ら北京に赴きて支拂ひを要求したるが政府は僅か八年公債六百萬元を支給せるのみにて此の公債は當地滙後銀行に抵當として借款せんとするも銀行團迫の爲め稍好き條件にて抵當に取るものなきより盧總司令は大に困難を感じ中國、交通兩銀行より暫らく三十萬元を借入れ一時の間に合はすことゝせり(二、一九)

▲廣東軍政府の財政狀況　(晨報)　廣東軍政府に於ける財政狀況は案外紊亂すべき狀態にして各部職員俸給は勿論教育經費の如きも每月數の如く支拂ひ居れり爲めに曾上に於ては軍政府と某國との間に借款成立せり等との說流布せらるゝも恐らく事實に非すべし

最近廣東財政廳は民國九年度收入決算及十年度豫算を左の如く公表せり

(稅名)	(九年度收入決算)	(十年度收入豫算)
賭博稅	一千一百四十萬元	
地稅	三百十五萬元	五百七十八萬元
酒稅	二百五十七百元	三百四十五萬元
鹽稅	七百九十三萬元	八百四十五萬元
厘金稅	五百十萬元	二百七十五萬元
雜稅	——	六百五萬元
公債、借款	——	五百萬元
合計	三千十五萬元	三千一百十八萬元

(三、一三)

▲スチーブンス氏の宣言　(各報)　余は米國銀行團代表として渡支以來銀行團の事につき余の說を聞かるるも余は單に米國銀行家を代表として發言せん、支那銀團成立は幸に堪へず支那の一切問題は支那人民自ら解決すべきものなるとを支那有力なる商人より聞けるが眞に宜なり、夫れ支那人民は勤儉溫厚なる德を有するとは余の渡支以來確信することゝなれり此德を有して政治改良の日に遠ざんか、銀行と商業團體及び其他改善を目的とせる國民の組織は大に促進せしむる所とならん、支那銀團の成立は其組織と施設は概略を見るに過ぎざるが若し其將來の政策なして總て其代表張嘉璈氏の宣布する所及び一月十五日調印の鐵道借款契約の規定の如きに到らしむるは支那人民の幸福にして予の萬壽無疆を祈る所なり、支那人民に福利あることは米銀行家にありて福利あることなり、支那銀團の鞏固なることは支那人民全體の建設借款に大いに好し然るに支那は外資を要するか若し然りとせば其理由如何にと人々の能く予に問ふ所なりミシシピ河以西は二百十萬方哩あり六十年前荒涼の大陸にして鐵道都市もなくイアンの蠻人のみ而も今日は吾米全國の需を充たすのみならず全世界に餘暇を供す、其之を致せしは全く鐵道と國道の力なり卽ち外資の力なり又支那の西部の沃土多きも道路不便の爲め大いに出產は高くなる支那人は利源開拓に要する資金を有するか粵漢鐵道の完成は支那の政治商業上莫大の利益なるが其布設費は四千萬弗に過ぎす支那人は此の資金を有するか東支鐵道の回收は支那の主權に關係すること大なり支那にして回收の意あらば資金を要する急なり、支那人は此資力に任じ得るや、既に借れる金は不生產に用ひ償却すべき外債山の如し鐵道布設の餘裕ありや、支那の輿力は重要地を占むるも奸者常に之を利用す新銀團反對論は國中に充つ其論言者は誰れなるや之を追尋するは興味ある問題なり(三、二六)

▲上海造幣廠建廠工事着手　(各報)　上海造幣廠借款二百五十萬元は過日調印されたるが北京財政部幣制局は特種國庫證券を印刷して上海造幣廠借款銀行團に交附し實出さしめ一ケ月內には建廠計畫を定め購地建築貨幣鑄造を開始すべし而して財政部は契約に違ふ爲め上海造幣廠に對し將來鑄造

する新貨幣の成色重量公差は民國三年の國幣條例に照して辨理して並びに廠內に特別委員會を設け財政部稅關、銀行より各々委員を派し造幣を監視せしむることゝすべしと通令したり(三、七)

▲**造幣廠證券發售と新董事**　(時事新報)　支那銀行團にて引受けたる上海造幣廠借款特種國庫證券二百五十萬元は本月七日より九日迄上海銀行公會にて購買申込みを受けたるが申込總額三百六十五萬五千元に達し定額よりも百十萬五千元超過せり(三、一二)

商借款團重事九名左の顧觸れを以て組織されたり

盛竹書(浙江興業)宋漢章(中國)錢新之(交通)倪遠甫(鹽業)李馥蓀(浙江地方)陳光甫(上海商業)秦潤卿(錢業公會)方椒伯(東陸)張武鏞(江蘇)

(三、一三)

▲**海州開埠の準備**　(中華新報)　北京政府は江蘇省海州に商埠を開くことゝなり滬浦路總工程師は海州當局より開埠に關する各要政諮詢の爲め海州に人を派せんことを求め來りたるを以て總工程師は局內の外人某工程師を海州に派遣したり(三、一四)

▲**佛支銀行の成立**　(神州日報)　前駐伊公使吳宗濂の發企せる華法振業銀行は北京上海に籌備處を設け資金募集に力め居たるが以來五ヶ月準備已に完成せり資本金は五百萬元にて總行を北京に設け天津、上海漢口香港の四ヶ處に分行を設置し上海行長は錢達三と定め其他張小松、沈仲芳、朱葆三等も發起人の列に加はれり已に資本の募集を終りたれば商曆四月上旬には開業するに至るべしと(三、一〇)

▲**滬杭甬鐵路の支線**　(各報)　滬杭甬鐵路局長趙慧山は寧波、紹興段の曹娥江橋梁は目下敷設中なるが同鐵路の機械材料は均しく寧波、鎭海間の白沙地方に貯存されあるを以て白沙迄には支線を布設し客車をも運轉せしめ居れるが白沙より約二十支里の下浦江地方は人烟稠密にて商務繁盛なれば同地迄支線を延長せば運搬上便利なりとて商辦末より工事に取掛れり(二、一七)

▲**怡和洋行の新計畫**　(申報)　怡和洋行長江航路は六隻にして華利を三北公司に渡せるを以て沿岸用の威升を充てしが此に代はるべき新船は本月中旬に竣成すべく香港より廻航し來るべく長江は要するに七隻として新航路は

沿岸航路卽ち香港、汕頭、廣東、上海及び上海、青島、大連、芝罘、天津を擴張する爲め現在の十八隻以外に德生、泰生、等を加入し威升、怡生の二船を汕頭香港及び上海、青島、浦口等六港に充て一面香港にて沿岸航路用二船を注文し目下建造中なるが五月中旬廻航さるべしと云ふ、又宜昌、沙市丘州より重慶に至る航路は目下昌和江和あるが此の外同和、順和、恒和の三船を香港より長江一帶に直通せしむる班を設くることゝなれりと云ふ(三、一一)

日本新聞重要電報　(大正十年二月中)

外交關係

▲**會審衙門撤廢**　(一日上海特派員)　上海混合裁判所なる會審衙門撤廢案は二十八日の閣議に於て決定し代りに特別法院を置きて外人の生命財產を尊重すべく法廷には外人を任命す唯支那人を以て主任として國際平等の域に達せしめ治外法權制度の弊害を一掃せんとし之に關し不日對外聲明あるべしと(二日東朝)

▲**南北統一再勸告の議**　(上海國際社三日發)　北京來電に曰く公使團は又々南北統一に關し勸告を試みんとし目下其協議中なりと

▲**列國の對支政策**　(三日北京特派員發)　關稅交付を拒絕せる外交團が今後廣東政府に對して如何なる態度を執るべきかは支那現下の政局に極めて重大なる關係を有せるものとして多大の注目を惹きつゝあり外交團が廣東政府の關稅要求を拒絕せる以後に於ける軍政府の態度は今日尙不明にして軍政府は果して關稅差押へと自由貿易の斷行を敢てして飽く迄挑戰的行動に出て來るかそれとも右は單に列國を恫喝せんとする手段に過ざるかは之を後日に徵するの外なきが外交團中には此際第三成告を試み南北の統一を圖らんとの議論あり此議論は外交團を通じて昨今漸く有力となりつゝあり唯勸告に威力を伴はしむれば從來同樣一片の空文に終ること明白なるを以て勸告に威力を伴はしむる場合は如何なる程度の干涉を加ふべきかに就ては外交團の意見必ずしも一致せず此干涉を意味する勸告は延いて列國の對支政策に影響を及ぼ

すべき關係あるを以てなり並に注目すべきは最近某國の對支政策一變せる事にして某國は過去に於て北方の擁護を傳統的政策とし袁世凱氏時代最も徹底的に其政策を實行し來れるものなるが南北分裂以來日本が援段政策に力瘤を入れたる反動として南方に好意を寄せ廣東護法政府に關稅を分與するに至れるが如きも某國前公使の斡旋與つて力ありとされたるが最近に至り某國は態度一變し從來の北方政府擁護の政策に復歸するに至れり之が動機の那邊にあるかは審かにし難きも今日迄の實際に徴して南方の特むに足らざる事、廣東新政府の行動は徒らに時局を紛糾せしむるものにして寧ろ此際北方政府を援助して南北統一を早め之が爲めには廣東政府に壓迫を加へて自滅に陷らしむるに如かず關稅問題は偶好機會を與へたるものなりと爲すもの、如く一面には多年の懸案たる某軍火問題を至急解決せんと某國が急に北方援助に傾けるは事實明白にして廣東壓迫策として海上封鎖も辭せざる決心を示しつゝあり尤も海上封鎖は對敵行爲を意味し之が爲めには廣東領事館居留民全部の引揚を實行せざるべからざるを以て俄に廣東政府が關稅管理を實行するとするも直に封鎖を決行するとは容易にあらず某國の口吻にも多少の威嚇を含むと解釋なるも之を以て某國の廣東に對する態度乃至は南方に對する意向如何を時期ふに足らん米國の態度に至りては尚甚だ明瞭を缺き現に同國は軍器製造機械を軍政府に寄贈し目下技師の手にて機械の據附を爲しつゝありとの報道あり軍政府に好意を有するものとの疑ひもあれば外交團の廣東に對する態度を決定する上に米國として果して如何なる態度を取るに至るかは知るべからざるも關稅問題よりして外交團の問題となりし對南方の態度を如何に決するかは少くとも列强の對支政策の上に重大なる變化を及ぼす動機たるべし日本としては飽迄中立を守り傍觀主義を持續するかそれとも某國の主張を支持して中央を擁護し南方を壓迫するか又別に日本の立場よりして最善の方法を案じて時局及支那南北の間に斡旋して統一の勞を取るか日本として此際至急態度を決する必要あるべし(五日東朝)

▲支那人雇傭反對　(倫敦電報)(九日發國際直電)　勞働組合大會は商務院に代表者を送り支那人其他の低廉なる亞細亞勞働者を英國船に雇傭する事に抗議を提出した同代表者は政府に對し英國民たる事を充分に證擁立てる事の出來ぬ在英支那人の送還及び蘇士以西の航海に從事する英國船には全然支那人の雇傭を禁止する法案の提出方を要求した右に對し商務院總裁サー・ロバート・ホーン氏は斯樣な法案の提出を約する事は出來ぬが商務院は勞働組合大會の目的に副ふやう同院の權限內に於て最善を盡すであらうと回答したホーン氏は更に指摘して曰く英國船に雇傭されてゐる亞細亞人は千九百十五年以來漸次減少し支那人は目下總船員の三分に過ぎない(十一日日々)

▲無電契約問題となる　(北京國際社聯合通信十日發)　茲にアメリカン、フエデラル會社と支那交通部との間に締結せる上海無線電信局設置契約取消の提議に就き新總理は在北京英國公使館の壓迫に依り目下之を愼重に考慮しつゝあり英國側の主張は支那政府は既にマルコニー會社に對し事實上支那無線電信の獨占權を與ふるの契約を爲せり故に此新契約は之に違反するものなりとの點にあり右に就き北京駐劄米國公使クレーン氏は顧外交總長に對し米國政府は英國政府と直接交涉する筈なればとて其終了するまで新契約の取消猶豫を求めたり米國公使館は此問題を以て米支直接交涉に對する第一步の手段なりとして重大視し居れり(十三日時事)

▲米公使態度强硬　(北京國際社十四日發)　米國機關通信の所報に據れば米支無線電信借款に關し米國公使クレーン氏は本國政府の訓令に基き最近外交部に公文書を送りて曰く米支無線電信借款に關する日英兩國團體に英國政府の抗議は頗る峻嚴なるが若し支那政府にして之に滿喝せられて萬一米支間の契約を取消すが如きことあらば米國の利益に多大の影響を來すべく米國政府は支那政府に對し輕々しく該契約を取消さざらんことを要求し且つ英國に關しては目下英米兩政府間に公平なる解決をなす可く直接交涉中に屬するを以て支那政府は此際暫らく沈默を守り何等の意見を發表せざる方得策なりと(十五日時事)

▲駐支勞農政府代表　露國新聞の報道に依れば支那通として有名なる彼得具羅士大學敎授アレキセーフ氏は支那駐劄勞農露國全權大使として露東に特派され南支那政府及一般社會は之を歡迎したと氏の支那に特派されたのは支那に於ける過激派の宣傳成績の頁好な事とユーリン氏の失敗に鑑み廣東政府と親善關係を締結する爲であると(十六日日々)

▲露支交涉進捗せず　(北京國際特電十六日發)　ロルス通信社は極東共和國代表者ユーリン氏が二月二日附を以て顧外交總長に提出せる通牒を發表

せり通牒には六千語の長文にしてユーリン氏が先づ通商問題に關し外交部と非公式交渉開始以來の經過を說き次に極東共和國は支那政府の要求に從ひ四箇條の保障を與へたるも支那政府は更に幾多の問題を提出し未だ通商條約に關する正式交渉を開始せざるは遺憾に堪えずと述べ更に昨年末より本年の始めに亘りて支那政府よりユーリン氏に宛てたる覺書中に西伯利在留支那人の被害に就きて抗議又は質問を發したるに對し十二箇條に分ちて一々之に辯明及び反駁を加へたる後西伯利在留支那人の被害は凡て個人的且つ過激的のものなるにも拘らず極東共和國政府にては外務省內に特に委員會を設置し支那人の損害を調査し極力之が防止方法を講ずるに決せりと云ひ最後に支那政府は俄國支那に在留する露國人の保護に必要なる方法を講ぜざるのみならず余は澤多の在支那露國民の權利及び利益の侵害事件に關し屢々支那政府に對し通牒を發せり然るに支那政府は之に對し更に回答を爲さずと云ひ次に在支那露國人被害事項十數條を列擧したる後支那政府に於ても露國人の損害調査の爲め委員會を任命して完全なる調査を行ふ可き旨の保障を與へんことを要求せり尙ほユーリン氏は附言し曰く極東共和國人民は今や自ら進んで支那政府に對し兩國民の相互的關係に就いて確實な協定を遂げんことを要求するにも拘はらず支那政府に於て之が交渉を肯んぜず後日兩國民の利益が害せらるゝことありしとするも極東共和國政府は決して其の責に任ず可きに非ずと附けり（十七日時事）

▲**西藏問題研究着手**（北京國際社十六日發）支那政府は西藏問題交渉再開に關して此程英國公使より督促に接したるより之に對する研究を重ね居れるが一方駐英公使顧維鈞氏へも打電し該問題に對する英國朝野の趨向に就て調査報告せんことを命じたり右命令の要點次の如し

一、日英兩國關係と西藏問題の關係

二、英國の西藏に對する干渉手段

三、西藏、四川境界に於ける西藏蠻人の擾亂に對する英國の意見

四、西藏境界確定に關する英國の主張（十七日時事）

▲**上海無電抗議**（十八日北京特派員發）米國フエデラル會社と交通部との間に取定められたる無線電信設置に就いては最初英國にても反對ありたるが最近日本公使より本問題に關し抗議を提出せるに對し支那政府より何等の回答なきため日本側の當事者たる當地三井支店よりも十五日交通部に實地な發し更に日本公使より十七日米國公使に宛て大正七年三月五日の海軍部と三井との間に締結せる如何なる國の會社若しくは個人とも一切契約を爲すを得ずとの契約を楯として既得權侵害に對する抗議を提出し米國政府並に會社の反對を促がさんことを請求せり

▲**米支無電紛糾**（十六日電通社華盛頓發）上海に無線電信設置に關する米國フエデラル電信會社事件は支那に於ける門戶開放主義に關係する所大にして支那にして若契約を破棄するが如きことあらば支那に於て英米資本の大事開行はるゝに至るべし米國國務省は米國の警告に對する支那の回答を受取り次第本件に關する往復公文を一括して發表すべしと（十九日東朝）

▲**米國對支強硬**（十七日國際直電華盛頓發）米國會社と支那政府との上海無線電信局設立に關する係爭に關し米國政府は支那政府に通牒する所ありしが米國政府當事者は右の事件にハーディング氏の大統領就任以前滿足なる解決を告ぐるならんとの確信を有し居れり右米國政府の通牒は駐米國公使クレーン氏の手を經て支那政府に交付されたるが該通牒の文字は極めて強硬にて若し支那政府が飽く迄其契約取消を主張する場合には公使を召還するに至るやも知れずと云ふにあり

英支に對する通告（十七日合同通信華盛頓發）上海に於て無線電信局設置に關する支那政府と米フエデラル會社との契約の破棄云々の報道に關し米國國務省は支那及英國に對し強烈なる遺憾の意志を宣明したる旨國務省は公表したり國務省に達したる報道に據れば英國は其の關係するマルコニー會社が支那に於ける無線電信局設置に關し壟占權を有すと主張し支那を動かして右米國フエデラル會社との契約を破棄せしめたりと而して國務省は北京駐在米國公使に訓令を發し支那政府に對し若し支那にしてフエデラル會社との契約を破棄するが如き事あらば米國政府は之を以て「全く差別待遇にして不當なり」と認むる旨を通告せん事を命じ英國に對しては英國の行爲は門戶開放主義を破るものなりと主張せり（十九日東朝）

▲**警察隊撤退要求**（北京特電廿七日發）支那政府は十六日公使館に對し第三回目の立春迄方にある日本警察隊の至急撤退を要求し右と同時に支那民船擊沈事件に對する日本の回答を催促してきた

▲米公使館に警告　（北京特電十八日發）　無線電信契約問題に關し日本公使館に十六日公文を米國公使館に送り大正八年三月五日三井と支那政府との間に交換された契約には將來如何なる會社又は個人に對しても同樣の契約を締結せざる事を約し先づ支那政府は同意の無線電信局を建設するの意なしとあるを指摘し右契約の趣旨に基き支那政府に抗議を提出せる經過を述べ且米國政府が右の事實を看過せざらん事を望む旨照會した（十九日日々）

▲英米提携か角逐か　（華盛頓合同通信社十八日發）　ハーヂング政府は極東政策に就きてはウイルソン氏の政策を踏襲して支那に於ける獨占權に反對す可き兆候あり上海無線電信所設置問題は英米兩國は支那に於て提携す可きか將亦角逐す可きかの問題を提起しつゝあり米國の資本家は若し英國資本家にして強ひて經濟戰爭を行はんとするに於ては敢て之を辭せざる覺悟を示せり（二十日時事）

▲赤色の魔手現る　（廣東特電十九日發）　廣東では今回勞農主義の宣傳機關としてルスタ通信社なるものを設け前北京大學校教授陳獨秀氏の機關紙國報を初め各新聞に勞農政府事情其他各國共產主義者の現狀等を通信して居る又過般來前後四回露土勞農通學校教授で支那語通として有名なアレキセーフ氏は廣東に露語學校を創立する運動をして居るとの說があるが今回廣東高等師範學校に露語專修科を新設した尙一說によればルスタ通信社員シース氏は莫斯科政府の命で政況視察の爲昨年十一月廣東に來たが近く復命の爲歸國する筈だと（二十一日日々）

▲大北會社も抗議す　（コーペンハーゲン國際社聯合通信十九日發）　大北電信會社專務取締役スエンセン氏の語る所に曰く上海フエデラル無線電信所設置に對し本會社は支那外交部に抗議を提出せり支那が米國無線電信會社に此許可を與へたるは千八百九十九年大北電信會社に對して許可せる特權を侵害するものなりと（二十二日時事）

▲勞働會議不參加　（北京國際社二十日發）　支那に對し國際勞働會議出席の案内ありしも農商總長は支那現在の勞働狀態は國際協定に待つを要せずとて會議參加に反對なり（二十三日時事）

▲無電借款進捗　（二十五日北京特派員發）　米支無線電信借款に對する米國政府の態度强硬にして斷然契約を破棄する意思なく紐育にて日米支各代表者の協議となり其結果最後の協定を爲すべく目下米國國務省との間に交渉進行中なりとの報あり北京政府にても只管協定の成行を悕みて日本の抗議を不問に附しつゝあり米支契約が日本の既得權を侵害せざることは極めて明白にして一點の疑ひを挾む餘地なき問題なるが支那に於ける無線電信獨占を意味することゝて解決頗る重大となり結局は日英米三國の間に一致の協定を見出す外なかるべく日本の爲には何れにしても不利なるべしと觀測されつゝあり（二十八日東朝）

▲露支交涉　（哈爾賓特電二十六日發）　後貝加爾鐵道從業員勞働者購買組合哈爾賓支部に達した情報に依ると目下支那政府はチタ憲法會議代表者と過激派露西亞の軍事的經濟的同盟案に就て協議進行中である同同盟案はチタ憲法會議者から提議さるゝ筈で經濟的に鐵道、電信、郵便（關稅問題を含ます）を共通にし食糧の相互補給を約し軍事的には日支兩國と攻守同盟を結ばんとするものである（二十八日日々）

南北情勢

▲三民主義高調　（上海特電一日發）　上海廣東を始め南方各地に於ける民黨は孫文氏の所謂三民主義の宣傳を開始せるが當地に於ける民黨の機關紙民國日報は本日社說に於て（一）三民主義中民族平等主義は清朝の滅亡に依りて確立されし譯なるも事實上前清國皇帝は尙ほ北京に在りて每年四百萬元の優待費を受け爲めに時々復辟說を以て國民を脅威しつゝあり（二）次に民權主義（即ちデモクラシー）は國法上中華民國の主權は國民全體に屬すと規定さるゝにも拘らず普通選擧は未だ實行されず又大總統は官吏任免の權を有し爲めに官吏民選制上の障害を爲せり（三）民主主義即ちソシアリズムに至つては國民は最も努力の要あり即ち孫文の主張に從ひ資產（キヤピタル）國有制度を斷行し工場を國有として產業を振興し一般人民の幸福を增進するの要ありと論ぜり（二日時事）

▲軍政府の稅關差押斷念　（北京特電二日發）　北京外交團は二日廣東領事團より左の如き電報を受けた

廣東軍政府外交總長伍廷芳氏は廣東軍政府が南方稅關占領を中止する旨を通

告し來ると同時に上海高等法院は昨年伍廷芳氏が廣東撤退前廣東軍政府代表章士釗氏との關稅剩餘金爭奪に關する繫爭事件は伍廷芳氏の勝利を宣告したれば同剩餘金五十萬圓を直ちに廣東軍政府に交付せられたしと要求して來た云々（四日日々）

▲活佛突如失踪す　（北京國際社四日發）　露國人及び蒙古人聯合の土匪軍は庫倫附近に跳梁しつゝありしが本日に至り稍て久しく支那軍司令部に監禁中なりし蒙古活佛突如として失踪逃亡し居れること發見せられたり其今後彼の活動に依つて蒙古の形勢は大影響を受く可しと豫想せらる（七日時事）

▲庫倫救援に決定す　（北京國際社特電七日發）　庫倫危急、活佛失踪の報に對し政府は初め其の眞僞を疑ひたるが昨日來二回の確報に接して俄に狼狽し初め本日張作霖氏に急電を發し黑龍江省より海軍を派して庫倫を救援せんことを請ひ一方沿江總司令張景惠氏に對し親しく前線に赴き軍隊の指揮に當らんことを命じ同時に陸軍部財政部より軍費軍器を發送することに決せり（八日時事）

▲湖南義務教育實施　（七日長沙特派員發）　湖南は義務教育を實行することゝなり本年秋より始め民國十八年迄には全省に施行すと發表せり（九日東朝）

▲國會選擧　（北京特電十一日發）　籌備統一善後委員會坐辦藩復氏は十日往訪の記者に對し南北統一に關する北京政府の方針を說明せし後政府は孫文一派を除き各省督軍に對しては尙意思疏通の途あるものと認め極力其方策を講じて居る各省自治の風潮に對しては國會の選擧を急ぎ正式憲法を制定するの手段を以て事實之が對策なりと思惟す故に選擧は豫定通り施行さるべし福建廣西の一部分其他數箇地方は事實上選擧延期のこととなるだらうが這は省長の報告を俟つて別に選擧を延期する命令を發するだらうと語つた（十二日日々）

▲盧永祥選擧反對　（十一日上海特派員發）　浙江督軍盧永祥氏は九日附通電を發し總選擧の延期を主張せり曰く

正式國會は民國の根本たり政府は統一命令を出して約法に依り選擧を行はんとするも各方面の意見未だ融合せず尙一致進行を爲す能はず此上選擧を行はば亂の禍ひを繰返すに過ぎず人に口實を得せしむるに至らん況んや選擧準備には必らず多額の費用を要す現在財政困渇し饑民の救恤軍費等急を要するもの多し恐らく選擧了ると同時に饑學道に橫はり兵亂相踵ぎて起らん今回の選擧は統一の局完全に實現せざる間は完全に進行し能はず匆卒に行はゞ選擧は名のみに止まらん先づ統一を圖り選擧は愼重に行はれたし云々

然るに北京政府は廣西を一箇月延期する外總て豫定通り選擧を行ふべく督促し居れるが盧永祥の該通電は新選擧に多大の障害を爲すものにて選擧の實行は到底不可能なり盧氏の此擧は段派の現政府に對する反抗の一事と見るとを得べし（十二日東朝）

▲庫倫遂に陷落す　（十三日北京特派員發）　非公式に北京に達せる情報に依れば庫倫は遂に反過激派の手に占領され高在田旅團長は戰死せりと（十四日東朝）

▲民政部の組織變更　（青島特電十四日發）　民政部では十年度からの阿片專賣發止に據り收入減少を來すので經費節減と事務簡捷の目的で過般來青島守備軍民政部の組織變更を計畫中であつたが愈十五日發表即日實施する事になつた之が爲淘汰される人員は各部局を併せて高等官以下四百名で全體の二割五分に當り之に依つて直接減じ得る經費は俸給だけでも廿數萬圓に達する又鐵道部では既に二百五十名許りを馘首し其他でも此廿日迄に辭職の形式で相當手當を支給して形付ける事になつて居る此淘汰の結果就職運動が盛んであるが不景氣を見越して內地に引揚げる準備をして居る者も多く過日來青島の官界は大混雜を呈して居る尙減員の結果空家が澤山出來以前の住宅難とは反對の現象を呈し家主は恐慌を來して居る組織變更の要點は民政部と民政署を擴張したるにあつて其結果土木部は土木課として民政署に附屬する事となり一方李村民政署も廢止され民政署は青島一箇所となつた（十六日日）

▲外蒙自治宣言　（上海特電十六日發）　曩に庫倫の陷落と共に失踪した活佛は其後蒙古人に擁立され八日再び外蒙古自治を宣言するに至つた（十七日日々）

▲四川自治憲法制定　（十六日上海特派員）　成都來電　劉存原氏は自治に贊成し廢督を主張し各軍首領に對し全四川軍事會議を開きて軍政府の大綱を定め先づ軍政總長を選擧せんとを求めたり省議會は三月特別議會を開き自治憲法を制定し自治を宣布する筈各地軍隊は平靜に現狀を維持し居れり（十八日東朝）

▲**北京政界動搖說**　（二十日上海特派員發）　北京政界動搖の風說頗に傳へられ曹錕、張作霖兩氏相携へて入京すべしとの消息あり某某督軍等王士珍を擁して內閣を組織せしめんと計りつゝあり新總理は肆意を有し國務院には毎日一度暫時顏を出すに過ぎず現內閣は久しく續かずと稱せらるる實、張の狀況は張勳氏を長江巡閱使に起用するにあるも引いて政變を惹起するやも知れずと觀測するものあり

▲**四川省獨立宣言**　（十九日北京特派員發）　成都來電に據れば四川省議會は通電を發して將來中央に護法の政府成立する迄は四川省は完全に南北雙方より獨立し督軍政治を廢して省長は民選とする旨を宣言せり（二十一日東朝）

▲**支那海軍擴張計畫**　（上海國際社二十二日發）　本日の當地支那字新聞（新聞報）の所報に據れば上海の海軍總司令董建樞提督の建議せる支那海軍擴張案は北京の海軍總長陳錦涛氏の贊成する所となり審議を重ねたる上國務會議に提出の筈なり。之が經費は四億元に上り案の內容は軍艦增造二、軍港建設三、海軍教育制度改革及び四、財源の四項目より成れりと云ふ右の中軍艦建造の件は一等巡洋艦四隻二等巡洋艦四隻、三等巡洋艦六隻、驅逐艦十隻、潛水艦十隻、通報艦二隻を別を分つて建造し六箇年間に完成せしめんとするものなり（二十三日時事）

▲**南北統一促進を希ふ**　（上海國際社二十二日發）　顧維鈞氏は北京政府に電報して曰く國際聯盟第二回總會は近く開會せられんとす然るに我國は未だ南北統一の功を全うせず外國人士にして其理由を問合せ來るもの多くして余は答辭に苦み居れり速かに互に相讓りて和平統一を爲し聯盟總會に於て其說明を爲し得るやうせられたしと（二十三日時事）

▲**廣西攻擊着手**　（二十七日上海特派員發）　廣東の廣西攻擊は既に實行期に入り頃日來省城及び東江方面の第二軍の軍隊續々西方に向け出發しつゝあり尙廣西の勢力下に在る欽廉地方にありても廣東軍の救援を希望し其地の重なるものは中國民黨に入黨し孫派と氣脈を通じ居り廣東軍同地方に到らば內應して廣西軍に不利を與ふべく又廣西攻擊に移らば廣西民軍は背部より廣西軍を牽制して挾擊を計るべしと（二十八日東朝）

▲**國會議員選擧延期**　（北京特電二十六日發）　國會議員の選擧は新疆、四川、廣西等尙に合はず一箇月延期す（二十八日時事）

外交關係其他

▲**廣東紙幣普及計畫**　（廣東國際ロイテル二十八日發）　省立廣東銀行の紙幣を普及せしむる爲め省內に於て外國通貨の流通を禁止す可べしとの提案あり此案採用されゝば商取引は總て廣東の通貨を基準とす可し但し差當り香上銀行は省立廣東銀行の紙幣を受取る可き時機に達せざるものと認め居り支那の郵便局が現に郵便切手の代金として省立銀行紙幣を受取らずとの苦情あり（一日時事）

▲**無線借款再抗議**　（北京國際社三日發）　交通部と米國無線電信社との無線電信借款假契約調印に關し日本公使は一月十八日外交部に對して抗議を提出したるも未だ回答無きを以て本日再び外交部に對して公文書を送りて抗議に對する回答を督促したり（五日時事）

▲**伊支銀行進捗**　（四日奉天特派員發）　最近天津伊太利總領事及支那財政部幣制局總裁企にて設立計畫中なりし伊支合辦の振宜銀行は資本金一千萬圓にて各般の銀行業務を營み北京に本店を置き支那各地重要都市に支店を設立する豫定なるが其の計畫は着々進捗し奉天にても中國銀行支店を取扱所として株式募集を開始し今後二箇月を期して開業すべく目下支店設置場所を物色中なり（八日東朝）

▲**北京政府の財政難**　（北京國際社七日發）　政府は陰曆年末の難關を切抜けんとして資金を調達し現金千七百萬元を恒例に依り各種の支拂に充つるを待たり財政總長周自齊氏が新年度の財政狀態に關して語る所に據るに中央政府は民國十年度に於て外債元利償却の爲め一億五千萬元を要し內債元利償却の爲め七千萬元を要す卽ち行政及び軍費以外の政府所要額のみにても既に二億數千萬元に上れり然も政府の財政は窮乏の極に達し此時政の難關を切抜くるには非常の注意と手腕とを必要とす若し其方法宜しきを得ざれば政府は直に國內のみならず海外に對しても其信用を失墜し遂には財政的破綻を見外債償還不能より列強の內政干涉を招くに至る可し是等の事情に鑑み民國十年度は支那財政史中極めて危險且つ重大なる時機なりと云ふべし之に對す

る政府の財政方針は先づ各種の內債を整理して國內の信用を維持し次いで內外各種銀行の兌換券發行に對し適當なる監督を行ひ以て金融の安定を計るにありと云へり（八日時事）

▲支那人借款反對示威　（紐育國際社七日發）　一千餘名の支那人は北京政府に對する借款反對示威運動として街上を練り歩き北京政府に借款するは支那の內爭を長引かせるものなりと記せるビラを撒けり

（桑港國際社七日發）　當地に於ても數百名の支那人は支那の內爭解決するまでは北京政府に借款す可からずとて支那國民同盟協會發起の下に示威運動を行へり（九日時事）

▲獨逸商標保護請求　（北京國際社十二日發）　北京駐在和國公使は外交部に對し通告を送り日本其他の諸外國人が獨逸染料の商標を以て染料を支那市場に販賣し居れりとの理由を以て支那に於ける獨逸商標を保護せんことを求めたり之に對し外交部は調査を約せり（十三日時事）

▲吳淞築港局成る　（十三日上海特派員發）　吳淞商埠局の開局式は十二日吳淞にて擧行された同局督辦張謇氏は特に南通より出で來りて臨席し來賓には孫督軍使何豐林氏其他上海官民の有力者數百名に日本領事有太利の總領事等も出席し何れも式辭を述べたり張督辦に左の就職の辭を讀む

歐洲戰後世界の商戰に支那に行はるべく上海は必ず其中心たるべし而も上海は既に狹隘となれるを以て擴張せる吳淞に商埠を開くことは江蘇の重要問題となれり是は獨に滿洲に計畫され着手に至らざるものなり近年二千噸以上の船は吳淞を過ぎ得ず吳淞は上海の擴張地として適當なり併も商埠を開くに多額の資金を要し政府の財政許さゞるに由り官の計畫の下に民業と爲さゞるを得ず施行の順序は水利交通を圖ると共に河に沿うて碼頭棧橋を設け又丁場地を劃して此地設にも規定を設くべし內外雜居は新時代の要求なれば內外一切公平に待遇すべし云々（十四日東朝）

▲十年度財政方針　（北京國際社十七日發）　財政次長は本日日本記者團と會見し民國十年度の財政方針に就きて大要左の如く說明せり曰く

政府の財政が非常なる危機に瀕し居れるは蔽ふ可からざる事實にして之が救濟策は近々其の大要を發表する筈なるが十年度に於て政府は中央の行政及び軍事費以外に借款消却のみにて內債に六千萬元外債に一億數千萬元銀行よりの應急借款に三千萬元合計二億數千萬元を要する次第にて此の難關を切り拔くには擧國一致の努力を必要とし而して政府は大體左の方針に依つて財政整理を行はんとするものなり（一）內國公債を整理して國內の信用を維持し金融の安定を圖る（二）政府の支出を最少限度に節約して一ヶ月五百萬元となす（三）各省銀行よりの應急借款を整理して出來る限り速かに之を償還すること（四）外債の償還期に達したるものに就ては夫々關係國と協議の上整理すること（五）各省の軍事費を節減して中央政府に對する送金を規定通り實行せしむること

▲關稅剩餘交附頓挫　（北京國際社十七日發）　北京外交團は去る十日の會議に於て廣東領事團の意見を容れ南方軍政府に對し行政費に使用せずとの條件を以て從來海關稅務司の保管せし南方に制肘つ可き關稅剩餘金は勿論今後の剩餘金も引續き交附することに略意見の一致を見たるも其の後に至り米國公使は忽然外交團に對し本國政府の訓令に依り故障を申出でたり而して北京政府は剩餘金交附に反對す可きこと勿論なるを以て該問題は茲に頓挫し南方に取り形勢甚だ不利となれり右に關聯して駐米代理公使容揆氏より政府に對し米國は北京政府を援助す可しと言明したる旨の報告ありし爲め外交團は北京政府と米國の間に此の問題に就き纏め談解ありしならんと觀測し居れり（十九日時事）

▲雲南鑛山借款　（上海特電十七日發）　唐繼堯氏の沒落前米國で締結されたる雲南鑛山借款の重なる條件左の如し

一、雲南全省の鑛山は既に發見されたるものと未發見のものとを問はず總て米商の自由採掘を許すこと

二、米商は明興公司なる採鑛合社を組織すること

三、會社の資本は米貨二千萬弗とし米商全部之を負擔すること

四、契約調印の後米商は前渡金として二百萬元を交付すること

而して同借款は本月七日雲南代表と米商との間に上海に於いて調印を了したと（十九日々々）

▲支那財政の危機　（十七日北京特派員發）　財政次長龔心湛氏は十七日記者に對し支那の財政は將に最後の危機に瀕すと冒頭して之に對する政府の計畫に付說明せり其計畫の大綱は

(一)內國公債を整理し信用の恢復を圖ると(二)中央の政費を最小限度に切詰めること(三)國內小銀行の借欵に對しては期限と緩急に應じ償還すること(四)期限到來せる外債の償還に就ては各債權國と商議の上適當の處置を執らしむること(五)各省が財政を整理すると共に地方をして規定通り送金せしむること

等にて既に大體方針決定せるを以て近く一般的に公布すべしと右に付更に次長の補足せる所に依れば償還せらるべき額は內國公債六千萬元、外債一億元國內小銀行の借欵三千萬元、內內債の償還差迫れるもの二千五百萬元にて是等內債償還のため特に整理機關を設け償還資金として關稅は最近金貨暴騰のため剩餘金の收入皆無となれるを以て鹽稅剩餘金を以て之に充つべしと又整理を要する公債中民國元年公債の如き發行總額一億元以上に達し之れがため支拂ふ利子のみにても每年五六百萬元を下らず而も公債の市價は額面價格の十分の一にも及ばざるを以て十分の二乃至十分の四迄市價を引上げる方法を講ずべく內債整理と同時に煙酒稅を整理し專賣制度に代ゆるに營業稅を徵することゝ爲るべしと煙酒稅の實收は年額千二百萬元なるが事實中央の手に歸すべきは六百萬元に過ぎず昨年の如き額に三百萬元を出でざりし由煙酒稅整理に依り中央政府は少くとも收入を四千萬元見當に增加し得るものと期待し居れり更に裁兵問題に對する次長の意見に從へば中央に於ける軍事費は既に最小限度に縮減せられ陸軍部より特別支出するものは年額二百五十萬元海軍部よりするもの四百萬元に過ぎず裁兵問題は畢竟地方各省の軍隊を如何にするかにあり是は目下の中央政府としては如何ともするを得ず各省の狀況に應じ各省自身の努力と決定に待つ外なし云々(二十日東朝)

▲在支米會社法　(二十三日上海特派員發)　在支那米國商人が支那に於て他國民と競爭する爲在支會社法制定案が在支米國商業會議所及米國協會より本國議會に請願中の所下院を通過し上院に廻されたる旨の報達ぜり其直接目的は競爭の障害たる在支米國實業團に所得稅を免除するにあり此結果を得たるは昨年米國議員團の支那視察の際米商より猛烈に運動せるに依るものなり(二十四日東朝)

▲造幣借欵引受　(二十六日上海特派員發)　上海造幣借欵に對し支那銀行團は之を引受くるに決し銀行公會會長盛竹書氏をして北京に赴き締結せしむることに決定せり盛氏は二十六日出發の筈(二十八日東朝)

▲上海造幣借欵纏る　(二十六日上海特派員發)　支那銀行の應ぜんとする上海造幣廠借欵は二百五十萬元にして鹽務署より發行せしめ特別國庫債券を擔保として每月七萬元宛三年間に新造幣廠にて鑄造する新銀貨を以て償還せしめんといふのである借欵談は二十五日大體纏まりたれば二十六日北京に向ふ銀行團代表者との間に調印せらるべし(二十八日東朝)

▲米支鑛山借欵計畫　(上海特電廿六日發)　支那政府は湖北の象鼻山鐵山を抵當とし米國から五百萬弗を借入れ米支合辦の鍊鐵廠を起さんとの計畫中であると(二十八日日々)

支那職員錄

（大正十年三月二十五日）

國務院

國務員

署國務總理兼署陸軍總長　靳雲鵬
署外交總長　顏惠慶
署內務總長　張志潭
署財政總長　周自齊
署海軍總長　薩鎭冰
署司法總長　董康
署教育總長　范源濂
署農商總長　王迺斌
署交通總長　葉恭綽

參議員

參議　張海若
同　曾彝進
同　袁良
同　徐鳳書
同　楊熊祥
同　徐恩元
同　許寶蘅

參議　于冲漢

秘書廳（秘書長一　秘書六　僉事二〇　主事定員ナシ）

兼署秘書長銓敘局局長　郭則澐

法制局（局長一　參事一二　僉事六　編譯六　主事一〇）

局長　王耒

兼幫辦參事　張名振

銓敘局（局長一　參事二　僉事六　主事一二）

局長兼署國務院秘書長　郭則澐

兼幫辦參事　方兆鑾

統計局（局長一　參事四　僉事一〇　主事定員ナシ）

局長　吳廷燮

兼幫辦參事　余建侯

印鑄局（局長一　參事二　僉事四　技正二　技士六　主事一〇）

局長　曹秉章

兼幫辦參事　楊毓璜

經濟調查局（總裁一　副總裁一　參議一六　主任、副主任、事務員定員ナシ）

總裁　李國筠

副總裁　于寶軒

同　趙連琪

儲工事務局（局長一　委員六）

局長　三多

幫辦　葉心漢

管理特種財產事務局（局長一　幫辦一　評議、委員定員ナシ）

局長　李欽

幫辦　王揚濱

國史編纂處（處長一　總編纂一　主任編纂四　編纂、事務員、定員ナシ）

兼處長國務院參議　涂鳳書

總編纂　王樹枏

全國水利局（總裁一　副總裁一　顧問二　參事、主事八、技正、技士）

總裁　李國珍

副總裁　孟錫珏

京畿衛戍總司令部（總司令一　處長六　參謀、秘書、副官、執法官、軍需軍醫）

兼署京畿衛戍總司令步軍統領慶威將軍　王懷慶

暫衆參謀處々長　薛之珩

將軍府

（大總統ノ軍事最高顧問機關ニシテ上將軍將軍、參軍ニテ組織サル、職員ハ參謀四、秘書二、副官四、事務廳々長一、事務員四）

衆管理將軍府事務昭武上將軍熱河都統　姜桂題

建威上將軍　段祺瑞

振威上將軍　張錫鑾

耀威上將軍　陸榮廷

虎威上將軍直隸督軍直魯豫巡閱使　曹錕

鎭威上將軍奉天督軍兼省長東三省巡閱使　張作霖

隆威上將軍　龍濟光

揚威將軍　張鳳翽

奮威將軍　丁槐

綏威將軍　那彥圖

靖威將軍參謀次長　蔣雁行

泰威將軍　李長泰

惠威將軍　孟恩遠

冠威將軍　傅良佐

廣威將軍京師警察廳總監　般鴻壽

懋威將軍　李鴻祥

肅威將軍庫烏科唐鎭撫使　陳毅

敏威將軍　陸錦

裕威將軍　唐在禮

秉威將軍　袁乃寬

慎威將軍　羅開榜

煥威將軍　張廣建

義威將軍　孫武

毅威將軍　胡景伊

翊威將軍　蔣作賓

桓威將軍　李烈鈞

智威將軍　胡漢民

烈威將軍　柏文蔚

定威將軍　陳炯明

懷威將軍　李烈新

曜威將軍　呂公望

翔威將軍　周駿

明威將軍　陳宧

信威將軍　湯薌銘

超威將軍　羅佩金

樹威將軍　張紹曾

安武將軍　倪嗣冲

保威將軍　周道剛

弼威將軍　何宗蓮

慶威將軍步軍統領兼署京畿衞戍總司令　王懷慶

勉威將軍　江朝宗

勑威將軍　陳毅

爭威將軍　吳佩孚

贊威將軍　屈映光

楨威將軍　王廷楨

博威將軍　張士鈺

遐威將軍　蘇珠克圖巴圖爾

武肅將軍　載濤

伊霖威將軍　鮑貴卿

作賓將軍　潘矩樓

李烈鈞同　黃培松

胡漢民同　鍾體道

柏文蔚同　裴其勳

陳炯明同　師景雲

李烈新同　朱泮藻

呂公望同　陳復初

周駿同　商德全

陳宧同　成毓

湯薌銘同　李進才

羅佩金同　歐陽武

張紹曾同　李書城

倪嗣冲同　王金鏡

周道剛同　黃恩錫

何宗蓮同　陸裕光

平政院（院長一　庭長三　評事一五　書記官）

院長兼文官高等懲戒委員會委員長　張國淦

第一庭々長評事　邵章

第二庭々長評事　曾述棨

第三庭々長評事　盧弼

審計院

（院長一　副院長一　審計官一五　內閣長三　協審官二七　書記官一　考記官五　檢算官八〇）

院長　莊蘊寬

副院長　趙椿年

外債局（審計局所管）

華室長審計官　馮閱模

洋室長　土屋禎二

審查決算委員會（審計局所管）

坐辦審計官　嚴鳴客

會辦同　張志澂

航空署

署長　丁錦

文官高等懲戒委員會（委員長一　委員一〇）

委員長　張國淦

外交部

（總長一　次長一　參事四　司長三　秘書四　僉事三六　主事六〇）

署總長　顏惠慶

次長　劉式訓

參事　袁克暄

同　嚴鶴齡

同監督電報處事務　刁作謙

同　岳昭燏

署參事　王景岐

同　唐在章

政務司々長　施紹常

幫辦僉事　長福

通商司々長　周傳經

幫辦僉事　朱應杓

交際司々長　陳恩厚

幫辦僉事　程遠堯

清華學校長　金邦正

俄文專修館校長　陸是元

駐英吉利國特命全權公使　顧維鈞

同署一等秘書　歐陽庚

駐倫敦總領事　羅昌

駐シンガポール總領事　伍璜

駐オースタリヤ總領事　魏子京

駐ニユージランド總領事　林軾垣

駐カナダ總領事　揚書雯

駐北ボルネオ總領事　余祐蕃

駐ラングーン領事　張國威

駐檳榔嶼領事　戴培元

駐バンクーバー領事　葉可樑

駐南斐洲總領事　劉毅

駐サモア領事　李方

駐佛關西國特命全權公使　陳籙

同參事衙署一等秘書　王曾思

駐巴里總領事　廖世功

駐丁抹國特命全權公使代理署一等秘書　曹雲祥

駐瑞典國特命全權公使　章祖申

駐那威國特命全權公使　章祖申

同代理公使署一等秘書　朱鶴翔

駐米國特命全權公使　施肇基

同參事衙署一等秘書　容揆

駐サンフランシスコ總領事　朱兆華

駐フイリツピン總領事　周國賢

駐紐育總領事　史悠明

駐ホノルル領事　譚學徐

駐バナマ總領事　吳佩洸
駐日本國特命全權公使　胡惟德
同參事衙署一等秘書　王鴻年
駐橫濱總領事　徐善慶
駐神戸兼大阪領事　柯鴻烈
駐長崎領事　郭則濟
駐京城總領事　馬廷亮
駐仁川領事　許同范
駐釜山領事　辛寶慈
駐新義州領事　胡裵
駐元山副領事　馬永發
駐鎭南浦副領事　陣筵
駐和蘭國特命全權公使　王廣圻
駐ジヤバ總領事　歐陽祺
駐スラバヤ領事　賈文燕
駐バクン領事　陳以復
駐メダン領事　張步青
駐伊太利國特命全權公使　唐在復
駐トリエスト領事　陳鴻鑫
駐白耳義特命全權公使　魏宸組
駐アンウエールス領事　許熊章
駐西班牙特命全權公使　劉崇傑
駐ポルトガル特命全權公使　劉崇傑
署總長　張志潭

同代理公使者二等秘書　郭家騏
駐ブラジル國特命全權公使　夏詒霆
駐ペルー國特命全權公使　夏詒霆
駐墨西哥國特命全權公使　王繼曾
駐順挈臘領事　李向濫
駐玖馬國特命全權公使　王繼曾
同代理公使書一等秘書兼玖馬總領事事務取扱　吳克俅
駐瑞士國特命全權公使　汪榮寶
駐オースタリー國特命全權公使　黃榮良
駐浦鹽總領事　邵恒浚
駐雙城子領事　畢文啓
駐伯利副　權世恩
駐廟街副領事　（欠員）
駐イルクツク領事　朱紹陽
駐黑河總領事　程福慶
駐チタ領事　管尙平

內務部

總長一　次長一　參事四　司長六　主事四　僉事　秘書　技士一〇

次長　何煜
參事　孫培
同　劉馥
同　吳貫因
同　徐諤
參事見習僉事　彭祖齡
民治司々長　呂鏞
職方司々長　曾維藩
警政司々長　王揚濱
土木司々長　陳時利
禮俗司々長　吳含章
衛生司々長　汪希
豫算委員會兼委員長僉事　田潛
編譯處兼處長參事　吳貫因
衛生陳列所々長僉事　金子直
自治模範講習所兼所長司長　呂鏞
統計講習所兼所長僉事　田潛
警官高等學校長　王履康
河道管理處々長　李鋐凱
京都市政公所兼督辦署內務總長　張志潭
同兼會辦京師警察廳總監廣威將軍　殷鴻壽

同坐辦　唐在章

特派職員

兼賑務處督辦　張志譚
同會辦　陸徵祥
同兼會辦江蘇省長　王　瑚
同坐辦　惲寶惠
同幫辦輔賑糧事宜京兆尹　孫振家
同幫辦京兆賑務　孟憲彝
京師警督察長　馬龍標
籌辦八旗生計事宜　志　錡
督辦京東河道事宜　王　達
督辦運河工程事宜　潘　復
會辦　嚴智怡
督辦江蘇運河工程事宜　張　謇
會辦　韓國鈞
督辦蘇浙太湖水利工程事宜　王清穆
督辦湖南賑務　王　瑚
會辦　朱恩紱
東三省清鄉局督辦　王顧存
天津特別區市政局々長　揚以德

漢口特別區市政局々長

四川駐京籌賑會辦　孫鴻猷
籌備國會事務局（委員長一、委員一、事務員一三）
兼署委員長內務部參事　孫　培
兼委員內務部參事　吳貫因
同　劉馥馥
委員
同　王履康
同　常堉璋
兼委員內務部司長　汪希
同　呂鏞
兼委員法制局參事　邵從恩
同　金保康

京師警察廳（總監一、都尉九、警正三九、警佐一二〇、技正二、技士四）
總監廣威將軍　殷鴻壽
署總務處々長警正　鄧宇安
行政處々長都尉　陳德卒
司法處兼護處長　蒲志中
衛生處長都尉　董玉驄
消防處々長都尉　常耀奎
勤務督察處勤務督察長　李春金
同　楊紹寅

護軍管理處

都護使　紹　英
都護副使　薛之珩

步軍統領衙門

步兵統領兼署京畿衛戍總司令慶威將軍　王懷慶
左翼總兵　袁得亮
右翼總兵　申振林
參議廳左參議　薛之珩
同　右參議　李際春
總務廳々長　劉景沂
稽查處々長　何桂榮
總軍械庫總辦　白鶴鳴
四郊總局總辦　程道元
將校研究所々長　吳錫林

財政部

（總長一、次長二、參事四、司長五、秘書四、金事四八、主事編纂八、技正二、技士六）
署總長兼鹽務署督辦兼幣制局督辦　周自齊
次長兼鹽務署々長稽核總所總辦　潘　復
次長　汪士元

參事　項驤
同　凌文淵
同　黃贊元
同　范治煥
總務廳參事事務取扱　胡文藻
賦稅司々長　袁永廉
同會辦　陸定
同會辦　朱之英
專欵室主任　高瑩
稅務徵收檢查處主任司長袁永廉
所得稅籌備處總辦參事　項驤
同會辦　姚詒慶
同會辦　孔祥榕
會計司々長　朱延昱
同會辦　徐文爵
同會辦　金兆蕃
同核辦豫算事宜僉事　查鳳聲
泉幣司々長　王世澄
同會辦祕書　徐新六
同會辦祕書　俞伯歗
同會辦　濮良至
公債司々長　盧學溥
同會辦僉事　張潤普
同會辦　姚鍾琳
借欵綜覈處主任僉事　朱神恩

庫藏司々長　張訓欽
同會辦　李光啓
同會辦僉事　邵繼全
同會辦　張壽鏞
財政金融討論會々長　周自齊
同副會辦　汪士元
專任副會長　曲卓新
同代理副會長　李景銘
聘任會員　張弧
同　馮耿光
同　徐恩元
同　周作民
同　王毓芝
同　張嘉璈
同　任鳳苞
印花稅處總辦　李景銘
同會辦僉事　查鳳聲
獨埠債務總清算處主任僉事　張潤普
同副主任　徐文爵
德華銀行總清理處主任　姚鍾琳
印刷局々長　楊潤
同會辦　王兼善
同會辦　王家瑞
平市官錢局監督　陳福頤

中國銀行總裁　馮耿光
同副總裁　張嘉璈
國駐京監理官　梁啓勳
全國農工銀行籌備處主任　王大貞
同主任　陳宧毅
天津造幣廠々長　劉夢庚
南京同　王克均
上海同　鐘文耀
漢口造紙廠々長　沈國均

鹽務署（督辦一　署長一　參事二　廳長二　秘書二　秘事八　主事二〇）
兼督辦署財政總長兼幣制局督辦　周自齊
兼署長稽核總所總辦財政次長　潘復
參事　張茂烟
正任參事　鍾世銘
署參事　嚴璩
參事署秘書　鍾世銘
總務處管理參事　鍾世銘
同會辦　吳晉
場產廳々長　吳廷燮
同會辦　楊啓源
同會辦　章恩壽

運銷廳々長　郭相綸
同會辦　許壽昌
稽核所總辛　潘復
同會辛　甘溥

幣制局

（督辦一　總裁一　副總裁一　顧問一　名譽顧問定員ナシ　參事二　秘書四　處長二　科長科員調査員）

彙督辛　周自齊
總裁　張弧
副總裁　王毓芝
名譽顧問　汪大燮
同　梁士詒
同　王克敏
同　陳漢第
同　張嘉森
同　徐恩元
同　鄧邦述
同　章宗元
同　葉恭綽
同　呂達
同　周作民
同　任鳳苞
同　汪立元
參事　李光啓
同　周家彥

泉幣處々長　王世澄
鈔券處々長　饒應清

全國菸酒事務署

（督辦一　署長一　參事一　廳長二　主事一六　秘書四　會事八　技正二）

督辦　張壽齡
署長　錢錦孫
參事　陶毅
同　潘墅
同　李祖年
第一廳々長　胡宗麟
第二廳々長　鄺榮鍾
技正室技正

稅務處

督辦　孫寶琦
會辦　蔡廷幹
提調　曾述棨
同　陳璧
第一股長　宗壽徵
第二股長　徐致善
第三股長　張錦
總稅務司　アグレン

陸軍部

（總長一　次長二　參事四　秘書四　副官六　軍譯官四　司長八　科長一八、科員一五六　司副官六　一等法官三　二等法官三　初級法官一　技正四　技士八）

彙署總長國務總理兼威將軍　斬雲鵬
次長　金紹曾
次長　何恩溥
參事處參事　齊振林
同　龔維驪
同　韓麟春
同　俞飴
軍衡司々長　倪文翰
軍務司々長　李鍾伍
軍械司々長　于化龍
軍學司々長　賈德耀
軍需司々長　蘇錫第
軍醫司々長　姜文熙
軍法司署司長　陳登山
陸海軍會計審查處々長　高崇
陸軍々需學校長　張敘忠
陸軍々醫學校長　全紹清
陸軍獸醫學校長　劉葆元
陸軍第一豫備學校署校長　錢還青
陸軍々官學校長　朱定
陸軍憲兵學校長　殷學潢
陸軍衛生材料廠長　梁文忠
陸軍服革廠總辦　李春膏

陸軍製革廠長　儲世澤
陸軍被服廠總辦　衛興武
北京軍實庫監督　王均晶
保定軍械局總辦　滕毓藻
三家店軍械局長　李源生
上海製造局　謝邦清
漢陽兵工廠總辦　劉恩慶
同分廠長　洪中
德縣兵工廠總辦　宋垓鋼
陸軍講武堂々長　陶雲衢
留日陸軍學生監　閻春榮

京師憲兵司令部

司令　秦華
副官長　周嘗銘

特派職員

陸軍々法裁判處々長　殷鴻壽
直魯豫巡閱使　曹錕
同巡閱副使　吳佩孚
同參謀長　熊炳琦
同副官長　周夢賢
東三省巡閱使　張作霖
同參謀長　許蘭洲
同副官處々長　王大中

兩湖巡閱使　王占元
蘇皖贛巡閱使　王士珍
粵邊防務督辦　陸榮廷
廣西護軍使　陳炳焜
熱河林墾督辦　張勳
閩口要塞司令　馬步雲

中央各師々長

第一師　蔡成勳
第二師　王占元
第三師　吳佩孚
第四師　陳樂山
第五師　鄭士琦
第六師　齊燮元（欽員）
第七師　王汝勳
第八師　陸錦
第九師　盧永祥
第十師　張繪璜
第十一師　陳光遠
第十二師　王懷慶（欽員）
第十三師　鄂芬（欽員）
第十四師　
第十五師　
第十六師　
第十七師　

第十八師　孫傳芳
第十九師　揚春普
第二十師　閻相文
第二十一師　田頌堯
第二十二師　唐廷牧
第二十三師　王承斌
第二十四師　張福來
第二十五師　蕭耀南
第二十六師　曹錕
第二十七師　張作相
第二十八師　汲金純（欽員）
第二十九師　

海軍部

總長一　次長一　參事四　秘書四　副官一〇〇
次長一　司長六　科長五〇　科員一〇〇　視察八　司副官六　技正四　技士八

署總長　薩鎮冰
次長　徐振鵬
參事廳參事　吳振南
同　劉華式
同　徐與會
同　謝葆璋
總務廳事務辦理　徐振鵬
軍衡司々長　王壽知
軍務司々長　陳恩葆

軍械司々長　吳紹禮
軍需司々長　林葆綸
軍法司々長　鄭寶菁

海軍總司令公署

總司令　藍建樞
參謀長　何品璋
副官長　陳毓淳
海軍第一艦隊暫行兼代司令　蔣拯
海軍第二艦隊署司令　杜錫珪
海軍練習艦隊司令　蔣拯
海軍吉黑江防司令　王崇文

▲第一艦隊

（艦名）　（艦長姓名）
海圻　周兆瑞
海容　鄧家義
海籌
海琛
飛鷹　永豐
永翔　聯鯨
建康　李孟斌
鏡亨　蔡斌
同安　舞鳳
福安　永健
永績　定安
海鷗　海鳧
海鵠

▲第二艦隊

（艦名）
建安
建威
江元
江利
江貞
楚泰
楚觀
楚濂
楚陶
楚有
楚豫
江犀
江鯤
建中
拱辰

（艦長姓名）
王壽廷
伍光宇
劉永誥
曾偉代理
周麟瑞代理
王定中
許建廷
郁邦彥
賈勤
朱天森
沈繼芳
饒涵昌
杜宗凱
靜鳳藻
陳訓冰
王光熊

湖鷹　李君武
湖隼　薩福疇
湖鶚　楊樹韓
湖鵬　鄭碍簡
辰字　林承啓
宿字　高憲乾
列字　彭瀛
張字　羅致通
甘泉　張兆宣
利通　周瀚宣
永安　王濟榮

▲練習艦隊

（艦名）　（艦長姓名）
肇和　楊樹莊
應瑞　陳紹寬
通濟　甘聯琳
靖安

▲未入艦隊

（艦名）　（艦長姓名）
海鴻　陳秉清
海鶴
海燕
海鵬

▲吉黑江防艦隊

（艦名）　（艦長姓名）

江亨　吳建光
江通
江平
江安
利綏
利捷　林培熙
利川
利濟　張培

特派職員

烟臺海軍學校長　余振興
福州海軍學校長　張斌元
福州海軍製造學校長　沈覲宸
南京海軍魚雷槍礮學校長　鄭愉
天津海軍醫學校長　經亨咸
江南造船所長　劉冠南
大沽造船所長　吳毓麟
福州船政局長　陳兆鏘
吳淞海軍醫院長　許世芳

參謀本部

總長一　次長一　局長六　高級副官二　科長三四　科員一四一　暫副官六　調查員七七

總長濟武將軍　張懷芝
次長靖威將軍　蔣雁行

第一局長　雷壽榮
二局長第　姚任支
第三局長　袁華選
第四局長　黃慕松
第五局長　謝剛哲
第六局長　陳錦章
北京陸軍測量局長　張士元
製圖局長　賈賓卿
陸軍大學校長　張振聲
中央陸軍測量學校長

司法部

總長一　次長一　參事四　司長三　秘書二　四　僉事一九　主事六〇　技正一　技士二

署總長　董康
署次長　余紹宋
參事　錢泰
同　湯鐵樵
同　吳源
同　沈兆奎
民事司々長　林志鈞
同暫時兼代司長職務僉事　劉定宇
刑事司々長　潘元牧
監獄司々長　王文豹
修訂法律館總裁　江庸

同副總裁　羅文幹
同副總裁　陸鴻儀

大理院

院長兼司法官懲戒委員會委員長　王寵惠
院長代理（王寵惠赴歐中）　羅文幹
民事第一庭長　潘冒煦
民事第二庭長　李祖虞
民事第三庭長　沈家彝
民事第四庭長　李懷亮
刑事第一庭長　李景圻
刑事第二庭長　徐彭齡
署書記官長　周起鳳

總檢察廳

總檢察廳檢察長　汪懋芝

高等審判、檢察廳

京師高等審判廳長　朱獻文
京師高等審判廳長　周詒柯

教育部

總長一　次長一　參事四　司長三　秘書四　視學一六　僉事二四　主事四二　技正一　技士二

署總長　范源濂

署次長　王章祐
參事　蔣維喬
同　鄧萃英
同　湯中
同　秦汾
編審處長　王章祐
普通教育司署司長　陳寶泉
專門教育司署司長　任鴻雋
社會教育司々長　高步瀛
中央觀象臺々長　高魯
北京大學校長　蔡元培
司法科學校　王建祖
北京高等師範學校長　陶孟和
北京女子高等師範學校長　熊崇煦
北京法政專門學校長　王家駒
北京農業專門學校長　吳宗栻
北京工業專門學校長　楊梓林
北京醫學專門學校長　湯爾和
北京美術學校長　鄭錦
潞陽高等師範學校長　奠貴恒
武昌高等師範學校長　談錫恩
武昌商業專門學校長　葛宗楚
京師圖書館長　王章祐
通俗教育研究會長　王章祐

京師學務局長　張謹
留日學生監督　（未定）
留歐學生監督　沈步洲
留米學生監督　嚴恩棫

農商部

總長一　次長一　參事四　司長四　秘書一
四　會事三二　主事五〇　技監二　技正一
一六　技士三二

署總長　王廼斌
次長　高凌霨
參事　秦瑞玠
同　張新吾
同　王治昌
同　辛漢
鑛政司々長　邢端
同署司長　林大閻
農林司々長　黃鑾錫
工商司々長　陳承修
漁牧司々長　汪楊寶
林務研究所主任　黃鑾錫
棉業處々長事務監督　黃鑾錫
蠶業改良委員會委員長　黃鑾錫
編輯處總編輯　揚晉
吉林採金局長　阮忠植

黑龍江採金局長　董遇春
地質調查所長　丁文江
吉林森林局長　黃立獻
黑龍江森林局長　于駟興
觀測所署所長　湯襄
農林傳習所長　唐有恒
中央農事試驗場長　劍春霖
有獎實業債券局總辦　蕭方駿

特派職員

整理棉業局督辦兼領長蘆棉墾事宜　周學熙
考察東洋華僑商務事宜　向瑞琨
督辦奉天葫蘆島商埠事宜　周肇祥
督辦清口商埠事宜　孫多鈺
督辦吳淞商埠事宜　張謇
漢口商埠局々長　蔡國器

交通部

總長一　次長一　參事四　司長四　秘書一
四　會事四〇　主事一一〇　視察四　技
監二　技正一四　技士二八

署總長　葉恭綽
署次長兼鐵路督辦　徐世章
參事　陸夢熊

參事　雷光宇
同　關庶麟
同　王景春
同見習兼事
兼管總務廳事務
路政司々長　陸夢熊
郵政司々長兼領郵政總局々長　劉符誠
電政司々長兼電政督辦　蔣尊禕
航政司々長　胡礽泰
視察　簫日昌
同　陳家棟
技監　沈　琪
同　李大受

各鐵路局

浦信鐵路督辦兼津浦鐵路管理局々長　徐世章
吉會鐵路督辦　陸夢熊
滬與川鐵路督辦　關庶麟
隴秦豫海鐵路督辦兼同成鐵路督辦事　施肇曾
東省鐵路督辦　宋小紋
濱黑鐵路督辦　孫烈臣
京滬鐵路管理局々長　俞人鳳
京奉鐵路管理局々長　徐廷爵
滬寧兼滬杭甬鐵路管理局々長　趙慶華
京綏鐵路管理局々長　陳世華

郵政總局

兼領郵政總局々長　劉符誠
暫行兼代郵政總局々長職務　王文蔚
郵政總局總辦　鐵士蘭
郵政總局會辦　王文蔚

電報電話局

兼理直蒙局政監督北京電報局々長　周家義
北京電話局々長　羅朝漢

特別職員

駐滬電料轉運處々長　高恩洪
交通大學總長　葉恭綽
上海工業專門學校校長　唐文治
唐山工業學校校長　劉式訓
北京鐵路管理學校校長　沈　琪
北京郵電學校々長　陸夢熊
交通博物館々長　劉成志

蒙藏院

總裁一　副總裁一　參事二　秘書二　僉事四　主事二四　繙譯官一〇

總裁　貢桑諾爾布
副總裁　陳廷傑
同　達壽
參事　任承沆
同　尹良
暫行代理參事　李銑
兼同參事辦事總務廳見習　馮汝玖

庫烏科唐鎮撫使署（略）

鎮撫使代理　李垣

各省軍民長官

（省別）　（督軍）　（督軍公署參謀長）　（省長）　（政務廳長）　（財政廳長）　（實業廳長）　（教育廳長）　（特派交涉員）　（警務處長）

直隸　曹錕　趙玉珂　曹銳　陸長佑（署）　王之杰　嚴智怡　馬鄰翼　祝惺元　揚以德

山東　田中玉　胡翊儒　（署兼）田中玉　（署）黃　樸　張肇銓　田步蟾　覃壽堃　施履本（代署）高延文

河南　趙倜　時鼎岑　張鳳臺　孫世偉　陳善同　張之銳　李步青　謝銓庭　龍敏修

奉天　張作霖　喬庸雲　（兼）張作霖　（署）魁　陞　王永江　談國桓　謝蔭昌　關海清　王家勳

吉林　孫烈臣　（兼）孫烈臣　嬰方梅　齊耀珊　阮忠植　楊乃康　王嘉澤　趙憲章

黑龍江　吳俊陞　（兼）吳俊陞　史紀常　榮　康　魏紹周　（署）孫其昌　譚士先　（署）宋文郁

江蘇　（署）齊燮元　（署）劉玉珂　王　瑚　蔡寶善　嚴家熾　張軼歐　胡家祺　許　沅　王桂林

安徽　（署）張文生　（署）李玉麟　聶憲藩　李大防　陶　鎔　高炳麟　（署）張繼熙　胡惟賢　（署）程炎勳

江西　陳光遠　李竟容　趙從蕃　沈祖恩　楊慶鎏　鄒日煙　伍崇學　閻恩榮

湖北　王占元　方日中　劉承恩　沈澤生　（署）魏聯芳　周英杰　路孝植　陳　介　崔振魁

山西　閻錫山　趙戴文　（署兼）閻錫山　楊兆泰　朱壽元　趙炳麟　虞銘新　南桂馨

浙江　盧永祥　范毓靈　沈金鑑　馮學昌　陳昌穀　雲　韶　夏敬觀　玉　鎏　夏　超

福建　李厚基　張哲唐　（署兼）李厚基　許逢時　費毓楷　（署）李厚恩　（署）玉通會　王壽昌　史廷翰

陝西　陳樹藩　翟　壽　（署）劉鎮華　（署）祝鴻元　（署）高　杞　王　納　王　樾　鄭元良

甘肅　（署兼）蔡成勳　（代）陸洪濤　蔡成勳　陳　閩　洪延祺　丁道津　司徒頤　盧殿虎

新疆　楊增新（軍務廳長）張鳴遠　楊增新　（兼）易抱一　潘　震　閻毓善　易抱一　張紹伯

（以下南方）

廣東　（廣東軍政府參照）　崔肇林　李靜誠　朱新謨　陳繼祖　（實業科長）李衡宙　（教育科長）蘇樹松　（教育科長）鍵用甲　蘇希詢　陳　凱

廣西　譚浩明（兩廣軍總司令）　周舉嶽　楊福璋　徐之琛　吳　琨　（兼）徐之琛

雲南　顧品珍（貴州軍總司令）　任可澄

貴州　盧　燾　何敬之　熊克武　朱孝威

四川　劉存厚（湖南軍總司令）　林支宇　馮天柱　仇　鼇

湖南　趙恒惕

特別行政區別

京兆尹　孫振家（財政廳長）
　　孫烈臣（林墾督辦）　孔昭焱（同）
熱河都統　張勳　姜桂題（都統）　白承頤（警務處長）
察哈爾都統　張景惠（同署）　孫烈臣（代理）　馮夢雲（同署）
綏遠都統　馬福祥（同署）　張鼎彝（警務局長）　楊紹曾（同署）

南方軍政府

政務會議

政務總裁　孫文　唐紹儀　伍廷芳　何克夫
同　唐紹儀　伍廷芳　劉顯世　何克夫
同　伍廷芳　唐繼堯　馬君武　伍朝樞
同　唐繼堯　劉顯世　伍朝樞　何克夫
秘書廳長　劉顯世
總務廳長　伍朝樞
副官長　何克夫

各部

（部長）
（次長）

（部）　外交　伍廷芳
　　交通　（未就任）唐繼堯　（署）王伯群
　　陸軍　陳炯明
　　海軍　湯廷光
　　司法　徐謙
　　參謀　（出征中）李烈鈞　（代理）蔣尊簋

內務　孫文　謝持
財政　（未就任）唐紹儀　（署）伍廷芳　廖仲愷

粵軍總司令

粵軍總司令　陳炯明
粵軍第二軍長　許崇智
第一師長　鄧鏗
第二師長　洪兆麟
第三師長　魏邦平
第一獨立旅長　李炳榮
第二獨立旅長　龍濟光
第三獨立旅長　鄧本殷
第四獨立旅長　關國雄
第五獨立旅長　陳德春
第三支隊司令　羅紹雄
第八支隊司令　蔣斌
第一路司令　黃大偉
第二路司令　陳炯光
第三路司令　林俊廷
第四路司令　貢明堂

粵軍新編成

伍朝樞
李宗黃
程潛
林永謨
呂志伊
蔣尊簋

第一護備隊司令　劉式亮
第二豫備隊司令　陳小岳
警備游擊隊第一司令　揚坤如
同　上第二司令　陸蘭清
同　上第三司令　鐘景棠
同　上第四司令　陳小岳
警備游擊第十統領　李安邦
同　第二十七營長　李奕
第十統領　貢鳳綸
第十六統領　丘耀西
第二十一統領　楊秉爲
砲兵第一團長　貢昭榮
砲兵第二團長　王惺庵
憲兵第一營長　羅輝墀
憲兵第二營長　許宗遙
虎門要塞司令　吳禮卿
粵軍兵站監　張振村
水上警察廳長　龍肇軒
省會警察廳長　魏邦平
工程營長　鄧鶴
第一衛生隊長　馮小漢
電信隊長　蘇鏡
鹽務緝私統領　吳鉅
粵軍挺進隊司令　陳豐民

右ノ外左記廣東省ニ於ケル雲南軍及江

西軍モ亦粵軍總司令ノ指揮ヲ受ク

駐粵贛軍指揮官　鄧文輝
護法贛軍梯團長　李明楊
援贛軍支隊長　賴世璜
駐瓊滇軍司令（最近全部雷州ニ移住セリ）　譚德裕

廣東省

軍政

總司令　陳烱明
參謀長　鄧鏗
副官長　翁式亮
軍務處長　張綠村
軍法處長　廖佩珣
軍需處長　吳小銘
軍醫處長　黃頤明
警備司令　陳烱光
廣東軍械局局長　葉漢治
廣東軍工廠總辦　陳永善
廣東陸軍測量局局長　羅惠祥
廣東無線電局局長　鐘王珩
廣東陸軍醫院長　陳雲舒
廣東陸軍監獄長　趙珊林
海軍總司令　林永謨
海圻艦長　同上
肇和艦長　同上
海琛艦長　魏子皇
永豐艦長　手仲芳
永翔艦長　張曾存
飛楊艦長　李國堂
豫章艦長　潘文治
同安艦長　鄭寶祥
舞鳳艦長　何朝瀾
輔安艦最　葡・克
楚豫艦長　鄭祖怡

民政

省長　陳烱明
政務處長　古應芬
實業處長　舒錦
警務處長　魏邦平
財政處長　岳哲
內務處長　曾昭馨
公報編輯所長　黃毅
教育處長　朱念慈
交涉員　李錦綸
地方善後處長（計十二區）
第一區（南順番）　李福林
第二區（新增寶龍）　熊略
第三區（恩開新台亦）　陳德春
第四區（花從德）　（未定）
第五區（南韶連）　（未定）
第六區（惠州）　李炳榮
第七區（潮梅）　洪兆麟
第八區（肇陽羅）　葉舉
第九區（高州）　胡漢卿
第十區（雷州）　（未定）
第十一區（欽廉）　黃志恒
第十二區（瓊崖）　鄧本殷
香山　鄭潤琦
警察廳長　孔昭慶
水上警察廳長　龍榮軒
財政廳長　廖仲愷
財政廳金庫長　余澄清
粵海關監督　黃強
鹽運使　鄒魯
造幣廠監督　鐘秀南
同上總辦　劉季焯
電話總局總辦　蘇鋒
交通局長　王心存
高等審判廳長　陳融
高等檢察廳長　陸幼桓
地方審判廳長　曹受坤
地方檢察廳長　陸嗣曾
官煤局長　陣醒愚

航政局長	陳　策
市政公所督辦	孫　科
治河督辦	同　上
士敏土廠總辦	胡　清　瑞
省地方農事場長	鄭　植　儀
普濟醫院總辦	李　鏗　誠
廣東醫院長	陳　俊　幹
邱婺局總辦	黎　廷　桂
坟山公所總理	盧　乃　愃
廣三鐵路局長	鄧　慕　幹
公路處長	陳　達　生
鹽務緝私統領	吳　伯　褧
工藝局局長	高　嵣
海南島民政處長	馬　育　航

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社
山東省代理店

船舶、鐵道、礦山
鐵工、土木、建築　用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話本局五七五番

鐵工部工場
青島早務町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

大正十年五月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十二卷　五月號　第五號

目次

日本科學者の支那研究を望む……一―四
新借款團組織關係諸文書……五―二五
對支借款團規約……二五―二八
上海造幣廠借款契約……二九―三三
米國議會に於ける支那通商條例　三三―三七

時報

スティヴンス氏の演說―潘復氏の時局談―孫文討伐宣言―爲すなき天津會議―定期交付券の發行―驚くべき直隸銀公司の企圖―小幡公使の對支意見……三八―四六

彙報

支那新聞重要記事―外交關係―關稅剩餘金問題―廣東大總統選舉―北京の學潮―復辟の謠言―國內要聞―財政と金融―經濟其他……四七―七二
日本新聞重要電報―外交關係―南北情勢―財政關係其他

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

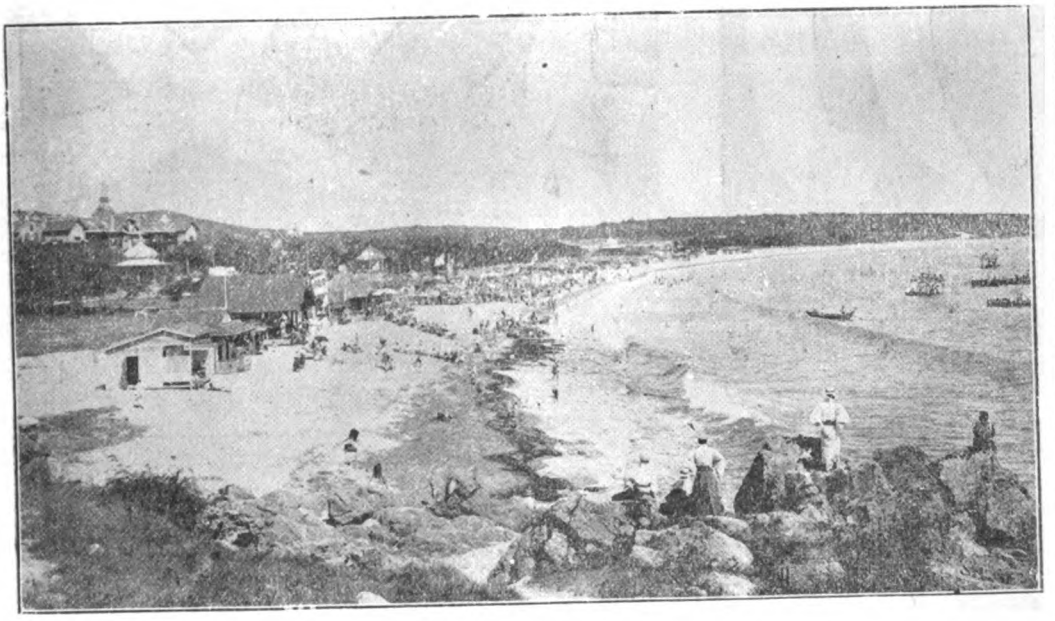

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るとこに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路に由る滿洲、安東、各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジヤパンツーリストビューロー本部並東京、横濱、神戸、長崎及北京案内所にて取扱申候

◎溜川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發熖極めて少く火力旺盛にしてコークス原料　機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として溜川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎮鐵鑛　鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年五月十五日

第十二卷第五號

日本科學者の支那研究を望む（上）

農學士　山崎百治

支那の哲學政治及經濟方面に關しては雜誌に講演に續々と研究成績が發表されて將來益々盛んならんとしつつあります、然るに日本科學者の支那研究は至つて微々として振はないのであります支那の地質にしろ生物にしろ農業にしろ常に歐米人に先鞭をつけられて居るのであります、此勢を以て進めば支那に關する科學知識は歐米の圖書からばかり學ばねばならなくなるでせうと思ひます、其れで尙且つ東亞唯一の文明國の面目が保てるでせうか、隣邦に對して誇り得る何物を持ち得ましやうか。

元來支那人は靈感に富んで居て自然現象の觀察及其結果を日常生活に應用する點に於ては一種の天才を持つて居る樣であります從つて自然科學上の發見にしても支那人の手になるものが少くないのであります、然るに科學の發達が歐米人に大に遲れて居るのは原因があるのであります、現代の科學の基礎をなす幾多の發見にしても初めから系統的に研究して其發見に到達したと云ふよりは始め或る種の靈感を得て然る後に其れを科學的に說明した方が多くは無いでせうか、支那人は或種の靈感を得ても是を科學的に

山東鐵道

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り「支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟寧より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本滿洲、朝鮮、上海行航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道に東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　商會ジヤパンツーリストビユーロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭　淄川炭は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鑛　鑛は鑛分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年五月十五日

第十二卷第五號

日本科學者の支那研究を望む（上）

農學士　山崎百治

支那の哲學政治及經濟方面に關しては雜誌に講演に續々と研究成績が發表されて將來益々盛んならんとしつつあります、然るに日本科學者の支那研究は至つて微々として振はないのであります支那の地質にしろ生物にしろ農業にしろ常に歐米人に先鞭をつけられて居るのであります、此勢を以て進めば支那に關する科學知識は歐米の圖書からばかり學ばねばならなくなるでせうと思ひます、其れで尙且つ東亞唯一の文明國の面目が保てるでせうか、隣邦に對して誇り得る何物を持ち得ましやうか。

元來支那人は靈感に富んで居て自然現象の觀察及其結果を日常生活に應用する點に於ては一種の天才を持つて居る樣であります從つて自然科學上の發見にしても支那人の手になるものが少くないのであります、然るに科學の發達が歐米人に大に遲れて居るのは原因があるのであります、現代の科學の基礎をなす幾多の發見にしても初めから系統的に研究して其發見に到達したと云ふよりは始め或る種の靈感を得て然る後に其れを科學的に說明した方が多くは無いでせうか、支那人は或種の靈感を得ても是を科學的に

說明しないで單に靈感のままを記錄するか又は直に是を日常生活に應用するのであります卽ち科學の發達に欠く可からざる大切な說明を缺いて居るのであります、歐洲と東洋とに於て科學文明に多大の差違を生ずるに至つたのは主として此點にあると思ふのであります。

日本科學者の任務としては第一に靈感の儘に書いた支那書の記錄(卽結論のみのもの)の正否を科學的に實驗證明して東洋の科學的發見史を明にし兼ねて東洋人の自覺を促すこと、第二に其記錄が正しとせば是を基礎として新なる方面に智識を開拓して行くか又は古記錄より或る種の暗示を得て有益なる研究に從事すること、第三に現在の支那の事物を科學的に研究して新發若くは新なる應用の道を講ずること、要するに支那の科學的方面を研究して欲しいと云ふことに歸するのであります。

昨夏支那を訪問した佛國學者團の一人は北京で「現今歐米人が新發明とか新發見とか稱するものは支那の古記錄を見れば皆書いてある」と述べて居ります、私も同感に存じます、其一二を申し上げます。天文に關する古記錄が現在天文學の計算とよく一致すると云ふことは多くの學者によつて認められて居る樣であります。是を逆算して行けば　歷史上の年代が明瞭になつて來るのであります。

何日か山川前總長は地動說を唱へたのは支那の方が歐洲よりも數百年の先にあると云はれました。

磁針は黃帝の發明と云はれて居りますから少くとも約四千年の昔にあるのであります、是が空海によつて日本に傳り又アラビヤ人かの手によつて歐大陸に傳はりて航海の安全が期せられ、コロンブスは是によつて米大陸の發見を遂行し得たと傳へられて居るのであります。

紙の製造は支那が最も古いのでありまして後漢の時代にあるといはれて居ります、是が一方にはペルシヤ及アラ　アから歐洲に一方には朝鮮を經て推古天皇の時代に日本に傳つたのであります。

火藥の發明も支那が最も古いのであります、火藥の主成分たる硝石は現在支那では輸入禁止でありまして、で現在爆竹の原料たる硝石は次ぎの樣にして作つて居ります　卽ち底に近く橫孔のある甕に土壤を入れて其土壤の表面に稀釋した糞尿を注ぐのであります、硝化された液體が橫孔から出ますので是を蒸發して硝石を得るのであります、是は主に河南省の北部

地方に於て行はれて居ります、又間部農學士の視察談によりますと黄河の河岸には細かい硝石の結晶が白くなつてある所があつたと云ふことでありますから初めて作られた火藥の原料は兩者の何れにあるか判斷に苦しみます。

友人の武田理學士は宋の王安石（西暦一〇八六年卒）が匈奴と戰爭する際に飛行機の様なものを使用しやうとして失敗した古記錄を見たことがあると話されました。

三才圖會を見ますと黄帝の作つたと云ふ天秤が載せてあります、其圖は現在の粗天秤の或るものに甚だよく似て居ります、私は歐洲で何年頃に天秤が出來たか知りませんが黄帝よりは餘程後であらうと存じます。

現今鑛床の探求や地質調査に使用する鑿井機は中々に大仕掛けのものでありますが抑も起源は支那四川省に於て地下の鹽水脈を掘り當てる爲めの鑿井法にあると云はれて居ります。

東亞同文書院の根津院長は露西亞人の著書の中に諸葛孔明（西暦一八一―二三四年）が戰爭に電氣を使用したと力說してあるのを見たことがあると話されました。

以上は僅少の例に過ぎませんが若しも其れ〳〵の專門科學者が支那の古記錄を調査せられたならば新に發見することが多からうと存じます。

現今生物化學の方面ではオリザニン所謂ヴイタミンの研究が盛んに遂行せられて居りますがオリザニンと脚氣との間に密接な關係のあることは周知の事であります。私は脚氣に關する支那書の記錄を調べまして二つあることを知りました、一に宋の車若水著脚氣集二卷（寶顏堂秘笈の中）一は宋の葦汲著脚氣治法總要二卷（永樂大典の中）であります、私は未だ質物を見ませんが約七百年前に斯る著書のあるのは驚嘆に値ひすると思ひます、オリザニン若くは脚氣研究者が見られたならば必ず得る所があらうと存じます、オリザニン所謂ヴイタミン及び其類似物は一括して滋養強壯劑と云ふことが出來ると思ひます、本草綱目などを通讀しますと何々服是則延年壽久と云ふ句が多く散見致します、是等も前記研究者の參考すべきものと思ふのであります。

大根に强いヂアスターゼの含まれて居ることを發見されたのはそう古いことでは無いのであります、然るに本草綱目には蒸服又蘿蔔制勿毒と云ふ句がありまして數百年前にヂアスターゼの存在を暗示して居るのであります、日本に云ひ傳へ

られて居る大根と餅の關係などは恐らく支那から其源を發して居るものと考へられるのであります、ヂアスターゼが醫藥に供せられる樣になつたのは日本及歐米に於ても新しいことゝ存せられますが支那では唐時代から是を使用して居るのであります、其れは神麴と云ふ名で現在も支那藥店に賣られて居ります、是は要するにタカヂアスターゼや其他のヂアスターゼ類の粗原料とも云ふべきものでありまして、植物性細末の塊に糸狀菌を繁殖せしめたものであります、私は支那の各地から此神麴を買ひ集めまして、其の約七〇パーセントは糖化力を有することを實驗的に證明しました、又其中から多數の絲狀菌類を分離することが出來ました、糸狀菌類の工業的應用は是れから始めやうと思ひます。

何日か蚯蚓から解熱劑が發見せられたと云ふ新聞記事を見たことがあります、其研究者は何から暗示を得て研究せられたか知りませんが、本草綱目には蚯蚓鹽化爲水主天行諸熱小兒熱病と云ふ句があります、元來蚯蚓が熱病に効があると云ふことは古くから日本でも云ひ傳へられて居るのでありまして、私も二三の實驗談を聞いて居ります、過日バッチラー博士の講演の中にも其話しがありました、是は恐らく支那から云ひ傳へられたもので、若し有効成分まで分離されたと云ふことであれば如何に支那書の記錄が暗示に富んで居るかゞ解るのであります。

或る學者は蝦蟇の皮膚の汁液を研究して一種の化合物を發見されて「ガマイン」とか命名された樣に聞いて居ります、本草綱目には蝦蟇服之不患熱病、膽小兒失音不語取汁點舌上立癒とあり、大に研究の餘地がある樣に思ひます、日本化學會誌の報文に漆カブレと蟹に就いて一寸記載があつた樣に記憶しますが、本草綱目には漆得蟹而成水蓋物性相制也とあります、私は漆に蟹汁を加へて攪拌しますとエマルションの狀態になりますが、水では全く一樣な溶液にならないことを實驗しました是れなども研究したならば面白いことゝ存じます。

新借款團組織關係諸文書

一、米國國務卿より米國銀行團宛書柬

（千九百十八年七月九日附）

拜啓陳者千九百十八年七月八日附貴翰に對し篤と考慮を加へ候處右は種々重要なる問題を包含し居れるに付左に逐次開陳致候

此次の戰爭は英佛日米其の他諸國を一致協力の狀態に導き海外に於ける其利害問題に關し競爭の激情に代ふるに相倚協同の精神を以てせり此の狀態たるや一には戰爭の爲資金を要すること多きが故に目下外國投資に充つべき資金の缺乏せるに依ること疑ふべからずと存候

借款發行の成功を齎らす爲め國際的協同の必要ありとせば（事實必要なるが如し）假令英佛の負擔額は差當り米國及日本に於て負擔するを必要なりとするも尙英佛兩國の援助は望ましきやに思考せられ候

是等四國は中歐諸國に對する戰爭に於て支那を强力にし且一層活躍するに至らしめむが爲め何等かの方法を採るに付深甚の利害關係を有すること勿論にして現に日本は既に財政上の援助を供與せむことを考量しつゝある次第に有之候尤も是等借款中二箇の借款は希望すべきものとせられたりと雖是等は英佛國民の利害に直接の影響を及ぼすべきものにして是等直接干涉を有するものと協議を試みることなく交涉を進行するは賢明の措置に非ざること勿論に候

如斯狀態の下に支那政府との間に借款交涉の任に當る爲米英佛日の財業者より成る四國團を形成することは正に當を得たる策と認められ候尙支那に於ける財業上の總ての問題は前記の方法により廣く根本的に取扱ふを得るに至らしめむこと本官の希望する所に有之候若し各借款の條件にして米國政府及他の協同國政府に稟議せられ是等政府及支那政府に依り承認せらるゝに於ては米國政府は竟に異議を挾まざるのみならず却て支那の福祉と他政府の正當なる利害關係とは相互的性質を有し從て彼等共通の利益の爲には密接且友誼的關係を保有し得べきを確信致候

本官は米國政府に於ては支那の政治上の管理を毀損し若は同共和國の主權を損傷するが如き借款條件には反對すべき旨を茲に明言するを至當と存候

政府は公債賣出の際該借款は政府の提唱に依りて爲されたるものなることを開陳するの意あるや否やに付御問合せありたる處右に對しては本官は政府に於て該借款發行を提唱したる旨竝右發行の際以上の事實を正式に開陳することを躊躇せざるべき旨茲に回示致候

米國團の團員が其現に有する借款優先權を讓渡するの件は該團體員たるの條件として適當と思考せられ候

尤も外國團體員より右讓渡を求むる件は米國政府の權限外の問題に有之候得共若米國團體員にして希望せば米國政府は其の爲に得る限に於て斯かる讓渡を實現せしめむが爲め斡旋を辭せざる候

現戰爭は或政府及其の人民竝他政府の人民の間に共通の利害關係を生じたるのみならず其の間に嘗て存在せる障害を除去し且其の交涉を容易ならしめ候外國に於ける吾人の利害關係擴張の結果外國政府に對し借款を爲す際往々危險の伴ふことは考慮し置くの必要有之尚外國に對しては契約條項の履行に付借主の善意及能力に信賴を置かざるべからざる次第にて斯かる危險は對外放資と常に離るべからざることも亦考慮し置くべきものに有之候

米國政府は以上の事件を充分領得し米國人民と外國政府との間に雙方有利の自由交涉を奬勵し且之を容易ならしめむが爲め有らゆる適當なる方法により援助を與へ且適切敏活なる提議を爲し或は外國に於て米國人民に依り善意に訂立せられたる衡平なる契約の履行を保障すべき有らゆる方法を採らむことを欲し候

新米國團體員は全國の代表たるべしとの提議は全然滿足を表すべきものにして之により有らゆる障害の基礎を除却するに至るべしと存候國內各方面に於ては此の種の企業に興味を有し且今回提議の如き建設的運動に欣然加盟するに至ること疑を容れ不申候而して右は米國財團の適當なる組織に待つこと勿論ならざる次第に付其の構成の曉には成立確定前一應政府に其の團體員たらむとするものゝ姓名を申出でられむことを希望致候

貴下等の表示せらるゝ共同の精神は誠に滿足に堪えず尚政府に於ては本件に興味有すること竝本件を滿足に解決せしめむが爲有らゆる適當の援助を供與せむことを爰に保障致候　敬具

二、米國國務卿より駐米日本大使宛書柬

（千九百十八年十月八日附）

以書翰致啓上候陳者本官は曩に千九百十八年七月十日附書翰を以て閣下に對し支那に對する財政援助の爲米國團體組織の件に關し米國諸銀行と本官との間に往復したる機密書面寫及御參付置候處前記往復文書にて御承知の通り當國政府に於ては新米國團體をして全國を代表するものたらしめ且其の團體員には支那に於て現實の利害關係を有する諸銀行竝該團體に加入の希望を有し政府及他團體員に於て之を認諾すべき諸銀行を網羅せしめむとする存念に有之其後三十一の銀行該米國團體に參加し此等銀行は正に全國各方面を代表するものに有之候

各團體員の有する一切の對支借款優先權及選擇權は一體として米國團體の共有に移すこと竝政府の保障する將來の一切の對支借款は其の行政上のものたると將實業上のものたるとを問はず總て團體共同の事業とすることを以て米國團體員たる條件とするは合理なりと思考することに各方面一致致候

以上を要するに米國團體に關する限り其の組織の根本原則に有之候處國際團體成立の曉に於ては米國團體に屬する一切の借款を自然を國際團體の共有に移り其の共同事業たらしめむとする存念に有之而して對支財政援助の建設的企畫に對し列國が必要なる協力一致を爲すが如き諸政府及國民間に利害共通 起るに至りしは全く現戰爭の賜たることは各位に承認せざるを得ず從て米國政府と支那に多大の利害關係を有し且現下列國に對し實質的援助を供與し得る日佛兩國政府が此の提案に付米國政府と協同し且米國團體と協力する爲同樣の基礎により各自國の國體を組織するを適當なりと認められむことを熱心に希望する次第に有之蓋し斯の如き協力及原則に依りてのみ支那に對し將又關係諸國の共通利益の爲最良の成果を收め得べきは當國政府の常に確信する所に有之候

若し國交府　於て支那に對し既に借款を爲し又は將來借款を爲さむとするもの全部を網羅したる各自國の團體を組織　且各團體員に於て其の有する優先權乃至選擇權の附帶する借款をも併せ將來に於ける一切の對支借款を他團體員と共に協同して引受くることゝなさば前顯の仕組は當該各國の財業者間に何等反對なかるべしと存候

右と同樣に四國團體の各自に於ても其の有する優先權乃至選擇權の附帶する借款を併せて一切の對支借款竝之に關連し將來生ずべき一切の事業を他國團體と協同する　とゝなさば支那の爲め最も利益ある效果を齎すを得べく之れ米國政府の眞實翹望し居れる所にして斯くの如くにして衷心支那の福祉を顧念する總ての列國より誠實なる援助を享受し得べしと思料致候

米國交府は本提案を爲すに當り所謂「左列借款團」を考慮せざりし次第にあらざるは勿論に有之候去乍ら米國交府は所謂國際團體組織に關する提議に依り右左列借款團の有する權利に可成干渉を加へざらしむる意向にて此の提案を作成せる次第に有之候

尙ほ此の提案は米國團體と同樣の條件を以て日本國團體に對しても提供する用意に有之候

當國交府の提案に對しては關係諸國交府より種々の質疑を提出せられ候に付其の中主要なる諸點に答ふる爲竝に別紙覺書及送付候間貴國政府に移牒せられ且貴國政府に於て好意的考慮を加へ贊助を與へらるゝ樣御配意を得ば欣幸の至に有之候右申進旁本官は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候　敬具

覺　書

米國政府が最近各關係國政府に提議せる對支借款に關する一般的計畫が主義上多大の好感を以て迎へられたるは頗る滿足とする所なり

米國政府は該提案の數點に關し是等政府より更に詳細の說明を求められたるに對し茲に左の通り回答せむとす

一、最近成立せる米國銀行團は現存借款團に復歸せむとするものにあらずして別に米日英佛の代表的財業者より成

る新たなる國際團體を組織せむとするものなり
米國政府の提案は必ずしも舊借款團の解散を考量するものにあらず只各關係國政府が舊借款團關係者のみならず之と關係なかりしものと雖對支借款の業務に從事し若は從事せむとするもの其の他引入の望ましきものは全部之を包容し得るが如き廣汎なる各自國銀行團を組織せむことを希望せるに過ぎず
又米國政府は該提案を爲すに當り或る特種の借款を念頭に置きたる次第にあらずして單に廣く支那の財政的需要に應ずる將來の活動の一般原則を設定せむと努めたるに過ぎず是れ借款金額、擔保とすべき收入竝借款の適確なる目的等に就ては何等具體的說明を爲さざりし所以にして此等の問題は各其の問題發生の場合に應じ決定せらるべきものと爲せり
幣制改革を目的とする第二回若は追加改革借款に關しては該借款にして新國際團體の事業に包含せらるゝに於ては米國政府は啻に該借款のみならず英佛兩國間の積極的參加を依然便ならずとする事情存するとき進議せらるゝことあるべき他借款に就ても米國團に於て上記追加借款同樣之に參加するのみならず進むでは日本團と共に英佛兩國團の持分をも引受實行せむことを米國團に勸奬するに躊躇せざるべきを爰に言明す
二、「團體員の現に有する借款優先權を支那若は團體の爲めに拋棄」云々の件は先以て米國團のみに關し將又銀行と米國政府間の協定上の事項にのみに適用するにあり之に依りて米國團所屬員の有する支那政府の保證ある將來の對支借款優先權は凡て米國團體に提供し該團體は更に之を國際團體と共有することゝなるべし米國政府は右優先權の供を以て各銀行が米國團體員たる必要從當の條件と認めたり各關係國政府は各自國團と各別に取極を爲すの必要あるは勿論なるも米國政府は其の性質　如何に拘らず斯る優先權は總て各團體銀行より其の所屬團に之を提供することゝ爲すにあらざれば國際團體の業務を順當に遂行し得ざるものなりと思考す
三、米國提案の趣旨は其の實業借款たると行政借款たるとを問はず之を新協定の範圍內に收めんとするにあり何となれば實際上各種借款の間に分界線を劃することは容易ならざるものなればなり又右兩者は孰れも正當なる金融上の企業の必須の範域にして共に不健全なる投機破壞的なる競爭の範圍より之を罷脫せしむるの必要あり米國政府の主旨は如上の目的を以て各關係國政府一致して新たに組織せらるべき各國銀行團の範圍を擴張し以て確實なる基礎を有し且斯る借款に關係を有する金融業者は總て之を包容すると共に前以て關係國政府の了解を得すして行はるゝ獨立の金融企業に對しては支持を與へざることとすべしと云ふに存せり
千九百十三年九月二十六日巴里に開催せられたる銀行團會諦及米國團の加盟決議せる實業借款取除に異議なしとの規約に關しては米國團は右に先ち既に該借款團の實際上分擔加入より脫退し居たるを以て之に反對すべき地位

にあらざりしと云ふを以て足れりとす但新團體の成立と共に本問題を再考するは何等不可なしと思考す

四、「支那の政治的支配權を害し該共和國の主權を減損すべき借款條件」なる一句は單に米國團の將來の活動に關し述べたるに止まり決して舊借款團と支那政府若は他政府と支那人との間の現行特定取極の正否を問題とせるものにあらず米國政府は合意に基く外國の監督、收入の徵收其の他合意に基き設定せられたる特定の保障に對し必ずしも反對すべきものとするにあらず特定借款の條項に基く顧問例へば幣制改革實行を監督する外人顧問の任用の如きに付ても同じ

五　露白兩銀行團及其の舊借款團に對し有する權利に關しては其の舊借款團に關する權利留保若は新團體に加入等の點に付何等直に行動を採らんとするの意圖を有せず前述の通り現借款團の解散は必ずしも其の豫期する處にあらず又他面現在の情勢は此際露國及白耳義團が有效に組織せらるべきを期待せしむるものなし

然れども米國政府は勿論國際團に加入せむとの正當の要求を閑却し若は拒否せんとの意圖あるものにあらず只歐洲戰爭の經驗に鑑み實際的見地より先以て現今緊密協同の關係に在り且對支借款供給の最能力者たる各政府の利害を一致調和するを急務と認め將來有效に協力するを得るに至るべき他友好國銀行團加入問題の考慮は之を後日に讓らむとするのみ

三、米國國務卿代理より駐米帝國大使宛書柬

（千九百十九年五月三十一日附）

客年十月八日附「ランシング」氏書柬に關し本官は茲に去る五月十二日巴里に於て日、英、佛、米各國銀行團代表者が各本國政府承認の下に支那に於ける財業を目的とする國際財團組織の爲め會合の上關係國政府の確認を條件として滿場一致を以て別紙決議を採擇するに至れることを通報するの光榮を有し候

米國政府としては上記決議を確認するものにして日本政府に於ても來る六月十八日舊借款團規約の期限滿了に先ち新借款團をして正式に其の組織を完成せしむる爲め速かに同樣確認を與へられむことを希望致候

本官は茲に重て閣下に向て敬意を表し候　敬具

千九百十九年五月巴里に於ける銀行團代表者

會議の決議

一、日、英、佛政府に對する千九百十八年七月米國政府通牒竝其後の覺書に開列せられたる對支新借款團の組織に關する原則を承認せられたることを議決す

二、左の件を決定す

（イ）將來の借款事業及一切の現存借款契約竝借款選擇權にして公募せらるべきものは總て共同事業とす但し企業（鐵道を含む）に關する契約及選擇權にして其の事業既に具體的進捗を爲せるものは此の限に在らず

(ロ)各國團體よ其の所有し又は管理する一切の此の種契約及選擇權を借款團に提供すべし

(ハ)各國團體よ此の種の契約又よ選擇權と有する他の富事業をして其の契約又よ選擇權を借款團に提供せしむる爲最善の努力を爲すべし

三、各國團體よ各自國又府の承認と與へたる又府が各國に樹立せられたるときよ直に各國團體の新借款團加入方を考慮すること爲すべきことを宣言す

議長よ右決議の寫と各國團體に送付すべし

四、白耳義團體より主要團體員として新借款團に加入方要請に接したる旨「シモン」氏より報告ありたる結果右要請に對しては新借款團成立後好意的考慮を加ふることに決定せり

右決議の寫よ「シモン」氏より白耳義團體に送付せらるべし

五、新借款團に於ける各團體よ一國家單位(□□□□□□□□)たるべし而して各國團中の團體員よ新借款團の活動範圍內に於て直接にも將又間接にも他國民の利益と代表し得ざることに決せり

各團體よ正式の契約文書に依り組織せらるべきものとす

各契約文書よ夫々他團體よ送付せらるべきものとす

六、企業殊に鐵道よ一體不可分の共同事業として之を部分的に取扱はざることに主義上承認せり而して各團體よ各自の代表者及び技術家に對し上記の主義と實現する爲共同的計畫を立案すべき旨を訓令することに決せり

七、湖廣鐵道借款に日本團體參加方の問題提起せられたるを以て他の團體よ新借款よ成立し日本團體之に加入したるときよ直に前項決議の條件に從ひ本借款に付他團體と均等の持分を日本團體に提供すべき旨宣言す

八、本規約草案朗讀の上之を承認し更に各本國政府に稟議したる上更に團體に於て審議に付すべきことに決定せり

四、日本銀行團代表者より米國銀行團代表者宛書柬

(千九百十九年六月十八日附)

拜啓陳者對支新借款團問題に關聯し巴里に於ける貴下との會談竝に本月十六日貴下と龍氏との面談に關し玆に日本團體本部より日本が特殊利益を有す滿蒙地方に於ける一切の權利及選擇權よ協定案所定の共同事業に關する取極より除外せられざるべからずとの訓令に接したる旨達貴閣置度候右よ日本が前記地方と地理上竝歷史上極めて特殊の關係と有するの事實に胚胎する次第にして且上記の特殊關係よ從來屢次英、米、佛、露各國に依り承認せられたる所に有之且右關係よ特に千九百十七年一月日本國國務大臣より日本大使に送致せられたる書柬付貴下の注意を喚起致度候

加之支那改革借款契約調印に當り現存銀行團規約の調印の際日本銀行團よ左記の事項を留保せること有之候

千九百十二年六月十八日巴里に開催せられたる六國銀會議に於て正に發行せらるべき支那改革借款に關する協定討議の際武内氏は日本團を代表して左の通り宣明し且右は當時會議議事錄に登載せられたり

日本の銀行は本借款が毫も南滿洲及南滿洲に接近せる内蒙古の東部地方に於ける日本特殊の權利及利益を毀損するが如きこと無しとの了解の下に本借款に參加す

上述の事情に對し幸に貴下の愼重なる考慮を遂ふるを得ば奉甚に存候　敬具

千九百十九年六月十八

小田切萬壽之助

テイ、ダブルユー、ラモント殿

五、米國銀行團代表者より日本銀行團代表者宛書柬

（千九百十九年六月二十三日附）

拜啓陳者六月十八日附貴翰を以て『日本が特殊利益を有する滿蒙地方に於て其の保有する權利及選擇權に關し東京より接受られたる訓令を米國團に傳達する爲め御通報の次第有之正に了承致候貴下は同意味の書面英國團の爲め亦上海銀行サー、チャールス、アディス氏に又佛國團の爲め印度支那銀行の「シモン」氏にも發送せられたること了解致候

拙者は英、佛兩銀行團と非公式協議を遂げたる結果御來示の件に對する拙者等の所見一致せることを茲に及御通知候卽ち拙者等は本問題に關し貴國銀行團に於て何等誤解ありと信ぜざる可からざる次第に有之候旨日本團に於て若し如上の態度を以て終始せざりせば日本と新借款團との關係に及ぼす結果を明白ならしめ滿蒙と支那に於ける區域にして借款團の範圍よりこれを外せんと試むるが如き企圖は斷乎容認せらるべきものに無之候拙者等の所見に據れば御來示の「特殊利益」と經濟的問題とは何等關渉する所なしと致思考候

御提案の問題は事頗る重大にして金融業團體に於て直に之を討議するの權能なしと思惟せらるゝに付拙者は本件を推薦順國務者の考量に委するこゝゝ致候他國團體に於ても各自其の本國外務省に對し同樣の措置に出づべくと想察致候

千九百十二年六月十八日巴里に開催せる六國銀行團會議に於て當時同議事錄に登載せられたる日本銀行團代表武内氏の言明に就き御來示の趣も了承致候得共同時に該議事錄には左の言明も記錄せられ居るの事實に付茲に御參考迄に右聲明を引用致置度卽ち

「英、獨、佛、米各國團は右言明の執れをも容認若は考慮するを得ず何となれば銀行團に於ては政治上の問題に容喙するの權能有せざればなり」

右の聲明は千九百十二年六月十一日倫敦に於て日本大使が「アディス」氏に對して爲されたる陳述の趣旨に適應するものと認容せられたる次第に有之候　敬具

千九百十九年六月二十三日

テイ、ダブルユー、ラモント

小田切滿壽之助殿

六、米國國務省より日本大使館宛覺書

（千九百十九年七月三日附）

米國政府は新借款團に對して與ふべき政府援助の意義を確定せる「フォーミュラ」を左の通少し〳〵修正することに同意するに躊躇せざる旨を茲に日本政府に通告す

「四國銀行團所屬國政府は各其の自國團體に對し巴里に於ける銀行團會議に於て決せられたる千九百十九年五月十一日及十二日の決議及協定に依る一切の事業に關し完全なる援助を與ふべし但し四國銀行團に於て或特定の借款契約を商量せむとするに際し他に競爭者あるときは在北京四國政府外交代表者は四國銀行團に對し當該借款契約取得の爲め合同的援助を與ふべきことを保障す」

七、英國外務省より在英日本大使館宛覺書

（千九百十九年八月十一日附）

對支借款供給を目的とする國際借款團に英國加入の件に關し「カーゾン」卿は日本國大使に對し客月二十二日附公文を送りたるが右に依り珍田子爵は英國團に對する政府の專屬的支持……關係國政府の各自國銀行團に與ふべき支持の程度を定めたる米國「フォーミュラ」の採用に依り滿足の解決を告げたる……に關する條件を除き英國政府は三月二十二日附「カーゾン」卿より日本代理大使宛公文所載國際借款團組織に關する米國政府の原案全部を容れたることを詳悉せられたるべし

此計畫は珍田子爵も慥かに承知せらるゝが如く現に着手せられたる「コンセッション」を除き支那に於ける現在及將來の凡ての「選擇權」を借款團に於て「プール」せむとするものなり

日本國大使は又去る五月十一日及十二日の巴里に於ける銀行團會議々事錄を閱讀せられたるべく其際關係各國政府の承認を條件とし全會一致を以て各銀行團の所有に係る現存契約竝「選擇權」にして公募せらるべきものは總て借款團に「プール」し尙團體外の者にして此の種契約竝「選擇權」を有し若くは「コントロール」するものに對しては之を借款團に提供せしむべく最善の努力を試むべきことを議決せり

英、米、佛各國政府は既に各自國銀行團に對し政府支持の程度に關しては米國の定義に從ふべきことを條件として右決議を承認する旨通告せり然るに「カーゾン」卿の知る限りに於て日本國政府は未だ右承認を與へず之が爲め借款團組織の緊急事業は其の進捗を阻止せらるゝに至れり

英國政府の耳にする所に據れば在巴里日本財務代表者は本國銀行團の指令に依り「日本は滿蒙に於て歷史的並に地理的特殊關係あり右は既に累次英、米、佛、露の認めたる所なるに依り同地方に於ける日本の權利及「選擇權」は契約案に規定せらるゝ「プーリング」の取極より除外せらるべき

ものなり」との旨を他國銀行團代表者に告げたりとのことなるが右は英國政府の甚だ遺憾とする所なり

英、米、佛各國團は右日本團の要求に對し滿蒙を借款團の範圍より除外せむとするが如きは到底認容すべからざるも事重大にして直接銀行に於て之を討議するの權能なきを以て須らく之を政府の決定に委すべしとの態度に出でたりと聽けり

斯かる事態の下にありて英國政府は本件に關し日本政府の注意を喚起し――合衆國政府に於ては既に之を爲したりとのことなり――日本銀行團をして其態度を變せしむる樣措置方を請ふの妥當なるを覺ゆ

已に英、日、佛各政府の認容を得たる米國提案の基本的目的の一は特種利權範圍內に於ける特種要求を排拒し支那全體を完全に開放して國際借款團の協同活動に委するにあり此目的は各當事者が其勢力範圍內に於ける如何なる經濟上の優先權をも犧牲に供するに非ざれば之を達成することを得ず滿蒙は支那の重要なる地域にして之を借款團の範圍より除外せむとせるが如きは借款團の基礎的主義を全然否定するに等しく斯くては他國側の同樣なる要求の復活を誘起し借款團組織に依り回避せむと企圖せる困難を永く存續せしむるに至るべし

日本銀行團を除き他國銀行團は已に契約中に含まるゝ除外規定の外權利及「オプション」は總て「プール」することを承諾せり事の公平を期せむが爲め各團體は此點に於て皆擾一的に律せられざるべからず

英國政府は日本國政府が必ずや如上の見解を分ち日本銀行團をして滿蒙を借款團の範圍より除外せむとの要求を撤回せしむるに至るべきを信じて疑はず

八、在英日本大使館より英國外務省宛覺書

（千九百十九年九月一日附）

日本政府は千九百十九年五月十一日及十二日巴里に於て對支借款團組織の爲開催せられたる米、英、佛、日各銀行團代表者會議の決議を確認す但し右決議の確認は南滿洲及東部內蒙古に於ける日本の特殊權利及利益に何等不利の影響を及ぼすことあるべきものなりと解釋すべからざるは勿論なりとす

九、英國外務省より在英日本大使館宛覺書

（千九百十九年十一月二十日附）

去る九月一日日本大使閣下は「カーゾン」伯に對し左の覺書を送致せられたり

「日本政府は千九百十九年五月十一日及十二日巴里に於て對支借款團組織の爲開催せられたる米、英、佛、日各銀行團代表者會議の決議を確認す但し本決議の確認は南滿洲及東部內蒙古に於ける日本の特殊權利及利益に何等不利の影響を及ぼすことあるべきものなりと解釋すべからざるは勿論なりとす」

其後「カーゾン」卿との會見に際し珍田子爵は本國政府より接受せる訓令に遵ひ南滿洲及東部內蒙古の意義如何を說明せられたり

英國政府は右日本の說明に對し最も愼重考慮を加へたる結果借款團の活動範圍より南滿洲及東部內蒙古を除外せむとする主張にして地理的要求を意味するものとせば之を承諾するは正當にあらずとの結論に到達せざるを得ず

八月十一日閣下に通告せる覺書に於て日本大使に指摘せるが如く支那に於て廣汎なる地域に亘り通商上の利益を獨占せむとするが如き要求を承認するは利益範圍を撤廢して支那の全土を國際的事業協同活動の爲め開放せむとする借款團組織の根本の觀念に直接抵觸するものなり

「ロード、カーゾン」は日本政府に於て借款團の範圍及目的に關し誤解を抱けるものと思料せざるを得ず借款團が已に固定せる利益を侵害せむとするが如きものとは思考し又思考せることなし

五月十一日の團體規約案第一條は實業的企畫（鐵道を含む）にして具體的進捗せる借款契約乃至優先權は之を提供するを要せざることを特に規定せり新借款團の範圍は明確に支那に於ける將來の企業に對する投資に限局せらるゝものにして已に確立せる實業的企畫にまで及ぶものにはあらず

南滿洲に關する限りは「ロード、カーゾン」は右地域に於て重要なる鐵道及其他の實業的企業が日本の手に依り已に進捗の道程にあり依て明に借款團の範圍外に屬するものなるを承認す

乍去東部內蒙古に付ては然らず同地方に在りては日本に鐵道に關する優先權許與せられ居れりと雖未だ何等工事に着手せられず東部內蒙古に關し日本政府の提議せられたる要求は廣汎なる地域に亘り排他的の利益を保留せむとするものに外ならず而して該地域の南境は事實北京を包擁し且直隸省を侵食するが如き狀勢にあるものにして斯　要求は日本に於て累次恪守せむことを誓約せる支那の獨立及領土保全の主義と調和することを得ず

仍て本問題を此見地より觀察するときは日本政府に於て南滿洲及東部內蒙古に關する其現今の態度を變更するに異議なかるべく從て日本銀行團に對し何等特別の留保なく他國財團と同一の基礎の下に新借款團に加入すべきことを許可せらるゝに至らむことを期待す

日本政府に於ても今や支那の臨まむとしつゝある不幸なる事態に顧み此の時局に對し急速措置するの緊要なるを認められ居るを疑はず

十、在英日本大使より英國外務省宛覺書

（千九百二十年三月十六日附）

帝國政府は對支新借款團組織問題に關する客年十一月二十日並國政府の公文に對し愼重考慮を加へたり然るに英國政府に於ては南滿洲及東部內蒙古に關する帝國政府の提言を以て經濟上の利益を獨占するものとなし或る所謂勢力範

團を確立せむとするものとなし殊に甚だしきに至りては支那の獨立及領土保全の主義と相容れざるものなりと思惟せられ居るが如し帝國政府に於ては其の提言の本旨に對し玆に重ねて腹藏なく帝國政府の所見を披露し英國政府の考慮を促さむとす

抑も滿洲及東部內蒙古一帶の地方は我領土たる朝鮮に隣接し（　）防衛に關し特殊的生存を極めて（　）重大の關係を有し（　）爲めに同地方に於ける事業は往々にして國家と緊切なる安危の問題を包含す是れ日本が同地方に於て特殊の利益を有し且つ從來幾多特殊の權利を設定したる所以なり

帝國政府は素より新借款團組織の目的及本旨に對しては何等誤解疑惑を抱けることなく之に依り列國と共に支那一般の幸福增進の爲め協力することは其の最欣幸とする所なりと雖も南滿洲及東部內蒙古地方に於て日本の國防並に國民の經濟的生存に至大の關係ある事業迄も擧て今回の新借款團計畫の如く單に經濟的打算のみにより國際財業團の共同活動に委せざるべからざるが如きは國家の安全を保障し自衛の方途を講ずるに方り其の完きを期待する能はざるの虞ありて到底我國論の是認せざる處なるは昨年九月一日の會見に於て「カーゾン」卿に對し珍田大使より委曲說明したる通なり加之殊に本國近時の政情は其の東亞に及ぼす影響に付深甚なる憂慮を抱かしむるものあり現に西伯利亞に於ける事態は最近急轉直下の勢を以て進展し形勢の推移如何に依りては帝國の安危極東の治安の爲め極めて危險の情勢を誘起すべく曳いて東亞全般に亘り危險なる勢力の跳梁擅亂に委するの虞なしとせず斯る危局切迫の兆あるに鑑み帝國政府は一層切實に自國並に極東の危殆防遏の手段を講ずるの必要を自覺せり然り而して滿蒙に實に此の勢力の極東に浸潤し帝國及東亞の安寧を脅す門戶たり拠る情勢ある（　）帝國政府が特に滿蒙地方に對（　）他の列國（　）異（　）ある（　）關係を有（　）之れ爲め（　）國を（　）及（　）其の生存（　）缺くべからざる特別且正當なる留保を爲さざるを得ざることは英國政府の諒とせらるゝ所なりと確信す之を要するに滿蒙に關する帝國提案の趣旨は既に說明せる通り最重きを國防と國民的生存とに置き延いて極東全般の平和を慮念するに出でたる次第にして更に最近の事態に依て此の信念を益々深からしむるに從つて如上の本旨を傷はざる限りに滿蒙に於ても各國資本家と協力するを辭せざるべきは勿論にして素より何等地理的區劃を設けて經濟上の利益を壟斷し乃至所謂勢力範圍を確保增進し或は支那の獨立及領土保全主義に背反せむとするが如き動機に出づるものにあらざるに多言を俟たず此等の點は特に英國政府に於て愼重周密なる考慮を加へられむことを切望す

然るに過日カーゾン卿より珍田大使に對し新借款團に依り遂行せられむとする企畫にして日本の國防上に見過ごし得ざる其の安全を脅すが如き虞ありとは之を認め難き場合に適應すべき一のフォーミュラを各國ともこさゝれたる趣にて右は幸に英國政府に於ても正に帝國政府と憂を分たれ居るものと認められ誠に欣快に堪えざるに付帝

國政府は此際日本銀行團に對し他の銀行團と同一の基礎に於て新借款團加入を認可すると共に前來所述の趣旨に顧み左記の「フォーミュラ」に依り別に關係各國政府と適當なる文書交換を行ひ以て本件の解決を圖らむとす

左記

日本政府は千九百十九年五月十一日及十二日巴里に於て對支借款團組織の爲め開催せられたる日、英、米、佛各銀行團代表者會議の決議を確認す但し南滿洲及東部內蒙古に關する借款にして帝國の國防並に國民の經濟的生存の安全を確保する上に於て重大なる障害を來たすと認めらるゝものに付ては帝國政府に於て其の安全を保障するに必要なる措置を執るの自由を留保す

一、南滿洲鐵道及同枝線並に其の附帶事業たる鑛山は借款關係にあらざるを以て當然新借款團の共同範圍に屬せず

二、吉長鐵道、新奉鐵道及四鄭鐵道は已に工事完成し列車の運轉開始し居れるを以て新團體規約案第二條に所謂具體的進捗を爲せるものにて當然新借款團の共同範圍に屬せず

三、吉會鐵道、鄭家屯洮南鐵道、長春洮南鐵道、開原吉林鐵道、洮南熱河鐵道及洮熱線の一地點より海港に至る鐵道は曾に南滿洲鐵道の枝線若は營養線たるに止まらず實に南滿洲鐵道と相俟ち帝國々防に最も重要なる關係を有し且極東治安保持の基準たるものなるに顧み新借款團の共同範圍より除外せらるべきことを期待す尙右の內の多くは已に英米兩國政府に於て除外方同意を表せられたる所なり且右の如く之を除外するも他日實際公債を發行するに當りては之を歐米の市場に於ても求むることあるべし

十一、米國國務省より在米日本大使館宛覺書

（千九百二十年三月十六日附）

米國政府は日本大使が對支借款を目的とする國際借款團組織に關する日本政府の所見を開陳せられたる千九百二十年三月二日附覺書を受領し愼重考慮を加へたり而して日本が南滿洲及東部內蒙古に關し經濟上又は政治上の獨占的權利を何等要求するものにあらざることを認められたるは米國政府の衷心滿足する處なり

然りと雖米國政府は日本政府の提出せられたる「フォーミュラ」が其辭句極めて明瞭を缺き且つ其性質宛も變通の餘地無く爲めに日本政府に於ては依然米、英、佛銀行團が支那の福利の爲め同共和國の重要地域の開發に參加するを排除せられむとするの意圖あるを表明するものと思考せらるべく是れ實に支那の獨立及領土保全の本義と相容れざる企劃にして深く失望の念を禁ずる能はず

米國政府は日本の「フォーミュラ」に於て表明せられたる主義の主眼とする所に對しては敢て同感を表せざる次第には非す然れども米國政府は(第一)國家の自衞權は國家間の關係に於て世界の認容する權利に屬するものにして從て之

を一特定の場合に適用せむが爲め特殊の宣明を必要とせざるべく（第二）前記主義を承認し居れるは已に千九百十七年十一月二日「ランシング」卿石井子爵の間に交換せられたる公文の章句にも包含せらるゝものと思考するものなり

之を以て米國政府は日米間に現存する了解竝日本と借款團に參加すべき他の列國との間にも同樣存在すと思惟せらるゝ了解の特殊關係に顧み新借款團が日本の經濟的生存又は國防に背反する何等施措を試みるものあるべしと懸念する要なしと思考す

如上の次第に付日本の緊切なる利益に危險を及ぼすが如き優先權（オプシヨン）に對し支援を拒斥すべきことは明にして日本は之に就て偏に他の二列國の誠意に信賴し意を安んじて可なり將又日本が前提條件として上記「フォーミュラ」に對し他の三國に同意せむことを固執せらるゝは徒に誤解を生せしむるに過きずと思考せらる

加之此種「フォーミュラ」は曾に不必要なるべきのみならず却て南滿洲及東部內蒙古の地位と他の支那領域の地位とを特に區別する故を以て自ら誤解を生せしむるものと思料せらる且つ如斯區別を設くるの一事は支那現下の紛糾せる事態を更に甚からしむるものにあらずやとの疑を惹起せしむるに至るべきを虞る之を以て米國政府は日本政府が米國及他兩國との間に存する了解關係に顧み本問題に關し他の列國の誠意に信賴し且明確なる保證を得むとする在來の提議は之を撤回せられむことを希望す蓋し單に斯る保證を表明することすら將來徒に誤解を惹起せしむる虞あるものなればなり

米國政府は日本政府が新借款團の活動範圍より除外せらるべき滿蒙に於ける日本國民の特定の既得利益を進んで列擧するに躊躇せられざりしことを欣幸とす去りながら米國政府は日本の經濟的又は政治的安全の必要に應せむが爲め洮南熱河間及其一地點より海港に至る豫定線の如き鐵道の建設管理が獨り日本にのみ緊要の事業なりとは信じ難き所なりとす

米國銀行團を代表する「ラモント」氏と日本銀行側の代表者との間に目下東京に於て進行中の討議の結果滿蒙に於ける特種企業に關し之を借款團の事業より除外することに共に滿足し且日本に於ても無條件を以て承認を與へ得るが如き完全なる諒解に到達するに至らむことを希望す

最後に米國政府は從來行はれたる隔意無き意見の交換により今や借款團組織が速に完成せらるべしとの信念を確實ならしむるに足る相互了解の基礎に將に到達せむとするの事實を見欣懷の至に堪へず

十二、英國外務省より在英日本大使館宛覺書

（千九百二十年三月十九日附）

英國外務大臣は計畫中の借款團下に於ける南滿洲及東部內蒙古の地位に關し三月十六日日本大使閣下より提出せられたる覺書及「フォーミュラ」に對し愼重攻究を加へたる結果左に其の所見を開陳するの光榮を有す

國政府は此際日本銀行團に對し他の銀行團と同一の基礎に於て新借款團加入を認可すると共に前來所述の趣旨に顧み左記の「フォーミュラ」に依り別に關係各國政府と適當なる文書交換を行ひ以て本件の解決を圖らむとす

左記

日本政府は千九百十九年五月十一日及十二日巴里に於て對支借款團組織の爲め開催せられたる日、英、米、佛各銀行團代表者會議の決議を確認す但し南滿洲及東部內蒙古に關する借款にして帝國の國防並に國民の經濟的生存の安全を確保する上に於て重大なる障害を來たすと認めらるゝものに付ては帝國政府に於て其の安全を保障するに必要なる措置を執るの自由を留保す

一、南滿洲鐵道及同枝線並に其の附帶事業たる鑛山は借款關係にあらざるを以て當然新借款團の共同範圍に屬せず

二、吉長鐵道、新奉鐵道及四鄭鐵道は已に工事完成し列車の運轉開始し居れるを以て新團體規約案第二條に所謂具體的進捗を爲せるものにて當然新借款團の共同範圍に屬せず

三、吉會鐵道、鄭家屯洮南鐵道、長春洮南鐵道、開原吉林鐵道、洮南熱河鐵道及洮熱線の一地點より海港に至る鐵道は曾に南滿洲鐵道の枝線若は營養線たるに止まらず實に南滿洲鐵道と相俟ち帝國々防に最も重要なる關係を有し且極東治安保持の基準たるものなるに顧み新借款團の共同範圍より除外せらるべきことを期待す尙右の內の多くは已に英米兩國政府に於て除外方同意を表せられたる所なり且右の如く之を除外するも他日實際公債を發行するに當りては之を歐米の市場に於ても求むることあるべし

十一、米國國務省より在米日本大使館宛覺書

（千九百二十年三月十六日附）

米國政府は日本大使が對支借款を目的とする國際借款團組織に關する日本政府の所見を開陳せられたる千九百二十年三月二日附覺書を受領し愼重考慮を加へたり而して日本が南滿洲及東部內蒙古に關し經濟上又は政治上の獨占的權利を何等要求するものにあらざることを認められたるは米國政府の衷心滿足する處なり

然りと雖米國政府は日本政府の提出せられたる「フォーミュラ」が其辭句極めて明瞭を缺き且つ其性質殆ど變通の餘地無く爲めに日本政府に於ては依然米、英、佛銀行團が支那の福利の爲め同共和國の重要地域の開發に參加するを排除せられむとするの意圖あるを表明するものと思考せらるべく是れ實に支那の獨立及領土保全の本義と相容れざる企劃にして深く失望の念を禁ずる能はず

米國政府は日本の「フォーミュラ」に於て表明せられたる主義の主眼とする所に對しては敢て同感を表せざる次第には非ず然れども米國政府は（第一）國家の自衞權は國家間の關係に於て世界の認容する權利に屬するものにして從て之

を一特定の場合に適用せむが爲め特殊の宣明を必要とせざるべく（第二）前記主義を承認し居れるは已に千九百十七年十一月二日「ランシング」卿石井子爵の間に交換せられたる公文の章句にも包含せらるゝものと思考するものなり

之を以て米國政府は日米間に現存する了解竝日本と借款團に參加すべき他の列國との間にも同樣存在すと思惟せらるゝ了解の特殊關係に顧み新借款團が日本の經濟的生存又は國防に背反する何等施措を試みるものあるべしと懸念する要なしと思考す

如上の次第に付日本の緊切なる利益に危險を及ぼすが如き優先權（オプシヨン）に對し支援を拒斥すべきことは明にして日本は之に就て偏に他の二列國の誠意に信賴し意を安んじて可なり將又日本が前提條件として上記「フォーミュラ」に對し他の三國に同意せむことを固執せらるゝは徒に誤解を生ぜしむるに過ぎすと思考せらる

加之此種「フォーミュラ」は啻に不必要なるべきのみならず却て南滿洲及東部內蒙古の地位と他の支那領域の地位とを特に區別する故を以て自ら誤解を生ぜしむるものと思料せらる且つ如斯區別を設くるの一事は支那現下の紛糾せる事態を更に甚からしむるものにあらずやとの疑を惹起せしむるに至るべきを虞る之を以て米國政府は日本政府が米國及他兩國との間に存する了解關係に顧み本問題に關し他の列國の誠意に信賴し且明確なる保證を得むとする在來の提議は之を撤回せられむことを希望す蓋し單に斯る保證を表明することすら將來徒に誤解を惹起せしむる虞あるものなればなり

米國政府は日本政府が新借款團の活動範圍より除外せらるべき滿蒙に於ける日本國民の特定の既得利益を進んで列舉するに躊躇せられざりしことを欣幸とす去りながら米國政府は日本の經濟的又は政治的安全の必要に應せむが爲め洮南熱河間及其一地點より海港に至る豫定線の如き鐵道の建設管理が獨り日本にのみ緊要の事業なりとは信じ難き所なりとす

米國銀行團を代表する「ラモント」氏と日本銀行側の代表者との間に目下東京に於て進行中の討議の結果滿蒙に於ける特種企業に關し之を借款團の事業より除外することに共に滿足し且日本に於ても無條件を以て承認を與へ得るが如き完全なる諒解に到達するに至らむことを希望す

最後に米國政府は從來行はれたる隔意無き意見の交換により今や借款團組織が速に完成せらるべしとの信念を確實ならしむるに足る相互了解の基礎に將に到達せむとするの事實を見欣懷の至に堪へず

十二、英國外務省より在英日本大使館宛覺書

（千九百二十年三月十九日附）

英國外務大臣は計畫中の借款團下に於ける南滿洲及東部內蒙古の地位に關し三月十六日日本大使閣下より提出せられたる覺書及「フォーミュラ」に對し愼重攻究を加へたる結果左に其の所見を開陳するの光榮を有す

客年十一月二十日珍田子爵に手交せる覺書に於て支那に於ける廣汎なる地理的區域を借款團の範圍より除外せむとする日本の要求に對する英國政府の反對意見を宣明し置きたる處今回提案せられたる「フォーミュラ」の辭句に於て前顯日本當初の態度に始ど何等の更改をも發見し難しとの結論に到達せざるを得ざるは「カーゾン」卿の頗る遺憾とする所なり卽ち右「フォーミュラ」に據れば

「南滿洲及東部內蒙古に關する借款にして日本の國防竝國民の經濟的生存の安全を確保する上に於て重大なる障害を來すと認めらるゝものについては日本政府に於て其の安全を保障するに必要なる措置を執るの自由を留保す」

と謂ふに在て其の字句明瞭を缺き且其の性質總括的にして爲めに日本政府に於ては依然他三國銀行團が支那の福利の爲め同共和國の重要地域の開發に協同參加するを排除せられむとするの意圖あるを表明するものと思考せらるべく從て日本の留保は支那の獨立の原則竝領土保全の實現と相容れざるものなりとの印象を與ふるものなり

英國政府は經濟的生存に必要なる食糧原料品の供給を確保せむとすれば日本國民の正當なる要望竝朝鮮邊疆を戰略上の見地より防護維持せむとする至當なる其の希望は共に充分之を承認するものなりと雖例へば日本政府說明書第三項の留保中に擧示せられたる南滿洲鐵道の西方に位する三鐵道を建設管理することは前記の必要に應ずる爲獨り日本にのみ喫緊の事なりとは信じ難き所なりとす

去り乍ら出來得る限り日本政府の希望に副はしむると同時に孰れにせよ特殊利益範圍が公然承認せられたるものなりとの印象を與ふるが如き特殊地域の明記を避けむが爲め英國政府は日本政府に於て借款團が日本の經濟的生存及國防の安全に影響を及ぼすが如き何等施措を試みることあるべしと懸念するの要無く且前記日本の利益に危險を及ぼすが如き活動に對し支援を拒否することに付ては關係列強の誠意に充分信賴し得べき旨文書を以て保障を與ふるに躊躇せざるべし

十三、在英日本大使館より英國外務省宛覺書

（千九百二十年四月十四日附）

日本國政府は英國政府が對支新借款團組織に關する日本の提言に對し再其の所見を胸藏なく開陳せられたる千九百二十年三月十九日附覺書を受領し愼重熟閱せる處英國政府に於ては日本政府の提議せる「フォーミュラ」の主義たる日本の國防竝日本國民の經濟的生存の安全を保障せむとする日本の正當なる希望を十分承認せられ出來得る限り日本政府の希望に副はんとせられたるに對し滿足の意を表はすは日本政府の欣幸とする所なり

英國政府が前記「フォーミュラ」の辭句及性質に鑑み右は依然として他國の支那に於ける重要地域開發協同參加を排除せむとする日本の希望を表示するものと解せられ從て斯る「フォーミュラ」の文辭は日本の留保が支那の獨立及領土

保全の主義と相容れざるが如き印象を與ふる虞あり且地理的區域の表示を爲すは特殊の利益範圍を公認するものなるが如き印象を惹起する虞ありとし斯る表示を避けむことを協議せられたるに對しては日本政府は友好の精神に基く忠言として之を認むるに躊躇せざるも右日本政府提議の理由は要するに日本既得の特殊權利竝に接壤關係に基く特殊地位を明にせんが爲め必要且つ有益なりと信じたるに據るものにして英國政府の指摘せられたるが如き該「フォーミュラ」に伴ふ印象等に至ては日本政府の念頭にたも浮ばざりしところなり

乍去英國政府の憂慮せらるゝは日本の提議の本旨に非ずして其の形式に在ることを了知したるに付日本政府は重ねて篤と考慮を費したる結果日本政府提議の國防竝國民の經濟的生存の安全保障の根本義は英國政府に於ても十分承認せられ從て日本政府に於て新借款團が日本の經濟的生存及び國防に影響すべき何等活動に出づべきを恐るゝを要せざる旨竝に關係列國に於て右の如き利益に反する企業に同意するものに非ざる旨の保障を書面にて日本政府に與へらるる趣英國政府の聲明に信賴し欣然同政府の忠言を容れ他の各關係國政府に於ても右英國政府の了解に同意すべきことを條件として茲に「フォーミュラ」を特設せむとするの提議を撤回すべし

次に日本政府が當然新借款團の共同範圍より除外せらるべきことを期待せる鐵道其の他の企業の列記に付英國政府は南滿洲鐵道以西に在る三鐵道は日本單獨にて建設管理するの必要ありや疑なき能はずとの見解を持せらるゝ處元來洮南より熱河に至る線及圖線の一地點より海港に至る線の兩鐵道は同地方の經濟的發達を遂げしむることを目的とする外に庫倫方面よりする外敵に對し日支協同して之を防禦せむとする軍略上の見地に基き計畫せられたる者なり然るに往々之を以て北京方面を威壓せんとするものなるが如き誤解あるは日本政府の甚だ意外且遺憾とする處に付此の點は英國政府に於て篤と日本の立場を諒解せられむことを期待す

乍去日本政府は列國との共通利害を顧念し右兩鐵道を新借款團の共同事業となすことに對し異存なきも兩鐵道に對する日本の特異の關係に顧み左の二點に付英國政府の贊同を得むことを希望す

(一)新借款團に於て他日右洮熱鐵道を北方に延長し東支鐵道線に接續せしむるが如き計畫ある場合には右は往年日本政府より抗議せる所謂錦愛鐵道の再現に外ならざる次第にて其の南滿鐵道に及ぼす影響の重大なるに顧み以上の如き延長線計畫に付ては豫め日本團體を經て日本政府の同意を得ること

(二)右兩鐵道は日本として可成速に其の敷設を見るに至らむことを希望する次第に付若新借款團所屬他團體に於て出資を希望せざるときは日本團體に於て他團體と協議の上單獨に實行の任に當り得ること尚其の際には兩鐵道が京奉鐵道の一地點に於て交叉せざるを得ざる事實に顧み右接續を完全ならしめむが爲め日本資本家より英國資本家に協議するに當り英國政府に於ても十分斡旋せられ其

の解決を助けらるゝこと

尚現在滿蒙に於て日本の權利を有する鐵道に付日英兩國政府間一致の了解に從ひ其の何れを新借款團共同範圍より除外すべきや否やの具體的問題は目下日米兩國政府相互の了解により米國團代表者「ラモント」氏及日本銀行團代表者間の東京に於ける討議により滿足なる解決を見出し得べく且右「ラモント」氏は英佛兩國團代表者との間にも一定の了解ある趣に付日本政府は日本銀行代表者をして「ラモント」氏と協議を進めしめ以て此の種の問題の解決を圖るべし

十四、英國外務省より在英日本大使館宛覺書

（千九百二十年四月二十八日附）

英國政府は更に日本政府より四月十四日附覺書を受領し愼重考慮を加へたる結果爰に左の通回答するの光榮を有す

日本政府は「ロード、カーゾン」が三月十九日附珍田子爵宛覺書に於て欣然約諾せる文書に依る保障を承諾し且つ他關係國に於ても同樣の保障を與ふることに同意せば關係國をして「フォーミュラ」（辭句に於て其の性質聊か曖昧の感あり）を承諾せしめむとする三月十六日附日本政府覺書所載の要求を撤回するに躊躇せられざるべきことを承知したるは英國政府の頗る滿足とする所なり

英國政府は最近接受の日本政府覺書に指示せられたる二提議に關しては英國政府は這回米國銀行團代表者「ラモント」氏と日本團代表者との間に東京に於て成立せりと認めらるゝ妥協を基礎として折角關係四國間に協定殆ど成立を見むと庶幾せられたる際此種問題が日本政府に依り提起せられたるを深く遺憾とす英國政府は該提議の討議を飽くまで固執せば徒に事態を遷延せしむるに過ざるべしと憂慮す從て寧ろ關係各國の利益に鑑み日本政府に於て上記提議を撤回せられ且英國政府が已に其約諾を申入れ日本政府に於ても亦之を容るゝに躊躇せざるべき旨表明せられたる一般的保障を以て滿足せられむことを切に期望す

英國政府は日本の希望に副はむが爲めに東京に於て「ラモント」氏の提議せる妥協條項に同意し且つ洮南長春間及洮南鄭家屯間の兩豫定鐵道を借款團より除外せむことを提言せる過般の異議を裁撤するに躊躇せざるべし

日本政府提議の第一點に關し同國政府は借款團に於て洮南府より東支鐵道に接續する線路を建設するは往年日本政府より抗議せる所謂錦愛鐵道の再現に等しきものなりとの理由に依り之が建設を拒否するの權利を事實上要求せられたる處英國政府は其同盟國の緊切なる利益に背反する何等の擧措に出づるの意圖を有するものにあらず且英國政府が欣然約諾せむことを聲明せる保障は充分日本の利益を擁護するに足るべしと思考す今や借款團の成立に關し事情一變せる一新時代の曙光を見むとし列國は競爭を排し寧ろ和衷友好的協力に依て行動せざるべからずと唱道せらるゝ秋に當り列強財團の一當事者に對し一鐵道の建設を豫め拒否するの權を許與するが如きは借款團計畫の根本原則に背反するものと謂ふべし

將又英國政府の所見に據れば日本政府提議の第二點に於て豫想せらるゝが如き事態は已に英國政府の確認せる千九百十九年五月十二日巴里に於て訂立せられたる銀行團規約第四條に規定せられたる所なりと思考す

英國政府は以上の意見披陳により表明せられたる友好の精神を日本政府に於て容認し且已に商議中の妥協の趣旨に遵ひ此の際他の三國と協戮することに同意せられむことを切實に期望するものなり

日本政府が解決到達の目的を以て日本銀行團に「ラモント」氏との討議續行の權限を與ふるの意あるを承知し滿足する所なるが尚進むで日本政府に於て「ラモント」氏の北京滯留中銀行團間に最終議定を了し且つ日米兩銀行團代表者間に出來得る限り遲滯なく必要なる文書の交換を實行し得る樣日本銀行團に對し前顯提議の如き留保を附することなく該權限を附與する樣措置せられむことを期望す

十五、在英國日本大使館より英國外務省宛覺書

（千九百二十年五月十日付）

日本國政府は四月十四日付同國政府の覺書に對する同月二十八日付英國政府の回答覺書を接受し之を閱悉したり

日本國政府が三月十九日付英國政府覺書に依り與へられたる保障に信賴し「フォーミュラ」特設に關する提議を撤回したるに對し英國政府に於て多大の贊意を表し重ねて該保障を確言せられたるは日本政府の欣幸とする所にして更に英國政府が洮南長春間及洮南鄭家屯間の兩豫定鐵道を借款團より除外せむことを提言せる過般の異議を裁撤するに躊躇せられざる旨を承知したるは日本政府の欣懷とする所なり

然るに洮熱鐵道及同線の一地點より海港に至る鐵道に關し日本國政府が二箇の希望を述べたるに對し英國政府は之を新提議と解せられ關係四列國の協議將に成立せむとする際更に斯る問題を提起するを遺憾とせられ殊に第一點洮熱線延長線計畫に對する日本の希望を以て獨り日本のみ特種の否認權を要求するものにして新借款團の根本原則に反するものと思考せらるゝものゝ如くなる處右希望は決して日本國政府に於て新條件又は要求を提出せむとするの趣旨に出でたるに非ずして單に他日の誤解を避くる爲め豫て英國政府の與へられたる一般的保障中に言ふ所の日本の重要切實なる利益に反する企業の現實なる一例として之を提起したるに過ぎず從て本問題は自ら右一般保障の範圍內に含まるゝものとして借款團關係各國政府に於ても互信友好の精神を以て之を諒認せらるべきを疑はず若し夫れ第二點に至ては洮熱鐵道及同線の一地點より海港に至る鐵道の建設實行上關係列國の援助協力を要する所以竝其の希望を爲念陳述せるものにして新借款團に關する列國協同の精神に訴へむとしたるに外ならず

以上の見解の下に日本國政府は前記二箇の特殊希望に付強て此際英國政府の明確なる保障又は贊同を求むるものに非ず唯此の點に關する日本の見解に付關係列國の了解を得

むと欲する次第なり然りと雖英國政府が重ねて切言せられたる保障により充分日本の利益を擁護するに足るとの友好なる精神に信頼し此際此の上之を問題とすることを避け新借款團の成立を一日も速かならしめむ爲日本國政府は茲に前記の見解を明確に英國政府の承知に入れ置くことに止むると共に關係銀行團代表者の協定成立を援助し之に必要なる承認を與へむとす

十六、英國外務省より在英日本大使館宛覺書

（千九百二十年五月十七日付）

英國政府は本月十日日本大使より英國外務次官に手交せられたる覺書を了悉せり

日本政府が其の四月十四日附覺書の第一點に於て洮南熱河鐵道の延長に關する日本の見解を提言せられたるは決して新條件又は要求を提出せむとするの趣旨に出でたるに非ることを承知したるは英國政府の頗る滿足とする所にして又英國政府は其の同盟國の重要切實なる利益に反するが如き何等の施措に出づるの意圖を有せざるものなることを我同盟國に於て滿足せられたるは英國政府の欣懷とする所なり

日本提議の第二點に關しては日本政府に於て洮南熱河鐵道及同線より海港に至る鐵道の建設實行上關係各國の援助及協力を必要とする事情を陳述せられたるものに過ぎざることを了得したるは英國政府の滿足とする所なり而して日本政府が上記の如く其の希望を率直に披瀝せられたるは新借款團の基礎を構成し而も常に其の活動を鼓舞すべき一般的協力の精神に訴へむとするの希望に出でたるに外ならず且前記二點に關し明確なる文書上の保障を求めむとせられたるものにあらざることは英國政府の諒認する處なり

英國政府が去る三月十九日「カーゾン」卿より珍田子爵に宛てたる覺書に於て欣然附與すべき旨を宣明せる一般的保障即ち日本政府は借款團が日本の經濟的生存竝國防の安全に影響を及ぼすが如き何等施措を試みることあるべしと懸念するの要無く且此の種利益に危險を及ぼすが如き活動を排斥するに付ては關係列強の誠意に充分信頼し得べきことを爰に重ねて確言するは英國政府に取り欣幸とする所なり

英國政府は日本政府が英國政府に於て其の保障を更新せむことを申入れたる友好的精神に信頼せらるべきことを承知したるを欣懷とし殊に今や借款團活動の根本義に關し關係政府間に完全なる了解達成せらるゝに至り日本政府に於て銀行團間の協定訂立に援助を與へ且之に必要なる確認を與ふるに躊躇せられざる旨を知得したるは英國政府の最も滿足とする所なり

終に臨み英國政府は日本銀行團が速かに必要なる權限を附與せられ以て各關係當事者に取り永遠に亘り大なる福祉を齎らすべき借款團が出來得る限り遲滯なく完成せられ其の活動を開始するに至らむことを希望するものなり

十七、佛國外務省より在佛日本大使館宛覺書

（千九百二十年五月二十五日附）

在巴里日本帝國大使館は在華盛頓日本大使の米國國務省に交付せられたる公文を本月十日外務省に通牒せられたり右に依れば東京政府は去る三月十六日附米國々務省覺書に掲げられたる保障を承認し且つ該條件の下に洮南熱河線及同線より海口に至る支線に關する特別條項挿入を不必要と認め竝に關係財團間對支借款團組織の取極締結に指示を與ふるを躊躇せざる旨聲明せられたり

外務省は米國政府の與へたる一般の保障に欣然參加するものなることを日本大使館に通告するの光榮を有す

外務省は斯くして最大福利の爲に關係列國の友好協力を保障する一協定の成立を見日本大使館と共に祝意を表するを欣幸とす

十八、日本銀行團代表者より米國銀行團代表者宛書柬

（千九百二十年五月十一日附）

拜啓陳者客年五月十一日及十二日巴里に於て借款團組織に當り日、米、英、佛各銀行團代表者は各自本國政府の承認を條件として決議竝規約に署名せることは御承知の通に有之將又日本銀行團は日本政府の訓令に基き本團の右新借款團規約承認條件に關し同年六月十八日附書翰を貴國銀行團に送致したることも亦御記憶のことゝ存じ候

然るに爾來借款團規約並其の運用に關し是迄稍曖昧なりし諸點今や日本政府竝本團に取り滿足に一掃せられたるに付茲に本團は日本政府の訓令に基き右客年六月十八日附の書翰を撤回し米英佛の各銀行團と協同し且つ右諸銀行團と同一條件の下に該借款團規約を承認するものなることを宣明すると同時に支那に關する借款團の一般計畫竝目的に對し衷心協力するの意嚮なることを表明し得るは甚だ光榮とする處に有之候　敬具

千九百二十年五月十一日

梶原仲治

テイ、ダブルユー、ラモント殿

十九、米國銀行團代表者より日本銀行團代表者宛書柬

（千九百二十年五月十一日附）

拜啓陳者五月十一日付を以て今般貴國團に於て貴國政府の訓令により客年六月十八日附書翰を撤回せられ米英佛の各銀行團と共同し且右諸銀行團と同一條件の下に對支新借款團組織に關する規約を承認せられたる旨御通知相成致候承候

本團は貴國銀行團及貴國政府に取り之迄稍曖昧なりし諸點今や明瞭となりたることを欣び且貴國銀行團と共に新借款團活動の進路開かれたるものなることを信じ候

滿洲及蒙古に於て企劃せられ又は事實着手せられたる特

定の鐵道企業の地位に關し先般來御協議中二三問題相生じ候に付本團は玆に左の通り貴國銀行團と所見一致せることを致確認候

(一)南滿洲鐵道及其現在の支線は同鐵道附帶事業たる鑛山と共に借款團の範圍に屬せず

(二)洮南熱河鐵道及洮南熱河鐵道の一地點より海港に至る鐵道は借款團規約の條項內に包含せらるゝものとす

(三)吉林會寧、鄭家屯洮南、長春洮南、開原海龍吉林、吉林長春、新民屯奉天及四平街鄭家屯諸鐵道は新借款團の共同活動の範圍外に在り

本信は米國銀行團の爲に起案せられたるものなるも其の英佛兩銀行團及英佛兩國政府に於て眞實贊同する所なるを確信致候

日本銀行團所屬の各位に對し本團の敬意と併せ四國共同企業の成功に對する希望とを御傳達相成度此段得貴意候　敬具

千九百二十年五月十一日

ライ、ダブルユー、ラモント

梶原仲治殿

二十、駐支佛日米英四國公使より支那外交部宛通告文

(千九百二十年九月二十八日附)

佛、日、米、英四國政府は過般來右四國政府間に協議せられつつありたる所謂新借款團の範圍及目的に關し支那政府に對し共同通告を爲すべき時機に達したりと認め爰に佛日米英四國代表者は左の通り陳述するの光榮を有す

千九百十八年中米國政府は上記他三國政府に對し支那に對し財政援助を與ふるの目的を以て米國に一の米國銀行團を組織すべき旨を通告せり右米國團組織の基礎たる根本義は該團體所屬各員の保有する一切の對支借款優先權及選擇權は總て一體として米國團體の共有に移すべく又政府の保證ある將來に於ける一切の對支借款は其の行政上のものたると將た實業上のものたるを問はず總て團體の業務として協同に處理せらるべしと謂ふに在り

米國政府は他三國政府に對し如上の提議を爲すに當り對支財政援助の建設的企畫に對し必要なる協力一致の行動を執るが如き一定の諸政府及諸國民間に於ける利害の共通起るに至りしは實に這次戰爭の結果なることを識認し支那に對し多大の利害關係を有し且當時如上の援助を供與し得る地位にありたる英佛日三國政府に對し上記米國提案に贊同加盟し米國團體と協力せむが爲進んで同樣の基礎に依り各自國團體を組成せむことを提言せり

上述米國政府の提案は實際上舊借款團の改組を豫見せしむるものなるが米國政府は右提案を爲すに當り舊借款團の權利には何等干涉するの意圖を有せざる旨を特に明言し唯組成せらるべき各國團體は之が範圍を擴張し舊借款團體員並新加入を正當に要求するの權あるものを網羅し仍て以て有害なる戰爭及利己的精神を排し之に代ふるに協調及共助の精神を以て一層大なる支那の需要及機會に副はむことを

希望する旨を證明せり

以上梗概を敍述せる米國政府提案に對し英佛日各國政府は愼重且友好的考慮を加へ結局千九百十九年五月十一日及十二日巴里に於て四國團の主なる代表者會合の上本件提案の財政上の細目竝其の業務の範圍限界等に關し討議する所あり就中米國提案の原則を實現する四國團體規約案を起草するに至れり本問題の大綱より更に一歩を進め財政上の細目に亙て敍述するは本通告の目的とする所に非ず如斯は來る十月紐育に於て開催せらるべき各國銀行團會議に於て確認を經べきものなるが唯動もすれば或は誤解を招き易き一要點卽ち各國政府の各自國銀行團乃至借款團全體に對して與ふべき援助の程度如何に關しては玆に其事態を明確ならしめ置くこと得策なりと思惟す

卽ち加盟各國銀行團の所屬國政府は其の借款團に屬する各自國團體に對し巴里に於て銀行團の間に訂立せられたる團體規約に依り行はるる業務に對し完全なる援助を與ふべし然り而して右規約は支那政府の保證あり且つ公募せらるべき現在及將來の借款契約に關するものにして已に具體的進捗を爲せる經濟的企業に對する既存の契約は本規約の範圍より除外せらるべきこと是れなり

別添關係各國政府間往復各文書並米國團及日本團各代表者の間に交換せられたる書翰數通に依り支那政府は本件交涉の經緯を知り本問題に關する事態を明かにするを得べし

爰に右通告を爲すに當り新借款團をして關係四國政府の希望たる支那開發援助の實現を容易ならしむる爲先づ以て支那が速かに統一政府を確立するに至らんことは各本國政府の翹望する所なるを再言せむとす

二十一、駐支日英米佛四國公使より支那外交總長に宛てたる書柬

（千九百二十一年一月十八日附）

米英佛及日本各代表者は建設的事業に要する資本の供給に依り支那に對する援助を目的とする新借款團の組織に關し千九百十九年五月巴里に於て前記各國投資者の代表者に依り假に採擇せられたる趣旨に基く團體規約が今回右四國銀行團より正當に授權せられたる代表者の署名を經て其の確認を經斯くして借款團なる名に於て完成を告ぐるに至れる國際團體は關係四國政府の完全なる承認を得たることを玆に貴總長に通報するの光榮を有す

最近開催せられたる紐育會議に於て千九百二十年十月十五日署名を經たる借款團規約は團體銀行代表者より財政交通兩部に通告せらるべし

對支借款團規約

本規約は千九百二十年十月十五日倫敦市グレースチャーチ街第九番に其の營業所を有する香港上海銀行（以下香港銀行と稱す）を第一當事者とし巴里ラフキット街十五番の二

定の鐵道企業の地位に關し先般來御協議中二三問題相生じ候に付本團は茲に左の通り貴國銀行團と所見一致せることを致確認候

（一）南滿洲鐵道及其現在の支線は同鐵道附帶事業たる鑛山と共に借款團の範圍に屬せず

（二）洮南熱河鐵道及洮南熱河鐵道の一地點より海港に至る鐵道は借款團規約の條項內に包含せらるゝものとす

（三）吉林會寧、鄭家屯洮南、長春洮南、開原海龍吉林、吉林長春、新民屯奉天及四平街鄭家屯諸鐵道は新借款團の共同活動の範圍外に在り

本信は米國銀行團の爲に起案せられたるものなるも其の英佛兩銀行團及英佛兩國政府に於て眞實贊同する所なるを確信致候

日本銀行團所屬の各位に對し本團の敬意と併せ四國共同企業の成功に對する希望とを御傳達相成度此段得貴意候　敬具

千九百二十年五月十一日

ライ、ダブルユー、ラモント

梶原仲治殿

二十、駐支佛日米英四國公使より支那外交部宛通告文

（千九百二十年九月二十八日附）

佛、日、米、英四國政府は過般來右四國政府間に協議せられつつありたる所謂新借款團の範圍及目的に關し支那政府に對し共同通告を爲すべき時機に達したりと認め爰に佛日米英四國代表者は左の通り陳述するの光榮を有す

千九百十八年中米國政府は上記他三國政府に對し支那に對し財政援助を與ふるの目的を以て米國に一の米國銀行團を組織すべき旨を通告せり右米國團組織の基礎たる根本義は該團體所屬各員の保有する一切の對支借款優先權及選擇權は總て一體として米國團體の共有に移すべく又政府の保證ある將來に於ける一切の對支借款は其の行政上のものたると將た實業上のものたるを問はず總て團體の業務として協同に處理せらるべしと謂ふに在り

米國政府は他三國政府に對し如上の提議を爲すに當り對支財政援助の建設的企畫に對し必要なる協力一致の行動を執るが如き一定の諸政府及諸國民間に於ける利害の共通起るに至りしは實に這次戰爭の結果なることを識認し支那に對し多大の利害關係を有し且當時如上の援助を供與し得る地位にありたる英佛日三國政府に對し上記米國提案に贊同加盟し米國團體と協力せむが爲進んで同樣の基礎に依り各自國團體を組成せむことを提言せり

上述米國政府の提案は實際上舊借款團の改組を豫見せしむるものなるが米國政府は右提案を爲すに當り舊借款團の權利には何等干涉するの意圖を有せざる旨を特に明言し唯組成せらるべき各國團體は之が範圍を擴張し舊借款團體員並新加入を正當に要求するの權あるものを網羅し仍て以て有害なる戰爭及利己的精神を排し之に代ふるに協調及共助の精神を以て一層大なる支那の需要及機會に副はむことを

希望する旨を證明せり

以上梗概を敍述せる米國政府提案に對し英佛日各國政府は愼重且友好的考慮を加へ結局千九百十九年五月十一日及十二日巴里に於て四國團の主なる代表者會合の上本件提案の財政上の細目竝其の業務の範圍限界等に關し討議する所あり就中米國提案の原則を實現する四國團體規約案を起草するに至れり本問題の大綱より更に一歩を進め財政上の細目に亙て敍述するは本通告の目的とする所に非ず如斯は來る十月紐育に於て開催せらるべき各國銀行團會議に於て確認を經べきものなるが唯動もすれば或は誤解を招き易き一要點即ち各國政府の各自國銀行團乃至借款團全體に對して與ふべき援助の程度如何に關しては茲に其事態を明確ならしめ置くこと得策なりと思惟す

即ち加盟各國銀行團の所屬國政府は其の借款團に屬する各自國團體に對し巴里に於て銀行團の間に訂立せられたる團體規約に依り行はるる業務に對し完全なる援助を與ふべし然り而して右規約は支那政府の保證あり且つ公募せらるべき現在及將來の借款契約に關するものにして已に具體的進捗を爲せる經濟的企業に對する既存の契約は本規約の範圍より除外せらるべきこと是れなり

別添關係各國政府間往復各文書並米國團及日本團各代表者の間に交換せられたる書翰數通に依り支那政府は本件交涉の經緯を知り本問題に關する事態を明かにするを得べし

爰に右通告を爲すに當り新借款團をして關係四國政府の希望たる支那開發援助の實現を容易ならしむる爲先づ以て支那が速かに統一政府を確立するに至らんことは各本國政府の翹望する所なるを再言せむとす

二十一、駐支日英米佛四國公使より支那外交總長に宛てたる書柬

（千九百二十一年一月十八日附）

米英佛及日本各代表者は建設的事業に要する資本の供給に依り支那に對する援助を目的とする新借款團の組織に關し千九百十九年五月巴里に於て前記各國投資者の代表者に依り假に採擇せられたる趣旨に基く團體規約が今回右四國銀行團より正當に授權せられたる代表者の署名を經て其の確認を經斯くして借款團なる名に於て完成を告ぐるに至れる國際團體は關係四國政府の完全なる承認を得たることを茲に貴總長に通報するの光榮を有す

最近開催せられたる紐育會議に於て千九百二十年十月十五日署名を經たる借款團規約は團體銀行代表者より財政交通兩部に通告せらるべし

對支借款團規約

本規約は千九百二十年十月十五日倫敦市グレースチャーチ街第九番に其の營業所を有する香港上海銀行（以下香港銀行と稱す）を第一當事者とし巴里ラフキット街十五番の二

に其の營業所を有する印度支那銀行（以下佛國銀行と稱す）を第二當事者とし日本横濱に於ける横濱正金銀行（以下日本國銀行と稱す）を第三當事者とし英國に於ては倫敦市オールド、ブロード街二十二番ヒルガン、グレンフェル商會、又佛國に於ては巴里モルガン、ハージェス商會に依り代理せらるゝ「ジェー、ピー、モルガン」商會クーン、レーブ商會、ナショナル、シティー、バンク、オヴ、ニューヨーク、在紐育チェース、ナショナル銀行、在紐育ギャランティ、トラスト會社、在「ボストン」リー、ヒギンソン商會竝在市俄古コンチネンタル、エンド、コムマーシアル、トラスト、エンド、セーヴィングス銀行（以下米國團理事と稱す）を第四當事者として締結せられたるものにして香港銀行、佛國銀行、日本國銀行及米國團理事は本規約の目的の爲には英國、佛國、日本及米國各團體の各代表者として行動するものなり

英國、佛國、日本及米國各團體は對支借款の業務を商議實行する目的を以て組織せられたり

各團體所屬國政府は本規約當事者たる各自國團體に對し下記規約に遵由する一切の活動に付其の完全なる支援を與ふべく又特定の借款契約取得上競爭起りたるときは在北京四國政府外交代表者に於て本規約當事者に對し當該契約取得の爲合同的援助を與ふべきことを保障せり

各國團體の意見に依れば支那政府の爲經濟的改造及交通改善の企劃に要する資金を各自國の投資利益を代表する諸銀行團の協力に依り調達することは現下の事態に於て最善く支那國民の利益に貢獻する所以なり

如上の見地に基き公益施設に付支那を援助する爲計畫せらるゝ一切の企業に對し各國團體は均等の條件を以て參加せしむとするものにして又之等の目的達成の爲支那資本の協力を歡迎するものなり

仍て爰に各當事者間に契約することゝ左の如し

第一　各團體は各自其の團體員の數を增減する權利を留保す但し團體より脫退する者と雖依然本規約の制限的規定に依り拘束を受くべく又他に加入する團體員は本規約の制限的規定を遵守すべく且團體は（他團體の同意を經ることなくして）同一の國籍を有せず且其の市場に營業所を有せざるものを新に其の團體に加入せしむるを得ざるものとす新團體加入の許否は本規約各當事者に於て各本國政府の承認を條件として之を決定すべし

第二　本規約は支那政府、支那中央政府各部、支那地方政府又は支那政府若は支那地方政府に於て所有し又は管理し若は其の爲め所有し又は管理せらるゝ會社若は法人竝支那政府若は支那地方政府の保證ある取引の當事者に對する現在々將來の借款契約にして公募の方法に依るものに適用せらるべし支那國內に於て募集せらるべき借款に付ては此の限に在らず

既に具體的進捗を爲せるものと認むべき企業に關する既存借款契約は本規約の範圍より之を除外することを得

第三　本規約の適用を受くべき現在及將來の借款契約竝此の種借款契約より生ずる事業は夫々本團體に依り本規約の規定に從ひ處理せらるべきものとす

第四　本規約は各當事者間一切の關係に於て完全なる均等主義に基き作成せられたり從て當事者は凡ての事業に均等の持分を有し一切の契約に署名し又事業に關する一切の費用を均等に負擔すべきものとす（各當事者が各自其の市場に於て其の持分の發行に付又は之に關聯して要する印紙稅竝其の他の費用は此の限に在らず）且各當事者は各自の關係に於て均等の權利義務を以て一切の契約を締結すべく又各當事者は其の性質及種類の何たるを問はず同一の權利、特權、特典、利益、責任及義務を享有すべきものとす從て本規約の適用を受くる事業の爲又は之に關聯して行はるべき前貸金は各當事者に於て均等に之を負擔すべく又各當事者は既存諸契約に對し均等に參加することを得べく且本契約の範圍に屬すべき一切の將來の借款事業に對し自己と均等なる參加權を他の當事者に提供すべし若一若は數當事者が既存諸契約又は其の一部若は前揭將來の借款に對する參加を拒否したる場合には參加を承諾したる一若は數當事者に於て之を引受くることを妨げざるも右の場合には之を引受けたる當事者の市場に於てのみ之を發行すべきものとす

第五　一切の契約は成るべく各當事者に共同責任を負擔せしめざる樣作成せらるべく各當事者は各自負へる約定又は義務を各別に履行すべきものとす

各當事者は其の業務の實行に關し出來得る限り了解を遂ぐべし尤も其の如何なる方式に據るを問はず右實行は當事者各自の利益の爲各自の參加分に付行はるべく且各當事者は其の參加分を各自の市場に於てのみ實行することを得べし但し各市場に於ける債券の發行は實質上平價たるべきものとす

第六　本規約に基く業務參加を受諾したる一若は數當事者は自己の發行すべき參加分を引受けたる當事者の參加分の全部又は一半を其の勘定にて發行せむことを要求することを得而して右の要求を受けたる一若は數當事者は前記通告書に明記せる金額を左記條件に依り發行（以下代理發行と稱す）すべきものとす

一　當該通告は全借款額又は（借款額の一部發行の場合に於ては）各當事者が其の都度發行に同意したる借款額の債券發行に關する最終契約完結以前に代理發行當事者に到達することを要す

二　當該通告を受けたる數當事者は該當事者間に於て當該通告書を發したる當事者に諮ることなく代理發行者を決定することを得但し該決定をなすに至らざるときは受託當事者間均等に發行すべきものとす

三　代理發行を爲す場合には代理發行と代理發行者自身の持分發行額との間に何等の區別を設くべからず右代理發行は總ての點に於て發行を遂行するの目的を以て組織せらるゝことあるべき各「シンジケート」の定むる條件に從ふべきものとす

四　代理發行を爲す各當事者は其の發行總額に關し必要なる總ての費用に付當該通告を發したる當事者に諮ることなくして任意決定することを得

五　代理發行を爲す各當事者は當該通告を發したる當事者に對し代理發行額面額の百分の一半を超えざる手數料竝發行當事者が自己の全發行に關し單獨の裁量を以て支出したる費用全額中發行額面總額と代理發行額との比例を以て割宛てらるべき其の分擔額を請求することを得

六　代理發行を爲す當事者は本規約の爲めに何等代理發行に應募し又は之に應募せしむべき責任を負擔することなし

七　代理發行を爲す各當事者は自己の受けたる全應募額を代理發行額と自己持分の發行額とに按分に割當つべし

八　代理發行を爲す各當事者は自己の發行せる全額に對し自己の市場に於て相場の建つ樣最善の努力を爲すべし

九　代理發行を依頼したる　事者は當事者全部の承諾あるに非ざれば代理發行に屬するものゝ全部又は一部たりとも自ら發行することを得す

第七　各當事者は自己の市場外に於て他に參加を爲さしむることを得す自己の市場內に於て他に參加せしむる場合には全然該當事者の計算に於て行はるべく若し發行額中に代理發行額を含むときは發行銀行と前記の如き通告書を發したる當事者との按分計算に於て行はるべし且斯る參加を許す當事者は其の際該參加分が毫も當事者の市場外に在るものに讓渡せられざる樣最善の努力を爲すべし其の他の參加發行は本規約當事者全部の承認を得たる場合にのみ爲さるゝことを得べく且各當事者均等に持分を負擔すべきものとす

第八　本規約は上記日附より向ふ五個年間效力を有するものとす但し當事者の過半が十二個月前に書面を以て其の旨豫告するときは何時にても本規約を廢することを得

右證據として各當事者より正當の委任を受けたる各代表者は本規約前文所揭年月日を以て夫々署名を了せり

一九二〇年十月十五日

香港上海銀行代表英國財團代表シー、デー、アデイス
印度支那銀行代表佛國財團代表　デ、ラ、チヨーメ
橫濱正金銀行代表日本財團代表　武內金平
米國財團　ジエー、ピー、モルガン商會
　クーン、ロエブ商會
紐育ナショナル、シチー銀行頭取　ジエー、エー、スチルマン
紐育ガランチー、トラズト商會副頭取　ジエー、アール、スワン
市俄古コンチネンタル、エンド、コルマーシヤル
トラスト、エンド、セーヴイング、バンク副頭取　ジョン、ジエー、アボツト
紐育チエース、ナショナル銀行副頭取　エー、エツチ、ウイギン
　リー、ヒツギンソン商會

上海造幣廠借款契約

先に支那銀行團上海造幣廠借款二百五十萬元を引受たり該契約は本年三月四日北京財政總長幣制局總裁と該銀行團代表に由り署名調印せらる、聞く所に據れば今回の上海造幣廠借款銀團の組織は前回の車輛借款銀團と同一にして而も南北に分たず、其加入銀行にも亦甚しき出入なく唯造幣廠が上海に建設さるゝ關係上、其執行條件は在滬銀行に由て處理さるゝ點の異るあるのみと、又銀行當局の言に據れば、公文書中に聲名する各節にして、此契約内に規定せざる所以の者は其事幣制全體に關係するに因る、故に建議的形式を用ひたり、但し財政部及幣制局の公答文中に其處理を承認せる旨聲名し有るが故に、自ら拘束力の存するは當然なり、其内一二點侵越の嫌なきにあらずと雖も、然かも政府にして能く幣制整理を實行する時に當ては、銀行團は隨時に其主張を放棄すべきなり、是を以て公文書に規定する所は、之を契約に較べて尤も重要と爲す云々、茲に該借款に對する雙方當事者間の往復文書及び契約全文を逐順載錄して參考に資せんとす。

（一）上海造幣廠借款銀行團より財政總長及幣制局總裁に致したる公文書

敬啓　此次大部貴局は上海造幣廠を建設するが爲に、敝團と特種國庫債券二百五十萬元の發賣擔任を協商されたり、敝團は既に照辦を承認し且つ十年〇月〇日該契約調印せり查するに上海一埠は全國に於ける金融中樞且つ銀洋の出入薈萃の區と爲す、中外商人は金融經濟を輔助する見地よりして、皆悉く上海造幣廠の一日も早く成立せん事を切望しつゝあり、然るに年來政局不安定なるより往々交通阻隔し洋厘暴騰するあり、而も各省の造幣廠に對する觀念は殆ど地方營業的機關と同一視する如く、即ち利有れば鑄造し、利無ければ停造して、已に金融調節の作用を失へり、故に造幣廠の設立は尤も切要なりしを認めり、今幸に借款告成するあり上海造幣廠は早晩成立するに難からざるべし、唯是に敝團の希望する所の者は、此次上海造幣廠の設立は僅に國家に一鑄幣機關を添へしに止まるのみならず、將に此に由て銀兩を廢除し國幣を統一し、國家幣制の中心を立て將來改革の始基と爲すべきなり、故に造幣制度及び造幣廠獨立維持の方法に關して、豫め籌及せざる能はず、敢て芻蕘を貢す幸に採擇を賜へよ。

一、國幣成色　查するに民國三年頒布の國幣條例には、庫平純銀六錢四分八厘即ち二十三兆九七七九五〇四八を以て價格の單位と定め、其成色は銀九銅一なり而るに此國幣未だ開鑄せられざりき、現通用の袁總統像新幣は均く銀八九、銅一一に係る、此新幣の流通已に四億餘萬枚あり此後上海造幣廠の鑄造する新國幣は、仍ほ宜く銀八

九銅一一の成色を用ふべし、庫平純銀六錢四分〇八毫即ち二三兩九〇二四八〇八と爲せば、能く紛更を免れ劃一を期するを得ん、一面民國三年頒布の國幣條例を改修し大總統の命令を以て、之を公布して法律と事實とを相符合せしめられんことを希望す。

二、國幣型式　現在所用の新幣は均く民國三年袁總統肖像の模に係る、此後上海造幣廠に於て鑄出する新國幣は別に型式を立て、且つ暗符を用て區別を示す、此型式は敎令を以て之を頒定し、且つ舊幣と一律に通用するを聲明せられんことを希望す。

三、公差　國幣の重量及成色の公差は仍ほ民國三年國幣條例の規定に照し、每枚の重量と法定重量相比の公差は千分の三を逾ゆるを得ず、千枚每に之を合計し其重量と法定重量相比の公差が萬分の三を逾ゆるを得ず、一枚每の成色と法定成色相比の公差は千分の三を逾ゆるを得ず。

四、鑄造制度　銀兩廢除　本位確定の見地よりして上海造幣廠は宜く自由鑄造を以て原則となすべし、查するに民國三年幣制條例には每枚鑄造費六厘を收むとあり、而して此條例に照し、一元に付含純銀六錢四分八厘に鑄造費約六厘を加へて六錢五分四厘と爲し、約天津行化銀六錢九分、上海規銀七錢一分強に當る、當時の用意は其市價と相接近するに取りて、別に一定の理由なきなり。

英國商業會議所の主張は鑄造稅百分の二を徵收すべしと云ふにあり、卽ち一元銀幣の含純銀六錢四分八厘に對して、鑄幣稅一分二厘八毫を徵收するなり、之を原定鑄造費に較ぶれば、一倍餘の增加を見る未だ過大なるを免がれざるなり、若し六厘鑄費制に照せば尙は公允たるを失はざるべし、唯近來各物價騰貴するより上海造幣廠の若し補助幣を開鑄せずして、僅に六厘鑄費を取らんか恐くは維持に敷せざるのみならず、且つ將來舊幣を改鑄するに當り種々虧耗あり略ば鑄造費を增して打歩に資せざる能はず、民國四年五月中造幣廠の報告に曰く每元の含銀六錢五分一厘は少ふすべからざるの資金と爲す、鑄造費卽ち一分の鑄費も必ず少ふすべからざるなりと今若し鑄造費一分卽ち約百分の一五左右に改むれば是れ最も妥當と爲す、卽ち庫平純銀六錢五分八毫を以て一元に改作す、將來必要を認むる時隨意に敎令を以て之を輕減するを得べし、自由鑄造を實行する時に至つては、八九成色を有する生銀に非らざれば幣廠は一律に收取せざるに限定すべし、而して手續簡便の見地よりして、仍ほ英國辦法に倣ひ、卽ち上海中國各銀行より代表を公推し、幣廠に代て銀洋を收付すべし、鑄造すべき各幣の數目に至ては上海銀行公會に由り情況を斟酌し造幣廠と共に之を商定すべし。

願ふに自由鑄造の實行を欲するに當り、玆に一先決問題あり卽ち銀兩を廢止する事是なり、若し銀兩の依然として存在せんか、則ち銀元日に市價ありて必ず價高きに至れば人々相爭て鑄造を爲し、價低きに至れば全廠悉く停工するなるべし、是に於て自由鑄造には必ず窒礙の生じて實行し難きに至らん、故に自由鑄造を實行せんと欲せ

ば、必ず先づ銀兩を廢止すると同時に、之を並行すべきなり、此事宜く政府より中國銀行公會中國商會錢業公會に委託して、外國銀行公會及び海關人員等の選同を得、特別委員會を組織して之を討論すべし、此事幣廠開工以前に於て解決さるゝは、固より又國閭の希望する所の者なり、銀兩の何ぞ未だ廢止せず、自由鑄造の實行し能はざる時に於ては　暫く目下の天津總廠南京分廠の例に照して辦理すべく、在閭各銀行の附鑄辦法は中交兩行と共に之を協定すべきなり

五、上海造幣廠組織　上海造幣廠は財政部及び幣制局に直隸し、廠長及び各員を設け部員より派任し、必ず才能勝任者を選選すべし

既派の後時に更動すべからず、是れ廠務の進行を妨礙するを免るゝ所以なり、上海造幣廠は外國化學專門技師一人を聘用して、專ら成色公差の檢查に從事せしめ、而して廠より之を列表刊布して信用を昭にす。

六、上海造幣廠規畫　目下上海(每日)の需要鑄造數を豫計するに、約五六十萬あれば足るなり、每日六十萬鑄造するとせば每月一千二百萬兩を要すべし、故に目下の布置は先づ日一五六十萬の數を鑄出するの準備すべきなり但し幣廠敷地及び一切設備は仍は隨時に擴充し得るの餘裕有らしめ、而して日に百萬以上鑄出するに至るの準備あるべし、將來擴充するの時若し資金を要する場合は、敝銀團に於て仍ほ借款繼續に盡力協助するを願ふ。

七、特別委員會　銀兩廢除を籌備する見地よりして、上海造幣廠內に一特別委員會を設置すべし、中外を分たず凡そ銀兩問題と密接の關係ある者は、均く聘して特別委員會員と爲す、中國銀行公會人員、錢業公會人員、中國商務總會人員の如き中國各地に於て將々廢兩用元に對し、關係極て繁き者、又海關人員の如き海關收稅に於て將來海關兩を廢除して洋元を改征し、及び外債仍還に對して直接洋元本位に改用し、且つ條約改正の時尤も關係を有する者、又外國銀行公會會員の如き中國外債を處理する關係上、每年巨額の金圓を受授する者は均く邀同して討論せしめ、以て進行に便すべし、凡そ此五種機關は均く廢兩用元と密接の關係あり、宜く會員の例に加入して專ら銀兩廢除辦法、鑄幣成色公差の檢查　鑄務進行上監督等を討論し、且つ鑄造費に對する意見を發表すべし、此委員會は應に全國幣制が完全に整理されし後を待て、撤廢すべきなり云云。

(二)財政部幣制局の對上海造幣廠借款銀行團宛公答書

大函を接誦す國幣の成色、型式、公差、鑄造制度、上海造幣廠組織規畫及び特別委員會設立に關する各項は　本部局均く同意を表す兩者一致協力すれば　先づ貴團に諮詢し以て接洽に資すべし云々。

(三)上海造幣廠借款契約

財政部幣制局（以下甲方と稱す）と上海造幣廠借款銀團

（以下乙方と稱す）訂約す、今甲方は上海造幣廠を設立するに因り雙方議定す、訂立各條件左の如し。

第一條　甲方は民國十年〇月〇日發布の上海造幣廠設立特種國庫券條例に按照して特別國庫券總額銀元二百五十萬元を發行し、全數は乙方に由り發賣を擔任す所有る各項條件にして、該庫券に明載を經たる者は均く遵奉すべし。

第二條　此項庫券借款は專ら上海造幣廠の購地建廠及び機械購求等の用に充て、他用に移作するを得ず。

本契約調印後一個月內に於て甲方は上海幣廠籌備處主任に命じて、專門技師を會同し建設計畫書及び豫算書を作製し、之を乙方に送交せしむべし乙方の同意を經たる後購地及建築及び機械購入方を開始すべし。

第三條　此次の庫券は財政部に在ては條例に按照して百元毎に手取九十三元となし、乙方は財政部の手取價格を按して代て發賣を爲す。

第四條　此項庫券は條例に按照して年利九分と爲す。

第五條　本契約調印の日より乙方は庫券手取總額に準じ上海造幣廠收入として帳簿に記入し置き上海造幣廠の預金と作す。

預金利息年四分に計算して各期支拂ふべき利息（附表に詳記す）を前項預金項下に於て之を控除すべし。

第六條　此項庫券は甲方に由り印刷して乙方に交與すべし、乙方の此項庫券を發賣するに要する一切費用卽ち電報、廣告郵便切手及び其他各費の如きは、概ね乙方の負擔に歸すべし、但し甲方は庫券總額に按照して報酬金百分の一を給與す。

第七條　此項庫券借款は民國十年四月より十三年五月迄に逐月元金七萬元を償還す、甲方は鹽務署稽核總所總會辦に訓令して民國十年四月より十三年五月迄に每月鹽稅剩餘金より貸出さしめ、之を上海の中國交通兩行に洋七萬元を交付すべし、中國交通兩行は卽日乙方に交付し以て元金償還の用に備ふべし。

第八條　此項庫券借款は第七條に聲明する鹽稅剩餘金擔保以外に、上海造幣廠の敷地家屋及び機械を以て擔保と爲す、上海造幣廠の成立後其地券及び機械全部を詳細に明記し、且つ家屋機械保險證を乙方に附提すべし

第九條　上海造幣廠の鑄幣開始後若し利益あれば、造幣廠必要の費用を除き、每月之を乙方に交付して上海造幣廠預金帳に記入し以て償元不足の需に備ふべし。

甲方或は造幣廠は庫券全數の皆濟さるゝ迄、其提用したる預金に對して年利四分の支拂を受くべし。

第十條　乙方は監督員一人を公推し常に廠內に駐派して借款用途を監督せしむ、數地購入家屋建築及び機械代支拂等の如きに對しては、均く廠長及び監督員の署名を經て交付すべし、但し庫券借款全部償還の日に至て止る、監督員の俸給は、上海造幣廠に由り之を擔任す。

第十一條　凡そ契約內に未だ規定せざる各事項は國庫券條例に遵照して辦理すべし、其の他乙方の公函を以て

聲明し、甲方の同意を經たる者は、甲方均く切實に履行すべし

第十二條　此項庫券には財政總長に由り署名し、且つ銀團代表は庫券内に署名して、其庫券を發賣するの經理人たるを證明すべし

第十三條　本契約は二十八通を繕寫し、甲方は一通を收り、乙方は二十七通を執る並に甲方より上海造幣廠譯備處に抄行しいて遵照辦理せしむべし

財政總長兼幣制局督辦周自齊

幣制局總裁張弧

上海造幣廠借款銀行團

(四) 各期利息支拂表

民國十年	三月末	四月	一八、二二五元
	五月	六月	一七、一七五元
	七月	八月	一六、一二五元
	九月	十月	一五、〇七五元
	十一月	十二月	一四、〇二五元
十一年	一月	二月	一三、九七五元
	三月	四月	一二、九二五元
	五月	六月	一一、八七五元
	七月	八月	一〇、八二五元
	九月	十月	九、七七五元
	十一月	十二月	七、七一五元
十二年	一月	二月	六、六七五元
	三月	四月	五、六二五元
	五月	六月	四、五七五元
	七月	八月	三、五二五元
	九月	十月	二、四七五元
	十一月	十二月	一、四二五元
十三年	一月	二月	三七五元
以上三十六ヶ月合計三十四萬四千二百五十元			

米國議會に於ける支那通商條例

ジエー、ビー。パウエル

最近三ヶ年の間、支那に於ける亞米利加の通商業者は上海の米國商業會議所、在支亞米利加協會、並に其他各種の支那の通商港に存する米國の商業團體の手を經て、米國の議會に對し、支那に於ける米國の通商業者をして、英國佛

蘭西及び日本等の通商業者と平等なる競爭的基礎の上に在らしむべき立法を爲さしむる事につき盡力して來た。

此期間に各種の法案が此目的の爲に議會に提出せられ審議に附せられた、併し此等の法案中議會の何れの部門に於ても委員會の審査以上に進み得たるもの無かりしが、一九二一年一月一日より三月四日を以て終りたる議會に於ては初めてそれ以上の進展を見る事を得た、此議會に於て支那通商條例（China Trade Act of 1921）と稱せらるゝ一法案ミツソリー洲選出議員レオニダス、シー、ダイヤー氏に依て下院に提出せられ、總ての順序方法を經て、正式に委員會の審査を經、一月二十日の本會議に於て二百六十二票に對する三十四票を以て可決せられ、それより該法案は上院に廻附せられたるが、三月四日の閉會期に於ては、同院委員會の審査中に屬して居つた、蓋し本會議はウイルソン政府の下に於ける最後の議會なりしが爲、各種の豫算に關する法案並に國際上の重要法案多數に附議せられたるものありしが爲に、該支那通商條例は閉會の日に於て之を決定するに至らなかつたのである。併し上院に於ける兩派の領袖議員は何れも本案に對しては何等の異議なく、一九二一年四月一日頃、ハーディング大統領の下に召集せらるべき議會の特別會期に於ては本法案の通過に努力すべき事を誓つて居る。

其後ハーディング政府組織せられ、三月四日より實際の施政に當るに至りしが、彼等は對外通商及び外交問題に就ては、強硬なる方針を採るべき事を誓ひたる程なれば、本法案が議會を通過すべき事に就ては何等の障碍を來す事無かるべしと信ぜらる、米國の主要なる通商貿易關係者は、何れも本法案の成立に熱心にして、本法案にして成らば支那の外國貿易に於て、亞米利加の商人は、更に積極的に競爭を爲し得べしと稱へて居る、更に又太平洋沿岸　ガルフ沿岸、ミシシッピー流域及びニューイングランドに於ける商業會議所が何れも本案に贊成して居る事も事實である。ワシントンに首部を有する米國商業會議所聯合會及び紐育の國民外國貿易協會等は、過ぐる數年の間支那に於ける通商の發展に就て、種々奬勵し來れるが、彼等は今後の數月數年の間に於ては、更に其努力を大にすべしと期待せらる尙又ワシントン政府の三省即ち商務、大藏及び國務省は何れも、外國貿易の奬勵に就て殊に熱心にして、從て支那通商條令の成立に就ては、積極的の援助を與ふべしと信ぜらる。新ハーデング內閣の閣僚たる商務卿ハーバート、フーバー、海軍卿エドウイン、デンビーは何れも支那に於ける實際上の通商の經驗を有する人々である。

フーバー氏は北支那に於ける開濬鑛業會社の職員たりし事あり、又デンビー氏は曾て北京に於ける亞米利加公使たりし人の令息にして、約十年の間支那の海關に奉職した事のある人である。

現に提出せられある支那通商條令は、支那にある亞米利加の通商貿易業者に對し、次の二主義を適用せんとするものである。

一、第一は國民的法人法案に關し一般的標準を定めんと

するものにして、其結果は各種の洲法及び各種の地方的特許に依り設立せられたる各種の會社をして、共同せしむるに必要なるものである。

二、次に本法案成立の結果は、支那に於ける亞米利加の會社をして、支那に於ける商業取引に對し、洲及び國家の所得稅及び超過利得稅の賦課より免かれしむる結果となるものである。

現狀に於ては各種の洲法竝に地方の特許に依り設立せられ營業しつゝある、支那に於ける亞米利加の會社は、英國、日本及び佛蘭西等の同種の會社に比して明かに競爭上不利益なる立場に立つて居る、何となれば其主要なる理由は、亞米利加の洲或は地方の法律は、殆んど何れも外國貿易なるものを其目的に加へて制定せられたるもので無い爲である、英、佛、及び日本は過去久しき間、支那に於ける貿易に於て利益を占め來りしが、彼等は何れも此商戰場に應ずべき特種の立法を爲しつゝあれば、此目的を加味せられざる法律の下に立つ、亞米利加の會社は、自然不利なる立場に在る事となる、支那に於ける亞米利加の貿易業者は、彼等個人の所得に對する課稅に就ては、彼等の主要なる競爭者が斯くの如き負擔を蒙らすと雖も、決して之を免かれんとするものに非ざるも、彼等の會社に對する課稅に就ては之を免れて彼等の競爭者と同じ基礎の上に立たん事を希望する者である。

今や亞米利加に於ける通商業者中恐らく何人も太平洋沿岸の將來に於ける米國貿易の發展地たるべき事に就て疑を抱く者はあるまい、歐洲は大戰の損害の爲に殆んど破產の狀態にあり、而して重要なる政治上經濟上の問題が、戰爭の結果として橫たはりつゝある爲に、恐らく今後數年間は其市場は殆んど外國貿易に對して閉鎖せられたる狀態に置かるゝであらう、從て今後は亞細亞——勿論亞細亞露西亞を含む——及び南亞米利加は米國の外國貿易の發展に就て最も望ある地域となるであらう、南亞米利加に就ては今日亞米利加の通商業者は歐羅巴の同業者と同一なる基礎の上に立て競爭する事が出來る、運輸竝に銀行等の設備は何れも完全し而して今や米國の資金は此等の諸國に向つて注入せられんとし、南北兩亞米利加の間に於ける通商は其相互を利すべく急速に發展して居る。

大戰前に於ては亞米利加は支那及び太平洋間の問題に關しては殆んど知る所なく、又一般も之に注意を拂はなかつた、亞米利加は嘗てフイリツピンに其手を延ばしたりと雖も、一般の國民は米國は能ふだけ早くフイリツピンとの關係を斷ち、再び之が爲に煩らはされざる樣になるべしと期待して居つた、然るに今や狀勢は全く變化し米國民は太平洋問題に對し實に驚くべき程の知識を有するに至つた、此傾向は元より大都會首府等を著しとするけれども、內地に行つても國民の太平洋問題に對する興味は驚くべき程にして、彼等は何れも之に關する知識の少き事を恐れて居る有樣である、ミシシッピー、ミツソリー及びオハイオ河沿岸に發展せる製造業者は、何れも東洋貿易に就て非常に重きを置きつゝある、パナマ運河の開鑿は更に內地地方をして

太平洋並に亞細亞の通商に關し、密接なる關係を有せしむるに至つた、今やミシシッピー河を下りたる荷物は、メキシコ灣に出で、更にパナマ運河を經て總て水路に依て、支那及び日本の港に送達し得る事となつた、此狀勢は從來外國貿易の利益を獨占しつゝあつた、ニューイングランドの產業區域に對し、此等內地の都市をして競爭する事を得せしむるに至つた、太平洋岸に於ける製造工業の發展は、アラスカより容易に石炭と鐵との供給を受け得たりし事も其一因なるが、更に其地理的地位の有利なりし事をも重要なる原因として數へねばならぬ。

此產業的發展は自然的に財政的の發展を伴ふものなるが此等の兩者は一國の對外方針の援助を借らざるべからざるものにして、國家は海外に於ける米國通商貿易業者に對し其安全を保證すると共に、他國の同業者と均等なる權利を與へねばならぬ、大統領ハーディング及び新議會は、太平洋に關し國民と共に解決せざる可からざる五つの外交上の問題を有する其一は還羅との通商條約の問題にして、亞米利加は此に於て有する其治外法權を撤去せんとして居るのである、第二はフイリッピンの獨立に關する問題にして、本群島と我國との新關係に關するものである、第三はカリホルニヤの日本人排斥に因る日米交涉の問題である、而して第四は主として支那の關稅に關する米支通商條約の問題にして、第五は米國と西伯利との關係の問題である、惟ふに本問題は其他の何れの問題よりも最も重要にして、且つ多分最も困難なるものであらう、併し吾々は更に第六の問題として對支借款團の件を數へねばならぬ、卽ち此列國共同の財政的援助の問題は今後漸く實行の域に達すべきものである、更に又ヤップ島に關する論爭は第七の問題として數へらるべく、右は太平洋に於て曾て獨逸が有したる財產卽ち海底電信、南洋諸島及び山東に於ける利權等と共に解決すべき問題たるべきものである。

此等の要素は太平洋問題殊に支那に對して盛んなる興味を喚るべきものである、現に我が亞米利加に於ては支那に於ける饑饉救濟の爲に義捐金募集の運動が行はれて居る、本運動は僅に二ケ月以前より起りたるものなるに拘らず、三百萬弗以上の醵金を爲し得、亞米利加の何れの都市に於ても支那饑饉の救濟資金を出す事なくしては、何れの街衢をも通過する能はざる狀況である、我國に於て數年前果して支那饑饉救濟に就て、斯くの如き國民的運動が企て得られたりしや否やは非常なる疑問である、然るに今や總ての國民は何れも支那の事に關し興味を感じ又多數の國民は支那に關し何等かの知識を有して居る、日本も頻に支那に對し何事かを爲し、之に關して世の注意を引かんとしつゝあるが、然も日本の宣傳者が他を迷はし得る期間は恐らく今後永續せざるべく、今や亞米利加人は其眼を開きたれば、日本は其弱き隣邦に對する壓迫に對し正當なる批判を受くるであらう、日本に對する一般の意見は米國に於ては此歐洲大戰の終ると共に全く變化した。

更に支那に於ける亞米利加の通商貿易の問題、殊に支那通商條例の問題に返つて論せんに、今後の數月間に亞米利

加の東洋に對する政策に根本的變化を見るべき事は殆んど疑を容れぬ事である、而して其方針の結果は亞米利加の支那に於ける通商貿易業者をして、世界の其他の國の同業者と同一なる基礎の上に立たしむる事に至るであらう。

其新方針は當ワシントンに於ては極めて明白に看取せらるゝ所にして、先きに下院に於て支那及び支那に於ける亞米利加の通商貿易に關し、數時間熱心に論議せられたる形勢は、十分に其向ふ所を示して居る、該討議の記錄は議會報告書の數頁を占め、其記錄を一見せば數年前には存せざりし、支那に關する驚くべき多量の知識が、議員の間に存するに至つた事を示して居る、尙又之に先立ち支那に於ける亞米利加の公使館を大使館に昇格すべしとの熱心なる主張が起つたが、本問題は其性質上直ちに其實現を見るに至らないが、併し其論議が將來效果を現はすべき事は疑のない事である。

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所　山東省代理店
中國化學工業會社

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築　用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話本局五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

時報

スティーブンス氏の演說——清復氏の時局談——孫文討伐宣言　爲すなき天津會議——定期支付券の發行——設くべき直隸銀公司の企圖——小幡公使の對支意見

スティーヴンス氏の演說

平素緘默を主とせるも新借款團に對する誤解辯明に關しては侃々の辯を揮ふを常とせる新銀團代表スティーブンス氏は四月二十日天津支那銀行公會の招待を受け其席上久しき緘默を破りて要旨次の如き演說を試みたり。

新借款團は世人が非常に注意を拂ぐと共に一面又種々の誤解を招致せり。而して其誤解の大部分は日本の銀行團が新借款團に加入せる事に起因す之が爲め新借款團の計畫に反對態度を持し或は疑惑を懷ける者尠からざるを以て余は此機會を利して諸氏と共に新借款團の計畫に就き研究するの必要あるべきを信ず。

新借款團の計畫は民國七年七月歐戰中に米國政府の發起せるものにして、國際銀行對支借款計畫の立案の下に日英米佛四國の銀行團を以て對支借款團を組織し、相協力して支那の財政を救濟し同時に國際提携政策を實行し、之に依りて以て過去に於ける各國の競爭政策を改めんとするの企圖なりき。是を以て關係諸國の銀行は互に聯絡に努力し、併し日本及其他の銀行團と聯絡せずんば決して良好なる結果を望む能はざるなり。

米國の銀行家は支那に對して純粹の銀行業務を以て之に望み、何等政治問題に涉るを欲せず、他國の銀行亦然り最近發表されたる新借款團の宣言及其他に依りて之を觀れば日本の之に對して協贊せるは自然にして且つ必要なる事に屬し、米國の勸告後一有力なる銀行團日本に出現し、政府の命令を承けて新借款團と一致行動を執るに決定せる次第なり。

新借款團に加入せる日本の新銀行團の他國の銀行團と同樣なる待遇を受け同等の權利を受くべきは勿論にして換言すれば日本銀行團は對支借款の四分の一の權利を分擔するものなり、而して日本銀行團の支那の政治的軍事的或は行政的借款に與らざること亦固より言ふまでもなし。米國は日本銀行團の加入に關して支那人士より一種の誤解を受けつゝありて、鐵道敷設借款の如きも鐵道を若干區域に分割し、日英米佛各國擔任區域を割定せんとするが如く考ふる者あるも決して斯くの如き事なし、分割收設せんとするも鐵道は固より支那の所有に屬し、何れの國と雖其一部を專管するが如きは不可能にして毫も之に對して疑慮を挾むの餘地なし。

數年前予の一友は對支投資計畫に關して國際提携の原理を充分に表明せる結果、頗る好成績を收め得たり、此等の實驗に基き、現に進行しつゝある國際聯合の計畫は何等政治的競爭を意味せず、經濟的侵略の舊式政策が一變して平和公正なる政策の下に之を實行する以上、之に對する疑惑の

如きは全然杞憂なり、余は嘗て支那に對して新借款團の交渉を開始せる時、幾多困難の惹起さるべきを豫想せるを以て、余は常に公明正大に其所信を披瀝して議を進め、同時に國際提携促進の決意を以て事に當れるは諸氏の既に熟悉せる所なるべし。余は玆に斯く斷言す支那が如何なる方法を講ずるも日本を疎外して他に巨貸を索めんとするもそは絶對に不可能ならん、余は更に一言す、米國は新借款團の條項に違背して對支借款をなすが如きは斷じてなし。

潘復氏時局談

靳總理の參謀長たる財政次長潘復氏は時局問題に就き內外新聞記者に語りて曰く

張作霖及曹錕兩使間の感情紛糾し奉直兩派の暗鬪を傳へられつゝあるは事實なるが、今次天津會議に於て互に腹藏なく所信を披瀝し意見を交換せる結果、全く諒解して從來の誤解を一掃し、完全に兩派の結合を見るに至れり、卽ち張使は屢々流布されたる復辟問題に對して絶對に其意志なきを表明し、今後唯だ中央政府を擁護すべき旨を誓ひ曹張及王占元三使は天津會議に於て各々中央政府の內外各問題解決の任に力むるに決し、次の如く事項を分擔する事となれり。

蒙古問題……張　作　霖
河南問題……曹　　錕
西南問題……王　占　元

蒙古問題。先般活佛より講和を求め來り、中央政府反對は全く彼等の眞意に非らざるを表明したるを以て中央政府は强いて討伐軍を出動せず、出來得る限り平和手段に依りて之を解決せんと欲す。併し尚今後反抗態度を持せば已むなく張作霖氏部下の兵を以て編成せる征蒙軍を出動して一擧に討伐を決行すべし、之が爲め張氏より交通部に對して三百萬元の軍資調達を命じたりとの風說は全然虛傳にして事實無根なり。而して此調達不能の際は葉交通總長の辭任を見るに至るべしとの說の如きは甚しき訛傳なり。

河南問題。從來北方派の軍隊として中央政府に反抗的態度を示せるは稀なるが、今次河南獨軍第一師長成慎が督軍趙倜氏に背きたるは明に北京政府に反抗せるものにして這は當然討伐を加ふべく、靳總理と曹錕氏との意見一致して吳佩孚氏に命じて討伐せしめたるものにして、既に敗退せる成慎に對しては嚴重なる所罰を加へ、趙倜氏の態度又妥當ならざるものあるより是れ亦何等かの懲戒處分となすに決し居れり。

西南問題。西南政府及西南各省問題は一に王占元氏に委任して其辨法に任すべきも、今次の天津會合に依りて具體的對策の確定を見るに至るべし。

教潮問題。右の如くにして目下緊急の三大問題は曹張王三使に依りて完全に其解決を見るべく、其他の內政問題に關しては下の如き狀況中に在り、卽ち北京專門學校教職員ストライキ問題は其根本解決案たる教育經費の融通既に方法就き、最近財政部に於て三個月分の缺積不拂俸給の整理として三十三萬元の準備成れるを以て遠からず解決の上

態に復すべし。

內閣問題。曹張王三使は會合以前より既に政治に容喙せざるべきを明言し、實際に於て何等干涉する所なく、周財政總長が病重き爲め辭表を提出せる由は聞き及べる所なるも、其後任として余の就任說傳へられつゝあるが、余は之に對し固より辭すべく、他に適當なる人物を擧げて困難なる財政を融和せしめん事を望み居れり、右財政總長の外其他閣員の更迭は當分なかるべし。

北洋の結合。之を要するに今次三使の命令は益々北洋派の結合を鞏固にせるものにして、河南事變に對する靳曹二氏の意見一致せるが如きは將來の政局に對からざる好結果を與ふるものと信ず。

孫文討伐宣言

孫文氏非常總統當選に對して中央政府は廣東の自然崩壞を俟ち今遽に態度を表明せざるの方針なりしも、曹錕及張作霖氏等は此方針を非とし、此際態度を鮮明にして大義を明にするの必要ありとし、爰に中央に孫文討伐令の發布を電請せるが、今次天津會議開催さるゝに當り會議重要議事の一項として曹張王三巨頭は靳總理と商議の上更に各省督軍及省長の贊同を經て四月三十日中央所屬十七省三特別區督軍都統及省長の聯名（雲南貴州四川及湖南は與らず）を以て左の如き孫文討伐宣言を發表せり。

天國民に禍してより紛糾茲に三載、中央政府は安民の意を以て南北調和の議を講じたること一にして已まず曾是れ昭々として中外の共に諒悉する所、然り而して爰に西南軍政府瓦解し、廣西自主を取銷すや、大總統卽ち誠心以て統一を希望し、厭亂思治の念を宣明し、吾人が職責在る所滿腔の誠意を以て之に贊同し、窓に國事此れより解決し、人民此れより蘇生の思あるべしと思惟せるに、誰れか料らん、孫文反つて益々其野心を逞ふし、上海より廣東に赴きて私意を擅にし、近く又少數黨徒を召號して別に政府組織大綱を作り、遂に二百八十票を以て僞總統の選出を實現するに至れり、斯くの如くにして共和國家の尊嚴抑も何れに在りや。曾て既に解散せる亂暴分子の少數を糾合して私に選擧を行ふが如きは其名を公選と稱するも實は私選なり、自選なり、當選せりと雖是れ私黨私認の總統に非らずして何ぞや、其多數國民の公認せる總統に非らざるや言を俟たず、公々然たる國家法律破壞の暴擧なり、曩既に新選擧令下りてより以來法律問題は已に何等論ずるの必要なきに拘らず、孫文一人敢て此擧に出でゝ名義を玆に藉り、敢然叛亂を企てゝ平和を破壞し、且つ獨立の旗幟を樹つるに至ては明かに內亂罪に相當す、覩よ、民生凋に斯くの如く凋敝し、財政已に斯くの如く枯渴し、外交斯くの如く困難にして人民惴々として國家の危亡を憂懼しつゝある今日、彼孫文貪慾の心獨り熾にして上は天和を冒し、下は民意に違ひ、外は隣邦の譏笑を顧みず、內は國民の憂懼を思はざる、喪心此れより甚しきはなく、其罪叛國より大なり、吾人國家治亂の上より之を旁觀緘默する能はず、奸謀を摘發して正

義を明にせざる可らず、吾人は國民と共に彼を討伐せんとす。

此宣言と同時に復讐の念禁じ難き廣西の陸榮廷氏は此機に乘じて一擧廣東を突擊すべく、準備幾んど完成し盛に中央に向て討伐令の發布を促しつゝあるが、聞く所に據れば中央政府亦北方各督の意嚮既に一致を見たる今日、討伐を決行し陸氏を其總司令に任命せんとするの意あるは充分に推察し得るも、軍餉支出の途全く望みなき昨今遽に此實現を見ること容易ならずと觀測さる。

爲すなき天津會議

行き詰まれる時局諸政解決の鍵の所有者として前月以來靳總理の屢々御入來を乞ひ奉り、幾度か上京說を傳はれて散々靳總理を焦らせる若き大御所張作霖氏は愈々遂に四月十六日奉天より天津に到着し、之と同時に曹錕氏亦保定より入津して北方の二雄相會し、越えて旬日長江の新盟主王占元氏亦北上して之に加はり、靳總理を始め各閣員要人頻々京津間をお百度詣りをなし、一世の注意忽ち天津に集りて北京中央政府は天津に移轉せるかの觀を示せり。

時局は何れの問題も行き詰まれり、總ての問題は相交錯して縺れたる絲の如し。此の行き詰り縺れに縺れたる時局諸政を解決すべく張曹王三使は抑も如何なる成算を懷きて來れるや、財政……新選擧……外蒙……內閣維持……孫文非常總統……西南問題計へ擧ぐれば重大問題トコロテンの如くに層出し、何れも三使會議の席上に展開さるべき重要議事に非らざるはなく、固より一夕の叙談を以て解き得べき容易なるものに非らず、愼重を極め周密を盡せる解決を加ふるに非らずんば其累他に及して時局は徒に反て益々解き難きに陷るべく、張曹王三巨頭腦裡中果して如何なる神算ありや、是れ始めより世人の抱ける疑問なりき。

先づ三頭會議に對する世論の如何なる期待を置けるやを觀さる可らず。上海に於ては申報曰く兵力の擴張に腐心せる曹張兩使は徒に中央の財政難を增すのみにして財政問題の解決を根本とする現內閣の最大難點を此二使に求むるは絕對に不可能なり、新聞報曰く張使は已れの一擧手投足を以て時局を解決し得るが如く已惚れ居らんも爾く容易に解決し得るものに非らず、實際に於て張使今日の威勢位のみにては此等實際的諸問題を解決すること極めて困難なり、其他中華新報神州日報新申報等何れも皆曹張二巨頭の天津會議の時局解決に足らざるを豫測せり。

北京言論界に至りては天津消息に日々其紙上を賑はし居るも殆んど論壇上の問題となさず、頗る冷淡なる態度を裝ひ、殊に京報の如きは天津會議は賭博會に過ぎずと痛評を下し、何れも時局解決の希望を天津會議に懸けざるは事實にして新聞論評の常に然るのみならず、一般識者の多數亦之に相同じ。

事實は果して天津會議の竟に爲すなきを語りつゝあり會議開始以來玆に約二旬、新聞は各々勝手氣儘にあらん限りの出鱈目を報し、未だ嘗て一消息の眞相を明かにせるものなく、稍纏りたる會議の結果として現はれたるはロハの電

報を利して囂鳴し、いざ鎌倉の際は責任萬端悉く遠き陸榮廷氏に負はさんとする孫文討伐宣言の一項ありしのみ、外蒙問題は如何内に一文の軍餉なく、外に一物の掠奪獲物なき外蒙出征は徒直互に譏譲の美徳を發揮して未だに何等の決着なく、内閣問題は一致擁護に決定せりと傳はるも唾餘のお座なり擁護のみ、斯内閣の難處を實際的に解決せざる擁護は固より實なきお世辭のみ、更に根本問題たる財政整理案は如何、裁兵政策未だ嘗て天津會議の此四字に言及したるを聞かざるなり。

二旬を經たる天津巨頭會議の結果は今日迄斯くの如きのみ、人笑て曰く廣東の滑稽總統、天津の滑稽會議と。

定期支付券の發行

別項所載の如く潘復氏は葉交通總長が張作霖氏より征蒙軍資として三百萬元の調達を強要されたるは事實無根なりと之を否認せるも、財政總長周自齊氏は病氣と無能力とに依りて全く臨時資金を調達する能はざるに陷れるより、之を財源最も豐富なる交通部に索むるは當然あり得べき事實にして葉氏之が爲に京津間を往來せること數次に及び、地位保持上已むなく此強要に應じ、國内銀行團側と懇請的内議の上定期支付券五百萬元を發行するに決定せり、其内容は尚未だ發表されざるも信ずべき筋の探査に據れば其條項略ぼ左の如くにして、其用途は三百萬元を征蒙軍餉に其餘を政費の彌補に充つべしと。

一、交通部より五百萬元の定期支付券を發行す、每券金額一萬元、一切無記名とす。

二、本支付券は月利一分二厘とし、民國十年四月二十一日の發行日より同年十月二十日迄の利息は每月之を付し、其以後の利息は以後元金償還の日に之を付す。

三、本支付券は北京中國銀行及交通銀行を其發行機關として元利償還の事務を處理せしむ。

四、本支付券は十六個月を以て期限とし、民國十年四月二十一日より六個月以後に於て十個月に分ちて每月平均分償す。

五、民國十年十一月より十一年八月に至る期間每月京漢京綏兩鐵道の剩餘金中より現金五十萬元を交付して元利償還の用に充つ。

六、本支付券は每券十條とし、每條本期交付すべき金額を記明す。

七、本支付券は國有鐵道に納入すべき保證金として代用するを得。

八、本支付券は滿期後現金として京漢京綏兩鐵道の運賃に代用するを得。

九、京漢京綏兩鐵道の剩餘金にして不足なる時は京奉津浦兩鐵道の剩餘金より之を補足す。

十、本支付券は交通總長之に署名し且つ交通部の圖章を捺印す。

驚くべき直隸銀公司の企圖

直隸省昌黎と唐山との中間に流るる清河の渤海に注ぐ河

口に一大商港を新設せんとする所謂清河口開埠案は嘗て孫文氏の實業大發展計畫中にも論せられ、故朱執信氏の如きは孫氏の港關雜誌建設に於て之を唱道し其必要を叫びたることあり、問題の起因頗る古く天津の米商アンダーソン・メーヤー商會は最も早くより之に着眼して運動を開始し、昨年親米派の直隸議會議長逸守靖氏一派と結托して議を進め遂に具體計畫を立てて中央政府に其認可を求めたるも、反對の氣聲漸く甚しく且つ事極めて重大問題なるより、內務部に於ては愼重に之を審議せる結果遂に却下さるる所となり、爾來一時屏息せるが如く見えたるも、米人側の運動は益々密々裡に進行し、加之皖派安福一敗して直派擡頭せるに乘じ、邊氏等の運動亦々火の手を擧げ、曩の方法を改め、三千五百萬元の資本を以て直隸銀公司なるものを設け、直隸省政府と相結び、其合辦を以て清河口開埠事業を承攬せんとするに至り、最近之が承認を中央政府に求めたり。而して同公司と直隸省政府との間に訂結されたりと稱さるる契約の內容は略ば左の如し。

直隸沿岸港灣を修築して直隸及商工業の發展に資し以て人民の福利を增進せんとするの目的を以て兩者の間に左の契約を訂結す。

公司の特權。

一、公司は直隸省沿岸の最も適當なる地點に於て商埠港灣浮標燈臺碼頭倉庫等商港一切の設備を築成す。

二、狀況の進展に隨ひて周圍に商業市街を建設し、通商の發展及製造工業を振興す。

三、公司は商埠地域及港灣の範圍內に於ける官有地を使用するを得。

四、前條の地域內に在る民有地及民有財產に對して公司は時價に依りて强制買收をなすを得。

五、公司は商埠發展の狀況に依りて公共の爲に電燈電力水道下水等の事業を爲すを得。

六、公司は狀況に應じ唐山其他の炭鑛地方に電力を供給する爲の發電所の設置及電線の布設管理を爲し地方人民の安寧保全に努む。

七、公司は狀況に應じ規則を訂定して市政公所を組織し、所長に公司員四分の三以上を以て推薦されたる者を之に充て、警察を置きて治安の維持に任じ、更に各種の徵稅及十分の一の附加稅を課するを得。

八、支那人以外の技師會計員及其他の職員は必要に應じて傭聘するを得。

公司の職務。

一、公司は一定の範圍內に於て安寧及秩序維持の責任を有し、市政區域內に居住する者は悉く支那の法律を遵守し納稅の負擔及風俗習慣其他の規定を遵守せしむ。

二、公司は港灣市街及其他の公用事業に對し隨時修理を加ふ。

三、公司は設立と共に一定の積立金を爲して債券の償還に備へ、更に各種所轄事業の收支を明かにして信用維持に務む。

四、公司は租借地を整頓し、一定の期限を經過したる後は

報を利して罵鳴し、いざ鎌倉の際は責任萬端悉く遠き陸榮廷氏に負はさんとする孫文討伐宣言の一項ありしのみ、外蒙問題は如何内に一文の軍餉なく、外に一物の掠奪獲物なき外蒙出征は果直互に誰讓の美德を發揮して未だに何等の決着なく、内閣問題は一致擁護に決定せりと傳はるも唾餘のお座なり擁護のみ、斯内閣の難處を實際的に解決せざる擁護は固より實なきお世辭のみ、更に根本問題たる財政整理案は如何、裁兵政策未だ嘗て天津會議の此四字に言及したるを聞かざるなり。

二旬を經たる天津巨頭會議の結果は今日迄斯くの如きのみ、人笑て曰く廣東の滑稽總統、天津の滑稽會議と。

定期支付券の發行

別項所載の如く潘復氏は葉交通總長が張作霖氏より征蒙軍資として三百萬元の調達を强要されたるは事實無根なりと之を否認せるも、財政總長周自齊氏は病氣と無能力とに依りて全く臨時資金を調達する能はざるに陷れるより、之を財源最も豐富なる交通部に索むるは當然あり得べき事實にして葉氏之が爲に京津間を往來せること數次に及び、地位保持上已むなく此强要に應じ、國内銀行團側と懇請的内議の上定期支付券五百萬元を發行するに決定せり、其内容は尚未だ發表されざるも信ずべき筋の探査に據れば其條項略ぼ左の如くにして、其用途は三百萬元を征蒙軍餉に其餘を政費の彌補に充つべしと。

一、交通部より五百萬元の定期支付券を發行す、每券金額一萬元、一切無記名とす。

二、本支付券は月利一分二厘とし、民國十年四月二十一日の發行日より同年十月二十日迄の利息は每月之を付し、其以後の利息は以後元金償還の日に之を付す。

三、本支付券は北京中國銀行及交通銀行を其發行機關として元利償還の事務を處理せしむ。

四、本支付券は十六個月を以て期限とし、民國十年四月二十一日より六個月以後に於て十個月に分ちて每月平均分償す。

五、民國十年十一月より十一年八月に至る期間每月京漢京綏兩鐵道の剩餘金中より現金五十萬元を交付して元利償還の用に充つ。

六、本支付券は每券十條とし、每條本期交付すべき金額を記明す。

七、本支付券は國有鐵道に納入すべき保證金として代用するを得。

八、本支付券は滿期後現金として京漢京綏兩鐵道の運賃に代用するを得。

九、京漢京綏兩鐵道の剩餘金にして不足なる時は京奉津浦兩鐵道の剩餘金より之を補足す。

十、本支付券は交通總長之に署名し且つ交通部の圖章を捺印す。

驚くべき直隸銀公司の企圖

直隸省昌黎と唐山との中間に流るる清河の渤海に注ぐ河

口に一大商港を新設せんとする所謂清河口開埠案は嘗て孫文氏の實業大發展計畫中にも論せられ、故朱執信氏の如きは孫氏の機關雜誌建設に於て之を唱道し其必要を叫びたることあり「問題の起因頗る古く天津の米商アンダーソン・メーヤー商會は最も早くより之に着眼して運動を開始し、昨年親米派の直隷議會議長湯守靖氏一派と結托して議を進め遂に具體計畫を立てて中央政府に其認可を求めたるも、反對の氣聲漸く甚しく且つ事極めて重大問題なるより、內務部に於ては愼重に之を審議せる結果遂に却下さるる所となり、爾來一時屏息せるが如く見えたるも、米人側の運動は益々密々裡に進行し、加之皖派安福一敗して直派擡頭せるに乘じ、邊氏等の運動亦々火の手を擧げ、曩の方法を改め、三千五百萬元の資本を以て直隷銀公司なるものを設け、直隷省政府と相結び、其合辦を以て清河口開埠事業を承攬せんとするに至り、最近之が承認を中央政府に求めたり。而して同公司と直隷省政府との間に訂結されたりと稱さるる契約の內容は略ぼ左の如し。

直隷沿岸港灣を修築して直隷及商工業の發展に資し以て人民の福利を增進せんとするの目的を以て兩者の間に左の契約を訂結す。

公司の特權。

一、公司は直隷省沿岸の最も適當なる地點に於て商埠港灣浮標燈臺碼頭倉庫等商港一切の設備を築成す。

二、狀況の進展に隨ひて周圍に商業市街を建設し、通商の發展及製造工業を振興す。

三、公司は商埠地域及港灣の範圍內に於ける官有地を使用するを得。

四、前條の地域內に在る民有地及民有財產に對して公司は時價に依りて强制買收をなすを得。

五、公司は商埠發展の狀況に依りて公共の爲に電燈電力水道下水等の事業を爲すを得。

六、公司は狀況に應じ唐山其他の炭鑛地方に電力を供給する爲の發電所の設置及電線の布設管理を爲し地方人民の安寧保全に努む。

七、公司は狀況に應じ規則を訂定して市政公所を組織し、所長に公司員四分の三以上を以て推薦されたる者を之に充て、警察を置きて治安の維持に任じ、更に各種の徵稅及十分の一の附加稅を課するを得。

八、支那人以外の技師會計員及其他の職員は必要に應じて傭聘するを得。

公司の職務。

一、公司は一定の範圍內に於て安寧及秩序維持の責任を有し、市政區域內に居住する者は悉く支那の法律を遵守し納稅の負擔及風俗習慣其他の規定を遵守せしむ。

二、公司は港灣市街及其他の公用事業に對し隨時修理を加ふ。

三、公司は設立と共に一定の積立金を爲して債券の償還に備へ、更に各種所辦事業の收支を明かにして信用維持に務む。

四、公司は租借地を整頓し、一定の期限を經過したる後は

租借地權を原價に應じて回收し、地上物件に對しては之を買收す。

五、公司は公債を發行して各種の事業を舉辦し、三年後毎年所得純益金の十分の一を省政府に提供す、但し私人の投資し舉辦せるものは此限に在らず。

六、省政府は公司が其他の圖體と所定の契約を訂結する時之が保障を與ふ。

七、將來官廳海關電報電話郵便各局設置に用ふる地處に關しては公司は公平なる條件を以て之に資す。

省政府の義務。

一、公司が上項の理由を以て省政府の名義を用ひて發行する債券に對し、省政府は其元利償還及此契約上一切の直接間接の條件に保證を與ふ。

特權の尊重。

一、公司は港灣附近の地點に於てワーフ或は倉庫を設立するを得、但し其一切の條件は海關と協議するを要す。

二、公司は前項所定の地點以內の地に於て暫租或は永租を問はず、其居住の用に供するものに對して中外何れも平等の待遇を以てすべし。

三、公司は租借地に關する事務を司掌せしむる爲め一機關を設く、其規則は別に公司より之を定む。

四、借地者は支那の國家法令地方法令及職業居住に關する各法令を遵守するを要す。

五、公司は商埠を繁榮ならしむべく之に必要なる各種運輸機關を設け、直隸省所轄各種運輸機關と相聯絡すると共に市價に準據して必要なる民有地を買收するを得。

六、國家地方各稅及海關稅の外、公司は市政公所に委任して地租家屋稅落地稅及倉庫倉敷等を徵收して之を市政の用に供するを得。

七、公司は市內に於て商工業及銀行業を經營し、又他處に支店代理店を分設するを得。

八、公司は上項各種の事業を經營するの目的を以て商業條例に依りて一千萬元の債券を發行するを得、其條件は別に之を規定し、其名義は省政府の名義を用ふ。

九、前項の債券に對して公司は公司所有のあらゆる一切の產業及所辦各事業上の收入を以て其擔保とす、倘し元利償還する能はざる時は債權者は此等の擔保を管理して償還の用に資するを得。

十、建造及材料或は其他の各種事業に關する訂約は總て公司に利益あるを以て其必要前提とし、支那の商工業發展に對しては殊に之を提唱するを要す。

承辦年限。

一、公司の承辦年限は契約成立の日より五十個年とし、期限內は如何なる理由に據るも取銷すを得ず。

期限後の轉讓。

一、期限五十個年滿了後省政府は公司一切の權利及事業を公平なる評價の下に省有に收歸す、但し其私人の投資せるものに至ては此限に在らず、若し右轉讓の時公司の債務尙未だ償還されざるものある場合は省政府より之を負擔す。

直隸省政府代表
中國直隸銀公司代表

此驚くべき契約書の洩聞さるゝや、輿論沸騰し、各新聞何れも筆を揃へて之を論評し、銀公司を目して東印度會社となし、直隸全省は贓て印度とならんとて激越せる論調を以て此契約を賣國契約なりと痛罵し、北京在住の天津同鄉會は之が爲に緊急會議を召集し、滿場一致を以て反對を決議し、痛烈を極めたる長文の反對請願書を徐總統及靳總理に致し、上海直隸同鄉會又相關いで反對通電をなし、反對聲浪滔々、浪々加之直隸省紳の有志王樹枏李焜瀛氏等數名亦反對請願書を懷にして上京し、親しく徐總統及靳總理に會見して數時間に亘りて陳述する所あり、國務院は遂に四月二十一日特に之を討議して却下を議決し、此旨卽日農商及內務兩部に移牒し、此一大怪案は亦々四面楚歌の裡に失敗に了りたり。

小幡公使と對支意見

原內閣對支政策變更協議會列席の爲め政府の召電に應じ五月六日北京出發約一個月の豫定を以て歸朝すべき小幡公使は對支各項問題に就き其私見として語つて曰く、

山東問題。本問題に對しては昨春外務省に私見として一解決方策を提議し、平和と人道の上に立脚せる公明正大の對案を列國に提示して公正なる批判を求め、列國をして我國の主張の妥當なるを肯定せしめ得ば假令支那國論の如何に沸騰するも毫も顧慮する所なく、列國の諒解を楯として堂々直接交涉を開始すべしとの意見なりしも陸軍方面に反對者多くして容易に實現し得ざりしが、今日支那に於ける直接交涉反對者は日本の交涉提出條件に關し全く不明なる爲め、交涉開始後如何なる苛酷條件が提出さるやも知る可らずと疑義を懷けるが故に彼等は直接交涉に於て不利を招くより寧ろ世界の批判に任ずるに如かずと論じつゝあるが余としては右の如く最も公正なる態度に出でゝ列國の諒解を得たる條件を提出すべきなりと思惟し居れり。

琿春問題。間島撤兵は來る八月迄に完了する豫定にして目下撤兵開始中に在り、之が完了後は支那側の希望に依り中央に於て正式交涉開始さるべきが、右は單なる損害賠償以外他に複雜なる關係を有するを以て圓滿なる解決を見る迄には尙相當の時日を要すべく、我國に於て間島處分の根本問題を確定せしめざる以上所期の如き解決は頗る至難なるべし。

庚子賠償金問題。庚子賠償金を支那の敎育經費に充當せしむるは余も贊成なり。但し之を以て日本留學生の經費に充つべきか。將た中央敎育經費に充つべきかは未だ考慮せず。

借款問題。新借款團の投資範圍に關して米國のスティーブンス氏は單に支那の建設事業卽ち鐵道の敷設或は鑛山開發等にのみ投資すべしと主張せるが如きも、余としては之を中央政府の確立に資すべしとの私見を有す。ス氏の主張するが如く建設事業にのみ投資するも可なれども、彼の京漢鐵道の如き從來中央政府の重要なる收入の一項なりし

も、軍人の擡頭と共に今日に於ては吳佩孚及馮玉祥氏等の爲に殆んど全收入の大部分を流用され、中央に送致さるゝもの僅に其一小部分に過ぎざるに至り、其他の各鐵道も概ね同樣の傾向を有し、遠からず彼等軍人に掌握さるゝもの無しとせず、斯くの如く結局兵權の爭奪に資用せらるゝよりも寧ろ鞏固なる中央政府の樹立に資するの最も良策なるべきを信ず、新借款團の所謂南北統一完成以前に於ては借款に應せずと云ふは一面貸與せずとの反語と見るべきものあり、故に此際政府の確立を列國にて援助し、相當期間必要なる政費の保證を與ふるは轉て南北統一を促進せしむる最も有力なる原動なるべしと信ず。

借款善後問題。既往の對支借款は之を二者に分つを得即ち

一、確實なる擔保を有するもの

二、價値なき擔保を有するもの

前者は英國白耳義等の如く鐵道の收入を主とせるものなるを以て最も確實なり。其中英國のマルコニー飛行機借款のみ稍不安なる點あるも、這は僅に一千萬元に足らざるを以て敢て問題となすに足らず、後者は我日本を其最とし總額一億五千餘萬圓、殆んど全部の擔保其價値なく佛國之に亞ぎ其中法銀行借款一億二千萬フランに對する擔保亦價値なし。斯くの如き鉅額の擔保品が全然無價値なるに對しては當然何等かの方法を講ぜざる可らざるは無論なるも、今日支那に適當なる新擔保品を發見する能はず這は頗る困難なる問題なるも之に對して相當の對策講究の要あるべし。

支那彙報

支那新聞重要記事（自三月十六日至四月十五日）

外交關係——關稅剩餘金問題——廣東大總統近畧——北京の學潮——復辟の謠言——國內要聞——財政と金融——經濟其他

外交關係

▲治外法權撤廢の準備（益世報）　法權討論會に於ては對露問題中上海特別法院設立及び東三省露國居留民裁判所組織に關し既に總統府、國務院側と諒解を遂げたるが、政府當局の本問題に對する主張略左の如し

一、司法部をして對露司法機關を整頓せしめ將來他國に對する領事裁判權回收の準備を爲す事

二、對露司法經費は正式預算に計上する事

三、治外法權回收に關する政策は駐外各公使の意見を參照する事

露人に對する係爭事件の處置如何は、纏て無條約國國民に對する政策の標準となるものなるが、之に關し極東政府は通商條約訂結前に於て其協定を爲さん事を請求しつゝあり、但し附設の檢査所は第一審は單獨裁判を採用し第二審は合議制を採用すべしとの提案は果して各方面の贊成を得るや否や不明なり將來對外問題に關しては出來得る限り外界と協議するの方針を採用するに決し政府は既に駐外各使節に對し其旨電訓し且同時に日本、米國、英國、佛國、伊國、等各國の領事裁判權撤廢問題に對する對支意見を徵求せり（三二二）

▲上海會審衙門撤廢計畫（京報）　最近修訂法律館總裁兼法權會討論會委員長江庸（翊雲）は法律の修訂及上海會審衙門撤廢計劃に對し左の如く語れり

法權討論會は實に露使の待遇及中東支鐵道法權の回收により て起りたる者にして、若し、該討論會が東三省特別區域法院成立以前に起りしならば、東支鐵道法權を回收するに當りて貢獻する所多かりしならむも不幸にして特法院は愈愈倉卒の間に組織せられたる爲め充分なる準備なきは遺憾とす。

開會に當りて該法院一切の規劃は大體適當に規定せられたりしが、役員不足且つ法令不備にして、外人の希望を滿足する能はず、司法部に於ては法律館が已に完成せる民法、刑法訴訟法の各草案に略改正を加へて直ちに東三省特別區域の法廷に試用せんとするの意あり、然れども予は之に反對なり、其重なる理由下の如し。

（第一）從前編纂の草案は、都べて外國法典の翻譯にして、中國十年來の司法執行の經驗に照して、全然適用し能はざる者頗る多し。

（第二）歐洲の法制は羅馬法を踏襲し來れる者にして現に大同小異なり、歐洲戰爭後は、改訂を要する法律多し。我國に、於て廢止せる者を保留すべからず宜しく愼重に審査して全部の改訂を行ふべし、外國人を以つて我國新法律の標準とするは不當なり。憲法は無法に若かず民法商法不備の場合には、司法官は、諸條理に本づき習慣を參酌して適宜の判決を爲せども、若し、條理に合せざる明文ある場合には、司法官を拘束するに至る、畢竟憲法は無法に若かざる所以なり。此れ法律館が輕々しく草案を宣布すべからざる所以なりと確信す。

次に法權討論會は近來東省法院の事に關しては甚だしくは留意せず、專ら上海會審公堂の事に關して銳意審議しつゝあり元來領事裁判權收回の事は已に司法部に於て商議すること久しく、章仲和司法總長時代より討論會を設し、外國顧問佛園西の實迪日耳義の狄克等も何れも之れに關係研究せり。然れ共此事は空言に屬し完成せし事なく隨つて、研究も遂行せざりき去年四五月の間に上海の所謂英國按察使なる者北京に來り土領事君と談じて曰く『支那には果して、善秀なる法律ありや』と疑ふも上海會審衙門の撤廢に對しては在上海の英國居留民も絕對に反對せざるべし云々と、當時政局に紛れし居りて、王領事君は、當時の司法長官となりて、此事を處理するを希望せず今に至るまで其儘となり居たり、然るに今や法權討論會成立し始めて此事に盡力す。法權討論會は、司法、外交兩部員に由りて合組し現在商議中の辦法は、上海に特別法院を二級、審判及檢察各二個設け皆夫々外國諮議員を聘用し、

も、軍人の擡頭と共に今日に於ては吳佩孚及馮玉祥氏等の爲に殆んど全收入の大部分を流用され、中央に送致さるゝもの僅に其一小部分に過ぎざるに至り、其他の各鐵道も概ね同樣の傾向を有し、遠からず彼等軍人に掌握さるゝもの無しとせず、斯くの如く結局兵權の爭奪に資用せらるゝよりも寧ろ鞏固なる中央政府の樹立に資するの最も良策なるべきを信ず、新借款團の所謂南北統一完成以前に於ては借款に應せずと云ふは一面貸與せずとの反語と見るべきものあり、故に此際政府の確立を列國にて援助し、相當期間必要なる政費の保證を與ふるは轉て南北統一を促進せしむる最も有力なる原動なるべしと信ず。

借款善後問題。既往の對支借款は之を二者に分つを得即ち

一、確實なる擔保を有するもの

二、價値なき擔保を有するもの

前者は英國白耳義等の如く鐵道の收入を主とせるものなるを以て最も確實なり。其中英國のマルコニー飛行機借款のみ稍不安なる點あるも、這は僅に一千萬元に足らざるを以て敢て問題となすに足らず、後者は我日本を其最とし總額一億五千餘萬圓、殆んど全部の擔保其價値なく佛國之に亞ぎ其中法銀行借款一億二千萬フランに對する擔保亦價値なし。斯くの如き鉅額の擔保品が全然無價値なるに對しては當然何等かの方法を講ぜざる可らざるは無論なるも、今日支那に適當なる新擔保品を發見する能はず這は頗る困難なる問題なるも之に對して相當の對策講究の要あるべし。

支那彙報

支那新聞重要記事（自三月十六日至四月十五日）

外交關係——關稅剩餘金問題——廣東大總統選舉——北京の學潮——復辟の謠言——國內要聞——財政と金融——經濟其他

外交關係

▲治外法權撤廢の準備（益世報）　法權討論會に於ては對露問題中上海特別法院設立及び東三省露國居留民裁判所組織に關し既に總統府、國務院側と諒解を遂げたるが、政府當局の本問題に對する主張略左の如し

一、司法部をして對露司法機關を整頓せしめ將來他國に對する領事裁判權回收の準備を爲す事

二、對露司法經費は正式預算に計上する事

三、治外法權回收に關する政策は駐外各公使の意見を參照する事

露人に對する係爭事件の處置如何は、嬰て無條約國國民に對する政策の標準となるものなるが、之に關し極東政府は通商條約訂結前に於て其協定を爲さん事を請求しつゝあり、但し附設の檢査所は第一審は單獨裁判を採用し第二審は合議制を採用すべしとの提案は果して各方面の贊成を得るや否や不明なり將來對外問題に關しては出來得る限り外界と協議するの方針を採用するに決し政府は既に駐外各使節に對し其旨電訓し且同時に日本、米國、英國、佛國、伊國、等各國の領事裁判權撤廢問題に對する對支意見を徵求せり（三二二）

▲上海會審衙門撤廢計畫（京報）　最近修訂法律館總裁兼法權會討論會委員長江庸（翊雲）は法律の修訂及上海會審衙門撤廢計劃に對し左の如く語れり

法權討論會は實に露使の待遇改正東支鐵道法權の回收によりて起りたる者にして、若し、該討論會が東三省特別區域法院成立以前に起りしならば、東支鐵道法權を回收するに當りて貢獻する所多かりしならむも不幸にして特法院は臨急倉卒の間に組織せられたる爲め充分なる準備なさは遺憾とす。

開會に當りて該法院一切の規劃は大體適當に規定せられたりしが、役員不足且つ法令不備にして、外人の希望を滿足する能はず、司法部に於ては法律館が已に完成せる民法、刑法訴訟法の各草案に略改修を加へて直ちに東三省特別區域の法廷に試用せんとするの意あり、然れども予は之に反對なり、其重なる理由下の如し。

（第一）從前編纂の草案は、都べて外國法典の翻譯にして、中國十年來の司法執行の經驗に照して、全然適用し能はざる者頗る多し。

（第二）歐洲の法制は羅馬法を踏襲し來れる者にして現に大同小異なり、歐洲戰爭後は、改訂を要する法律多し。我國に於て嚴格せる者を保留すべからず宜しく愼重に審査して全部の改訂を行ふべし、外國人を以つて我國新法律の標準とするは不當なり。憲法は無法に若かず民法商法不備の場合には、司法官は、諸條理に本づき習慣を參酌して適宜の判決を爲せども、若し、條理に合せざる明文ある場合には、司法官を拘束するに至る、舉覽憲法は無法に若かざる所以なり。此れ法律館が輕々しく草案を宣布すべからざる所以なりと確信す。

次に法權討論會は近來東省法院の事に關しては甚だしくは留意せず、專ら上海會審公堂の事に關して銳意審議しつゝあり元來領事裁判權收回の事は已に司法部に於て商議すること久しく、章仲和司法總長時代より討論會を催し、外國顧問佛蘭西の寶道日耳義の狄克等も何れも之れに關係研究せり。然れ共此事は空言に屬し完成せし事件なく隨つて、研究も進行せざりき去年四五月の間に上海の所謂英國按察使なる者北京に來り王寵惠君と談じて曰く『支那には果して、善秀なる法律ありやを疑ふも上海會審衙門の撤廢に對しては在上海の英國居留民も絶對に反對せざるべし』云々と、當時政局に紛擾し居りて、王寵惠君は、當時の司法長官となりて、此事を處理するを希望せず今に至るまで其儘となり居たり。然るに今や法權討論會成立し始めて此事に盡力す。法權討論會は、司法、外交兩部員に由りて合組し現在商議中の辦法は、上海に特別法院を二級、審判及檢察を二個設け皆大々外國書議員を聘用し、

つ開庭訊問の場合は別座に列席し質問を發する權有り、外國法律家亦出庭するを許せり。此れ現在の審判制度に比し稍々系統有る如くなれ共、內容は大變更なく當に外交團の同意を容易に得べし。目來各會員外國顧問等一同と研究中なり。大體決定後外交部に提出し、外國公使と商議して其贊成を請ふ筈なり此れ蓋し領事裁判權回收の先聲たるべしと信ず。（三、二三）

▲最近の五通商條約問題（新申報）歐戰勃發以來東亞大陸は經濟戰場と化し各國の着眼專ら支那に注がるゝに至れり、之れ蓋し我が國土大にして物產豐富なるに依り遠東に從事せんと欲する者の必ず我が國を先きと爲す所以なり而して各國の東方經營は各國の中國に於ける經濟戰と謂ふも亦不可なし近來我が國と通商せんと欲する者は露より急なるはなし之れに次き獨國との通商條約の恢復も亦緩ふす可らず尙其他に於て我が國と好しみを通ぜんと計畫するもの尠なからざるが如し今詳細を知り得たるに由り其一斑を記せん。

（一）**中露通商條約**　露と云ふはチタ政府を指し露國全部に非らざるなり訂結せる者は五十三條と爲す其內容の注意すべきは中露の交通及領事の民刑訴訟に對する規定にして露人の外蒙に旅行し行商する者には自衛の爲めに銃器携帶を許可し東支鐵道の交通事項に關しては別に專約によりて之を特定する事と爲す之れ比較的重要の點なり此通商條約は外交部にて既に起草を了れり何日頃ユーリンと調印するや詳かにせず然れども其期遠からざるべし、モスコーとの通商に關しては我が國は露國が赤化主義なるを以て尙ほ顧慮せる所あり我が國は既に彼の國に代表を派遣せるも機熟せざれば後日に譲りて之を論ぜん。

（二）**中獨通商條約の恢復**　中獨通商條約を急に恢復すべき者なるや否や獨逸は敗戰の結果勢力其海外の商業を恢復して往國力を補はんと欲するに因り我が國と久しく商約を斷絕するを欲せず二ケ月前にポシールは外交部と屢次協議し既に恢復の見込ありしが獨逸は賠償金問題の爲めに列國との關係破裂し歐戰再び起らんとするの勢なり我が國の外交も之が爲めに動かされ進行を見合せ居れるも近く之れが解決を見るべく豫期せらる。

（三）**中邏新條約の訂結**　我が國人の邏羅に在る者數百萬に上るも完全なる條約なければ公使館の設置なく、居住民をして種々の苦痛を受けしむ之れ我が國外交上の弱點なり且つ邏羅とは同洲同種にして外交上の關係斯くの如く淡白なるは兩國の幸福に非らざるなり故に我が國は去年以來急に中邏條約を訂結し邦交を鞏固にせんと欲したるに邏羅も亦同感にして均しく進行を希望せり邏羅皇太子の支那に來るの事は未だ履行されずと雖も兩國の感情は既に濃厚なり我が國が新通商條約に對し注意すべき點は首としては支那居住民保護問題にして次ぎに領事裁判權を有せざるにあり公使の派遣通商の事に對しては兩國の同意する所なりと云ふ。

（四）**中和商約の續締**　中國と和蘭との通商條約は既に滿期に逢す故に外交部は二種の辦法を定め一は原約を繼續すること一は改修を加ふる事なるが改正案を部員に研究せしめたる結果原條約の繼續は不便を感じ且つ我が國は外國の治外法權を撤廢せしめんとするの意あれば原約は改修の必要あり目下修改するに決定し現に研究中なり。

（五）**中阿通商新約**　アルゼンチン國の代表者は巴里講和會議の席上に於て願維約に中阿兩國間に通好條約を締結せんことを計りたれば願は此旨を電告したるに政府は之を許し願をして兩國通好辦法を電陳せしめしに願は阿國と形勢の相等しき國の條約を以てすべしと答へたれば政府は智利がアルゼンチンと形勢を同ふするを以て中智條約を以て適用するに決定せりと云ふ（三、二七）

▲北京政府と國際交通會議（商報）北京政府は在巴里の支那代表委員章祖に電訓して速かに左の議案を提出するやう申向けたり。

（一）須らく郵電と航路の擴張及び改良を重しとすべし。

（二）列國に向つて我國の鐵路は借款に因つて敷設事業の繼續を願ふも共同管理を願はず（四、七）

▲端郡王問題解決（國報）義和團事件により新疆へ流配せられたる端郡王入京せるに關し外交團より北京政府に抗議せるに對し其の理由を回答し來れり左の如し

一、前淸朝の王公はいづれも政治に關する國務を兼任せり故を以つて王を重視せり國體が變更されたる今日王公の國務兼任も已に消滅せり載濤（端郡王）の來京は外交上何等の關係を生ぜず。

一、端郡王と同罪を以て問はれし輔國公載瀾は昨年已に滿京し北京の各新聞

は一として之を報道せざるは勿し然るに外交團は未だ抗議の提及なし。

一、然れども政府は之れを擁護するものに非ざるにより近く再び新疆に歸還せしめん云々（四、一〇）

▲張家口新任米領事　米國はスクビンを張家口第一任領事として現にクレーン公使は外交部に通告せり（三、一六）

▲瓊珲江東領地回收問題（北通）　庚子拳匪の事變に因りて露國に占領されたる瓊珲江東六十四屯の地に關し支那政府は既にユーリン氏を經て極東共和國政府に其還附を要求せる處極東政府は之に同意を表せる旨ユーリン氏より通告ありたるが還附條約の成立を待ちて調印さるゝに至るべく露支通商問題も之に依りて益々其進行を促成さるべし（四、一一）

▲チタ憲法議會の對支宣言書（各報）　國民の蜚場視するアタマン及其の一味の暴逆者に對する二ヶ年半に亘る極東革命國民の奮闘は茲に全勝を告ぐ然れ共一は以て納粋せる國際關係を顧慮し他は以て極東をして勞農露國に對する根據地たらしめざる爲め極東革命全國は母國たる勞農露國に即刻合併せんとの宿望を斷ち極東に於いて不羈獨立國建設の途に出でたり其の獨立は一九二〇年五月十二日決議を以て露國社會主義聯邦共和國にありて承認せられなり。

政權の建設根本法律及方針國家成立の爲め極東自由民の意思により一般平等直接無記名投票の原則により男女民族宗教の如何によるなく比例的代表法を應用して極東唯一の全權主人たる憲法議會を設け國民の凡ての權利を確保し一般狀態の鞏固と領土内に住居する全人民の建設的創作と自由とを確保するを以て根本任務とする憲法議會は選擧民の名を以て滿天下に向ひ左の如く宣言す。

一、セレンガ河以東バイカル湖及太平洋の沿露帝國領上即ち沿バイカル州バイカル州黒龍州沿海州北部樺太を含む領土を極東民主獨立共和國と名付く

二、社會主義露國共和國と極東共和國との境界は相互條約に依り左の如く宣言す即ちセレンガ河の蒙古より流出する處を起點としセリムザ、ヴアレクデン、ウエルフデヂンスク部の前行政境界に達し夫よりバイカル湖に達しバイカル湖を中心としヤクツク、ザバイカル黒龍三州の境界を經てキラン河及フスマ河間の分水嶺を過ぎオホツク海とメゲワジロレント崎に達す尙同崎と同緯度以南の島嶼とを含むものとす。

三、極東共和國の領内の唯一の主人は其居住民なるを以て其の領内に外國軍の武裝の存在及外國軍の内國干渉權に極東民の權利侵害と領土侵略の事實として之を見るべく國際法及文明の根本的破壞と見るべし東清鐵道沿線に於て露國政府が條約によりて獲たる利權は極東共和國勞農露國政府及支那政府の間に於て相互諒解の上決定すべく尙今極東共和國領土の主權は住民のみに屬すべきものとす。

四、憲法議會を召集して速に基礎を置かんとす

七、國家と生活の平和的進展に等手しつゝ憲法議會は爰に宣言す即ち同胞進み一切の政治犯罰は憲法議會が不日發表する大赦令によりて不問に附せらるべし。

八、私有財産制度は保存せられ國家は共和國内の住民及平和の目的を以て到來する諸外國人に對し財産の不可侵權を保證す私有財産所有の制限は一般國民の利益となる場合に於てのみ之を實行す但し法律に規定する場合のみとす土地は人民生活の一泉源なるを以て富源及河海と同しく頃ちて私有と爲すを得ず外國工商業に對しては門戸開放主義の經濟政策を執り相互交存の原則に基き諸外國人との經濟關係の復興に努むべきを以て極東共和國に富源開發の爲め外國資本の流入並に企業に餘力を傾注して極東住民の領土權侵害を許さず勞働派の權利を防護する法律を遵守すべし極東共和國版圖に入る土民少數民族に對しては實況なる獨立權を保證し其の内的能力の自然の發達を助くべし極東民は領土權を確保し玆々として一設之れ防ぎ以て相互の諒解尊敬平和的協力を基礎とし隣國民と親交を結ぶべし憲法議會は革命極東民の建設力を信じ其の權利と平和的勞働とを防護し全人民の不可侵權と多數勞農階級の權利及其發揚と直接平等無記名投票により選擧せられたる代表者を經て發表せる民意の尊重を確保する眞の民主自治たるべし但少數者の權利を防護する比例代表の原則を應用す。

五、住民の廣き活動個人及團體の創業の自由は國家生命發展の必要條件なるを以て憲法議會は一切の階級別特權も確保す即ち生活住宅交通の不可侵刊行言論集會組合同盟罷工良心及交通移動の自由等之れなり。

六、體刑死刑は專時代の殘骸なるを以て自今之を永久に廢止す（四、五）

關稅剩餘金問題

▲**關稅剩餘問題交涉**　北京外交團は從來廣東軍政府に交附し來れる關稅剩餘金の一部一割三分を米國公使の提案を動機として北京政府に交附する事に決し三月十八日愈之れを北京政府に通告せり而して北京政府は右交附金二百五十萬兩を受くる事となれるが右交涉に關する支那政府と外交團方面との交涉經過として支那側より發表せられたるもの左の如し。

一、外交部より二月二十六日附を以て外國公使に宛てたる照會

照會仕候查するに本部の前に中央政府の承認を經て廣東軍政府に交附すべくして而して未だ撥給せられず經稅務司に於て保管中の關稅餘欵に付き迭々外交團に對し軍政府既に取消を正式に宣布し中央の命に服從せる以上此項保管の關稅款は當然無條件を以て中央政府に交回せらるべきを照會したるも未だ何等の囘答に接せず茲に特に再び中央政府の此事に對する意見を述べて貴公使の查照を希ひ候

即中央政府の意見としては以爲らく原則として論ずれば此項二百五十餘萬兩の關稅餘欵は應に無條件を以て中央政府に交回すべきものなれども但だ外交團の意思を重んずるの見地より又且つ外交團中に中央政府の此の請求を肯んぜざる者あらんことを思ひ茲に特に讓歩して先に二百五十餘萬兩の用途を左に述ぶるに

一、四十二萬兩は廣東河工經費に充つ

二、七十萬兩は駐外使領各館の經費に充つ

三、百四十萬兩は經稅務司に交して專ら內國公債償還の基金に充つ

以上三項の用途は均しく政治上の性質を含まず國人必ず反對の理由なしと存じ候

以上照會致し候件速かに御送答あらんことを希望致し候(二月二十六日)

二、外交部より三月十一日附を以て外國公使に宛てたる照會

照會仕候查するに本部指定を以て應に廣東軍政府に對し撥交せらるべくして未だ撥交せられざる關稅餘欵に對し先月二十六日其用途を述べて貴公使の查照を乞ひ置き候が本部は外交團は中國政府の此項請求に對して夙に重視せるものと存じ候が唯其速なる覆答を俟つて候ます茲に中國政府の此項用途に對して急解決を欲する所より再び先月二十六日附の照會に對し速かに同意せられ以て撥交應用に便せられんことを照會仕り候

尙前項照會中の第三項用途に至つては中國政府は現に浦鎭北站に惡疫流行既に百餘の患者を出したる次第にて亟に防疫の法を講ぜざれば益々蔓延の恐れあり依つて該項用途の資金中二十萬兩を以て該防疫費に充てることと致し度併せて聲明致し候(三月十一日)

三、米國公使の覆答

拜復本年二月二十六日及三月十一日附貴部所謂既に指定を以て廣東軍政府に撥給すべくして未だ撥交せざる關稅餘欵の用途分囘の照會に對し本公使は正に贊同を表し候(三月十二日)

又日、英　和　伊、西、白、丁、那の各國は三月十四日佛は十七日瑞は二十二日何れも贊同の覆答を致せり

▲**廣東軍政府抗議書**　右北方政府の發表に對し廣東軍政府は左の如き抗議書を各國公使へ通電せり

聞く所に據れば貴國は駐京公使に訓電して曰く關稅餘欵を中國政府に交付するに就ては其用途の何如を問はず之を中國政府に交付すべしと。此の如き所謂干涉內政の至りに有之候

我國主權を重んぜらるゝ所以偏の至りに有之候

但し交付せんと指定する處の人は乃ち北京政府を以て中國を代表するものと認められたるが如き此點の誤解は未だ中國の內情に精通せられざる故と存じ候

其結果の及ぶ所は實に貴國の中華民國を承認したる好意をして質疑し遂さしめざるものにして且我國の將來に多大の阻障を與ふるものなれば止むを得ず茲に其理由を述べ以て貴國政府の注意を促したく候

(一)中華民國の成立は約法國會に根據し而して國會は國主權の寄る所である故に一千九百十三年四月八日民國國會開會の日貴國政府民國の成立を承認し其後國會開會二次會期前後二年に亙たり貴世凱其他武人の暴力に據り屢次解散せらる千九百十七年正式總統の期滿つるや其後中華民國には事實上合法

の總統なるものなく而して首都北京は偶々皆武裝的內亂の蹂躙する所となり（中略）吾人が玆に國法を維持し內亂を伸討せんが爲め卽ち廣州軍政府を組織せること逐々中外に向つて聲明した如くである。

（二）廣東政府では國會の召集せる合議の總裁が總統の職を攝行して居たが不幸部內に集る少數一部人が北方と相應じたる結果一千九百二十年より其餘の總裁をして一時出走し國會亦遷播するの止むなきに至つたが今や此叛徒既に驅逐せられ國會仍ほ廣州に開かれ從て護法の系統尙未だ絕たず一方北京未だ合法の政府なき今日國會所在地の政府が應に中華民國を代表するや何等疑ひなき所である

（三）以上述ぶる所に本づき關稅餘款を國會所在地の政府ならざる北京政府に交付するとは甚だ其意を得ざるものと云ふべく唯吾人が之れに付き嚴重の抗議を致さざるは一に年來の邦交關係を重んずるが爲めである。

一千九百十九年以來北京稅務司の支配辦法により四南所在各國の收入比例は一三七〇〇（原文に單位明ならず）近く此數省を併せて全部北方に交付するとの說あり。

武人卽ち此款を得たる後以つて吾人の屠割に用ひ或は國體の推翻に用ふるは明かで吾人が特に自衛上より申請して諸友邦の注意を促がさんとするも實にこれあるが爲めである

（四）（前中略）夫れ吾人は吾國の和平が全亞及全世界の和平に關係あることを深諗す卽ち吾人は列國が深く眞正の平和の在る所を了解し而して以て統一の眞正辨法を構成せんことを希つて止まぬ關餘問題は實に正義維持し眞正統一を渴望する所の表示であらればならぬ、以上友邦に對し發を助くるの擧ある勿れと希ふは固より當然のことである。

以上の事は唯吾人の正義のある所に本づき敎國の決心自衛の上より宣言したもので萬一の場合に於ては自衛の必要上より不本意ながら其關餘問題の爲め已むを得ざるの處置に出るかも知れぬ。

唯吾人は斯る狀況に入らざる橫列國が正道を扶持せられんことを希つて止まぬ次第である。

廣東大總統選擧

▲孫文の選擧促進演說（廣東群報）孫文は財政廳を借受けて國會議員を宴應し席上演說して曰く關稅剩餘金は已に北方に交付さる各國は明かに四南を承認して戰國體と爲さゞる意見を示せり實に四南に對して死刑を宣告するのみに非ず之を救濟するの方は先づ總統を擧げ正式政府を組織するに在り我が今回廣東に來りしは革命の目的を抱きて來る革命に因つて乃ち能く護法せん然も革命の大計は仍ほ國會より主張すべし諸君は宜しく早く自ら失せざる可からず否らざれば則ち我は只一走あり別に我が事を計らんのみ諸君にして革命を願はば我れも又生死を同じくし艱難を共にするを願ふ諸君にして革命を願はずば唯諸君と分離するあらんのみと言辭極めて憤激せり（四、五）

▲國會非常會議の開會（廣東群報）昨日の參衆兩院聯合會議は出席議員三百二十二人にして林森を議長とし午後二時開會に先だち尙鐵志は緊急動機を提出し改めて非常會議を開きたしと主張したりしが一同の贊成を得て引續き淺越より參議院議長を非常會議の議長とせんことの動議ありしに此又異議なく可決し於是てか更らに議長は開會を宣言せり議事に入るや周寶麟より中華民國組織大綱の提出あり表決に附したるが滿場贊成せり丁惟汾の動議により直ちに二讀會を開き原案七ヶ條いづれも通過、又動議して曰く時機日に迫り大綱既に通過す請ふらくば卽時規定する所に照らし總統を選擧せんと議長は之を表決に附したるが此又滿場贊成卽ち選擧を行ひし結果孫文二百十八票を得たり陳烱明三票廢票一孫文當選大總統となり此夜各政機關及び民黨支部は均しく旗を懸けて祝意を表せり（四、八）

▲中華民國正式政府組織大綱（各報）四月七日廣東非常會議に於て可決確定せる民國正式政府組織大綱左の如く投票議員總數二百二十三名なり因に現在々粵議員は三百三十名に達す。

第一條　中華民國大總統は本大綱の規定により其職權を行使す。

第二條　大總統は國會非常會議に於て選擧數過半を以て當選とす。

第三條　大總統は政務を總攬し法令を公布し陸海軍を統率し文武官を任免す

但し國庫の負擔となる契約の締結には國會非常會議の同意或は追認を經るを要す。

第四條　大總統は外に對し中華民國を代表す。

第五條　中華民國政府に各部を設け部務を處理し部長は大總統より任免す。

第六條　本大綱は宣布の日より之を施行す。

第七條　本大綱施行の日に於て軍政府組織大綱を廢止す。（四、八）

▲南方の總絲選舉と新內閣（時事新報）昨日大總統府にて廣州の大總統選舉に關はる問題に就て討論ありしが新總理は曰く唯之を不問に附せんのみと閣員は曰く孫文は正總統たらんとするや已に半年の間也中央若し之を兎や角言んか卽ち變じて片面の選舉を事實となる唯成豐の妖匪が自分から皇帝と稱せんと同視するあらんのみ恐くは此に因て卽ち孫文と陳烱明の衝突に於ける導火線を設けたりとなすに足る而して陳烱明方面はやゝ聯絡し易く且つ武鳴（陸榮廷）の電報を俟ち西南各省の反響を觀測したる上再び對廣東策を定むべしと云々。（四、一一）

北京の學潮

▲北京教職員の罷課の實行（憲一日報）專門以上の各校は十五日よりストライキを實行したるが中學以上の教職員は此のストライキ運動に對し加入せざることゝせり斯は梁燕孫と密商し鐵道收入より少許支出し教育を救ひ一面兎總長をして調暇を取消さしめ維持に任せしむる事となりと（三、一六）

▲同盟休校善後案（晨報）專門以上の學生は高等師範校にて全體緊急大會を開き府院に上書して約款を支出し教育基金に充つること教職員に對し間接に援助し直接に監視し並に各校に在りて自修團を組織し曠學を致さしめざる樣にすることを決議し學生聯合會は十七日朝北京大學に於て學生を招集して全體大會を開き善後問題を討論することゝせり十六日午後三時に專門以上の教職員聯合會の開會あり其結果府院に對し每月鐵道郵便電信の收入中より二十萬を支出し專門以上各校の經費とすることを乞ふこと、（二）馬叙論等八人を代表し府院各方面に向つて夫々交涉すること（三）新聞紙上の通電を否認することゝなれるが兎總長は請暇期の了るを待たずして辭職すべしと云ふ（三、一八）

▲教育經費と政府（北京日報）政府は教育經費問題に關し總首熟議の結果次の四項方法を採るに決定せり

一、財政部より急濟方法を講じて現狀維持の經費を籌出し以て各校の校業恢復に資せしむる事

二、教育基金は所得稅實施と共に之を儲存する事。

三、教員に對する俸給欠額は速に支拂方法を講ずる事。

四、兎教育總長の辭職問題は極力慰留する事。

雖然經費支出の具體方法　いまだにせざる右の方針が果して能く教職員側の首肯を買ひ得らるゝや疑問多し（三、二三）

▲罷業問題の再燃（各報）經費二十萬支出問題より再び罷業問題紛糾四月六日左の通電を發せり。

一、教職員辭職書　敬啓　此次同人等政府に切實に教育基金を籌備し且其未だ準備せらるざる以前先に鐵路郵電等の收入より每月二十萬元を劃いて北京國立專門學校以上の經費及各校從來の欠款充足に充てんことを請求せしに對し兎月九日政府は空言唯答覆したるも同人は之れに對し本月七日以前に切實に實行を聲明せんことを要求したり然るに期日に至るも更らに表示聲明なしかくては同人如何に教育に心力を盡すとも政府に根本の覺悟なき以上到底堪え得ざる所なれば本日同人等公同決議の結果貴校長に向つて教職員の職を辭し申候間卽日人を派して職に當らしめられたく逾期に對しては更に責任を負はず且本日以前の同人等が俸給は三日以內に交附相煩度申添候。

二、教職員の到全國通電　我國教育の現狀列國に比し實に寥々たるもの而も專門以上の學校僅に八其月々の經費二十萬之れを千七百萬の政費に比較せば百の一にも當らざるに拘らず且支給常に行はれず教職の困窮言外に逸する始末に付同人決議して茲に暫時停職を行ふの止むなきに至れり然るに當時政府は吾人の要求に對し唯空言を以て一時を糊塗するのみにて毫も實行の誠意なく遂に同人僉議の決議通り本日より全校員の總辭職を決行するの止むなきに至る卽此に全國に通電して責任の在る處を明にする次第なり。

三、教職員の辭職宣言書　吾人は去月十四日職務を停止する時既に鄭重に政府に宣言して曰く若し確實に教育を維持するの辦法なくば決して再び

政府の敷衍を許さずと近日吾人は迭々政府に向つて教育經費基金の整備並に其從來の欠欵清還を要求したるに政府は依然として空言徒に一時を糊塗し其約束せし表明の期至るも更らに還答なき處以て誠意の有無を知るに足る

爾三年來政府の教育維持に對する辨法更に講ぜられずとが爲に吾人が物質上精神上に受けたる苦痛實に酸しとせず唯吾人の決然たる手段に出ざりしは一般純潔なる青年學生を犧牲にするに忍びざりし結果徒かに政府の眞心より速かに教育維持の實行ぜられんことを望めるが爲のみ今や既に山窮水盡學校遂に閉く能はず實に身教職に在つて唯饑飢の爲め純潔なる青年學生の學業を帮助する能はざるとは慚愧に堪えざるも別に適當の辨法なく涙を呑んで事此に至る愈むべきなり。

吾人現に四月八日全體辭職を行ひたるが其後如何にして教育を維持するかに付き范教育總長爲す所を知らず既に昨日政府に向つて辭表を呈出して天津に去れりと聞く卽其辭表に曰く不肖昨年八月現職に就き今日に至るも財政の困難は遂に各校經費欠欵次第に重なり毎月の經費向支給心にまかせず其間の苦實に筆墨を以て書す所に非ず且つ攝れて病を以て職に堪えずと爲すの時に當り忽ち最近の教職員停職の事あり種々東走西奔すと雖も不幸遂に効を致す能はず今や病愈よ重く唯慰留に依つて請假休養す

假令稍輕快を得て再び奔走すと雖も事遂に端倪すべからず卽ち財政の現狀實際山窮水盡今日の如き狀況にては情を知るも尙爲す所を知らず況んや病弱の身を以て各地の秩序紛々たる今日此重要なる教育の任を引受けて毫も着手すべき餘地を得んや卽ち總長の一職を辭して後來の誤を滋くせざらんことを期するあるのみと(四、七)

▲范源濂辭表を提出せん　(申報)　教育總長范源濂の辭表は今日正午政府に提出せり卽ち其辭職する原因を以て病に托せず明らかに教職の前途が絶望の境遇に陷れるを說き交通部より引受けて調達の筈なる教育費も毫も實行されし後に於て支給すべしとの事なれば俸給の不足に至つては如何にするも之を支辨すべき目途なし教職は本日務めて目的を達せんことを要求而して本日も亦々圓滿に解決し難し教育總長の職責はもと全國の教育を統轄維持するに在り乃ち首都の一部分に至つても尙ほ處置する能はず總て才力の勝へざるより唯皆を引き告退するあるのみ願くば速かに別に賢能を簡んで以て國本を培へと言ふに在り(四、七)

▲教育界の波瀾　(申報)　教育部は昨日教職員聯合會に照會せり曰く教育費に關しては財政部より已に月を按して支給するを承認せり俸給の不足は其の金高に應じいづれも償却すべく基金も別に調達すべければ直ちに昇校されたしと然も教職員は一同未だ目的を達せざるを以て業務に就くを許さず今日又聯合會議を開き再び政府へ三日內に切實の回答を得たく請求し否らざれば卽ち八日總辭職を斷行せんと決議したるが范總長も手を束ねて策なきにより又辭表を提出する運びとなれり(四、七)

▲范源濂の修正辭表　(北京日報)　教育總長范源濂は更に其の辭表を修正したる上午後四時大總統府に送附せり其の要領は左の如し曰く力を盡して自から効さんとするの際忽ち各校停課の擧あり揣測端倪ありと雖も結果は仍ほ圓滿なり難し財政匱乏已に水涸り山盡くるに至る學界恐慌又空言の解くべきにあらず而して草々たる學生先陰坐ながらに廢し更に國本を動搖し衆情に拂戾を爲す尤も自から心に疚しき者は教育部の職責たるもと全國の教育事業に於けるの進行を謀るに在り各地の秩序未だ復せず事變紛乘するを以て一切手を着くべきなし方に深く引きて悃愊となす而して首教咫尺の地亦復收拾可らざる此くの如きに至る室を續つて停俸するも實に自から解し難し唯再び請うて整理の職を去り始終をして誤を貽さしむるを免かれんのみ(四、八)

復辟の謠言

▲復辟嚴戒の大總統令　(各報)　四月三日北京政府が公布したる大總統令に曰く

國體の定義たる載せて約法に在り國憲を紊亂するは律に常刑あり乃ち近日竟に復辟の謠言あり報章に登載し北京及び各地方に傳播せる殊に詭異とするに堪ふ民國の肇建されて茲に十年共和の正義は婦人小兒と雖も周く知る叛心病狂の徒にあらざるよりは安んぞ民衆の怒りを犯し欲を專らにするの擧あらんや此種の流言は必ずや謀を蓄へ大局を破壞擾亂せんとする者あり情を恣ゐまゝにして揑造し聽聲を淆惑せんとするによる認眞查禁するにあらずんば以て國界を明らかにし人心を定むるなし命して成を京師衞戍總司令步軍統領警察

總監京兆尹及び各警區軍民長官に責め一體に嚴査し此等謠を造り事を生ずる者に遇はゝ立ちどころに即ち捕縛究辦し法を竝して懲治し稍寛縱することなかれ（四、四）

▲復辟說愈熾烈（各報）四月一日閣議を開きしも議案なし唯閣員はいづれも外間に於ける復辟の謠言甚だ囂々んにして外人の誤解を惹起すべき恐れなるが故造謠者を嚴懲し以て極力亂萌を防遏すべく決議せり（申報北京電二日發）

外交部長顧惟鈞は北京に於ける謠言の日に甚だしきより各國にても誤解する者あるを以て四月七八兩日を期し二回に分ち外交團を招き宴を催ふし眞相を說明するに決せり（同上）

英國及米國駐在の支那公使等は外交部へ對し外國新聞が復辟の各謠言を說傳し內亂や兵隊騷動の如き各事件と選ぶなく外人をして顏色を動かし相告げしむるに至る究竟するに如何なる始末なるや委細回答を仰ぐと問合せたり（新聞報北京電報二日發）

米國新聞記者代表マシルは奉天に赴き張作霖に會見し復辟問題に就て質問する所ありしが張作霖は考へて曰く才力足らず唯だ奉天に於て地方の政務を整頓して中央の事を預かり聞かざらんとす安んぞ復辟を主張するの事あるを得んやと引續きマシルは奉天と直隸の關係を質したるに張作霖は答ふらく曾とは親戚なり彼此相信せり更に援庫問題を卽けば唯中央の命令にまかせん給養費及び食料兵器の如き用意出來次第卽ち出動すべし決して何等の陰謀計畫あるなし云々（四、三）

▲黎元洪の復辟辯明（各報）黎元洪はデーリニュース紙に登載せるギルバート氏通信ありし爲め手紙を以て聲明して曰く天津に住居して以來外人に面會すること少し政局に對しては常に發言せざるのみならず且つ知らず聞かず近頃余が病下を肯んせんとするを以て種々法を設けて安居し得ざらしめんとするものあり之が爲め大局が愛護し個人を保全する爲め格外に謹愼しつつあり郭泰祺は北京と滬北　於て余の秘書たりしことあるも彼が廣東に赴きし以來に趨向同じからず音問も隔絕せり今回郭はギルバート氏を同伴して來り面會を求めたれば舊關係の義を念ふにより非絕するに忍ならずギ氏と問答する所の者は何れも郭より繙譯によれるが談は何れも實業に關せり決して政治に涉らざりきギ氏は時局に對する意見と各要人の評論を問ひしを以て答ふるに事隔奠に關するを以てし答覆する所なかりき乃ち遂に此通信あり或は通譯變更の語に係らん曾つて人を派して郭泰祺を遣廻して始めて郭は已に南下せるを知れり此等の記事は常に個人を妨害するのみならず大局に影響あり余は輕易談話すと雖も亦捕風捉影政潮を挑撥するに至らず只だ天津に居住して一も希望なし愚者と雖も亦此言を爲さゞるなり（三、一八）

▲張作霖の復辟辯明（時報）上海吳淞警廳は昨二十七日張作霖より復辟說に關する電報に接手したり其內容は本月十七日の天津益世報がデーリニュースの通信を轉載せるが其內容に張元洪の談話として張は帝制運動しつゝありと之を聚に質せしに挑撥する意より此種の事なしと聲明し且つ新聞に廣告したる種なり是れ奸人の種造にして挑撥する意より出づ託傳の已まざるを恐る余は愛國を以て天職とす何ぞ我共和國に危害を與ふる者あらば劍及履及世人他は知る所にあらず憚だ力是れ視る云々警察廳にては此事を各新聞社に配布せり（三、二八）

國內要聞

▲官吏犯贓治罪條例（京報）三月二十九日の敎令により北京政府は官吏犯贓治罪條例を公布したるが官吏職務上行爲に違背して賄賂を收受したる者は無期徒刑に處し二等以下は有期徒刑並びに五千圓の罰金を科す因て自から職務上行爲の違背が爲す者は死刑に處し司法官にして此を犯さば一等を加重す又官吏の公金を私して五千圓以上を逋ゆる者は無期徒刑に處し三等以下は有期徒刑に處する事とせり（新聞報北京電二十九日發）

▲新議員選舉現況（中華新報）北京政府は南北統一を實行し其の實を擧ぐるは國會の成立を以て外見を飾るより急なるは無しとなし各省に向け議員選舉を行はしめつゝあり先日政府筋より傳へられたる各省選舉の現況左の如し

△已辭　初選複選共に行へるもの

△緩辭　初選を行ひ複選を行はざるもの

△未辭　選共に行はざるもの

△不辨　選舉に對し全然不能のもの

右の區別を標準として各省を分類せば如左

△已辨四省　即ち奉天、吉林、安徽、江蘇

△緩辨、三省　即ち直隸、山東、山西

△未辨　十三省　即ち黑龍江、河南、陝西、甘肅、新疆、湖北、江西、浙江、福建、廣西、蒙古、西藏、青海

△不辨　五省　即ち廣東、湖南、四川、雲南、貴州、（四、一〇）

▲各省駐屯兵数（北京日報）北京よりの消息に據れば政府は徴兵を實行したる曉支那全省に在の兵員を配布する豫定なりと勿論西南各省が自治を取消所謂南北統一が實現せられたる後のことなり

直隸　六師　奉天　四師　安徽　一師一旅　江蘇　三師　福建　一師一旅　廣東　二師一旅　廣西　二師一旅　湖南　一師一旅　四川　二師　江西　一師一旅　雲南　一師一旅　貴州　二師　陝西　二師　甘肅　二師　新疆　一師一旅　黑龍江　山東　山西　河南　湖北は各二師（三、一七）

▲政府の戰兵督促　政府は陝甘河南安徽江西福建廣西等に對し分電して曰く中央の財政は已に破産の境に立てり戰兵せざれば爲支持し難し前きに各師二割減とせしに今に返電なし茲に曹張土占元田中玉齊燮元等督軍は贊成返電を得たり貴省も亦二割減兵し其旨返電ありたしと（三、一七）

▲戰兵聲中の山東省の兵員（民國日報）中央政府の裁兵規定に於ては山東省の兵額は二師團と定め之を超過するを得ず云々とあり若し果して斯くの如しとせば即ち山東省の裁兵すべき額二萬餘に達す茲に山東現在兵額を記せば主客兩軍五萬餘人を下らず淘汰裁汰の兵員二割を除くも尙四萬餘人あり。

主軍方面　師士培統率の第五師（現在兵數約七千餘人）

施從滋統率の第四十七旅（現在兵數約二千六百餘人內砲兵三連）

陳寶龍統率の補充第一旅（現在兵數約二千四百餘人）

何鋒鉦統率の第六旅　現在兵數約三千餘人內馬砲各兵あり）

邊防改編の第七旅（現在兵數約三千餘人內馬砲各兵あり）

防營改編の五混成旅（每旅定額を除いて現在兵數約三千餘人、共一萬五千人）

混成第一團（約二千餘人）近來江西より湧南へ歸れる

第十八團（約二千餘人）

客軍方面　張克瑤統率の中央第一混成旅（約三千六百人內馬砲各兵あり）

潘鴻鈞統率の中央第二混成旅（人數張旅と同額）

吳長植統率の第二十混成旅（散遣者を除いて尙二千餘人あり）

共計約四萬九千餘人

若し中央の戰兵規定に從へば裁汰さるべき者は實に此數の大半なり然れば則ち大半數の裁汰さるべき兵は悉く解遣して原籍地に歸らしむるや田督軍の議により改編して警察又は警備隊を武裝するや若し全員を解遣して原籍地に歸らしめば恐らく悉く盜匪となるを免れざらん然れば其患を受くるの地方なからん。

若し改編して警備隊を武裝せしむれば給料は何處より出さん又原來存在の警察警備隊將に何地に置かん是れ裁兵實施に先んじて愼重計畫を加ふべき事に屬す。（三、二一）

▲地方行政會議代表（各報）四月一日に開會せらるべき豫定の各省代表中未だ上京せざる者あり果して豫定通り開會の運びに至るべきや疑問なるも各省出席代表は既に次の如く決定し居れり

直隸　邊守靖　奉天　白永貞

吉林　王世選　黑龍江　陳雅光

熱河　胡家鈺　察哈爾　揭國璋

山東　魏丹書

山西　殷愼修　陳受中

河南　吳寶孫　康世爭

陝西　郭建璋　高普照

湖北　李開統　川邊　趙一清

綏遠　周登皞

新疆　王學曾　裘鴻業

甘肅　趙守愚　趙疏鼎

江蘇　孫隆澤

安徽　何炳麟　曹恒履
江西　蕭錫成　浙江　沈鈇業
福建　胡思光　廣西　梁士詒

（三、二九）

▲西南政府と勞農政府との訂約說（時報）外交界の消息に據れば孫文氏と露國科政府代表アレキシーフ氏との間に訂約の議頗る進行し汪兆銘氏の意見に據りて代表を莫斯科に派遣するに內定せるが其訂約の綱領は略ぼ次の如しと云ふ

一、中華民國軍政府及莫斯科勞農政府は各々其主權を尊重す
二、商業關係を恢復して經濟の發展を期す
三、中華民國政府は必要と認むる時其管轄區域內及其他の省に共產主義を宣傳すべし
四、勞農政府は中華民國軍政府に對し財政及軍事上の援助を與ふべし
五、兩國民は互に最惠國の待遇を受くべし（三、二九）

▲外蒙古獨立公布（申報）偵探の報ずる所によれば活佛も已に庫倫に在つて衆望を負ふ左の件々を決定したり

一、北京政府と關係を脫離し直ちに獨立を發表す
一、軍隊を擴張充實し實力を養ひ以て北京政府の派遣軍防禦に備うべし
一、此の北京政府へ納付せし各種の稅金は全部蒙拂へ並びに日本人山田氏をして代つて日本商人に向ひ巨額の銃器及び彈藥を購入せしめ以て防禦の用意とす又陸軍大臣は陸什圖參謀長は巴布內務大臣は車林多爾濟いづれも既に任に就く（三、三〇）

▲全支報界聯合會の開催（農報）前日の中央公園に於ける新聞大會には北京一流の名士多く列し一時盛況を極めたるも、結局第三回全國新聞記者大會の開催するにあたり十八省代表を以て幹事會を組織し、並に勞農觀に對し過般來の經過其他一切を報告する處あたり、かくて四月一日中央公園に幹事會を開催し、新聞會報計長が議長となり招待方法、經費問題等を議決したり。

（一）招待方法

一、スチーレションに於て來京記者を歡迎の
二、旅館及會場の斡旋の件
三、歡迎會の開催の件
四、北京各名勝を案內するの件

各役員は抽籤の結果左の通り決定せり、

一、總務係　群報　大中華日報　益世報　遠東通信社　新社會報
二、文牘係　惟一報　北京晚報　共和民報　京報　中央政聞社　國報
三、會計係　民國日報　又新日報　中報　大陸日報　民生通信社
四、庶務係　統一日報　道心報　北京報　商業日報　曉報
五、招待係　農報　京津時報　大同通信社　合衆通信社　庚申通信社

（四、二）

▲北京新聞界の現狀（共和民報）北京新聞界の趨勢は民國以來之を三大時機に分ちて觀察するを得べし而して新聞と政治との變遷は頗る緊密なる關係を有す今之れが概觀を述べん

（一）進步國民黨兩派の對峙時代

民國元年より同三四年に亘る間は北京新聞界の最も有力なりし時代にして兩派の新聞社は實に七十餘社に及び就中斯界に活動したる者は湯化龍、揚哲子、藍公武、黃遠庸、田桐、仇亮、白逾桓、王印川、郭同、孫洪伊、景耀月等の諸氏とす

（二）政府及報界同志會の活動時代

民國三四年以後政府黨の勢力に盛んとなり民黨は漸次衰退し、報界同志會なるもの組織せられ一切の新聞事業を壟斷したるが、民國九年七月安徽直隸兩派の抗爭後安徽系の諸新聞は全部解散せられたり、此の時代の報界有力者に林長民、王揖唐、王有齡、林萬里、薛子奇、汪立元等の諸氏にして多くに自黨の擴張に新聞を利用し新聞の組織文章の良否等は殆んど顧みるものなかりしを以て一般に新聞界の墮落時代と稱せらる。

（三）報界聯合會時代

昨年安直兩派訌爭の結果報界同志會の解散せらるゝや報界聯合會新に組織せられたるも、其實同會に兩派に分れ其重なる人士は朱季箴、葛伯英、杜竹軒、俞誠之、都慶華、胡致之、林寶生、陳南元、陳亞候等の諸氏等なりき。

之を要するに第二第三時代に在りては、新聞の権威は殆んど失墜し一般政客策士も新聞を利用するよりも寧ろ通信社を利用するの傾向を生じ今や通信社の極盛時代を現出せり然れども之亦永久続落せんとするの兆あるは憂ふる所と云ふべし今左に現在北京に於ける新聞通信社の一覧表を掲げん。

(一)通常日刊　北京日報、晨報、益世報、京報、共和民報、中華新報、國報、國報、新社會報、中報、大陸日報、惟一日報、日知報、正言報、又新日報、北京時報、民論報、京津時報、鐸聲報、新京報、民業日報、時言報、北京報、民聲報、民本報、新興中報、公論日報、黨逸日報、民強報、公言日報、大義報、民和報、定一日報、中國民報、都門新報、正陽日報、言中報、統一報、都報、持平報、北京新報、新華日報、京國新報、自治報、益民報、鐵道時報、滯陸軍日報、亞東新聞、民國公報、新民報、

(二)白話新聞及小型新聞　未だ完全なる調査なきも白話新聞には軍強報、國強報、小公報、事實白話報、中央報、京話日報、愛國白話報、實話報、北京日報、正俗報、商業日報、旅京實報、等あり小型新聞即ち普通新聞の半分大のものには戯劇新聞晩報、晩報、消閑錄等あり尚ほ白話新聞中には此の小型のもの多し

(三)外國新聞、新支那、英文北京日報、佛文政聞報、京津日々新聞、順天時報、華北正報、英文導報、

(四)通信社　大同通信社、國際新聞社、中央通信社、新聞編譯社、共同通信社、(日人)東方通信社、(日人)中央政聞社、醒民通信社、北京通信社、遠東通信社、神州通信社、民生通信社、民德通信社、庚申通信社、中一通信社、華俄通信社、中和通信社、(米人)中和通信社、北方通信社、

(五)計數中のものには中華通信社、太平洋通信社等あり停刊中のものには、中外通信社、新民通信社、新聞交通社、亞東通信社、中華通信社、中北通信社、孟特通信社、那世寶通信社、(佛人)國民通信等あり(三、二〇)

財政と金融

▲支那の財政概観　(申報)　本年支拂ふべき外債は九千萬元にして未拂の者は此内にあらず財政部每年の收入は一億八百三十餘萬元にして政府は合計二億七千五百餘萬元を欠く此新銀圓精確の調査にして外債内債不渡給與費等一切見積りし結果に係る然るに軍費の一點は本年合計二億一千五百萬元を要す(三、二四)

▲最近財政内容　(京報)　中央財政の窮狀は意料の外に出で最近財政部の賴み居れる收入は略次の如し

一、關稅及鹽稅の餘款。(既に公債整理基金に指定され每月總稅務司より儲存さる)

二、印花稅(既に民國十二年年末迄借款の擔保となり居れり)

三、崇文門關稅　(是れ亦民國十三年六月迄借款の擔保に供され居れり)

四、津浦鐵道貨捐　(是れ亦民國十一年六月迄借款擔保たり)

五、張家口塞北歩倫殺虎口四關收入　(最近蒙騷勃發以來收入大に減じ每月十萬元に滿たず)

六、所得稅。(今尚收入なし)

七、烟酒公賣稅、以上の如くにして財政部の直接收入は殆んどなく既に期日に迫りて支拂はざる可らざる借款元利償還は姑らく別とするも每月の政費は少くも二百萬軍費は少くも六百萬元共計八百萬元を要し然かも地方各省の稅收は殆んど中央に納入なきを以て其財政窮之の如何に慘憺たるかを察知するを得べし。(三、二九)

▲内債整理案　(北京日報)　北京財政部の内債整理法は閣議の通過を經たれば近く大總統令を以て公布さる可きが今其の内容を發表すれば左の如し

(甲)八厘軍需公債

發行總額七百卅七萬元の中償還未濟額は現在三百卅七萬元あり發行規定に依れば償還期每に五分の一償還す可きものにして期限は今後二年なるを道回改正して本年より向ふ四年間に抽籤を以て償還す

(乙)愛國公債

發行總額六十四萬六千元にして償還未濟額廿二萬六千元なるが之を北京紙幣を以て現銀の七掛計算にて本年度に完濟す

(丙)元年公債

發行總額一億三千五百萬圓(支那銀圓)にして其市價は南京臨時政府發行公債は百八十萬元阿片回收公債は千二百八十萬元其他は四割以下にして尚ほ

現在は約二割に下落せり故に元年公債額面百元に對し利息六厘附の新公債額面四十圓を發行して元年公債の新公債は本年より向ふ十年間に償還す

(丁)五年公債

發行總額二千萬元償還未濟額千八百萬元にして發行規定は六箇年據付き其後六期に分ち償還する事になり居るが重圓之を民國十五年間に償還し三四年公債は民國十四年償還とし而して是等公債抽籤償還金には指定の財源なき以て之に充つ

(戊)五年長期公債

民國十八年償還の規定なるが重圓之は前掲諸公債償還後該財源を本公債償還基金に充つ

(巳)八年七厘公債

發行總額三千三百九十五萬元此公債は市價は額面の二三割に下落し居れるを以て新公債七厘利附額面四十元を以て八年公債百元を回收し新公債は本年より向ふ十年間に抽籤償還す

(庚)金融公債

發行規定に依り行ふ

(辛)元利償還基金

償還基金には毎年鹽稅剩餘金千四百萬元煙酒稅收入より毎年一千萬元を繰入れ國稅剩餘金及び常關收入は既に四年七年短期公債償還の抵當となり居れり

(壬)基金維持方法

四年七年短期公債の方法に照し鹽稅剩餘金及び煙酒公賣收入は各〻關より直接に移轉に交附し財政部公債司及び銀行稅務司共同處理とす(四、二)

▲**減政委員會成立**　一日減政委員會あり三十三機關列席四十一人審議水金二度開會とせるが所謂寡きを患へずして均はざるを患ふ先づ減任減俸を成し冗員を淘汰し浪費を止むべきなり若し軍政費五百萬の額に過ぎずんば更に俸給を減ずと云へり而の者は由來俸は任月三百萬元超ゆるを得ず政費は二百萬元超ゆるを得ず若し裁兵を以て籍口とすと云ふも余就任のみは已に二十四萬を裁兵せり今後も尚ほ進行すべしと云ふに在り周自齊は就職以來六十萬を支出し現收入は僅かに鹽稅關稅の剩餘金及常關煙酒印紙の五稅を特むの

み關稅剩餘に金價騰貴し剩す所幾くもなし鹽稅剩餘は已に本年の冬季迄に抵當とせり常關は地方の爲め截留され煙酒は千七百萬の收入ありと雖も各督軍の濫用多く印紙稅は僅か二百餘萬なり、此中節まり水盡くるの時に當り勢ひ減政にあらざれば不可なり、此くの如くせざれば破産立に至らんと演說せり(四、三)

▲**減政辦法と支出經費の實際**　(各政府財政切り詰め策として政府は所謂減政方針を取り毎月政費を二百萬元に牛むるに決し減政を具體に成立せるが財政に熟悉せる某當局の言に據れば今日一文たりと雖減少すべからざる北京政費の最少限度は

一、旗　餉　四十萬元
二、教育費　二十五萬元
三、外交費　二十萬元
四、京畿軍警費(步軍統領警察廳軍警督察處憲兵司令部)四十萬元

等にして月額二百萬元とせば之を差引くと殘す所僅に七十萬元ある過ぎず而して各機關の最も切り詰めたる經費は

一、總統府經費　三、九四二、六五七元
二、國務院經費　一、六四四、〇〇〇元
三、審計院經費　五七六、四〇八元
四　平政院經費　二五一、一二四元
五、清史院經費　一六七、八〇八元
六、文官高等考成委員會經費　二九、九六三元
七　司法官懲戒委員會經費　二三、〇八一元
八、肅宮府經費　四、〇〇〇、〇〇〇元
九、內務部經費　八九七、二〇〇元
十、財政部　費　八一一、五六八元
十一、全國煙酒事務署經費　二六一、六〇〇元
十二、幣制局經費　二九〇、〇八八元
十三、鹽務署經費　四八〇、〇〇〇元
十四、司法部經費　四〇〇、〇〇〇元
十五、大理院經費　三一九、九一三元
十六、修訂法律館經費　一七七、六〇〇元
十七、司法部直轄各機關經費　九四三、六七八元
十八、教育部經費　四九六、四〇〇元

一九、外交經費　二七八、六三六元
二〇、商部經費　七四四、〇〇〇元
二一、全國水利局經費　七四、四一〇元
二二、農商部直轄各機關經費　七六一、五二〇元
二三、交通部經費　八七八、五一六元
二四、蒙藏院經費　二六三、八二四元
二五、航空事務署經費　一、五六〇、〇〇〇元
二六、經濟調查局經費　一、四四〇、〇〇〇元
二七、統一委員經費　四、八〇〇元
二八、亞洲文明協會補助費　四、八〇〇元
共計　二二、〇九三、七二八元

即ち毎月一百八十四萬一千一百四十四萬元を要し前項の殘額七十萬元にては尙一百〇九萬一千一百四十四元の差あり斯くの如き大差を如何に塡補するか減政委員會が如何なる妙法を講ずるかは知らざるも事實に於て此減政方針は容易に實行されざるべしと(三、一八)

▲司法官の減俸反對意見上申書（惟一日報）北京各新聞の報道する所に據れば財政總長は閣議の席上財政の困難なる狀況を述べ中央各機關職員官俸半減案を提出せる處之に對し內務及教育兩部の當局は異議を唱へ討議の結果右兩部を除き其他の機關は悉く半減に決せりと傳ふ內務及教育兩部所屬の職員は事務繁雜にして責任亦重く之に對して減俸するの不當なるは言を俟たず雖然吾人司法官吏の事務の繁多にして職責の重き之を內教兩部の職員に比して更に之に過ぐるあり而して同一の待遇を受くる能はざるは之を平等公平なる措置と謂ふを得ず吾人再三熟思の上勢遂に默過する能はず玆にて司法官の減俸する能はざる所以を陳述せんとす

司法官は其在任中故なくして減俸するを得ず而して亦兼職及其他の業務を兼職するを得ざるは約法法院編制法及司法官懲戒條例等に明確なる規定あり是れ司法官の法律上に於て一面亦嚴格なる制限を受け立法の平衡を期せる所以なり偶し果して減俸さるれば司法官は徒に制限を受けて何等の優隆なきに至り曾に立法の本旨を失ふのみならず亦實に違法の嫌あり是れ法律に按じて減俸する能はざる所以なり更に事實に就て之を論ぜんか吾人の俸給司法官々俸施行以後既に行政各官吏の俸厚なるに如かず且つ民國五年以來京鈔兌換を停止し京鈔價格低落して受くる所の俸給爲めに半減され苦痛既に一日に非らず加之近年又價値なき公債及現金に換ゆ能はざる國庫券を以て俸給を支塡はれ生活の維持益々困難となれるに係らず外交々通兩部の官吏の如きは俸給既に優厚なるに加へて公費國庫券を用ひず全俸悉く現金を以て受くる者あり同じく國家の公務に服し同じく中央機關の職員たるに拘らず俸給の支給既に平等を缺くこと上述の如し而して今更に吾人司法官俸給半減の議あり吾人生活の維持も之を如何にすべきか夫れ司法官任務の多端にして責任の大なる人民の生命財產と非常なる關係を有し專心一意一夜尙其及ばざるを苦慮する而して減俸以て家計の難逢に精神の昏憒を招き訴獄の明斷或は能く之を保し難きに至らん是れ事實より論じて減俸する能はざる所以なり

司法官の直接中央に支給を仰ぐ者百數十人に過ぎず此百數十人なる者は皆何れも國家最神聖の法權を司掌し國家最緊要の勞務に服し他の機關官吏の安坐して優厚なる俸給を受くる者とは實に霄壤の差あり思ふに政府にして一念之に顧及する所あらば必らずや此區々の費を惜まずして能く法曹の崩壞を未然に隄防し得ん玆に之を陳述して吾人の安心服職に資せられん事を望む。(四、一二)

▲金融整理の眞相（北京日報）政府屢々發行の內國公債は往々にして再三發行期を延長したりしが昨年發行の金融整理公債は確實に國務院令の指定する所に照して本年一月三十一日發賣を締め切り更に延期する所なかりき今左に其詳細の調查を掲げん去年發賣の日より計算し

第一月分債券賣上額　三千四百八十八萬四千八百六十五元
第二月分　同　一千一百六十四萬一千一百六十五元
第三月分　同　三百九十四萬七千九百三十五元
第四月分　同　七百六十萬五千二百七十七元
合計　五千八百七十萬九千二百四十二元

右の內債券額二千四百萬元は紙幣借款を清理し殘額を以て中國銀行紙幣二千二百十萬三千二百二十三元交通銀行紙幣一千一百九十七萬六千十九元合計紙幣三千四百七萬九千二百四十二元を回收せり。第一、二、三月內に收納せし二千六百四十七萬三千九百六十五元は既に內閣公債局審計院財政部幣制局總商

會等會同して銷燬し公報に記載して其旨を公布せり尙ほ餘の第四月內に回收せし紙幣七百六十萬五千二百七十七元は現に公債局に於て已に二月二十一日より上記各機關會同し繼續銷燬し以て其の解決を急ぎつゝあり回顧するに中國交通兩銀行紙幣は民國五年兌換停止以來、國內多事にして發出增加する時に當り財政を掌りし者常に中、交兩銀行より紙幣を借用し政費及び軍費を發給し更に紙幣を以て割引して現金を買收し各省に向つて爲替を組み軍費を支拂ひし結果紙幣の價格逐日下落し人民の苦痛と損失は極點に達せり。今や政府は此公債を發行して專ら紙幣を回收するに務め四箇月內に全國に亘り之等紙幣を完全に銷燬するを得ば近來の政府措置としては人意を强ふするに足るものと云ふべし尙ほ引續き逸に歷年の內債を整頓實行し永く信用を保ち失墜せしむることなくば財政の前途は一道の希望ありと云ふべし(四、八)

▲直隸銀公司の組織（各報）　直隸省長曹銳が米商スミスと資本金三千五百萬元の直隸銀公司を組織し黃河口開港工事引受けに關する契約を締結し其前渡金として既に四分の一を交付せり黃河口開港問題が直隸行政長官に依つて計畫されたる事は久しき以前に屬する事にして昨年十月に入つて急に積極的進行し先つ省議會の同意を得次で紳商等の疏通を計つて漸く今回成功したるものなり、中途借款問題の爲め某國の反對する所となつて一時中絕したるも本年に至つて改めて新組織の下に成立し直隸省署及び中國直隸建築公司の合同によつて株式とし名づけて中國直隸銀公司と呼び農商部に登記の上省署と開港契約を結ぶに至れり其の契約原文なるものを聞くに大要左の如し

（第一款）　公司の特權

一、公司は直隸省沿海に於ける經緯度數最適宜の地に在りて商埠、港灣、波堤、燈臺、碼頭、棧橋及び倉庫等凡そ最新式の商埠港灣に必要なる一切の附屬機關を建築するを得

二、公司は商埠の發展情態を酌酌し商埠の周圍に在りて新式市街を建設し以て船舶の碇泊、普通貿易者の居住及び製造工業の用に備ふるを得

三、商埠及び港灣範圍內に在りて官地を所有し公司の收用とすることを得

四、上項地點以內に民地家屋を所有し公司より時價に照して强制的に收買收用せしむるを得

五、公司は商埠の發展狀態を酌酌し電燈、電力、水道、溝渠等の各種公共事業を辦理するを得

六、公司は同樣唐山或は其の他の採炭地方に在りて電力機を設立し城市の電燈電力の用に供し尙電線を敷設して辦理の完善を期し以て地方人民の安寧を保全する得

七、公司は同樣章程を定め本政公所を組織し所長は公司內の人より之を選任するを得所長は否決權を有し但し四分の三以上の反對ある場合は之を取消す

八、市政公所は警察を設置し治安を維持し並びに各種の稅金を課するを得る外附加稅十分の一を課して公積金とするを得以上は市政公所成立以前に在りては所有市內規則及び秩序の管理は公司より責任を負擔す故に市政公所成立の後は公司は各種管理事件に對して意見を發表するの權利を有す

九、中國人を除く外所有技師會計員及び其他職員は必要に應じて外國人を僱用するを得

（第二款）　公司の職務

一、公司は一定範圍內に於て治安及び秩序を維持するの責あり並びに凡そ該處が在住する人民をして一律に中國の法律を遵守し、租稅を負擔し、風俗習慣及び其他各種の章程を尊重せしむべし

二、公司は港灣市街及び其他公共事業に於て時々修理を加へ以て其の眞美を期すべし

三、公司は公積金を設け專ら債務を償還するの用に備へ償務綱表に照らし年を按して實行すべし並びに各種事業より收入の利が尙債務の償還に不足なる以前に在りては其の地租も收入の一項とし亦完全に公積金內に收入し以て備用を厚くすべし

四、公司は借地を整頓する目的を以て凡そ借地人は先づ借受けし敷地に於ては一定の期限內に於て何の用途に供するかを聲明し若し期限滿つるも照辦する能はざれば公司は其の借地權を取消し借受け價格を以て敷地を回收し若し其の敷地內に於て種別の營業ある場合は見積り價格より之を償還すべし

五、公司は凡そ公債を用ひ各種事業を所辦し三年の後每年所得純利十分の一を省政府に納付す但し私人の投資は此限りに非ず（純利とは卽ち作業經費管理費還債公債金及び各種擴充費用を除く外を言ふ）

六、省政府は公司が其他の各團體と訂結せる契約を實行するを保證す

七、將來各種官廳、各海關、電報電話、郵政其の他各種公用機關を建設するに當り若し地畝を需用する場合は公司に向つて商約をせば公司は最も公平なる條件を以て之を領用せしむるを得

（第三款）省政府の負擔すべき義務

省政府は公司が上項の原因によつて省政府の名義を用ひて發行する債券は省政府より無條用及び名譽を以て保證し期限によつて此種債券の元利並に契約に允す一切の直接間接の案件を承認す

（第四款）中央の特權を尊重す

八、公司は港灣附近の地點に於て商貨碼頭或は倉庫を設立するを得、其の一切の條件は海關と 酌辦理すべし

九、公司は前項にふむる以内の地點に於て凡そ一時租借或は永久租借の地畝に商業を經營し或ひは居住の用となさん者は中外人の論なく一律に平等にすべし

一〇、公司は一租借地内の登錄、登記の事宜を司どる、其章程は別に公司に由つて之を定む

一一、凡そ租借人は中國國家法律及び地方一切の章程に對し租借地及び其の職業或は居住の各種法令に關係するに論なく一律に遵守すべし

一二、公司は商埠を發達せしめ直隸省の商業に有益し此商埠をして直隸省出產の中心點と爲し必要なる各種の運輸機關を建造し直隸省管轄内の各種運輸機關と相聯接する爲め實に依つて必要の地を收買するを得

一三、中央政府、省政府及び海軍が徵收する正稅を除く外公司は市政公所をして地租、家屋稅、港費、棧橋及び倉庫等の費用を徵收するの權を委れ以て市政の用と爲すべし

一四、公司は城市内に於て適宜の各種商工業及び銀行、保險等の事を辦理し並びに他所に分行或は代理店等を設立するを得

一五、公司は上項の各種事業經營を辦理する目的を以て商業條例に依り内外債券一千萬元を發行すべし、債券條例は別に之を規定す、此種債券は政府の名義を用ひ而して公司に調印を以て代理發行の特權を與ふ

一六、此種債券は公司の所有各種產業及び各種事業の收入を以て抵當品と爲す、若し償還し能はざる時は債權者は此種抵當品と此れに屬する各種事業の權利とを繼續すべし、以て元利を償還の用と爲す

一七、公司は凡そ材料或は建造其他各種事業の契約を訂立し中外を分たず總て公司に有益なるを以て方針とす並びに中國の工藝及び商業を提唱するに注重す

一八、債券人は投資に對して辨する所の事業を代表す債券は中央政府の承認を經て効力あるものとす若し外國人の所有者ある時は外交機關より該國適當外交代表者に通知すべし

（第五款）營業年限

公司の營業年限は契約の日より起りて五十年間とす、期限内に如何なる理由あるも取消すを得ず

（第六款）營業滿期後の讓渡

公司の營業滿期五十年後省政府は其所有に係る商埠、港灣、公共運輸機關及び各種の特權を公平なる見積り價格を以て省政府に還附するを得、本市或は他所に在るとを問はず私人投資の資本に對する一切の普通事業に至つては此内に含ましめず但上項に依つて交附せる建築物にして債務あらば省政府は完全に之を負擔すべし（四、一）

▲九年度厘金收入統計（時事新報）

厘金を撤廢し以て商業の發展を策すべきは素より言を俟たざる所なれども現在收入額は支那國庫重大收入の一つに係る今昨年度の各省收入額を揭ぐれば略左の如く本問題の解決の容易ならざる思ふべきなり

直隸	六八一・二九五元
吉林	一・二六七・〇八七元
山東	二二七・八八八元
山西	六二三・五〇四元
安徽	一・五九九・四一二元
奉天	四・一六九・七三三元
黑龍江	五三七・〇八七元
何南	六一五・五五三元
江蘇	五・七九一・一一三元

南線路測量は已に竣りしが株洲より廣東境界に至る迄延長五百餘里改地の買收費一千五百餘萬元にして顧德曼局長の來國借款を借入るゝを俟ち直ちに着手する筈也又主藻湘を以て駐地總長とせり云々(四、七)

▲長安輪船公司創設（各報）臺灣福建浙江の支那の商人騄清堪張伯華林垂拱騄清溪蔡端等は近海航運公司を組織し某國より汽船六隻を買入れ福建浙江の沿海各埠の運搬事業を經營することゝなり居れるが同公司は更に在上海華僑朱葆九胡藹林等とも聯絡し範圍を擴張し資金を增加し長安輪船公司と改名し福建浙江沿海航路開始後更に大小汽船を購入し長江航路を設くることとし資金募集章程及び組織擴張理由書を作製し居れり(三、一七)

日本新聞重要電報　（大正十年三月中）

外交關係

▲露支通商條件建議（二十七日北京特派員發）在黑河の支那商界代表は露支通商問題に關し極東共和國成立後發行せる留紙幣を昨年十月の規定通り五十留を約一元の割合を以て換算し支那商人の損害を免れしめ共和國の區域内に住める支那居留民に對して切實なる保護を加へ通商條約成立前一切の稅金を增加することなく最惠國條款を支那商人にも均霑せしめ又最近黑龍省に於て發布せる國境出入の人頭及貨物の增稅を取消し貿買の自由を許し共和國成立以來支那商人の被れる損害全部の賠償を有利に交涉し是れが實行を見るにあらざれば通商問題の交涉を進むべからずとの意見を中央政府に陳情せり(一日東朝)

▲山東問題提出延期（上海特電廿八日發）北京政府は顧維鈞氏に電報を發し國際聯盟理事會に於て山東問題は之を提出するを延期す可く國際裁判所問題に就いては佛國と一致の行動を執ること軍費縮少に就いては陸軍は少くとも八十萬を下る能はざるも海軍は今や其勢力少き故問題を爲さずとの意を以てせりと(一日時事)

▲戎克抗議拒絕（三日北京特派員發）昨年末支那政府より突然要求を提出せる支那戎克擊沈事件に對し小幡公使は三日外交部宛て回答を發し日本海軍の調査に基きて日本の採りし處置は妥當にして何等手落なかりし尙且事件の發生に關しては當時尼港の支那領事も之を諒とせしものにして日本として責任を負ふの謂れなしとの理由を以て支那政府の要求を拒絕せり(四日京朝)

▲外交部狼狽す（北京特電五日發）尼港に於けるジャンク擊沈事件に對する小幡公使の詳細なる回答は外交部を狼狽せしめ顧總長は本件の報告が不完全なりし爲め不面目の提議をなし却て逆襲せられたりと憤慨の電報を發せり(七月時事)

▲ユーリン或は放逐（北京特電五日發）西伯利に於て支那人が虐待せらるゝに依り外交部はチタ政府代表ユーリンに五箇條の條約を提出せるが未だ明確の回答なし加ふるに昨今過激派激か多數北京に入込み擧動怪しき露人數名を逮捕し訊問せるにユーリンと關係ある自白したる事實に鑑み最後の警告を發し回答なくばユーリンに卽刻退京を命ずる方針なりと、以上の手段は露支通商條約締結交涉に對する外交團の警戒嚴重なる結果なりと(七日時事)

▲直接交涉進言（七日北京特派員發）巴里に開かるべき第二回國際聯盟總會に山東問題を提出するの可否に就き最近顧維鈞氏より提出の時機に逢せざるを以て直接日本と交涉を開き先づ山東沿線の日本守備隊の撤退を要求すべしとの意見を返電し來り又田山東督軍より略同樣の意見を寄せ來れるより政府に於ても其方針を採ることに決し兎に角日本に對し直接交涉開始の前提として再度の守備隊撤退を要求すべしと(九日京朝)

▲露支國境封鎖撤廢（九日北京特派員發）チタ來電に據れば滿洲里に於ける露支兩國境の封鎖撤廢協商は八日兩國官憲の間に調印されたり同時に滿洲里チタ間の最直通聯絡に關する取極も極東共和國と當地哉道當局間に調印を了せり庶倫陷落後庶倫よりチタ經由本省に歸らんとする避難民の爲支那側の讓歩せる結果ならん(十一日東朝)

▲交涉を奉天に移す（北京國際社十日發）昨九日の定例會見日に於て顏外交總長と小幡公使の會談中顏總長は琿春事件は地方的に解決するを以て便利とするを以て交涉を奉天に移しては如何と非公式に提議し小幡公使は贊成の意を答へたり(十二日時事)

▲關稅剩餘引渡討議（北京特電十一日發）本日の外交團會議は西班牙

公使館に開會關稅剩餘金を北方政府に引渡す可しとの米國の主張に對し討議し內債整理の擔保に充當の件に就き日英佛公使は不贊成を主張し議論沸騰決定を見ず散會せりと(十三日時事)

▲剩餘金交付未決 (北京特電十四日發) 關稅剩餘金にして取殘されて居る中の二百五十萬兩を南北何れの政府に交付すべきかは過般來公使團の重要問題として二回公使團會議を開き協議したが議論百出して何等決定を見ず十二日に第三回目の公使團會議を開き更に協議したが米國は依然兩方に交付するには必ず北京政府の同意を經べしとの意見を固持し意見纏まらず此問題は各國公使が各自に支那政府に回答する事に決定した其結果佛國は直に支那政府に對し支那の現狀は未だ統一されて居らず故に統一さる迄交付する事を得ずと回答英米二國は各國が北京政府に交付するに贊成せば自國も贊成なりと回答せる由日本も多分英米と同樣の回答をなす筈右の結果該剩餘金は當分南北何れにも交付せざる事となるべし(十六日日々)

▲琿春交涉方法纏る (北京特電十五日發) 琿春事件は小幡公使と顧總長の間に圓滿に進行し外交上形式的の部分は北京にて交涉し實際問題は奉天に於て張作霖と赤塚總領事の間に於て交涉するに同意したるが如し(十七日時事)

▲琿春事件對案提出 (北京特電十八日發) 琿春事件調査の爲め外交部より派遣したる調査委員は調査終了し途中張作霖氏とも打合せ北京に歸りたれば外交部は一應協議を遂げ日本の要求四ヶ條の對案を作り近く小幡公使に提出す可しと(十九日時事)

▲臨時防備隊撤廢 (青嶋國際社十九日發) 青島占領以來當地の海上警備の爲め駐屯せし臨時青嶋防備隊は今や其の必要なきまで秩序恢復せるを以て愈々本年度限り卽ち三月末日を以て撤廢することゝなり指令あり次第防備隊水兵全部は四月中に其所屬部隊佐世保へ歸還することに決せり尙佐世保鎭守府司令長官財部大將は青島官民に告別挨拶の爲め來る二十三日軍艦肥前に搭乘して青嶋に來り官民數百名を招待してアットホームを催す筈なり(二十日時事)

▼キヤクタ占領さる (十九日北京特派員發) 恰克圖も十八日カランゲル軍に占領され陳毅將軍はチタ方面に逃亡せりとの報あり最近庫倫を脫出し て歸京せる米國人の談によれば外蒙に於ける赤露聯合軍は約三千にして軍彈藥充實しカランゲル自身之を指揮し居たり目的は蒙古の獨立を圖るに在りと揚言しつゝあり庫倫を占領するや過激派露人支那人全部を慘殺せり殘關東々として氷上に橫はれるを目擊したりと尙內蒙古の形勢危急となれるに鑑み張家口は十八日より戒嚴令を布けり(二十一日京朝)

▲佛國反對を撤回 (二十一日北京派員發) 關稅剩餘金を北京政府に交付する件に就き獨り反對說を固持せる佛國公使は十九日反對說を撤回せりとの事にて外交團として何等決定せるところなかりしも各國個々の回答に於て一人の異議なきに至り問題の二百五十萬兩は近く北京政府へ交付さるべし右の外現に保留中なる一月分以後の關稅剩餘及び今後の分に對しては別に觸るゝ所なかりしも當然自動的に北京政府に交付さるべきものと觀測せらる該二百五十萬兩の使途を再檢すれば左の如し

(一)在外公使館に七十萬兩(二)廣東西江治水費四十萬兩(三)防疫費二十萬兩(四)內國公債資金百二十萬兩(二十二日東朝)、

▲關稅剩餘交付 (北京特電廿一日發) 關稅剩餘金問題に關し佛國西公使は十二日南北統一迄保留すべしとの回答を支那政府に寄せたが十九日同國公使は此回答を撤回し昨年十二月迄の積立總額二百五十萬兩北京政府に交付する事に同意した其結果右金額は近く北京政府に交付せらるゝ筈である而して北京政府は右金額中百廿萬兩を內債整理に七十萬兩を在外公使館領事館に四十萬兩を廣東西江治水費に又廿萬兩を黑死病豫防費に使用する豫定である(二十二日日々)

▲日本警察撤廢交涉 (北京國際社二十日發) 厦門に於ける日本特務機關に關し福建省民は絕えず政府に請願し來るを以て政府は之を外交部に交附して其の處置を命じたり外交部にては會議の結果十九日再び胡惟德氏に電報し直接日本外務省に對して交涉せんことを命じたりと云ふ(二十二日時事)

▲山東交換條件 (上海特電廿四日發) 當地支那新聞紙の接手せる北京電報によると日本は山東問題に讓步の意を現し山東鐵道沿線の憲兵及び青島の警察を撤廢し其交換條件として甘一ヶ條第四項に依り山東省中膠州博山青州濰縣德州臨城兗州沂州濟寧坊子羊角溝の十一ヶ所を商埠地として開放せん事を要求し既に東京に於て胡駐日公使と非公式に交涉中であると山東省議會

は出訳を聞き直接交渉の場であるとして反對を始めた(二十五日々々)

▲**外交顧問歐米訪問**　(上海特電二十五日發)　北京政府外交顧問シンプソン氏は北京政府代表者として本月卅日北京發米國より歐洲諸國を訪問の答なるが其使命の內容に就き米國側の傳ふる處に據れば(一)支那に於ける治外法權撤去問題に就き英米佛諸國政府及び國際聯盟理事會と意見を交換すること(二)山東還附問題に就き在セネヴア支那代表者に注意を與ふるにあり尙ほ(三)若し支那政府が英國に倣ひ勞農政府と通商條約を締結することゝなればシンプソン氏は歸路支那代表者としてモスクワを訪問することゝならんと

▲**軍器購入の密約**　(北京國際社二十四日發)　張作霖氏より政府に宛てたる秘密報告に據れば彼は伊太利公使との間に軍器購買の契約を締し該武器は在北京奉天軍司令部の倉庫に保存することゝなれりとあり其の數は左の如し

歩兵銃十三萬挺、山砲三十門、機關銃三十挺、飛行機若干臺

(二十六日時事)

▲**團匪賠償帳消運動**　(北京特電二十日發)　團匪事件の賠償金は支那政府が聯盟加入の條件として五箇年間支拂を延期され居りたるが明年十月にて滿期となるを以て財政部は賠償額を帳消にされ度き旨外交團に申込みたり外交團の諾否は未だ不明なるも最初延期を承諾したる關係上各國の意向は別々なるも日本は千九百四十年內に支拂へば可なりと支那に有利の回答を爲さんとし米英は延期々限終了後五箇年間に支拂ふ可しと提議せんとす又佛國は滿期限後五箇年間に支拂ふことを取極めんとす斯くの如く各國互に其出發點を異にすれば支那の要求に對する回答も容易に一致せざる可し

(二十七日時事)

▲**蒙軍買城占領**　(哈爾賓特電廿六日發)　廿一日チタ過激派通信社の發表によれば買買城は十九日蒙古軍に占領され臨時蒙古政府また組織されたが露國人の利益擁護者たる執政官は殺害され勞働階級の露國人亦一部殺害され死體六十に達した住民は哈克圖に避難したが蒙古軍は秩序維持に努めて居る

▲**外蒙出兵抗議の回答**　(上海特電廿六日發)　チタ政府の外蒙出兵に對し支那政府が抗議せる件に關しチタ政府より左の如き回答を發した

チタ政府は自衛の爲蒙古に於ける反過激派を一掃せざるを得ず而してチタ政府は之が爲事後に於て賠償を求めんとするものではないが支那に於て外蒙出兵を許さないなら今後支那軍隊及過激兵、糧食、郵便電信等のチタ通過を許さないと(二十七日日々)

▲**間島撤兵の準備**　(二十九日京城特派員發)　我間島派遣軍は昨年末大部分の引揚げを了し現在の殘留部隊は二個大隊なるも夫も四月一日より全部撤退し撤兵後の間島警備は主として支那側に於て爲すも日本側は領事館に外務省の巡査三百名を增派して主要地に駐屯せしめ支那官憲と共力し在留民の保護に努め一方朝鮮國境には守備隊の配置を密にし憲兵分遣所を增設し警察官の大增員を爲して國境警備を嚴にすると共に一朝有事の際は何時にても出動し得るの用意を整ふべしと(三十日京朝)

南北情勢

▲**靳內閣動搖の兆**　(北京國際ロイテル二十八日發)　靳內閣は時局の困難に遭遇して遂に解決の策盡き昨今頗る動搖の徵候あり但し徐總統は此際內閣の更迭又は閣員の辭職は時局の紛糾を惹起する虞あるを以て極力現狀維持に努めつゝあり右內閣動搖の原因は選舉問題に關し長江各省は延期を主張して現內閣反對の運動を行ひ又借款も急速に成立する望みなく財政も既に危機に瀕し加ふるに最近蒙古回復の計畫は延いて軍費の需要急を告げしめ其結果財政上に於て甚しき難境に陷りたる點にあり(二日時事)

▲**新選舉延期か**　(一日北京特派員發)　衆議院の初選は愈一日を以て行はるゝが各省中果して豫定の期日に選舉を行へるもの幾何ありや疑はしく政府當局が江蘇、山東、安徽、河南、浙江、直隸、吉林、黑龍江、奉天、諸省の選舉は確實にして唯廣西、陝西、湖北、福建、江西の一部分は或は多少の延期を免れざるやも知れずと强ひて樂觀を裝ひつゝあるも直隸省の如き尙選舉名簿すら完成せず延期を申請せる程なれば政府の豫定せる北方各省に於ても期限通り選舉を行ひ得ざるものあり是等の關係より實際問題として選舉を延期すべしとの論漸く有力となり期限附にて初選を延期し復選を既定通りに實行すべしとする者あり又絕對に延期を主張し四南が完全に北方に復歸する

にあらされば選擧は結局無意味なりとする者及び之に對して飽く迄此際選擧を實行し必すしも西南の同背を俟つを要せすと云ふ者あり四川雲南等の數省は區々にして一致せす政府の態度は依然として延期に反對し居れるも周圍の事情より推して各省共自由に延期を爲すべしと觀測され居れり（三日東朝）

▲新總理辭意（三日北京特派員發）新總理の辭意は事實なるも未だ正式に辭表を提出するに至らす辭職の動機は直接財政問題統一問題等の政策の行詰れると間接には奉直兩派の暗鬪漸く甚だしく政局の支持困難となれる結果なるが後繼內閣に適當の後任者を得る能はざる爲め極力新總理を慰留しつつあり梁士詒後任說もあれど各方面の折合を得る事困難なれば結局新總理留任することゝなるべきか早晩動搖を繰返すに至るべし因に新總理周財政總長は病氣と稱して目下引籠り居れり（四日東朝）

▲新總理辭表提出（四日北京特派員發）新總理は內外政策の行詰まれるより責任を負ひ四日正式に辭表を提出せり但し是に依つて內閣の信任を問ひ各方面の慰留を待つて留任する事となるべし（五日東朝）

▲奉直暗鬪激甚（五日奉天特派員發）奉直兩派の暗鬪は新總理を板挾して兩派の動搖となれり新總理の辭意に兩派に多少の和解無き以上最早や動かすべからざるに至れるが兩派の暗鬪中最近に於て重要視せられ居るのは張作霖氏の長江巡閱使に張勳氏起用の主張にして吳佩孚、馮玉祥氏など直隸派の中堅に之れに首肯せす長江巡閱使に王士珍氏を任命し陸錦氏の第十五師團を南下駐屯せしむべしと強硬に主張し江西督軍陳光遠氏も亦これに聲援を與へ政府に於ては兩派の主張を折衷し調停の意味にて張勳氏に熱河都統督辦の任を授けしも張勳氏は斯る閑職に滿足せす今に其就任を拒絕し近く奉天に張作霖氏を訪ひ何等かの暗中談判を行ふべしとの說傳はり扨に江西に於て陳光遠氏と兵馬相見え一敗の餘り軍隊解散の不幸に遭ひたる張宗昌師團長が此程遽れて奉天に來り暫く巡閱使顧問を以て機會の至るを待つとなれるが庫倫問題に張作霖氏の蒙古統一は始めより直隸派に嬉れざる關係上直隸派は綏遠都統張景惠氏の庫倫落の責任を問ひ馮玉祥氏を後任とすべしと主張し居れり而して庫倫陷落前後の蒙陲と露軍は八千五百餘名の大部隊と多數の機關銃及び大砲を以て既に哈爾賓を過ぎ明林烏得に殺到せんとして燎原の勢ひを逞しうし陳毅其他の諸將は喀克圖に鎚を進け援庫副司令は綏遠の四北に在るが無援の長驅討伐の意無し張景惠部統は航空軍機の缺乏を政府に迫りたるが政府は昨今漸く庫倫討伐用の軍機製造を湖北兵工廠に命し現金十五萬圓を送れりとのことなるが若し奉直の和解なき以上は假令蒙古の大領土を失ふとも政府は之を如何ともする能はざるのみか政府自身の瓦解より延いて支那大局の混亂を見るに至るべしと（六日東朝）

▲廣東の新施設（香港特電五日發）孫文陳炯明以下の民黨は廣東省內の政治を刷新し西南聯盟諸省の模範たらしめんが爲め一部守舊論者の反對を顧慮せす着々新施設を實行し居れり余（時事新報社特派員）は此程廣東省視察を期とし廣東省城及び汕頭に於ける新施設を詳細に調査せるが最も驚愕せるは廣東省城の一名物たる賭博が殆ど全く跡を絕ちたる一事なり卽ち廣東政府は省內賭博場を公開せるものは之を死刑に處し又家庭に於て密かに賭博するものに對しても嚴罰（體刑或は罰金）を課するとゝせる結果廣東省城は勿論汕頭の如き省城より遠隔の地にある都市に於ても支那人中に於ける賭博の風は著しく衰退せり次に廣東省に於ては新に市政を布き其成績見る可きものあり之に關し廣東政府護法部長馮自由民の余（時事新報社特派員）に語る所下の如し曰く

廣東の市政　は總て米國に採りたるものにして行政委員會（卽ち市參事會）は既に成立し其下に公安局（警察）財政局、工務局、敎育局、公用局（市營事業）衞生局等を設け市長には孫文氏の令息孫科氏を任命し目下市會議員の會（總）衞生局等を設け市長には孫文氏の令息孫科氏を任命し目下市會議員の選擧準備中なり市政實行に就ては最初廣東省議會側は陳炯明氏を擁ぎ上げ反對の傾向ありしが軍政府幹部の斡旋により會長に市長任命權を附與し各局長は市長をして之を任命せしむることゝして圓滿解決を告ぐるに到りし次第なり尙市區改正は公用局に於て着手し電話市有は既に實現せられ公用局の管理の下にあり又敎育局に於ける陳獨秀氏等の新思想家は西南大學の建築に就き努力し居れるを以て資金の融通附き次第開設の運びに至らんと思はる最後に馮氏は廣東省（舉縣）に設けられたる新しき村に就いて語る

所謂新しき村　に就いては坊閭直ちに共產主義を聯想するものあれども實は徐某の一族約百人が團地に集合し共同生活を試み居るに過ぎず卽ち廣東省內に於ける一個の特殊的現象にして今後、此種の新しき村が廣東省內に擴出するが如きことは之を想像するを得ず云々廣東に於ける社會主義の流行は嚴

ふ可からざる所にして之れを民黨新施設の一つに數ふるを得べし卽ち廣東政府は新聞條例を撤廢して一切の言論の自由を認め又治安警察條例を廢止して政治的結社、集合の自由を認めたる上、從來禁止し來れる社會主義を鼓吹し　之に反對する新聞紙に對しては却つて發行禁止を命ずる等の奇觀を呈せり現に廣東政府の機關紙は頻りに社會主義を鼓吹し居れり然れども實際問題として假りに廣東の社會主義化が完全に實現さるゝとするも其れまでには尙多の曲折ある可く民黨極左派の主張する資本の國有、工場の國有土地の國有の如きも俄かに廣東市の電話事業丈市營に移すに成功せるのみにて其他の計畫は資本家の反對を恐れ未だ着手するに至らず廣東に於ける女子の新運動は注目に値するもの少からざるが最も顯著なるは最近廣東省內の縣議員局員並に電話局員に女子を採用するに至れることならん尙遠からず擧行す可き廣東市會議員選擧に關し新しき女は參政權を要求しつゝあり將來正式國會成立の曉には選擧權を要求せんと廣東に於ける新しき女の一人は其抱負を漏せり（六日時事）

▲**新內閣支持さる**　（北京特電五日發）　最に傳へられたる新內閣動搖說は張作霖曹錕王占元氏等より夫々今日內閣倒壞せんか政界は再び昨夏の如く紛糾を釀すやも測り知る可らざれば宜しく內閣を維持し以て難局を切り拔くるに努めよ余等は之れが爲めに必要なる有ゆる援助を與ふ可しとの懇留の電報ありたるにより靳總理も辭意を飜したりと之れが爲め前說は單に風說として看過ざらるゝに至れり（六日時事）

▲**總選擧延期理由**　（五日上海特派員發）　浙江督軍盧永祥氏は先月九日の選擧延期の請願は電報にては十分意を盡さゞりしとして更に二日南北政府及び各省に電電して曰く

數年來の國家不統一は要するに法律問題のためなり政府は此度統一の爲めに新舊兩會を同時に取消し舊選擧法によりて國會を組織すといふも新國會側より謂へば總統選擧內閣組織豫算可決條約承認などに參與し居れるを以て新兩會は政府と共に連帶責任あり且つ未だ解散命令なく參議員の半數は尙ほ任期中にあればこの既得權は舊法による總選擧に影響を受けず其の資格を剝奪せんとせば新國會と新選擧法を共に違法となさゞるべからず斯くては總統も政府も存立するを得ず舊國會側より謂へば舊法により選擧するも以上は新法を違法とするものにして且つ舊法には解散の規定無きを以て同時に舊國會をも復活すべきものなり或は舊國會の便宜を云々するものあるも全部の選擧は第一回に限れる以上舊參議員の一部は舊選擧法第十六條により尙ほ任期中にあれば今回の全部改選は不法なり新舊國會問題が解決難に陷りつゝあるに更に國會を增すは益〻困難を大ならしむるのみならず目下の形勢にても廣東、四川、湖南、雲南、貴州五省は選擧を行ふ能はざるは明かなり其他の省も亦擾期し難し新選擧法により新國會成立するとき出席者五省あるも四分の三以上に達するや否や强ひて達せしむるも統一上の障害とならざるか政府はよろしく選擧を延期して事實と法律とを同時に解決することを必要とす又中華新報の如きも選擧は戶口調査を第一とす今日の百弊こゝに發すと主張せり此點よりいふも選擧の延期を贊成す云々

（七日東朝）

▲**東三省張氏に歸す**　（北京國際社十日發）　吉林督軍鮑貴卿氏の辭職は愈々之を許可することに決し政府は其後任には張作霖氏の希望通り現黑龍江督軍孫烈臣氏を以てし又黑龍江督軍には吳俊陞氏を任命するに決せり之にて東三省は全然張作霖氏の徒黨を以て占むることゝなれり（十二日時事）

▲**舊交通系の野望**　（北京特電十七日發）　北京政府は十六日東三省巡閱使張作霖氏から內閣問題に關する次の如き重要な電報を受取つた

政府の財政の困難は何人も知る所之を救濟するは現內閣の責くする所ではない宜しく財政整理上比較的能力ある人物をして內閣を組織せしむべし

氏が突然電報を發したのは要するに梁士詒氏等舊交通系をして後繼內閣を組織せしむべしとの指嗾に外ならないのである元來舊交通系は內閣の弗函を握つて居りながら之を國務總理靳雲鵬氏の爲に提供するを肯んぜず從つて政府は尼港事件賠償金三萬元、先年吳光新氏部下暴行事件の賠償金四萬元、等の少額の支拂にも窮するの始末に陷つて居る靳くて舊交通系は內閣の倒れるのを希望し恰も獅子身中の蟲のやうな行動に出て居るが愈內閣を更取りたる曉には國內銀行團を提げて新銀行團と提携して大に資金の供給を受くるからだと云ふ靳內閣の運命は愈迫つて來た後繼內閣の成立は來月上旬ならんとの噂が專らである（十八日日々）

▲**統一問題と軍政府**　（十九日廣東特派員發）　新軍政府の統一問題に關

する方針を見るに軍政府は先づ廣東を以て民治主義を實行し省内の改革を爲し各省に模範を示し各省の自治を實現せしめ然る後に聯省統一の方針に出でんとするものにて一方護法の趣旨により民黨等は正式政府を組織せんと欲し同時に孫文氏が總統たるの虚榮心をも滿足せしめんとする如きも今日正式政府組織は左程重大の問題にあらずして先づ廣東自らを改革して各省自治實行を促がすを急務とす陳炯明氏が此趣旨により銳意實行しつゝあるは最も適當といふべく軍政府は統一問題の前途遼遠を自覺し今回は落附きて氣長にやるべしとの意見にて陳炯明氏を援けつゝあり軍政府の成合は廣東一省を出でざるべきが近く府内に宣傳部を設け各省に人を派し中國民黨の活躍と相俟つて各省内部に革命を起さしめんと計り居る如しと(二十日東朝)

▲張作霖氏の北支帝國計畫　(上海特電二十一日發)　北京より達した確實なる消息として當地で信ぜらるゝ所によれば蒙古の危急に對し張作霖氏が長春援軍の派遣を叫びながら事實今に至るも一兵をも派せないのは蒙古を故意に危急に陷らしめ北京が脅威せらるゝに及び宣統帝を總攬の名義で奉天に蒙塵を乞ひ内外蒙古南北滿洲を合せて北支那帝國を宣言せしめ宣統帝の復位を行ふ計畫のある爲である而して此説は今や一種の諸言として默殺することを許さゞ確定的事實だと言はれて居る(二十三日々々)

▲選擧擧行の諸省　(上海國際社二十二日發)　其後國會議員選擧を終れる各省は奉天、吉林、江蘇、河南、安徽、山西の六省にして二十日間延期せるは直隸、山東、新疆、黒龍江、江西、陝西の六省一箇月延期せるは浙江、福建、湖北、甘肅の四省なり(二十三日時事)

▲端郡王北京に入る　(上海特電二十六日發)　義和團事件の首魁前清の端郡王が新疆より私かに北京に歸れるに對し外交團は二十六日西班牙公使館にて會議を開き北京政府に抗議を提出し再び新疆に送還せしむる筈である

(二十七日日々)

▲復辟説の出處　(二十七日奉天特派員發)　北京天津上海方面の新聞は張作霖氏が大兵を率ゐて北京に入りクーデターを行はんとする事或は宣統帝を擁立して滿蒙帝國を建設せんとする陰謀あることを一再ならず報道し居るも今日未だ斯の如き計畫ある形跡を認めず思ふに右は新内閣に縁を引ける奉天派の勢力を憎み何事か策せんとする直隸派を背景として排日策を講ぜんとする外人の造説を根據として報道せるものなるべし現時の政局に對してさへ手を燒ける張作霖氏が外蒙の風雲急を告げつゝある際に入京してクーデターを行はんとは思ひもよらざる事、殊に人心の歸趨と形勢の推移に注目を怠らざる張氏は復辟の如き大革命を行ふことは今其時機にあらざることを覺て某邦人に語りしことあり殊に先年張勳復辟の成らざりし所以を熟知し居ることなれば斯る計畫なきは明かなり張氏は最に自己誕生宴に來奉したる各省代表に對し中央若し軍費を調進して送らば部下の援庫軍は立處に出動の計畫ありしかるに僅北京及各省當局の電報往復に止まれりと曰へり然るに外蒙に大責任ある援庫總司令張景惠氏が自己母堂の誕生祝賀に託し歸奉したる僅既に多數の日子を經るも察哈爾に歸任せざるは東三省が蒙古に接壤して要害の形勢に在るが爲なり殊に蒙古統一が張氏の宿望なるより推測して其不出兵は露蒙軍との間に諒解ある爲めなりと揣摩するは當然のやうなれど張氏はセミョーノフ氏及ウンゲルンと何等諒解なきのみか却て深甚なる反感を懐き居り最近特使を旅順に派遣してセミョーノフ氏にウンゲルン軍の蒙古立退を交渉せしめしにセミョーノフ氏は同軍隊と何等の聯絡なく且之を左右するの命令權なしとて張氏の要求を拒絶せりウンゲルン軍は固より蒙古に何等の野心あるにあらず初め同軍が國境を通過し實質域方面に出動せんとするや同方面駐屯の支那軍隊が過激派軍と共同してウンゲルン軍の通路を阻止したる爲兵隊醵撮を見るに至りしものにて其國境通過を許して四伯利に入るを得せしめなば蒙古のと自ら平定すべきを以てセミョーノフ氏は我軍のみにても國境通過に便宜を與へられたしと要求せしとあるも張氏は之を許さず彼我諒解を得んとして却て蛮反感を昂めつゝあり排張排日派の諸傳たる露蒙軍が蒙古を席捲して北京に迫る時張氏は宣統帝を奉じて難を奉天に避け露蒙軍より得たる諒解を基礎として滿蒙帝國を建設すべしとは是れ殆ど痴人夢を説くものにて一顧の價値なし唯排日派の所謂日本軍閥の帝國主義を張作霖氏の包藏する蓄思想及蒙古王公の前清敬慕とを之を復辟計畫に結びつけん事想像し得られざるにも非ざるより排張派の策士と排日派は露蒙軍隊内に日本の武官四五十名ありて其軍隊を指揮し精鋭なる日本の軍器は其全軍に配付しあることを云爲する者あり若し果して日本の武官乃至浪人が同軍隊に混入し居らば日本政府は嚴重之を取締り決して事閑に附すべきに非ず而も彼等は張氏の不出兵に對し之な

日本の入れ智慧なりと疑ひ居るも張氏の不出兵は直隸派との政治的内訌に基因し且外蒙の壓擾は之を放任し置くも外蒙の範圍を出ずるに干渉するも古來の史實に徴し長く中央の施政に服さず併も勝敗逆睹すべからず萬里の遠き「戀軍長驅して將卒を勞し若し平定の功を奏する能はざる時は自己の勢力失墜面目汚損に想到し自重の態度を執り中央には直隸派より出兵せしむべく慫慂して靜かに形勢の推移を觀望しつゝあり(二十八日東朝)

▲廣西討伐軍動員　(二十六日香港特派員發)　陳炯明は廣西系が屢廣東邊境を侵し土匪と交通し挑戰するの意ありとなし二十五日既に動員令を下し自ら師を督して出征すべしと言はる卽ち陳は陸軍第一師步兵二旅獨立第一、第二旅團を以て直に梧州を衝き其他鈍廉、陽江の各軍は邊境に進迫して暫く守勢を取り以て廣西民軍の聲援をなさしめまた第二師長魏邦平を第二防備線となし洪兆麟を省衛戍司令たらしめ其他夫々部長の決定を見たりしとの報あり(二十八日東朝)

▲聯防計畫に對抗　(上海特電二十七日發)　當地着廣東及び香港電報は等しく廣東、江西、福建及び廣西の代表者は四月一日廣東江西省界の大庾に會合し四省聯防を畫策す云々との誇大なる報道を試み居れるが是は民黨一流の紙上の宣傳に過ぎずして既電の如き長江地方の聯防計畫に對抗すると共にあわよくば江西廣西兩省を混亂せしめ以て漁夫の利を收めんとする魂膽なりと觀測さる(二十九日時事)

▲廣西軍閥抗爭　(二十八日香港特派員發)　廣西軍閥を分ちて武鳴系桂平系柳州系の三派と爲す就中武鳴系は勢力最も盛にして陸榮廷氏其首腦として譚浩明氏馬濟氏等之が中堅たり莫榮新沈鴻英氏等の廣東失敗後の桂平系は勢力失墜し廣西政界に於ては殆ど立脚地なく目下武鳴系と桔抗し居るものは唯柳州系あるのみ日頃陸榮廷氏は廣西省內民黨の攻擊を受け且又柳州系が之に利用せられん事を虞れ極力柳州系との聯絡に努めつゝあり此時恰も省長の缺員あり依つて柳州系首領陳炳焜氏をして民政を擔任せしめたり是民黨の煽動を防ぐ方針にて陸氏の苦心存する所たり然るに沈鴻英氏は桂平系の勢力恢復の爲め久しく廣西にありて一地位を得んと運動し居りしに省長の位地は沈氏に與へられざりしを以て陸氏に含む所あり沈氏は從來の方針を變じて柳州系と結ばんとし目下柳州桂林間を奔走し居れり若し此計畫成らば廣西省內黨派政爭の形勢に變化を來し將來武鳴系を押倒し沈鴻英氏起つ時あるべしと觀測さる(廿九日東朝)

▲南方政策危機　(香港二十九日發)　廣東來電に據れば同地方の政局急變危機近く迫れり、孫逸仙氏は別個の南方共和國を建設し自ら其の大統領たらんと欲し商業界の有力者に依賴し各商業中心地の紳商に打電して新國家建設運動に賛同せんことを求め居れり孫氏は斷明して曰く余は決死の覺悟を以て廣東新政府を支持し斷じて南方を退去せずと、最近孫派の軍人側は告示を發して孫氏計畫の新軍募集に着手したるが陳炯明氏は是等の軍人七名を逮捕し軍政府に引渡たる上退役を命じたるが其後再び種々告示を發して引續多數の逮捕を爲せりと傳へらる(三十日時事)

▲蒙古討伐費調達　(北京特電二十九日發)　財政部は蒙古討伐軍費調達をスチーブンスに對し秘密に懇願せり彼は新財團の反對を受けざる方法にて巨力中なりと稱せられ煙酒借款の前渡として融通す可しと云ふ(三十日時事)

▲活佛獨立決議　(廿九日上海特派員發)　活佛は庫倫に會議を開き左の決定をなせりと

一、中央政府と關係を離脫し卽時獨立を宣言す

二、軍隊を擴張し實力を養ひ官軍を防禦す

三、從來中央政府に逸付したる諸稅を全部差押ふ

而して日本人山田某は日本より軍機彈藥を多量に購入し其用に供せしむと又陸軍大臣に陶什陶委員長に巴龍內務大臣に車林多爾賽等既に就任せりと(三十日東朝)

▲內蒙鎭撫使　(二十九日奉天特派員發)　北京政府は外蒙古に影響せんことを恐れ今回內蒙鎭撫使として總統府顧問朱監田少將秘書關鳳氏を特派することとなりたるを以て二十六日來奉二十八日張作霖氏に會見して對蒙意見を聽取したるが蒙古諸王に對する紹介を受け一兩日中に出發の筈(三十日東朝)

財政經濟其他

▲支那飛行機借款　(倫敦特電二十四日發)　巴黑來電支那は八分利公債總計二千萬磅を佛國に於て募集する件に關して佛國と協議中であるが內千二

百萬磅は佛國の飛行機及其材料購入に當てる筈である(一日々々)

▲米支無線問題回答（北京國際社二日發）米國機關通信社は報じて曰く米支無線電信契約に關する日英兩國の抗議及び丁抹の質問に就き米國政府は一方英國政府に對する回答は目下協議中にて他方日本及丁抹にはそれぞれ右の意味に於て正式の回答を發せりといふ千八百九十八年の條約に基き各國は支那に對し機會均等竝に最惠國條款の規定に浴するが故に米支電信契約は他國の阻害を受くるの理由無しと(三日時事)

▲錦齊鐵道再燃（二日北京特派員發）支那政府は軍事上の必要を理由として京奉線と東清鐵道を連絡すべく多年の懸案たる錦齊鐵道を建設せんとせるも目下計畫中なり該鐵道は先年交通部にて米國資本を以て建設せんとせるも南滿鐵道と併行するものとして日本側の抗議で其儘に中絶し居たるものなり

▲四國借款公表期（二日電通準急報發）對支四國借款團に關する文書は關係列國同時に來る三月十五日を以て公表せらるべし(四日東朝)

▲秦皇島に鐵工廠（天津國際社十九日發）洛陽工務局は一千五百萬弗を以て秦皇島に一大鐵工廠を創立することゝなり既に土地監査を終れり面積は三十平方哩にして一日に銑鐵二百五十萬噸を製出す可く其原料は揚子江保靖鐵鑛に仰ぐ筈なり(二十日時事)

▲河南省の米貨借入（北京特電十九日發）河南省督軍は財政困難と遣散費を理由とし米國商人と二百萬元の借款を契約す擔保は同省附加稅利子一分五厘にて期限は三年なるが在京官人は本借款は外人に財政監督權を與ふるものなりと猛烈に反對運動を起せり(二十日時事)

▲支那新借款說（二十六日上海特派員發）北京政府の財政は極點に達して之が救濟の途は唯國內の銀行借款に依る外なき狀態なるを以て近時某々借款の交涉進行中なりとか成立せりとか頻に傳へらるゝも支那某有力銀行家の語る所に依れば

昨年十二月上海に開かれたる全國銀行公會は既に政府軍費政費の借款に應ぜざることを決議し居れるを以て政府が義兵の根本的方針を確立せざる限り政府借款に應ぜざるは勿論なれば近時傳ふる借款說は客實無根なり唯教育費と一般政費とは其性質を異にし今次の教職員の罷校に於ては教育の中絕を恐れて銀行家中好意を有する者數からず政府と某銀行家との間に非公式に接洽中なりと(二十日時事)

▲米支無電借款に抗議（北京特電二十八日發）丁抹公使オーセンは米支無電借款に對する大北電信會社の營業權侵害に關し既に二回抗議せるも外交部は之に回答せざるを以て第三回の抗議を提出せりと

▲王占元裁兵に着手（漢口特電二十八日發）湖北一師團長孫傳芳は王占元の推薦に依り北洋十八師長に任ぜらる王占元は義兵の手初めとして此の第一師を全廢し其中一旅は北洋二十一混成旅となれり(二十九日時事)

■新刊發賣■

第四回 支那年鑑

回を重ぬるに從つて内容益完璧に近く、政治、經濟、外交、軍備、司法、教育、交通て悉すを得の事項は悉く之れを網羅す、複雜混沌を極むる支那事情は本書に依等支那各般べし

四六倍判千六百頁
背皮總クロース製本
定價金拾五圓
送料（内地三十錢 滿鮮支七十五錢）

内容一班

民國五年以來支那大事記
領域並全國區域
人口數統計海外移民
在支日本人並其經營事業
在支日本人公益施設
在支外國人數
在支列國の利權
歐米諸國對支投資團
外人の公益施設
袁世凱死後の政局
中央地方官制

中央地方大官表
憲法沿革及草案
政黨の沿革現狀
外交機關及外交問題
陸軍兵備軍官
海軍艦隊表
教育施設學校學生
貨幣及幣制
農業及農作物
林業及林產物
漁業及牧畜

工業及工場
會社類別及法規
銀行統計及營業狀況
錢業及保險業
支那及在外商會
鑛業及鑛產物
貿易場及貿易統計
郵便及電信
鐵道及水運

東亞同文會調查編纂部發行

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正十年六月十五日發行（毎月一回一日發行）

支那

第十二卷　六月號　第六號

目次

日本科學者の支那研究を望む（下）……一―五
中國銀行民國九年度營業狀況……六―二三
列國協調主義に基く對支借款團成立經過……二三―二八
支那の內債問題……二九―三九
最近山東事情……三九―四九

時報
北京會議と新內閣―張作霖氏の蒙疆經略使―李士偉氏財長就任問題―味西の風雲―成功せる獨支協約―山東問題の歸趨―日英續盟と支那の輿論―對露通商と米支……五〇―六二

彙報
支那新聞重要記事―外交關係―獨支新協約―廣東正式政府成立―粵桂戰爭―天津會議の回顧―國內要聞―財政と經濟……六三―七二
日本新聞重要電報―外交關係―南北情勢―財政經濟其他

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

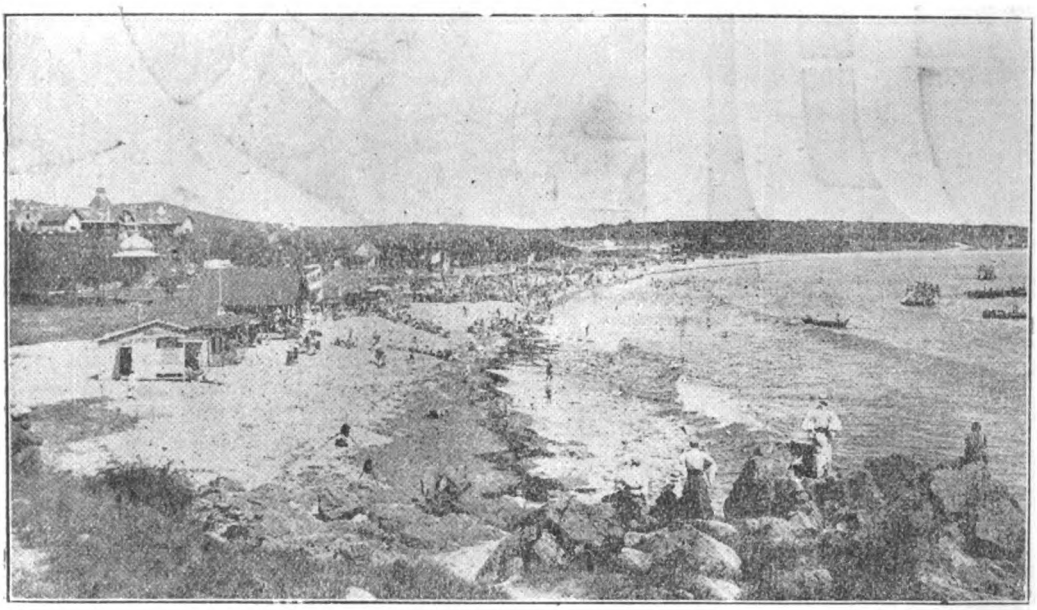

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るとこに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料　機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年六月十五日

第十二卷第六號

日本科學者に支那研究を望む（下）

農學士　山崎百治

斯くの如く支那書の古記錄は暗示に富んで居るのであります、科學者殊に化學者の研究を要することが多いのであります、次ぎに暗示に富む記事を二三掲げ樣と思ひます。

天地四方皆海水相通地在其中蓋無幾也……博物志

地以山爲之輔佐石爲之骨川爲之脈草木爲其毛土爲其肉三尺以上爲糞三尺以下爲地……張華博物志

立春貯水謂之神水釀酒不壞……四時纂要

楊子江南零水第一　無錫惠山寺石水第二　蘇州虎邱寺石水第三　丹陽縣觀音寺水第四　揚州大明寺水第五　吳松江水第六　淮水最下第七……煎茶水記

凡物有水水由土地故江東宜綾○宜紙鏡水故也蜀人織錦初成必濯于江水然後文彩煥發鄭人染水釀酒近邑水重斤○遠郊數倍……國史補

蜀武陽有聖泉其水碧色患瘡疾者洗之多愈投銀卽成金色孕婦飲之墮胎俗以爲聖泉……寰宇記

雲南臨安府有落容山在府治西南三里其土香美作餅炙熟可食……

婦嗜之……雲南志

人水也……管子

火井在蜀之臨功今嘉定地有之其泉皆油熱之則燃人取爲燈燭……楊升菴集

神農嘗百草一日而遇七十毒得茶以解之今人服藥不飲茶恐解藥也……本草

鴻臚孔羣好飲酒王導云卿常飲酒不見酒家覆頭布乎不久糜爛羣曰公不見糟中肉乎乃更堪久……世說

南陽酈縣有甘谷其山多菊水自山上流得其滋液谷旁人悉飲此水多壽……大清一統志

神功泉清而甘美宜釀酒……大清一統志

宜春泉出宜春縣西四里其水甘美堪作酒……寰宇記

化米先生（神獸の異名）……藥譜

女直風俗嚼米爲酒……天下一統志

土番風俗造白酒　其釀酒之法最奇將米置口中嚼爛藏竹筒中不數日酒熟客至必先嘗而後進……閩遊偶記

葛花解酒毒……圖書集成法與彙編職方典

烏蛇一名烏梢蛇色黑不噬物浸酒治瘋證……同　右

靺鞨嚼米酒飲之亦醉……隋　書

平樂等府深山中猿猴極多善採百花釀酒檐子入山得其巢穴者其酒多至數石飲之香美異常名曰猿酒……粵西偶記

蛆草高一二尺狀如茅夏月插一枝盤延中蚊蠅不近食物亦不速腐……輿地紀勝

張衡字平子南陽人始造候風地動儀……後漢書

西域有浦桃酒積年不敗……博物志

若作酒醴餬惟麴糵……書　經

水麪脚氣　甘遂末塗腹繞臍令滿內服甘草水其麪便去……串雅內編

周　掌酒之政令以式法授酒材凡爲公酒者亦如之　鄭康成曰式法作酒之法式作酒既有米麴之數……圖書集成食貨典

是等は私が支那の古記錄から拔書してあつたものゝ中の少數を揭げたものでありまして、各專門の科學者が研究されたならば得る所決して僅少ではあるまいと存じます。

次に現在の事物に就いて申し上げます。

廣西省から艾粉と云ふものが產出せられます、少量に輸出もされて居る樣であります、白色の半結晶性の粉末であります、用途も成分もまだ判然して居りません。

廣西省から八角油が澤山に出ます、主成分はアネトールであります、製油法が不完全な爲めに原料中の五割位しか生產することが出來ないと云はれて居ります。

廣東廣西兩省は肉桂油及肉桂皮の產出が多いのであります、上海市場で調べますと肉桂皮の如き一斤八弗から上等になると百弗以上のものがあります、何によつて然るかはまだ解りません。

此廣東廣西兩省には植物性及動物性の漢藥類が澤山產出せられますが、まだ其等の成分などを研究した人は無い樣であります。

中島農學士の視察談によりますと廣東香港地方には一斤一弗以上もする特殊の醬油が製造せられて居ると云ふことであります。

又廣東省からは花蓆が輸出されます、染色劑が植物性な爲めに日本の製品よりも褪色が遲いと云ふ利點があります、其染色劑はよく解つて居りません。

貴州省には樣々の鑛產物があると云はれて居りますが、あまり解つて居りません。

雲南省には漢藥類が多く產出せられます、今夏東亞同文書院の旅行隊が雲南から三七と云ふ漢藥を持ち歸りました、同地では人參と同樣の効があるとして珍重がられて居るそうであります、是は德川時代に日本でも栽培された樣であります

植物名實考によりますと、血止め藥になるとあります、まだ成分などを研究した人が無い樣であります。

雲南省からはクナホと稱する單寧染料が產します、或植物の根に出來た瘤であります、支那人は夏になると黑褐色の着物を着ますが、多分此のクナホで染めたものらしいのです、まだ研究した人は無い樣です。

四川省は自給自足の出來る省として有名であります、漢藥類も多種多量に產します、此所の鹽に就ては數年前の米國の雜誌に出て居ります、又動植物に就いては A naturalist in western China. によく書いてあります。

又此省からは桐油が澤山に輸出されます、其粕は土人が燒いて灰を肥料として居ります、粕の中にはサポニンのあることは確かであります。其粕の利用法に就て研究した人はない樣であります。

湖南省からも桐油が澤山に產します、又茶油が輸出せられます、同地では茶油を食用に供して居ります、日本に來ると椿油の僞和物となるのであります、茶油の輸入商の話しによると日本の椿油で茶油を混じないものは恐らくあるまいと云ふことであります。

湖南省の寶慶からは紙オシロイが產出せられまして、日本及歐米にも輸出せられて居ります、竹紙に硅酸鹽類を塗つたものらしいのです、寶慶は砥石の產地であると寶慶府志に書いてありますから、其間に關係はありはせんかと疑ふのであります、日本の紙オシロイの專賣特許の明細書を見ますと唐紙を使用することが書いてあります。

河南省は農產物が豐富であります、又果物等も澤山にある樣であります、西瓜の如き甚だ安價に買ひ得らるゝと云ふことであります。

湖北、湖南、河南三省の雜穀は漢口に於て集散して居ります、胡麻の輸出の如き百萬兩以上に上つて居ります、戰前に於て其半分以上は獨逸に行つたのであります、獨逸では粕の利用法がウマク行つて居る樣に聞いて居ります。

河南省には特殊の製革法がある樣に聞いて居ります。

安徽江西兩省は農產物が澤山に出ます。

江西省には窯業の本場がありまして昔から有名であります。

江蘇浙江兩省は農產物の豐富なのを以て有名であります、兩江滿つれば天下足ると云ふ句さへあります兩省には醱酵製品が多種多量にあります、是に關しては齋藤高橋兩博士の研究が少しあるばかりで殆ど知られて居りません、私は目下此方面に主として力を注いで居ります、元來醱酵製品は何所にもあるのでありまして、支那全土に亘つて醱酵菌類の調査を行つたならば至極面白いことゝ存じます、支那に於て醱酵の方面に關する研究材料は無限にあると云ふことを斷言致しま

す。

山東省は鷄卵、牛皮、牛骨、豆素麵等が有名であります、鷄卵は主に乾燥して輸出して居りますが未だ誰も鷄卵の新しい利用法を發見しない樣であります、豆素麵の製造に就いては大連に二百萬圓かの會社が出來た樣に記憶して居ります。然し製造操作に關する化學的研究は無い樣であります、又落花生油も產しますが其粕の利用法などは大に研究すべきものと思ひます。

以上は自分の記憶を呼び起して書き列らねたのでありまして、參考資料を手許に置いて書くことになれば、論及すべきことが澤山にあるのであります、然し大體は了解せらるだらうと存じます。

斯くの如く研究すべき材料が豐富なのでありますから專門の科學者の研究を御願ひしたいのであります。

支那に出張せられて御研究になる場合には東亞同文書院實驗室及財團法人東亞攻究會附屬圖書館を利用せられんことを切望致します。

將來支那殊に上海に化學部、醱酵部、植物部、動物部、農學部及地質部の大部を有する科學研究所の設立せられんことを衷心から熱望して居るものであります、讀者諸賢に於かれても直接間接に同研究所の設立に御盡力あらんことを御願ひ申します、是れは日本人の世界に於ける存在を最も明瞭に宣傳するものと信ずるのであります。

中國銀行民國九年度營業狀況

中國銀行民國九年（一九二〇年）營業報告所載に據れば、同年は外國正に歐戰後の整理時期に會し、各國共に輸入貿易に對して、其制限頗る嚴重を極めたるが故に輸出貿易に於て甚しき澁滯の狀況を呈し、而して金價益々暴騰せし結果、輸入貿易にも復た影響を受くるに至れり、國內に至ては近幾戰爭の影響幾ど全國に波及し、且つ北五省の旱災に罹り、土貨の產出頓に減退せり、又全年に亘り各大商港を綜觀するに、金融較や緩漫狀態に在りしと雖も、各銀行の貸付推宕容易ならず、腹地省區の金融稍や切逼を來し、市場益々閑散の域に進みたりき、此れ其大概なり。

我中國銀行營業は、素より穩健主義を執り、信用現に顯著にして、紙幣發行漸く廣きを加へ、純益も亦年を逐て漸次優厚の境に達せり、其最も注意すべき事項は卽ち上海分行の海外爲替業務を推宕せると、黑河分行の金塊を買占めたる時に當り、偶々金價昇騰せるに遭ひ、獲利頗る多かりき、哈爾賓は露幣暴落以來、我行の發行紙幣甚だ愛用せらるゝに至り、前途頗る希望を有せり、唯天津分行は近幾戰爭の影響を受けて兌現風潮を惹起し、兌換準備に惱殺せられ其勢ひ損失を免かれざりき、凡そ此等狀況は均く同年度特點と爲すが更に最も重要事項と認むべきは、卽ち北京發行紙幣整理の一事是なり、北京紙幣禁兌以後、政府より立替を迫まらざるに於ては、更に又當時の紙幣發行額多からざるに於ては、本行自ら整理を行ふ敢て難事に非らざるなり然るに禁兌以後財政の窮乏極點に達し、我行は國家銀行の地位を以てして、不得已政府立替を辭し、遂に七年公債を發行せりと雖も、然かも政府立替額尙ほ巨多なると、市上流通の北京紙幣頗る夥多なるが爲め、世論囂々として爲に我行の業務に影響する所少なからざりき、去年財政當局の金融維持に努力せらるゝあり、卽ち固有收入を犧牲として整理公債を發行し、以て北京紙幣を收集し、整理せしめたり、我行として財政當局の盡力を受けし所實に少からざるなり。

此外各支店所在中、漢口は本と國內貿易の集散市場なるが、本年は四川湖南に事變紛出せるより、生絲、茶の輸出に大影響を及ぼし、斯業者頗る困憊の模樣あり、南京、杭州兩處は夏委政潮の影響を受けしと雖も、幸に卽時終熄して、行務には尙ほ障碍を受けざりき、山東の土貨は年來漸く發達の域に進みしが、本年旱災に罹り其生產額頓に減退せる狀態にあり、從て商業に影響なきにあらず、開封支店は官府立替金の返還せられざるより、資金に缺乏を來し加之冬頃には許縣一夕の變ありて頗る損失を招きたり、奉天は西義順の倒產以後金融奇緊に迫りしが、我支店能く其間

に處し、貸付に對して大に警戒を加へたり、福建南昌兩行は金庫關係よりして相互間の維持整理に苦心努力せるが如し、廣州に在ては軍政府の改組以來、我行の發行紙幣に對して諒解を得ず、現に行員を派し省政府と交涉を重ねし結果、其維持の責に任せしむる事となりぬ、山西省は旱災に罹りて收穫大減し、商業不振の間に在て、我行の營業尙ほ平穩に持續したり、重慶分行は雲貴戰事の發生以後、特に營業に其影響を受けざるのみならず、庫金續々增加し、之を以て兌換券大部分を回收するに資せり、是れ蓋し今後兌換券整理を容易ならしむる準備行爲なればなり、貴州支店の爲替業務は漸次發達を見しが、時局未定なるより、貸付業務の進行を期する能はざりき、蕪湖は本年米市場不振に連れ、金融稍や切逼を告げしが、我行の業務反て發展を見たり、湖南は政變頻發-哈爾賓は露國內亂の餘波を受けて商業均しく停滯し、爲に我行の營業も亦擴充する能はざりき陝西の爲替業務は其利益甚大なりしが、我行の資金多く官憲の借入と化し、而も未だ回取する能はざる狀態にあり、今全局を綜觀して之を前年に較ぶれば、尙ほ進步せる側にあり、但し國事大に定り財政稍や裕かなるに至れば、我行營業の前途誠に限量すべからざるなり、民國九年（一九二〇年）末の預金總額六十九億五千三百五十五萬餘元、前年に比ぶれば二十九億一千四百八十二萬餘元を增加し、貸付總額十六億七千五百四十六萬餘元、前年に較べて二億二千六百二十三萬餘元を增加す、全年營業收入總額二百六十億一千三十七萬餘元前年に比ぶれば七十八億八千四百七十八萬餘元の增加を見、本年の總本分行純益總額四百二十六萬六千一百二十一元八角九分、之を前年に比ぶる時は純益七十四萬九千餘元の增加するを見たり。

又更に各支店營業概況を分述すれば卽ち左の如し。

北京總行及所屬　北京は屢政潮の影響を受け、市場甚だ疲弊を爲せり、本年近畿に戰爭發生するや、金融頓に逼迫し加之京紙幣の市價騰落異常なるに乘じ、投機を事とする者陸續輩出して、金融界之が爲めに大に紊亂を來せり、此際我行は京紙幣を收束するを以て要務と爲すに至る、故に各種業務は未だ發展するの餘地なく、政府借款に對しては、唯其縮少を要望するのみ、而して京紙幣整理の一事は金融公債及定期債券等を起して、逐漸其回收に資せんとす、現在市場に流通せず、尙ほ現に流通するもの必ず四方に散在しつゝあり此等は久からずして回收するを得べし、自今以後時局に變移なくんば、卽ち京行業務は當然恢復に難からざるなり、北通州分行は其營業範圍本と甚だ廣からず、下期當地に兵變起り、掠奪に遭ひしが、幸に其損失高僅か三千五百餘元に止まれり、今京行及所屬の本年純益金を綜計すれば、卽ち七十三萬二千一百二十六元四分なり、之を前年に較ぶる時は質に一百七萬三千餘元を減少するに至る、本年末の紙幣發行數額三百七十四萬餘元、又預金貸金中より預金內の定期債券、貸金內の國庫立替等の特別性質を含有する者を除けば、其他の普通預金額二千八百餘萬元、貸付額二千五百餘萬元、全年爲替總額二千四百餘萬元なり。

天洋分行及所屬　本年天津の商業貿易甚だ振はず、綿絲布

各莊の損失頗る巨大、日金昇騰に因り綿絲價一落千丈の勢を示し、日本綿絲の約定價と市價との懸隔殊に甚しくなり各莊の損失紫々として起りしが、幸に當地各銀號の貸付多からざるより市場尙ほ甚しき影響を受けざりき、唯米商は去年米麥輸出甚だ多かりしと、北方旱災に罹り米麥の收穫不況なる結果、米價頓に騰貴して利益を得たる者甚だ多かりしのみ、本行業務は素と穩健主義を執り、而して紙幣の流通甚廣かりしが、六月頃突如政爭の起りて、兌現風潮頗る激烈となり、數日間にして其兌現額一百萬餘元以上に達せしも、幸に我行の準備充足せると、且つ各錢號の代て兌現に從事せるより、旋て安定を告くるを得たり、保定は春夏二季旱魃に亘り、各商業甚だ不振なるに加へて、京保間に戰爭の突發せしより、各業均く大打擊を受けたり、而も本地の綿花收穫乏かりしと、且つ綿花市場頗る疲滯せるより手持棉の荷捌に困憊せるが如し、唯米商のみは米價騰貴に乘じて、皆な均く厚利を獲たりと傳へらる、邢臺の出入貨は皮毛を大宗と爲す、每年輸出貨價七八百萬元以上に達せるが、今夏逐漸減少せると、其販路も亦澁滯を極めたり棉花產出も春夏少雨の爲め收穫尠からざりき、唐山市場は金融頗る活潑我行紙幣の信用甚だ鞏固なりき、大名は旱災の影響を受け金融頗る逼迫す、故に營業も亦不況狀態を呈せり、茲に天津及所屬の營業狀態を綜觀するに、本年純益十一萬八千九百八元七角八分前年に較べて純益十三萬二千餘元の減少なり、本年の紙幣發行額五百五十九萬餘元、預金額七百五十一萬餘元、貸付額四百五十五萬餘元、爲替額一千八百三十四萬餘元とす。

上海分行　上海は獨り國內金融の中心點なるのみならず、亦國際爲替の中心點となす、本年は各國の戰後整理に因り商業貿易の策進に遑なきより、從て我輸出入貨に多大の影響を受け、貨物取捌に困難を極めたり、爲に上海の商業鞏固なる金融窒滯の狀況を呈せり、表面上銀拆の全年統計は前年に較べて大なりしと雖も、各商買尙ほ商內を持續する餘裕あり、卽ち其能力は尙ほ高息を負擔するに足るなり、本年の拆息輕しと雖も、而も貨物澁滯して荷捌容易ならず、倉庫保險の損失を招く者多かりき、是に於て營業大に減退し各莊亦市場の不安定よりして、咸く警戒を嚴にして輕々しく貸出を出さず、是を以て銀拆の表面上大ならずと雖も、金融の逼迫甚しき事、實に前年の比すべきに非らざるなり洋元も亦供給多きに過ぎず、造幣廠の續々鑄出するに對して、輸出原料動ず、且つ內地に流入する能はざりき、時陰曆年末に當り、洋厘低落せるは、往年の常例なるが、蓋し本年を以て尤も甚しと爲す、各業を綜觀するに穫利者は麥粉業を以て最も優勝を占む、次は紡績工場を推すべく、卽ち棉價小にして綿絲販路尙ほ旺盛なればなり、其餘米商金物業の如きは尙ほ利多損少の側に屬す、最も缺損を招きし者は洋貨一業とす、卽ち銷價の大損を受けしのみならず、貨物も亦國內多事の影響を蒙りて輸出する能はず、且つ價格暴落の厄に會ひ、此兩面の損失莫大なるを知るべし、生絲茶は輸出動かず、多く損失を受けたり、錢業に至ては復た往年の生氣を保たず、市場不良なるに連れ、客幫の貸倒

少からざるあり、此時に當り我行の貸付總額に增加を見而も外國爲替を以て却も順調と爲す、故に本年の爲替總額は去年に較べて、一倍以上を增加す、上海分行の本年純益七十一萬六千九百元八角二分、前年に較ぶれば八萬四千元を增加す、本年末紙幣發行額一千二百二十萬徐元、預金總額一千六百十九萬徐元、貸付總額一千四百五十三萬徐元、爲替總額一千五百五十二萬徐元なり。

漢口分行及所屬　漢口の金融は常に輸出入貿易の趨向に因り轉移せらる、頻年四川湖南に戰爭續起して、貿易の發展を障碍するは最も遺憾と爲す、本年春季は市場平穩なりしが、入夏以後洋例價昇騰の氣配を現はせるより、輸出貨の船積滯滯甚しく、不活潑の狀況を呈せり、湖北官錢局の發行錢票は其市價日に低落を見、官廳法を設て維持に努めしと雖も、其効果甚た微少なりき、而も外商筋が買入を停止せし爲め、輸出業者大に恐慌を惹起するに至れり、我行は國家銀行の地位を以てして、其維持を豫量せざる能はず、市場幸に衝動を受けざりしが、湖南の戒嚴撤去後戰事發生するや、漢口適々其衝に當り、經濟界殊に亂調子を帶ぶ、我行此境地に居りて能く穩健の謀を樹てしと雖も、遂に發展策を講ずるの餘地なかりき、宜昌は湖北に隷屬すれとも各業の四川と密接關係を有するより、上期には四川雲南間に戰端の開かるゝありて、金融界已に打擊を受けたり、十一月頃又兵變に遭ひ、市場益々繃索を極めぬ、我行は未だ多大の損失を受けざりしと雖も、然其此巨創を被りて、營業更に發展し難かりしなり、茲に漢口分行及所屬を綜計するに、即ち本年純益二十一萬九千九百八十一元五角九分、前年に較ぶれば純益五萬九千餘元の減少を見、本年末紙幣發行額三百五萬餘元、預金額三百五十四萬餘元、貸付額二百十七萬餘元、全年爲替總額一千四百七萬餘元あり。

南京分行及所屬　南京は上半期の金融稍や緩漫、各業頗る平穩を裝へり、入夏以來直寧間に風潮發生し、滬寧交通は一旦疎隔せられ頗る危險狀態に陷る傾向ありしが、幸に安慶分行及び所屬支行に均く準備ありて、其措置宜しきを得たるより、市場遂に恐慌の虞無かりき、秋後時局安穩に歸し、隣邑所產の葉煙草、棉花及び本地米穀の上場後市況尙ほ良好を呼べり、蘇州は素と富庶の區と稱へられ、年來輸出原料頗る旺盛を見、市場尙ほ活潑の狀況を呈せり、鎭江は本年各業の利益を擧げたる者多く、錢莊も票價洋釐の關係上獲利尤も大なりき、但し票價洋釐に於て頗る霑潤を爲せり、揚州の產鹽頗る旺盛、市場甚だ平穩を裝へり、淸江浦春に在ては安徽河南への輸出鹽も去年に較べて尙ほ優勝なりき、唯鹽現在高頗る多量なるに、持て餘し氣味なりしが、幸に春夏間の需要尙ほ少らざりしと、且つ我行の調濟其間に效を奏せしより、市場尙ほ活潑の狀態を持續せるが秋冬に至り百貨聚集し、本と市場興旺の時なるも、農民北支那の饑饉に鑑み、米穀を廢して賣惜めるより、各業此に因て反て繃索を極めたりき、但し入秋後淮鹽の販路開けて以來、經濟界尙ほ其平衡を保てる觀あり、無錫は春夏兩季に於て雜穀取引大に行はれ、金融之に因て緩漫となり、金利は最高一分三釐半、最抵九釐の間を上下せり、繭絲商內

も亦上期に較べて好況を呈し、且つ年收豐穰の聲を聞て、市場一般尙ほ平穩に屬せり、徐州は上期に南京上海よりの銀元調達に遇ひ、金利漸く騰る、繼て山東の銀元禁輸を企つるに及び、銀元不足を告ぐるに至る、爲替割引率最高の時は之を去年に較べて二倍の增加を見、入秋以後南北の米商絡繹として來集し、銀行の在庫現金頗る豐かとなり、金融も亦頗る活潑の狀態を現せり、南通州は本年收穫豐かなりしと雖も、綿花絲相場暴落せる爲め、市場反て往年に較べて蕭條を極めたり、唯通洲附近に開墾地多く、資金需要甚だ繁きより、從て金融尙ほ緩漫を來たさず、金利益々增高する一方なりき常熟は產米地なるだけ、本年米價暴騰に連れて、米穀の輸出甚だ旺盛、銀元輸入之に因て增加し、需給相應じて市場尙ほ平穩を保てり、茲に南京分行及所屬支行を綜計すれば、卽ち本年純益二十八萬一千七百八十元三角六分、前年に較ぶる時は四萬五千餘元を增加し、又本年末の紙幣發行額三百三十六萬餘元、預金總額五百七十萬餘元、貸付總額六百一萬餘元、爲替總額四千一百八十八萬餘元なり。

濟南分行及所屬　濟南の現金來源は、全く上海天津の調達に係れり、春夏兩季の商業狀態は常に閑散なるを例とせるに係はらず、且つ直皖戰爭の勃發するありて、各業大打擊を受け、停業者多きを出せり、又土貨上場期に當り、旱魃の厄に遭ひ出貨少なるに加へて金價暴騰の後を繼ぎ、客幫皆な傍觀態度を取りし爲め、市場一層閑散の度を極めたり唯葉煙草產出尙ほ好望にして、諸會社の買入高約四百萬元以上に達せしが如し、我分行の營業能く穩健主義を執りしより、官廳立替金の一時回收を望み難しと雖も、新立替分は短期的性質を帶ぶるが故に、確に回收の望みあり、此れ資金運轉に障礙なき所以なり、靑島は一月—四月間金融界繁忙の時期に在り、以後金價漸騰せるより輸出貨澁滯し輸入貨荷捌かれず、各業頗る蕭條を極む、故に靑島支店は營業上手綰を嚴にしたりき、滕縣市場は本と秋期を最盛時期に數ふる者なるが、本年八月頃卽ち農產物上場期に當り數店の躓きありて、頓に恐慌の勢を釀成せり、幸に各商平素尙ほ穩健を稱へしより、遂に安全狀態を持續するを得たり、臨淸も亦災旱異常なるに連れ、而も直皖戰爭の影響を受けて金融頗る奇緊を告げしが、我行の調節宜しきを得、市場幸に其現狀を維持するに至れり、冬季に入り上海の慈善團現金米穀を携へ、救助に從事せる結果、金融稍や活氣を呈し來れり、此外烟臺濟寧、兩處も其支行の營業尙ほ穩健を稱へり、茲に濟南分行及所屬支行の營業狀況を綜觀すれば、本年純益十九萬四千五百六十九元三角三分、前年に較べて一萬三千餘元の增加、本年末紙幣發行額二百七十八萬餘元、預金額六百二十九萬餘元貸付額五百七十五萬餘元、全年爲替總額一千一百七十八萬餘元なり。

開封分行及所屬　河南省の商業貿易は農產物の賣買多きに居れり、今秋旱災に罹り作柄不良、從て產額大に減少す北京天津よりの來金最も淡薄を極めたり、之が爲めに棉花業は皆悉く損失を招き、製粉會社の取引蕭條となり、蛋粉工場も亦均く休業の已むなきに至れり、金融市場其影響を受

け豫泉發行の各縣紙幣にして、地名を印有する者は、全く市上に通用する能はず、豫泉發行の軍用紙幣も亦同一の運命に陷りしが、獨り我行の發行紙幣漸次通用範圍を擴大するに至れり、但し商人悉く之を携帶して出境するに至り、遂に京漢沿路各驛に流通するを見たり、許縣は銅貨充斥し物價昂騰し、商民の生活極て困苦に陷り、金融從て切逼を極む、九十兩月に及び市場稍や緩漫狀況を呈し、葉煙草の活動時節に入りて、現金輸入亦多きを加ふるや、金融漸く平穩狀態に復するを得たり、唯鄰境の荒旱に影響して物價頓に昂り、加ふるに十一月頃本城に兵端突發するありて、營業上損失を招くこと少なからざりき、之を要するに若し河南に天災兵禍の起らざりせば、各業大に發展の希望ありしならんが、今は百貨澁滯し、金融切逼せるは實に時勢の然らしむる所と謂ふべし、玆に開封分行及所屬の本年純益を擧ぐれば、卽ち其總額僅に三千二百二十一元二角二分、亦本年發行紙幣額十一萬餘元、預金額六十三萬餘元、貸付額九十二萬餘元爲替總額三百四十萬餘元なり。

東省分行及所屬　本行は吉林黑龍江兩省の各支行を管轄するより、其業勢甚だ繁多なり、吉黑兩省は向來小洋を以て本位と爲し、而して外幣の流通極て廣かりき、從前外幣中最も勢力を占むる者は、郎布幣に如くは莫かりしが、今や郎布悉く淘汰せられて、日金幣大に勢力を振ふる至れり、而も金價昂騰に因り、金幣借入の商賈は其損失頗る巨多なるを見たり、日商豆業者も亦大豆取引を見合はせ、輸出豆遂に其販路杜絶せられたるの觀あり、是に於て商民一般は外幣に對して戒く警戒を爲すに至る、然るに我行の哈爾賓發行紙幣に在ては、其信用頗る顯著なるに至りしは、大に注目すべき一現象なり、黑河埠は市場の消長常に露國の勢を見て轉移せるものなるが、羌帖既に杜絶し、龍洋を本位と爲して以來、市場狀況漸く健實に趨くに至る、本年銀價縮少し金價暴騰するや、黑河支行盛に金塊賣買を開始して、獲利甚だ厚きを見たり、吉林省城の市場は、素と平穩狀態を持續せるものなるが、本省の軍費洪繁なるに、庫金空乏を告げしと、紙幣充斥せるに因り、金融市場の恐慌を惹起するに至る、現に下半年には輸出貨停滯して各業其影響を受け、其損失最も巨大なりしものは、雜貨洋布兩業にして市場更に不振を覺えり、海倫埠は從前金幣を以て受授の行はれたるものなるが、商民一般最近の趨勢に鑒み、悉く大洋本位に改めしより、金幣の取引漸次減少するに至れり、綏化市場は金價昂騰より頗る損失を招きたり、玆に東行及所屬の本年營業概況を示さんに、卽ち本年純益二百七萬五千六百四十元九角七分、（前年純損五十二萬九千七百四元四角四分）、本年末紙幣發行總額一千七十四萬餘元、預金額一千五百五十五萬餘元、貸付額一千四十四萬餘元、全年爲替總額二千七百三十二萬餘元なり。

奉天分行及所屬　本年奉天省の金融市場頗條なりし原因に三端あり、一は金價暴騰、一は輸出豆停滯、一は日本各銀行の貸付引締め是なり、市場是に依り遂に冷靜狀態を呈せり奉省の貨幣として最重要なる者は、奉天紙幣と銀貨幣の兩種と爲す、本年三四月頃より官銀號與業銀行及中國交通

兩銀行は、極力其發行紙幣を收縮せし爲め、奉天紙幣の價値甚だ穩固となれり、而して銀貨の騰落は常に爲替相場に依て轉移するものなるが、本年の銀貨價に至ては、別に變動なく、市場蕭索なりしと雖も、爲替相場に在て仍ほ常程を失はざりき、我行の出入爲替は上下兩期に於て互に增減ありたり、營口埠は西義順の不渡手形整理後過爐銀價日に昂騰し、套卯號其間に居りて頗る利益を獲得せり、上海爲替割引率は輸入貨取引上より、上海銀元を買收する者多かりし爲、甚しく其歩を昂暢せしめたり、營口海關鈔關の徵收稅金は向來正金銀行の手にて徵收且つ發送したるものなるが、蓋し我が關稅關係は我國主權の消長に係り、斷じて放任し難きものなるを以て、我行は屢次交商を重ねたる結果本年春季より我行の取引に歸屬するを得たり、銀行營業上固より有利的業務と認むる能はざるが其は我行の國家銀行たる關係上、之を等閑に付し難ければなり、大連は雜穀取引を以て太宗と爲す、而も洋貨輸入は東三省に冠たる者なり。

本年は銀價低落し金價昂騰して、各商多く是に因て巨大の損失を蒙れり、我行は金融狀況に鑒み、稍や穩當の貸付を行ひ、間接に爲替を買收して其利尙ほ多かりき安東は鎭銀の亂調以來、天津、上海、煙臺間爲替率日に昂騰し、爲めに銀貨輸入の道絕えり、是に於て我行の發行紙幣頓に其流通範圍を擴め、甚く商民の信用を得たり、商業狀況に至ては米穀は旱災に罹り收穫少く、且つ販路塞滯し、絹絲業は底値過重に因り、市價低落し、木材業は江水漲らずして出貨不能に陷り、一般市場其影響を受て頗る蕭條を極めたり、洮南の商業は均く平穩を裝へり、就中米商最も博利せしが如し、又大連遼原等は米價低落して、各行手持貨の取扱に窮せり、雜貨業も亦金紙幣價昂騰せる爲め、頗る損失を招けり、而も秋季に入り買入貨の荷捌捗しからず、是に於て金融頓に切逼し、市場閑散を極めり、開原は豆業主位に居る、本年金紙幣暴騰し、且つ黑豆の販路塞り、各商大に損失を受けたり、我行は市場不振に鑑み、敢て業務推行を謀らざりき、此外公主嶺支行は營業平穩に屬し、通化支行は開業日尙ほ淺く、業務未だ繁多ならず、奉天分行及所屬の營業狀況は左の如し、卽ち本年純益五十五萬一千七百三十四元四角三分、(前年純損三十五萬六千四百七十五元三角五分)、本年末紙幣發行總額七百七萬餘元、預金額一千三十萬元、貸付額七百三十四萬元、全年爲替總額九百六萬餘元なり。

●●●●●●●

福州分行及所屬　福州市場は甚だ狹隘、取引に限りあり、本年茶市至て閑散、加之各商多く傍觀態度を取り、金融頗る沈滯を覺ふ、我行の業務も亦穩健主義に據り積極的手段を執らざりしも、尙ほ利益は相應に擧げたり、厦門各商の出爲替日に多く、我行兌換券の信用極て好く、發行漸次增加しつゝあり、泉州は春季戰爭の發生して、市場稍や影響を受く、涵江は本年龍眼肉の收穫多く、從て輸出甚だ多かりき、其輸入の豆粕肥料も均く獲利あり、故に市場好氣配を呈せり、今福建屬を綜計せば、本年純益四萬九千七百七十九元一角四分、前年に較ぶる時は純益一萬一千餘元の減

少なり、本年末紙幣發行額二百七十四萬餘元、貸付額二百六十三萬元

廣州分行及所屬　香港は海南交通上の一大出入港に係り、凡そ本來の輸入貨或は南洋新嘉坡爪哇一帶及歐米諸國向輸出貨は、均く此港を經過せざる莫きなり、故に商業貿易甚だ盛にして、內外金融の集中地點と爲す、我行は本年海外爲替擴充に努め、一方本港の各華商銀行と相互に往來し、一方別に外人ブローカーを使用して、外人と直接取引を開始せしめ、以て外國銀行と爭衡を期せり、故に本行は香港銀行界に於ける信用漸く厚く、業務亦進歩あり、唯廣州は政潮の影響を受けて、百業凋落し、金融切逼す、廣州支行は此風雨飄搖の際に當り、實に業勢の見るべき者なく、且つ官廳の立替金累積し、當局に向て交涉せしも、今に償還の望み無きが如し、本行は信用上僅かに借入金を得て現狀を維持するに過ぎず、故に廣州支行は臨時發展を期し難きなり、唯徐に恢復を圖るべきあるのみ、汕頭、瓊州兩處は政局の安定を俟て、營業を發展すべき領地なり、粵行の本年純損十七萬一千二百十五元九角五分とす。

杭州分行及所屬　杭州兌現料廢止以來商民一般其便を稱へたるが、錢業の劃單其效力を失して、利害衝突の嫌なきにあらず、陰曆正二月間は本と閑散なる上に、銀幣輸出入の至難なるを口實として、約二月餘錢市場を閉停せり、嗣て商會の調停を經て造幣分廠の開鑄以前、暫く上海爲替名目を用ゆることゝなりて、金融稍や緩漫となれり、加之下期の始め日歩頗る低落し、中秋節後各業漸く活氣を呈せり、而して上海方面は輸出貨澁滯せりと雖も、輸入貨は依然減退せず、故に規元昂騰して一四一七七五に至る、實に近年稀に見る所の現象なりとす、浙省所屬各業中繭絲兩業を以て最重要と爲す、本年繭絲收穫佳良なりしと雖も、下半期に在て洋莊停滯の影響を受けて、多少の損失を招きしが如し棉花米穀に至ては、舊七八月間に於て溫臺寧紹の各縣、迭々風災水患を受て、收穫甚く減退を來せり、製茶は輸出路阻塞せられて、一蹶不振の狀況を呈せり、寧波各業は均く平穩を裝へたり、唯洋貨業は其の影響を受て販路不況に陷り、錢業は現幣輸入以來漸次穩健に趨き、大小同行六十餘家は、獲利約二百萬元以上に達し、成績は近數年中に冠たり、紹興は三四月頃金融奇緊を告け、錢業中窮迫する者少なからず、利率は往年に較べて稍や輕し、秋季に至り金融稍や緩漫と爲りしが、十月以後杭州上海の現幣固渴せるより、亦其影響を受くるを免かれず、酒業は酒稅の過重より、茶業は販路の杜絕より、均く不振狀態を呈せり、溫州海門は秋季水災に遇ひ、市場大に影響を受く、嘉興湖州兩埠は春蠶成績好く、繭市場甚だ旺盛なりしが、但し繭業の收繭以後洋莊買入を手控へしより、頗る損失を招けり、我行の營業漸く發展の域に進み、且つ兌現料問題の解決せるに因り、我行の責任稍減せしが如し、本年純益は去年に比べて八萬七千餘元を增加し、其總額十六萬六千六百九十六元、本年末紙幣發行額二百八十九萬餘元、預金額五百八十六萬餘元、貸付額五百二十二萬餘元、全年爲替總額一千八百六十一萬餘元。

太原分行及所屬　山西省の上期市場は甚だ良好ならず、下期又北方各省の旱災に因り、生產事業均く停頓し、繼て金價漸騰せるより、天津上海各埠は商業阻滯し、且つ米穀皮毛及び洋貨織物の輸出額大に減少を來し、市場沈寂を極めたり、現幣不足を告げ省銀行の紙幣約三十餘萬を增發し、小洋輸出甚だ多く、銅幣の增鑄已まず、是に於て市價漸落するに至る、市場の狀況此の如きが故に、我行の營業も亦發展し難かりき、運城の商業素と穩健を稱へられ、市場尙ほ窘迫の時來らず、運城支行の營業尙ほ安定を告げ、而も本年爲替取扱較や多きが、晋南一帶の棉花收穫高減退せるより、出爲替多き現象を呈せり、新絳は本年夏秋兩季收穫減退の影響を受けて、商業蕭條を極め、新絳支行の貸付日に增加するあり、而して個人及商號の預金尙ほ發達せず、唯手形取引及爲替取組漸く增進せるを見るのみ、太原分行及所屬支行の總純益五萬三百十四元七角八分、（前年純損二千六十九元六分）、本年末紙幣發行額二十萬餘元、預金額九十八萬餘元、貸付額十四萬餘元、全年爲替總額七百四十六萬餘元なり。

重慶分行及所屬　重慶は本年二三月頃金融極て緩慢にして利率甚だ低下なりき、四川の時局未だ安定ならざると、道路危險多かりしより、一般商人何等貨物買入に從事する能はず、從て輸出貨亦運出するに由なく、各業悉く傍觀態度を持せるが爲め、市場遂に沈滯の現象を呈するに至れり、繼て雲貴戰爭の發生するに及び、重慶駐紮の各軍が軍餉準備として、各商より釐稅數十萬元を前納せしむる事となり是に於て流通不易の現金突如吸收さるゝに至りて、市場頓に恐慌を惹起し、利息二分以上に奔騰するを見たり、我行は此時局に遇ふ、必然穩健主義を執らざるを得ず、仍は發行紙幣の回收を急務とせり、關鹽兩稅代收の外、其他の事業には敢て進行を謀らざりき、而も鹽稅關稅は四川省道の爲めに隨時提用する所となり、且つ關稅は本と一定價に依り爲替を取組む契約あり、本年上海爲替の時價が其爲替定價を超過すと雖も、然共該契約關係上、徒に缺損を見て之を取扱はざる能はず、其他種々の挫折豫想の外に出たり、這は前任督軍は紙幣を提用するに當り、前年より鹽稅の三割現金を重慶分行に收歸せしめ、之を以て重慶紙幣を回收する費に充てたるあり、四川省の地方稅金も亦鹽稅辦法に基き、逐漸紙幣回收の用に充て、現在市場に通用さるゝ數額は一百四十餘萬元に過ぎざりき、此れ紙幣回收の奏能く其效を奏したりと謂ふべし、唯四川の時局速に解決するを得ば、我行營業の發展期して待つべきなり、成都の市場も亦重慶と同く、此困厄に遇ひしより業務の發展遂に望む能はざりき、此外萬縣、潼川、自流井、五通橋、瀘州等も時局の擾亂に因り、營業亦恢復するを得ざりき、玆に重慶分行及所屬の本年營業概況を摘載すれば下の如し、卽ち本年純損十六萬七千五百六十七元二角一分、（前年純益一萬一千一百三十六元二角）、本年末紙幣發行總額一百四十九萬餘元、預金額六百七十八萬餘元、貸付九百五十萬餘元、爲替總額一百五十萬餘元。

貴陽分行及所屬　貴州は本年土貨の輸出頗る旺盛にして、

四川、湖南及兩廣各地に販路を有する各商、何れも厚利を獲得せり、而も其業を營まざる者も之に誘はれて、盛に投資を試むるに至り、市場金融頓に舊觀を改めたるが如し、各商資金を作り態々上海、漢口及重慶に出て貨物買入に從事する者陸續輩出す、而して賣貨代金の本省に送達さるる數額亦甚だ巨多なるに至れり、我行は此時機を利用し、一面各商と協議の上出爲替の期日を延引する事と爲し、一面極力入爲替を募集し、且つ漢口手形を買占て頗る巨利を獲得したり、茲に貴陽分行及所屬の本年度營業成績を擧れば、卽ち下の如し、本年純益十三萬一千一百十六元七角四分南年に較ぶれば純益九萬二千餘元の增加を見る、本年末紙幣發行總額一百一萬餘元、預金額一百三十萬餘元、貸付額八十一萬餘元、全年爲替總額二百三十七萬餘元。

長安分行及所屬　陝西省は民國七年二月督軍署へ貸出して以來、我行の資金頗る稀薄となりぬ、本年官廳の收入甚だ微少なるより、平常軍政各費に於て多大の不足を告げたり是故に我行の立替金に對して、百方督促を爲すと雖も、今に還付を見る能はず、本年棉花の收穫多からず、輸出暢からず、徒に輸入の超過を現はすを見る、入爲替稀少なるに對し、出爲替は益々奔騰して、三十兩臺より增して一百兩に至り、更に一百四十五兩臺に上る、而も最高一百九十兩に暴騰せるあり、但し我行の爲替業務に努めしは、卽ち在庫現金の多きは反て危險の伴ふを虞り、且つ時局の關係より聯絡銀行を接濟する能はざるが故なり、斯に大局平靖し官府立替金の還付あつて、然る後營業上一切の計畫を進行せしむべきなり、漢中支行も亦時局の不安定よりして、業務發展を謀るに由なく、故に本年度營業成績に就ては幾と言ふべき價値なきなり、茲に長安分行及所屬の營業概況を擧れば下の如し、本年純損五萬七千二百七十二元七角一分前年に較べて純損二百餘元の增加なり、本年末紙幣發行總額一萬餘元、預金額十萬餘元、貸付額四十五萬餘元、全年爲替總額七萬餘元。

南昌分行及所屬　江西省の金融は今春以來極て緩和狀態を呈せり、這は米穀輸出の較多くして、輸入貨の價を牽制するに足ればなり、亦本省が現金輸出を禁止せると、且つ上海の銀元相場平穩を保ちしより、現金溢出するに至らざりき、此外各業均く時局の多端なるに鑑み、敢て射利的冒險の擧に出づる者なかりしかば、貿易市場殆ど危險の徵象を呈せざりき、入秋以後金融市場稍や沈滯狀況を現はせしが、但し去年の奇緊に似ざりしなり、九江の產出微少、南昌の輸出入貨が必ず本埠を經過せざるはなく、卽ち重要港の稱あれども實に中繼碼頭たるに過ぎざるのみ、上半期は金價暴落して、輸入貨は一落千丈の勢を呈せしが、幸に米穀輸出頗る旺盛なりしが爲め、經濟上其平衡を保つを得たり、下半期は輸入貨振はず、而も秋穗不況なりしと輸米禁止の擧ありし爲め、輸出貨頓に減少を呈せり、洋錢相場日に低落して、更に再振の勢なきが如し、幸に我行紙幣の信用卓著にして、各業均く現金と同視し、市場圓滑に流通しつゝあり、贛州は今春戰事勃發に因り、市場頗る恐慌を極め、十日以後時局平穩に歸し、各商競ひ起も、小洋銀元低

驟に昂騰するや、我行は市場維持の爲め、陸續現金を輸入して貸付に充て、以て市場を接濟せり、故に金融切逼せるも、尙ほ恐慌の極度に達せずして止みぬ、吉安は本年上半期より平水を革除し、英洋に改用して以來、各業の取引に均く新幣及本行兌換券を以て本位となせり、故に我行の紙幣發行益々推擴し、利益亦日々增進せるを見たり、景德鎭は本年磁器輸出頗る旺盛、我行の營業も亦活氣を帶び來り、收益均く前年に比して優良なり、今南昌分行及所屬の本年營業を舉ぐれば下の如し、卽ち本年純益二十六萬九千五百六元二分、前年に較ぶれば純益八萬六千餘元の增加なり、本年末紙幣發行額一百六十五萬餘元、預金額三百二十餘萬元、貸付金額二百八十三萬餘元、全爲替總額一千一百四十萬餘元。

安慶分行及所屬　蕪湖市場は從來米相場に因て轉移する者本年米市況不振の爲め、頓に氣配衆がらず、金融之が爲め切逼を告ぐるに至る、上半期五六月頃は月步高くして五分六厘に達し、上半期利率は一分九厘半を上下す、之を前年に較ぶる時に平均約二厘半を增加せり、其銀洋の不足狀況は言語に絕えたるが、幸ひ各錢莊の處置宜きを得、均く其維持に努めたるより、市場漸く安定を得たり、安慶は本と商埠に非らず、市場素より發展せず、金融狀況に就き言ふべき所なし、本省財政より論せば各厘稅悉く前年の盛なるに及ばず、幸に秋穫尙ほ好況、各業の取引範圍甚だ狹小にして、皆な堅實主義を抱きしより、意外の波動起らざりき、大通は今春以來氣候甚だ佳く、鴉蔴出廻り頗る多く、商賈極力買占に從事せるより、隨て現金の需要切となり金利之に因て上向き錢業頗る利益を擧たり、此外各業尙ほ平穩を稱へしが、唯米穀に至ては、去年下期其輸出過多なりしため、本年に於て供給不足を告げ、從て米價奕騰し、民食を脅すこと向來未だ見ざる所なりき、蚌埠は原と中繼地にして、重大の商取引行はれざるも、本年秋穫甚だ佳なりし爲め、客商雲集し、鄉民均く獲利あり、又雜貨の輸入頗る多かりしが、唯綿糸價奕騰せる結果、其輸入大に減少せり、而して油麻及米穀の輸出亦旺なりしかば、市場尙ほ平穩を稱へり、六安は產茶區に屬す、本年は時局の影響を受けて茶商多く損失を蒙れり、此れ不可抗力の事となす、加之湖北境の潰兵屢々來り騷擾を釀すより、諸業之れが爲めに蕭條を極め、金融も亦時に沈滯の徵象を呈せり、廬州は本秋收穫甚だ豐かにして市場極て緩和を裝へり、錢業洋貨業の獲利最も多かりき、今安慶分行及所屬の本年營業概況を示せば下の如し、卽ち本年純益九萬五千四百五十八元七角、前年に較べて純益五萬餘元を增加す、本年末紙幣發行額六十七萬餘元、預金額二百四十一萬餘元、貸付額二百十二萬餘元、全年爲替總額一千三百十二萬餘元。

長沙分行及所屬　湖南省は年來政變迭に起り、軍隊過多軍餉浩繁、政府羅掘して俱に窮窘す、各業時局に鑑み悉く收縮主義を取り、以て市場維持を計れり、全年の商業は尙ほ往年の半數だに及ばず、市場の凋落實に政治上絕大の影響を蒙れり、然共昔年紙幣充溢せる時、市場日に浮華に趨き投機者其間に利して、商場殆ど賭博場の如く、此れ湖南獨

有の惡習となす、現洋に改用されて以來商場漸く朴實を崇び、從前の積弊を一洗せり、秋季米穀輸出解禁後、現金を輸入すること約一千一百萬元、其次は鑛石茶油竹木棉花麻等約五六百萬元、金融之が爲め活潑となり、金利之が爲め低落す、本年利率最高の時二分八厘、最低は一分二厘に至る、稍々緩和の徵象を呈せり、此れ轉機の證と爲すに足るべし、本年各業中南貨、海產物業最も利益を擧げ、油、鹽、藥材、絲業之に次ぎ、錢業及綢業大都損益なき側にあり、我行在漢發行の兌換券及洋口券の信用何れも顯著なりき、六月頃軍界の混雜に遭ひ、一時停業の已むなきに至りしが、仍ほ友華銀行に託して兌現せしめたるにより、其信用益堅實となれり、本年營業は軍事の影響を受けて逈色を免れず、全年收利息九千餘元を算す、亦時機の然らしむる所と謂ふべきのみ、茲に長沙分行及所屬の本年營業概況を示せば下の如し、卽ち本年純損八千九十八元四角二分、前年純益五萬九百六十八元六角一分、本年末紙幣發行額二十一萬餘元、預金約三十九萬餘元、貸付額二十萬餘元、全年爲替總額三百二十一萬餘元、

張家口分行及支店　張家口の商業は、從來皮毛を以て大宗と爲す、本年度倫、沙克圖の市場不振、加之京綏戰爭發生以來、內外蒙古の貨物輸出亦停止を行へり、露國內亂未だ平定せず、支那貨物輸出する能はず、皮貨は歐戰終熄後各國の元氣恢復せざる爲め、外商節均く仕入に手扣へたるにより、市場頗る疲憊を極めたるは、近來稀に見る現象なり、茶市場も亦昔年の旺盛を見ること得ず、曾て製茶上市期に於て漢口へ送金爲替額二百萬餘兩に達せしことあり、市場是に因て大に活動せるものなりしが、本年は湖南の紛擾熄まず、山元に就て買入に從事する能はず、從て漢口宛送金額も往年の十分の一にだに及はざりき、歸化、綏遠に隣接する外蒙古に在ては、其產出物重に皮毛、牲畜の類とす、本年秋季後山西より、多數の皮毛牲畜を運出せしが、皆悉く停滯して動かず、包頭鎭も亦皮毛生畜悉く市場に停頓し、各商均く其取捌に苦慮せるが如し、幸に張家口各地の農作頗る良好なりし爲め、牲畜類は陸續本地各處に賣捌かれたり大同は日金暴騰して、洋貨に影響し、其價大に騰る、洋貨は反て其販路澁滯を來せしが、米市場は北省の作柄不況に因り幾利較や優れり。

歸綏、豐鎭は均く停滯を見る、庫倫哈克圖の各商は露國紙幣の暴落の爲め、多大の損失を蒙り、商業甚だ沈寂を極め、皮貨の販路亦頗る澁滯を爲せり、茲に張家口分行及所屬の本年營業概況を示せば下の如し、卽ち本年純益五萬八千五百四十六元九角四分、(前年純損十萬三千五百二十三元五角)、本年末紙幣發行總額一百六十萬餘元、(內庫倫支行發行額一百萬餘元)、預金額二百七十二萬餘元、貸付額二百二十萬餘元全年爲替總額六百四十四萬餘元

中國銀行資產負債表（民國九年末）

資產之部

拂込未濟資本	四七、七二〇、二〇〇、〇〇
定期貸付	四六、三〇四、一〇四、〇八

財政部貸付	三、五五七、一六六、八一
財政廳貸付	一三、九八七、六六四、六六
其他貸付	二八、七五九、二七二、六一
當座貸越	一三二、一二五、一六〇、三九
財政部貸越	三七、四二六、三七二、三四
財政廳貸越	七、九二二、九〇五、六六
其他貸越	八六、七七五、八八二、三九
有價證券	二〇、九六九、九九九、九五
營業用家屋及什器	二、八〇一、四三一、八六
開設費	九一、九六五、六六
兌換券印刷費	一、五八六、四四九、九三
兌換券準備金	六六、八八四、一〇三、六五
現金準備	三五、九五四、七八九、三三
保證準備	三〇、九三八、三一四、三二
在庫現金	一五、六一五、四九二、三九
合計	三三四、〇九五、九〇七、九一
負債之部	
資本總額	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
積立金	四、九四二、六二八、三一
貸倒及兌換損	三、六六五、〇五〇、〇一
定期預金	四〇、九八六、五八八、〇七
當座預金	一四九、二六五、七〇九、〇二
匯兌爲替	四、一四五、七〇六、九六
發行兌換券	六六、八八四、一〇三、六五
兌現券	五五、九六五、一九四、七〇
停兌券（北京重慶廣東三行）	一〇、九一四、九〇八、九五
本年純益	四、二〇六、一二一、八九
合計	三三四、〇九五、九〇七、九一

中國銀行損益對照表（民國九年末）

損益之部	
諸經費	四、〇三五、五三四、一八
俸給	一、七四二、七〇一、二四
營業費	一、一四〇、八六八、三八
雜費	四九三、五二八、〇三
金庫費	六七六、四三六、六三
營業用家屋什器減價消却	三五八、四〇八、二六
開設費減價消却	三六、四九七、八〇
兌換券印刷費減價消却	一五五、八一八、六三
本年純益	四、二〇六、一二一、八九
合計	八、八一〇、三八〇、七六
利益之部	
前年繰越	九五、三七四、九四
爲替利益	一、四九七、二六七、五九
利息	五、七八八、一三〇、一〇
雜益	一、四二九、六〇八、一三
合計	八、八一〇、三八〇、七六

佛國人の支那研究

由來東西民族相互了解の程度は、世界交通の短縮に伴ひ愈々緊密の度を加ふるものなるが、最近支佛兩國の關係は殊に數年前に比し密接なるものあるに至れり、蓋し佛人の性質は英米獨人に較べ、平等にして親しむ可きものにして其外人と本邦人とを見るに、別に極端なる差別を設けず、故に近年在佛支人は勤工儉學の說を提唱し、巴里馬耳塞間の汽車中時に多數の黃色人種を見るに至れり、斯くの如きは英米に在りては、早くより取締法を設けて、掣肘を加へつつあるに、獨り佛人は二三の舊套を脫し得ざる者を除きては注意する者なし、而して佛人は二三年前までは東方惟日本あるを知りたれども、今や其普通社會と雖、東方尙ほ支那ありて日本と對峙せるを知れり、是れ卽ち支那が巴里平和會議に於て、決然署名を拒絕せし功績に歸す。

前總理大臣バンルーウェイは、支那より歸國後、佛國社會に於て盛に支那の爲め活動鼓吹しつゝあり。西方政治家は素より頗る遠東の事情に暗く、今日佛國政客中極東の事情或は支那の事情に通曉せる者を擧ぐれば、恐らくバンルーウェイならむも、然も吾人の眼より之を見る時は、彼は亦極東支那の缺點宿弊に通ずと謂ふ能はず、其實情に暗き他の人士と何等異らず、彼の支那を賞揚し、支佛の親善に勗力するも、是れ一種の政策にして、卽ち極東に於て活動せんと謀るに過ぎざるのみ。

バンルーウェイの歸國するや、極力支那及支那學生を賞揚し、昨年十二月巴里の一博物館に於て、支佛人交歡會を催ほし、歡を盡して散會せるが、支那人士及學生は略感謝の辭を述べたる外、毫も自己の意見を佛人に發表することなかりしは特に注目すべき事とす。

巴里大學には每年春より夏にかけ、所謂普通講座なるもの開かる、此は一の公開的の講演會にして、各分科大學に於て之を行ふ、今年文科大學は支那の普通講座に屬するもの二種あり卽ち「支那文化史」、「支那古代國際法」にして、每日曜日午後一時開講す、講師は佛人の東方經營學者、グラネットにして、記者は曾て其文化史を聽講せるが、大率資料を詩經及易の繫辭より取り、陰陽の二字に詮釋して、數十分に亘り講演す、然れども講師既に氣力なく、聽衆亦寥々として生氣なく、頗る悲感せり、其原因を考ふるに、蓋し材料の選擇宜しきを得ず、爲めに冗漫寡味なるのみならず、條理を得ざるに基因す、是れ畢竟するに歐人の責にあらず、我國文化に責任ある者の罪なり。

最近バンルーウェイは巴里大學に於て、「近代の支那」なる題の下に講演會を開催せるが、是日來聽者約一萬人盛會なりき、先づ主席者デョーデレイ（前下院議長、現外交委員會委員長）の開會の辭に次ぎ、バンルーウェイの演說あり、畢りて支那公使陳籙謝辭を述べ、次にデョーデ、レイ

の演說あり、後バンルーウエイの持參せし支那各地の着色幻燈を影出して餘興として閉會せり。

バンルーウエイの演說の要は先づ『支那は地理上高山大海に隔てられ古より西方と交通する能はず、以て今日に至しが、今日の支那は已に昔日の支那に非ず、其一擧一動は世界に絶大の關係あり、且其進步發展頗る驚く可きものありと前提し、支那游歷中の觀察感想支那哲學文藝の優秀なることを述べ、遂に鐵道問題に及び、罪を利源の不開發に歸せり、卽ち支那は其版圖佛國の數十倍を領すれども、其鐵道に至りては却て佛國の數十分の一に過ぎず、是れ支那の發展せざる原因なり、然れども、吾東方の友は眠れる巨獅の如し、吾等佛人當に其補助に着手し彼等が安眠を覺行まさば、由來聰明優秀の彼等は才能實力共に優秀の地位を開拓すべく、前途の希望方に大なり、目前の南北爭鬪憂ふるに足らざるなり、然れども今日支那人の傍には强力なる日英の監視するあり、吾等佛人は注意せざるべからず』と述べ、最後に佛人は一致して支那の爲め庚子賠償金の免除を政府に運動すべしと結びたり、然して彼等が支那の爲め斯くの如く活動鼓吹すれども、果して誠意有るや否やは知るべからず、又一般人士がバ氏等の活動に對し如何なる心理を有せるやは猶不明なれども、要するに佛人の支那研究は茲數年前に比し、著しく進行し、東西民族相互了解は當に歲月を遂ふて進步すべきは茲に斷言するを得べく特に佛支文化の提携は喜ぶべき現象なり。（上海時事新報五、五）

雲南の金融事情

金融機關

雲南省に於ける金融機關は省政府の富滇銀行本支店、私設殖邊銀行本支店、省城及蒙自兩地の佛國東方滙理銀行並に中佛實業銀行各支店にして滙莊卽ち支那爲替業者は同慶豐、萬和祥、興盛和、天順祥、福春恒、百川通等が從來重慶、成都、叙州、瀘州、香港、滇口及廣東の各地と專ら爲替の取組を行ひ居たるも四川方面の兵亂頻々として危險の增加、商取引の中止等が一般經濟的の變調と前年來雲南省內二十餘箇所に郵便爲替の實施と省城と蒙自に中法實業銀が支店を開設し支那主要都市との爲替取組の便を開きたる影響を蒙り漸次倒閉又は轉業し現に營業を繼續し居るは僅に同慶豐及福春恒の二家あるに過ぎず其他金融の專業には非ざるも雲南輸出入貿易の大半を壟斷し居る少數の廣東商人は香港に於て輸出入各關係商人相互間に帳簿上の決濟を行ひ爲替取組の不便竝に其不利を免れ居るは雲南貿易上頗る重要視すべきものとす

郵便爲替は民國六年省內郵便爲替取組額は六十三萬元拂出額二十四萬元なりしもの民國七年には其取組額九十萬元拂出額六十八萬元に達し尙逐年增加の趨勢あり。

前顯各金融機關の情況を述ぶれば次の如し。

富滇銀行

富滇銀行は千九百十二年開業雲南府の設立にして預金貸出、爲替等一般銀行業務の外現金銀有價證券の賣買を營み現在資本金五十萬元は全部拂込まれ積立金七十八萬元あり其資產狀態を見るに左の如し。

資本竝積立金	百二十八萬元
紙幣發行額	五百萬元
省政府に貸出	百二十一萬元
錫務公司貸出	百二十一萬元
其他の貸出	約百萬元
定期預金	二百萬元
金銀準備	百五十一萬元

本行の支店所在地及爲替料左の如し

支店所在地	料金(百元に付)	支店所在地	料金(百元に付)
香港	三十元	開化	一元
蒙自	一元	石屏	一元五角
個舊	一元	東川	五元
蒙自	一元	昭通	八元
新街	八角	下關	四元
河口	一元	麗江	三元
盤安	一元	思茅	一元五角
曲靖	三元	永昌	十元
通海	一元	騰越	四元
楚雄	一元六角	阿迷	八角

殖邊銀行

本行は元北京殖邊銀行の支店なりしを雲南獨立と共に民國五年七月地方商民の獨立經營に組織を改め前四川督軍羅佩金及地方の富豪解壽山等其大株主として比較的內容充實し一般銀行業を營み準備金七に對し十の紙幣發行特權を有し其監督嚴重なるを以て本行紙幣の如き最も信用あり同行の內容次の如し

資本銀	四十二萬元
紙幣發行高	四十萬元
定期預金	百萬元
貸出	百萬元

營業地は雲南省城に本店個舊に支店を有し又香港には雲生號、上海には俞元仲記の名義を以て爲替取引を開始し居れり。

中法實業銀行

本行は中佛合辦銀行にして其本店は佛國巴里に在り資本金一億九千萬法積立金千五百萬法あり雲南省城及蒙自に支店を有し預金貸出及爲替等一般銀行業務を行ひ殊に爲替業に最も力を注ぎ其手數料の如き他の銀行に比して低廉なると共に支那主要都市に支店又は取引店を有する爲當地方の爲融金融に最も勢力あり本行の雲南支店の貸出二十五萬蒙自支店の貸出約三十五萬元にして一般預金は兩支店を合して二十五萬元內外なりとす。

中法銀實業銀行は正金銀行を通じ橫濱、東京、長崎及大阪の各地に向け爲替取扱の便を開き居るも其率非常に高き

に失するを以て對本邦の貿易其他には格別の便宜を見ず。

東方滙理銀行

本行の蒙目支店は民國三年一月營業を開始し香港、上海、東京其他海外爲替の取組を行ひ本年二月雲南省城に辦事所を設け主として爲替業務に從ひ本邦にも爲替取組の便宜を有するも一般支那人の取引者は稀にして其營業極めて不振なり日本には臺灣銀行及正金銀行を通じ爲替取引をなし居れり。

支那郵便局

省内に於ける爲替取扱局は一等六百元、二等三百元、三等百元限度のもの合計四十箇所あり地方金融上頗る便宜を加へ來れるも省外は勿論省内と雖僻地方不靖の影響を受け其取扱を中止することあり且其料金又甚だ不廉なるを以て其利用未だ普からず又一般商業取引には格別の影響を見ざるものゝ如し。

今富滇銀行支店所在地各局に對する爲替を銀行爲替率に對照せば次の如く甚しく差異あり。

所在地	銀行爲替率	郵便爲替率	所在地	銀行爲替率	郵便爲替率
個舊	一元	三元五角	石屏	一元五角	三元五角
蒙自	一元	二元五角	東川	五元	八元五角
新興	八角	二元五角	照通	八元	十元五角
河口	一元	二元九角	下關	四元	三元五角
監安	一元	三元五角	麗江	三元	—
通海	一元	三元五角	鳳羌	一元五角	三元五角
曲靖	三元	四元五角	永昌	十元	八元五角
楚雄	一元六角	三元五角	騰越	四元	三元五角
開化	一元	三元五角	附遮	八角	二元五角

香港其他支那各省各局と爲替の道あるも目下資金の轉送困難の故を以て之を中止し日本には未だ爲替の連絡を有せず

佛國郵便局

本局は外國爲替の便を有するも日本には最高四百圓香港には千法の制限あると共に其受入はピヤストルに限りピヤストルを以て日本爲替を取組むは非常に不利なるを以て是亦通商機關として殆ど其用をなさず。

一般金融關係以外に各種輸出入業者が各地取引店相互間に商品の授受其他帳簿上の決濟に依り事實上爲替の調節を行ひ居るは雲南貿易上看過すべからざる事實なるが其著しきものは(一)蒙目及個舊を根據とせる錫の輸出、錦紗の輸入商は香港に於て錫を販賣し其資金を以て錦紗及雜貨を仕入れて爲替の決濟を圖り(二)錦紗輸入商が其綿紗を貴州西部の都市に輸入し貴州省、黃草壩、興義、安順の各地より其地方の土產、漆、獸皮、竹心、紙等を廣西及廣東地方に移出し廣東及香港市場にて綿絲代と決濟するもの(三)綿紗の輸入に對し雲南阿片を重慶、湖南に輸出し重慶及漢口に於て香港との爲替を決濟するもの(四)雲南及貴州に於て金塊を買收して其現送を圖るもの(五)雲南產、獸皮其他の土產を輸出して香港に於て輸入貨物の決濟をなすもの等各商

庫の營業種類及其取引地の關係に依り各々趣を異にし其實際を詳にし得ざるも雲南輸出入貨物の大半は此種の便法に依て爲替の缺陷を補ひ居るもの、如し

通貨

通貨は富滇銀行及雲南殖邊銀行の紙幣各種及雲南政府造幣廠鑄造其他の硬貨あり

富滇銀行發行の紙幣は百元、五十元、五元、五角及二角の五種あり其流通範圍は雲南省城蒙自を主とし地方に於ては富滇銀行支店所在地に於ては往々全通貨四、五割に達し居るも其他に於ては其流通を見ず尙省城に於ても地方民は紙幣を喜ばざる爲其取引には猶銀貨を要す。

銀貨は一元、五角、二十仙、十仙の四種にして一元には雲南政府鑄造、及四川、湖北の圓銀同樣に流通し五十仙銀貨は雲南鑄造を主とし二十仙は雲南鑄造、十仙は雲南、湖北、兩省鑄造のものあり

銀貨は最近迄省城附近に流通するもの極めて稀少にして紙幣十元に對し五十仙內外の打歩を見たるも銀貨暴落と共に俄に銀貨の市場流通を增加し目下は殆ど平價となれり金貨には十元、五元の二種あり金貨は大正八年十月雲南政府が護國紀念として約三百萬元發行せるものにして其純分百分の八十八以上を有し十元は庫平二錢五分、五元は二錢二分五厘の重量あり其鑄造當時は十元金貨の時價は八元十四仙に過ぎず而して雲南政府は之を銀貨十元と同樣に租稅其他の徵收に代用せしめしを以て金貨の流通夥しかりしも最近金貨の騰貴に伴ひ俄に金貨は其影を沒し目下十元金貨は十二元以上の市價を有し而も其大部分は金塊に改鑄し香港其他に輸出せられたるもの、如し。

雲南省城及蒙自地方には從來東方滙理銀行發行のピヤストル紙幣及其銀元の流通を見たるも省政府は富滇銀行發行紙幣の流通に影響を來すべきを以て極力之に抑壓を加へ又同銀行紙幣は其兌換準備銀元の流通に依り其信用を維持し居たるも銀貨の輸出入制限の實施後同紙幣の流通阻害せられ目下は單に市內兩替店に於て東京地方旅行者又は佛國銀行及佛國郵便局に於て爲替取扱の便宜の爲に之を使用するものあるに過ぎず

列國協調主義に基く對支借款團成立經過（上）

對支借款團は漸くにして成立するに當つたが、彼が如き形式彼が如き主義の下に列國共同借款團の成立するに就いては古き緣由の存するあり、多年間迂餘曲折を極めて漸く彼の結果に到達し得るものである、今其間の經過の大略を記して見やう。

競爭に基く最初の協調

粵漢鐵道は支那に於て最も早くより計畫せられたる鐵道にして其借款問題は非常に紛糾を極めた歷史を有する者である、最初其借款契約は米國との間に締結せられたが、後此敷設權を支那は米國開發會社より回收し自國の經營に移す事にしたが、資金の缺乏其他の理由に因て遂に其計畫を實行するに至らなかつた、然るに一九〇七年頃支那に於ては本鐵道を速成せしめんとの計畫起り、故張之洞氏其敷設事務を監理する事となりしが、國內に於て該資金を得る事困難なるより我日本より之を借入れんとし正金銀行の小田切取締役を武昌に招致して、湖南湖北に於ける鐵道資金借入の交涉を開始した然るに支那が該鐵道敷設權を米國開發會社より回收するに際し、英國政府の周旋を受け其盡力に依り回收資金を得たる關係上一九〇五年中張之洞より在漢口英國總領事に對し、將來本鐵道に就て外資を仰ぐ場合には先づ英國に協議すべき內約を與へたるの事實ありし爲、張之洞が日本と借款交涉を開きたる事を知れる、英國は直ちに在北京日本公使並に漢口駐在日本總領事に警告を與ふると共に、東京外務省に對し抗議を提出して來た、茲に於て日本に於ては已むなく該交涉を中止するに至つたが、張之洞は一九〇八年督辦粵漢鐵路大臣となり、川漢鐵道の湖北省內の部分に對する督辦鐵路大臣兼任を命せられて此等の鐵道工事を急速に完成せしむる事となりし爲、同十二月從前の約に從ひ、英國資本團なる英清組合代表者ブランドと三百萬磅の借款交涉を開始した、然るに此借款條件に就て兩者主張を異にし協議容易に纏らざりしが、當時支那に對する投資に就て最も熱心なる希望を寄せたりし、獨逸資本家を代表する德華銀行のコルデスは、英國側提案に比し、支那に利益ある條件を提供して、英國に先んじて張之洞との間に假借款契約を締結してしまつた、斯くて獨逸の爲に出し拔かるゝや、英國は中部支那に於ける鐵道經營に就き從來共同し來れる佛國資本家を誘ひて、支那に對して抗議を提出し、其結果三國資本家は屢々倫敦、巴里、伯林等に於て協議を重ねたるが、遂に三國共同して此借款を引受くる事に決し、其結果一九〇九年六月六日に至り、三國實本團代表者と張之洞との間に、借款契約の締結を見るに至つた。

此三國間の一致を見るに至る迄の間の交涉の經過は、非常に紛糾を極め、多大の困難を經て漸く一致點に到達したるものなるが、右契約の成立と共に、更に米國に依て困難なる問題は提供せられた、元來米國は粵漢鐵道に就ては最初の關係者なりしが、其後一九〇三年八月十五日米國資本團は、漢口より四川に至る川漢鐵道の借款權を獲得したるの事實ありし爲、米國も此度の借款に對しては、私に野心を抱き自からの手中に之を收めんとして努力しつゝあつた當時米國に於てはノックス氏國務卿たり、ロックヒル氏駐支公使たりしが、ロ氏は本問題發生當時に於ては歸米して任に在らず、專ら一等書記官にして代理公使たりしヘンリー、ピー、フレッチャー氏之が交涉に當りしが、同氏の背

後にはモルガン、シッフ等の資本家あり、其後援を爲しつつあつた、然るに米國は其借款割込運動が成功せず、終に三國との間に借款契約の締結せられたるを見るや、六月十二日を以て遂に支那に對して正式に一の抗議を提出するに至つた、其頃米國は支那に對して頻りに好意を寄せ、或は北清事變賠償金の返還を提議し、其他外交上等に就ても自から支那の友邦を以て任じつゝありし際なるを以て、支那は已むなくんば米國に寄らんとするの狀あり、一旦成立したる三國團との借款契約を破棄して、改めて米國より資金を仰がんとするの議もありしが、三國團亦非常の努力をもつて、其契約を維持せんとし、激甚なる競爭を敢てせしが米國の態度極めて强硬なるより、三國團は協議の結果遂に讓歩して、本借款に關する米國團の借款利權は之を認めざるも、本借款の一部分は米國資本團をして應募せしめんとするの妥協案を提出したるが、米國の要求は單なる借款應募に非ずして、寧ろ借款特權の獲得に有りしが爲、米國は直ちに此對案を拒絶した。

然るに斯くの如く米國と三國團との間に紛糾を極めつゝありし際、露國は漢口に於ける商工業の關係よりして、本鐵道に就ては特種の利害關係ありと稱して、各國と同等の權利を以て、本借款に加入せん事を求め、更に亦白耳義國王レオポルドも、粵漢鐵道の舊株主たりし理由を以て、本借款契約の中に加入するの權利ある事を主張し、日本も本鐵道の工事に就て技師派遣の權利を有したりしより、此際十分に其權利を確保せん事を企て、本問題は更に一層の紛

糾を重ね來つた、此形勢を觀て英佛獨の三國團は徒らに問題を遷延せしむるに不利益なりと爲して、米國資本家の滿足すべき妥協案を成立せしむべき事を聲明するに至つた。

然れども此の聲明は一つの術策にも過ぎずして、三國團は遂に米國資本團を滿足せしむべき妥協案を提出するに至らざりしより米國は大いに怒つて清國に對し、益々强硬なる要求を提出し、米國代理公使は時の駐支英國公使ジョルダン氏に對し、本問題にして滿足なる解決を見ずんば、終に米支兩國間の國交を斷つに至る事無しとせざる旨を言明するに至つた、茲に於て七月十一日歐洲三國資本團は倫敦に會し、米國に對する讓歩に就て協議したれども、何等の解決を見るに至らざりしが、三國代表者は張之洞に對し、我が三國團は共同借款に就き米國に地歩を與へたれども、米國は之を受くる事を肯せなかつた旨を言明して一時を糊塗せんとした。

斯くの如くして問題は毫も解決の曙光を見ず、遷延日を經るの狀なりしより、米國は終に斷然たる態度を採るに決し、一九〇九年七月二十一日米國大統領タフト氏は、清國攝政王に對し、長文の親電を發するに至つた、其の内容に就て國務卿ノックス氏の發表する所に據れば、次の如くである。

本大統領は茲に清國攝政王醇親王殿下に對し直接交涉を爲すの急速的手段を採るの已むなきに至れり。今や余の接手する報告に依れば、粵漢鐵道借款に對する米國資本團の共同加入に對し、清國政府に偏頗なる防害を加へん

とする者ある事を聞き、遺憾に堪えず、合衆國政府は眞に清國の利害に就き最も慎重に考慮し、公明正大の國民的主義に基きたる行動を採らんと望める者なり。而して大統領の個人的意見としては清國國利の增進富力の增殖を計らんとせば、本借款につき米國の資本を利用するを以て、最も得策なる事を斷言せざるを得ず、斯くの如くんば、初めて良く將來紛擾の禍根を斷ち、清國の政治的獨立及び領土保全を全ふし得べきものなる事實を信ず。

此電報は支那に取つては、實に前古未曾有の事件なりしが爲、攝政王は直ちに御前會議を開き協議したるが、事茲に至つては米國を加入せしむる外に途なく、三國團中にありても、獨逸は專ら米國の加入を許すべき事を主張せしより、遂に三國團の元割當額を減少する事なきやう、總借款額を增加して四國同等の權利と負擔とを以て、本借款を引受くる事となり、終に一九一〇年三月二十三日を以て、巴里に於て、四國團の間に調印を了するに至つた、斯くて支那に於ける最初の列國資本團の共同引受借款の成立を見るに至つた、然し本借款は吾人の敘述した如く其結果に於ては列國共同引受であるが、其出發點は全く各國個々別々であつて、孰も其借款權を獨占せんとしたる爲に、利害關係非常に錯綜し、夫れが爲に遂に列國共同の形を以て其局を結んだものである、從つて此最初の四國借款團は列國協調主義の產物にあらずして、列國角逐競爭の結果の產物である其形に於ては共同借款團なれども、其成立の因由に至つては、其後の借款團とは天と地との相違である？

然し斯くの如き競爭の構いた結果が、斯くの如きものであつた事は、列國資本家に多大の敎訓を與すに効があつた相互に激甚なる競爭をする結果は、斯くの如く互讓妥協の結果に陷るのである、然らば最初より競爭の態度に出でず協調の主義に基いて行動した方が賢明にして且有利なる途ならずやとは、列國資本家の共に感得した處であつた、其形勢を早くも看取して、巧に此機會を捉へ、折柄偶然の事情より成立せる四國資本團を利用して、日露の滿洲に於ける勢力を抵制せんと企てたものは米國のストレートであつた。

日露抵制の爲め四國借款團

米國は日露戰爭後に南滿洲を日本をして獨占せざらしむるが爲に、種々の計畫々建て、一九〇九年六月に於ては米國鐵道王ハリマンは、東清鐵道を國際シンヂケートの經營に移さん事を計畫し、又同年十一月には國務卿ノックス氏所謂滿洲鐵道中立問題を提議し、其成らざるや更に錦愛鐵道の敷設を計畫し、鐵道中立問題は一擧にして葬られたるに對し、錦愛鐵道計畫は政治問題を除外し、單なる經濟問題なりと稱した爲、日本は借款加入に依りて之を認めんとし、稍々成功に近かんとしたるが、露國の猛烈なる反對に會し、之亦不成功に終つた、此形勢を觀たる米國資本團代表者ストレート氏は、大いに悟る所あり、自から歐洲大陸に出馬し、露國を說いて錦愛鐵道に替成せしめんとし、更に英獨佛に說いて、前述の奉漢鐵道借款に關し、共同引

受けを爲したる緣故に依り、合同借款團を組織し、以て滿洲に飛躍せんとするの計畫を建て大いに畫策する所あつた

當時支那は非常に財政困難にして、當時の豫算に於て歲入の不足額實に七千八百萬兩の多きに達し、之が補塡に就き何等適當の方策なく、勢ひ借款に依らざるべからざる情勢にして、一方支那の幣制改革問題は、支那の政治上經濟上重要問題たるのみならず、支那と列國間との通商條約上に於て、既に約束したる所にして其實行は最も急務とする所なりしより、ストレートは此支那の財政難と幣制改革の實施とを目當てにし、自から支那の大借款に應せんとし、先づ米國公使と支那財政總長澤公との間に交涉を進めしめたりしが、交涉は案外速かに成功し、一九一〇年十一月二十五日借款假契約成り、其二十七日を以て上奏裁可を得るの運びに至り、殆んど疾風迅雷の勢を以て成立するに至つた。

米國は斯くて一方支那との間に借款の基礎契約を締結し一方ストレートは英佛獨の三國資本團に對し、共同して清國の借款に應せんことを勸誘したるが、三國團は既に米國が支那との間に假契約を締結したる後なるを以て、協同して之を引受けん事に同意し、同年十二月初旬より四國團の間に協議進捗し、ストレートは歐洲より直ちに北京に現はれ此處に於て直ちに三國資本團の代表者と借款問題に就て協議を開くに至つた、然るに米國と清國との間の基礎協約に於て、米國は支那に對して財政顧問を入るべき事を約し、更に當時の米國大統領は其敎書に於て支那の財政顧問は米國人を以て之に充つべき事を聲明したる關係上、本借款は四國團に於て之を引き受くるも、此借款契約に伴ふ財政顧問は米國より之を出さん事を主張した、然るに他の三國團は同一の權利と義務とを以て、借款團に加入するに拘らず獨り米國より財政顧問を入るゝは不當なりと極力之に反對し、終に本協議は顧問問題に就て行き惱みを生するに至つた。

併し米國側の解する處に依れば、支那との間に借款契約の基礎を締結したるものは、米國にして、其他の三國は米國の恩惠に依て之に加入するものに過ぎず、殊にストレートが歐洲に於て資本團と協議せる所は、從來の借款に就ての問題に非ず、今後の借款に就て共同行動を採らんとするにあり、從て其共同引受の契約ありとするも、そは今後の借款にのみ適用せらるべきものにして、此度米國が支那と締結したる借款に就て、三國を加入せしむるに就ては、必ずしも右協定を遵守せざるべからざるものに非ず、從て此の際借款の爲の顧問に就て、米國人たる事を主張するは決して不當の要求に非ずと稱して居つた、現にストレートが歐洲より北京に現はるゝや、彼は聲言して曰く

今回の借款は何等政治上の意味を有せざる經濟的のものにして今後は只清國政府と細則の協定を行ふのみ彼の倫敦に於ける四國資本團の協約も、亦政治上に關係なき事勿論にして、只此契約に依り、從來各國が清國に對し有したりし、特種なる各自の經濟的勢力範圍なるものに終極を與ふる性質のものに過ぎず、而して今後は單り清國政府と折衝せば足るべく、列國銀行家と商議するの必要

なし。

即ちストレートは、今回の契約は既に米國と支那との間に調印を了し、上奏裁可をも經たる既成のものなるを以て之が交渉に就ては他の三國と協議するの必要なし、只資金の調達即公債の賣出に就てのみ倫敦に於ける四國の申合せに從つて、之を他の三國と協議すれば足るものなりとの見解を持し、從て此顧問問題に就ても、三國との交渉行惱みは其儘として、自から單獨にて當局と交渉を進めたるが、三國が既に米國の財政顧問を容るゝに反對する事明かなると共に、支那國内に於ても斯くの如き顧問を入るゝ結果は名は經濟借款と稱しつゝ實は政治借款に走るものなりとの議あり、此財政顧問聘傭に對して反對論あり、爲に支那當局は容易に米國との約を遵守せず、從て顧問問題より終に支那と米國との間の借款交渉も圓滿なる進捗を見ざるに至つた。

斯くて交渉行惱みの結果は、終に四國團の協調互讓となり、本借款に伴ふ財政顧問は、之を何れの關係國よりも聘傭せしめず、關係なき第三國より入るゝ事として妥協なり支那政府亦之を承諾し、終に四國同一の權利義務の下に、本借款に應ずる事に決し、一九一一年四月十五日を以て、終に本借款契約の調印を見た。

本借款契約は名は幣制改革借款と稱せられ、借款額は總計一億兩なるが、該借款金額は全部幣制改革資金に用ひらるゝに非ずして、其一部分は滿洲に於ける企業資金に用ひらるゝものに係り、之寧ろ本借款の眞の目的とせらるゝ所である、即ち米國は滿洲をして日本の獨占に歸せざらしむるが爲に、曾て滿洲鐵道中立提議、或は錦愛鐵道敷設等を計畫したるが、其何れも不成功に終つたるが爲、今や自國の外に他の三國政府、並に資本團を誘ひて借款を起し、其資金を滿洲の事業に投じ、之に對する擔保として滿洲に於ける稅課を以て當て、將來本公債に依て起したる事業に就て、更に借款を起す場合には、本四國團に於て優先的の權利を有する事を契約すると共に、右の事業及び之と關聯せる事業を外國人と共同經營せんとする時は、先づ四國團に同樣の優先權を與ふる事を約せしめ、之に依て滿洲を以て日本の獨占に歸せしむる事を阻止せんとしたのである。

之れ實に滿洲に於ける日露兩國既得の地位を全く覆さんとするものなるが爲に、兩國は斯かる借款の成立を座視するに忍びず、遂に支那並に關係國に對し抗議を提出するに至り、一時紛糾を極めて居る際、支那に革命事變起れる爲本借款も停頓の狀態に陷つたが、此借款を起源として列國共同借款團の成立を見るに至つたのである。

支那の内債問題

徐滄水

内債發行高及現在高

民國となりてより以來政府の發行せる公債は十二種（外に前清時代より繼續せる愛國公債及特別法に依る有獎實業債券あり）に上り、內（一）應募額と發行定額と同額なりしは七年長期及短期公債並貯蓄債券の三種（二）應募額が發行定額に超過せしは三年及四年內國公債の二種（三）應募額が發行定額に足らざりしは八分軍需公債五年內國公債及八年短期公債の三種（四）應募不足の爲め引續き濫發せるは元年六分公債の一種（五）近頃の發行にして應募額不明のものは金融理整公債八分購車公債及賑災公債の三種なり、以上十二種の公債中發行定額の最も多きは八分軍需公債及元年六分公債の兩種にして前者は一億元後者は二億元なり、其比較的少額なるは購車公債の六百萬元及賑災公債の四百萬元の二なりとす、今之を列記すれば左の如し。

年度	公債名稱	發行定額	應募額
元年	愛國公債	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六四六、七九〇
同	八分軍需公債	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、三六七、六四〇
同	元年六分公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、六八〇、五七〇
三年	三年內國公債	二四、〇〇〇、〇〇〇	二五、四三四、四八〇
四年	四年內國公債	二四、〇〇〇、〇〇〇	二六、一〇五、二四五
同	貯蓄債券	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
五年	五年內國公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇	七、七七〇、五一五
七年	七年長期公債	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇
同	七年短期公債	四八、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇
八年	八年短期公債	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一九、六九二、三一五
九年	整理金融短期公債	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇
十年	賑災公債	四、〇〇〇、〇〇〇	（募集中）
同	購車短期公債	六、〇〇〇、〇〇〇	（募集中）
計		六一一、〇〇〇、〇〇〇	三七二、六九七、五五五

右表に據るときは民國二年及六年の二年を除けば每年公債を發行し其累計は年々增加し最近迄の發行定額の累計は六億一千一百萬元なり（但し此發行定額と發行額卽ち換言すれば應募額とは勿論一致せず）、而して最近に於ける調査に據れば前記十二種公債（貯蓄債券を除く）中目下募集中の購車公債及賑災公債を除ける餘の十種の公債未償還額總計卽ち內債現在高は三億一千五百二十三萬三千八百五元なり

內債の實質

公債の確實なるや否やは國家の財政的信用及元利を支拂ひ得る能力ありや否やに依りて定まるものにして一國の財政が不安の狀態なるときは公債の信用を失し價格の低落す

ることは必然なり其他利率の高低元利支拂の期限額面金額の大小元利支拂に充つべき確實なる財源等何れも其價格に關係を有するものにして此等は凡て債券の實質たるものなり。

國家の財政にして信用ある限り公債には決して擔保の必要あらず、從來我國は外債を起すに當り何時も擔保を提供せるが是れ實に不名譽の極にして而かも又內債に對しても同じく其元利支拂に充當すべき財源を指定するを常とす、然れども實際上三年四年及七年短期の三種公債を除けば其他の公債が果して指定せられたる財源より元利の支拂を受け得らるゝや否やは確保し難し、蓋し右三種の公債が比較的確實視せらるゝ所以は其償還財源が外人たる總稅務司との關係密切なるが故なり、次に各種公債の支拂に指定せられたる財源を掲ぐ。

公債名	償還指定財源
愛國公債	財政部庫收入
八分軍需公債	國庫地租收入
元年六分公債	全國の契稅及印花稅收入
三年內國公債	左右翼商稅、交通部鐵道益金　京漢鐵道益金中未だ抵當となり居らざる部分
四年內國公債	未だ抵當となり居らざる全國の常關稅、張家口徵收局收入、山西全省釐金
五年內國公債	全國煙酒公賣收入
七年長期公債	常關收入
七年短期公債	延期賠款（義和團賠償金延期の爲め生ずる財源）
八年短期公債	鹽稅剩餘金
整理金融公債	關稅剩餘金
購車短期公債	購入車輛及京漢鐵道益金
賑災公債	各省貨物稅及常關一割附加稅

各種公債の利息は最低六分より最高八分に至り六分を普通とす、之を諸外國に比すれば高率なるも我國市場の一般利率より云へば必しも高しと云ふべからず、次に發行價格に就ては愛國公債は特別の事情に因り、八分軍需公債は利息高率なるに因り其他七年長期短期及整理金融の三種は北京流通の紙幣回收を目的としたるものなるに因り何れも額面價格にて發行し其餘の公債は九掛乃至九五掛にて發行せり、卽ち左表の如し。

公債名	利息	發行價格
愛國公債	六分	額面
八分軍需公債	八分	額面
元年六分公債	六分	九二掛
其後九二以下にて繼續發行せり		
三年內國公債	六分	九四掛
外に一年分の利息（卽ち百元に付六分）を加奬せるを以て事實八八掛に當る		
四年內國公債	六分	九　掛

整理內國公債	六分	九五掛	
五箇月分を納めたるものには利息一分を加算したるを以て事實九四掛に當る			
七年短期公債	六分	額面	
七年長期公債	六分	額面	
八年短期公債	七分	九三掛	
整理金融公債	六分	額面	
賑災公債	七分	九掛	

猶取扱銀行及利息支拂ひを示せば左の如し。

公債名稱	利息支拂機關	利息支拂月
愛國公債		五月、十一月
八分軍需公債	上海中國銀行及江西	二月、八月
元年六分公債	指定機關及中國銀行	六月、十二月
三年內國公債	中國及交通銀行	六月、十二月
四年內國公債	中國及交通銀行	四月、十月
五年內國公債	稅務司指定銀行	三月、九月
七年長期公債	中國及交通銀行	六月、十二月
七年短期公債	中國及交通銀行	六月、十二月
八年短期公債	中國及交通銀行	二月、八月
整理金融公債	中國及交通銀行	三月、九月
購車短期公債	交通部指定銀行	六月、十二月
賑災公債		五月、十一月

次に債券の形式に就て云へば從來發行せるものゝ內額面金額の最高は一萬元にして最低は五元なり、五年公債は零碎なる資金を吸收する便宜上五元券を五片（一片一元）に分割し得る樣にし整理金融公債も亦之に倣へり、債券の署名者は普通財政總長なるが例外として八分軍需公債には臨時總統及副總統之に共同署名せり、又三四年公債は公債局の管理に屬するが故に該局長之に署名し七年短期公債は關稅剩餘金の關係上總稅務司の署名あり購車公債は銀行團に於て之が募集を引受け且該銀行團が元利支拂機關たるが故に各銀行之に署名せり。

公債名稱	債券種類（元）	署名者
愛國	五、十、百、千	
八分軍需	五、十、百、千	臨時大總統孫文、副總統黎元洪、財政總長陳錦濤
元年六分	十、五十、百、千	財政總長熊希齡
三年內國	十、五十、百、千、萬	財政總長周自齊、公債局長梁士詒
四年內國	五、十、百、千	財政總長周學熙、公債局長梁士詒
五年內國	一、五、十、千、萬	財政總長周學熙
七年長期	十、百、千、萬	財政總長曹汝霖
七年短期	五、十、百、千、萬	財政總長曹汝霖、總稅務司
八年短期	五、十、百、千、萬	
整理金融	一、十、百、千、萬	
購車短期	百、千、萬	交通部、關係銀行

內債の用途

內債募集の目的及其用途は大體分ちて三とす、其一は軍費に充つるものにして愛國及軍需公債の如き是れなり、其二は政費の不足を補塡するものにして元年六分及三年乃至八年の各公債は何れも之に屬し、第三は金融の整理を目的とするもの卽ち元年六分三年公債七年長短期公債整理金融公債の如き是れなり、此外慈善事業に用ひらるゝものは賑

四元なりしもの二月末週には最高二十二元最低二十一元となり實に六七元方騰貴せり政府の所謂內債の整理は元年六分公債を額面の四割にて借換を行はんとするものにして此が爲め該債券の昂騰を致したる所以なるが額面百元の元金償還に對しては誰もが望を絶てるを知るべし、左に上海華商證券交易所に於ける各種公債の市價を掲ぐ。

公債名稱	一月末週 最高	一月末週 最低	二月末週 最高	二月末週 最低
元年六分	一五・五二五	一四・八二五	二二・四〇〇	二一・二五〇
八分軍需	場立たず		八〇・〇〇〇	七八・〇〇〇
三年小券	七七・八七五	七七・三七五	七八・五〇〇	七八・五〇〇
三年大券	七八・七五〇	七八・〇〇〇	七九・五〇〇	七九・〇〇〇
四年小券	八四・三七〇	八三・六二五	八五・二五〇	八四・七四〇
四年大券	八五・〇〇〇	八五・〇〇〇	場立たず	
五年小券	五八・六二五	五九・五〇〇	五九・〇〇〇	五五・〇〇〇
七年長期	三四・一二五	三三・三七五	四〇・一二五	三九・五〇〇
七年短期	九〇・七五〇	九〇・五五〇	場立たず	
八年七分	二四・二〇〇	二〇・〇五〇	二六・〇〇〇	二五・一〇〇
整理金融	六九・三七五	六八・一五〇	七四・七五〇	七二・七五〇

又金融商業報所載倫敦通信に據れば一九二〇年中各種支那公債の倫敦市場に於ける相場は最高は八分利金磅債券にして九十九磅、又最低は第二次英獨借款債券(四分五厘利)の五十二磅とす試に前表に就き我國內債の市價を上海に於ける一月末週を標準とすれば市價最高のものは七年短期公債にして九十元、最低は元年六分公債にして十五元なり、此に據て見るときは內債の最高は外債券に及ばず其最低は遙く外債の下に在るを知るべし、蓋し外人は我國の財政を信用せざるも元利の支拂は之を信用せるなり然るに政府は國內人民に對し此信用を維持する能はず是れ內債市況の低落する所以にして其三年四年及七年短期の三種公債が猶信用を失墜せざるは總稅務司が其償還財源を經理保管せる關係に因れるものとす。

內債の所有者

公債は國家の負擔せる債務にして公債所有者より見れば其人の債權にして其人の資產が公債化せるものなり、故に公債の所有は富の分配と重大なる關係あり、我國の現狀より云へば比較的確實なる公債は何れも大商業機關及少數資本家の手に歸し而して大多數無資產の人民は其元利の支拂に充てらるべき租稅を納めつゝあるなり、是れ實に將來貧富の懸絶を生ずる原因なり、三年、四年、七年短期等の公債は比較的確實にして且其市價は額面以下に在り、故に利息は年六分に過ぎざるも利廻りは一割五分に當り好箇の投資物たるを以て概ね大商業機關及少數資本家の購入する所となれり、試に民國八年末各銀行營業報告を見るに著名の銀行二十二店の所有せる有價證券價額は二千五百十七萬七千餘元なり、而して此所謂有價證券なるものは殆ど凡て內國公債にして民國六年以來各銀行の有價證券在高は逐年增加し殊に九年中の購入高最も多しと云ふ、猶此二十二の銀行の所有せる公債額は殆ど未償還額の十分一を占むるが此以外の銀行會社に於て所有せるものも決して少なからざる

べし、今各銀行の所有せる有價證券價額(元)を示せば左の如し。

中國銀行	一〇、六三二、五一七	交通銀行	九、二五四、五五六
浙江商業銀行	一、三六六、二五四	浙江地方實業銀行	六〇一、七八三
上海商業儲蓄銀行	二七三、四四四	中孚銀行	二八四、〇三六
四明銀行	一〇、七〇九	中華銀行	四五、五九二
金城銀行	四五九、三五七	新華儲蓄銀行	一、五一八、六九二
聚興誠銀行	六、四五〇	東萊銀行	三、三五七
江蘇銀行	二一二、四六九	華孚商業銀行	二四八、九八八
永亨銀行	四、六九六	大陸銀行	九四
濟南通惠銀行	五八二	中國實業銀行	五一、一五五
山東銀行	一、五五一	山東商工銀行	八、八五七
東陸銀行	一九二、六四二		
計	二五、一七七、七八一		

元年六分及七年長期等の公債は市價低落の關係上利息は年利六分なるも利廻りは三四割に當れり、此に因り多少の貯蓄あるものは利殖を目的として之を購入し慈善團體に於ても基本金として購入するもの多し、此に由りて觀るときは比較的確實なる公債は有產階級の所有に歸し不確實なる公債は無產階級の間に分配せられ居れりと謂ふを得べし。

次に利息支拂地別に就て云へば北京及上海の二箇所は支拂額最も多く次は天津漢口南京等とす、即ち公債の所有者は概ね都會に集中し農民の之を所有するもの極めて少なきを知るべし。

內債の外人の手中に在るものは極めて少なし、そは公債に信用なきこと貨幣制度を異にし金銀比價變動の危險あること、外人が內債を購入するに便利なる仲介機關なきこと等に因る。

內債の負擔

抑々國債の元利は租稅收入中より支拂はるべきものなり而して此租稅は一般人民の負擔する所なれば國債の負擔者は形式上は政府なりと雖も實際上は人民たるなり。

民國以來逐年公債を發行し最近に於ける未償還額は既述の如く三億一千五百二十三萬三千八百零五元なり、今我國の人口を假りに四億として一人當りの負擔を計算すれば八十仙となる、而して此等公債の償還濟迄に支拂ふべき利息合計は一億三千萬餘元なれば元利合計四億五千五百二十六萬八千五百八十二元にして一人當りの負擔は約一元一角なり。

猶米國政府の調査に據れば各國の一人當り國際負擔額は左の如し。

	戰前(一九一三年)	戰後(一九二〇年)	增加割合
米國	一一元	二二五元	二十
英國	七八	八五〇	十
佛國	一六〇	一一五〇	七
伊國	八三	三六五	四
露國	二七	一二五	四
獨國	一八	八〇〇	四十四
澳國	六三	五二五	八

以上各國の公債は內外債の合計なり、而して我國の外債は余の推算に據れば約二十八億元にして之に內債を加算するときは總額約三十二億なるべく一人當り負擔は八元なり

之を米佛等に比すれば其多寡は同日の論に非ざるも我國民の負擔が果して公平なるや否や、今後政治を改革し財政を整理せざる限り國民の負擔は增加するのみならん、故に我國民は國家の財政に關し風馬牛相關せずとして政府は政府たり國民は國民たりとすべからず切に知るべし債務の形式上の負擔者は政府なるも實際は國民なることを。

內債整理の必要

我國の內債は何れも定期償還にして從來凡て不生產的事業に充てられたり、而して其濫發の現狀より觀て影響の及ぶ所大略三あり。

（一）國家に及ぼす影響　既述の如く愛國、八分軍需、元年六分、三年、四年、五年、七年長期短期、八年七分、整理金融の十種公債の未償還額三億一千五百二十三萬三千八百零五元にして之が償還濟迄に支拂ふべき利息の合計は一億三千餘萬元なり、元年六分公債の如き支拂ふべき利子は約八百餘萬元に及べり、各種の公債は皆償還財源を指定しあるが其內七年短期公債が延期賠款（團匪賠償延期金）を指定し總稅務司の管轄內に在りて比較的擔保確實なる以外は其餘の公債は利息の支拂すら困難なれば元金の償還は更に困難なる有樣にして系統的に之を整理せざるに於ては國家は元利支拂の資力を欠き其信用を喪失すること言を俟たざるなり、元年六分公債の如き當時政府が現金を急に入手する必要上將來國庫の重大なる負擔を顧みず低廉なる價格を以て賣出せり、而して此元利支拂の財源は仍ほ之を人民に求めざるべからざれば其結果は租稅を增徵する外方法なからん、凡て此等は國庫の負擔を增加し復た歲出を膨脹せしむるものにして目前支持する能はざる窮狀にあり。

（二）金融に及ぼす影響　既發公債は其市價は何れも額面以下に在るが故に均しく年利六分と云ふも其利廻より見れば比較的確實なるものは一割五分に當り又稍確實性を缺けるものは四割前後に當る、理論上より云へば利率の高低には一定の原則あり預入は低く貸付は高く而して債券の利率は通常定期預金より高く定期貸付より低きを常とす、我國今日金融の現狀は定期預金（一年）は六分、定期貸付（一年）は一割二分を通例とす、今日公債市價の下落に依り利廻りは高率となり居れるが若し社會が此點のみよりして利廻り高き不確實なる公債に投資することあらばこれ間接に政府の濫費を慫慂するものにして金融業者は此が爲め資金を吸收すること能はず延ひて事業資金の缺乏を來し產業は遂に發展する能はざるに至るべし、要するに市場の利廻りを高むることは社會の資金を濫費し且投機の風習を助長するものにして深く考慮せざるべからず。

（三）人民に及ぼす影響　今日公債の所有者を見るに極論すれば比較的確實なる公債は有產階級者に於て之を所有し不確實なる公債は無產階級者の所有に屬せり、其內元年六分公債は其一部分が投機市場に在る外には其餘は若干蓄積あるものが利殖の爲に之を購入し又は慈善團體に於て基金として之を所有し居れり、抑々元年六分公債の發行數額は各種公債未償還額の約三分一を占め其數額最も多し、該公

債は未だ元金償還の時期に達せざるが故に果して元金を償還し得るや否やは今日尚論ずる必要なきも利息は常に之を他より融通するを常とし其支拂に甚しく困難し居れり、若し利息を支拂ふこと能はざるに至らば、其投機業者の手中に在るものは市價の下落に過ぎずして甚しき影響を受けざるも、利息に依りて生活を爲せるものは生計上に甚しき痛苦を感ずべし、幸に各種公債が約束通り元利を支拂はるゝに於ては債券所有者側より云へば深幸なるも、今日の各種公債は大概大商業機關及少數財産家の手に在りて債券を所有して坐ら利益を獲るものは彼等少數に限れり、而かも元利支拂の財源は租稅を以て之に充つるものにして其租稅たる大多數人民の共同負擔する所なり卽大多數の人民より租稅を出し以て少數の債券所有者の利益に供す是れ豈正當の分配ならんや、此等は實に人民の負擔を增加し貧富の懸隔を釀成するものと謂ふべし。

整理の方法

我國の內債は何れも定期に償還せらるべきものなり、只其が償還し能ふか否かゞ問題なり、又此等の內債は何れも償還財源を指定し居り、此亦其財源が確實なりや否やが問題なり、我國の內債は連年增加せるが經濟上より觀察すれば內債總額の多寡は問題に非ず、國民經濟上負擔し能ふか否かゞ問題なり、若し今後國民の經濟能力が發達するに於ては假令今日の內債が些も減少せずとするも國民は別段其負擔の苦痛を感せざるべし、若し然らざるに於ては徒に民生を疾苦ならしむる結果とならん。

今財政當局者は內債整理の必要に鑒み公債整理基金の計畫を爲せりと、所謂公債整理基金の意義は此計畫に因り元利支拂の確實を保證するものにして、蓋し當局の意は三年四年、七年短期の各公債以外の公債は之を一體となして公債整理基金の項下に包括し每年定額の償還を爲さんとするものなり、思ふに公債償還制度に二あり、一は自由償還制度にして法律又は命令を以て償還時期及金額を明定せず財政狀況の如何に依り豫算時に於て其償還金額を決定するものなり、故に自由償還制度は歲入剩餘金を以て償還資金と爲すものにして其償還に對し別に特別基金を設けず剩餘金あらば之を償還しこれなくば償還せざるなり之に反し公債發行の際法律を以て其償還年限を定めたるものは歲入剩餘金の有無及財政狀況の如何を問はず每年定額を償還せざるべからず所謂強制償還なるものなり、我國の內債は何れも強制償還なるに拘はらず今又特に公債整理基金を設けんとす、かくするときは公債元利支拂の能否は一に繫つて基金に在り若し基金を保持する能はざるときは償還も亦爲し難きに至らん、若し此整理基金を維持せんと欲せば國家は如何なる事件が發生すとも又如何に重要なる經費の支出を要すとも必ず公債の償還を先にせざるべからず、かくして初めて整理基金の精神を失はざるを得べし、然れども事實果して如何。

次に財政上より之を云へば元利支拂の確實を保證せんには必ず其資力あるを要す、決して償還財源の有無に關係な

し要は財政上收支を適合せしめ得るや否やに在り若し收支適合せば每年支拂ふべき元利をば他の經費に流用するを避くるを得べきなし、若し歲出入を適合せしむること能はざるときは政府は努めて元利の支拂を爲さんとするも歲出の膨脹に因り勢ひ必ず、左手舊債を還し右手新債を借らんとすべし、蓋し歲入が歲出に足らずとせば公債整理基金を填補し元利を支拂はんには新債の募集と租稅增加の外方法なし、其結果更に國民の負擔を重からしむべし。

思ふに公債整理基金の存在に關しては三大要點あり(一)國家は公債基金を保持する爲め極力收支の適合を圖ることを要す、(二)國家が公債基金を保持し得る限り元利は確實なるを得べし、(三)國家が既發公債に對し元利支拂の確實なるを保障し得れば再び新公債を發行する必要なるべし

若し斯の如くなるを得ば連年發行せる不生產的公債も漸次に減少し今後は生產事業を目的とする新債を募集するを得べし。

整理の將來

前記の如く公債元利支拂の確實を保障し、且財政上の收支を適合せしめ再び不生產的新公債を濫發せざるに至ること吾人の理想の如くなるを得ば其整理の將來に於ては生產事業の爲め新公債を發行することは難事に非ず、茲に今後の公債問題に就き研究するの必要を見る。

今の政府は動もすれば曰はく、今後の借貸は當に生產事業に使用すべしと、金融業者も亦生產的借款に非ずんば應せずと聲明せり、然れども理論上の生產は必しも事實上の生產に非ず、我國が生產事年の爲め借債したることは必しも絕無には非ず。然れども其成績は如何、故に今後生產事業を目的として公債を發行するとき注意せざるべからざるは、其公債は果して確實に生產事業に使用せらるゝものなるや否や又其生產事業は確實に收益あるものなりやの二點なりとす。

理論上より云へば公債の募集は單に政府と銀行との交易行爲にも非ざれば亦政府及官廳の强迫行爲にも非ず、我が國の連年發行せる內債は或は政府より官廳に責任を負はしめ職員をして應募せしめ或は政府より銀行に委托し之を受負はしむるを常とす、かゝる結果として一般人民は政府の公債募集に對し風馬牛相關せざるの有樣なり、故に今後公債を募集するに就て二大要件あり、卽ち(一)公債の募集に依り一般國民の貯蓄を吸收すること(二)公債をして國民化せしむること是れなり、蓋し公債の募集に依り國民の貯蓄を吸收し得れば國民は各其の消費を節約して確實有利なる公債に投資するに至るべし、加ふるに我國には資金利殖の途鮮なく蓄積あるも好く之を運用せざる者あり、政府は此點に注意し公債投資の興味を宣傳し以て國民貯蓄の濫費を防ぐべし、猶公債は廣く一般國民間に普及せしめ少數資本家の手にのみ歸せしむべからず、かくの如くなれば一般國民は政府の財政に對し直接の利害を感じ財政監督の必要を認むるに至るべし、而して國民化する方法に二あり。

(一)債券額面は成るべく少額とすること。歐洲戰時各國

は何れも小額債券を發行し民間の零碎なる資金を吸收し而して其利息を多數國民間に普遍せしむべく努力したり、蓋し額面が小なるときは一般國民は購買し易ければなり而して其額は一元が最も恰當せるを覺ゆ。

(二)公債賣出機關を普及せしむること。一般國民をして喜びて債券を購買せしむるには募集手續を簡便にすることを要す、それには多くの賣出機關を設け私立銀行錢莊等の各地方店郵便局電信局及當舖等をして之を取扱はしむるを可とす。

此外或金額の範圍内は國家銀行の總分店をして隨時額面金額を以て買收又は賣出を爲さしめ郵便局をして預入者の請求に依り其貯金と債券との振替を爲さしむ等の便法を講ずべし。(東方通信社譯)

最近山東事情

大正十年五月三十日東亞同文會大會席上

青島守備軍司令部民政部長　秋山雅之介氏講演

私は今日支那に就ては古い御關係を有つて居られます東亞同文會へ罷出で一場の御話をせいと云ふ御招きを受けまして、甚だ光榮に存じて居ります。此會に於ては餘程古くから支那と日本の密接の關係を有たれまして、今日に於ても此會の御事業なるものは、東亞同文書院を卒業された御方が青島に於て各方面で働いて居る有力な御方が多いのであります。實業方面でも非常に支那と日本との間に經濟上密接な關係の仲介者となつて、青島も是等の人に依つて年一年と發達して來たのでございます。

私は大正六年の十月一日に即ち青島を獨逸から占領した後恰度三年目に彼處に守備軍司令部の一部として民政部を置かれまして、其民政部開設と同時に彼處に乏しきを民政部長として奉職して來つたのでございます。其際にも私が彼處へ赴任します前に、是は非常に日支の經濟的關係に於て最も重要なる處と豫想して居りまして彼處へ參りましてございますが、赴任以來實に豫想以上に重要なる處だと感じ、今日に至つても亦其感を深うする譯でございます。

民政創始の事情

青島は七十五方里の租借地でございますが、是は御存知

し要は財政上收支を適合せしめ得るや否やに在り若し收支適合せば每年支拂ふべき元利をば他の經費に流用するを避くるを得べきなし、若し歲出入を適合せしむること能はざるときは政府は努めて元利の支拂を爲さんとするも歲出の膨脹に因り勢ひ必ず、左手舊債を還し右手新債を借らんとすべし、蓋し歲入が歲出に足らずとせば公債整理基金を擴補し元利を支拂はんには新債の募集と租稅增加の外方法なし、其結果更に國民の負擔を重からしむべし。

思ふに公債整理基金の存在に關しては三大要點あり(一)國家は公債基金を保持する爲め極力收支の適合を圖ることを要す、(二)國家が公債基金を保持し得る限り元利は確實なるを得べし、(三)國家が既發公債に對し元利支拂の確實なるを保障し得れば再び新公債を發行する必要なるべし

若し斯の如くなるを得ば連年發行せる不生產的公債も漸次に減少し今後は生產事業を目的とする新債を募集するを得べし。

整理の將來

前記の如く公債元利支拂の確實を保障し、且財政上の收支を適合せしめ再び不生產的新公債を濫發せざるに至ること吾人の理想の如くなるを得ば其整理の將來に於ては生產事業の爲め新公債を發行することは難事に非ず、茲に今後の公債問題に就き研究するの必要を見る。

今の政府は動もすれば曰はく、今後の借貸は當に生產事業に使用すべしと、金融業者も亦生產的借款に非ずんば應せずと聲明せり、然れども理論上の生產は必しも事實上の生產に非ず、我國が生產事年の爲め借債したることは必しも絕無には非ず。然れども其成績は如何、故に今後生產事業を目的として公債を發行するとき注意せざるべからざるは、其公債は果して確實に生產事業に使用せらるゝものなるや否や又其生產事業は確實に收益あるものなりやの二點なりとす。

理論上より云へば公債の募集は單に政府と銀行との交易行爲にも非ざれば亦政府及官廳の强迫行爲にも非ず、我が國の連年發行せる內債は或は政府より官廳に責任を負はしめ職員をして應募せしめ或は政府より銀行に委托し之を受負はしむるを常とす、かゝる結果として一般人民は政府の公債募集に對し風馬牛相關せざるの有樣なり、故に今後公債を募集するに就て二大要件あり、卽ち(一)公債の募集に依り一般國民の貯蓄を吸收すること(二)公債をして國民化せしむること是れなり、蓋し公債の募集に依り國民の貯蓄を吸收し得れば國民は各其の消費を節約して確實有利なる公債に投資するに至るべし、加ふるに我國には資金利殖の途鮮なく蓄積あるも好く之を運用せざる者あり、政府は此點に注意し公債投資の興味を宣傳し以て國民貯蓄の濫費を防ぐべし、猶公債は廣く一般國民間に普及せしめ少數資本家の手にのみ歸せしむべからず、かくの如くなれば一般國民は政府の財政に對し直接の利害を感じ財政監督の必要を認むるに至るべし、而して國民化する方法に二あり。

(一)債券額面は成るべく少額とすること。歐洲戰時各國

は何れも小額債券を發行し民間の零碎なる資金を吸收し而して其利息を多數國民間に普遍せしむべく努力したり、蓋し額面が小なるときは一般國民は購買し易ければなり而して其額は一元が最も恰當せるを覺ゆ。

(二)公債賣出機關を普及せしむること。一般國民をして喜びで債券を購買せしむるには募集手續を簡便にすることを要す、それには多くの賣出機關を設け私立銀行錢莊等の各地方店郵便局電信局及當舖等をして之を取扱はしむるを可とす。

(三)此外或金額の範圍内は國家銀行の總分店をして隨時額面金額を以て買收又は賣出を爲さしめ郵便局をして預入者の請求に依り其貯金と債券との振替を爲さしむ等の便法を講ずべし。(東方通信社譯)

最近山東事情

大正十年五月三十日東亞同文會大會席上

青島守備軍司令部民政部長　秋山雅之介氏講演

私は今日支那に就ては古い御關係を有つて居られます東亞同文會へ罷出で一場の御話をせいと云ふ御招きを受けまして、甚だ光榮に存じて居ります。此會に於ては餘程古くから支那と日本の密接の關係を有たれまして、今日に於ても此會の御事業なるものは、東亞同文書院を卒業された御方が青島に於て各方面で働いて居る有力な御方が多いのであります。實業方面でも非常に支那と日本との間に經濟上密接な關係の仲介者となつて、青島も是等の人に依つて年一年と發達して來たのでございます。

私は大正六年の十月一日に卽ち青島を獨逸から占領した後恰度三年目に彼處に守備軍司令部の一部として民政部を置かれまして、其民政部開設と同時に彼處に乏しきを民政部長として奉職して來つたのでございます。其際にも私が彼處へ赴任します前に、是は非常に日支の經濟的關係に於て最も重要なる處と豫想して居りまして彼處へ參りましてございますが、赴任以來實に豫想以上に重要なる處だと感じ、今日に至つても亦其感を深うする譯でございます。

民政創始の事情

青島は七十五方里の租借地でございますが、是は御存知

も在せらるゝ如く三國干渉の後明治三十一年に獨逸が占領しまして、さうして支那から租借したのでありますが、之に付ては私は當時露西亞に居りまして、日清戰爭三國干渉と云ふ折に西公使の下に居りまして、其事情も大體心得て居ります。三國干渉の首なるものは獨逸であつたことは確かでありまして、さうして日本がそれを讓ると同時に、未だ其血の乾かざるに當つて獨逸は此處を占領したのであります。其占領たるや獨逸の僧侶二名殺されたと云ふので以て、此處へ軍艦を送りましてさうして演習の名を以て上陸致して、さうして彼處の清國の官憲を脅迫したと云ふのでありまして、其占領に付ては日本の方にも勿論感情は直接とも惡くして居りますが、支那人に取りましても甚だ其遺方が感情を惡くしたのであります。所が先年歐洲大戰に方りまして日本が獨逸に宣戰せられたる結果、此處で獨逸軍を破つてさうして占領した。占領後三年間大戰も何時終局を告げるやら分らぬに依つて、先づ軍隊のみで彼處で政治をやると云ふことに付ては色々な誤解も起らうし、のみならず元軍隊が行きます折にどうせ軍隊に於て、永くやつて居ては色々な事に停頓を來すとか、元獨逸が感情を惡くして居つた所を益々日本が行つて又感情を惡くしたと云ふことで彼處に民政部を置かれました。而して私が大正六年十月一日彼處に赴任して以來十月半ば頃から、又民政問題と云ふのが起つて民政を布いて日本が永久的に取るのだと云ふ誤解を支那書生、竝に一部の田舍の政治家の間に生じまして、濟南邊りは激しい反對がございました。所が是が七年初めに日本の林公使も上京され私も上京を命ぜられ、さうして外務大臣並に此方の支那公使邊りと色々話の結果能く了解しまして、此問題はそれで終結したのであります。

日本と青島の關係

所が民政問題は直りましたが、兎に角誤解を生じ易いので、中に支那人のみならず歐米人に對しても此時には非常に誤解を生じて色々な非難もあつたのでございます。と申すのは獨逸時代には獨逸政府が非常に此處に力を入れまして實は海軍の根據地軍港とし同時に獨逸の商業地として他國人は殆ど排斥したのでございますが、獨逸人は非常に保護を與へて政府から致しましたに拘らず、何分獨逸から青島までは海上非常な里數でありますから獨逸の商人も澤山來なかつた。彼處で占領當時に存在して居つた會社で重なるものは唯一の青島麥酒會者位で、其他に一二小さいものがありましたが、大した人も來ず商業も發展しなかつた、のみならず全體が六千萬兩位な輸出入でありまして、それは一千九百十三年がさうでございます。其中でも日本との貿易が青島として一番多額を占めて居つた。日本との貿易額が八百萬兩獨逸との貿易額が四百萬兩ほかなかつたのであります。斯うして地の利を得ないと云ふのでございませぬが地の遠隔な關係上、十七年間甚だ商業は微々たるものであつた。所が日本が占領以來內地と非常な近い關係を有つて居るのでございまして、門司から海上五百七十哩恰度天津上海と伯仲致して居ります。大連よりは七十哩又天津

より は二百五十哩も近い。一番近くて海上は又非常に風波が少いものでありますから困難もない。元日本から支那へ行つた坊様あたりも上海の方面へ廻らずして此山東角を通つたと云ふことが載つて居るやうであります。叡山の慈覺大師時代の人あたりは恰度青島の近所を通つて日本へ歸られた歷史もありまして、日本とは地の便を得て居ります。又支那との關係上前申した通り非常に便宜があります。占領以來非常に澤山な人民が此處に殺到した譯なのです。さうして獨逸時代の計畫も隨分思切つて居りますが、日本人が行つてからは支那人との商業も盛んになり支那人も寄つて來る日本人も寄つて來ると云ふので、實は私は大正六年十月一日就任以來、その必要の爲めに追はれて居る、支那人日本人から必要に迫つて斯うして呉れあゝして呉れと云ふので迫られて居るのであります。此事は兩國の相互の利益でありますからして、其設備は獨逸時代には兎に角間に合つて居つたのに、日本が占領してこんな有樣だと言つて指摘せられるのは苦しいのでありますから、大正六年十月以來赴任早々色々な設備に追はれて居るのであります。

青島に於ける新設備

第一番に設備を迫られたのは水である。水は若鳥山——元モルトケ砲臺と云つた所で占領以來砲臺は壞れて跡方もありませぬが、其若鳥山に獨逸は二千噸の貯水タンクを置いた。其當時は水を何處から取るかと云ふと青島から三里隔つて居る李村川から十六吋の鐵管で喞筒で二千噸の水を取つて、それを市中へ配ることにして居つた。それも二千噸はなく千八百噸であつた。が今申した日本人が殺到して來るそれで家を建てる工場も建てる、支那人も殖えて來ると云ふことになつて、水がなくては仕方がありませぬから非常に苦心しまして六年に行きまして七年一月には水源地の李村へ五つ井戸を掘りまして、井戸と云つても河に水が流れませぬから地下水でありまして、獨逸の如きは十三の井戸を掘つて喞筒で水を集めた。二十四尺も掘つて水が湧いて來るのを取つて砂利や石を置いてそれを漉して取つて來る。それが十三あつて二千噸であつた。是は何とも致し方がありませぬから七年一月には井戸を五つ殖した。まだ是でも足らぬと考へた。七年十一月に八つの井戸を增し、それから又八年になつても井戸を增して今は水源地に四十二の井戸がございます。それでどれだけの水が取れたかと、云ふと、恰度四千噸五千噸の間の水か取れることになりました。所が元來雨の少い處でありますから井戸を掘つても李村川の水源は甚だ乏しいのでありまして、是ではいかぬと云ふので八年には傍らには井戸を掘りながら、八年正月には少し鐵が安くなつたので大阪の砲兵工廠に十一吋の鐵管を三千本誂へましたそれはどうしますかと云ふと、李村の水源地から三里行きますと租借地の境に白砂河と云ふて其處には水の分量がありますから、井戸を掘つて三里送つて李村の水源地で一所に集めて之を青島へ送らうと云ふのであります。大阪の砲兵工廠でも仕事が多いから尼ケ崎鐵工所へも廻して兩方で三千本八年に誂へて九年の七月にそ

れが出來ました。それで今日の所では七千噸八千噸の水を送つて居ります。所が是でも今年はどうかもちますが來年は又水が足らぬと云ふので、何とかして又李村から若鳥山まで三里の間をもう一本鐵管を殖して一萬噸から一萬二千噸までを貯へなければ今の發展につれて行かれぬと考へて居ります。

電燈の如きも實は獨逸時代には二千基ワットの電燈があつたが、二千基ワットも使はず六百か七百基ワットで大概電燈は濟んで居つたのでありますが、是も占領後段々人口が殖えますので電燈の需要が殖へて、同時に色々な工場が出來ますので電力を使ひますので電氣が段々不足してさうして大正七年の初めに尼ケ崎三菱製鐵所へ電燈二千基ワット、それから大正八年には瑞典へ二千基ワットの發電機を註文した。今それを取付け最中でございます。是も二千基ワットで獨逸時代には十分餘つたのであります今では五千基ワットのものを据えて居ります。近頃は二千基ワットから三千基ワットを使つて居ります。所が是でも足りませぬそれで實は電力だけは製造等に用ふ電力は別に一昨年會社を起しました。それが事業不況の爲めに今は其儘になつて居る。大きな工場あたりは自分で電力を造ることを工夫して居ります。どうしてそんな澤山な需要があるかと申すと實は前申す通り私が大正六年十月に行きました折でも、行く直ぐ家貸問題と云ふのが始まつた。と云ふのは獨逸時代の家、勿論小港附近には支那の商人あたりが五萬ほど居つたのでありますが、是等が段々家を貸して、それへ日本人が入つて居つたのでありますが、今御話の如く大正六年頃から銀が高くなつたので日本人や外國人が家貸を拂ふのは困難しまして、それが爲めに彼處は勞銀は安い、それから煉瓦石なども安い、彼の邊の土を燒いても煉瓦になる、又彼處に御影石の山層であるから石は運んで來るのに貸銀だけ出せば宜い、さうして支那の苦力あたりは非常に勞銀が安いのであります。私が行く當時から、前からでもさうでありますが、獨逸の官有地と云ふものは澤山ある、家は一も建つて居りませぬ。それで彼處を貸して下さい家を建てますからと申込んで來る者が多い。貸してもそれが爲めに道路を造らなければならぬ上水を造り下水を造らなければならぬ。一面に於ては道路を造り土地を平らかにし其上で貸與へた。さうすると非常な勢で家が出來たものであります。今日は市中の道路は獨逸時代には八萬メートル、其上七萬メートル許りになつて居ります。長さの延長は倍になつて居ります。さうして面積——貸して家を建てた面積は五十萬坪許り殖えて居ります。獨逸時代から言ふと恰度三倍になつて居る譯であります。之に皆上水下水が要り電燈が要ると云ふことでありまして、それで水道も電燈も非常に需要が殖えて、吾々共は色々なことに追はれて來たのでございます。幸に——不幸か知れませぬが昨年から經濟上の不景氣の爲めに少し人の來るのも減りまして工場を建てる毎に地面を買つて與へる貸してやると云ふのも、借りて置いたのも家が建たずに此頃は控目になりました。それにしても中々一方に於ては銀が安くなつて居るから又家を

建て工場を建てる者が出て來ました。

內外人平等の待遇

私等が行きました以來、彼處はどうなるか存じませぬが兎に角日本と支那との貿易の口であるから、此處では日本人歐米人支那人各國人を一所にして、誰にでも土地を貸せと云へば貸して居る、稅其他に付ても一所に待遇して今日まで居ります。是は亞米利加人英吉利人あたりが多くな非難がございましたが、英吉利人の非難も此方から色々事情を言へば誤解が解けました、亞米利加の方でも實はデックと云ふ領事が居りましたが聞く所に依りますと一昨年あまり中央へ報告して居る筈であります。吾々の民政は不都合なことはない皆平等に待遇して居ると云ふ報告があるやうに亞米利加の領事館から聞きました。實は是が日本の政府の精神で、私等も行きたてから其精神でやつて居ります。

急速なる發展

斯の如く非常な發展を遂げまして生產額貿易額も年々殖えて參りまして、色々な少しの消長はございますが、圓に直しまして占領前年即ち一千九百十三年それが一億圓の輸出入でございました。それから年々殖えまして今日は兎に角輸出入合しまして一年に一億二三千萬圓になつて居ります兎に角三割位の貿易と云ふものは獨逸の折よりは殖えて居ります。斯う云ふやうに貿易が盛んになると同時に港などの設備も最早狹きを感じ、屠牛場の設備も漸々狹きを感じ段々之を擴張しなければならぬやうになつて居ります。人口も私が參つた折は日本人が一萬二千から一萬五千の間でありましたが、此間統計を取つて見ますと靑島だけ二萬三千になつて居ります。日本人も殖えて居りますが又支那人の殖え方は大變であります。吾々が參つた折が五萬人と云つたのでありますが今は十萬人で五萬も殖えて居ります。是は何故と云ひますと、工場にしても獨逸時代は麥酒工場が一二あつた位であるが、今は四十幾つと云ふ工場が立つて居る。此中には周學熙と云ふ支那文部大臣をした人の紡績工場もあります。それは元あつたのださうでありますがそれを恢復して擴張して居ります。日本の紡績もあり內外綿糸と云ふのも私が參る少し前から着手して居ります。皆電氣で仕事をして居ります。大日本紡績と云つて大阪に大きな紡績會社があります。之などは海を埋立てゝ更に今日は機械も揃つてボイラーも出來て此夏頃までには紡ぐことが出來ようと思ひます。今は二萬錘をやると云ふことであります。其外日淸紡績も家を建てゝ居る。それのみならず私が上京する少し前同紡績では滄口と云ふ處に十萬坪の地を借りることになつて居ります。和田豐治君も機械を持つて來ると云ふことである。のみならず鐘ケ淵紡績は八萬坪を借りて工場を建てることにして居ります。近頃は銀が安くなつたので、內地は勞銀が高いから內地で生產するよりは彼方で生產して賣拂ふ方が宜いと云ふ風に考へられて居るやうであります。それでありますから是等の事業家が來れゝば兩國人相互の爲めに非常に仕合せだらうと思ひます

日支の提携

今まで色々誤解がありますのは實は戰爭當時一擧千金の積りで行くので、それでどうも土地の人民の感情を害し沿線の人民與地の人民に不正なことをしたことがないとは云へないので、それで感情を害したやうなことが多くあつたのでありますが、實は支那と日本の貿易は、私は支那へ行つて事業をするにはどうも支那へ資本と技術を持つて行かなければならぬ、殘に山東省には非常に苦力が多いので、彼處へ勞力を持つて行くことは出來ない。向ふへ渡す賃銀は安いから、支那の方で缺乏して居る資本と技術を持つて行つてさうして多くの支那人を嚮導する或は商業關係を付けてやる。さうすれば支那の沿線開發になり當然支那の國民も富んで來、日本も之に依つて利益し支那も之に依つて利益すると云ふことにならうと考へる。私は行きたてからそれを勸めて同時に日支の合辦で相提携して一の事業をするが一番宜いと云ふやうに自分等もさう云ふ主義を皷吹して居りました。此方から資本を持つて行き彼方が物資を出してさうして利益があれば半分々々と云ふことを奬勵して居りました。今日に於ては段々さう云ふ傾向になつて參つて居ります。

青島の鹽田

青島は三十五方里の租借地であります。山東省から見ますと一寸した處であります。獨逸が之へ經營しましてさうして灣内を獨逸の租借地の堺として此處に支那人の鹽田が二千町歩近く一千七百町歩許りあつた。此處は鹽を取るのに非常に都合が宜い、關東州やら臺灣やら色々な日本の鹽の不足分は取つて來るのでありますが、それと比較すると青島程鹽を取るに宜い所はないと云ふ譯です。それは何故かと云ふと雨が少く空氣が非常に乾燥して居る、さうして年中微風が吹いて居る、夏あたりは最も南風の軟かいのが吹いて居る。それで鹽を取るに宜いから日本人も段々之に鹽田を造らせた、獨逸時代には獨逸人はやつて居りませぬ、支那人が獨逸政府の許可を得て造つて居つたものでありますから、初めに一定の條件を付けて鹽田を造ることにした初め千七百町歩あつたものが今は五千町歩位になつて居る日本人で鹽田を造る者もあるし支那人も舊鹽田を恢復した何故さう云ふ勢であつたかと云ふと戰時中色々な工業が起つて來た、鹽の需要も曾達其他に付て必要になりまして輸入する外ありませぬ。支那は勿論鹽は輸出を禁じて居るから支那から取ることは出來ませぬ。租借地で出來るものは搆はないから輸入した。それで非常な勢で發達したのであります。大正六年に全體で七千町歩許り許して呉れと云ふことで資本の大きな會社も出來たが、それから段々銀が高くなつた爲めに着手に躊躇しました。昨年あたりから着手するものが出來て日本人のが今では二千町歩許り、支那人のが二千町歩以上と云ふやうなことになつて居ります。今でも此處で年々約五億斤は取れます。實は一昨年あたり日本が鹽が足りないと云ふので苦しんだ折に此處から三億六

千萬斤の鹽を持つて行つて、まだ足らぬから何とか鹽の工夫はないかと云ふので、そこで私の處で色々掛合ひまして北京政府と掛合ひまして海州の鹽を一億萬斤取ることになつて日本の鹽が息を吐いたと云ふのでありまして、鹽も却々大したものでありまして、もう四五年經つと十億斤の鹽は取れます。尙四千町歩許り開ける所がありますから十三億斤の鹽を需要する日本に對して、此膠州灣の鹽だけで滿すことが出來るやうになる譯であります。日本の他から取る鹽は第一に關東州臺灣から取る。それから膠州灣から取る。今年あたりは財界の不景氣の爲めに專賣局がストックを持つて居つて、五億斤のストックがある爲めに私共の所からは取つて貰はれませぬ。けれども關東州が一億斤臺灣が一億斤私の所は一億四千斤やりましたが、一億四千斤ではこなれませぬから後の鹽には弱つて居ります。何とか浦鹽の方が治まれば漁業の方に使ふ沿海州へ向けますが、彼方へ行く鹽には青島の鹽が第一等であると認められて居ります。それは乾燥して居るからであります。

山東鐵道沿線事情

青島から濟南までは二百四十四哩でございます、獨逸の時代に掛けた鐵道があります。此沿線に於て獨逸も初めには鐵道線路兩側三十支里と云ふものを自分の支配の範圍内にして居りました。獨逸の折には非常に人民に反對があつて遂に其等は放棄して獨逸が其處に持つて居るのは坊子の炭坑、淄川の炭坑、金嶺鎭の鐵鑛此三つを持つて居りました。鐵道は日本の青島占領の結果として、日本の權力の下にありまして、占領當時は私も此方の部長として兼ねて居りました。獨逸のやりましたのを引續いて淄川の炭坑を經營して居ります。金嶺鎭の鐵鑛は獨逸時代にボーリングして既に掘出すやうにして其處へ製鐵所を造ることにして居りましたが、それを繼承して金嶺鎭の鐵鑛は一昨年から掘つて居ります。坊子の炭坑は是は炭質も少し惡い、尤も青島には近いのですが、それは私の方では自分でそれを掘る代りに他に掘らしてさうして一噸に付て幾らと云ふことで此方へ取る、或は掘つたものを此方に取つて賣つてやると云ふことにして居ります。何しろ山東省は大きな地域でありますから殊に地味は豐饒の方であります。物資は何が一番大きなものか分りませぬけれども色々な物が出ます。昨年も希臘公使あたりが、參りまして自分は煙草の事は能く知つて居るが、煙草に適する所は山東か朝鮮の大邱、それより外にはないと言つて居られました。何故かと云へば、煙草が出來る所は地が赭くなくてはならぬ。此乾燥の程度から見ても煙草には餘程適すると云ふことで、從來からも英米が既に八萬噸は作つて居ると思ひます。日本人も近頃内地で煙草の需要の爲めに其方に手を出して、煙草を自分が作る譯に行かないから商賣人が支那人に種を貸し肥料もて貸し收穫の保障を與へ、假令出來ぬでも麥を作る代位はやるからと云ふ契約で段々手を付けて居ります。百姓の方は儲かるから段々擴がりつゝあります。又綿花が適すると云ふことを專門家は言つて居ります。又沿線に綿が出來る

と云ふことも大概一致して居ります。甜菜糖が出來ると云ふことは是も殆ど定つて居るやうであります。日本の大きい實業家が昨年當りから甜菜を試みて居ります。又濟南には從來支那人が工場を建てゝ甜菜を作つて搾つて居る。之には日本の資本も入つて居ると云ふことであります。支那人の會社でやつて居るものが此沿線には色々あります。が何か將來大連の豆粕のやうに貿易の大宗に何がなるかと云ふことは今の所分りませぬ。落花生と云ふものは近來非常に盛んでありまして昨年一昨年と云ふものは千五百萬圓以上輸出されて居ります。所が今年は亞米利加が不景氣になつて奥地へ作つたりして居るが薩張り賣れない。落花生の油も工場などで或る所では搾つて居りますが、落花生は廣東邊の支那人の方へ供給はしますが、亞米利加が止つて居る爲めに、百姓は澤山作つて貯へて居るが又雨季になれば腐るので弱つて居ります。私が此方へ來る少し前五月初め頃から少し歐羅巴の方へ捌けるやうな口が出來て居りましたが落花生が貿易の大宗になると云ふことはまだ分らない。今年は落花生が出ない代りに鷄卵が非常に出て居る。卵粉工場が立つて黄の粉と白い粉とを搾へる、それが亞米利加へ大變出るし日本にも來るやうであります。是が非常に儲があると云ふので青島に卵粉工場の大きいのが四つ出來、濟南に一つ出來ました。一昨年から昨年に掛けて青島で五十萬個濟南で七十萬個と云ふ卵子を潰してさうして輸出したと云ふのでありますが、今年は卵粉も亞米利加へ行かないので、其爲めに生鷄卵が秋から冬にかけて毎年日本へ來るのであります。彼方で買へば一錢五厘から二錢五厘の鷄卵が、日本へ來れば八錢とか十錢とかに賣れる。是も大變でありますから何處に鷄を飼つて居るやら分らない、金になると段々集つて來る百姓が農産物の副業としてそれを飼ふそれが高く賣れると云ふと非常な勢で來るのであります値も段々高くなつて實は私が行かん前は十錢に十個もあつたが、私が行つてから三つ四つ位で今でも四つが三つであります。是は鷄卵が少くなつて高くなつたのではなく、需要が澤山で何十萬個と云ふものを潰すので段々高くしたので、さう云ふ夥しい收入は皆沿線の支那人の衣嚢に入るのだから、彼等が富んで來る、之に依つて日本人も利益し支那人も利益する、其間に於て不正は一つもないのであります。

排日の風潮

さう云ふ風でありますから排日問題も隨分一昨年から掛けまして八釜しいことでございましたが、所が青島に居ります支那人あたりにはそんなことは一つも思はない。沿線にもありませぬ。唯濰縣とか濟南邊に少し排日の運動が學生に依つてありました。是も本を糺すと私が初め行きました大正六年十月起りましたのは濟南から起りましたが、今度の排日は私の處や濟南から起つて居りませぬ。是は北京天津並に上海が本でございます。南北の爭が一つの原因であらうが、それから北部は北部で黨派爭が基だらうと思ひます、恰度御維新の際に政府が意氣地がないからこんな事

で外交が詰らんと云ふので討幕の事があつた、遂に德川政府が退いて見ると矢張攘夷ではなくして外國と手を握つたと云ふ當時の通りで是は支那の內部の政黨爭權勢爭であらうかと思ひます。其證據には私の所の山東から起つて居りませぬ。初めには北京天津上海の學生が濟南へ來て非常に騷いたものだから、それに乘つて濟南でも起つたのだ。齊魯大學と云つて宣敎師の學校で醫科大學もあります、それには四百人位の生徒が居つてそれが一番に起つた。それは色々な關係もありませう。校長其他は非常に排日を煽つて今でも時々さう云ふことをして居ります。それは色々な關係もありますが、兎に角濟南に四十萬圓の經費を掛けて大學を拵へそれに醫科大學や病院を置いて、支那人を救護して其療治は非常に懇切で、土地の上中流の人は皆其處へ行つて居ります。中には田舍から出て來る者、田舍へ來て診て下さいと云ふ者もありまして、是が巧に一昨年邊りから煽つたのであります。半分は少し嫉みもあつて旁々學校の生徒が立つたのではないかと私は邪推するのであります。それはどうでも宜しうございますさうであるかないかと云ふことは別として齊魯大學が本になりそれから師範學校其他が立つて段々大きくなつたのであります。併し根本は私の所ではない、又私の所は影響は少なかつた。今日は殆どないのであります。唯其處の學生やら雜縣邊の宣敎師の學校の學生あたりがやるので、實際の商取引には妨碍は受けて居らぬのであります。

有望なる鑛山業

斯う云ふ譯で今日は段々好い傾向になつて居ります、前申す如く何が貿易の大宗になるかと云ふことが見當が付きませぬ。鹽、石炭、紡績、棉、落花生鷄卵とか種々な種類がありますが、此處は大連とは少し違つて居ります。併し自分が考へますには兎に角遠き將來に於ては石炭と云ふものは、現在開平炭と云ふものがあるが、此處の石炭は日本に關係ある所に於て將來東洋の貿易の死命を制しはせぬかと思ひます。何故と云ひますと私は朝鮮に七年居つたさうして見ましたが朝鮮には石炭はありませぬ、平壤炭がありますが是は僅々年々十五萬噸位で、之を海軍の德山の煉炭所で煉炭にして居るが是では足りないので一昨年あたりから昨年にかけて十萬噸私の所の石炭を持つて行きました淄川炭坑は四十三方哩で炭量八億噸と云つて居ります、撫順は五億噸撫順と炭質を同じうして無煙炭であります。英吉利のカジーブ炭と同じいと云ふことであります。今では澤山掘つて居りまして、獨逸時代に竪坑をやつて壞して行きましたが、それを日本になつて大正六年に第三竪坑を大正八年に第四竪坑を作りました。年々百萬噸出て居ります此炭田は大したものであります。併し此外に博山と云ふ處に炭坑がございまして、是は支那人が採掘權を支那政府から受けてそれに資本がありませぬから日本人が資本を出してさうして相提携して、經營してさうして掘つた石炭は日本人が買つて持つて來ます。是は六千萬噸から取れると云

ふことを技師が言つて居りましたそれから淄川からづつと西に掛けまして章邱炭田と云ふのが續いて居ります。淄川炭田の東の方は火山炭になつて止つて居りますが西の境は淄川から分れて博山に行つて線路が境になつて居ります。坑區の鐵道線路が境になつて居ると云ふ處は此處一つであります。其西はどうであるかと云ふと同じ性質の炭田が是は先づ淄川から章邱炭田へ掛けて鐵道が炭田の上を走つて居るのであるから十五億噸二十億噸あると云つて居ります先達も日本人の神戸の岡崎忠雄と云ふ資本家が行つて、是は支那政府から公然に許可を得まして周自齊と云ふ人が矢張彼方の金主であるから、其間に犬塚信太郎と云ふ人が永い間合辨として許可を受けるやうに運動して、四月終に合辨でそれをやることになりまして、早速着手することになりました。是は合計三百萬坪さうして鑛量は先づ六千萬噸だと云ふことでございます。是は其一部でございますさうして朝鮮の方にも石炭はなし、日本の石炭も年々減つて行くと云ふ有樣で、專門家の話では九州も三十年五十年先には無いと言つて居ります、まるでなくなると云ふことはないでありませうが、年々減ると云ふことを聽いて居ります北海道樺太にもありませうが、何しろ大きな炭田は日本は何處から石炭を取つてもありませぬ。必要な石炭を何處から取るかと考へると此邊から買ふより外ないと思ひます併し支那の炭田は是だけではない、六千億と云ふ炭田がある。五百英方里に亘る炭田であるから、是は私の所の延長線が濟南から、先へ百六十哩から百七十哩行きますと其方へ入つて行けるのであります。當然東洋の商工業の死命を制する石炭は此青島を通じて支那各地から出て來なくてはなるまいかと考へます。併し前申す如く何が貿易の大宗になるか今の所見當が付きませぬ。

支那には物資が澤山ありませう、蒙古滿洲の奥地にも物資がありませう。日本は段々之を利用しなければなるまい何しろ國は小さし山國である、又之に朝鮮を加へても同じやうな地勢であつて、谷の間に住んで居ると云ふやうな國である。歐羅巴でも亞米利加でも旅をすると斯う云ふ地勢は少い、其代り山があつて水力電氣が澤山あるが物資の出る處は少い。國はどうしても商工業で立たなければならぬとすれば、先づ工業の物資を何處から一體取るのか支那大陸其他西伯利方面の物資を貰つて來なくてはなるまいと思ふ。所が支那も朝鮮も滿洲方面も氣候風土を異にし地味を異にしし居りますが、それも必要じありますが、山東から以西と云ふものに掛けては又非常に氣候風土の關係は恰度東京のやうでありまして、冬も暖し夏も涼しと云ふ處で青島を起點として東から西へ眞直二百四十哩で濟南へ行く濟南は津浦線の眞中で支那の中原である。それから又少し延んで行くと二百哩足らず行くと山西河南或は甘肅となつて是は大した物資のある處であることは皆樣御承知の所であるから繰返しませぬ。此處の物資は西伯利や又滿洲蒙古の物資と異つて非常に日本の商工業に必要なる物がありますそれで青島の問題はどうなるかそれは日本と支那との話合のことでありますが、どうなつても日本が彼處の全體の商

業の中で一番の貿易額を占めて居る、獨逸があれ程保護しても一千九百十三年の貿易額も日本が最も多かつた。今後も彼處の土地柄日本との貿易と云ふものは益々發展するに違ない、又さうなくてはならぬ、是が日本の國に取つても支那の開發に取つても非常に重要なことゝ考へます。

尙日本は朝鮮を保護して以來もう十年になりますが、彼處にも段々色々な農業と云ふものが發展して來る進歩して來る、それと同時に物資が起つて來る、此頃に到ると工業が其物資を利用して起るやうでありますが、大工業と云ふことに付てはどうしても向ひ側の青島とか支那の物資を買つて來ると云ふことにならぬと大した發展も如何かと想ひます。

先づ概要はこんな事でありまして、處は小さい處でありますが、日本と支那兩國の發展上必要な楔子であると云ふことが御承知でありませうが十分に御了解を願ひたいと思ひます。色々な事を一昨年來出ては有ゆる御方に申上げましたけれども、どうも其重要なことがまだ腑りと頭に入る人がなくて困る。勿論朝鮮も重要であります、私が七年居つた間に彼處々見て來て寺內さんの惡評をする人が少くない行つて見ると治鮮五年の朝鮮博覽會へ行つて來て惡評を聽いた。吾々は惡評だの好評だのを聞くがそんな事はない兎に角彼の重要なことを一つ見て貰ひたい尙聽いて貰ひたいと言ふのでありました。それに就きまして朝鮮七年間は甚だ遺憾に存じますが。青島は小さな處でありますが世界環視の中にあつて彼方此方から注意されますが、日本の誠意は萬來人と云ふものが近來見て來て非常に喜んで居る諸君の中でも既に御覽になつた方もありませうが、又斯う云ふ重要な古い日支親善經濟上の提携を數十年來やつて居らるる會の諸君、之に關係せられた御方が殊に此青島に就て私の意見を聽いて下さると云ふことに付ては甚だ感謝致します御禮を申上げます。（拍手）

時報

北京會議と新內閣——張作霖氏の蒙疆經略使——李士偉氏財長就任問題——陸西の風雲——成功せる獨支協約——山東問題の意義　日英續盟と支那の輿論——對露通商と米支

北京會議と新內閣

曹錕張作霖王占元三巨頭の所謂天津會議は大倦怠の裡に漸く五月四日最後の幕を閉ぢ、卽日連袂上京し舞臺を新にして北京會議の大ビラを掲げぬ、議題は皆取り〳〵に重大にして興味深々たるも虚名徒に高くして役者の技之に添はず、天津興行以來著しく人氣を失へる三優の入京は國都人士の感興を惹かざること夥しく、大向の輿論は頗る冷かなる嘲笑を以て之を迎へたり。

豫想は事實に現はれて茲に之を記するに餘りに實なきお芝居なりき、五月五日三巨頭入京以來一直月末の離京に至るまで二旬餘、會議と稱し得るものは唯だ僅に二十四日徐總統出席の下に開かれたる所謂聯席會議及翌二十五日在京各蒙古王公召集會に於ける對蒙討議の二回ありしに過ぎず其餘は酒前茶後の間に於て花札を弄しつゝ談議を重ねたるのみ何等國事討議に對する貴誠なく何等時局解決に對する方針もなし、血走れる眼は國事盡心の餘瘁に非らずして徹宵賭博連夜輸贏の逆上のみ、氣慨に似たる激語は口角論議の餘聲に非らずして醉後慢罵の亂言たりしのみ。

斯くして二旬餘に亘れる大會議中兎に角纏まるは卽效紙的內閣改組問題と彩票に當れるが如き蒙疆經略使卽ち對蒙討靖問題の二事ありしに過ぎず、其內閣改組問題たるや時局解決に必須なる新人材の登用拔擢に非らず、靳對葉の財權爭奪に因る時局解決の根本義に殆んど關係なき變更に過ぎず、言ふまでもなく財政問題は時局解決の根本問題にして亦靳內閣維持の最大重要問題なり、償還せざる可らざる內外債務の期限は遠慮なく迫れり、各省軍餉の缺債は日々電促して已まず、舊曆端午の節季は既に逼て焦眉の急に在り而も新銀團は素志を堅持し頑として政治借款に應せず國內銀團は財政整理の到底實行する能はざるに愛想をつかして亦政府の求に從はず、需要限りなく供途既に渴せり、識なく苦悶せる靳總理は窮餘の一策として政費流用以て一時の急を彌縫すべく、先づ內閣の財政權を自派掌中に把握するの必要を感じ、收入最も大にして確實なる交通部の收入を以て軍政兩費の不足を塡補せんとせり、交通部特別會計を一般會計に移さんとせる紛爭問題是れなり、由來靳內閣の財政權は交通舊系たる周自齊及葉恭綽二氏の掌握せる所にして二氏は平素常に政費流用の弊を鳴らせる者、況や交通部特別會計制度は實に葉氏多年力爭して始めて得たる所、特別會計を以て舊交通系活動唯一の財源と風評さるゝも中外輿論皆以て之を是とせり、於是葉氏は斷乎として靳氏の要求を拒絶し其錯誤を痛駁せり、於是靳氏は葉氏を惡めり、加之靳葉二氏の感情平素原と善からず、蓋し葉氏の智才は關係中其匹なく遠慮なく針の如き氏の言論は同僚衆に之に

服せるも內心窃に之を忌み、葉氏排斥の私語は臺閣を通じて靳氏を動かし遂に之が苦惱を天津會議の三巨頭に泣付けり、何者にても可なり自己に都合好き者を引用する事に寛大の美德を有する三巨頭は太く靳氏の意を讃同し、拔目なく先づ葉氏に內閣維持費として五百萬元の調達を强索せり戀々交長の椅子を離れ難き葉氏は已むなく交通部特種支付券を發行して之に應せんとし國內銀團との間に大に其議を進めたるも窃に考ふれば五百萬元の調達は交通部特別會計保持の保證金に非らず、調達の上或は又幾時要求さるゝやも知れざるを以て特別會計を動搖せざるべき言證を三巨頭に求めたるより遂に不調となり三巨頭より內閣維持財源不援助に名を藉りて葉氏の自行辭職を促したる處憤激せる葉氏は之に從はず、其辭職を促せる理由の公開を求めて頑强に對抗せる爲め、靳氏は遂に內閣總辭職の形式を以て桂冠し、暗中既に妥協成れる徐總統は卽日更に再び靳氏に內閣新組織の大命を下し、遂に棻恭綽及周自齊の二氏を除きて徐靳兩總の參謀長たる內務總長張志潭氏を交通總長に轉じ五月十四日の大總統令を以て次の如く第十三回內閣の新組織を見るに至れり。

國務總理(重)靳雲鵬　外交總長(重)顏惠慶
內務總長(新)齊耀珊　財政總長(新)李士偉
陸軍總長(新)蔡成勳　海軍總長(新)李鼎新
司法總長(重)董　康　教育總長(重)范源濂
農商總長(重)王廼斌　交通總長(轉)張志潭

(備考)　新任總長の略歷。

新任內務總長齊耀珊氏。字は照岩　吉林省伊通人前淸の進士出身にして宜昌知府　督練公所教練處總辦　湖北荆宜道　湖北提學使　參政院議員　浙江省長を歷任し　張作霖氏と善し、今次の入閣は張使の推薦に係る

新任財政總長李士偉氏。字は伯芝　直隸省永平人早稻田大學出身にして北洋師範學校監督　直隸省學務處會辦　直隸全省自治局督理　井陘礦務局督辦　總統府顧問　中日實業總理

新任海軍總長李鼎新氏。字は成梅　福建省閩侯人英國海軍兵學校出身にして定遠副長　天津海防營務處總辦　海軍部司長　海軍總司令たり。

新任陸軍總長蔡成勳氏。字は唐臣　直隸省天津人北洋武備學堂出身にして標統　協統　旅長　第一師長　綏遠都統甘肅督軍を歷任す。

而して右新閣員中李士偉氏の就任問題は稍興味あるを以て這は別に記述するとし、其他は旣に就任を諾せるも唯だ教育總長范源濂氏は例の紛糾を極めたる教育經費問題解決せざる爲め尙未だ就任を肯せず。

時局解決上の一大問題として嘗稱されたる內閣問題は根本問題を解決すべくして解決する能はざる無爲の巨頭會議より兎に角右の如き生理的に貧弱なる新內閣を生みて漸く一段落を告げたるも、憤懣遣る方なき舊交通系が之に對し其財界に於ける大勢力を糾合して報復的行動に出づべきは固より想像に難からず、敢然として財閥たる舊交通系を驅逐し自ら其財的援助を絕ち岌々一時の苟安を索めんせる新

內閣は果して如何なる成算ありて今後の保持を圖らんとするか、注意に値す。

張作霖氏の蒙疆經略使

內閣問題は兎にも角にも既に右の如くに解決を見たり實恩に巧妙にして打算に聰明なる張作霖氏は於是機に乘じ好箇なる一大案對蒙問題を捕へ突如として蒙疆經略の大權を把握せり、直皖戰後に於ける美味は張氏の終生忘る能はざる所なり、冗々二箇月に亘りて京津間に滯留せる所以の目的卽ち玆に存す直言すれば彼は爲さんが爲に來れるに非らざるなり、握らんが爲に來れりと言ふを憚れりとせん。

今次會議の一大議案たる外蒙問題は張使にとりては內閣問題以上の緊要切實なる利害問題なり、果せる哉、外蒙問題解決の最も大なる鍵の所有者として實際解決を主張して滿蒙經略の大權を求めたり、張使の大滿蒙主義は今日に始まれるに非らず、其計畫や既に已に久し、直皖戰時の直隸派援助に功を示して大東三省主義を完成し、更に步を進めて熱河察哈爾綏遠の三特別區域を自家勢力圈內に收めんとし、第二十八師長汲金純氏を熱河都統に奉軍第一師長張景惠氏を察哈爾都統に參謀長秦華氏を綏遠都統に推薦して極力強索する所ありしも、餘りに傍若無人なる此強索は四圍の顰蹙する所となりて僅に察哈爾都統を獲たるのみなるより、折あらば兼ての宿望を貫徹せんと耽々として虛視しつつありしは周知の事にして曩に張勳氏を起用して三特別區域巡閱使とし征蒙總司令たらしめんとし、遂に世論の大反對に遭ひて立消となれるも張氏大蒙主義實現の著々已まざる意を想見すべきなり。

內閣問題解決の報酬として又解決せざる可らざる外蒙問題解決の最大適任者として張使の要求は遂に容るゝ所となり、五月二十五日在京各蒙古王公を召集して對蒙大會議を開き、滿場一致を以て外蒙討征案を決議して一切の大權を張使に付したるが、席上張使は揚々得々たる態度を以て言明して曰く

蒙古問題に對する一切の責任は作霖願はくば一身を以て之を負はん、征蒙軍を進むるに當て余は自ら總司令となり、親しく戰線に馬を進め、完全なる解決を告ぐるに非らざれば、復た斷じて歸還せず余にして征蒙の一戰に武運拙なく陣亡せば諸子後事を曹錕に託せよ、曹氏にして尙成らずんば更に之を王占元に委ねよ、魂魄余が身に附する限り、余は蒙古の完全に中央に歸服する迄兵を退かざらん。

滿場聽く者案を叩いて之を壯とせざるはなく、越えて三十日夜大總統令を以て蒙疆經略使の大權を授けられたり總統令の大意を示せば略ぼ左の如し。

外蒙の莠徒舊黨露軍と勾結して活佛を挾み、邊疆を搔擾し、都市を掠奪し、商民を殘戮し暴悖を極め、王公喇嘛人民相共に自救に途なく、痛憤其極に達せり、前日在京外蒙王公及呼圖克圖喇嘛等を召集して之が救濟の策を徵せるに皆何れも邊境討平に議一致せり、卽ち玆に大計を決定し軍旅を整へて速に戰定を圖らんとし、東三省巡閱

使張作霖を特派して東三省經略使に兼補し剿撫の計畫に關する一切の全權を付與し、外蒙との關係密切なる熱河察哈爾綏遠三特別區域は呼應靈敏にして始めて能く征蒙の功を擧げ得べきを以て、各區都統は皆該經略使の指揮節制に服すべし、尙後方の策應に至りては直魯豫巡閲使曹錕及兩湖巡閲使王占元をして隨時會商協議せしむ。

而して張新經略使は右經略經費として軍餉七百萬元を要求し、靳總理は新任財政總長李士偉氏の就任する能はざる時現任次長潘復氏の代理就任の承諾を求めて之を諾し更に曹錕氏の要求に係る陝西督軍陳樹藩氏を更迭して閻相文氏を其後任とするの均等的交換條件に承認を與へ、大々的お土産を大風呂敷に包み、喜悦滿面の態を以て翌三十一日離京奉天歸任の途に就けり。

李士偉氏財長就任問題

新任財政總長李士偉氏の推薦は徐總統の希望に出で靳總理及三巨頭何れも讃同せるものにして、其推薦し讃同せる所以の氏が親日關係深きを利して日本借款の調和的整理及今後の對日借款に便せんが爲めに在るは蓋し疑義なき推斷と謂ひ得べし。

閣員發表當時氏は尙未だ就任承諾を確定せざりしが、徐總統は特に徐世章吳笈孫李書勳及楊潤等四氏を天津に派して極力李氏に勸說し、五月十八日氏は四氏と共に一先づ上京して靳總理及三巨頭と會談熟議せる結果、差當り舊曆端午の節季に一千二百萬元の調達を要し、財長就任は先づ此お土産調達を解決せざる可らざることゝなれり蓋熱李氏唯一の賴みとする中日實業は由來保守的にしていざ鎌倉の用に立たず、日本の非公式單獨借款は今日到底不可能にして絶對に望む可らず、之を除きて國內財界に於ける氏の信望勢力は微々として幾んど其存在なく、加之舊交通系を中心とする、財閥の反靳運動猛烈にして齒も立たず、更に加ふるに氏の親日派なるの故を以て排日論者の痛烈なる攻撃あり、更に加ふるに將來財政整理の到底實行され能はざる幾多の難情纏綿せるありて、曾に舊節季所要千二百萬元を調達する能はざるのみならず、將來の困難容易ならざるものあるより、氏は遂に斷念し、徐靳及三巨頭の勸說ありしも遂に就任の表示を決定せず、二十日間の請暇を求めて暫らく節季の難關を避くべく再び天津に歸れり。

李氏既に右の如く請假を得て歸津せるも、目前に迫れる節季窮窘の財政は兎も角も其責任者を決定せざる可らざるより、靳氏は三巨頭の同意を經て現任次長潘復氏を財長代理たらしめんとし、目下潘氏と交涉中なるが、野心と功名に燃ゆるが如き潘氏は衆てより窃に自ら之を擬し節季以前に所要軍政費の調達は必らずしも困難ならずと頗る樂觀說を吹張しつゝあるが頗る疑はし。

陝西の風雲

陝西督軍陳樹藩氏の劣績惡評頗る高かりしも皖派勢力の庇護ありて奈何ともする能はざりしが、昨夏皖派一敗地に塗みれてより後氏の罷免問題は北京に於て盛に議せられた

ることあり、雖然氏の罷免は氏をして四川或は西南と相結んで自主獨立の形勢を釀出するの虞ありたる爲め、中央は今日に至る迄之を忍びつゝありし處、最近陝西の內訌漸く甚しく、加之北京巨頭會議に於て張作霖氏の蒙疆經略使問題決定されたるを機とし、之が均等的交換として曹錕氏の要求に依り、遂に陳氏を罷免し、曹氏部下の第二十師長閻相文氏を陝西督軍の後任とするに決定し、五月二十五日總統令を以て陳氏を祥威將軍に轉任し至急上京を命ずるに至れり。

雖然陳氏の轉任上京命令は曾に表面官職の移動のみならず、生命財產上の不安尠からざるものあるより、氏は意を決して斷然中央に反抗し、不日公然獨立の宣言を發すべく想像されつゝあるが、聞く所に據れば中央罷免命令到達の日偶ま陳氏嚴父の壽誕當日にして大に盛宴を張りつゝある際なりしかば氏の憤激殊に甚しかりしと云ふ、事既に茲に至りて氏の穩便なる引退に出でざるべきは蓋し豫想の事實にして、氏は今後廣東政府に援助を求むべしと稱さるゝも遠くして孤立せる廣東政府の援助は到底覺束なく、結局皖派の同僚たる浙江の盧永祥福建の李厚基の兩氏に援を乞ふの外なかるべきも、盧李二氏が之に一諾を與へて公然叛旗を翻すべきや否や頗る疑問多く、甘肅の陸洪濤氏は平常陳氏と友誼厚く且つ其地鄰接せるより、陸氏の援助を借りて其地の利に據り、愈々反抗の態度を示すに至らば邊境の措置容易ならざる大事を呈すべし。

中央政府は到底陳氏の城池明渡を肯んせざるべきを虞り既に湖北に駐在せる新任陝西督軍閻相文氏に其第二十師を率ひて急速赴任し、若し陳氏にして反抗せば武力を以て對峙すべきを命じ、更に河南信陽州に駐在する第十六混成旅長馮玉祥氏にも潼關方面に出動命令を下せり。

因に陳氏直屬の手兵は約四個混成旅を有し、其中一旅は潼關附近に配置しあり、其他は西安に駐在せるが由來天險と稱せらるゝ陝西に據らば之が進擊容易の事に非らず、陝西今後の變化は注意を要する一問題なり。

成功せる獨支協約

醞釀約一年に亘んとする獨支國交恢復問題は愈々五月二十日正午支那外交部に於て顏外交總長と獨逸共和國全權代表フォン、ボルヒ氏との間に協約の正式調印を見るに至れり、ボルヒ氏は昨夏渡支し直に外交當局と磋商を開始せるも中間偶ま直皖戰事勃發せる爲め、數個月間停頓の已むなきに陷りたるが、爾來續いて進行し非公式の會議を重ぬること五十餘回の多きに及び、外交部よりは參事王景岐氏主任となりて折衝の任に當り、其協約の骨子は主として獨に支那よりチエック代表に提出せる草案を標準とせり（歐戰の生める新建立國チエックは曾て支那に向ひて通商を提議し來れるより、支那は之に應じて草案を提出せる處、相互の意見隔絕せる爲め遂に今日に至る迄尙未だ停頓中に在り）而して支那の最も努力せる點は領事裁判權の撤去に在り、概ね各條項皆頗る順潮に進捗せるが唯だ獨人財產の處分問題に於て意見合はず、爲めに數週間の遲延を來せる

是れ亦双方の了解を經て遂に圓滿なる一致を見閣議を通過して茲に成立せり。

該協約調印後其全文は兩國の正式批准を經たる後之を公表することゝし、外交部は其大綱に就き非公式に次の如く發表したり。

獨支兩國間の邦交及通商關係は本協約の調印に依り兩國相互の聲明の下に既に恢復し、茲に

獨逸より曩に支那に向て聲明せる在支領事裁判權撤廢に關する件

ヴエルサイユ條約中支那に關する各項條約義務履行の件

獨逸が從前山東に於て享有せる一切の權利利益等を直接支那に還付し得ざる件

在北京獨逸公使館所屬の練兵場に關する權利放棄の件

支那政府の收容せる獨逸軍人收容經費賠償の件

等を確定せり、本協約は相互平等の原則と領土主權尊重の精神に基き締結せるものにして之を七箇條に分つ即ち

第一條　兩締約國は相互に外交代表を派遣するの權利を有す

第二條　兩國相互に領事等の官を設置するの權利を有す

第三條　兩國人民相互に居留商工業を經營するの權利を有す

但し第三國の人民が旅行居留商工業を經營し得る地域に限る、且つ其生命財產は均しく所在地の法律法庭の管轄の下に遊ひ、租稅は所在國民所納數額以上に超過せず

第四條　兩締約國は關稅自主の權利を有す、但し兩國人民の貿易せる輸出輸入及通過各稅率は所在國民と同樣とす

第五條　獨逸が聲明せる文書類及協約の條項は將來正式條約締結の根據とす

第六條　本協約は佛文を主とす

第七條　本協約は兩國批准の日より効力を發す

▲兩國全權交換公文書

(一)獨逸代表對支公文

獨支協約及獨逸の聲明せる文書を次の如く解釋す

一　支那貨物の獨逸に於ける關稅は協約第四條に其規定あるも支那政府はヴエルサイユ條約第二百六十四條に於て與へられたる利益を引用するを得。

二　聲明文書中に稱する收容經費なる者は獨逸がヴエルサイユ條約の原則に依りて支那に賠償する外、別に該收容經費を支拂ふものとす、戰事賠償に至りては獨逸は先に其一部分を支拂ふべく、其數額は既に整理せる獨逸財產所得の半額及未だ整理されざる獨逸財產總額の半額とし、此協定せる數額中現金四百萬元を用ひ、其他は津浦湖廣兩鐵道の債券を用ふ。

三　在獨支那人の財產は協約批准後に還付す。

四　支那學生の獨逸留學に對し獨逸政府は其入學及實地練習に援助を與ふ

該公文は右四項の外更に左記五項に關して支那政府の回

答を求めたり。

一　在支獨人財產將來の保證
二　在支獨人の司法上の保障
三　陪審裁判の件
四　支那對敵通商條例に關する件
五　獨支債務整理の件

(二)支那代表對獨公文

顏外交總長はボルヒ氏の(一)支那貨物の獨逸に於ける關稅(二)損害賠償(三)在獨支那人の財產(四)支那學生の獨逸留學等に關する解釋を承認し、更に其餘の五項に對して次の如く回答す。

一　支那政府は獨逸居留民に對して完全なる保護を加へ國際公法の原則及本國の法律に據るの外、再び其財產を封查せざるべし、在獨支那居留民も亦之と同樣なる待遇を受くべきものとす。

二　在支獨逸居留民の訴訟事件は新式裁判及新法律に由り正式の手續を以て之を審理し、獨逸に籍を有する辯護士及通譯の參加を許す。

三　陪審裁判に關しては支那政府に於て相當の方法を設けて双方の公平均等を期すべし。

四　支那の對敵通商條例は協約批准の日より其効力を失し爰に海關に登錄せる獨逸の商標は原主の再登錄に依りて其効力を恢復する者とす、獨逸商品の輸入は國定稅率の未だ施行されざる以前に於ては暫らく通用稅則に據りて關稅を納付するものとす。

五　支那は協商各國所設の公共整理處に加入するの意を有せず、支那政府は獨逸が上述の數額を擔任して戰事賠償の一部分を交付せば、協約調印の日より獨人財產の整理を中止すべく、又上述の賠償金を受取りたる時及獨支協約批准後整理所得各款及控留せる各產業を悉く原主に還付すべきを聲明す。

德華銀行及井陘礦務に關しては支那主管機關より別に其方法を商定すべし。

該協約の成立に對して支那國民は國際平等の原則を實體化せる支那對外最初の協約なりとし、輿論は大なる滿足を示して顏外交總長の手腕と獨逸代表ボルヒ氏の公正を稱揚せり、該協約が將來支那の對外交涉に僅少ならざる好影響を與ふべきは必然にして更に遠からず調印さるべき極東共和國との通商條約に對しても支那をして益々有利ならしむべく觀測さる。

山東問題の意嚮

獨支協約は上述の如く旣に調印され、約中「獨逸は從前山東に於て享有せる一切の權利利益を直接支那に還付し得ざるを遺憾とす」の一項あり、之に對して支那の同意を表せるは其山東問題に對する態度の變更を明らかにせるものにして、結局ヴエルサイユ條約の明文に從ひ日本との直接交涉に依りて解決せんとするの意嚮を覗知し得べしとなし加之最近頻々たる東京電報は山東撤兵案は殖民地會議に於て決定され陸軍側亦之に同意せりと傳へ、或は山東問題は

遽に無條件にて支那に還付し、且つ青島專管居留地權をも放棄し、膠州灣は支那の自由商港として開放するに決定せりと謂ひ、從來直接交涉に據るに於ては必らず何等かの苛酷條件の要求を受くべしと危懼を懷きつゝありし支那側も日本の態度にして果して斯くの如く穩健ならんには國際聯盟に提出せんとせる當初の方針を變じ、日本の要求に應じて直接交涉を許容するに至るべしとて日本內地輿論界は一樣に殆んど直接交涉に決定されたるかの如くに報道し、山東鐵道沿線の撤兵するに於ては直に右交涉の開始を見るべしと信ぜられ居るも信ずべき某方面より確聞する所に據れば支那政府は飽迄直接交涉を避けて當初の方針通り之を國際聯盟に提出すべく、何等態度の變更なきものゝ如く、東京會議に於て山東撤兵に決定せりとするも、這は直接交涉問題とは自ら別個の問題にして之を以て支那當初の方針を變動し得べきに非らずとなし、撤兵如何に對して全く無關心の態度を持し、着々聯盟提出の準備を整ひ居れり、雖然外交當事者及一部少數の識者間に於ては純理論並に眞の利害關係より打算して直接交涉の妥當なるを認め居れるも、奈何せん、多數國民未だ此間の微妙なる國際關係を理解すべくもなく、唯だ徒に聯盟提出を高唱して直接交涉に反對せるものなるを以て、此際此等輿論の反對を排して直接交涉を容れんとせば勢ひ其位置に止る能はざる結果を誘致すべく、已むなく此無理解なる輿論に盲從せざる可らざる關係に在るものゝ如く、先般小幡公使歸朝の際顏外交總長の希望により、公人の地位を離れて赤裸々に兩者の抱懷せる所を放談せるに、顏總長は余としては勿論直接交涉の合理的にして兩國の利益なるを確認するも、輿論の反對の爲に所信を實行する能はざるを遺憾とす、今後如何樣なる變化を見るも今日の情勢より推せばそは全く困難なりと思惟すと語りたる由にて殊に學生の反對運動には如何共爲す能はざる口吻を洩せりと云ふ、而して平和條約研究會々長たる王正廷氏は最近大總統に對して山東問題は擧國一致を以て先づ二十一箇條を取消せる後始めて解決し得べく、日本の提議せる山東撤兵は何等直接交涉の表示となすべきに非らずとて國際聯盟に二十一箇條問題を提出すべしとの意見を上書し、更に上海學生聯合會の決議電に對して山東問題は顏總長の在任中顧慮するの要なし、一任して可なりとの意味を返電せるを看ても聯盟提出に關する深き決意を有するものと見らる。

日英同盟と支那の輿論

バッキンガム宮殿に於ける英帝室の吾東宮殿下御歡迎盛宴後、英國下院に日英同盟續訂に關する質問起り、各新聞相嗣いで日英續盟論を揭ぐるや、支那に於ても亦俄然として之が論評續出せるが玆に支那南北各地の論調を觀んに北京に於ける代表論とも稱すべきは新進氣銳の新社會報の時評なり、曰く

政府當局の吾人に語れる所に據れば、日英續盟問題に關し吾外交總長は屢々英國公使に向ひ口頭を以て聲明する所あり、五月上旬又次の如き一公文を英國公使に送致せ

り。

日英同盟は將に明年六月を以て滿了せんとし、該條約の規定に據れば若し該條約を繼續せんと欲せば條約滿期一年前に於て豫め之を決定するを要し、目下日英兩國政府は既に非正式に意見を交換しつゝあり思ふに此事たるや支那及東亞に重大なる關係あるを以て支那國民は此消息に接して頗る驚懼せり、本部之に對して國際慣例に準據し、友邦の締約は其條約上の規定をして唯だ二邦の權利に屬すべき權利のみに涉及されん事を希望せざるを得ず、大戰以後各國國際上の平等を尊重すること著しき今日右の如き慣例は殊に有効なるべし倘し今次日英續盟條約中尙依然として支那獨立及支那領土保全等の文字を含有せば獨立國たる支那の尊嚴及名譽に關すること大なるを以て支那政府及人民は之に對し抗議なき能はざるべし、特に貴公使より上述の意見を貴國政府に轉告して以て同盟續締に際して正當なる考慮を加へられん事を希望す。

此公文は其表示極めて明瞭なり、吾支那は堂々たる獨立國家なり、此獨立國家を捕へて締約の目的物となし或は領土保全或は獨立維持と謂ひて之を條約中に挿入するが如きは獨立國たる體面を傷くること極めて甚大なり。日本二十年來朝鮮を併呑して東亞に覇を稱せる所以皆是れ日英同盟の餘蔭なり、最近十年來英米の感情頗る篤く日米は輒もすれば時に不安の狀あり、英國は同盟關係に依りて日米戰爭の渦中に陷るを恐れ、一面米國と一般仲裁裁判條約を進むると共に、一面一九一二年の日英同盟更新條約第四條に於て兩締盟國の一方が如し第三國と一般仲裁裁判條約を締結せば、本協約は該仲裁條約の有効存續期間に於て、右第三國との交戰に對して其義務を負はざる旨を聲明せり、其後英米仲裁裁判條約は未だ米國上院の批准を得ざるも、英國の日米戰爭に加入するを欲せざる初意は今日に至りても變更なく、濠洲首相ヒュース氏は四月二十三日亦日英續盟は贊成する所なるも、之に因りて濠洲を日米戰爭の渦中に牽入するが如きは絶對に贊同する能はずと演說せり、之に由て之を觀れば英國政府及其重要屬領政府の英米關係をして日英同盟の爲に破壞さるゝに至らざる範圍に於て日英續盟に贊成せるを察知し得べし。

歐戰終熄以後に於ける國際間縱橫の局面を觀るに其狀依然として戰前に異ならず、佛白兩國は攻守同盟を結べり南スラブ、チエックスラブ及ルーマニアは三國協商を結べり、佛國は又最近チエックスラブと同盟せり、何れが國際聯盟組織の精神に違背せざる、歐洲大陸は斯くして皆此種に各々其黨援を樹立しつゝあるなり、歐洲現狀既に已に斯くの如し、吾人は之を以て獨り日英兩國の同盟繼續を責むる能はざるも、日英續盟にして若し果して吾支那を捕へて其題目となさんか、是れ啻に支那の國家體面の莫大なる毀損なるのみならず、又支那に實質的絶大なる危險あり、何となれば日英續盟以後に於ける日米は絶對的競爭に出づるに非らざれば卽ち協調以て吾支那を

謀るべければなり、絶對競爭に出づれば日米戰爭は終に免る可らず、然らずんば日英米の協調は不可能に非らざるべし、日米戰爭は決して支那の利益に非らず、日米の聯合又支那の好事と謂ふ可らず、ビスマーク曰く國際關係は流動的なり一時歸して固定するも幾くもなくして後又流動すべしと實際の至言と謂ふべし國家の間之を總じて自國の利害を以て前提とす、孰れが支那の仇敵なるや、孰れが支那の朋友なるや、均しく信するに足らざるなり日露戰爭の時に當て亦誰れか一九一〇年七月四日に日露新協約の出現するを豫想し得んや。

日英同盟の存續と否とは吾人の關せざる所なり、印度問題に於て露國問題に於て歐洲一般問題に於て彼等兩國は續盟の必要あるべし、吾人は唯だ兩國に向て吾支那を捕へて其題目とせざらん事を求むるのみ、民族自決主義は蠻人と雖今日尙且つ之を知る、支那の如き世界人口の四分の一を占むる大國家大民族が他國の爲に物品視されて條約の目的物に適用さるゝは餘りに酷虐ならずや。

次に上海方面を觀ん上海商會聯合會は五月二十七日第十八回理事會を開きて日英續盟問題を討議し、盟約中支那主權に關する文字あらば斷じて之を承認せざる旨を決議し、續いで全國各界聯合會、中華民國學生聯合會及上海學生聯合會の三團體が聯合會議を以て全國の輿論を喚起すべく次の如き長文の通電を各省團體に發せり。

昨年以來日本は日英同盟の繼續に對して極力運動し、近く皇太子を英國に派せるは其間必らず多くの詭計あり、英國政府は之に對し濠洲ニュージーランド及加奈陀の反對あるに拘らず既に續盟に傾けり、此事吾國に影響すること極めて甚大なり、吾人は先づ茲に日英同盟の條文を研究して以て其如何に危險なるかを觀ざる可らず。

一。日英第三次同盟協約第二款に支那の主權獨立及領土を完全に保全すとあり、吾國固有の主權領土が他國の協約に依りて保持さるゝは大なる恥辱なり、況や其所謂保持なるものは空名に過ぎず、實は掠奪のみ、日本は曾て日英同盟に口を藉りて靑島を占領せる後、最後の通牒を發して吾國に二十一箇條の承認を迫り、英國は巴里講和會議に於て山東問題に就き公然日本に偏袒せり。

二。日本雄覇の狡猾なる野心は英國の悉らざる筈なき所なり、之を悉りて敢て日本と續盟する所以は其分け前に與らんが爲めなり、從來吾國の大敵は唯だ一の日本のみなりしが今更に英國を添へたり。

三。日英の續盟は日本の大陸政策の實現を鼓勵するものなり、日本は滿洲の商業に關閉政策を行ひて極力政治的勢力を山東と蒙古に擴張し、更に靑島の外國商人を驅逐して以て支那の領土を蠶食せり、日英續盟成らば日本は益々忌憚なく、日本は刀となり英國は俎となり吾支那は其魚肉とならん。

四。日英兩國は其支那に於ける特別利益を規定せり曾て香港總督が北京に赴き、莫榮新等と私締せる鑛產借款契約の承認を迫り、且つ威海衞を還付して九龍の租借地を石龍に延長するを以て廣西援助の交換條件とする事を

約したりと傳へられて後、幾くもなく英國軍艦四隻は軍器を梧州に輸送し、之と同時に吉會膠濟順徐各鐵道の契約調印されたるが如き其明證なり。

五。日英兩國が支那に於ける特別利益を新盟約中に規定せんか、其他の列強亦何れも之に倣ふべきは必然の勢にして各國の所得偏し平衡を破らば支那は第二世界大戰の巴爾幹とならん。

六。北京政府は事々に日本の鼻息を仰伺し、日英同盟にして繼續せば日本は支那のデイクテーターとなりて各國の在支商業を壟斷するに至るべし。

七。露國は支那に其利權放棄を聲明し、米國は支那に門戸開放を希望し、其志何れも支那を侵略せず、相與に提携して以て世界の平和を促進するに在り、而して日本は米露と不安なる狀態に在り、倘し日本が日英同盟に恃みて米露と一旦決裂するに至らば支那は其旋渦中に牽入さるべし。

八。國際聯盟は未だ至善なるものと謂ふ能はざるも吾人亦相當の贊成を表し、以て其正義成功の先導たらん事を希望せり、日英が此時に當て單獨に同盟を繼續するは國際聯盟を破壞するのみならず、別に或種の目的を有し、其目的の支那を支配するに在るは疑ふ可らず。

而して右三團體は右通電と共に更に英國政府上下兩院及タイムス、モーニングポスト、デーリーテレグラフ、デーリーニユース等の各大新聞に向て左の如き通電を發して續盟の中止を勸告せり。

吾人は絶對に日英同盟の繼續に反對す、若し盟約中支那の主權と尊嚴とを侵犯するものあらば、吾人は當て日本に對して執れる手段を以て貴國に對すべし、吾人は深く貴國政府及國民の宜しく日本の續盟要求を拒絶せられん事を希望す。

次に更に外字新聞の論調を觀るに上海タイムスは五月十四日の社說に於て

日英同盟を以て單に日本に利益を與へたるのみにて英國に何等の利益をも與へざりしとなすは最近の實績より觀て甚しく事實と相違せり、世界の眼には日英同盟は日本の威力のみを加へたるかの如くに映せんも英國は之に依りて多大なる利益を獲たり。

とて歐洲戰爭に於ける日本の實際的精神的援助を與へたる事實を述べ

畢竟這は日本を以て支那併呑者となすが如き者の充分に評價する能はざる所なり、英國外務當局及東洋の政局に造詣深き人士が深き考慮を加へずして濫に協定加入するは不可なるも形勢の變化に隨ひ必要なる改正を加へて日英同盟を繼續するは獨り、日英兩國のみならず東洋の平和と秩序維持との爲に必要なり、日本を以て支那併呑者と見做す者に對して吾人は斯く反問せんと欲す、須らく支那自國の政治家を觀よ、支那の大敵は彼等自國の政治家と日本人との孰れなるや

と極て明快に論斷し、更に五月二十七日の紙上を以て上海三團體の對英通電に對して次の如く嘲笑を加へたり。

學生團及煽動者輩が日英續盟反對の空言無用の文句を北京及各省に通電すると共に又英國政府及倫敦タイムス其他の各新聞に打電し、若し聽容せずんば往年日本に對せるど同樣なるボイコット手段を以て對すべしと極言せるが、英國首相は斯かる文句に無益なる時間を費す程閑散ならず、日英同盟の續否問題は日英兩國人民の判斷に據りて決定さるべきものにして第三國學生の判斷を仰ぐべき筋合のものに非らずと。

此外セントラル、チヤイナ、ポスト紙も日英同盟の過去の功績を擧げて將來の貢獻を豫期し、極めて眞摯なる態度を以て續盟の贊成論を掲げたり。

對露通商と米支

露支通商問題の將に成立せんとしつゝある迄進捗せるは疑ふ可らざる事實にして、此間の消息に關し信ずべき方面の消息に據れば斯くの如く進捗せる所以は支那が米國と協商を經たる結果にして、四月初旬ユーリン氏よりチタ憲法議會の宣言要旨及露支通商に關する非公式通牒を接受せる支那政府は顧問フアーガッソン氏を介して米國政府に對し支那政府は日本の對露方針如何に關係なく米國と歩調を一にして對露態度を決定する方針なるを以て此際米國新政府の對露方針を承知し度しと懇請せる處、四月二十日フアーガッソン氏より

米國新政府は若し勞農露國にして米國の資產階級を認め其存在を否認するが如き宣傳及行動を禁止せば通商及承認に關する交涉を進むるも不可なしとの意嚮を有するも目下レーニン政府の對米態度不明なるが故に尙未だ具體的に對露方針を確立する運びに至らず、又極東共和國の基礎は最近略ぼ確實となり、國內の秩序も亦殆んど安定を得たりと認めらるゝのみならず。既に極東共和國憲法議會の宣言及チタ政府の通牒にも接せる以をて、取敢へず米國政府は在東京米國大使附商務官アボット博士及デヴイース中佐をチタに特派して其實情を調査せしむる事に內定せり、是を以て米國の對露態度は右特派使節の報告到着後決定さるべき豫定なるも、大體に於て對獨講和問題の解決を先にし、然る後對露問題を處理する方針なり、雖然米國人民が個人として政府の對露正式交涉解決以前に對露通商を實行するに對しては、其對手が勞農露國たると極東共和國たるとに論なく、妨害禁止或は援助も加へざるに決定し居れり。

との回答を接受し、之に由りて略ぼ米國政府の意嚮を了解し得たるを以て顏外交總長は早速ユーリン氏に對し既に通商問題を協議する時機に到達せりと認むる旨を聲明して極東憲法議會の宣言に贊同を表したる後特に極東共和國政府に對して

北京政府は極東共和國政府當局の署名ある正式通牒に接せば直に宣言及通牒の內容に關する具體的交涉を開始すべし。

との回答を發せしかば於是チタ政府は直に正式文書を作成し、四月二十六日ユーリン氏をして之を支那外交部に交付

せしめ、翌二十七日顏外交總長とユーリン氏との間に交渉開始されたるが、北京政府としては米國政府の特派使節たるアボット博士の一行が未だチタに到着せざる爲め、米國政府の決定的意嚮を明にする迄露支交渉を暫らく延期する必要あるより、顏總長はユーリンに對し正式外交代表の交換及通商問題解決の前提として先づ

一グロデコオ 黑河 滿洲里 賣買城等の國境關稅に關する協定

二黑龍江及松花江の航行權に關する露國側の意嚮

三東支鐵道關係事項の根本解決に關する露國側の主張

四北清事變の際支那側より割讓せる江東六十四屯の還付に關する露國側の眞意

五庫倫及恰克圖方面より蒙匪の爲に極東共和國領土內に避難せる支那人の保護に關する事項

の五項に就きて豫備的交渉を進め以て極東共和國の眞意を確めつゝあるが、一方チタには支那の領事も駐剳し、殊に滿洲里より其筋に達せる吾憲兵の報告に據れば四月上旬北京政府の密使と解せらるゝ六名の支那人滿洲里驛を通過してチタに向へりとの事なれば、此等の北京政府代表者は當然チタに於てアボット博士一行と會見し、諸般の打合はせをなすは勿論、恐らく相提携してチタ政府に對する折衝を試むるに至るべしと觀測さる。

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社 山東省代理店
船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築 用品販賣
和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話本局五七五番
鐵工部工場
青島早霧町九番地
鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ
顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番
當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

支那彙報

支那新聞重要記事（自四月十六日至五月十五日）

外交關係——獨支新協約——廣東正式政府の成立——粵桂戰爭——天津會議の回顧——國內要聞——交通關係——財政と經濟

外交關係

▲萬國電報公會加入（新聞報）上海電報局局長は十六日交通部の命令に接したるが其內容は支那は昨年二月國務院の議決を經て駐葡公使に照會し千八百七十五年在露京調印の萬國電報公約第十八條の規定に照らし萬國電報公會加入方を請求したり、當時葡公使より同國公會事務所に轉達したり然るに葡公使は加入を許す旨回答ありたり一般電報局に此旨通告すと云ふに在り（四、一七）

▲各國駐在支那公使の召還（時事新報）英國駐英公使顧維鈞米駐在公使施肇基、和蘭駐在公使唐在禮伊太利駐在公使王廣圻、瑞西駐在公使汪榮寶、巴駐公使夏貽鑫等いづれも政府の電命により歸國すべく前日外交部は已に訓令を發せり（四、二八）

▲政府は日英同盟に注意を要す（往世報）外交界よりの確實なる消息によれば日英の一千九百十一年に續訂せし同盟條約は本年七月を以て十年の有效期間滿了の時と爲す若し滿期の前一ケ年に彼此とも繼續を欲せざるの聲明なき場合には繼續して有效なりと爲し延期を聲明するを要せざるものとす以後若し彼此廢約を欲せば一ケ年前に於て聲明すべしとあり案するに兩國の條約を訂立し以て彼此の權利を保護し若し第三國の利害に關する事なしとせば第三國は容喙の餘地なしとするも日英同盟を見るに我が國に關涉する甚たしきもの認しとせず就中中國の領土を保全する等の語あり然かも始訂のときも續訂の時にも我が國の參預を請はず當時我が國政府も亦不問に附して抗議せざりき之れ固より其當は專制政府の不眞に歸せさる可らすとするも訂約兩國も我れに對して邦交上の欠點あるを免かれず民國以來政府人民とも兩國が擅に我が國に關涉せる條約を訂結せるを以て久しく不平を抱けり又該約の所謂る中國領土を保全す等の語の效果に鑑み益々忍容する能はず去年春七月聲明の期瞬間に迫まりしを以て外交當局は該約にして若し繼訂せらるゝものとせば斷じて再び中國及中國領土の字を入るる可らず須らく利害を計り輿論を察し英日に向ひ讓め先づ聲明するの必要ありと認め四月國務院と協議の上にて英國駐劄施公使に打電して『日英同盟約は遠東及中國に關係すること頗る大なり國民は之に對し疑念を增す兩國の訂約は唯彼此の權利に止むべし若し依然前約の如く中國の名稱及領土保全等の文字ありて且中國が之れに參預せざるとせば實に中國の國家的體面及民族の榮譽を毀損するに因り我が政府人民とも忍容し難し』との旨を英國當局に告くべきを電命せり又一方同上の旨を駐日代理公使にも訓令せり又人を派して駐京の日英公使にも其の趣旨を傳へたり前後して施公使莊代理公使より回答來れり其回答に依れば既に駐在國當局に傳達したるに該當局の答へには注意を爲すべし云々とあり本年大理院の王院長は國際聯合會の聘に應じ歐洲に赴さしに因り外交部は本案の顚末を抄錄して携帶せしめ顧維鈞公使に交附して參考に供せしめたり此問題發生以來外交當局は駐英公使に面會せし時屢々續訂の時には我が國に再び參涉せざるべく申入れしに英國之れを承認せるにより今後本問題の成行を注視するを要す（五、八）

▲鄭白線問題と新借款團（北京通信）外務省は四國銀行團間に確認せられたる滿蒙除外例中に當然加ふ可かりし四鄭延長既定線たる鄭家屯より白音太拉に到る一線を故意か偶然か銀行團に對して通告せず單に四平街鄭家屯間、鄭家屯洮南とのみにて同線に關しては全く記載洩れとなりたり、而も同線卽ち鄭白線七十哩は已に本年四月より敷設工事に着手し本年末或は明春を以て全線の開通を見る可く目下土木工事進涉中にあり、這は外務當局の一大失策にして、必ず銀行團の抗議を受け國際問題を惹起す可く外務省は之に對し果して奈何なる對策を有し何の辭を以て應へんとすべきか、以下之を詳述すべし。

大正二年所謂滿蒙四鐵道と共に四平街、鄭家屯間五十餘哩、卽ち四鄭鐵道敷設の約成り同四年借款契約成立し、同七年八月全線運轉開始を見たるものなるが右は横濱正金銀行を債權者とし第一回五百萬圓、第二回二百六十萬圓、合計七百二十萬圓を以て完成され同時に鄭家屯、洮南間百八十哩の敷設權をも得て四洮線全長二百三十哩の內蒙鐵道を築成すべく訂約されたり而して一方日英米佛四國銀行團は支那に於ける經濟的利權の鈎衡を計り一面支那の鐵利を增進するの目的を以て對支借款團を組織せんとし大正七年米國政府の提議に基いて四國當事者間に接洽の歩を進めたる結果昨年十月紐育に於て借款團組織に調印し本年四月一日我外務省より右團體規約に關する一切の文書を發表（日本の極力主張したる滿蒙除外問題に就いても主張の大體を確認するを得となり略ぼ貫徹されたるが右滿蒙除外例は外務省發表文書中日米銀行團代表者間に往復されたる文書に據つて國際的に確定され絶對の意味を有するものにて右によれば一千九百十九年六月十八日附日本側代表小田切萬壽之助氏が米國側代表ラモント氏に宛文書を以て

滿蒙地方に於ける一切の權利及び選擇權は協定案所定の取極より除外せられざる可からず

との訓令に接したりと通告したるに對し同二十年五月十一日附ラモント氏は桃原氏宛

本團は左の通り貴國銀行團と所見一致せる事を確認す

と前提し其第三項に於て

吉林、會寧、鄭家屯洮南、長春洮南、開原、海龍吉林、吉林長春、新民府奉天及び四平街鄭家屯諸鐵道は新借款團の共同活動の範圍外にあり

と認諾し茲に右は國際取極として絶對的成文となり之以外は全く新規敷設を爲し得ず萬一其必要あらば當然四國銀行團の共同活動に俟たざる可からざるは勿論なり、然るに右の內鄭家屯洮南四平街鄭家屯は所謂四洮鐵道にして現在は前記の如く四鄭間のみ開通せるものにて洮南線は第二讓定設たりしなるが外務省が右の除外線を通告する際に於て何故に四鄭延長線として確定線たる鄭白線を通告洩れも爲せしか、同線は滿鐵に於て敷設計劃を樹て白音太拉地方の將來頗る有望なる可きを察り鄭洮線を後廻しとし先行開通せしむ可く各種調査を完了し本年四月一日を以て起工式を擧げたるものにして右銀行團取極中之を含まざるに於ては當然其明文に據つて我滿蒙に於ける除外域を脫し四國銀行團の共同投資圈內に屬す可きものたるは謂ふ迄もなき所なるべしと而も現在に於て工事に着手し年內に開通を見る可しと謂ふに到つて我國自ら早くも公約を破り規約に反して單獨動作を執りたるものにて外務當局は果して銀行團の抗議に備ふる所あるべきや、豈に外務省の大失策にして或は計劃當事者たる滿鐵が外務省宛申達洩れとなりたるなる可きや計られざるも計劃當面の責任者として斯かる手落を爲すべしとも信じられず勿論豫算將其他を添付すべきなるを以て滿鐵の失策には非ざる可く歸する所外務當局の手に依つて此大失策を演じたるものと謂ふの外無し

今白音大拉線の概況を擧げんに鄭家屯より七十哩、其間白市、達孥大林營子錢家店其他を合し中間八驛を有し據づ四百萬圓を以て土木工事を完了し軌條車輛等は滿鐵より供給すべく本年中に軌條敷設工事を終り明春早々運輸開始の讓定にあり其間地味豐沃內蒙第一の良地を縱斷するものにて農作物の收穫亦東蒙第一位にあり此故を以て鄭洮線を後廻しとしたるなるが以上の如く四鄭線に比し更に二十哩の延長を有する同線の除外範圍に入る可きや否や外務當局の深省を要とするもの大なり（五、一二）

▲露支通商條約　（申報）昨日正午劉鏡人はユーリンと交涉する所あり午後又ユーリンに對し通商條約の協議に關する進行の順序を通告したるが勞農露國政府が代表を派し北京に來らしめんとするに至つては政府は嘗て顧維鈞に回答したり其の大意は通商條約の未だ談判されざる場合勞農露國政府は其代表派遣を延期すべしと云ふに在り、該電報は未だ露國に達せざるにクラシンは顧公使にモスコーの勞農露國政府がつひにクラシンを支那に特派すべき代表に任じたる旨を通知したれど北京政府はクラシンの來朝するも決して代表としての待遇を與へざるべしと（二十二日午後二時發）（四、一二三）

▲米支無線電信借款の內容　（農報）フイラデルフイア事務局通信に據れば米國電話電報聯合公司が上海に高壓無線電信局を設立するの計劃は其後順調に進行し、事故の突發せざる限り本年夏季より其建築に着手すべしとの說あるが實は米國公司は日英丁が支那に於て既得せし陸地及航空優先權に抵觸する故を以て抗議を提出したる爲め、直に條約規定通り履行する能はず。又米國政府は支那政府に對し若し支那が該合同を拒絕することあらば

兩者の交涉上損傷を免れ難き旨通告したれども支那政府は種々困難なる周圍の事情ありて未だ諾否の答覆をなす能はず。中育方面の消息に據れば該合同條件の大略左の如し。

(一)電話電報聯合公司は支那政府に四百六十萬元を貸與す

(二)一千キロワットの無線電信局を上海に設立し米國及其他各國と直接に無線電信の聯絡を爲す

(三)六百キロワットの無線電信局を哈爾賓、北京、廣州、漢口に設立し非律賓、日本、新嘉坡、桑港と聯接す

(四)支那政府は合同締結完成の時より每年六、二月末總額の十分の一を償還し、十年內に總額を皆濟すべし。利率は百分の十。

(五)若し支那政府に於て十年內に規約通り總額を償還する能はざる時は該無線電信局を改めて米支合辦事業と爲す。

(六)支那政府は前記五電信局の管理權を聯合公司に與へ十年間は仍ほ各電信局の事業を監視し且支那學生を局內に派して練習せしむべし。

(七)十年の期限滿了せし後は公司は電信局を支那政府に返還す但し支那政府は公司が聘用せし人員に對しては應に保留すべし。

(八)公司は電信局管理期間中損益を論ぜず其總收入の百分の一を支那政府に給與し專占權の酬貲とす。

(九)支那政府は聯合公司五臺の無線電信局が他國の電信局と及在支の電信局と通信し或は航海中の船舶と通信するを允許す。(五、三)

▲無線電信借款紛糾の眞相　(時事新報)　支那政府は一月六日米國無線電信フエデラル會社と契約を訂結せし爲め日米支三國は其利益に關し遂に三角式紛爭を惹起せり。

其紛爭の根源を考ふるに、一九一八年二月海軍部は三井洋行と契約を訂結せるが其契約には卽ち支那政府は三井洋行に日本及歐米と通電し得る無線電信局の建設を許可し其建築費五三六、二六七磅は三十ヶ年に分ちて償還するに規定せり、而して此契約中には決して無線電信の專利權を給與し居らざりしが三月五日其附屬條項の聲明により狀態一變せり。卽ち其聲明中以後三十年間は、他に同樣の無線電信局を建設するを許さず且支那政府自身も亦建設する能はざる旨規定にあり蓋し此點は幼稚の事業を保護し以て競爭を免れんとするに在りしに日本人は之を見て明に專利權を許與せられたるものと思惟せり。故に同年十月九日支那政府とマルコニー無線電信會社と訂結せし契約(喀什蔦爾、烏魯木齊及瞞州府に三箇の無線電信局を建設し壹岡の通信距離七百英里ものの)は明かに國內無線電信局にして、三井の契約せしものとは全然別個のものたるを以て問題を惹起するに至らざりしが今回米國無線電信會社と訂結せし契約に對しては始めより其反對を引起せり。

日本人は一九一八年取得せし權利に大損害を受くるものと爲し聲明書を根據として米支間新契約の取消を要求せり。米國は之に對し三井の契約は一八五八年中の米支條約の條款と相抵觸するを以て支那は其以後に於て日本に專利權を與ふる筈なし、且日米兩國は屢に其中の一國が特權を得る爲めに他の一國に損害を與ふる場合には互に阻止することに同意し居り、又目下大平洋海底電信不完全の際當然之を補助する計劃に反對する能はず云々と互ひに一は聲明を一は諸種の現象に就き堅く持して相讓らず。然れども純然たる理論方面より觀察すれば此問題は決して困難なるものにあらず、卽ち三井の所得せし專利權なるものは、一八五八年の米支條約に就きて觀れば已に償値なく隨て其條約は當然米國を束縛する能はず、且又支那政府及び米國會社をも束縛する能はず是に依り支那政府は當然日本に無線電信局建設の專利權を與ふる筈なく而して一八五八年の條約は周知の事なるを以て三井の契約締結は必ず知つて之を犯したるものなり。(五、八)

▲英政府と廣東鑛權　(申報)　英政府は廣東二十三縣の鑛權の取得に對し新銀團契約の後に於て列國は認めて英國自ら新銀團の規約を破壞すと爲し必要の時に至り此鑛權を新銀團に移轉せしむべしと(五、一〇)

▲上海工部局支那人顧問就職　(新聞報)　昨日午後二時上海各團體は上海總商會に於て共同租界工部局支那人顧問五名の歡送會を開きたるが出席者四百餘人にして宋漢章、余日章、陸光甫、謝永生、穆湘瑤の五顧問は前後して來會し上海各路商界總聯合會總董陳則民氏は

吾人は市民權を爭ふに至りてより今日迄多數の日を經たるが得たる所は仍ほ最初の願望を滿つる能はず僅かに顧問を得たるも平等の選舉權被選舉權を獲得する能はず故に本日の歡送は市民權に就き滿意の歡送にあらずして惟た五顧問の人才道德にあり將來必らず吾人の望みて慰むる者あるべきを以てのみ

と演説し次で馬湘伯は支那人は米國にて努力して多大の貢献をなして米國に排斥され上海開發の爲め奮闘して權利を有せざりしが今や利權挽回の第一歩に入れり五願岡は其の先鋒となりて努力されんことを望むとの意味を演説し宋漢章は五願岡を代表して答辭を述べ其他數名の演説あり紀念撮影の上散會の後五願岡は四時三十分自動車にて工部局に赴き市參事會員九名と會見して互に挨拶を交し此に愈々就職したり(五、一二)

獨支新協約

▲支那と獨逸（申報）　中獨通好通商條約は九ヶ條にして公使館を設け領事を派し及び公使領事の待遇裁判權の平等領事裁判權の取消等なるが別に聲明書あり井徑煤礦賠償問題の承認及び俘虜收容費の償還並びに獨逸人の私有財產賣却に關する各事項を含めりと(四、一六)

▲獨支通商交涉進捗（北京通信）　獨支通商開始は歐洲大戰後直ちに獨逸の希望したる所にして當時駐支代表者により外交部に提議し數回交渉を重ねたりしが同代表者が其後駐日獨逸大使館に轉じてより先般駐日ゾルフ大使に同行し來れる正式代表者の來京してより引續き接衝を重ねるに到り最近諒からず進捗を見たるものの如し右は大體左記三問題を中心として商議したるものにて其內容左の如し。

治外法權撤去問題　這は獨逸の提議に對し支那側の第一に提出したる案件にして今後新たに通商を開始すき國家に對しては絕對に治外法權を拒絕すべき方針に出でたるものにして勿論獨逸側に於ても疑義なき能はざるより之を諒とし既得權を撤去すべきも獨逸側は通商開始の根本策即ち交換條件として稅率低下問題を提出したり右は開戰以前聯合國協定稅率に同じく最惠國條約に均霑し來りたるに開戰後國定稅率により高率を課せられたるものなるを以て支那側に於ても治外法權撤去に對する絕對交換條件として之を承認せんとするものの如し、更に

私有財產沒收問題　は獨逸側の回收を要求したるものなるが支那が對獨講和條約に調印せざる以上講和條約に據る『個人の沒收財產は總て自國政府に要求し之を賠償額の一部とす』の明文に準ずる能はざるを以て本問題の解決頗る困難なるものの如く兩者の法律的見解殆んど軒輊せりと

右の如く第三問題にて兩者の主張一致せず目下適當なる辦法攻究中にある由なるが對聯合國特殊關係もあり尙未だ閣議に附する能はず多少の時日を要すべしといふ(四、十九)

▲獨逸新協約草案（各報）　獨逸共和國政府代表ムールシイ照會をなす

事、本代表正式委員を奉じ本國の名義を以て貴總長に向つて聲明する事左の如し

獨逸共和國政府は獨支の友誼及び通商關係を恢復せん事を願ふ此の好關係は應に完全なる平等及び切實なる相互主義に本づき普通國際法に負かざるに依る、一千九百十九年九月五日中華民國大總統發布の對獨平和恢復の命令に依り獨逸は支那に對し遵すべき一千九百十九年六月二十八日ベルサイユ條約に對し一千九百二十年一月十日より實行開始するもの及び第百二十八條より第百三十條に至り發生する義務を擔任す

（獨逸は戰時非常制及びベルサイユにより已を得ずして凡支那と締結せる所の一千八百九十八年三月六日の條約及びその他一切山東に關する文書並に獲得せる一切の權利產業權特權を放棄する事を陳述す）

此の故を以て獨逸は以上各種の權利產業特權を支那に還附するの能力無し云々

又正式に聲明する者左の如し

在支領事裁判權の取消を承認す獨逸政府は獨逸北京駐在公使館所屬練兵場に關する全部の權利を放棄す右は支那がベルサイユ條約第百三十條第一項所載の官有財產等の文字は該地を概括するとなすが爲めなり並びに支那各省獨逸軍人收容の費用を支那政府に償還する事を準備す

獨支協約　大中華民國大總統と大獨逸共和國大總統は本日大獨逸聲明の文書を以て根據となし兩國が協約を締結し友好及び商務關係を恢復せん事を願ふ並に領土主權を尊重し平等相互各種原則の實行は各民族間親睦を維持する唯一の方法たるを悟り之が爲め各全權委員を派遣する事左の如し

大中華民國大總統特派顏惠慶大獨逸共和國大總統特派ムールシイ各委員は全權委任狀を相互に檢閱したる後議定する事左の如し

第一條　兩締約國は相互に正式代表を派遣するの權利を有す此の代表は駐在國

に於て相互に國際公法上承認する所の一切の權利及び免除權を有す

第二條　兩締約國內に他國の領事館或は副領事館が存在する所は相互に領事或ひは副領事或ひは代理領事任命權を有す、此の官吏は他國同等官の優遇待遇を享有す

第三條　此の國人民が彼の國內に在りては所在地の法律規則を遵奉し遊歷居住及び商工業經營の權利を有す但し第三國人民が遊歷居住及び商工業を經營し得るの地を以て限りとす、兩國人民は生命財產の方面に於て均しく所在地法庭管轄の下に在り兩國人民は所在國の法律を遵守すべく各種納稅は所在國本國人民が納付する額を越ゆるを得ず

第四條　兩締約國は關稅に關する一切の事件は各當該國內部の法令規定を用ふる事を約す但し兩國間或は他國產出の未製品或は既製品に對し納付する輸出入稅或は通過稅は該本國人民の負ふ納稅率を超過するを得ず

第五條　本日の獨逸共和國聲明文書及び本協約各條件は他日正式條約の根據とす

第六條　本協約は支獨佛三國文を以て作製し解釋に不同ある時は佛文に據る

第七條　本協約は成るべく速に批准して兩國政府は相互に通知すべく批准の日より効力を發生す

獨逸代表より外交總長へ照會

獨逸はベルサイユ條約を概括承認履行すること能はざるも若獨逸が該條約の承認を欲する意あり且つ障碍ありて將來該條約を修正する時該條約中の各條款第百二十八條乃至百三十四條の外發生する所の各種の權利が支那の爲め關係ありと認め支那が其現在の原文に照らし或は將來修正するの時は其修正文に照らして要求提出するの場合獨逸政府は反對せず

（同じく）

本代表は獨逸聲明文書及び獨支協約の字句解釋の爲め獨逸政府の訓令を奉じ貴總長に向つて聲明する事左の如し

一、在獨支那貨物の關稅協約第四條に指す所の兩國輸出入稅及び通過稅は當該國本國人民の負ふ納稅率を超過するを得ずとの一節は支那がベルサイユ條約第二百六十四條の利益を引用するに妨げなし

二、損失賠償　獨逸聲明文書內稱する所の獨逸軍人收容費償還を準備すとの一節は獨逸がベルサイユ條約中の原則に照し支那の損失を賠償するの外獨逸は尙支那各省獨逸軍人收容費を償還するの意なり。獨逸政府は既に整理を受たる在支那獨逸人財產所得各金額の半及び未だ整理を受けざる各產業債權總數の半を負擔して回收す並びに現金四百萬元及び津浦滬杭鐵道債券を支那政府に交付し戰時賠償の一部とす

三、在獨支那人財產在獨支那人の動產不動產は本協約批准後完全に還付す

四、在獨支那學生支那留獨學生に對して獨逸政府は極力して便宜を與へ其れなして入學の上實地練習せしめん事を願ふ

左記各項に對して貴總長の回答を望む

一、獨逸人財產將來の保障　支那政府は在支獨逸人に對して正當なる營業は完全に保護を與へ並び普通國際法の原則或は支那法律の規定に依るの外再び其財產を差押へざることを承認するや否や

二、司法上の保障　在支獨逸人の訴訟事件は全く新設の法廷により新法律を以て審理し上訴の權あるや否や並びに正式の訴訟の手續を用ゐて辨理し訴訟機關に於ても獨逸辯護士及通譯にして法廷の正式認可を經たるものをして幫助せしむるや否や

三、會審公堂の事件　獨逸人の會審公堂に於ける原告被告事件につき支那は將來如何に辨理するや

四、支那對敵通商條例　此項各種條例は協約批准の日より其効力を失ふや否や

五、支那債款の整理　支那政府はベルサイユ條約第二百九十六條の共同整理所に加入の意ありや否や（逸獨共和國代表ムールシー）

外交總長の回答

第一條　獨逸政府が在獨支那人に對すると同樣辨理す

第二條　獨逸辯護士は法廷の許可を得て幫助を爲すこと得

第三條　獨逸人の會審公堂に於ける原被告事件は支那將來尙一解決法を求め各方面とも公平ならしむ

第四條　揚案外に別に聲明す

滬に海關に登記したる獨逸商標は協約の日より當然其效力を失ふ國定稅施行以前獨逸貨物の輸入は暫く通有稅率により關稅を納む

第五條　共同整理所に加入せざることを聲明す又獨逸の爲め以上述ぶる所の戰時賠償の一部を擔任し並びに支那政府に交付す等の語に照し支那政府は批准の日より獨逸人財産の整理を停止し並びに前項（電文不明）及獨支協約批准後前整理所得の各款及差押へたる各産業を原所有主に還付す前記の辦法は和約第百三十三條第二項の整理差押へ及び獨逸人財産管理各事務に對する結末とす獨華銀行及び工務局は支那主管機關より之と別に辦法を商議す嘘北京漢口等の未だ整理を經ざる獨華銀行の家屋は前項の辦法により現所有主に還付するを得

中華民國外交總長

原案は調印までに多少字句の修正あるべし（五、一三）

廣東正式政府の成立

▲孫大總統の就任　（各報）　孫文は五月五日大總統に就任せるが同日午前九時半國會に於て宣誓後施政方針を發表し直ちに閱兵式を行ひ後市民の祝賀を受け玆に新政府の成立を見たり（五、七）

▲香港政廳と廣東正式政府の關係　（各報）　香港官憲は市民が五日總統就任の祝賀禁止の告示を出したるが其の內容に『此の擾亂類似の行動は實に職務に忠實なるもの、深く慙む所にして痛嘆に勝へず』等の語あるを以て香港市中の商店にして之を祝賀する者無かりしと云ふ（五、八）

▲孫文氏就任宣言　（各報）　孫文の就任宣言左の如し

予の國會の負託を受け總統に就任するに當り所信を國民に告ぐ予嘗に前清末其專制を憤り三民主義を稱へ國民の力により滿朝を滅し予は事成ると共に總統を袁世凱に讓り自らは鐵道事業に努力せんとせしが人を知るの明なかりし爲め國事之より多端となり帝政問題起り續いで宣戰れしと雖も餘榮尙ほ存し軍閥の擅斷により遂に徒に敗し世事日々に紛糾し四分五裂收拾すべからざるに至り今國會民意を代表し予に治國平亂の責任を託す予敢て之を辭せず今中央と地方の永久紛擾を解決せんと欲せば只各省自治を完成し各省自ら省憲法を制定し省長を民選し中央は權利を各省に分ち各省は權利を各縣に分つにあるのみ今殆んど分離せる民國を自治主義により相結合し以て統一を圖らば必らずしも武力を濫用し國民を苦むるを要せざらむ重要經濟問題に至りては中央より積極擔任し實業を發展し人民を保護し我中華國民をして生計の苦痛を受けしめず外交に對しては中央責めを負ひ民意に基づき國交親睦を圖り國際平等の地位を維持し平和を永久に護らん此に擾亂反正の始めに際し全國人材に希望するところは各其能を盡し協力一致國家文運の進步を圖らんことなり予は誠心誠意を以て民國を救ひ障碍を排除し統一を完成し共和の基礎を鞏固にせんことを誓ふ我國人幸に之を諒せよ（五、七）

▲孫文氏對外宣言　（各報）　孫文氏の對外宣言內容左の如し

（首めに民國成立以來今日までの南北抗爭の經緯を述べ）今次全國の民意を代表せる國會により擧げられて總統となりし以上進步的政府を創設して民國の爲めに全力を注ぐべきを誓ひ外に對しては列國及び其人民が條約契約により得たる正當の權利を尊重すべく全國の利益は其天然たると人爲たるとを問はず悉く開發して戰後疲弊せる世界列國の需要に供すると同時に門戶開放主義を採り外國の資本及び技師を歡迎し內にありては南方各省に公明にして且つ建設的なる政治施設に浴せしめなば其他各省も久しからずして軍閥の羈絆より脫離すべきを信ずと說き更らに北京政府は合法のものにあらず又何等の能力なく既に國民に公認されず畢竟其外國の承認を得つゝあるは歷史上の關係あるが爲のみ千九百十三年國會により組織されし民國政府は曾て列國の同意を經たり今本政府も國會により組織されたるもの正に各友邦は先例に倣ひ本政府を以て中華民國唯一の政府と承認せんことを望むと述べ最後に立國の主義なりとて自由法治公益の三主義を標榜すべしと結べり（五、七）

▲孫文の徐總統退位勸告　（各報）　孫文は五日付徐世昌氏に九百餘字の通電を發し其退位を促せり大意左の如し

公は袁世凱の餘孽にして其頭腦時世に遲れ民主政治を解せず民國六年には曾軍閥の暴逆に與し七年には非法國會により非法總統に擧げられ其後も常に軍閥の傀儡となり近頃に至り蒙匪侵入及び復辟の陰謀と關係ありとの說あり心ある人士は終に民國を公の手に滅ぼさるゝに忍びず民國建設の實めは國民全體の双肩にありとし民主政治を立つべき人は民主政治に忠なる人ならざる可

からすとなし予に託するに總統の就任を以てせり余不敏なりと雖も支那の民主政治が有名無實なるを見るに忍びず既に國民の囑託を受け民國の實現に全力を盡さんことを期せり公宜しく既往の名の正しからざると自己の無能民國の爲めに有害なるを悟り即日引退すべきなり(五、一二)

▲新軍政府の諸官新任　(各報)　孫文は伍廷芳を外交總長に唐紹儀を財政總長に陳炯明を陸軍兼內務總長に李烈鈞を參謀總長に湯廷光を海軍總長に任命せるも唐紹儀湯廷光は辭退せりと又徐謙を大理院長に徐紹楨を總統府參軍長に馬君武を秘書長に伍朝樞を外交次長に唐仲愷を財政次長に程潛(湖南の)を陸軍次長に林永謨を海軍次長に任命せりと(五、九)

▲廣東大總統府の新組織　(民國日報)　總統府內部の組織に關しては目下孫大總統と各重要人物とにより新制度を編成し參軍處秘書廳庶務司會計司の四機關を設置する筈にて參軍長には徐紹楨を秘書長には馬君武を任命し庶務司には鄭螺生を充つることに確定せり鄭は南洋にて有名なる福建の居留商なり會計司には李海窠が希望せるも未だ確定せず參軍處には參軍四名副官十餘名を置く筈なり秘書廳には機要、撰擬、銓敍、收發、編輯の五科を設け各秘書及科員の多數は前軍府より擇任する豫定なり其他に尙ほ財政委員會あり各委員は均しく省港の商人を以て之を任と該委員長は楊西岩とし副委員長には劉仲澤とし其他に委員として林護棨曜生數十名、財政顧問として陳廉伯等數名は八日既に任命されたりと云ふ(五、一二)

▲北京政府の對孫文態度　(北京晨報)　孫文氏總統當選に對する中央の態度は略ぼ三派の主張あり次の如し

一、孫文討伐令を出し主として陸榮廷氏をして兵を廣東に進ましめ軍需軍費を中央より接濟すべしと云ふ一派

二、孫文討伐令は之を出すも兵を暫らく動かさず廣東の自然變化を俟たんとする一派

三、全く廣東の自然變化を俟ち討伐令を出す可らずと主張する一派

右の中第一派の主張最も多數にて或は近く閣議に提出さるべしと云ふ(四、一八)

▲孫文就任と輿論　(神州日報)　孫文の總統就任に對し當地新聞界は概ね好意的短評を掲げ居る外他の新聞は相關せざる態度に出で居れり

神州日報曰く今後の南方は全く革命の地位に居り數年來の護法の看板は破壞されたれば孫氏の總統就任は完全に約法を破壞せるものなり革命と護法の區別は嚴重にせざるべからず若し今後孫氏が非法などの言葉を以て北方に對すれば自ら法律を擁護すと誇るも國民は絕對に承認はせず次に孫氏の就任後北方に對して如何なる態度に出づるやは注意に値す元來南北に分裂せるは偶然の現象にして決して永續すべきものにあらず孫氏は依然對立を持續するか又は別法により統一を圖るか此れ最も注意すべきところなり云々(五、六)

▲各界聯合會と孫文　(時報)　中華民國全國各界聯合會は孫文に對し現局面を痛罵したる後公は大總統に選擧し勳慎しむべく深く主張の貫徹と民意に服從せんことを乞ふ旨打電したり(四、二〇)

奧桂戰爭

▲討孫令發布希望　(各報)　陸榮廷譚浩明陳炳焜等廣西派領袖は上海各界新聞社に宛て大總統が孫文討伐命令を發せんことを希望する通電を發し來れり其大要左の如し

孫文が少數私黨を集め自ら大總統となり法を破り土匪を利用して大局を顧みず護法に名を藉りて軍政府を組織し又露國過激派と密かに條約を結び勞農政策を行ひて國基を破壞し共產主義婦人共有主義を鼓吹する等秩序を紊亂すること甚しく若し之を默過するときは內政破壞し外交上の資格を失ふに至るべく早く命令を發して各省相一致して醜類の蠲滅に盡力せんことを云々(五、一二)

▲陳炯明の對陸駁電　(各報)　陳炯明は五日付陸榮廷に對し二箇の電報を發せり

一電　陳炳焜陸榮廷が種々の口實を構へ廣東軍廣西侵取の野心あるが如く流布するは却つて廣西軍に廣東侵取の意ある反證なりとし陳炯明の意思は二十日付電報の如く省民自治の外決して他省を侵略するの野心なきを反覆すと聲明せるものなり

二電　陸榮廷が二十七日付にて孫等と過激派と通じ女子の共有主義を實行せ

るとの誘言を放ち各省と廣東とを離間せんとする惡辣なる手段を攻撃し衰殘の武力と數千萬の財力とを以て猶且自滅を招けるに拘らず少數廣西人の野心により干戈を動かすとも其効なかるべきを說き終りに陳烱明は民意により各省自治を施行し共和の基礎を固めんとする外他意なきを誓ひ若し猶侵略の野心を以て來るものあらば三千萬廣東人と共に之を防ぐに躊躇せずと說けり（五、九）

▲軍政府の廣西攻撃計畫　（民國日報）廣東軍政府は廣西攻撃方略に付目下着々計畫中にして孫陳兩氏協定の結果民軍の一箇師團は許崇智北路總司令とも之を統率し廣東正規軍の二箇師團中には一箇師團は陳烱明中路司令として又他の一師は洪兆麟南路總司令として夫々之を任命し別に援軍二箇師團を編成し陳烱明の指揮下に置く計畫なりと

又別報に據れば總攻の前線に在る第三軍第五支隊より馬墟方面に出動せしめたる偵察隊は廣西軍の前隊と德慶に於て衝突し廣東第七師の援助を得て廣西軍を擊退せるが同方面に於ける廣西軍兵力は甚だ強大なれば廣東軍は進んで之を追擊するに至らざりき然れども此衝突以來双方共極力戰備を整へつゝあり（五、一一）

▲兩廣攻防各軍の兵力　（新申報）廣東軍政府は孫文が大總統に就任せるを機會とし廣西を攻撃する旨を聲言せるが廣西の陸榮廷も亦北京政府の援助に據り廣東に侵入する計畫を樹て着々準備し既に廣西軍は其兵力を兩廣の接壤地に出動して戰略上必要なる梧州に集め既に封川を占領せるもゝ如く總司令部を三水に置き其の第一防線は封川界首、第二防線は白砂、第三防線は蒼梧の熊山にて界首には砲臺二十餘座露營數十あり、白砂は砲臺以外長壕を有す、蒼梧の熊山の駐屯軍の兵力最も優勢なり界首と蒼梧間は各二十里界首白砂間は十里白砂熊山間は約十二里なり。

最近廣西川の上流に民船二十餘艘準備せられるが此は執れも新設軍隊に屬す是等種々の動作より觀れば、守勢は轉じて攻勢に移れるものゝ如し、廣東軍の前衛は目下部城に駐屯し蒼梧より九十里封川、界首より七十里の地點に於て防禦す。

又梧州より廣東に歸れる者の言に據れば陳炳焜は梧州に駐屯せんことを決心し梧州下關獅子山砲臺には鐵之芬の部下第二連第四連守備し、附近の白鶴山砲臺及舊砲臺は第四連の二三小隊駐備す、大天山砲臺には第五連三角咀には第六連駐屯す、封川境の孖涌口には砲兵二小隊大砲四門ありて賀、懷集二縣の邊境を駐守し屋楊正副司令の部下十一營分駐す、懷集の官潭墟には砲兵二小隊大砲四門あり更に蒼梧賀縣懷集三縣の分界には馬滘軍部下の第一營並に機關銃一連駐守し蒼梧の廣平墟大坡山岑溪の大輪筋竹容縣の戎墟は陸榮光の部下第一旅翟輸華及李泰正副司令の部下分駐す、而して李泰の部兵は十三營にして以上の各地は孰れも廣東省邊境接近の地帶にあり然して陳炳焜軍の外廣西の兵力を揭ぐれば左の如し。

廣西軍　林虎軍一師（十五營）　韋榮昌軍一旅（八營）　沈鴻英軍（貳拾五營其他邊防軍一師一混成旅）

合計正式軍三十九營　營字軍以下の舊式軍五十營大約三萬五千人（四、一三）

廣東軍は軍費の調達容易ならざるため一時行惱みつゝありたるも廣西軍の對壘計畫漸次進捗し廣東軍を征せんとするの兆あると且つは在外支那人より廣東討伐費として二百萬元を調達し來れるため俄に活氣を呈し陳烱明を廣西討伐總司令に任命し各軍を左の如く配備せり。

一、欽廉方面　黃明堂、鍾景棠兩軍をして廣西第一軍林虎軍に對峙せしむ。

二、肇慶梧州方面　魏邦平、葉舉等陳烱明軍主力を派遣し陳炳焜軍に對峙せしむ。

三、高雷方面　陳覺民、胡漢卿兩軍をして韋榮昌軍に對峙せしむ陳烱明の部下なり。

四、懷集　賀縣兩方　許崇智軍

尙右四方面の軍隊は更に二軍に統轄し第一軍は陳烱明（第二師及四ヶ混成旅）第二軍は許崇智（四ヶ混成旅）を以てし兩軍を合し八十一營約三萬人にして尙此の外洪兆麟の部下三營沙頭より廣東方面に輸送せられつゝあり、且陳烱明は鄧鏗洪兆麟等の部下を廣東に集中總豫備隊に充てつゝあり、然して其後得たる報道に由れば陳烱明は廣西討伐の爲め軍事會議を開き廣東軍の編成を左の如く改編したりとの說あり一說として揭ぐ。

（一）第一軍　司令　陳烱明

肇慶より進擊し德慶を攻むる外封川より直ちに梧州を攻擊す。

(二)第二軍　司令　包作霖
　曁北より直ちに龍集縣方面を奪取する豫定なり。
(三)第三軍　司令　洪兆麟
　信宜より陸川、博白を攻撃す。
(四)第四軍　司令　關國雄
　廉江より直ちに靈山を奪取す。
(五)第五軍　司令　熊略
　欽廉一帶の防備に任ず。

尙右の外魏邦平は水上警察を統率し珠江沿岸の防備に任ずる豫定なりと云ふ

愚ふに兩軍の兵力には殆んど優劣なし、然して今後兩軍は其言の如く互に雌雄を爭ふや否やは若干の時日を經過せざれば知り難きも果して兩軍戰はば必ず勝負あるべく結局は南北政局に對し些小の影響を與ふるのみに過ぎざるべし(五、一)

▲廣東軍の配備　(各報)

各方面の消息を綜合するに近日廣東軍の配備は略左の如し

韶州方面、許崇智軍の一部一混成旅　樂昌連山縣方面　蔣尊簋部下湯黔臨合軍第一路李明揚第二路成株軍約十二營

陽山連寧縣方面、許崇智軍の主力二個混成旅

肇慶德慶方面、魏邦平の第三師步兵十七旅砲兵二營、第二獨立旅熊略軍步兵二團、第四獨立旅關國雄步兵二團、第一師長鄧鏗部下の砲兵一團及び楊擧部下十一營河川砲艦九隻水上飛行機四臺

郁城縣方面、廣西民軍若干あり

欽南雞定方面、第三師長羅紹雄軍六營及び警備遊擊第一司令楊坤如軍四營

新興開平縣附近、第三獨立旅鄧本殷の步兵二團

電白縣方面、第五路司令胡漢卿の三營

信宜縣高州間、第一路司令黃大偉の十二營

化縣高州廉江縣方面、第五獨立旅陳德春部下步兵二團警備第三司令鍾景棠軍四營

雷州及び遂溪縣方面、第三路司令陳覺民軍六營

廉州防城靈山欽州方面、馮銘槍軍四營黃志桓軍六營第四路司令黃明堂軍五營警備遊擊第四路司令陳炳清軍四營

廣東方面、第一師鄧鏗軍主力砲兵步兵三團第二師洪兆麟部下步兵三營許崇智軍二營第二路司令陳炯光軍の主力十四營

廣東順德香山縣方面、李福林軍十九營分駐

汕頭潮州方面、第二師洪兆麟軍の主力步兵三團砲兵二團

東江一帶　李炳榮軍

尙各步兵三營に對し機關銃廉一個中隊の割合を以て配屬せしむ(五、一三)

天津會議の回顧

▲張曹の天津入と政局　(新聞報)

十五日夜三時張作霖天津着十六日曹錕保定より來り會し軍政實及中央地方の權限な交涉し內閣問題に涉らず

◎十六日午後八時葉恭綽は天津に向へり

◎靳は總統府に入り曹張尙ほ入京な肯んぜずと云ひ徐は靳に親しく天津に行き迎へんことを請ひ十五日午後六時出發せり、又靳は十二日曹張に對し極めて悲觀な抱くの語な打電せるが政治絕望の意な漏し眞法な指示し共に危局な維持せんことを希望せり(四、一七)

▲第一次の天津會議　(申報)

奉天督軍張作霖は天津に到着し直隸督軍曹錕を待受け居る筈其の意中は曹錕にして入京せざらんか彼も亦即時奉天に引返す筈なり併し曹錕は已に天津に赴くな承認したり、而して今明曹張二人が尙ほ同道入京する能はざれば北京駐在の各省督軍代表はいづれも天津に赴き先づ同地に於て一回の集會な催ふし然る後更らに入京の運びとなるべし張作霖は奉天な發するに臨んで湖北督軍王占元に打電して天津に來り共に親しく大局な維持すべき辦法な協商したしと請求したるも未だ自己の入京な曹はざりしは要するに曹錕が世間の思惑な避くるの計あり恐らく入京な願はぬやも知れずと見做したるな以て電文上一語の此に及ぶなかりしならんとこは親しく其の筋の人に就て聞く所なりと。

◎奉天の張作霖は今朝天津に到着せり直に直隸督軍曹錕へも同地へ來らんことな約せり內閣問題は先づ靳總理の意中な問合せたる上にする事にしたりと聞く所によれば張作霖は暫らく入京せずと。

◉張作霖は天津到着後北京駐在の湖南督軍代表へ打電し王督軍に日を對して北上されたしと轉致するよう電告せり(同上)

◉閣員の一部分と北京駐在各督軍代表奉天系の幹部察哈爾都統張景惠及び秦皇島等は午後均しく特別列車にて天津に赴き曹張を歡迎すべし天津よりの電話によれば今晩曹錕は花園に於て張作霖遠來の勞を慰せんが爲めに晩宴を張る明日は正午より非正式會議を開く議定なりと。

◉張作霖は十五日夜半に至り天津に到着し曹錕は十六日夜に入りて天津に赴きしが並びに各省の代表へも均しく往くべく約せり謠言の盛んなるに因て故に曹張は入京せず(新聞報北京電十七日着)

△國務院總理靳雲鵬は十七日夜特別列車にて天津に赴くべし其の張作霖及び曹錕と協議せんとする要件は(一)庫倫救援の辨法(二)孫文の非常總統當選に對して各省は如何なる態度を取るべき乎(三)兵士減員の辨法

◉十六日農商總長王廷紱と交通總長葉恭綽は中央政府より特派されて曹張の入京を歡迎すべき任務を帶べる劉金標と共に同道天津に來れり十七日曹錕と張作霖は密議を凝らしたる結果尙ほ各方面の代表者が一同天津に着するを俟ち更らに憲章公協すべき事とし其の上再び入京建議する所ある筈也と又聞く

◉聞くに曹錕と張作霖は暫らく入京せず天津に於て會議を開く筈にて各部總長も天津に赴き列席すべく湖北の王占元は亦代表を派遣したりと。

◉張作霖は張景惠に命じ歸京後總統に謁見し天津到着を報告し並に歡迎の厚意を謝せしめたり聞く所によれば張の天津に來りしは內閣に對し必ずや其の更迭を促がさんとするに在るが如く財政總長周自齊と交通總長葉恭綽の內閣を去るにあらずんば卽ち斬總理自から野に下るかいづれか其の一に出づるの外なく斬總理の天津到着を俟ち解決するに決せりと(四、一八)

▲會議の內容　(申報)

◉張作霖と曹錕及び各代表は十七日天津に於て初次の集會を爲し孫文の非常大總統當選に對し、一致反對する事となり通電を發するに決し並びに政府へ其の取締りと逮捕を請求すべしと又天津に來りし閣員に對しての聲明に曰く我等兩人及び各代表に於て各省との交涉を引受くべし公等の懸々萬を此處まで勞せらるゝには及ばずと故な以て葉恭綽と王廷蔚の二人はいづれも北京へ引返す筈なりと

◉天津よりの電話によれば靳總理及び曹錕と張作霖は昨日午後八時晩餐會を開き商議したる結果は(一)張作霖及び曹錕共に王占元の斡力膨脹に對して聯絡の必要ありとし(二)現內閣の維持には徐總統及び靳總理より自動的に其の一部に對して更迭を行ひ且つ閣員を任命せむ事とし(三)曹錕も張作霖も中央の政費節減計畫に干涉を加へず中央の計畫通に就くを待ち奉天と直隸に於て率先之を實行すべし(四)庫倫救援には先づ二百萬元を調達して出發の費用とし百萬元を準備費とす活佛がウンゲルに附和するを甘んじ公協する能はざる時直隸軍は亦一個師團を出し討伐を實行す(五)曹錕と張作霖は國會議員の選舉に對し仍ほ原定の順序に照らし辦理する事としたり此の外に曹錕と張作霖は民國の總統選舉に反對の旨を發表すべしと(四、二〇)

▲內閣會議の對時局策　(申報)

十六日の閣議に於て曹錕及び張作霖との公協問題に就て五項を決定せり(一)今後の財政と中央の政費支出問題に關して斬總理は各省よりは中央に向つて政費の支給を要求せざると共に中央の經費を調達する事とせし旨言明せり(二)中央の政費節減後も各地方の政費節減に關し斬總理は七年度豫算の規定に準するを主とせり(三)對外蒙古問題に關する具體計畫(四)選舉の進行問題(五)內閣自身の問題等にして葉恭綽は此の五問題を携帶し天津に赴けり(同上十七日午後四、二〇)

▲王占元と天津會議　(新聞報)

湖北督軍王占元は前に未だ曹錕と張作霖が開かんとする天津會議の目的を明らかにせざるよう頗ぶる觀望の態度を持したるも曹張の說明電報に接し其の重要なる問題が庫倫も廣東に對する政策に在るを知りしにより參會承認の旨を回答し京漢鐵路の開通を待ち天津に赴き會見する由なるが更に三人相携へて入京すべしと說あり(四、二二)

▲王占元の來津　(申報)

湖北の王占元は今朝天津に到着せるが斬總理は昨夜の夜行列車にて其の到着に先だち歡迎の爲めに同地へ向へり曹張の兩氏が王占元と約して北上せしめたる第一の問題は南方に對する方針を解決するに在りと聞く所によれば王占元は北上するに臨んで在武昌の各省代表者を集めて一會議を開きたる結果各督軍の地位を保全維持するを以て天津會議に

參加すべき前提條件とし國會議員の選擧に至つては依然延期を主張すべしと（申報北京電二十五日發）（四、二六）

▲天津會議の眞相　（益世報）　政界の巨頭悉く津門に集し時局對策に就き大に討究する處あらんとす此の期に際し天津益世報は民意を代表し職責を以て二十五日最重要問題六項に關し曹張兩巡閱使の意見を請ひたり然し張傚は之れに對し別項の如き回答を爲したり以て時局問題に對する一班を察知するに足らん二十五日劉守榮は左の希望を述べたり。

益世報の希望

前略　津門に於て內政外交軍事財政の大計を協商し之れが措置の方針を定むるは國家を安じ人民を慰むる途に就き之れが解決促進を希望すると共に最も重要問題に關し巡閱使の意見を公開し全國の快覽に供せんとするものなり云々

一、內閣問題　行政の中樞にして立國の精神は財政に繫る現內閣の財政交通兩部は舊交通系の把持する處となり統一進行する能はず爲めに諸政停頓し金融の圓滑を缺き遂に內閣を動搖せしめ遠からず破壞の憂を招き永く恢復の望なし之れに對し財政を整理し國本を固むるの必要ある事

二、征蒙問題　蒙亂發生以來首都震驚するも軍費竭きて匪患益々加はる故に永く遷延するに於ては更に事端を滋くし邊境の收拾困難となる故に赴援し領土の維持に努むべき事

三、選擧問題　現內閣は選擧促成統一の方針を以て明令を發表したる後反對に會し遲滯す中央の明令は虛文に等し故に大政の方針に極めて惡影響あり法治國立法の精神を以て歸趨する所を知らず之れ共和の缺點にして列國の譏評を貽す故に立法を重じ速行せん事を望む

四、廣東問題　共和の元首二あるを許さず孫文は廣東に在り見猷に類する選擧に依り非常總統に當選し現に軍備を修めて北伐を提倡し中央又武力解決を以て當らんとす永く對峙するは統一を更に困難ならしむ若し聯邦制に出でんか分離の禍あり故に議和を促進する爲め法を設けて疏通を計り統治を希望す

五、聯邦問題　長江の形勢は武漢の王氏を頭首とし之に追從せんとす實に全局に重大關係あり六省合縱し屢然河北諸鎭と共に鼎足となり實權の擴張を策せり之れ政爭の爲めなるも同一政府の下に各自獨を唱ふるは大局に影響し更に禍源するに至らん故に法を設けて中央に收拾せしむる事

六、治安問題　南北分裂以來匪盜橫行し庶民安からず去歲皖直戰後の瘡痍未だ癒へず旱災更に臻る爲めに愚民は劫掠を事とし軍餉の足らざる爲め兵變前後して起り地方を騷擾せしむ故に防衞の方法を講じて民生を靖むる事

右之項は國民の齊く切望する所にして卽ち時局の重要問題なり、故に今次の會議中相當の解決を得ん爲め國民を代表して意見を請ふ幸に衷心を披瀝し輿望を滿されん事を

張使の回答書

以上に對し二十六日張作霖は左の回答書を送れり

劉主任國是に關し高見を拜承し感佩の至りなり敎說の各項に關し軍事上の秘密に係るもの及尙未だ決定せざる問題に關しては茲に宣布する自由を有せず既に商議せられたる事項のみに關し回答す諒恕あらん事を乞ふ

一、內閣問題　に關し內閣の命脈は財政に繫る故に財政整理の爲め改組維持に努むるは皆希望する總裁の策なり君し財政整理を除外せば改組するも無益なり目下財政方面に就ては敎濟の方法に關し極力攻究中なり

二、對蒙問題　本使久しく蒙邊にあり其地形を熟知せり現に之れが對策に關し辦法を協定したるも急激なる行動は其效果を收むる事不可なるを以て漸次對策を實行完全なる目的を達成せんとす

三、選擧問題　奉省は中央の命令に基き省議既に終了したり吉黑兩省亦近く擧行し五月以內には終了せん余が考ふる所に依れば選擧問題に就て中央に對し毫も遺憾とする所なし惟に各省の情形同一ならず故に大多數を以て辦理するより外なしと信ず

四、對南問題　孫文逆法選擧は全く無思慮の行爲にして自ら滅亡を招くものなり現に曹使と協議し明に其罪を擧げ不日正式の宣布を爲す筈なり

五、聯防問題　此等の風說に對しては未だ必ずしも信ず可らず所謂各省聯防は多く無國同志に係るものにして現に王使北上し國家の爲め協力事に當らん事を約せる以上前日の諸傳は全く信ずる事能はざる所なり

六、治安問題　第一項と共に聯帶の責任あり之れ財政の整理實現されたる場合一切危險を除去する事敢て不可能にあらずと信ず

以上の諸項は均しく中央政治に重大關係あり軍吏一個の見を以て決す可きに非ず既に中央の召電に依り之等重要問題を討議決定せざる可からず故に簡單に囘答す云々(四、二七)

▲第二次天津會議　(新聞報)　天津電話に曰く曹錕、張作霖、王占元、靳總理は今日正午大宴を張れり、協商したる各事件はいづれも解決し雖し王占元は自から湖北裁兵の多きを誇りしに曹錕と張作霖は頗ぶる赤面せり張作霖は奉天以下邊省の狀態が到底內地と一致せざるを說き曹錕は河南陝西山東は歷徒跋扈の區域たり警備せざるを得ずと論ぜり、靳總理は曹張の二人の口氣を味ひ敢へて裁兵問題に就て主張する所なし故を以て外間に於て裁兵問題の解決を天津會議に註文するは已に夢想となる

◎天津電話によれば靳總理は二十六日夜に入り曹錕張作霖と王占元を宴應せしが各省の代表者も招待せり參列者合計十省宴後國會議員の選舉及び裁兵問題に就て談ずる所ありしが各代表は可否を言はず曹張首として先づ贊成し王占元も連名電其の催促を承認せり十二時に至つて散會せり

決議事項略左の如しと傳へらる

(一)庫倫救援には奉天より一個師團と一個混成旅團直隸より一個師團と一個混成旅團を出兵し鄂軍を第一路指揮とし王承斌を二路指揮とし仍ほ張景惠を總指揮とす

(二)湖北の王占元が主張により馮玉祥の旅團及び補充聯隊を以て貴州を救援し王汝勤の第八師團を以て廣西を救援し別に曹錕より閻相文の第二十師團を派遣し四川を救援す

(三)王占元は吳佩孚に對して河南督軍たらんことを望み、湖北駐屯の直隸軍隊撤退を條件としが曹錕は已に首肯し吳の同意を俟ち直ちに決定すべし

(四、二八)

▲天津會議の側面觀　(新聞報)　天津電話によれば二十六七兩日會議ありて略纏りありたり曹錕は偶風寒に感じ各省代表又三省に加入し田中玉と馬福祥は何れも自ら出席せり

◎王占元は西南との疏通を引受けたり但し經費五千萬元を要求せる爲め新黨團に離色あり(以上新聞報二十八日北京)

◎天津電話曹張は某督軍代表に語りて曰はく入京せば猛動多く議會を招致せん已に元首に打電し諸事は總理より轉ずることゝせり此語を味ふに曹張は恐らく入京せざるべし二十七日三巡閱使と靳は西南問題に對し曹張王は孫文申討の通電を出す事に贊成し先づ陸榮廷に打電して意見を徵求すべし外鄕によれば對廣作戰は實際未だ談じ到らず但だ曹張王個人は靳に對して用人問題を請求せるのみと靳頗る快しとせずと云ふ

◎天津方面重要問題は全く方法なく靳は歸らんと欲するも得ず意極めて悶悶す二十八日の閣議には三總長の出席あり內閣自身を討議する甚だ久し其結果各手を經たる事件を急いで纏め兼ねて電話を以て靳總理に速し歸京を促せり

(四、二九)

▲孫文討伐の通電　(各報)　(各報綜覽)天民國を禍し變故絕えず三年に及ぶ中央の平和を好む心は昭々たり、國民の皆認むる所なり、軍政府政權を中央に還へし廣西自主を取消し並に統一令を見るに至れり、我等疆寄の任にある者誠に國事を以て亂を撥して治に反らしめざるべからず、料らずも孫文は野心逞を思ひ上海より廣東に歸り擧動群情に違反せしに今又小數黨徒を召き政府組織大綱を擬し二百十八票を以て僞總統を擧ぐるに至れり尊嚴なる國會を蔑にせる擧動なり、尊國會は取消されしに暴亂分子の小數僞議員をして縱に此の如き選擧を爲さしむ名は公選公推と云ふも實は自封自拜なり全國公認の統統にあらず其法律を破壞するも亦甚だし苟法新選の令下りてより法律問題は亦爭議なきに孫文は悍然此に出づ一は名號を藉り鼓脅吸髓の惡を掩ひ一は觀聽を熒惑し和局を破壞するの技を實むるものなり、陽に獨立の旗を立て陰に內亂の罪を成せり試みに今日の民國の苦外交の難財政の枯渴國人日に危に近づくを懼れ平和を望みつゝあるを思へ、而かも孫文等は不肖を冒し、上天の和を侵し下民意に違ひ外聯邦に笑はるゝを願ず內國人の譴彈を憚へす疾視心より大なるはなし罪犯國より重きはなし、我等は平和渴望の餘り已む能はず奸謀を摘發し正議を申明す彼れ自ら國人に絕つ當さに國人と共に之を棄つべし曹錕、張作霖、王占元、劉承恩、陸榮廷、譚浩明、李靜誠、陳光遠、趙從蕃、盧永祥、沈金鑒、齊燮元、王瑚、田中玉、靳團、鳳台、張文生、聶憲藩、李厚基、劉揚山、孫烈臣、孫葆樂、馬福祥、陳炳焜、吳佩孚、何林奠(四、二七)

▲平凡なる會議　天津會議は各省に通電し選擧を催促する事を議せり蓋

永祥に打電同答なければ王占元に托して廬に其速打電し廬の返電を俟つて後覆電することゝせり靳は三五日は歸京する能はざるべし現在天津會議は先づ易き者を擇びて爲す事とせり孫文の申討、遷葬催促の如き是れなり

◎張志潭は二十九日七時歸京の上日本公使の宴に參列し夜十二時又天津に赴き葉恭綽は愈二十九日天津に赴けり閣員は顧荊を除く外天津にあり靳周の病狀は仍ほ未だ癒へず(三十日申報)

◎天津電話、靳と曹銳は財政問題を議し之によりて爲さずと聲言せり張作霖出でゝ調停し同時に張志潭王廼斌の來津を促がし勸解せしめたれば已に轉圜され靳は常通り稿を看る三十日夜張は双方を招きて會飲し張志潭は伊公使を招宴せる爲め先づ歸京し宴了りて又天津に行けり

◎二十九日夜張は歸京して二十八日の天津會議の模樣を報告し靳の狀態の消極を云へり卅日午後一時葉恭綽は天津に向へり(新聞報)

◎二十八日天津會議は四頭目の外に曹銳列席し又張悪許蘭州は傍聽を特許されたり議題は(一)統一王より擔當す(二)援庫三特別區より各一混成旅を出し奉直赤勁兵し湖北は軍器彈藥の補充を承諾す(三)選擧、催促電を發す(四)討孫明令を以て整討するに決せり(五)教育維持に決す(六)財政結果なし(七)內閣靳は種々の困難を云ひ深く疆吏の諒察せざるを表示す曹銳に財政總長たらんことを望むの意を微かに示し二十九日湖北王より轉圜し曹張會議を迎へたるが徹夜未だ散せず靳は同會議に赴かず辭表呈出に至らず料るに辭せざるべし(新申報)

◎張作霖は二十九日京奉線に特別列車を命じ三十日歸奉すべく曹銳は五月一日歸保すべく靳は一日王占元と入京すべし(同上天津)(五、一)

▲天津會議と四頭目の動靜

曹張は入京せざるに決したれ共王占元は三十日入京すべく王に隨ひし熊克武の代表海軍代表等は天津に留るべく王入京の時は魏脚洋一人を帶ぶべし(二十九日申報北京)

▲天津會議は張と王との調和別れたる爲め尙ほ結果なく靳も從つて歸京せず憮だ蘇皖贛巡閱使問題は王士珍辭職し徐は張錫鑾が推薦せるが爲張作霖贊成せるも曹未だ同意せず此事は先づ江西、江蘇兩督軍に打電して其同意を徵せざるべからずと云ひ先づ張錫鑾の就くや否やを問ふべしと云へり(同上)

▲天津會議は張勳の赴任に對して王占元は宜しく其帶兵す限止すべしと云ひ曹銳は着任に就きては姜桂題の節制を受くべしと云へり是張勳の計畫は衝隊二千、砲營五千、林寶山千を編成せば方めて着任を許すと云ふが爲めなり(同上)

▲二十九日夜王廼斌、張志潭、潘復は天津に赴き曹張の同意見相違し王占元に表示なし會議は決裂し靳は將に辭職せんとし家族は天津に迎へる積りなり政局變動せん天津會議の內閣に對する二說あり、一は交通系を留むること一は交通系を去る事にして張作霖は尙ほ表示なく曹銳は後說を主張し王占元は預聞せずと云ふ(四、三〇)

▲天津會議の一活戲

(新聞報)三十日曹張、靳は復た中央地方の收入劃分を談じ三巡閱使は何項を抵當として給與費下拂を發するか何項を以て地方より中央に納金するか各省の情形同じからざるを以て結果なしされど王占元と靳の談判は已に稍接近し而して張と王も亦稍前に比し進歩せり但し三人の客氣は實に消滅し難し(同上)

▲天津會議は靳と曹銳數を失したり曹銳が張作霖の援庫費に政府より工面することを承諾せり而も直軍の軍費未拂二百萬に對しては打合はすと云へるに由る靳曰く其速かにする所を先にすと、銳曰く未拂軍費先に在りと靳曰く財政部の困難は汝實に知らずと銳曰く財を作る能はざれば財政長に當る資格なしと靳曰く請ふ汝財政長に當り滋味を甞むべしと銳曰く予をして省長に當らしめざれば予は卽ち辭すと遂に出つ王占元曰く四巨頭甚に話さずとて力を盡して靳を勸慰したり(一日申報北京)(五、二二)

▲轉圜後の天津會議

二日の天津電報に據れば天津會議は一時活劇の爲め事態容易ならざりしも今や調停に依り無事進行す西南及長江各省湖北代表列席し王より介紹し曹張に面會せしめたり(申報)

◎天津會議は大體に於て解決し張作霖は歸奉の準備中にして曹仍保定に歸らんとし王は靳及各總長と入京し徐に面せん(同上)

◎轉圜後の天津會議は三方共に依然客氣を帶び昨曹張王及靳は財政の收支を談じ靳は小冊子を取り出し總額を報告したり曹張は左右を顧みて他を言ひ王は靜聽し靳の報告終りて直ちに各省の上納すべき金を盡く中央に送るべしと希望するにあらず予は其內の大部分を未拂軍費に支出せんことを希望す、但だ平均負擔は殘留する能はず中央は每月亦少數に分與せらるゝことを要す是れ卽ち中央を維持するの善意なり、山窮り水盡くの現在は中央と地方と相依な

以て命を爲す破産は僅かに中央の事にあらず外債の如き概して地方産業を以て擔保とす一旦中央破産せば債權者は勢必ず自然來りて財政を處分せん予は中央の軍費を減するに決せり即ち三百萬とせり予は惟だ減政裁兵政策を視て全留と爲す筈云果して我を要せば我に代りて設想すべし曾紱は各省情形同じからず我等未だ規定を籠統するに慣ならず惟督軍會議を召集し各人より自認するあるのみ斬は即ち曾張王三使の提唱を請ふと云へり(同上)(五、三)

▲天津會議終了　(各報)　天津會議は五月四日無事終了三巡閲使共に一兩日中に北京に至り徐大統領に謁見すべく天津會議の內容は近く事實として具體的に體現せらるべし(五、五)

▲靳總理の歸京と內閣　(申報)　五日靳は總統府に入り內閣改造の書を呈したり留任を除く外內務を齊耀珊、交通を張志譚海軍を李鼎新財政を張弧教育を邊守靖とするに在り、齊は既に本人承諾し乃兄耀琳に移轉せり徐は靳に向つて曰く予の初意動は靜に如かずとせり、君既に全責任を負ふ其通りにせば可なりと云へり、但し學界の邊守靖に對する各省の齊に對することより人民の日本交通借款契約に對することに及び何れも問題たり

◎張弧に曹汝霖より全力を以て援助すとあり安心して擔任することとなれり張弧は煙酒借款關係の爲め潘復煙酒督辦に轉任し張壽齡を幣制總裁に轉じ賀維鄰を鹽務署長にすることとなり提出せり(五、七)

▲內閣改造の內容　閣員局部改造は某方面徐が財政總長に對する接洽未だ盡さざる爲めなり、曹王は支付券の事の爲めに葉恭綽を維持せん事を請ひ頓挫せり但し靳は改造の事に對し徐に向つて去就を力爭すべしと(新聞報)

▲曹張王に金を請ふ、葉恭綽が辭職せば銀行が立替へざるを以て曹王は葉を留任せしめんことを勸むるも靳は予は交通特別會計を推翻し改めて一般會計とせんと欲す交通を除く外各機關を周轉せしめんとするか葉は去就を以て爭ふ故に葉を去る葉若し幾見を犧牲にせば予は亦何んぞ必ずしも此一擧を多くせんやと云へり依然結果なし(申報)

▲新提議の財政交通兩總長は張弧已に靳に向つて力辭し張志潭亦轉任を望まず、改造の事は亦頓挫せり徐は午憶仁堂に在りて曹張王を馳走せるが二時同じく春風府に赴き牡丹を賞し四時居仁堂に於て會議し現閣は未だ散會せず、運輸總監の電稿は已に國務院秘書に交付して草定せり、范源濂は各方面の斡

勸を經て辭意打消さるべく現內閣は全體不動の觀あり、張志潭は源利公團と關係あり張弧は小野(東亞興業)と關係あるを以て輿論の攻擊を受け張は交通部轉任を辭し援を曹汝霖に求め且つ曹張王は入京して內閣改造の名に居らず故に五日に定めし閣員名簿は其まゝとなれり、但し靳は去就を以て相持す(五、一〇)

▲行惱める內閣改造問題　靳雲鵬は自ら交通を辭任し張志潭を陸軍に移し潘復を財政代理せしめんとすと聞く(十一日新聞報北京)

◎靳は葉恭綽を去ることに堅く否らざれば自ら辭する決心なり曹張王は表示なし(同上)

◎新交通系は張弧を擁立して成らず中日實業公司の李士偉を財政總長に充てん考へなりと(同上)

◎張志潭を交通に張弧を財政に置くことは中止され周自齊葉恭綽亦留任し難く當局は正に人を探しつゝあり(同上)

◎靳は天津に打電し徐世章を召き徐は九日入京したり、徐は最初辭せしも靳く承諾の意あり(同上)

◎人あり靳に對し去就を以て新交通系の閣員を除かんことを以てせるも靳は尙ほ躊躇せり靳の目的は交通會計を開放し何人が交通總長となるも妨げず自ら交通總長たらんと欲れ正に必ずざるべし(同上)

◎靳は九日二時口頭を以て辭職し徐と二時間密議し內閣は暫時缺員か增補し必要の時改造し靳に忍耐を勸めたり(十一日申報北京)

◎張志潭は人に語りて曰く予は安福系を倒したるもの豈に其放智を畏ひ未了の債務手續を收拾せんや張が交通に轉任せざるは之か爲めなり(同上)(五、一二)

▲新內閣員決定　(各報)　新內閣は本日總辭職し更めて靳總理交通張志潭財政李士偉內務齊耀珊海軍李鼎新陸軍蔡成勳其他は從前通りなり政府側の消息に據れば內務齊耀珊兼通張志潭財政李士偉海軍李鼎新等新內閣員に列し教育總長以下何れも現狀通りたる事に決定せりと(五、一五)

▲靳內閣改組の裏面　(中華新報)

一、新舊靳內閣の比較　靳新內閣の組織は表面より觀れば數人を交換せしに過ぎざるに閣員の總辭職を見たり實に葉恭綽の實力驚く可し同一の姓名同一の職務に對して同時に「准免」「特任」の命令を發布せり此間の衝突矛盾甚

ら予や、然かして免職を許可せしは警職を免じ特任の下に警の字を省きせり之を換言すれば舊新內閣は國會の承認を經たるも警內閣たり新內閣に國會の承認を經さるも警に非さる點なり。

二、葉恭綽職運策　交通部長の解決し難かりしは葉恭綽の退讓を肯んぜさりしに因る彼れは曾て如何なることあるも決して自ら辭職せすと宣言せり從來閣員の補充には舊任者が先つ辭職したる後に新任者を充つるを事とせしが葉一味の者は當閣して運延決せさるを以て新總理は變通法を降して舊閣員總辭職することを決定せり、若し總統にて新閣員の頗觸れたる大總統令にて發表すとせば葉の辭職を待つの必要あるも總辭職には閣議にて多數決にて通過せば葉か反對するも其效なし。新は此計畫を總統に諜りしが異議なかりしが故に十四日閣議にて一致議決せり、葉は出席せさりしも當然其拘束を受くべき者なれば改組問題は一段落を告げたり、此決議後に秘書廳より書面にて葉に右決議の旨を通知し且其手續をなしたり。

三、李士偉の成功系圖　李士偉の任命に關しては外間頗ふる驚疑せり、命令の出ずる迄其事實と爲ることを信ぜさる者多かりき蓋し國民が親日派に反對せる時に於て政府は甚だしき親日の人物をして財政を掌らしめすと考へしも意外にも此任命あり或る者は謂へらく李は中日實業公司の理事長にして日本の澁澤、三井、大倉と頗る相互し中日實業公司は此三人の合資して組織せる者なり大倉は我が國に來り常に政府內に自由に指揮すべき人なきを憾みとなせりと云ふ、李氏は曾て人に對して財政總長たるの意なきことを談せり、且つ李の資格よりするも尙ほ財政長たるに適せす、而して結局遂に任命せらるるに至れるは實は新內閣が大資本の力に依つもの多きためなり蓋し資金を支拂すして抵當を增加し新債を增借せんとする魂胆ならん

四、范源濂の去就未だ定らす　范源濂の再來の說あるも北京學會は大に公憤を發し教職員等の出任阻止の公文を出せるあり且つ范氏の擧動より之を觀るに重れて就任するや否や疑問と爲す范の去留に就ては二說あり(一)范は十四日來京し新は秘書をして驛に出迎せしめて范に勉めて巨艦に任ぜんことを請ひしに范は之に答ふるに余今回の來京は元首、總理及各總長より再三招かれしより、其面目を立て來京せしのみ若し教育部長に再任さるることあらば卽日北京を去る云々、(二)范は或る要人の挽留に對して云ふ余の辭職は實は葉恭綽が教育經費に對し故意に妨害せしに基く若し葉にして果して野に下らば余は辭職を思ひ止まりて諸公の挽留の厚意に從はんと。

五、各部次長の人物政府部內の說によるに目下未定の次長あるも教育次長陸軍次長の椅子は或は變更なからん交通次長の椅子は徐世章聯帶辭職し魏聯か繼任に既に確定せり內務次長何煜は辭職せんとし干涉の呼聲頗ふる高し其他の次長は尙ほ協議中にあり又交通部の路政司長鄭洪年は辭費を總統府に呈出せんとするを以て該部は變動あるものに似たりと云ふ(五、一五)

國內要聞

▲地方行政會議　(新聞報)　行政會議は四日中和殿に於て開會と定め各省長代表は何れも齊へり省議會は浙江、福建、山東三省の外十四省に達せり

山東省議會は已に代表を定めたり會長韋宗元は天津より着京せり(五、四)

▲裁兵實行と警察擴張　(神州日報)　江蘇省王湖は近頃上海行政各機關に對し內務部よりの通告によれば裁兵計畫近く實行され今後の善後維持は警察の力によるべきを以て警所擴張計畫を左の如く定めたり(一)商埠巨鎭に武裝警察を添募す(二)現在の警察傳習所を擴張す(三)鄉鎭警察所を設立す、(四)警察卒業人員は名簿を作製して任用に備ふ(四、三〇)

▲經費に窮せる海軍　(申報)　上海海軍總司令鑑延龢は海軍經費支給を要する爲め最近左の如き手強き電報を北京政府に發したり

海軍經費の支給されざること四箇月に及び艦隊は日を終ふべからざるの勢に處し幾度支給を要求するも聽ぜられず此の如きは政府が故意に海軍を死地に置くものとせざる可らず思ふに海軍經費は全國陸軍の千百分の一二に及ばず又た陸軍の如く地盤を有して其地より經費を得るにあらず過ま緩急あれば各方面は爭ふて海軍に援助を求むるに無事の際は顧みざるは事理の平を得たるものなるか我が大總統總理は萬里を明鑒し此の存亡危急の時に當り切實の方法を計り國中をして又た不幸の擧を見る勿れ云々(五、一)

▲直奉兵力の比較　(中華新報)　奉天直隸兩軍の兵力比較左の如し

(甲)陸軍方面

馬廠　第一師　混成旅一個
信陽　第九師
北京至保定間　第二十五師
保定　第二十三師又混成旅一個
洛陽　第三師

（乙）奉軍方面

豐台　混成旅一個
蘆台　混成旅二個　一師
南苑　混成旅二個
張家口　一師　混成旅二個
通州　混成旅一個

此外奉軍在東省、及內外蒙、察哈爾の奉天軍左の如し

（一）在東省

第二十七師、二十八師、二十九師、混成旅一個、混成衛隊旅一個、新編混成旅五個

（二）在內外蒙察哈爾

叨林　混成旅二個半
綏區　混成旅一個　馬隊混成旅一個（四、二五）

▲湖北省の軍費

（晨報）湖北省の一ヶ年所要の軍費總額は約五百七十餘萬元にして其重なる項目略左の如し

督軍公署　三十四萬六千七百三十三元
漢口鎭守使署　二萬七千六百七十七元
襄陽鎭守使署　二萬三千八百二十六元
憲兵隊　一萬三千七百八十八元
差輪派輪駁處　三萬七千二百元
省防團二營　四十三萬六千五百四十四元
陸軍積勞病故恤金　三千五百五十五元
五金廠　一萬八千元
軍米局　六千元
兵工鋼藥兩廠　一百二十二萬元
漢口巡緝一二兩營　十五萬三千七百二十四元
武漢總稽查　三萬六千元
武昌各城門巡查　五千七百六十元
巡村派緝各巡輪　五萬零四百元
陸軍審判及監獄　四萬六千零七十六元
陸軍病院　二萬四千七百九十三元
衛隊營又機關銃隊　九萬九千六百七十七元
調查處　一萬零八百元
第一師　一百二十七萬二千二百二十六元
北津混成第六旅補充十三團及山砲一營　一百萬元
第三旅　六十六萬三千三百八十六元
憲兵營　四萬七千四百十六元
軍樂隊　八千八百十八元
測量局　十一萬七千八百二十四元
軍儲局　三萬三千二百三十六元（五、一四）

▲河南兵變の經過

公使團よりの消息によれば（一）十七日午前一時河南陸軍は汲縣より新鄉に至る間の線路を破壞して四ヶ所を切斷せり故を以て安威軍司令胡景翼は四大隊の兵士をして新鄉に到著し停車場を占領せしめたり（二）豫北軍は衛輝に據り趙倜は新鄉を占領し直魯軍の吳佩孚は出でゝ調停したるも無効に歸せり（申報北京發十九日午前十二時）

△河南の衛輝に駐屯せる第一師團は兵變により京漢鐵路の南下すべき列車は彰德に至りて停車し北上の列車も新鄉に至りて停車す其の中間に在る寶蓮守陽陰縣、宜溝鎭、滑縣、高村橋、洪縣、石碾道塔崗等、衛輝府、潞王墳等の十停車場は或は暴行兵士の手中に在り或は戰爭線內に在るを以て車務も一切停止且つ中間の線路が破壞さるゝ一百餘里に及べり聞く此次の兵變たる其の勢力甚だ極なりと（新聞報北京電十九日著）

▽河南臨時編成第一師團は衛輝に於て兵變を起し成慨を擧げて總司令となし岳維峻を左翼指揮に擧げ紫得貴を右翼指揮に擧げ各方面に電通して趙倜討伐を聲明せり（國語日報北京電十九日）

▽成慨と吳慶桐は其の部下が聯合して督軍樓倜を驅逐せんとし十八日天津に

於て會議し(一)吳佩孚を以て河南督軍とし(二)仍ほ吳慶桐を南陽鎭守使とし(三)同じく成慎を長沱巡防に第一師團長とすべく議決せり又聞く馮玉祥も又已に趙倜放逐運動に加入せりと(申報天津電十九日午後十一時著)

▽十六日國務院は河南の趙督軍に電告して曰く彰德の兵變たる京漢の交通に關係せり貴督は宜しく速かに之を討平されたし云々又順德の河南軍旅團長岳憲玉は大總統府及び國務院に打電して曰く趙倜に官を賣り爵を鬻ぐ省民も倘に亡びんと欲する恩を爲せり憲玉等は趙督との關係を脫離するも仍ほ中央の命令に服從すべし云々(申報北京電十八日午前十一時著)

河南の兵變に於ける河北の叛兵は十九日兵器を引渡せしが成慎(巨魁)逃逸し孫會友も退去せり、督軍趙倜が北京政府に致したる電報に曰く挽ひに三省巡閱使吳佩孚の協力により討平するを得たり黃河以南の區域は確かに馮玉祥の部下より討平せり河南軍隊の手に殲滅され士官十數人、兵士數十名、馮玉祥の自から引率せる軍隊は三千人叛兵を擊退したるも尙ほ駐馬店に駐屯中也請ふらくば善後の辦法を示されよ云々と、國務院は曾毓に打電し其の吟味取扱を命ぜり(申報北京電二十一日午後二時發)

▽河南督軍趙倜は十九日中央に打電せり曰く十七日彰德城を回復せり叛兵は已に武器を引渡し新鄉線路は已に開通し成慎と孫會友は均しく夜遁げせり請ふらくば速かに明令を敎し捕縛せしめ並びに其の官職を褫奪されたしと(同上)

▽曾毓は國務院に打電せり曰く河南軍の岳憲玉と孫會友は共に旅團長の位置にあるにも拘はらず督軍に反對したるを以て趙督が如何あらうと其の罪は團旅團長にあり予は已に吳副使に電令し兵を引つれ之を吟味し詳細に報告するやう申向けたり云々(同上)

【▽彰德問題に就て參陸處は會議を開き曾毓をして公平其の辦理を擔當せしむるに決したるより曾毓は已に吳佩孚馮玉祥等に相互其の打合を電告せり(新聞報北京廿一日著)

▽北京公使團は二十日北京政府に向つて彰德の亂事を照會し並びに鄭州開封等の地方に於ける各居留民の保護を請求せり(同上)

▽曾毓より北京政府への打電に曰く彰德は已に回復せり願くば速かに列車の運轉を命ぜられたしと請求せり交通部は鐵路局をして軍路を修理せしめたるが如し大體確なくば二十二日には開通すべし(同上)六四、二二)

▲河南軍隊の實數

(時事新報) 河南省にける軍隊の確數左表の如し

(陸別官職)	(姓名)	(兵力)	(駐紮地)
安威軍司令	趙倜	約一萬五千人	分駐南陽開封
河南陸軍第一混成旅	旅長 岳憲玉	約五千人	彰德
河南陸軍第二混成旅	旅長 柴得貴	約五千人	
陸軍第十六混成旅	旅長 馮玉祥	約一萬人	信陽州駐馬店
陸軍第三師	師長 吳佩孚、	約一萬人	洛陽
陸軍第二十五師	師長 靳耀南	約一萬人	許州
暫編河南陸軍第二師	師長 寶德全	約八千人	駐商邱

尙此の外巡防營四十營全省各地に分駐す(四、二〇)

▲河南兵變の眞因

(時事新報) 河南爭亂の原因に關し外間の揣摩臆測甚だしく或は吳佩孚の政治的使嗾に出づる者なりとし或は河南省民の趙督軍に對する反感日を趁て烈しきものありて遂に勃發したるなり等傳ふるも今回の擾亂は張作霖、袁乃寬及土印川等安福系にして趙倜に反感を有するものが將軍府にありし成慎を使嗾して事を起さしめたるものなり現に張作霖の諜者は十萬元を携へ先日彰德に至り五萬元を散じて軍隊を買收し暴動を起さしめたる事實あり次で開封に赴き殘部五萬元を以て同地宏威軍を買收せんと試みしも同軍首腦部は之に應ぜざりし爲め止む無く二萬元を投じて衛兵隊を買收し僅に其一小隊をして反亂を起さしめたるも開封の戒嚴至嚴なりし爲め失敗に歸し反軍は直に討伐されしより該諜者は身を以て逃れたりと傳へらる、趙督軍に對し表面好感を持居たる張作霖が斯かる陰謀を回らしたりとは直に信じ得ざるが如きも同督軍に對し深怨を有する王乃寬、王印川等の張使に對する從來の關係より推し肯認さるゝ所にして殊に最近趙倜に對する惡聲を放ち吳佩孚の河南を覬覦し更に河南省民の趙倜並びに靳傑に甚だしき反感を抱ける北京方面にて傳へらるゝ右王等の宣傳に出づる形跡あるを以て張作霖の意を承けて劃策したるは事實なるべし、卽ち一面に於て吳佩孚と河南との關係は頗る密接なる者あり過日彼は保定よりの歸途天人を携行して特に開封に趙督軍を訪問し敬意を表する所あり今次兵亂に際しては自ら趙傑と共に爭亂地に赴きて鎭定に努め周愼の逃亡後趙督軍に會して馮玉祥に對する處置を確したるを見るも傳ふるが如き眞の政治陰謀が今次の波瀾を惹起したりとは見

るべからず馮玉祥は直隷系なれども必ずしも曹錕、吳佩孚等と好からず近來吳馮間に稍扞格の傾きあり周旋の反亂中には少からず馮部下の參加されあり將來或は兩者の衝突を免れざるべきか注目に價するものあり。

以上の如く張作霖の陰に之を操縱したる一面に於て直隷系擾亂の策に出でたるものと見るを得べく今日に於ては表面鎭靜に歸したるが如きも裏面に於て尙頗る複雜せるものあり卽ち奉直兩派の暗鬪を語る一證左たるべきなり

尙ほ河南省民は爭亂の結果少からざる損害を被りたると馮軍の暴擧に頗る激昂し、一、馮玉祥の謝罪、二、奪取兵器其他の還附、三、馮部下第十六旅の卽時河南撤退等を決議し態度强硬なるものありと(四、三〇)

▲吉林省軍隊の新編成　(盛京時報)　吉林督軍孫烈臣は地方靖からず兵力亦不足にして時に動搖の色あるを以て新に軍隊の規定を設けて整頓する要ありとし茲に左表の通り決定し各旅團長に夫々指定地に移り其管轄區域を防備すべき旨布告せり

(隊號)	(旅團部駐紮地)	(駐防區)
第一混成旅司令部	盤石	双陽伊通
步兵團	盤旬	盤石濛江
騎兵團	伊通	樺甸敦化
步兵獨立營	敦化	樺甸敦化
砲兵營	盤石	双陽伊通
機關槍連	盤石	延吉和龍
第二混成旅司令部	延吉	延吉和龍
步兵一團	延吉	琿春汪清
步兵二團	和龍	琿春汪清
步兵三團	琿春	
砲兵連	延吉	
機關槍連	延吉	
第三混成旅司令部	吉林	農安長春
步兵一團	五常	德惠吉長路
步兵二團	長春	舒蘭五常
騎兵團	農安	吉林長嶺
輜重營	長嶺	
機關槍連	省城	
第四混成旅司令部	依蘭	伊蘭富錦
步兵一團	寶清	同江綏遠
步步二團	富錦	饒河虎林
騎兵營	依蘭	寶清樺川
機關槍連	依蘭	
第五混成旅司令部	寧安	寶安穆稜
步兵一團	東寧	寧安密山
步兵二團	額穆	
騎兵團	寧安	
砲兵營	同上	
機關槍連	五站	
第六混成旅司令部	哈爾賓	濱江扶餘
步兵一團	賓縣	双城榆樹
步兵二團	双城	同賓方正
騎兵團	扶餘	勃利賓縣
機關槍連	哈爾賓	阿城
第七混成旅司令部	横道河子	
第一團	五站	哈綏路綫
第二團	一面坡	
第十九混成旅司令部		
步兵一團	主力駐哈爾賓	
步兵二團	哈爾賓	
騎兵營	哈長路綫	
工輜營		
砲兵營		
機關槍連		
陸軍第一游擊隊	賓縣	

國軍第二游擊隊　密山
陸軍補充第一營　長春南嶺
第二營　同上
第三營　同上
衛隊統帶部　省城
憲兵營　省城

右の內寶清駐在の第一游擊隊は濱江鎭守使高鳳成の管轄に歸し密山駐在の第二游擊隊は第五混成旅長李慶祿の管轄に歸し長春南嶺駐在の補充第一二三營は之を吉長鎭守使耿玉田の管轄に歸し、衛隊の統帶する軍隊は衛隊團に改編し、合計步兵二營騎兵一營機關銃隊三連とする筈なり(五、一五)

▲全國報界聯合會議　(晨報)　五月八日午後五時中國全國報界聯合第三回大會打合會北京下斜街議轄先哲祠に於て開會せられたるが來會者四十一社(北京)京外代表四十九社出席し山西日報代表郭希禹を臨時主席とし左の事項を打合せ散會せり

一、大會期日　五月十四日
二、會　場　臨時幹事に於て選定す
三、臨時幹事　左記十二人を選任す

晨報福建經報　林仲易
曉報　方夢超
新社會報　林白水
京津時報　汪健齋
廣東醒明通訊社　俞誠之
廣州國是報　陳友琴
江西實報　劉曉
漢口武漢商報　王瑞麟
山西山西日報　鄧希禹
福建福建日報　梁志和
四川國民公報　龐寶恕
山西宗聖報　馬甲鼎

四、經費　臨時幹事に於て預算を編成し各社分擔の事但し寄附金は經費に

滿用す(五、九)

▲教育經費問題の解決案　(晨報)　教育經費問題に關し昨日閣議の結果として專門以上の八校の經費には現行豫算の經常臨時の兩項目より每月合計十七萬ヵ千元を支出することに決定して先づ三月分の給料を卽日支給し以後は每月支給することゝし之等は均しく交通部より財政部を經て教育部に交付して支給する事とす且此經費は別途に融通する事を容さず中小學校經費三萬餘元も亦此辦法に同し從來の支拂給料に對しては先づ三月分給料と同時に一ヶ月分の未拂給料を支出し其他の未拂分は三期に分ち四、五、六月の給料と同時に支給す以上の辦法は國務院より教育部に各校長ヶ召集して正式に宣布すべく通達せり一面には吏員を派して范總長に對し支拂命令書に署名を請ひ卽日支拂ふに差支なからしむる事とせり。

八校の代表は二十一日午後四時國務院に到り前約に依り其回答を請ひしが閣議散開會後なりしかば院秘書と接見し閣議にて決定せし辦法を語り且曰く本問題は迅速に解決するを要すれば各代表が此旨を歸り告げられんことを請ふと聞く所にては學生も列席して本日中小學の教師職員と會議を開き討議する由果して此辦法が彼等を滿足せしむるか否や又政府は事實上之れを實行し得るや否疑問なりとす(四、二二)

交通關係

▲長江水流調査　(時事新報)　全國水利局は長江が近年江流變遷せるを以て特に技師楊豹靈、王李緒等を派して近狀を調査せしめたり調後上海淺浦局は近頃長江下游報告等の調査せる圖を刊行し之を外交部に諮請し上海交涉分署は淺浦局に轉知し該技師等の同局を訪問する時相當の便利を與へんことを以てせり、廿日許交涉員は此旨淺浦局に通知せり(四、二〇)

▲上海香港間佛船運賃　(時報)　佛國郵船の上海香港間の船賃は一等十五磅、二等十磅、三等六磅なりしが本年に至り爲替相場の變動の爲め一等八十元、二等五十五元、三等三十元とし五月十日の亞瑪森號より實行すべし(四、二〇)

▲招商局の前途　(中華新報)　招商局輪船公司株主等は同局は每年好成

意を示すより局務に對しては放任主義を取り居たるが本年十一兩五錢の利息を分配されたるに對し一般株主は頗る不滿にて同局一二高級辦事人が種々勝手なる振舞をなすものとし辦事人は重事を續れることを得ざることゝすべしと噂ふるものあり改革の聲高まる模樣あり(五、一二)

▲京綏鐵道全線竣成　(時事新報)　京綏鐵道は支那西北部の一大幹線にして純然たる支那官辦の鐵道なり、本線は前淸光緒三十一年九月起工せられ京張の一線は沿路居庸關の如き八達嶺の如き險峻頗る多かりしも當時才技共に優秀なる著名の鐵道專門家詹氏工事を總辦するあり纔かに苦心慘憺山を貫き河に跨り纔々數十里毎に人工を虧盡して開通せり。次で宣統元年八月起工の京張幹線三百六十一里、京門支線二十六里均しく前後して竣工せり。

此年張綏線の延長を計劃し、二年三月起工三年五月陽高に至る計二百二十八里竣工せしが適々武漢の戰事起り、工事遂に中絶せり其時督辦に漢粵川鐵路督辦に昇任し、其總任者鄧孫謀、陳四林、曹光麟、柴俊時等相繼で工事を主持せり。彼等は其前途遙遠なるを察知し刻苦經營僅かに元年再び工に就き三年六月先づ天同に至る延長計百〇四里なり、次で四年九月豐鎭に至る計八十一里を竣工せり。又一方同年京師環城の支線二十二里を、七年宣支線十七里及大同支線三十七里の工事を終れり。幹線は歐戰の影響を受けて工事の停滯を來せしが五年より八年秋に至るまで又工事を急ぐ事とせり始め豐平の一線を延長して綏遠に通ずる豫定なりしが中間興安嶺の支脈あり、殊に察綏の間は山勢東は渾河西は黃河に亘り其間峻險を極め此豫定線の開通は其距離に於ては最短なれども工事到底望み難き爲め總工事司陳四林は自ら實地踏査し往復數次遂に嶺北鐵兒埃一帶に天然の溝形地あるを發見し此溝に沿ふて道を取り茲に始めて綏遠の路線確定せり。九年一月調集に至る百二十二里を十二月車賃由に至る百四十七里を竣工せり。時に嚴寒の折雪地冰天工事極めて艱難なりしが陳局長水副局長來りて監督し親しく此艱眼に當り、軌道及其他材料を京張鐵道より採り充分設備して進行を策せしかば工事大いに進捗し四ヶ月間に復百十七里を竣工し今寬に綏遠城下に至れり。全線の幹線計千二百十三里、各支線計百二十二里なり、是に於て當初の豫定に從ひ茲に自國人を使用し經費を全く自辦せる鐵路を實現する事を得たり。蓋し本線は五省を聯貫し數千萬を費す。誠に西北偉大の事業と云ふべく、萬里の長城と共に古今に輝映す。

現に又綏包(包頭)線を計畫し直接黃河東岸に出でんとす、計三百餘里路線の測定畢り近日起工すべしと云ふ。(五、一二)

▲支佛合辦北京電車　(各報)　一九一四年支那北京電車借款は現市政公所と支佛銀行と契約十八ヶ條を改訂したり、其大略は官株二百萬前同借款より支出し別に市民に向つて二百萬を募集し、董事會を設け、董事十一人、官商各五人、外人經理一人、材料は先づ國貨を用ひ、工事營業及會計の三處支拂各一人を置き董事會長より任命し監督す、八日の市政評議會は之を通過し九日調印せり(五、一〇)

▲北京電車借款　(各報)

總綱

民國三年三月二日原契約第三條第五條借款餘剩の資は之れを北京市政の辦理例へは(一)電車延築(二)電燈整頓(三)水道整理等に用ゆ

工事及管理に關しては民國二年十二月五日の契約條規に照して辦理す

現契約第一條

政府は市民の意見を容納し市政各項の工事遂竟より市民の投資を允許し與に北京電車事業を辦理することゝし茲に中國商法に照して株式合資會社を組織す

現契約第二條

本會社株資本は四百萬元(支那幣)內一半は政府之を引受け殘餘二百萬元を市民より募集す

現契約第三條

政府の投資本は即民國三年の五厘金幣借款の項より提用す商民資本は其募集後創立者に於て會社名義を以て政府指定の銀行に預入る又政府の資本は會社名義を以て中法實業銀行に預入れ政府より隨時市價に照し民國三年五厘金幣借款を銀元に換元し以て二百萬元の需要に充つ

會社の管理

(民國三年十月五日原契約第四款第五款)

該項工事は督辦を以て管理の最高機關とし督辦と銀行と協議の上佛人より總工程師一名を選び督辦の給料は政府銀行協議の上之れを定め總工程師の給料は督辦と銀行と商定の結果に據る若督辦と總工程師の意見一致せざる

時は財政部之れが解決を爲す督辦は一人或は數人の代表を委派するの權あるも倘銀行の同意を必要とす

現契約第四條

會社は董事會より之れを管理し董事會は重役十一人以上を以て組織し政府より六人株主より五人を出し董事會々長は各董事中より之れを互選の後政府より認可を受くべきものとし該會長は會社を代表して職務を執行ず而て政府は中法實業銀行中外人經理を董事中の一人に特用す

會社の組織

（民國二年十月九日原合同第十六條）

各該實業及工事の經營の目的の爲め一事業毎に歐人技師長一名歐人會計主任一名を訂用す（民國二年十二月五日原契約第三、五、六各款）

支那政府は工程督辦一名を簡任し工事及管理事宜を辦理せしむ（第四款第一項）

督辦と銀行協議の上總工程師一員を佛人中より選ぶ（第四款三項）

營業を辦理する時は政府より督辦及總工程師一名を任命す（第五款）

督辦と總工程師は各項の收入支出の全權を管轄す（第三款）工事の完了の時督辦と工程師と更らに其營業辦理開始の事宜を會商す（第六款）

現契約第五條

所有る會社事務を三別す

甲　工程處

乙　營業處

丙　會計處

工事々項

（民國二年十二月五日原契約第四款）

總工程師は須く工事上用ふべき歐人の人名一覽を呈示し督辦の許可を受くべし此項人員は總管段長總會計等を總括し銀行に委托して聘雇し總工程師の監督に屬す（第四款六項）

皆で專門の學を修め或は經驗に富む支那人あらば督辦より總工程師に交し試驗の上歐人と同樣任用す（第四款八項）

現契約第六條

工程處は工程處長副處長協同にて之れを管理す而て處長は中法銀行の紹介により佛人專門學校又は大學工科出身にして電車事業に五年以上の經驗ある者副處長は董事會長該會を代表して選任す

現契約第七條

工程處々長は副處長と協議し電車の機關電線軌道等一切の準備を整へ董事會々長の批准を經て工事に着手す而該處長副處長は董事會々長の命を受けて一切の工事に關する辦理を爲す

現契約第九條

（前略）工事に從事する人員は先づ支那人を用ひ若し外國人を聘用の場合は佛人より之をとる

現契約第十三條

（前略）工事會計の二處長の佛人に對し董事會々長に於て不適任と認めたる時は銀行の同意を得て同じく佛人中より之れを易ふることを得

營業事項

（民國二年十二月九日原契約第五款）

營業を辦理する時は政府より督辦一名技師長一名を任命す（第五款一項）

督辦は銀行と協議の上技師長聘用の條件を定む（同二項）技師長の更迭は銀行の同意を要す（同第二項）專門人員を委任し又は人員の職務を指定し或は人員を撤換せんとする時は督辦は先づ技師長の同意を得べし（同第五項）

現契約第十條

營業處長副處長協同之れを管理し均しく會長董事會を代表して之れを派任す而處長は支那人副處長は佛人を用ふ

但該副處長は工程處長之を派任するを得

（前略）所有る營業處人員は支那人より先づ選任し外國人を聘用する場合は佛人を先とす

會計事項

（民國二年十二月五日原契約第三款第八款）

督辦と技師長は各項收支の全權を有す（第三項第十五項）

借款期內所用の帳簿は中佛兩國新式の簿記法を採用す

（第三款第十六項）

現契約第十一條

會社の簿記は漢文佛文を併用し董事會々長は會社を代表し五年以上會計に經驗ある支那人中より一名佛人（銀行の同意を得て）中より一名の會計處長を選任す

現契約第十二條

所有る會社の收支傳票は會計處支佛兩國處長の調印後董事會長（會長事故あらば其代理）の調印を要す

材料事項

（民國二年十月九日原契約第十四條九項）

如し外國より材料を仰ぐ場合は銀行に委托して佛國產品中より擇擇し若同一材料にして更に價額低廉なる外國品に對しては勿論該產地本國より購入するも此場合銀行は手數料百分の五を得

（民國二年現契約第四款第六項の後半）

技師長の職務は各種應用機械材料を購入し以て營業を完善せしむるものとす

現契約第十四條

所有る外機品の購入は民國三年五厘金幣借款契約第十四條に依つて辦理す

而會社は官民合辦事業に付き一切の手數料は百分の五中一半を減じ一半は民間株主に分配す

經理豫事項

（民國二年十二月五日原契約第三項）

此項借款は中法銀行より借入る（第一項）

此項預金は銀行にて責任を負ふ（三項）

此項滙款は銀行又は其指定銀行に經理す

現契約第十六條

所載に照し會社一半の資本は中法銀行に預入れ其他は政府指定の銀行に預入る

所有る會社各部の收入及利息等の項亦一半を中法銀行に預入れ其餘は政府指定の銀行に預入る

但し其他の銀行に預入れたる資本及利息にして萬一のことありて會社の損害となりたる時は政府より賠償す

未了の事項

現契約第十五條

本契約協定の條件の電車會社にて照辦さるゝ以外其他は均しく電車會社章程或は株主會議董事會議の決議に照して辦理し政府及中法銀行の干涉を許さず

將來の事項

現契約第十七條

民國三年五厘金幣借款元利清還の後は本契約即ち之とを無效とし會社章程は政府及株主にて訂立し銀行は干涉するを得ず

擔保事項

（民國三年三月二日契約第四條）

以上列する所の電車等各種實業並に材料附屬品及產出品を一億五千萬法郎實業借款元利の擔保と爲す此項擔保は各該種々實業材料附屬品及產出品を此項借款元利の優先の抵當と爲し更らに北京市政の所有る現在將來の收入即ち家屋稅營業稅馬車稅人力車稅水道稅電燈稅等を同じく優先の抵當とす

現契約第十八條

政府が民國三年五厘金幣借款未清還の以前は會社の株式を賣買するを得ず

（五、一二）

財政と經濟

▲**財政部の缺損**　（晨報）財政部九年以前結算は合計政費一千二百五十萬軍費二千六百三十萬の欠損なり、九年度以後は合計政費二千四百二十萬軍費四千七百五十八萬合計一億一千餘萬なり若し裁兵に着手せざれば必ず破產す（五、一一）

▲**交通部の出入統計**　（申報）今後の交通部の出すべき款は外債九百四十五萬內債千百八萬各路又部內外並に經濟局等を合せて三百七十一萬、公債金六百萬元、新發行の支付券還本二百五十萬、合計三千五百二十九萬元なり、今後交通部の入款は債票株券利息八十萬元、債票還本二百四十萬元、各路純益千萬、郵政提餘四十萬合計一千六十萬計元なり（五、一二）

▲**北京敎育經費の調查**　（益世報）敎育經費に關し某方面の調查する

月約二十六萬元每年二百六十餘萬元を要す今各學校に出すべき創設費經費並に既に支出せる經費を掲ぐれば略左の如し

(一)每月教育部より支出すべき經費

本部經費	四萬元	
北京大學	六萬二百十九元三角三分三厘	
法政專門	九千六百八十二元三角三分三厘	
醫學專門	九千九百元	
工業專門	一萬一千一百四十七元	
農業專門	八千三百四十元	
高等師範	三萬四千七百七十六元六角六分六厘	
女子師範	一萬二千一百三十四元一角六分六厘	
北京師範	五千八百五十元	
美術學校	四千五百四十元	
分設機關	一萬六千三百八十九元	
留學費	一萬六千三百八十九元	
補助費	三萬四千一百十三元三角三分三厘	
	以上共計二十六萬三千四百八十一元八角三分一厘	

(二)教育部より支出せる經費(九年八月起至十年三月二十六日)

部費	現洋五十四萬元(內交通部七萬元烟酒署五萬元)	
幣制局支出	日金二十萬元(阪谷薪金項下約合現洋二十二萬元)	
代還借款	現洋二百五十七萬五千餘元	
代借款	現洋一百八十九萬餘元	
	以上共計現洋五百二十二萬餘元(五、一〇)	

▲上海銀行と國庫券　(商報)　北京政府は財政困難なる爲め特種國庫券を發行し各銀行に購買せしむる事とせるが名義上紙幣準備金と爲し銀行券を將へば直ちに紙幣を發行すべく每月發行五百萬元を預定し一年間となし已に北京銀行界より承諾せりと云ふが上海方面は未だ成熟せず故に周某は上海に於て銀行界と交涉し融合し周は二十日夕餓道にて北京に就けり(四、一〇)

▲上海商業銀行　(時事)　上海商城內地方の商人は一百萬元の資本を以て上海商業銀行を設立せんとし已に發起人により六十萬元を集めて目下準備中に在り假事務所は石路陶朱里內に設けたり(四、一三)

▲殖邊銀行債權者會議　(神州日報)　四統家弄僞黑殖邊商困事務所は近日上海總商會より上海殖邊銀行は淸理の希望ありとの通告に接し並びに新股籌備處宣言等を送附されたるより二十八日債權者の重なる者を召集して茶話會を開きたるが多數は宣言書內辦法六條に不滿にて舊股の官紅利を以て舊債を償還せんとするは毫も現銀にて支拂はんとするものにあらず又右償還の期限無しと更に五月一日會議を開き對策を研究することに決せり(四、一九)

▲上海各銀行庫存現銀表　(中華新報)　四月三十日に於ける上海各銀行の庫存額左の如し

(行名)	(銀　兩)	(銀　元)
中國	三百四十萬	八百二十二萬
安達	二百十萬	二十萬
大通	三十萬	三十萬
交通	一百四十萬	二百〇三萬
懋業	二十四萬	九十七萬
參加利	四百七十萬	一百四十五萬
華義	五十萬	四十萬
滙豐	八百二十萬	七百四十五萬
正金	四百八十萬	八十五萬
道勝	一百七十八萬	六十二萬
通商	三十萬	八十萬
東方	二百六十萬	六十萬
花旗	一百五十五萬	一百七十萬
華比	七十四萬	四十四萬
和興	六十四萬	八十八萬
臺灣	一百八十八萬	六十九萬
有利	五十六萬	六十萬
友華	五十萬	六十萬
比律賓	二十七萬	八萬
匯興	一百七十二萬	三十二萬

廣東	五萬	六十萬
中法	一百二十六萬	一百二十六萬
住友	一百萬	三十萬
三菱	三十五萬	三十萬
三井	四十五萬	十五萬
朝鮮	五十五萬	十二萬(五、一)

▲第二回支那全國銀行團會議　(晨報)　支那全國銀行團が五月一日より天津に於て會議せるが支那政府及地方一般の財政金融窮迫の極に達せる時此會議は重大の影響あること云ふまでもなし然るに世間に傳へられたる所動もすれば眞想を異なる故に同會議へ提出の議案及參與の各地代表姓名を記せば左の如し

(一)政府に發行制度の確定を請ふの案
(二)兩を兩とする案
(三)銀行連帶の鈔票の運貸免除案
(四)票據法の頒布を請ふ案
(五)票據交換所設立案
(六)幣制改錯提議案
(七)銀行則例改定を請ふ案
(八)修改各埠銀行公會章程修改を請ふ案
(九)徵信所設立を請ふ案
(十)會計科目各詞統一を請ふ案
(十一)支票の印花帖用は部に請ひて緩行する件案

各地代表

(北京)　周作民　羅雁峯　胡伯平　岳乾齋　卓君庸　王奎元
(天津)　林照生　譚丹崖　卞白眉　王璧侯　張鳴卿　王蘭生　王郅卿
(上海)　錢新之　陳光甫　倪遠甫　李馥蓀　林康侯
(漢口)　錢芋四　王毅雲　陳知卿　(杭州)　俞春滄　(濟南)　馬慕陶　汪偉伯　千耀叶　(蚌埠)　劉苔石　程光學　盧誼之(五、五)

▲棉業銀行組織進行　(各報)　上海支那人棉花綿糸兩業者が發起せる棉業銀行は已に組織法に就き事務所を天津路惟安里内に設け錢業公會々長秦潤卿を辦事董事に正行長に馮耿光を副行長に王毓華を擧ぐることに決せり(五、一一)

▲中西借款討論　(申報)　煙草工場合辦は外交團反對し中止さる、吉會借款三千萬圓は千萬は政費に用ふべく、内閣改造を俟つて直に調印せん、又海軍部會議は上海造船所借款を以て米金五百萬中二百萬を南方海軍北歸用とし二百萬を漁業銀行開設費とし百萬を海軍部經費とす、又東三省林礦借款は八百萬を續借することゝせり(五、七)

▲交易所條例の分布　(各報)　北京農商部は各農業廳に對し各種の交易所は經理法良好なれば有益なるものなるも經營法不眞なれば市面を擾亂し弊害大なり民國三年十二月證券交易所法及び關係各法令發布後各省々民は爭ふて交易所を設け或は證券を專營し或は物品を兼營し紛々本部に出願するも確かに本業經營するものは少數にて各同業は群起して紛爭し之を許可せば影射壟斷の嫌あり又許可を拒絶せんとせば法令の依據すべき者なし而して各省の交易所設立に反對するものも少からず解決容易ならざるより特に草案を籌定し國務會議に提出して議決し該條例及び施行細則附屬規則を公布するに至れり今後交易所設立を企圖するものに對しては之に依りて取扱はるべしとの訓令を寄せたり(五、一〇)

▲四月上海物價指數表　(時事新報)　四月末に於ける上海物價指數表左の如し

(類別)	(期間) 四月末	前月末	去年四月末
糧食	一〇一・〇	一〇〇・六	一〇七・二
其他食物	一一一・四	一一五・六	一一七・〇
肥頭其原料	九七・二	九七・〇	一〇三・五
金屬	一一七・一	一一〇・二	一〇五・七
燃料	一〇三・一	一〇三・五	九九・五
雜 建築材料	一一七・九	一一七・四	一〇九・〇
工業用品	一二四・六	一三一・五	九五・一
其他物品	一一四・八	一一二・九	一〇一・四
雜貨平均	一一五・一	一一六・三	一〇一・二
總平均	一〇八・四	一〇七・九	一〇六・九

(但し本表は民國八年九月物貨を以て百分とす)(五、三)

▲幣制局對銅貨問題の回答（新聞報）上海總商會は北京幣制局に銅貨問題に就き請願電を發したるが幣制局は左の如く返電し來れり

各省が銅貨を濫鑄して各方面に害を貽すことは本局は大總統に呈請し造幣廠に銅貨鑄造見合せを訓令することとなれり並びに海關に輕質銅貨の輸出入禁止を通令し一面補助貨幣劃一法を安定し各省に實行せしが以て幣制を整んじて流毒を免がれしめん計劃あり云々

▲鷄卵業輸出恢復（新申報）支那の鷄卵は日米に向ふもの多く毎週平均千萬個以上に達するが昨年米國方面の輸入禁止あり影響を受けしが今や米政府は實地調査の爲め先月人を上海に派し着滬の上露國卵以上なることを知り此事を政府に報告したり此を以て輸出漸次恢復されつゝあり米國より撤し返へされし六十餘噸の腐敗卵は獨逸人によりて購はれ近々ハンブルグに向けらるべしと（四、一一〇）

▲支那紡績の使用棉花數量（各報）ファー・イースタン・レビユウ誌の調査に據れば支那目下の紡績工場の總錘數は一百四十二萬二千八百三十七にして其中既に着手せらるべきもの十一萬五千あり然して昨年八月以降本年一月迄に使用せられし棉花數量は略左表の如し

支那棉	三四九、五七七擔
米國棉	八、三八一同
印度棉	五一、三一一同
合計	四〇九、二六九同

目下工場に貯藏せる棉花左の如し

支那棉	一六四、二七四擔
米國棉	四、六一〇同
印度棉	一三、九八五同
埃及棉	七六同
合計	一八二、九四五同（五、四）

日本新聞重要電報

外交關係

▲米國對支政策聲明（三十日國際米聯社華盛頓發）國務卿ヒュース氏は三月廿三日附にてジェー・ピー・モルガン商會に一書を送り支那の開發を促さんとする日英米佛四國銀行團の協同計畫を協贊して支那に於ける各國民に商工業の機會均等を賦與するに贊成なりと聲明せり此の聲明は曾てマンキンレー氏の大統領當時國務卿たりしヘー氏に依つて主張されたる支那の門戸開放政策に確認を與ふるものと見做され居れり對支借款團組織に關する四國間の往復文書は發表せられたるが之れに依れば英米兩國は日本の南滿州及び內外蒙古に於ける特殊權利に對する要求承認を拒絶し日本は遂に外交上の運動を抛棄して滿洲の某々鐵道に對する管理權のみを以て滿足せりと云ふ（一日東朝）

▲琿春撤兵條項說明（北京特電一日發）小幡公使は四月一日外交部を訪問し琿春の撤兵條項を說明し交涉開始を督促し同時に東京長春大飛行の同意を求め外交部は異議無き意嚮を漏らせり

▲愈々琿春撤兵開始（北京國際ロイテル一日發）ロイテル通信員が其筋より聞ける所に據れば日本派遣軍は愈本日より延吉及び琿春の撤退を開始すと（二日時事）

▲米國無線契約回答（北京國際社二日發）駐米公使施肇基氏の電報に曰く米支無線電信契約に關する駐米英國大使の抗議に對し米國政府は先月二十七日回答を發し米支無線電信契約は各國機會均等に關する一八九〇年の條約に基くものにして決して英國の利益を阻害するものにあらずと云へりと

▲山鐵警備隊撤退要求（北京國際社二日發）日本駐在公使胡惟德氏は外交部に報告して曰く山東鐵道日本警備隊の撤廢に關し從來屢々日本外務省と交涉を重ね居れるが日本側は沿線の秩序維持に藉口し今に至るも支那側の要求に應ぜず故に廿八日再び外務省に公文を致し支那政府は自ら秩序維持の任に當る可き旨を述べて卽時警備隊の撤退を促す所ありたりと（四日時事）

▲琿春撤兵正式聲明　（北京國際ロイテル二日發）小幡公使は一日外交部に顏總長を訪問せり顏氏は琿春撤兵に關して質問を爲せるが小幡公使は之に答へて日本政府は既に殘留部隊全部の引揚命令を發せりと云へり尙ほ顏氏は此件に就き正式の通告を求めたる爲め日本公使館に於ては外交部に公文書を送り琿春撤兵を聲明する筈なりと云ふ

▲山東問題提出慫慂　（北京國際ロイテル二日發）駐米公使施肇基氏は政府に打電して曰く山東問題は第二回國際聯盟會議に提出するに當つて須らく愼重審議を重ねざる可からずハーヂング新大統領の就任以來米國に對國際聯盟政策に變更を來たし一般國民も亦山東問題に關し益々支那に同情を表しつゝあるを以て此際同問題を聯盟會議に提出するは寧ろ機宜を得たるものと云ふべしと（四日時事）

▲獨支通商條約成案　（三日北京特派員發）外交部と在京獨逸代表フオンプル氏との間に交涉中の獨支通商條約は兩者の意見漸く一致し既に草案出來するに至りたるを以て獨逸代表より本國政府に草案を送致せり政府の書調を經たる上調印さるる筈なるが該草案は一昨年東京に於て締結されたる支那とボリヴイヤの條約に大體準據せるものにて關稅問題は尙協定を經ることとし領事裁判權には言及せず又山東問題に關しては別に聲明する所あるべしと（五日東朝）

▲外蒙出兵提議　（五日北京特派員發）チタ政府の訓電に基きユーリン氏は北京駐在の各國公使に對しチタ憲法會議の宣言書を通達したるが同時に支那政府に對しては兩國の密接なる關係を說き蒙古に於けるウンゲルン一派の妄動に就ては支那政府と條約を結びたる上何時にても出兵するを得べしと云ひ極東共和國は東支鐵道其他過去に於て締結されたる條約を今平等の見地よりして再考するの意ありとて支那が極東共和國を承認して正式に親善關係を樹立せんことを望む旨の通牒を顏總長に提出せり（六日東朝）

▲條約修正案提出　（ゼネヴア國際聯合通信四日發）支那は講和條約第二十一條の修正案を提出せり

（講和條約第二十一號本規約は仲裁々判條約の如き國際約定又はモンロー主義の如き一定の地域に關する了解にして平和の確保を目的とするものゝ效力に何等の影響なきものとす）

▲琿春撤兵後の取締　（北京國際社五日發）支那政府は日本軍の琿春撤退後に於ける同地方の治安維持に關し嚴重なる取締りを行ふに決し四日同地各官憲に電報して特別警察の配置をなし且つ日本語朝鮮語に精通せる者を募集して事務の敏活を計ることを命じ同時に北京より同所出身の高等警察官學校卒業學生を派遣して補助せしむることゝなれり（六日時事）

▲支那の歐戰損害　（北京特電五月發）北京政府は過般來獨墺兩國に對し請求すべき賠償金額の調査中なりしが完了せるを以て適當の時機に於て損害賠償の請求を提出するに決したるが其調査の結果によれば歐洲戰爭にて戰死せる支那人苦力總數は千八百餘名にて之が救恤金及災害の損害合計は三千萬元に達すと傳ふ（七日日日）

▲ハ氏對支統一勸告　（上海特電十一日）米國大統領は駐米支那公使施肇基に對し支那南北妥協に就き勸告せること既電の如くなるが右に關する施公使の北京政府に宛たる公電の內容左の如し

余施公使）は此程米國大統領ハーヂングと會見せるにハ氏は支那南北妥協の成立を希望して曰く元來余（ハ氏）は支那が列強中に於て相當の地位を占めんことを深く望み從て支那南北の統率者が共和の眞行を以て目的とし速かに眞正の全國統一を計らんことを望希す蓋し然らざるに於ては支那は世界和會（記者曰く國際聯盟を指すものならん）の一員たりと雖も其責務を果すを得ずして遂に當然所有すゝき國際的權利を自ら放棄するに至る可きを以てなりと（十二日時事）

▲愈對露交涉開始　（北京特電十四日發）曩に倫敦に於て英國露西亞との通商條約調印せられ遂に伊太利、白耳義は勞農政府と同樣の交涉を開始し最近に至りては瑞西も勞農代表者スノシフチと調印したりとの報を得たる北京政府は今日まで可及的に對露通商開始を延引し以て各國政府の態度政策を傍觀し居たる態度を改め近く積極的且つ正式にチタ政府に通商交涉を開始するに決定し將來莫斯科政府とも交涉を開かんとする者の如くなれば久しく停滯せる露西亞と支那との通商關係に一大發展を來す事は當然なり英吉利、伊太利兩國政府が莫斯科政府の實力を認め勞農政府亦私有財產の制度を承認することを聲明し通商交涉を爲すも何等支障無きを確め通商協約を見るに至り北京政府の態度亦斯の如く更新したる今日曩にチタ政府より撤兵の要求を受けたる日本の對露方針が如何に變化するか注意せられづゝめり

▲山東案理事會へ提出　（北京國際社十四日發）　本日政府に達せる在ヂネヴア顧維鈞氏よりの電報に據れば山東問題を第二回國際聯盟會議に提出し修正を要求する準備として既に聯盟事務局長の手許に同案を提出したりと（十五日時事）

▲支那側聯盟修正案　（上海特電十六日發）　倫敦來電として支那側の發表する所に據れば國際聯盟委員會は本月六七日兩日に亘りヂネヴアに於て開催せり日本委員石井子、英國委員バルフォーア氏、支那委員顧維鈞氏は勿論せるも佛國ヴィヴィアニ及び加奈陀の各代表者は缺席せり當日修正案の提出されしもの數からざりしが支那委員顧維鈞氏は左の二修正案を提出せり

一、聯盟規約第四條の聯盟理事會に關する規約中に所謂「他の四聯盟國」の選定は大陸主義（コンチネンタルシステム）に據る可き明確なる規定を設く可し即ち此主義は昨年十二月十一日の聯盟總會に於て可決され所謂四國中の三國は歐洲及び南北亞米利加より選出し他の一國は亞細亞及び其他の大陸より選出することゝなりたるも今回聯盟規約の修正に際しては此主義を明文として第四條に挿入す可しと云ふに在り

本案は專門委員會に附託し愼重審議せしむることとなれり

二、一條に「モンロー主義の如き一定の地域に關する了解にして平和の確保を目的とするもの」云々とある中より「一定の地域に關する了解」の一句を抹殺す可し

本案は政治的性質を有するの故を以て次回の會議まで留保することとなれりと（十七日時事）

▲在外使臣を召還　（北京特電二十二日發）　靳總理は前週より屢々顧外交總長と協議の結果英、米、和蘭、瑞西及び伯剌西爾に駐在中の支那公使に向つて歸國の電報を發することに決定したり是れ支那外交官の一大更迭の前提なりと觀測せらる

（北京國際社二十二日發）　昨日英、米、和蘭、伊太利、瑞西、伯剌西爾駐在支那公使に對して召還の電報を發せり是は右六公使は久しく外國に駐在し本國現在の事情に疎く萬事に不便不利なるを以て一日歸國の上國內の事情を詳かにし且つ總統及び閣員等とも打合せの上、將來の爲めに資する所あらしめん爲めなりと云ふ（二十三日時事）

▲山東撤兵照會　（二十六日上海特派員發）　新聞報の報道に依れば坂西少將は日本より北京に歸任したるが支那當局に對し日本は青島及膠濟鐵道沿線駐屯軍を撤退するを欲せり右に對し支那側の意見を開陳されたしと請求せるが國務院は未だ何意見を表示せず（二十七日東朝）

▲小幡小使歸朝　（二十七日北京特派員發）　小幡公使は二十六日午後五時半吉田參事官を伴ひ顧外交總長と會見し吉田氏を紹介し來週暇歸朝するに就き吉田氏を代理とする旨を述べたり（二十八日東朝）

南北情勢

▲雲貴兩總司令　（二日上海特派員發）　唐繼堯氏は初めて政務會議に出席せるが同會議にて顧品珍氏を靈南軍司令に盧濟氏を貴州軍總司令に任ずる案を通過せり（四日東朝）

▲總統選舉七日執行　（廣東特電六日發）　國民黨院內幹事田桐氏が予（通信員）に語つた處によると總統選舉は愈七日行はるゝ事に略決定した反對派は僅か四十餘名なれば些したる障碍無く選舉せられるだらうと

（廣東特電六日發）　廣東國會は愈七日非常國會議を開き正式政府組織大綱及總統選舉法を議定すべく若し時間の餘裕あらば直に選舉を行ふ事に決定したが目下反對派の攪亂を虞れ秘密裡に畫策中である而して總て本問題に快からざる唐紹儀氏は果して六日鄉里香山に赴いたが衆議院副議長褚輔成氏も或は香港に遊ぐべく一方唐繼堯氏の香港行は各方面の意見を容れ中止した

◇盛東に於ける正式政府組織及大總統の選舉問題は陳炯明、唐繼堯、伍廷芳氏等其他一部議員の尙早論の爲一時行惱中であつたが最近北支那に於ける復辟說中支那に於ける六省聯盟說等に刺戟せられ急轉直下具體化し去る三日國會議員百六十四名の連署を以て中華民國組織の大綱として國會非常會議にて大總統を選舉すること、大總統獨裁制を採用すること等其他六箇條發表せられ他の議員の大部分も之に贊成し唐繼堯、陳炯明兩氏も今回は之に反對せざる有樣なるを以て近日孫文氏は其政見を發表すべく十日頃までには國會非常會議を開催するに至るべしといふ（某所着電）（七日日日）

▲各省選舉延期　（六日上海特派員發）國會議員選舉に付最初の政府の期限通り初選を行ひしは奉天、吉林、江蘇、山西の四省に過ぎず其他は多少とも事故の爲延期したるが初選を十日延期せるは安徽、河南、二十日延期せるは直隸、山東、陝西、新疆一箇月延期せるは浙江、甘肅、黑龍江、四十日延期せるは湖北福建にして江西は省長問題の爲衝選舉日不明、三特別區域も蒙古の亂により延期され四川も赤匪亂により不明廣西は廣東に對する防衛の多忙にて延期されたるが準備中なりと其他の西南各省は勿論選舉を行はず右延期されし各省の中更に延期せる者少からざる模樣なるが兎も角も五月末には西南を除く大部分は曲りなりにも選舉を終るべきも四川の如きは絶望と見て可なり

▲江蘇選舉了る　（六日上海特派員發）衆議院議員の選舉は到底全國悉く擧行さるゝ見込なく假令擧行さるゝ地にても期北江西浙江の如きは延期され居れり國務院は是等各省に再び延期するを得ずと照電せるが浙江は四月十一日に初選を行ふに決定し居れど衙實行困難なり期北の如きも新省長赴任以來其準備に着手し居るが選舉名簿出來さる模樣なり唯候補者のみは既に武漢の旅館に充滿して運動し居れり江蘇は全國中比較的成績良好にて三月二十日前後に初選を終り四月一日には期限通り複選行はれたり即ち全省を第一區南京第二區蘇州第三區鎭江第四區淸江の四區に分ちて擧行され五日迄に全部其結果公表されたり併し各區とも投票眞數猛烈にて喫茶店を殆ど公然投票取引所に充て高きは一票一千元にて賣買行はれたりと殊に滑稽なる候補者が選舉當日選舉人に來訪の挨拶迄郵書に行ひ居たるが當選するや態度一變し傲然と構へ居るは癪なりと支那紙は報じ居れり總て日本と類似し居り上海にても南京にても選舉違反裁判甚だ多し（七日東朝）

▲蒙古自治權要求　（北京國際社十二日發）活佛及びウンゲルン將軍の密使は海拉爾及び奉天に於て夫々鎭守使並に張作霖氏と會見を遂げたる上去る六日北京に到着し平和商議に關する公文を最近徐總統に提出せり徐總統は之を斬釘截鐵に突射し回答に對する協議を行はんことを命じたるが活佛の提出せる條件は一千九百十五年の恰克圖協定書を根據としたるものにて蒙古を支那の一部と認むる代りに完全な自治權を與へ且つ支那兵の駐屯を許さず又支那人の通商及び居住を自由ならしむると云ふにあり（十三日時事）

▲外蒙自治條件　（十五日上海特派員發）蒙古より北京政府に外蒙古專屬府、土謝圖汗、三音諾顏汗、札薩克圖汗の四部の自治を要求し來りて平和條件となり政府も張作霖曹錕兩氏も贊成せるが協議の結果外蒙古がウンゲルン軍の蒙古國境外に出つるを前提とする事を參議院より傳告せしめたりと又別報に依れば北京政府は蒙古活沸よりの書面に對し回答文を草しつゝあるが右回答は

中央政府は蒙古が中央に忠順にして中央と以前の關係に歸る事を望めるを滿足とし活佛は平和條件を議する爲め代表を北京に派遣し來らんことを要望するものなり

とされど政府は若しウンゲルン將軍が政府と蒙古との間の平和條約を妨害し又は同軍の蒙古撤退を拒絶せば活佛を武力にて壓服せんとて張作霖曹錕兩氏等の承諾せる軍備を進めつゝあり（十六日東朝）

▲四苦八苦の新閣　（北京特電十四日發）新內閣の各種政策は既に徹底的に行詰り斬釘截鐵は徐總統に辭意を洩らせる程にて其倒潰の日目睫の間にありとせられ居るが之に對し政府の某有力者は十四日記者特派員に對し現在の如く外蒙問題南方の總統選擧問題教育問題等至急對應策を講ぜなければならぬ重要問題が山積し國家危急の際適當の後繼者もなきに辭職するは國家に忠なる所以にあらざるを以て斬釘截鐵初め閣員は辭職をなさず銳意時難の解決に努力する決心なりと言明した而して北京政府當面の問題に對する態度は大體左の如くである

第一外蒙喪失問題　北京政府は兵力を以て外蒙を奪回する事は全く不可能なるを悟り方法を變更し外蒙古と妥協しつゝ善後策を講究する事に內定したが折から外蒙古の使者と稱する者二名十二日入京し北京政府の猛省を促したれば北京政府は右使者が果して活佛の全權委員なるか否かを確め眞の使者たる事判明せば右使節を相手に交涉を開始し外蒙の宗主權は舊により支那政府が掌握し其代りに完全なる自治を許す事にて折合を付くる事となるやも知れず右は十四日の閣議にて決定される筈である

第二兩方政府對策　政府は孫文氏の大總統當選は純孫文氏一派の仕事にて他の南方各派が猛烈に反對し居る位なれば到底永續せざるべしと多寡を括り大體に於いて以前の通りこれを默殺する方針であるが一面陸榮廷氏を利用し陳氏をして廣東を擾亂せしむる積極的計畫を進めつゝあり又孫文派は必ず列强に

對し承認を求むる點に出つべきは豫想し得るも結局は依然北京政府の手によつて一日も早く南北統一が完成せられん事を切望し居れば列強は全然孫文氏一派を相手にせざるべしと樂觀して居るされど南方の大總統選擧は北京政府の統一政策を益〻覺束なからしめたる事は北京政府も內心之を認めて苦慮して居る

第三教員罷業問題　教員等の同盟示威運動は益〻猛烈となり現在の處惡化の實れ歷然たるものがあるから政府も之を放棄し置く能はず取敢へず至急教職員の俸給及學校經費だけを支辨し一段落を告げんとして各方面に對し極力奔走中なるが未だ所要の金額を得る事が出來ない況んや其他の學校基金問題は財源涸渇の今日始ど不可能にて目鼻も付かず解決至難と觀測されてゐる要するに新內閣は目下四苦八苦の眞最中にて前途は全く暗澹たりと云ふの外がない(十六日日日)

▲天津會議決定事項　(北京國際社十九日發)靳總理は本日午後六時半天津より歸京せり同氏が親近者に語れる所に據るに天津會議は大要左の四件を決定せり

一、現內閣を擁護し且つ現狀を維持すること

二、蒙古問題に關しては先づ積極的に軍費調達の方法を講ずること

三、孫文に對しては連名電報を以て其の大總統たることを否認し同時に政府より逮捕令を發布すること

四、河南の兵亂に關しては曹錕をして調停せしむること(二十一日東朝)

▲南方聯省組織　(上海特電十九日發)　廣東政府は十八日孫文陳烱明胡漢民諸氏より成る最高會議を開き孫文氏より提出せる聯省自治政府組織法案を審議し之れを可決し直に會議の結果湖南四川雲南貴州の四省に通電し各省夫れ〳〵自治政府代表者を廣東に派遣し速かに聯省政府を組織せんことを希望し且つ各省代表者廣東到着の上は是等の代表者より成る聯省會議を以て聯省政府の最高會議とす可き旨を附言せり(二十一日時事)

▲廣西討伐再燃　(廣東特電廿日發)　正式政府成立と共に省長の更迭を見越し胡漢民、鄒魯氏等は極力運動を試みて居たが孫文氏は陳烱明氏の意見を尊重し當分現狀維持と決したから該運動も自然沙汰止みとなつた而して孫文氏の總統當選以來廣西討伐の聲再び高まり陳烱明氏を始め各有力者も擧〻贊成して目下百萬元の軍費を得る爲奔走中である一方廣西に於ては過般軍事會議を開いた結果新たに護軍使となつた陳炳焜氏を梧州に派遣し大軍を同方面に集中し警戒頗る嚴重である(二十二日日)

▲王占元上京す　(二十二日國際直電北京發)　國務院に達せる電報によれば兩湖巡閱使王占元氏は政府の招電により入京する爲め二十二日午後三時特別列車にて漢口を出發せりと從つて張作霖曹錕兩氏も近く入京すべく愈北京に巡閱使會議の開催を見るに至るべし(二十三日東朝)

▲政府の蒙古問題解決策　(北京特電二十一日發)　天津會議の結果張曹兩氏は交通部より二百萬圓を準備して奉直兩軍を離隔せんとするの魂膽にして其眞意は曩に活佛の密使が提議し來たれる

(一)內外蒙古を完全なる自治區域とす可し

(二)自治區域は內外蒙古自治政府其支配に任す可し

(三)支那政府は庫倫の都護使佐理員等の官吏を設くることを得

(四)庫倫に駐屯する支那の軍隊は五百以上に上ることを得ずとの條件は此際支那に取りて甚だ有利なるより政府は目下審議中にして結局此平和的手段に俟つて蒙古問題を解決せんとするにあるものゝ如し卽ち政府は其對內政策上全然出兵せざる譯には行かざれば之を土臺にして武力に據る可しと叫びつゝ密かに和議計畫を遂行せんとするなり(二十三日時事)

▲王占元氏着津　(二十五日天津特派員發)　靳雲鵬氏は二十四日午後八時半來津直に恆記德に赴き張作霖氏に面會し曹錕氏も亦來會鼎坐熟慮の結果意見略〻一致せる模樣なるも詳細は王占元氏の來着を待つて決定の筈なりとのことなるが張作霖氏は一二閣員の更迭を見るにあらざれば不可なりと力說せりと云ふ王占元氏は隨員若干名護衛兵一營機關銃四門を携へ特別列車にて廿五日朝十時半着津文武大官多數の歡迎を受け下車後曹家花園の曹錕を訪ひたる上今回借入れたる特別第二區(前奧國租界)の自宅に入り午後六時半曹家花園に於て大會議ある筈なり(二十六日東朝)

▲天津會議再緊張　(二十五日北京特派員發)　北上を危まれたる兩湖巡閱使王占元氏の愈天津に來會せる一事は天津會議を益緊張せしめたり靳總理も再び下津參加し會議の經過は一層興味を以て目せられつゝあるが外交問題其他に就ては既に曹張兩氏の間に十分の了解あり靳內閣擁護を前提とする

現狀維持に就ては王氏も別段異議なく王氏の北上は中間勢力を代表して時局に關する意見を交換し主として對南政策を議せんとするにあり王氏の天津會議參加は北方內部の結束を固むるに極めて好結果あるべしと期待されつゝあり王巡閱使は一通り意見を交換せる上少くも今週內に共に上京する筈なり（二十六日東朝）

▲天津會議の協定成る　（天津國際社二十六日發）　王占元氏を加へたる天津會議は二十五日午後二時より開かれ新總理も亦之に參加其の斡旋に依りて曹張兩氏の間に大體左の協定成立したるもの、如し

（一）征蒙軍は張作霖氏より三師を出兵し軍費は交通收入を擔保とする國庫債券五百萬元を發行して銀行より之を調達すること

（二）新內閣を擁護し閣員は新氏の選定に委すこと

（三）孫文氏の逮捕令を要すること

（四）三氏連名にて通電を發し新國會促成を計ること

（北京特電二十六日發）　天津會議に於て征蒙問題は曹張との間に協約成り選擧統一問題は王占元と協議し王が責任を以て長江一帶を說得するに決せりと傳ふ而して新總理は此會議終了後各省々長會議を北京に召集軍事財政の會議を開く可しと（二十七日時事）

▲王占元氏の提議　（二十七日上海特派員發）　天津會議に於て王占元氏が報告又は提議せるものは左の如しと傳へらる

一、廣西救援の爲め途を湖南に取りて出兵のことは趙恒惕氏の同意を經たり

二、熊克武氏を四川督軍に陳遐齡氏を會辦に任じ省長は四川人より自から選擧せしめ劉存厚氏を撤回せられ度し

三、廣東に對して討伐を行ひ軍需は中央より供給せられ度し

四、貴州を援助の爲湖北より出兵して四南に於ける北軍の勢力を伸ずべし

五、趙恒惕氏を湖南督軍に任命し湖南軍の軍需は中央より供給すべし但し湖南に他省の軍隊を駐屯せしめず省長は人民の選擧とすべし云々

王占元氏の武昌出發實四川湖南四代表者との會見の情報より觀察して右の報は眞相に近きものと信ぜらる（二十八日東朝）

▲四頭會議の歸結　（天津特電二十九日發）　王占元入津後新總理張曹兩氏と會議の結果に就ては風評區々にして其眞相を捕捉し難し唯所謂四頭會議の意見俄に決定を見ざるは略々想像に難からず最も信ず可き說として聞く所に據れば

內閣改造問題　に就ては王氏は全部又は大部分を改造し軍閥的色彩を減ぜんことを望み張曹兩氏は一部改造既に一致し居り交通總長の椅子は如かざず唯財政總長に就ては曹氏は梁士詒又は田文烈を推し張氏は潘復又は曹汝霖を推すもの、如し

財政整理及び全國軍費　に就ては張氏は外債に依る可しと主張するに對し王氏は全然之に反對して內債說を唱へ曹氏之に和し張氏は熱河綏巡閱使を設け張勳を起用せんと提案したるに對し王曹兩氏は之に反對なり唯

蒙古出兵　は奉天直隸兩派均衡を保つの意味に於て北路司令は張作霖南路司令は王揖唐又は吳佩孚を任用するに決せりと云ふ

還都問題　に就ては曹張兩氏は進步說に一致し居るに反し王氏は之に反對せり

對南問題　に就ては王に方策あれば自ら之に當らんと申出でたるに曹張兩氏は共に之を喜ばず

裁兵問題　に就ては各省二割減の協定成立したれども王氏は湖南其他にて既に六割を減兵したりとて今日更に二割を減することを肯んぜず遂に何等の歸結を見ざるが如し

斯の如く爲屆の問題に關し又意見を異にする爲め三氏共心中不滿なるが如く曹氏は病と稱して引籠れり從つて徐總統又は新總理の盛力に依り曲りなりにも表面上の解決は之を見るを得可きも此の三氏が永く眞個の協調を保たんことは到底之を期し難く近き將來に於て再び內閣改揚權利の爭奪更に甚しきを加へ結局一層紛糾を惹起すに至らんと觀測せらる（三十日時事）

財政經濟其他

▲對支借款團承認　米國新國務卿の言明（華盛頓電報廿日着國際直電）國務卿ヒューズ氏は言明して曰く政府は原則として對支外國借款團の組織を承認すると（一日日日）

▲煙酒公賣局發行　（北京國際ロイテル一日發）　煙酒公賣局は資本金

一千萬元を以て一銀行を設立中なり右資本金の半額は政府之を出資し半額は民間より出資するものなり(二日時事)

▲特殊國庫券計畫　(一日上海特派員發)　新總理は當今財政維持の一法として煙酒稅を整理し又特殊國庫券を發賣せんとす其額は未定なるも四國團に賣出を交渉しつゝあり

▲租界管理不滿足　(二日上海特派員發)　外交團主席西班牙公使は顧外交總長を訪問し青島滬口の各種逃租界に對する支那所定の特別區管理規定は公使團にて不滿足なれば外交團と支那側より委員を選んで共同討論の上修正したしと述べたり(三日東朝)

▲米支合辦の柞蠶製糸計畫　(奉天特電四日發)　最近安東駐剳を命ぜられて來任した米國領事ライストン氏は安東地方に於ける柞蠶糸が主として日本人の手で取引され之が日本より米國に輸出され日本商人の爲に莫大の利益を占められて居るのを遺憾とし之を日本商人の手から米國人の手に奪はんと計畫し安東の主なる商人を戸別訪問して米支合辦經營を說き一方在奉天花旗煙公司總辦米國人スミス氏を安東に招きスミス氏は同地商務總會方面と連携し安東附近八道溝に一大柞蠶製糸工場を設立する事に決し更にスミス氏に領事の旨を奉じて米國より二百萬弗の支出を得米支合辦柞蠶製糸工場を設立し支部製工場の製產品と共に米國に直接輸出となす事となつた

▲築港計畫　(上海特電五日發)　直隸省長曹錕氏は米資本家スミス氏と資本金二千五百萬元を以て直隸銀公司を組織し既に其四分の一の交付を受け直隸省滄河江築港契約を締結したとの報がある(六日日日)

▲滄大河築港借款　(六日北京特派員發)　先年來國の資本に依り企圖され無疾に直隸省議會を通過せる滄大河築港計畫に農商部の許可を得すして其儘放棄のやとなり居たるが今回直隸省長曹錕氏及同省議會長等の發起の下に直隸省經公司を組織し資本金五百萬元全部米國の資本を借用し表面支那側の名義を以て築港計畫を爲す事となれり(七日東朝)

▲錦朝線工事開始　(七日奉天特派員發)　錦州朝陽間の錦朝鐵道敷設に關し北京交通部の認可を得たるにより京奉線の支線として一切の工事費を京奉鐵道經費の中より支出し工事監督に英國技師之れが任に當ることに決し既にその工事を開始し竣成を急ぎつゝあり尙京奉線關係の各國人は該鐵道に對して應分の投資を爲し其他の各國人の投資は一切之を許さゞる方針なりと(八日東朝)

▲北京教員總辭職　(北京特電八日發)　三月十四日以來罷業し十一回の會合を重ねて善後策を協議しつゝあつた北京各專門學校教職員は北京政府の態度に憫らず教育費として適確なる財源の指定がなく國內銀行團から借款するとか交通收入から融通するとか甘い言葉でお茶を濁さうとするのに憤慨を感し七日第十二回の會議を美術學校に開いた結果八日から全部總辭職することを決議し宣言書を發し全國に通電したが最も苦しい立場に立つた范教育總長も教職員に殉じて八日遂に辭表を提出した(九日日日)

▲東支鐵道窮狀　(十四日奉天特派員發)　東支鐵道は國內動亂以來收入大減少を來し經營困難に陷れるより宋哲元は露に二百萬元の借款を計畫したるも不成功に終り更に近來に於てはペスト流行の爲め貨物乘客一層鈔く收入は從來の二分の一減少となり從業員の俸給支拂不能なるのみならず漸次燃料缺乏を告ぐるに至り此儘にては運轉中止の外なき窮狀に迫れり(十五日東朝)

▲日本と借款交涉　(北京特電廿四日發)　支那側の消息によると靳雲鵬氏は天津にて張作霖氏と打合せの結果至急吉會鐵道の本契約を締結し別に日本資本家と濟南山東省濱州江蘇各開埠地を開埠地と爲し借款を締結し之によつて目下の時局を收拾せんとしてゐるが葉交通總長の反對ある爲行惱み中であると

▲京綏線延長借款　(北京特電廿五日發)　我東亞興業と交通部との間に京綏鐵道延長線借款三百五十萬元の交涉目下進行中なりと(二十六日日日)

▲內國債發行條件　(二十五日北京特派員發)　交通部にては財政維持の目的を以て內國銀行に對し特別公債の發行引受の交涉中なるが銀行團にては公債成立するも俺に一時の急を救ふに過ぎず仍つて財政は再び困難に陷るべきを以て政府に於て財政救濟の方法を立て實現せざるに於ては引受を辭せずと申合せをなせり政府の回答に對し直に交涉決定すべく條件次の如し

一、名稱　定期特殊交付券
二、發行額　五百萬元
三、利率　一割二分

四、擔保　京漢京綏兩鐵道の利益若足らざる場合には京奉鐵道の利益を以て之を補ふ

五、償還期限　十六箇月

六、債券の發行中國交通兩銀行擔任す

▲幣制統一問題（二十六日奉天特派員發）張巡閱使は東三省の幣制統一の目的を以て東三省銀行を新設したる處哈爾賓に於て露亞銀行及米國銀行花旗銀行が一般通用のため紙幣發行の報告に接し上海漢口等に於て紙幣發行の權能ある外國銀行も哈爾賓に於ては其專管居留地にあらざるを以て紙幣發行を許さずと通告し而して哈爾賓道尹に命じ外國銀行紙幣の通用を禁止せしめたるが同地領事團は之を條約違反として抗議すべく會議を開き北京外交團に申請して支那政府に交渉すべく決議せりと因に英國香上銀行及我正金銀行も紙幣發行に關係深きを以て此問題は哈爾賓外人間には相當注意を拂はれ居れり（二十七日東朝）

▲電氣借款十萬弗成立（上海電特九廿日發）交通部の電氣會社借款は米貨十萬弗利息七分で米國側代表メーナン氏と交通總長葉恭綽氏との間に廿六日調印を終つた（三十日日日）

▲鐵山省有問題（二十九日上海特派員發）直隸省が鐵山を省有にせんとするに對し英米は抗議せんとするの消息あり其理由は

英米の權利には何等關係なきも若し之を許せば各省之に倣ひ中央政府は統一の權力を失ふに至るべし湖北にても官紳督辨を殺くるも全省の鐵山を省有とするにあらず直隸の未開の各鐵山を全部省有とするは政府の法令に違反するものなり

と云ふにあり一說には直隸の此企圖の裏面には米國ありとの正反對の消息もあり（三十日東朝）

寄贈書目

漢案の文化	其協會		
歐友	政友會		
通商公報	帝國地方行政學會		
東亞經濟研究	山口高等商業學校	自二五一號至二五二號	自八號至十號
調查及統計	其社	自八三八號至八三八號	自二三號至二三號
			一六四號

日本及日本人	政教社		自八〇七號至八〇八號
大日本紡績聯合會月報	其會		自三四三號至三四四號
奉公	其會		自二一九號至二二〇號
貿易	大日本貿易協會		自四五號至四六號
國際事情	外務省		自二一號至二二號
共同	北京共同通信社		自二七五號至二七六號
滿蒙經濟時報	奉天商業會議所		自九號至一〇號
The Herald of Asia	同社		自二〇九號至二一〇號
東洋經濟新報	其社		自九四三號至九四四號
實用新案公報	特許局		自五九八號至六〇〇號
商標公報	特許局		自六九四號至六九六號
特許公報	特許局		自五二七號至五二八號
月報	小樽商業會議所		自四〇九號至四一〇號
月報	青島商業會議所		自三八七號至三九一號
東洋時報	其社		自二七二號至二七四號
山林彙報	農商務省		自四月號至五月號
佛國ノ財政及經濟	神戶商業商業學校		六月號
東洋協會雜誌	東洋協會		四月號
東方通信	其社		四月號
發明	帝國發明協會		五月號
地學雜誌	帝國地學協會		自三八號至三八號
岐阜商報	岐阜商業會議所		自一八號至一九號
月報	名古屋商業會議所		自一六號至一六號
三田評論	其社		自一五號至一五號
月報	宇都宮商業會議所		自八號至八號
化學工藝社	其社		自七號至七號
最近の英國事情	朝鮮銀行		自四號至四號

支那

第十二卷　七月號　第七號

大正十年七月十五日發行（七月一回一日發行）

目次

對支文化的施設の必要……一—三
日英續盟に關する支那の意見……四—八
香港上海銀行營業成績……八—一三
列國協調主義に基く對支借款團組織の經過……一四—一八
新借欵團組織關係諸文書追加（上）……一八—二二
一九二〇年支那外國貿易統計……三三—三七

時報
東支鐵道救濟問題—張經略使の征蒙計畫—日英同盟更新反對續誌—煙濰鐵道の敷設—寺內借欵善後策と山東問題—兩廣愈々開戰—浙江と聯省自治……三八—五〇

彙報
支那新聞重要記事—外交關係—對日英同盟輿論—注目すべき各省自治—湖北兩昌の兵變—北京學潮再燃—國內要聞—財政と借款—經濟界一班—交易所と信託事業
日本新聞重要電報—外交關係—南北情勢—財政經濟其他……五一—七〇

會報……一—六

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程理に在り。支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路に由る滿洲、安東、會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　商會ジヤパンツーリストビユーロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎溜川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◎坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として溜川炭と共に賞用せられ居候

◎金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年七月十五日

第十二卷第七號

對支文化的施設の必要

於五月三十日東亞同文會大會

支那駐在公使　小幡酉吉氏談

私は北京に二年間在勤して居りまして、この二週間前に歸つて來たのであります。隨て最近の北京或は支那に於ける各種の問題に就ては多く知らないのであります。隨て是等の諸問題に就て此席で何ぞ諸君の御興味を感せられるやうな御話を致すことが出來ないのであります。殊に最近兩三年の支那は最も問題の多い處でありまして、是等の問題に就て一々申上げる時機になつて居りませぬ。又私の職責上是等の點に就て意見を申上げるのも如何かと存ずるのであります。唯會長閣下並に諸君の多年御盡瘁になつて居らるゝ所の東亞同文會の目的とせらるゝ對支文化事業、此事に關しまして聊か私の見聞し又感ずる所を申上げて御禮に代へ、併せて會長閣下の御依囑に對する責を塞ぎたいと考へます。

國際間の誤解或は猜疑競爭と云ふやうなことは、其國と國との關係或は國情、さう云ふ點を了解しない爲めに起ることが頗る多いと考へます。隨てこの文化、文藝とか或は文學と云ふものを基礎とする了解が、國民と國民との間に成立つに於ては、國際間の關係はより多く圓滿になることゝ信じます。又之に依つて政治上

の紛爭等も、より多く緩和せらるゝことゝ信じます。現に支那に關係ある各國に於ても、各國の文化を基礎として、國民間の了解を期すると云ふことは、久しい以來、各國の努める所であることは申すまでもありませぬ。宣教師の傳道に依る宗教的の事業、或は之に依つて國民間の了解を得ると云ふ事柄は、既に百年前から行はれ來つたのであります。又其効果は今日に於て、又今日以前に於て現はれ來つて居る事は喋々を要しませぬ。又宣教師の傳道事業に附帶して、各種の事業を試みて居る、例へば教育、學校の設備、病院の醫療事業、と云ふやうなことに依つて、國民間の了解を得て居るのでありますが、この宣教師の附帶事業としての文化事業は、意外に各國、殊に米國の如き、或は英國の如き非常な犧牲と非常な努力と熱心を以て、之に從事して居ること、亦諸君御承知の通りであります。又斯かる崇高なる道義の觀念に基く事業から致しまして、先程申しました幾多の政治上の紛爭を緩和せられることゝ信じます。

我國が直接の隣國たる支那共和國に對する文化的の事業、換言すれば文化を基礎とする國民の了解と云ふことに就ては過去隨分唱導せられた所であつて、又當東亞同文會の如きも、率先之に着眼し、又之に從事して戴いたのは吾々の夙に承知する所であります。併しながら過去十數年間に於ける、この東亞同文會の事業は、我が學生若くは我が國民をして支那の國狀、若くは支那の語學、或は支那の國民性を了解すると云ふ點にのみ力が傾注されたものゝやうに感じて居ります。固より是が爲めに之に依つて、同文書院より年々歲々出身せらるゝ所の人才が、支那の各方面に於て各種の事業に從事なされて、又是が爲め兩國の關係を圓滿にし、又圓滿なる關係を良好にすると云ふ如き、幾多の貢獻効果があつたことは申すまでもありませぬ。併しながら吾々の同文會の事業に對して、更に一段の希望する所は、支那の人をして、日本の文化に接觸し、又日本の國狀民勢と云ふやうなものを了解する點に就ては、更に一層の努力を期待せざるを得ざる次第であります。兩三年前より其方面にも、當局の方々は御着眼になつて、既に同會の有力者を御派遣になつて、それ〴〵計畫に盡力されたのであります。又此關係に於て私の承知する所に依りますると、支那の政府の教育部當局、並に其他の各位が之に對して親切な御援助があつて、此事業の達成に有力なる効果があつたのであります。

但し此意味の同文會の事業は、將來幾多の困難に遭遇することであらうと考へます。假に校舍が完成し又學校の設備が完成しても、それ以外に餘程努力を試みらるべき必要な點があらうかと考へられます。尙又今回は漢口、天津、上海等に

さう云ふ御計畫があるやうでありますが、追つては是等と同樣の計畫を、更に他の地點に推擴げらるゝ必要が十分あるやうに考へます。現にこの亞米利加でも或は英吉利あたりでも、支那に對する文化事業の狀態と云ふものは、私から申上げるまでもなく、南京には振武學堂があり、山東には齊魯大學があり、其他北京には清華學堂あり、尙又山西には大學以下中學小學に至るまで備はり、色々な方面に活動して居る。之に比較致しますと日本の此點に對する國民としての努力は、甚だ恥しい狀態にありはしないかと考へます。殊に吾々の如き其土地に居つて親しく其狀態を目擊する者は、最も痛切に差別を感じて居るやうな次第であります。

支那に對する各國の色々な事業は、各種の機會とか或は鐵道を主眼として、色々競爭をした時代あり、或は資本を投資して競爭した時代もあるやうに考へまする。今日は文化事業の競爭時代と言つても不可なき狀態にあるのであります。日本の國民は兎角目前の勝利にのみ拘泥して居る感があると同時に、文化事業の如き永遠に國家と國家との關係を良好ならしめ、國民と國民との了解を良好にすると云ふ點に就ては、甚だ缺ける所があるやうに考へられる。此點に就ては十數年來此に着目されたる東亞同文會と云ふ組織の機關に、最も望を囑すべき次第であります。吾々も政府の役人として、出來るだけの努力を試みたいのであります。要するに是等の事業なるものは、民間の熱誠なる努力を中心としてやらなければならぬ事業に屬しますから、今夕此處に御招待を戴いた機會に腹藏なく、又私共も親しく支那に駐在致しまして最も痛切に感ずる所を最も猛烈に申上げる次第であります。甚だ不遜なる言と思召さるゝか知れませぬが、是は卽ち吾々の目先に依つて、最も痛切に感ずる點を腹藏なく申上げたとして、幾重にも御諒察あらんことを御願致します。茲に今夕の御招待に對しまして重ねて篤く御禮を申上げます。同時に東亞同文會の益々健全に御繁昌あらんことを偏に願ひます。

（文責在記者）

日英續盟に關する支那の意見

ミラーヅ・レヴユー北京特派員　董顯光

支那政府の對英抗議

英國政府は來る七月に更新せらるべき日英同盟に對する一般の反對論を抑ゆる爲に非常の努力を爲して居る樣子である、此觀測は五月二日倫敦發の次のルーター通信により確かめ得る、曰く「下院に於けるコンマンダー、ベルレーアの支那と日英同盟に關する質問に就きハームス、ウォース氏は支那政府は本問題に關する其提議の發表を好まないと述べた」云々と。

吾人が北京の最高官場に於て知り得たる處にては、北京政府には處言穩當にして、精神の友好的なる其提議の發表を避けんとする何等の理由もないのである、北京政府より同盟に關してなしたる提議を一般に周知せしむる事を避けんとするは、其結果として頭初は別に意義なかりしものを重要ならしむるものである、然も該提議は如何にするも決して機密外交文書たらしむべきものでないから、茲に其全文を掲げて以てハームス、ウォース氏の言によつてそゝられたる好奇心を滿足せしめやう、卽ち次の如くである。

一九二一年七月十三日を以て期限滿了を告ぐべき日英同盟の再訂提議に關しては既に一般に報道せられて居る、而して此等の報道の言明し居る所は、日英同盟條文に依れば、兩締盟國が同盟條約再訂を希望する場合には、期限滿了の一箇年前に協議を遂げざる可らざる事、而して現に豫備交涉が南國外交代表者に依りて、英國外務省に於て試みられ居る事、竝びに同盟再訂の場合は條約文の修正が行はるべき事之である。

日英同盟の問題は一般に極東、殊に支那の運命に根本的關係を有す、故に支那國民は深甚なる注意と多大なる疑念とを以て同盟再訂を監視して居る、元來國際的慣例に依れば、二箇の親善國が、嚴密に相互の權限內に於ける利益を處置する場合にのみ、その同盟條約は正式のものたるを得るものである、而して歐洲大戰の結果として諸國民の機會均等主義は益々有力のものとなつた、然るに日英同盟條約は支那及其保全に關する事項を包含して居る、支那の參加を排斥して此事を約束するは、明かに支那の保全を傷け、支那國民の威信と名譽とを損ふものである、故に此の際支那政府及支那國民が切に告げんと欲する所は、同盟更新に際して依然同一事項が包含せらるゝに於ては、吾等は最早忍び得るものに非ずと云ふ事である。

北京政府が英國政府に對して、此の如き陳情を爲す權利を有するに至つた理由は、同盟條約前文のB項であつて、其れは一九〇五年及一九一一年の條約文の最も緊要なる部分を形成し、且つ其れが支那の國際的地位及關係に關する事項を取扱つて居るものである、支那官邊の有力者は次の事實を指摘して居る、卽ち他の列強の國際協定に於ては、普通の場合締盟國以外の諸國に干涉する事をしない、然るに同じく國際條約の文書に於て、支那を單に領土的に取扱つて居る事は誠意ある態度でない。

日英同盟反對理由

日英同盟の再訂に關して、支那が反對を稱へる幾多の理由は、記者の會見せる多くの支那有力者の意見から拾ひ出す事が出來る、記者が多くの會見談を通じて指摘し得る所は、日英兩國が支那の承認を經ずして、支那に關する問題を議し居る事實に對する深甚なる反感である、之等の理由を簡單に示す事は、日英同盟が國際上極めて重大なる問題である事から考へて、極めて興味深い事であらう。

一、對手國が日本なるが故に反對す　支那國民が日英同盟に反對するのは、それが日本との同盟卽ち支那に對して所謂二十一箇條の要求を課し、日露戰爭後絕えず支那に對して侵略的政策を用ひて來た日本と英國との同盟なるが故である、試みに大戰前英獨同盟が存在し居つたと假定せよ、佛蘭西は獨逸が侵略國であると云ふ理由の下に、極力此同盟の存續に反對すべきは明白ではないか。

二、日英同盟は日本の領土的野心を助長す　日英同盟は日本の領土的野心を防止せずして、寧ろそれを助長するものである、何となれば日本は該同盟を十分利用する事に依つて、滿洲の商權を壟斷し、山東及蒙古に發展し、青島及福建より、英國其他の商人を驅逐し、公然支那の領土權を侵害せる事實が之を證するからである。

三、特殊利權の維持は不合理である　日英同盟の目的は單に兩國の極東及印度に於ける特殊利益の擁護にある、該條約前文(ロ)項に於ける支那の獨立及領土の保全竝びに列國の共通利益及機會均等の維持なる條目は、亞細亞に於ける兩國の利權擁護に關する(ハ)項の條目に依つて壓されて居る、蓋し特殊利權の維持は、機會均等竝びに支那領土の保全なる原則を侵すものだからである。

四、日英同盟は英國政府の態度と矛盾す　日英同盟は、最近支那に於ける勢力範圍及利益範圍の支持に反對せる英國政府の態度と矛盾するものである、最近國際借款團成立に際し、英國外務省は米國以上に、日本の滿蒙に於ける特權要求に反對し、該借款團の原則は「特殊利益に對する特殊要求の排除及無條件的に支那全土を國際借款團の共同活動に開放する事」であると繰返し斷言して居る。而して此れ門戶開放主義を表示するもので日英同盟の更新とは一致しないものである。

五、日本は滿蒙及山東につき特殊利權を要求するだらう　新同盟條約に於ては日本は滿蒙及び多分山東に對する特殊利權を公然又は「亞細亞に於ける締盟國の特殊利權保

持の爲め」と云ふが如き婉曲なる語辭によつて要求する恐れがある。日本は列國をして滿蒙に對する要求を承認せしめんと努めて居るが、之は去る四月一日附東京外務省の公文にも明かである。日本は若し此の願望が許容されなければ同盟の更新を拒むやうになるに違ひない。

支那の一名士は曰く日英は同盟條約に對し、根本的の改訂を加へることにしたとのことであるが、同盟は一九〇二年始めて締結された當時から、既に數次の改訂を施されたもので、最初の條約では朝鮮の獨立が特に保證されて居り一九〇五年の協定で印度が始めて此の同盟の範圍に入り、朝鮮は付けたり、となりそれと同時に併合國たるの刻印が押捺されるやうになり、一九一一年の第三協定では時局の變化に鑑みと云ふ理由で朝鮮及び印度國境に關する項は除去せられることゝなつた之は國境の件に就き露國との間に協定が出來たからである、それで同盟が今度又改訂されることになれば滿蒙が日本の勢力範圍として承認せられることになり、そして之が同地併合の第一歩となるのであらう。

六、日本の滿蒙要求の結果は恐ろしい事となる　若し同盟が更新され、そして日本の滿蒙要求が許容されたら、勢力範圍及利益範圍政策は復活し延ひて支那の分割を招き、其の領土分割上の國際爭議から世界戰爭を見る樣になり其慘害は今回の歐洲大戰よりも恐るべきものであらう。

七、同盟の繼續は支那問題につき日本に牛耳られる　支那に於ける日本の侵略行動を熟知せる英國にとりては、同盟の繼續は日本をして支那問題竝に支那と列強との問題に牛耳を取らしむることに成るのである、斯くの如きは支那と通商關係を有する各國に對し有害にして、支那に於ける各國の通商に非常なる打擊を與ふるものである、同時に又それは支那及び支那人の禍であつて、之が爲め支那は遂に日本の屬國たるに至るのであらう。

八、同盟更新は日米戰爭を起さしめる　同盟の更新は延ひて日米戰爭を起さしめ、之が爲め支那は非常なる困難を受けるのである、同盟なるものは現實の又は假想の敵がある場合に締結されるもので、さうでなければ同盟などは不用なものである、日英同盟は始め一九〇二年、露獨に對抗して締結されたもので、此同盟により、英國は露國が印度に侵入の秋、日本の援助を借らうとし而して、又亞細亞に於ける英國利益の保全を日本に託して、以て獨逸を監視する爲め、海軍を北海に集中し得るやうにしやうとしたのである、之に對し日本は又露國が朝鮮に侵入し、又は支那に南下の際、英國の援助を借らうとした、然るに此兩國に對する露獨の危險は今や去つた、然らば同盟の更新を必要とする現實の人は假想の敵は誰れであるかその敵は支那ではない、何となれば支那は弱過ぎるから、然らば敵は米國であらねばならない、換言すれば同盟の更新と云ふは、將來英國が日本と親み米國を疎んずると云ふことである、聞く所によれば同盟更新後、日本は米國に對し一層敵對的政策を採るさうである、若し日本が其の望む所を得たりとすれば、そは國際上全く無意義なる

か、然らざれば非常に大危險を誘起するばかりである。同盟により日本が得んとする所のものは、日米戰爭に際し英國をして中立を守らしめんとするにある、若し日本が米國のみと事を構へば、日本は勝利の機會多く、而して少くとも敗北の機會少いのである、然るに英米若し提携し、極東に於ける英國植民地を貯炭所とするに至らば、日本には少しも勝ち目はないのである。

思慮深い支那人は曰く支那は米國を弱むるやうな手段には全然反對すると、米國は從來支那の隨一の味方であつた然れども米國も若し日英同盟に對抗しなければならない時になれば、支那を助けることが出來ないやうにならう、從つて支那は非常なる打擊を受け、支那に於ける英國其他の外國の利益も亦恐らく增進されなからう。

九、國際聯盟に對する不信となる　同盟更新は國際聯盟に對する日英の不信を示すものである、國際聯盟規約中には領土問題等に關し、支那の承認し得ざる條項があるけれども、それにも拘らず聯盟は力が正義たるを得ない新時代の先驅であると歡迎されて居る、若し聯盟が有効な機會であつたら、日英は同盟を更新しなくてもよいのである、それで日英が同盟を更新したら、聯盟は茶番であると云ふことになる、加之、それは日英兩國が聯盟加入國の與せざる國際政策を奉じ、特殊の目的を包藏し居ると云ふことを意味する、換言すれば日英兩國は支那に對し、聯盟加入國の與するを得ない、且聯盟の原則に違反する、或る特殊の目的を抱いて居ると云ふことになる。聯盟の原則に違反する目的とは何であるか、それは聯盟規約第十條に既に規定されて居る、加盟國の領土保全及び獨立の承認たるを得ないものである、それは又規約第二十三條に規定されて居る門戸開放主義に反するものである、然らば支那の領土保全をも門戸開放主義をも尊重しない所の目的なるものは一體何であらう、然らばそれは其の反對に違ひない。

今假りに同盟が更新されないものと思へ、然らばどうなるであらうか、英國は依然支那の良友と認められるであらう、支那は米國と同樣に英國を尊敬する、英國の資本は米國資本と同樣歡迎されるに違ひない、英國は支那に對し領土的野心を有するとは考へられないが、其の長江沿岸に於ける勢力範圍要求、並に西藏に於ける活動は、未だ支那人の記憶する所である、故に英國は米國の如く、支那に於て全く帝國主義的野心を有しないとは云はれないのである、それで今英國が同盟を止めれば、支那人は斯樣な疑惑を棄てるやうになる、同盟滿期の際日本は支那に於て愈々自由に手腕を揮ひ得るやうになると云ふ人もあらう、然し斯樣な議論は役に立たない、英米の協力により日本は支那に對し少しも手腕を揮ひ得ないやうになるのである。

支那に於ける英國商人は、何等か日英同盟の庇護を受けたことがあるか、受けたものと云へば南滿及び山東に於ける英國通商に有害な差別待遇、支那市場に於ける商標侵害並に日本が支那政府から採礦、電信電話、植林等各種の獨占權を得て、この外國人と共に英國人を支那の商業界から

驅逐しやうとしたことだけである、日本は又亞細亞に於ける英國領及び英領印度に反英感情を起させやうとさへ努めて居る、日本人の設立にかゝる大亞細亞協會は本部を奉天に、支部を大連、カルカッタ、コンスタンチノプル及び波斯に置き、反英宣傳を行ひ、此種の運動の機關となつて居る斯樣な事情にも拘らず英國は同盟の更新を必要とするのであらうか、若しその必要ありとならば支那にも大いに覺悟がある（一九二一年五月十四日稿）

本文の記者蔡顯光氏は浙江省寧波人にして、上海高等學堂中西書院等に學び、光緒三十三年米國に留學し、バーク學校普通科に入學、翌年ミツソリー大學新聞科に入り宣統三年同校卒業後コロンビヤ大學に學び、民國元年歸國、北京に於て英文北京日報編輯員たり、同二年全國油磧事務所に入りしが後上海ミラーヅ、レヴューのアシスタント、エデイターと爲り北京特派員を兼ね、常に同誌上 Holligton K. Tong の名を以て各種の論議を試みて居る。

香港上海銀行營業成績

匯豐銀行第百五回年次株主總會は去る二月二十六日、香港市會議事堂に於て開催せられ、E. V. C. Parr. 氏の外 P. H. Holyoak; John. Johnstone; G. H. Lodwell; A. H. Compton; G. T. M. Edkins. A. S. Gubbay; A. O. Lang; W. L. Pauenden. 等の重役總支配人 A. G. Stephen. 氏及多數株主の出席あり、總支配人スチフエン氏は開會の挨拶を述べ、終てバール氏は議長席に就き、同銀行昨年度事業の大要に就き演說せり。

昨年度營業概況

本行昨年度營業概況並に決算書は、既に株主に廻附し置きたるが如く、昨年度本行の純利益は一九一九年度の七百三十八萬六千八百六十二弗〇九仙に比し、八百八十四萬一千百六十六弗三十仙にして、昨年六月營業の好況により、株主配當增加差支なしと見たるを以て、一株に付き三兩の臨時配當をなしたるが、此に期末配當として同じく一株に付三兩、特別配當として二兩合計年八兩の配當にして、前期一九一九年度と同樣なり、又準備金の積立をなし、更に昨年度利益中より二百〇二萬九千四百十一弗七十六仙を、銀準備金中に積立てんと欲するものなり、既に報告書に說明せし如く、英貨準備金中に取替へたる一百萬磅は、昨年中好利廻となり、現在此積立金二百五十萬磅にして、銀準備金は今回提出の分共合計二千一百五十萬弗を計上する事となれり。

銀行建物に就ては、近年建築費用巨額を要したるも、是れ避く可らざる事なり、本社營業の範圍擴大は建物の狹隘及缺乏を感じ、昨年度總會に說明せる、新築事務所の外、更に新嘉坡に新事務所を新築せしなり、之と目下建築中の他の建物の完成する曉は、本行は東洋に於ける各主要商業中心地に於て、近き將來數年間の要求に應ずるに足る、最新式にして最便なる銀行建物を所有する事となり、勿論將來時々本行活動の範圍を擴張する決心なるも、然らざるに於ては夫以上の經費を要する事なきに至る可し、而して損益勘定の利益にして許すに於ては、本行建物償却金として一百萬弗を償却せんとするものなり、昨年中確實なる有價證券相場は何れも大暴落を來したるため、本行英貨其他の金貨投資額を大に減少せしめたるも、是等の損失は直に當座利益を以て補塡し、其他の金貨證券は現在時價にし或は適當に之を維持しつゝあり、而して前年度の繰越高は三百二十六萬二千八百四十七弗二十仙に對し、本年度後期繰越三百二十九萬一千四百九十一弗六十九仙なり、貸借對照表中其他の項目に關し、之を前期と比較するに、之を換算せる爲替相場前と著しく相違し居るため、比較するに困難なるも、又貿易の不振が現金殘高に及ぼせる影響は、前期に比して甚しく、更に本行墨銀預金勘定も著しく增加し、資產負債表中墨銀の增加は本行創業以來の巨額に達せり。

增資問題

本行役員會に於ては增資の希望を有し、熟考中なりしが、殘株四萬株を發行するに決し、現在管理當局の下に五百萬弗を增資する事となる可し、此方針の必要なるは疑もなく本銀行が過去數年來東洋貿易の發達に對して準備し來れる所に鑑みば明かなる事實にして、本行負債合計は一九〇七年二億一千五百二十八萬弗に比し、現在四億八千三十九萬八千弗に膨脹し、此間資本金は僅に一千萬弗より一千五百萬弗に增資せるに過ぎず、現今諸物價の異常の騰貴は從來に比し、本行の資金の增大を要する事、最緊要なるものあり、一九〇七年の總會席上に於て前本行總裁は、之と同樣の場合に論及し、如何に支那の政爭の變動あるとも、結局に於ては支那は外國資本によりて、廣く開拓され、對外貿易も大に發達すべきものなる事は毫も疑はざる所なりと聞へり、こは十四年前の當時と今日と殆ど同樣なるを信ず從つて新に發行さる可き株式價格に就ても、本行重役に於て熟議中なりしが、本行株主の永久的投資上の利益に見て一株七十磅と決定するに至れり、此額面は受入らるべき資金準備金中に加へて、尙に其權利が得らるゝのみならず、又銀行の名譽を增大するを以て、實質的に特別配當を受くると同一なるべし、依て適當の時期に於て各株主に對し、特に廻狀を發し特別總會を開催し、必要なる決議案の承認を得以て此の計畫を實行するに至る可し。

銀塊市場

昨年中銀相場の變動は最顯著にして、一月始め七十五片八分の五より、急遽に暴騰遂に二月十一日八十九片二分の

一と云ふ空前の最高額を唱へたり、當時支那物產に對する各國の需要甚だ旺盛なりしも、各種紙幣共信用失墜、價格下落し、米國政府が支那に對し其所藏の弗銀を巨額に供給するに至る迄、支那銀貨の需要甚急なるものありしなり、支那の輸出需要の停止は、既に支那が適當に銀の供給を受け居れるを見たり、而して昨年度下半期中支那は未だ所要銀塊を吸收し居らざりき、此間印度も亦同樣の狀態にて、世界各國共新に鑄貨をなさず、之と反對に英國其他の政府は銀貨の鑄潰を爲し、又地銀として賣却し、或は從來の銀貨に代ふるに劣等代用貨幣を以てしたり、其結果銀價著しく暴落して昨年十二月三十一日には、四十片八分の七に下落せり、而して支那の爲替相場も亦之に追隨し、兩相場に於て九志三片墨銀相場に於て六志二片より前者は四志一片に後者は三志二片に低落せり。

戰時中戰爭により需要激增し、銀價の昂騰を來したる當時に於てすら、銀の年產額は毫も增加せず、約一億九千五百萬オンスに止まりしが、他產額にて不足するや明かなる事實にして、此の內より六千萬オンス丈けは、米國政府が當て印度政廳の爲に賣却せる二億オンスの塡補として買上ぐるものとして、差引かざる可らず、他方既に說明せる如く、通貨として銀を使用する銀の節約としては、世界銀供給國としての米國產銀の損失を償却するに使用せられ、大陸諸國は紙幣を發行して、舊銀貨に代用せしめ、銀は他の諸證券對却されたると同樣、他國に對する債權國たる爲め、之を賣却し、通貨としての資格を失はしめたり、以上記述せる理由により英國及大陸筋補助貨鑄造用としての、各造幣局の銀需要は何れも中止したるを以て、昨年此方面は不振なりしも、近き將來には再び需要あるべく、又貿易方面の需用として巨額の銀板鑄潰行はれ、印度に於ける由比貨の貯藏高約六十クロア（一クロアは千萬留比）の巨額に達し當分の要求に對しては十分なるべし。

斯の如き事情の下に於て、米國買筋は大陸方面の銀賣出口に依て相殺せられ、印度需供給潤澤なる事を斷定する事を得るものにして、支那に對する銀輸送は今や世界產銀額は等しき額を吸收せんとしつつある形勢なり、換言すれば支那の貿易差額は現在銀の地位を占有し、銀市場を支配する原因となり、此傾向漸次增大し顯著となりつつあり、昨年中支那輸入銀塊の高九千八百五十萬オンスに達せる事は少くとも之を證するものなり。

銀塊暴落の影響と市場の不況

昨年世界經濟界の不況益々其範圍を增大し、特に日本は最近四五年來外國貿易膨脹の結果として、其影響最も甚しく、昨年四月に於ける日本財界の波瀾に次ぎ、漸次其範圍を擴大して全國に及び、一般株式界恐慌の結果は、其他諸般の事業に及びしが、例令昨一九二〇年は是等商人製造家當業者、其時の不況により、損失を來し、負債償却の不能なるもの多數にして著名なる大商社と雖も、自ら事業の基礎を固め、以て今後の商戰に堪えざる可らず。

昨年輸入荷物の在荷堆積し、日本品の價格昂騰せる結果

支那市場も亦混亂を免れず、爲替引續き不況なるも、概して業觀的意見に傾けり、昨年春期の支那は輸出貿易頗る好況にして、從て市價高値を唱へ、工業及製造家は何れも莫大の利益を見たりしが、五月に入り歐米市場は不況に傾き、信用減退し東洋貨物の輸入急に減少し、特に支那より輸入せる原料其他の物産は、歐米市場に堆積し、是等物産の價格著しく暴落し、引續き爲替の暴落に依り一層困難なる狀態に陷れり。

昨年中經濟界の變動

昨年一月より四月に至る四箇月間の市場に出廻る輸入品は、何れも高率なる爲替相場にて契約せるものにて、各方面其莫大の利益を得たるが、一昨年一九一九年中の輸入貿易の好況により、多數當業者續出し、特に綿布商に於て最新に開業せるもの多く、英米市場の各製造家は、何れも東洋市場の大注文殺到により、彼等の欲する儘の受渡條件にて取扱はれしが、其結果一昨年中に支那市場に於ける翌年春受渡契約濟の多數のものは、遂に前記不況の爲め、昨秋に至る迄受渡を了せられざりき、斯の如き受渡の不況の不安ありしが爲に、當時爲替の變動により損失甚しく、輸入在庫品は價格暴落の結果、著しく堆積するに至れり、こは原綿相場の低落其主因をなし、是等綿布類の市價低落は、注文當時に比し、約五割の暴落なり、以上財界の恐慌は支那中部北支那政爭の不安、俸給不拂に基く軍隊の暴動により六七月の交支那各地共取引一時停頓せり、東洋市場の在荷及歐米市場の物價暴落は、直に印度支那及日本其の他東洋諸國の購買力に惡影響を來したり、斯の如き狀態の下に在て吾人は最慎重警戒を怠らず、終始銀行舊來の政策を實行し一層自由に且賢明に、市場の不況に對して固定し來れる事從來の方針と毫も變る事なく、自ら實するに値すと信ずるものなり、之を概言すれば香港及支那各港に於ける輸入在庫品は、左程過大ならず、反て戰前の時に比し多からず、且內地に於ける是等商品の供給不足せるを以て、近き將來安定の取引狀態に復歸すべき事を望むものにして、現に其徴候現はれ居れり、次に支那の工業狀況頗る良好にして、戰時中より註文多く近く完成すべし、更に紡績工場織布機械の註文、支那鐵道用材料の供給、亦良好にして、機關車其他は多くの場合註文なし、上海紡績工場は昨年繰業良好相當の收益を擧げ、工場製品特に綿糸の需要旺盛にして、原綿相場も比較的安價なるを以て、成績良好なり、是等紡績工場は昨年度期末は巨額の利益を擧げつつありしが、夏季綿布恐慌來により幾分影響せり、現今支那紡績工場の運轉錘數百三十萬錘なり、將來支那の綿業は現在の工業の增設能力紡錘紡機の擴張によりて、大に擴張さる可きは疑なき所なり。

支那海關と鹽稅收入

昨一九二〇年度海關稅務司監督の下に於て、海關及常關收入は海關に於て、四千九百五十萬海關兩、常關に於て四百三十八萬海關兩の收入にして、前年度に比し前者に於て

三百三十萬兩增加後者に於て、十一萬一千兩の減少となれり、之を英貨換算として前年度に比し、增加額は二百二十四萬二千七百九十磅なり、此內整理公債其他の擔保額合計二千三百十五萬兩を差引き、其剩餘金は支那政府の手取金なり、斯の如き海關收入の增加は謂ふ迄もなく、一九一九年八月一日より實施されたる改訂輸入稅率の結果なり。

又昨年徵收の鹽稅收入は上述せる如く、不況に拘らず又頗る良好の成績なりしが、支那鹽稅所が一九一九年度地方官憲の反對により中止したる、汕頭の鹽礦區の恢復は、未だ實現するに至らざりき、而して昨年鹽稅收入總計七千九百二十萬弗にして、前年度の收入に比し百四十萬弗の減少なり、一九一八年度に比し、七百六十六萬一千弗の增加を示す、乍併鹽稅收入合計の內二千四百萬弗は地方省の收入として、若くは地方軍事費に支辨せられ、中央政府の收入とは成らざるなり、而して鹽稅收入の擔保額を差引き、整理公債償還額六百三萬七千弗を常關の手にて差引きたるものを含む殘額を支那政府の自由處分とすべき收入とせり。

支那の政爭

昨年中支那政治の上に、將た財政の上に、若し幾分なりとも改善を見たりと云へば、之を謂ひ得るも、昨年夏季安福俱樂部の倒潰により、多くの人々の期待せしが如き政治上の改善若くは恢復毫も見えず、南部廣東政府は大總統の命を奉せず、南北兩派の間には依然として溝渠橫はり、不和の狀態にて、廣東は遂に早急獨立を宣し、政府を組織せり此間支那の財政狀態は甚だ危急に迫り、中央政府は海關收入及鹽稅收入中より收受すべき巨額の資金の外、軍事費の膨脹著しく、增大し、憲法外の軍事支出を爲し、且外國爲替の暴落により、金を以て支拂ふ可き債務借款額著しく增加せるに、昨年秋北支那一帶の饑饉救濟の爲め、臨時經費を要するもの頗る巨額に上りたり。

北支那饑饉救濟

北支那の饑饉救濟に就ては、支那に於ける外國人の團體は何れも其救濟に應じ、英國並に米國本國に於て義捐金を募集し、是等饑饉人民に投與されたり、又此點に就き最も力を竭したるは、在支外國宣教師なり、是等は支那政府の間に注意を拂ひし所なり。

四國新借款團の成立

昨年度本行株主總會の席上に於て、議長は新四國借款團の成立に就き、論及せしが、卽ち英國、佛國、日本、及米國銀行團の借款團は、昨年度成立を告げたるが、昨春米國のラモンド氏は極東を訪問し、從來の困難なる行懸を一掃し、歸國の上之をモルガン商會に諮り、間もなく紐育に於て四國銀行の會合となり、愈決定せる後公表せられたり、四國借款團の目的に就ては此間誤解を生せしを以て、此に之を明かにし、之を公表せざる可らず、第一に本借款團は久しく四箇國の間に計畫討議せられたる問題なり、將來支那の借款に應ずべき機關にして、支那剩下の急に應ずべき大

借款を豫想せず、中央政府が存在する間は、地方政爭の不安なるも、將た戰爭行はるゝも、之が爲め何等借款を豫想せざるなり、地方に於て借款團は從來と同樣、各列國は一定の條件の下に、支那改造の資金を貸付くるにありて、支那政府にして此條件を具備するに非ざれば、借款をなすを得ざるなり、若し其結果支那が外國に資金を仰がずして國內に求めば、更に良好なり、更に吾人は第二に借款團の政策に就き一言せんに、若し列國が從來の勢力範圍利益範圍等を固執し、執拗に之を逐ふは、死屍に鞭ち喪鐘を鳴らすものにして、列國は現在の契約及優先權によつて以て、各利益を分割し、且將來に於て各國通商上の利權を割取して、支那の主權を侵害するの結果は、此に再び利權爭奪戰を開き、支那は一暴國の手を免れて、再び他の暴國の下に立つに至らん、然れどもこは決してあり得べき道理に非ず支那は四國借款團により好條件を以て、借款を申込み以て其國經濟を發達せしめ得べきなり。

支那鐵道

吾人は此に借款團の最重要なる計畫の一たる、支那鐵道の統一に就き說明せざる可らず、支那鐵道の組織を一の管轄の下に結合する事は不可能なるも、其能率を進むる點に於て最有效なり、斯の如き狀態に立至らしむる鐵道行政費の問題は、之を別として一地方の特に發達せる鐵道に就き重要なる問題あり、若し支那鐵道にして海關行政の如く完全に統一し得、且現在の狀態の下に或鐵道にして相當の收益ありて、其改善及擴張を爲し得るものとせば、鐵道借款の返濟期も決して遠きに非ざる可きなり、支那鐵道に於て滿足なる成績を示すは、尙自ら困難なる事情存在し、銀行團を利用せざる可らず、支那が現今尙紛擾の內にありては特に然りとす。

現今世界貿易上の一大障碍は、謂ふ迄もなく資金の缺乏と購買力の減少なり、如何なる名醫と雖も現今の國際資金若くは計算の單位をも救助するを得ず、如何に通貨が高値を伴隨し、膨脹するも、政府が如何に調節を擴大し制限を加ふる事愈多くなるとも、吾人は輸出品を貿出す能はず若くは爲替調節をなさんとするも、自由貿易の要求とし、爲替率を變更するを得ざるなり、政府は只管平和と自由を建設せんとするも、歐洲各國の政府の經費の大部分は多く資金需要の上に勃興せり、商工業の反影として戰時經濟の性質を有す、吾人は堅忍持久一般經濟界の恢復を待つて、活動の覺悟を有せざる可らず云々。

列國協調主義に基く對支借款團組織の經過（中）

改革借款交涉

革命亂の勃發と共に借款の交涉は一時杜絶したるが、南北兩政府共軍費其他各種の政費を要するに對し、一方各省よりの納稅は毫も集まらざる爲、非常に財政の窮乏を極め、南北兩軍對峙の中より交々外國に向つて借款の交涉を試みつゝありしが、其後南北兩軍の和議成り、南京の假政府を北京に移す事となり、一九一二年二月唐紹儀氏が南京より北京に歸るや、舊緣を辿りて曩の四國銀行團の代表者に對し、民國統一に要する政費の借入を交涉し、四國銀行團は、支那の借款を其掌中に獨占するは、此機會にありとして、略々此交涉に應ずる事に決し、二月廿九日やがて成立すべき借款の前渡しとして、三百萬兩を交附するに至つた、其後更に三月九日同じ意味を以て百萬圓を交附した、斯くて兩者の間に借款の條件其他に就て交涉進行中、偶々二月廿九日夜北京の市中に軍隊の暴動あり、掠奪盛に行はれ、外國人の生命財產危殆に瀕せしより、四國の資本家は未だ安定を得ざる支那政府に對して、資金を貸附する事に付き危險を感じ、其結果支那に對し最も接近し、且つ何時にても實力を加ふべき地位に在る、日露兩國を除外して借款團を組織する事の危險なる事を感知するに至つた。

日露兩國の加入

茲に於て四國の外日露兩國を誘つて、該借款團に加入せしめ、以て萬一の場合に備へんとするの計を立て、三月十一日を以て、四國團は正式に日露兩國に對して、借款團に參加せん事を勸誘し來つた、此勸誘に接したる日露兩國は互に意見の交換を爲したるが、未だ其の一致を見ざるに、四國團よりの督促急なりし爲、日本は三月廿日を以て、正式に借款團に加入すべき事を通告し、正金銀行を以て財團等の交涉に當らしむる事とした、露西亞は四國財團が、今日迄に貸し渡したる前渡金を、別途借款とする事、其他の條件を提出して、先づ之を承認せん事を四國團に求めたりしが、四國團は容易に之に應せず交涉容易に決せざりしが其後露西亞も亦其條件を未決の儘として、借款團に加入する事に決し、茲に六國借款團の成立を見るに至つた。

六國財團の協議

斯くて六國借款團の成立するや、唐紹儀は五月初旬を以て、該財團に向つて、今後每月八百萬兩宛十ケ月間借款前渡しとして資金を貸與せん事を希望したるが、六國團は借款の使途並に其監督等に關し、强硬なる條件を提出し、兩者の意見容易に一致せず、談判は行き惱みの狀にあつた、

方六國團は一九一二年五月倫敦に於て、財團代表者の會議を開き、次いで巴里に移つて、再び協議會を開き、借款團の基礎協約其他に就き協議した、六月七日、八日兩日の巴里會議に於て、各國財團より意見を提出し、それに就て熟議を遂げ更に十八日より最後の會議を開き、十八日の會議に於ては日露の主として主張せる、滿蒙問題の解決を告げ翌十九日には團體規約五ケ條を決定し、更に露國の提議に係る借款使途の問題に就き協議し、翌廿日を以て全部解決を告ぐるに至つた。

滿蒙除外問題

六國財團代表者の會議に於て困難を極めたる第一の問題は、日露兩國の滿蒙に於ける特殊地位保持の問題である、先きに四國借款團は、滿蒙に於ける日露兩國の地位を覆へすが爲に、幣制改革竝に滿洲興業借款を企て、それに依て日露の滿蒙に對する既得權を奪はんと試み、之に對し日露兩國より、最も強硬なる抗議を提出し、其結果ストレート氏が主として計畫したる、四國借款は遂に不成立に終りたるものなるが、日露兩國は今回四國借款團に加入するに至りたるを機會として、此滿蒙に對する他國の侵入を防ぎ、兩國が已に有する特殊地位を飽迄保持せんとして、新借款團の活動範圍より滿洲を除外せん事を提議して、此事は遂に借款團の重要なる交涉問題となつた、該會議に於ける日本の主張は六國借款の使途に依り、滿蒙に於ける我國特殊利益の毀損せらるゝ事に反對すと云ふにあり、四國銀行團は此の日本の提議に就いて、如何に處置すべきやに就き、甚だ苦しみたるが、種々の曲折を經たる結果、日本銀行團代表者武内金平氏より、日本國を代表して、左の宣言を爲し之を會議議事錄に登載する事に依て解決を告げた。

日本の銀行は本借款が毫も南滿洲及南滿洲に接近せる內蒙古の東部地方に於ける日本特殊の權利及利益を毀損するが如き事無しとの了解の下に本借款に參加す。

而して露國亦其特殊地位を有する北滿について同樣の宣言をなし同じく之を議事錄中に登載せしめた

然るに該會議は元來列國資本團の會議にして、政府當局の會議に非ざるが爲、他國の銀行團は、日本の斯くの如き言明につき、其の採否を決すべき、地位に非ずとの理由の下に、該議事錄中に、更に左の言明を附加記錄するに至つた

英、獨、佛、米各國團は右言明何れをも容認若くは考慮するを得ず、何となれば、銀行團に於ては、政治上の問題に容喙するの權能を有せざればなり。

然し兎に角四國資本團代表者は、滿蒙に於ける日露兩國の特殊の地位を認め、六國借款の使途に依て、滿蒙に於ける之等兩國の特殊地位を毀損せざる事につき了解を與へ、之に依て滿蒙除外の問題は解決したのである。

借款使途の問題

次に借款使途の問題も該會議に於ける一つの難問題であつた、最初四國銀行團の意嚮は、或種の事業に對し借款權の使用を希望せざる國は、之に參加せざる事を得べしと云

ふにありたるに對し、露國は縱令一國にても、之に反對する者ある場合は其議を不成立と決すべし、如何なる場合に於ても、借款の使途は必ず六國一致を以て決定せざるべからずとの意見を主張した、若し四國銀行團主張の如くせば四國銀行は何時にても、日露兩國を除外して、日露兩國に不利となるが如き借款にも應ずる事を得る事となるべく、又露國側の主張に從へば、借款使途の決定權は、結局或一國のみにても之を左右し得べき事となり、兩者の意見に非常なる相違あり、其一致甚だ困難なりしが、十八日の會議に於ては、露國側は稍々妥協的の提議を爲したるが、猶兩者の意見一致するに至らず、翌十九日の會議に於て、借款使途の決定に關しては、飽迄六國協調の精神を尊重し、共同して事に當るべき旨の妥協案に依り、本問題の解決を告げた。

六國團基礎協約

斯くて本會議の結果成立したる、六國財團の契約なるものは、全部五箇條より成り、大要次の如きものである。

一、借款の總額は六億圓とし、各國は一億圓宛分擔すべき事

二、募債は自國内に於て之を行ふべし、但し露國は其分擔額の六分の一を白耳義に於て募債する事を得べし

三、募債の方法は支那政府發行債券の形式に依る事

四、滿蒙に於ける日露の特殊利權は銀行家の代表者の評議すべき問題にあらざれば、單に日露の聲明を記錄する事

五、借款の使途に就ては、飽迄六國共同して之を處理する事

米國の脫退

六國財團は巴里に於ける財團協定成立後、支那政府との間に借款の交涉を進めたるも、支那政府は猶外國財團の借款の使途監督權に對し、容易に承諾の意を表せず、談判は依然として行惱みの狀態にあつた、此間支那政府は屢々六國財團に關係無き他國の銀行家、其他より資金を借入れ、六國團を脅かし、屢々相互の間に感情の行違ひ等あり、借款本契約は容易に成立せざりしが、其間一九一三年三月、米國に於てはウイルソン氏、新たに大統領となり、從來の政府の方針を一變し、民主黨の政策を實行するに至り、其結果として、遂に米國財團は借款團より脫退する事となつた即ち同年三月新大統領ウイルソン氏の發したる敎書に曰く

前行政部は支那に對する米國の厚意を事實上に表彰せんが爲、及び支那に於ける米國資本投下の途を開かん爲、竝に商工業に對し、支那の對外關係の發展を伴ふことがあるべき政治上の責任を、列國と均しく分擔せんが爲に米國資本團に要求するに、支那借款に參加せん事を以てせる趣の處、今回右團體は現行政部よりも同じく右參加方を明白に要求せらるゝ場合に限り、參加の行動を繼續すべしとの趣にて現行政部の意見を求め來れり、然るに借款條件中には時勢に遲れたる課稅を含める一定の租稅

を擔保とするのみならず、外國人のこれに關する管理方をも、規定しあり、右は支那行政權の獨立に干渉するものと認めらるゝにつき、行政部は假令米國が主動者ならざるにせよ、之れに參加するの要を認めず、又政府より資本家團體に對する借款參加に附帶すべき責任は、一旦事あるに臨み支那の財政上は勿論、政治上迄も立入り强制的干渉を要するの程度に達するやも計り難く、此の如きは我が國是に反するものあり、因つて行政部は米國團體に對し借款參加を要求するを拒絶せり、尤も米國政府は支那國民の自由の發展を妨げずして且つ米國傳來の主義に一致する限りは、如何なる援助をも與ふる意嚮なるが支那國民の自由政治に對する覺醒は、近代の一大事件にして、右に關する支那人民の行動は米國人民の深く同情する處なり而して吾人は偉大なる支那の富源を支那人民及世界の爲めに開發する事につき、奮つて參與せん事を希望す、又米國政府は兩共和國の通商關係の擴張を熱望せるものにして、從來米國に於ては米國人に銀行其他產業上の便宜を供與すべき法規を缺くが爲に、米國人をして其競爭者に比し、著しく不利益の地位に立たしめたる事實に鑑み此缺點を補ふべき、必要なる法規の制定を提唱助成せんとす、要するに吾人の支那に對して有する利害關係は友情及相互の便宜を目的とする門戸を開放するにあり。

斯くの如き宣言は、最四率先して四國資本團を組織したる、米國の資本家にとりては、青天の霹靂にして、彼等は紛々として、新大統領の新政策に對して非難を試みたるが、既に斯かる敎書の發せられたる以上、借款團より脫退するの外無かつた、然れども彼等は其脫退に際して本銀行團規約の存續する限りは、之に背馳するが如き行動を敢てせざるべき事を聲明して潔く退いた。

大借款成立

其結果六國借款團は變じて五國借款團になるに至つたが其後借款の交涉は次第に進捗して、同年四月廿六日を以て、五國財團と支那政府との間に、二千五百萬磅の大借款契約が締結せるゝ事となり、右借款契約に就ては其用途を詳細に指定し、更に其附屬文書に於て、各種の使途に振向くべき金額を、一々明細に擧げ、全國の鹽稅の收入を以て擔保とし、之が徵收方法の整理改良の爲に、鹽務署を設け、外國人をして監理せしむる事となつた。

經濟借款除外

斯くの如くして久敷き間の懸案たりし大借款は遂に成立したるが同年九月廿六日に英國の提議に依り再び借款團は其重要なる目的に關し、變更を餘儀なくせらるゝに至つた、元來本借款團成立の初めに當り、本借款團が取扱ふべき借款は、政治借款に限るべきや、將た亦經濟借款をも包含せしむべきやに就ては、各國財團の間に種々の議論あり、我國の如きは政治借款に就てのみ、本借款團に於て應募し、其他は列國の自由競爭に任すべしとの意見なりしも、其他

の國の借款團に於ては、政治經濟兩借款を包含せしむべしとの議盛んにして、遂に兩者を包含せしむる事となりたるものなるが、今や英國は過去に於ける經驗よりして、經濟借款を本借款團の獨占に歸せしむる事の不利益にして、且つ不可能なる事を認め、經濟借款は之を除外し、單に政治借款のみ、本借款團をして引受けしめん事を提議し、他の列國財團も、亦此英國の提議を容れて、遂に經濟借款は本借款團より除外せらるゝ事となつた。

經濟借款除外は借款團の本來の目的を一變せしめたるものにして、重要なる變更なるが、其此處に至りたる原因は各種の經濟借款に付き、列國資本共同して之に應せんとするも、動もすれば相互の間に意見の相違あり、徒らに交涉の爲に日子を費し、遷延決せざるに一方五國團に屬せざる他國の借款團、若くは五國の資本家にしても、該財團に加はらざるものは、爭ふて之等の借款に應じ、遂に本借款團に加はれる資本家は、之等の自由の立場にある資本家の爲に、其利益を奪はるゝ結果となり、非常に不利益に陷る事あり、これ實に經濟借款除外に決せる重大なる原因の一つであつた。現に當時白耳義シンジケート、墺國スコダ會社米國モンガン、シンジケート等の交々支那の借款に應ずるあり又五國團に加はれる露佛兩國資本家は白耳義シンジケートの假面の下に隴秦豫海大同成都の二大鐵道の借款に應ずるあり、是等の事實は英國をして斷然經濟借款除外を提議せしむるに至つたもので、其他の列國資本團は一も二もなく此英國の提議に同意したのである。

新借款團組織關係諸文書追加（上）

次に掲ぐるは最近英國政府の白書にて發表せられたる對支新借款團關係諸文書にして本誌五月號と併せ讀む時は新借款團成立の經過を知るに便なるべし。尙英國政府に於て發表せるもの丶中本誌五月號にて發表せるものと重複せるものはこれを削除せり。

一、米國銀行團より國務省宛書柬

千九百十八年七月八日　紐育市にて

謹啓陳者小生等は、對支借款に就き閣下が「ワシントン」にてなされたる御提案に對し爾來愼重なる考慮を拂ひ來り申し候。而して第一に小生等は此の問題に就き喜んで閣下の御提案に從はんとするものなることを證言し、且つ政府の意志を實行し得るが如き何等かの方法の發見に應分の助力を致さんと欲するものに候。

協議の結果小生等は次の諸點を最も重要なりと思惟するに至り申し候。

一、小生等の見る所によれば、斯くの如き長期に亘る取引を企つる協定は、吾國の投資者に最上の保護を與へんとせば、最も廣汎なる基礎の上になさざるべからざるものにして、正しき根底が築かれれば、これに從つて信用生じ、不安と猜疑とは消失するものと存じ候、最近「ウシントン」にて開かれたる會議に於て、先づさし當り日米兩國が協力して對支借款に當りては如何との議これ有り候。小生等はかかる國際的協同の範圍を一層廣く擴大さるゝに於ては更に好都合ならんと信ずるものに候。故に小生等は、若し英佛日及び合衆國各政府の承認を經たる財團を以つて上記四國の借款團を組織せば、此の事業を最も良く完成し得るものなることを建言仕り候。而して吾が政府は、此の目的の爲めに合同せる米國銀行及び商會を上記國際團の米國側團員として承認し、且つこれを以て米國全體の代表たらしむることを希望仕り候。

現在の事情の下に於ては、日本及び合衆國は英佛兩國の負擔額を負擔せざるべからざるやも知れざれども、かゝることは英佛兩國が四國團に加入することの重要さを毫も輕減するものに之れなく候。

上記四國團加入條件の一は、加入國は、現在有する對支借款上の選擇權を全部拋棄して、これを支那若しくば新國際團に讓渡せざるべからざること、並に加入國が既に締結せる對支借款は一切これを四國團の取引と見做さゞるべからざることに候。英佛日及び合衆國の協同は、支那の主權の維持門戶開放の保存の爲めに貢獻する所少からざるのみならず、かゝる協同により、支那が今日殆んど利用し居らざる財源の開發を促進すること少からずと存じ候。

若し、今日に於ても戰後に於ても、吾が國の新しき國際的地位によりて吾國に課せられたる責任を完全に果さんが爲めには、吾が政府は戰爭によりて齎されたる吾が國の、外交上及び商業上の國際關係の變化を承認する根本の準備をなすこと必要と存せられ候。

二、現在の事情の下にありては、小生等は米國々民をして、如何なる條件附きの、如何なる外國の債券をも買はしむるやう勸誘し得るや否やを頗る疑問と致し居り候。小生等は、借款發行の際に臨み、政府が一般公衆に對し、該借款は政府の提唱によりて發行されたるものなることを說明するに非ざれば、如何なる借款も賣り捌く能はざること確實なりと感ずるものに候。小生等は政府がかゝる聲明をなすに於ては、相當の支那借款を吾國にて引受け得ると思考仕り候。

若し政府に於て前記二箇條の根本條件に同意せらるゝに於ては、小生等は如何なる借款が提議せらるゝとも政府の求めに從ひ、今後詳細の御相談に應じ仕るべく、最も熱心に最も同情的に政府と協同致す所存に候。敬具

ジエー・ピー・モルガン商會

クーン・レーブ商會

ニューヨーク・ナショナル・シチイ銀行代表

エフ・エー・ヴアンダーリップ（頭取）

ニューヨーク・ファースト・ナショナル銀行代表

ジー・エフ・セーピン・ユンル（副頭取）
チェース・ナショナル銀行代表
イー・アール・ケンカー（副頭取）
シカゴ大陸商業信託貯蓄銀行代表
ジョン・レイ・アボット（副頭取）
リー・ヒッギンソン商會
ニューヨーク・ギャランチー・トラスト會社代表
チャーレス・エチ・セーピン（社長）

二、米國々務卿より米國銀行團宛書柬

右は（一）に對する米國々務省の回答（千九百十八年七月九日附）なるが本誌五月號「一」に該當するを以てこゝに省略す。

三、英國外相バルフオア氏より駐英米國大使デーヴイス氏に送れる書柬

千九百十八年八月十四日外務省にて

小生は只今各衆國々務卿と、對支借款の目的を以て新四國團を組織せんとする提議に關係せる若干の米國主要銀行との間に交換されたる親書の全文を「ワシントン」より接受せることを閣下に通告するの光榮を有し候。

帝國政府は米國銀行團が、英、佛、日諸國の銀行團と協力して支那に財政的援助を與へんとする計畫を奬勵せる各衆國政府の決議を歡迎し、且つ現在の國際借款團に代はるべき、新四國團を組織せんとする提議に對し、原則上これに同意するを辭せざるものに候。

然れども帝國政府に送達せられたる往復文書に現れたる若干の點に就いては、政府の見解によれば、米國の提議の範圍を十分に了得する爲めには、更に詳細の說明を要するものと存じ候。

第一に、四國團が支那に借款をなすことの望ましきことは、右の親書が交換せらるゝに先だちワシントンに開かれたる會議に於て決定せられたるものゝ如くに候。而してランシング氏は七月九日附の書柬に於て右の見解を諒とすることを表明し、かゝる借款の目的は支那の國力を強め、支那をして中央「ヨーロッパ」諸國に對する戰爭に於て一層活躍せしめんとするにありと指摘せられ候。

御承知の如く、現在の國際借款團によりて目下考慮中の唯一の對支借款は、幣制改革を目的とする二千萬磅の第二回整理借款或は追加整理借款の發行が計畫され居るのみに候。而して日本銀行團は右に關し、既に二回の前渡金を支那政府に交附致し居り候。米國銀行團は、目下支那政府と商議中なる該借款に加入し、日本銀行團との取極めによりて英佛銀行團の負擔額を立替へんとの意圖なりや或は全然別個の財政的取引をなさんとする目的なりや、右の點不明に候。銀行團と國務省との間に交換されたる往復文書には今回の借款の金額、それより得らるべき收入、及びこれを使用する目的等に就きて何等語るところこれ無く候。

又各衆國政府並に米國銀行團によりて提起されたる計畫

は、四國團によりて既に契約を了せる特殊の對支借款の發行を促進せんとするもののみならず、他の別箇の借款をも同團にて發行する意圖あるやうに察せられ候。故に政府は「ワシントン」駐在帝國大使に對し、合衆國政府の意志は新四國團の活動を、支那政府に對し行政借款をなすのみに限らんとするものなりや、或は新借款團に、支那に於ける產業及び鐵道事業に對する借款をなす權能をも與へんとするものなりやを質問するやう訓令致し置き候處、「ソーチング」卿の回答によれば、同氏は國務省より、目下國務省と銀行團との協定の下に組織中なる米國銀行團の關する限りに於ては產業借款も行政借款と共にこれをなすことゝ國務省は期待せりとの報を得たりとのことに候。

小生は、千九百十三年九月二十六日國際借款團に加入せる英、佛、獨、露及び日本銀行團代表により「パリ」に開かれたる國際銀行團會議の決議に鑑み、今回の四國團の財政的活動の範圍に關する問題は極めて重要なる事項なることを說明せざるべからず。卽ち同會議に於て、六國借款團の協定事項は、今後產業及び鐵道借款には適用すべからざることが全會一致を以て決議せられ候。同會議席上に於て議長より、米國銀行團より接受せる書簡報告せられ候が、同書簡は米國銀行團は六國借款團の活動範圍より產業借款を無條件に除外することに贊成せる旨述べたるものに候ひき帝國政府は、產業借款に關する自由を恢復せんとする日本政府の希望と、英國に於ける銀行團以外の獨立銀行及び商會の强要により千九百十二年の六國協定をこの意味に於て修正する事に餘儀なく同意致したる次第に候。

是等の英國獨立銀行及び商會は帝國政府をして借款團に加入せる英國銀行團のみを支那に於ける產業的企業の投資者として承認し、是等銀行團のみに引續き政府の援助を與ふる事を不可能ならしめ候。事情斯くの如くに候へば閣下は帝國政府、並びに恐らく他の關係列國政府に取りてもこれが產業借款の獨立締結禁止を目的とする限り千九百十二年の六國協定の復活に同意する事の困難なることを解せらるゝならんと存じ候。けだし合衆國政府の意圖は、もとの六國契約を更新して四國契約の形とし、產業借款並びに行政借款の商議に對し、加入各國の一定財團にのみ政府の援助を與へんとする原則の承認を列國政府に求むるものと想像せらるゝ故に候。

米國諸銀行と國務卿との間に交換されたる文書には又、目下各團體員或は各團體の有する借款選擇權を全部支那若しくは四國團に讓渡するの問題が論ぜられ居り候。現在の借款團の範圍に屬するものは支那に對する行政借款のみに候が、本官は右行政借款の關する範圍に於ては、目下個々の團體員の有する選擇權は唯だ一あるのみなることを御知らせゝざるべからず候。卽ちそは英佛二國團の有する幣制改革借款選擇權に候。右は支那が中央ヨーロッパ諸國に對して宣戰を布告する以前には獨逸もこれを有しゐたるものに候。此の幣制改革借款は英佛兩國財團の承認を經て、既に追加整理借款に合同せられ居るものに候故、米國財團が英佛日財團と協同してかゝる借款を發行するに同意せらる

るならば、自然該選擇權がもとの所有者に與へたる利益を米國財團も悉く享有し得らるゝこと、存じ候。

然れども、合衆國政府の意圖が、他の列國政府を勸誘して、新四國團の爲めに、此等財團及び個々の團員の有する產業及び鐵道借款に關する選擇權拋棄に同意するやう上記列國財團を說得せしめんとするにありとせば、本官は、かかる提議は少からぬ困難に遭遇するならんと存じ候。而して、帝國政府は、英國の關係諸銀行と協議して愼重にこれを檢査したる上にあらざれば、これに就き何等の意見をも發表する能はず、況んや此の提議に同意を洩す能はざるものに候。

最後に本官は、國務卿ランシング氏が、米國銀行團の書簡に對する親展の回答に於て、合衆國政府は支那の政治的管理を毀損し、支那共和國の主權を弱めんとするが如き如何なる借款條項及び條件にも反對する旨聲明せられたるに注目致し候。帝國政府の推量する所によれば、國務卿は此の聲明をなすに方りて、支那海關稅收入並に鹽稅を擔保とする借款の場合に存するが如き既に借款の擔保とせられをる稅金の徵集を外國の管理に附せられ居るものを擔保とする借款計畫を米國財團より政府に承認を求め來りたる場合には、合衆國政府は快くこれを受理せずとの意嚮にはあらざりしと存せられ候。これと同じく又帝國政府は、合衆國政府は例へば幣制改革借款の條件の下に、支那に幣制改革を導入するに方り、これを管理せしむる爲め、外國人顧問を任命することは支那の主權を毀損するものとして、これを考慮されざるべしと斷定仕り候。本官は、右問題に關する合衆國政府の明確なる意圖が奈邊に存するやを、貴國政府が帝國政府並に關係列國政府に確言せらるゝに於ては貴國の提議に對し有利なる考慮を拂はしむるに甚だ好都合ならんことを敢て勸告仕り候。

猶今一つ合衆國政府に御通知申し上げ度き點これあり候尤もこれは急を要することにては之れ無く、且つ四國借款團實現の障碍となるが如き憂ひは決して之れ無しと存じ候即ち昨年末英佛露日政府は白耳義銀行團を現存の對支借款團に加入せしむるに同意仕りたることに候。然れども、白耳義の借款團加入は、戰後に於てはじめて効力を生ずることゝ規定致しあり候。

エー、ジエー、バルフオア

四、米國國務省より英國外務省宛覺書

右は千九百十八年十月八日時の國務卿ランシング氏より「ワシントン」駐在英國代理大使の手を經て英國外務省に宛てたる覺書なるが本誌五月號(二)「米國々務卿より駐米日本大使宛書東」中の覺書と同文なるを以て略す。

一九二〇年支那外國貿易

貿易統計

稅關收入

●最近三ヶ年間海關收入比較(單位海關兩)

稅目	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
輸入稅	一六、一六一、一三九	一五、一〇三、四五八	一九、六三一、六九七	二五、一九六、三八六
輸出稅	一六、三八一、六六三	一五、九八八、一四四	一九、八三五、三三三	一七、八七五、八三六
沿岸貿易稅	二、三五一、三四〇	二、二四八、五一三	二、五八二、〇五九	二、四八三、九二八
噸稅	九九四、三三一	八六三、六三三	一、四四三、八九一	一、七九一、七四四
內地(入子口半稅)出口半稅	一、三七三、八五一	一、三一一、〇九一	一、四九〇、三〇四	一、六三六、一三三
阿片釐金	七二一、五〇九	八三二、三三七	一、〇三五、八八六	八三五、八五九
合計	三八、一八九、四二九	三六、二四五、〇四五	四六、〇〇九、一六〇	四九、八二九、八八五

更に之を外國貿易及び內地貿易に分ちて最近十年間を比較すれば左の如し(單位海關兩)

年次	外國貿易	內地貿易	合計	一九一六年	三〇、五六六、〇九三	七、一九八、二八	三七、七六四、三二一
一九一一年	二九、六五六、三九三	六、五三三、四三三	三六、一七九、八二五	一九一七年	三一、二三五、四〇九	七、〇五四、〇二〇	三八、一八九、四二九
一九一二年	三三、三三三、〇八六	七、六一八、五二六	三九、九五〇、六一二	一九一八年	二九、五九九、五〇九	六、七四五、五三六	三六、三四五、〇四五
一九一三年	三六、六五三、三五五	七、三一七、四九八	四三、九六九、八五三	一九一九年	三八、二六三、九八三	七、七四六、一七七	四六、〇〇九、一六〇
一九一四年	三三、一五〇、三五五	六、七六七、一三〇	三八、九一七、五三五	一九二〇年	四三、三六八、一〇一	七、四五一、七八四	四九、八二九、八八五
一九一五年	一九、一四四、五六七	七、五三、一三九	三六、七四七、七〇六				

次に支那土產品輸出稅を外國輸出、支那諸港宛移出に內譯して表示すれば次の如し(單位海關兩)

年次	外國輸出	支那諸港移出
一九一一年	八、一三五、〇三一	四、四八七、七三八
一九一二年	八、五三五、五四九	五、二八三、五九九
一九一三年	九、〇六九、九八三	四、八七八、三三二
一九一四年	八、五三六、二五〇	四、五二一、四二〇
一九一五年	一〇、四〇四、二八三	五、〇三五、四二六
一九一六年	二、七四三、八〇三	四、七八八、八一三
一九一七年	二、六七八、九八三	四、七〇三、六八〇
一九一八年	二、四九一、一〇〇	四、四九七、〇二四
一九一九年	一四、六七一、三〇五	五、一六四、一一八
一九二〇年	二、九〇七、九八〇	四、九六七、八五六

前表に基く昨年度の海關收入を支那各港別として前二年間と比較すれば左の如し。

●最近三年支那海關收入港別表（單位海關兩）

海關	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
愛琿	一六一、六四六	一二八、八九三	一八八、五二六
三姓	八六、七五四	一〇八、三〇四	九二、七六〇
滿洲里	八一、三〇五	一九六、四四三	二四九、三七〇
哈爾賓	三六〇、七二九	二七三、六三九	二九九、二一六
綏芬河	二五四、七六〇	二六二、四七三	二〇三、二九一
琿春	四六	二九、九二〇	一七、六三七
龍井村	八〇、三二六	七二、一七五	五〇、三七三
安東	八九三、七四七	一、二四五、二一六	一、二九、五七七
大東溝	三四三	一、三五五	九〇九
大連	三、五六二、一九六	四、五五六、九二四	四、九〇三、七一五

牛莊	五〇五、四八九	七四七、五二七
秦皇島	二六四、二六八	三六二、四四八
天津	四、〇二八、九二四	五、二〇三、三八六
龍口	四二、四三三	三五、九〇七
芝罘	四四三、四九九	四五二、七五五
膠州	一、四一二、九〇六	一、六六六、九四四
重慶	六〇二、三二九	四〇一、五〇四
萬縣	九八、七二八	六〇、九八八
宜昌	六三、六五五	五三、七九三
沙市	六〇、五八六	五四、一〇三
長沙	三〇四、八六九	一七三、一〇六
岳州	一三八、一三一	一〇〇、三三七
漢口	三、二六一、八三〇	四、二一九、五九九
九江	六〇三、五三〇	六九二、五七七
蕪湖	五八六、九八〇	一、一八三、八三八
南京	二八九、〇一一	七五一、八七〇
鎮工	三四五、八六六	四〇三、六六七
上海	一〇、九〇三、〇四七	一四、二八九、七三七
蘇州	二四七、六六三	三一三、七三七
杭州	三三九、四三五	二六六、七四七
寧波	四〇五、五四五	四二、六一一
溫州	五一、六〇九	六六、二四〇
三都澳	一二四、二三五	一三七、五四一
福州	四四一、一九六	五五七、〇三四
厦門	三四七、八六八	四六六、七〇六

牛莊	七四七、五二七	七二九、九四四
秦皇島	三六二、四四八	四七六、一八七
天津	五、〇三、三八六	五、〇一九、九〇一
龍口	三五、九〇七	三七、〇八九
芝罘	四四三、七五五	四一〇、〇七九
膠州	一、六六六、九四四	一、七六一、二八五
重慶	六〇二、三二九	四〇一、五〇四
萬縣	九八、七二八	六〇、九八八
宜昌	五三、六五五	五三、七九三
沙市	六〇、五八六	五四、一〇三
長沙	三〇四、八六九	一七三、一〇六
岳州	一三八、一三一	一〇〇、三三七
漢口	三、二六一、八三〇	四、二一九、五九九
九江	六〇三、五三〇	六九二、五七七
蕪湖	五八六、九八〇	一、一八三、八三八
南京	二八九、〇一一	七五一、八七〇
鎮工	三四五、八六六	四〇三、六六七
上海	一〇、九〇三、〇四七	一四、二八九、七三七
蘇州	二四七、六六三	三一三、七三七
杭州	三三九、四三五	二六六、七四七
寧波	四〇五、五四五	四二、六一一
溫州	五一、六〇九	六六、二四〇
三都澳	一二四、二三五	一三七、五四一
福州	四四一、一九六	五五七、〇三四
厦門	三四七、八六八	四六六、七〇六

汕頭	九、一六四、四一	一、一〇九、八九	蕪湖	七六二、五七	一、〇四三、四三	九九二、六二
廣東	二、二八〇、九四一	二、三五二、二八	上海	二三三、四〇〇	二五六、九五	二九二、四二
九龍	二二六、九四	二三五、六二八	寧波	二三一、〇六	二二一、一五	一六、二五
同鐵道	七九、四一九	八八、九四	溫州	五一、五七八	五〇、〇六	四八、一二
北鐵	一三三、八一四	一四三、五九	三都澳	八三、四三九	九一、〇五	九〇、〇五
江門	一三四、九七	一三五、四五	福州	二三七、八四七	三三四、一二六	二四四、六二五
三水	一八、五四一	一八、八六八	厦門	一三〇、七一	四四、七二九	一〇一、九一
梧州	四七一、〇一三	四九七、七一三	汕頭	五三三、七九二	一三一、七一九	一三六、四八一
南寧	一二八、三一八	一三四、三八九	廣東	一三〇、五七五	三九九、六四五	二六四、一七五
瓊州	一一八、二四九	一五五、七五六	江門	一六八、六八五	七三、八五	六八、六九一
北海	七三、五四三	一〇〇、一四四	梧州	九五、〇三〇	一四八、〇五〇	一三三、五七八
龍州	四、七八八	三、八四〇	瓊州	四、六七三	三、五一八	三一、八三四
蒙自	四〇一、三六八	四一四、三一	北海	四八六、〇八六	一三、七三	一〇、六四五
思茅	四、八五四	四、六四三	合計	一〇、七五五	四、四九三、七八	四、三八五、五三五
騰越	六三、四九六	八五、四七一		九九、六八五		
合計	三六、三四五、〇四五	四六、〇〇九、一六〇		九九、八一九、八八五		

（兩以下四捨五入）

●常關收入（單位海關兩）

常關	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
牛莊	一二五、八八三	八七、六〇九	九九、〇七七
天津	一、一三一、九三一	一、二九八、九八六	一、一九四、八四一
芝罘	八八、〇一六	九〇、七四四	八七、一三五
宜昌	三九、一一六	五三、一四八	三四、四六七
沙市	八、一七	一二、〇九九	一七、一四三
九江	三四三、七九三	四三一、七〇六	四三四、一三八

●支那對外貿易國別額對照表（單位海關兩）

		一九一八年	一九一九年	一九二〇年
香港	輸入	一六三、一九一、八一六	一五二、六三一、五四四	一五九、三一三、三五五
	輸出	一六、九八〇、〇三一	一三一、四四四、二九六	一五六、四六三、〇四三
	計	三七八、一七九、八三七	二八五、二六、八四〇	二九五、七七五、三七八
澳門	入	四、二四四、九四三	五、〇五三、四二六	九、八三八、七九四
	出	四、五三七、七一六	四、七四四、二〇六	四、七三六、八二〇
	計	八、八一三、七〇九	九、七七七、六三三	一四、五七五、六一三

安南	入	二、七九、二八一	二、八七九、九二七	二、七五〇、一〇四	瑞典	入	九、八六八		五七三、九二八	二、七八、二九四	葡國	入											
	出	一、五九三、五〇四	一、七八六、一八九	二、六四五、四九五		出			一、四八八、八四八	六二三、五六一		出											
	計	四、三五三、七八五	四、六六六、一六	大、三九五、五九五		計	九、八六八		二、〇六一、七七	二、三九〇、八五五		計											
暹羅	入	三九五、五六〇	四三一、〇六〇	一九、一六四	丁抹	入	五九八、五一三	一九三	一八三、五四四	六三三	西班牙	入	二、六一〇	一八、四五一	三、三〇五	一八、九四〇							
	出	一、九七三、〇三〇	二、七四三、一三七	二、六六二、七一五		出	五九八、七〇四	三六八	三、四〇四、一六三	三、八二、二六六		出	二、七一〇	一、八四五	四、七〇〇	四五、一四四							
	計	二、三六七、三六〇	二、七四二、一三七	二、八四一、八七九		計	五九八、七〇四	三六八	三、四〇四、一六三	三、四四一、一六六		計	二、七一〇	一、八四五	四、七〇〇	六四、一四四							
新嘉坡	入	一〇、三三一、五四四	一〇、一一五、六五六	七、八〇三、〇八三	獨逸	入					佛國	入	一、五六八、八五八	三、五七、九八九	四、八七八、五一九	一、九四、〇四七							
	出	六、四〇〇、五二三	一一、一五〇、七九三	八、六五、八九五		出						出	三〇、四五九、六七七	三四、二八五、九八九	二一、〇一六、四四四	六二三、五六一							
	計	一六、七三一、〇六六	二一、三六三、四四八	一〇、五六五、二〇三		計						計	三三、〇三八、三五五	三七、八四四、九八七	二四、九八四、九五五	三、三〇五							
蘭印度	入	八、五六四、八九七	六、八六四、三一六	一、七九、一六四	和蘭	入	一、一一〇		一一一、〇三〇	三、七五七、三八三	西班牙	入	二、六一〇	一八、四五一	三、三〇五	一八、九四〇							
	出	三、五九三、〇〇六	三、〇七三、三七七	六、六六二、七一五		出	三四		一〇、五六五、一三七	四五、一四四		出	二、七一〇	一、八四五	四、七〇〇	六四、一四四							
	計	一二、一五六、九〇三	九、九三六、六九三	一七九、一六四		計	一、一四四		一一一、〇三〇	四五、一四四		計	二、七一〇	一、八四五	四、七〇〇	六四、一四四							
英領印度	入	六、〇三七、八九三	八、七五八、二五一	三、四九四、〇九九	白耳義	入					葡國	入											
	出	一四、〇三六、七八八	三六、五八〇、一一八	四一、二五三、三一〇		出						出											
	計	一四、〇三六、七八八	三六、五八〇、一一八	四一、二五三、三一〇		計						計											
土、波、埃等	入	三、〇四七、八五二	一〇、五七、一四九	一七、四七、六六二	丁抹	入	五九八、七〇四	三六八	三、四〇四、一六三	三、四四一、一六六	瑞典	入	九、八六八		五七三、九二八	二、七八、二九四							
	出	三、四三七、九一五	二、二四七、八七七	一八、二五四、三一二		出						出			一、四八八、八四八	六二三、五六一							
	計	六、四八五、〇六八	三、二五四、二五九	三五、九一八、九七五		計	五九八、七〇四	三六八	三、四〇四、一六三	三、四四一、一六六		計	九、八六八		二、〇六一、七七	二、三九〇、八五五							
英國	入	四九、八九〇、二九五	三、三一、七九、九五三	一、六四五、九二七	和蘭	入	一、一一〇		一一一、〇三〇	三、七五七、三八三	獨逸	入											
	出	三五、二六四、五八九	五七、一八六、二四三	一七、五三四、四八八		出	三四		一〇、五六五、一三七	四五、一四四		出											
	計	七五、一五四、八八三	三一、四七八、四八一	一七、五三四、四八八		計	一、一四四		一一一、〇三〇	四五、一四四		計											
暹羅	入	八	三四、〇六八	一、六四五、九二七	白耳義	入					和蘭	入	一、一一〇		一一一、〇三〇	三、七五七、三八三							
	出	九三	一八三、二五	四〇三、七〇〇		出						出	三四		一〇、五六五、一三七	四五、一四四							
	計	一〇一	四九六、三四二	二、〇四九、六二七		計						計	一、一四四		一一一、〇三〇	四五、一四四							
威海衛	入				丁抹	入					白耳義	入											
	出					出						出											
	計					計						計											

	入	出	計
墨西哥	一三、六六三	三、四八一、九三〇	三、四九五、五九三
	三七	六〇、九八〇	六〇、一七〇
	一三、七〇〇	三、五四三、九一〇	三、五五七、六一〇
伊太利	九、六三四、七八〇	五、五一八、三九八	一五、一五二、一七八
	九、九九一、四三四	五、八六〇、三三一	一五、八五一、七六五
埃及國	一五、八三八	一、〇三一、七三三	一、〇四七、五七一
	二一、一三八	一、〇三一、七三三	一、〇五三、八七一
	一五、八五六	—	—
露國（歐）	一三、七三四	一三、一九	一三、一八八
	公三	三四、四一三	三四、四五六
	一三、八一七	四七、六二三	四七、八四〇
同（シベリヤ）	一、四三四、一〇六	一、七二四、六〇三	三、一五九、七〇九
	一、九七三、三五七	五、五一六、五一七	七、四九〇、八七四
	三、四〇六、四六三	七、七四一、一三〇	一〇、一四七、五九三
同（アムール）	一六五、〇〇八	九五、二八一	二六〇、二八九
	一、五九三、二三七	三、〇九九、一六三	四、六九二、四〇〇
	一、八五八、二三五	三、一九四、五四四	五、〇五三、七七九
同（太平洋）	四、六七六、八三〇	一三、三三八、三五一	一八、〇一四、一八一
	二一、〇三七、六六二	一二、六七一、三三五	一四、七〇八、〇〇七
	一五、七二四、四九二	二四、八九九、五八八	三八、六二三、五八〇
朝鮮	一〇、四五七、二三三	九、四一三、四五〇	一九、八七一、六八三
	一三、六五五、四〇一	二三、六七一、九五四	三六、三二六、三五五
	二四、一四三、六三三	三三、〇四九、四〇五	五七、一九二、九三八

	入	出	計
日本	三三八、八五八、五七八	二四六、九四〇、九九七	五八五、八九九、五七五
	一六五、五九四、〇九三	一九五、〇〇六、〇三三	三六一、五九九、〇九六
	四〇三、三五三、六七〇	四四一、九四七、〇三九	八四五、八九六、七〇九
比律賓	三、一九五、五三四	二、五四七、九二一	五、七四二、四五五
	二、一五三、三三七	一、九九〇、二五四	四、一四三、九九一
	五、三四六、七五一	四、五五八、一六五	九、九〇一、九一六
加奈陀	一〇、三五五、五六二	一八、八七七、八六六	二九、二三二、一〇〇
	四、一〇五、六一五	四、一八一、〇三三	八、二八六、六四八
	一四、四六一、一七七	三二、〇六八、八九九	四六、五三〇、〇七六
米國	五八、六六〇、〇四四	二一〇、三六六、七〇六	一四三、一九八、九五〇
	七七、一三四、二〇五	一〇一、一八八、六七七	六七、一一一、四五一
	一三五、八三〇、二四九	三一一、三五五、三八三	二一〇、三一〇、四一五
墨國	四六	八六七	二、〇八一
中米	四七	四、〇五三	六、五五〇
	九三	四、九二九	八、六三一
南米	一五	一〇、四九三	一〇、五〇八
	二〇二、五八九	一八六、〇二一	二五七、三七三
	二〇二、六〇四	一九六、五一四	三九七、三三八
濠洲	九五六、五四五	六三三、七八三	一、〇〇五、二三六
	一、三四〇、九五一	七三三、四四八	一、四七三、八〇〇
	二、二九七、四九六	一、三六七、二三〇	二、四七九、〇二六
南阿	七、四六四	—	七、四六四
	二一七、八五八	四九、九〇七	一六〇、一二六
	一二五、三二三	四九、九〇七	一七〇、四〇八

總輸入　五七七、六四三、八〇三　六七九、五二九、五三三　七九九、九六〇、二〇六
外國再輸出　三三、七五〇、七二一　一三三、五三一、八六二　三七、七〇九、九五六
純計　入　五五四、八九三、〇八二　六四六、九九七、六八一　七六三、二五〇、三三〇
純計　出　四八五、八八三、〇三一　六三〇、八〇九、四二一　五四一、六三一、三〇〇
純計　一、〇四〇、七六、一一三　一、三七、八〇七、〇九三　一、三〇三、八八一、五三〇

備考　右の內香港より輸入及香港への輸出は勿論同地を單に中繼港とせるに過ぎずして輸入品の原仕出地は英國、歐大陸、米國、日本、濠洲、印度、海峽殖民地其他及び支那諸港にして香港への輸出も亦同地より更に此等諸國へ再輸出せらるゝものなり、又右表の中、西班牙にはジブラルタルを、日本には臺灣を、米國には布哇を、墨西哥及中米には巴奈馬を、濠洲には新西蘭土其他を、南阿にはモーリシアスを含むものとす。

港別貿易

更に右昨年の貿易を支那各港に就て前年と比較し次で貿易品の消長に及ばんとす。

●支那各港對外直貿易額（單位海關兩）

港別	一九一九年	一九二〇年
愛輯	八〇二、一九	三、三八九、七二六
三姓	一、六七八、五三	五七二、五二六
滿洲里	六、八二八、〇八〇	七、五九一、六九九
哈爾賓	七〇三、四六七	五七三、四三八
綏芬河	二七、八三三、八五	一〇、一九三、二五三
琿春	一、〇八七、三四	一七一、九一八
龍井村	三、三二五、三七八	二、二四二、〇二一
安東	五二、五一七、九四七	五三、八一二、四一〇
大東溝	四一、四六三	八、九三八
大連	一九八、〇九〇、八五六	一八二、三六三、六三二
牛莊	一六、五七三、四八四	一〇、三二四、四〇四
秦皇島	六、九一八、七六八	七、一〇六、六七〇
天津	九四、四〇九、二五八	八八、一〇〇、二二四
龍口	二八九、四一九	二三四、二七三
芝罘	九、九三一、二八九	一三、六五四、一八七
膠州	四三、〇〇三、五一六	四〇、〇二一、〇八二
重慶	一、〇〇五、九四	七一七、八〇七
萬縣	二〇、五一三	三五、三一〇
宜昌	二八八、〇五六	五四二、四四二
沙市	三三七、六三三	四四三、八八九
長沙	三、五六八、三二八	一、八八七、五七一
岳州	三、〇九七	八、四〇三
漢口	五二、九四六、三三〇	五四四、二五九、二〇九
九江	一、五〇九、二四一	二、一二八、八五二
蕪湖	三、三六一、二三五	二、九五七、二九二
南京	九、八八〇、〇八五	二、〇九九、七八二
鎮江	四、二四〇、八九四	五、九〇一、五六六
上海	五二一、四二九、八三三	五七七、七二二、九三八
蘇州	四九、九四五	四三、〇二四
杭州	一四六、四七六	七八、一三五
寧波	一、一三〇、一〇一	三、一三三、三四五

温州	二八、一六四	七、六五五	
三都澳	三三、九五	—	
福州	一〇、一〇一、五九四	八、七七七、四六〇	
厦門	一一、一四四、三六七	一一、六七五、八五八	
汕頭	二六、五〇八、五一五	二五、二九一、八六五	
廣東	九四、七九七、九七一	九一、七三一、〇九九	
九龍	三六、九九一、三八五	三五、三一五、四八六	
同鐵道	二、七四四、二九三	四、二四〇、二四八	
拱北	一五、一〇四、〇六八	一七、七八九、八〇七	
江門	四、三三一、六五七	六、五六九、七三七	
三水	二、九六八、四七八	二、九九七、四六八	
梧州	一六、八六〇、〇六四	一七、七五三、四六四	
南寧	二、五七二、六四三	二、四四五、六〇九	
瓊州	五、一三六、五三三	五、二一一、七九五	
北海	五、七六七、五〇七	四、〇五三、五五一	
龍州	八二、六一九	八八、七三三	
葉自	一八、四二三、四四五	二一、八七五、九四	
恩茅	三三、三三四	三四六、九七〇	
騰越	五、五三四、六四六	五、六四七、八四〇	
總計	一、三二〇、三三八、九五五	一、三四一、五九一、五〇一	
外國へ再輸出	三三、五三一、八六二	三七、七〇九、九七六	
統計	一、二七七、八〇七、〇九三	一、三〇三、八八一、五二〇	

輸入貿易

重要商品支那總輸入額

●綿製品

品名	單位	一九一九年	一九二〇年
生金巾平織（米）	反	八八、一四六	二六、〇三五
同（英）	同	一、四四八、一六五	一、六四六、五六三
同（日）	同	二、〇九三、四四八	一、四八一、〇六九
同（其他）	同	—	五、七五一
生粗布同（米）	同	四五六、七六九	四七九、〇六六
同（英）	同	九三、六〇一	一四、四〇六
同（日）	同	一、九五九、六八三	一、九五三、五六六
同（其他）	同	—	三八〇
白金巾平織（英）	同	二、五二一、二五五	二、九二六、三五二
同（其他）	同	一、二六〇、〇三三	六六六、四一八
同紋織	同	二四一、二五二	一三〇、八五五
同アイリッシ	同	九、二七五	一六、八二一
綾木綿（米）	同	八四一、一九〇	三七、七三五
綾木綿（英）	同	二八、四三七	二八、七二四
同（日）	同	一、〇三五、三〇三	四三五、〇八八
同（其他）	同	—	四、一二六
細綾木綿（米）	同	一三、三一一	二〇、七〇三
同（英）	同	三四〇、五二五	六二五、一九二
同（日）	同	一、四六三、八七四	一、七二一、六四四
同（其他）	同	—	二九、九〇八
天竺三二吋（英）	同	一〇七、三八一	一三七、三九一
同同（日）	同	一、〇一〇、三六一	七六八、一七六
同同（其他）	同	三、一〇八	一四、四〇七

同	三六吋(英)	反	一七、六七七	三四、七〇七	同	綾紹	反	八三、九九八	一〇四、五四四
同	同　(其他)	同	八〇、一〇六	二九、五三五	金巾	無地染	同	一〇六、一一〇	一四四、七二一
晒天竺三二吋四〇碼		同	一八五、四四四	二八、六六五	同	香港染	同	五四、三三	五七、六〇〇
白、染又は捺染十二碼物		同	一三三、一一〇	九〇、九五〇	綿大幅ネル六四吋		同	四、九五七	八、七八八
同	三〇碼物	同	四七、四一五	一四八、九七七	綿竪絣、染色又は捺染同			六三、四五九	五六、五三五
同	四〇碼物	同	一三三、二七一	二六九、三五五	同	絲染	同	一三、五〇一	四五、四四四
及バール(白染、又は捺染)同			七五、六七一	八〇、八八二	同	同　(日本)	同	五六、六四四	六七、九八五
模様モスリン		碼	二七、一六三	一三、一三三	絲染綿布		碼	一六、三六、〇四七	九、五三三、四四一
及トレ(各種)		同	一、六四一、〇九五	一、八五〇、〇一七	綿布		同	四七七、七六七	二一八、八六八
綿更紗　平織		反	一、七四一、三〇三	一、五九四、八五一	日本綿縮		同	四、一九七、九七五	四〇九、七五〇
同	同　(雲圖)	同	三、三二一	三〇、七〇一	同　木綿		同	九八、五四七、〇八三	九八、四五八、〇三一
捺染各種綾綿布		同	九、九五三	二七、七六八	支那土布		擔	六、八三〇	八、一二九
同　縮布		同	三五、五九六	三二、一三二	天鵝絨		碼	一、〇三六、八七二	一、六四二、三六一
同　(其他)		同	一、一五三、六六九	六一三、六八六	綿毛布		枚	四七、六〇五	六八七
絣綿布及染天竺		同	六〇一、八五五	九八〇、三三四	同　(日本)		同	五八五、〇七六	三三一、六三三
黒堅染平織綿縐子		同	二九一、九八七	三三〇、二八一	同		擔	二七三	二、五一〇
同　綿綾縐子		同	一七四、七一三	一四九、五九〇	同　(日本)		同	五〇五	一、九七六
同　綿綾紹		同	二七九、一三八	四四五、一〇三	ハンカチーフ		打	七四五、四六〇	九三八、三九〇
着色綿縐子		同	二六六、六五五	一七七、二六七	同		同	七八二、八一一	五三二、五七三
同　綿綾縐子		同	—	—	同　(日本)		同	—	三四一、八一三
同　ポプリン		同	二七四、四五五	四九八、六四七	同		擔	—	八四七
同　綾紹		同	一、一三、九三八	一、四七七、七三一	同	(日本)	同	—	二、一五九
紋織染綿縐子		同	九九、六四四	三四四、八一一	タオル		担	八〇、四七八	六九、三三三
同　綿綾縐子		同	九、九三六	四七、二三一	其他綿製品		碼	—	八、四六八、五九四
同　ポプリン		同	二六六、四九六	三二〇、〇五三	綿絲　(英國)		擔	三、五三三	五、一八七

綿絲	（香港）	噸	六六	一五、二六五	
同	（印度）	同	二九八	三一五	
同	（日本）	同	八三八、一二三	六六一、六三二	
同	（其他）	同	五三〇、九一七	六二一、三四九	
同瓦斯絲又は染絲		同	二五、八四四	一四、六七三	
綿縫絲 球捲		同	三〇、三三	三四、三四六	
同	同（日本）	同	七四〇	一、三三九	
カタン絲		同	四、四二六	一、〇〇九	
同	（卷）	同	六五四、八五〇	六九〇、四〇三	
總製品價格純計		海關兩	二〇九、七六、三二七	二四六、八三、四二九	
●毛綿交物					
アルパカ、ラス、ムーオールレアン		碼	三四五、九六八	六二、四五三	
毛布及ラッグ		封度	一四四、〇七七	一二七、一八八	
服地		碼	一、二〇八、六〇六	二、三八〇、四九九	
ユニ及ボンバ織オン		同	八七、四八〇	一六九、三五二	
交織繻子		同	一九四、六五二	二七九、七二五	
同 金巾		同	二一〇、二七一	二〇六、七五六	
其他毛綿交織		同	六六一、三七二	六三七、〇七七	
純輸入合計		海關兩	三、八二一、九三五	五、七五五、五七三	
●毛織物					
毛布及ラッグ		封度	一五三、七五	二七四、六六八	
中幅、大幅、普幅及クルシアン		碼	三三、六三〇	七、九五〇	
呉呂及旗地		反	二一、二四七	五、四七五	
服地		碼	六六九、八九三	九二三、九六六	
フランネル		疋	三一、七〇五	四七、六〇七	
綿絹		反	四、四三四	五、三六九	
羅紗伊多		同	五、七四七	一二、三六三	
大幅ネル		碼	一六、九四一	一六、三九四	
其他毛織物		同	三五五、一九四	三二、四四九	
毛絲		磅	三、五九六	六、四四三	
毛織物合計		海關兩	三、六二四、〇三五	四、七九〇、五二三	
●雜織物					
麻及綿帆布		碼	二、一六三、五八三	二、三四七、三九七	
麻袋布		同	六、三三六、八七三	三八三、三三五	
麻布及棉麻交織		同	五、〇六八	二〇、三三五	
ブンド及ヴェルヴェット		斤	一六八、五二〇	一五三、六六七	
絹織物		同	二四、八二四	一二、五一四	
同 交織		同	一五〇、〇四九	九五、五〇九	
人造絹織物		碼	三五二、八四四	三二八、八六	
人造皮、絹、毛又は綿布同		同	二九八、九〇九	四二五、五六四	
裝飾家具布		同	四五四、四四一	四四四、一六六	
其他雜織物		兩	六二、三九一	八三、一二五	
雜織物計		海關兩	六、七五、一八九	五、七六九、八九一	
●金屬					
アルミユーム		担	三五五	五一	
同 製品		同	一、七五九	一、〇三八	
眞鍮（棒、線、板）		同	二七、一八〇	四四、六三六	
同 （其他）		兩	—	二九七、一二一	
銅（棒、板、釘、線）		担	三九、八四四	三五、四九七	
同ボルト及ナット		同	三二七、七九九	四一六、六九八	

| | | |

牛酪	担	七、三五〇	一〇、五七四	薬品（コカ及ヒドルを含む）	両	五、四七〇、〇四一	六、七九〇、二三〇				
鈕釦 眞鍮及ファンシー	グロス	一、五九九、八九〇	七〇六、〇四四	コンデンスミルク	打	四〇三、三二六	八九、五三三				
蠟燭（各種）	担	八二、三六三	六四、八六一	糖蜜	噸	三三、一〇五	三六、〇六八				
ステアリン	同	八、八七四	三三、〇八九	椎茸	同	一四、〇九四	一一、三九八				
セルロイド	両	一二六、一四九	五四、三四七	石油（亞米利加）	ガロン	一五七、二九三、五二五	一四〇、六九〇、五四七				
セメント	担	一、五二五、一八九	一、七五一、八五四	同（ボルネオ）	同	六、四〇一、四七三	九、五〇八、八八二				
米	同	一、八〇九、七四九	一、一五一、七五二	同（日本）	同	六五一、〇七五	三、四四、五六五				
木炭	同	六〇、九四一	四九、四三九	同（露西亞）	同	—	九四三、四四三				
陶磁器（化學製品（マッチ原料、藥品及ソーダを除く）	両	一、五九七、九四九	二、二九一、一〇三	同（スマトラ）	同	三三、六一二、四七三	三七、三一四、四六九				
紙巻煙製作材料	同	一、二八七、〇三〇	九五三、二一七	同（其他）	同	一、四四〇、三三九	七五六、六三四				
紙巻煙草	同	一、一八七、二一八	一、七四〇、〇五三	機械油	同	五、九一五、四三五	五、七七八、五三三				
葉巻煙草	同	三〇、九六三、四四九	三、〇三九、五八五	植物油	ガロン	九三四、二一六	八二八、九二七				
掛及懐中時計	同	八七一、一九一	七八六、六九九	紙（板紙を含む）	両	九、三五九、八九四	一三、一〇二、一一六				
衣服帽子類	同	一、一五三、〇一四	一、二〇〇、三三五	胡椒（白及黒）	擔	一、三九三、三三三	一、七〇四、三四四				
石炭	同	五、七七八、六九七	—	寫眞材料	両	五六〇、七三一	八二六、五三四				
噸	一、一七二、八三三	一、二五四、五三一	印刷及石版材料	両	六〇一、〇七一	九一二、五六〇					
棉花	担	三三九、〇〇三	六七八、二九七	鐵道枕木	本	一、五二一、七〇六	一、八〇九、一二六				
染料 栲皮	同	一七七、六〇八	三三八、四七四	其他鐵道材料	両	二、〇二六、三三〇	一、八〇一、〇六七				
同 人造藍	同	一八、七九五	一五五、六四一	燐	擔	三四、一三九	三〇、一二五				
同 植物藍	同	八七、六九九	五八、四六七	白檀	同	一五九、一六九	一九四、三七九				
同 蘇木	同	八〇、八〇〇	六九、〇一七	海藻及石花菜	同	四三四、七一三	五六、七六六				
同 銀朱	同	三、六四七	四、〇〇八	各種々子	同	五六、二六八	九一、〇〇〇				
同其他染料顔料	同	一三一、一四三	一三八、〇一三	毛皮	枚	一、九三九、五一七	八七四、六六一				
同ペイント及ワニス油	同	一三四、三四四	一六三、六〇五	石鹸及製造原料	両	三、三九九、四三六	三、一五四、六八六				
各種菓	同	—	四、七一五、九三四	曹達	擔	八七九、四六一	七三七、五九五				

酒精	ガロン	一、〇五八、六一七	同	二、〇六、四五七	二、二九八、八七二
文房具	兩	一、四三一、六六九	擔	六、〇〇〇	三四〇、八三三
砂糖（赤）	擔	一、三三九、〇八五	兩	一八、六二九、五〇六	一、八〇二、四八五
同（白）	同	六四一、八七五	同	四七、九九七、六八一	七六二、二五〇、三三〇
同（精製）	同	二、九八一、二四三	同	六四七、九九七、六八一	七六二、二五〇、三三〇
同（氷）	同	三三五、六七三	同	一二、三一九、三二九	三、〇五五、三五五
甘蔗（印度及錫蘭）	同	一七四、三四九	同	三五三、〇六六	三四、〇六六、〇六〇
茶（日本（臺灣））	同	三、〇五八	同	四三、六六九	一一、六六九、〇九〇
同（爪哇）	同	二三、〇五一	同	八、七四	二三
同（其他）	同	一九、五五七	同	三五、七〇四	一〇、五〇二、〇四〇
電信及電話材料	兩	一五、五一四	兩	一、八四四、一三一	四三七、三五五、五〇六
木材（硬）	立方呎	九一四、一三五	同	八六五、七二七	二〇六、四一二、九四〇
同（軟）	平方呎	二、八七九、二三四	同	三八、〇五一、四二三	九、一五三、八五〇
葉煙草	兩	一〇〇三五、二四七	同	二三、九二四、八五四	五、六一四、二四〇
化粧用品	同	五、三五〇、九九一	同	六四八、八二五	一五四、七九〇
玩具	同	六七〇、五八一	同	五七六、三九七	四三、〇二六
洋傘（歐米品）	本	五七七、六九五	同	一五八、六五五	九、三一一
同（日本）	同	二〇七、二三六	同	四八、八八七	六七、七二七
同（其他）	同	二、二七、九一三	同	九六、九九九	二二、九五一
其他車輛	同	一八二、七〇五	同	一四八、〇八二	六九、六四四
清涼飲料水	兩	五二〇、四六九	同	一、五二三、四三六	一六〇、八一五
パラフィン蠟	擔	二〇五、三六二	同	三二五、四一二	七五、三四一
麥酒	兩	一〇九、二七二	同	一五八、八一八	三三、三四八
燒酒	兩	九二八、五九一	同	一、〇一四、二八三	三、〇六五、三六五
	兩	一、〇六四、四七一	同	一、五〇六、五三〇	一二、二九二、四〇七

葡萄酒	同	二、〇六、四五七	同	二、二九八、八七二	
ポルプ	擔	六、〇〇〇	擔	三四〇、八三三	
木材（前記以外）	兩	一八、六二九、五〇六	兩	一、八〇二、四八五	
雜貨合計（純輸入）	海關兩	三六六、八四四、七九四	海關兩	四三七、三五五、五〇六	
輸入總計（純輸入）	同	四七、九九七、六八一	同	七六二、二五〇、三三〇	

備考　右總計中には民船（ジャンク）にて外國より輸入せられたるものを含まざるものなり、而して民船にて外國より輸入せられたるもの左の如し。

一九一九年	四二八、五七〇	海關兩
一九二〇年	二六九、〇九〇	同

輸出貿易

●支那重要產品外國輸出額

品名	單位	一九一九年	一九二〇年
生金巾	反	一四、七九〇	一五、〇一〇
粗布	同	一六、八七〇	四三、〇二六
綾木綿	同	一〇、三三八	九、三一一
土布	擔	四五、一三三	六七、七二七
模樣綿布	反	五〇七、六六七	二二、九五一
綿絲	擔	六七、二〇三	六九、六四四
銻（鈹及硫化）	同	一〇三、六五一	一六〇、八一五
同礦石	同	三五、三〇六	七五、三四一
錠及型銅	同	九、一五三	三三、三四八
鉄鐵	同	三、七一〇、三三一	三、〇六五、三六五
鐵礦石	同	一〇、五八九、三七五	一二、二九二、四〇七

錫(型)	擔	一三八、六八八	一四六、〇三五	一八九、九四〇	卵(鮮及鹹)	千個	三六二、二〇三	三四六、四三一	六四六、七〇〇						
亞鉛	同	一五、〇一七	一、八〇四	一、六二九	同氷凍	擔	七六、六八五	一八八、二〇六	三三三、六一三						
同礦石	同	一五七、八六〇	三四	一五〇、七二九	鷄及鴨羽毛	兩	一、四八四、八五七	一、〇二一、九六八	一、〇三四、三三八						
生牛	頭	八六、五六五	三四、五五三	五七、七〇四	大麻	擔	八〇、九一三	一〇一、一九六	一二三、七五八						
生豚	同	二七六、八四八	二〇三、七一四	二九七、五四九	黄麻	同	一〇五、四〇四	七九、五一三	三〇、〇五三						
家禽	羽	二、七七九、五四三	二、九四七、四三五	三、二九〇、六一三	ラミー	同	一七一、一二六	二一〇、九四一	一八七、〇二〇						
竹及竹器	兩	九四二、三六一	九三五、四九〇	一、一〇五、〇八八	麥粉	同	一一九、四五一	二、六四四、二七一	三、九六〇、七七九						
豆粕	擔	一一、八一八、四四三	一〇、七二四、七六九	一八、九九八、九〇三	穀類	同	一〇、六六五	八、三三三	八、〇九〇						
豆類	同	一〇、三三三、九五九	一九、七四三	三三、一一四	蒜	同	二六三、五九〇	一四二、七九〇	二〇三、七五一						
獸骨	同	一、〇二七、三九六	一、六八七、二四〇	一、七九一、一三一	夏布(麻)	兩	一、五六六、三〇五	二六、二七六	二五、九〇〇						
煉瓦類	兩	四二四、一五九	五九〇、四五二	四七三、二五三	落花生粕	擔	—	三一、一三一	三〇一、三一九						
猪毛	擔	五一、七一五	五一、六三一	五八、八五三	落花生(殻付)同	同	一、〇五四、三八七	一三七、三八九	一〇九、二九七						
樟腦	同	一、八五七	三三、〇九三	二九、九九七	同(無殻)	同	八七、〇五九	一六四、八八〇	一、一五八、四八八						
桂皮	同	一〇〇、七六八	一二四、八八七	七〇、一三六	石膏	同	八三、四九九	六九、〇七八	八七、四〇一						
セメント	同	—	一七〇、一三三	一七三、七九二	馬毛	兩	四四〇、九八九	一三、六三五	一三、〇四五						
玉蜀黍	同	五五、六二一	七二〇、五三一	二八七、九九五	人髪	同	一、〇五八、三七五	六三八、一九一	五八〇、八七七						
蜀黍及高粱	同	一、六八二、一八七	三、三二一、七四三	二、九五四、三一九	水藍	擔	二一、一〇〇	一〇四、〇〇四	七三、七一八						
小麥	同	一、八四八、〇七一	四、四五三、四七一	八、四三一、五二〇	腸	兩	四五八、四三七	九一六、七一六	九九三、三七三						
磁器	兩	一、一六〇、六九一	三、七八〇、二五五	四、九三三、一五七	ラード	擔	七五、五八六	三一七、五二〇	一九五、八六〇						
紙卷煙草	同	三六四、九八一	六、四五八、三〇三	八、六六七、五一五	精革	同	五九三、二八〇	八四八、九七四	一、一四四、〇五〇						
石炭	噸	一、四八九、一八三	一、四七八、四三三	一、九七〇、一八七	乾荔枝	同	三七七、七五六	六四、四〇四	九六三、八七四						
コークス	同	—	三八、五一〇	一九、一〇三	甘草	同	三三六、四四四	二、二八五、一一四	一、六三五、三三七						
棉花	擔	七三八、八一三	一、〇七三、〇四〇	三六、三三〇	席	同	一、七八六、八七一	一、八六八、九五五	二、三五三、一八二						
蚕白蚕黄	同	一五五、九七二	六〇六、一八二	四三、三〇三	地席	同	二、〇五一、七九九	一、〇三九、八三八	一、六一四、五一一						
					牛、羊、豚肉	兩	一、七四二、三五一	三、八四九、六六七	三、二七四、三九一						

乾肉鹹肉	兩	七二七、八三六	三、八一一、三六七	八七八、〇一三	西瓜種	同	五三、二四九	五三、一一七	一三、一一三
藥材	同	三、四一七、九七四	三、四〇四、五六三	三、七三一、七五九	菜種	同	六一六、六九一	七二六、一一七	三三六、八九三
五倍子	同	一、〇七〇、四〇九	七五三、八三八	九四一、〇七四	胡麻	同	二、〇三四、六四七	二、八三八、五〇四	二、〇五六、二四〇
豆油	擔	四九一、八二七	二、三六一、六三五	一、七二三、一〇四	其他種子	同	五四一、二八六	五四一、二八六	六八八、〇五七
棉實油	同	六六、四八四	一九二、九三五	九〇、三四七	菜種粕	同	三七〇、七七三	五三六、六一三	三一四、八九七
落花生油	同	二五六、五七三	一、三三四、一七三	八二六、二七七	胡麻粕	同	五、二七二	三〇八	一三、七一五
菜種油	同	三六	三、五一二	一八四	其他粕	同	九三七、〇〇〇	一、二六四、二三〇	八四〇、七六四
胡麻油	同	八、五三六	三七、七五五	三、七二八	生絲（白）	同	一〇〇、五二二	一〇四、六六七	六五、五八〇
茶油	同	七、〇〇三	五六、九七六	二四、六三八	同（黃）	同	一八、八三二	一八、六六九	一六、九五〇
桐油	同	四六三、六四七	六一三、四五五	五四〇、七一六	柞蠶絲	同	二九、六六二	三三、六八一	二一、七五五
其他植物油	同	三三、五七二	八七、二九一	四二、八三三	繭	同	二五、四六九	二四、七四四	一五、九二五
香油、八角油、杜皮油	兩	一、一九四、九〇三	一、一六九、八〇四	九九三、三二一	屑絲	同	一一六、八六〇	一一五、二九五	八五、〇二一
オレンヂ（鮮）	同	四四〇、五七七	三八五、三九七	四三三、八一〇	屑繭	同	二六、〇四九	三〇、四〇〇	二四、五四八
紙　一等品	同	一、五四九、三四八	一、一七一、七八三	一、一九二、五四三	絹織物	同	一七、一七九	一七、七七一九	一六、八五一
同　二等品	同	九一二、一九三	七二八、四三一	七三一、七四三	絹紬	同	一六、七四九	二一、七四五	三〇、六三〇
紙　錫箔	同	六八六、〇九七	一、六七八、一八〇	一、七一八、九四四	牛皮水牛皮	兩	一五、一四四、三四四	一〇、三六一、三八一	八、二一五
豌豆	擔	二、〇〇五	五六五、〇二九	三〇六、三八二	山羊皮（不鞣）	同	四、〇六七、七〇八	八、五八八、七四〇	八、二三、三二六
陶器、土器	兩	九八六、〇三三	七五二、七五七	七〇〇、五〇七	馬皮	同	二四九、八三一	五一〇、三三五	三九二、七六七
蜂	同	三三八、〇一九	一一〇、二八六	二七、三三八	綿羊皮	同	二三四、八二九	三七〇、四一六	一六七、七四七
大黃	同	二二八、八一八	一七五、〇〇四	一三八、九三八	鞣山羊皮	同	四三一、三三〇	九五七、三三五	七一九、六九五
鹽	擔	一、五六二、四一七	七、一四〇、〇〇九	五、六四八、八一八	同小羊皮	同	二五、五一七	七〇、六八五	三〇、五〇〇
杏實	同	四六、〇三〇	二四、五三七	一六、七四五	同小山羊皮	同	六七〇、三三六	五一九、三五八	一一一、五一一
棉實	擔	一八二、四九四	六三五、二七〇	五二八、七五五	犬毛皮、衣服敷物ラッグ、山羊皮及動物及ラッグ	同	四三〇、七一五	七六〇、六七七	一八四、九四九
蓮實	同	五、一一七	五、八二一	六、八九六		同	三五八、五四四	三三六、一三〇	二四六、三六〇
亞麻子	同	一六六、三九三	二三三、一九五	一〇一、五三〇	小山羊皮衣	同	一三八、三三〇	一四、五六六	一九、二四三

仔牛同	同	二二、七九	二〇七、三〇九	八八、五七〇	同貂	同	一五、〇九九	一〇七、八四四	一九、三五〇
毛皮狐	同	五一七、一三七	五〇五、〇四〇	三九五、七四六	同黄狼	同	三三一、四四九	二一〇、六八四	三〇九、五四八
同モルモット同		六八、一三	五七三、五七六	九三九、三三六	同其他	同	六五三、五四一	一、四七三、五三〇	一、三三〇、五〇五
同ラッコ	同	一三四、〇〇九	一〇七、八四三	二一〇、五八九	計	兩		六三〇、八〇九、四二一	五四一、六三一、三〇〇

支那紙の誣妄

五月三十日華族會館に開催されたる、本會春季大會の記事は別項に記載せり、又同日特に講演を請ひたる秋山青島民政長官、小幡駐支公使の所說は、信賴すべき速記によりて、毫末の修訂無く、これを本誌の前號並に本號に掲載したり。

然るに兩民演說の內容は、不幸にして訛傳して支那新聞に掲載せられ、併せて本會の意圖に關し誣妄の言說を聞くに至りたるは、吾人の頗る遺憾とする處なり。

願ふに本會の創立せらるゝや、元日支共存の大義に基き兩國の親善提携を目的とし、爾來茲に年を經と雖も、常に此目的の爲に力を致したるは、支那に於ける有識者の均しく認むる處なるべし、從來本會の意圖に關し動もすれば歐米人中時に誤解をなすものなきにあらざりしも、支那の識者が能く其眞意を諒解し、曾に誤解なきのみならず、進んで協力を惜まれざりしは、吾人の以て欣懷としたる處なり、然るに今日支那人間より斯くの如き誣妄の言を聞くに至りたるは實に遺憾の極なり。

本會の宗旨は世の普く知る處、而して小幡、秋山兩氏の所信人格亦人の均く知る處にして、且兩氏の大會に於ける所說は本誌に掲載せられたる如くにして、支那紙に傳へられたるが如き侵略を意圖するが如く疑はるゝ點毫も存するなし、必ずや多數の識者は決して斯くの如き訛傳の記事に迷はさるゝ事無きを信ずるも、假令一部の人士と雖も、斯くの如き誤解をなすは、吾人の不本意とする處なれば特に其誣妄を辯ず。

時報

東支鐵道救濟問題　張經略の征蒙計畫　日英同盟更新反對續誌　煙滿鐵道の改設　寺內借款善後策と山東問題　武昌の兵變　兩廣愈開戰　浙江と聯省自治

東支鐵道救濟問題

窮窘裡に在る東支鐵道救濟の爲めに同鐵道技術部次長長尾半平氏は六月中旬、部長スティーブンス氏は下旬に何れも北京に來れるが同鐵道の窮狀內容及其救濟方法は兩氏の談話中に明瞭なるを以て茲に兩氏の談話を揭載すれば左の如し。

長尾氏曰く。東支鐵道の保全は啻に支那のみならず、極東の平和的發展を希望せる列國にとりて極めて重大なる問題にして、殊に本鐵道沿線に於ける兵變及政變其他の擾亂に對し、最も愼重なる態度を以て其處置對策を講ずるの必要あり、當技術部は本鐵道の最大難關たる財政を救濟すべく全力を之に注ぎ、米國に赴きて之が救濟方法に努力せる部長スティーブンス氏も目下米國より歸任の途に在り、余の來京目的は支那官憲及民間の有力者に同鐵道の財政の窮狀を愬へんが爲めにして、本鐵道の救濟を完全ならしめんとせば支那及列强の協力を必要とするは勿論にして、余は此點に關しても出來得る限り努力せんと欲す、今日同鐵道の救濟に對して最も必要とするものは負債の償却と經營に要する資金の兩項とす、嘗て聯合國軍隊輸送費として總計一千二百萬元の債權を有するも、目下の狀態を以てしては之が回收殆んど望みなし、而も其大部分はチェックスロバックに對するものなるを以て殊に不可能なるものなり、而して同鐵道の負債は既に二千萬元の巨額に近く、此債務は殆んど全部鐵道材料及石炭其他の必要品を供給せるものにして全然皆濟の見込み立たず、雖然營業上に於て大豆雜穀等運輸收入の增加せるは事實なるも、果して斯かる狀態が永續すべきや否やは疑問にして、之に恃して樂觀すべきに非らざるのみならず、此等の收入を脅すべき事變の勃發を見ること尠からず、例へば從業員のストライキ、沿線地帶の擾擾ありて收益上に蒙る不測の阻害尠しとせず、故に全く安定的收益を擧ぐること頗る困難なるを以て、本年上半期の收入に據て之を考ふるに一箇年約四百萬元の不足額を見積るの必要あり、卽ち前記負債二千萬元に經營不足額四百萬元を加へ、更に修理線路車輛工場停車場等其他工事費六百萬元を要し、合計三千萬元を一箇年間の不足額として是非共調達せざる可らず、而も這は焦眉の急に迫れるもののみにして之れ以外尙出資を要するものあり、例へば從業員の爲に購買組合の設立其他共同的條件にて施設を要するものあるも、此等は不急の資として兎も角右の如き三千萬元を以て最も切詰めたる最少限度とし、之を以て差當り同鐵道の保全を計り得べしと信ず、雖然債權は之を回收する能はずして債務は期限の來ると共に督促を受くるのみならず、之が維持の爲に非常なる資金の必要に迫らるゝの狀態

に在り、若し之を顧みずして放置せんか、本鐵道は遂に破綻の運命に陷るの危險あるを以て余は技術部の一人として此點に就き屢々關係者に對し注意を喚起し、救濟策を樹てゝ技術部の協議に附したることあり、余は關係諸國が協心一致して援助を與へられん事を希望して已まざる者なり。

スタイーブンス氏曰く。東支鐵道が昨年より漸次利益を擧げつゝあるは事實なるも、既に負へる巨額の債務は之を以て償却し得べきに非らず、借款は支那側として固より喜ばざる所にして共同管理の如き亦支那の欲せざる所、雖然昨年來逐次利益を擧げ來りしは全く共同管理の結果なりと思惟す、若し同鐵道を全然露支兩國人に委ね置かんか、恐らく斯かる收益を見ること不可能ならん、共同管理案に對しては同鐵道の重役たる鐵人間に二流あり、一は共同管理を是とし、他は之を非とする者なるが、何れにしても共同管理となすに非らざれば同鐵道今後の經營は到底困難を免れざるべく、支那が此際借款を拒否するが如きは其如何なる理由に基くものなるや諒解に苦しむ所なり、假に借款を拒否して果して如何なる方法の下に此債務を償却すべきか支那人は口を開けば利權の回收を云々す、雖然同鐵道が支那に回收されて其經營に移らば、必らず其大なる損失を招くべきは過去の事實に徵して證明し得らるべし、外國側が共同以て最善の管理を執行したればこそ、支那人の爲に大なる利益を擧げつゝあるなれ、這は極めて注意を要するものにして此事實を最も雄辯に語るものは南滿鐵道なり、滿鐵は日本人に依て經營さるゝも之に依て支那人の受くる利益の如何に莫大なるかを見ても容易に之を首肯し得ん、若し試に滿鐵を支那人に經營せしめよ、恐らくは東支鐵道と同一の運命に陷るなるべし、余は今回日本の外務省と東支鐵道共同管理に對して親しく其諒解を得たり、雖然借款の方法並に其手續條件及日本が何程の借款を負擔せんと意圖し居るやは余は多く之を知らず、而して米國が此際一千萬弗を負擔すべしと傳へらるゝも這は全然不可能なり、何となれば大戰當時は米國も金融狀態極めて富裕なりしも目下は全く不況にして、現に余が紐育滯在中各種の大會社が百餘個も解散せるが如き狀況にて、米國は目下全力を之に注ぎて此等の整理に沒頭して又其他に餘念なく、而も戰時中英佛に貸出せる債權目下殆んど回收の見込みなく、更に戰時中十數億弗に上る鐵道用材料供給中東支鐵道にも數億弗を支出し居る關係上、今差迫つて米國として東支鐵道に一千萬弗を支出するが如きは恐らく事實に於て不可能なるべし、米國の東支鐵道對策としては飽迄經濟的援助を主眼とし、其間何等政治的野心を含有せず、恰も日本が東支鐵道沿線より漸次撤兵して政治的意味を有せざると同樣の態度なり、余は日本の何等政治的野心なきに關して深き諒解を有す、余は日本人と同樣なる態度を以て東支鐵道の振興に資せんと欲す。

張經略使の征蒙計畫

東津の巨頭會議を終へて蒙疆經略使の大權を獲得し、口

時報

東支鐵道救濟問題　張經略下の征蒙計畫　日英同盟更新反對續誌　煙滋鐵道の敷設　寺內借款善後策と山東問題　武昌の兵變　兩廣愈愈開戰　浙江と聯省自治

東支鐵道救濟問題

窮窘裡に在る東支鐵道救濟の爲めに同鐵道技術部次長長尾半平氏は六月中旬、部長スティーブンス氏は下旬に何れも北京に來れるが同鐵道の窮狀內容及其救濟方法は兩氏の談話中に明瞭なるを以て茲に兩氏の談話を揭載すれば左の如し。

長尾氏曰く。東支鐵道の保全は啻に支那のみならず、極東の平和的發展を希望せる列國にとりて極めて重大なる問題にして、殊に本鐵道沿線に於ける兵變及政變其他の擾亂に對し、最も愼重なる態度を以て其處置對策を講ずるの必要あり、當技術部は本鐵道の最大難關たる財政を救濟すべく全力を之に注ぎ、米國に赴きて之が救濟方法に努力せる部長スティーブンス氏も目下米國より歸任の途に在り、余の來京目的は支那官憲及民間の有力者に同鐵道の財政の窮狀を愬へんが爲めにして、本鐵道の救濟を完全ならしめんとせば支那及列强の協力を必要とするは勿論にして、余は此點に關しても出來得る限り努力せんと欲す、今日同鐵道の救濟に對して最も必要とするものは負債の償却と經營に要する資金の兩項とす、嘗て聯合國軍隊輸送費として總計一千二百萬元の債權を有するも、目下の狀態を以てしては之が回收殆んど望みなし、而も其大部分はチェックスロバックに對するものなるを以て殊に不可能なるものなり、而して同鐵道の負債は既に二千萬元の巨額に近く、此債務は殆んど全部鐵道材料及石炭其他の必要品を供給せるものにして全然皆濟の見込み立たず、雖然營業上に於て大豆雜穀等運輸收入の增加せるは事實なるも、果して斯かる狀態が永續すべきや否やは疑問にして、之に恃して樂觀すべきに非らざるのみならず、此等の收入を脅すべき事變の勃發を見ること尠からず、例へば從業員のストライキ、沿線地帶の擾擾ありて收益上に蒙る不測の阻害尠しとせず、故に全く安定的收益を擧ぐること頗る困難なるを以て、本年上半期の收入に據て之を考ふるに一箇年約四百萬元の不足額を見積るの必要あり、卽ち前記負債二千萬元に經營不足額四百萬元を加へ、更に修理線路車輛工場停車場等其他工事費六百萬元を要し、合計三千萬元を一箇年間の不足額として是非共調達せざる可らず、而も這は焦眉の急に迫れるもののみにして之れ以外尙出資を要するものあり、例へば從業員の爲に購買組合の設立其他共同的條件にて施設を要するものあるも、此等は不急の資として兎も角右の如き三千萬元を以て最も切詰めたる最少限度とし、之を以て差當り同鐵道の保全を計り得べしと信ず、雖然債權は之を回收する能はずして債務は期限の來ると共に督促を受くるのみならず、之が維持の爲に非常なる資金の必要に迫らるゝの狀態

に在り、若し之を顧みずして放置せんか、本鐵道は遂に破綻の運命に陷るの危險あるを以て余は技術部の一人として此點に就き屢々關係者に對し注意を喚起し、救濟策を樹てゝ技術部の協議に附したることあり、余は關係諸國が協心一致して援助を與へられん事を希望して已まざる者なり。

スティーブンス氏曰く。東支鐵道が昨年より漸次利益を擧げつゝあるは事實なるも、既に負へる巨額の債務は之を以て償却し得べきに非らず、借款は支那側として固より喜ばざる所にして共同管理の如き亦支那の欲せざる所、雖然昨年來逐次利益を擧げ來りしは全く共同管理の結果なりと思惟す、若し同鐵道を全然露支兩國人に委ね置かんか、恐らく斯かる收益を見ること不可能ならん、共同管理案に對しては同鐵道の重役たる露人間に二流あり、一は共同管理を是とし、他は之を非とする者なるが、何れにしても共同管理となすに非らざれば同鐵道今後の經營は到底困難を免れざるべく、支那が此際借款を拒否するが如きは其如何なる理由に基くものなるや諒解に苦しむ所なり、假に借款を拒否して果して如何なる方法の下に此債務を償却すべきか支那人は口を開けば利權の回收を云々す、雖然同鐵道が支那に回收されて其經營に移らば、必らず其大なる損失を招くべきは過去の事實に徵して證明餘りあるべし、外國側が共同以て最善の管理を執行したればこそ、支那人の爲に大なる利益を擧げつゝあるなれ、這は極めて注意を要するものにして此事實を最も雄辯に語るものは南滿鐵道なり、滿鐵は日本人に依て經營さるゝも之に依て支那人の受くる利益の如何に莫大なるかを見ても容易に之を首肯し得ん、若し試に滿鐵を支那人に經營せしめよ、恐らくは東支鐵道と同一の運命に陷るなるべし、余は今回日本の外務省と東支鐵道共同管理に對して親しく其諒解を得たり、雖然借款の方法並に其手續條件及日本が何程の借款を負擔せんと意圖し居るやは余は多く之を知らず、而して米國が此際一千萬弗を負擔すべしと傳へらるゝも這は全然不可能なり、何となれば大戰當時は米國も金融狀態極めて富裕なりしも目下は全く不況にして、現に余が紐育滯在中各種の大會社が百餘個も解散せるが如き狀況にて、米國は目下全力を之に注ぎて此等の整理に沒頭して又其他に餘念なく、而も戰時中英佛に貸出せる債權目下殆んど回收の見込みなく、更に戰時中十數億弗に上る鐵道用材料供給中東支鐵道にも數億弗を支出し居る關係上、今差迫つて米國として東支鐵道に一千萬弗を支出するが如きは恐らく事實に於て不可能なるべし、米國の東支鐵道對策としては飽迄經濟的援助を主眼とし、其間何等政治的野心を含有せず、恰も日本が東支鐵道沿線より漸次撤兵して政治的意味を有せざると同樣の態度なり、余は日本の何等政治的野心なきに關して深き諒解を有す、余は日本人と同樣なる態度を以て東支鐵道の振興に資せんと欲す。

張經略使の征蒙計畫

東津の巨頭會議を終へて蒙疆經略使の大權を獲得し、日

惡き京畫より會議失敗のテレ隱しと評されつゝも、揚々得々として六月四日奉天に歸れる張作霖氏は直に經略使署の組織と共に愈々征蒙準備を開始し、六月十九日より吉林督軍孫烈臣、黑龍江督軍吳俊陞、察哈爾都統張景惠、巡閱使署參謀長許蘭州、第二十八師長汲金純氏其他各所屬鎭守使等重要武官を召集して征蒙會議を開き、討議の結果出動兵員を總數六萬と定め、其割當を次の如く決定し

一、吉林督軍孫烈臣所屬より一萬人
二、黑龍江督軍吳俊陞所屬より一萬人
三、第二十八師長汲金純所屬より一萬人
四、察哈爾都統張景惠所屬より一萬人
五、綏遠都統馬福祥所屬より一萬人
六、張使親しく自ら一萬人を統率す

更に之を中北西の三路に分ちて各司令を次の如く任命し

中路司令　第二十八師長汲金純
北路司令　第十六師長鄒芬
西路司令　前庫倫駐防旅長褚其祥

而して張使征蒙軍總司令となり、張景惠氏を副司令とし中路軍は洮南より出動し察哈爾軍と會合して車臣汗方面に出で、北路軍は第二十七師の一部と合して滿洲里より進軍し、西路軍は張家口より北進し、更に優秀なる飛行隊を參加せしめて偵察の用に供するに內定し、經略使印章の刻製完成後正式經略使就任式を擧げ、直に卽日各軍に向て出動令を下す筈なるが、蒙軍現在の實狀及支那の現在形勢より之を考察する時は、征蒙問題は爾く緊急重大なるものに非らず、加之陝西の風雲日に急なるあり、陳樹藩氏と氣脈を通せる浙督盧永祥氏の自治實行は漸く長江一帶に一大風潮を捲き起さんとしつゝあり、兩廣の干戈愈々激烈にして重大なる影響は容易ならざる變化を北方に及すべく、更に加ふるに北京政府より征蒙軍費として一千萬元の支出を決議せりと傳へらるゝも財窮に悲鳴しつゝある政府が果して張使を滿足さすべき軍費を供給し得るや否や頗る疑問多く、東三省の全軍を擧げ張使御大親しく彩配を振りて戰線に出馬せんと自稱しつゝあるも、這は到底不可能と云ふべく、又右六萬の出動說も實際果して幾何に減ずるや是れ亦疑問にして、今方に全軍出動せんとしつゝある如くに見ゆるも征蒙進擊幾時果して實現さるゝや、結局張使の法螺に吹き終るに至るべしと酷評する者あり、因に經略使署の內容組織は六月二十五日に發表されたるが、其重要人員は左の如し。

左參贊　庫倫鎭撫使　李垣
右參贊　巡閱使署參謀長　許蘭洲
參謀處々長　陸軍少將　王坦
秘書處々長　實業廳長　談國桓
軍法處々長　前吉林高等審判廳長　樂駿聲
政務處々長　巡閱使署政務處長　潘鴨年
糧秣處々長　巡閱使署參謀　陶偉鐸
軍需處々長　巡閱使署軍需處長　錢維新
軍務處々長　巡閱使署軍務處長　喬賡雲
軍醫處々長　巡閱使署軍醫處長　王宗承

探偵處々長　唐紹烏梁海參贊　黃成柿
交通處々長　奉天電報局長　呂永恩
副官處々長　巡閱使署副官處長　王大申

日英同盟更新反對續誌

日英同盟更新に對する支那の反對輿論に就きては前號既に報道する所ありしが、其後反對聲浪日に益々高潮し、新聞雜誌は固より、各省各種團體擧應蜂起して通電頻發され例に依て例の如き慷慨悲憤せる文字を聯ね、四百餘州今將に日英兩國の爲に瓜分されんかの如く、或は政府當局に、或は英國當局に或は米國政府に建言警告哀鳴呼號し、あらゆる言詞と方法とを盡して運動愈々白熱化し來り、南北各新聞中最も激烈なる反對主張を持せる北京京報の如きは、日英兩國皇太子殿下握手の寫眞を半頁大に引き延ばして載せ、東西兩帝國主義の提携と大書し、日英續盟に對する支那の反對は支那の主權侵害に關する問題なるのみならず、世界の平和を保持せんが爲に設けられたる國際聯盟存亡の世界的大問題なり日英結盟の成功は帝國主義の復興的成功にして世界平和の大破壞なり、吾人は支那主權侵害の字句あるが爲に反對するのみに非らずして、如何なる條文に拘らず日英同盟なる四字の存在に對して絕對的反對を主張する者なりと恐ろしく大きく出で、更に反對の輿論に關いで起たざる可らざるものは反對手段の實行なりと叫びて煽動是れ力め、上海總商會は若し續盟條文中依然として支那の主權を侵害する字句を挿入せば當て日本に對して執れるボーイコツト運動を決行して對抗せざる可らざるに至るべしとの通電を頒布し、上海各團體は六月二十六日日英續盟反對國民大會を開きて一大示威運動を行はんとし護軍使何豐林氏の禁止する所となれるが、言論的反對は漸次實體的反對行動に移らんとするの不穩なる形勢を示しつゝあるが、彼等の憤激竟に果してボーイコツトの最後の手段に出づべきや、常に此種國民對外運動のリーダーたる北京教育界殊に學生團は死活存亡の迷路に放置されて今尙解決を見ざる教育問題の大風潮あり、今方に之が白熱的運動中に在る彼等は復た他に顧及する遑なく、且つ五四運動以來甚大なる影響を受けて創痍未だ愈えざる支那商賈が、再び日貨に加ふるに英貨排斥まで決行するの擧に誘はれ得べきや、頗る疑問多しと言はざるを得ず、日英續盟に對する支那の反對理由は其附會誇張の餘論を除けば、之を要するに支那主權侵害の條文撤去に在りと日に絕えざるなき新聞の論說及各團體の通電も其主旨何れも此れに在らざるはなく、一々反對論を譯載するは頗る其煩に堪えざるも茲に更に其後の代表的輿論の一二を摘載して以て其反對論調を觀んに六月下旬上海各團體聯合會の配布せる反對宣傳單は其最も激烈なるものなり曰く

日英同盟は來る七月十三日に期限滿了することゝなり日本の續盟運動猛烈を極め、皇太子殿下親しく渡英して接洽に力めつゝあり、續盟にして果して成立せば日英兩國の獲べき利益は鮮少に非らず、此利益は抑も誰人が提供せる、古語に言ふ人爲刀俎我爲魚肉、吾人は日英兩國の

魚肉なり、吾人抑も魚肉たるに甘んずべきか、卽ち茲に日英續盟の吾國に影響する鉅害を列擧せん。

(一)　日英盟的第二款に支那の獨立と領土の完全を保持すとあり、支那は既に無形裡に日英の保護國となれるなり侮辱も極まれり、日英同盟は第一次に於て朝鮮を目的とし遂に之を併合せり、今次の目的は支那に在り、是れ併呑の先驅に非らずして何ぞや、危險は迫れり。

(二)　日本は嘗て袁徐を脅迫して二十一箇條を承認せしめ一面更に英佛伊各國と密約を結び、各國をして巴里會議に於て日本に左袒し遂に山東の權利を日本に讓與せしめたり、吾人は之が爲に調印を拒絶して直接交涉を拒絶せり、日英同盟にして繼續さるゝ限り二十一箇條は永久に廢除の望みなく、山東問題亦竟に解決の法なかるべし。

(三)　日英同盟は門戶開放主義を破壞して勢力範圍の劃分なり、他國亦之に乘じて均霑せんとするは固より必然にして、其分配滿足せざらんか、遂に世界的大波瀾を惹起すべく、支那は世界大戰に於ける巴爾幹半島の如かるべし。

(四)　吾國政治の腐敗は日本が權利を貪り專ら惡勢力を扶殖し、以て吾國人民を殘戮せるに由る、若し日英續盟成立せば日本は更に顧慮する所なく恣に官僚武人と相結び鐵道鑛產森林擧げて盡く抵當となりて復た餘す所なく、兩重の壓迫を被る吾人民は永へに自由を恢復し得ざらん

(五)　米國及露國極東共和國は何れも侵略の野心なき良友邦なり、支那は彼等と手を携へて世界の平和を促進せざる可らず、若し日英同盟繼續さるれば日本は遂に亞洲の領袖として或は露國の安寧を擾亂し、或は米國の東洋貿易を排斥するに至るべし。

六月十四日のノース・チャイナ・デーリー・ニュース紙は日英同盟更新論を載せて曰く

國際關係に於て政府と人民との間に區別をなす能はず、有名無實なる政府に依りて外交問題を處理されざる可らざるは支那人民にとりて不幸と謂ふべきも、各國が北京政府を認むる間は之を國家の代表機關として交涉せざる能はず、故に支那は國家としては頗る貧弱にして現に歐戰に參加し、財政上の利益を獲ながら實は何等戰爭に貢獻せる所なく、日本が完全に參戰の義務を完全に履行せるに拘らず、支那は只だ最高賃率を受けし勞働團を送りたる一事あるに過ぎず、戰後自國の主張の容れられざりしを怨むと雖、支那の政治家商人及學生等は以上の事實を忘る可らず、彼等が北京現政府を國民の承認せるものに非らずとて其行爲に國民的責任を負ふ能はずと唱ふるも、其新政府の出現迄は現政府を支那の國家機關と認むるの外なし、若し彼等にして其無用の主權運動、ヒステリー的通電、無益なるボイコットに注げる努力の半を眞正なる他の途に用ひしならんには支那は今少しく改善され得たりしならん、吾人は支那に對して日英同盟問題を論理的に取扱はん事を希望せざるを得ず、本紙が嘗て論せし如く、同盟に對する日本の解釋には實際非難すべき點あるを以て矯正の必要あるは無論なり、日支軍事協

約の廢止及二十一箇條要求の裏面に何者か恃するものゝあるが如き疑惑を除去せざる可らず、斯くの如き矯正の下に同盟を更新せば遠東の平和に對する日英同盟の實効は比類なからん、支那が同盟協約の内容を知らんと欲する事及其疑惑並に要求に對して滿足を與へられたしとの言分には一理あり、但し英國は決して支那に不利なる條約を締結せざるべし、又續盟協約中に米國の利益を載明することも必要なり、何となれば日英同盟の繼續は英米兩國間に溝を穿つものにして、其内實は米國に對する脅威なりとて種々なる宣傳行はるゝを以てなり、此種の宣傳は英國殖民地をして米國の誤解を招くが如き同盟は賛成し難しと聲明せしめたり、米人フェーヤーチャイルド氏が最近上海に立寄りて本紙に發表せる解決案即ち支那に關する協約例へば石井ランシング協定日英同盟等を廢止し、日英米支四國が遠東に關する新政策樹立の爲め白紙的會合をなすべしとの説を實現せんことを希望して已まざるなり。

煙濰鐵道の敷設

歐戰以前獨逸之を有し、戰後吾國の優先權に移れる山東省の煙濰鐵道（煙臺より濰縣に至る全線二百三十五哩）に關し、同鐵道發起者と稱する王奎岳連英煌等と米商華盛貿易公司との間に大要次の如き契約訂結され、五月下旬王連等の名を以て之が敷設出願書を交通部に差し出せり。

（甲）支那側代表煙濰鐵道發起人　王奎岳　連英煌

（乙）米人側代表華成貿易公司技師　郭士伯（譯名）

一、甲は煙濰鐵道敷設に要する軌道、機關車、客車、貨車橋梁其他一切の材料及鐵道必要品を乙より購入す。

二、本鐵道は次の三段に分ちて工事を開始す。

第一段七十五哩　第二段四十哩　第三段百哩

每段工事竣成後其所用材料に對する貨物代金を十二期に分ち、六箇月を一期として六箇年を以て全部支拂完了するものとす。

三、每段所用材料貨物代金に對する利息は年八分とし、貨物引渡しの日より起算す。

四、交通部より許可あるを俟ちて一週間内に本契約を決定す但し決定せざる以前に於ても本假契約書は完全なる效力を有し、双方之を取消す能はず。

五、本契約決定後二週間以内に甲乙双方の技師協議の下に材料價格を豫定す、但し第三者に評定を依頼して解決するを得。

六、材料貨物代金未償還期中乙は監理員を鐵道局に駐在せしめ、該監理員は諸帳簿檢査の權を有し、監理員の俸給は甲より支出するものとす。

七、乙より米國技師を派遣し該鐵道一切の工事を擔任せしめ該技師の俸給は甲より支出す。

八、乙は甲より第一回交附金一百八十萬元を受領したる後四箇月以内に材料運搬を開始し、三箇年以内に全部を完全に供給す。

九、乙の供給すべき鐵道用諸材料は米國の鐵道協會或は機

械公會の現在計畫表に準據し、若し供給品に對して双方不同意を生じたる場合は公平なる第三者の判斷を求む。

十、乙は該鐵道の延長線及支線敷設に對して優先權を有し、若し甲が乙の同意を經ずして他と材料購入の契約を締結せる時は一件毎に五萬元の罰金を課す。

右契約は葉恭綽氏の交通總長在職當時氏の諒解の下に起草され、其後條件折合はざる爲め遂に同氏在任中に出願手續を見る能はずして今日に及べるものなるが、新交通總長張志潭氏が果して之を準許するや否や頗る疑問多き模樣なるが、之に關し發起人側の言ふ所に據れば同鐵道發起の裏面には黎元洪田中玉吳佩孚張勳氏等支那軍政界の巨星ありと、米國電機製造輸出組合、米國機械製造輸出組合、紐育鋼鐵輸出會社等多數の米國鐵道用材料製造輸出業者を網羅して經營せらるゝ華盛貿易公司より一切の材料用品を仰ぎ、工事及車輛の組立、枕木電線電柱等は日本に請負はしめ、交通部より尙未だ正式準許を得ざるも過般賑災の目的を以て築造せられたる自働車道路を鐵道に使用しても支障なき旨の內諾を得、交通部の認可あり次第直に煙濰鐵道會社を組織して株式の公募をなし、山東省民より三百五十萬元を募集し得べしと云ふ、又米國側の言ふ所に據れば該鐵道に對する關係は何等政治的意味を含有せず、單に材料の賣込を以て足れりとし、鐵道を擔保となすが如き條件を附せず、唯だ正式調印の時並に濰縣萊州間の第一段七十五哩分の材料が支那の港灣に到着せる時各々一百八十萬元を支那側より花旗銀行に預入る事とし、若し支那側の株式募集が豫想通りの成績を得ざる時は外國の財團に鐵道を擔保として借款せんとするの意嚮ならんも、必らずしも米國財團を意味指定せざるべく、而して經營上の技術員及鐵道員は日本側の承諾さへあらば山東鐵道或は滿鐵より其派遣を請ひて經營指導の任に當らしめんとするの意あり、米國側の資金は其間に於ける一時的融通資金たるに過ぎず、若し當事者の豫想するが如く一旬內に交通部の正式認可を得れば第一段所用の諸材料は來る九月迄に到着する運びとなり、向ふ三箇年間に於て全線工事竣成する豫定なりと云ふ、而して日本側の諸負者として大正公司の噂高し。

寺內借款善後策と山東問題

本年二月末歸東以來約四箇月間朝野の識者に對して極も對支政策の更新を力說し、更に過般首相官邸に開催されたる對支會議に參列して畫策尠からざる總統府顧問坂西利八郎少將は北京歸任後對支劃下の重要問題たる寺內借款善後策及山東問題に關して次の如く語れり。

寺內借款は爾來支那政局の維持と產業開發の好意に出でたるものにして、今日支那政府が總額約二億圓の債務に對して所定利子の支拂義務を履行する能はず、並に假契約のみにて未だ本契約締結の運に至らざるものある爲め種々なる憶說を流布され、其眞相を誤り傳ふ者尠からざるが、之を要するに本問題は之を日支兩國政府より觀て如何にせば此莫大なる債務を最も圓滿に果し得べきかを考慮することに依りて解決され得べきものにして、這は

今次の東京會議に於て極力主唱し、其結果大體に於て先づ理想的解決を見るべしと思考し居れり、小野興銀副總裁の目下北京に於て接洽しつゝある要綱も余が廟議に於て力說せる所に基きたるものにして、所謂最も圓滿なる債務履行の辨法を根本として協議を重ねつゝあり、卽ち日本が世界に其例を見ざる鉅額の債權者として支那に對し、唯だ其利子支拂の督促或は擔保の書替等の如き消極的問題にのみ沒頭するに於ては當初の借款主旨たる政局の維持並に產業開發の本義に悖り且つ好意に背するを以て一層有意義たる日支經濟の密接を圖りて產業開發の目的を達すべく、或は鐵道敷設の如き或は森林鑛山の開發の如く、務めて速に實効を擧ぐるに努力するを先決問題とせざる可らず、斯くの如くにして借款當初の目的たる各鐵道の迅速なる敷設及各種事業の着手に對して有効なる手段を講ずるの必要あり、例へば日支間の必要に應じて吉會線の敷設或は吉黑兩省に於ける森林開發の爲に正式本契約の速成を圖るべきなり、若し此等にして着手さるれば直に實收を擧げ借款の償還の如き容易に解決し得らるべく、利子未拂等の爲に頻繁たる交涉の要なきに至るは勿論、日支兩國の共同利益を根本として共存の道を最も卒直に樹立するを得ん、以上の如く兩國政府の完全なる諒解の下に本契約締結事業開發を目標として本問題の解決を圖るべく廟議に於て決定し、之が爲には新たなる利權の獲得或は新擔保の書替をなすが如き今日の時勢に馳背せる手段は絕對に執らざる方針なり、但し當面の相手方たる銀行業者は其營業上の關係より或は本借款に對する當然支拂はるべき利子或は其支拂に適當なる方法を講ずべく、或は又支那側の希望に依りて期限延長等を議すべきやも計られざれどもそは要するに一時的手段に過ぎず、之を要するに之が眞正なる解決策として日支共存共榮の道に進むべく、以上の如く各鐵道借款の本契約調印及吉黑森林事業電信敷設等の如き實際的着手に俟つべきなり。

山東問題は目下日支間に於ける最も困難なる外交問題にして內外共に種々臆測を下し、殊に支那側の如きは之を國際聯盟に提出せんとし、錯誤の甚しきものと謂ふべく、先づ日本の靑島攻略の所以を一考するの要あり、卽ち當初日本は山東に於ける支那の主權を還附し、唯だ獨逸の獲得せる利權を繼承し更に之を一層有意義に保有せんとせるものにして、內地に於ける國民近年の膨脹に對し生活の安定を保ち其安住の活路を與へんとせるものなり、卽ち國民の生活を基礎とせるものなるが故に其居住地の主權の如きは其日本に在ると支那に在るとを問はず唯だ膨脹し來れる吾國民の安住を保持し得らるれば足れり支那が果して此意を認むるや否やは豫測し難きも、少くも日本が山東の主權を毀損し侵害するものに非らざる限り、必らず之を諒とすべきなりと信ず、而も尙支那が絕對に之を認め得ずとせば日本が費消せる巨額の軍費に對して或は何等かの賠償解決方法を研究せざる可らず、雖然日支間の關係は斯くの如く意志の疏通を缺くべきに非

らす、當然日本が最近採るに決せる解決策を以て必らず圓滿なる結果を擧げ得べきなり、卽ち山東問題直接交涉と稱するが如き仰々しき形式を執らず、自然に相互の諒解に憩へて其必要に應じ部分的に解決せしむべく、兩國代表者の逐條審議と云ふが如きに出でざるを可とし、小幡公使の歸任後と雖斯くの如き交涉は絕對に開始せざるべし、只だ玆に支那側に希望すべきは前述の如く吾國民の生活を保護すべき機關の完備是れなり、例へば居留地問題にせよ、支那の自開商埠とするも吾居留民の生活を保證すべき機關にして完備したりとせば、居住民保護の任にある守備の軍警にして吾守備兵に代るべき準備を完ふしたりとせば直に沿線守備隊を撤退すべし、卽ち總べて支那側の準備の完了を俟ちて決定さるべきものなり、斯くせば直接交涉の如き支那側の嫌忌するものを敢て强ふるの要なく、支那側が或部分に於ての準備を完了し之に對して吾當事者にして之を認むれば、其部分に對してのみ交涉を開始し、撤兵の如きは直に之を實行し得べきなり、以上の如くにして本問題に對する日本の對策を一言以て之を蔽へば、支那側の吾居住民を保護すべき準備の完了を俟ちて部分的に解決せしむと云ふに在り、這は恐らく如何なる關係者と雖一言の異議を挾むべきに非らざるべし云々。

而して支那側の山東問題に對する輿論の意嚮を觀るに依然として直接交涉に反對し、國際聯盟提出方針を執りつゝあるは事實にして六月十一日中央政府は東京會議の結果支那政府は日本の意見に同意を表せりとの風評に對し、民衆の疑惑を解かんが爲に次の如き通告を各省に打電せり、

政府は民意を尊重して從來に於ける國際聯盟會議提出の方針に何等の變更を加へず、目下顧維鈞代表者は之が提出手續に關し努力しつゝあり、此旨を一般民衆に布告して群疑を解くやう務むべし。

と。飽く迄聯盟會議に持出して事を決せんとするの態度を裝ひ居るも、或る政府消息者の信ずべき言に據れば二十日駐英公使顧維鈞氏より徐總統に宛てゝ

一山東問題の國際聯盟提出は幾多の波折を生じ、結局困難なる結果を招致すべきを以て聯盟提出方法の停止を希望す

一直接交涉は民論の反對盛なるを以て日本の要求に應せざるを可とす

との急電あり、聯盟提出の最强主唱者たる顧氏が突如として提出停止の急電を寄せ來れる其動機如何は今遽に悉る可らざるも、聯盟提出の到底不成に終るべきを豫料し且つ東京會議の山東問題に對する眞意を解し、坂西氏の所謂自然的圓滿なる部分解決に出づるの可なるを認めたるに非らざるなきかと揣測する者多し。

武昌の兵變

京津巨頭會議の舞劇に出演せる王占元氏、アッ晴れ長江盟主の新威勢を示せるが如くに自惚れ、鼻高々と武昌に歸任するや、誰か料らん、忽ち數日を出でざる六月八日夜半、

武昌のお膝下に而も王氏直屬の第二師の一大兵變突發し、例に依て例の如く掠奪放火を逞して中外を震駭せしめたり

其原因を察するに右第一師は王氏をして今日あらしめたる功勞軍隊なるも、隊中老兵漸く多きより、王氏は之に改革を加へて各營より老兵八十名合計一千名を淘汰せんとし財難の理由の下に數箇月に亘る未拂給料中より僅に二箇月分を給與し、尙其他鼻糞的の手當を與へて除隊せしめんとせしかば彼等は玆に太く憤慨し、遠涉多年生死の戰場を往來して王氏の爲に勤勞是れ力め、口に財難を云々するも王氏は湖北赴任以來數年にして其私財既に數千萬を獲、富貴榮華を極めて自如意の如きに拘らず、老功の部下を待つこと斯くの如きは餘りに人情を無視せりと怒り、更に曩に宜昌騷動を演せし孫傳芳氏混成第二十一旅の第一團（該團の下級將校及下士の多くは第二師の老兵出身なり）が六月七日武昌に歸還するや、王氏は之に對して嚴重なる監視を施し、殆んど幽閉的處分に出でたるより故友に對する同情と不安とは益々第二師老兵の憤慨を高からしめたり。

六月八日午前零時頃忽ち右宜昌歸還兵の幽閉的監視を受けつゝある南湖方面に斷續的銃聲響くや、城內に在る第二師第八團は一齊射擊を以て蜂起し、附近の第七團亦之に響應し、第五第六兩團の留守部隊約一營次で之に應じ、砲兵團及武昌門內の騎兵團又蜂起し、漢陽及漢口に駐紮せる砲兵第五第六兩團輜重隊を除くの外、武昌內外の第二師兵は城內守備隊まで之に加はり、一頭目の下に十名二十名一隊となりて城の內外に亘り掠奪放火を始め、城內目拔きの場所たる芝麻嶺街は掠奪の焦點となり、造幣廠官錢局は掠奪一空に歸し、中國四明の兩銀行支店は灰燼に倒れ、商家と云はず住宅と云はず掠奪を被りたる者十分の三に及び、變兵は天明四時頃に至りて贓品を携へて各々營舍歸り、掠奪放火は一段落を告げたるも市內各處の火災は午後に至るも止まず。

暴動は斯くの如く擴大猛烈なりしも變兵は毫も官衙を襲はざりし爲め王占元氏は能く災なきを得、翌朝秩序の稍恢復するを待ちて王督軍は第二師の中隊長以上の各將校を召集し辭を低し、哀願的態度を以て再び暴行なからんことを諭し、又商會の役員を招きて斯くの如き重大事件を豫知防止する能はざりし不明を陳謝し且つ直に中央政府に向つて進退伺を乞へる旨を陳述せり。

而して王督軍は右の變兵に對し卽時解散除隊を命じ、同日午後八時半三十一輛の特別列車を仕立てゝ其歸鄉に便利を與へたるより、千八百三十二名の變兵は各々掠奪貴重品を抱へ込み福々大喜びの態にて之に乘込みて北上歸鄉の途に就けり、然るに九時半列車の孝感停車場に着するや、同地駐在の湖北混成第四旅の步兵一個聯隊は停車場一帶に多量の飮食物を用意し彼等を歡待して列車を一夜此地に止め、翌九日黎明鷄啼く頃、第四混成旅の軍は忽ち機關銃を以て右列車に一齊射擊を加へたりしかば何條堪らん、千八百三十二名の亂兵は枕を並べて屠殺され、其携帶せる掠奪物品は護送係りの憲兵隊の爲に沒收されたるが現金のみにても三十五萬元に上り、列車は彈痕蜂の巢の如く血は流れて河

をなせり。

一方武昌に於ては九日午前蒲圻方面より寇英傑の湖北第二旅急召に應じて來り、銳意防備の任に當り贓物を携へて逃げ迷へる亂兵を容赦なく引捕へては斬殺し、孝感の銃殺を聞きて又々一變亂あるべく豫想されし第二師殘餘部隊も遂に其事なく、秩序人心次第に舊に復せるが、盟主と自稱誇號せる王督の威信爲めに地に墜ち、輿論の攻撃猛烈に集中し、其地位危しと稱されつゝあるも力なき中央政府は之を奈何ともする能はず、未だに何等の處分を加へざるのみか、亂後の處理宜しきを得たりとて飛んでもなき慰賞を致電し、其位地動搖するが如きは萬々なかるべきも、湖北民黨此機に乘じて益々聲を大にして王氏驅逐策を進め、之が衝突は湖北の形勢に容易ならざる大變化を惹起するに至るべしと觀測さる。

兩廣愈々開戰

分裂解體せる西南聯省の復舊は孫文氏として執らざる可らざる重要政策にして、之が實現の第一歩として北方に歸順せる廣西の討伐は蓋し必須必然の擧なり、大廣西主義の夢忽ち破れて果なく廣東より驅逐されてより以來、遂に北方と相結びて之が恢復に岌々たる陸榮廷氏の廣東進略も亦陸氏として必須必然の勢なり、於是兩廣の風雲は孫氏總統就任以來頓に濃厚となり、烽火一發幾時干弋に訴へんとも測り難き急狀を持して今日に及べり。

氏總統問題より必ず訌變群起すべしと豫想されたる廣東政府は意外に其後の融洽結束輦く、陸氏の歸北は各項條件多く容れられて北方の應援準備漸く其緒に就けるより、兩廣の戰雲は日に益々低下し來り、孫文氏の廣西總攻撃の命令は遂に六月九日發せられ、陳炯明氏は征桂總司令として直に進撃を開始し、梧州に向け軍を進め、着々廣西軍を壓迫して二十二日梧州を距る三十支里の廣平を占領し、廣西軍の陳炳焜氏必死となりて防戰に力めたるも、梧州に駐在せる廣西游撃隊司令劉震寰忽ち廣東軍に内應し、二十五日部下の四營を率ひて獨立を宣言せしかば事の意外に駭ける陳炳焜軍は大に亂れ、遂に全部隊西江上流に退却せざる可からざるに至り、翌二十六日午前九時梧州は粵軍の手に落ち、陳炯明氏は次日梧州に入城して大本營を同城に移せり、梧州陷落の報傳はるや、廣東市民は爆竹を鳴らして熱狂歡喜せり。

梧州は兩廣交通中路の要地にして之が占領は粵軍征桂第一戰の大成功なるも、梧州以北は嶮山重疊し、一敗せりと雖桂軍能く此天嶮に據らば粵軍今後の前進は容易ならず、之と同時に北路に於ては廣西軍の沈鴻英氏約八千の精兵を率ひて攻勢を執り、既に連山を奪ひて韶州に迫り、粵軍の同地防備軍は貴州軍司令成光の兵二千あるのみにて援軍速に來着するか、或は李烈鈞氏が貴州より此背後を衝くに非らざれば危險を免れざる情報あり、又南路欽廉靈山方面に於ては優勢なる林虎氏の廣西軍出動して既に信宜を占領し黄明堂黄志桓の粵軍力を竭して防戰しつゝあるが是れ亦危急に迫れるに似たり、兩軍今日の作戰を考察するに粵軍

は主力を梧州方面に集中して蒼地に桂林を衝かんとし、桂軍は卽ち欽廉方面の南路に主力を向けつゝあるが如し。

今日迄傳はれる戰況は右の如くにして兩軍一勝一敗し、實力を比較すれば兩軍兵力殆んど伯仲の間に在り、今後勝敗の一決は兩軍の賢戰に在らずして雲南貴州及湖南の歸嚮如何に在り、於是孫文氏は極力右各省に援助を求め、辭を盡して西南聯省自治の速成を慫慂しつゝあるが、聯省自治に憧憬して其高調裡に在る右三省が果して廣東援助を承諾せんには、廣西は遠き北方の援けも望みなく四面楚歌の裡に圍まれて一代の雄陸榮廷氏も遂に唐繼堯氏の二の舞を演ずるに至るなきを保せず、果して事茲に至らば其支那政局全般に及ぼす影響は測り知る能はざるものなり、兩廣今後の成行は極めて注意に値す。

浙江と聯省自治

中央政府が統一の第一前提として國會新選擧を勵行せんとせるに對し、夙に屬々訛々の反對電を致して遂に選擧命令に服せず、中央の選擧實施に大妨害を加へたる浙江督軍盧永祥氏は又々六月四日痛烈なる一電を中央に送りて地方分權制度の是なるを極論し、省憲法を以て自治の基礎となし、國家憲法の制度を以て統一を保つべしと主張し、新選擧を中止して速に自治問題を先決すべしと提議し、若し此意見にして容れられずんば余を罷免すべしと示威して天下の耳目を聳動せしめたり。

盧氏は一箇の武弁なるも智者なり、彼の訛々遂に弦に出でたる所以を最も冷靜に考察するに、自治輿論の高潮に棹して自己地位の不安を除き、併て將來の鞏固を圖らんとするに在るは疑ふ可らず、昨夏皖派の大敗より、中央政府の無力なるは之を知りつゝも不安の念は常に盧氏の腦裡を去らず、最近京津巨頭會議の結果陝西督軍陳樹藩氏の罷免は益々盧氏の不安を高め、何事かを劃策して此不安を消去し併て將來を圖らざる可らず、聰明なる彼は遂に其轉換策として巧みに高調せる自治を捕へたり、盧氏の此心情は識者の夙に看破せる所なるも、自治熱に熱狂せる民論は何れも盧氏の通電に深甚なる讃詞を浴びせたり。

世論既に斯くの如きを以て浙江本省々民の歡迎は固より言ふまでなく、政客有志遽に奔走呼號して尻を押すが如くに自治の進行を急き立て、王正廷氏を委員長とせる省憲法起草委員會は直に準備を開始し、大體の討議今已に畢りて二十七日より起草に着手せるが、其要綱は大體に於て湖南省憲草案に根據し、其章目を次の如くに分けたり。

（一）租稅　（二）人民の權利　（三）人民の義務　（四）省の實權　（五）省議會　（六）省長　（七）省務院　（八）立法　（九）行政　（十）法院　（十一）教育　（十二）審計院　（十三）兵制　（十四）自治大綱　（十五）憲法の解釋　（十六）附則

之と同時に聯省自治の具體的進行方法を議すべく、各省に向て代表派遣を求めたる處、既に之に應じて陸續杭州に參集しつゝある者は次の如し。

廣東代表　李國鳳　　福建代表　張仲鼎

四川代表　甘　　均　　貴州代表　鄧　漢　祥
雲南代表　楊　　晉　　湖北代表　王　　某
陝西代表　何　毓　斌　　湖南代表　巔　　堃

にして不日聯省自治討議會を開くべく世人は甚深なる注意を之に濺ぎつゝあり。

之に對し中央政府は今更の如くに遽に狼狽し、徐總統の如きは襲に田文烈汪大燮の兩老最近又何宗蓮氏を浙江に派し、靳總理又王克敏氏に囑して盧氏との意思疏通を謀り、若し盧氏にして聯省自治を取銷さば其交換條件として現任省長沈金鑑氏を免じて盧氏に省長兼任せしめ更に閻浙巡閱使の一職を新設して予へんとせるも、既に事茲に至り、與論的後援に全く意を安じ且つ中央の困憊を見透せる盧氏は頑として之に應ざりしかば、最後の示威手段として陸軍次長何恩溥氏を南京に派し、督軍齋燮元氏をして兵力を江浙の境邊に移さしめんとせる處、齋氏は之に對し、兵力の示威は不穩當なり、盧氏にして江蘇に攻撃を加ふることあらば之を防ぐに難なきも、自治民論の攻撃は余の武力を以てしては之を防ぐ能はず、或は江蘇も遠からず自治の輿論に征服さるゝやも知る可らずと答へ、此報告を聽ける靳總理は大に時局の前途を悲觀し、十四日徐總統に向て辭意を洩らせりと傳へらる、浙江自治の決心は今や長江各省を引き入れずんば已まざるの勢を示し、湖北の如き武昌兵變以來威望失墜せる王占元氏に對抗して民黨又方に自治風潮を喚起して浙江に響應せんとし、安徽山東又漸く日に動き、所謂聯省自治の膨湃たる大氣流は日に益々中原を壓しつゝあり、湖南の自治と新に起れる浙江自治今後の成行きは兩廣の戰局と相俟つて極めて重要視すべき價値を有す。

寄贈書目錄

特許公報	特許局	自一三號至四一八號
通商公報	帝國地方行政學	自一一八號至八三九號
實用新案公報	特許局	自六九四號至七一〇號
貿易通報	大阪商業會議所	自二八七號至三一六號
國際事情	外務省	自一〇六號至一四〇號
國民經濟雜誌	實文館	
The Herald of Asia	Herald社	
華夏聲	正誼社	
日本及日本人	政教社	
商業研究所講演集	神戸高等商業學校	
商標公報	特許局	
貿易奉公	其會社	
共同	共同通信社	
地學雜誌	其會社	
山林彙報	農商務省	
東洋時報	其社	
調査報告	滿鐵會社	
東洋經濟新報	其社	
對岸時報	對岸實業協會	
月報	大日本紡績會社	
發明	名古屋商業會議所	
歐西亞最近狀態	發明協會	
法學論叢	朝鮮銀行法學會	
大陸	其社	
支那研究彙編	亞細亞通信	
東方通信	其社	
財政經濟時報	其會社	
南洋協會雜誌	其社	
新公論	其社	
三田評論	上海日本商業會議所	
上海日本商業會議所年報		

支那彙報

支那新聞重要記事 自五月十六日 至六月十五日

外交關係—對日英同盟輿論—注目すべき各省自治—北洲兩昌の兵變—北京學潮再燃—國內要聞—財政と借款—經濟界一班—交易所と信託事業

外交關係

▲**獨支條約調印**（各報）獨支條約は二十日正午支那外交總長顧維鈞と獨逸代表フォンボルヒ氏との間に調印を了せり(五、二一)

▲**東京會議と支那紙**（申報）胡維德は東京會議は四大重要案にして中山東勢力擴張と東支鐵道占有とは最重要なりと電告せり又小幡は山東案に讓歩し我と直接交渉し支那の感情を緩和すべしと云へり山東撤兵は正式に支那に通告さるべしと電告せり 新聞報 東京急電に依れば東京會議は延琿に日支會審衙門及領事館を設け警察權を商埠以外に設けることゝせり我主權を侵す甚だしと(五、二五)

▲**延琿日本警察設置問題**（各紙）胡公使は延琿に日本警察署を設けることに就き屢日本政府と交涉し其理由の聲明を求めたれども今に回答なし最近の滿鮮會議は同案に對し又日を五鼎警察保留に藉らんと欲し日來聯絡員を設け武裝警察を增すことゝせるか何れも同案と關係あり(五、三一)

▲**松花江航行權問題**（新聞報）松花江に於て日本船の露國國旗を掲げて通航する者あり支那稅關の檢査に依つて抑留せらるゝもの數隻に遂せしかば哈爾賓駐在日本領事は同地官憲に向つて抗議したるも其効無きを以て中央の交涉に移し日本吉田代理公使より外交部に向つて正式抗議を提出せり按するに條約上支那及び露西亞兩國汽船のみ松花江航行權あり露國國旗を掲ぐる日本汽船の航行は當然之を禁止すべきものたり(五、三一)

▲**九龍租界擴張否認**（新聞報）江蘇特派交涉公署は北京外交部が二十三日に發したる左の電報に接せり

上海粵僑商業聯合會は新聞の報道せる九龍附借地を石龍に擴張する事を電詢せるか此の種の謂言は絶えて根據無し隨時解正し並びに該會等に轉達せざるやう轉知せられんことを希ふ云々(五、二七)

▲**ユーリン歸國**（晨報）十六日夜劉鏡人はユーリンを餞別し十六日ユーリンは報界を宴し十八日外交部員を宴す同日夜行にて出京しチタに歸る政府は特別列車を仕立つべしと(五、一七)

▲**檢事制度と陪審制度**（各報）上海支那人辯護師公會は昨日第十一次評議會を開き陳則民の提出せる檢事制度廢止建議案李時萬の提出せる陪審制度提議案を印刷に附し會員に分配して意見を徵し一ヶ月內に更に評議部會を開きて審査することに決したり(五、三〇)

對日英同盟輿論

▲**支那政府と日英同盟**（各報）日英同盟繼續は支那に關する頗る大なり政府は順維鈞に打電し英國に向つて同盟條約にして支那の主權に損害あらば絶對に承認せずと聲明せしめ同時に外交部よりアルストン公使に同樣の聲明公文を送致せり(五、二三)

▲**日英同盟更新**（申報）米政府は日英同盟更新に對し英米間夙昔の親誼を妨げざるを以て限りとす若し盟的を更新する場合依然一九一一年第三回同盟方式の通りとせば米國は贊成せず將來日米間に不幸の事發生する時英國が英米仲裁條約の精神を保持するを斷と爲す此旨は已に英政府に照會し晉國にも聲明し支那保全を條款中に列するを得ずの意義と同一なり(六、一)

▲**日英同盟問題**（各報）順維鈞胡惟德の二公使は日英同盟は支那已に正式に聲明したり卽ち更新につき再び支那に交涉し支那の同意を待たざる時は決して承認せずとの旨英日外交部に照會せるも何等回答なしと打電せり又順維鈞は英政府の意見は英國在野の名士と接洽の情勢に在りと打電せり徐世昌はアルストン公使に接見して日英同盟の事を尋ねたり(六、一〇)

▲**上海總商會と日英同盟**（申報）上海總商會は唯十一日第十二期

董事會に於て常事濶節之が日英同盟繼續問題解決の期睫眉に迫りたるを以て商人は國家の爲め自身の爲め袖手坐視して人の處分に任すべからず愼に表して萬一に挽救を圖るべしと提議したるに對し北京外交部及び駐英顧公使に意見與示の電報を發し竝びに此の電報を英國各界及び新聞社に分布して以て鼓吹に資し一面上海の英國商業會に對し本國政府に代電して總商會の意見を表示せんことを請ふことを議決せり（六、一三）

▲總商會の日英同盟反對電　（各報）　上海總商會は日英同盟繼續に關し駐英支那公使順維約に左の如き電報を發せり

日英同盟の支那問題に牽涉する能はざることは屢々駐外公使が外交部の旨を承けて駐在國に向つて正式に聲明せり最近各方面の報告によれば此の聲明は毫も容納の誠意無きが如し現在改訂期間愈々迫り愈々近づきたれば應に再び英國政府に向つて切實に聲明し告ぐるに此は國家の人格に關するものにして全國人民を視て第一重要問題となすべき事を以てせざるべからず若し果して容納されざれば此の舉を以て國際聯盟の精神に違反するを以て世界に通牒して公判を請求すべし卽ち國民方面も亦た永久繼續の行動あらんとす應に竭力主持し並びに此の電報を代つて有名なる新聞及び議院の要人に向つて廣く宣布せられんことを請ふ（六、一五）

▲全國各界と英國公使　（時事新報）　全國各界聯合會は英國の租借地擴張廣西援助說に就き北京英國公使に左の如き電報を發せり

新聞の報ずる所によれば貴國香港總督は前に北京に入り北京政府と密約を私訂し九龍の借地を石龍に擴張し一面實力を以て廣西の廣東軍攻擊を援助し且つ北京政府に英榮新楊永泰が廣東にありたる時貴國商人と私訂せる礦產借款契約の承認を要挾し今や貴國は已に小艦四隻にて軍器を梧州に運送せりとのことなるが本會は此の消息を聞き駭異に勝へず夫れ北京政府は已に全國人民の共に棄つる所なるに貴國は卽ち國際公法に違反するを惜まず我國獨立の大石牌を侵犯し向きに其攫取せる利權を以てす此より英支兩國の感情日に惡しく我國は固より不幸なるが貴國豈に痛り利せんや本會は特に全國眞正の民意を代表し堅決反對を表示す貴公使は此の事を貴國政府に轉達し香港總督の種々不合理の擧動を取締らしめんことを乞ふ（五、二四）

▲英國へ日英同盟反對電　（各報）　中華民國全國聯合會中華民國學生聯合會總會上海學生聯合會は二十四日英國首相上下兩院タイムス紙モーニングポスト紙其の他の各新聞に對し英文を以て左の如き電報を發せり

吾人は極端に日英同盟繼續に反對す若し同盟協約中支那の主權と尊嚴を侵犯する條件あらば吾人は必らず日本に對付せる者を以て貴國に對付すべく誠に英支兩國交の幸福にあらず公理と平和の爲めに吾人は深く貴國政府及び人民が能く日本の同盟繼續の要求を拒絕せんことを望む云々（五、二六）

▲英國新聞に打電　（民國日報）　上海各商業團體が各國商業團體に日英同盟繼續反對の電報を發せる事は既報の如くなるが尙ほ倫敦タイムス、マンチエスターガージンアンデーリーヘラルドの各新聞に對しても左の如き電報を發せり

支那商界同人は貴報に注意を請ふ日英が若し同盟を續訂せば英支兩國に甞な危險あり日本は支那歷史上の仇敵にして戰々逐々として日に支那土地の侵略を思ふ而して英國は時々彼と聯絡し支那は此に於て實に晏慢す日本若し英國の助け無ければ其の大國の地位を保つ能はず支那壓迫を繼續する能はず是れ故に支那人民が日本の痛苦を受くるは英國歷に間接に其の責任を負ふべし此の情形は貴國に於て實に莫大の危險あり英支兩國は宜と友誼を敦ふすと雖も支那は將來必らず日本に報ゆるを待べく貴國にも亦た必らず報ゆる所あるべし（六、一四）

注目すべき各省自治

▲浙江巡督軍の通電　（各報）　廉永祥は本月四日附を以て中外各新聞社宛として時局に關し大要左の如き通電を發せり

政綱紀を解き海內分崩し焚絲治め難く此際に進めば國國たらざらんとす前途を思へば痛心に堪えず共和の眞諦は只だ公と平のみ自己の便利の爲め還事を行ふを以て公と云ふべけんや利權と外債を山分けして平と云ふべけんや不公と不平の方法を以て統一を圖るは油を以て火を救ふと等しく其燎原を速かにするのみ吾國の統一せざるは以前は南北對峙にあり、今は各省分裂に在り南北對峙の局已に變じて和議を云ふべからざれば潮流に順ふの外なく分裂より勞治に向はしむれば可なり　由來我國の分權集權論は政權分配の程序に過き

すして國家の統治權國と係なし年來集權を云ふは國を蝕み巳を肥やすの便のみ拾年九佩尾大不掉の實蹟を瞰せり、地方に分權し省憲法を定め自治の基礎を定め繼いて國憲法を以て統一の實顯を保つは正本清源の道と云ふべし余は救國方なきを患へず患は誠を以て相見へざるにあり誠あれば何事か成らざらん各省陸軍政長官は全權代表を或地點に派し妥協の方法を定め更に國民の公決に付し軍人を干渉せしめざることゝすべし此願ひ遂げられ退いて太平の民となる諸氏回情あれ云々（六、六）

▲地力分權主義高唱　（各報）　浙江督軍盧永祥氏は從來各省代表者選擧に反對し屢々中央に對し選擧延期を陳述打電する所あり徐總統靳總理等常に選擧速成を以て統一の第一前提なりとし機會に應じて之を提唱し今次三使會議に於ても徐總統の特に希望する所ありて遠からず正式通電の發せられんとする際に於て同督軍は更に強固なる現行選擧反對說に一步を進めたる地方分權制度の是なるを痛論し天下の耳目を聳動するに到りたり盧氏の主張は省憲法を以て自治の基礎とし國家憲法の制度を以て統一を保つといふにあり所謂聯省自治に一步を進めたるものにて獨り盧氏の主唱したる所に非ざるも督軍を廢して省長を省行政の最高機關とし省長の下に政務軍務兩廳を設けて總べて省長の指揮監督に歸すと謂ふが如きは國氏獨特の見と稱し得べく果して之が實行の可能性を有すべきものありや否や遽に斷ず可かずと雖も軍人跋扈の弊に久しく塗炭の苦を甞めし地方人が之を以て救世の聲と爲し所謂聯省自治の時流に投じて齒からざる共鳴者を出す可きは明かなり但し氏が斯かる强固なる主張を繰返す裏面には省長兩廳あり督軍省長は須く國省人を以て選任すべしとの省民の希望漸く濃厚ならんとするものあり或は中央に對する地盤分割卽ち勢力擴張の要求に出づるものなり等憶測を加ふる者あり一部輿論は盧氏が斯の如き通電を發するが如きは眞に彼の政治道德より見て之れなしたるに非らず必ずや之が裏面には或は交換條件としての獻本策を含まずと斷ずる能はず又斯かる事業に當り得べき人物にも非らず等の酷評を加へたるものありたれど概して今次の通電に對して贊意を表せるもの多きは事實なり之より先同省は已に自省憲法の制定を擧り或は湖南憲法に比しより速に實施を見るや關られざるものあり之に依れば省長は必ず自省人に限るの名文を有し盧氏は自ら之を主張する以上省長選任を望めるは謂ふ迄も無き所にして黃

に省憲に隨ひ浙江省寧波に移籍して其資格を保ちたるあり卽ち將來の民選省長は自己以外に全く競爭者無き優勢の居るものにて之より各省をして全然省長民選を實行せしめ之等各省代表者會議に於て中央憲法を制定せしむ可く更に聯邦總理を選出して近代地方分權制度に由らんとするの內容を有するものあり（五、八）

▲陳樹藩の自治通電　（各報）　陳は十一日附を以つて盧永祥に打電せるもの再通電せり其內容は支那の大患は中外權限分配の不均にあらず少數野心家が中央擁護の虛名の下に天下の清議を却持し派併するにありと前提し地方自治省憲法の時代なり余の意見は各省區議會學會商會及種々の民意自治機關を召集し實能を擧げ地方の基礎を作らざるべからず余は方さに兵符を解き鄉邦純粹の國民となる、公は鐘を鳴らして群聾を警めよ余も亦鞭を取りて後動とならむと云ふに在り（六、一三）

▲廣西省憲法制定主張　（神州日報）　廣西省議會は本月八日附を以て通電を發したり其の內容の略に曰く極端なる中央集權說は幾度試みても其効果なく又世界の潮流にも順はず國家の統一を圖るには先づ各省本身の自治を求めざるべからずとなし七月一日開會し討論すべく志す處のものを國人に告げん（一）省の地位及價值に根據し省法を制定し以つて民治の基礎を立つ（二）省の本能を　揚し各個の發達を求め行省を以て國家の中堅とす（三）自治を害せざるの限度內に於て統一を承認し以て自治を以つて統一の導源とし統一を以つて自治の歸宿とす、各省に對しては互助主義を採り各省實力協和を以つて國家を形成す（六、一三）

▲江蘇省憲促進電　（新聞報）　上海地方自治研究會は江蘇省議會に對し省憲法の催促全國に瀰漫し我江蘇は他省の後塵を步すは已に甘んじて牛後と爲るを覺ゆ乃ち制憲の規程は議決多日なるに起草員未だ選出されずして現に閉會の期を距る遠日に過ぎざるに群情渴望の省憲起草員は竟に杳として消息無し此の如く任意遲延し公等何の面目あつて歸つて故鄉の父老に見へんとするか豈に前年選次鉄席し全省の嗤罵を受けたるを尙は足らずとするか機失ふべからず時再び來らず時に忠告す速くば自省せよとの電報を發し又た省議會議長に對し速かに憲法起草員選擧を議事日程に入るべしと促したり（六、三）

湖北兩昌の兵變

▲**宜昌事件と外交團**　公使團は宜漢報告に接せる甚だ多し曰く養兵して民を掠奪しむるより兵無きに如かず。支那人は宜しく自覺すべし全國百五十萬の兵を五十萬に減じ邊境を保衛し內地に駐せしめず內地保衛治安の責は別に土着地方警察を組織して始めて救濟兵變切要の方法とすべしと云へり(六、一二)

▲**宜昌兵亂と公使團會議(申報)**　公使團は六日午後會議を催ふして宜昌兵亂事件につき協議したるが其結果日英兩國は先づ軍艦を現地に派して在留民を保護せしめ他に漢口領事團に命じて二名代表者を選み宜昌に赴かしめ列國の損害を調査せしむることゝせり某公使の報告に據れば先年宜昌兵亂の際支那政府は今後斯る事變を生ぜしめずとの保證を爲すこと會議錄中に記載しあり然るに今又斯くの如き事變を生ぜるを以て列國は宜しく自衛の態度を執るべしと某先任公使曰く尙ほ詳細なる報告の至るを俟ちて支那政府に向つて責任を問ふべしと(六、八)

▲**宜昌兵變**　(各報)　六月四日宜昌に兵變起れり原因は給料不拂を口實とせるも事實は王師長に對する反感なり(六、五)

▲**宜昌兵亂の損失**　(申報)　宜昌兵亂の損失高は千二百萬弗に達せり劉道仁等に剛回長電を發して善後の策を商し且つ銀五萬弗を滙透して救賑費に充つることゝせり龐金山は六日武穴より武昌に來り軍款の手に入り次第兵を率ゐて宜昌に赴くべし漢口碇泊の日本軍艦嵯峨は七日曉明宜昌に赴きたるが聞く所に據れば宇治艦も亦直慶より宜昌に赴けりと(六、八)

▲**武昌兵變**　(各報)　七日夜武昌に兵變起れり第二師全部之れに參加せしも同夜鎭壓に歸せり(六、九)

▲**叛兵孝感縣射殺詳報**　(各報)　第二師亂兵の銃殺の詳情を聞くに此等千八百三十二名は掠奪せる一商品を携へ從來の不渡給料と共に一人二十元の解散費を受取り何等掠奪の咎めを受けず無賃汽車にて歸鄉せらるゝことを福德の三年目と喜び八日午後八時半三十輛の列車に乘り込み抑家廟を發せり午後九時半汽車の孝感縣停車場に止まるや湖北混成第四旅步兵一箇聯隊は停車場一帶に多量の飮食物を用意し反軍の除隊歸鄉の行を壯ならしめんとて下車して喫食せんことを勸む此時亂兵等は乘車の既に重圍に陷り差迫れる運命如何なるやを知り敢て下車せず九日午前四時五十分に至り第四混成旅は機關銃短銃を以て包圍攻擊を加へ之を鏖殺せり約百餘名逃走せるも或は追及せられ或は水に溺れ其大部分は銃殺せられたり亂兵の携帶せる掠奪品は護送係りの憲兵隊取纏め九日夕歸漢せるが約三十五萬餘元に上れり列車は蜂の巢の如き彈痕を止め碧血に染れ居れり亂兵銃殺の事は支那側にては嚴秘に附し新聞記事を禁じ居れるも滿々と武昌に傳はりしものゝ如く昨日王督軍は軍器の沒收を命ぜるも應ぜず不渡給料と共に二十元の除隊資金を以て一般に退伍を進めしも應ぜず止むを得ず兵營內に止め監視し居れり武昌內の重要なる地點は韓英傑の第一團城外は湖北軍二個大隊を以て防衛に任じ王占元は督軍署衛兵及び憲兵二個大隊を以て身邊を守らしむると共に城內外を警邏せしめ居れり原今次の兵亂は武昌城の內外に駐剳せる第二師の約十五營の大部分が加擔せるものにして王占元は其唱道者たる約三營を處分せるのみ殊に此銃殺の結果が如何なる影響を及ぼすや頗る注意に値す王は今朝韓英傑を衛戍司令に任じ一切の防務を委れたるも現在王の有する信賴すべき軍隊は二箇聯隊に過ぎず武昌の形勢は尙ほ未だ樂觀し難し前湖布政使たりし李育芬及び湖北第三十協の協頭たりし吳元鏞等は武昌綱民聯合會を組織し省議會商防會と聯合し王督軍に向つて(一)第二師の武昌撤退(二)義勇隊を組織し自衛策を取る事(三)損害賠償を要求し尙ほ省長に向つて緊急振恤費支出を要求せり(六、一二)

▲**湖北兵變の善後**　(申報)　九日湖北の兵變に關し閣議あり二時間の久しきに亘れり外交總長は日英米佛より受けし詰問の經過を報告し、吾自ら收拾せざるあれば人將に代りて謀るの勢あらんとすと云へり、閣員は皆王占元は省城及本省維持につき尙能力なし實むるに四南統一の處理を以てせよと云へり、豈に笑話にあらざらんや、他の軍隊を移して湖北へ節制せんことを主張せるが某閣員は吳佩孚の軍を派せんことを主張せるも斬未だ許さず、其結果陸軍次長金昭曾を武昌宜昌に派して調査し別に外交部より某參事を派することゝなり、外交部は九日人を各公使館に派し安慰し且つ賠償調査を俟つて一面總統より命令を出し、王占元に嚴命して兵變の責任者を查明し懲辦せしむることゝせり(十日申報北京)

▼北京に於ては王占元を免職し靉水祥を湖北に移し何震林を浙江督軍とし新選擧統通の方法とすと傳へらるゝも靳は暫らく王占元の收拾を見て若し確に無實力と認めば王士珍を湖北に移し紛更を免れしめんことを主張せり(同上)(六、一一)

▲王占元處分會議（各報）在上海湖北公民自治會及び同鄉各團體は武昌宜昌の兵變に關し昨日臨時會議を開き左の條件を決議したり

一、王占元は在任數年毫も學識無く且つ善政無く早く人心を失ひ所部の軍隊已に統馭維持の力無きを致せり中央に立つに忍堪せんことを公請す

二、王占元及び叛亂軍官の懲辨は中央は命令して嚴だ王占元に叛事軍官を査辨せんことを責成して王占元の處分に就きては一字も提せず殊に王は湖北主將にして全省の安危に繫るを知らざるものなりと應に叛亂軍官と同一査辨處分を受くべし

三、湖北官錢局は全省の金融を操り公私存款紙幣債票數千萬金を下らざるに今や之を一炬に付し武漢の市面をして頓に恐慌を起さしめたり應に王占元に滿藏賠償の完全責任を負はしむべし

四、此次の兵變は王占元所部の兵に俻り自から應に王占元より責を負ふべし其の財產を悉く沒收し中外商人の損失賠償となすべし

五、廢督裁兵は督軍は民國の不祥名詞なり擁兵殃民爭權奪利の外百害あつて一利無し根本の補救は應督にして善後の方は裁兵にあり督軍政は存在する能はずと認む此の時機に乘じて王を撤して督軍を廢すべし

六、代表を北京に派遣し京津の同鄉人と聯合して一致して總統府國務院に請願し並びに全國同胞に助力を與へん事を求め以上の目的を遂せざれば止まざるべし

尙ほ一切の善後問題及び被難商民救濟等の事は近日中更に實施方法を集議することに決せり(六、一四)

北京學潮再燃

▲北京教育風潮（新聞報）八校長は教育問題の爲め新總理に面し衝兵の阻む所となれりとて憤りて辭職し宣言を發せり、十六日學生代表は政府に赴き教育風潮を挽回する誠意あるや否やを質問せり、靳は夏移書を面會せしめたり、要領を得ずして退れり(申報)八校長は府院に詣つて辭表を提出し學生の大半は歸鄉し夏期休暇前の授業の希望なし(五、一八)

▼教職員は(一)再び總辭職(二)五日內に限りて未拂俸給を支出す(三)自ら八校經費を工面す(四)第三項實行する能はざれば全體南下し別に地點を工面す(五)政府の教育擾亂の罪狀を宣布するに決議せり(五、二四)

▼八校學生は府院に對し范源濂を歸任せしむる運動告し別に教職員を挽き留めて善面を遂げり、二十四日中等教職員會議あり中學經費は兩ケ月未拂となりしを以て上書し三日內に回答を求めたり教職員は已に宣言を出せるを以て暫つて留まらず(五、二六)

▲第二次の辭職宣言（北京日報）既報の如く去る二十二日北京の專門以上八校教職員は愈前日の決議通り第二次の辭職宣言書竝びに國人に對する宣言を決定したが其第二次辭職宣言書左の如し

吾人は三月十四日職務を停止し政府と嚴重に交涉し以て八校經費の穩固を計ることを宣告したるが四月八日に至るも政府尙教育維持の確實なる辦法に對する答覆を爲さず吾人は已むを得ず乃ち辭職を宣告しそれより二十日餘の時日を經過して政府始めて京師各學校經費辦法三條を宣布し教育部は此れを持して以て校長を挽留し校長は此れを持して以て吾人を挽留したり吾人は此れに對し本十分の滿足を表したる譯にはあらざりしも唯だ八校補生期待の殷と校長挽留の篤を思ふの餘り且つ八校經費問題の解決を促すの目的より玆に五月三日暫く留職を允し卽日校長に向つて政府に於て此三條辦法履行の保證方法の一項を提出し竝びに此保證方法が辦妥されたる後復職することを聲明したり然るにそれより二十餘日を經たる今日所謂三條の辦法なるもの政府更に實行せず積欠の不還、經費の不發政府の信全く失墜せりといふべし斯くて校長卽ち政府に欺かれて信を吾人に失し遂に又五月十六日聯袂辭職したり吾人猶以爲らく事斯くの如く遷延するもの咸は內閣改組の故に因ると、然るに今や內閣旣に定まれり從つて政府苟くも絲毫だに教育維持の誠意あらば直に主管各部に飭して四月三十日の國務會議を通過せる三條の辦法を行ひ以て八校挂誦の聲を絕たしめざること難きに非ず、卽ち吾人は五月十七日國務院總理に書を致して此意を表明し竝びに三

日以內に部に繳して以て其の實行を請ひたるが今や有期限內終に滿ち而も未だ復牒を見ず、吾人は遺憾に堪せる十九日國務院が教育部に致せる第六九一號公函を閱せるに及び始めて政府が其不誠實の情を取り繕ひ遮掩施延挑撥の手段を用ひ自ら其國人に對する信を失し併せて吾人の人格を辱むるの次第を知れり語に曰く『士は殺すべし辱むべからず』と卽ち吾人此に至りては何くも之と決絕せずんば士氣何ぞ存せん今五月二十二日赤全體辭職將た八校々長に提出せり云々(五、二四)

▲北京教育大會通電 (晨報) 『敬啓民國成立以來政潮澎湃教育墜落し近日の情形に至つては卽ち變本加厲國內國外の教育覺に停頓の象を呈す北京の首都は教育基金問題に因り國立八校既に停課し公立以上中小學校亦聯帶關係に因り事務を停頓す凡そ此情古今未だ曾つて有らざる所にして其の各省教育亦經濟上の困難を感じ漸次維持の方を失す

國外は卽ち英領の南洋諸地教育註册の苛酷を頒布し爲めに華人が永年慘憺經營せる華僑教育は一旦にして地を掃はんとす玆に於てか華僑代表邦國人士奔走呼號し充耳として聞く罔し擧れ皆全國の人民疾首痛心立て拯救を待つ所の者なり吾人此情形再念自救を圖るに非ずんば卽ち教育破產し立ろに中國の滅亡する耳なるを覩玆に大會方法を公議し以て教育を維持し危亡を挽救せんとす貴會の熱心素より著はる教育問題は國本の繫る休戚攸關敬んで同人に報告し期日に務めて到會共に國民の天責を盡し國家幼邁を挽さんことを期せば是れ卽ち教育の華甚國家の幸甚也

會期日　六月五日午後二時

開會地點　天安門外　(六、三)

國內要聞

▲徵蒙命令 (政府公報) 五月三十一日大總統令 今回の庫倫事變は實に少數外蒙の劣徒が舊駐軍官と勾結して活佛を劫持し進んで邊境を擾亂し肆に市店を掠め商民を殘殺したり、屬在庫倫各商より被害事情を得たり凡そ我邦人は國じく痛憤を深ふす、其在庫倫蒙人民は其劫制を受け自ら拔くに由なく罹災害に罹り呼籲尤も殷んなり日前在京各親古王公及呼圖克圖喇嘛等を召集し籌策を徵集せるに皆蒙民害を受くる至りて切なるを以でし遙かに國軍の指する所早やく邊境を定め以て群生を救はんことを望め本大總統は國土の前輔に淪一蒙古の水火に陷るを顧念し斷じて人民の疾苦を坐視し一に異族の蹂躪に任かせ繼し是を以て請ふ所を許し大計を決定し師旅を肅整し遙かに戡定を圖る玆に東三省巡閱使張作霖を特派し、蒙疆經略使を兼任せしむ、あらゆる一切の剿撫計畫は付するに全權を以てし行事を便宜にす、其熱河、綏遠、察哈爾各特別區の防務緊要は均しく外禦軍事と息々相通ず必ず呼應靈敏なるを要して始めて指臂の効を收むべし各該特別區部統は應さに一併して該經略使の指揮節制に歸し以て事權を一にすべし、後方策應に至りては之を援濟に待つ重に直隸山東河南巡閱使曹錕兩湖巡閱使王占元より隨時會商して委當に處理すべし該使等は公忠國を體す、必ず能く艱難宏濟、早やく蒙疆を定め蒙民をして共に庶康に登らしめん厚望あり焉(六、一)

▲張作霖經略使 (申報) 三十日夜の命令を以て張作霖は蒙疆經略使兼任となり綏熱察各特別區は張の節制に歸し後方の策應に至りては曹錕王占元より會商すと(六、一)

▲工商界李士偉の任命反對 (民國日報) 山東路商界聯合會々長錢龍璋は李氏の財政總長任命發表されたるに就き聯合會總會に提出して對付方法を討議せんとて昨日同路各商事に同意を求むる書面を發したるが其の內容は次の如し

北京政府は已に親日派李士偉を財政總長に任命せり一般の輿論を按するに李は中日實業公司の買辦にして孫潤宇等は均しく親日要人なり今同じく內閣に加入せるが此事若し成らば支那の內閣は變じて日本の內閣とならんとす此事は我國の前途に關係し甚だ危險なり吾商人も亦た國民の分子なれば豈に能く此實國要人の執政を容さんやといふにあり余は此の事を各路商界總聯合會に提出し全體董事會議を開き對付方法を討論せん爲め先づ同意を求め以て一併聯名提出に便せんとす諒ふに必らず贊成すべし云々

又た工商友誼會は李士偉の財政總長に反對し各省々議會、商會、教育會、各界聯合會、學生聯合會、各團體、各新聞社に昨日左の如き通電を發せり

北京政府は濫りに日本より借款し國權を賣透し久しく全國人民の切齒する

所ありしが近く復た親日排斥李士偉を利用して財政總長となり中華民國の危亡互ひに待つべし幣會同人は、此事を聞き憤激に堪へず反對電報を發せり外一般擧討して實國奸黨親日排斥をして敢て再び政權を擅さしめざらんことを乞ふ云々(五、一八)

▲陝西問題　(晨報)　陳樹藩は二十七日附を以て陝西を守ること五年身六十戰を經て遂に陝西の局面を定め命を奉じて免職さる、深く中央に誠を盡すの處あるを諒す、自ら部署に歸京すべし、但し七年後の軍政費は皆地方より流用し合計百七十五萬を欠げり自から卽日支拂はれんことを乞ふと打電せり陳は六十萬の未拂金と阿片未收の爲め二ヶ月の事務引渡延期を要求し又劉鎭華を陝西軍務にせんことを求めたり、政府は馮玉祥をして之を知けしめたり(五、二一)

▲湖南と熊希齡　(晨報)　熊希齡は憲法會に於て演說して曰く湖南の憲法制定は成らず聯邦論みなからんとす頑恒の惕熱腸は感服す外省軍人の及ばざる所なり機逸すべからず會長制は甚だ善く變更の要なし、會議制を主張するものは起つて辯論に與からんと(五、二九)

▲潘復參部務代理　(各報)　潘復十一日の命令を以て李士偉就任迄部務代理を命ぜり(六、一二)

▲山東問題解決法　(各報)　政府は施履本が日本は山東に在りて殖民主義を進行すと報ぜるを以て之を駐外公使に打電し隨時外界と接洽せしめ同時に各公使の意見を徵し山東問題の最後の方法を解決することとなれり(六、一三)

財政と借款

▲李士偉の財政整理策　(晨報)　李士偉の請暇の文は徐置いて許さず李天津に赴く時曾て徐に向つて財政整理は三步ありと云へりと一、は過渡期の方法二、は獨立方法三、は根本方法なるが徐は頗る嘉納せり李の天津行は臨かに借款計畫にして端午節に軍政兩費に要すべき各費を準備するに在りて決して就職せざるにあらずと云ふ、五、二七)

▲本年五月末の缺額　(京報)　本年五月末迄の欠額は軍費は陸軍各師五千六百八十萬、海軍各艦四百九十萬、兵工各工廠百九十六萬、參謀處三百二十萬、政費合計三千五百五十二萬八千〇〇五元なり(六、三)

▲端午節借款　(申報)　端午節財政は上海にて四百萬を借款し交通部臨時債券二百萬を發行し京津小借款三口合せて二百餘萬、等しく先づ用途ありて始めて借款を辨じ交付を俟たず、既に夫々記帳せり、且つ極めて秘密なり債權者の知る所となるを恐るゝが爲めなり、財政部は依然一も存するなし△端午節につき財政部上海に向つて四百萬を借り中國交通兩銀行より擔保し財政部鹽稅剩餘期限六個月、利息は先づ八十萬を控除し別に積債務を控し實借二百數十萬とし八日調印せり(六、一〇)

▲山唐複線契約　(上海商報)　山海關、唐山間の複線增設に關する英國代表者と支那交通部の間に締結されたる借款契約は六箇條より成り大要左の如し

一　金額、英貨五十萬磅

二　本年五月十七日より每月滙豐銀行より京奉鐵道局に十六萬六千六百六十元宛を交付す

四　手數料千分の十五

五　擔保は京奉鐵道の利益

六　明年六月より元利償還開始

附屬問題

炭坑經營

津榆線(秦皇島の東支關たる山海關、唐山關九十五哩餘)複線工費借款問題は英支合辦事業たる開灤炭坑の擴張問題に關し英支關係代表者が昨年十二月倫敦にて總會を開き其際討議したる諸問題の一部で該鐵道複線工事借款は寧ろ開平及び樂州炭坑擴張の附屬問題と見做してよし抑も昨年十二月倫敦に於て開催した英支兩國關係代表者は先づ開灤炭坑石炭採掘方法は先づ開灤兩炭坑石炭採掘方法を改善すれば現在の出產額より多額の石炭を採掘し得べく現に兩炭坑より日本內地のみに輸出せる一年間の總額既に七十萬噸なるが若し採掘法完備せば年額百萬噸は優に輸出し得らるべきにより其實行に着手すると同時に現在の津榆線が單線であり同時に石炭輸出港たる秦皇島が不完全に

ては到底敏速な運炭が出來ざるより唐山及び山海關間の鐵道を十八箇月以内に複線に完成し秦皇島の埠頭を現在の三倍に擴張し進んで同所に二千五百萬元の資金を投じ一大製鐵所を設け開炭坑から産出する石炭にて附近の鐵礦は勿論安徽省寧興山からも原料を集めて一日平均二百五十噸の銑鐵を産出する熔礦爐を据附け四部に於いては白河の塘沽に大規模の埠頭をも築造する事等を決議せり所謂津瑜會議の一部が成立せるものにして今後は倘進んで秦皇島及び開港の擴張費及び秦皇島製鐵場設立費等多額の金額を英國から借款する筈なりと(六、三)

▲**煙濰鐵道密約**　(亞通)　山東省煙臺より濰縣に至る所謂煙濰鐵道延長百八十哩は戰前獨逸が優先權を有し屢々起工せんとして着手に至らざりしものなるが戰後山東條約第三條に於て我國が同一條件の下に優先權を獲得し他日第三國の投資に對しては先づ我國の承認を要すべき取極めたるに拘らず最近米人經營華盛貿易公司は全經費一千八百萬弗を以て一切の工事を擔當すべく已に支那側代表者と假契約を密訂し目下交通部に許可申請の手續中にて同部當事者に贈賄すべき金額廿萬弗は該公司代表者の手より支那側代表者に交付され極力運動中なりと云ふ右は曩に日支條約を無視し我優先權を破棄せんとするものにて果して交通部が之を許可すべきや否や疑問なるも深く注目に値すべきものあり今特に本社の手得したる同假契約全文を記載せば左の如し

(甲)支那側代表該鐵道創辦人王壺岳　連英煊

(乙)米人側代表華盛貿易公司代表者技師　郭士伯

一、甲は煙濰鐵道を敷設する爲め軌道、機關車、客車、貨車、橋梁、機關車機體其他一切の所要鐵軸材料即ち敷設に關する上述の鐵道必要品を購入し需要する事

二、乙は左記條件により前記の材料を甲に提供する事を約す

甲は正式契約調印の日に二千五百萬弗(墨四哥弗)を萬國共進銀行に預け入るべし

三、甲は前記金額の外尙ほ最初の七十五哩分の材料天津其他支那の港灣に到着するや直に二百萬弗(同)以上二百五十萬弗以下の金額を預け入る事を諾す計算はすべて米貨による換算率は本條約に記載の如く預け入れ支拂ひの日に於て定むべきものとす

四、其餘の貨物代金は甲は必ず契約に基き期を定めて之れを納付する事

五、本契約の決定を俟ちて甲は必ず責任ある國際銀行へ擔保を備ふる事且つ已に交付したる以外の一切の貨物代金は皆て双方の技師の證明せる所のものを必ず納付すべし卽ち左の如し本鐵道は段を分ちて竣成せしめんとす

第一段七十五哩、第二段四十哩、第三段百哩

每段工事完成後に於て之を綜算し交付すべき貨物代金は十二期に分ち六ケ月を一期とし六ケ年を十二期に分ち八ケ年を以て全部の貨物代金を皆濟する事

六、每段材料の貨物代金は甲は乙の銀行利息を承認し而して每段供給の日より起算する事

七、乙は現に供給する所の各種材料の驗算見積り書は據て甲の技師(支那人)と乙の技師(郭士伯)と双方に於て本契約を協定し置き交通部よりの許可證を待ち一週間内に於て本契約を決定する事、但し決定せざる以前と雖も此假り契約書は完全なる効力を有するものなれば兩者共必ず之を取消さざる事

八、本契約決定してより二週日以内に甲は必ず技師を派遣し乙の技師郭士伯君と合同して材料價格の驗算を定むる事但し概算に見積りたる所の價格が双方に於て同意せざる場合は第三者を依頼して評定を俟ち之を解決すること

九、甲が乙に材料代金を償還中にある期間は乙監理員を派遣し常に鐵道局に駐在せしめ置く權利あり且つ該監理員は諸帳簿を檢査する權利あり材料庫中の甲は未交付分を償ふに依り半年每に期限到らば必ず乙に貨物代金を支拂ふべし而して前記監の理員給料は甲より支拂ふべきものとす

一〇、乙は甲に對し米國の一等技師を供給し以て建築工事一切を擔任せしむ該技師の給料は甲より支給する事乙は本契約を決定し及第一回に交付したる銀百八十萬元を受領したる後四ケ月内に於て一切の材料の運搬を開始する事

一一、乙は本契約の決定を承認して後三ケ年以内に於て一切の材料を完全に全部供給する事但天災、地變兵亂、盜難の事故に遭遇したる場合は此限に非ず

一二、各種の材料を支那の港灣に送り來りたる場合は乙は必ず每次甲に通知し從業員を派遣し之を驗收せしむるものとす

一三、乙は一切の材料器具を米國鐵道公會又は米國機械工事車輛製造公會の現有に係る計畫表によりて之を供給する事

一四、一切材料の供給品が若し双方の不同意に會したる場合は別に一名公平なる第三者を招請し双方の贊成を經て公證人となり之を判斷する事

一五、一切器具の式樣及供給計畫書等は概ね甲の代表技師（支那人）と乙の代表者郭士佰と會同して之を商定す此變更する所の計畫は即ち最後の決定なるを以て双方共再び之を變改する事を得ず

一六、甲は乙の本線の延長線及支線增築の優先權を承認し且つ甲は乙の同意を得ざる以前に於ては他人と材料供給の約を訂結するを得ず萬一甲の此種の違反事項あるを發見したる場合は一件毎に罰金銀五萬元に處せらるゝ事

一七、本契約は權證を此假契約書に基き訂定するものなれば交通部より許可書を受領したる上にて之を決定するものとす故に決定せざる以前に於ては此假契約書を双方共必ず履行する事

一八、此契約書は中英兩文各二通を認め在天津米國領事館に提出し以て將來兩者に不同意の處ありたる場合に於て査究し而して證明を爲すに備ふ

且つ本契約書決定を見ざる以前にありては双方共必ず此假契約書に據り之を辦理すること

以上にして目時は明瞭ならず或は五日下旬なりと傳へらる、右は葉恭綽交通總長當時同氏諒解の下に起案されたるものにて各種條件の折合着かず遂に同氏在任中に締結を見る能はずして今日に及びたるなるが元來同鐵道の日本に優先權を讓渡したるは前記の如くなるを以て國際關係の複雜せる今日到底斯の如き內閣の許可する能はざる可きも米國側が斯かる密約を訂結せるに對しては相當の警戒と對策講究の要あるべきなり（六、一三）

▲烟酒聯合會と烟酒借款（申報）中國煙酒聯合會は昨日會議を開き烟酒借款の風說に就き前に政府に事實の有無問合せの電報を發したるに對し煙酒事務署よりは同署は國借款を交涉したる事無しと回答し來りたるも財政部よりは何等の返電來らず最近の消息によれば日本人は某代表を北京に派し全國烟酒稅を擔保として大借款を成立せしめんとし李士偉が其の仲介者の一人なりとの說あり又た烟酒署は英米烟公司に統稅を許可せんとし居れるが此等の事は支那烟酒兩業者の存亡に關すとて夫々意見を交涉一之に對する反對を誘發することゝなれり（五、一六）

▲英米烟公司捐稅條件（申報）英米烟公司捐稅條件は（甲）統稅本稅は百分の二五（乙）子口稅厘稅は免除す（丙）租界內は營業總額の百分の二十に按し徵稅す（丁）稅款は先づ二年を付す（戊）運輸營業には便利を與ふ（己）公司に優先權あり他商は之を例とするを得ず、當局者の入金の必要なる爲め通過に決し財政總長の責任を俟つて調印することゝし公司側は辯護士パシフドを以て調印し張壽齡の位地は動かすと（五、二四）

▲四鄭鐵道借款（申報）四鄭二千萬の日本債は契約を續訂し七分半の利息を九分半とし二千二百五十萬とし續世珏郭則泌と南滿の間に於て双方調印せり（五、二〇）

▲各種借款說（申報）人あり愼昌洋行と接洽し米金二百萬弗利二九五渡し某國森林担保の借款あり、又日本商との借款あり二百萬、利八、九四渡し、利息を扣除す、倘某要人は三千萬の烟酒公債發行を主張し其名を內債に借りて實は某國に賂はしむと云ふ（五、二〇）

▲特種庫券と軍費　鹽務署は又特種庫券五百萬を發行し交通部より引受け剛相文、馮玉祥の出發費各十萬熱河姜桂題及艦隊未拂金三十萬、本月中央政費二百萬を除く外餘は三巡閱使の用に充つることゝせるも倘ほ支配するに足らず（五、二八）

▲楊子機器の借款（新申報）楊子機器製造有限公司は營業困難により川崎造船所より日本金三百萬圓を借入れ契約期限を二十ケ年とし其の間同公司は日本の鋼鐵を買ひ日本に機を供給し日本工程師三人、技師四人、事務員若干名を雇入れ借款の利子は一分とし每年元利返のし外營業上の純益は日支均分することゝせり（五、一八）

▲海軍部の造船所抵當借款否認（新聞報）過日來江南造船所を抵當として米國より五百萬元を借款せんとすとの說喧傳され造船所全職員は北京外交部に反對電報を發したるが海軍部よりは海軍部內に於ては造船所を抵當として借款するの議無く新聞の報道は訛傳なるを以て疑慮を釋かれたしとの返電ありたり（五、二〇）

經濟界一班

▲全國商會聯合大會準備（各報）江蘇省商會聯合會は本年上海に全

國商會聯合會臨時大會を開催するに就き去る十三日商京に委員會を開き種々協議する所あり臨時大會の經費は六千元別に豫備費六千元合計一萬二千元とし一省にて六百元宛を負擔し開會期日は蘇州無錫上海の商會にて後日決定し期間は二十日間とすることに決定せり(五、一七)

▲駐佛支那商務官問題　(新申報)　佛國里昂春季米國サンプル陳列會には上海渡米絲業代表團より一度米國にて陳列せるものを携帶して陳列し歡迎の謝意を受けたるが秋季會期は十月一日より十五日迄開催さるゝに就き上海絲綢總公所沈聯芳は過日駐佛王那公使より公文に接したり、其の文によれば陳列品に對し佛公使館には商務官の設けなく政府は財政上の施設を爲す可らざれば上海總商會より英佛文に熟したる商務員を選定し政府より任命し之を駐佛商務員として商業を調査せしめ國際貿易を擴張せん事を申込むに在り、之が爲め沈聯芳は絲業者博覽會に送るべき品物の手續を商定せる外特に上海總商會正副會長に面會し切實に實行することに決せり(五、一五)

▲獨逸商人の商業恢復　(新聞報)　獨支通商は久しく喧傳され獨逸人の上海に於ける商業も漸次恢復の狀なり獨逸貨物の輸出は協約の規定により二割五分の關稅を納めざるべからざるも上海に輸入さるゝ染料釘等の獨逸品は其の數頗る多く每週獨逸品の輸入あり從前上海にて輸出業を經營せる禪臣美最時等の大班は已に大半來滬し前に使用し居たる支那人買辦を通じて商業を經營しつゝあり浦東に於ける美最時碼頭は支那交通部より管理後日商海洋社に貸與したるが其期限は八九月頃にて滿了するに就き各獨逸商人は從前の汽船碼頭の位置を恢復せんとし競爭甚だしく已に支那商人を伴ひ交通部に貸下げを運動する爲め上京せるものあり又た伯林獨華銀行重役會も亦た代表としてロストを上海に派遣したるが同人は共同租界江西路五十一號に事務所を設け前支那經理某と共に上海德華銀行恢復の準備をなしつゝあり獨支通商條約批准後直ちに其の實現を見るべしと(五、一九)

▲煤業銀行の組織　(各報)　上海の支那人石炭業者等は煤業銀行を組織することゝなり北京路慶豐銀行跡に籌備處を設けたり(五、二二)

▲棉業銀行の創立會　(各報)　上海棉業銀行は昨日午後二時より上海總商會にて創立會を開き章程を通過し秦潤卿等董事五人を選出せり(五、三〇)

▲中南銀行創立會　(中華新報)　昨日午後二時より中南銀行創立會開かれ韓君玉は主席蕭奕住を代表して同銀行設立經過を報告し歐洲戰爭以來武力競爭は經濟競爭に一變したるが支那は未開發の利源甚だ多く自國人が進んで開發せざれば他國人が我國人に代つて開發すべく我等在外支那人は支那に於て實業を興すこと頗る希望せるがそれには資本融通を必要とし資本融通は銀行を先務とするを以て奕住等は昨年秋歸國し同志を糾合し中南銀行組織を計畫し資本金二千萬元と定め先づ四分一即ち五百萬元を集め發起者にて三百五十萬元を引受け其の餘り一百五十萬元は海外在留支那人及び國內同志より募集したるに數月ならずして滿額となり已に內部の組織緒に就きたれば建物の修繕竣りて營業を開始すべしされば本日本行章程を決議し董事監事を選舉すべしと述べそれより章程を附議して通過し董事七人、監事二人を選定したり(六、六)

▲殖邊銀行再興計畫　(新聞報)　數年前支拂停止となれる殖邊銀行は更に新株を募集し債務を償還し營業を開始する爲め新舊株權利義務辦法六ケ條を定め北京農商部の許可を求め居れり(六、一〇)

▲米支航路汽船會社組織　(新聞報)　南米智利在住支那人歐陽詒瀚等は支那人の南北亞米利加に散在し商工業を營む者十萬人を越え旅客の往來貨物の運送額も年に數百萬元以上なるが外國船舶にのみに依賴することは支那商人に取りて不便なること少からずとて秘魯智利を初めとして南北米にある支那商人等にて資本金四百萬元を集め中華航業股分有限公司を創設し已に八年四月秘魯のリマに於て創立大會を開き航路は一は香港上海ホノルル墨西哥巴奈馬玖馬紐育とするに決し已に株金の募集を終りたれば上海裕豐公司の汽船華丙號を借入れ海軍部和船監督處の認可を得たれば不日航行を開始すべしと(五、二二)

▲招商局の改組　(各報)　輪船招商局は昨二十八日午後上海總商會議事廳に於て株主總會を開き組織の改革を決議し盛泮澄總經理に當選せり(五、二九)

▲招商局株主會の要求　(新聞報)　招商局株主聯合會は今回株主陳永霖の訴により會審衙門が株主總會議決事項の實行延期を言渡せしに對し此は會審衙門が個人の請により俄かに假執行の處分をなし招商局に不幸を致せし

ものなり公司條例第二百五十一條に董事監察人以外の株主が會議取消を訴訟する時は先づ其の株を納め置き且つ公司の請求により相當の擔保を出し以て株主の濫訴を防ぐべしとあり然るに會審衙門は此の事をなさしめず斯くせば今後租界内に設けらるゝ支那人の公司は毎日危險の中にあるものといふべしとて之に對して方法を講ぜんことを上海總商會に要求せり(六、一〇)

▲**漢冶萍の營業成績**（各報）漢冶萍煤鐵公司は四日株主會を開きたるも出席者法定數に達せざりし爲め流會となりたるが同公司今期の營業成績は利益六百五十四萬六千七百四十四元三角二分にして法定積立金百三十萬九千三百四十八元八角六分、特別積立金十九萬六百五十一元一角四分を差引き株主の配當は民國六年の例に照らし一等優先株一株五元四角、二等優先株五元二角、普通株五元として各項な引去りたる殘額の十分の一を事務員の慰勞金として剩餘金二百九十一萬八千四百六十三元六角三分を前期の剩餘金百三十三萬八千七百八十五元六角五分と共に合計四百二十五萬七千二百四十九元二角八分を次期に繰り込むことゝなれり(六、七)

▲**五月上海物價指數表**（民國日報）上海五月分の物價指數表左の如し

（本表以八年九月物價作爲百分）

類別	期間	五月末	前月末	去年五月末
糧食		一〇二、三	一〇二、〇	一〇五、〇
其他食物		一一一、二	一一一、四	一一九、〇
疋頭及其原料		九七、三	九七、二	一〇二、三
金屬		一一六、四	一一七、一	一〇八、九
雜工業用品	燃料	九九、〇	一〇三、一	九九、四
	建築材料	一一七、五	一一七、九	一一三、六
	其他物品	一二一、一	一二四、六	一〇〇、九
	雜貨平均	一一三、五	一一四、八	一〇四、二
總平均		一一二、八	一一五、一	一〇四、五
		一〇九、六	一〇八、四	一〇七、九

（六、一）

▲**北京工業現勢調査**（盛京）支那内地の工業者にしてモートルを使用するもの四百七十八工場未だ使用せざるもの一萬八千八百四十三工場にして合計一萬九千三百三十一工場に達す右の内北京に於けるものは略左の如き統計を示せり

業名	工場數	資銀(日給)
刺繍	一八	五……一〇
綿織物	二、三九八	一一……二八
毛織物	一〇五	一五……四七
雜織物	五七	一五……二〇
裁縫	四一七	一九……五一
染物漂白	二五一	一二……一九
機械製造	一一一	二〇……五〇
車輪製造	一一六	一五……三一
軍用器具製造	七	二〇……二五
金銀細工	三三五	一八……三〇
銅鐵器	八八一	一四……二九
陶器	八四九	一〇……二三
煉瓦	七八四	一三……二三
硝子	六二	五……四〇
製紙	二、三二七	五……一一
燈油製造	一、四九六	一二……二一
漆油製造	八五	三五……六二
製藥	八三	二二……二〇
石鹸製造	三二	一五……二五
製皮其他化學工業	二五〇	七……一四
酒造業	一、六六八	九……一三
菓子製造	二三六	一五……二〇
製粉	三一三	一〇……二二
飲食物	四〇五	一三……二〇
各種繪工	六八七	二一……三七
燐寸	九三	二一……四〇

交易所と信託事業

▲**中國證券交易所の組織**（中華新報）上海に交易所の證券の取引を行ふものに已に證券物品交易所及び華商證券交易所の二あるが最近復た中國證券交易所籌設の消息あり同交易所は上海支那商人中の有力者姚慕蓮等四十餘の發起組織せるものなるが資本金額は一百萬元と定め先づ五十萬元を籌集して開業する計畫にて仲買人四十名と定むと發起人の株引受は已に開始されんとし共同租界福州路同興里に籌備處を設立し進行事宜を規畫し居れるが端午節後日を擇びて株主會を開き各章程を議定する筈なりと（六、一）

▲**有價證券交易所**（申報）證券物品交易所あり支那商證券交易所あり併立は不可なりとの消息あるも中上海縣商會會長姚慕蓮等四十餘人の發企による資本百萬元の有價證券交易所の出現を見る同所は先づ五十萬を集め已に福州路同興里に於て事務所を設立し計畫中に在り五月節句後株主會を開き規則を定め登錄を願ひ出づる迄に進行せりと云ふ（六一）

▲**證券棉花交易所組織**（時報）證券棉花交易所發起人は昨日午後四時一枝香に於て籌備會を開き資本額を一百萬元とし二萬株に分ち四分の一拂込みにて開業することゝし陸嶸侯、金鑒、三婁、子怡、王搏九、王松堂、諸文綺、裘毓麐、范詠春七人を幹事に莊凌晨、彭桂坪を會計董事に其他を籌備員とし章程を通過したり仲買人の申込みは已に半數以上に達し株金募集は近日開始すべし籌備處は雲南路會樂里に設置せり（六、六）

▲**絲業公易所發起**（新申報）上海には近頃支那人の交易所を設立するもの頗る多きが絲商方面にても絲業交易所を組織せんことを發起し已に同業者屢次集議したるが其の結果多數の同意を得たれば目下株募集章程等起草中なりと（五、一六）

▲**紗布交易所消息**（各報）上海愛而近路紗業公會內の紗布交易所は準備已に久しく其の事務所は南京路民樂里に設けられ仲買人養成所は紗業公會內に置かれあるが來月十日後には開業するに至るべし同所株は七十餘元に騰貴したり（五、二五）

▲**絲繭交易所組織近聞**（各報）上海絲廠同業は同總公所に絲繭交易所の組織を提議し沈總理は目下各交易所は盛んに空商實を行ひ居るを以て將來絲繭總公所にて組織せば弊風を矯正せざるべからずとて先づ絲繭公棧を設け絲繭を貯存し現物取引をなし同業の空賣買の害を免かれしめざるべからずとし大會に意見書を提出するに決せり（五、三一）

▲**糖業交易所の組織**（各報）上海南北市糖業同行中糖業交易所の組織を發起し已に包廂點春同業公所にて會議を開きたるが同業者間の意見と一致するに至りたれば近日中同業全體及び董事等の大會を開き種々の打合せをなし株募集を始むべしと（五、二四）

▲**絲茶交易所の發起**（各報）當地の絲茶兩業者は同じく絲茶交易所を組織せんことを發起せるが中には兩業別々に組織すべしといふものあり目下研究中なるが何れ近く交易所の出現を見るべしと（五、二〇）

▲**金業交易所株分配**（各報）共同租界無錫路の金業公會は金業交易所を組織することゝなりたるが昨日同業者の會議を開き株の分配を決定せり（五、二九）

▲**紙業交易所組織**（中華新報）物品交易所條例頒布後上海紙業中に紙業交易所を組織せる者あり昨日各發起人より同業者を招集し利逢洋行陳列所に於て協議會を開きたるが多數同業者の出席あり主席葉兆鴻は開會の主旨を述べて物價を平準にし賣買を便利にし並びに同業の利益を增進の爲め同業者にして紙業交易所を組織せざる可らずと云ふ朱宵孳は紙業交易所章程て讀み多少修正を加へたる上全部通過し葉兆鴻、何徒初、朱宵孳の三人を籌備員に推したり（六、六）

▲**夜市交易所の發起**（各報）大發公司大世界は昨日株主總會を開き總理黃璞玖は大世界內に夜市物券交易所を組織し資本は一百萬元、一株十元とし先づ半數を以て營業を始め專ら證券棉糸麵粉等の夜市交易所を營むべし此の夜市交易所は米國、獨逸等にあり大に發達せりと報告し株主全部之に贊成し次で株分配に就き黃は大發公司株主は三分株を得其の餘は各業發起人及び各仲買人の共同投資とすべしといふが株主徐賢昌等は三分株にては少なきを以て黃が全股株主の代表とし發起人に對し三萬七千株を得べく交涉せしむることをせしめたり大發公司株は一株百元なるが夜市交易所關係後は一

株を十株とし一株十元の新式株と取換ふことを得ること、議決せり（六、一三）

▲信託公司の續出（申報）近日上海の支那商人が紛起して信託公司を組織し居れることは既報の如くなるが宋漢章、陳一齋、陳青峰、張顧山、田時霖、孫鐵舟等は中央信託公司の組織を發起し資本金を一千三百萬元と定め已に發起人にて引受け濟みとなり田を籌備主任とし事務所を漢口路一號に設けたり又た王一亭、顧馨一、范季美、顧棣三等は華商信託公司の組織を發起し資本を五百萬元に定め已に發起人にて半數を引受け半數は華商證券交易所に募集を委託するに決し昨日某處にて集議して王一亭范季美等五人を籌備員に擧げたり（六、六）

▲上海信託公司の組織（各報）上海商人樂振葆等三十人は信託公司の組織を發起し昨日發企人會を開き資金を二千萬元とし二十萬株に分ち一株を五十元とし四分の一拂込みにて開業する事を議決したるが其の場にて株の引受濟みとなり名稱を上海信託股份有限公司と定め事務所を北京路福興里に置くことゝなれり（五、二五）

▲中國商業信託公司（中華新報）上海に中易上海の兩信託公司先後發起されしが又中國商業信託股份有限公司を設立するものあり假事務所を望平街七號に設けたり（六、一）

▲中華信託の內容（各報）中華信託公司發起四十人は前夜一品香に集合したるが其の時株の引受數々倍となりたる爲め資本金を一千萬元にすることに決定し籌備主任を擧定せり同公司は發起の多望ある者等なりと（六、二）

▲信託公司の調査（新申報）數月以來上海に於て信託公司の發起さるゝもの九個の多數に上りたるが其の名稱及び資本、發起人は左の如し

一、中易信託公司資本八百萬元發起人は寧波人朱葆三、張謙三等

二、中國商業信託公司資本一千萬元發起人は染料商邱溝卿

三、中華信託公司發起人は姚棻蓮、顧馨一

四、大中華信託公司資本一千五百萬元盧小嘉

五、通易信託公司資本二百五十萬元發起人范季美

六、上海信託公司資本二千萬元發起人は樂振葆、王正廷

七、通商信託公司資本二百五十萬元發起人は劉家鼎、張文煥

此外の二個は未だ名稱決定せず各信公司託株目下の市價は中易が最も好く已に四十元に上りたるが六十元には騰貴する見込あり同公司は目下證券物品交易所と同公司株を同交易所市場にて賣買せんことを交涉し居れるが久しからずして事實となるべし次で好況なるは中國商業及び大中華なるが其の他の二三の信託公司は株は發起人にて引受け濟みとなれるも資金不足のものありまた一消息にすれば各信託公司發起人は其の多數なることは事業の前途に妨害あるべしとて合併して一大信託公司となすべきことを提議せんとする模樣ありとの說あり（六、一三）

日本新聞重要記事（大正十年五月中）

外交關係

▲チタ政府への對案（北京國際社卅日發）極東共和國支那兩政府間の通商問題に關し最近ユーリンと劉鏡人民との會見の結果外交部當局はユーリンに對し五十三ケ條を條約草案の正式認定を得る爲め提出することを承認したるが外交部に於ては目下草案に對する對案を起草中なり

▲露支交涉の條件（北京國際社卅日發）莫斯科政府は同地駐在支那代表陳公平氏を經て外交部に對し同政府代表を支那に派遣することに關して承諾を求め來りたるが支那政府は英國の例に倣ひ左の條件を附して要求に答へたり

（一）代表の資格は非公式とすること

（二）交涉を通商問題に限り政治問題には觸れざること

（三）絕對に過激主義の宣傳をなさゞること（一日時事）

▲露支關稅規定　極東共和國政府は輸入稅規定を公布し露支國境に於ては既に之が實施を見るに至れり該規定の要旨は左の如し（莫所着電）

支那より後貝加爾アムール及沿海州各稅關を經て輸入せらるる外國貨物に對しては支那より輸出の際支那稅關に於ける稅額に均しく課稅す又支那に於て特別徵收金を課するものは共和國に於ても同じく徵收金を追徵するも

のとす但し貨物は其發送者及受取人の國籍竝に貨物生産地の如何を問はざるものとす稅金の追補徵收金は金貨拂とし輸入禁止國に對しては露國稅率規定竝に營澤品規定に準じて處理せらる(四日日々)

▲駐支米國公使　(七日上海經由路透社發)　華盛頓來電　大統領ハーデイング氏はコーネル大學總長シュマルン氏を支那公使として選定したるもの如し

シュマルン氏は敎育家たるのみならず比律賓及び極東通として知られ居り數回比島委員たりし外日支兩國にも來遊せる事あり氏の外交官としての經驗は千八百九十九年希臘及び黑山國の公使に赴任せる事あり一面哲學、倫理學及び英文學等の造詣深し當年五十七歲(八日東朝)

▲山東問題を懇請　(倫敦特電五日發)　目下倫敦滯在中の朱啓鈐氏は近く米國に赴かんとす傳へらるゝ所に據るに彼は支那政府の使命を帶び米國大統領ハーヂング氏に對し再び米國が講和問題の解決に參加して支那の爲めに講和條約中の領土に關する規定殊に山東に關する規定に就き若干の變更を求めんとすることに就き其斡旋を希望せんとするにありと(九日時事)

▲露支通商交涉使　(哈爾賓特電)(八日發)　莫斯科發無線電信に依れば勞農政府はリトヴィノフ氏に對し支那との通商締約の件を委託せる爲氏は近く北京に赴くべくリトヴイノフ氏の到着する迄東支沿線代表ポピアンスキー氏之が豫備交涉をなすべく數日の後北京に赴くだらうと(九日日日)

▲香港總督の北京行　(廣東特電)(九日發)　香港總督スタップス氏は今回突如北上したるに對し廣東政府機關紙の傳ふる所によると其用向は(一)莫榮新氏の廣東督軍時代に締結せる借款條件中廣東省內の石炭採掘權を繼續承諾すると(二)威海衛と珠江河口黃浦廣東間約二十支那里の地を交換し英國人によつて開埠し將來支那政府自から開埠する場合香港の受くる影響を避けんとするにあると(十日日日)

▲日支共同警備　(十一日上海特派員發)　小幡公使は日本に出立前外交部に日支國境共同警戒を爲す規定を設くることに就いて意見書を送付せり其內容は琿春撤兵後日支兩國巡警を以て常分支那境界各地の治安を維持せんとするものなり(よ二日東朝)

▲威海衛放棄か　(上海特電十日發)　香港總督スタップス氏は十日上海を出發香港に歸任した氏の北京訪問に就ては種々の觀測が行はれ居り其眞相を捕捉するを得ないが最も有力なる說として傳へらるゝ所は威海衛を支那に還附し其代償として廣東灣の開放と廣東省內の鑛山採掘權を得んとするにあつて既に支那政府の內諾を得たと傳へられて居る此說に就ては尙幾分疑問を挾む餘地があるが而も北京政府との間に廣東政府に對する或種の諒解成立し且英國は威海衛を放棄して香港中心主義を變更し漸次廣東に手を伸ばさんとする計畫が顯著となつて來た事は充分察知する事が出來る(十二日日日)

▲廣東政府對英抗議　(上海特電十五日發)　廣東政府の對英感情は益々惡化し遂に此程廣東政府外交部長代理伍朝樞氏の名を以て香港大守スタップ氏に對し香港政廳が孫文氏大總統就任式當日香港在留支那人の祝賀會を禁止せること竝に香港在留支那人の廣東政府に對する財政的援助を嚴禁せるに就き正式の抗議書を提出せり尙上海に於ける民黨側新聞紙中には如上英國の廣東政府壓迫方針と日英同盟更新問題とを結び着け疑心暗鬼的論を掲ぐるものあり(十六日時事)

▲支那米に賴る　(十二日國際米聯紐育發)　支那大總統の顧問バートナム・レノックス・シンプソン(アットナム・ウイール)氏は公式陳述書を發表し支那は日英同盟の更新を防止する爲め米國の輿論の後援を求め居れりと聲明せり氏は曰く

余は同條約に關し支那代辨に任命され最近同問題に關し加奈陀首相メーゲン氏其他加奈陀政府當事者と會商せり支那が密かに聞く處に依れば國際聯盟規約第二十一條中の「一定の地域に關する了解」なる字句は日本が日英同盟條約は支那に關する一つの地域的了解なりと主張する目的を以て日英兩國政治家合意の下に選擇されたるものなりと云ふ、氏は聲明して曰く支那は改訂國際聯盟規約が斯の如き條項を包含するに反對する爲其特使を巴里及びゼネヴアに派遣せるなり(十六日東朝)

▲英國廣西援助　(十六日上海特派員發)　孫文氏は上海に於て發表して曰く信ずべき消息によれば英國小型の軍艦は彈藥を滿載して梧州に運び廣西軍は梧州に兵力を集中して廣東を計りつゝあり又一消息通によれば香港總督北上して北京政府と密約を結び威海衛を支那に還附し九龍の租借地を擴張して石龍に至らしめんとし一面廣西を援助して廣東を取込み密約の履行に便せ

んと云ふ（十八日東朝）

▲支那の西藏問題對策　（上海特電十七日發）　外交部は西藏問題に就き左の通り支那の態度を決定する事にした

一、シムラ會議の條件を以て標準となす能はず

二、民國五年の成案を基礎として進行す

三、境界線は總て從前の規定による

四、西藏の叛軍は支那より軍隊を派遣して討伐す

五、會議の形式は喀克圖會議の例に倣ふ

六、四川と西藏との境界線は參議院より人を派して規定す

外交部は之に關し駐支英國公使館より本國政府へ其旨報告するを承諾したるが在倫敦顧維鈞氏にも之を報じ且同氏に氏自ら英國政府と交渉を開始せよとの訓令を打電した（十八日日日）

▲日支協定要點　（十七日紐育特派員發）　紐育ウオールド紙天津特派員曰く日本は英米の離間策を放棄し、亞細亞主義の下に支那と協定を爲さんとしつゝあり其計畫の要點左の如し

一、卽時無條件にて山東を支那に還附する事

二、南北兩政府の融合統一

三、支那の財政的改革此の中には對支公債の帳消及び米國の例に倣ひて團匪事件賠償金を教育の目的に使用する事を含む

四、支那海軍の復舊及び日下叢古に活躍しつゝある露國ウンゲルン將軍に對抗すべく日支協同動作を採る事（十九日東朝）

▲獨支國交恢復　（北京特電二十日發）　獨支通商條約は二十日午前十一時調印外交部は內外に向つて國交恢復を宣布す條項七箇條なり

獨逸代表は支那に對し左の聲明をなせり

獨逸は支那に於ける領事裁判權を取消しヴエルサイユ條約中の支那に關する各條項の義務を履行す獨逸は從前山東省に於て所有せる一切の權利放棄を直接還付し得ざるを遺憾とす又北京獨逸公使館所屬練兵場の權利を放棄し俘虜收容費償還の準備をなし平等相互的原則を提起す而して俘虜收容賠償は三百萬元と相互に協定成立し之を十二回に分ち第一回は條約批准後八日以內に支拂ふ又北京漢口の獨逸銀行と成遂炭坑は條約を離れ別に取極めをなすに同意す

元來本條約は法制局外交通部農商部財政部等意見相違し暫時行懸みたるが頗る外交總長の說明にて諒解し漸く調印せるものなり（二十一日時事）

▲英國領事逮捕　（二十一日上海特派員發）　廣東政府より英國領事に對し英國軍艦が軍器彈藥を廣西に輸送したりとて抗議せるに對し英國領事は右の事實を否認し且多數の支那人が廣東市にて英貨排斥の演說を爲すは英支の友誼を害するものにして其實は支那當局の負ふべきものなりと反駁回答せり（二十三日東朝）

▲山東提出訓令　（二十七日上海特派員發）　外交部は顧維鈞、唐在復、魏宸祖、各公使に訓令して曰く

日本に膠島を還付する意あれど尙ほ獨逸との條約を根據となす由にて承認し難きにより尙ほ前議通り國際聯盟に提出の準備を爲し且つ各國に讓告せられ度しと（二十九日東朝）

南北情勢

▲舊國會議員飛檄　（北京特電廿九日發）　北京政府舊國會議員は國家危急存亡の時なるを以て此際萬難を排し臨時國會を開かんとし（一）共和國體保持（二）中央政府の鞏固（三）外交問題の解決（四）國內要政の維持（五）和平統一の促進の五大宣言を爲し散亂せる議員に飛檄せり（一日時事）

▲廣東討伐決定　（北京特電廿九日發）　天津よりの情報に依ると廿九日の天津會議に於て廣東討伐の件は愈左の通り決定したと傳へらる

一、張勳氏を討南軍總司令に陳光遠氏を同副司令に龍濟光氏を同參謀總長に推擧す（當初曹錕、王占元兩氏は總司令に張作霖氏を推薦したが張作霖氏は東三省巡閱使の要職に在る故永く任地を去ること能はずとの理由に依て之を辭退し爲に張、王、曹三氏は廣西の陸榮廷氏と最も親密である張勳氏を總司令に推擧した次第である）

二、奉直兩派より各同數の軍隊を出し江西省九江方面から南下し贛州より廣東省城を衝き一方福建省漳州から汕頭方面を攻め又廣西の陸榮廷氏に軍費を送り肇慶より廣東省城を衝かしむ而して右計畫を直ちに江西督軍陳光

遠氏、福建督軍李厚基兩氏に打電し兩督軍の同意を得次第即刻實行に移る右情報に對して北京政府當局は之を否認せず却つて昨今中官報を以て嘉奬せしめてゐる（一日日）

▲天津會議決定事項（北京國際ロイテル四日發）天津會議は近日中に閉會さるゝ旨公報を以て發表せられたり會議の內容に就ては詳細に之を知るを得ざるも其重要なる事項の進展を見たるもの二あり其第一は奉天督軍張作霖及直隸督軍曹錕の兩氏が軍費未拂金に充つるを理由として中央政府に引渡さざりし各自省內の收入を北京政府に納附せんことを公約するに至れること是なり之に依つて北京政府は收入額を五百萬弗に增加し得る見込立ちたり此五百萬弗は新總理の經費節減案に依つても經常費として必要なる額なり第二は湖北督軍王占元氏が湖北官憲に對し急速同省の選擧を行ふことを命じたること是なり

雲南、四川、貴州、廣西及び湖南の各省も湖北に倣らつて右の兩案を實行することゝ期待せらる會議集てたる後張作霖氏は奉天に曹錕氏は保定府に王占元氏は北京に向け各出發し王占元氏は張曹兩氏の代表として徐總統に對し會議の結果を報告する筈なり

▲廣東討伐は中止（北京國際ロイテル四日發）北京政府は內亂を望まず隨つて廣東討伐の計畫も中止せられたりと發表せらる（五日時事）

▲安福派首釋放（七日天津特派員發）安直戰爭後拘禁せられたる傷兵佐氏は外部より運動の結果三巨頭等の承認を待て去る四日釋放せられたり又曲同豐氏も張曹兩氏の來津を機として釋放されん爲め嘆願書を提出し以て前非を償はんとあり兩巡閱使は承認せりといふ（七日東朝）

▲靳內閣擁護通電（五日北京特派員發）張、曹、王三巡閱使は五日連名を以て各省宛て左の如く靳內閣擁護の通電を發せり

上年安福派倒潰の後を承けて靳總理重ねて內閣を組織するや舟楫局に當り國務に執掌し戡兵滅政の爲め積極的に進行を計り功績甚だ大なり近頃財政問題に起因し內政紛糾し退志を徵せり等大餘を默察するに此國家危急の秋に際し內政外交靳總理にあらざれば囘瀾するなし會議の結果靳內閣を擁護して大局を維持する事に決定せり各省に於ても一致して靳內閣を擁護し以て國本を定めん事を請ふ云々（七日東朝）

▲廣東閣員變更（廣東發某所着電）五日附大總統令を以て左の如く閣員の任命があつた

總長	次長
外交 陳烱明	伍朝樞
陸軍 陳烱明（兼）	程潛
財政 唐紹儀	廖仲愷
海軍 湯廷光	林永謨
參謀 李烈鈞	蔣尊簋
總統府參軍長	徐紹楨
大理院長	徐謙（九日日）

▲天下三分の形勢（北京特電九日發）張曹王三巡閱使入京し大局維持に決定したる結果張作霖を東北に置きて環古討伐に當らしめ內外蒙古を監督し王占元は長江一帶を扼し西南諸省と意志疏通の任に當らしめ福建浙江江蘇安徽を監督し曹錕は中原にありて張王を援助し黃河流域新疆甘肅を監督し中央を擁護南北統一を圖る等事實は天下三分の形となれり（十一日時事）

▲內閣改造の魂膽（北京特電十四日發）久しく停頓中なりし內閣問題は十四日大總統令に依り一擧にして解決せられたり卽ち現內閣は辭職を爲し大總統が之を許すと同時に靳雲鵬をして內閣を組織せしむるの形式を採らしめ大總統令に依り發表せられたり靳氏が天津會議に列席せる當初より作れる計畫にして業茲絆が飽まで自發的に辭職せざる結果先づ辭職を爲し業をして已むを得ず辭職せざる可からざる破目に陷らしめたるものなれば總理一派の舊交通系に對して排斥的態度を執りたるものなり一大智者たる靳士諒は交通部に移りて果して舊交通系に相對する成算ありや否や頗る疑問の存する點にして十分の成算あらばいざ知らず噂だ漫然部下に推されて交通總長たるものとすれば其他位生命は前途ありと云ふ可からず張曹王三氏は內閣問題を靳總理に一任せる關係上何等之に容喙する所なく靳總理は總統と協調を重れて最後の手段を執りたるものなれば舊交通系の反對運動の如何に依つては其前途は暗澹たるものあり新內閣は極めて親日の色彩濃厚なれば現在東京に開催中の對支政策會議の結果と相俟つて日支間の惡化せる現在の關係を緩和するに十分好結果を現はす可しと觀測せらる（十五日時事）

▲靳內閣改造　（北京特電十四日發）　十四日大總統命令以靳內閣之總辭職を許可し後任內閣を左の如く特表した

國務總理　靳雲鵬（留任）　外交總長　顏惠慶（留任）
內務總長　齊燮琯　財政總長　李士偉
陸軍總長　蔡成勳　海軍總長　李鼎新
司法總長　蕭　庚（留任）　教育總長　范源濂（留任）
農商總長　王　揖唐（留任）　交通總長　張志譚（十五日日）

▲靳總理時局談　（二十二日國際直電北京發）　靳總理は二十二日時局問題に關して左の如くに語れり

財政問題　余が今次陸軍總長の就任を辭したるは財政總長を援けて專ら財政整理の衝に當らんが爲にして此目的を以て近く財政委員會を組織して整理方法を決定すべし卽ち鹽稅關稅煙酒稅印紙稅等の整理に依つて國庫の增收を計り一方支出を減少して每年の政費を約五千萬元に節減する筈なり、猶厘金稅廢止關稅增加問題は必ず之を實行すべし此他國有鐵道鑛山產業等の改善に依りて財政の基礎を鞏固ならしめんことを期す又庫倫問題は既に大體の決定を見たるが猶來る二十五日總統府に於て閣員全部參謀部陸軍部員、三巡閱使等の聯合會議に於て最後の決定を行ふ筈にて右終了後三巡閱使は各歸任すべし

內閣問題　陝西督軍陳樹藩氏、更迭問題は猶未定なるが其他の各省長官は現狀維持として時變更せざる方針なり教育界の紛擾問題に關しては閣員に此際教職員の辭職を聽許して學校の改革を斷行すべしとの劇烈の主張をなす者あるが余は極端の手段に出づるを欲せず教職員側の反省を促して誠意を披瀝して意見の交換を爲し圓滿なる解決を遂げんことを希望す。五閣員就任問題、財政、陸軍兩總長は近く何れも就任すべく差當り次長馬聯甲氏をして代理せしめ教育界の紛擾解決後范源濂の就任を促がす筈なり（二十三日東朝）

▲奉直兩系軋轢　（二十三日上海特派員發）　三巡閱使の會見によりて張作霖氏は感情を害し二十一日夜憤然退去せんとしたるを徐總統靳總理等の慰留によりて引止められたるが原因は曹錕氏は張氏が蒙古討伐使を受取りながら出兵せず蒙古と和せんとするは惡事を貽すものなりと云ふにあり又張動問題に就いても曹錕氏は贊成せず徐總統に對し反省を求めたるものなりと吳佩孚氏も張氏が蒙古へ出兵せざるを曹錕氏に對し詰れりと斯の如く奉直兩派は全く齟齬を來し居れり王占元氏の調停にて張動を綏遠鎭守使に任ぜんとすとの消息あり又一說に張氏は孟恩遠氏を督軍統領に鮑貴卿氏を警察監に王揖唐氏を陝西督軍に推薦せりとも云ふ（二十四日東朝）

▲三省聯防協定　（二十四日北京特派員發）　南京よりの報道に據れば江蘇督軍と江西安徽兩督軍代表は南京に會合の上三省の平和と鐵道並に三省人民の保護を目的として三省の聯防を協定せりとの報あり協定は單に軍事上の連絡のみに止まらず政治的にも協調態度に出づることゝし江蘇安徽江西三省巡閱使は擧て李純氏が就任を肯ぜざりしものにして其必要なきを以て一致して同巡閱使の任命に反對することを申合せたるものにして其目的は王士珍氏の就任に反對するは勿論王占元氏に對抗し長江下流に於ける勢力を形成せんとするものなりとの說あり（二十五日東朝）」

▲北京會議效果なし　（北京特電二十四日發）　徐總統は本日も引續き閣員及び三巡閱使を召集し對南蒙古選舉等に就き審議したるが總統總理のオザナリの演說ありたるのみにて三巡閱使は意見を吐かず何等の結果なくして散會せり張作霖氏は直隸派研究系參交通系浙江督軍盧永祥派より排斥を受け前記兩體は張作霖討伐の意見に一致しつゝあれば或は恐るゝ可き結果を見る可しと信ぜらる

三巡閱使共に歸任準備を爲し居るも總統總理の懇請にて喧嘩物別れの緩和を圖りつゝあり（二十五日時事）

▲重要會議決定內容　（北京國際社廿五日發）　二十四日午後三時總統府に於て聯合重要會議開かれたり出席者は徐總統、靳總理を始め三巡閱使各閣員參謀總長及び府院の兩秘書長等にして會議の內容は極秘に附せられ居るも列席せる總統府員の談に曰く會議は主として蒙古善後策及び南北統一の二大問題を討議し其の結果計畫の大綱を確立したるが三巡閱使の任務としては張作霖は專ら蒙古問題解決の任に當り王占元は陸榮廷の援助及び雲南貴州四川湖南の各省の意志疎通に努む可く曹錕は中間に在りて聯絡及び調和に當ることゝ決定せり而して中央政府は右に要する金額の調達に任ずることを承諾し最後に徐總統は憲法制定の緊要事たるを述べ速かに議員選舉を實行するの

必要を主張し三巡閲使も亦是を是認したりと(二十六日時事)

▲蒙古會議　(北京特電廿五日發)　廿五日午後三時靳總理は國勢院に内外各蒙古王を招き蒙古會議を開催し席上靳總理は反過激派が外蒙を騒がし既に庫倫其他重要地點を占領した此庫倫の喪失は内外蒙古に執り存亡の關係あるのみならず支那の邊境に至大の影響を與ふるものであるから政府は張曾王三巡閲使と計り征蒙邊防を協定し近く實行する決心であるから蒙古王諸公の協力を希望すと述べ之に對しコンサンノロク王は蒙古側を代表し張作霖氏が兵を出し反過激派を驅逐して蒙古を救はんとするものに對し滿腔の謝意を表し征蒙には吾々も出來る丈け協力すべき旨を答へ午後十時散會した(廿七日日日)

▲教育次長更迭　(北京國際社廿八日發)　二十八日の國務會議に於て教育次長王章枯氏の辭職を許可するに決せり馬隣翼氏を其後任として總長范源濂氏の就任するまで代理總長たらしむ可しと

▲三巡閲使歸任　(北京國際社廿八日發)　曹錕巡閲使は廿八日午後一時北京發保定に歸任せり吳佩孚氏から陝西問題に關して至急歸任を促し來たりたるが爲めなり尚ほ張作霖王占元の二巡閲使は二三日中にそれ〳〵歸任の豫定なりと(二十九日時事)

財政經濟其他

▲公債條件成立　(三十日北京特派員發)　特別公債五百元發行の件は交通部と内國銀行團との間に既報の如き條件にて交渉漸く成立せり(一日東朝)

▲教育費新財源　(三十日上海特派員發)　直隸省教育會及び湖南省教育會は連合にて列國に對し團匪賠償金を全部支那教育振作の經費に充てん事提唱し其の輿論を喚起する爲め全國に通告すると共に先づ佛國白耳義及支那當局に請願をなせり若し佛白兩國先に承諾せば日、英、伊等は夫れに倣ふべく斯くして支那教育費は現在の十二倍に增加され目下の支那教育界の危機は直に解決さるべしとせり(一日東朝)

▲吉會線借款進捗　(奉天特電廿九日發)　吉會鐵道敷設借款交渉は稍進捗しつゝありと看做すべき理由あり更に若し張作霖氏にして加入するが如き暁には曹氏が假契約當事者たる關係上進捗を見るだらうと傳へられて居る而して一方小野興業銀行副總裁の北京行の用務も本件に關係あるものゝ如くである(一日日日)

▲廣東借款を認めず　(北京國際社二日發)　外交部は再び各國公使館に通牒を發し各外國々民が地方各省と借款をなすとも中央政府の許可なきものは無效なる旨を照會し同時に廣東軍政府は近く廣東銀行より紙幣四千萬元を發行し孫文は該紙幣廣東造幣廠及び廣東九龍鐵道を擔保として外國より大借款を起す計畫あるを探知したるが北京政府は斯る借款を決して承認せざりしを豫め通告し置く旨を照會したり尚ほ北京政府は近く各省に通電を發して廣東政府の發行する公債は中央政府の承認せざる所なれば内外人を問はず之に應じて損害を被るも政府は其責任を負はざる旨を布告する筈なりと云ふ(三日時事)

▲無線問答回答要求　(北京國際社七日發)　三井無線電信契約に關し曩に米國政府より同契約は支那門戸開放、機會均等主義に違反するものなりとの意見を送り來れるに對し日本政府は四日九日附を以て長文の通牒を送り一々米國の主張を辯駁し一方小幡小使も支那政府に對して五月五日通牒を送り三井無線契約は斷じて門戸開放、機會均等の原則に牴觸するものに非ざる所以を説明し且つ三井無線電信工事は將に完成せんとしつゝあることを云ひ日本政府が米支無線電信契約に關して曩に屢提出せる抗議に對し關係各部と協議の上至急回答を爲さんことを要求せり(八日時事)

▲新借款二千萬圓　(上海國際社七日發)　北京來電に據れば煙草製造工場借款は外交團の反對にて中止となれるが吉林會寧の借款三千萬圓内一千萬圓は政費に用ゐ得るものなるが内閣改造を待つて發表さる可し又海軍部と米國との間に上海造船所借款五百萬圓は海軍を北方に復歸せしむる費用に二百萬圓は漁業銀行を開く爲め、其餘の百萬圓は海軍部の經費となす可きもの又吉林黑龍江兩省の山林鑛山借款より更に八百萬圓を借り入る可しと傳へらる(八日時事)

▲吉會借款取消懇請　(上海國際社九日發)　當地中華民國學生聯合會は在北京日本公使に宛て北京政府は日本と吉會鐵道の三千萬元及び吉林黑龍江兩省の八百百元の借款を爲さんとすと傳へらるゝが右は直接に支那より利

權を獲得し且つ支那の禍亂を延長するものにて之が爲め香等は必ず北京政府を憎み貴國を嫉ふに至らしむ故に貴公使は貴國當局及資本家に對し北京政府の借款交渉を一切打切り取消すやう勸告せられ度しと電報せり(十日時事)

▲水利借款交渉進む　(北京特電九日發)　內國公債局總裁梁士詒と米國商社元和洋行との間に四百萬元の水利借款商談進捗しつゝあり右借款は直隸河南山西の水利工事に用ゆるなりと(十一日時事)

▲英國鑛山權獲得　(十日上海特派員發)　北京よりの報道に據れば英國が該東二十二縣の鑛山採掘權を取得したるは新銀團成立後にて列國は英國が新銀團規約を破壞せるものと認め必要の時に至らば此權利を新銀團に移轉せしむべしと(十一日東朝)

▲石炭採掘權否認　(廣東特電十日發)　莫榮新氏が督軍時代に締結したる英支借款條件中英國に廣東全省の石炭採掘權を與へたるに反對借該案を否認せん事を政府に請願する爲國民大會を開催したる同時に該會は一方英國が威海衞を黃浦と交換せんことを交渉しつゝあるに反對して政府の後楯となり若し成功しない時は香港支那商人と聯絡して同盟罷市を實行し最後の對策を採らうと決議して居る(十四日日日)

▲電車借款成立　(十二日北京特派員發)　市政協議會を通過せる電車借款改訂契約十八箇條(民國二年財政部と中法實業銀行との間に訂約せる契約を改定す)九日市政公處と中佛實業銀行との間に正式調印を經たるが電車會社は官民合辦とし資本金四百萬元の一半を政府にて分擔し一半を市民より募集し政府の分は中佛實業銀行よりの借款を以て之に宛民國二年財政部と中佛實業銀行との間に借款成立せる當時公債一億法を發行し中五千萬法を浦口其他の事業に使用し他の五千萬法を中佛實業銀行に預金せり政府にて分擔すべき二百萬元は此中より引出し市民より募集の分は本月十五日より愈募集を開始する筈なり(十五日東朝)

▲澳門築港確定　(十四日上海特派員發)　香港よりの報に依れば澳門築港計畫は既に支那葡萄牙と交渉を終りたるより約一千萬元を以て三年間に完成すべしと(十六日東朝)

▲團匪償金問題　(十六日北京特派員發)　駐英公使顧維鈞氏よりの報告によれば支那より列國に支拂ふべき團匪賠償金は明年を以て延期期限滿了に達する筈なれども支那昨今の財政狀態に鑒み更に十箇年間の猶豫を乞ふべく既に英米兩國に向つて運動を試みつゝありと兩國とも承諾の意あり兩國を通じて日本側の同情を求めつゝありとの事なるが一方各省教育會などを中心として此際列國の友誼に訴へ該賠償金を免除して支那學生の教育費に當てんとする運動弗弗有はれつゝあり

▲農商部の借款說　(十七日上海特派員發)　農商部は日本の順正公司と實業借款を締結し日支合辦にて安徽省の未だ採掘せざる鐵山を擔保として五百萬元を後者より借款し其の事業を經營せんとする說あり安徽各界聯合會は十六日右に反對の通信を發せり(十八日東朝)

▲倫敦のラモント氏歡迎會　(二十一日國際社倫敦發)　對支新借款團米國代表者トーマス・ラモント氏の爲めに對支借款團に加入せる英國銀行團主催の晩餐會あり多數名士出席したり

アダス氏演說　席上香上銀行支配人サー・チャールス・アダス氏は演說して曰く世界の平和に取りて東西洋の關係を定むること極重大なる問題はなかるべし而して英米兩國が此問題に就き相提携すること最も肝要なり新借款團は全然成功とは言ひ難きも人知の及ぶ限りを盡し幾多の困難に打ち勝ちて以て各國の利益を合同したり新借款團の調印後間もなく列國は世界各市場の大不況並に南北支那分裂問題に遭遇せり爲めに恐らく借款團は茲暫らく何等の活動も出來ざるやも知れず併し此の機會を利用して借款團が將來に爲し得べき事業を研究するを得て却つて得策なるべし借款團は直接間接を問はず支那の內政に干涉する意志は毛頭なく又支那の政權に關しても借款團は何等の意見なも有せず政體問題は支那人自ら之を決すべきなり

借款團の欲する所は唯支那政府が支那を統治する能力あれば足れり何となれば支那を統治し得る政府の樹立さるゝ迄は建設的目的のために支那に貸與すべき資本も自ら非常に制限されざるを得ず支那救濟は支那自身の努力に依る外に致し方なし故に借款團は支那銀行團と協力し支那銀行團が出來得べくんくば借款問題に加はり結局は當然負ふべき相當の負擔に任ぜん事を主張せり支那銀行シンジケートの出現せるは他に幾多の目的あらんも重に國內の流動負債を固定する目的のためなり若しこの新運動が支那國のために支那人の貯蓄を動員する事となれば借款團は是れにて其目的を遂したり

と言ふべし（噶采）支那南北の不和は大部分机上の事にして之を內亂と稱するは當らず何となれば通商上の收入は益々增加しつゝあればなり次でアヂス氏は支那共和國治下に於ける諸般の進歩に注意を促がして拷問の廢止支那新聞の自由、教育の普及及び婦人の開放等をその例として擧げ余は斯くの如き精神的に發達し來れる國を見限ること能はずとラモント氏答禮英國銀行團のラモント氏歡迎宴席上に於てラモント氏は答辭を述べて日本借款團よりの滿蒙除外主張撤回の成功を切言して曰く

日本が除外を撤回したる事は日本のため大なる利益なり余は日本銀行團が他の銀行團、同じ善意を以て盡すべきを信ず余は支那訪問中支那人の性格の根抵が鞏固にして勤儉貯蓄性來正直なるに感じたり余は支那人の將來あるを信ず

尙氏は北京に於ける目下の紛紜を甚だ遺憾とし支那政府大臣の內に協同の缺け居るを訴へ且つ結局支那は借款團に財政的援助を仰ぐに決するならんとの意見を述べたり（二十二日東朝）

▲對支獨賠償金　（二十北京特派員發）　捕虜收容費として獨逸より賠償すべき金額は三百萬元にして右は十二回に亘つて交付すべき筈にて尙獨支協約調印後三十日內に第一回分二十五萬元を支拂ふ筈なり尙獨支修交恢復の結果北京漢口兩市の獨亞銀行も還かず開業の運びに至るべしと（廿二日東朝）

▲財源捻出策協議　（北京特電二十日發）　靳總理各閣員及び三巡閱使は十九日靳氏の私邸に會し財源捻出に就き密議し先づ煙酒稅を擔保として借款するに決定し之を內債とするか外債を起すかは內閣に一任せり（二十二日東朝）

▲吉會鐵道借款　（奉天特電廿日發）　吉會鐵道敷設に關する借款問題は日支間の交涉成立したとの說がある滿鐵の遠藤技術部長が北京に行つたのは材料賣買契約締結の爲めで同氏歸任の上滿鐵より材料を供給の上直ちに工事に着手する豫定であると（廿二日日日）

▲京奉復線借款　（上海特電廿三日發）　北京政府は今回京奉鐵道唐山山海關間（約百哩）を復線とする事とし其工事費として英國から百萬磅を借入る事となり廿二日交涉を開始した（廿四日日日）

▲借款團協議開始　（上海國際社二十五日發）　正金銀行取締役小田切氏は今朝米國銀行團代表者スチーブンス氏と當地に於て會見し借款團の件に關して協議を開始せりスチーブンス氏が二十八日米國に向け出發するまで每日會合協議する模樣なり

小田切氏の語る所に據れば氏はスチーブン氏と日本に於て會見の筈なりしもスチーブン氏出發の都合にて當地に於て會合することゝなれり今朝の會見の際スチーブン氏は三千萬元の新借款の締結するの件に就き度々支那人の實情を受けたり其の實否如何と問へり依つて余は全然其の無根にして余自ら之を知らざる程なりと答へたり又事實斯る事ありとすれば正金銀行の知らざる筈なく且つ三千萬元は大金なれば何れ日本の各銀行に於て相談の上公債を起さゞる可からずと語れりスチーブンス氏が曾て北京に於ける或る會合の席上にて日本が單獨にて舊き借款の整理に着手するは宜しからず當然他の諸國も同時に整理に着手すべきものなりと語れる由上海の新聞は報じ居れるが事實如何との質問に對して小田切氏は斯ることは決してあるまじ現今の支那の狀態にては借款整理は出來難かる可し新借款團は未だ支那政府の承諾を得ざるが故に余は今回北京に赴くも差當り何等の用事もなかる可し併し現在の支那は資金缺乏其極に達し居ること故如何なる事業にも資本の必要を感ずること急なり故に新借款團を承認せざるも然も資金の必要起れば北京政府は必ず新借款團に交涉を開始することとなる可しと語れり（二十六日時事）

▲吉會借款調印さる　（北京特電廿五日發）　支那側通信は吉會借款本日調印すと報ぜり（二十六日時事）

▲吉林造紙公司許可　（二十六日奉天特派員發）　昨年來吉林に於て大倉男と當時吉林督軍たりし孟貴卿氏との間に大體に成立した日支合辦の造紙公司は吉林產業の開發を目的とし官民の諒解を得たるが數日前北京農商部は之を許可し來れり同公司は吉林督軍より土地及び製紙材料を現供し大倉男は資本金五百萬圓を投じて經營することに決定目下事業着手の準備中なり（二十八日東朝）

▲支那從價稅承認　（華盛頓電報廿六日發）　米國上院外交關係委員會は支那へ輸入する商品に五分の實收を生ずる從價稅を賦課する權限を支那に與へる條約の批准を可決した此條約は舊關稅法では其收入が列强の承認したる正五分にならないと云ふ理由で支那の要求に由つて千九百廿年十月二十日調印されたものである（廿八日日日）

會報

東亞同文會春季大會

五月三十日午後四時より華族會館に春季大會を開けり、先づ白岩幹事長代理昨秋季大會以後日支兩方面に於ける事業に付、又田鍋幹事は會計事項に付報告する所あり、次で牧野會長議長席に就き議事に入り、相談役、評議員、會計監督、幹事の改選を行ひ、全部重任と決せり、右終りて秋山青島民政長官の講話を聽取し、夫れより別室に於て支那胡公使並に同館員を主賓とし懇親の晩餐會を開き、席上小幡公使の講話ありて、一同歡談同九時散會せり。

出席者

來賓

國勢院總裁 小川平吉　　男爵 伊集院彦吉
全權公使 小幡酉吉　　中華民國公使 胡惟德
民政長官 秋山雅之助　　外務省通商局長 田中都吉
外務省歐米局長 松平恒雄　　同 會計課長 松平直吉
同亞細亞局第一課長 木村銳市　　總領事 高尾亨
中華民國秘書官 江洪杰　　中華民國陸軍武官 岳開先
同 海軍武官 林國賡　　同 陸軍副武官 趙傑世
同 主事 章鴻寶　　同 留學生監督代理 徐夢麐
同 隨員見習 楊雪倫　　同 隨員見習 陳以益

會員

五百木良三　井上雅二　一宮房次郎
井上清秀　石井八萬次郎　井田武雄
和泉政治　石川宮次　礒村壽喜
遠水一孔　原口聞一　原二吉
西村虎太郎　本間貞亮　男爵 小澤武雄
大島新　岡田晉太郎　岡野增次郎
大内又太郎　龜井陸良　柏原文太郎
片谷傳造　何盛三　河原橋彌
笠利清吉　加藤日吉　米田實
四倉武保　吉永保三郎　田鍋安之助
田邊爲三郎　子爵 曾我祐準　佃信夫
對馬健之助　長岡外史　中島眞雄
中野常太郎　中西正樹　中村六郎
中川義彌　內藤熊喜　上島清藏
野村潔己　葛生能久　熊谷直幹
山成喬六　山口勝　谷田部中次郎
柳瀨清子爵　牧野伸顯　牧田武
福迫龜太郎　公爵 近衛文麿　小山秋作
河野久太郎　神津助太郎　河野仙之助
油谷恭一　澤柳政太郎　清浦敬吉
清藤幸七郎　宮田武義　白岩龍平
島村孝三郎　平原文三郎　盛田曉
森猛熊　世良一二　關菊麿
杉田定一　鈴木恭堅　鈴木和一
澄川友敬

春季大會議事速記錄

大正十年五月三十日午後五時十五分開議

會務報告

幹事長代理白岩龍平君　牧野會長が御見えになりましたら初める積りで御待たせ申ましたが、大分時間も經ちますから報告の概要を申上ます其中會長が御見えになるだらうと思ひますから其御積で……昨年の秋季大會以後本會事業の大體に付きまして御報告を致します、第一に本會役員の異動でございますが、常任幹事土屋鼎君が病氣で職務に盡瘁さるゝことが出來なくなりまして、本年の三月に辭任になりました、で會則に據り臨時補缺を致し會員の牧田武君を幹事々務囑託に、引續き常任幹事に推薦致しました、牧田君は矢張同文書院第一期出身の校友でございまして、多年楊子江方面に在勤して汽船會社の事務を昨年まで執つて居られました、此人を至極適任と考へまして推薦した次第であります、次に會員の移動でございますが、現在の會員總數は二千六百十四名、今期中新入者が五名、會員の死亡されたのが十名、差引五名の減員になりました、此席に於て特に御報告致しますのは會員中評議員男爵近藤廉平君、同小池張造君が最近病を以て逝去されました、本會は多年本會の爲めに援助を與へられたる御兩君に對しまして深く感謝の意を表する次第であります。

（此時會長牧野伸顯子議長席に着く）

それから東亞同文書院の事に付て申述べます、書院は毎年八月を學生の入學期と致して居りましたが、入學の時期を毎年四月に變更致しました、是は從來の如く毎年八月を入學期に致しますと、內地に於ける各學校の試驗を終りまして唯同文書院の如き學校だけが新生徒を募集することに相成ますから、自然優良の分子を迎へるに付きまして十分でないと云ふ恨がありますし、又もう一つには毎年六月に卒業生を出して居りましたのでありますが、是れ亦就職上繰上げました方が種々の便利があります、此二點から本年より入學期を前述の通り變更致しました、それから修學年限の件でありますが、從來二十年の間書院は三箇年の修學年限として學生を收容して參りましたが、段々時勢の進歩に依りまして學科を多少高めたいと云ふ希望もあり、書院學生は內地の各學校の課する課程以外に特種の負擔卽ち支那語及支那の事情と云ふことに付きまして最も多くの時間が割かれるのであります、それで卒業生の學力——實力と申す點から多少遺憾の廉がありますから、經費其他の關係もございますけれども、色々研究の結果學年を四年と延長致しました、本年四月に募集しました學生から初めて、將來は四學年制度と改めました、以上學期及學年に關し此二つの改革改良は必ず書院の將來の實質上に良好なる成績が現はすことゝ信じて居ります、書院財政の事に付て聊か申上げますが、銀價暴騰の爲めに此二年間非常な經濟上の困難に遭ひまして、政府若くは民間より特別の援助を受け、纔に此困難を凌ぎましたのでありますが、幸に最近御承知の通りに銀價が大變安くなり、殆ど金銀平價の狀態であります、若し今日の如き狀況で續きますならば、書院の經濟は餘程やり良くなる立場に在ります、然るに昨年度に於きましても上半年は銀價が却々高かつた爲めに非常に經費の不足を告げ之に向つて資金の塡補の必要が起りました、それで政府に請願致しまして、本年三月末に四十四議會の追加豫算として金拾五萬圓を、從來補助を受けて居ります金額の外に特に本會の爲めに政府から補給されました此拾五萬圓の中拾萬圓は前申す通り金銀差額の損失塡補に充てる爲めに交附されましたので、其方に全部充當致しましたが、他の五萬圓は東亞同文書院の教育事業に付て其必要が益々朝野から認められまして、政府に於ても特に書院の教授圖書館或は海外留學生と云ふやうなことに付きまして一層の改善を加へ、內容の充實を圖る爲めに其經費として本年度分金五萬圓を補給になりました、此は御承知の通り民間經濟界現況に照し、到底寄附金等を募りまして是等の費用を支辨することの極めて困難な時機に際しまして本會に取りましては多大の感謝を表する次第でございます、會員諸君に此點は特に御報告申上ぐるのであります、それから矢張上海同文書院の經營の一部と致しまして前回に於ても御報告致しました通り支那の學生を收容する爲めに、新に寄宿舍講堂等の設備を致しましたが、排日の結果としてどうも支那の教育部等を經ましても各省に委員を派遣して勸誘致しましたけれども、其成績甚だ良くありませぬで、第一期入學生五十名の豫定に對して僅々九名の入學を見るに過ぎなかつたのであります、併しながら此九名の學生は最も熱心な態度を以て學藝に從事し、書院の日本學生と比較して成績も惡くなく、又勉強の有樣も日本の學生に優るとも劣ることはない有樣であります、さうして各方面から、各省の方から參つて居るのであります　何れも熱心と父兄若くは其地方の推薦に依つて出て來た人でありまして、此八九名の人は誠に少數ではありますが、書院に於ては之を代表的の學生と認めまして、極めて叮嚀懇

切に教授を致して居ります、是は此學生に對する書院の態度は必ず後日に支那學生部を段々擴張し又之を養成して行きます上に付て良好なる結果を生ずることゝ信じて居ります、それから本年度に於ては更に五十名の學生を募集する見込み以ちまして、先達から書院より委員を出しまして直隷、陝西、山東、河南、湖北、江西、浙江、江蘇、是等の各省に親しく書院の委員が參りまして、其教育擔當者と協議を遂げまして、そうして優秀なる學生の選拔派遣を交渉致しました所が、排日の稍々緩和して居ることも一因とは存じますが、今回は大變成績が好うございまして何れも地方の官費を以て派遣をすることを内約し、或は個人で熱心なる父兄が進んで其費用を與へて特に同文書院に委託をすることに定めまして、今の所五十名の定員を得ることに困難でありますが、先づ二十四五名位の新學生を本年は得る豫想になつて居ります それから昨年の大會に於きまして御紹介し且御報告致しました書院副院長石川一郎君が赴任になりまして、院長根津氏を援け種々なる改善刷新に付き院長と共に鋭意努力して居られます、支那學生部の如きも根津院長始め新副院長の熱心なる指導に依りまして、段々と成績を擧げること、深く期待して居るのであります、同文書院は從來院旗が制定されて居りませぬのでありましたが、今回設立二十週年を機として院旗の制定を致しました、旗の標章と致しましては同文――文を同じうするの二字を取り、本年二月紀元節日を以て院旗制定式を擧げました、學生の體育衞生其他風紀等の事に付きましては格別申上げる程のことはございませぬから省略致しますが、唯此期間に於きまして職員學生を通じて死亡者は一名もなかつたと云ふことは喜ぶべきこと、茲に御報告申上げます、次に修學旅行、毎年卒業前の學生を各班に分けまして支那内地を縱橫に旅行させ其報告を卒業論文のやうな意味に於て書かせる、さうして從來の學生の心臟を掴り尚支那の事情に親しましむると云ふやうな目的で毎年修學旅行を實行して居るのでありますが、是は同文書院の特色として見るべきものであらうと考へます、本年も暑中休暇を期しまして、來年卒業を致しまする學生を、短いのは三十九日長いのは九十日位掛けまして、殆ど支那の各省全部に亙り五人乃至七八人と班を分けて旅行をさせます。其豫定は委しく表にして供へてあります。

右表に由れば本年も亦雲南貴州を除くの外滿洲蒙古其他海岸線も揚子江流域も尾籠漏らさゞる所なきまでに計畫を致して居ります、さうして調べますことも主として經濟調査金融調査或は物産の調査と云ふことをそれ〴〵項目を分ち目的が定められて居ります、此修學旅行の結果は先刻申しまするやうに、學生の精神修養にもなり又實地見學が卒業後の身を立て道を行ふ上に於きましての有力なる基調となる次第でありまして、又其報告は從來御承知の通りに本會に於て編纂を致しました支那經濟全書、又最近に支那省別全誌、是等の書物となつて現はれて居ります、勿論學生の旅行でありますから調べました事は全部金玉の文字ではありませぬ、又專門に亙ることは夫々の專門家に讓ることは勿論でありますが、之を取捨整理致しましてさうして之を編纂致しました結果から見ますと、浩瀚なる支那經濟全書の如き支那省別全誌の如きは支那に關する典籍と致しましては御承知の通支那は文字の國でありますから、各省別の通誌、各省通志、府志縣志等の著述があり又方輿紀要、永經註等の如き何れも彪大な記錄が古來あるのでありますけれども、廣く支那の全部を南北となく東西となく、實際の事實を近代經濟の調査法に依つて調べました其結果の書物としては支那にも是はございませぬ、又歐米人の書物著述に致しましても科學的の專門のものは有益なる書書がありますが、本會の出版致しましたやうな大著述、經濟本位の記錄、さうして支那の殆ど全體に亙りました精密な調査と云ふものは、從來歐米人にも比類がないのでありまして是は學生の旅行の副産物として本會の誇と致しても宜しいものと思ひます。上海に於ける東亞同文書院の事は是だけに致しまして、東京同文書院、及目白中學、是は御承知の通りに東京同文書院とは支那の學生を收容する目的の爲めに經營致して居るのでありますが、段々支那の學生が減じました結果今日は各級を通じて二十一名、目白中學の方は日本學生が六百八名、で此支那學生並に日本學生に對して從來の通り學生の教養に勞めて居ります、細目に亙りましては報告を書きますが、學校の内容に付きましては茲に記錄がございますからどうぞ御覽を願ひます、尚本年度の本會の新事業と致しまして、天津及漢口に支那學堂を造りますことに昨年來計畫をして居ることは御承知の通りでございますが、右の中天津は本年七月までには校舍の建築が竣工致します、尚漢口の方も本年八月には工事の全部が出來上る豫定である、之に就きましては本會の柏原幹事が實地に出張致しまして、土地の

敢得礦業其他に付て、周密に世話が致して居りまして、排日熱の倘旺んなるに拘らず、適當の土地を得又坑業等の事を始めることを得ましたのは本會の仕合せとする所であります、是は幸ひ柏原幹事が昨年十月より出張して居られまして昨年歸朝されましたから、時間の餘裕に依り後刻倘同君から詳細御報告致したいと存じます。

調査編纂部の事は前回に於て大體御噺した通りでありますが、本年度に於きまして出版しましたのは、支那の外交及財政三枝法學士の著述であります、此外第四回支那年鑑、支那貿易と云ふやうな圖書も出しました、尚次年度に於きましては、支那鐵道、再版支那鑛業誌、斯う云ふやうな各種の書物を出版する計畫の準備中であります、それから雜誌支那、のことは付て御報告致しますが、唯今發行部數が千六百部、其中無料送付が四百五十部、代價を受けて配付致して居りますものが千百五十部、此雜誌支那のことに付きまして一言申上げたいと思ひます、支那の事に關しまして各方面の團體又は結社より種々なる雜誌類のものが發行されて居ります、或は支那文と半々にしたものやら、或は政治を論ずるもの經濟を論ずるもの等御承知の通り澤山ありますが、本會で發行致して居ります雜誌支那は最も久しき間發行を續けて居り、内容も段々改良を加へました結果、今日支那に就きまして日支の各地に於て出て居る雜誌の中では、先づ出色白眉と稱して宜からうと云ふ一般の評を得て居ります、因てどうも同じやうな團體若くは發行者に於きまして同じやうなことを幾つもやつて行くよりも出來得るならば本會の雜誌支那を一層改良し、更に内容を豐富にし、さうして之を支那に關する日本の唯一の中央雜誌たらしめ一般の機關として利用せしめたいと云ふ希望があると云ふことを世より聞きまして研究すべきことゝ考へて居ります、會員諸君に於きましても何か御注意がございましたならば、どうか遠慮なく御助言を賜はりたいと存じます。

大體今御報告を致したいと思ひましたのは以上の各項でございますが、茲に一言附加へ申上げたいと思ひまするのは、近き數年の間は日支間に從前幾ど經驗をしたことのない、又今後も再び有ることを希望しないまでに國民感情の不愉快な現象がありましたのであります、然るに局面の變遷と時日の經過とに依りまして今日は此日支間の極めて不愉快なる感情を一轉して新たなる機運を迎へつゝあるのではないかと考へるのであります、隨て東亞同文會は歷史あり、又支那に最も親しき關係を有つて居らるゝ會員諸君の團體であります故に、此國際關係の一轉機に際し、一層本來の主旨として、本會の多年尤も力を注ぎました所の教育文化等の事業に向ひ更に一層の力を注がなければならぬ、又是等の教育文化等の事業が國際關係を改善致します所の基調である、根本であると云ふことであるとすれば、新たに生れました所の日華學會或は實業團體の創設に係ります所の日華實業協會、是等の新たなる團體も本會と略ぼ同一の趣旨の下に生れましたものであれば、互に戰力協調致しましてさうして本會の使命に付て一層兩國の間に意義ある活動を進めたい、崇高眞摯なる本會の使命は一段の努力を時勢は今正に要求して居ると考へます皆樣に於ても定めて御同感と存じ此上とも御注意御援助を仰ぐのでございます、尚會計の事に付きまして幹事田鍋君より御報告がありますから、自分から申上げます事は是だけであります。（拍手）

會計報告

幹事田鍋安之助君　歐羅巴の大戰中から引續きまして銀價騰貴の爲めに東亞同文書院の經濟が非常な困難に陷りましたことは昨年も既に申して置きました所でありますが、近頃になりまして漸く銀價も常に復しまして、其爲めに東亞同文書院、惹いて此同文會の經濟狀態も略々常の有樣に復することになりました、此機會に於きまして同文會が此困難をどう云ふ風に切拔けたかと云ふことを一應御報告申上げて置かうと思ひます、御承知の通りに同文會の收入と云ふものは全部金であります、然るに東亞同文書院は銀貨國に在りますから、銀が騰貴致しますと云ふと、收入は增さないで支出は非常に增すと云ふことに——それだけ增すと云ふことになりますので此困難を來しますのであります、此銀の騰貴は既に大正九年の頃からして來て居りましたのでありますが、初めの間は左程甚しいものでもありませぬのでしたから、矢張從來の通りに金を其時の相場に從て銀に交換致して支拂を致して居りました所が其後になりまして益々銀が騰貴致しますので、今までのやうなことをやつて居つては其交換の際に莫大な損失をすると云ふことになりましたか

ちして此損失を免れる爲めに大正六年十月一日から致しまして此方で受入れます學資だとか或は政府の補助金とか云ふものは、上海に送らないで内地で金で支拂ふもの丶外全部東京の正金臺灣三井三泰朝鮮住友、此六銀行の本支店に預けまして此處に積立てることに致しました、さうして上海の書院で要りますだけの金は之を擔保として毎月其等の銀行の上海支店から銀で以て借入れると云ふ方法を執りました、どう云ふ譯でさう云ふ事をしたかと申しますと、歐羅巴の戰の爲めに起きた銀價騰貴であるから、戰が止んだならば又下落するであらう下落した時に銀に切換ゆればよいと云ふ事からさう致しました、それで交換に依つて生じます所の損失は免れると云ふ見込が立ちましたのであります、けれども銀を借りますには矢張時の相場に依つてそれに相應するだけの金を此方の銀行に積立てなければなりません、例へば百弗の銀が二百圓の金に相當致します際に、上海で一萬弗の金を借りやうとすると二萬圓の金を東京の本店へ積立てなければならぬ、又百弗三百圓致します時は三萬圓の金を積立てなければ壹萬弗の金が借りられぬと云ふ事情がありますので、擔保に致します金を造るのに非常に困難を致しました、勿論是は定りました學資だとか政府の補助金で迚も足りるものでありませぬ、初めの間は此處で度々御報告致しました通りに二十五萬圓餘りの基本金がありましたのですから、之を銀行に預けましてさうして學費や補助金で足りない所を補足して居りました、けれども此金は大正八年度の初めまでには全部擔保に入れ盡して仕舞ひました、それで其後は臨時の借入金を致しましてさうして其擔保を補足すると云ふことにして居りました、それでも金々銀は騰貴します一方でありますので、大正八年の末に於きまして政府に補助を願出ました所が、幸にして大正九年四月になりまして拾八萬餘圓の補助がありまして、其中拾四萬餘圓は經費中に使つて宜い性質のものでありましたからして、之で以て從前の借入金の一部を返却致しまして、さうして其餘りを以て大正九年度の爲替差損の資金に充てることに致しました一體ならば大正八年度に借入れた金を全部返すのが當り前でありますけれども、さう致しますと九年度がどうしても淺げませぬものですから一部を返して一部は九年度に繰越しました、其爲めに大正八年度に借入れました借金の中十萬圓は其年に返すことが出來ませぬで九年度に持越さなければならぬことになりました、九年度になりましても此年度の初めまでは銀は中々高うございましたけれども、今申す金を預けてそれを擔保に銀を借りると云ふ方法は八年度限り即ち九年三月三十一日限り打切りました、さうして大正九年四月一日からは時の相場に應て銀に替へると云ふことに致しました何故さう云ふことにしたかと申しますと之には色々の事情がありましたのでありますが、大正六年に左の方法を執ります當時に此戰は今後二年續くものと見て置いたならば大丈夫、其中には止むであらうからして隨て銀も下落するやうな見込で二年間すれば宜いと云ふ凡その見込でありました、所が二年經ちまして成程戰は止みましたけれども銀は依然として下落しませぬ、それで更に半年延しまして大正九年三月三十一日まで今の方法を續けましたのであります、それでも銀は矢張何時になつて下落すると云ふ前途の見込が立ちませぬ、それで何時までも此方法を續けて行くと云ふ譯に行かないと云ふのが一つの理由であります、今一つは上海に於ける銀が段々拂底致しまして、銀行から銀を借りると云ふことが非常に困難になりました、此二つの理由から致しまして右の方法を大正八年度限りに打切ると云ふことに致しましたのでありますが、大正六年十月から九年迄恰度此方法を二箇年半程續けて居りました、其間に上海で右の通りにして借入れました銀の總高が約四千萬弗であります、それに對しまして擔保として積みました金が東京に六十六萬圓餘、上海に四萬圓、約七十萬圓程のものを積立てました、大正九年度になりまして一二箇月致しますと銀が暴落を初めまして、一時百弗に對して二百七八十圓に上つて居つたものが段々下つて百六十圓内外になりましたから、此時が切替時であらうと云ふことで、今申し上げました、借入れの銀と積立てました金とを決濟致しました、大正九年九月から八月までの間に四十萬弗許りの借入れ銀を全部決濟致しました、今から思ひますると云ふと今少し待つて居れば銀はずつと下つたものを惜いことをしたと云ふ感じがないではありませぬが、其當時各方面のさう云ふことの輪しい方に色々意見を聽きました所が、亞米利加では一オンスを一弗で買つて居るのであるし、此上多分さうは下るまいと云ふ意見が一致致しました中には此際が切替時であるから此際に切替へるが宜しいと言つて親切に注意して呉れた人もありました、それともう一つ切替を急ぎました事情は大正八年の末頃から致しまして、上海に於ける借入銀の利子が非常に高いことにな

つて居りました、一時は二割二分二割五分と云ふやうな高い利子になつて居りました、其後引下げましたが尙一割七分位で、銀行に依つて少しづゝ違ひます、それでも尙銀行の方では此金は學校のことであるからと云ふので、上海の普通の市場よりも安く貸して居て呉れたのです、それでさう云ふ高い利子を何時までも借りて置くと云ふことは非常に不安心であり、前途に銀が非常に下ると云ふ見込があれば又借りて置いて宜いが、もう多分之より下るまいと云ふ意見であると云ふと、玆が切替時であらうと大正九年五月から八月までの間にそれを切替へてしまひました、それで借入金の大部分は償却してしまひましたのでありますが、尙二口の借金が殘つて居ります、それは先程申上げます大正八年から持越しました所の東京に於ける十萬圓の借金であります、是は今年四月になりまして政府から大正九年度の矢張經常費の補助と致しまして十萬圓の金を交付されましたのでありますから、是で四月二十八日に全部皆濟しました、もう一つのは上海の別途會計として上海の正金臺灣の兩銀行から借入れて居りますのでありますが、是は先年書院が燒失致しまして建築致します時に御承知の通り賠償金で以て建築を致したのでありますが、それだけでは不足致しまして今の兩銀行から借入れた金が殘つて居ります、是は書院の出身者の寄附を以て償却すると云ふことになつて居りまして昨年までに六萬餘圓の寄附金が集つて居りましてそれでありますからそれで一部を償却致しましたのでありますから、極く最近の消息は得ませぬけれども、今約八萬弗餘になつて居る筈であります、一時は十三萬弗餘でありました經濟界不景氣の爲めに寄附金も意の如く集りませぬけれども、書院の出身者諸君が寄附でやつて呉れると云ふことを當てにして居て宜いと思ひます、さう云ふ譯で其口の借入金を除きますと書院も本會にも今は借入金と云ふものは全くなくなつてしまいました、唯此處で申して置かなくてはならぬことは右の決濟の爲めに基本金の大部分を失ひました、基本金は前申上げます通り二十五萬圓餘になつて居りましたのでありますが、今日は十萬圓餘になりました、で基本金は此度の如き困難に遭ひますと云ふと非常に必要を感じます、若し此基本金がなかつたならば會の運命隨つて書院の運命はどう云ふ風になつて居つたかも分らぬと云ふ程の有樣であります、それで將來又斯う云ふ困難が何時來ぬとも限りませぬのですから、今後數年間に是非是は塡補して置きたいと云ふ希望であります、右の如き借入金が大部分なくなり、ほんの一少部分而もそれは特別會計になつて居りますのを殘しますので、負債と云ふものが一切なくなつてしまひましたのと、それから銀が下落致しました爲めに書院の經濟は大に安定を得た次第であります願みて見ますと既往三四年の間は東亞同文書院隨て此同文會の爲めには實に經濟上危急存亡の時機でありました、大正八年度の如きは本月は斯うして支拂ふが來月はどうしやうと云ふやうなことが屢々でありました、併し其等の困難をも切抜けて今日に至ることの出來ましたのは全く各方面の多大の御同情の賜で今日玆に御報告を致しますに付きましても感謝の念を禁じ得ない次第でございます。（拍手）

會頭子爵牧野伸顯君　是から本會の役員の任命のことに付きまして御相談を致したいと思ひます、本會の會則に依りまして役員は毎年選擧をすることになつて居ります、但し會長の指名に依りまして總會の御承認を願ふことの手續になつて居ります、會長に於きましても現在の諸君を其儘重任を願ひたいと思つて居ります、御異議がなければ御承認を願ひたいと思ひます。

それでは御承認なすつたことゝ認めて其手續を致します、それでは本會は是で總會を閉ぢますでございます。

（午後六時十分　閉會）

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正十年八月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十二卷　八月號　第八號

目次

支那の形勢……一—五
一九二〇年度支那外國貿易……六—一九
太平洋會議と支那建國救濟策……二〇—二二
太平洋會議と支那……二三—二六
昨年中支那新設工業及其資本額……二七—二八

時報

澎湃たる自治の大潮流——中法實業銀行の支拂停止と紙幣統一問題——太平洋會議と支那の輿論——寺內借款の解決と外債整理——吉會鐵道覺書交換——兩湖の開戰……二八—三七

彙報

支那新聞重要記事——外交關係——國內要聞——兩廣形勢——財政と借款——日本新聞重要電報——外交關係——南北情勢——財政經濟其他……三八—六一

東亞同文會調査編纂部

山東鐵道

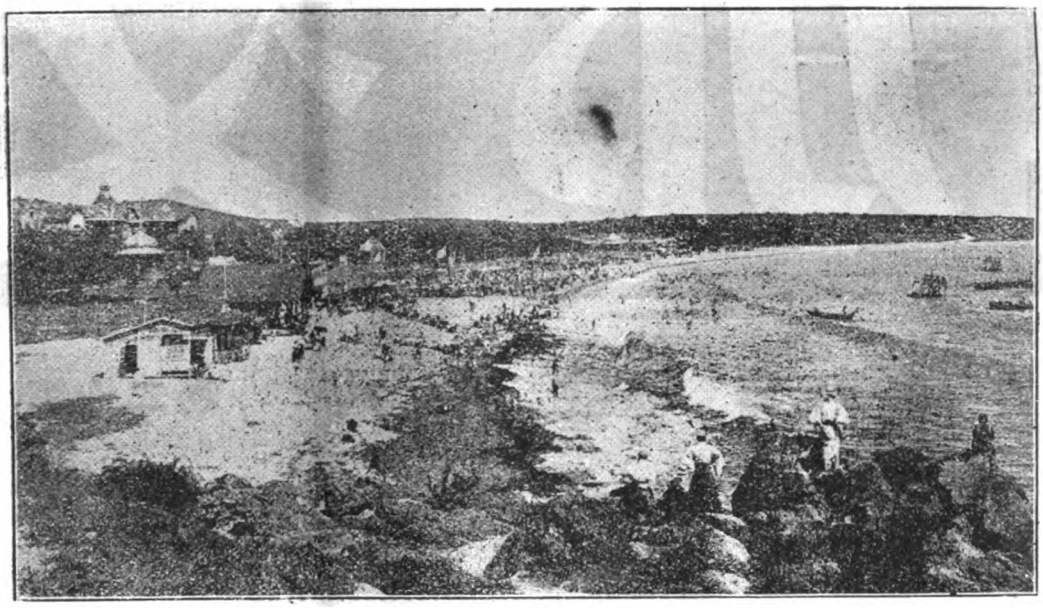

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り。支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を由る滿洲、安東、日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎溜川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料、機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◎坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として溜川炭と共に賞用せられ居候

◎金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年八月十五日
第十二卷第八號

支那の形勢

南北對立の勢

靳內閣は國內統一を使命として生れ、友邦も屢支那國內統一の急務を勸說し、其後一時南北妥協を見んとするに至つたが、形勢更に再轉して又々南北對立の狀を見る樣になつた事は、甚だ遺憾に堪えない事である。

支那の事は變轉常なく容易に其前途を豫斷する事困難なるが、今日の形勢は國內統一の望絕えて、分裂に向ひつゝあるものと見ざるを得ない、一時勢力を失墜した南方派も次第に勢を得て、再び北方に對立し得る丈けの地位を占め來らんとしつゝある樣である、これに對する北方派は、內部の結束鞏固ならず、動もすれば內輪に於ける反目爭鬪あり、南方派も亦內部統一融合せず、南北對立の形勢は支那政局の概觀にして、更に仔細に點檢すれば四分五裂、七花八裂の道程にありと云はざるを得ぬ。

統一を求めて統一を得ず、却つて益分裂の形勢甚だしからんとす、統一を標榜して立てる靳內閣は如何にせんとするか、統一を熱望して、屢これを勸說したる友邦各國は如何にせんとするか、さるにても多數の支那國民が統一と分裂とに餘り多く關心せず北たると南たるとに殆んど介意するなく、平然として自家の損益に沒頭しつゝあるは、餘儀なき結果とは云へ、支那の國民性を見るべき

である。

北方派の狀況

北方の中心たる北京政府は兎に角列國の承認せる支那中央政府である、徐世昌氏大總統として、其下に靳內閣あり、列國亦使臣を此政府に派して居る、然し此徐總統の下の內閣は常に動搖を斷たず、最近も一騷動あつた許であるが、現在の顏觸は次の如くである。

國務總理　靳雲鵬
外交總長　顏惠慶
內務總長　齊耀珊
財政總長　李士偉　未だ就任せずして次長潘復代理す。
陸軍總長　蔡成勳
海軍總長　李鼎新
司法總長　董康　未だ就任せずして次長馬鄰翼代理す。
敎育總長　范源濂
農商總長　王廼斌
交通總長　張志潭

此內閣は總理靳雲鵬の統率の下にあると云ふよりも、寧ろ各派勢力代表者の聯立內閣と見るべきで、卽ち張志潭、潘復の靳氏直系たる外、王廼斌は張作霖、馬鄰翼、齊耀珊は曹錕を背景とするもので、張作霖曹錕兩氏は靳內閣成立以來多大の發言權を有して居り、現に是等の自家代表者を通じて自己の主張を遂げつゝある。

而して北京政府の政令は支那全國に全からず、雲南、廣東、廣西、湖南、四川、貴州、等に對しては絕對に其勢力及ばず、陝西にありては前督軍陳樹藩氏を罷免し、閣相文を以て之れに代へたるも、陳は尙兵を擁して同省西部にありて、北京政府の命を奉せず、又浙江督軍盧永祥も北京政府の命を用ひずして、隱然たる一敵國をなしつゝあれば陝西浙江にも其勢力は全からざるものと見ざるを得ぬ、其他北京政府當然の政令下にある東三省の如き張作霖氏の意に背いては何等の施設

をなす能はず、又山東の如きも田中玉督軍として必ずしも北京政府の命に從はず、見來れば北京政府の勢力圈内に屬する地域は甚だ狹少なりと云はざるを得ぬ、而して其狹少なる地域内に於てすらも、中央政府としての權力を自由且有力に振ふ事が出來ないのである、斯くては微弱なる中央政府と稱せらるゝも無理がなく、或は北京政府否認論の起り、或は支那政府とは果して何を指稱するものなりやとの疑の生ずるのも止むを得ぬ事である。

南方派の狀況

廣東に據る南方派の勢力は次第に不振に陷り、一時殆んど有名無實となつたが、昨年孫文廣東に入つて再び新政府組織に着手し、本年春を以て兎に角大總統の名を稱するに至り、稍勢力を挽回したが、最近廣西の陸榮廷を破り、湖南の趙恒惕を動かして湖北を突かしめ、漸く支那の中原に出でんとするに及んで、大に其勢力加はるに至つた、然し現在の所謂南方政府なるものは次の如き組織にして未だ中央政府各省の組織すら整はず微弱なるを免れ得ぬ。

大總統　孫文
內務總長　陳烱明　未就任呂志伊總長事務を代理す。
財政總長　唐紹儀　未就任伍廷芳兼任す。
外交總長　伍廷芳
陸軍總長　陳烱明　未就任次長程潛總長事務を代理す。
海軍總長　湯廷光

其勢力の及ぶ範圍は嚴密に云へば廣東省に過ぎぬが最近陸榮廷を破つた結果廣西省は先づ其勢圈内に屬するものと見るべく、其他雲南、貴州、湖南、四川等は多少廣東政府と氣脈を保ち聯絡をとりつゝあり、同一系統に屬するものと云ふを得るも、然しこれを以て廣東政府の治下にありと云ふ事は出來ぬ、斯くの如く南方政府は未だ形體も全からず、其勢力の如き彼の微弱なる北方政府よりも遙に微弱なものである。

南北勢力の分布

斯くの如く南北兩政府と其實力とを檢すれば、孰れも微力で、其勢力圈内も明かにし難きも、支那各地に於て實勢力を握る督軍司令其他の軍官等は、大體に於て之れを南北に分つ事が出來る、卽ち大體次の如くである。

北京政府の系統に屬するもの

黨派	首領	主要人物	地盤
奉天派	張作霖	孫烈臣	吉林
		吳俊陞	黑龍江
		張景惠	察哈爾
直隸派	曹錕	張　勳	直隸
		曹　錕	河南の一部
		吳佩孚	陝西
安徽派	段祺瑞	閻相文	陝西
		王占元	湖北
		盧永祥	浙江
		田中玉	山東
		李厚基	福建
		何豐林	上海
		陳樹藩	陝西の一部

南方派に屬するもの

黨派	首領	主要人物	地盤
廣東派	孫　文	陳烱明	廣東
		陳炳焜	廣西
		趙恒惕	湖南
		劉　湘	四川
		顧品珍	雲南
		盧　燾	貴州

右の內同じく北方派に屬するも曹錕の直隸派と、張作霖の奉天派とは一致融合せず、若し北京政府にして重を張作霖に置かば直隸派は決して之れに與せず、現に河南の吳佩孚の如き大疑問とされて居る、湖北の王占元は張、曹二氏と聯絡を保てるが如きも、是等の間には大なる溝渠のある事は認めねばならぬ、又隱に段祺瑞を中心とする安徽派はかつて張、曹

の聯合勢力の爲に斥けられたるもので、其餘黨は現に北方派に屬するが如きも、其心中平かならざるものあるは元よりで現に安徽派の謀師徐樹錚の如き上海に隱れて南方の孫文一派と握手して、南方派の起るのに力を添へつゝある狀況である。

又南方に於ても同じく南方の系統に屬しつゝも、相互の融合は決して全からず現に孫文と陳炯明の間すら決して圓滿を以て稱するを得ない有樣にして、其他は決して孫氏の節制に服するものではない。

地方自治の傾向

斯くの如く支那の形勢は誠に混沌たる有樣なるが、此間一の傾向の徐々に色濃くなり行きつゝあるを看取する事が出來る、夫れは地方自治の風潮である、第一革命の頃より各省の獨立なるもの企てられ、先づ一省の獨立を宣し然る後其向背を決するの風行はれたるが、これ各省自治を求めんとするの濫觴を見るべきが其後支那の政局紛淆を重ねると共に其傾向漸く著しく、先年湖南省に於て省自治を提唱し、又雲南省に於ては聯省自治を主張したりしが、本年六月浙江督軍盧永祥亦自治を主張するに至つた、斯くの如き主張を聞くのみならず、事實は次第に地方自治の傾向に進みつゝあり、現に中央政府の威令地方に全からず、地方に於ける督軍等が勝手なる政治をなしつゝあるは此傾向の現はれたるものにして、斯くて地方の督軍司令等は自ら兵力を擁し、自ら租稅を徵し、中央に對しては空名的に命を奉ずるに過ぎざる事となり、中央政府益弱くし地方の勢力益加はり、遂に地方自治となるのである、今後の支那は中央政府の勢力次第に弱まり、實力は地方督軍司令の手に移り、地方自治の傾向益甚しきに至るであらうか。

一九二〇年度支那外國貿易（上）

一般概況

一九二〇年は歐洲大戰後、世界各國共經濟界再整理の年にして、斯の如き過渡期の變動は、通貨の膨脹信用の缺乏生產の減少、生活費の昂騰竝に外國爲替の不安定に隨伴して、大戰直後より昨年の多少平和時期に入れる時に至る迄、大戰直後より昨年の多少平和時期に入れる時に至る迄、國際貿易關係に影響を及し、商業上の活動並に世界主要列國の貿易の進路に、大なる影響を與へたり。

年初一般經濟界は前年に引續き好況を繼續し得るかの如く豫想せられ、一九一九年上半期以來殆ど不斷の物價騰貴に由り、恰も永久に好況を繼續し得べきやに想像せられたり、斯の如き物價騰貴の特殊事情に就ては、如何なる理由に由れるか、屢々討議評論せられし所なるも、こは極めて簡單に之を說明する事を得るものにして、戰爭に因る人類の死亡、財產の破壞、廣汎なる土地の荒廢等による直接の結果として、生產の減少を來し、他方信用の濫用、通貨の濫發により發生せる、一般貨物購買力增加の必然的結果として、消費の膨脹を來したる等は、此に述ぶる所の重なる原因の一にして、貨物減少の結果は、既に昂騰せる物價を併しながら斯の如き一般の豫想に反し、財界は既に干潮期に在りて、昨年初に當り他の列國に比し、最も早く此反動を蒙りたる日本も、三月中は尙ほ從來に引續き物價高値なりしが、生絲、綿製品、米穀等の諸商品は、既に幾分の低落を報じたりしも、四月上旬に至る迄、未だ著しき暴落を示すに至らざりき、米國に在ては、四月中尙引續き物價の奔騰を告げ、五月に入り稍低落の兆を示し、爾後引續きの奔落せり、又英國は三月中相當中値を維持し、其後續落日を逐ふに從て甚しく、特に織物、鐵以外の金屬類に於て著しかりき、其他加奈陀、佛國、伊太利、其他諸國とも、同樣の徑路を示したり、世界重要工業の中心地に於ける、物價の暴落傾向は、言ふ迄もなく所謂思惑筋に對する信用の制限、課稅、負擔の重荷、爲替の變動並に經濟界の好景氣と好調によりて釣上げられたる物價の異常の騰貴に對し、一般が既に支拂能力なく、需要の減退を招致せる事が、最大原因をなし、各國に於ける金融界及工業界の不振に引續き、間もなく不況沈滯に陷入り、年末の世界各國の市場は、貿易商工業何れも巨額の在庫品を擁して、不振の底に沈湎せり。

以上の如き大勢の下に於ける支那は如何、昨一九二〇年中支那の貿易狀態は、又世界各國に於ける事情と異ならず、年初異常の物價騰貴の後、春時逡巡氣迷の狀態を維持せし

か、後忽ち異常の暴落現出し、年末一般貿易行詰の頽勢に陥り、世界多數列國の經濟的關係が、同樣の原因結果により、如何に密接なる關係を有し、影響するかを思はしめたり、而して銀價の暴落は、爲替の奔落と伴隨し、到處討究し論議されしが、其不況の大原因が銀價及爲替の暴落に在るや、勿論なり、爲替の低落は外國品輸入を阻止し、爲替の高潮は外國品の輸入に好刺戟を與ふるも、未だ以て最盛を期する能はず、而も爲替低落に際し、之が爲め毫も輸出を刺戟せず、海外市場に於ける需要激減、外國取引市場に於ける物價暴落の結果、支那東洋諸貨物の推貨甚しく、支那重要商品の輸出全く皆無の狀態を出現せり、斯の如き好況と全く反對の事情により、著しく貿易の自由を羈束し、昨一九二〇年の支那對外貿易の不振と不安は、著しく支那商工業の平和的發達を阻害し、更に山東、直隸、河南、山西、及陝西各地の饑饉に因り、一般不安に覆はれ、饑饉に苦める地方の人口は、之を內輪に見積るも數百萬人に達し、支那政府は外國人團體の援助に依り、有効なる救濟方法を講じ、更に本年二月一日より、海關輸出入稅の附加稅を增徵して、之に宛て、以て各國の義捐金中に加へて、相當巨額の救助資金を得る事となれり、斯の如きは北支那各地罹災民の災厄と不幸とに對する同情の一端なり、支那の天災は之に止まらずして、昨年十二月十六日甘肅省北部に震災あり同地方數ヶ村を崩壞し、生命及財產の喪失少からざりき。

更に國內混沌たる政局を見るに、頗る暗憺たるものありて、常に意見合はず、南北兩派分裂以來、屢調停の試みられしものありと雖も、未だ以て毫も和議促進せず、北方の安福派は段祺瑞を首領とし、兵力を以て反對黨を排擠し、自黨の勢力を張らんとせし結果、昨年七月北方京畿の間に戰鬪起りしも、遂に內部人心の向背定らず、不和分裂、遂に安派は直隸、奉天派、曹錕、張作霖及吳佩孚の爲に擊破せられ、一敗地に塗るるに至れり、然るに南方派に在ても混亂是より甚しきものあり、年初ゟ春煊の一派は廣東軍政府に盤踞して、孫逸仙の一派を排斥せしが、間もなく孫派陳烱明の爲めに排出せられたり、是に於て乎孫逸仙の旗幟大に擧り、年末に至る迄孫派の勢力大に振へり、昨年に於ける南北の分爭は、是を以て一段落を告ぐるに至りしが、其他各省に於ける意見の抗隔より鬪爭を實現したるもの尠からざりき。

昨年中の國際上の重要問題としては、先づ露國舊政府の派遣せる北京駐劄露國公使の待遇停止を擧ぐべく、右は九月二十三日を以て、在支駐劄の露國領事の解職と共に行はれ、露國の領事裁判權は此に停止され、天津、漢口の舊露國租界は支那政府の回收する所となれり。

以上述べたる支那政爭紛擾葛藤、北支那饑饉震災、銀價の暴落、世界的貿易工業の不振等、凡そ是等の天災人事の災禍は、悉く其國貿易の消長に關り、實に昨一九二〇年は空前の變動を以て年を終れり、以下支那各地の一般概況並に貿易の詳細に亘りて述ぶる所あるべし。

各港貿易の觀察

滿洲各港

愛琿、三姓、滿洲里、綏芬河、哈爾賓等北滿洲諸港の貿易は、異常の不況にして、其原因多々あるも、政局の紛糾引續き、旱魃の結果、松花江の減水並に土匪の横行猖獗を極め、却掠を逞うしたる事其主因にして、爲に一般貿易の大障碍たりき、貿易上顯著なる事項としては初めて滿洲里よりウルフラム鑛の輸入を見たるが、此事實は世界各國の等しく探鑛を渴望し、且需要緊急なる點より見て、大に注意に値すべし、支那東部鐵道に於ける車輛の缺乏、運賃の暴騰等の結果、綏芬河の輸出貿易大に減少し、特に豆類、豆粕及小麥の輸出に於て最も甚し、琿春附近は土匪の却掠略奪により紛糾を極め、匪徒の琿春を襲撃せし事前後二回第一回は九月十二日、第二回は十月二日にして、其勢頗る猖獗、日本領事館は燒打の難に遭遇し、人命の死傷亦尠からず、之が爲め、吉林地方は一般農產物の收穫豐況なりしに拘らず、貿易上甚しく打撃を蒙れり、此間內地より木材の出廻り相當あり、豆粕、蜀黍等の朝鮮清津向輸出ありしが、昨年下半期中の貿易は、殆ど行詰の狀態なりき、安東の貿易は昨年一月より三月に至る第一期間に於て、頗る活況を呈し、特に綿布類の輸入、豆製品及雜穀の輸出大に增加せしが、第二期以後に於ては日本財界及經濟界の恐慌により一大打撃を蒙れり、豆類及生絲等も銀價の暴落、並に日本市場に於ける本品市價の奔落により、市況不振に陷り、其結果多數製紙工場製油工場、及製材工場の休止を見るに至れり、昨年は奠繭の收穫頗る良好なりしも、繭輸出豫定額に達せず、其上半期中旱魃長きに亘りしため成績不良、南滿一帶の農產物は著しく不作なりき、遼陽、撫順及牛莊等奉天以南各地の產物亦不良なりしが、六月以後の降雨により恢復し、平年以上の農產額ありたり、昨年中大連は北滿の政治的不安、並に日本財界の不況の影響に因り、日本に對する大連の商業的關係頗る密接するに至れり。

東淸鐵道の不規律にして亂雜なること、輸送上の一大不便なり、更に各般の實際貿易上の目的に對して留布相場の不斷の暴落により、留布紙幣は今尙通貨としての價値を有せず、爲に一方大連と他方北滿との商業取引發展の一大障碍を爲せり、南滿線に據る貨物の移動は、一昨一九一九年中、南滿鐵道が軍用に供せられし爲め、甚しく不便を感じたるに比し、昨年四月より六月に至る第二期に於て、交通機關の改善により、一般の便益を增したるが、既に上述せる如く、日本に於ける經濟界の不安は、四月以後顯著となり、其影響全國に波及し、間もなく大連及南滿地方に傳播し、爲めに輸出貿易は不振となり、銀塊の暴落により、一層惡化したり、南滿洲鐵道會社は金融梗塞の爲め、年度の計畫を實行し難きものあるに拘らず、貨車の配給其他諸般の改善を行ひ、其地步をして益堅實鞏固ならしめたり、滿鐵は又極度の經費節減をなし、吾人の得たる報道に據れば各階級の使用人約九千人を解雇せしが、其內四千人は日本人にして、他は支那人なりしと、斯の如き大仕掛の整理に

就ては、何等記すの要なきも、之が爲め毫も不滿不平の聲を聞かず、極めて圓滿に實行し、滿鐵は是等解雇者に代るべき他の有能の使用人を得る事に努力せり、本社は事業の將來益有益なるを樂觀し、資本金を二億圓より四億二千萬圓に增資する事の議會の協贊を經たり、次に牛莊も亦日本市場の不況に陷るに至る迄は、頗る好況を維持せしが、爾後金融梗塞の結果、一般購買力を減殺し、著しく貿易を制限するに至れり、蓋しこは銀價の思惑に伴ふ、海外一般の需要減退し、年末一般貿易の不振に據れる事勿論なり。

北支那諸港

北支那各地の經濟界は、山東、直隸、河南、山西、陝西各省の饑饉の必然的結果として、異常なる打擊を蒙りたり天津、芝罘及膠州等は其背後の廣汎なる各地所產の物資の大供給地なるも、對外貿易上殆ど除外されし觀あり、外國品の輸入は、既定の數量を流入するも、之に對する購買力を喪失し、輸出に對しては既定の原料供給高著しく減少せり、又英貨爲替の暴落に因る、一般瓦解的狀態の外、歐米經濟界の不況、並に日本財界の恐慌は、特に膠州の貿易に惡影響を及ぼしたる事想見に難からざるなり、天津に於ける多數投機者流は、爲替有利の時に際し、決濟を怠りしが故に、忽ちにして綿布市場に一大恐慌を生ずるに至れり、而して一九一九年末支那物產の高騰なる際、之を委托販賣として、巨額の買付をなし、歐米市場に差向船積せるに、彼地に到着の際には、既に市價暴落し、賣捌くを得ざる狀態に在りしなり、米國に於ては南米及地中海より供給せられたる羊毛の在庫堆積し、市價暴落の結果、從來支那羊毛の重要の消費者たる、各製絨工場は、支那原產の羊毛を以て製織せるものよりも、遙に低廉にて優等品を供給せり、而も尙買手なき狀態なりき。

次に昨年の綿產額は、降雨稀なりしを以て、前年度の平均收穫に達せず、米國より既定の需要皆無にして、又之を支持すべき何等の原因もなく、年末頗る軟弱、在庫品堆積の狀態なり、芝罘はレース及人髮貿易に於て見るべきものあるも、人髮に就ては其標準品に對する詐僞的不正手段多きため、甚しく本品の健全なる貿易の發達を阻害せり、年初政府は柞蠶絲改良に關し、國際委員會を組織し、新式方法を採用して、柞絲蠶絲の改良實行に着手せしを以て、現在科學的方法に據らず且秩序ある方法に據らず、極めて舊式の製絲法にして現在著しく衰頽せる、柞蠶絲工業に對して、一新生命を與ふるや勿論なり、膠州よりは桐木の引續き出荷あり、淄川礦山の石炭、金嶺鎭の鐵礦石並に昨年報道せし如く海州より燐黃石の輸出昨年始めて行はれ將來有望なり。

揚子江上流諸港

四川地方の農產物は頗る好況の報あり、且年初各界の見込甚だ有望にして、一般に好景氣を期待せし所なるも、遂に一九一九年の如き好況は實現されず、且政局の紛糾熄まず、雲南の督軍唐繼堯を首領とせる雲貴軍と、四川の督軍

熊克武の軍隊との間に戰鬪行はれ、此間匪徒橫行、戎克船貿易、內地取引は甚しく停頓し、外國人の危害を蒙るもの取引上の損失を受けしもの尠からざりしなり、兩軍の間には種々消長と變化あり、重慶附近の戰鬪の如きは最擾亂を極め、重慶附近の一帶は滇黔軍の占領する所となり、對外貿易に關係せる所尠からず七月初滇黔軍勝利を得たりしが、七月十日熊督軍成都を棄てゝ去り、全く敗北せり、併しながら熊克武督軍は、再び勝利を得て、九月始め成都に歸還し、其後雲貴軍遂に敗れて、又振はず、長江上流に割據せり、十月十五日四川軍再び重慶を占領し、之が爲め同地方の貿易は甚しく打擊を蒙り、外國綿布類の取引大に減退し、支那重要商品の輸出從て減退せり、十一月二十九日宜昌に於て不平を懷ける軍隊兵士の暴動勃發し、宜昌は遂に數箇所の燒打に遭ひ、其損害數百萬兩に達せりと云ふ。

此間宜昌の胡麻產出狀況頗る豐況、又四川筋綿絲の需要旺盛にして、其積出多く、四川省赤砂糖生產額增加し、相場安値なるにより外國砂糖の需要は著しく減少せり、次に長江上流の航業は引續き好況、宜昌重慶間の航路に、新に三隻の船舶を就航せしむるに至れり、其一は隆茂洋行の隆茂號にして、長江上流貿易船として上海にて建造せしものに係る、更に岳州は引續き桐油の輸出增加し、苧麻の輸出亦少なからず、長沙は精製及酸化安質母尼、鉛、鉛鑛及米等の產出亦大に增加し、米は中央政府の特許を以て昨年支那內地向二百萬擔の移出を見たり。

長江下流諸港

漢口、九江、蕪湖、南京、鎭江等の各港は、昨年多事にして黨爭紛糾內訌絕えず之が爲め貿易を阻害し、運輸交通機關の障碍となり、貨物の移動を阻害されたるが、漢口に於ける外國織物の輸入頗る好況にして、特に年初に於ける英國粗布、金巾、捺染布、色染綿布は前一九一九年中に比し著しく增加せしが其後日の進むと共に減退し、爲替の暴落により、市場閑散取引皆無の狀態となれり、印度綿絲は豫期の如き賣行なかりしも、湖北製金巾、支那綿絲の如き支那製品は引續き好況にして、其出產も大に增加せり、胡麻、豆及豆粕等の土產品は相當輸出ありしが、一年を通じ、概して不況なりき、支那茶は地方磚茶四箇所の工場休止の結果、外國向の輸出杜絕したりしかば、茶の出廻季節に在ては、頗る有利の地位に在りたり、漢口は工業の中心地として大に發達し、新に工場の新設さるゝもの續出し、鐵類及機械類の輸入增加し、且鐵道車輛及貨車の輸入も相當行はれたり、九江にては茶は品質風味共に良好なりしに拘らず出廻高著しく減退し不況にて、海外の需要激減せる結果甚不振なりき、安徽省の米產高は良好に、品質も亦良く、是亦相當の出廻を見たり、而して價格は一等米百四十斤一石にて七弗八十仙、二等米七弗四十仙なり、昨年中新に鑛山の採掘業開始せられ、蕪湖より鐵鑛の輸出されしもの多く其大部分は日本向なりき　尙本省に於ては將來支那綿業の改良に就き活動し、綿產地の中心たる江蘇省通州所產の棉

實の選別配布をなし之が植付を試みたり、更に安徽省北部の煙草の栽培狀況は頗る好況なり、長江對岸の浦口を控へたる南京は、鐵道の聯絡甚便にして、長江の兩岸豐穰なる地域を控へ、人口稠密將來最有望の所なり、且外洋船舶の入港可能なる吃水深き港にして、直接外國より本港に船舶を入港し得べし、昨年上半期本港輸入の英國生白金巾最多く、且石油の輸入亦多額に達せり、輸出貿易としては落花生實、葉煙草等最良好なりき、更に支那炭の輸出に就き、昨年丁抹輸出二萬二千五百噸、米國向四千五百噸の石炭輸出ありしは、大に注意に値すべし、此石炭は徐州賈汪炭及山東省嶧縣の中興炭にして、何れも一日六百噸乃至九百噸の出炭ある支那炭礦に屬するものなり。

中部諸港

昨年上海港の貿易狀態は、多數思慮なき思惑筋の買進により、市場食傷の觀あるに拘らず、多くの點に於て一般に發達せるを示したりしが、世界市場の不況は實際的に支那物產の需要減退し、銀の暴落前途暗澹たる市場、北方饑饉の慘狀、支那內地の政局の紛爭等、凡そ是等の惡材料は悉く商工業の中心たる、上海の貿易に影響なき能はず、斯る事情の外米價の暴騰に因り、租界の支那人に大打擊たりき米價は平素に在ては一石八弗乃至九弗なりしも、昨年七月中當地相場は一石十七弗に昇騰し、之が爲め下層民の間に恐慌起らんとせしが其後低落を見るに至れり。

輸入貿易に就ては綿布の輸入巨額に達し、特に英國綿製品の恢復見る可きものあり、機械の輸入亦大に增加し、各種工場の据付增加せり、更に輸出貿易は前年度に比し不況にして、特に生絲及絹製品の如き、著しく減退し、綿絲は市價異常に暴落せるに拘らず、相當の手合ありき、昨年中支那棉產狀態は供給減じたる爲め、市價相當高値を唱へたり、棉花は輸出大に減少せる結果、却て當地工場に消費されし額大に增加せり、杭州は茶及生絲の不況により、寧波は前年八月中の暴風雨に棉花產出殆ど見る可きものなく、從て棉花の對外輸出大に減少し、地方工場の綿絲原料として差引き殘り平時に比し約十萬擔の減退なり、溫州も亦暴風の爲め米の產出不良にして、形勢爲に稍重大なるものありしが、他省より無稅にて巨額の米を輸入して漸く調節するを得たり。

南支諸港

福建の三港たる三都澳、福洲、厦門は昨年中無事且順調にして、同地方第一回米作狀況頗る良好なりしも、第二回作は甚しく降雨引續き、爲に不作なりき、茶も亦外國向輸出奬勵の目的にて、各種支那茶に對し免稅されたるも、是亦不況なりき、昨年中福州よりモリブデン鑛の輸出を見たるが、本品は高速度鋼原料として缺く可らざる重要なる鑛物にして、將來益有望なるものとす、厦門港は製糖業の復活により好況なるを得、赤砂糖の多數は北支那に向けられ特に天津向輸出を見たり、其他樟腦、木材、木桿等の輸出著しく增加し、又綿布及毛織物の輸入も亦增加せるも、上

海棉絲の好況なるに引換へ、印度綿絲の輸入頗る不振なりき、汕頭は澄海及潮洲の織布工業の旺盛にして、特に綿縮の賣行よく、啻に汕頭のみならず、香港、海峽殖民地及磐谷等への輸出殷なりき、印度綿絲は上海綿絲の輸入に打撃を蒙りたるが、こは上海綿絲の品質大に改善されたるを證するものなり、印度綿絲は孟買十番手の粗製品のみ賣行を見たり、汕頭にては新に罐詰工場二個設立されたるが、廣東及西江の貿易は、廣東廣西兩省の政局の紛糾により、殆ど行詰の狀態に立到り、其上廣東重要產業たる生絲工場は大打撃にして、最不況の年にてありき、然れども兩省の事情にして平和に恢復せば、必ずや將來は好況に復歸し得べきを信ずるものなり。

南部邊疆地方

雲南の錫は輸出頗る不振、米國需要筋はボリビヤ錫を輸入せる結果、支那品減退し、且上半期中の爲替の暴落により、新嘉坡錫輸入に對し競爭困難を感じたり、思茅にてはバルマより多數原棉の輸入あり、騰越は昨年中原棉及綿絲の輸入頗る多く、バルマに於ける相場安値、並に旅商運賃の低落により、雲南への輸入增加せるものとす。

海關收入

昨一九二〇年度海關總收入は、四千九百八十一萬九千八百八十五海關兩にして、前年度に比し五百八十一萬七百二十五海關兩の增加なり、尙戰前の一九一三年に比し五百八十五萬〇三十二兩の增加なり、之を英貨に換算する時は昨年中の平均相場たる六志九片二分の一にて、合計一千六百九十一萬八千〇二磅となる、昨年の海關收入は各四期に分ちて昨年度と比較するに各期とも增加し、特に第一期間の收入は前年度上半期の收入より增加する事二百三十九萬八千六百八十四兩なり、右の內輸入稅は一九一九年八月一日より改正輸入稅率實施の結果、五百五十六萬四千六百八十九兩の增加をなしたるも、輸出稅は百九十五萬九千四百八十七兩の減少となれり、次に噸稅は前年の三十四萬七千八百五十三兩に對し、昨年百七十九萬一千七百四十四兩に達したり、蓋し斯の如き收入の大增加には、數多の原因存すれども一般船舶の出入は豫期せる數に達せざるも、少くとも現在の狀態は之を維持し得べし、而して一ヶ年平均百四十萬兩の增加は未だ期待す可らざるなり、右各港海關收入の內上海港のみにて、四百五十四萬三千三百十兩の增加は特に注意に値し、大連は三十四萬五千七百九十一兩、廣東は七萬〇三百五十三兩の增加なるも、天津、秦皇島の徵稅額は前年に比し六萬九千七百四十六兩の減少を來し、漢口も亦前年に比して五十四萬八千五百九十七兩の減少なり。

外國貿易概況

昨一九二〇年の支那對外直接貿易額は、金銀の出入を除き合計十三億〇三百八十八萬一千五百三十兩にして、輸入額は五億四千一百六十三萬一千三百兩、輸入七億六千二百二十五萬二百三十兩なり、而して輸入超過額は昨年二億二

千六十一萬八千九百三十兩、前年一千六百十八萬八千二百七十兩なり、若し之に金銀の流入高を加ふるときは輸入額の輸出額に超過する事七千五百十三萬六千四百九十八兩にして、卽ち約三億兩に達すべし、以下掲ぐる所の支那對外國別貿易表は、一九一三年、一九一九年及一九二〇年の比較にして、支那對外貿易バランスを示し、且如何に輸入が輸出に超過せるかを示すものなり。

支那對外貿易國別比較表（單位一千海關兩）

	輸入額			輸出額			一九一三年		一九一九年		一九二〇年	
	一九一三年	一九一九年	一九二〇年	一九一三年	一九一九年	一九二〇年	輸入超過	輸出超過	輸入超過	輸出超過	輸入超過	輸出超過
香港	一七一、六三六	一五八、三二三	一九二、〇九九	一二七、二九	一三二、四九五	一五六、四六二	四六、五八〇	—	一九、一九七	—	一五、五八〇	—
澳門	六、九九六	五、〇五三	四、五六二	四、九五二	四、七三四	四、七三七	一、六三七	—	—	—	—	—
新嘉坡等	八、九三五	一〇、一六	七、八〇三	七、五五三	一一、三三一	一六、五三九	—	一、六一	—	一、三八三	—	五、〇九四
蘭領印度	六、八三七	六、八六四	一〇、五六五	二、六〇五	三、〇三一	四、〇三七	—	—	三、六三五	—	九、〇八三	—
印度	四八、二九二	三六、〇八一	三一、四九四	六、一九〇	九、五九九	八、七五八	—	—	—	—	—	—
英國	九六、九一一	六四、二九三	一三一、七二〇	一六、四六	五七、一八六	四五、八〇五	—	—	—	—	—	—
獨逸	二八、三〇二	—	五、四一八	一七、〇三五	一六四	一、七六一	—	—	—	—	—	—
和蘭	一、四二四	一一	三、七五七	八、六九三	一、七五九	一〇、五六五	—	—	—	—	—	—
白耳義	一五、八三一	三九	四、九七〇	六、五四六	三、九八七	三、二七三	—	—	—	—	—	—
佛國	五、二九九	三、三七六	四、八九九	四〇、七五〇	三四、二八六	三一、〇一六	—	—	—	—	—	—
伊太利	六六四	九九三	三四三	八、三一八	五、一一四	五、二八六	—	—	—	—	—	—
露國（西比利亞ヲ含ム）	三一、一五三	一四、〇六一	九、六三五	四四、九三三	三一、三三一	一四、四八一	—	—	—	—	—	—
朝鮮	三、五七七	九、四三一	一〇、三一四	六、八一三	三三、六八	三三、三四六	—	—	—	—	—	—
日本（臺灣ヲ含ム）	二九、三四七	三四、九一三	三九、一三六	六五、五四四	一九五、〇〇六	一四一、九八八	—	—	—	—	—	—
加奈陀	一、八六六	一、八八八	一〇、一八三	六三一	四、一八一	一、〇三九	—	—	—	—	—	—
米國（布哇ヲ含ム）	三五、四〇七	一一〇、三七七	一四三、一九九	三七、三五〇	一〇、一一九	三七、一三	—	—	—	—	—	—
其他	一三、二四三	八、三六六	一六、四四	一一、六一七	一三、九六六	一三、三四四	—	—	—	—	—	—
計	五八三、二八〇	六九九、五三〇	七九九、九三〇	四〇三、三〇五	六三〇、八〇九	五四一、六三一	二五〇、四三〇	八三、五三八	二四一、二五六	九七、八四八	二四二、九三五	九〇、四六三
外國（再輸出）	一六、二八	三一、五三	三七、七一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
純貿易額	五七七、二六一	六四六、九九八	七三二、二五〇	四〇三、三〇五	六三〇、八〇九	五四一、六三一	二六八、八五七	—	二一六、八八八	—	二三〇、六一九	—

廣東生絲取引事情

一九一九年に於ける支那輸出貿易額は、六億三千餘萬兩に上り、その中生絲は一億兩以上を占めたり、以て生絲の支那貿易に於ける地位を知る可し、然るに支那生絲の八割以上は、上海、廣東兩市場より相半して輸出されればこの二大商港につきて、斯業を調査研究するは、最も緊要なりとす。

廣東生絲は廣茫デルタの肥沃に年七回に亘りて製作さるるにも拘らず、廣東人の科學的知識の欠乏と、資本投下の僅少は、その發達を多く今後に殘し、又同業輸出は殆んど歐米人の取扱に依るものにして、日本商にては三井物産一社の活動を見るに止るが故に、その事情一般邦商に熟知されず、若し同地に於ける生絲取引の概要を摘記せば亦邦人今後の活動に裨益する所あるべし。

生絲市場

産地よりの運輸

廣東生絲の産地は三角洲に在りて、順德、南海、新會、三水、香山、番禺、東莞、鶴山の諸縣に跨り、大工場にては、四百より多きは七百に上る釜數を有し、少きも二百位を設く、大正九年八月に於ける同地方の釜數は約七萬七千と算せらる、製品を永く工場に貯藏する時は、盜難の危險に曝さるゝが故に、括毎に薄紙、金布、油紙にて三重に包裝荷造の上、隔日に市場たる省城に運搬せらる、便船には絲艇として生絲專載のものと、普通の河船に混載するものとあり、省城に至るには僅に六時間にて運賃一括五仙に止るも、盜難に備ふる武具だけ餘分の經費を要す。

この運搬中に要する、稅金は毎一括に付き

厘金稅	四兩九錢	（西基街厘金稅廠收）
砲臺稅	三兩六錢七分	
府稅	七錢四分	（沙基廣府稅廠收）
計	九兩三錢一分	

問屋

製絲工場と輸出商を仲介する賣買機關は問屋にて、組織に個人と合資あり、今その資本程度を例示すれば

個人組織にありては

興昌　五十萬　（香貨）
瑞和昌二十五萬元（同）
祥經和十五萬元（同）

合資組織にては

永和　八十萬元　（香貨）
源記　六十五萬元（同）
廣永綸四十五萬元（同）
廣經　三十萬元（同）

和誠　十五萬元（同）

の如し、卽ち資本金は十萬乃至八十萬元なる可く、この外に固定資本として事務所及倉庫の建設費を要し、若し工場を所有せば、五百釜設置のものにて四萬元位を投ずべしと。

現在廣東には生絲問屋二十七軒あり、今左に舖名所在地所屬工場を列記せん

舖名	所在地	所屬工場
源記	新興街	八
永和	社興街	十二
興昌	上九甫	六
祥經和	拱日門	九
祥經	同上	二
廣永綸	西興門	二十
廣經	拱日門	七
均益	西興門	六
和誠	四後街	六
和經	新興街	八
祥安泰	西興街	四
均合	同上	四
大經	同上	一
厚經	同上	一
均祥沙	基	五
德新	富善西街	七
怡和興	第七甫	五
德隆	西興街	七
寶經祥	西興街	六
天寶綸	同上	六
卓經	同上	四
東興隆	同上	八
廣昌和	同上	五
仁隆	富善西街	一
成昌	同上	一
瑞和昌	第七甫	五
致和祥	富善西街	三

問屋口錢は一分の規定なるも、競爭の結果實際は七八厘に引下げらる、問屋はこの他に先行見込により賣買越をなして相場の鞘を利せり、尙問屋の橫暴なる

一　外國商館には香港貨建にて賣約し製絲家には廣東貨にて支拂ひその間差五十仙を利す。

二　外國商館への荷渡は正味八十斤なるも製絲家へは正味八十一斤二五の荷造を强要す。

三　問屋は常に呑行爲を行ひてその損失は商館への契約單價を僞りて製絲家に負擔せしむ。

更に省城に取引市場の設立せられざる、產地と市場に通信機關の不備なる製絲問屋相互に眞相を示さず、ために斯業の不振を招くこと大なり。

亦問屋には同業組合あり、外商にて頻々と不合格品を出す時は、組合員同盟して外商の專橫を抑壓せんとす。

賣込人

問屋は輸出商との商談の衝に當らするため、賣込人を使用す、賣込人は商館と契約をなす時は自己の全財產を擧げても之が履行の義務あり、一般に資產豐富にして中には數

二　積月毎に別々の商人と契約するの外なし

亦現物取引にありては、市場各方面の在荷を集むるため、粗惡品多ければ契約の際見本を引取り置きて、現品の品揃を嚴重にするか、檢査通過後にあらざれば、本契約をせざるが如き方法を執る外なし。

船會社との運賃は重量物は、歐洲向は Official Measurer の證明付にて、一ハンドレットウエート建とし、米國向は風袋込百十四封度建とす、又容積物は普通一噸七俵當りとなるものなり、檢査後の荷造諸材料費は一俵約一元五十六仙にして問屋持となす。

生絲檢査

生絲の荷受を決定するに機械、肉眼の兩檢査法あり、機械檢査には繰返、纖度、類節、强伸力の諸檢査あり。

繰返檢査には一俵二綛の割合にて、枠にとり一時間五十乃至八十廻轉して、其間に於ける切斷回數を計算す、之れ生絲は綛の儘使用することなく、必ず絲卷に卷取りて後使用するものなれば、卷取の難易は使用者に多大の關係を有す。

纖度檢査は一俵につき四百米のもの拾本を取り、檢位衡を以て纖度の平均及關差を檢査す、之れ織物の厚薄合絲撚絲の程度を知るに重要なることなり。

類節檢査には檢類器に卷取り、抱合の良否類節の種類及度數を檢査す、これ亦品質判定の一方法なり。

强伸力檢査には一俵一本の割合にて、度計に掛け、强伸力を檢査して品質を判定す。

機械檢査に合格したる生絲は、技術者によりて毎俵につき、色澤、抱合、荷口の整一等を檢査せられて、茲に愈々荷物の受否を決定せらるゝものなり、技術者はこの場合特に公平なる態度を持し、十分に技能を發揮して檢査の目的を達せざる可らず。

兩檢査の終りたる後は、一夜炭火にて乾燥して、その濕度を整調し、翌日荷造をなすものなり。

格付

廣東生絲の格付は從來次の如くせり。

米國向	歐米向
1 Superior Double Extra	Grand Extra
2 Grand Double Extra	Small Extra
3 Small Double Extra	
4 Double Extra A Crack	Best No.1
5 〃 〃 A Standard	Good No.1
6 〃 B Crack	No.1
7 〃 〃 B Standard	Small No.1
8	Native Best No.2
9	Native Best No.3

右の中 Native No 2 は足踏絲、Native No 3 は、座繰絲にして、其他は機械絲なり、近來各商館にて取扱へる新式絲多量に上りたるも、其の格付は未だ公表せざる故、當市場に一定したる等級を見ず。

生絲貿易に付きて

今廣東絲の最近三ヶ年の輸出表を示せば次の如し。

	香港	米國	計
1918	30,388磅	17,582磅	47,990
1919	17,473	15,097	33,570
1920	24,786	41,508	66,294

歐洲向としては英國にては、一般に太物需要せられ、佛國にては品質は幾分粗惡なるも、安値品需要せられ、天鵞絨朱子製造に使用せらる、米國には勞銀高きため切斷類節少き高値品仕向られ、縮緬、絹綿混織物、天鵞絨に向けらる、縮緬用のものは日本絲にても代用せらるゝ故日本絲相場に影響せらるゝこと多し。

廣東絲の最近五ヶ年に於ける相場を今 Best No1 に付きて示せば

	最高	最低
1916	H.1160	H.980
1917	1100	940
1918	960	880
1919	1260	840
1920	1400	860

にして廣東絲の相場變動の原因中當地方に特殊なる主要原因は

一　日本絲の相場に影響せらる

日本の生絲產額は世界第一なれば、歐米の需要は先づ日本市場に現れ、その相場變動の程度によりて廣東の相場を左右す。

二　銀塊及爲替の騰落による

銀貨國たる支那にてはその相場の變動の甚大なるは、茲に縷說する迄もなき所にして、之れがため生絲相場も變動すること甚し。

三　香港弗と廣東小銀貨の相場

香港弗と廣東小銀貨とは、比價一・五の一に於けるを普通相場とするも、製絲地にて繭の出廻り多き時は、小銀貨の需要夥しく、時に廣東小銀貨の香港弗より高値を示すことあり、かゝる時は自ら生絲相場の暴騰となりて現る。

四　洪水と蠶作

廣東絲の產地たるデルタ地方は千百の河川常に平野を浸さんとする地勢にありて、治水設備なきが故に一度雨量激增せば、この地方一體に大洪水となり、蠶作に影響する所大にして、從つて生絲相場變動の大因をなす、一九一四・五兩年に於ける大雨の如きこの適例なり。

廣東絲は今後技術上の改良と相俟つて品質を高め、輸出額を增加すること、誠に明瞭なるも、亦一面取引機關の完備に依らざる可らず、卽ち產地市場間の交通金融諸設備の改善問屋組織の改造、當事者の人格的向上に起因するもの殊に多し、今後外人と共に此等諸點の整備に努むると共に邦商の廣東絲貿易の新地盤を開拓するは、本邦國際貿易發展の一方法なりとす(完)

太平洋會議と支那建國救濟策

北京京報主筆　邵振青

太平洋會議開催に對する支那國論の統一を希望すると共に國家建設對外一致の必要を提唱する目的を以て支那各地に配布せられたる意見書なり

一　太平洋會議と支那の興亡

今次米國大統領ハーヂング氏に依つて提議せられたる太平洋會議は一は世界列强が軍備制限問題を商議し一つは軍備制限の障碍たるべき極東問題を解決せんが爲めの會議であるが先づ極東問題を解決するに非んば到底軍備制限問題を論議する標準を執る事が出來ない爲めに極東問題は太平洋會議の先決問題とせらるゝのである。

然らば極東問題の中心は何であるかと云ふに幷は支那問題である卽ち我支那は世界列强の注目の焦點となり極東に於ける將來の活舞臺たるものであつて今回特に招待を受けたる所以も實は全く茲に存するのである之れに就て樂觀説を唱ふるものは公明正大なる要求を提出して國際上平等の地位を恢復するが爲めには絶好の機會なりと云ふのである然れども國內の形勢を觀察し更に友邦の輿論を察する東西の新聞紙上に公然と「支那は安定的獨立國たるの資格なし」と發表するものがあり或は又列强政治家の口より「共同監政」「共同監視」等の説を聞く事も尠なくないのである、若し國內の紛狀が今日の儘に遷延し斯かる妄説の醞釀せらるゝ儘に放置せしめ萬一太平洋會議に如上の問題の提出を見る事あらんか支那は殆んど辯解の辭とてはなく啻に國際上平等の地位を獲得する事が出來ないのみならず支那の國際的地位に重大なる一大變動を齎らさん事は敢へて想像に難くないのである

此故に太平洋會議は支那にとつては實に興國か亡國か安危の別るゝ所であつて而かも國人が一致して對應策を講ずるか否かによつて此の形勢は定まるものと云ふ事が出來る

二　統一せる對外國策如何

茲に余の所謂一致せる對外策とは口舌や文章や通電を以て互に唱和したとて得らるべきものではない、又口に統一を論じ心に集權を夢想するともそは何の効果もない政府は宜しく時代遲れの政策を放棄し各省は宜しく無意義の紛爭を停止せねばならぬ、而して前者に於ては徹底的に政權を開放し後者に於ては協力して國家の建設を圖らねばならぬ今日我國唯一の大患は政府にありては選擧統一策を以て救國の大方針とすれども敢へて政權を開放して一般國民に選擧參政權を與ふる事を爲さず又其威令は全國民に及ばざる

有様である又各省に於ては自治を以て救國策をなせども之とて中央政府を建設するの力がない様な狀態にあるのである斯くの如き狀態であるから安ぞ今日の如き急迫せる外交事態に對して應じ得べき道理はないのである故に政府は舊式迂遠の選舉統一政策を斷然放棄すると共に各省は空中樓閣的の聯省自治政府運動を直ちに停止せねばならぬ。卽ち現在の中央政府に改造を加へ各省は同時に省憲を制定すべきである但し各省は其事情を異にすれば地方の事情を參酌して地方發展策を講ずるは勿論である。

之を要するに各省個々分立しては一國家を形成する事は出來ないのみならず到底崩壞を免れない所である故に各省自治と同時に現在中央政府權限の大綱を基本として聯省中央政府に改組し國憲法を制定すると同時に外交上の緊急事項も同時に處分を講ぜねばならぬ之れ實に國家の時局に對する最善良策であつて短單時日中に効果を奏すべき內政外交策は之れを措て他に求むる事は出來ないと確信する。

三　上海全國代表者會議開催の主張

上述の理由を實行すべき第一歩として余は上海に全國代表者會議を開催せん事を欲するものである地點を上海に選定せる所以は此の會は各省が自動的に開くべきものであつて政府の開催すべきものでないが故に特に會議地點は各方面より見て中立地帶を適當とするからである。

然し乍ら現在の中央政府は宜しく之が準備の勞を執り各省と中央政府との關係の大綱を定めて各省をして同時に自治を行はしむべく之れによつて各省に於ける省憲法制定の無益の勞力を費さゞる樣注意し將來又根本的改革を要するが如き不始末を防止する必要がある。既に省憲法を制定してをる二三省に對しては其內容の不同は當然の事であるとするも其中央政府との關係不同なる一事は將來更に分裂を來すべき禍根であつて今後之れを統一する必要があるから此際既定の省制に改正を加ふるは敢へて難事ではないと信ずる。

今や外交問題は焦眉の急に迫つてをる故に先づ各省代表者を上海に集めて大綱を規定し此の大綱と牴觸しない限り各省の事情に應じて多少の相異つた制度は之れを默認するがよい斯くの如くするならば地方發展上にも多大の効果を齎らすであらうと確信する又余が殆んど成立の望のない所謂聯省政府を顧みずして現在の中央政府の改造を要求する所以のものは一つは各省中所謂聯省政府に贊成せざるもの尠なからざると一つは外交上並に時期の關係より現在の政府を改造するを以てより時宜に適する方法たるを信ずるが故である。

思ふに政府と政府當局の個人とは混同してはならぬ各省中政府當局の個人に對し不滿を抱くものありとするも之を以て中央政府の機關をも屠り去るべきではない內閣は更迭せしむべく個人は其職を去らしむる事が出來るが當政府なる機關は永遠に動かす事は出來ない之を各國の實例に徵するも其政治の基礎强固なる國家にあつても時に內閣倒壞の爲め戰爭あり又內閣交迭の事實ありとするも政府の機關は

革命によつて國體を變更する場合以外には敢へて之を破壞するものあるを聞かぬのである我國人も此の事實は是認する所である。

若し中央政府なくして各省個々の自由行爲を以て活動せんか同時に自治を施行し省制を制定する事は困難事である故に現在の政府に改造を加ふる事とすれば一部人士の提唱する聯省政府と何等異る處なきのみならず實行上より見て最も便利多き方法と云はなければならぬのである。

四　代表者の資格と議題

全國建設會議の代表者は宜しく議論と實際とを考察して之を選出せねばならぬ。假令へば各省法定機關の代表（省議會、商會、教育會等）、各省軍民長官代表、中央政府代表、廣東政府代表者の如きは皆會合すべきである其議題に至つては極めて簡單である卽ち各省と中央政府との權限の大綱を規定すべく未だ大綱議決前は各省の省憲制定は暫らく停止せねばならぬ大綱とは假令へば左の如きものである。

一、外交軍事交通司法等は中央政府の權限に屬し辦理せしむ但し後日中央政府より軍事會議を召集して軍備計畫を定むべし

二、中央と地方との財政上の大體の割分を決定すべし浙江省憲法草案の如きは此等に就きて明確の區別なし誤れりと云ふべし

三、正式國會召集期を議定すべし

以上の如き大綱が規定せられたる後各省は同時に省憲卽ち「省自治制」を制定すべきである。

思ふに支那は地區廣大にして各省の習慣相同じくないから自治を施行し地方の發展を圖らんと欲すれば大綱に牴觸するものを除くの外は各省の自由の採量に任じ將來成績の最も佳良なるものあれば各省は何れも之に模倣し漸次に改革を施して遂には期せずして同一歸着點に到達せねばならぬのである。故に拘子定規的なる官制自治に極力反對すると共に各省の自動的自治制を主張し然かも尙大綱に牴觸せざる事を要求する所以は一方に地方の發展を計ると共に他方に國家殊に外交上の關係を憂ふるが故である。

五　國家建設の前提

現在の國際上の地位、國狀の危險は到底筆舌のよく其萬一をも描寫し能はざるは國人の皆よく知悉する所であるから敢へて贅言せざるも今日は卽ち我が支那の爲めに最後の判決を下さるべき重大時期に遭遇せる事を思はねばならぬ故に余が國家建設對外一致會議なるものは各人宜しく一切の自說を拋棄して個人或は黨派關係上の恩怨を忘れてこそ始めて成功を贏ち得べきものであつて中央政府當局と彼の廣東政府當局の如きとは苟も此種建設計畫に利益があるならば一切を犧牲として其政權地位をも拋つて之れが成功に努めねばならぬ若し國家の基本にして確立するならば卽ち同一軌道上に於て互に相競爭しても何の差支はないのである又若し目前の小利害に戀々として民を誤り國を謬る事あらば國內の紛擾愈多く外交の形勢日に迫りて其政權地位の

永續は到底望む事は出來ない之れ政府當局者の宜しく覺醒考慮すべき點である又各省にあつては軍權を握れる督軍巡閲使聯帥司令の如き最近に於ける軍閥倒壞の形勢と部下の兵變の爲めに自ら沒落せざる事例（北方に就いて云へば段派の倒るゝ旬日を出でず南方に就いて云へば唐繼堯劉顯世陸榮廷の倒るゝ皆何れも旬日を出でず且兵變の危險甚しきは武昌宜昌の兵火の災に見る事が出來る）に鑑み日夜心を勞して互に結束を圖りつゝあるが大勢の趨く所自治に非んば到底救濟の道なく裁兵に非んば到底擾亂を避くる事は出來ない故に若し自存の道を求めんと欲するならば須らく國基を定むるに若かざるのである國基にして定まらば其他の問題の如きは期せずして解決すべきである之又各省に於て兵力を擁する督軍司令等の覺悟すべき點である。

以上は余の所謂國家建設を成功せしむべき重要々件である。

六　結　論

本計畫にして順調に進行するならば國家建設と國民對外一致の目的を達せらるべく從前の法律上又は事實上の爭の如きは其根本より除却せられ全國の面目は一新せられん又各省同時に自治を行ふが故に多數の人材は皆各省内に用ひられ人材活動の餘地あれば敢へて中央政府を爭奪し天下を擧げて政爭の巷と化するが如き事なく各省の戰火も自ら終熄の機會を得るである、然れば友邦の我國に對する觀察一變し各國は我國を以て友邦の國家となし各種の問題に對しても當然援助を得易いであらう。

機會は過ぎ易し若し此の千歲一遇の好機を逸せんか後日に及びて後悔するとも及ばないのであるから全國の同胞は速かに蹶起して之れが計を圖らねばならぬ。（惟一日報）

太平洋會議と支那

董顯光

一　支那名士の太平洋會議觀

太平洋會議に關する諸名家の意見を先づ紹介する。外交部參事刁敏謙氏は曰く

『支那は此會議を歡迎し政府當局者は此會議を以て劃世的な大會議と認めてをる然るに支那國民は此會議に對して甚だしく冷淡なるかの如き感を持つてをるが事實は決してそうではなく、支那國民は舉つて米國大統領ハーヂング氏の此提案を歡迎してをるのである。何故かなれば一朝太平洋に事ある場合最も苦痛を受くるものは支那であるからで

ある。

此の會議に於て議せらるべき議事項目に就ては未だ明示されてはいないがその一般目的は支那と外國間並に外國と外國との間に紛爭を惹起せしむる恐れある原因を一掃せんとするに在るは明白なる所である。支那に關して起るべき紛爭は門戸開放、勢力範圍、及機會均等に關する問題であるが門戸開放を維持し各國に對して均等の機會と利益を與ふる事は從來支那の政策とし來りたる所である此の問題は世界に對すると同じく支那に對しても亦極めて重要なる事項である然るに此の問題に關し不幸列國間に屢次紛爭を惹起したのである。

ハーヂング氏が此の提議を發表した當初支那諸新聞は之れに就て充分なる報道に接する事が出來なかつた爲めに比較的沈默を守つたのであるが今や其提議內容の判明と共に此の問題に關して大いに論議せらるゝに至つた其一般論調によると支那政府は此際は須らく支那の主權の行使を拘束するが如き總べての問題を該會議に提出してそれに關連する汎有條約の改正に努力すべきであるといふのである、然れども當局の見る所を以てするに支那は此會議に於て自國の利益のみを圖らず領事裁判權の撤回及外國租界の廢止等を提議せず只管支那と他國間竝に各列強間の衝突を避くる目的の爲めに該會議に列席すべきを可とするのである。

然して外國にして通商條約に據つて獲得したる權利を越ゆる行動に出づるもの往々あるが斯くの如き支那の主權侵害は此際充分に解決すべき必要がある。北京に於ける外國人の意見は支那が此際治外法權の如き特權を至急撤廢する事を要求すべしと云ふにあるが如きもそは必ずしもそうではないのである』

次に前交通總長葉恭綽氏は曰く

『凡そ支那と歐列強間に締結せられたる最初の協定は平和手段に依つて成立せるものに非ずして支那は腕力を以て之れを強ひられたものである、故に支那と外國との關係は對等の條件の下に置かれてゐない之れ支那人が外國の事物を嫌忌する最大の原因である、太平洋會議は此れを對等の條件と平和手段によつて改訂の機會を與ふるものである。そして全世界は此支那と列強間の關係の改變によつて多大の利益を受くる、支那は現下武力に於ては尙薄弱ではあるが其潛勢力の偉大なる事に至つては依然列強の注目に値する所である若し列強が平和手段に出でずして自國の膨脹の爲め支那に對し侵略的態度を執るに至るならば只其の將來は恐るべきものある事確實である故に今次の太平洋會議は太平洋沿岸諸國に執りてはベルサイユ講和會議よりも更により以上重大なる意義がある所以である。

戰亂は干戈に訴へずして卒直に且誠實に相協商する事に依つて未然に解決し得べきものである今回の歐戰は戰爭なるものが戰勝國たると戰敗國たるとを問はず何れに對しても非常なる打擊を與へ其恢復迄に數年を要する狀態に立ち至らしめたのである此戰爭の災禍に懲するも豫め戰爭の禍源となるが如きものを除去する爲め汎有ゆる手段を講ずるの必要がある太平洋會議は實に之が爲めに提議せられたも

ので支那は其の十分なる成功を希望する所以である。

更に葉景莘氏（梁啓超の秘書にして外交通として知らる支那國際聯盟協會の發起人たり）は曰く

『支那は太平洋會議を歡迎するを要する、而して第一に此會議に於て山東問題を解決する必要がある此解決と共に日支間の反感は一切消滅するに至るであらう第二には目下支那と列強間に懸案中である種々なる國際問題に關し支那自體の忌憚なき意見を陳述して參加國の同意を求むべき事である蓋し今次の米國の提案は太平洋に於ける國際的紛爭を除去せんが爲めに召集したるものであり且又同會議に參加を承諾したる列強も同樣の希望を抱懷してをるものであるから世界の平和を攪亂せんとするが如き原因を除去せんとする支那の提案は疑もなく歡迎さるべきものである。

而して同會議に於て支那門戶開放主義が如何にせば實効を擧げ得べきかと云ふ事は恐らく支那關係問題の中心となるに相違ない、此の門戶開放主義は從來米國國務卿ヒューズ氏も英國政府に對し米國が同會議に於ける立場を通告し此門戶開放主義を主張すべき旨を聲明してをる又英國に於ても首相ロイドヂョーヂ氏は七月十一日下院に於て「吾人も亦支那の門戶開放主義を守らん」と聲明してをる、加之日本政治家も亦決心を披瀝しつゝある。

斯くの如く列強は門戶開放主義に對し希望を同じくするに拘らず尙列強中には支那の門戶開放たるべき港灣を獨占しつゝあるものがあるから須らく同會議に於て支那の門戶開放が實際に行はれん事を希望する。而して本問題の解決如何は纏て其他諸種の問題卽ち勢力範圍、利權範圍等の問題を解決するの鍵鑰となるであらう』

二　太平洋會議に關する支那朝野の意見

最近に於て余が會見したる多くの支那識者の意見も亦殆んど前記の所見と同じきも今其の概略を擧示すれば左の如し但し其中には前述のものと重複するものあるも之は同會議に關する支那朝野の意見の一致と見る事が出來るを以て改めて記する事とした。

一、支那は太平洋會議に於ける最重要國である

英日米の三國は太平洋に於ける海軍力の優勢を爭ふ大海軍國であるが支那は國際競爭の中心であるから若し一朝列強が平和を維持し能はざるに至らば支那は其の紛爭の巷と化すべく且支那が其領土上の權利又は其他の權利を他國に讓與するならば幷は列強間に新なる紛爭を惹起せしむるに至るであらう。

二、米國は門戶開放主義を支持す

米國大統領ハーヂング氏が同會議に於て支那の參加を求めたるは太平洋の將來の吉兆たるものにして米國が軍備擴張を排斥し以て誠實に平和の爲めに努力しつゝある事は一點疑ひの無き所である右は全く米國が支那問題の重要なるを認めて其の傳統的政策たる支那の門戶開放主義を依然支持しつゝあるを示すものである。

三、太平洋會議の目的を達成すると否とは日本にあり

ある。

此の會議に於て議せらるべき議事項目に就ては未だ明示されてはいないがその一般目的は支那と外國間並に外國と外國との間に紛爭を惹起せしむる恐れある原因を一掃せんとするに在るは明白なる所である。支那に關して起るべき紛爭は門戸開放、勢力範圍、及機會均等に關する問題であるが門戸開放を維持し各國に對して均等の機會と利益を與ふる事は從來支那の政策とし來りたる所である此の問題は世界に對すると同じく支那に對しても亦極めて重要なる事項である然るに此の問題に關し不幸列國間に屢次紛爭を惹起したのである。

ハーヂング氏が此の提議を發表した當初支那諸新聞は之れに就て充分なる報道に接する事が出來なかつた爲めに比較的沈默を守つたのであるが今や其提議內容の判明と共に此の問題に關して大いに論議せらるゝに至つた其一般論調によると支那政府は此際は須らく支那の主權の行使を拘束するが如き總べての問題を該會議に提出してそれに關連する汎有條約の改正に努力すべきであるといふのである、然れども當局の見る所を以てするに支那は此會議に於て自國の利益のみを圖らず領事裁判權の撤回及外國租界の廢止等を提議せず只管支那と他國間竝に各列強間の衝突を避くる目的の爲めに該會議に列席すべきを可とするのである。

然して外國にして通商條約に據つて獲得したる權利を越ゆる行動に出づるもの往々あるが斯くの如き支那の主權侵害は此際充分に解決すべき必要がある。北京に於ける外國人の意見は支那が此際治外法權の如き特權を至急撤廢する事を要求すべしと云ふにあるが如きもそは必ずしもそうではないのである』

次に前交通總長葉恭綽氏は曰く

『凡そ支那と歐列強間に締結せられたる最初の協定は平和手段に依つて成立せるものに非ずして支那は腕力を以て之れを強ひられたものである、故に支那と外國との關係は對等の條件の下に置かれてゐない之れ支那人が外國の事物を嫌忌する最大の原因である、太平洋會議は此れを對等の條件と平和手段によつて改訂の機會を與ふるものである。そして全世界は此支那と列強間の關係の改變によつて多大の利益を受くる、支那は現下武力に於ては尙薄弱ではあるが其潛勢力の偉大なる事に至つては依然列強の注目に値する所である若し列強が平和手段に出でずして自國の膨脹の爲め支那に對し侵略的態度を執るに至るならば只其の將來は恐るべきものある事確實である故に今次の太平洋會議は太平洋沿岸諸國に執りてはベルサイユ講和會議よりも更により以上重大なる意義がある所以である。

戰亂は干戈に訴へずして卒直に且誠實に相協商する事に依つて未然に解決し得べきものである今回の歐戰は戰爭なるものが戰勝國たると戰敗國たるとを問はず何れに對しても非常なる打擊を與へ其恢復迄に數年を要する狀態に立ち至らしめたのである此戰爭の災禍に懲するも豫め戰爭の禍源となるが如きものを除去する爲め汎有ゆる手段を講ずるの必要がある太平洋會議は實に之が爲めに提議せられたも

ので支那は其の十分なる成功を希望する所以である。

更に葉景莘氏（梁啓超の秘書にして外交通として知らる支那國際聯盟協會の發起人たり）は曰く

『支那は太平洋會議を歡迎するを要する、而して第一に此會議に於て山東問題を解決する必要がある此解決と共に日支間の反感は一切消滅するに至るであらう第二には目下支那と列強間に懸案中である種々なる國際問題に關し支那自體の忌憚なき意見を陳述して參加國の同意を求むべき事である蓋し今次の米國の提案は太平洋に於ける國際的紛爭を除去せんが爲めに召集したるものであり且又同會議に參加を承諾したる列強も同樣の希望を抱懷してをるものであるから世界の平和を攪亂せんとするが如き原因を除去せんとする支那の提案は疑もなく歡迎さるべきものである。

而して同會議に於て支那門戶開放主義が如何にせば實効を擧げ得べきかと云ふ事は恐らく支那關係問題の中心となるに相違ない、此の門戶開放主義は從來米國國務卿ヒユーズ氏も英國政府に對し米國が同會議に於ける立場を通告し此門戶開放主義を主張すべき旨を聲明してをる又英國に於ても首相ロイドヂヨーヂ氏は七月十一日下院に於て「吾人も亦支那の門戶開放主義を守らん」と聲明してをる、加之日本政治家も亦決心を披瀝しつゝある。

斯くの如く列強は門戶開放主義に對し希望を同じくするに拘らず尙列強中には支那の門戶開放たるべき港灣を獨占しつゝあるものがあるから須らく同會議に於て支那の門戶開放が實際に行はれん事を希望する。而して本問題の解決如何は纏て其他諸種の問題卽ち勢力範圍、利權範圍等の問題を解決するの鍵鑰となるであらう』

二　太平洋會議に關する支那朝野の意見

最近に於て余が會見したる多くの支那識者の意見も亦殆んど前記の所見と同じきも今其の概略を擧示すれば左の如し但し其中には前述のものと重複するものあるも之は同會議に關する支那朝野の意見の一致と見る事が出來るを以て改めて記する事とした。

一、支那は太平洋會議に於ける最重要國である

英日米の三國は太平洋に於ける海軍力の優勢を爭ふ大海軍國であるが支那は國際競爭の中心であるから若し一朝列強が平和を維持し能はざるに至らば支那は其の紛爭の巷と化すべく且支那が其領土上の權利又は其他の權利を他國に讓與するならば幷は列強間に新なる紛爭を惹起せしむるに至るであらう。

二、米國は門戶開放主義を支持す

米國大統領ハーヂング氏が同會議に於て支那の參加を求めたるは太平洋の將來の吉兆たるものにして米國が軍備擴張を排斥し以て誠實に平和の爲めに努力しつゝある事は一點疑ひの無き所である右は全く米國が支那問題の重要なるを認めて其の傳統的政策たる支那の門戶開放主義を依然支持しつゝあるを示すものである。

三、太平洋會議の目的を達成すると否とは日本にあり

「米國大統領ハーヂング氏の太平洋政策に對して日本人中には其矛盾を攻撃するものもあるがハーヂング氏の政策は決して矛盾するものではない、日本人は「米國が厖大なる海軍計畫を樹て太西洋艦隊を太平洋に移したるにも拘はらず尚且軍備制限並に極東問題解決の爲め會議を開き關係列强の參加を求めて討論せんとするは不可解なる所なり」云々と云ふが然し支那人はハーヂング氏の政策を以て何等撞着し且矛盾し居れるものとは認めない、何故かなれば米國は實に同會議を召集して以て日本に其傳統的なる侵略的外交を抛棄せしむるの機會を與へたからである、若し日本の支那を支配せんとする野心を其儘存續せしめて大陸軍を編成し更に强大なる艦隊を建造して第三國に挑戰し或は、日本が其南洋島嶼に築城する計畫を放棄せず之に依つて布哇、フイリッピン群島等を脅かし以て世界平和の脅威とならんか米國は平和維持の爲め第一流の海軍國たるの準備を要するのは明白なる所である之れ今次大統領ハーヂング氏が軍備制限に先立ちて太平洋問題を解決せんとするの所以である若し日本にして此一點に氣付かず米國の態度を矛盾とし其の奮政策を固守せんか軍備制限は遂に不可能に了るであらう。

四、太平洋會議は支那の對外關係を改善せん

支那に執りて太平洋會議に於て協議せらるべき幾多の紛糾せる問題も要は門戶開放問題の一に歸するを得るものである、門戶開放主義は列國の協調によりて遂行さるべきものであつて之に就ては支那の自由發展の爲め公平無私の助力を與ふる必要がある然かも斯の如き政策は當然支那の主權を完全に認むる事を意味するものである故　此政策を充分に遂行せんとするには支那の領事裁判權問題關稅改訂問題及居留地並に租借地問題に及ぶ必要がある然れども支那は一時に之等全部を實現し得べしとは信じない只現下支那の希望する所は同會議に於て支那と外國との關係が漸次改良さるゝ樣決議せらるゝ事である。

五、日本は從來の對支侵略策を放棄すべし

若し日本が大膽に山東に對する要求、二十一ヶ條の要求及支那に於ける種々なる侵略的行爲を放棄するならば日本は列强に對し深甚なる好感を與へ其當然の結果として列强は日本を目して强ち軍事上の滿足をのみ滿さんとする國家にあらざる事を認め以て其の軍事的計畫を中止するに至るであらう又日本は其の行動によつて支那四億の人民の友好關係を恢復し支那に於て商業上非常なる好機會と良好なる立場を獲得するに至るであらう、之れに反しかゝる公正なる態度に出でなければ日本は全く孤立の地位に陷り世界の各國より驅逐され嫌惡さるゝに至るであらう。

六、太平洋會議失敗後の世界の形勢

太平洋會議にして若し失敗に終らんか忽ちにして戰亂惹起し列國は非常なる刺激を受けて軍備の擴張に熱中し今日以上の大海軍を建設するに至るであらう海軍競爭は再び世界戰亂の動因となり其の直接間接の影響は其爭亂地が如何に遠隔の地にありとも避くる事を得ないであらう。

（七月三十日密勒氏評論報）

昨年支那新設工業及其資本額

支那經濟通信處(Bureau of Economic Information)の發表に係る支那企業會社の數及資本金額等に就き過般商報の報する處に據るに最近支那人製粉工業甚しく增加し其發達目醒しきものあつて麥粉の輸出殊に增加し一昨一九一九年中に麥粉の輸出高二百萬擔に達せり而して昨年中新に設立されたる製粉工場十あり資本金合計五千八百萬弗に上り此外に新に設立されたる燐寸工場八、煙草工場三、其他染色工場、織物工場、曹達工場、樟腦工場、齒磨製造工場、棉實工場、製氷工場等多數設立せられ其資本金額は最低二千弗より二十萬弗にして昨年中新に設立されたる工場及資本額左の如し。

工場種類	工場設立數	資本額
製粉業	一〇	五、八〇〇、〇〇〇弗
煙草製造業	三	五、二一〇、〇〇〇
燐寸製造業	八	二、七七三、〇〇〇
製材業	二	二、〇〇〇、〇〇〇
製革業	一	一、〇〇〇、〇〇〇
紙器製造業	一	一、〇〇〇、〇〇〇
其他	二八	三、九三六、〇〇〇

右新設工場を各省別に示すときは左の如し

省名	工場數	資本額
江蘇	一五	七、六〇八、〇〇〇弗
吉林	五	四、六五〇、〇〇〇
直隸	一〇	三、一八六、〇〇〇
山東	五	一、六四二、〇〇〇
河南	四	八一〇、〇〇〇
湖北	三	二八〇、〇〇〇
奉天	一	一八〇、〇〇〇
浙江	三	五八、〇〇〇
安徽	二	四五、〇〇〇
福建	一	二〇、〇〇〇
江西	二	一〇、〇〇〇
陝西	一	一〇、〇〇〇
黑龍江	一	三、二〇〇、〇〇〇

尙左に最近設立されたる支那農產工業に關する種類工場數及資本金額を示せば下の如し

種類	工場數	資本額
林產業	七	五、三八〇、〇〇〇弗
棉業		二、〇〇〇、〇〇〇
灌漑業	三	七八四、〇〇〇
茶業		一〇〇、〇〇〇
其他		二五七、〇〇〇

以上の工場數を各省別として見るときは卽左の如し

省名	工場數	資本額
吉林	二	五、六〇〇、〇〇〇弗
直隸	二	二、二〇〇、〇〇〇
安徽	二	二三〇、〇〇〇
山西	二	一八〇、〇〇〇
浙江	四	一五八、〇〇〇
江西	一	一〇〇、〇〇〇
其他	三	五七、〇〇〇

時報

澎湃たる自治の大潮流……中法實業銀行の支拂停止と紙幣統一問題……太平洋會議と支那の輿論……寺內借款の解決と外債整理……吉會鐵道覺書交換……兩湖の開戰

澎湃たる自治の大潮流

支那に於ける自治進行の近況に就きては前號既に報道する所ありしが、今や此大潮流は浩天の勢を以て全國各省を浸潤し、如何なる力を以てするも阻止する能はざるに至れり。此趨嚮や、支那政治の根本的大改造として極めて重大視すべきものなるを以て更に茲に其既往の進行狀況を略述し併せて將來の歸向を大觀せんとす。

自治の第一聲は昨夏吳佩孚の撤兵後督軍張敬堯を驅逐し再び桑梓を復せる湖南軍の首領譚延闓が省長民選を提唱せるに始まりて禍亂に耐ふ能はざる苦痛を嘗めたる湖南省民の自治要求となり、目醒めたる官民一致の改造は遂に自治籌備處を設けて銳意自治の進行を圖り、今春三月二十日開會せる省憲法起草委員會は一瀉千里の勢を以て起草に努め一箇月にして省憲法、總投票法、省議會組織法、省議會議員選舉法、省長選舉法、縣議會組織法、縣議會議員選舉法法院編制法の草案を完成して四月下旬審査會を開けるも議論百出して紛糾を極め、今に至りて尙未だ審査の終了を見ざるが、有志大に之を憂ひ極力其間を調停中なれば遠からず再び其審査を續行して進行に努むべく、湖南に關ぎて自治の具體化せる廣東は曩に孫文陳烱明の廣東恢復戰成功し廣西派及政學會を驅逐して廣東は廣東人の廣東なりとの所謂粵人治粵主義の緖に就くや、孫文は大に聯省自治を唱へ先づ省自治の根本たる縣鄕自治を實施せざる可らずとて既に縣知事民選條例を發布し、次で五月下旬自治根本法の起草を開始して草案既に成り、八月中に其審査の完了を期すると共に更に積極的に聯省自治を實現せしむべく廣西に向て宣戰し、是れ亦見事に成功して梟雄陸榮廷を逐ひ、既に高調せる廣西省民の自治の希望と相俟て兩廣聯省自治の創擧今將に成らんとし、四川に於ては蜀人治蜀主義を振翻して雲貴軍を擊退せる熊克武劉湘但燃辛等は善後會議に於て自治施行を宣言し、中央政府の任命を拒絕し中央任命の督軍劉存厚を驅逐して自主的自治に決定し、五月上旬省憲法會議組織法を制定せるも、憲法制定機關問題に就きて軍界省議會自治聯合會等の間に意見の一致を見ざる爲め、尙未だ省憲起草の運びに至らざるが、環境の趨勢は自ら其一致の進行を促すべく、雲南は唐繼堯昨年六月自ら督軍を廢し周鐘嶽を省長に在じて軍民分治の端緖に就きてより以來、自治の要求は日に進み、省議會は縣鄕自治法案を議決公布し、更に省憲法制定籌備會を組織して進行大に力めたるも忽ち政變勃發して唐氏失脚し、遂に雲南を退くの餘儀なきに陷れるが、唐氏に關げる顧品珍亦民意の伸長に努め、本年五月自治根本法制定籌備章程を定めて今方に省憲の起草に進みつゝあり、貴州は昨夏劉顯世雲南の唐繼堯に倣ひ、

督軍を廢して軍民分治の實を擧げんと期せるも幾千もなく唐氏の失脚に坐して驅逐され、盧永祥代つて總司令となり、任可澄臨時省長に推されて軍民分治漸く其緒に就き、既に一種の暫行自治條例を發布して自治の實行を開始すると共に更に正式省憲法の制定に進み、廣西は今次の兩廣戰爭以前既に自治の聲高かりしも陸榮廷の壓抑にて其發展を妨げられしが、今や陸氏一敗地に塗みれて聯省自治を標榜せる廣東派の大勢に歸せるより孫文の所謂聯省自治は急進して其實現近きにあるべく、浙江は曩に中央の國會新選擧に反對せる盧永祥の自治宣言以來自治は急灘の如き進捗を示し六月十五日に開會せる省憲法起草委員會は七月十二日に其起草を終へ、七月二十一日より審査を開始し、二箇月を以て審査を完了する筈にて九月下旬には其終了を見るべく、江蘇は六月三日省議會に於て省憲法起草規程を議決し、湖北は曩に夏壽康時代に自治籌備處を設けて自治の實現を計畫せるも、夏氏遂に王占元の爲に逐はれ、新省長劉承恩は自治尚早の下に其經費に大刪減を加へしかば自治の進行大に頓挫を來せるが、醞釀せる王氏排斥運動は自治運動に激烈なる氣勢を加へ、蔣作賓等湖南の趙恒惕を勸誘して遂に兩湖の戰端を導き、民黨の猛勇分子は相率ひて湖北自治軍なるものを組織し、叛王の旗幟を翳して猖獗漸く大ならんとし、王占元の地位にして動搖するに至らば怒濤の如き自治の潮流は唯に湖北一省のみならず、北支那一帶に向て押し寄せ來るべく、其他江西安徽河南山東山西直隸各省何れも自治の運動日に烈しく、專制の覇王と稱さるゝ張作霖の治下に在る吉林すら今既に自治の叫び高まりつゝありて浩天の勢ひ國を擧げて自治化せずんば已まざるの趨嚮を示すに至れり。

自治の聲は既に對官治の域を超えて中央集權に對する地方分權の叫びなり、廣袤全歐に比すべき支那、歷史上未だ曾て中央集權の實跡なかりし支那、一旦專制を打破して共和の新民主國となれる支那に於て中央集權の實を期せるの政治錯誤なるは今更に論ずるまでもなし、此錯誤の上に軍閥は據て以て橫暴を擅にし、督軍は據て以て地方に其私を逞し無識なる官僚狡猾なる政客は依て以て互に相結び、中央に於て地方に於て政治の腐蝕是れ事とし、中央の威望日に墜つると共に地方督軍の貪悖日々益々忌憚なく、政府の政令一も地方に行はれずして督軍の私令は則ち地方に强行し歷史上罕に見る專制の苛政は共和民國に敷かれ、紊亂卒に收拾す可らざるに陷り、四億の民衆十年の禍亂に泣きて民國を呪咀し、ブランド、ウッドヘッド等をして列强共同管理論を唱へしめ、ギルバードをして中央政府承認撤回說を叫ばしむるに至れり、之を要するに民國十年禍亂の總因は誤てる中央集權に囚はれて國省の治を分たず文武の權を分たざるに在り、於是愛國有識の先覺蹶起して政府恃む可らずとして國民自決を提げ、地方分權を唱へて自治を疾呼し、省自治より聯省自治へ、聯省自治より聯邦自治へ、聯邦自治より聯邦統一に導き、全民總意の上に鞏固なる統一政府を築成せんとする自治運動は蓋し是れ自然にして合理的なる政治改造の趨勢なりと謂はざるを得ず、又實際に於

て支那政治改造の第一緊要問題にして極めて難問題たるは少きも數萬多きは數十萬の私兵を擁有する督軍の廢止にして、這は無力なる政府の到底爲し得る所に非らず、さればとて彼等の覺醒に待ちて其自行廢止を翼ふが如きは眞に是れ百年河清を俟つが如く、永遠改造の機に近づく能はず。此頑迷不靈の督軍を廢止せんとする唯一の途は唯だ民衆を力とする自治の外他に法なし、自治運動が督軍廢止を以て其一前提とする所以此に在り、進み往く時代は民衆の絕大無限の力をして如何に强暴なる督軍をも屈伏せしめずんば已まざらん、民國十載の禍亂に虐げられたる支那の國民は既に已に深く目覺めたり、昨秋國民自決の聲誰れか吳佩孚の政治的手段のみと言ひ得んや。世に自覺の力程强くして賴むべきはあらじ、支那の改善は唯だ支那國民の自覺の力に於てのみ徹底さる、自國民の自覺に據らずして外力に依て國政の根本改造をせるもの古今未だ其例なき所なり。支那國民の自覺に據らざる外力の改善促進は塗飾に過ぎざるのみ。吾人は支那現下の自治運動を自覺せる支那國民の改造運動と認め、共存共榮の關係甚大なる善隣の將來に對する援助に公正なる考慮を加へざる可らず。

中法實業銀行の支拂停止と紙幣統一問題

今年初春の頃營業狀態に關して兎角の噂傳へられ、北京天津兩地の支店に小取附ありたる中法實業銀行（Banque Industrelle de Chine）は遂に七月一日巴里に於て支拂を停止し、支那に於ては四日より各地支店何れも支拂を停止して金融界に一恐慌を惹起せるが、北京銀行公會は三日緊急會議を召集して之が救濟を討議し、同銀行の預金及其他の債務に關しては銀行自身の決濟に俟ち、支那各地に流通せる紙幣の兌換回收に對しては全部（流通總額二百二十四萬八千六百元にして之を內譯すれば、北京三十八萬餘元、天津五十八萬餘元、奉天十三萬餘元、上海七十五萬餘元、漢口三十八萬餘元、濟南一萬餘元）之を引受くるに決定し、直に此旨各埠銀行公會に打電して一致協同の態度を執り、同時に之を公表して兌換を實行せしかば恐慌は幸にして忽ち靜定に歸せるが、之に關し漢口總商會より財政部に宛て斯くの如き恐慌は中央政府が濫に外國銀行に紙幣發行權を與へたる結果なりとて今後の嚴重なる取締方を要求し來れるに動機し、紙幣取締の議漸く高まり、上海銀行公會は之に對して各銀行の紙幣發行を銀行公會の共同事業に移し、公會に金庫を設け、紙幣發行を欲する銀行は之に相當する準備金を公會に提供保管し、各銀行は其責任を共同にて擔任して其危險を防止し、政府方面に於ては紙幣發行の銀行に對して相當なる紙幣發行稅を徵收すべしと主張し、政府當局も紙幣取締の必要を感じて七月九日財政部幣制局及北京銀行公會との間に紙幣取締討議會を開催せるが、席一幣制局總裁張弧氏は此機會に於て紙幣の統一を圖り、中央銀行のみに發行權を與へ、其他の銀行は外國銀行或は中外合辦銀行たるを論せず、絕對に發行權を許可せず、既に發行權を與へたる銀行に對しては別に適當なる方法を講じて嚴

重なる取締を加ふべきを主張し、更に十三日張弧氏邸に於て續會を開き、張弧氏は再び次の如き演說を試みたり。

現在支那に於て紙幣を發行する內外銀行は其數頗る多く各種の關係上遽に其發行權を回收するは繁雜にして到底一時に實行することと不可能なるも、保證金を供託せしむは極めて安全の方法なると共に大なる不便なく、兌換停止等の危險を防止し得るを以て天津上海及漢口の三處に金庫を設け、銀行をして紙幣發行額の六割の現金を金庫に供託せしめ、金庫は銀行公會に於て之を管理し、政府は各金庫に監理官一員を派遣して之を監督し、若し必要にて現金を輸送する場合には交通部は無料にて之に應ずることゝせば現金も自由に流通して紙幣價値を維持し得べし。

出席せる潘財政部次長を始め贊成者頗る多かりしが、斯くの如き重大なる問題は少數にて決定するは面白からず、各銀行代表會議を召集して更に討議するの必要ありとし遠からず各銀行の代表者會議を召集するに決定せるが、張弧氏は上述の意見卽ち

一、今後一切の銀行に紙幣發行權を附與せざる事

二、既に紙幣を發行せる銀行は各々其地の銀行公會に相當の保證金を供託する事

の二項の外更に紙幣統一方法として

三、國家紙幣は中國銀行にのみ發行權を與へ其他交通銀行及各銀行をして一定の年限內に其發行紙幣を盡く回收せしむる事

の意見を財政部に提出し、右各銀行代表會議に附議したる上國務會議に提出さるゝ筈なるが、財界消息通の言に據れば此紙幣統一計畫は今次中法實業銀行の支拂停止問題を機會とし、一面當局既定方針の紙幣統一策を實行すると共に一面財界に跳梁を逞せる舊交通系の勢力に一大壓迫を加へんとする魂膽にして、舊交通系は大に狼狽して之が對抗策を廻らしつゝあるも此正當にして合理的なる統一方策に對しては到底抗爭する理由を發見し得ざるべく、其結果如何は極めて重大なる影響を財界に與ふべきを以て各方面は深甚なる注意を之が成行に濺ぎつゝあり。

太平洋會議と支那の輿論

米國大統領ハーデイング氏の主唱に係る太平洋會議の召集は支那をして翕然たる歡喜と深甚なる注意とを以て之を迎へしめ、徐總統及靳總理は聯名にて西南各省に向ひ此際相互の大讓步に依り平和統一を期成せざる可らざる旨を通電慫慂すると共に黎元洪岑春煊梁士詒梁啓超等其他有力なる官吏學者實業家を網羅せる一大會議を組織して內治外交に對する意見の統一を圖らんとし、民間に於ては北京の智識階級團の組織せる太平洋問題研究委員會を始めとし、上海商會發起の太平洋會議後援を目的とする中國々民外交後援會等結出して一般國民的輿論は著しく喚起されたるが、茲に先づ南北言論界の輿論を觀んに英文京津タイムスは七月十三日の紙上に次の如き長論文の社說を掲げたり。

ハーデイング大統領の主唱せる太平洋會議にして開催せ

られ滿足なる効果を收むるに至らばハ氏の功績は無論なるも、米國をして此處置に出でしめたる英國殖民地首領等の盡力も亦決して輕視すべきに非らず、日英同盟の續否に關し英帝國會議に意見の衝突ありしは明らかなる事實にして、南阿及加奈陀は其改訂に反對し、濠洲及新西蘭は之に贊成せり、雖然各殖民地首領の意見も次の一點に於ては相一致せり卽ち日英同盟の存否を議するに就ては英米の關係を先づ其主要なる考慮に置くべしとの意見是れなり、卽ち日米若し戰ふが如き事あるに際し、英帝國をして日本を援助するが如き地位に置くに對して反對すべきは無論にして、新條約をして兩英語國民間に聊かにても壓轢疑惑若しくは誤解を惹起せしむるが如き何ものをも含むべからずとの意見に一致せり、果して然らば存在すべき合理的必要の既に消滅せる條約の改訂に依て日英兩國は抑も幾何の所得あるべきやとは何人も當然質問を發せざるを得ざるべし、若し太平洋問題に關してなりと言はゞ其他の諸國例へば佛米の如きあり、何れも之に對して甚大なる利害關係を有す、若し支那に關してなりと言はゞ支那に關する日英兩國の對支政策に就きては百の條約を締結するも到底一致し難き幾多障碍存在す、支那に對する英國の政策は日露戰爭以來殆んど米國の夫れと其歸嚮を一にし、今日迄英米兩國の對支政策は根本的一致の跡は未だ曾てなかりき、之に反して日本の政策は啻に支那に對してのみならず、全東洋を通じて其權力の絶頂に於ける露國若しくは獨逸に比するも尙遙に侵略的なりき。

現在に於て太平洋問題に關し最も緊密なる關係を有する者は日英米支及露國なるも、國內の紛亂及信據すべき政府の存在せざる點よりして支那及露國は何れも其利益を擁護し眞面目に考慮を拂ふに足るべき何等確立せる政策を採用すべき地位に在るものと認むるを得ず、吾人は一方に於て支那及露國の脆弱なるに乘じて誅求を逞ふせんとする日本の軍閥と共に他方に於て支那及露國の獨立及主權を維持せしめんと焦慮する英米兩國を有す、雖然後者の一國は日本との協約に依りて充分なる活動をなす能はず、誤てる同盟の誠實心よりして英國の會社に確實に讓與せられたる權利の移動に關し、支那を脅迫せる日本の對支行動に對してさへ躊躇の餘儀なきに至れる英國は東亞に於ける出來事に對して全く其眼を閉ち居たり、而して英國は東亞に於ける日本の行動に對して屢々穩に爭論する所ありしも、今日まで日本の僞信に甘じ來たり。支那は華盛頓會議に列席すべしと云ふ、其委員として指命せられたる外交家の發言が果して幾何の重きをなすべきか、北京に於ける現在の腐敗せる且つ違法の政府が列強の代表の前に聊かなりとも價値ある提議をなし得べしとするは國際外交上の單なる茶番たるに過ぎざるも、英米兩國の代表者が東亞政局の眞相に通曉せる人ならんには支那の利害は適當に擁護せらるゝならん、吾人の華盛頓會議に切望せざる能はざるものは現在に於て空想的愚痴に過ぎざる領事裁判權關稅改革及居留地撤回の如き問

題に時間を空費せざらん事是れなり、東亞に利害關係を有する列強が支那に對して執るべき正當なる態度は赤兒に對する後見者の夫れならざる可らず、若しヴエルサイユ會議に於て支那の要求せる諸條件にして許さるゝに於ては、外國の干渉あるに非らずんば現在北京を支配する軍閥的惡漢團に依り、金次第にて他國の入札者に國民の國籍をも競賣に附する事さへ防止し得ざるべし、若し眞に東亞問題を解決せんとせば無責任にして無能力なる赤兒として支那を遇し、其泣事の如きは眞に支那の福利を圖る者の間に眞面目に聽くべき價値なきものなり」。

七月十六日の漢文京津タイムスの社說に曰く

太平洋會議の世界平和に重大なる關係を有すると共に吾國の受くべき影響も亦極めて重大なり、幸に吾國も參加するを得たるを以て國民は愼重に之を研究し將來發言の際に於ける準備を爲さゞる可らず、太平洋會議に就ては遠近二因あり、歐洲大戰以前に於ては列國は經濟的競爭を以て政治的侵略の前提となし、軍備擴張を以て其後援となせり、其結果は遂に空前の大戰を勃發せしむるに至り協商側の大捷に終了せるも戰爭の損失は莫大にして其恢復容易ならず、將來列國の經濟的競爭地點は巴爾幹より太平洋に推移し、各國は其競爭に失敗せざらん事を努めつゝあり、是れ太平洋會議の遠因なりとす、日英同盟は英帝國首相會議に於て多數の贊同を得、英國々會の通過を俟ちて其續訂効力を見るべきが、米國は極力之に反對して積極的制裁を加へんが爲め遂に太平洋會議を主張し以て根本的に之を打破せんとせり、是れ其近因なり、以上の理由に依りて開催さるゝ太平洋會議に於て如何なる議案が附議さるゝやは既に明瞭なる事にして、太平洋に關しては軍備の縮少、吾國に對しては門戸開放機會均等に依りて平和を維持せんとするに在り、吾國は太平洋諸國中の最大國にして且つ最大富源國なるも積弊に依て最弱國の位地に在り、故に列國が歐戰に於て失へる損失を償ふに吾國は其最好目標地なるを以て、今次の會議は太平洋會議と稱するよりも寧ろ支那處分會議と言ふを適切とすべし、戰後に於ける太平洋の實狀を觀るに日米の競爭は宛も戰前に於ける英獨と同一にして、兩國汲々として軍備を擴張して已む所を知らず。此結果第二次の大戰を勃發するに至るべしと豫想されつゝありて、啻に支那の鉅大なる不利なるのみならず、又列國も多大の不利を招くに至るべきは大戰の經驗に於て列國の既に熟悉せる所なり太平洋會議の必要は上述の如くにして其支那及列國に稗益を與ふるは自ら明らかなり、吾國積年退化し國內の紊亂終了の期なく、列國於是資本を投下して支那の實業發展を援助するを喜ばず、政府は益々紊亂して貧者の生活困難は危險なる風潮を惹起せんとし、盜匪日に加はり、裁兵の困難は督軍廢止をして不可能ならしめたり、此時に當て列國の改むべきは經濟的援助を以て支那に臨むに際し、絲毫も政治的意味を雜へざること是れなり、純粹なる經濟的援助を以てして飽く迄機會均等主義を力持し何れの一國にも支那の優先的侵略を許さゞるに於ては日

本如何に野心勃々たるも之を逞うする能はず、支那の內憂外患は相共に終熄せしめ得べく、是れ太平洋會議に於て新支那を建設するの一理由とし、亦經濟競爭に據る世界第二次大戰を未前に防止するものにして太平洋會議が列强を裨益する一理由なり。

更に本會議に對する日本の態度を觀るに日本は表面上太平洋會議に贊同の意を表せるも、軍備縮少が本會議の主要目的なるを以て、愚に公表せる日本陸軍大臣の軍備縮少反對意見と全く相容れざるものなるが故に本會議に於て日本が軍備縮少に承認を與ふること容易ならず、米國に就て之を觀るに歐戰後に於ける其海軍大擴張は軍備縮少の其本來の國是に非らざるを知り得べく、若し日本が軍備縮少を肯んぜざる場合米國は果して能く單獨に縮少を斷行すべきや否や、固より識者の豫料し得る所なり、而して更に英國を觀んに今次の日英同盟繼續に對し支那の一致反對せるも英國は之に一顧も與へず、一度び米國の攻擊に會するや俄然として其態度を一變し、太平洋會議に贊同して以て日米間の紛爭を調停し、英米間感情の疏隔を融和せんとせり、故に斯くの如き態度の英國が一旦日米開戰の曉に際して日本を援助し米國を攻擊するを肯んぜざるべきは自ら明瞭なり、故に英國の太平洋會議に於ける對支觀念は米國に對する夫れに比すべくもあらず、叙上の理由に據りて之を論ずるに吾國は太平洋會議に發言權を得たりとて實際に於て到底何等の効を收むる事困難なるべし。

七月二十日の上海中華新報は其社說に太平洋會議と日支の關係と題して曰く

太平洋會議に對する日本の態度を觀るに疑惑憤慨憂懼自負樂觀悲觀躊躇亢奮等混亂を極め、支那に對して其意見殊に紛糾し、日本朝野の斯かる狼狽と震駭は未だ曾てなき所なり、吾人は日本に對して一言せん、今日は大勢に順應して日支國民の關係及其改善方法に就て冷靜に考慮すべき秋ならずや、今や日本帝國の發展に一新時機を劃すべき秋なり、日支既往の事多く言ふに足らず、日本の對支政策は二十一箇條を以て其結晶體とせん、日本軍閥の兵力萬能主義及北進論者の大陸主義は殆んど既に完全に成功せるも、今は卽ち局勢一變せり、國際間には不俱戴天の仇なる者なし、支那は多年日本に不快を懷けるは事實なるも、日本にして其政策と感情とを一變せば支那國民は一切の舊惡感を捨てゝ日本と握手せん事を冀ふ、日本の朝野何ぞ夫れ斯くの如く憤慨徒に躊躇して定まらざるや、日支間の紛糾は眞正なる利害問題に非らず、日支利害の衝突は甚大なるが如きも實は然らず、日本の眞に要求する所のものは經濟の利益のみ、日本をして高橋藏相の意見を採用して二十一箇條を廢し、山東を還附し軍閥外交を除き、內政操縱の陰謀を止め、更に支那の建設に同情し、各國に首先して支那の獨立主權を回復するに必要なる種々の改革に贊成して支那に大利を與ふることは毫も日本に害なくして反て大なる利益あるべし、支那の發展安寧は日本の大利益なり。

とて日本が政治的に支那を支配せんとせる非を說き、望月小太郎氏が大阪毎日に揭載せる支那の會議參加拒否意見、副島伯の共同管理意見、大隈侯の日本執刀支那解剖論に對して大々的反駁を加へ、英米が支那の內容を熟悉の上にて支那の會議參加を是とせるに拘らず日本獨り之を厭ふは解す可らずと論じ、更に次の如く附言せり。

千年來支那の文化に薰陶されたる日本が其先進の力を以て支那と提携するは東洋道德の義と合致するものにして昨日の日本が對支共同管理に反對すとの東京電に對しては欣謝措く能はざる所なり。

寺內借款の解決と外債整理

交涉久しきに亘りて其緖に就かざりし所謂寺內借款の善後問題は最近漸く解決を見るに至り、未だ公表せられざるも代理財政總長潘復氏の言に據れば、寺內借款中興業朝鮮及臺灣三銀行關係借款六千萬元の利子未拂高四百萬元は北京滯在中の小野興銀副總裁と十數次に亘る協議の結果、財政窮乏を極むる今日到底支拂困難なるより、國庫券を擔保とする別途借款として之を本借款に繰入れ、其利子は年七分五厘とし、本借款返濟は更に一個年延期することに內定し、遠からず正式調印を見るに至れりと云ふ。

而して寺內借款善後問題以來之を機として外債を整理すべしとの議論漸く盛んとなり、財政當局も大に贊同し、七月十二日潘氏邸に一種の財政會議を開きて之を討議せる結果、外債整理委員會を設けて速に適當なる對策を攻究するに決定し、不日同委員會條例の發布を見るべきが、聞く所に據れば同委員會は法定委員として財政總長同次長幣制局正副總裁中國交通兩銀行總理及財政部各司長を以て之に充て、更に普通委員として財政總長より民間の學者及特殊研究家若干を推擧し、外債整理に關する最高機關たるの權威を有せしむべく、あらゆる外債問題は悉く同委員會に附議して萬善を期するの方針にして、確聞する所に據れば潘氏は右外債整理の第一期事業として近く三千萬元の十年新公債を發行せんとする計畫あり。其擔保として、

一、北京崇文門稅收より每年一百二十萬元
二、津浦鐵道貨捐局稅收より每年一百四十萬元
三、印花稅收より每年一百萬元
五、交通部郵政餘利項目中より每年四十萬元

共計四百萬元を抽出して之に充て、其用途は主として先づ日本借款の整理に著手せんとし、七月十六日の常例閣議に提出して通過を見ると同時に此旨銀行公會に通牒して援助を求めたる處、北京銀行側は之に贊成して其一半或は三分の二を引受くるに決定せりと言ひ傳へらるゝも上海銀行公會は擔保の不確實と用途の疑惑二項理由を以て反對を唱へ來れるより、財政部は之に對して極力辯明を試みつゝあるが、紙幣統一問題に因りて大打擊を受けんとする舊交通系は該公債に對して妨害をなしつゝあれば該公債の前途は容易に樂觀を許さゞるものゝ如し。

吉會鐵道覺書交換

吉會鐵道借款問題は曩に興業銀行代表者岩佐理事が民國八年二月以來約一個年に亘りて支那交通當局と正式會議十餘次に及びしも遂に何等の頭緒を得ず、其後又直皖衝突の政治的大事變に際會して其儘有耶無耶の裡に擱置され、爾來今日に至る迄進捗する所なかりしが本年五月所謂寺內借款善後策協議の目的を以て興業銀行副總裁小野英次郎氏が同行及朝鮮臺灣の三銀行を代表して北京に來り、交通財政兩當局と極力會商を重ねたる結果、支那政府の財窮疲蔽の極に達せると共に同鐵道借款に反對せる舊交通系閣員葉恭綽周自齊等が逐はれて親日政策を標榜する新內閣の改組を見たる好機會に際遇せる爲め、議遽に急進して別項の如き寺內借款善後問題の解決と同時に本問題も之に連れて解決し、最近借款續款五千萬元の覺書を交換するに至れり。本借款は大正七年六月前渡金一千萬圓を以て敷設假契約十四箇條を訂結し、同鐵道及收入一切の財產を以て其擔保とせるが、其後日本側より(一)日本側より會計運輸兩主任を出す事(二)日本技師の權限を擴大する事等の二條件を提出して折衝大に努めたるが、確聞する所に據れば今次の覺書中には此等の條件を含まず、細目は本契約の締結に當て再び協定する事として解決を急ぎたるものなるが、斯くの如く最近に至りて遽に進捗を見たるは前述の如き好機會なると共に其裏面に於て張作霖氏の促進主張最も與て力ありと傳へらる、七月九日張作霖氏は孫吉林督軍吳黑龍江督軍及其他東三省大官の列席せる奉天特別會議の席上、同鐵道速成問題に關して協議を重ねたる結果滿場一致を以て速成に贊成せるより、翌十四日張孫吳三督聯名を以て中央に此旨を報告し併せて極力慫慂する所あり、且つ右借款に就きては絕對に政費に流用せざる樣東三省をして嚴重に監督すべく、吉林省議會及學生團の反對運動に對しては孫督軍責任を以て之を取締まるべき旨を附言し、中央當局大に動かされて遽に急轉直下の進捗を見るに至れるものなり。

兩湖の開戰

廣東軍の進擊大捷を得西南軍閥の老雄陸榮廷氏も俄然失脚せるよと見る間に疾風忽ち兩湖を蔽ひ、七月二十四日動員せる湖南軍は突如として湖北省邊に進入し始めたり。事茲に出でたる原因を考察するに廣西を擊碎し呑天の勢を示せる孫文氏等の後援及威壓的慫慂と王占元氏驅逐の激烈分子湖北人蔣作賓夏斗寅等の勸說に動き、廣東軍が兩廣聯省自治の急進を標榜して廣西討征を決行せると同じく、兩湖聯省自治の促進を以て其旗幟となし、湖北に於ける反王氣勢著しく充溢し高調せる湖北民黨の自治熱と相俟つて、武昌兵變以來王占元氏の威望失墜せるに乘じて湖北討征の旗幟を翻がせるに至れるは事實なり。

王占元氏湖北を督すること七載專制貪暴の聞え殊に高く南北分立以來能く湖北防備の任を保ち得たるも、省內兵變の禍亂實に數十次の多きに及びて商民の怨聲常に絕えず、西南と北方との接觸要地に盤居せるを利し、燃ゆるが如き野心の下に聯防を策して所謂長江新盟主の稱を負ひ李純氏自盡後一躍して曹錕張作霖氏等と併立する巨頭の列に進み

專橫愈々募りて湖北の民政は全く其蹂躙する所となり、省民の輿望を荷ひて來れる省長夏壽康を驅逐し、無爲の老廢物劉承恩を私用して省民の渴望せる自治を壓迫し、王氏をして今日あらしめたる孫氏に忠勤なる陸軍第二師部下の老兵が月給不拂と無情なる淘汰說とに憤りて武昌の兵變を勃發するや、無慘にも其一千八百餘名を孝感驛に於て機關砲を以て驅し打ちに屠殺し、常に軍餉の不足を訴へて中央の財囊を絞り地方は苛斂を搾取し、省民の苦痛其極に達せるに而も七年督軍の私產は實に四千萬元と稱せられ、貪暴苛政に奮起せる省民の王氏排斥運動は地方に北京に幾度び起れるやを知らず、一請願團の如きは草鞋を穿ちて上京し總統府の門前に露宿して號泣之を訴へ、上海居住湖北人の組織せる湖北自治促成會の如きは最後の鮮血を濺いで王氏と決戰するに非らずんば湖北の政治は改善を望む可らずとの檄を飛ばし、長江の新盟主と稱さるゝ王氏も民望既に己に去つて地に墜ち、驅王の怒聲は全省に橫溢するに至れり雖然其擁有せる兵力は武器なき省民を容易に近づけず、鬱積せる宿怨は民黨を驅りて廣西を擊破せる孫氏等と相結びて之を湖南に勸說し、遂に疾風一陣戰雲低壓するに至れるものにして、一言以て之を蔽へば今次兩湖の事業は湖南對湖北の戰爭に非らずして、湖北民黨對王督の爭鬪なりと言ふを實際とせん。

王占元氏の閥たるや、馮國璋氏在世時代に於ては純然たる直隸派の一分子たりしも、湖北赴任以來勢力の增大に連れて其色彩漸く褪せ、今日に至りては殆んど曹錕氏を主腦とする直隸派より分離して隱然たる一別派の勢力を形成し其氣節の一貫せる主義なき態度は常に中央擁護を口頭禪とするも、輒もすれば自主的行爲を露はせること一にして足らざるなり、曹錕氏等との關係復た以前の如く密切ならざる爲め、今次の事業に際しても其影響の北方に及ぶ鉅大なるが故に曹氏等は極力援助せるも、其眞意を窺へば是れ王氏に對する援助に非らずして實は自己防備に出でたるもの、故に吳佩孚の如きは頗る冷靜の態度を以て之に臨み、中央の命令あるも敢て援助に與らざるのみか、湖南の進擊は飽く迄防備せざる可らざるも民怨の府となれる王占元氏に對しては適當の處置を加ふるの外なからんとさへ言ひ、長沙の背後を衝きて湖南の進擊を牽制し得べき要地を占むる江西陳光遠氏を覩るに最に兩廣の風雲急を告ぐるや、中央より廣西援助の命令を受くるに拘らず一兵をも遂に派遣せざりし事實を考ふれば、陳氏の王占元氏を援けて湖南に突擊を開始するが如きは到底望む可らず、假りに之を敢行するも廣西を擊碎せる優秀の廣東軍は能く出でゝ之を防ぐのみならず、若し一敗せんか反て廣東湖南の聯軍を江西省內に誘ふの不利あり、優柔不斷にして平素觀傍中飽主義を以て信條とせる陳光遠氏の湖北援助は到底實現されざるべく、更に之を奉直近來の經緯に就て考察すれば曹氏には奉軍を背後に控へて湖北援助に全力を擧げ得ざる事情あり故に若し湖南軍にして敢て進擊に出でず、緩慢なる攻勢を持續し得ば湖北は反王の民怨運動よりして內より崩壞し遂に王氏の失脚を見るに至るべきは今より豫斷す得べし。

支那彙報

支那新聞重要記事（自六月十六日至七月十五日）

外交關係——國內要聞——兩廣の形勢——財政と經濟

外交關係

▲支那政府の關稅率改訂要求（各報）支那政府は六月二十八日共同通牒を以て日英米伊等の各國に對し民國八年六月協定申出の趣旨により關稅の再訂方を要求せり因に民國八年六月外交團より支那政府への通告によれば歐戰終末後二年を俟つて關稅の再訂を行ふべき旨を申し出でたるに準據すと（六・三〇）

▲關稅改訂案と外交團の態度（各報）外交團に於ては七月五日公使團會議の席上支那政府の提案たる關稅率改訂案及宜昌共同租界設置案に關し討議したる結果前者は意見一致せず後者は米國の反對により之亦意見纏らず散會せり。

▲關稅率改訂案拒絕說の眞相（北京通信）外交團會議に於て支那側の提議したる關稅率改正問題は未だ其の時期に非すとの理由にて拒絕に決したる由傳はりたるが右は全く訛傳にて當日の外交團會議は本問題に關し所說區々として何等決する所無く遂に意見の一致を見す拒絕容認の執れ共商議決定せずして散會したるなりと確聞す、本問題は法理上より論ふも友誼上よりするも當然支那側の提議を容れて改訂せしむべく拒絕すべき性質のものに非す唯各國の利害關係一致せず種々なる問題の之に關聯して發生すべきを以て尙更に關係列國の商議公論を重ね愼重審議の上出來得るだけ友好的態度を以て臨むべきものなりといふ、吉田代理公使は日本政府より種々調査の結果未だ改訂に傾ならざるを以て時期尙早の主張を爲すべく訓令を受けたりと傳はりたるに對し「這は全然事實に非す」と否定し更に外交團會議に於て某國公使の主張に基き支那側の改訂提議を拒絕したりといふも事實なりやと質問せるに對し代理公使は支那側の提議を拒絕に決したる事無し當日は意見の一致を見すして散會したりと絕對に拒絕に決したる事無きを言明したり而して尙代理公使は彼の約束に依り當然支那側の希望に副ふべく最善の方法を講ずべきなりと明言せり、這は固より斯くあるべき筈にして何が故に某國公使が不徹底の態度に出でたるか解釋に苦む所なり、右の如く何等具體的決定を見ざりしを以て支那側に對しては通告回答等を爲さず或は更に再び外交團會議の開催を見るや計られずといふ。

尙確聞する所に依れば支那側の改訂提議は稅率の改訂に非すして價格標準の變更にあるものなりといふ、卽ち一八五八年列國會議に於て從價五分率の決定を見たる以來一九〇二年の第一回改訂及び現行稅率たる一九一九年の第二回改訂に於ても稅率は依然五分にて變化なく唯だ標準價格の改訂を爲したるのみにて今次改訂に於ても勿論從價五分として最近數ヶ年變動したる物價の標準比價を改めて實收を擧げんとするなるべく今日の物價が果して戰後物價の範圍を脫したるや否や明かならずして改訂の結果支那政府の豫想せるが如き增收を爲し得べきやは疑問とされ尙又改訂に際し年度平均物價を何年度に執るべきか卽ち前回改訂後の一九一七年以後に求むとせば戰爭當時の最も變調せる物價を基準とせざるべからず這は最も愼重なる研究を要すべき問題にて支那に於ても恐らく決定したるものなかるべしといふ（七・八）

▲中獨通商條約の批准（京報）中獨通商條約の批准に關し獨逸政府は六月二十七日之れを批准し六月二十八日支那政府に通告したるを以て六月三十日中獨兩國代表者間に右批准の交換を正式に通告し七月一日より該條約規定の各條項は効力を發生する旨を公布せり因に中獨條約は相互平等の協約にして實に支那政府外交上に於ける一新紀元を劃するものと云ふべく將來支那と他國と新約する前例たるべし（七・一）

▲在支獨逸公使館の開館（京報）歐洲戰中閉鎖中なりし獨逸公使館は七月十二日より開館し代理公使フォン・ボルヒ氏は同日外交部及在支各國公使に對し本日より正式に就任せる旨通告せり（七・一五）

▲東三省鹽稅流用と外交團の抗議（京報）奉天通信に據る千九

百十三年支那と外國借款團と締結せる借款條約は全國鹽稅を擔保條件となせり然るに該約成立以來東三省に於ては其徵收せる鹽稅に對しては其約を履行し中央に交附せず之を張巡閲使に交附し政費に充當しつゝあるを以て北京外交團に於ては從來屢次抗議を提出したるも更に要領を得ざりしが最近四國借款團に於ては今後之れを默認し置く能はずとして中央政府に對し嚴重なる抗議を提出したり茲に於て北京政府に於ては直ちに張巡閲使に打電し該鹽稅收入を全部中央に送附すべき命令し外人の抗議に對する口實を無からしむべしと懇請せり但し張巡閲使は之れを承認するや否や尙不明なり。

尙奉天に於ける日英米佛四國領事は直接張作霖に對し抗議を提出し「本年以降東三省の鹽稅は悉く中央に交附すべき事」を以てせるも張使尙反對の意嚮を示しつゝあり因に東三省毎年徵收するの鹽稅額は實に一千萬元以上に達すと(七・一五)

▲獨支條約と外交團　(各報)　外交團首席の葡國公使は十一日の日附を以て外交部へ照會を發せり曰く接するに獨支の新條約に於て獨逸公使館附屬の練兵場を處分せる一節は實に條約違反なり一千九百〇四年の條約によれば該練兵場は外交團の公有地たり獨逸に交附して代つて管理せしめたるに過ぎず獨逸は中國に對し之を還附するに就ては許可の權利なし、須らく外交團が此の種の約定を承認せざる所以の理由を承知ありたし特に此に照會す、希くば、滿足の回答を得たし、云々(七・一四)

▲獨練兵場處分問題　外交團領袖の葡萄牙公使は十一日附を以て北京政府外交部に照會を發して曰く獨支兩國の新條約中北京獨逸公使館附屬練兵場處分に關する一節は實に條約に違反なり千九百四年の條約に據れば該練兵場は外交團の公有地にして獨逸に交附したるは唯代理管理を爲さしめたるに過ぎず獨逸は支那に對し之を還付するに就ては許可するの權能無し須らく支那政府は外交團が此種の約定を承認せざる理由を承知せらるべし特に此照會を爲す希はくば滿足なる回答を與へられんことを云々(七・一四)

▲公使館區域警備の撤廢問題　(北京日報)　北京外交團に於ては日本公使に安直戰爭の政治犯人逋入者の逃亡を監視する爲め外交館區域なる東交民巷の入口に支那軍巡の立番せるは外交團の面目に關するを以て之れが撤回方を七月六日主席公使より支那政府に交渉したるに支那政府に於ては司法部外交部と相談の上七月八日より之れを撤廢する事に決せると共に日本公使に政治犯人の監視方を要請したるも日本公使館は七月十二日之れを正式に拒絶せり(七・七及七・一五)

▲山東鐵道警備條件　(濟南益知報)　日本北京公使は我が當局に向つて山東鐵道守備軍營の撤退に關する意志ある事を表示し左記三項の條件を提出した。

一、膠濟(山鐵)鐵路の日本軍隊撤退後は讓て各方面に潛伏して居る土匪出沒し沿線各地を蹂躙するに至る可く此場合支那に於ては彼れに對する取締りを嚴重にし値査上は勿論討伐辦法についても須らく責任を負ふ事。

二、膠濟(山鐵)鐵道沿線に在留の日本商民に對して支那政府は特に注意を加へ須らく安全に保護する責任を負ふ事。

三、膠濟(山鐵)鐵道沿線に在留する日本商民の生命財產については極力保護の任務を盡く!若し意外の事件發生したる場合は完全賠償の責に應ずる事。

以上の提出案に關し我政府は完全に之れを承認し只管日本軍撤退の實現を期待しつゝあり(七・二)

▲佛國の團匪賠償金免除　(京報)　在佛公使陳籙よりの六月二十八日附來電に依れば「佛國政府は支那政府よりの提案に從ひ團匪事件賠償金を支那に退還し支那人敎育費に充つる件を承認し之れを議會に提出したる結果議會も亦之れを可決通過し明年一月一日より之を實行する事に決せるを以て陳使は支那政府を代表し感謝の意を表したり」云々との電報に接せり今後佛支兩國文化の提携上喜ふべき現象と云ふべし因に現在在佛支那學生は約二千名內外なりと云ふ、七・三)

▲勞農政府對支通告　(新聞報)　莫斯科勞農政府は外交部に打電して曰く露國の反過激派は蒙古に集合し居れるが勞農政府は之を公敵と認め居るを以て蒙古邊境を通過して之と開戰せざる可からず戰功あらば露軍は直に蒙古邊境內より退出すべしウンゲルンは又支那の仇敵なれば此次の戰爭は露支親睦增進の機會たるべしと(六・二九)

▲西藏邊境問題　(時報)　政府は陳遐齡に對し四川軍は打箭鑪に據り執事の糧道を斷てり幸だ川邊の匪患は不時に發生し或は剿匪の爲めに進み此の

誤會を引起り劉湘に對し劉成勳の再び特別擧動あるを禁止する外雅江に駐守關内に退くなく藏番の復燄を免れ中央の解決方法を俟つと打電せり（六、二一）

▲日英同盟反對通電　（新聞報）　上海各路商界總聯合會其の他二十五團體及び新聞報時事新報民國日報は聯名にて十八日北京英國公使に對し日英同盟繼續に反對して左の如き電報を發したり。

日本は我國に二十一ヶ條締結を脅迫して以來經濟侵略及び政治侵略双方並進し我國人民は之を恨みて骨を刺す日貨排斥は其の一端なり貴國若し竟に盟約を續訂せば中國の主權東亞の和平は皆な危境に入る中英邦交は素と親睦なれば吾人は絶えて貴國が邦交に遺憾とする行爲あり害を中英人民の好感に及ぼすを願はず南洋學校註册條例は營業の性質及び危險の性質を以て華僑自辯の教育を視るに係り我國人民は斷じて承認し難し以上の二事は貴公使より貴國公使に轉達し速かに反省せしめられたく是れ吾人の幸ひのみならず亦た貴國の幸ひなり

又た同團體等は英國首相、外相、上下兩院倫敦タイムス其の他各新聞にも同一意味の電報を發せり（六、二〇）

▲日英同盟反對の對外宣言　（民國日報）　上海國民大會は日英同盟の結果は約左の二種に分つべしと同盟繼續反對の對外宣言を發したり。

（甲）危きを支那の主權に及ぼせるもの

（一）日本の勢力東三省に侵入す（二）東三省門戶開放政策の推翻（三）一千九百十七年日本の英佛伊露四國と密約及び日本の青島占領（四）二十一ヶ條の要求（五）滿蒙鐵路及び高順濟徐兩鐵路の日本への斷送

（乙）危きを世界の平和に及ぼせる者

（一）日露戰爭（二）朝鮮の滅亡（三）巴里總和會議中米國大統領ウイルソンの失敗及び山東問題の議決（四）米國總和會議代表の憤怒及び米國々民の激昂（五）支那の痛恨及び日本を仇視すること深きを加へたること（六）米國上院の和約反對及び國際聯盟脫離（七、六）

▲太平洋會議と日英同盟　（申報）　倫敦電に曰く日英同盟は是れ事にして太平洋會議も又事なり、太平洋會議を以て日英同盟を打破するが如きは絶對に此の事なし、唯太平洋問題に關し斯る會議の機會を得て、申訴の餘地ありと云ふに過ぎず、米國は中國が加入の必要あると力持せり（七、一五）

▲彈藥積載日本汽船抑留　（新聞報）　日前吳淞海關にて某國汽船一隻を檢査の際同船は北京陸軍部の護照を提示したるが同船には彈藥百二十五萬發を積み居り今回吳淞に入港せるは上海兵工廠より更に彈藥數十萬發を受取り海防に輸送するが爲めなりといへり在上海廣東人は此事を聞知し昨日上海粵僑商業聯合會總辦公所廣東省會々長太古洋行先施公司永安公司等合計十餘團體は湯節之陳炳謙兪敬修及び廣東人耆老數十人を擧げ先後して龍華の松滬護軍使署に赴かしめ何護軍使に海關と商議して此の彈藥を抑留せんことを要求し並びに北京政府に對し廣東は連年兵燹に遭ひ人民は生を聊せざる有樣なれば軍火を廣西軍に供給して人民を塗炭する勿れとの電報を發せんことを依頼したり何護軍使は之を承諾し靜かに政府の回答を待つべしと告げたり又た陳炳謙等は護軍使署よりの歸途交涉公署に赴き許交涉員に海關に抑留方を通告せんことを求めたり。

前週金曜日午後三時頃、一千噸以外の日本船小川丸は吳淞より上海に入港し夜八時三十分再び吳淞三爽水に出でゝ停泊せるが海關巡邏船は之を怪しと認め訊問したるに火藥を積み居ること明かとなりたる爲め翌朝同船内を取調べ銃彈二千五百箱を發見せりとが爲め海關にては南京稅務司及び北京總稅務司に電報を發して其の處分を問合せ同時に脫出を防ぐ爲め巡邏船を派して監視せしめ又た彈藥を下さゞるやう關員三名を同船に上船せしめて監視せしめ居れり（六、三〇）

▲小川丸積載軍機陸揚げ　（各報）　北京政府の依頼により海防に陸上げして廣西軍に供給する爲め軍器、彈藥多數を積載して南下し上海に寄港して發見されたる小川丸は廣東人等は極力其の抑留を唱へ居たるが上海々關は右の軍器彈藥を當地に陸上げして海關倉庫に收めたりとが爲め廣東人代表等は昨日何護軍使を訪問し謝禮を述べ並びに此等の軍火は何れの方面に供給するとも和平統一の前途に妨碍あることを述べたり尚ほ小川丸は津浦鐵道にて浦口に運ばれたるものを同地より積取りたるものにて當港に入港したるは現銀を積込む爲めなりしといふ（七、一）

國內要聞

▲對支列國共同干涉來らん（ノース・チャイナ・デイリー・ニウス）ラモンド氏が豫想せる如く外國干涉の程度に達せざるも今やそれに接近しつゝあり之れに對し支那の政治家は皆同等の責任を負はざるべからず北京政府は督軍の傀儡たる如く督軍も亦其部下の傀儡たり何れによるも其結果は同一にして支那政府は前清時代より單に空名の徒の集會所となり人民は彼等に期待するところなく租稅を支拂へるは單に其自由を得んが爲めにして人民は皇帝に對し誅求を免かれんことを請へり然れども今や此等の官吏を取締るべき皇帝若しくは他の勢力家あることなしと東西に於ける宣教師の遭難及び宜昌長沙の兵變に言及し斯る政府を承認することは一種の滑稽なり但し吾人は單に外國の主張のみに考慮するものにあらずラムド氏の言へる如く西洋は東洋に負ふところあり支那は五千年來の惡風を一掃するに由なくして今日に及べり而して何れの國家も獨立して生存すること能はざるの主張は次第に強烈になりつゝあり若し支那にして此原則に從ふことを欲せば其過渡期に關して外國の援助を要求するの權利あり早晩西洋列國は從來殊に最近著しき日和見主義を以て干涉の擧に出づるの日あるべし。

▲北京政府否認論に對する感想（申報）（申報新報）連日ノース・チャイナ・デイリー・ニウス紙ギルバート通信員の文は支那を第一革命後各國未だ承認せざりし狀態に返へし、各國は從來の公使を北京に留めて外債と關係ある稅款を收管し各省督軍に對しては其の生滅に任かし支那の民意的政府の成立を待つと云ふにありて其大體從來になき議論なり、政府の力なく各省跋扈し外人の不安等はギルバルト氏の言と同樣さすれども各國各猜忌し紛擾を起し內爭は親日、親米、親英の諸派を生じ第二のバルカンとせしめんか列國は如何にすべき、ギ氏の文は決なれども列國自身より云へば其危險甚だし然れど我當局此論に鑑み政府改造の決心を起し全國の人材を用ひ憲法會議組織方法を決行する聲明を爲すべし、而して輿論も亦援助すべく各省督軍亦服せざるなし國家の安危は掌を反すが如し、願くば當局は猛省すべし(七、七)

▲湖北問題善後特別會議（申報）二十二日國務院に特別會議あり湖北督軍更迭問題あり其結果王占元職に決せり但し種々過慮及疏通を要する點あるを以て調停の機を俟て發表する事とし人を派し此旨を口頭を以て黎元洪に告ぐることゝせり又陸西問題は滇閥團相交をして前進せしむべく電調し務めて錢省長の軍隊と確實の連絡を取らしめたり。

二十二日の臨時會議は王占元を動かさず軍隊の整理と切實なる裁汰を命じ湖北人の王占元排斥は殷鴻海より疏通勸解し傷亡者を撫恤することに決せり。(六、二三)

▲劉湘四川總司令正式就任通電（各報）劉湘は六月六日四川軍事聯合辦事處大會に於て四川總司令兼省長に擧げられ爾來就任に關し辭退しつつありしが遂に七月二日左の如く宣言を發し就任せり。

川局の紛糾將に年餘に達す軍民兩政主者久しく虛にして庶政進行に由なし民情深溯惶惡四川善後會議は茲に六月六日洲を票選して四川總司令と爲し並びに同時に通電して省長兼任を協請す

綿渝鎭維に當り難きを顧み電を以て遜辭明察を請へるも仍ほ墾諒を蒙らず大義難を貫む洲本と川人なり又何ぞ敢て一已の初衷を堅執し過て群衆の厚望を拂はんや卽ち已を得ず勉めて衆意に徇ひ七月二日重慶に在て四川總司令兼省長の職に就く竊ふに洲一介の武夫に過ぎず未だ學深からず治理未だ爛はず復た之れに膺するの術なし旅躬自ら問ひ夏用戰慄だ國步方に艱難の今當に馳驅の義を効すある耳

乘梓故多く恭敬の忱忘れ難く是を用ひて駑駘を勉策し權寧難鉅任す致遠幅だ宏毅の才に非らざるを愧し綆短汲深益々水淵の懼を懷す伏して惟ふに諸公久しく國鈞を秉け歷膺殲膂夙に東山の望を負ふ必ず四顧の情を深ふし興に提携以て共國榮進を得せしめば臨風翹首向日傾心せん

▲靳總理の辭意（各報）靳總理は湖北問題に就て昨日(十三日)徐總統に謁見し辭意を洩らせるも徐總統の慰留により思ひ直す事となり然らば運事の成蹟如何を見屆けたる上にすべしと告げたる由(七、一五)

▲內務部の禁烟勵行命令（晨報）支那政府に於ては最近英國公使の阿片栽培に關する抗議に接したるにより各省區に對し其禁止方を勵行すべしとて左の如く命令せり。

我國の烟禁は屢次外人の指摘する所前に督て外交部を通じて其查禁を請ひ

近くは外交部復た之れが提案を受く顧使の來電に據れば外人の我國禁煙に對しては大に注意しつゝあり國際禁烟委員會にては特に派員實勘し併せて各駐在領事を經て各省に向て抗議を提出せんとするの表示ありといふが斯くの如きは國家の信用及國家の主權に影響するもの勘からず之れに依り國務會議にては先に各省に向て大員を特派實勘せしむることに決せる次第にして今や英國にては其條約關係に基き更らに外國の實勘員を加入せしめんことを要求し近日具體案を發表宜しく禁止を嚴重に實行し外人の爲めに其言葉未だ及ばざる處を實覺せられ依て前功盡情に止まらず國家の名譽を損するが如きことなき樣特に注意すべし云々（六、一四）

▲浙江省憲協進會（各報）浙江人の省憲問題の爲め發起したる協進會は昨日西門外、江蘇省教育會にて評議員及び幹事選舉章程議定の爲め會議を開きたるが何れも通過したり同日は王正廷を臨時主席とする筈なりしも王は要事にて南京に赴きたる爲め主席となり續は昨年浙江省議會は制憲案を提出し本年又た提出本月十二日省憲期成會成立したるが議會は民意を尊重し期成會を通過し地方人士は同期成會に對して甚だ滿足し居れりと述べ宣言及び章程を通過せり（六、二〇）

▲浙江自治問題の眞相（亞細亞通信）浙江督軍盧永祥氏は省憲自治の通電發出後各方面注視の焦點となり中央政府は特に前黑龍江督軍鮑貴卿氏を同地に派して一面意志の疏通を圖ると共に他面盧氏の眞意を探らしむる所あり兩三日前鮑氏は急遽歸京し昨二十四日徐總統に謁して詳細報告する所ありたるが之が大意は

省憲自治の聲は單に一部論者の謂ふ所に過ぎずして盧氏自分亦も主張するものなし全く周圍の風潮に支配されたるのみ之が成功の如き全然不可能とする所なり

と省憲自治の風潮は必ずしも盧氏の眞意に非ずと否定し疑護する所あり盧氏亦最近徐總統斬總理に宛浙江獨立の說喧傳さるゝも全然誣言訛傳なり毫も中央の命に背くものに非ずと力說せる辯明書を寄せたる由なるが鮑氏の報告竝に盧氏の自電に反し事實に於て省憲自主の理想に向つて着々準備を實れ或ひは更に一步を進めて聯省自治の通電を發し自主的憲法制定の提唱に努む可き意嚮にあるものゝ如し卽ち省憲起草委員會は最近の決議に於て一種の自治宣叫を盧氏の許に提出したり大要左の如し。

一、浙江省を永遠に中國の自治省とす但し國權との關係は國憲を遵守す

二、省憲未制定以前政府の職權に屬するものは暫く本省に保留す

三、同未制定以前軍民各機關の職權其の他は暫らく從前の如くす

四、本省は中央政府と各國との訂約に係るものは之を承認履行すべきも本宣言發布後凡そ如何なる機關にあれ本省の負擔を增加し本省の利權を讓渡するが如きものは絕對に否認す

五、本省は他省を侵犯せず又他省の侵犯を絕對に受けず

六、現在本省內に居住する民國人は原籍を問はず自治促進の責任を負ふ並に省憲上平等の待遇を受く

七、本省は民生を改進し文化の增高を以て省自治建設の方針とす

八、本省は各省と均しく遠かに省憲を制定せん事を希望す省自治を成立せしめ以て共同國憲會議を組成し國憲の制定に恢ならしめんとす

右の如く國家との關係は國法を遵守すと第一項に言明して尙ほ他國との訂約に據る如何なる機關の權利行使にあれ自省の負擔と利權に關しては絕對に承認せずとあり此點已に中央政府の命令權を拒否せんとするものにて國法を遵守すと謂ふ可からず更に省憲未制定以前政府の職權に屬するものは暫らく本省に保留すとあり眞意未詳なるも或は還は中央政府の命令を保留せんとするものには非ざるか孰れにあれ之れを以て省憲法の基礎と爲すに於ては謂ふが如き絕對獨立の範圍に相距る稍近からざるものあるも而も又盧氏並に鮑氏の謂へるが如き全く自治の形式を有せずとは勿論斷ず可からず。

而して政府の本問題に對する大體方針は飽く迄疏通諒解に俟たんとし徐總統斬總理等は左の如き三法に據らんとするものゝ如しと。

（一）先づ盧氏個人の意見を疏通せしむ

（二）其の後中央は開放主義を執り各省の自治準備に干涉せざるを明令し盧氏には省憲起草取消の辦法を講ぜしむ

（三）安徽浙江巡閱使を設け盧氏を充任す

政府が果して之を實行し得るや否や疑問なれど盧氏の面從腹背的に着々準備を進めつゝあるに對し先づ好餌を以て之に對せんとし飽く迄平和手段に出でんとするは蓋し止むを得ざる所なるべし（六、二五）

▲張作霖の經略使就任　（申報）奉天消息、張作霖は二十五日來天にて經略使の職に就く事となれりと（六、二四）

▲蒙古人民革命政府の新組織　（北京日報）極東政府の內命を受けたる過激軍は七月初日より庫倫攻撃を開始しつゝありしが七月五日ウンゲルン軍を撃破し翌六日遂に庫倫を攻略し同日午後四時庫倫に侵入しウンゲルン軍は科布多方面に退却せり其結果露政府は政權を侵入軍に引渡せるを以て侵入軍は新に蒙古人民革命政府を樹立する事に決し十日其閣員を發表し巴多氏新大統領に推されたりと尙極東政府は庫倫を支那に還附し其交換條件として露支通商交渉の速開を求むる筈なりと（七、一五）

▲陝西問題の紛糾　（中華）　探報に依れば張敬堯吳光新の舊部下は荊襄に集中し陳の開戰を俟つて直ちに戰備を整へ武漢を攻むべしと、閻相文來電に曰く馮旅と黨仲昭の部下は華陰に在りて接觸し地勢不慣のため利を失したり閻務院は閻相文、馮玉祥、張錫元、吳新田に對し外人及敎會保護を求めたり、吳新田は師を三路に分ち二十七日商縣藍田より出發せりと打電せり、陳樹藩は軍隊を改編し劉世璋を第一師長とし張金印を第二師長となし張寶麟を第三師長とし龔仲昭を第四師長とし張金印は臨潼、藍田に駐し張寶璋は商南商縣に駐し劉世璋は咸陽に至り羅玉宿は西安を守り十里鋪より臨潼に至りて沿路堡壘を築き戰備せり（二十八日新聞報北京）

陳樹藩は條件を提し（一）陝西軍全部を存じ裁減するを得す（二）督署人員一律撤任せしめ改組するを得す（三）漢中六縣は自治區を劃作し捐稅を全免す（二十八日申報北京）（六、二九）

▲陳樹藩敗退　（各報）　直隸督軍曹錕は新たに西督軍閻相文が七日に發せる左の如き電報に接し之を北京政府に通知したり。

陳樹藩は臨潼より敗退し督軍の職交代を半日間延期されたしと僞り殘餘の軍隊を劉上に收合し昨日城を棄にして次に戰ひたるが我軍は奮勇猛攻し陳は大敗し督軍の印信を省長劉鎭華に引渡し長安西門を出でて咸陽に向つて逃走せり本督軍は軍隊を派して進擊する外本日入城して歸任する筈なり

又陝西省長劉鎭華は六日付けにて北京政府に對し左の如き電報を寄せたり。

陳樹藩は督軍の印信を本省長に托して閻督軍に渡し陳は既に陝西を出でて秩序安靜なり閻督軍に明日西安に入り就任せんことを請ふべし（七、九）

▲陝西問題の一段落　（各報）　陝西督軍陳樹藩は印授を省長劉鎭華に托し漢中方面に退却せる結果新督軍閻相文は七月七日西安に於て正式に新任する旨各方面に通電せり通電要領左の如し。

世哀へ道義にして羅張らず外に重く內に輕く政綱解紐陳樹藩負嵎憑梗抗命阻兵し禮義廉恥を以て萬狗と爲し法令紀綱を視ること辨髮の如く長く尤を効す國將に國ならず相文命を奉じて陝に督たるや原と救民を目的とす

倶水火を出でゝ莅席に登るを期す故を以て、隊を督して入關すれど尙途遠月餘眞行の遲々たるや原陳氏の悔悟令に遵つて交代せんことを冀へるが爲めにして朽くも中央の威信を全ふし三補治安を保つを得ば相文をして低首下心せしむと雖も亦情まざる所なり然るに陳氏冥頑不靈相文の退讓を以て勇無しと爲し三軍の遷滯を以て戰に怯なるものとなし其爪牙の士を率ひ以て我と臨渭の間に周施し置目彼開甘んじて我首と爲す

我軍の將士義憤塡胸實に忍ぶべからざるに至る彼れ既に敢て螳臂の抗を爲す我れ雷霆の威を奮はざるを得ず敵に遇へば師擒き勢破竹の如し崇朝の頃克く復た南京陳氏の前途倒戈勢既に土崩瓦解す相文既に七日より任に接して事を視る

竊するに陳省の變亂既に六載を歷て所有る地方の善後事宜萬緒千端決して相文が輕才の能く任に勝ゆる所に非す唯先遣の我が主帥を錫し我が圖行を示し以て治安を賜輔せしめ日に鞏固を臻さば豈に憚り相文のみの幸ならん哉三秦の父老亦利之に賴らん敢て區々竚して明敎を俟つ（六、一〇）

兩廣の形勢

▲陳炯明急出動す　（申報）　陳炯明は二十日肇慶に赴き師を督し圍行士卒數千人飛航機四臺を携帶せり司令部は韶關より代理し許崇智も亦二十日肇慶に赴きたり前方の報告によれば十四、十五の兩日廣西軍は羅山廉江信山縣を犯し粵軍に擊退されたり廣西民軍と陳炳焜の部下は懷集に戰ひ熊鳴の部下は二十日高州に赴き陳龍標林安も亦飛機に駕し蔣尊簋を江西軍總指揮とせり（六、二二）

▲梧州總攻擊の開始　（申報）　陳炯明は二十日夜肇慶に至り增援善院

を本營とし二十一日總攻撃令を下さんとす許崇智は軍務緊要なるを以て二十日夜韶軍部に歸れり李明揚は十八日坪石に至り二十日連州に赴き李烈鈞は已に師を移し旬日廣西邊境に至るべし雲南軍師長朱培德は二十日廣東に着せり二十一日兩院の開會あり祕震は日英同盟反對文を提出し連署者は王謨等四十八人全國に通電して一致否認せんとすと陸榮廷は十七日馬濟に對し十六日靈山を占領せし報告あり調度方ありしを見るに足る將士命を用ふ銀五千文を賞す余も亦不日親しく督師せんとの旨打電せり馬濟の部下は廉州の前鋒に當り靈山を犯し劉炳宇の部下は黃培松等と高州の一路にあたり廉江を犯したりと云ふ但し廣東は已に嚴防し連日兩軍戰ひ甚だ劇しと云ふ（六、二三）

▲廣東派の討陸宣言　（各報）　梧州は已に廣西重要防禦地となり廣東は全力を以て進取すべく目下の狀態にては廣東は廣西に比し優る、魏邦平の部下及五臺の飛機は已に猛進し陳炳鎩は陸榮廷に對し龍州に在りて榮字軍を移動し星夜梧州を援けんことを請へり間に合ひしや否や不明なり棄擧の電報に依れば熊の部下は卡房を占め揚部は大燕山、鄧部下は金湫を占めたりと陳は二十日附を以て陸榮廷等の開戰罪を聲討せり（六、二四）

▲梧州陷落情報　（申報）　香港來電に據れば廣軍は完全に梧州城を占領し廣西軍の死傷者頗る多く俘虜數百人を數へ其他軍需品を失ふこと莫大なり廣西軍遊擊隊司令は民黨の劉震寰にして原と岐嶺木雙一帶の地に駐兵し居りたるが二十三日隊を拔いて梧州に向ひ二十五日獨立を宣言し魏邦平等と力を合せて攻擊したるを以て陳炳鎩は懼れて卽夜逃走し且つ六日間內に梧州を明け渡すべき旨逃べて猶豫を求めたるに陳炯明は之を拒み更に總攻擊の命を下したりしかば梧州は遂に陷落したり陳炯明は二十七日梧州に入城駐在し居れり孫文は既に廣西人の自治扶植を打電命令し且つ前敵將士を嘉賞したり。（六、二八）

▲廣東軍愈優勢　（申報）　高州廣東軍は勢漸く優勝にして陳炯明二十三日胡漢鄉趙德裕陳炯光等に命じ七日內高內の廣西の敵を全く境界より逐ひ出さしむることゝせり廣東省城內の廣西攻擊軍出發し殆んど空となりし爲め失意軍人及土匪蠢動の勢あり省中戒嚴虎門は一日已に從來の兵盤を檢查せり陸榮廷は親しく出馬督師すと通電せり北海三日出發の審判委員長の香港着の言によれば廣西軍は已に北海を攻め審判員三十餘人は行李を携ゆるも能はずして逃れたりと（七、五）

▲沈鴻英廣東軍に內應　（各報）　民治通信の報ずる所に據れば沈鴻英は過日來使節を陳炯明の許に派し獨立を聲明して投降すべきに就き同軍の武裝解除丈けは免除され度しと申請し來れるが沈鴻英の眞意疑はしく陳炯明は投降條件に就き考究中なりしが北江方面の戰況近日大ひに不利なりし結果沈鴻英は有交涉の結果を俟たずして去る九日獨立を宣言し陸榮廷と關係斷絕し自ら援桂軍と稱するに至れり（七、一五）

財政と經濟

▲中國の財政整頓　（新聞報）　目下北京滯在中なる日本興業銀行副總裁小野は人に語るらく中國の財政を整頓するには日、米、支三國團體を組織すべし而して日本は資本を供給し米國は器械を供給し協力共に實業の振興を謀らざるべからず唯支那銀行團は今尙ほ觀望中なりと又言ふ吉會鐵路借款は余の曾て提唱せし所支那人士の反對により已に中止したり云々（七、一二）

▲北京政府の借款整理　（中華）　南滿鐵道會社は北京政府に貸付たる借款の利子を四洮局に請求せしが經營費にして金高七十六萬元、同局は其の現金なきにより交通部へ支出を請求したるも部にては元金中に繰入るゝことせり又福公司も道清鐵路公司に對して膠車借款元利英貨一萬六千磅を要求したるも此又一文なきを以て改めて六期に分ち償還するに決し每月一分の複利を附くる事とせり（七、一一）

▲廣東側の寺內借款善後案否認　（各報）　報載に據れば此次日本小野氏の來支は專ら以前の日本對支借款を整理する爲めに係り已に僞廷財部に向かつて辨法を提出したるが有らゆる本年我れの交付すべき元利を一年延期し明年に至りて歸還し利息は日を按じて一分を增加し有らゆる元利以後の擔保は鹽稅烟酒稅關餘等なりとの語あり查するに民國六七八年內北方私かに日債を借る名目繁多吉會鐵路借款高徐順濟兩路借款林礦借款滿蒙路借款電政借款等外尙抵當品ありや否や而して俄に國庫の訂結を以て證と爲すもの其數甚だ巨にして均しく祕密進行に係り私人より簽定す獨り國人の眞相を明かにするなきのみならず卽ち當時僞廷亦未だ閣議を經ず日本亦不正式の授受なる

な知る故此次小野氏偽廷元利を償還する力なきに内り達に機に乘りて新に擔保を指定せんことを要求す顯に將來要索の地歩を爲す僞廷財政破綻之を擇ぶ能はざる時に當り想ふに其の指使を聽き難からず查するに國庫の負擔すべき契約を議するは國會の職權に屬す此の種借款は既に國會の議決を經す當然効力を生ぜず斷じて承認し難し帳事外債に關し事實上にありて一紛糾を多くするは總て國家前途の利に非す此の爲めに各省に通電し豫め先づ否認を聲明し將來整理の時の根據と爲す愚見の及ぶ所用ゐて敢て布陳す若し贊同を得ば尙盡力を希ふ廣東省長兼粵軍總司令陳炯明江(七、六)

▲民國金融界の現勢　(各報)　現支那の財政窮迫は殆ど其極度に達し收拾す可らざる狀態に在り一般財界の現狀態亦推して察知するに難からざるが此間各地の各銀行が如何なる資金を有し其金融機關たるの機能を發揮し居るかに付信すべき調查によれば大正九年末に於ける民國各地主要銀行の現在資產狀況は左の如し

銀行名	資本	拂込
交通	一三九、八五	七、五〇
中國	二六九、七一	一二、二八
上海商華貯蓄	一〇、三一	一、〇〇
浙江興業	一八、二五	一、〇〇
浙江地方實業	八、九七	七一
鹽業	二七、〇五	二、五〇
學	六、六〇	一、〇〇
聚興誠	五、八九	七〇
四明	五、九六	六五
中國通商	一一、三七	二、五〇
中華商業貯蓄	一、九九	二五
金城	一五、六〇	二、〇〇
新華貯蓄	一二、九〇	一、二五
大陸	六、三六	一、〇〇
東亞	六、八〇	二、〇〇
東華	四、四〇	二〇
江蘇	三、四三	六〇
山東	六、五〇	一、二三
中國實業	五、五八	二、二二
永享	一一、一一	三、二五
北京實業	三、七〇	二九
五族商業	一、九六	二八

資本金並に之に對する拂込濟額は大體右に依り知り得べきが更に此等各銀行九年末に於ける積立金に就ては交通の三百六十九萬元中國の四百九十四萬元鹽業の百萬元中國通商の百廿五萬元を多額となし浙江興業四十四萬元聚興誠の二十八萬元金城の二十萬圓新華貯蓄の二十五萬圓東亞の二十萬圓江蘇の三十五萬圓北京實業の十八萬圓等之に次ぎ他は孰れも積立金十萬元若くは十萬圓に達せす概して其資本並に拂込濟額に對比し積立金割合に小額なるを見るべく共營業基礎の十分鞏固ならざるを認めらるべしと云へり(六、二七)

▲揚子公司株主の借款反對熱　(時報)　揚子機器製造公司華事が日本より大借款をなすに反對したる株主等は聯合會を組織し百萬元を調達し同公司の資本に加へ並びに鐵の販路をも研究したるに同公司董事等は之を願みす暗に日本との大借款の進行を計り經理主顯臣を日本に派遣して川崎造船所と接洽せしめ居るは如何なる所存なるや且つ楊子公司と象鼻山鐵鑛とは特約ありあらゆる鐵砂は極廉の價格を以て公司に賣ることゝなり居り日本人は同鑛山を覬覦し種々の計畫を以て間接に同鑛の利を握らんとしつゝあり之れ國人の注意すべきものなりとし北京農商部に同公司を以て非法借款を取消さしむべきを極力運動し並びに對策を講じつゝあり(七、四)

▲信通銀行創立會　(各報)　信通銀行は昨日午後河南路通信公司にて創立會を開き取締役七人監查役二人の選擧を行ひたるが其の結果は左の如し

取締役孫鐵卿、萬印樓、胡滌生、王鞠如、謝光甫、郭瑞生、馮世昌

監查役　史久釐、宋德宜(六、一八)

▲中英銀行の新設說　(益世報)　潘財政總長代理は中法、華比、懋業、滙業、華義等の各銀行の例に倣ひ英國某氏に向ひて合辦にて中英銀行を設立せんことを協議し過日已に契約成立せりとの說專らなるが其內容大略左の如しと云ふ。

一、資本金三百萬磅
二、英商は支那側に資本金を貸與するの義務あり但し支那側の出資は總額の三分の一以上たること
三、右の借款の年利は八分たるべきこと
四、銀行は紙幣發行權及支那政府に代りて證券を經理し且つ借款の權を有すること
此等の事項に關しては支那側にて完全に責任を負ふこと
五、支那國内の有利事業は支那側より銀行に讓渡し以て優先權となすこと
（本項は契約の際削除せりと云ふ）
六、第一回拂込は四分の一とし契約の日より起算して三箇月以内に拂込み殘額は開業の後一年以内に拂込むこと
七、其他の詳細なる規定一切は實業銀行に準據して辦理すること
尙ほ聞く處に據れば該銀行の支那側出資は新總理一百萬元實錫使一百萬元張作霖使一百萬元等重なるものにして英國側の出資は二千五百餘萬元とし紙幣を發行して以て政費に充當するものなりと（七、五）

▲各支那銀行收益　（各報）上海支那各銀行本年上半期の收益は左の如し
中國三十七萬五千元、上海二十萬元、交通十六萬元、東萊十二萬元、浙江十萬元、東亞八萬元、金城七萬元、中孚六萬五千元、江蘇六萬元、廣東六萬元大陸六萬元、民新六萬元、興業五萬元、永亨五萬元、東陸五萬元、淮海三萬元、中國實業二萬元、新華二萬元、國實一萬元（七、一一）

▲黃河鐵橋工事入札　（北京日報）黃河新鐵橋の入札者は各國の代表的會社二十餘名に及べるが最近の報道に依ればその國別は日本三、支那五、米國四、佛國三、英國二、墺國一、比國一、獨國一、伊國一、英米合辦一等二十二名で入札總高は最高二千三百〇七萬八千兩で最低五百二十萬兩八九百萬兩の者最も多く何れも既報の委員會にて審議の上一等當選者に請負はしむることとなるべしと（七、一四）

▲米國官憲の調査せる支那鐵鑛　（各報）米國官憲の最近調査に係る民國九年度に於ける支那採掘鐵鑛數量左の如し（六、三〇）

支那鐵鑛產額（單位一萬噸）	所在地	產額
鐵嶺	滿洲	一五八、〇〇
鞍山站	同	八〇、〇〇
廟兒溝	同	五〇、〇〇
鳳凰山	江蘇	六〇、〇〇
安慶	安徽	二〇、〇〇
橋沖	同	三、〇〇
銅瓦山	同	一二、六〇
大孤山	同	二五
小孤山	同	二〇、〇〇
大手山	同	四五、〇〇
金嶺鐵山	東北	三、九五
大冶湖	同	一七、一一
鄂城	同	九、七四
雄子山	同	六、〇〇
外九續	同	一、〇〇
門山	江西	二九、〇〇
安樂福建		
潘田	同	

▲中獨滊船會社　（時報）中獨通商條約締結せられ獨逸物貨の往來頻繁となれり然るに上海に於ける獨逸人の經營に係るものなく歐戰前は現在日人の經營中に在る浦東海洋社碼頭は本獨人經營せしものなるが開戰當時支那交通部の管理に屬し其後日商瀛洋社と訂約し同社の管理する所なりしが同社さは來る八九月頃にて契約期限滿了する筈なれば獨商は該碼頭の便利にして大船巨舶を停泊するに宜き場所なるを從前所有したりし因故とにより來る期限の滿期を好機として之を回復し更に擴張して一大碼頭と爲さん計劃にて獨商等はヒュキト氏を代表として北京に赴かしめ交通部に交涉の上該碼頭に中獨合同の一大倉庫並に汽船會社を設立し歐洲並に米國航路を開設せんと北京交通部さは已に商議を經てヒュカキー代表は近日回滬し夫々準備に取掛る都合なりと（六、二九）

▲華法輪船公司成立　（各報）佛支兩國商人の發起華法輪船公司は昨日午後三時黃浦灘六號の事務所に於て成立大會を開き支那人側よりは德筱庵李偉侯、邵子愉、盛泮澄の四名を理事に擧げたり、同公司は資本金三十萬兩にて現に汽船江慶（約五百噸）を有し重慶宜昌間の航路に充つる筈なり（七

▲鄭白線開通期（北滿）滿鐵本線より東瀋古に敷設されたる四洮鐵道の延長線たる鄭家屯白音太來間七十二哩の敷設工事は目下着々進捗中にて多分本年中に全線の土工を終了し大半軌道の敷設も行ふべき計畫なれば遲くも明春四五月頃迄には開通の運びに至る可く目下數千名の苦力をして之が工事を急ぎつゝあり、目下該工事に使役しある苦力は饑民救濟の意味より各方面より無賃にて入夫せしめたるもの四千名あり之等が主として土工に從事しつゝあるが之等は日給小洋六十錢を支拂ひ居れり尙鮮人職工も多數勞役に從事しつつあるが是等は橋梁等の處職として多少技術を要するものなるを以て小洋三圓見當を支給されこの外邦人處職も加はり何分三國勞働者が入亂れて勞働しつゝあれば時に言語の不通より來る小紛擾は時折惹起し居るも大體工事は順調に進捗し居れりと（七、七）

▲中法銀行營業停止の原因（北京デーリニウス）中法實業銀行は頭初資本金二億五千萬法にして二回に區分し拂込を爲す事となり居り第一回拂込は一億五千萬法にして內五千萬法は中國政府の引受額なりしが當時一般は同行發起人の經營方針に就て異論あり遂に第一次募額の半額七千五百萬法の拂込をなしゝのみなりしが同行は資金を要する事極めて急なりし爲め佛國巴里に於て支那に於ける銀行業の極て有望にして毎年二三割の利益配當確實なるを以て此機會に本銀行を介して支那に投資する事は極めて有利なりと盛んなる宣傳を行ひたる結果旬日ならずして一億法の資金を巴里に於て吸集する事を得資金一億七千五百萬法準備金約四千萬法を以て營業を開始したり而して同行は各方面の預金を吸集するに極力奔走したる結果支那人側にも相當預金者あるも外人方面には極めて多く預金額約二十億法に達せりとも傳へらる同行失敗の原因に就いては四買辭米太沽遠船事業の投資のためなり等傳へらるゝも其最大なる原因は新株主と舊株主との軋轢にして新株主は株の拂込を爲したる後同行の內容に就いて幾多の疑問を挾み經營者の不都合なる事實を察知し遂に左の如き要求を役員に對し提出するに至れり

一、銀行資產其他の詳細なる營業成績其他を公表する事

一、第一次募集額は一億五千萬法なるに當時七千五百萬法の拂込をなしたるのみなり其殘額七千五百萬法の處分を如何になしたるかを公表すべし

然るに第一次應募したる舊株主は之を肯ぜず此處に於て新株主連は銀行の內容に益々疑惑を抱き營業停止の要求をなし同時に內容の整理をなすに至れるものなり此報一度び傳へらるるや巴里市場は大恐慌を惹起し遂に預金取附となりたるため營業を停止せざる可からざるに立ち至りたるものにして今次の取附に於て同行の損害は約二億法に達せりと傳へらる而して數年前より佛國政府が中國政府に國庫債券を擔保として貸し出したる額は一億五千法にして其多くは袁世凱洪憲の費用となり殘額三千萬法は中法實業銀行に保管せるが近來中國政府が北京市政建築整理の名目にて該行に數千萬法の借款を行ひ北京電車公司の如きも三百萬法の借款をなしたり此等の事實漸次巴里市場に傳へられ其營業狀態の健實ならざるを憂ふる一方中國政府引受の五十萬法も未だ拂込み無き事も發見されたる爲め株主は殘餘の拂込を肯ぜず同行は冒險的貸し出しに絕對絕命の際更に多額の中國々券を抱き込み苦境に陷りたる際前記取附に會したるため今日の結果を産むに到れるものにして將來行務整理に就いては幾多の困難なる問題を生ずるに至らん前記新舊株主の軋轢は六日前に發生したるものなるが支那方面にては之を知らずして今日營業停止の結果を見るに至れるなり云々（七、八）

▲中法銀行在支發行紙幣額（農報）四日銀行公會は中法銀行維持を懇請し先づ紙幣を調査せるに北京四十五萬、上海六十五萬、天津四十五萬漢口十餘萬、濟南四十五萬、奉天三十餘萬、已に通信を發し日を擇びて代りて兌現すべく馮秋光は周作民を推し荔孫張壽鏞等交も談じ臨時幹事部を組織せり中法銀行閉鎖後逸業北洋保商各銀行は何れも影響を受け、四、五、兩日は取付に遭ひ紛擾せり（七、七）

▲北京銀行公會の中法救濟案（北通）一時的支拂停止をなしたる中佛實業銀行か支那に於て發行したる紙幣の兌換に應せんが爲め北京銀行公會と協定成立したる由なるが北京銀行公會は之に關し左の通り發表したり

財政部及北京銀行公會では今回整理の爲め一時支拂を停止したる中法實業銀行が支那に於て紙幣を發行するの權利も特に支那政府より許可せられたるの事實に鑑み而して佛支の商業的關係を維持して障害なからしめ財界の安寧と一般の平和を保持する爲め北京銀行公會は同行が現に發行し流通せしめつゝある紙幣を兌換するの資金を融通するに決せり但し預金其他銀行

の債務に關しては銀行自身の決濟に待つ事としたり

北京銀行公會は七月三日開催したる會合に於て前記の手段を實行するが爲め特別委員を指命し北京公使館及中法實業銀行と圖り一般公衆の不便を速に除去せんが爲め一日も早く兌換に應ずるの方法を講ずる事となしたり

右の結果方法の決定次第兌換を開始すべしとの事なるが天津支店にては一週間以内に引替を開始すべしと言ひ居れり

前記の如く北京銀行公會は全國金融同業者に對外信用維持の爲め其辨法を公決電告し同行の他種債務は該行自ら清理し該行發行の紙幣は代つて收兌する事を決し四日代表を推擧し北京政府並に佛國公使館中法實業銀行と商定交渉せしむることゝしたる辨法左の如し

一、紙幣總數約二百萬元內北京約四十五萬元天津約四十五萬元上海約六十五萬元、漢口約十餘萬元濟南約四五萬元奉天約卅萬元にして各處にて發行の紙幣番號は該行に於て調査し公會に交附し而して未發行のもの及び回收紙幣は該行及佛領事公會立會の上檢査し封鎖して領事に交附保管せしめ中交兩銀行代表者に依り辨理すること

一、以上の手續辨法は公會より日を擇びて布告し公會代つて兌換することに附ては直照を乞ひ隨時電告し又此間の兌換期日及預金に附きては再電す

尙ほ四日發行の編譯社通信に據れば中法實業銀行營業停止事件に付き北京銀行公會は該行營業停止前例等の通知を爲さざることを憤慨し中央政府に質問を提出せしに因り中央政府は直に駐佛公使陳籙氏に佛國政府に抗議を提出せしめ並に其の經過の調査を電命したりと（七、一一）

日本新聞重要電報（大正十年六月中）

外交關係

▲日支間の懸案整理　（上海特電卅一日發）　外交總長顧維鈞氏は日本政府が軍事外交會議の結果對支政策を根本的に變更すべしとの報告に接し過日來對應策に就き研究中であるが其第一着として現在に於ける日支兩國間の各懸案を整理することに決定し各關係方面に其旨訓令を發した右に就き外交部員の談によれば日支懸案の主なるものは大體左の通りであると

一、琿春交涉案
一、厦門警察案
一、大連圖片問題
一、大連金錢問題
一、期限滿了の日本借款問題
一、山東問題
一、安福派禍首保護問題
一、鐵道借款問題
一、東支鐵道問題
一、日露新條約問題
一、伊藤軍曹射殺問題
一、哈爾賓に日本が郵便局を設置するに對する抗議案
一、日本が支那國境附近の朝鮮人團體を解散せる事實に對する交涉案
一、東京の支那留學生が毆打せられし事件
一、長春日本領事館が家屋稅を徵收せる事件

▲政府の對山東問題希望　（三日北京特派員發）東京會議の結果山東問題に關して果して如何なる決定を見るかは支那政府の最も知らんとする所なるが日本政府より近く右決定に基き世界に聲明すべしとの報道に對しては殊更に注意しつゝあり某支那外交官は曰く

日本政府が山東問題に關する東京會議の結果を發表して世界の輿論に問はんと欲するとの報道の可否は吾人の最も知らんと欲する所にして若し之を事實とせば支那國民は之によつて日本の眞意を諒解する事となるべく日本の聲明には特に何月何日青島を還附すべきことを明確に明言せんことを希望せざるを得ず

支那國民の直接交涉を恐るゝは日本の眞意が那邊にあるかを知るを得ざるにあるを以て日本が明確に青島還附の時期を言明し同時に青島を自開商

準となす事獨逸より獲得せる經濟上の權利の處分に就ても何れ兩國の間に滿意を以て細目の協定をなすべき事を要求するに於ては支那として到底之を拒むを得ざるべく勢ひ何とか之に援助せざるを得ざる羽目となり殊更直接交渉を云爲せずして交渉するの已むを得ざるに至るべし殊に最近締結せる

獨支條約　に獨逸は青島を直接還附する能力を失へることを指摘しあり獨逸よりの還附を求むる根據は全然失はるゝに至りたるを以て此點より見て直接交涉の可能性は一層加はりたるものと云ふべし前述の如く日本政府が東京會議の結果を中外に宣明するものとせば宣明後直ちに實行に着手せんことを希望す先づ第一に實行すべき

撤兵に就ては果して何等の條件なきや否や日本の守備隊に代るべき巡警隊の準備は既に成れるが巡警隊の實質は支那自身も滿足せず併し滿足の程度に至るまで待つとせば近き將來に於て日本軍の撤退すべき時期遲るべし不完全ながらも日本軍撤退後に於ては十分責任を以て日本人の保護に當るべく無條件にて日本軍の撤退せんことを希望せざるを得ず

又新總理に昵近せる某有力者は曰く

日本より山東問題に關して大袈裟に聲明することは却て支那國民の感情を刺戟する事となるべく此際寧ろ何等の聲明をなさず決定に基きて日本より積極的に着々之を實行するに於ては支那政府に於て之を不問に附するを得ざるべく結局一歩々々直接交涉をなす準備を進むべく日本として決定に從つて之を斷行するに勇ならん事を望む云々

▲排日排英運動起らん　（四日北京特派員發）　日英同盟改訂の時期近づくと共に支那各方面に反對運動漸く猛烈となり目下北京に滯在中の全國記者大會に於て同盟繼續反對の決議を爲せるが如く學生を中心とする上海學生聯合會が英國首相及上下兩院に對し反對の通牒を發せるが如く同盟繼續反對の聲は今や支那一般の輿論を支配せんとする傾向あり殊に見逃すべからざるは學生及是等運動の裏面に何者かの存在する形跡ある事にして某國の機關紙は連日最も熱心に種々なる臆測を傳へ極力同盟阻止の宣傳に努めつつあり同盟繼續問題の進行に連れて反對運動は更に一層猛烈となるべく日貨排斥英貨排斥等の常軌を逸せる暴制手段を取るに至るやも知れず

▲山東警察編成調合　（北京國際ロイテル三日發）　日本政府は山東鐵道守備日本警官を撤退せしむるに決せりとの東京來電ありたる結果中央政府は山東官憲に命ずるに日本警官に代る可き有效なる警察を早速編成せんことを以てせり（五日時事）

▲施公使の電請　（五日北京特派員發）　施駐米支那公使は日英同盟繼續に關し北京政府に電報を寄せて曰く

日英同盟繼續は既定の事にて繼續の結果は必ず支那の主權を害し支那の國際上に於ける地位を危ふくするものにして且つ同盟の趣旨は專ら中國の牽制にあり印度は元來英國の統治の下にあるを以て日英同盟に印度を加ふるの聲明を爲すは已むを得ずとするも支那は完全の自主國なるを以て自國の主權に對して自ら保護せずして他人の侵害を受くるに忍びんや顧維鈞氏は歷英國政府に向け口頭を以て聲明する所ありたるも如何なる結果ありたるやは未だ知る可からず米國の各方面の有力者に對しては極力援助を求めつゝあるも未だ力量足らず請ふ速に顧維鈞胡維德兩氏をして各駐在國政府に對して力爭せしめ支那朝野の人士亦一致團結して中國の主權を害するが如き條項を取消すの目的を達せんことを（七日東朝）

▲日支會巡國境辨法　（七日北京特派員發）　滿洲に於ける朝鮮人の取締に關する日支會巡國境辨法原案左の如し

第一項　（兩國會同巡察規定）

第一條　日支兩國は共同して相互に接壤地方の土匪を取締る事

第二條　接壤地方は別つて二段とし第一段は奉天省と朝鮮の境界とし第二段は吉林省と朝鮮の境界とす

第三條　日支兩國は上述の接壤地に各監督官吏を任命し本辨法の指揮監督を實施す

第四條　監督官吏は朝鮮方面の第一段平安北道管內は該道知事咸鏡南道は道知事北道は道知事支那方面は第一段は安東道尹第二段は延吉道尹を以て之に充つ

第五條　本辨法の執行官吏は朝鮮方面は第一段平安北道の區內にある者は其の新義州昌城山鎭長江鎭惠山鎭等に駐屯するものをして之に當らしめ第二段の管內にある者は會寧慶源等に駐在する者をして之に當らしめ支那

方面は第一段は安東寛甸楡安臨江長白の各縣をして第二段は和龍延吉汪清琿春各縣をして之に當らしめ日本方面は各所道の警察部長（或は警察署を包含す）をして又支那方面は各知事各軍憲警察署長（分署長を含む）をして之に當らしむ

第六條　日支兩國交界官吏の駐在地は互に電話或は電信を設けて聯絡を期す

第二項（巡察方法）

第七條　巡察は兩國警察協力して之を行ふ

第八條　巡察官署或は分署の人員は兩國警察官吏協議の上決定す

第九條　兩國巡察官署（分署を含む）及び各本國巡察官署の間は須らく速に電話或は電信を架設して以て相互の聯絡を期し且相互の通信を助く

第十條　兩國當局は事務の連絡上便宜に相互の連絡員を派遣す

第三項

第十一條　兩國は匪徒の行　に對し互に得る所の情報を交換し　て捜索逮捕の便に供す

第四項

第十二條　兩國の實行官吏にして本規定の職分を遵奉せざるものは日本方面は道知事より支那方面は道尹より言明の上各本國より處罰して之を對手國に通知す但し各本國の法律に依つて之を處分す

第十三條　實行官吏をして指揮監督せしむる道知事或は道尹本規定の職分に對して遵奉せざるものは朝鮮方面は朝鮮總督支那方面は奉天省長宣明各本國の法律に依つて處分し之を對手國に通知す

第五項

第十四條　國境洞川を航行する船舶には該船舶の屬籍國の官廳の證明書を以て日支兩國巡察官の檢査に供す

第十五條　本辦法は調印の日より効力を發生す

▲米國先づ警告す　（上海特電九日發）　最も確實なる情報に據れば今回の宜昌及び武昌兵變に就き在北京米國公使は正式に北京政府に對し警告すると共に米國商人の蒙れる損害賠償を要求せり日英佛米四國公使は不日北京政府に對し共同警告を發す可く長江筋の動亂に對する列國の干渉は遠く可からざるに至れり（十日時事）

▲日英米抗議す　（九日北京特派員發）　日英米各國公使は顧外交總長を訪ひ宜昌事件に關する各自領事の報告を提出して取敢ず抗議を爲せり（十一日東朝）

▲日英同盟反對通電　（上海特電十三日發）　上海總商會が十一日附を以て日英同盟反對の通電を發せることは既電の如くなるが其中英米佛伊四國に宛たるもの左の如し（英漢文の間には著しき辭句の相違あり以下英文より譯出す）尙ほ通電は上海總商會の署名を避け山東、江蘇、浙湖北及び、湖南廣東六省十八實業團體の連名を以てせり署名者は滿洲江、山東絹絲業公會、山東會館、上海輸出業公會、山東及び湖南紬業公會、皮業公會、南京同鄕會、湖林同鄕會、毛皮業會館、吳江公會、絹絲業會館、蛋白業會館、紹興同業會、寧波同業會、湖北會館、漢口綿業公會、絲頭公會、煙草公會、廣肇公會なり

（一）　英國政府及び英國々會に宛てたるもの

英支兩國間の關係は極て親善なりしが日英同盟の成立以來英支間の友情は冷ぜり東洋在住者は悉く日本が極東を支配せんとしつゝある事實を目擊す而して日本は勢力を日英同盟に求めつゝあり若し同盟が如何なる形式を取るにもせよ一度び更新さるゝに於ては英支關係は疎隔せられん當し該同盟は常に英支間の友誼的關係を阻害するのみならず亦支那に於ける英國の商業に取り有害なるを以てなり諸君日英同盟問題を審議するに當り英支間の傳統的友誼關係を阻害せざらんと欲せば常に支　人の見解を念頭に置かれ度し下名は英國政府が日英同盟の更新を中止せんが爲め最善の努力を致さんことを信ず

（二）　加奈陀濠洲及び印度政府に宛てたるもの

日英同盟は極東の平和に對する唯一の骨臓と云ふを得ずとするも少くとも最大骨臓の一たるを失はず蓋し日本は該同盟の力を藉り支那に對して併呑政策を取り支那を其支配の下に置かんとしつゝあるを以てなり日本は其政策遂行に就き該同盟に依賴すること甚大にして之あるに於ては最早や何等憂慮の要なしと信ぜり我等支那國民は日英同盟に對し少からず憤慨し且つ反對す太平洋の平和及び支那の對外貿易問題を考察する時は其如何なる形式を取るにせよ一度び日英同盟の更新を見るに於ては日本は多分例外たらんも其他の　係諸國孰れも之に依り損害を受けんこと遁晴するに難からず下名等は貴國政府が英帝國　議に於ける代表者に訓令し同盟の更新に反對されんことを信ず

（二）米國國會に寄てたるもの

支那全國に亘る商業會議所及び其他の團體は日英同盟が更新されんかに就き憂慮しつゝあり此の事は支那に取り最も重大なると共に極東の平和及び支那の保全に關係すること大なり若し如何なる形式を取るにせよ日英同盟にして更新されんか其結果極東殊に支那に對する日本の侵略的政策を援助し極東の平和に對する大なる脅威を構成することゝならん故に下名等は貴國會が我等の主張に援助を與へ且つ英國をして同盟の更新を中止せしむるやう最善の努力を致されんことを信ず

（四）伊太利及び佛國政府に寄てたるもの

日英同盟の結果日本は極東に於ける絶對的優越の地位を獲得し其勢力を著しく伸張す門戸開放、機會均等主義は此の結果損傷さるゝに至らん門戸開放主義は支那と諸外國間の交通を以て目的とす然るに若し日英同盟の更新を見るに於ては相互の利益を求めんとする機會は失はれ日本獨り特種利益を受くることゝならん若し貴國が傍觀し同盟更新を中止せしむる手段を講ぜざるに於ては日本の地位は更に鞏固とならん下名等は貴國が日英同盟に反對し且つ更新の中止に就き最善の努力を致さんことを希望す

（五）倫敦タイムス、マンチエスター、ガーヂアン及びデーリー、ヘラルドに寄てたるもの

支那新聞記者は日英同盟の更新に關する英支兩國の危險に就き貴紙の注意を喚起せんとす支那は英國が支那の領土を侵略せんとしつゝある傳統的の敵（日本を指す）と恒久的同盟を締結せるに就き驚愕せり若し英國の援助なくんば日本は大國たる地位を維持し難し又支那に對する壓迫を繼續し難からん故に支那國民が日本の壓迫を受けて苦しみつゝあることに就きては英國は間接の責任を有するものと云ふを得可し此の形勢は英國に取り大なる危險を齎すものなり如何となれば我等が日本に對し正當なる報復を爲す場合に假ひ英支間には傳統的友誼關係あるにせよ兎に角英國に對しても同樣の分け前を與ふるの止むを得ざるに至る可きを以てなり（十四日時事）

▲青島戰支那側損害　（十二日北京特派員發）　日獨戰爭當時青島に於ける支那商民の被れる損害に就き同地の商務總會は最近人を北京に派遣し政府より獨逸に對して損害賠償を要求せんことを請ひ來れり之に據れば支那側の損害は被害商店千五百四十八戶此の損害金額千七百十二萬八千元に達せりと（十四日東朝）

▲山東聯盟附託　（十三日北京特派員發）　國務院にては十一日各省長官に寄て東京會議以來山東直接交涉論昨今唱へらるゝに對し政府にては國際聯盟提出の準備中にて顧維鈞代表より時機を待つて提出すべく決して直接交涉をなして民意に反する如き事なきを以て此旨を布告し疑を解くべしと命令せり

▲射殺事件落着　（十三日奉天特派員發）　伊藤軍曹射殺事件は久しく哈爾賓に於て日支間に交涉中なりしが十一日解決せる旨奉天の我官憲に傳達ありたり解決條件は不明なるも大體に於て我提案を承認せるものなり（十四日東朝）

▲日支條約に牴觸　（十三日北京特派員發）　山東省芝罘より濰縣に至る所謂芝濰鐵道延長百八十哩は戰前獨逸が優先權を有し歷起工せんとして着手に至らざりしものなるが戰後山東條約第二條に於て我國が同一條件の下に優先權を獲得し他日第三國の投資に對しては先づ我國の承認を要すべき取極なるに拘らず最近米國人經營の華盛頓實業公司に全經費千八百萬弗を以て一切の工事を擔當すべく既に支那代表者と假契約を結び目下交通部に許可申請の手續き中にて同部當事者に贈賄すべき二十萬弗は該公司代表者より支那側代表者に證附され極力運動中なりと云ふ右は明かに日支條約を無視し我優先權を破毀せんとするものにて果して交通部が之を許可すべきや否や疑問なるも注目に値す（十五日東朝）

▲英領事の駁論　（十五日上海特派員發）　上海總商會等が日英同盟反對の電報を各省に發せるに對し上海英國總領事フレザー氏の談に曰く

總商會は決して支那國民の代表者に非ず從つて英政府に對し私の苦情を訴ふるに過ぎずして何等同盟に影響を及ぼすの在支英人は日英同盟更新に賛成し居り該同盟に多少の非難はあれど過去の事蹟に照し極東平和維持の爲に必須の利益たるは一般識者の認むる所にて反對論は爲にせんとするものの所以なり該同盟の存在は他の利益に何等障害を與へざる限り他國が反對する理由なし世界の平和に多大の功獻ある同盟を中傷せんとするは大に過れり吾人は該問題の崇高なる使命を研究せんことを勸告せんと欲す予は同

盟の必ず繼續さるるものと確信し居れり云々
と右は英國官吏の言として穩當なるが十四日のノース・チャイナ・デーリー・ニュースの論と少からざる徑庭あるを見るべき在支英人は更新に贊成し居れりと云ふは疑ひなき能はず在支英人は少くとも更新の場合條文の改正を希望し支那人の希望に副はしめんと欲するものと見るべし又總商會の意見を支那國民の代表に非ずと英領事は言へるも其議論は全く該問題に對する支那側の代表的意見と見るも可なり且商人の有力團體の意見は從來輿論を指導し來れるものなり形式に於て國民の代表者に非ずとも代表的意見として考慮を加ふるを要す同盟を支持せんとする邦人又は英領事の言の如き支那商人の反對意見を直ちに爲にする者の煽動に出つとし其背後に米國人ありて一の傀儡の如く強辯するは過れり右の形跡ありとするも支那人として初めより意見を有せるものなり支那商人等の强硬の反對は英本國に影響を與ふべく日本に取りても考慮する價値あり(十七日東朝)

▲**鐵道使用禁止通告**　(北京特電十六日發)　外交團は折江省が戰鬪を開始せる場合上海杭州等に至る鐵道を軍用に使用するを得ずと外交部に通告し同時に折江當局にも同樣の通牒を發せり(十八日時事)

▲**波支通商條約**　(十七日北京特派員發)　歐洲戰爭後波斯政府より支那政府に對し通商條約を提議し爾來羅馬駐在の支那公使を通じて交涉進行中の所商議漸く纏まりたるを以て顏外交總長より總統の裁可を經て唐在復を全權大使に任命することに決したり近々調印の運びに至るべしと

▲**西江英船抗辯問題**　(十七日廣東特派員發)　廣東當局は西江一帶に戒嚴令を布きてより三水河口に船舶檢查所を設け其國籍如何に拘らず船舶の檢查を執行しつつありしが最近廣東より梧州に赴かんとする一英國船は檢查を拒絕し船長は廣東政府を認めざる以上其命に應ずる能はずと抗辯し結局檢查を受けたるも船長は直に英國領事に對し英國軍艦を西江に派遣し廣東政府の船舶檢查を阻止されたしと請求せり英國領事の態度は未だ不明なるも廣東側に於ては香港總督が曩に英國が廣西に武器を供給せりとの說を否認せるが今英人の斯の如き行爲は敢て廣東人の疑惑を增すものなりと大いに憤慨し英國船にして檢查に服せずは西江の航行を禁止し以て主權を維持すべしと稱し居れり(十九日東朝)

▲**孫文米國に訴ふ**　(華盛頓國際社聯合通信十七日發)　孫逸仙氏の辭に曰く米國にして支那を援助せざるに於ては支那は日本の二十一ヶ條の要求に服從せざるべからざるに至る可し支那南北は目下相爭ひ居れり是れは軍國主義と民主主義の爭ひなり軍閥派は食料品を買占め爲めに數百萬の人民は死に瀕せりと(十九日時事)

▲**支那正式抗議**　(北京特電十八日發)　大連金建問題に關し支那外交部は十七日夜日本公使館に正式に抗議を提出したる其內容は金建は支那商民に不利にして迷惑至極なるを以て銀建を維持されたしといふにある而して支那銀行家放逐の件も其中に含まれて居る(二十日日々)

▲**密使の同盟廢止運動**　倫敦ロイテル二十日發)　デーリーテレグラフ紙は支那密使シムプソンの筆に成る一文を特筆掲出せり曰く目下支那に擾亂陰謀を見るは日英同盟在るに基くものなり若し日英同盟をして滿期終了せしめんには事態は著しく一變し日支兩國は友國となり對等の國となる可し願はくは英領自治植民地首相諸子、支那の現狀が日英同盟と相俟つて太平洋に對する最も憂慮す可き脅威を成すことを研究諒得せんことを望むと

(二十二日時事)

▲**山東直接交涉條件**　(二十一日上海特派員發)　駐日公使胡惟德氏は日本は團匪賠償金の免除を山東案直接交涉の條件と爲すと報告せり

(二十二日東朝)

▲**海關稅改訂提議**　(二十五日國際電上海發)　北京よりの報道に曰く支那外交部は歐洲戰爭終結後二年以內に實行の筈なりし海關稅改訂に就き協議する爲め會議を開き度き旨各國に提議せり、二十六日東朝)

▲**英貨排斥を揚言す**　(上海國際ロイテル二十七日發)　三十一の教育商工業團體を代表せりと稱する支那人數百名は二十六日公會を開き英國に向ひ日英同盟更新反對の電報を送り「若し斯くの如き同盟にして支那の主權と保全に影響を及ぼし而して此の電報の効なくんば英貨排斥を起す可し」と云ひ送るに決せり(二十八日時事)

▲**聯盟支那代表交迭**　二十六日北京特派員發)　二十六日大總統令を以て國際聯盟支那代表魏宸祖氏の辭職を許可し王寵惠氏を後任に任命せり

(二十八日東朝)

▲郵便局撤廢要求（北京國際社二十七日發）支那政府は最近支那各地に郵便局を有する日、英、佛の各國公使館に通牒を送り支那の制度完備を理由として北京、上海、天津、漢口其他各地の外國郵便局を全部廢止せんことを要求せり（二十九日時事）

▲宜昌支軍撤退要求（北京特電二十九日發）吉田代理公使は二十九日顧外交總長を訪ひ近年宜昌に於て兵變頻發して外國人の生命財産の安全を期すること能はざれば今後同地の三十支里以内より支那軍隊を撤退せられたしとの要求は英米兩國公使との間にも諒解を得たるものなれば英米兩國公使も又同日同樣の要求を爲したるものと信ぜられ居れり（三十日時事）

蒙北情勢

▲蒙疆經略使任命（三十日北京特派員發）既報の如く蒙古問題に關して張作霖氏をして全責任を負はしむることに決せるが本日いよ〳〵大總統令を以て東三省巡閲使張作霖氏を蒙疆經略使に任命し外蒙綏撫計畫の全權を與へ外蒙と軍事上の關係密なる熱河綏遠察哈爾三特別區域の都統を經略使の指揮管轄に歸せしめ以て事件を統一し後方救援に就いては曹錕、王占元兩巡閲使をして臨時協力辦理せしむる旨公布せり（一日東朝）

▲北京政局一段落（北京特電卅日發）王占元氏は地盤問題に就いては大した希望もなく借款の金を掴つたので卅日午前六時半發歸任した剩す處は財政總長問題であるが之も張作霖氏の尻押で靳總理意中の人である潘復氏が部務を代理する事になつて卅一日國務會議に於いて發表せられるのであらう潘復氏自身は財政總長たる事を欲して居るが何分同氏は從來總統の受けが悪いので張作霖氏及靳總理の尻押があるに拘らず總長になれないのである兎に角潘氏の部務代理を最後として政局は一段落を劃し潘氏は進んで吉會鐵道借款六千萬元、煙酒借款二千萬元の調印をなすべく殊に吉會借款交渉は餘程進み今や潘氏の總長代理就任を待つて居る有樣である

（北京特電三十日發）三巡閲使の天津入り以來五十日に垂んとする今日流石に沈鬱の北京政局も前途に一道の光道を認めた觀がある殊に地盤問題が國文氏の陝西督軍任命によつて解決の緒に就き甘肅も同樣曹錕氏の陸洪濤氏相を本任とし別に督軍を任ぜざる事となつたので曹錕氏も安心して歸任することとなつた倘張作霖氏は蒙古方面の全權を與へられ歸任後蒙疆經略使の稱號を授けられる事になつた

◎聯て滯京中であつた王占元氏は卅日午前六時北京出發一先づ保定に赴き暫らく滯在中の後六月初旬歸任する豫定であると（某所着電）一日日日

▲蒙古に關する總統令（北京國際社三十一日發）既報の如く蒙古に關する大總統令は本日公布されたり其の大意は左の如し

今次の庫倫事變は少數の蒙古匪徒が露國反過激派の軍人と結び活佛を脅迫し蒙古を擾亂せしもので國民の深く痛憤する處なり本大總統は茲に東三省巡閲使張作霖氏を蒙境經略使に任じ一切の討伐及び鎭撫を計畫せしめ且つ此が實行上便宜の爲め全權を附與す熱河、綏遠、察哈爾の三特別區域は外蒙と密接の關係あり防務上緊要なるを以つて右特別區域都統は悉く該經略使の指揮の下に歸せしむ云々

右命令は表面は蒙古問題に關するものに過ぎざれども一面より見れば此結果として東三省を領有する張作霖は更に熱河察哈爾綏遠の三特別區域及び內蒙古全部を其の指揮下に置く事となり彼が夢寐にも忘れざりし多年の宿望茲に全く遂せられたるものにて武人にして斯の如き廣大な區域を領有せるものは支那に於て前代未聞のことなり（一日東朝）

▲西廣形勢發展（一日廣東特派員發）貴州鎭遠にある李烈鈞氏は軍餉要求の爲め廣東に來りたるが李烈鈞部下の雲貴江西軍は一萬二千に達する由にて目下鎭遠及潮南地方に分駐し廣西へ進入の準備中なりとの報あり又總督府に達したる情報によれば梧州護軍使陳炳焜氏は貴州軍が懷遠縣を挾撃し既に富錄灣尾の二縣を占領し長安及び柳州の人民は戰々兢々たりとの電報を得たりと又雲南軍劉旅長は兵二團を率ゐて二路より廣西を攻め一は桂林を一は柳州を攻めんとしつゝあり雲南軍の一枝隊は既に通道に到着せるが（桂林を距る四日の道程靳くして廣西は三方面より壓迫を受くる形勢となれり廣東軍第二路司令部は今回欽廉地方に移轉せり又魏邦平氏は三十一日肇慶に向ふべし廣東軍第二軍の將校數名は三十日肇慶に向へり（三日東朝）

▲宜昌に大掠奪（漢口特電五日發）四日夜十時宜昌に於て大掠奪が行はれた多分十八師團の兵だらう各商店に着した電報に據すれば邦人の被害は

前岡と同樣多大であるが放火の禍だけは免れた樣である

▲兩廣緊張　（廣東特電五日發）　借すべき筋より得た報告に依ると兩廣關係益緊張した爲廣西の陸榮廷氏自ら梧州に出動し陳炳焜氏と協力し對廣東策の遺憾なきを期するだらう　（六日日日）

▲宜昌兵變物發す　（上海特電七日發）　宜昌より移動を命ぜられたる支那軍隊は四日夜同地にて掠奪を行ひたり日淸汽船、武林洋行及び外商の被害多く支那街は放火され中國銀行は破壞せられたり米國軍艦同地に到着せり（北京國際ロイテル六日發）　宜昌よりの公電に據れば同地の日本領事館及び稅關も兵士の爲めに損害を被り兵士は掠奪品を携へて宜昌を去れるが新堤に赴けるもゝ如し宜昌にて掠奪の行はれたる此等の兵士は新堤に還されんとし居たりし時なりき（七日時事）

▲盧永祥宣言を發す　（上海特電六日發）　天津會議に對し超然主義を取りたる浙江督軍盧永祥氏は本日當地に於て左の如き宣言を發表し聯省政治に關する旗色を鮮明にせり

政綱弘み國內分裂し正に國家的存在を危ぶまるゝ時に當り時局解決の方法は公平の一事に盡く法を無視して選擧を行ひ利權を瓜分して外債を擧ぐるが如きは決して公平と云ふを得ず斯くの如き不公平の手段を以て全國の統一を計らんとするも失敗に歸す可きは明かなり愚ふに南北對時の現勢を打破し全國の統一を計らんと欲せば中央集權制度を廢し地方分權の制度を採用するの外なからん卽ち各省の憲法を以て基礎とし國家の憲法を以て是等各省の統一を圖るの外なし其の第一着手として先つ適當の地點を選定し各省軍政及民政長官の代表會議を開き其の權宜を國民の公決に附するを以て機宜に適せるものと信ず

▲長江政局一變せん　（上海特電六日發）　浙江督軍盧永祥氏の地方分權主義の宣言は事實上北京廣東兩政府に挑戰せるものとして重大視さる長江地方政局一變の徵あり（七日時事）

▲宜昌秩序恢復　（七日上海特派員發）　宜昌にて煙酒稅徵收局は何れも掠奪され煙酒稅務局長は彈丸に中りて死し其他人民の死者數百名に上りスタンダード會社等も損害を被り五日王都慶使之を平定し秩序恢復せり王占元氏は鎭撫の爲め鹿金山氏の旅團を派遣せり（八日東朝）

▲宜昌大部分燒かる　（漢口特電六日發）　宜昌日本領事館を初め武林洋行、永田洋行、日淸汽船の社宅掠奪さる、其他は不明にして一同領事館に避難せり死傷者なし英米商人も掠奪され家を燒かるゝものもあり中國銀行は破壞され市の大部分燒拂はれ支那人の死傷あり今後數年間は恢復の見込なしといふ英（？）國軍艦同地にあり米國軍艦五日朝急行六日朝到着の筈、日本は鳥羽或は宇治派遣せらるゝ可きも伺ひ中なり暴動の原因は同地の第十八師團武昌に移るに就き最後の掠奪を試みたるものなりといふものあり前回掠奪を爲せし暴動兵も追々宜昌に歸りたれば是等も混入せしならん皆、暴動兵に懲罰なき結果ならん

▲我領事館掠奪さる　（上海特電七日發）　宜昌兵變に就き上海日本總領事館に余（時事新報特派員）の打電せるに略同樣の入電あり日淸汽船會社武林洋行永田洋行及び英商アーノルド會社ソーリ洋行、米會グラー會社等外國商店の被害は前回の兵變に比し多大なるも居留米國人の生命には別狀なきものゝ如しといふ又在宜昌英國領事よりの電報に據れば宜昌日本總領事館の一部は四日夜兵變中支那軍隊に依り掠奪されたりとあり尙ほ漢口碇泊中の帝國軍艦嵯峨は遲滯なく宜昌に向ひ居留人保護の任に就けり當地日本總領事館は兵變既に終熄せるものと推定し居れるが今後宜昌以外の長江沿岸の開港場に類似の事件勃發せざらんかを憂慮し居れり（八日時事）

▲宜昌大掠奪　（八日上海第一遣外艦隊司令官發電嵯峨艦長報告）　本月初頭より宜昌の形勢不穩にして六月四日夜十一時全市に亙り大掠奪起り重要官廳銀行商店を襲撃し我領事館警部生、巡査の宿舍武林洋行永田洋行、日淸汽船住宅倉庫の一部掠奪せられ被害大なるも人命無事尙米グラー洋行英國アンド洋行、中國銀行掠奪破壞又は火災に罹り支那人側には印花稅務署長外千餘名の死傷あり昨年の事件より一層惨憺の狀況なり掠奪兵は第二十一旅にて第十八師長代理王都慶に對する不平等に因ると師長孫傳芳は五日正午軍艦江貞にて武昌より同地に急行す尙湖北第三旅團を派遣鎭撫を命ぜり（九日東朝）

▲王督軍の威望墜つ　（上海特電九日發）　武昌に於て掠奪を擅にせし支那軍隊は「王督軍は過般上京の際、中央政府より多額の軍資金を受取りながら自ら土地の買入などに費消し吾等の給料に就ては毫も顧慮する所なし故に吾等は今回の掠奪に依り王督軍を反省せしめんとするものなり」と揭書し

孰れも何等傳る所なし燒土と化せる武昌の城内を漫歩し居り王督軍の威望は全く地に墜ちたり(十日時事)

▲武昌目拔の街全滅　(漢口特電九日發)　武昌の掠奪は八日夜明と共に始まり暴動兵は事無きが如く兵營に歸れり午後城門を開きたれば掠奪物を擔へ小舟に乘りて當地に來れる兵少からず税關は小蒸氣を出して贓品を沒收し租界の上陸を禁じたり王占元氏は七八兩聯隊の兵二千五百を有淸とし解散し夜に入り江岸停車場に送り護衛兵を附して北上せしめたり然に此兵は武勝關に到り進行を停止せり是河南兵が境内入を拒みしか將た又掠奪品を又掠奪せんとせしに依るか明かならず武昌には第二師の大部分、第十八師團の一部、其他に騎砲輜重兵若干あり然るに暴動の際王占元を保護せしは其護衛兵のみなりしを以て眞の暴動兵は二千五百に止まらざりしは明かなり武昌の繁盛の街は全部掠奪の上、燒盡され死傷は五百名以上なり(十一日時事)

▲福建も自治宣布　(十日廣東特派員發)　厦門よりの報道に據れば福建李厚基氏が最近各省自治の潮流に動かされ福建自治問題に就き着々準備中なりしが各方面の意見を徵したる所皆之に贊成したるを以て現に浙江盧永祥氏と協商し其結果を俟つて自治の宣布を實行すべしと(十二日東朝)

▲亂兵銃殺詳報　(十日漢口特派員發)　第二師亂兵銃殺は既報の如くなるが今其の詳報を聞くに八日午後九時半汽車の孝感縣停車場に着くや湖北混成第四旅團の步兵一個聯隊は多數の飲食物を用意して食せんことを勸めたるも此時亂兵等は汽車の間に既に重圍に陷り事態重要なるを知り敢て下車せず九日午前五時第四混成旅團は機關銃を以て包圍攻撃を加へ之を射殺せるものにして亂兵の携帶せる掠奪品は約卅五萬餘元に達し九日夜憲兵隊之を取纏め歸還せり此事につき支那側にては新聞記事を差止め嚴祕に附し武昌城内外の防備を嚴にし王占元民は督軍署衛兵及び憲兵二個大隊を以て身邊を守らしめ居れるが元來今次の大兵亂は武昌城内外の第二師の約十五營が加擔せるものにして王督軍はその首謀者三名を處分せるのみ殊に此の銃殺の結果は如何なる影響を及ぼすや頗る注目に値す現に第二師兵は之を憤つて武昌に集まり漢口に會せんと謀し合せたりと十一日夜も其第五旅團の大部隊は不穩の形勢あり支那何の支那人は租界に向つて續々引上げ人心恟々たる有樣なり漢口鎭守使警察總長は商務總會に集まり救濟策を講じ居れり

(十二日東朝)

▲東支沿線の支那兵　(八日奉天特派員發)　東支鐵道沿線に於ける支那境在の兵數及配置左の如し(但し東支南線の配備兵は此中にあらず)

綏芬駐屯吉林軍第五旅步兵一箇大隊馬家河駐屯吉林軍第五旅步兵一箇大隊
穆稜駐屯奉天衛隊旅步兵一箇大隊海林驛駐屯奉天衛隊旅步兵一箇大隊牡丹江駐屯奉天衛隊旅步兵一箇中隊橫道河子驛駐屯奉天衛隊旅步兵一箇大隊亞附力站駐屯奉天衛隊旅步兵一箇大隊一面坡駐屯奉天衛隊旅步兵一箇大隊步兵一箇中隊吉林軍第三旅步兵一箇大隊輜重兵一箇大隊烏吉密河駐屯奉天衛隊旅騎兵二箇中隊阿什河駐屯吉林軍第二旅騎兵一箇大隊步兵一箇大隊哈爾賓駐屯黑龍江步兵二箇大隊呼蘭駐屯黑龍江步兵二箇大隊昂昂溪駐屯黑龍江步兵二箇大隊滿洲里駐屯黑龍江步兵一箇旅團(十二日東朝)

▲兵變嚴重處分　(北京國際社十一日發)　宜昌武昌の兵變に關し支那政府は各國公使の抗議を受けたるに鑑み本日大總統令を發して犯人及び責任者を法に照して嚴重に處罰す可き旨宣布し且つ事件の原因調査の爲め金陸軍次長を湖北に急派せり(十三日時事)

▲兩昌事件處分　(十一日北京特派員發)　十一日參陸處にては會議の結果宜昌及武昌事件に關し左の決定をなせり

一、陸軍次長金紹曾を武昌に派して事情を調査せしむる事
二、命令を發布して軍人を戒告すること
三、王占元以下軍官を處罰すること
四、直隸河南の軍隊を湖北に派遣して秩序を維持せしむる事

(十三日東朝)

▲廣西自治宣言　(十一日上海特派員發)　廣西省會議は八日付各省の自治は左記四箇條の發展を計る外に良策なく省自治の實行が紛糾解決の唯一の方法なるを知り玆に省長の同意を得本年七月一日臨時會議を開くに決せりと通電せり

一、省の地位と價値とに根據し省法(省の憲法)を制定して支那の基礎を樹つ
二、省の本能を發揚し各個の發達を求め國家の中堅となる
三、自治を害せざる範圍にて統一を承認し自治を統一の源と爲す

四、各省に對しては相互主義を採り各省實力の調和を希望す

從來廣東派は此自治主義を鼓吹して內より陸榮廷等軍閥を倒し廣西を民黨側の勢力下に置かんとして民治主義の宣傳に努めつゝありしに今や反つて省議會の宣言となれる次第にして倘陸榮廷一派の諒解になれることは云ふ迄もなし故に廣東派の間接の目的は達し得ざらんも眞の自治主義促進の上より見れば此傾向は大に慶せざるべからず(十三日東朝)

▲王督軍の善後策　(十三日漢口特派員發)　第二師暴動兵は武漢兩地に逋走潛伏し軍服を脫して平服に着換へ居れるも言語動作に依つて容易に發見され逮捕斬殺されつゝあり武昌紡織廠も十三日より開業せるを見ても武漢は既に危險期を脫せるが官錢局造幣廠を初め主なる銀行商店は悉く掠奪され一般に空地の有樣に門戶を鎖し或は燒かれ商業の恢復容易ならざるべし十三日王督軍は十二日來着せる金陸軍次長と相談の上武昌軍隊の小隊長以上を召集し督軍署に於て兵變善後策に關し緊急會議を開き辦法として左の三箇條を決議せりと

一、第二十一混成旅步兵第一團は武裝の儘北送し其上にて武器を交付せしむ

二、第二師亂兵にして現存するは約三割なるが其將校一同は責任を以て再び混亂せしめず新兵を募集し補充一新せしむ

三、第十八師團第七十團は未だ行動を行はざるも不良分子多きに就き解散せしむ(十四日東朝)

▲浙江自治通電內容　(上海國際社十四日發)　浙江督軍盧永祥氏は更に浙江自治の通電を發する筈なるが其の通電には獨立自主等の文字を掲げず左の如き要を含むものなりと云ふ

一、民國憲法の公布を見るまでは浙江省は完全なる自治を行ふ

二、正當なる條約上の義務は浙江省之を履行す

三、浙江省は他省の侵犯を受けず又他の省をも侵犯せず

即ち湖南省の態度と似たるものあり(十五日時事)

▲廣西總攻擊開始　(上海特電十四日發)　民黨聯合軍の廣西總攻擊愈々開始せられ貴州軍は十二日廣西に侵入せり(十五日時事)

▲潯江遂に陷落　(十四日北京特派員發)　內外蒙古の境にある經棚は三日露蒙軍の爲に一度陷落し多倫諾爾潯江方面より一混成旅の援軍を派遣し八日之を奪回せるが之がため潯江の守備留守となりしに乘じ蒙古軍の襲ふ所となり九日夜潯江は遂に陷落せり潯江陷落は張家口の守備に對して直接の危險を與ふるにあらざれども目下經棚多倫諾爾潯江の線に亙りて蒙古軍の壓迫を蒙り歸化城方面より續々援軍を移動せしめつゝあり(十六日東朝)

▲廣東軍の作戰計畫　(上海特電十七日發)　高州方面に於ける廣東軍の左翼が廣西軍と會戰せること既電の如くなるが此方面を防備する廣西軍は有名なる林虎氏の部下にして藤林に司令部を置き同氏の手兵一箇旅團を中堅とし勢ひ侮る可からざるものあり廣西軍の作戰は藤林を陷落せしめたる上、梧州、南寧間を遮斷し敵の退路を斷つと共に大擧して陸榮廷氏の居城たる南寧を衝かんとするものゝ如く總指揮官黃大偉氏は此重大任務を帶びて二萬餘の廣東軍(雲南兵を含む)を指揮し居れるが廣西側の戰報に據れば廣東軍は省に於て廣西軍の爲めに擊退されたりとあり

▲浙江省憲法制定に決す　(上海特電十七日發)浙江督軍盧永祥氏は十六日省長沈金鑑氏以下の文武官實業家學者等各階級の代表的人物を網羅する大會議を開きたるが劈頭分權自治は獨立を意味せず云々と盧督軍の辯明あり次いで地方分權及び省自治に立脚する浙江省憲法同盟を審議せる結果滿場一致を以て速かに自治憲法を制定するに決定せり(十八日時事)

▲殆ど全線交戰中(上海特電十八日發)　廣東廣西兩軍は殆んど全線にりて交戰中なるが本日當地に到着せる戰報左の如し

(一)　廣西軍は省境を越えて欽廉方面に侵入し靈山の附近にて廣東軍と衝突し戰鬪を開始せり

(二)　梧州方面に於ては廣東軍河用砲艦江大鵬は梧州を距る十五哩の江口及び封川に於て廣西軍の假裝軍艦と砲火を交へ双方十數名の死傷者を出せり

即ち六區の戰線の一連山方面(第一區)梧州方面(第二區)高州方面(第五區)欽廉方面(第六區)の四區は何れも既に戰爭を開始せる譯なり(二十日時事)

▲三省の攻守同盟　(北京國際社十九日發)　江蘇、安徽、江西三省督軍は同三省巡閱使拒絕の目的を以て互に代表を往復せしめたる結果天津會議に反對して最近强硬なる一種の攻守同盟を組織し左の申合せを爲せり

（一）王士珍氏以外別に巡閲使を任命する時は三省一致之を拒絶す
（二）閣後三省の中、他の巡閲使區域内に編入せらるゝことある場合には一致して反對す
（三）三省内有事の際は攻守同盟の精神を以て互に相扶く
（北京特電十五日發）安徽、江西、江蘇の官民は巡閲使を撤廢すべきを聲明し政府が無理に實行せば前記三省攻守同盟を結ぶ可しと通電せり

▲孫文討伐命令（北京特電十九日發）徐世昌氏は大元帥の名にて福建江西河南の三省に孫文討伐の命令を發せり（二十一日時事）

▲兩廣開戰（廣東特電廿日發）陸榮廷氏が廣東討伐令を下してから廣東側の形勢急に發展し陳烱明は十九日許崇智氏は廿日午後何れも肇慶に出馬した其部署は極秘に附せられて居るが確なる方面から聞く所に依ると左翼は靖國聯軍第一團の顧世孺氏部下雲南軍及李明揚氏の混成軍であつて蔣尊簋氏之を指揮し中央は許崇智氏の部下三個旅及遊擊第一旅魏邦平氏の第三師鄧鏗氏の第一師の一部で開建方面から轡南に亙る一帶に配備され許崇智氏之を指揮し左翼は第一旅から第五旅迄編成し　の兵力約三千の雲南軍で欽廉方面一帶に配備され第一旅師令黃大偉氏之を　揮し又廣東方面は總司令陳烱明氏自之に當り又靖國聯軍第二旅即ち朱培德氏の三個旅李烈鈞氏直屬の二個旅及靖國聯軍第三旅は李友勳氏之を指揮し約二個旅の兵を以て雲南を出發し目下貴州を行軍中にて桂林方面で李烈鈞氏の軍隊に合する筈其他貴州より出動の二個旅は既に柳州方面省境に在つて李烈鈞軍の來着を待つて居る此聯合軍には李烈鈞氏が總司令に當る而して既に梧州方面は僅少の衝突を見たが廣東軍は防守勢にありて數日中に全線の攻擊を開始する筈である
（廣東特電廿一日發）總統府側の消息に依れば廣東軍總司令陳烱明氏は愈々廿一日全線に總攻擊開始を命令した又柳州は貴州軍に依り既に占領された最近廣東、廣西の形勢愈切迫し廣西の陸榮廷氏は廣東軍に對する總攻擊の命令を下し廣東軍の主力たる沈鴻英及許崇智兩氏の軍は廣西陳炳鎬軍と梧州に於て相對峙し欽廉道にある一部軍隊は嶺山に於て既に戰鬪を開始した兩軍の兵力は各約三萬にして目下伯仲の間に在る（二十二日日）

▲陳烱明氏の布告（廣東特電廿一發）陳烱明氏は布告を以て左の如く聲明した。廣西軍は廣東攻略の野心止まず既に嶺山、連江方面へ侵入廣東軍は之を擊退したが遺次の戰端は廣西側が開いたもので廣東は其責任に任じない予は鄉土を守る爲廿日肇慶に露營を移し各軍を統率し廣西軍を擊退し廣東を救はんとす遺次の用兵は保國民人を憫むに外ならず云々（二十二日日）

▲陳烱明出馬す（上海特電二十一日發）既電の如く陳烱明は二十日廣東軍總指揮官として出征せるを以て鄧鏗は廣東軍總司令の事務代理を命ぜられ胡應汾は廣東省長の事務を代理することとなれり陳烱明は多分肇慶に總司令部を置くこととなる可く同氏出馬の報を聞き全戰線に亙り廣東軍の士氣俄に昂れり（二十二日時事）

▲廣西のクーデター（上海特電二十二日發）廣西省議會は過般の自治宣言に基き七月一日臨時會議を開く筈なりし所慮西軍渾浩明は突然省議會に對しクーデターを行ひ部下の軍隊を出して議員連を捕縛し議會を閉鎖せり

▲四川盧永祥に同ず（上海特電二十二日發）四川軍總司令劉湘は二十日附を以て浙江督軍盧永祥の自治通電に對し民主々義と自治主義を標榜し省憲法を以て自治の基礎とし中央の憲法を以て是等の自治諸省を統一せんとする計畫に就いては全然同意する旨を回答し來れり（二十四日時事）

▲梧州對岸占領（廣東特電廿三日發）第三師團魏邦平氏の廣東軍は廿三日既に梧州の對岸を占領したと傳へらるが廿一日以來魏軍は同方面の攻擊を繼續して居たから多分事實だらう
（廣東特電廿二日發）廣東軍の飛行機は梧州上空を飛翔し爆彈投下を行ひ據てより飛行機を恃れて居つた廣西軍を混亂に陷いれて居ると同時に廣東軍中央の左翼葉舉軍は梧州に對し偵察線を行ひつゝあるが大衝突を避け商民に損害を與へざる樣努めて居ると

▲雲南師團侵入（廣東特電廿二日發）雲南軍の一個師團は廣西百色方面に侵入し廣西軍の背後を脅すべく既に某地を出發したとの報が廿二日總統府に到着した（二十四日日）

▲廣東軍梧州に迫る（廣東二十三日特派員發）廣東軍は西江方面に於て刻々廣西軍を壓迫し廿二日午後廣平を一領し已に梧州を廿四里去るの地點に接近せり一方海軍は陸軍と協力し封川省境より廣西軍を梧州に追込み梧州總攻擊の準備着々進捗し居れり（二十五日東朝）

▲陝西の自治運動（上海特電二十四日發）陝西省議會は此程同省憲法

會議組織法案を通過し正に省長の裁可を經て自治憲法を起草するに決定せる旨各地に通電せり此の結果陝西省は表面自治派、安福派（卽ち督軍陳樹藩の一派）直隸派（卽ち新督軍閻相文の一派）の三派の鼎立を現出せるも所謂自治派の龍頭に過ぎず卽ち陳樹藩は一方浙江の盧永祥、福建の李厚基等安福派督軍の力を借りて自家擁護を計ると共に窮餘の一策として自治運動の美名を藉りて民衆の同情を得んとしつゝあるなり從つて陝西省の新運動は名を自治運動と云ふも其實民黨と安福派の協力を以て直隸の勢力侵入を防止せんとするものにして少くも現在に於ては自治運動と云ふよりは寧ろ一種の地盤爭ひと見るを以て當れりと信ず（二十五日時事）

▲廣東軍梧州占領　（廣東特電廿四日發）目下廣東省城内は學生市民等の廣西討伐示威運動や刻々に到着する新聞紙の號外實の聲で戰爭熱昂まり市中は沸くが如き有樣である其後の諸情報を綜合するに欽廉方面は靈山と廉州の東方で今尙戰闘中、高雷道方面は廉江高州の廣東軍は廣西省博白に向ひ進軍中であつて、廉州の東部に進出した林虎軍の側背を衝かんとして居る、又中央梧州方面に於ては廿三日魏邦平軍が水陸及飛行機を以て猛攻し同時に第二軍許崇智軍は機集方面から長驅して梧州の側面を威嚇し遂に梧州を占領した又右翼は賀縣、信都方面に行進中で今や兩廣の戰線は賀縣、信都、梧州、岑溪陸川、廉州、靈山線に延長した一方廣西軍韋榮昌氏は諸軍を率ゐ梧州方面に於て早くも廣東軍に降つたとの報がある

廣東側の消息に依れば廣東軍飛行機は廿二日以來梧州の上空に現はれ爆彈を投下した爲梧州城内は人心恟々の狀態で當衙及官廳等は其家族を澳門、香港廣東方面に避難せしめて居る梧州總攻撃の時機が迫つた爲廣東軍は船舶の梧州出入を禁止し且つ梧州附近の砲臺を占領した尙過日肇慶に向つた許崇智氏の軍隊は懷集方面より廣西に侵入する爲既に廣寧に向つたとの事である（二十六日日日）

▲北京内閣會議　（上海特電廿七日發）廿五日の内閣會議は日英同盟更新に對し支那は如何なる態度を取るべきかに就き討論したが結局要領を得ず外交總長顧惠慶氏は此問題の解決困難なるを見越して辭意を漏らしたと（二十八日日日）

▲蒙古王侯會議　（二十九日奉天特派員發）目下奉天に於ける張作霖氏主催の蒙古王侯會議は外蒙討伐には内蒙を宣撫して蒙民を疑惑動搖せしめず内蒙は外蒙討伐に便宜を與へて外蒙の煽動に乘らざる樣諭すに在りて之が爲めには内蒙の改省實行、内蒙の開拓、交通及び蒙民優遇を條件として懷柔するに在りと同會議には蒙藏院副總裁達壽氏、蒙古宣撫使蛙氏等を始め秉德王、敦爾羅斯王、車臣汗王、達爾罕王其他五六名の王侯列席せり（三十日東朝）

▲廣西軍全線總退却　（上海特電廿九日發）各種の情報を綜合するに廣西軍は梧州陷落後全戰線に亘り總退却を開始し殊に戰略上のみならず精神上廣東人に對する絶大の脅威たりし欽廉方面の占領軍までも引揚げを開始せり梧州敗軍の將陳炳焜氏は潯州に引揚げ目下上流五十哩の貴縣に向け退却準備中なり廣西軍は貴縣、橫縣方面を以て第二防禦線とし南寧附近を以て本防禦線とするに決し此方面に兵力を集中せんとしつゝあり而して陸榮廷氏以下總司令部は將に龍州に移されんとし萬一南寧陷落の曉には鐵道にて海防に遁れ同地より海路香港に避難する筈にして既に陸榮廷氏の密使は密に香港に入り避難所を物色中なりとの說あり要するに孫文氏陳炯明氏以下廣東軍の首腦が民黨の興廢此一擧にありとして背水の陣を布けるに引かへ廣東軍の總司令官たる陸榮廷氏が最近に至り俄に弱腰となりしは敢ふ可からざる所にして之が爲め廣西軍の士氣は著しく沮喪し少からざる兵力を有し兵器彈藥及び戰費に就ても廣東軍に比し遙に優勢なりと思惟せらるゝに拘らず形勢の挽回は廣西軍に取り極めて困難となりたり

（廣東國際ロイテル廿八日發）廣東軍は化州を廣西軍の手より奪還し廣西軍の三大隊を捕虜とせりとの報あるが斯くして廣東軍は殆ど廣西軍を廣東領内より驅逐せり（三十日時事）

財政經濟其他

▲二千萬元借欵　（三十日北京特派員發）煙酒事務所督辦張壽齡と英米煙草會社の間に借欵交涉進行中にて借欵額は二千萬元なりとの說あり（一日東朝）

▲京奉鐵道貸附　（北京國際ロイテル卅一日發）中英銀公司は京奉鐵道に對し唐山山海關間複線敷設工事費を貸付けたり工事は約二箇年間、その經

貳七百萬弗の據定なり右の協定に對し支那政府は五月二十一日を以て承諾を與へたり右の貸付は工事の進捗に從ひ毎月渡すことゝなり居れるが擔保は現在の負債支拂濟となれる後京奉鐵道の純益金を以て之に充つる筈なりある工事は來る六月二日より開始され材料は入札を以て購入する筈なり。

（一日東朝）

▲煙酒借款假契約（三日上海特派員發）煙酒借款契約成立して端午節前には三百萬元を得て軍政費及征蒙出兵費に供給し得る見込にて張作霖氏の天津に立寄れるは此金を押へる爲なりと云ふ、端午節は少くとも八百五十萬元を要し潘復氏は既に二百萬元を集めたるも外債なくば如何ともすることを得ず特殊國庫債券は電文不明未だ抵當とすること能はず定期債還券は市中にて僅二三割を得たるに過ぎざるため甚だ困難にあり（四日東朝）

▲吉會借款說打消（上海國際社五日發）北京交通部は當地總商會に電報して吉會鐵道借款說は無根なりと云へり（七日時事）

▲臨時債券の發行（九日上海特派員發）交通部は臨時債券二百萬元を發行せんとす中國興業等の五銀行にて各四十萬元宛を引受け年利五分擔保は京漢津浦兩鐵道の收入なり（十日東朝）

▲東支線借款條件（奉天特電九日發）奉天某所に漏したる信ずべき消息に依れば東支鐵道借款は左の條件で目下日本銀行團と交涉中であつて十五日北京に於ける同會社株主總會で確定を見るであらうと

一、借款總額は二千萬元但し六月內に五百萬元を交付すること

二、車輛軌道附屬品一切は日本より購入すること

三、滿鐵に對し撫順炭の賣掛代金として豫納すること（金額は三百萬元と傳ふ）

四、長春、哈爾賓間の運賃を引下ぐる事

尙滿鐵が本月一日より哈爾賓に運輸部を開設せるは右に備ふる爲であると傳へられ居るも右條件の確定迄には多少變更を見るだらうと

▲宋督辦の借款說否認（奉天特電八日發）東支鐵道督辦宋小濂氏は既報日、支、露鐵道會議を終り露國側のオストルゴフ氏と共に八日夜北京に向つた其談に曰く

東支線の現狀は世上に傳へらるゝが如く困憊せず今の所其收入に依り貨車鐵路の修繕等を維持し行くことが出來る計りでなく從來の債務とて今直ちに償還せねばならぬものではない而して若し同鐵道にして維持を必要とするならば政府とて金がないが支那の民間には金がある何ぞ他國から借財を要せん而して彼の列國共同管理の如き出來得べきことは信ぜぬ元來東支線は露支合辦にて而も我が領土に敷設されしもの唯露國の狀態が斯くの如き爲一時支那に於て管理するに至れるも露國の狀態が恢復せば更に兩國に於て考慮すべきものにて列國の共管の如き以ての外であるとて極力借款說を打消した（十日日日）

▲宋督辦の虛勢（八日奉天特派員發）東支鐵道長官オストローモフク氏督辦宋小濂氏一行十六名は八日奉天通過京奉線にて北京に向へり、鐵道迄出迎へたる予（本社特派員）に對して宋督辦の語る所左の如し

今回一行の北京行は東支鐵道例年の株主總會に臨席する爲めにして滯在三週間の據定なる株主總會の前に重大要務あるにあらず東支鐵道の救濟會議が北京に開かるゝとは以ての外なり東支鐵道は昨年より運輸狀態順調に赴き相當の利益を上げつつあれば經營決して困難にあらず各國に對する是迄の負債は取急ぎ銷却するに及ばず斯る故なれば目下救濟の必要を認めず從つて北京に救濟會議の開催さるゝ筈なし東支鐵道は露支兩國の合辦會社なれば之が管理は露支兩國の權限に屬し日英米佛の之を管理するは屋上屋を架するものにして露支の希望せざる所なり救濟既に不必要なれば何ぞ又他國に依て借款を圖らんや東支鐵道は

歐亂以來既に久しく四佰利鐵道との連絡なく從つて歐洲方面への輸送を爲さず僅かに吉林、黑龍江及遼古の一部の輸送に限られ貨車客車機關車に未だ不足を告げず又今日之を修繕せざれば用に堪へずといふ程に損傷し居らず、鐵道材料は既に斯の如く經營も亦困難ならざるに於ては借款の意なき事自ら明かなり昨年公債募集を主張して成らざるより辭職を申出でたとは恐らく虛傳ならん

已むなきに至らば之を他國に圖らずして必ず自國に得ん我國も東支鐵道借款に應ずる能はざる程貧弱にあらず、日本の撤兵は衷心より之を希望す沿線の守備、警察行政は言ふ迄もなく之を支那の手にて完全に行ひ得る事難しとせざるが故に露國過激派の如きは之を眼中に置かず沿線一帶の治安

は彼等に依て妨害され得るも　にあらず云々

とて宋督辦として此言あるは元より當然ならんも亦支那一流の傲言虚勢を張り幕夜宮貴の門を叩くかに感ぜられ其虚心坦懐ならざりしを惜しむ

▲國際銀行團組織　（九日上海特派員發）　北京銀行業者等は支那銀行團及錢業團を加へ國際銀行團を組織せんとし既に支那銀行公會は之に贊成し尚錢業公會に對し其加入を勸誘したるに會議の結果參加に決せり支那錢莊の金融界に於ける地位が世界的に認めらるゝ迄に發達したるを證するものとせらる（十日東朝）

▲吉會借款不調顯末　（十日奉天特派員發）　吉會鐵道敷設借款に就ては本年四月日本側に於て張巡閲使孫吉林督軍等の諒解を得たるが小野興銀副總裁は其後北京に赴き具體的交涉を進め將に調印する所迄漕ぎ付しも吉林省議會强硬に反對し上海方面に於ても輿論を喚起し手强く反對したるより遂に同交涉は一頓挫を來し交通部は吉林上海の兩地に借款の事なきを通告し反對氣勢を緩和したり然るに交涉不調の原因は右の外初め諒解を得たる張作霖氏の庭返りを打ちし事が有力なる原因にして尚氏の庭返りは同氏の諒解を基礎とし交涉の際度外視され何等關係せしめざりしより氏をして鐵道の事は交通部の權限内に屬し他人の容喙を許さずと思はしめたる所以にして交涉當事者の手落なりと傳ふる者あり

▲政府小借款交涉　（十日上海特派員發）　北京政府は上海某銀行と四百萬元の短期借款を商議しつゝあり利息一割二分なり其他京津にて二百萬元宛の小借款三口協議中にて交通部臨時財源二百萬元發行と共に進行中にて各省より之が探知して催促し來るを恐れ祕密を爲し居れり右に依つて得るものは何れも夫夫の用途に廻され帳簿の上にて掲載さるゝのみなり（十二日東朝）

▲山西鐵山省有　（十一日上海特派員發）　山西自治促進會は北京農商部に宛て山西省の鐵山事業は省有に歸したるを以て鑛業條例は廢止されたしとて北京政府の條例を認めざる旨の電報を寄せたり山西に於ては自治の風盛んなり速に中央の法律を無視するに至れり（十二日東朝）

▲西原借款善後策　（十二日北京特派員發）　支那紙の傳ふる所に依れば小野興銀總裁は西原借款の善後策に關し左の條件を以て財政部に提出せりと

一、吉會鐵道借款一千萬元、高徐濟順鐵道二千萬元、吉林林鑛借款三千萬元、滿蒙鐵道借款二千萬元、電信借款二千萬元等總額一億萬元は本年償還すべき元利の期限を一箇年延期し明年償還する事

二、償還期限を延期する結果として利子を引上げ毎月一分とし六箇月分の利子を先拂ひする事

三、利子の支拂は國庫證券を以てし額面二割引を以て計算す

四、鹽稅、烟酒稅、關稅を今後の元利の擔保に充つる事

（十三日東朝）

▲芝罘鐵道計畫進行　（二十一日青島特派員發）　芝罘濰縣間の芝濰鐵道を米國の資本を以て建造する計畫は急速に進捗し來れりこれは山東督軍田中玉黎元洪張勳吳佩孚氏等裏面にありて表面別に發起人を作り米國側と折衝し米國側は米國電機製造組合米國機械製造組合及紐育鋼鐵會社其他の多數に關係ある華盛頓貿易公司より一切の材料を長期取引にて提供することゝなれり支那政府は未だ正式に許可を與へざるも旬日の内に許可すべく且最に築造せる芝罘濰縣間の自動車道路を此敷地に使用するの内諾を與へたり支那側の計畫は先づ山東關係者より三百五十萬元を公募して芝濰鐵道公司を作り材料は米國側の補給を受くるも工事は日本側の請負に附し其經營も日本人を雇入れ例の日支協定に悖らざる方法を講ずと言ひ居れり今支那側の委託を受けたりと思はるゝ日本人青島に來り頻に軍司令部鐵道部等の諒解を求めつゝあり（二十二日東朝）

▲米國對支貿易發展　（上海特電廿三日發）　上海米國商業會議所は昨夜當地に於て定期總會を開催し昨年度の事務報告役員の改選等の外に支那通商條例が米國々會を通過せる經緯に關する報告、今週上海に開催さるる可き在支米國商業會議所聯合會に關する打合せ上海に設立さるゝ米人學校に關する報告あり席上同商業會議所會頭アーノルド氏は要領左の如き演說を試みたり

米國貿易業者　は昨年度の對支貿易に就き多大の苦痛を嘗めたるが之れは獨り米支通商上のみならず世界的現象の一部分と見る可し卽ち昨年度の輸入（米本國へ）貿易の不振は大戰中原料品に對する需要の膨脹を來せる其反動期に至りたるに因る又在支米商は昨年中爲替相場の急騰に依り一時苦境に立てり爲替相場の激變に依り先づ第一に危機に瀕せるは支那棉絲布業者にして彼は米商側に對し契約の變廢を請願し來れり但し本商業會議所は支那側の要

來を拒絶すると共に會議所内に小委員會を設け善後策を講じ漸く難關を突破せり昨年度に於ても本商業會議所は米國式簿法を以て諸般の事務を整理し殊に上海に於ける他國の商業會議所と克く協調せるは欣悦とする所なり

支那連商條例（在支米商をして列國貿易業者と對等に競爭し得せしめんが爲め本國政府の所得稅及び過剩利得稅を免除せんとする條例）に就いては最初本商業會議所は昨年八月米國議員團の支那に渡來せるを機とし本國々會を動かさんが爲め議員團に委囑する所あり又別に桑港に貿易會議の開催を機とし本會議所より代表者を派遣し主張の貫徹に努めたる結果遂に同條例は下院を通過するに至れるものにして之れが爲め米國の對支貿易上の憂慮は一掃されし譯なり最後に慶賀す可きは本國政府が今回上海に商務官を派遣することゝなりしことにして余は本商業會議所が商務官と協力し對支貿易の發展に盡力せんことを希望す尚ほ對支米國商業會議所聯合會開催の計畫は目下進行中なるが愈々開催の曉には將來在支米商の一致行動に就き神益する所大ならんと思はる云々と

因に國日發表せる報告に據れば現に上海米國商業會議所の會員は三百六名にして其内譯左の如し

會社	一〇二
個人商店	一〇七
米本國の會社及び製造業者	九七

右の中昨日の總會に出席せる代表者は百名なり（二十四日時事）

▲西原借款跡始末（北京特電廿三日發）西原借款の跡始末に就て小野興銀副總裁は交渉成立說を否認し殆ど交渉絶望なるかの如き迄に悲觀說を唱へ居るも支那財政當局は本件に就ては公平なる方法に依り解決す可く既に決定せりと言明し居れるを見れば小野副總裁は潘次長と再三交渉を進めたる結果廿二日に至り解決方法に關する兩者の意見一致するに至れるは事實なるが知し初め支那政府としては現在にては到底之を支拂ふ能力無きを以て其大部分を新銀行團に讓り渡す計畫を立てたるも小野氏が之に應ぜず交渉の結果返濟期日迫りたれば約一億萬圓は凡そ一箇年間を延期し利率を增加して一割二分とし此際六百萬圓を先拂とし別に關稅剩餘鹽稅剩餘及び煙酒稅を擔保とし國庫債券一億二千五百萬圓を發行して之を朝鮮產業興業三銀行に供託し置くことに決定したるもの、如く小野氏の來京の目的の大部分は成就せるものと見るを得可きかと（二十五日時事）

▲中英銀行契約（二十四日上海特派員發）近年各國が支那と合併の銀行を設立したる際英國のみこれなかりしが六月十日頃現財政總長事務代理たる潘復氏と某英人の間に中英銀行合同契約正式調印を見たり米國人側の探りたる消息によれば

一、資本金三百萬磅

二、英商は支那商より借款談あれば資本を提供する義務を有す但し支那側の出資すべき總額の三分の一を超ゆべからず

三、此借款は年利八分

四、銀行は紙幣を發行し且つ支那政府に代りて證券及び借款を管理する權利を有す此等の密案に關しては支那側は完全なる責任を負ふ

五、支那國内凡そ有利にして爲すべき事業あらば支那側は本銀行をして爲さしむべく盡力する義務あり

（此項は調印の日に削除されしとの說あり未詳）

六、第一回拂込の四分の一は調印の日より三箇月内に拂込み其殘餘は開業後一年内に拂込むべし

七、一切の詳細なる規定は米支銀行を標準とす

而して米國人の言ふ所によれば右は支那商の名義を用ふる政治的作用を兼たるものにて新舊交通系大勢力を占め居り靳總理の御用を勉むるものとす此點は本年三月に支那側より起り第一回拂込みの支那側引受け額は支那銀行にて三百餘萬元となれるが其中靳總理四萬元曹錕、張作霖兩氏は各百萬元黎元洪氏數十萬元を引受けたるが、曹、黎張、三氏契約を破棄せるによりその分は英國より借款せざるを得ず此事の爲め交渉長引けるなりと斯くて名は合併なるも英國側より二千五百萬元を出資せしめ紙幣を發行し政費に使用すべきものなれば二千萬餘元の變體借款にして潘復氏が現地位に在るはこれに因る靳總理は表面に立たざるも事實上の總裁なりとて米國側はスッパ抜ける上實傳を爲し居れり（二十五日東朝）

特價提供

大清律

菊判 四百十餘頁
特價金壹圓貳拾錢
郵稅拾貳錢

清朝ニ於ケル法典ノ基本タリシモノニシテ、民國ノ法律ハ多クノ之レト泰西並ニ日本ノ立法ヲ參酌シテ制定セリ、支那ノ法制、支那ノ國民性研究ニ缺クベカラザルモノ、往年本會難解ナル本律全部ヲ譯出附註出版セルモノナリ

獨人ルドルフ・マルチン著

日露ノ將來

菊判 三百二十頁
特價金八拾錢
郵稅拾貳錢

日露大戰後獨人マルチン日露兩國ノ將來ニ關シ一大著述ヲ試ミ、世界ノ讀書界ヲ聳動セリ露國ノ運命ヲ說キ日露兩國將來ノ關係ヲ斷ゼルモノ、東露ノ形勢今日ノ危局ヲ現出セル時、重ネテ之レヲ一讀スルノ必要大ナリ

中西正樹
故七里恭三郎著

吉林通覽

菊判 三百五十頁
定價金壹圓五拾錢
郵稅拾貳錢

北滿ノ寶庫吉林省事情ヲ實地ノ調査ニ基キ記述シタルモノニシテ、該省ノ事情之レニ依ツテ盡シ得ヘシ

右孰レモ僅少ノ殘本アリ特ニ此際特價ヲ以テ提供ス

大正九年十月

東亞同文會調査編纂部

大正十年九月十五日　行（每月一回一日發行）

支那

第十二卷　九月號　第九號

目次

日本の滿洲に於ける行動……一—四
一九二〇年度支那外國貿易……五—二〇
支那經濟概觀……二〇—三一
列國協調主義に基く對支借款團組織の經過……三二—四〇

時報

新任米國公使の對支方針演說——滿洲商租問題の解決——北京政府と聯省自治——王占元の失脚と善後の變化——共同管理問題の反響——山東問題——太平洋會議の準備……四一—五三

彙報

支那新聞重要記事——外交關係——國內要聞——兩廣形勢——財政と借款——日本新聞重要電報——外交關係——南北情勢——財政經濟其他……五四—八三

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、横濱、神戸、長崎及北京案内所にて取扱申候

◎溜川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料、機關用としても歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として溜川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年九月十五日
第十二卷第九號

日本の滿洲に於ける行動

フレデリック、コールマン

日本は南滿州に於て鐵道運賃其他について、日本品に對し特別なる恩典を供與し、不當に日本貿易を庇護し、機會均等の原則を紊りつゝありとは、屢歐米人によつて論難さるゝ處であるが、然し果して斯かる事實ありや否や、これを攻擊する歐米中人にも的確なる事實を擧げて居るものはない樣で唯漫然斯く稱する許である、先年東洋を訪へる米人 Frederic Coleman 氏は特に此點に留意し、各方面より調査せるが歸來紐育に於て出版せる The Far East Unveiled 中に次の如く記述して居る。

（著者が多年滿洲にあり滿洲の事情に通曉せる某米人との對話の筆記である）

問、貴方は南滿洲鐵道が日本人の荷主に對して、荷物の割引をして居ると云ふ證據を御覽になつた事がありますか、と私が尋ねた

答、否と

某米人が直ぐ答へた

問、然し貴方は何かさう云ふ樣な證據を探した事がありますか

答、左樣で御座います、十年間探して居ります

問、貴方は何か左樣な割引がされて居るとお思ひになりますか。

答、何の證據も無い事に意見を述べましても何にもなりますまい。

問、貴方は日本は滿洲に於て支那の主權を侵して居るとお思ひになりますか。

答、支那は滿洲に於て鐵道を敷設し、又は其敷設の許可を與へる前には日本の許しを乞はなければなりません、又支那は政費の爲に借款を起す場合には、或は又滿洲に於ける鑛業の許可を何人かに與へる場合には、先づ日本の許可を得なければなりません、更に又滿洲に於て外人が或は工場を起し、或は極く僅少の土地でも之を借り入れんとする場合には、日本の許可なしにては、支那は許可を與へる事は出來ません、斯くの如く支那自身が何事をも許す自由の無い所に、何人の主權が行はれつゝあると申されませうか。

私は其甚だ多からざる事に同意しました。

答、亞米利加は嘗て滿洲に於て農業上の經營をする計畫を建てた事があります、亞米利加の有力なる農業の技師は特に此地に派遣せられまして、其事業の基礎を立てつゝありました、然るに日本が其計畫を中止せしめました、日本は決して公然と又は表だつたる行動は執りませんでした、然し乍ら日本は支那人を壓迫して、さうして其事業を中止せしめました、東三省都督張作霖に對し、試みに甜菜糖の耕作の爲に數千畝の土地の借り入れを申込んで御覽なさい、或日本人の團體は本年奉天の附近に於て、甜菜糖栽培の爲に一千萬圓の會社を起しました、併し張作霖は貴方に對しては日本人が亞米利加人の會社が左樣な事業を試みる事を許さないと云ふ理由を以て、其申出を斷るでしやう。

問、一體張作霖とはどんな人ですか。

答、張作霖は讀む事も書く事も出來ない、さうして北京の中央政府の制肘に從はぬ人であります、彼は彼の爲に忠誠を誓ふ一萬の兵を有つて居ります、さうして張作霖が收める收入の八十％は軍隊の爲に拂つて居ります、日本は茲に於て厘金稅を支拂はず、又英吉利も之に倣つて支拂ひません、併し兎も角張作霖は滿洲に就て全權を有つて居ります。

問、日本人は滿洲の現狀に滿足して居りますか。

答、其事は私には分りません、日本人にお聽きなさい、日本は十年間に亘る苦心經營の結果、現在滿洲に居る其人口は既に十萬を越えて居ります。

問、日本は滿洲に幾何の兵隊をおいときますか。

答、二師團と一混成旅團とあります。

問、日本は鐵道沿線以外に軍隊を置く事を條約に依て許されて居ますか。

答、鐵道線路に沿ふて旅行して御覽なさい、所謂鐵道沿線內なるものは大部分見えます、併し其處に於て四萬の軍隊の內

の幾何を見出し得るか、貴方は東蒙古に這入つておいでになつても、日本軍隊の存在をお認めになりませう。

問、日本人は如何なる方法に依て、滿洲に恩惠を與へて居りますか。

答、それは種々の方法に於て與へて居ります、露西亞人の行動を觀れば、滿洲に對して資本を持て來たと云ふ事が出來ます、之に對して日本人は滿洲に事業を持て來ました、先づ撫順炭坑の例を見ますに、露西亞人は決して之を熱心に經營はしませんでした、然るに日本人は非常に其經營に努力して、現に一日約七千五百噸の出炭を見て居ります、其價額は山元に於て一噸八十錢でありますが、彼等は市場に於ては一噸九弗に賣却して居ります、フイリッピンの亞米利加艦隊司令長官のレゲット將軍が、數日前に此地に來ましたが、或日本人は彼は米國艦隊の爲に撫順炭の多額の買入契約を結んだと云ふ事を私に話しました、私は若し露西亞人に任して置いたならば、撫順炭坑は今日の盛況を齎し得べしとは信じません、又若し支那人であつたならば、決して斯くの如き成績を擧げる事は出來なかつたと思ひます、又滿洲には豆を產します、日本人が來る前の豆の產出は、何うであつたかと云へば、殆んど見るに足りませんでした、然るに今や滿洲に於ける豆並に豆の製產品の一年の產額は、二千七百萬弗に達して居ります、日本人は大豆貿易の殆んど全權を握つて居りますが、然し滿洲の支那人の農作者は、之に依て非常の利益を擧げて居ります、支那人の農作者は大豆の耕作に依つて非常の利益を占めて居りますが、日本人の百姓は之と對抗して、大豆の耕作に從ふ事は不可能で、日本人の百姓は此事業に携はる事は出來ません。

問、滿洲土人の農業者以外の者は如何であるか、其他の階級の者で、日本人の爲に利益を得て居る者がありますか。

答、左樣で御座います、私は非常の趣味を有つて此問題を觀て居ります、日本人の小さな商賈人は此土地に於て繁昌しません、一人の日本人の理髮業者は、私に對して、彼の仲間の日本人が、支那人の理髮店に行つて、自分の店に來ないと云ふ事を嘆じましたが、それは其方が安いからであります、私は彼に對して其日常の肉類又は野菜類を何處で買ふかと尋ねましたのに、彼等は土人の店から買ふと答へました、彼は日本人の店からは迚も買へないと申ました、私は支那人の小賣商人は尙滿洲に於て十分に其商業を營み得ると信じます。

問、それでは貴方は日本人は滿洲に於て呪咀を受けて居るのではないとお思ひになりますか。

答、それは貴方御自身に御判斷下さい、滿洲に於ける日本人の病院を御覽下さい、滿洲に於ける彼等の學校を御覽下さい日本人が滿洲に交通を完全にした事を御覽下さい、鐵道は呪咀の原因にはなりません、學校も病院もさうであります、滿洲に於ける各種の鑛山は多數の滿洲土人に職業を與へます、さうして更に亞米利加及び獨逸よりも甚だ多くの技術者を迎へて居ります、總ての鐵道の橋梁は亞米利加產であります、日本人は彼等が滿洲を開いた其利益を凡て自から收め

ては居りません、私は滿洲の百姓が全く支那の支配の下にあつた時代よりも、悪い狀態であるとは思ひません、寧ろそれよりも遙かに良くなつて居ります、日本人は嘗て露西亞人が此に於て地を自由に勢力を振つた時代に比すれば、餘程略的ではありません、時に日本人は滿洲を我物顔に取扱ひますが、併し滿洲は日本に依て、露西亞の手より脫れ得たのであります、然し誰れにしても、支那人が滿洲に臨んだよりも殘忍な事は出來ません。

問、滿洲の門戸開放はどんな工合になつて居りますか。

答、其は如何なる需要品が這入つて來るかと云ふ事に關係して居りますが、滿洲の門戸は日本の商品と、直接競爭しない處の多數の貨物に向つては十分に開かれて居ります、そうして又大なる侵入者に對しては十分開かれて居ります、現にスタンダート石油會社は十分に其販路を擴めて居ります、若し亞米利加の大なる製造業者及び輸出業者が、日本の會社が聯合する樣に、相共に聯合したならば、亞米利加の實業家が滿洲に入り込む事を決して日本人は支える事は出來ませんん、日本は一九一五年に、支那に對して新交涉を提議し、其採用を迫つた結果滿洲に於ける外國人の企業に就て或ハデキャップを得ました、然し若し亞米利加の政府が、此地に其地歩を占め、其國民に對して公平なる取扱ひを要求するならば、彼等はきつと平等公平の待遇を贏ち得る事が出來ます、唯亞米利加人は自分の手近かの處に、多くの市場を有する爲に、此地方に向ふ事に熱心でありませんが、然し乍ら若し彼等にして希望するならば、それは必ず達せられますと信じになりますか。

問、それでは貴方は滿洲の門戸は眞に開放されてあるとお信じになりますか。

私は彼の答へに驚いてこう尋ねました。

答、私は嘗て亞米利加の商品が、非常に澤山滿洲に賣れ行きつゝあつたのが、一九一六年に於ては殆んど賣れなくなつた事を知つて居ります、私は滿洲の門戸は或狀態の下に開放されて居ると申上げたので御座います、滿洲の門戸は日本人又は其政府を恐れる人に對しては閉ぢられて居ります。

一九二〇年度支那外國貿易（下）

輸入貿易

純輸入額は七億六千二百二十五萬〇二百三十海關兩にして、之を同年の平均英國爲替率たる六志九片半にて換算すれば、二億五千八百八十四萬七千四百七十四磅なり、更に又之を前年の輸入に比較するときは一億一千五百二十五萬二千五百四十九兩の增加なるが、こは昨年第一期間に於ける海外の需要が異常に增加し、非常なる好景氣と、爲替相場の奔騰並に諸物價の暴騰せるにより、增加せるものなる事、海關收入の增加せる點より見て明かなり、然れども此增加は輸入業者の利益とならざりし事を知らざる可らず、謂ふ迄もなく昨一九二〇年中の輸入貿易は、從來銀價の奔騰により其前途を信賴し、且樂觀的態度により過信したる結果、忽ち財界の恐慌經濟界の動搖を蒙り、一大打擊を受くるに至りしなり、以上輸入額七億六千二百萬兩の內、綿布織物の輸入額は二億四千七百萬兩、鐵五金類及鑛產の輸入六千二百萬兩なり、其他重なる輸入品は石油五千四百萬兩、紙卷煙草二千二百萬兩、機械二千二百萬兩、棉花一千八百萬兩、人造及天然藍一千六百萬兩等を重なるものとす。

(イ)阿片　本品の輸入は現今僅かに大連及膠州租借地にのみせられ、一九一八年の三百三十三擔、一九一九年の百五十六擔に對し、昨年に於ては百三十六擔二〇の輸入ありし外は、海關報告中に現れず、著しく減退せしも、一般支那人が、此阿片吸入の惡習慣を廢したりとは言ふ能はずして、現在尙所在地方に罌粟の栽培をなすもの尠からざるは以て之を證す可し、斯の如く支那內地に罌粟の栽培行はるゝ外、其輸入に就ても比較的容易に密輸入され稅關監督の嚴重なるに拘らず、尙此種の不正密輸入を根絕する能はざるなり、今過去四年間に於ける阿片、モルヒネ及コカイン等の支那常關を通じて輸入されたるものを見るに左の如し。

	阿片	モルヒネ	コカイン
一九一七年	二〇、四六八	二一九	三二
一九一八年	二六、六七六	一四七	一五
一九一九年	四八、三七五	二一三	一六四
一九二〇年	九六、六二七	七四二	二六四
計	一九二、一四六	一、三二一	四七五

(ロ)綿製品　昨年中綿布綿製品の輸入額は、二億四千六百八十一萬三千四百二十九兩にして、前年に比し三千七百二萬七千九十二兩の增加なり、又綿毛織物の輸入額は五百七十五萬五千五百七十三兩、毛織物四百七十九萬五百十二兩雜織物五百七十六萬九千八百九十一兩なり、又平織無地綿布卽生及金巾、粗布、綾木綿、繻綾及天竺布等の輸入につき一九一三年及一九一九年度と比較するときは左の如し。

	一九一三年	一九一九年	一九二〇年
英國品	一一、七〇五、四二六斤	四、五九二、二八三斤	五、七八四、〇二六斤
米國品	二、二八一、一二三	六二二、四〇六	五六三、五八三
日本品	五、七一六、五九四	八、八九八、八二七	七、〇三五、四五八
其他	九一、七一四		五四、五六七
計	一九、七九四、八五七	一四、一一三、五一六	一三、四三七、六三四

以上の如く昨一九二〇年の合計輸入額は、尙一九一三年に比し六百三十五萬七千二百二十三反の減少なるが、內英國綿布は百十九萬一千七百四十三反の增加を示し、之れに反し日本品は著しく減し、百八十六萬三千三百六十九反に減退せり、昨年中綿布市場は一大變動を來し、年初市場活潑、市價昂騰、需要旺盛にして、取引頗る活況を呈し、外商支那商共莫大の利益を擧げ、註文殺到し、極めて大規模なる取引行はれ、却て資金融通の如何を氣遣はれしが、果然銀塊少高の後、爲替低落あり、此時一般當業者は先見越樂觀にて、何等先物爲替の決濟を決定せず、漫然取引を繼續せしかば、忽ち莫大の損失を蒙り、輸入貨物は約原價の五割方暴落し、在庫品は堆積し支那人當業者の新に綿布商を開始し取引せるもの、爲替の暴落により、甚大の損失を蒙りしかば、約定品の解除支拂の延期を主張せしも、英米兩商業會議所の拒絕により失敗せしよりこれが爲め示威運動を開始せんとせしが、計畫成らず、損失は如何とも處分す可らざるに至り、遂に逃避逃亡する者、倒產する者引續き、是等商業者の中には、相當信用ある商家もあり、之が爲め一般の他の商人の渦中に投せらるゝもの尠からざりしが、但外國商人は是等窮境に陷れる當業者を、相當援助し年末の綿布市場は稍好調にして、內地在荷品も少く、且當分恢復の見込なくして年末を終れり。

次に昨年の綿絲輸入高は百三十二萬五千三百七十八擔、價格七千八百六十八萬八千四百四十七兩にして、前年度に比し、僅に八萬〇八十三擔の減少なり、而して英國綿絲は前年中六十六擔の增加に對し、昨年は一萬三千二百六十五擔の增加を示し、日本綿絲の輸入は前年の五十三萬九百十七擔に對し、昨年六十一萬一千二百四十九擔なりしが、他方印度綿絲の輸入は著しく減少せり。

(八)金物及鑄物　鐵五金の輸入は一九一九年度と、多くの變化なく、昨年中の輸入額は六千一百五十六萬五千百五十七兩にして、前年度より四百九十五萬六千四十兩の增加を示せり。

品名	一九一三年	一九一九年	一九二〇年
銅	二一八、一四四擔	三五七、六五三擔	四七六、一九五擔
鐵及鐵製品	三、五二〇、〇四九	四、九四八、五三六	五、五六七、〇〇九
亞鉛引鐵板及線	五九一、五八八	二一六、九四二	三三九、一九二
鉛	一一八、三三五	一六五、九四三	七三、二九一
水銀	六五四	五九六	四七四
鋼鐵	一四九、七〇一	二一四、〇三一	一六二、六七六
錫塊	五二、七八一	一一四、九五五	五二、一二八
賦力板	三六三、三六六	四一九、〇二四	五八九、三八八
鐵鋼	一、五九六	六一四、五一五	三三二、三六四

昨一九二〇年中の鐵、其他金物の貿易は、前記綿布綿製品の輸出入狀態に於て述べたる事情と同一の困難障碍あり卽年初舊正月前に於ける外國向鐵五金類の注文旺盛、其後

市價低落せしが、營業者は爲替の取極めを怠り、終に年末一般不況に陷り、更に需要なく、支那に於ける在荷堆積し原價に對し約十割の暴落を來し、商內皆無なりしが、幸に內地の在荷存せざりしを以て、早晩好況を出現し得べく豫想されたり。

(二)機械　本品機械類の輸入は、以て支那の將來に甚大なる利害關係を有し、其輸入增加は、以て支那の工業的發達の道程を語るに足るものあり、昨年各種機械器具、工具類の輸入著しく增加し、特に奥地方面よりの機械の註文增加し、一九一三年に於ける輸入高四百六十萬兩なりしもの、一九一九年には一千四百十萬兩に增加し、更に昨年は二千二百三十萬兩に增加せり。

電氣材料の輸入も亦特記するに足り、昨年中電氣機械の使用大に起り、且電燈器具の需要も亦電力の使用と共に各地方に興り、各都市に於ける小商人の電氣器具取扱業者增加し、電氣取付盛に行はれたり、電力の使用の如き數年前に在りては僅に二百乃至四百基ワットの電力裝置に過ぎざりしもの、今や一千基ワット、若くは夫以上の据付行はれ、個人亦は會社、工場、紡績、製粉業の各工場に、電力の動力の設備据付らるゝに至り、斯の如き工業方面の、機械の据付增加は、必然電氣器具、電球等の需要を增加する所以ならざるはなし、此間日本は是等諸器具材料の供給上大部分を占め、特に低廉なるものに於て然りとす、米國は優等なる取付品、硝子製品を供給し、電球は多く上海製品及和蘭及日本製品に限られたるが如し、支那に輸入さるゝ電氣材料は一九一三年二百三十三萬兩、一九一九年は五百萬兩昨一九二〇年は六百三十萬兩なり。

(承)其他重要品　以上の外一九一三年、一九一九年及昨一九二〇年に輸入されたる重なる輸入品は左表の如くにして就中建築材料、紙卷煙草、綿花、アニリン染料、人造藍、麥粉、洋紙等は、輸入大に增加せるも、軍器、燐寸、煉乳及砂糖の輸入は著しく減少せり。

品名	單位	一九一三年	一九一九年	一九二〇年
軍器	海關兩	六、七三八、四五四	二四九、五七八	二四二、二四二
各種袋	擔個	三、〇四九、七〇八	六七、三〇二、七〇一	四四七〇、九二六
			一七、四五九	三三七、二三〇
建築材料	海關兩	二、四四四、七八七	五、七八六、八二四	七、九四〇、一二二
纖維	擔	五〇、三八三	八二、三六二	六四、八六一
空罐	海關兩	六三四、七一四	三、一七一、六二六	三、四三〇、七七一
米	碎	五、四一四、八九六	一、八〇九、七四九	一、一五〇、七五一
紙卷煙草	千本	六二〇九〇三七	七七七一、九四七	八、〇〇〇、一六一
葉卷煙草	同	三八、五六五	四九、一七六	三七、五七六
石炭	噸	一、六九〇、八九二	一、一七二、八二三	二五四、五三一
棉花	擔	一三四、七三五	二三九、〇〇三	六七八、二七六
アニリン染料	海關兩	五、四〇一、八二〇	三、〇四二、九二七	七、三〇二、二九一
人造藍	擔	三一九、五七六	一八、七九五	一五五、六四一
ペイント及ペイント油	同	七二、七六四	一三四、三四四	一六三、六〇五
麥粉	同	二、五九六、八二二	二七一、三三八	五二一、〇二一
ガソリン等	ガロン	四六五、五七七	二、一四四、七四八	二、六〇四、六三四
燃料油	噸	一二、〇六五	三七、一四八	七五、四四七
人參	斤	三三四、八一六	二五九、七九二	二六二、六九七
護謨製品	海關兩	三六〇、五二九	一四六、一一九八	一五三四、一三七
肥料	擔	九〇八、五五七	一、一四二、一二二	八四六、八九四

機械	寸グロス	二八、四四八、一五八	一六、五九八、九四四	八、四八四、二九六	
煉乳	打	四八三、七二〇	四〇二、三六	八九、五三二	
攪乳			二二、一〇五	三六、〇八八	
石油	ガロン	一八三、九八四、〇五二	一九九、三〇九、七五三	一八九、五八八、五四〇	
機械油	同	二、四四九、五六六	五、九二五、四五四	五、七六六、五五二	
洋紙	滲關關	七、一六九、二五五	一〇、二二二、六五二	一四、一五九、二八六	
鐵道材料	同	四、三一七、六九四	三、八三三、二三九	四、一四四、六二一	
海草及石花菜	擔	六三〇、九七八	四二四、七一三	五二六、七六六	
石炭及石炭材料	滲關噸	二、六八四、五二一	三、三二九、四二六	三、一五四、六八六	
各種砂糖	擔	七、一七、七二八	五、一八七、八五五	三、八五七、二八七	
木材	硬 立方呎	二、六六〇、六八二	二、八七九、二二四	八六五、七二四	
	平方呎		一〇、〇〇九、二四七	五、〇五一、四三二	
同	軟 平方呎	一六四、八四七、六三三	一二三、三七六、四九九	一〇七、五九四、〇三〇	
汽關車	滲關噸	七六八、六二八	一〇、二九六、三四七	三、四三二、六八六	
貨車及車輛	同	一、一九三、八三	四、八三三、二三四	四、七一五、三三四	
自動車及荷物自動車	同	四八五、一八二	二、一五八、九九八	三、四七七、二一九	
自轉車	同	一二八、九五七	一六八、六四四	三四一、四九七	
ビール及葡萄酒	同	七二四、一七七	九二八、九九一	一、〇一四、二八三	
河類（清酒ヲ除ク）	同	九九四、六四八	一、〇六四、四七一	一、五〇六、九三〇	
郵便小包	同	二、四一三、九六一	四、六九六、三九〇	四、六七〇、一五二	

輸出貿易

昨一九二〇年中外國向支那物產の輸出額は、五億四千一百六十三萬一千三百兩にして、之を昨年中の英貨平均爲替相場六志九片二分の一にて換算すれば、一億八千三百九十二萬八千九百六十二磅となる、更に又之を一九一九年度に比すれば、八千九百十七萬八千百十一兩の減少なり、蓋し支那品に對する海外の需要は減退し、且支那物產の海外市場に停滯せる在荷高著しく爲めに荷捌皆無の狀態を現出し惹ひて利潤を得る能はざりし結果、支那輸出額の減少となれり、故に現在の價格は必ずしも數量と相伴はざる事となれり、以下一九一三年と昨年及一昨年の支那重要輸出商品の重なるものを比較せば左の如し。

品名	單位	一九一三年	一九一九年	一九二〇年
豆類及豆製品	擔	三三、六三六、〇〇〇	三八、七七一、〇〇〇	三一、三〇〇、〇〇〇
各種雜穀	同	四〇、三七、〇〇〇	一〇、二〇九、〇〇〇	一二、三一五、〇〇〇
棉花	同	七三九、〇〇〇	一、〇七二、〇〇〇	三七六、〇〇〇
蛋黃蛋白	同	五六、〇〇〇	六四六、〇〇〇	四二三、〇〇〇
胡麻	同	二、〇三五、〇〇〇	二、八三九、〇〇〇	二、〇五六、〇〇〇
生絲	同	一四八、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一〇四、〇〇〇
絹織物	同	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇	三七、〇〇〇
茶	同	一、四三、〇〇〇	六九、〇〇〇	三〇、〇〇〇
山羊皮	枚	七、七九四、〇〇〇	一三、八三三、〇〇〇	一〇、八五六、〇〇〇
參	斤	一九、〇〇〇	二、六四九、〇〇〇	三、九六一、〇〇〇

此外更に外國向支那輸出品として、例年報告せらるるもの中、特に增加せる重なる輸出品を擧ぐれば、酸化及粗製安質母尼、銑鐵、其他金屬、小麥、麥粉、紙卷煙草、赤及白砂糖、鮮卵及貯藏卵等の外、亞鉛鑛の如き、一九一九年の三十四擔より、昨年は十五萬七百二十九擔に增加せり、他方に於て輸出減退せる重要品は、精巧土布、鋼條、蠟燭玉蜀黍、米、綿花、貯藏肉、各種種子油、羊毛、山羊毛、各種支那茶等なり、各種輸出品の價格に關しては、豆類及豆製品の輸出額首位にありて、八千五百萬兩を算し、之に

要輸出品の事情につき簡單なる說明を加へん。

(イ)生絲　昨一九二〇年中、支那より外國向輸出されたる生絲は、前年度に比し減退せるが、生絲、黃絲の輸出高は前年の十三萬一千五百六擔に對し、昨年は八萬二千五百三十擔、野蠶絲の輸出は前年の三萬三千六百八十一擔に對し昨年は二萬一千七百八十五擔なり、蠶繭の輸出は前年は三萬四千七百二十六擔なりしも、昨年は五割の激減をなして一萬五千九百二十五擔となれり、是等の數字に示すが如く如何に昨年の打擊が甚しかりしかを知るを得可し、年初の生絲市場は頗る活況、絲價未曾有のレコードを破らんとせしが、米國筋は獨り豐富なる在荷を擁し、爲に市場より獨立し、歐洲市場は買進警戒せるに、日本に在ては戰前に一俵九百圓にて賣買せられしものが、昨年一月日米兩市場の思惑買の結果は、實に四千五百圓と云ふ突飛の高値を唱へたるが、生絲市場の混亂前たる二月には三千五百圓を稱し、七月には昨年の最低價たる千百五十圓に暴落せり。

支那の生絲市場も亦同樣の道程を辿り、廣東の生絲市場は凋落し、外國爲替の暴落により、日本生絲と競爭し得る狀態となり、歐米兩洲の需要を刺戟せしが、日本は米國筋の買煽りにより、米國に於ける在荷堆積の結果、需要停止し爲めに廣東生絲の取引停頓し、市價暴落、滯貨を持餘すの狀態となれり、而して上海生絲市場も亦同樣にて、二月市價昂騰最上器械絲千四百兩の記錄を破りしが、五月新絲の季節に入りては、大勢疑懼警戒するに至れり、然れども幸にして七月一般貿易最不振の時に當り、支那內地消費筋の需要を喚起し、市價高値を維持せしが、年末に至り需要減退するに至れり、器械品は各月區々にして五月に至り全く取引休止し、第二期間中益險惡の商狀を持續したり、只幸にして年初絲價高騰に際し、十月及十一月先物契約を爲したる結果、實質に於いて大なる打擊を蒙らざりき、支那に於ける繭買付季節前に當り、日本生絲市場不況襲來のため極めて低廉に繭の買付をなし得たりしを以て、先物買の如き相當收益を見たり、乍併是等先物收引を約定せざりし向は、五六月の收穫期に於ける損失甚大なりし結果、比較的不良にして、又市場平均相場として繭相場高値を唱へたり、他方日本生絲市場は既に混亂せる市場に、更に此不況を齎らしたる爲め、反て上海生絲以下の相場となり、爾後需要皆無となり、年末の三箇月間に於ては製絲工場の繰業停止をなすもの過半數に達せり。

(ロ)茶　昨年より本年に至る茶の季節に於ける支那茶の商況亦不良、露國需要筋の停頓は最近數年來に比し一層不況にして特に支那紅茶の前途暗澹として見込立たず、一九一九年末に於ける印度錫蘭茶の奔騰により、同業者は露國及大陸筋の大需要を豫想して、多數支那茶の思惑買行はれしが、事實豫期の需要を喚起せず、倫敦市場に於ける茶の堆貨は新茶出廻に對しても、需要を閉塞せしむるに至れり。漢口、九江紅茶の取引は頗る不況、祁門茶の產出高五萬八千半函にして、葉茶は前年度より良好なりしも、概して品質は普通物なりき、右の內約一萬二千半函は、一擔に付二十三兩乃至六十五兩を稱へ、昨年季節始め優等茶は多少需

要ありたり、寧州及武寧茶の産額は一萬二千半函にして、漢口茶は昨年中外國商人の取扱へるものなく、産出僅かに三萬四千半函、其内四千半函は支那商人との手合ありし外尚一九一八年及九年度の在庫品七萬半函を存せり。

綠茶は品質良好にて、十六萬六千半函の出廻りあり、優等茶の需要頗る好況なりしが、普通品にありては商内皆無なりき、良茶は北亞弗利加諸港向出廻り多く、同地方土人は多く支那綠茶を嗜好する所多きも、普通茶に對しては實行なく、在荷堆積せり、本品の取引高は約十萬半函なり、平水、潮州兩茶は米國市場は彼地に於ける支那茶在荷豐富の爲め、一般弱氣商内皆無により打撃を蒙り、熙春茶は合計一萬五千半函の内、二千二百半函を賣放ちたるが、是等不況の事情は先年、中央亞細亞向として輸出ありし、露國向需要の停頓せるに由れり、要之昨年支那茶の貿易狀態は紅茶と同樣綠茶も亦優等品に對し需要多かりき、福州よりの報告に據れば、年初綠茶の相場高價を以て手合多く、最上品一擔七十兩を唱へたるも、爾後各地同樣の不況を續け需要皆無、當業者は徒らに推荷を擁して、拱手傍觀するの止むなきに至れり、然れども香港及新嘉坡向として多少の輸出を見たり、又露國市場取引停頓の結果として、白毫茶の如き全く製出せられざるに至れり、昨年支那茶の輸出は既に海關統計表に見るが如く、紅茶十二萬七千八百三十二擔、綠茶十六萬三千九百八十四擔にして、前年度の輸出は紅茶二十八萬八千七百九十八擔、綠茶二十四萬九千七百十一擔にして、支那茶は年々減少せるの傾向あるは是明かなる事實なり、斯の如き支那重要輸出品の減退を防止し、保護するの方法は、單に現在の惡弊を一掃するの公正なる了解を得しめ、堅實なる貿易上の見地より、有益なる改善を斷行し、第二には現今行はるゝ舊式の栽培法及製茶法に換ふるに、新式にして學理的方法を採用すること、第二に現在支那茶の負擔重き苛稅を撤廢することこれなり、既に支那政府は一昨一九一九年十月十日以後二年間、各種支那茶の輸出稅を免除すべき事を承認したるを以て、古來輸出し來りし本品に對し、新生命を與ふるや勿論なり。

(八)豆類及豆製品　本品は昨年支那重要輸出品中第一位を占め、合計約八千五百萬海關兩の輸出あり總輸出額の一割五分六厘を占めたり豆類の輸出は前年に比し少きも、其輸出減少せるものは黑豆、綠豆、白豆、黃豆の四種にして就中白豆の減少著しく、前年の六十六萬四百二擔より昨年は十七萬四千二百十九擔に減退せり、綠豆は前年の九十一萬一千二百八十四擔より昨年は四十一萬三千八十三擔に減少せり、日本は一九一八年來支那豆類の主要需要國にして、支那豆輸出の大部分を占め、全輸出額一千〇三十萬擔の内五百七十萬擔は日本向にして、其他主要輸出國は香港、英領印度、蘭領印度、丁抹等なり。

豆粕は日本の桑作稻田に缺く可らざる肥料にして、硝酸アムモニヤ、智利硝石、其他化學的肥料等を代用するを得ざるものなるが故に、米價及生絲相場に連れて、豆粕の相場も亦變動するに拘らず、日本市場に於て需要多きものとす

豆粕の輸出高は前年の二千〇七十二萬四千七百六十九擔

に對し、昨年は千八百九十九萬八千九百三擔にして此內日本への輸出高千八百十四萬一千三十六擔に達せり、豆油の輸出高は前年の二百三十六萬一千六百三十三擔より、昨年は百七十一萬三千百四擔に減少せしが重なる輸出先は和蘭の六十二萬三千二百六擔、米國の四十七萬百四十五擔、日本の二十八萬三千百十五擔等なり、大連稅關稅務司より豆粕及豆油に關して重要なる左記報告あり、以て同地に於ける事情を知るに足るものあらん、大連に於ける此重要なる工業は、工場數六十二あり、公稱資本金一千五百萬圓、其內一千〇四十萬圓は既に投資されたる金額なり、是等工場の製產能力は適當製油量の外、豆粕一日一千乃至七千個卽合計にて一日十三萬個を製產せり、以上合計の外昨一九二〇年中五個の工場新設せられたり、此外資本金五拾萬圓にてペンジン油に浸し、以て搾油業をなす工場あり、一日の生產能力五十噸なり、昨年中是等各工場全部の生產高は、遙に需要を超過せるを以て、需要を喚起せざる上に、全部製產能力を使用するに至らず昨年夏季には繰業休止せるもの多數あり、是等各製油工場は各自衞の必要上、製油合同組合を組織し居れるが、各工場の最大生產高を割當て、以て需要に超過せざる樣定め居れり、而して現在是等各工場の生產高は、其能力の七割方繰業しつゝあり、製油の貯藏タンクは既に完成し、タンク船による樽入の積出をなしつゝあるが、舊式の方法を改良して、罐入及箱詰の方法に改め又日本の工場は大連より豆類の供給を仰ぎつゝありて、大連製油業は日本と競爭し居れり、然も北滿洲の豆類にして日本對浦鹽斯德に其販路を開拓するに至らば、是れ大連の競爭者たるに至るべし。

(二)雜穀　各種雜穀の輸出高は、千二百三十一萬五千擔にして、其內玉蜀黍及高粱の二百九十五萬四千擔、小麥の八百四十三萬二千擔、米及糙米三十一萬二千擔等を重なるものとす、小麥は今や中部支那に於ける重要農產物の一として、製粉工業旺盛に赴き、製粉機械の需要と共に有望の工業なり、麥粉の輸出高は一九一九年の二百六十九萬四千擔に比し、昨年三百九十六萬一千擔に達し、而して一九一三年には僅に十一萬九千擔に過ぎざりしなり、本品の輸出は最近著しく增加し、主として英國、香港及新嘉坡等に輸出せらる。

(未)棉花　一九二〇年の棉花產出狀況は概して平均以下にて、特に直隸、湖北各省は耕作良好ならず、山西、山東は兎も角も良好なる方なりしが、旱魃久しきに涉りし結果、直隸省の或地方の如きは、全く失敗に終り、其他の地方も平年の六分作に過ぎざりき、此を以て支那工場に對する棉花供給不足を感じたりしが、印度棉は產出頗る好況なりしを以て、印度棉の輸入多數に上りたる折柄、世界の不況竝に日本原棉需要皆無の狀態となりしを以て、印度棉は頗る低廉に供給し得たり、支那棉花の輸出高は、前年の百七萬二千擔より、昨年は三十七萬六千擔に減少し、同時に原棉の輸入高は前年度の二十三萬九千擔より、昨年は六十七萬八千擔に增加せり、支那棉輸出減退は、謂ふ迄もなく日本綿絲市場の混亂により、日本向支那棉の需要杜絕したる

に因るものなり、卽ち日本への支那棉花の輸出高は、一九一八年の百二十一萬二千五百五十四擔、一九一九年の九十一萬二千八百九十七擔に比し、昨年は僅に二十二萬三百十二擔に過ぎざりき、乍併一般財界の窮迫、及諸物價の變動により、經濟界は一般に打擊を蒙れるに拘らず、支那の綿業は頗る有望にして、現在の紡績工業の能力、錘數の增加、織機の增設等の點より見るも、前途好望なり、錘數は昨年七月三十一日現在の運轉數百二十八萬〇三十六なり、此外尙增加しつゝあり、是等紡績工場の使用する棉花は、概ね支那綿なるが、二三の外國人關係の工場は、印度棉を消費する所あるも、支那人工場には印棉を使用する所なし、印度棉花は支那棉花に比し、市價低廉なるが故に、將來支那人紡績工場には、過去に於けるよりも多額の印棉を使用するに至るべし。

(へ)胡麻　昨年中胡麻市場は甚好況ならず、輸出は前年の二百八十三萬八千五百四擔より、昨年二百五萬六千二百四十擔に減少せり、歐洲に於ける胡麻相場は、昨年八月中百二十封度に付き七十志より三十六志に暴落し、其後四十七志に小戻しせしが、再び奔落して年末には卅志を唱へたり、而も爲替の低落により、金建としては非常なる開きあるも支那市場としては多くの變動を見ざりき、卽ち年初一擔八兩を唱へ、需要稀少にて、年末六兩五夕となれり、前年度秋收穫の胡麻は、昨年度收穫前に賣捌き、既定の數量を持越したるが、昨年度の收穫は北支那地方の旱魃により、著しく不況、減收となり、品質亦不良なりしが、年末迄に收穫の約三分の一を荷捌し得たり、然れども胡麻の如き農產品は容易く供給し得べき物產に非ざるが故に、歐羅巴に於ける在庫數も左迄多からず、從て價格低落せる割合に、本品の貿易は前途悲觀すべきに非ず、有望の商品たるなり、故を以て本年初頭に於ては、市價昂騰恢復の氣配あり、且最近運賃率の低下により好刺戟を與へ、特に歐洲筋需要の增加は、歐洲に於ける搾油業の發達により、サラダ油の代用品として、胡麻油を使用し、又人造バタの製造上、及香水原料としての需要增加するに至るべし、胡麻油の副產物は石鹼製造用及滑油に利用せられ、胡麻粕は肥料として需要あり。

(ト)鐵及五金類　支那輸出品中鐵類及鑛物の輸出は、現在支那無限の埋藏鑛物に對し、僅に其一小部に過ぎずと雖も前年に比し非常に增加し、是等各種鑛物中銅塊、銅錠、水銀、錫製品、亞鉛等を除き、異常に增加せりと、其重なるものゝ中、精製、粗製及鑛物の安質母尼等の輸出は前年に於て異常に減少せしが、昨年度には恢復し、前期の十四萬七千五百四十一擔より、昨年度二十五萬八千五百四擔に又鉛及鉛鑛も大に增加し、前年の二千四百四十八擔に對し、昨年は四萬三千九百八十九擔に達し、鐵鑛の輸出高は前年一千五十八萬九千三百七十五擔なるに、昨年は一千一百二十九萬二千四百七擔に增加し、海關報告の其他の鑛物として揭げられし項目のみにて、昨年五十萬七千八百五十六擔價額百五十六萬四千六百五十三兩を算し、其他蒼鉛の千四百九十六擔、銅の三千四百十擔、滿俺四十一萬八千七百二十

五擔、モリブデン鑛二百七十一擔、ウルフラム鑛六萬九千二百七十三擔及アスベスト鑛八十六擔等を重なる輸出品とす

(チ)種油　昨年中豆油の輸出高は六十四萬八千擔に減少せる事情に就ては、既に豆類及豆製品の項に說明せし所なるが、其他の種油類も亦不良にて、落花生油は豆油に次で重要輸出品として、主として日本、米國及香港向輸出せられ一九一九年の輸出は百二十三萬四千百七十三擔に達せしが昨年は八十二萬六千二百七十二擔となれり、而して胡麻油は僅に三千七百二十八擔に過ぎず、之を前年中の輸出たる三萬七千七百五十五擔に比するときは甚しき減少なり、其原因は例により需要の減退、金融の逼迫等の事情に由らずんばあらざるなり、而して米國は一九一九年、支那より胡麻油二萬五千七百八十二擔を輸入せしに、昨年は僅に二十擔に過ぎず、又日本は前年の三千三百二十四擔に對し昨年は七十三擔を輸入したるに過ぎざる狀態なりき。

(リ)桐油　一九一九年の輸出高は六十一萬三千四百五十五擔なるも、昨年は五十四萬七百十六擔に止まれり、本品の輸出は加奈陀向前年の十二萬八千七百九十三擔より、昨年は五千四百五十九擔に減じ、英國輸出も亦前年の四萬六千四百四十八擔より昨年は二萬八千二百十一擔に減少せるが他方米國は合計三十七萬九千九百五十二擔卽約七萬擔を增加し、獨逸は一萬六千三百十六擔を輸入せり。

(ヌ)毛皮及生皮　水牛皮、牛皮等の貿易は他の各種毛皮、生皮類と共に一般貿易の不振により、著しき打擊を蒙り、輸出額數も、前年の三十八萬三千三百三十三擔に比し、僅に二十六萬一千三百四十三擔に過ぎず、日本は前年と殆ど同樣の數字たる十萬九千担を輸入せしが、米國への輸出は十萬八千担より四萬四千擔に激減せり、毛皮、生皮の出廻期は秋期なるも、過去二箇年間の取引は、決して好況ならず、價格も大に低落せり、昨年を通じ支那同業者の取扱値段は、最上品四十五兩乃至五十兩を唱へ、中等品は約十兩安なるも、年末不況の際には、一等品三十五兩、次等品二十八兩にて、少量の取引あり、但し、過去二年來の生產高は、何れも持越の狀態にて、其他輸入國特に米國、佛國等に於ける、支那品の在荷堆積せしが、昨年伊太利及獨逸筋より支那毛生皮の買付ありて、戰前相場以下にて手合あり次に不鮮山羊皮の如きは毛皮類の次に位し、前年の千二百七十三萬二千二百九十枚より、昨年は九百九十六萬六千六百三十三枚に減じ、其の內約九百萬枚は米國向輸出されたるものなり。

(ル)麥稈眞田　麥稈眞田業は支那に舊くより存し、芝罘にては一八六二年開港以來行はれ、外國の刺戟の下に於て、山東重要工業の一として、大部の人口を網羅し、收入の一大源泉を爲すに至れり、而して其後山東以外の省にも麥稈工業興り、直隸、山西の小麥生產地方亦斯業旺んにして、芝罘の外、天津、膠州は本品の重要集散市場たり、天津膠州は交通の便遙に芝罘に優るものあるを以て、上記兩港の取引芝罘を凌ぐに至れり、本品の外國輸出高は、前年十萬二千六百四擔に比し、昨年五萬五千六十五擔、此內一萬八千百六十三擔は天津より輸出し、一萬〇五十五擔は膠州よ

り輸出せられ、芝罘よりは僅に十五擔に過ぎざりしなり主たる輕出國は日本の二萬一千〇八担、米國の一萬八千八百三十一擔及英國の九千五百四十担等なり。

(ヲ)羊毛　昨年中の駱駝毛の輸出高は、前年の數と稍同樣なりしも、羊毛及山羊毛は大に減少せり、是等三品の輸出額は前年度夫々三九、七七九擔、三六五、八二六擔、一九、六八六擔に對し、昨年三九、〇四一擔、一〇三、七一三擔、八、三五一擔なり、大部の羊毛の輸出先は米國及日本なるが、駱駝毛及山羊毛の需要國は英、米兩國なり。

(ワ)麝香　支那麝香の主要輸出港は重慶にして、打箭爐より四川に集り、之より海外に輸出せられ、打箭爐は西藏及支那境界地方の原產地より集る重要市場とす、麝香は各種香水の重要原料なるが、支那に於ては藥品の合成原料として多量に使用せらる、麝香は西藏地方の麝香鹿より採取せらるゝ所なるが、戰時以來麝香の取引は甚しく阻害せられたるも、今や恢復しつゝあり、其主要輸出國は米國日本英國及佛國等とす。

(カ)樟腦　臺灣樟腦は從來世界供給上獨占的地位を維持し來りしも、臺灣の供給數漸次減少するに至りし結果、支那產品に刺戟を與ふるに至れり、最近五年間に於ける支那樟腦の輸出高左の如し。

	擔	兩
一九一六年	二、三七七	一八六、六七三
一九一七年	三、五四七	二六一、九一八
一九一八年	五、七四二	四二八、〇七四
一九一九年	二三、〇九三	一、五九五、三一三
一九二〇年	二九、九九七	二、八四〇、〇四三

臺灣樟腦の產額は、一九一〇年五百三十六萬六百四十二斤より、一九一九年の二百十九萬七千七百八十斤に減少せり支那主要產地は江西、福建及廣西の各地なるが、支那の製造方法は、臺灣の新式蒸溜法と競爭する能はず、且支那樟腦樹は無暴なる濫伐を用ひて毫も新樹を植付けず、將來甚悲觀に堪えず、他方樟腦及樟腦油の價格は近年著しく昂騰したれば、今後は樂觀に値ひし、其樟腦工業に好刺戟を與ふるや疑なき所とす。

(ヨ)其他の輸出品　剛毛の輸出は昨年五萬八千八百五十三擔にして前年度より稍增加し、前年中主要輸出額は英國にして、米國、日本之に次げり。

蛋黃、蛋白の輸出は漸次增加し、昨年の輸出高は四十二萬三千二百三擔にして、前年度は十八萬三千擔なり其內五割方は英國向輸出せられ、米國は十一萬六千九百二十五擔なり、次に夏布は昨年二萬五千九百擔、內二萬八百二十九擔は朝鮮向輸出とす、落花生殼付、殼無し輸出は、夫々十萬九千五百九十七擔、及百十五萬八千八百四十八擔とす、人髮の輸出は前年二萬四千五百三十七擔、昨年二萬七十二擔なり、人毛製造業は芝罘の主要工業なるが、最近著しく減退し、昨年芝罘よりの輸出高は、二百八十萬四千〇八兩にして、上海の輸出額は百九十三萬三千九百二兩なり、主なる需要國は米國とす、レースの輸出は現在二百六十七萬八千五百三十兩にして、約六十萬の增加を示し、米國、英國及歐洲諸國は其大部を輸入せり、豚脂も亦輸出劇退し、

前年三十一萬七千五百二十擔なりしもの、昨年は十九萬五千八百六十擔となり、酒類も亦英國向減少の結果、十五萬七千三百八十三擔より十萬五千九百五十八擔に、鮮肉及冷藏肉調理用並に貯藏肉は前年中歐洲各國共食料缺乏の結果大に增加せしに、昨年は甚しく激減し、植物油も十六萬四千五百四十四擔より、六萬九千百十八擔に減じたるが、こは英國向減退せるに因れり、次に葉煙草、莖煙草、刻煙草は特に注意に値ひし、前者二十七萬七千三百六十八擔、後者六萬三千三百五十五擔なるが、前年は前者三十六萬七千八百三十一擔、後者七萬五千二百五擔にして、葉煙草莖煙草の主要輸出國は、日本、香港及土耳其諸國等なり。

船舶及運賃

(イ)船舶　昨年中の出入船舶噸數は、一〇四、二六六、六九五噸にして、一九一九年に比し八、五四〇、七六〇噸の增加にして、一九一四年以來のレコードたり、英國船は戰後就航回復の結果として、四千〇三十萬噸に達し、一九一四年の三千九百三十萬噸を凌駕し、日本船舶は第二位に在りて二千七百五十萬噸より、二千八百二十萬噸に增加、米國船は第四位を擁し、前年の二百六十萬噸より、昨年は四百七十萬噸に增加し、第三位は支那船にして、戒克船四百萬噸を除き二千二百六十萬噸より、二千三百六十萬噸に增加し佛國は前年の四十一萬四千百六十一噸より倍加し、昨年は八十五萬二千九百七十九噸となれるが、伊太利も亦五萬三千百四十二噸より、昨年は十九萬五千九百噸に增加したり。

(ロ)運賃　年初外洋運賃市場頗る不況不振にして、英國及大陸筋積荷皆無、輸出業者は當時未曾有の爲替奔騰の結果新規取引を爲す事能はず、其後三月の交、一時爲替の低落を報ずるや、北歐向多少の種子物雜穀の出廻りを見たるも市場無味閑散、船腹豐富、積荷皆無の狀態を出現し、夏期年央の頃銀價暴落するに當り、本國筋の不安は一般取引を遮斷したりしが、此間ポートサイド、トリエスト向豆の輸出あり、年末近く長江筋より歐洲向相當の種子類の輸出を見たり。

昨年中支那內地航行運賃引下により、一般物產の出廻りを刺戟せんとせしも、市場は年末に至るも依然不況不味にして當分恢復望まれ難き狀態に在りき。

以上の事情は太平洋線及巴奈馬線蘇士運河經由の紐育線に就ても適用し得べく、船腹過剩なるに、積荷皆無の有樣なりしが、米國船舶院の東洋貿易就航船異常に增加し、定期船の競爭激烈となりしが爲め、事態困難となりしは明かなり、此間英國船による積荷は、昨年中相當好況なりき、支那沿岸船の貿易は平靜なるも、積荷相當巨額に達し、特に北支那及長江船に於て然りとす、然れども運賃率の引下實行せられ年末の運賃は甚しく低下され居たり。

最近十年間出入船舶統計表

	汽船			帆船			計		
	隻數	噸數		隻數	噸數		隻數	噸數	
一九一一年	九〇、一七七	八〇、三八〇、九五六		一〇四、〇七五	五、六九一、四五五		一九四、二五二	八五、九二九、五一一	
一九一二年	九二、七〇三	八〇、三八九、九六七		九〇、〇七六	五、一七三、七八一		一八二、七七九	八七、五六二、七四八	
一九一三年	一〇〇、八六〇	八七、六一二、九六九		八九、八七八	五、七二〇、八六一		一九〇、七三八	九三、三三四、八三〇	
一九一四年	一〇八、一一八	九一、一二六、二四一		一一二、四七三	六、八五七、九七二		二二〇、五九一	九七、九八四、二一三	
一九一五年	一〇三、九六三	八四、六四一、二三七		一〇二、九二四	六、〇三二、七七八		二〇〇、八八七	九〇、六七三、〇〇五	
一九一六年	一〇五、二九六	八二、三八一、五六九		九六、七二〇	五、六三八、五三二		二〇二、〇一六	八八、〇二〇、一〇一	
一九一七年	一〇四、九四四	八〇、二六六、七二五		一〇八、五二九	六、六四〇、三二四		二一三、四七三	八六、九〇七、〇四九	
一九一八年	九八、四二〇	七四、二〇一、三七二		九五、一四七	六、〇四六、三三四		一九三、五六七	八〇、二四七、七〇六	
一九一九年	一一二、五六四	八九、八四四、三七一		九七、一九〇	五、八一一、五六四		二〇九、七五四	九五、七二五、九三五	
一九二〇年	一二一、三三八	九九、六四二、二一〇		八九、二七一	四、六二四、四八五		二一〇、六〇九	一〇四、二六六、六九五	

最近五年間出入船舶國別比較表

國別		一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
米國	隻數	三、〇八二	三、六〇九	三、一一九	四、四五三	五、五四七
	噸數	七九九、九一三	一、二五、一五五	一、二一四、九二一	二、五六九、八八七	四、七一八、二五一
英國	隻數	三、一三一	三四、九〇二	三一、〇三四	三六、〇七四	三九、五三四
	噸數	三五、八四〇、五七三	三三、五七六、二一七	二九、九一一、三六九	三六、二四、三一二	四〇、三一五、七〇七
丁抹	隻數	一一五	八三	八六	九三	七八
	噸數	二〇六、七三四	一四二、二三八	八六、八四七	一八五、六九七	一八四、一六四
蘭	隻數	三三三	三七四	四一六	三六二	四〇九
	噸數	四六三、九〇五	七二、四三九	五七五、七五七	四六一、七八二	五五八、八二〇
佛國	隻數	四〇九	三二八	三六五	四七一	六〇五
	噸數	五九六、二五七	五八四、八九一	二三〇、二三二	四一四、一六一	八五二、九七九
瑞典	隻數	一、一五一	二三三	——	——	——
	噸數	六六、五三二	一七〇五四	——	——	——
諾威	隻數	五七	四七八	四六四	二九八	三一六
	噸數	九七九	一四、九一二	二八、七九六	五三、一四二	一五五、九〇〇
伊太利	隻數					
	噸數					

日本	瓦	二、一、九八	二二、四五四	二四、九六一	二七、一八二	二五、一五三			
	噸	二四、三三三、八三五	二四、五八一、六四七	二五、二八三、三七六	二七、五三二、四四九	二八、一九一、五九二			
諸國	瓦	四七二	三七〇	一九一	三一一	四七一			
	噸	六三六、二一七	四七四、三四九	二五七、六六九	三〇二、九五九	四一八、五一一			
葡萄牙	瓦	四四〇	四五六	一七一	一二八	五五六			
	噸	二、九四七八	一九九、四三八	六〇、三五〇	五〇、二九二	九八、八六四			
露國	瓦	三、七九〇	三、二七六	一、四九四	二、八〇三	二、四六六			
	噸	一、五四五、〇八五	一、四二九、一〇〇	七九九、五二九	七〇八、四七四	九三三、五五六			
瑞典	瓦	三四	一〇	八	一八	二三			
	噸	一〇一、九四八	二六、六九二	二〇、一六八	五三、六五〇	七〇、四一八			
無條約國	瓦	二	——	——	一六	六九			
	噸	一、四六六	——	——	一九、三六八	七四、六二四			
支那	瓦	四五、五五二	四六、四二二	四三、六三八	四九、〇四三	五〇、七九一			
	噸	一八、四六〇、五三三	一八、五一七、九五七	一六、九八四、五二三	二三、五五三、四四八	二三、六三三、一九八			
同盟克	瓦	九〇、九四九	一〇〇、四七八	八七、一六四	八八、五三二	八四、五八六			
	噸	四、九三六、五七六	五、五〇四、八六〇	四、七九八、一八一	四、五三六、三一四	四、〇二一、一一一			
計	瓦	二〇二、〇一六	二一三、四七三	一九三、五六七	二〇九、七五四	二一〇、六〇九			
	噸	八八、〇二〇、一〇一	八六、九〇七、〇四九	八〇、二四七、七〇六	九五、七二五、九三五	一〇四、二六六、六九五			

金銀の流出入

(イ)金銀移動概況　金銀の輸出入は既に海關統計に見るが如く、輸入一億七千七百三十三萬八千五百四十兩、輸出一億〇二百十八萬五千百八十三兩なるが銅貨の輸出入を除きて、輸入の輸出に超過する額は七千五百十三萬六千四百九十八兩なり、若し單に銀の移動のみを見る時は、銀輸入の輸出に超過する事、九千二百六十三萬八千九百七十八兩なり、以下最近十箇年間に於ける金銀の輸出入額を比較對照すれば卽ち左の如し。

(甲)　金の輸出入額

	輸入	輸出	純輸入	純輸出
一九一一年	四、〇三三、五三〇 兩	二、四九〇、六四八 兩	一、五三三、八八二 兩	— 兩
一九一二年	九、二九六、五二八	一、八三八、四三三	—	—
一九一三年	三、〇六五、二九〇	四、四五〇、八九〇	七、四五八、一〇五	—
一九一四年	八六、一、一六七	一、五、八六一、九一七	—	一、三八五、六〇〇
一九一五年	八二八、八二七	一八、二一一、〇四〇	—	一三、〇〇〇、七五〇
一九一六年	一九、九〇三、二一七	八、一〇二、二六八	一二、八〇〇、八四九	一七、三九二、二一三
一九一七年	一三、八七、一〇七八	五、〇二四、五七五	八、八四七、二〇三	—

一九一八年	二二八、三四二	二二、八一三、五九	—	一〇五三、三二七	
一九一九年	五一〇、七八、六四三	九八九、六四二九	四一二、二一四	—	
一九二〇年	五〇、九六六、八八〇	六八、四六九、三六〇	—	一七、五〇二、四八〇	
計	一五五、一一四、一〇二	一三四、六二七、二〇九	二〇、四八六、八九三	—	

（乙）銀の輸出入額

一九一一年	六一、〇八二、九五七	二二、七七六、九五四	三八、三〇六、〇〇三	—	兩
一九一二年	四五、〇九八、二九七	二五、八四九、六四五	一九、二四八、六五二	—	
一九一三年	五五、七一、四五〇	一九、七四三、一二六	三五、九六八、三六四	—	
一九一四年	一六、四九八、七四四	三〇、一二一、六九三	—	一五、六三二、九四九	
一九一五年	二〇、七一七、五〇六	三九、〇九九、八五〇	—	一八、三八二、三一四	
一九一六年	三七、〇八八、三三〇	六五、七六六、四四六	—	二八、六七八、一二六	
一九一七年	二七、五〇七、二九二	四八、四九〇、三九〇	—	三〇、九八三、〇九八	
一九一八年	三六、一二四、二三九	一、六二九、三〇三	二三、四九四、九二七	—	
一九一九年	六二、〇九三、七〇七	八、九六八、四一八	五三、一二五、二八九	—	
一九二〇年	一二六、三五四、三八	三三、七一四、四一〇	九二、六三八、九七八	—	
計	四八、二七六、九三〇	三〇七、一六一、二〇五	一八一、一一五、七二五	—	

是等の數字を見るに頗る興味あるものあり、例へば一九一九年度に於ける、支那の金輸高は四千百十八萬二千二百十四兩なるが、昨一九二〇年の輸出高は海關を經由せざるものゝ輸出入高を別とし、純輸出一千七百五十萬千四百八十兩に上れり、更に一九一四年より一七年までの、支那が銀の買手として輸出されたる額は、八千百六十六萬六千四百八十七兩なるが、其後兩年間現金の購入高が輸出に超過すること、七千六百六十二萬二百十六兩なり、而して昨年中支那は銀市場に於ける重要なる買手として現はれ、實に九千二百六十三萬八千九百七十八兩を流入し、其大部は米國より輸入せり、過去十年間に於ける總計の上より觀るときは、金の輸入が輸出に超過すること實に二千四十八萬六千八百九十三兩なるが、同期間に於ける銀の輸出超過も亦一億八千百十一萬五千七百二十五兩の巨額に達せり、言ふ迄もなく支那に於ては金は通貨としての機能を有せざるに拘らず、最近數年來の如き金の流入多きは何ぞや、蓋し是れ銀價暴騰により、一般支那人上中下の階級を通じて、其銀にて貯へたる所を以て、金を購ひ、日常裝飾用として使用する額甚多し、故に一九一九年中及昨年春の銀騰貴の時期に於て、特に金の輸出入多き所以なり、銀價の低落以後に於ては、金は銀に換へられ、以て利純を得るもの昨年下半期銀價暴騰に際し金の輸出高大に增加せし所以なり。

銀に關しては種々の理由により、支那に大に流入されたるが、斯の如き原因は云ふ迄もなく、其國通貨に對する信用の缺乏と、支那各銀行が適當の準備金なく、無制限に發行したる兌換券の濫發は、實際貿易の需要以外に橫溢し、他方生活費の昂騰と、支那人の元寶銀元の埋藏の風、幷に政治の不安等は其重なるものなるべし、是等の諸點より考ふるときは、普通の事情の下に於ける、貿易のバランスは其國負債が決濟せられ、常に十年間輸出入貿易の比較をなし、以て其調節を圖らざる可らず。

（ロ）銀爲替の變動　支那の如き銀を使用する國に於ける、銀の市價が、支那と各種の取引關係を有し、重要なる貿易關係を支持する所の、列國との間の爲替相場（金にて表したる銀相場）に反響する事情に就ては、之を專門の研究家に委ねざる可らずと雖、實に空前の高値より豫想外の暴落を

演ずる所の爲替の變動は元より一般財界金融の狀態に因るべきも、貿易の消長を形くる所の一大器械をなすものなり

年初銀價は紐育相場一弗三十仙二分の一、倫敦相場七十五片八分の七を唱へ、當時支那は既に說明せるが如く、猛烈なる買方として現はれ、且濫發されたる兌換券の信用失墜せる結果、二月十一日銀塊相場八十九片二分の一を唱へたり、其の後支那筋需要の停頓により、市場沈滯し大陸筋の特に獨逸銀貨の純分減少せるもの著しく、市場に投賣せられた結果不況となり、爾後銀價低落し、五月二十日五十八片二分の一を唱へたり、而して米國政府はピットマン條例の下に於て、純金一千分にて一オンス一弗の公定相場に等しきものなりき、而して以上の條例は米國銀鑛筋にも及ぶ者にして、此買上案は銀價の調節を保ち得べき者と豫想せられしに、事實は全く之に反し、銀價は底知らずの暴落を續けたりしが、其後七日始め銀價少高を報じ、其後印度筋需要の恢復、倫敦紐育間クロスレートの弱氣、大陸筋賣進み手控等の事情により、八月三日六十三片四分の三に盛返したりも、爾後低落一方にて、十二月十日昨年の最低相場たる二十八片八分の七に至り、年末十二月三十一日四十片八分の七にて昨年を終れり、此間支那の對外爲替も亦銀塊相場に追隨して變動常なく、倫敦上海間相場は二月十二日九志三片より、十二月二十二日三志十一片に暴落し、其最高低の開五志四片にして前年度の三志四片に比し二志の相違なり、而して昨年海關兩の相場は一九一八年五志三片十六分の七、一九一九年六志四片に對し、六志九片二分の一也。

雜件

要之昨一九二〇年中に於ける、支那商工業並に貿易狀態は、實に異常なる年として驚異に値し、空前の記錄を留めしめたるが支那の輸出入貿易概況につき、簡單に以て說明せば、年初異常の好況を以て始まり、爲替相場の奔騰により、年頭二箇月間は特に樂觀の高潮にありて、海外の需要最好況を豫想されしに、思惑筋の無暴と、取引の過多は忽ちにして市況崩壞するに至り、爲替は二月十二日の最高九志三片より、十二月二十二日最低三志十一片に暴落せし結果、一般取引の打擊は元より、發達しつゝありし世界主要工業も停頓し、物價は暴落底止する所を知らず、故を以て爲替の低落により、反て支那輸出を刺戟すべき筈なく、斯の如き困難の事情ある外に、歐米市場に於ける支那輸入品の堆貨、價格の暴落により、荷捌なく、北支那の物產豐富なる地方の饑饉は、支那輸出入共に不振の原因たらざるなく、年末の經濟界は不振の裡に越年せざるを得ざるに至れり。

乍然之を一般より見て回復の曙光の見るべきもの數多あり、現在の不況は謂ふ迄もなく、大戰の招徠せる反動に過ぎず、遲かれ早かれ、平時に恢復すべく、更に支那無限の資源を有する商工業の發達は、人口の增加、國民の努力艱苦により、必ず驚くべき發達をなす事、決して判斷に苦まざるなり、從來多數外國品は、支那に輸入されて、人民に吸收され、且つ其額は年々に增加しつゝ在り、外國型工業

は多數支那に勃興し、主要都市に於て異常の進歩をなしつつあり、試みに昨年末に於ける外國型支那人新式工場にして、稅關の特典を受くるものゝみをあぐるも四百以上に達し、其内石鹼工場二十六、靴下製造業二十五、綿布織布工場二十四、其他綿製品工場二十、製紙業十七、紙巻煙草及葉莨工場十五、石筆工場十、ビスケット製造業七、其他日用品家庭用品等の製造工場等あり、尙新設中の工場尠なからず、此外政府が芝罘に於て山東生糸改良の爲め、萬國委員會を設けたる外、南京金陵大學養蠶業改良の萬國委員會亦大に努力する所あり、又廣東にも同樣の委員會を設けたり、支那の輸出品は頗る豐富なるも、何分内地の產地との距離遠きが故に、先づ第一に運輸交通の便を開く事緊喫事たり、道路の開通、交通の改善は、地方當局者の最注意すべき要點なり、水路にはモーター船を使用し又自働車道も到處擴張されつゝあり、又支那の造船業殷盛を極め、炭礦業及鐵工業の隆盛に伴ひ、將來益有望の工業なり、昨年中鐵道の敷設は多く起らざりしが、こは内爭の影響と、銀價不利の爲めにして、而も支那交通上の要求切なるものあるを以て、近く新線の建設、既建設線の延長せらる可きは疑を容れざる所なり、港灣及河川改修作業も相當に進捗せり、從て支那の海外貿易は今後次第に發達すべき事疑を容れざるなり。（完）

支那經濟概觀

寺西秀武

第一　緒說

私は最近支那の政局に一大變動を生ずるものと考へ、同時に支那經濟界の最近の發達と、殊に今春以來の銀價下落が、我邦經濟に至大の影響を及ぼすものと考へましたから聊か二兎を追ふ感がありましたが、政局經濟兩方面の視察をなすが爲め、去る四五六の三箇月間支那を旅行したのでありまして、或は一兎をも得られなかつたでありませうが何卒御諒察を願ひ度い、私は支那の政局に付きましては多大の趣味と相應の自信を持つて居りますから、政局に關する御話をしたいのでありまするが、然し經濟問題の方が我邦に取つて最大急務と考へまするに依つて、軍人出身の私としては方角違ひでありますけれども、強いて是を御話し致しまする、而して政局に付きましては、唯次ぎの結論のみを簡單に申し上げまする。

支那の中央政府は將來に於きましても全く有名無實で、

其權威は益々失墜するであらう、政治の實權は各地の群雄に移つて所謂群雄割據の形勢を或る年數の間繼續するであらう、此の如き形勢に對しまして、各國人間に或は財政監督或は國際管理と云ふやうな說がありまするが、是等は實行を顧慮しない一種の理想でありまして、若し之を實行したならば、其結果は忽ち失敗に終つて、支那は依然群雄割據の形勢を續けるであらうと思ふのであります、然らば支那は是が爲に大に衰へるか或は亡國たらざるやと思ふ人もありましやうが、私の考では支那の國民は政府及各勢力家を無視し、政局の紛糾に頓着せず、一途に經濟的方面に向つて個人的の大發展をするかと思ひます、そこで支那が如何なる情態の許に如何なる方法に依り、經濟的大發展をするかと云ふ問題に就きまして、私の見聞した所を御話し致して見たいと思ふのであります。

第一 衣服

先づ經濟の根源たる生活問題、卽ち衣食住でありまするが、第一に衣に就て申しますと、支那の勞働階級の人民は皆殆ど一樣に紺木綿の衣物を着て居ります、是は生活の向上及文明と云ふ點から云へば、或は野蠻かも知れませぬが是が爲に生產供給を容易ならしめる、又單一であるが故に小賣店なり、問屋なりに多くの品物を手持ち貯藏する必要が無いから、價が非常に安くなります、それから中流及上流社會は主に絹布を着て居りますが、是も我邦の絹布に比べると極めて安いのでありまして、大幅一尺が八十錢から高いので一圓七八十錢であります、又近頃では大分洋服を着る樣になりましたが、是も絹紗の輸入稅が安いのと、工賃が非常に安いが故に、其價は我邦の二分の一か三分の一かであります。

第二 食料

次は食料問題に付きまして、北支那に於きましては、勞働階級の人民は、概して玉蜀黍を粉にして、其粉を以て饅頭の皮の樣な麵麭を造つて、それを常食として居ります、昨年北支那は大旱魃でありましたから、此頃は雜穀の値段が高ふ御座いまするが、北京天津の市場に於きまして、其粉が一斤二錢五厘であります(是から御話し致します價は、支那貨を我貨幣に換算してありますから、其積りで御聽きを願ひます)、さうして體格が極めて大きくて終日勞役に服するものでも、一日に此粉を二斤食べれば充分でありまして、其價が僅か五錢であります、副食物として多く用ひまするは鹽漬大根か、若くは野菜に豆腐でありまして、鍋に油を塗り是に菜葉と豆腐とを入れ、鹽を撒布し、箸でかきまぜながら煮るのでありまして、是等油、鹽、燃料を合して一人一日に三錢あれば充分である、卽ち一人一日の食料は麵麭と副食物とを合して僅か八錢であります、少しく贅澤な者は小麥粉を用ひます、小麥粉も値が高くなりましたが、一斤が六錢で、先づ一人一日一斤半食へば充分ですが大食家は二斤を要することゝしまして、其價が十二錢、是に副食物三錢を加へまして十五錢になります、是が北支那

勞働者の最も贅澤な食料であります、それから揚子江沿岸各地に於きましては、全部米を食ふて居りまして、其米は日本人には迚も食べられない、小豆色の薄皮の付いた下等の南京米でありまするが、消化が速いから皆喜んで食べて居ります、支那の一升の量に付きまして都會の小賣店にて用ゆる一升桝の量は、我六合五勺を普通としまするが、田舍の桝は大抵我七合五勺位ゐありまして、都會の勞働者は田舍の百姓が小船にて運んで來る米を田舍の桝にて買ひますから、一升の量を我七合五勺と見做す方が至當かと存じまする、そうして一人一日の食料は米一升で充分でありまして、其價が僅か六錢であります、副食物は北支那と略ぼ同樣でありますが、揚子江畔の方が少しく贅澤になりますから、一人一日四日と見てよからうと思ひます、卽ち米と副食物との合計が僅か十錢であります。

尙は御參考迄に申上げて置きますが、支那には到る處ろ魚屋と八百屋は見たことが無い、魚菜は悉く公設市設で賣買するのでありまして、其市場は昔から理想的に良く出來て居ります、各都會地には、人口約二萬に對して一箇所位の割合に市場が建設されてあり、其處は簡單に屋根だけ葺いてあつて、下は土間である、其土地の漁夫や農民や屠場等は、每晚魚菜等の準備をして、是を平扁な笊に入れて、每朝五時頃から笊五六重を天秤で擔ふて、市場に行きまして笊を土間に排べます、需要者も每朝早く各々蔓の付いた籃を持つて買ひに來る、そうして七時半か八時頃迄には必ず賣買を終へて、農民や漁夫はそれから歸つて働くことが出來るのであります、是を我邦に比べますと、生產者需要者共に時間を節約し、小賣仲買等の仲介者無く、包裝の時間及費用を節する等頗る便利なる方法と信じまする。

第四　家屋

住宅に就きまして、勞働階級の住んで居る家は、北支那では泥土で固めた燒いてない煉瓦で土壁を作り、高粱の幹で屋根を葺き、其上に泥土を塗つてある、又中には「アンペラ」小屋に住んで居るものもある、揚子江沿岸では、瓦で葺いた屋根が多いが、然し天井板を用ひない、何れも甚だ粗末なものであります。

上流社會の家屋は右に反して大に改良發達して居ります我邦では今日猶ほ德川初代の家屋庭園に懸々として居りますが、支那では歐米人が各居留地に於きまして家屋の模範を示しますのと、支那の風俗が洋館住居に適して居ることと、洋館の建築費が非常に安いとの原因にて、其家屋は急速に改良進步せられ得るのであります、煉瓦造り洋館の建築費は北支那で、二階坪計算で一坪百八十圓位でありまして、上海でも一坪二百二三十圓位で建築し得ると云ひます此の如く我邦に比し非常に安くありますから工場の建設等には多大の便宜を得ることゝ存じます。

第五　勞銀

勞働賃銀に就きまして、今申上げました如く支那人の生活費が頗る低廉でありますから、勞銀も亦非常に安いので

山東省内の各窯業工場を調べて見ましたが、體格偉大なる勞働者が一日十時間から十一時間の勞役に服しまして、其賃銀が二十三錢乃至二十五錢であります、天津で倉庫の仲仕は一日一圓で三人雇へまして、其中に組頭の頭を刎ねる金も含まれてゐます、漢口では少しく高くなりまして、男工一日三十錢から四十錢で、女工一日十五錢から二十五錢位であります、又上海では男工が三十錢乃至五十錢、女工が二十錢乃至三十五錢位であります。

支那の勞銀が將來甚しく昂騰するや、支那にも列國の如き勞働問題起るや、否やは、私共の最も知り度き大問題と存じます、而して私は此處十年間位は勞銀も餘り高くならず、大なる勞働問題も起るまいと、固く信じて居りまするから、茲に其理由を述べて見ましよう、支那本部即ち十八省だけの人口は一方哩二百〇四人でありまして、我内地の一方哩三百八十一人に比べますと、約二分の一であります支那の耕作地と農民の割合は統計がありませぬから判りませぬが、今申した人口稠密の度より打算して、是亦我農民の二分の一と見做して大差無いかと考へまする、そうして北支那では畑一筆(一畝)の面積は通常我二三町で、稀れに四五町のものもあります、一農夫は同時に二頭か三頭かの牛馬騾を使役して、米國に似たる大農式耕作をして居りますから、小作人一戸の耕作面積は、恐く我邦の一倍以上であるかと存じまする、中部及南部支那の米作地帶に於きまして、田一筆(一畝)の面積は、我邦より稍々廣く、各地とも皆水牛のみを使ひまして、水牛は黄牛より三倍位の牽曳力を有します。且つ深泥の中を馳驅することが巧みでありますから、小作人一戸の耕作面積は我邦の三倍位ゐかと考へられまする、即ち支那は人口が相應に多いのに、農民の耕作力が頗る大いのでありますから、各地に多數の遊民が出來まして、勞働を過剰ならしむるのでありまする、又支那には三五年毎に北支那に大旱魃、揚子江畔に大洪水がありまして、其時には數十萬の災民が食を求むる爲め各都會に向つて移動しまして、是が爲め都會の勞銀を低下することがあります、支那人民には雷同性がありまして、從來に於きましても同盟罷工の如き例は澤山ありまするが、兎に角勞働が餘りに過剰でありまするのと、個人の利害に明らかなる人民でありますから、近き將來に於ては賃銀もたいして上らず、勞働問題も起るまいと存じまする。

第六　石炭

次ぎに石炭であります、山東省淄川炭鑛切込炭の青島に於ける賣値は一噸約五圓二十錢であります、山東省博山炭の山元に於ける採掘費は一噸に付き約二圓でありまして、博山停車場迄約我一里半の驢馬の背に依る運賃は、一噸平均二圓三十錢であります、我邦の石炭の採掘費は安いので一噸七八圓かゝり、高いのは十三圓もかゝるのでありますが、支那では博山炭の如き比較的薄い三四尺の炭層のものでも、僅か二圓で採掘が出來ます、支那には三四十尺の厚い炭層のものが澤山ありますから、是等の採掘費は一層安くなることゝ存じます、天津で開灤の切込炭の値を聞きま

したに、約六圓五十錢であります、山西省大同炭田は天津を距ること約三百十哩の汽車輸送を要しますが、其塊炭の天津での賣値は約十圓であります、漢口では萍鄉炭、六河口炭、開灤炭、嶧縣炭及湖南江西炭を使用しますから、其價は種々でありますが、切込炭一噸が九圓から十三圓の間であります、上海では開灤炭、嶧縣炭、浙江炭等を使用しまして、切込炭一噸の價十圓乃至十二圓であります、北支那に於きましては一昨年以來支那人自營の炭鑛が相當の利益を收めまして、中には三四割の配當をなす者がありますから、大に企業家の炭業熱が昂まつて居ります、又北支那には炭層の厚さ三四十尺もあり、炭脈も廣大なる大炭田の未だに採掘せられないものが、三つ四つもありまして、是等も近き將來に於て採掘せられる樣になりましようから、其曉には炭價はまだ〳〵安くなるかと信じて居りまする。

第七　工業原料

工業原料に就きまして、鑛物の方は獨逸の「リヒトホーヘン」氏の著述は、稍針小棒大の感がありまして、其實有望の鑛山は非常に少い樣でありまするが、鐵と石炭とは隨分多く且つ有望でありまする、北京の北に在る龍烟鐵山は既に其一部が採掘せられまして、昨今製鐵所建設の計畫中であります、又大冶に隣せる象鼻山も昨秋より採掘を始めまして、昨今買鑛者を求めて更に事業を擴張しようとして居ります。

工業原料中農產物が將來最も有望と存じます、如何となれば昨今各國に勞働問題頻發しまして、賃銀が著しく高くなりましたのに、支那のみは前に述べました如く、勞銀が非常に安い上に、田舍の小作人は能く骨を惜まず働きますのと、田畑の地價が非常に安いことが、支那の農業に多大の便益を與ふるのでありまして、都會を距る稍遠い所に於きまして、北支那の畑地は一畝（一畝は我百八十坪位が規則でありますが、一定しませんで間々二百乃至三百坪位のものがあります）が、大抵一圓乃至三圓で賣買されて居ります、揚子江沿岸の田地は所に依り價が違ひますが、普通五圓乃至十圓が一畝の價でありまするから、我邦に比べますれば非常に安いのであります。

各國人は支那の農民を愚昧の人間と思つて居る樣でありますが、實際は中々怜悧であります、北支那の農民は戶毎に必ず六頭曳きの大八車を持つて居りまして、田舍の小都會では我邦の昔の樣に毎月一六か若くば三八の日に市を開きまして、農民は彼の大八車に農作物を滿載して市に赴きます、同時に大都會の仲買も市に行きまして農作物を買付けますから、農民は能く內外の貿易の實況を知ることが出來まして、翌年度の農作物の種類を巧に選擇變更しまする揚子江畔の各地に於きまして、河川に近く住む農民は皆小舟を持つて居りまして、農作物收穫の後ち是を包裝しませんで、胡麻でも麥でも粟でも皆裸かのまゝで小舟に滿載して、其上に「アンペラ」を敷いて、農夫自ら船夫となつて、下流の都會に赴きまして、河幅の廣い所を選んで、二三十隻の小舟が集つて圓形に排列します、其地の問屋の人々も

小舟に乘つて、圓形の周圍を廻つて買付をする、賣買が出來ると農船は列を離れて、問屋か倉庫の所在地迄舟を漕ぎ付けて、穀物を陸揚げします、卽ち農民自ら商人となるのでありますから、內外の需給關係が能く判かりまして、適當に農作物の種類を變更選定し得るのであります。

棉花に付きまして、支那は阿片禁止と歐洲戰爭の爲め胡麻輸出が大に減退したるとに作り、是等の作物を綿花に換へましたから、近來綿花の生產を著しく增加しました、殊に大實業家たる張謇氏は、數年前より通州附近に於きまして、米種綿花の耕作に成功し、又陝西及河南の西部より、近來米綿の大產出を見るに至り、又直隸の各地山東の一部及湖北等の地に於きまして、綿花が改良增產せらるゝ樣になりました、將來支那の紡績の著しき發達に伴ひて、綿花は益々改良發達することゝ存じます。

支那の養蠶は概して、農民の副業でありまして、近年生絲の價が暴騰して、養蠶に利益が多くなりました爲め、農民は漸次桑樹を增植する樣になりまして、現に江蘇浙江は元より、湖北山東河南陝西の南部山西の南部等にも、著しく桑樹を植ゑる樣になりました。

烟草に就きまして、英米烟草「トラスト」が、先年山東省の濰縣及び湖北省の襄陽府武昌府に於きまして、米種烟草の試作に成功しました結果、現今は山東鐵道沿線及湖北省中揚子江以北の各縣から、多くの良い烟草の葉を出す樣になりました、最近英米烟草「トラスト」殊に南洋兄弟烟草會社が、非常に發展して來ましたから、烟草の葉も大に改良增植せらるゝかと存じます。

荒蕪地の開墾に就きまして、天津の東方及び東南方に鹽分を多量に含む大なる荒蕪地がありまして、汽車の上から見ますに、恰も地上に氷が張つたかの如く、白く光つて見へまする、是は李鴻章の直隸總督時代からの問題でありましたが、昨今漸く彼の地に縱橫に溝を掘りまして、雨水で鹽分が溶解されて溝の中へ流れて行きまして、其後に棉花を作りまして、能く出來るそうでありまして、近來是に着手するものが多い樣に聞いて居ります、又張謇氏は通州一帶の荒地の開墾に成功しましたし、揚子江岸各地でも小規模ではありますが、各水害地に水利事業を施こして居ります。

窯業原料に就きまして、支那には「セメント」、耐火煉瓦、陶磁器等の原料が、澤山ありまして、勞銀と石炭が安いのでありますから、是等の事業は將來大に發達するかと存じまする。

鹽に就きまして、青島に在る我官民は、其天日晒製鹽は生產費が安くて、昨今は一年に五億萬斤程出來ると云はれますが、青島の邊は、每年四五六の三箇月間濃霧が多う御座いまして、其他の季節でも空氣乾燥の度は遠く直隸省の蘆臺及び江蘇省の海州附近に及ばないので、天日の熱度も蘆臺の方が青島より高く、蘆臺海州邊の土質は緻密で海水が浸み込みにくいから、鹽池にはいつた海水の全部から鹽が取れますが、青島邊の土質は稍粗でありまして、故に支那は青島に優る二個の大製鹽場を持つて居りまして、其他に

も山鹽や天然曹達の産出が澤山あります、其上に近年鹽臺の南方で製鹽場が增設されつゝあります、又鹽は輸出禁制品でありますが、本年より支那政府は其輸出を許可する傾向があります。

第八　工業的人材

次は工業上の人材に就いて申述べます、以上申上げました如く、支那は工業に對し有ゆる利器を備へて居りますが惜いことに是を經營する人物が少い、私は四五年前迄は、支那には工業家が絶對に出ないと信じて居りましたが、近年は支那の人心が大に工業方面に向つて來まして、今回北京に行つて非常に驚きましたのは、政府の財政困難吸び威信失墜は、或る意味に於て支那の工藝を發展せしむることと信じて居りましたが、事實は全く豫想に反して居りまして、從來支那の人士は十人の中九人迄は、官吏を目的として居りましたが、此頃は官吏の俸給不渡りと、地位の不安定との爲め、彼等の志望は急變して、皆な實業に向つて來まして、そうして支那の現情が實業に對して種々の便宜がありまして、無經驗なる人でも、相應に利益を收めて居りますから、益々實業熱を高めつゝあるのであります。

支那內地の學生も、近年は政治法律軍事等を學ぶものが大に減じまして、工業鑛山醫術等の事を學ぶのものが著しく增加しました、外國へ留學するものも、近年は全く實業を志す樣になりまして、專門學校を卒業した後ち、猶ほ其國に留つて、工場や鑛山を見學して、まだ足らないから、歐米を漫遊して實地を見學するものも多いのであります。

山西の督軍閻錫山氏は、先年大原府の實業學校を卒業した學生の中優秀な人を選びまして、同時に四十三人を我邦に派遣して、各々手分けをして、約二年半の日月を以て我各工場を見學調査せしめました、彼等は今春業を終へて、歸國の途に就きましたが、是から種々の事業を始めることと存じます。

從來及び現在に於ける支那の技術家に就きまして、先年廣東人詹天佑氏は外國技師の力を藉らず、自ら技師長となつて、京綏鐵道を建設しました、現今漢陽製鐵所內にも二名の優秀なる技師が居ります、又漢口下流の揚子機器局は昨今損失を招いて居りますが、外國技師無くして、製鐵や器械製造や造船等の技術に成功して居ります、張謇氏の經營して居ります鐵工所、造船所等は、技術も營業も共に好成績を擧げて居ります、又支那人自營の紡績や生絲工場は技術がまだ充分とは云へませぬが、相當に利益を收めて居りますから、技術も追ひ〳〵と進步して行きます、又近く天津に出來ました造酒工場は米國最新の器械を買ひ入れて米國技師の力を藉らず、支那の技師のみで据ゑ付けをしまして、何の故障も無く能く運轉して居ります、以上申上ぐる如く、支那は現在に於て既に、工場經營者及び技術家を見るに至りまして、昨今實業熱が極度に昂騰しましたのと實業に對して有ゆる利器を備へて居ります關係上、近き將來に於て數多の工業上の人材を輩出することは最早疑の餘地が無いのであります。

第九　現今の工業

次は現在の支那の工業と云ふ問題に就いて御話を致します、先づ紡績に就きまして、我邦の女工は工場に雇ひ入るる前に、二十圓乃至三十圓の旅費手當が要りますが、支那では女工自ら工場の門前に群をなして來ますのみならず、毎日辨當携帶で參りますから、寄宿舍も食料も要りません其他地所家屋が我邦に比べて大に安い、工業稅が要らない又近年支那綿花が改良せられましたから、印度綿を混綿する分量を減じて來ました、現に青島の內外綿花の工場では支那綿だけで十六番手を紡いで居るそうです、是等の原因に依つて支那に於ては綿絲の工費が餘程安くなりまして、二十番手一梱の工費が三十五圓以下で出來るそうです、又昨今支那人民の排外思想が盛んでありますから、支那人自營の工場が、技術の稍拙劣なるに拘らず、其綿絲の賣行きが良くありまして、各工場は三割乃至五割の配當が出來まして、武昌の工場の如きは昨年二十割の配當をしました、此の如く利益がありますから、技術も追ひ〳〵と進歩します、工場の擴張や新設せらるゝのも頗る多いのであります

支那には女工が甚しく過剩でありますから、何か試驗法を設けたら、天性技術に巧みなる者を選擇使用することが出來ましよう、そうして彼等の技術が進歩する見込があるならば、將來細番手も支那で造る方が生產費が安くなり、殊に現實五分稅實施の曉には、外國製細番手の輸入が困難になりますから、或は支那に細番手の工場が建設されるかも知れません。

生絲に就きまして、我邦の生絲百斤の生產費が昨年は千五百圓を要したと聞いて居りますが、支那では七百圓乃至八百圓で出來るそうです、本年は我邦の繭が安くなりましたから、生產費も安くなりましたらうが、それでも支那に比べれば大分高いかと存じまする、支那は地價も勞銀も非常に安いのみならず、土質が桑樹に適する所が多く、揚子江畔地帶は春秋の養蠶季節に、夜間の溫度の下がり方が少い、其外空氣の乾濕も適度の所が多くありますから、昨今の樣に生絲が千五百圓の高値でありますならば、利益に敏き支那農民は、必ず大に其生產額を增加するでありましよう、現に湖北省の如きは、春蠶だけを養ふて居るのみでありますから、更に夏秋蠶を養ひますれば、產額を增すことが出來るのであります、又山間僻地にては、乾繭場が無いが爲めに、農民は極めて粗末な座繰り絲を作る惡風がありますが、將來若し乾繭場及び生絲工場を增設しましたならば、大に器械製絲の產額を增すことが出來ますし、又我邦は生絲の總產額の約二分の一を輸出して居りますが、支那は其五分の一を輸出して居るに過ぎませんから、將來支那內地の需要を節約しましたならば、大に其輸出額を增加することが出來るのであります、以上申上ぐる如く、若し我紡績と生絲とが大打擊を受けますならば、我輸出の大宗は此二つのみでありますから、我經濟界は大打擊を受ける事と存じまする。

製鐵に就きまして、漢陽製鐵所の銑鐵一噸の生產費が銀

貸下落以來果して幾何になりましたか、確實な數字は知りませぬが、先づ四十圓內外と見て大差無からうと思ひます。秦皇島に於て英人「ネーサン」氏が英支合辦で新設しまする製鐵所の見積りにては、骸炭を澤山造りまして其副產物で炭價を零にしまして、揚子江畔へ開平炭を送る復航に、蕪湖附近の鐵鑛石を積み歸りますから、運賃が安くなりまして、銑鐵一噸が僅か十二圓で生產し得ると云ふて居ります。又北京の北方宣化府の龍關鐵山の鑛石を用ひ、六河溝炭を用ひて、北京附近に新設せんとする製鐵所の見積りにては銑鐵一噸が三十圓內外で出來る筈でありまして、是等を我邦の生產費七十圓乃至百十圓に比べますれば、非常に安いのでありますから、支那の製鐵事業は近き將來に於て、大に勃興することゝ信じて居ります。

上海に於きましては、小規模ながら、鐵工場、船舶修理工場及び造船所等が、相應の利益を收めて、漸次發達しつゝあります。

麥酒に就きまして、北京の工場は僅か五六年を經たのみでありますが、天津北京の市場にて、本邦製品を壓迫して大に發展しつゝあります。

芝罘製の葡萄酒は、近年大に發展しまして、北支那及揚子江畔の各市場にて、既に外國品を驅逐しました我國では米國種の良き葡萄の樹を植ゑまして、直ぐ幹に黴菌が發生しますし、數多の害蟲が葉を食ひますが、北支那では空氣が非常に乾燥して居りますのと、夏は非常に暑く、雨は非常に寒う御座りますから、此弊害が少く、且つ土質が葡萄に適して居りますから、支那は將來佛國の如く、葡萄國として大に發展しましよう。

天津の製酒工場では、既に酒精が出來る樣になりまして其生產費が極めて安いそうですから、近き將來に於て、安價なる「ウイスキー」や「ブラン」が出來ましよう。

燐寸は南北支那共に數多の工場が出來まして、今は殆んど本邦品を驅逐し去つたのであります。

廣東人馬玉山氏の經營しまする、糖菓公司（我森永の樣に種々の菓子を造る）は、僅々二年の間に驚くべき大發展をしまして、支那全國の各大都會の目貫の場所に、宏大なる店舖を新築しまして、盛んに發賣して居りますのみならず、劇場や茶館や運動會等には、廣告的に巧なる販賣をして居ります。

南洋兄弟烟草會社は廣東人の經營でありまして、此の四五年間に驚くべき大發達をしまして、現今は南支那及び揚子江畔各地に於て、英米烟草「トラスト」を壓迫しまして、北支那で彼と雌雄を爭ひつゝあります。

從來支那の婦人は懶惰で、仕事をしませんでしたが、近年は各都會にて、木綿「タオル」、靴下等の製造が盛んになりまして、主に女工が之に從事して居ります。

企業資金に就きまして、支那の政府は財政が缺乏して居るのみならず、支那は十數年間輸入大超過を續けましたから、民間も資金が缺乏して居りますことは、支那を研究された方々が首肯せらるゝことゝ存じます、然らば近年の企業に對して如何にして資金を得つゝありやは、大に研究を

要する問題と思ひます、支那の政府は借款に借款を重ねて其借款の一部は軍閥及官吏の懐ろを肥やして、居りまして近年實業に相當の利益がありますから、彼等は利殖の目的を以て放資するものが多いのであります、又近頃支那の工業株で拂込み以上の値のものが多いのみならず、新事業の株でも拂込以上に賣れるものが澤山ありますから、零碎なる資金をも吸收することが出來るのであります。

第十　物價

次は支那に於ける諸物價が非常に安いと云ふことに就いて御話し致します、前に述べました如く、支那では生產費が安いのと小賣店が暴利を貪らないのと、殊に公設市場が完備して居りますから、食料品は驚く可き安價であります。

私は山東省の博山縣で、我邦の茶人が愛翫する赤繪燒の釉藥を施こしました陶磁器を見ましたが、其釉色は我京都製に優って居りまして、價が非常に安い、茶呑茶碗が三錢茶瓶が十二錢、高さ七八寸の花瓶が三四十錢、高さ一尺二三寸の花瓶が七十錢であります。

支那陶磁器の本場たる江西省景德鎭の磁器も、近年其形や模樣に改良を加へまして、然かも本邦品に比べると殆んど三分の一以下の安値で賣つて居ります、我名古屋の陶器の職人は一人で一日に六百個の珈琲茶碗の型を作り得ると云ふて居りますが、支那の職人の給料が我邦の八分の一か十分の一でありますから故に生產費を安ふすることは、到底支那に及びませんから、名古屋茶碗も漸次上海の市場から驅逐されませう。

杭州や蘇州で紫檀製の家具類を見ましたが、其價は我邦の小賣値の約五分の一位かと思ひました、一尺三寸角の膳が二圓位で出來ます。

湖南や江西から出る麻布は、幅一尺二三寸、長四丈五尺もので、六圓乃至十八圓で賣買されて居ます、私が此度び上海から神戸に歸航しました時、我商人が麻布を二十條行李持ち歸るのを見ました。

私は上海の大呉服店で金紗縮緬、養老縮緬、紋縮緬等を買求めましたが、幅一尺長三丈もので、十六圓二十五錢でした、我邦は本年繭の價が下りましたから、同値位ので生產し得ると云ふ人がありますが、然かし我小賣値は三十圓內外で、支那から縮緬を買ふて來れば運賃稅金を拂つても五割位の儲かるわけです。

山東省周村產の絹綢と申しまして、我邦の羽二重の粗にして厚いものでありますが、幅一尺八寸長四丈五尺もので小賣値が十八圓八十錢であります。

同周村產の綿綢と申しまして、綿も屑絲も入つて居りませんで、良い繭を田舍の女が手で引き出し手で捻つて、田舍で織つたものですが、幅一尺二寸長四丈五尺、重二百八十目のもので、僅か九圓十錢であります。

私は杭州で同地產の綿綢の最上のものを買ひまして、背廣服を作らせましたが、其仕立賃が「チョッキ」も入れまして、僅か四圓五十錢で、綿綢の價が八圓二十錢で、合計十

二圓七十錢でした、又薄い羅紗の春着の背廣服を注文しましたが、僅か三十八圓で出來ました、上海で日本人が能く注文します、支那人の洋服店は、杭州よりは少し高値でありますが、春着の背廣服が四十九圓、春の外套が五十圓、冬の外套が六十八圓で出來ます。

上海で米國製「ボックス」の短靴を買ひましたが、僅かに七圓五十錢で、大阪では安くても十七八圓かゝります。

第十一　我國への輸入

次は支那の工藝品が我邦に輸入せらるゝことに就いてお話致します、私は過日大阪の北支那輸出組合の方々に對して、支那經濟事情の講演を試みまして、其後各商家の意見を聞いて見ましたが、燐寸、「タヲル」、絹織物等は近來全く支那へ輸出することが出來なくなり、玩具は「セルロイド」製のものが少く輸出せらるゝのみで、扇子類は全く輸出が出來ないのみならず、却つて支那から澤山輸入して來る、洋傘が澤山輸入せらるゝ我輸出屋は遂に輸入屋になるかも知れないと、云ふ人が多くありました。

今春から大阪の三越は支那雜貨を常置販賣して居りますし、十合呉服店でも販賣を始め、高島屋も近々支那の家具を販賣するそうです。

兎に角支那では生產費が安い上に、小賣制度が良くて、諸雜貨が非常に安い、之に反して我邦は極端に高い、我工業は相當に進歩しましたらうが、まだ小規模の家内工業的のものが澤山ありまして、勞銀が支那の八倍位ゐに騰貴しましたのですから、是等の小工業は支那に勝てる筈はない今日ではまだ支那より我に輸入すべき商品の選擇や、支那にての仕入方法や之に要する人物等が、揃ひませぬから、輸入が左程多くないのですが、既に我大商店が是が輸入に着手したのでありますから、是から先きは漸次輸入を增加しまして、遂には我邦は支那の工藝品の捌け場になりはせぬかと憂慮して居ります。

第十二　在支那邦人

次ぎは支那に在る邦人に就きまして御話致します、私は山東省の各窯業工場を視察しましたが、邦人經營の工場でも、日本の職員職工は、給料及手當が非常に高く、支那人に比べますれば約十倍であつて、そうして支那人の樣に勤勉でないのですから、漸次に之を解傭しまして、今では全く支那人の請負ひにして、放任して居るのが多いのであります、博山縣の日華窯業の工場では、七八人の日本人が居られましたが、是も其技術が左程六ケ敷く無く、支那人でも容易に出來る筈ですから、近き將來に於て大に日本人を減ずる筈であります、近來邦人は稍奢侈と懶惰に流るゝ傾向があり、殊に支那に在る邦人は生活費が高くて、給料手當交際費等が不廉である、之に反して支那人は勤儉であつて、近來其工業的智識も餘程發達しましたから、支那の工業に從事する邦人は、縱令日本人經營の工場でも、漸次驅逐さるゝと云ふても、强ち杞憂であるまいと思ひます。

然らば商業の方は如何、我邦の大商店では、專門の學校

を卒業して、三四年經つた店員を、支那の支店に派遣しますと其俸給手當は普通一箇月三百圓から三百五十圓でありまして、支那人の七八年商賣をした店員を雇ひますに、一箇月僅かに二十圓內外でありまして、兩國人の俸給に十數倍の甚しき差があるのでありまする、歐米人の支那に在る店舖には歐米人の數が極めて少くて、主に支那人を使用して居りますから、其店費は安く揚りますが、邦人の店舖には此高い邦人を澤山使用して居りますから、店費が高くなつて損をして居るものが多いのであります、從つて我各店舖は漸次邦人店員を減ずるかと存じまする、現に三井物產の如き大貿易家でも、無論昨年の經濟界の恐慌が主なる原因ではありまするが、支那に在る店員は約三分の一位ゐに減せられました、其上に近頃の邦人店員には支那に永住する志望が無い、多くは二三年か四五年で內地か歐米の店へ轉勤することを希望して居られますから、支那貿易に精通する人物が出來ません、之に反して支那人の世界的貿易智識は漸次進步して來ますから、商業方面に於きましても、邦人は漸次支那から驅逐さるゝことは、最早疑を挾む餘地が無いのでありまする。

現に天津、漢口、上海等に在る邦人の人口は、昨年から大に減じまして、今日では戰前の人口と同じくなつたのでありまする、將來は支那各地に澤山ありまする、我雜貨小賣店が續々開店するかと存じますから、我在支人口は更に大に減少するでありましよう。

第十二　結論

以上申述べました支那の經濟情態を、我邦の現情に比較して、考へて見ましたならば、我經濟界が漸次衰滅せんとすることは、何人と雖も首肯せらるゝでありましよう、而して之に對する我方策は如何、此問題に就きまして私の如き門外漢が喋々するよりも、寧ろ賢明なる各位と、各專門大家の御研究に待つ方が得策と存じまして、其論議を止めまするが、唯一言申して置きたいのは、今日は吾人が唯議論のみを戰はして居る時機に非ずして、速かに實行方法を研究し、大膽に熱誠に之を實行せねばならぬ、又此方策は有形上の改善のみでは効力が少い、宜しく精神的方面に一大革進を施さねばならぬかと存じまする。

目下我邦は、單に經濟的方面のみならず、何れの方面を見ましても、都て悲觀で、所謂國難來と信じますから、政府にも國民の各階級の方々にも一大奮發と勤儉力行とを切に乞ふ次第で御座りまする。

（本編は七月十四日東亞同文會主催講演會席上の講演速記なり、文責記者にあり。）

列國協調主義に基く對支借款團組織の經過（下）

借款團の變轉

其の後一九一四年八月、歐洲戰爭の開始に依て、借款團は更に大なる變更を餘儀なくせらるゝに至つた、卽ち英佛露獨及び日本の五ヶ國、相共に交戰國の班に加はりたる爲先づ聯合國の敵國たる獨逸は、當然借款團より除外せられ五國借款團は四國借款團となりたるが其の後露西亞も革命の爲自然に脫退の形となり、事實上英、佛、日の三國資本團となるに至つた、中に就ても英佛兩國は、何れも自國の財政難の爲、到底支那の借款に應ずるの餘力なく、日本獨り事實上に於て、借款團を維持するの狀態であつた。

第二次善後借款交涉

此の戰爭中支那は依然として財政困難であつたが、列國が何れも戰爭に專らにして、支那の借款に應ずるの餘力なき爲、自然借款の交涉も提起せらるゝに至らざりしが、其の後支那は愈々財政難に陷れる結果、一九一六年九月を以て、借款團に對して、第二次善後借款の交涉を提起した、此の交涉に接したる四國團は、種々協議したるも、日本の外借款に應じ得べき餘力ある者なく、到底各國借款團に於て借款額を分擔する事能はざるも、さりとて支那の財政難は其の極度に達し、若し之に應せざるに於ては、支那國內の安定を保ち得ざる狀態なりしより、日本に於て一時該借款の前渡金の引受けを爲す事に決し、一九一七年八月二十八日を以て、先づ一千萬圓の前貸金の契約成立し、次で一九一八年一月六日第二次前貸金一千萬圓の契約成立するに至つた、此等の前貸金は、何れも一箇年を期限とし、第二次善後借款成立と共に返還せらるべき條件であつた、然るに其の後借款契約は容易に成立せざる爲、第一回前貸金の契約は一九一八年七月十九日を以て、又第二回前貸金の契約は一九一八年十二月十日を以て、何れも借換契約成立し爾來期限の到來する每に、借換を續續して今日に至つて居る。

借款打切と大借款交涉

斯くの如く第二次善後借款の申込み支那より提起せられ既に第二回の前貸金さへ交付せられたるが、其當時支那は國內に分裂を招き、南北對立の形となり、紛擾容易に絕えざる爲、日英佛米伊の五ヶ國は協議の結果、一九一八年十二月二日を以て、北京政府竝に廣東政府に對し、兩者の妥協を勸告した、此より先き五國共同勸告問題に就て、北京に於ける五國公使の會議を開くや、支那の南北をして互に分立せしめ、抗爭久しきに亘つて解けざらしむるは、南北共に財政上に餘裕を存するが爲である、故に若し南北共に

戰費支出の餘力無きに至らば、相互間の爭鬪も自然に消滅し、支那の統一亦從つて實現さるべければ、支那の南北統一を見る迄は、相互に相戒めて有ゆる支那の政治借款に應せざる事を申合せた、此の申合せに從つて、我國に於ても五國より南北政府に妥協を勸告したる、其の日を以て、外務省より支那國内の内訌の現狀に顧み、借款は動もすれば南北何れか一方の誤解を招き、惹いては支那は勿論、關係列國の最も關心せる、支那の平和統一の恢復を阻害する事あるべく、從て帝國政府は支那國内の政局に紛糾を加ふるの憂ひありと認めたる借款、其他財政上の援助は、一切之を差控ふる事に決定せる旨を公表した、斯くの如く列國共同して借款の打切りを約束した結果、遂きに支那の提議した、第二次善後借款の交涉も、自然中絶する事となつたのである。

應急借款交涉

此の對支借款打切りの政策は、支那南北兩政府をして積極的の攻勢を執らざらしむる事に、多少の効果はあつたが、以て豫期の如き支那の統一を見るに至らなかつた、其間北京政府の財政は、益々窮乏を告ぐるに至り、終に一九一九年七月二十三日、其財政總長梁心湛氏は、日英佛露の四國銀行團に對し、六ケ月に渉り、毎月銀四百萬元宛を交附する事とする、總額銀二千四百萬元の借款に應せん事を提議し來り、其の二十五日には四國銀行團代表者を招き、其の財政の窮狀に關する詳細なる演說を試み、此際若し列國の財的援助を受くる事能はずんば、軍隊の給料不拂ひ等の爲に、遂に國内の爭亂を見るに至るなきを保せずと云ふが如き理由をも附して、切に列國が此の提議に應せん事を懇願し、此の提議に對する、四國團の意嚮は、區々にして決せず、我國内に於ても或は之に應ずべしと爲す者あり、或は之に應ずべからずとなす者あり、容易に決せざりしが、結局四國團は本借款は之を拒絶し、支那に多少の財政上の援助を與ふる意味に於て、鹽稅剩餘金の交附範圍を擴大して、以て其の要求に報ゆる事とした。

斯くの如き列國の對支借款反對の態度は、一九一九年末に至る迄繼續せられたるが、米國は列國共同の借款打切り申合せ遵守の爲に、米支兩國の經濟關係を疎隔するの憂ひあるを思ひ、遂に一九一九年十一月二十日を以て列國との申合せに背き、北京政府との間に米國資本團は、三千萬弗の煙酒借款契約を締結するに至つた、此の米國の裏切りを見たる日英佛三國政府は、大いに驚きて、先づ米國に對して抗議したるが、此の時支那政府は再び國際財團に向つて借款を提議するに至つた、北京政府の財政當局は借款團に向つて借款を提議すると共に、日英佛の駐支公使に對して陰曆の年末に於て、支那政府は國際財團より財政上の援助を得ざるに於ては、各地の軍隊に對して給料を支拂ひ難く其結果遂に各地に動亂の勃發を見る事なきも計り難く、殊に又最近露國過激派の對支宣傳は、非常に巧妙に行はれつつあれば、一度び動亂起らば、其の影響する處甚大なるべしと云ふが如き或種の脅威を含める陳情を爲すに至つた。

日英佛の三國は、既に米國の拔驅け的行動に依て狼狽しつゝありしに、續いて斯くの如き支那政府の陳情を聞いて度を失し、殊に英國公使ジョルダン氏の如きは、之が爲に非常なる恐怖を感じ、遂に當時行き惱みつゝありし對支新借款團問題、竝びに舊來の四國借款團の二千四百萬元借款問題は、之を別個の問題とし、其の外に臨時的に一の國際財團を組織して、之をして支那政府の財政の急を援助せしめんとするの計畫を爲すに至つた、此の計畫は其の後次第に進行し、其の年十二月初旬に於て、我日本政府にも移牒せられ、我政府に於ては、十二月六日以來數次の閣議其他に於て協議せられたる結果、米國をも加へたる日英米佛の四國財團に於て、右の借款に應ずるの議を決するに至つた、翌年の一月北京の日英佛米の四國公使の會議に於て、愈々本借款は具體的に進行を告げ、借款總額を五百萬磅とし、右借款は、南北和議の促進を阻害するが如き方面に、之を使用せざる事は勿論、更に該借款の一部は、之を南方にも分與し、其の使途に關しては、財團に於て十分監督する事とし、尙當時米國の提議に依り交涉中なりし、新借款團成立の際は、之に新借款團の引受けに變更する事を條件として、終に其の大綱の決定を見た、其の後支那政府は二月十九日迄に、該借款の一部分の前貸を受けん事を切望したる爲、四國銀行代表者協議の結果、先づ日佛米三國に於て、前貸金、銀七百萬元を分擔して貸し付くる事に決し、在北京の各銀行團代表者は、それ〴〵本國の銀行團本部の訓令を仰ぐ事となつた、然るに之に對する米佛兩國資本團は、本部よりの回答意外に遲延せる爲、日本は取り敢えず三百五十萬元だけを支出して、之を舊節季迄に支那政府に交附し、若し米佛兩國にして、分擔に應せざる場合は、日本は舊節季以後に於て、更に百五十萬元を支那に交附し、合計五百萬元を限つて、單獨にて支那に前貸する事に決定した、右の決定は同年二月十八日の北京銀行團會議に於て各銀行家間の了解を得たるより、翌十九日を以て日本銀行團の代表者武內金平氏と、支那財政總長李思浩との間に、前貸契約の締結を見た、其の條件は五百萬磅借款の前貸として、銀三百五十萬元即ち日本金九百萬圓を、支那政府に交附するものとし、借款期限を六ケ月とし、其の使途は北京政府の一般行政費に充てゝ、南方に對する討伐費に利用せざる事とし、審計院が其の使途監督の責を負ふ事とした其後二月末に至り米佛兩國銀行團本部が、何れも前貸借款分擔に決定せる結果、日米兩國は各々前貸總額七百萬元の八分の三宛を分擔し、佛國は四分の一を分擔する事とし、茲に銀行團の最終の協定成り、其の殘額の三百五十萬元は必要に應じて支那政府に交附する事と決した。

米國の新借款團提議

此より先き一九一八年六月、米國資本團に於ては、對支借款に就いて新たる國際財團を組織するの計畫を爲し、米國政府の贊成を得、遂に米國國務卿より日英佛の三國に對して、公式に之が照會を發するに至つた、米國は嘗て一九一三年ウヰルソン氏の大統領となると共に、主として當時

の國務卿たりしブライアン氏の意嚮に依り、米國資本團の支那善後借款投資を後援せざるの方針を執り、其結果米國の資本團は、遂に國際財團より脫退するの已むなきに至つたが、然かもモルガン、シンヂゲートを始め、其他の米國の對支投資家は、支那に對して投資せん事に熱心にして、若し他國にして許さば、借款團に復歸せんとの意嚮を持て居つた、一九一六年支那政府より四國團に向つて、第二次善後借款の交涉を提起せられたる當時に於ても、米國に於ける資本家の意嚮は、能ふべくんば再び對支借款に加入せんとするにあり、之に對して日本其他の關係者に於ては或は米國をして復歸せしむべしとなし、或は米國は一度び不信の行爲を敢てして、借款團を脫退したるものなるを以て、米國が希望すると雖も、直ちに之を復歸せしむるは不可なりとなす者あり、容易に其の意嚮一致せざりしが、其後米國に於て希望するに於ては、再び之を加入せしむるに如かずとの意見勝利を占め、一九一七年に於て、非公式に米國資本團の復歸を勸誘するに至つた、之に對して米國の資本團は大に復歸を希望したるが、一方米國政府は、先きに餘り大袈裟なる脫退宣言を爲したる手前、直に復歸するを不面目なりと考へたるが爲か、此の四國團よりの勸誘は、遂に之を拒絕した、然れども米國國內の金融狀態、資本團の對支投資熱望及び、米國の支那に對する政策等よりして、米國が對支借款團に加入する事は、必要且つ有利なりしより、米國は往年の四國資本團に復歸する事を改めてせずして、新たに四國借款團を組織せんとするの計畫を立つるに至つたのである。

米國の計畫內容

今日まで公式に發表せられたる所に依れば、米國銀行團の對支新借款團組織の事は、一九一八年七月の候に於て愈具體化されたるものにして、其の七月八日を以て米國銀行團は、國務省宛て對支四國借款團組織の意圖ある事を陳情し、之に對し米國政府は、全然右提議に贊成し、其他の三國政府に對し、公式に新借款團組織の提議を爲すに至つたのである、右米國政府提議の要項は左の如くである。

一、現四國團の範圍を擴張し更に普く資本家を網羅する爲に日英佛米の四國資本家を以て對支新借款團を組織する事

二、新借款團は政治借款のみならず實業借款をも共同する事

三、新借款團員は既得の借款優先權を支那若くは新借款團に讓渡する事

右提議の意義に對して、關係國より質疑のありたるに對し、米國は次の覺書を以て更に詳細に說明を加へた。

覺　書

米國政府は最近各關係國政府に提議せる對支借款に關する一般的計畫案か主義上多大の好感を以て迎へられたるは頗る滿足とする所なり

米國政府は該提案の數點に關し是等政府より更に詳細の說明を求められたるに對し茲に左の通り回答せむと

す

一、最近成立せる米國銀行團は現存借款團に復歸せむとするものにあらずして別に米日英佛の代表的財業者より成る新たなる國際團體を組織せむとするものなり

米國政府の提案は必すしも舊借款團の解散を考量するものにあらす只各關係國政府か舊借款團關係者のみならす之と關係なかりしものと雖對支借款の義務に從事し若は從事せむとするもの其の他引入の望ましきものは全部之を包含し得るか如く廣汎なる各自國銀行團を組織せむことを希望せるに過きす

又米國政府は該提案を爲すに當り或る特種の借款を念頭に置きたる次第にあらすして單に廣く支那の財政的需要に應する將來の活動の一般原則を設定せむと努めたるに過きす是れ借款金額、擔保とすへき收入竝借款の適確なる目的等に就ては何等具體的說明を爲ささりし所以にして此等の問題は各其の問題發生の場合に應し決定せらるへきものと爲せり

幣制改革を目的とする第二回若は追加改革借款に關しては該借款にして新國際團體の事業に包含せらるるに於ては米國政府は曾に該借款のみならす英佛兩國團の積極的參加を依然便ならすとする事情存するとき進議せらるることあるへき他借款に就ても米國團に於て上記追加借款同樣之に參加するのみならす進むては日本團と共に英佛兩國團の持分をも引受實行せむことを米國團に勸奬するに躊躇せさるへきを爰に言明す

二、「團體員の現に有する借款優先權を支那若は團體の爲めに拋棄」云々の件は先以て米國團のみに關し將又銀行と米國政府間の協定上の事項にのみ適用するにあり之に依りて米國團所屬員の有する支那政府の保證ある將來の對支借款優先權は凡て米國團體に提供し該團體は之を國際團體と兩有することとなるへし米國政府は右優先權提供を以て各銀行か米國團體員たる必要妥當の條件と認めたり各關係國政府は各自國團體と各別に取極を爲すの必要あるは勿論なるも米國政府は其の性質の如何に拘らす斯る優先權は總て各團體銀行より其の所屬團に之を提供することを爲すにあらされは國際團體の業務を順當に遂行し得さるものなりと思考す

三、「米國提案の趣旨は其の實業借款たると行政借款たるとを問はす之を新協定の範圍內に收めん」とするにあり何となれば實際上各種借款の間に分界線を劃することは容易ならさる者なれはなり又右兩者は孰れも正當なる金融上の企業の必須の範域にして共に不健全なる投機破壞的なる競爭の範圍より之を罷脫せしむるの必要あり米國政府の主旨は如上の目的を以て各關係國政府一致して新たに組織せらるへき各國銀行團の範圍を擴張し以て確實なる基礎を有し且斯る借款に關係を有する金融業者は總て之を包容す

ると共に前以て關係國政府の了解を得すして行はるる獨立の金融企業に對しては支持を與へさることとすへしと云ふに存せり

千九百十三年九月二十六日巴里に開催せられたる銀行團會議及米國團の加盟決議せる實業借款に異議なしとの規約に關しては米國團は右に先ち既に該借款團の實際上分擔加入より脫退し居たるを以て之に反對すへき地位にあらさりしと云ふを以て足れりとす但新團體の成立と共に本問題を再考するは何等不可なしと思考す

四、「支那の政治的支配權を害し該共和國の主權を減損すへき借款條件」なる一句は單に米國團の將來の活動に關し述へたるに止まり決して舊借款團と支那政府若は他政府と支那人との間の現行特定取極の正否を問題とせるものにあらす米國政府は合意に基く外國の監督、收入の徵收其の他合意に基き設定せられたる特定の保障に對し必すしも反對すへきものとするにあらす特定借款の條項に基く顧問例は幣制改革實行を監督する外人顧問の任用の如きに付ても同し

五、露白兩銀行團及其の舊借款團に對し有する權利に關しては其の舊借款團に對する權利留保若は新團體に加入等の點に付何等直に行動を採らんとする意圖を有せす前述の通り現借款團の解散は必すしも其の豫期する處にあらす又他面現在の情勢は此際露國及白耳義團か有效に組織せらるへきを期待せしむるものなし

然れとも米國政府は新國際團に加入せむとの正當の要求を閑却し若は拒否せんとの意圖あるものにあらす只歐洲戰爭の經驗に鑑み實際の見地より先以て現今緊密協同の關係に在り且對支借款給供の最有能力者たる各政府の利害を一致調和するを急務と認め將來有效に協力するを得るに至るへき他友好國銀行加入問題の考慮は之を後日に讓らむとするのみ

借款團基礎協定

右提議に就て關係各國の銀行家は、一九一九年五月、折柄講和會議の開催中なりし巴里に於て協議會を開き同月七、八、十一、十二の四日間に亘り、豫備會議を開き、新借款團の規約の大綱を議決し、之を各國政府及び其の財團の考慮に附する事となつた、右決議の內容は次の如くである。

千九百十九年五月巴里に於ける銀行團代表者會議の決議

一、日、英、佛政府に對する千九百十八年七月米國政府通牒竝其後の覺書に開列せられたるに對支新借款團の組織に關する原則を承認せられたることを議決す

二、左の件を決定す

(イ)將來の借款事業及一切の現存借款契約竝借款選擇權にして公募せらるへきものは總て共同事業とす但し企業(鐵道を含む)に關する契約及選擇權にして其の事業既に具體的進捗を爲せるものは此の

す

一、最近成立せる米國銀行團は現存借款團に復歸せむとするものにあらずして別に米日英佛の代表的財業者より成る新たなる國際團體を組織せむとするものなり

米國政府の提案は必すしも舊借款團の解散を考量するものにあらす只各關係國政府か舊借款團關係者のみならす之と關係なかりしものと雖對支借款の義務に從事し若は從事せむとするもの其の他引入の望ましきものは全部之を包含し得るか如く廣汎なる各自國銀行團を組織せむことを希望せるに過きす

又米國政府は該提案を爲すに當り或る特種の借款を念頭に置きたる次第にあらすして單に廣く支那の財政的需要に應する將來の活動の一般原則を設定せむと努めたるに過きす是れ借款金額、擔保とすへき收入竝借款の適確なる目的等に就ては何等具體的說明を爲ささりし所以にして此等の問題は各其の問題發生の場合に應し決定せらるへきものと爲せり

幣制改革を目的とする第二回若は追加改革借款に關しては該借款にして新國際團體の事業に包含せらるるに於ては米國政府は曾に該借款のみならす英佛兩國團の積極的參加を依然便ならすとする事情存するとき進議せらるることあるへき他借款に就ても米國團に於て上記追加借款同樣之に參加するのみならす進むては日本團と共に英佛兩國團の持分をも引受實行せむことを米國團に勸奬するに躊躇せさるへきを爰に言明す

二、「團體員の現に有する借款優先權を支那若は團體の爲めに拋棄」云々の件は先以て米國團のみに關し將又銀行と米國政府間の協定上の事項にのみ適用するにあり之に依りて米國團所屬員の有する支那政府の保證ある將來の對支借款優先權は凡て米國團體に提供し該團體は之を國際團體と兩有することとなるへし米國政府は右優先權提供を以て各銀行か米國團體員たる必要妥當の條件と認めたり各關係國政府は各自國團體と各別に取極を爲すの必要あるは勿論なるも米國政府は其の性質の如何に拘らす斯る優先權は總て各團體銀行より其の所屬團に之を提供することと爲すにあらされは國際團體の業務を順當に遂行し得さるものなりと思考す

三、「米國提案の趣旨は其の實業借款たると行政借款たるとを問はす之を新協定の範圍內に收めん」とするにあり何となれば實際上各種借款の間に分界線を劃することは容易ならさる者なれはなり又右兩者は孰れも正當なる金融上の企業の必須の範域にして共に不健全なる投機破壞的なる競爭の範圍より之を罷脫せしむるの必要あり米國政府の主旨は如上の目的を以て各關係國政府一致して新たに組織せらるへき各國銀行團の範圍を擴張し以て確實なる基礎を有し且斯る借款に關係を有する金融業者は總て之を包容す

ると共に前以て關係國政府の了解を得すして行はる獨立の金融企業に對しては支持を與へさることとすへしと云ふに存せり

千九百十三年九月二十六日巴里に開催せられたる銀行團會議及米國團の加盟決議せる實業借款に異議なしとの規約に關しては米國團は右に先ち既に該借款團の實際上分擔加入より脫退し居たるを以て之に反對すへき地位にあらさりしと云ふを以て足れりとす但新團體の成立と共に本問題を再考するは何等不可なしと思考す

四、「支那の政治的支配權を害し該共和國の主權を減損すへき借款條件」なる一句は單に米國團の將來の活動に關し述へたるに止まり決して舊借款團と支那政府若は他政府と支那人との間の現行特定取極の正否を問題とせるものにあらす米國政府は合意に基く外國の監督、收入の徵收其の他合意に基き設定せられたる特定の保障に對し必すしも反對すへきものとするにあらす特定借款の條項に基く顧問例は幣制改革實行を監督する外人顧問の任用の如きに付ても同し

五、露白兩銀行團及其の舊借款團に對し有する權利に關しては其の舊借款團に對する權利留保若は新團體に加入等の點に付何等直に行動を採らんとする意圖を有せす前述の通り現借款團の解散は必すしも其の豫期する處にあらす又他面現在の情勢は此際露國及白耳義團か有效に組織せらるへきを期待せしむるものなし

然れとも米國政府は新國際團に加入せむとの正當の要求を閑却し若は拒否せんとの意圖あるものにあらす只歐洲戰爭の經驗に鑑み實際の見地より先以て現今緊密協同の關係に在り且對支借款給供の最有能力者たる各政府の利害を一致調和するを急務と認め將來有效に協力するを得るに至るへき他友好國銀行加入問題の考慮は之を後日に讓らむとするのみ

借款團基礎協定

右提議に就て關係各國の銀行家は、一九一九年五月、折柄講和會議の開催中なりし巴里に於て協議會を開き同月七、八、十一、十二の四日間に亘り、豫備會議を開き、新借款團の規約の大綱を議決し、之を各國政府及び其の財團の考慮に附する事となつた、右決議の內容は次の如くである。

千九百十九年五月巴里に於ける銀行團代表者會議の決議

一、日、英、佛政府に對する千九百十八年七月米國政府通牒竝其後の覺書に開列せられたるに對支新借款團の組織に關する原則を承認せられたることを議決す

二、左の件を決定す

(イ)將來の借款事業及一切の現存借款契約竝借款選擇權にして公募せらるへきものは總て共同事業とす但し企業(鐵道を含む)に關する契約及選擇權にして其の事業既に具體的進捗を爲せるものは此の

限に在らす

(ロ)各國團體は其の所有し又は管理する一切の此の種契約及選擇權を借款團に提供すへし

(ハ)各國團體は此の種の契約又は選擇權を有する他の當事者をして其の契約又は選擇權を借款團に提供せしむる爲最善の努力を爲すへし

三、各國團體は各自國政府の承認を與へたる政府か露國に樹立せられたるときは直に露國團體の新借款團加入方を考量するに躊躇せさるへきことを宣言す

議長は右決議の寫を露國團體に送付すへし

四、白耳義團體より主要團體員として新借款團加入方要請に接したる旨「シモン」氏より報告ありたる結果右要請に對しては新借款團成立後好意的考量を加ふることに決定せり

右決議の寫は「シモン」氏より白耳義團體に送付せらるへし

五、新借款團に於ける各團體は一國家單位（national unit）たるへし而して各團體中の團體員は新借款團の活動範圍内に於て直接にも將又間接にも他國民の利益を代表し得さることに決せり

各團體は正式の契約文書に依り組織せらるへきものとす

各契約文書は夫々他團體に送付せらるへきものとす

六、企業殊に鐵道は一體不可分の共同事業とし之を部分的に取扱はさることに主義上承認せり而して各團體は各自の代表者及ひ技術家に對し上記の主義を實現する爲共同的計畫を立案すへき旨を訓令することに決せり

七、湖廣鐵道借款に日本團體參加方の問題提起せられたるを以て他の團體は新借款團成立し日本團體之に加入したるときは直に前項決議の條件に從ひ本借款に付他團體と均等の持分を日本團體に提供せむとする意嚮なる旨を宣明せり

八、本規約草案を朗讀の上之を承認し且更に本國政府に稟議したる上更に團體に於て審議に附すへきことに決定せり

米國の眞意圖

米國が對支新借款團の提議を爲すに至つた大體の理由は前述せる如くであるが、米國は支那に對する投資其他の發展に就て諸他の列國に遲れをとり、米國が支那に發展せんとしても、其他の諸國の既得權等に妨げられて、意の儘に活動する事の出來ない事情にあつた、米國は早くより此の障碍を打破せん事に努め、曾ては支那の門戶開放、機會均等の一般原則の提議となりたるが、右にてはなほ個々の問題の障碍を除く事が出來なかつた、それ故米國は如何にかして、各國が支那に於て有する經濟上の優先權、又は特殊なる各國の經濟的勢力範圍なるものを打破せん事に苦心しつゝあり、先きに清朝の末路ストレート氏が、支那幣制改革、滿洲興業資金に關する、四國借款を計畫するや、其

目的に就て標榜して曰く『此の契約に依り從來各國が支那に對して有したりし、特殊なる各自の經濟的勢力範圍なるものに、終局を與へんとする性質のものなり』と、蓋し之は當時ストレート氏が、四國借款團を目論んだ最も主要なる目的であつたであらう、然るに此の目的に達するに至らずして終つたが、其後米國人は屢々支那に於ける投資の計畫、鐵道借款問題等に就て、苦き經驗を嘗めるに至つた、現に一九一六年五月、米國のシームス、カレー商會は支那政府と一千五百哩の鐵道敷設工事引受、竝びに之が資金募集の契約を締結し、其の九月二十七日を以て本契約の調印をも終り、借款總額一億萬弗、鐵道敷設延長一千百哩として、次の五鐵道の敷設契約を締結するに至つた。

一、山西省豐鎭　甘肅省寧夏
二、寧　夏　蘭　洲
三、湖南省衡州　廣西省南寧
四、浙江省杭州　溫　州
五、海南省瓊州　樂　會

然るに右鐵道豫定線路に對し露英佛の三國より、各々其既得權を侵するものなりとの理由の下に、抗議を提出せられ、右五線何れも其計畫を實行する能はず、終に全部の線路を變更するの已むなきに至つたのである、斯くの如き事は米國資本家の堪え得ざる苦痛とした處で、自由に支那に投資する事を得るに至らんとする、米國資本家の希望は、此經驗に依て更に一段の熱烈さを加ふるに至つた、それ故に新借款團組織に就ての、其の目的とする處の第一は、加入國をして、現に支那に對して有する名義上の優先權を拋棄せしめ、眞に支那全土に限つて、各國をして均等なる機會を得せしめんとするにあつた、一九一八年七月八日、米國資本團が國務省に宛てゝ發したる照會狀の內にも、現に次の如く主張してゐる。

上記四國團加入條件の一は、加入國は現在有する對支借款上の選擇權を全部拋棄して、これを支那若しくは新國際團に讓渡せざるべからざる事、並に加入國が、既に締結せる對支借款は、一切之を四國團の取引と看做さゞることに候、英佛日及び合衆國の協同は、支那の主權の維持、門戶開放の保存の爲めに貢獻する所少からざるのみならず、かゝる協同により、支那が今日殆んど利用し居らざる財源の開發を促進する事少からずと存じ候。

從て其の後の交涉に於ても、列國をして既得優先權を新財團に提供せしむる事は、新財團の主唱者たる米國の最も強く主張したる所にして、此の點は遂に米國の滿足する如き決定を見るに至つた。

滿蒙除外問題

本借款團の交涉の進行中に起つた、最も困難なる問題は日本銀行團が所謂滿蒙除外を提議した事であつた、日本は其領土たる朝鮮に接壤せる自然の結果として、其國防竝びに國民的生存に極めて深甚特異の關係を有する、南滿洲及び東部內蒙古の一部の地方を以て、新借款團活動の範圍よ

り除外せん事を提議したのである、之に對して米英共に强硬に反對し、日本亦其の主張を堅く持して交涉大いに困難を極めた、我國が滿蒙の除外を提議するは、我國が現に滿蒙に於いて有しつゝある特殊なる地位、竝びに此地位を獲得するに至りたる原因を顧みて、至當なる主張であるが、之に反對する米國に於ても、亦深き歷史的の因緣の存するものがある、米國が門戶開放、機會均等の主義を滿洲に及ぼして、滿洲を均等なる條件の下に、列國の通商、投資の爲に提供せん事を企圖する事、既に多年の計畫にして、日露戰爭直後の一九〇六年の候、日本が未だ滿洲より撤兵せざるに先立ち、早くも米國は『滿洲に於ける日本官憲の行動が、總ての日本商業の利益を扶植し、日本人民の爲に財產權を收得せんとするにあり、之が爲に內地の日本軍隊撤退を了する頃には、他の外國の通商に充つべき餘地は、僅少若くは絕無たるに至るべし』とて、日本政府が該地方に於て實利の國家的獨占を爲さざらん事を警告した事があつた、其の後に於て一九〇九年、米國の鐵道王ハリマンは其東洋漫遊に際し、世界一週鐵道計畫の名の下に、南滿洲鐵道を以て此の目的の爲に讓渡せん事を提議し、日本の反對に遇つて不成功に終つた事がある、而も米國は尙ほ滿洲を以て日露兩國の獨占に歸せしむる事を防がんとし、明治四十二年十二月に、國務卿ノックスより滿洲に於ける日露の鐵道を、日露兩國竝びに英米獨佛の六ケ國の資本より成るシンヂケートにて買收し、六ケ國の共同の下に經濟的基礎に依り經營し、之を軍事上竝びに政治上の目的に使用せざらん事を、日露及び英獨佛に對して提議するに至つたが、日露兩國共之に反對し、遂に其の計畫も亦不成功に終つた。

滿洲鐵道中立提議に失敗したる米國は、奉天總領事たりしストレートを主唱者とする四國借款團に依つて、之等の鐵道と竝行すべき錦愛鐵道を敷設して、事實上に於て日露兩國の獨占を防がんとして、熱心に其計畫を進め、淸國政府を動かして、一九一〇年一月二十一日を以て、該鐵道敷設の許可を得、其四月には細目の協定すら終つた、之に對しても日露兩國は、既得權保持の爲に極力反對し、遂に之を不成功に終らしめ、然も米國は此等諸計畫の再三の失敗を見てもなほ屈せず、次いでストレートの計畫した滿洲興業資金の借款に依て、英佛米獨四國の勢力を滿洲に注入し、以て日露兩國を牽制せんとしたるも、これ亦淸朝政府の崩壞、日露兩國の反對の爲に遂に失敗に終つた、斯くの如く滿洲を以て日露兩國の獨占に歸せざらしめんとするのは、米國の傳統的政策である、從て此の度の借款團を目論むに當つても、此度こそ此目的を達せんとして、深く決する所ありしなるべく、從て日本より滿蒙除外を提議に接するも、容易に之に應せず結局は日本は總括的に滿蒙を以て對支借款團の活動範圍外に置かんとするの主張を捨てゝ、列記的に既得借款權を擧げて、それのみを除外する事に讓步し、遂に茲に借款團の成立を見るに至つたのである、是等の事情は夙に公表された新借款團關係往復文書により明瞭なるを以て茲にはこれを略す。

時報

新任米國公使の對支方針演說……滿洲南組問題の解決……北京政府と聯省自治……王占元の失脚と督後の變化……共同管理問題の反響……山東問題……太平洋會議の準備

新任米國公使の對支方針演說

上海南京滬口を經て九月三日北京に着任せる新任米國駐支公使シュールマン氏は八月二十六日在上海米國商業會議所の招待會に臨み、對支方針に就きて次の如き演說をなせり、曰く

帝制より共和に一變せる支那は其方嚮吾人と其軌を一にし、國家の建設敎育の組織何れも米國に學ばざるはなく米支兩國々民の關係は一層の良好を加へたり、モンロー主義とゴールドン・ルールとを以て始終對外方針となせる米國は支那に對して殊に遺憾なくゴールドン・ルールを適用せり、米國の對支方針は一言以て之を蔽へば支那の保全及門戶の開放に在り、帝制時代歐洲列國の爲に割取されたる勢力範圍は支那に對して頗る危害を與へたるも幸に米國に依りて阻止せられたり。

次に論ずべきは鐵道にして之が解決策を講ずるは極めて必要なり、之に對して支那の識者中其國際化を主張する者と國有を主張する者との二派あるも其歸する所は何れも支那の自衞及主權の恢復に在り而して這は米國の最愛たる領土保全及主權保有に一致す。

新銀團の組織は單獨借款を阻止して支那財團の發起を刺戟せること頗る大なり、門戶開放は獨占を阻止して在支各國事業家相互の好感維持に貢獻せり、各國は皆支那と深甚なる關係を有す、若し或る一國が支那の獨立保全及貿易通商上に於て同等の權利を破るが如きことあらば是れ他國在支の利益を侵犯するものにして、日英同盟條約にも右樣の取極めあり、米國の要求する所は市場に於て同等の待遇を受くるに在り。

太平洋會議は軍備縮少及太平洋極東諸問題を討議せんとするものにして、吾人は戰爭の原因を除去するまで軍備を中止する能はず、今日世界の平和を脅さんとするものは東洋問題なること蓋し一般の悉る所なり、支那の同會議參加は支那が該問題に重大なる關係あるを以てなり、會議の月桂冠は參列國均しく之を得べし、而して其最も得る所多きは支那なり、支那は此紀元に於て國家の基礎を確立し、憲法を制定し、制度文物敎育の組織、經濟生活再造の機會を得べきなり。

更に氏は同日支那側上海總商會江蘇省敎育會上海銀行公會中國紡績聯合會中國青年會等各團體の催せる聯合歡迎會に出席して又一場の演說を試み、米國の對支好感門戶開放の一貫支那領土侵害の防止及支那の鞏固なる政府の確立に對する米國の聲力に就きて長廣舌を揮ひ、氏が二十年前訪問せる當時との比較進步を述べ、支那が政體及敎育に於て米國に範を採れるの是を稱讚したる後、左の如く結論せり

余は政府に對して責任あるも余は殊に重きを支那民意の歸嚮に置かんとす、支那は今日世界問題の中心點なり、無盡藏の資源と廣大なる土地と而して勤勉にして忍耐力に富める四億の民衆を有する支那の爲に要するものは、文學教育に非らずして實驗科學の教育なり、支那の將來は此種の教育を受けし青年に依りて大なる希望あり、而して科學其他の發明物に於て最も能く支那を援助し得る者は米國より他になかるべし、今次の太平洋會議は米支感情聯絡の絶好の機會なり、米國は此會議に於て公平なる態度を以て支那の開放主義を維持し、支那に有利なるものは一切擧げて極力之を主張すべし、之と同時に支那に於ても速に統一鞏固の政府を造りて之が後援を爲さゞる可らず云々。

滿洲商租問題の解決

數年來滿洲に於ける日支兩國間の一大懸案たりし土地商租問題は、過般外務本省に於て作製せる草案奉天總領事館に到着せるより、總領事館にては該草案を骨子として對案起草中の處、既に其完了を見たるを以て近く關係有識者に諮問の上支那側と交涉を開始する筈なるが、聞く所に據れば此交涉に關する外務省側の意嚮は、從來其手續方法の不完備なりし爲め、往々にして日支兩國官憲及當事者間に紛爭を惹起せる前例に鑑み、今次赤塚奉天總領事をして張巡閱使と交涉せしめ、日支兩國間に商租暫行章程を制定せんとするに在るものゝ如く、現在の商租規定に關しては支那側が日本側の承認を經ずして制定提示せる商租須知あるのみにて、日支新條約の締結以來今日に至る迄未だ曾て日支兩國間に之に關する何等の具體的規約の成立なく、殆んど之が爲め商租不可能の狀態にて、偶々成立せる商租契約に就きても種々紛議を生じたる事實に考慮し、先づ不取敢暫行章程を作り、更に後日必要に從ひ兩國間に協議の上修正する方針なる由にて、其暫行章程の作製に對する外務省の方針要點は次の五項に在りと云ふ。

一、商租の更新手續。商租期限は三十個年とし無條件にて更新する事差支なしと云ふに對し、支那側は三十個年の期限滿了後該契約を更新する際は更に改めて商租料を支拂ふべしとの見解を有するも、外務省は無條件更新の方針を執るに決定し居り、

二、商租稅の納入。商租章程不完備なる爲め現在商租地に對して納稅する者と納稅せざる者とあるより、今後は支那人に對する賦課程度にて商租せる邦人は納稅する義務あるを認め、

三、商租登錄稅。從來日支兩國人間に商租契約成立せるも別に其登錄稅を要せざりしが、今次支那側の希望を容れて登錄稅を納付することゝし、

四、商租登錄手續。商租登錄は從來明確なる規定なかりし爲め、當事者間の契約成立せば之れが登錄は主として商租せる邦人が日本官憲に屆出で置くのみにて、支那官憲には何等登錄する所なかりしかば、之が爲め後日當事者間に契約の効力に關する紛爭惹起せる場合、之れが解決

の方法なかりしを以て、今回の辦法に於ては爾後日支兩國官憲に登錄する事に內定し、

五、地券と所有權。商租の最も面倒なる點は地券と土地業主權(所有權)との關係にして、之に就きても何等かの協定をなす方針なりと。

右樣にして近く奉天に於て開始さるべき商租交涉に就きては、赤塚總領事と張巡閱使との間に既に充分の諒解あり、外務省の立案も亦張使の意嚮を十分に尊重したるものなるが故に交涉は圓滿に進捗さるべく、大體に於て外務省側の意見を主眼とせる商租規約の制定を見るに至るべしと云ふ。

北京政府と聯省自治

支那救國的大改造の議案として聯省自治の民聲舉國沸然たる今日、之に對する北京政府の意嚮を觀るに稍時局を解する者は以て之を是とし、殊に閣僚中の利者たる代理財政總長潘復氏の如きは多くの說客より動かされて意を茲に決し、其主裁せる統一善後委員會が曩に廣西陸榮廷氏の一敗地に塗みれて以來、南北統一事業の全然不可能なるに鑑み卽ち統一善後の四字を自治統一の四字に改めて自治統一に進まんことを企圖し、窃に之を斬總理に謀りし處斬氏も之に同意を表せるに徐總統之に贊成を與へざりしかば、此事遂に沙汰止みとなりて今日に及べるが、此間平素潘氏と相好からざる交通總長張志潭氏は王正廷氏の自動的聯省自治論に傾倒し、窃に潘氏の向を張りて聯省自治に就き大に攻究する所あり、京報主筆邵振青氏が京報社說を以て時局解決策を論じ、全國代表者會議を開催して聯省自治問題を解決すべしと主張せる一段は張志潭氏の意を承けたるものとの風評あり、兎に角張氏は聯省自治問題に深甚なる興味を有して盛に研究を遂げ、遂に之に關する具體建議案を國務會議に提出するに至れるが、是れより先き內務總長齊耀珊氏は舊官僚式頭腦の所有者なるも、聯省自治問題は內務所管の重大事項なるより之を等閑に附し置く能はざるを以て各地方長官に意見を徵求せる處、何がさて何れも同じ腦味噌所有者なるより一として聯省自治に贊成する者なく、皆均しく痛憤的文字を連ねて反對せしかば、齊氏は之に基きて內務部司長會議を開き、更に部內の意見を求めたるに、是れ亦何れ劣らぬ舊式頭腦の剛の者なるのみならず、中には齊氏の意を忖度して迎合的に自治反對論を誇持する者ありて、其結果政府の行動は斷じて約法の外に越ゆるを得ず單一國家を聯省國家に改むるが如きは革命行動にして贊成し得る所に非らず、政府は現に縣市鄉自治を勵行中なれば之に由りて其步を進むべきのみ、只だ民間に於ける聯省自治研究者に對しては取締を加へずと云ふに決定し、齊氏は此決議を以て國務會議に臨み、張志潭氏の提出せる聯省自治案に反對して遂に張氏をして其提案を有耶無耶の裡に撤回せしめ、北京政府は遂に聯省自治反對の態度を表明するに至れり、雖然最近湖北王占元氏の朝露に似たる失脚は又々政府部內の聯省自治論を煽ぎて火の手を揚げ來り、更に研究の步を進めつゝあるが、新兩湖巡閱使として　南軍

を歴遍せる吳佩孚氏の今後の行動に全注意を濺ぎ、吳氏の主張する廬山會是會議の結果如何に依りては從來の反對態度を改めて更に御都合主義の賛成案を捻出するに至るやも知れざる模様なり。

王占元の失脚と善後の變化

兩湖の開戰に就きては前號既に報道する所あり、且つ王占元氏の失脚すべきを豫斷し置けるが、其後直隷派の援軍は吳佩孚氏部下蕭耀南の率ゆる第二十五師を主力として、斬雲鵬の混成第八旅、趙傑の河南軍等相前後して續々出動湖北に向ひ、七月末には全部長江を渡りて武昌に到着せるも、主力たる蕭氏の第二十五師は軍を武昌に駐して前進せず、而して優勢なる湖南軍は益々壓迫し來り、全線に亘りて湖北軍何れも利を失ひ、監利新堤蒲圻の要處相關いで陷落し、之と同時に湖北民軍約六千四川の熊克武劉湘等と聯絡して鄂西に蜂起し、省内民黨亦之に乘じて一齊に活動を開始し、鬱積せる王占元驅逐の怒聲は日に高く、更に民黨激徒の一團に依りて組織されたる王氏暗殺及督軍公署襲撃隊は既に武昌に潜入せりと傳へられ、而も蕭耀南の援軍主力は湖北軍潰敗の悲報頻りなるに拘らず依然として軍を進めず、四面楚歌謠言は謠言を生み、武漢の人心恟々大動搖を來して復た收拾すべからざるに瞻りしかば、曾ては長江の新盟主として聲張と共に北洋の巨頭の策謀に誇りし王占元も愈々窮々迫り往く大勢の非に觀念し、八月五日遂に北京政府に向て辭職を電請し、翌六日緊急會議を召集して武漢秩序の維持を蕭耀南に託し、越えて九日議定の如く吳佩孚兩湖巡閲使に蕭耀南湖北督軍に任命せられ、十一日王氏は遂に軍艦楚豫に搭乘し悄々然として南京に下りたり。

斯くして王占元は一旦にして失脚し、斯くして中支の樞要湖北は遂に直隷派の掌手の栗となり了んぬ、滿息通之れを評して曰く直隷派湖北乘取策の大成功と、曾經吳佩孚の湖北乘取策、恐らく然らん、此所謂乘取策は斯くの如く一兵をも傷けずして空前の大成功を收めたるも、收まらぬは湖北人なり、湖北人士は今次の一戰に依りて鄂人治鄂を實行し、督軍廢止自治施行を期待せり、然るに宿怨の府たる王占元を驅逐せるも直に之に代りて亦々新巡閲使と新督軍とに接せり、其新巡閲使が民望淺からざる軍界の異材吳佩孚なりとは云へ、其新督軍が如何に同鄉湖北人なりとは云へ、巡督の再迎は湖北人の滿足する所に非らず、於是吳蕭の就任に大反對を唱へ、殊に吳佩孚に對する反感は激烈を極め、昨秋民意を伸ぶべく國民大會時局解決を主唱せるに拘らず今は忽ち民意に遵行せるは何ぞやと詰り、貴下の如き反覆の僞人に國を託せんとせる國民は寔に不明なりき嘶かる僞人を除かずんば民意伸ぶ可らずと痛烈攻撃を加へ、責難の聲耳を聾せんばかりに喧騒たりしも、吳佩孚は一切之に耳を傾けざるが如き態度を以て全軍の戰線出動を開始すると同時に湖南との議和交涉に直進せり。

之に對して湖南の趙恒惕は蔣作賓と協議の上

一、湖北自治の實施

二、督軍の廢止

三、直隸軍の湖北撤退

等の條件を提出せるが、吳佩孚は斯くの如き條件にては全然交渉の餘地なしとて直に戰鬪開始を傳へて軍を進めたり直軍は沈着に應し、數日ならずして鄂陷の各地を奪回し、八月二十八日遂に湖南軍を擊破して岳州を占領するに至れり、之と同時に四川軍は續々江を下りて宜昌の上流三十哩の地點に進擊し來り、戰雲は日に益々濃密擴大されんとするに至りしかば、黎元洪周樹模張國淦夏壽康等の湖北人は大に之を憂ひ、停戰調和運動を始めて勸說に努めつゝありしが、二十八日岳州を擊破し將に長驅して長沙を衝かんとせる吳佩孚は猝かに岳州に於て趙恒惕と停戰の約を結び、且つ國民代表及軍人の代表を廬山に召集して國是會議を開催し、以て時局問題の解決に資せんとする旨の通電を各方面に發せり、通電に曰く、

廣東肅淸の事變は海內を震撼せしめ、統一の希望益々隔離し、友邦の視聽皆茲に集る、嗚呼護國衞民を尊ぶ吾等軍人は一變して其他偏となり、吾四億人民の生命財產は一變して戰爭の魚肉となれり、國既に國たらず、家已に家たらず、法規紊亂してより以來南北相持して下らず、北は卽ち統一必らず吾れより成さんと謂ひ、南は則ち改革必らず吾意を遂げんと謂ふ、南は北を責むるに非ざるを以てし、北は南を責むるに擾亂を以てす、表れ統一を以て必らず吾れより成さんとするは專制に近く、改革必らず吾意を遂げんとするは獨裁に近し、各々愛國を以て其各〻とするも、私意を以て民意に代へ、私見を以て國是に代ふる、其禍平の障礙たるや卽ち一なり、今や財盡き民貧しくして國家人民破產に瀕し、太平洋會議は近く開かれんとして其方寸なく、共同管理は迫て睫眉の急に在り、全國軍民にして神州の淪亡に甘んぜんとせざれば卽ち已む、幸ひ永へに苦海を脫して安定を圖らんとせば當局は人民を矜念し、其願見を放擲して全國軍民に與ふるに自決の機會を以てせよ、全國軍民は一大決心を以て意見の爭端より脫離し、以て自決の一途に就かん、卽ち茲に米國十三州會議に倣ひて國是會議を廬山に開き、以て過去の紛爭を解決し目前の戰亂を終熄せしめて新建設を啓かんとす、事極めて重大なるが故に先づ公約を明訂するに非らざれば之を進行せしめて良果を收むる能はざるを以て茲に謹で公約を列擧せば左の如し。

一、本會議を廬山國是會議と稱す

二、本會議の議決せるものは皆神聖にして犯す可からず

三、本會議は國民會議及國軍會議の二部に分つ

甲、國民會議。國民會議の組織は各省議會及各法團聯合より各々代表三名を選出し、蒙古青海西藏よりは各々一名を選出し、法律問題統一政府の組織及其施行すべき政綱中央地方權限の標準等を解決し、若し約法に不完備の點あらば總議改修して以て國憲の擴訂に資す。

乙、國軍會議。國軍會議の組織は陸軍は各省區より各々代表三名、海軍は海軍全體より代表六名、中央所

屬の各師旅は全體より代表六名を選派し兵額軍制配備裁兵及任免法規等の問題を議決す。

四、國軍會議議決の件は國民會議の通過を要す、若し國民會議が之を否決せば亦其理由を附して原案を維持するを得、但し否決二回に及ぶ時は修正するを要す。

五、國軍會議より暫らく一名を推舉し、國軍を以て兩會議の尊嚴を保障し、決議案をして効力を發生するを得せしむ、但し會內の一切會議事項に干涉するを得ず、其名稱及職權は會議より之を定む、其任期は統一政府の成立を以て限とす。

六、世界の大勢に關係あるを以て本會議は務めて太平洋會議以前に組織す。

七、太平洋會議に於ける支那民國の代表は國民會議より之を推定す。

八、兩會議議決の件は均しく國民會議より宣布實施す。

九、大會は各省區過半數以上の用意を以て召集す。

十、議事法は公議出席の代表過半數を以て次第に施行す。

十一、大會議に要する一切の設備は所在地方官より之を準備す。

十二、會內費用は各省區より之を分擔す。

十三、以上に盡さゞる點は開會を俟ち、大會に於て之を修正す。

十四、本公約は大會過半數の通過を經て法律案となるものとす。

之を觀るに該廬山國是會議は昨秋吳佩孚が主唱せる國民大會の更に具體化せるものにして、吳氏國民大會の素志を飽くまで貫徹せんとするの決心を覗ふべく、本稿締切迄には該通電に對する輿論の傾嚮如何を悉る能はざるも、國民大會時局解決說は昨今又々識者間に盛に唱道され、言論界に於ても上海の中華新報北京の京報等有力なる新聞亦國民代表會議の開催を主張しつゝある際なるに加へて、勢力と地位の昨秋の比に非らざる今日の吳佩孚の此再提唱は、溯北事變に對する一時の國民的反感を洗滌して又々白熱的歡迎を受け、遂に實現するゝに至るべしと觀測する者多く、內外共に非常の注意を之が成行に濺ぎつゝあるも、之れが實現は到底疑はし。

共同管理問題の反響

米國商務卿フーバー氏の主張に據ると稱されて紐育ヘラルド紙等諸新聞に提唱的論調を以て論ぜられ、或は今次の太平洋會議に於ける極東問題討議の一議題として提出さるるに至るやも知れずと傳はり、一時日本言論界の深甚なる注意を引きて其一致的大反對に遭へる支那共同管理說に對する支那の輿論を觀るに、太平洋會議に於ける理想的米國の好意に總ての信賴を傾注し、或は傾注せざるも米國を憚れる多くの支那新聞は共管說を以て米國より傳はれるは事實なるも、日本が爲めにせんとせる加工的謠言にして米支離間を策せる芝居に過ぎずと謂ひ、或は此說を捕へて針小棒大し力めて支那の對日好感を煽ぎて以て太平洋會議に於

ける日支の反目を融和せんとするに在りと揣摩し、甚しきに至りては副島伯の議論を引用し、日本の共管反對は東亞モンロー主義を以て支那に於ける優越權を維持する能はざるが故にして、日本の眞意は支那を朝鮮とするに在るを以て支那の共管を欲せざるは固より當然なりと謂なき痛罵を逞し、曲解の筆を舞する者尠からざるも、又悲痛と激越に亘てる態度を以て斯くの如き主權の侵害は絶對に服從する能はずと叫び、支那國民の自國々政整理に全力を竭さざる可らざるを力說せる者亦尠からず、輿論界爲めに一種悲憤的高調を現はせるが、聞く所に據れば米國政府は支那の輿論に鑒みて八月二十一日國務卿ヒュース氏より支那政府に對し

支那共同管理の議案を太平洋會議に提出すべしとは事實無根なり、米國政府は支那の內政に對して毫も干涉するの意を有せず、太平洋會議に公理の伸張に努力せんとする米國は支那を破壞するが如き理の有るべき筈なし。

との正式通告を發せる由にて高調せる輿論の激熱爲めに猝かに低下沈靜を見るに至れるが、右共管說に關して支那新人界の政論家某氏特に記者に語て曰く

共管說が支那紙の曲解報道せるが如く日本の加工を經て喧傳されたる者なりや否は毫も關する所に非らず、支那に密切なる關係を有する列國識者間に支那救國の一法としての共管論あるは固より事實にして之が實行を主張する者のあるも否む可らず、此共管論に對して其最初の最も有力なるヒントを與へたる者はブランド及ウッドヘッドの兩氏なり、支那の事情に精通せる兩氏の議論中には固より首肯すべき點多々あるも其立論は全く誤謬の上に築かれたり、何となれば支那改善治救の實の支那國民の自覺に特頼するの根本なるに考慮する所なければなり、此根本義に考慮する所なき外力の幇助は縱ひ善意にして良案なるも其結果は瞰もすれば橫進して實際的效果を擧げ能はざるのみならず、或は凡て大紛亂を惹起するに至るなきやを保せず、天下古今一國の改善にして自國々民の自覺發奮に俟たずして成れる者抑も何處にかある、單なる關稅及鹽稅に於ける外人稅務管理の成績を引用して四億大民衆の人心を支配する諸政を律し得べしとするは錯誤も甚し、關稅及鹽稅に於ける外人管理の成績は之を仔細に論ずれば必らずしも模範的と稱するに足らず、比較的良好なりと云ふに過ぎざるのみ、一言以て之を蔽へば支那の改善は支那人の自覺發奮に恃るのみ、支那人は果して終に自覺する所なきか、民國十年の禍亂は支那人をして備さに其苦痛を嘗めしめ、其深き苦痛は著しく自覺を促進せり、昨秋に於ける國民自決の民聲卒に一時に成らざりしも、誰れか之を目して自覺に出でざる一時の牢騷語となさんや、皖派軍閥の如何にして崩壞せる、陸榮廷王占元の如何にして頻々失脚せる、最近に於ける過止す可らざる自治の大潮流、夫れ何れか國民覺醒力の表徵に非らざる、自治は今や國民一般自覺の下に力强く進みつゝあり、此自治の今遽に成功し得るや否は知る可らざるも近き將來に於て必らずや成功の一日あるべきは豫

斷するに足る、自治の施行は支那の總ての改造の根基なり、聞かりし支那の長き夜は今方に自治の曉鐘にまばゆき曙光を見んとしつゝあり、列國にして果して意義ある援助を支那に憑まんとせば支那國民の自覺力の向上に減ぴ、是れ最も根本的にして最も善意的而して最も實効的なればなり、共同管理の如きは支那人の自覺自發の向上に一縷の望みを絶てる時に始めて唱ふべく始めて實行さるべきのみ、最近大阪朝日紙上に連載せる北京特派員大西齊氏の「支那の核心を觀よ」なる一論は吾人の言はんと欲する所を遺憾なく述べたるもの、同情の友誼に富みて觀察の徹底せる盡し近來罕に見る一大價値の論文なり、貴管論者は先づ須らく大西氏の此一論を熟讀し、更に支那國民の自覺を良心的に實際的に吟味せよ、必らずや其管論據の誤てるに悟らん。

山東問題

東京軍事外交會議に參加せる小幡酉吉は八月八日北京に歸任せるが、歸任と共に太平洋會議に關聯せる幾多日支重要問題中殊に山東問題新解決實現の意味に於て內外の注目を引けるも、聞く所に據れば外務當局の山東問題解決方針は依然部分的漸進解決に出でんとし、直接交涉と稱するが如き仰々しき形式を採らず、支那の諒解を易からしめんが爲に比較的解決に便利なる問題より漸次其歩を進め、兩國代表者の正式交涉を開議することなく單に部分的當事者間に於て其所管問題の折衝を重ね、先づ山東鐵道沿線の撤兵を實行する事とし、之に代るべき支那巡警隊の組織訓練とを要求し其頭緒に就きたる際、突如として總ち太平洋會議の開催の提議ありたるが、輿論は奇貨居すべしとなして山東問題を太平洋會議に提出すべく喧囂を極め、直接交涉に理解を有する支那當局も輿論の歸嚮に怕れて結局太平洋會議に持出すべきこと今日略ぼ既定の事實となれるが、上海中華新報は八月五日の社說を以て直接交涉に應ずべしと叫び、次の如く論せり。

吾國民は三年來直接交涉に反對せるも吾人は今日亦斯くの如き形式に拘泥せずして實質的爭をなさんことを主張す、山東問題は世界の注目を惹けるも要するに日支兩國の爭執問題たるに過ぎず、早晚何時か日本と交涉すべきものなるを以て日本が太平洋會議以前に之に關する意見を變換せんとし、吾國之に應ずるに何等不可とする所なし、支那は徒に交涉を拒絶せず要求せんとする所を正正堂々提出して交涉すべく、雖遂に合ふ能はずんば更に之を太平洋會議に提出して列强の批判を求むるも遲しとせず、乍併茲に注意すべきは交涉の方法にして吾人は日本が交涉を提起せる後完全に之を公開し、其二三官僚の掌に受授するが如きは斷じて之を許さざると共に、支那も亦其主張の程度を必らず輿論に徵すべく、國民亦責任を負て相與に研究せざる可らず、國民は直接交涉に反對せるも未だ嘗て本問題に就き如何なる研究主張ありしかを聞かざりき、斯くの如きは不可なり、假に日本より交涉なきも實は吾國より之が要求を提出するを當然なりと

すべし、雖然内亂紛擾せる今日斯くの如き重大なる外交問題を解決せんとするは時機適當ならずとするも、世界の形勢は支那の平和恢復を便々待つこと能はざる事情あるが故に、支那は此際全責任を負て速に解決するを是とすべし、今日の際已むを得ざるを以て之が解決は北京當局をして責任を以て總てを公開の下に當らしむべし。

更に八月十四日亦自力を計らずして外交を談せば失敗免れずとて次の如き社說を掲げたり。

山東問題直接交渉拒絶は全國の輿論にして吾國に十二分の理由ありとするも武力の後援なし、結局威情公理正義を以て日本國民の良心を動かすの外なし、吾國民の期待せる國際裁判は果して吾國民の希望するが如き判決を下すべきや、判決の後日本之に服從すべきや、脅迫に依りて締結せる條約に對し列國は果して如何程支那の爲に盡力すべきか、何れも疑問ならず、力の伴はざる外交は纏て必らず失敗を演せんのみ、吾國民は之に對して充分なる研究を加ふるを要す。

中華新報は獨り毅然として右樣の如く直接交渉是認論を唱へたるが、此議論は太く上海輿論の反感を招き、八月十八日に開催せる上海新聞公會總商會教育會等聯合代表太平洋問題討論會に於て滿場一致を以て山東問題太平洋會議提出案を決議すると共に中華新報に直接交渉論の撤回を強要し、中華新報は遂に反對勢力の高壓を蒙りて已むなく右二論を撤回するに至れるが、幾くもなく北京に於ては言論界の新進たる新社會報が關ぎて直接交渉論を主張し、八月二十二日の社說に山東問題の杞憂と題して次の如き長論文を掲げたり。

吾人は山東問題の前途に對して十二分の疑懼を懷けり、吾人の懷ける此疑懼は一般國民と趣を異にせるを以て特に杞憂の二字を冠せり、吾人の疑懼にして遂に杞憂に終らば是れ寧ろ吾人の希望なり、國民は山東問題を太平洋會議に提出すべきものと想へり、提出は要するに一の形式問題に過ぎず、提出して果して必勝を期し得るや否や吾人は最近のシレシヤ問題の例に依り、一個の問題が當事者間の双方に妥協なき時は一再討議を經て卒に妥協に終ることを知る、シレシヤ問題がヴエルサイユ條約の規定あるに拘らず、今更に國際聯盟最高會議に於て舊事實を重ねて再議されつゝあるに非らずや、支那は日本の反對如何に論なく山東問題を更に太平洋會議に提出するの自由と權利とを有す、故に吾人は山東問題の提出不可如何は問題とせざるも、提出後各國の之に對する態度が果して吾國民の豫望する所と一致し得るや否や、是れ實に重大なる問題にして亦重大なる疑問なり、吾人は理論上に於て樂觀を抱くも、事實上に於て種々難關あるを覺ゆ。

山東問題提出後の第一難關は日本が山東を還付せんとせるも支那が其交渉に應せざりし事是れなり、之に對して支那の代表は如何なる回答をなすや、支那は對獨條約に調印せざるが故に日本に交渉する能ずとせんか、列國は何が故に調印せざりしかを反問するや必せり、又國内の輿論が日本の行爲を強盜とするが故に調印せずと言はん

か、國際會議上に國內の事情を詳說せざる可らず、或る人は日本は還付の誠意なきが故に交涉に應せずと答ふれば可なりと言ふも、日本は屢々還付を聲明せるに拘らず支那は未だ一回も之に應せざるが故に日本の誠意を悉らざるなりと答へん、支那は遂に日本の誠意を否認し難かるべし。

第二の難關は日本の運動なりとす、山東問題提出後日本は必らずや一大運動を起さん、卽ち一方に於て青島還付を聲明して山東の開放を言明し、各國をして其利益に均霑せしむると共に一方に於て暗中英米に運動し、米國に對してはヤップ島案及人種問題に就きて讓步し、英國に對しては日英同盟を以て英國を束縛し、嘗て巴里會議に用ひたる各種の手段を太平洋會議に再び運用せん、支那に至りては之に反し絲毫の實力なるものなく、只だ徒に口舌を以て正義と公理とを力爭するのみ、太平洋會議にして眞に正義公理の大會議となり、能く國際間一切の公平を平かならしむるを得ば卽ち可なるも、巴里會議以後茲に三年、國際間の道義は果して如何程向上し得たるや吾人は太平洋會議が巴里會議に比して更に絕大なる價値あるものと信ずる能はず、顧維鈞等が如何に雄辯を揮ひたりとて日本の代表に赤耻をかゝせること容易ならず、然り而して山東問題は今猛虎貪狼の口中に在り、一塊の肥肉を飢えたる猛虎貪狼の口中より奪ふことの出來得べきや、吾人は終に疑なきを得ざるなり。

第三の難關は日英米間に於ける複雜なる關係是れなり、其相互の牽制的形勢は決して山東問題に對する日本の主張を打破し能はざるべし、今次の太平洋會議は強國間の妥協を謀るを以て其主眼とし、支那に代り支那の憂難を除去せんとするものに非らず、縱へ支那の憂難が列強の妥協關係範圍內に在りとするも、列強は其相互の平和關係を破壞してまでも之が除去に最後の力を致さゞるは明らかなり、縱へ支那を援助する國ありとするも、其國交を犧牲にしてまでも支那を援助するを望み難し、太平洋會議參列國が相互妥協の精神を拋棄して山東問題に就き支那に滿足なる解決を與ふべきや否や、吾人は夢想だに之を望む能はず。

第四の難關は無條件の還付なり、無條件の還付は固より吾人の希望する所なるも、恐らく徹底的なる能はざらん日本の山東に於ける經營已に數年其根柢既に已に深し、日本如何に讓步するも無條件還付にまでは至らざるべく各國亦無條件還付までに支那を援助して日本に强ふるを肯んぜざるべし、吾人は無條件還付を希望するも事實上に於て其可能不可能は自ら明瞭なりと言ふべし。

以上の事情に因りて吾國民の山東問題に對する希望には幾多の難關橫はれるを悉るべし、吾人の豫想に據れば山東問題提出後之に對して各國の下にすべき判決は、日本の聲明せる還付の二字のみにして各國が代て之を保證するのみならん、其結果還付の手續は又々日支兩國の直接交涉に移すべきのみ、吾人は山東問題に對して吾人の懷けるが如き杞憂に非らざる解決を望み、吾國民の人事を

盡して其準備を整ふると共に太平洋會議に過大なる高熱的希望を賭せざらん事を戒めんと欲す。

新社會報の此一論說は上海に於ける中華新報の夫れの如く又々北京言論界に物議を惹起し、太平洋會議後援の目的を以て創設せる太平洋及新太平洋の兩新聞を先頭として各新聞の反駁蜂起し、あはれ新社會報は喊聲銳き包圍攻擊裡に孤立するの已むなきに陷りたり。

太平洋會議の準備

支那に對する太平洋會議參列招待狀は八月十三日米國代理公使ラドヲタ氏より北京政府に向け左の如く正式に通知を發せり。

本代理公使は茲に本國々務卿の訓令を奉じ、謹んで次の如き本國大統領の公文を貴國政府に轉達するの光榮を有す。

本大統領は曩に軍備制限問題會議の召集並に太平洋及極東諸問題に關する連帶討議を提議せる處、幸に熱誠なる嘉納を蒙りたるは深く感激に堪えざる所なり、夫れ平和を期待する眞誠の意なくんば世界の平和は終に最後の保證を得る能はず、苟も誤解原因の除去を實行して相共に其原則及施行の一致を求むるに非らざれば不可とす、本政府即ち會議を開催して意見を交換せば今日重要なる太平洋及極東諸問題も或は一解決を得べきかと思惟し、茲に該提議を致せる所以なるが、換言せば今日國際間は關係する事件に關して民族間に永遠なる友誼の共同諒解を得んとするものなり、太平洋及極東に涉る討論は本政府其範圍を制限するを欲せず、唯だ友誼と誠意に信賴して爭端の重要點を除去せん事を希望し、以て最後の決議に遵循するのみ、本大統領は茲に曩の提議並に提議嘉納の表示に依據して貴國政府の一九二一年十一月十一日華盛頓に擧行せらるゝ軍備制限會議に關聯する太平洋及極東諸問題の討議に參列せられん事を希望す。

越えて十六日北京政府は之に對して駐米公使施肇基氏を經て次の如き回答を米國政府に送付せり。

貴國大統領より華盛頓會議參列の招待を受け、本政府は本會議に對して深甚なる同情を表す、蓋し歐戰以後世界の心理は再び之に類する事變の發生を恐れ而して近來國際の形勢は駸々として重きを太平洋及極東に加へ、東亞に廣大なる土地と衆多なる人口を有する支那にとりて、所謂太平洋及極東諸問題は極めて關係重大にして又全世界平和の問題に關係す、恩ふに貴國大統領平和主唱の華盛頓會議に必らずや能く貢獻する所多かるべく、本政府は深く各國と一般平等に參與して此盛擧を共にせん事を願ふ、貴國大統領の聲明せられたる太平洋及極東諸問題に涉る討議に關しては其制限を加ふるを欲せずとの言に至りては、貴國政府の開誠布公毫も私見なきを徹するに足り、本政府も亦深く讃同を表し、併せて會議中に於て公文中の友誼と誠意とに信賴して爭端を除去せんのみとの主旨に基き、懇誠の精神及友愛の態度を以て相互討議せん事を希ひ、以て貴國大統領平和主唱の盛意に副はん

とす。

此回答と同時に讓て太平洋に對する一宣言を發すべく傳られたる徐總統は次の如き意見書を公表せり。

太平洋及極東諸問題が軍備制限と密接なる關係あるを以て、之れが根本解決を圖らんが爲め米國大統領ハーディング氏は華盛頓會議を提議して其參列を求めたるに對し、本大總統は直に讃同を表せり、余は吾國民が此消息に接し必らずや欣然として該會議の極東及世界の大局に有益なるを頌讃すべきを信ず、蓋し吾國民は平和愛好の天性を有し、歐洲大戰の慘禍が人道と文化に影響せるを目撃したればなり、歐戰以後世界の形勢は太平洋一帶に重きを加へ數十年來の國際歷史と近來顯著の事實とを顧みれば國際の紛糾は直に全世界の平和に影響するを悉る、今日之れが根本原則を討議するに非らざれば紛糾の局面は益々擴大さるべく、吾國民は該會議が以上の原則を規定し、何國を論せず皆此原則を今後遵守すべきを希望して已まず、余は吾國民を代表してハーディング氏の華盛頓會議提議を歡迎し、併せて吾國民の平和愛好の至念を友邦人士に披瀝せんとす。

於是太平洋會議に對する輿論は益々緊張と熾盛とを加へ其提出條項の如きも各々其成見を揭げて慫慂大に努めつゝあるが、外交部に於ても太平洋會議籌備處を特設して考究怠りなく、聞く所に據れば右籌備處にて既に內定せりと傳へらるゝ提出條項は

一、山東問題

二、西藏問題

三、滿蒙問題

四、日英續盟問題

五、二十一箇條問題

六、法權回收問題

七、特種條約廢止問題

八、關稅改正問題

九、外國郵便局撤去問題

十、外國駐兵撤廢問題

の十項にして其中第六項までは是非共提出の覺悟にて後の四項は臨機應變の處置に出づべしと云ふ。

次に參列すべき代表問題なるが、北京政府は前年の巴里會議の例に倣ひて南方の代表をも容れ、所謂擧國一致の態度に出でんとし、既に此旨南方政府へ通告して其同意を求めたるが、南方にては北京政府を否認して單獨にて代表を派遣すべしとの過激論有力なるも、國外會議に自國の不統一を表明するは面白からずとて之が反對者も尠からず、結局北京政府の交涉に應じて代表を選出するに歸着すべきが其顏振を想像するに北方よりは駐英公使顧維鈞駐米公使施肇基の二氏は既定的にして、顏外交總長も最近日本より內田外相親しく出馬せんとの風說傳はるや、顏氏出馬說頗る有力となり、南方よりは王正廷伍朝樞二氏の呼聲高きも、王氏と北京方面との最近關係は頗る南方の疑惑を招き居るを以て南方の王氏選派は實現されざるべく、顏總長にして果して出馬に決定せば南方よりは唐紹儀氏出づべしとの噂

專なり、又外人顧問の隨員として動かざる處はフアーガッソン氏なり。

更に民間に於ける氣聲を觀るに知名有志の後援團體續々發起組織され、其中最も有力なる者を擧ぐれば

太平洋會議後援同志會。黎元洪、熊希齡、張謇、陸徵祥

周樹模、梁啓超、周學熙、許世英、王家襄等發起

華盛頓會議中國後援會。錢能訓、汪大燮、孫寶琦、張耀曾、谷鍾秀等發起

太平洋問題討論會。梁士詒、葉恭綽、朱啓鈐、王寵惠、黃炎培、王正廷等發起

太平洋問題研究會。蔡元培、蔣夢麟、馬叙倫、胡適、李大釗、高一涵、陳啓修等發起

其他上海にては總商會江蘇省教育會銀行公會等ヵ團體の聯合組織せる太平洋會議協會、廣東には議員鄒魯呂志伊等の發起せる太平洋討論會ありと、其聲援漸次白熱化し葉恭綽等の太平洋會議討論會の如きは宣傳機關として新太平なる日刊新聞を出し、更にミラーヅレヴイユーの記者として新進政論家の評あるホーリングトン事本名董光憲氏を米國に特派し、大々的後援宣傳に活躍せしむることに決定せり。

支那彙報

支那新聞重要記事（自七月十六日至八月十五日）

外交關係——太平洋會議——國內要聞——兩湖の新形勢——財政關係——經濟關係

外交關係

▲支民巷の警戒撤退（申報）支民巷の警探撤回問題は日本公使館が縣首の逃亡の責任を負はざるを以つて北京政府は首席葡國公使に轉告したるに葡國公使は此の事は日支間の交涉に係り支民巷は國際問題に係り日支單純の關係と同じからざれば撤退すべしと云ひ顏總長は之を承諾する事となれり（七、一七）

▲米支無線電信借款取消問題（申報）米合衆無線電公司は借款契約を訂立せん事を請へり一月某日の假契約の第二步は米國は決して此の種の權利を放棄せず二月一日の節略撤回說は丁英米が米京に在りて自ら談判せしものに係る、支那政府が交涉の衝に當るを要せず故に節略を撤回せり決して契約を取消したるにあらずと（八、一二）

▲上海會審衙門制度改正意見（新聞報）寰球通信社の消息によれば上海會審衙門制度の不良及び改革の必要に就き支那は國際聯盟大會に提出して以て根本的改革を謀らんと玆に外交部參事嚴鶴齡が國聯國際照秘書廳に致したる說帖の原文を錄すれば左の如し

中國外交部は現在正に外交團と上海會審衙門の外國管轄權を取消中國より一特別法廷を組織して之に代へんことを磋議す此事は中國は曾て一千九百十一年一回提議したるが今中國は國際聯照秘書廳に此事を先づ備案を行ひ大會の時を俟ちて提出し大會に中國の希望を俯准し會審衙門を取消中國より一特別法廷を組織して上海租界中一切の民刑案件を專理せんことを要求せんことを求む中國政府は一千九百十九年外交團と磋議し會審衙門交還の一節に對して要領を得ず議する所擱置したるに因り國際聯盟に提交せざるを得ず中國が本案に對して要求する所のものは僅に洋涇濱章程を重新實行しあらゆる會審衙門會員は中國司法部より自由に委任し必ずしも上海領事團の同意を得ず而して上訴案件は仍ち道尹と領事と會審せんことを請ふものなり中國政府此事に對し曾て詳に考慮を加へ其の新に作り出すものにあらずして其舊制と缺點とを擧げて盡く掃除せば則ち良好の結果を得るに難からざるを信ず故に中國政府の意は組織せんとする法廷は必ず能く中外の利益を兼顧して自から當に維護し中國の主權の亦必ず保護すべしとす中國法官も亦最新智識を具有し並びに法律上の經驗に富めるを以て能く中外の案件を審理すべし中國政府は甚だ國際聯盟が贊助を與へんことを希望す故に先づ說帖を送り以て大會開會の時の討論の標準となす云々（八、一一）

▲英支西藏交涉再開說（京報）英支兩國の懸案たる西藏問題に關し外交部に於ては銳意研究中なりしが最近左記要點に準據し英支交涉を續開する事に決し英國公使アルストン氏と協議の上不日地點を定め談判を開始する事に決せり。

一、西藏懸案の交涉はシムラ會議に根據するを得ず
二、王氏の提議に遵據して解決すること
三、西藏の內政外交は棄げて全部を支那の主權下に移す
四、西藏の關稅は支那の收入とす
五、西藏の境界は自然の區域に依て規定し後設の境界線は舊規定通り變更するを得ず
六、土匪は支那軍隊をして討伐せしむ
七、英支西藏三邦會議は露支蒙會議に遵據すること（八、一〇）

▲極東政府の對支抗議原文（各報）チタ政府駐京臨時代表アカレフ氏より外交部に對し其本國外交總長ユーリン氏の公函を提交した其原文左の如し

セメヨノフ、ウンゲルン等の匪徒極東共和國バイカル州人民の逐ふ所となり遂に逃れて支那に入り以て永固避難の鄉となさんとするに似たり而して

其一部分は支那官吏の扶助によりて滿州里より滿洲里に竄入逼れて亂事を興し東露人民を苛遇し之れに對しては我政府の既に再三抗議せる所なり又其支那に留まれる一部は則ち東露の國境に蟄集し時々極東共和國の治安を擾亂するに止まらず且さに境を越えて侵入せんとし疆土の鈐を強佔す最近復た大部隊の匪徒蒙古滿洲より境邊を掠して過ぐ悪逞ならざるなく流血の慘劇を激起し同時に又飛機數架ありて露支の境界を飛遊し妄りに暴擾を肆にす吾人は確實の證據を對たれば其ウンゲルンの部下の所爲たるを斷言して疑はすチタ政府は曾つて屢々支那政府に對しウンゲルン在蒙の行動はセメョノフの指使する所に係る旨を通告せるがウンゲルンが五月十五日暗倫に因つて發表せる宣言即ち『六月初旬セメョノフ將に滿洲里に在りて活動を開始する筈なるが余は無論其命令に服從せん』云々此種の口氣適々以て其セメョノフの黨たるに證明し得べし

セメョノフの黨の支那に在るや北京天津上海ハルピン滿洲里庫倫等各處に於て自由に團體を組織し絕えず其陰計を施して極東共和國の治安を擾亂せんことを謀る

極東共和國政府は其隣國支那國民とは常に互助正義の精神に基き友愛の邦交を締結せんことを希ひ而して此種表示は僅に文字言語の中に之れを見るのみならず極東共和國政府は在極東支那人に對し最善の努力を以て之れが保護の實を擧して友愛の誠を示せり

極東政府は從て亦支那政府も同樣の態度を以て我國人民を待遇せん事を希望して俟まざる次第なるが現下支那政府の我國人民に對するや更らに虐待の點無しと雖もセメョノフ黨の露支國界に猖獗せるに對し敢て干涉を敢さざるは實に支那政府の過りと爲さざるを得ず

此種の態度は恰も友誼同情の心と相違背するもの依て極東共和國政府は特に茲に抗議を提出し支那政府に質問せんとするものなり

(一)蒙古のウンゲルン匪黨の猖獗は露支共に大に影響ある所なるが支那政府は如何なる確定手續を以て之れを處置せんとするか

(二)近來の中東鐵道は殆どセメョノフ、ウンゲルン軍の軍隊移動軍需品輸送に對する唯一の道路となれるが支那政府は如何なる法を以て之れを防止せんとするか

(三)セメョノフウンゲルン黨、現に滿州里齊々哈爾海拉爾等を根據となせるが支那政府は之れが驅除するの意ありや否や

(四)支那政府はセ、ウ等が支那に於て軍兵を募集するの擧動に對し之れを禁止するの意ありや否や

(五)支那政府は北京天津上海各地及中東鐵路一帶に於けるセメョノフが間諜の活動を禁止するの意ありや否や

(六)支那政府は支那領土內に於ける極東政府反對の露人の居留を排逐するの意ありや否や

以上の六條の質問に對し直ちに確實なる覆答を爲さんことを要求すると共に在支露人の驅逐に對し遠かに相當手續を實行せんことを求む極東政府は前に支那の蒙古に對する主權を尊重し屢々ウンゲルンを進擊せるも常に國境に亞つて卽ち止む

然るに近來該匪徒の猖獗益甚だしく徒に我國境內に侵入し戰つて敗れば卽ち蒙古に逃入す依て今や極東共和國政府は將に派兵進擊露支境界を越えて直ちに其巢穴を覆き以て遠かに後患不せんことを期す而て亂平定後は勿論在蒙露軍は直ちに之れを撤退せんと欲するも之れに關する支那政府の意見や如何示復を至望す

極東共和國外交總長　優　林

一九二一年六月十八日　(七、二一)

▲ユーリンと張作霖と談判破裂す　(各報)

ユーリンはチタ政府承認と蒙古駐劄の交換條件を提出せり、張作霖の對案はユーリンが江東六十四村を返へし三角洲を送り支那商の損失を賠償して始めて承認すべしと、ユーリンはチタが出兵して蒙古に駐きし軍費は甚だ大なり、支那在留民の損害と相消にせん事を求め張は未だ承諾せずして談判破裂せり張作霖は依然中央の直接處理を求めつゝあり(八、七)

▲廣東政府と勞農政府との密約內容　(惟一日報)

廣東政府と勞農政府との間に結締せられたる密約內容左の如し但國民の反對を恐れ嚴分祕密に附せりと

一、莫斯科勞農政府と中華民國西南政府とは各其の主權を尊重すべし

二、兩政府は卽刻通商關係を恢復すべし

三、軍府範圍内に主義の宣傳を允許すべし
四、宣傳方法は勞農政府自から相當の手續を選ぶべし
五、北京政府と知多政府の通商を注意すべし
六、必要の時に應じて勞農政府と軍政府は經濟上の協助を爲すべし
七、兩國人民は相互に最惠國の例に照して待遇すべし(八、一三)

▲支獨協約と北京外交團　(京報)　蕃公使は二十四日歸京し二十六日朝外交團に蒞會し支獨協約とウエルサイユ和議條約との關係を討論せり(七、二九)

▲獨逸總領事館引渡　(各報)　支那當局は和蘭總領事と協議の上今二十六日黃浦灘内獨逸總領事館を駐上海獨逸副領事に正式に引渡す筈なり總領事は何人が使命さるゝか未だ明かならざるも今後獨逸總領事館事務は當分副領事が代理すべし副領事の談によれば德華銀行清理後獨逸俱樂部賣却代價は同銀行の負債に充つることに確定されたり最も困難な問題は獨逸人の支那に於ける地位にして總領事館は戰前制度に依りて事務を取るべきも獨逸公堂は復たあらず蓋し獨逸人は獨丈新條約により支那法律の制裁を受くる事となりたるを以てあらゆる獨逸人の案件は公堂を特設して審判さるべし(七、二六)

▲獨商文書の返還　(新聞報)　歐洲戰爭當時英國總領事の差押へたる獨逸各會社の文書帳簿類は均しく香港九龍倉庫に貯藏し居たるが已に獨支商業恢復したるを以て和蘭總領事の請求により原主に返還さるゝことゝなれり差押文件は合計二百九十三箱にして已に香港より上海に運搬し來れり内譯左の如し

漢堡汽船公司三十四件、雜事十九件、魯錦四十件、譚臣六十六件、美最時七十四件、順全號六十件(八、六)

太平洋會議

▲太平洋會議に對する支那の準備　(北京日報)　來る十一月十一日を期して華盛頓に開會せられんとする太平洋會議の性質範圍に就ては未だ詳細に之を窺知し難き爲め支那は之が對策に就て何等の定見を有せざるものの如し殊に山東問題滿蒙問題の如きに就ては會議に提出の上列國の公平なる批判により日本の權勢を除去すべしと信じ居れり今最近に於ける朝野の意見を述ぶれば左の如し

(一)政府方面、外交總長顧氏主として其局に當り閣員一同連日國務會議席上に於て集議し既に外交部内に太平洋會議研究委員會を設置し衙門務院内に議備會を設け各項の懸案に就て研究し該會議提出問題の資料に供せんとす確定せる提案の内容左の如し

(一)山東問題　(二)滿蒙問題　(三)西藏問題　(四)租界問題　(五)日英同盟問題　(六)二十一ヶ條取止問題　(七)特殊條約廢止問題　(八)治外法權撤廢問題　(九)外國駐兵撤兵問題　(十)外國郵便局の廢止問題

其他軍備縮小問題に就て計劃しつゝありといふ

尙山東問題に就ては顧總長は北京リーダー記者の質問に對し山東問題始め領事裁判權、關稅改正問題等に關し同會議に提出すべきや否や未だ決定せるものなく道は會議の内容如何により決定すべきものなりと答へ一般新聞紙の呼號しつゝある山東問題の提案決定説を否認し居れり

(二)在野方面、伍廷芳宣言の要領に依れば太平洋會議は實に極東平和解決の唯一機會なるを以て困難なる對外問題に接する以前に於て南北一致して統一の實を擧ぐべきこと肝要なりと云ひ梁啓超は、同會議に於て極力爭ふべき點は先つ滿洲及山東に於ける異常なる狀態を除去するにあり尙門戶開放、機會均等、及中國獨立承認の各項は皆是認すべきなりと云へり又某外交家は曰く、太平洋會議參加國は既に定れり將來國際間の提出案は極めて複雜なれば我國は此點に對して極めて精密なる研究をなし參與の眞意を失墜せざることに努むべし

(三)北京に於ては學界報界公團組合及一研究會を置き上海方面全國學生會は國民後援會を組織せり(七、二六)

▲太平洋會議と駐外使臣の活動　(時事新報)　北京政府は各駐外公使に電致して太平洋會議に對する各國の態度を探らしめたるが胡惟德は已に同答せり曰く、日本は沈默の機會を利用し軟箇の難問題を研究して該會議に對抗せんとすと、米國駐在の支那公使施肇基も又召集のに旨を電述し我が國の參加は成功疑ふ可くもなければ政府が代表を愼選し以て外交上に於ける頽勢を挽回されたしと(七、二九)

▲北京太平洋問題討論會の組織　（北京日報）葉恭綽、梁士詒等發起の太平洋問題討論會は八月四日午後二時より北京海軍聯歡社に於て成立大會を開催せしが出席會員六十四名に達し臨時主席黃郛氏は籌備の經過情況を報告し次で會章の討論及び理事の選舉を行ひたる結果左記の諸氏當選せり

葉恭綽　黃郛　黃炎培　劉崇傑　陳振先　王寵惠　黃浮
王正廷　梁士詒　張煜全　張孝若　蔡其杰　朱啓鈐　駱繼漢
鄒洪年

更に右理事中より互選の結果葉恭綽氏は總理事に推されたり尙最後に出席會員中王季子飛行家及び史丹先陸軍大學教授は太平洋會議に關する演說を爲したり（八、六）

▲北京政府の太平洋會議等備處新設　（京報）北京政府は太平洋會議に關する準備の爲め外交部に太平洋會議籌備處を設置する事に決したが八月九日付部令を以て之れが組織を發布し同處長に外交部次長劉式訓を同副長に刁作謙を任命せり（八、一一）

▲太平洋會議支那代表　（新聞報）太平洋會議出席代表は五人と決定し、代表團内に評議八人、參贊十八人、隨員十二人、雇員雜事十六人を設くる事となり顧總長に王正廷を南下して四南と疏通し太平洋會に對する意見の一致を求めたり、總統府顧問に意見を出せり、我が國と各國の訂結せる特殊條約は太平洋會に提出すべしと云ふに在り外交部に渡せり、顧は刁作謙を先づ來國に遣り施公使と太平洋會議一切の事宜を準備せしめべし刁は九月初出發すべしと、又外交部の太平洋會議事務所は王正廷を聘して處長とし、刁作謙を副とすべく王着任せざる以前は劉次長に代理せしむべしと（八、一三）

▲徐總統の對華府會議宣言草案　（各報）徐總統は華盛頓會議に關する支那の態度を聞明すべく八月十七日を以て内容左の如き宣言文を發表する旨八月十三日午後各方面に内報せり

來國大統領ハーヂングは太平洋及び極東問題と軍備制限を以て華盛頓に會議を開かんとし駐支來國公使は我政府に向つて意見を徵求したるが加入贊成を回答せり本大總統は我國民が夙に極東及び世界の大局に有益なる會議に所望として贊頌することを深く信ず我國は太平洋の上に位し數十年來國際相關するの事實と遠年顯著の事實とは俱に國際紛糾を引起すに足る本大統領は我國民が平和を愛好し必ず其の太平洋事務を處理するには先づ國際公平の普通原則の確立を行ふことを希望するを深く信に依て國民を代表して來大統領提議の華盛頓會議を歡迎し並びに國民の愛好和平の眞相希望を友邦人士の前に披露することを願ふ（八、一四）

▲廣東側の太平洋問題討論會　（民國日報）廣東國會議員鄒魯、呂志伊、古應芬等十二名の發起にて太平洋問題討論會組織せられたり同會の會則左の如し

第一條　本會は太平洋問題討議會と稱す
第二條　本會は專ら太平洋各問題を討議し全國の輿論を一致せしむるを主旨とす
第三條　本會の主旨に贊成し加入せんとする男女は何人にても會員たるを得
第四條　名譽會長二名、會長一名、財政主任一名、秘書主任一名、英漢文翻譯各一名、會計主任一名を置く
第五條　學識名譽ある人士若干名を推舉し編輯部を設け主任一名を置き各種關係文書を閱讀し一般より懸賞論文を募集す
第六條　評論解釋は公平の旨とし政派國別を論ぜず
第七條　每日曜日午後一時より會員を召集し討論會を開く
第八條　懸賞論文は本會の討論の範圍に止め倘等なるものには本會より新聞社に送り發表し或は小册子として發表す
第九條　職員以外の會員は退會隨意とす
第十條　本會は太平洋會議の終結すると共に解散す右會則は本會大會の決議により修正の筈（八、一一）

▲廣東政府の對華府會議態度　（各報）廣東政府某秘書は廣東政府の華府會議に對する態度に就き左の如く語れり

廣東には未だ何等の電報到着せざる假に之が事實とするも北方政府を承認せざる南方が北方の命を甘受する理なし南北の形勢は巴黎講和會議當時と大に趣を異にし南方としては此際列國が支那の情態に鑑み南方に對し直接に代表派遣方を招待せん事を望む以下南方は此點に關し外國の了解を得る事

に努力しつゝあり王正廷を代表とする事には民黨は大反對なり外人は王正廷を南方派と解すれども其の實彼は北方の走狗にして南方には眞切者なり云々（八、一四）

▲學生聯合會の對華府會議決議　（各報）學生聯合會は太平洋會議問題に對し四ヶ條を決議せり、（一）支那の加入條件は正義人道を以て基礎として太平洋の和平、世界の和平を維持す、凡そ過去將來の國際間不平等條約待遇と地位は一切承認せず破棄して國際平等自由門戶解放を維持す、但し支那の主權を犯さゞるを以て限る、（二）政府は公開すべし、（三）出席代表は全然經驗あり成績あるものを限とす、（四）全國に通電し對應方法を注意し強國の壟斷の危險を豫防するにあり（八、一）

▲太平洋會議と各界聯合會　（新申報）全國各界聯合會は各省各團體各新聞社に左の如き通電を發せり

米國大統領ハーヂングの發起せる軍備制限大會は太平洋問題及び極東問題を討議せんとす此の會は我國に重大の關係あるを以て加入せざる可らず並びに深く國民の公意に合ふ人を得て代表となさゞる可らず中華民國學生聯合會總會が此の會議に加入を主張し並びに伍廷芳、顧維鈞の列席を主張せるは適ま同人の初懷と合す按ずるに伍、顧の才幹聲望の早く已に世界に識揚せるは國人の共に知る所なり若し故らに國民の公意に違ひ鑒平充數以て折足覆餗を希望せば同人は誓つて承諾せず我國の提出すべき議案に至つては國人の讓じめ研究せるものを見て代表の參考に資すべし軍國主義の流毒は滅殺せしむべきや否や一切不平等の條約契約は撤銷すべきや否や國際互助の精神は實現すべきや否やは總て此の會の結果を見て輕參とす國人其れ特別に注意すべし（七、一八）

國內要聞

▲聯省自治に對する政府の態度　（各報）總統府は某顧問の意見書に接せるが其の內容は聯省自治贊成明令を發せんことを請ふにありて其利六あり、聯省自治と聯邦制と同じからず、約法第一、第二兩條は相符すと云へり新聞職は私かに內務部の核議に附せり（八、五）

▲浙江の制憲問題　（時事新報）浙江の沈省長が中央に對したる電に曰く盧督軍が近日の意思及び態度は已に個人的見解を堅持せざる傾向にて各方面の讓派軋轢甚しく甲の主張は乙反對し殆んど持續しの狀態を呈しつゝあるによる、是を以て省憲にして成らば盧督軍は浙江の人心を慰するに足るとて自ら引退を行ふの意あり、請ふらくは速かに再び代表を派し浙江に來らしめよ、其の第二步なる激烈政策は聯省政府を組織せんとする提議なり、取消を望むべし、唯自分は決して挽回し難く次期の國會議員選舉は依然失望に歸せり、特に此に急告す云々（八、二）

▲浙江省憲法規定意見　（民國日報）在上海浙江人楊化萍、朱定一等は浙江省憲會議に對し省憲法內に左の各項を規定すべしとの意見を送りたり（一）教育は獨立すべし（一）工業に注重すべし（一）國稅と地方稅を分別すべし（一）早婚を禁止し婚嫁年齡を規定すべし（一）多妻及び蓄妾を禁止すべし（一）女子の字を識る者には成年に達せば選舉權と被選舉權を賦與すべし（一）督軍、師旅長、鎭守使等を廢除し總司令に屬せず省長に屬せず統治權は省務院に屬せしむべし（一）道制を廢除すべし（一）軍額を縮少し軍國民教育を提倡すべし（八、一一）

▲廣西軍閥の沒落　（民國日報）廣西の陸榮廷は去る十六日國務院に打電し沈鴻英が獨立したるより廣西の事は益紛紛す部下を糾合すれば城を背にして一戰すべからざるにあらざるも唯だ廣東の騷亂を鎭定し統一を保持するの初旨とは違反するを免れず北方をして廣爛せしむるのみなるは實に忍びざる所なれば卽日職を解き以て獨國に謝せんと欲す此れより後廣西の事は沈鴻英より實を負ふべし耿々たる此の心想ふに鑒諒を蒙らんといへり又別に斷線理に對して來たる二十二日滇越鐵道にて安南に赴き一二ヶ月上海に至るべしと打電せり（七、一七）

▲陸榮廷引退の通電　（各報）民國肇造して變亂迭々乘じ榮廷は恭なく軍容を負ふて茲に十載、國の爲めに驅馳して啓處に遑あらず總べて施設せる所は國家を以て前提とし人民の幸福を謀らざるは無し耿々此心國人共に見るべし、近く年老ひ病多く久しく鳥影を思へる時に遭ふ多故未だ卸肩を獲ず年來海內紛爭して寧宇あるなし、政局紛擾して解決未だ由あらず、民意の歸する所自治に歸趨す、我省は業に軍省各長聯議會より自治を宣告し進行を籌

儘せるに偶々東師の歸降に因り兵戒を弛くを致せり、近頃總司令沈鴻英等は自治主張を通電したるが榮廷は夙に愛民主義を持し樂しんで贊同を與へ、直に該總司令等に本省治安を維持し力めて完全の責任を負ふべきを電飭せり玆の民治實施の日正に我が武人解甲の時に當り是より以後榮廷は兵柄を解除し林泉に引退し一切の軍民各政は概して與聞せず行々將に道を遠引に取り藉つて衰病の軀を休むべし、謹んで此に宣言す(七、一九)

▲沈鴻英投降條件　(廣東國華報)　最に沈鴻英が投降を申請したる際の條件は

一、其子を人質とす二、賀縣を撤退三、沈軍は桂林、柳州の攻擊に當り後廣東軍と南寧に會すれども沈は僅かに一小部隊を照平、平樂に遣めしのみにて屢々廣東軍の督促するに拘らず依然主力を賀縣に集中し前約を守らず又陸榮廷の辭職通電に依りて見るも沈の投降及び自治宣言は一種の廣西軍閥勢力維持策と目せらるゝ廉あり依つて許崇智軍は沈鴻英に對し最後の通告を發し賀縣を撤退せざる際は謝文炳、關國雄、韓國慶の三旅及び全州に於ける湖南軍を以て包圍攻擊を爲すべしと(七、二七)

▲陳烱明の廣西善後計畫　(各報)　南寧省議會其他各團體代表五名桂平に在る陳烱明の許に來たり善後條件の提示を求めたるが陳は左の如く答へたりと

一、南寧に在る廣西軍を退去せしめ廣東軍を迎ゆる事
二、省民多數の希望に依り善後策を講ずる事
三、廣西軍總司令には廣西人の最も敬服する者を任命する事
四、廣西軍の改編を計る事
五、省長民選たる事(七、二八)

▲廣西の現狀　(各報)　胡漢民汪兆銘兩氏昨日廣西より歸省せるが其の語る所に據れば陳烱明は八日南寧に到着し章榮昌を廣西軍善後督辦に黃培桂を會辦に任命せり陸榮廷は安南に去り目下龍州にある殘兵僅五六百も最早遊擊に轉ずるの勇氣なし馬君武は省議會及び各團體より歡迎を受け近日中愈々省長に就任する筈なり
又他の消息に據れば廣東軍南寧入りに際し廣西側の提出條件左の如し
一、廣西より總司令を推擧し廣東政府の任命を受く
二、省長は民選と爲す
三、廣西に駐屯する客軍は盡く廣東軍を併せ二個師團を超過するを得ず
之に對し陳烱明は修正條件を提出せり
一、廣西軍は二個師團を編成し劉震寰黃照榮を師團長と爲すべし
二、陸榮廷譚浩明の部下を解散せしむ
三、省長民選は暫く見合せ縣知事民選を實行すべし(八、一四)

▲廣東國會の朱啓鈐の佛支借款否認　(新聞報)　國會は十二日、佛國會に致電して徐は朱啓鈐吳鼎昌二名を學位謝禮に借り貴國と五億フランの巨借款を爲す、反民意の借款は支那の友誼を害す、貴國は資本家に取消を忠告せん事を請ふと云へり(八、一三)

▲西藏の近情　(京報)　陳遐齡は藏番雪南匪徒は丹巴附近に集合し康城を取る計畫あり、屢ひ來りしも幸麥營に發覺され擊退されたり、余は此の報を得直ちに親ら兵を率ひて巴底に至るや該營は老靜龍山を占領し同山より三沙灣に至り完全に藏番を擊退し數百名を斃し十餘人を生擒せり、銃器獲得算なし我軍の傷亡三十餘名ありと電告せり、七、三〇)

▲中外聯合禁烟會　(各報)　前駐伊支那公使吳宗濂等は支那に於て阿片久しく痲清せず近來陝西、甘肅、新疆、吉林、黑龍江、福建、湖南、雲南貴州、四川、邊境の各地には罌粟を栽培し稅金を取立てられ居り稱烟を奬勵すると異なるざる狀態にあるは英支禁烟條約に違反するのみならず支那根本の大患なりとて中外の同志と聯合し一の中外聯合禁烟會を創設せんとて內務部の許可を得たるが同會は總會を北京に設け上海等の各地に分會を設立する筈なり(八、一)

▲里昂大學の支那學生募集　(各報)　佛國里昂の海外大學は成立以來各方面の助力を得て學生百六十名を得たるが學生の募集は廣東、北京、上海の三ヶ所にて行ひたるに應募學生は皆な高等專門以上の程度にて廣東の者特待生百名、本科生六十名あり女子も十八名あり北京よりも女子一名入學し近く一同佛船ポートス號にて渡佛する由(八、三)

▲女子勞働會と支那代表　(民國日報)　一九一九年國際女子勞働會は米國華盛頓に組織されたるが本年十月十七日より瑞西ゼネブに於て第二次會開始され十一月二十五日よりは同じくゼネブにて國際勞働會議開かるゝ事

となれるが十月十七日より開會さるゝものは女子の意見を纏め國際勞働會議に報告すものにして基督教女青年會は同會全國協會書報部幹事程婉珍女史を同會に派遣することゝなれり尚ほ支那は女子の勞働團體的のもの無き爲め同女史は正式代表にあらざるを以て選舉權は有せずと同女史は七月二十三日上海發の筈なり(七、二〇)

兩廣の新形勢

▲湖南軍の湖北侵出　(晨報)　湖南軍並に湖北民黨は七月二十一日蔣作賓の長沙に到着せるを期とし王占元驅逐の計畫を樹て二十二日より愈兵を出し伐北に侵入することとなり二十三日正午趙總司令は湖北討伐令を下し通城崇陽、蒲沂、嘉魚、鹽利、石首等を戰時警備區域とし二十三日中に羊樓司五里牌に於て湖北と相對し一戰一敗の形勢にあり(七、二六)

▲趙恒惕王占元に辯明　(新聞報)　二十四日夜十時趙恒惕は漸鄂列車開通問題に付き再び王占元に電報を寄せ來れるが同電中に湖南軍第一師尖鐵庵等は湖北民黨孔庚蔣作賓李書城等の煽動を受け湖北攻撃の兵を進めしも予能く之を制止し得ず自己無責任を深く恥づ依つて本日已に嚴重制止し並に黨の機關を査明處分したれば事件の詳情を開陳せんが爲め參謀唐一甌を派遣し親しく貴督軍に解剖說明すべく命ぜり云々と

王氏は之に對し承諾の返電を送りしも而も尚ほ趙氏の電報が詐欺的行爲ならざるかを恐れ軍備上の警備はまだ停止するところとならず目下の形勢は表面上緩和に赴きつゝあるも尚ほ裏面の眞相は料りがたし(七、二七)

▲兩湖戰況情報　(新聞報)　羊樓洞、趙李橋を占領したる湖南軍は戈を收めて陣容を整へ第二の攻撃に移る準備に忙しく、湖北軍は主力を蒲圻に置き同地の南方十八支里の茶奄嶺を第一防禦戰として應援軍の來着を待ち、暫時停戰の狀態となれり、而して四日、部署を整へたる湖南軍は湖北軍の天嶮と恃む茶奄嶺に向ひ猛烈なる總攻撃を開始し激戰數時間に及べるが北軍遂に支へず蒲圻に退却し、四日午後五時茶奄嶺は確實に南軍の占領する所となれり同地の陷落は湖北軍に取りて實に決定的運命を與ふるものなれば北軍も亦必死に防戰を試み戰鬪頗る激烈なりしが如く、死傷七百名の多きに達せりと、又湖北軍總司令孫傳芳の如きは自ら陣頭に立ちて士氣を鼓舞し退却の色あるものは之れを斬首して指揮激勵したるも前數回の敗戰に阻喪し盡せる士氣を挽回すべくもあらず、遂に陣容總崩れとなりて蒲圻市街に敗退したるは是非もなし、蒲圻の軍事的價値は茶奄嶺を控ふるにあり、同地にして一度び敵手に委ぬるに至らば市街は眼下に伏瞰せられ防禦的價値を沒却すべし、而も南軍は同地を攻陷し三方面より蒲圻を包圍しつゝあり、湖北軍の左翼なる湖南の援鄂軍にては右翼隊司令葉開金の率ゆる湘軍第一獨立混成旅の迂廻進攻中なりし通城縣に於ても、湖北軍利あらず三日午後縣知事以下逃亡し南軍の占領に歸したり、縣城を占領したる南軍は目下中央主力隊に合せんと茶奄嶺に向つて進行し居れり、前線總司令孫傳芳より殆んど絶望的報告に接したる王督軍は直隸軍總司令蕭耀南の要求のまゝに現銀六十萬軍器彈藥を供給して幾回か前線出發を懇願して蕭司令を動かし、四日より劉家廟にありし第二十五師は江を渡り粵漢鐵道に依り直線輸送を開始せり尚ほ南北兩軍の令司官は左の如し

湖北軍前敵經指揮孫傳芳、右翼司令王都慶孟昭月、左翼司令宋大霈、正面司令劉躍龍、潘守植、先鋒司令毛鴻鈞

湖南軍前敵總指揮宋鶴庚、右翼司令趙越、葉開鑫、左翼司令魯滌平、正面司令宋鶴庚、先鋒司令夏斗寅(八、七)

▲王占元辭職許可　(各報)　王占元は六日辭表を提出したるが北京政府は九日之れを許可せり(八、一〇)

▲湖北長官新任　(各報)　九日付を以て吳佩孚は兩湖巡閱使に蕭耀南は湖北督軍に任命せられたるが兩氏は十一日就任せり(八、一二)

▲湖北の前途如何　(民國日報)　王占元の辭職許可と吳佩孚の兩湖巡閱使蕭耀南の湖北督軍任命に就き某政客曰く是れ一般の希望なりしを以て湖北人は此の命令發表には滿足せんも是より起るべき問題は(一)侵入せる湖南軍を如何に措置すべきか(二)王占元の舊部下及び湖北軍を如何に處分すべきか(三)省議會を中心として湖北人の希望せる自治問題を如何にすべきかにあり此の三問題に對する解決如何によりては湖北の變亂は容易に鎭靜せざるべく却て其人を換へたる爲に益變亂の增發なきやを保せずと(八、一二)

▲湖南提出の和議條件　(北京通信)　兩湖戰爭開始以來湖北軍は連戰

連敗の有樣にて湖南軍は漸次省境を出で、湖北省内に殺到し蒲圻陷り咸寧危く王占元が遽に各方面に請電して急を報じ政府に對し援軍增派を懇請したるも無理からぬ事といふべし然るに一方趙恒惕は去る三日湖南を特派して王占元に速かに辭職すべき旨勸告する所あり一部に於ては已に援軍總司令蕭耀南を臨時督軍とし湯薌銘を臨時省長に任じて一時治安を維持すべく主張する者あり執れよりするも王占元の逃亡は免れざる所なり然るに一說によれば趙恒惕は吳佩孚に對し妥協條件六項を提出したりと傳へらる內容左の如し

一、王占元は卽日退職し孫傳芳、宋大霈、劉揆一、孟昭月軍隊は一律に裁撤し及び曾て兵變を惹起したる軍隊も亦一律に裁撤す

二、湖北總司令及省長の何人たるとは湖南省は何等干與せず但し湖北人は軍政權と自治權とを確有す

三、直魯豫蕭南師、張福來の一旅駐鄂するは異存なし但し新雲鶚旅及趙傑の宏威軍と山東張克恭旅は均しく鄂境を出づべし

四、湖南軍は完全に省境を出づ湖北民軍は羊樓司、蒲圻一帶に駐す

五、南北各省は國民會議召集を實行し先づ自治法を定め進んで憲法を制定す

六、聯省自治會議を漢口に召集し每省代表五人を公推し時局解決及裁兵案を議す

右提出條件が果して何處まで信ずべきものなるや不明なるも此內容を見るも湖南軍の優越味を含めるを認取さる可く第一條件として王占元の卽日退職を挙げたるが如き尙ほ純湖北軍隊の解散を迫れるが如き湖南として當然あり得べき要求なりとすべし然して茲に問題たるは王占元の後任問題にして襲元洪の內意を受けたる蔣作賓が同氏より三十萬元の軍資を得て自治軍を組織し自ら省總監と名乘れるあり更に援鄂軍總司令たる蕭耀南あり吳佩孚あり右三者の內吳佩孚は夙くより同位置を窺ひつゝありしなるも同氏の就任は張作霖の最も悅ばざる所蔣作賓は南方との聯絡を唯一の强味とし自治軍を根據とするも實力は遙に吳佩孚に及ばず歸する所蕭耀南のみなるが援鄂司令たりし者が基の位置に坐るとせば湖南軍が果して之を承認すべきや否や疑問とするものあり(八、七)

▲湖北省自治約法　（各報）

蔣作賓一派の湖北民黨は今回湖北省自治臨時約法十四章百二十ケ條を公布し省憲法制定迄同約法に依り湖北の自治を實行すべき旨聲明せり因に同約法は米國の洲法に倣へるものなりと(八、一三)

▲兩湖軍休戰狀態にあり　（時報）

兩湖兩軍の戰線の情態は王占元、涇落と共に湖北軍全部撤退し新堤職及び趙傑の兩旅團前戰に在り蕭耀南の二十五師後方に在り何れも自然的休戰の有樣なり(八、一四)

財政關係

▲支那破產期　（申報）

外國銀團の人の言によれば支那の負へる內外債は三十億、每年收入の十分の七は軍費にして內亂の兵費は外に在り、是れ支那に還債の能力なきなり、其他政務は一事も擧ぐべきなし若し猛省して速かに內爭を息めざれば民國十四年六月三十日は卽ち破產年度たりと(八、五)

▲支那破產期の說明　（益世報）

北京上海の各新聞が外國銀行團の統計を揭載し支那は民國十四年六月三十日破產すると云ふ事であるが銀行團方面の意見としては支那の外債は三つに區分さる

(一)無擔保債款(二)鐵路礦山擔保借款(三)各省實業其他の收入を擔保とせる借款

にして更に內債も三つに區分さる

(一)歷年發行の公債、特種國庫券、定期支拂の債券、(二)政府支拂不能の各省區及中央各機關の政費及軍費の內債、(三)政府直接が內國銀行及商會よりの借款

以上を合計すると約三十億に達し現在外債の擔保に充てられたものは全く回收の見込なく更に內債の擔保も亦同樣の狀態にあり鹽稅剩餘金も向ふ十一年の冬迄では收入の見込なく關稅剩餘金も砂價が漸次騰貴すれば所得には限りあり煙酒稅は各省で十分の八を押へ印花稅年收二百餘萬元も各省に於て之を差押へ常關收入とても同樣なり、故に十年公債を起すと云ふ議論を生ぜるが其の擔保たる崇文門及津浦線の收入は既に特種國庫券の擔保となり郵便局の收入も政府の費用に充當する以外には使用出來ず其他の郵政收入も同樣なり

現在支那は毎年六億五千萬元の支出なるに收入は僅に四億五千萬元しかない故毎年二億萬元づゝ不足しつゝあり、南北の軍隊は總計百四十萬人あり毎年戰爭が無くとも軍費三億元を要し騷動があれば更に澤山の入費を要す、政府は未だ何うなり實草を授して一年位は壽命を保ち得るも明年の六月になれば全く擔保品が無くなるべし、故に七月から起算して政府の地租收入は一億元位であるし地方官の大淘汰を遣つても一億元を得る事は困難なりとす擔保となすべきは地租より他になし假に六七厘の利息として擔保としても四億元の收入しか無いが無理すれば六億元を得べし故に年二萬元不足するとせば十一年七月から十四年六月で終つてしまふ故に十四年の六月で破産すると計算せる次第なり（會世報）

▲公債基金處設置案　（各報）今回の公債募集は別に基金處を設けんとしつゝあり公債局が梁士詒の監督にして財政總長潘復と融和せざるが爲めや故に條例も尙ほ局より其れ〳〵取極むるに決し更らに基金專處たる役所を設け操縱し易からしめんとするが如し（七、二二）

▲內債交換所組織　（各報）內國公債交換所は已に北京の閣議を通過し財政部より特派されたる傅宗耀、陶湜は上海に來り組織に着手せるが同交換所は資本金を一千萬元とし先づ五百萬元を收め農商部より利息六厘を保證し期限三年にて頗る好景氣なりと又聞く財政部は利子支拂及び元金償還に對しては相當の保證を與へんが爲め公債發行局の設置に先立ち是が目的を達する爲臨時一局を開設したり右臨時局々員は國債局長、財務部隸屬の印花稅局長郵政局長及び交通鐵道局代表者を以て成立す固定的局設立の曉は銀行家協會及び北京稅務處代表も之に加はるべしと（八、四）

▲關稅改正と列國の態度　（晨報）我が國より提議せんとする輸入稅則の改正案は外交部より已に關係各國へ通知したるが今や、英、佛、白耳義、伊太利、デンマーク、ノールウエイ等の各公使はいづれも前後回答して曰く、已に本國に轉達す其沙汰あるを俟つて何分の回答に及ぶべし云々（七、二〇）

▲關稅研究會の組織　（大陸日報）財政總長代理潘氏は關稅改正の目的を以て特に財政部內に關稅研究會を設けたり其組織內容左の如し。

第一條　本會は關稅改良の研究を以て主旨と爲す、

第二條　本會は財政部內に之を設く、

第三條　本會會長は財政總長より派任し副會長二員は財政次長、稅務處會辦より派任す、

第四條　本會の會員は定員を定めず會長より外交、財政、農商の三部及稅務處人員中より關稅に對し研究せる者を以て之に派充す、

第五條　凡そ中外稅務に通曉せる學、洋人は酌量の上聘任して本會會員と爲すことを得、

第六條　本會は評議、調査、編輯の三科に分づ

一、評議科は稅制の利弊を討論して改修事項を提議す

二、調査科は各國の關稅制度及其他參考に供すべき材料を蒐集す、

三、編輯科は議案及稅率を編輯して貨價稅率等の書類を比較調査す、

第七條　各科に主任一人副主任一人を置き會長より之を任命す、

第八條　本會は日常公務を執る外每週三回開會し午後三時より之を行ふ若し特別事件あらば會長より隨時召集することを得、

第九條　本會の開會は會長之が主席となり若し會長出席し能はざる事故ある時は副會長の一人より代理す、

第十條　本會は文書類の淸書及通記事項の爲め雇員を酌用して記錄せしむるを得、

第十一條　本簡章中若し不完全なる點あらば會長に呈請して隨時改修するを得（七、二七）

▲外債整理としての十年公債　（時報）最近政府側より確聞なりとして傳ふる所に依れば政府は潘財政部務代理の提議を容れ內外債整理に起見して近く二千萬元の十年度新公債を募集せんとする意嚮を有すといふ、之が內容は未だ詳ならざるも還本還息の擔保品として左の四項の收入を充當するものなりと

一、滬文門稅收每年一百二十萬元を提出す

二、津浦鐵道貨捐局稅收每年一百四十萬元を提出す

三、印花稅收每年一百萬元を提出す

四、交通部郵政餘利項下每年四十萬元を提出す

右合計四百萬元の確收を以て擔保とせんとするものにて政府側の報道に依れ

は北京、天津、上海、漢口各地銀行界は右公債基金を以て好況を與へ居れりと稱し居れるが道は遙次是の所謂寺内借款等本遠行解決策の一法に非ざるか果して然りとせば其目的内外債整理に起見せりとあれば或は謂ふが如き解決の曙光を遠からず認め得べきなりと觀測さる(七、二〇)

▲上海總商會の十年公債反對　(各報)　上海總商會は十年公債發行に反對し北京國務院、財政部に左の如き電報を發せり

政府は年來政費補充の爲めに内債二億數千萬元の巨額を發行し低價に賣出して市場に充付し直接金融を妨害し間接に國民の負擔を增加せしむ今番銀行公會の建議を採り關餘鹽餘を擔保として始めて整頓緒に就きたる實績未だ遠からず數月ならざるに忽ち十年公債條例の發布あり用途を云へば債券尚ほ未だ發行されざるに各省の要求により一空となり擔保を云へば印紙稅、菓文門稅、津浦鐵道貨物稅にて早く他の債務の擔保となり居るものなり且つ印紙稅は多く各省にて截留し菓文門稅は總統府の經費に充て擔保中比較的確實なる郵政の盈餘も亦た交通部にて半ば航業獎金に充つ半ば同部の費用となし居りて均しく確實なる財源無し此の債券の發行は實に市場を擾亂するに足るを以て明令を以て停止されたし云々(七、二六)

▲上海銀行公會の十年公債に對する態度　(各報)　上海銀行公會は十年公債發行に反對し二十五日北京政府に左の如き電報を發せり

政府が十年公債條例發表されては群情異常に激憤す蓋し舊債の整理始めて緒に就き人民の痛苦尚ほ未だ回復せざるに忽ち十年の公債發行あり擔保既に確實ならず用途も亦た宣布して公衆の承認を經ず實に銀行公會歷次の建議に相背くものなり茲に公決により凡て公會從前の議決方針は必らず貫徹すべし十年公債に對しては絶對に承認する能はず明令を以て發行を停止し以て信を維持し大局を保持されん事を請ふ(七、二七)

▲十年公債解釋問答　(商報)　上海總商會は北京財政部の十年公債發行に就き實問電報を發したるが財政部よりは左の如き回答來れり

本部今次の八厘公債發行は從前辦理の不善に鑒み其全力を擧し用途と基金に注意す辦法の大概を略述せば左の如し

一、基金を鞏固にす凡そ大數の公債を購買する銀行公司商號は均しく代表を公推し基金を整理し並に基金と關係ある主管員司と公債基金處を共同組織し該處の未だ完全に成立せざる以前は先づ基金籌備處を設け應撥の數は數に按じて撥定し以て信實を昭かにす

二、用途を愼重にす本公債は既に短期公債の清理と國庫の補充を標明したれば凡そ從前應に還すべき短債の京師稅務と津浦貨捐擔保の特種庫券の如きは此次募集の公債を以て眞先きに償還す此の如くせば續發したる上基金確實となり各項缺餉の餉費に至つては均しく本公債を以て各種抵押品となすを得す此の外の用途は實業基金補充及び治安維持必要費用を除くの外餘は緩急を酌量し各銀行短期内債を償還し以て金融の活動に資す

民國以來内債を發行せる數は多大なるも然も政府は歲入の四千餘萬元を以て公債の本息を支拂ひ未だ信用を失はず且つ本年抽籤償還の各項公債數額は三千萬元内外にて此次募集する數にて周轉にて充分にて人民の負擔を增加せず貴會は熱誠愛國 素と大局顧全を前提とするを以て贊襄せられんことを祈る(七、三〇)

▲十年公債否認　(晨報)　三十日銀行公會は財政部に人を派して十年公債を否認し基金委員を派せず(一日新聞報北京)財政當局者は人に語りて曰く十年公債は勢ひ必行にあり北京金融界は紛々として取消を乞ひ外間反對あるも應に足らずと云へり然れ共實狀は決して當局の言の如からず(八、二)

▲十年公債の引受け　(新申報)　北京政府は財政困難に依り十年公債三千萬元を發するに對し上海銀行公會は當局が未だ用途を指明せざりしを以て引受けを承諾せず而して各省商會も亦通電して反對せるより政府は一再部員を南下せしめて疏通に極めたるも仍ほ結果無かりしが上海總商會は日前北京全國商會聯合會より十年公債は政府は各省が相繼いで反對するに鑒み中國商業信託公司と交渉し全數同公司より收購することゝなり不日磋商妥協せんとする機樓なりとの通知に接したり(八、一五)

▲財政部の對日借款　(惟一日報)　財政部は交通部に照會して曰く四洮借款は已に交涉を經げ一ケ年間延期の承諾を得たり、故を以て其の元利合計五百七十三萬四千元は不日其の支拂ひを中止し明年の五月年度末に至り本部の取計ひに係る利息は金庫の都合次第協定する處あるべしと(七、二二)

▲北京政府の對國内銀借款　(北京日報)　北京商業銀行は政府に五

十萬を貸與し月利八、手取九五、擔保品は印花稅八十萬、二ヶ月期限、殘稅剩餘を指定して返還す近く調印す、財政部と邊業銀行は五十萬の商借あり利子九、特種財産局擔保已に成立せり(七、二八)

▲飛行機借款追加締結　(各報)　最近航空所は英商ピッカース會社と更に五十萬磅の追加借款締結將傳へらる(八、一二)

▲湖北湖南線續借　(申報)　川粵漢の湖南湖北線の間は中英公司より八十五萬元を續借し今朝調印す(八、一三)

▲扣留獨墺艦借款　(新聞報)　海軍部は扣留せる獨墺艦を以て三井洋行に抵當として三百萬圓を借ることゝなりしが劉某の紹介將に調印されんとす、(八、一三)

▲支那新銀貨鑄造　(北京日報)　造幣廠は新一元銀貨の見本を政府に提出したるが徐總統の顏を彫刻しあり此新銀貨を以て標準圓銀と定め追て凡ゆる他の銀貨を引換へて之を支那國中の通貨に改めんとする目的なる由なり(八、六)

▲中法銀停業と支那商人の損失　(申報)　上海中法實業銀行停業後同銀行の紙幣は支那銀行團にて兌換し居れるが支那商人の預金は目下清理法を講ぜられつゝあり而して上海商人は佛國に貨物を注文する者頗る多く損失亦た少からざるより紛々當局に對し電報を發し救濟を求め居れるが前日北京外交部より許交涉員に左の如き電報達したり

外國銀行の金融を操縱し投資を經營するは久しく通病となり居れるが此次の中法實業銀行事件は竭力維持を經て兌換券は尙ほ流通すべきも我國商人の佛貨を訂購するものゝ此に因つて損失を受くるものは清單を具し法によつて救濟を提出するの根據となさゞるべからず上海は商業の總滙なれば法を設けて調査し並びに佛國總領事に意見を諮問し報告されたし(八、一五)

經濟關係

▲日支經濟同盟反對電　(中華新報)　留日學生總會歸國代表湯鶴逸は全國省議會、教育會、各地學生聯合會、各團體、各新聞社に對し朱啓鈐唐在章、周作民が日本に赴けるは徐世昌を代表して日本皇帝に挨拶の爲めなりと云ふも、實は日本と經濟同盟を締結せんが爲めにて國人の干涉を懼るによつて東京留學生の暑中休暇を利用して交涉を東京に移したるものなりとて日本との經濟同盟反對の通電を發せり(八、二)

▲交易所取締り嚴重　(商報)　上海交涉員は昨日北京農商部より上海區域以內に法に依つて組織せる各種の交易所は夫々許可したるが未だ出願せざるものにて籌備處を設立し新聞紙上に廣告せる交易所は株金を募集して漁私を圖らんとするものなきにあらず新聞紙に揭載せる二十個の交易所は同種の交易所已に設立されたるものあり或は物品の性質及び營業時間が交易所の通例に合はざるものなり且つ何れも未だ出願せざる者か或は許可を拒絕されたるものなれば速に禁止すべく倘此旨を英佛各領事に通告すべしとの訓令を受けたり(八、二)

▲各國領事に上海各取引所取締を要求　(各報)　農商部は外交部に咨し英佛公使に照會し上海各國領事をして各交易所を取締らしめんことを請へりと、(八、五)

▲交易所の合辦禁止　(新聞報)　北京農商部は新聞紙上に中美證券物產交易所股分有限公司及び中法合辦萬國物券金幣交易所股分有限公司等の廣告あるが條例に照せば交易所事業は本國當地同業行廠商號五分の三以上にて組織し該實業廳を經て農商部に轉呈し並びに省長に分報するを法定手續きとするものなるが在上海他國商人は此等の事情を深く知らずして貿然合辦するは人の爲めに利用され將來糾葛を起し易く早きに及んで禁阻し以て兩國の實業を保ちて流弊を免がるゝに如かずとし外交部をして在北京佛米兩國公使に此の事を照會したりと(八、五)

▲極露駐支商務官來　(各報)　極東共和國駐支商務官は八月四日夜北京より上海に着する筈なるが來滬の用向は商務上の問題に就き親しく上海の官紳商各界と商議するが爲めなりと(八、三)

▲象鼻山鐵鑛と東亞通商　(中華新報)　湖北官鑛署は一契約書を北京に送れり象鼻山鐵砂を東亞通商株式會社に賣約する草案なり、當局は湖北費軍を要するに就き許可すべしと、七、二九)

▲支那國有鐵道收入　(各報)　交通部路政司調查に係る支那國有鐵道營業成績本年一月一日より四月十日に到る四ヶ月餘に於ける各路別全收入左

の如し

線路別	收入總額	前年同比較
京漢線	六五二、五八三	一九一、二八〇元減
京奉線	七五二、一五四	一、五九二、二七四　增
津浦線	四、六九二、四六一	三、四五、五九六　增
京綏線	一、五五三、五〇二	三五〇、一七六　減
滬寧線	一、八九五、四六五	二七二、四四九　增
滬杭線	八五一、九四七	一三五、八四〇　增
正太線	九二九、六三六	三三二、四四二　減
廣九線	三七四、〇〇八	七七、三七一　增
長線	八〇八、八〇五	二二七、八〇九　增
道清線	二五二、五五一	七、〇〇七　減
株萍線	七八、九九八	八二、二〇一　減
滬甯線	一〇、一八四	五、五六三　增
沐洛線	五二〇、六六五	一〇〇、〇六四　增
靜鄂線	四八〇、二九〇	二四、六〇五　增
四洮線	二〇五、二二	七、八四一二　增
總計	二六、六九九、七三六	一六、一九〇、五三一　增

右の如く四ヶ月十日間に於ける國有鐵道全線に於ける全收入は二千六百六十九萬九千七百三十六元にして昨九年同期に比し百六十一萬九千五十三元な增加し居れり右收入額を假に四ヶ月間平均額とせば一ヶ年間の總收入は大體に於て約八千萬圓に達すべきものと見るを得べし（八、二）

▲**吳淞商埠地の範圍**　（各報）吳淞商埠局は前に江蘇軍民兩省より商埠範圍內の交通事業及び公司創設等の事は埠務と均しく關係あり今後辦する前項の事務は一々報告して以て進行に便されたしとの通告に接し同局にては吳淞商埠範圍如何は未だ劃定せずと報告せり（八、八）

▲**蚌埠の商埠自開**　（時報）蚌埠の商埠自開は前に安徽省議會の議決を經先づ船塘工程を急ぐことゝなり昨年三月より工事を始め已に八分通りは進捗し本年秋頃は峽工の竣なるが其の經費は最初中國交通金城三銀行より三十萬元を借入れ本年二月又た上海銀行より十萬元を借入れたり此等の借款は塘工餘地の借下げ料にて償還する計畫也（七、三一）

▲**民國九年末在支外人數及商店數**　（時報）昨年支那に於ける外人數は三十二萬六千〇六十九人商店數は七千三百五十七にして國別せば左の如し

	店數	人數		店數	人數
米國	四〇九	七二六九	日本	四一七八	一五三九一八
澳國	—	二四	南米	一	一〇
白國	二六	五九二	墨西哥	—	一
英國	六七九	一一〇八二	諾威	一四	三七三
丁抹	二七	五四五	葡萄牙	六五	二二八二
荷蘭	二七	四〇一	露國	一五九六	一四四四三
佛國	一八〇	二七五三	西班牙	八	二八五
獨逸	九	一〇一三	瑞西	八	四六四
伊國	三七	五〇四	其他諸國	一一	一三二

（七、二〇）

日本新聞重要電報（大正十年七月中）

外交關係

▲**阪西少將の談**　（二十六日北京特派員發）東京會議に參加して二十五日歸任せる阪西少將の談に曰く

支那政府が寺內內閣時代に總額約二億萬元の債務に對し支拂義務を履行する能はず而も假契約締結の運に至らざる爲種々の臆說傳へられつゝあるも要するに本問題は之を兩國政府より見て如何にせば債務を圓滿に解決し得るかに歸着するものにして之は今回の軍事外交會議の結果大體に於て圓滿なる解決を見るに至るべし小野興銀副總裁も廟議に從ひ此趣旨にて支那側と協議を進めつゝあり卽ち債權者たる日本は支那に對し單に利子の實現は擔保の書換などに沒頭するに於ては當初の借款の本旨たる支那政局の維持並に產業開發の目的に反するを以て一層有意義なる日支經濟の密接

十萬を貸與し月利八、手取九五、擔保品は印花稅入十萬、二ヶ月期限、雜稅剩餘を指定して返還す近く調印す、財政部と通業銀行は五十萬の商借あり利子九、特種財產局擔保已に成立せり(七、二八)

▲飛行機借款追加締結　(各報)　最近航空所は英商ビッカース會社と更に五十萬磅の追加借款締結許傳へらる(八、一二)

▲湖北湖南線續借　(申報)　川粵漢の湖南湖北線の開は中英公司より八十五萬元を續借し今朝調印す(八、一三)

▲扣留獨墺艦借款　(新聞報)　海軍部は扣留せる獨墺艦を以て三井洋行に抵當として三百萬圓を借ることゝなりしが劉某の紹介時に調印されんとす、(八、一三)

▲支那新銀貨鑄造　(北京日報)　造幣廠は新一元銀貨の見本を政府に提出したるが徐總統の頭を彫刻しあり此新銀貨を以て標準圓銀と定め通て凡ゆる他の銀貨を引換へて之を支那國中の通貨に改めんとする目的なる由なり(八、六)

▲中法銀停業と支那商人の損失　(申報)　上海中法實業銀行停業後同銀行の紙幣は支那銀行團にて兌換し居れるが支那商人の預金は目下滯運法を講ぜられつゝあり而して上海商人は佛國に貨物を注文する者頗る多く損失亦た少からざるより紛々當局に對し電報を發し救濟を求め居れるが前日北京外交部より許交涉員に左の如き電報逸したり

外國銀行の金融を操縱し投資を經營するは久しく通病となり居れるが此次の中法實業銀行事件は竭力維持を經て兌換券は尙ほ流通すべきも我國商人の佛貨を訂購するもの、此に因つて損失を受くるものは清單を具し法によつて救濟を提出するの根據となさゞるべからず上海は商業の樞紐なれば法を設けて調査し並びに佛國總領事に意見を諮詢し報告されたし(八、一五)

經濟關係

▲日支經濟同盟反對電　(中華新報)　留日學生總會聯合代表湯鵬飛在全國省縣會、教育會、各地學生聯合會、各團體、各新聞社に對し朱啓鈐應在華、局作民が日本に於けるは徐世昌を代表して日本皇帝に挨拶の爲めなりと云ふも、實は日本と經濟同盟を締結せんが爲めにて國人の干涉を懼るによつて東京留學生の暑中休暇を利用して交涉を東京に移したるものなりとて日本との經濟同盟反對の通電を發せり(八、二)

▲交易所取締り嚴重　(商報)　上海交涉員は昨日北京農商部より上海區域以內に法に依つて組織せる各種の交易所は夫々許可したるが未だ出願せざるものにて籌備處を設立し新聞紙上に廣告せる交易所は株金を募集して濫私を圖らんとするものなきにあらず新聞紙に掲載せる二十個の交易所は同種の交易所已に設立されたるものあり或は物品の性質及び營業時間が交易所の通例に合はざるものなり且つ何れも未だ出願せざる者か或は許可を拒絕されたるものなれば速に禁止すべく尙此旨を英佛各領事に通告すべしとの訓令を受けたり(八、二)

▲各國領事に上海各取引所取締を要求　(各報)　農商部は外交部に咨し英佛公使に照會し上海各國領事をして各交易所を取締らしめんことを請へりと、(八、五)

▲交易所の合辦禁止　(新聞報)　北京農商部は新聞紙上に中美證券物產交易所股分有限公司及び中法合辦萬國物券金幣交易所股分有限公司等の廣告あるが條例に照せば交易所事業は本國當地同業行廠商號五分の三以上にて組織し該實業廳を經て農商部に轉呈し並びに會長に分報するを法定手續きとするものなるが在上海他國商人は此等の事情を深く知らずして實業合辦するは人の爲めに利用され將來糾葛を起し易く早きに及んで禁阻し以て兩國の實業を保ちて流弊を免がるゝに如かずとし外交部をして在北京佛米兩國公使に此の事を照會したりと(八、五)

▲極露駐支商務官來　(各報)　極東共和國駐支商務官は八月四日夜北京より上海に着する者なるが來滬の用向は商務上の問題に就き親しく上海の官紳商各界と商談するが爲めなりと(八、三)

▲象鼻山鐵鑛と東亞通商　(中華新報)　湖北官鑛局は一契約書を北京に送れり象鼻山鐵砂を東亞通商株式會社に賣約する事案なり、當局は湖北貴軍を要するに就き許可すべしと、七、二九)

▲支那國有鐵道收入　(各報)　交通部路政司調查に係る支那國有鐵道營業成數本年一月一日より四月十日に到る四ヶ月餘に於ける各路別全收入左

の如し

線路別	收入總額	前年同比較
京漢線	六五二、五八三	一九一、一八〇元減
京奉線	七、五二〇、一五四	一、五九二、二七四 增
津浦線	四、六九二、四六一	三四、五九六 增
京綏線	一、五五三、五〇二	三五〇、一七六 減
滬寧線	一、八九五、四六五	二七二、四四九 增
滬杭線	八五一、九四七	一三五、八四〇 增
正太線	九二九、六三六	三三二、四四二 減
廣九線	三七四、〇〇八	七七、三七一 增
長蘆線	八〇八、八〇五	一二七、八〇九 增
道清線	二五二、五五一	七、〇〇七 減
株萍線	七八、九九八	八二、二〇一 減
漳厦線	一〇、一八四	五、五六三 增
沭洛線	五二〇、六六五	一〇〇、〇六四 增
靜鄂線	四八〇、二九〇	二四、六〇五 增
四洮線	二〇五、二二	七八四一二 增
總計	二六、六九九、七三六	一六、一九〇、五三一 增

右の如く四ヶ月十日間に於ける國有鐵道全線に於ける全收入は二千六百六十九萬九千七百三十六元にして昨九年同期に比し百六十一萬九千五十三元を增加し居れり右收入額を假に四ヶ月間平均額とせば一ヶ年間の總收入は大體に於て約八千萬圓に達すべきものと見るを得べし（八、二）

▲吳淞商埠地の範圍（各報）吳淞商埠局は前に江蘇軍民兩省より商埠範圍内の交通事業及び公司創設等の事は埠務と均しく關係あり今後舉辦する前項の事務は一々報告して以て進行に便されたしとの通告に接し同局にては吳淞商埠範圍如何は未だ劃定せずと報告せり（八、八）

▲蚌埠の商埠自開（時報）蚌埠の商埠自開は前に安徽省議會の議決を經先づ船塘工程を急ぐことゝなり昨年三月より工事を始め已に八分通りは進捗し本年秋頃は竣工の筈なるが其の經費は最初中國交通金城三銀行より三十萬元を借入れ本年二月又た上海銀行より十萬元を借入れたり此等の借款は塘工餘地の借下げ料にて償還する計畫也（七、三一）

▲民國九年末在支外人數及商店數（時報）昨年支那に於ける外人數は三十二萬六千〇六十九人商店數は七千三百五十七にして國別せば左の如し

國	店數	人數	國	店數	人數
米國	四〇九	七二六九	日本	四一七八	一五三九一八
澳國	—	二四	南米	一	一〇
白國	二六	五九二	墨西哥	—	一
英國	六七九	一一〇八二	諸威	一四	三七三
丁抹	二七	五四五	葡萄牙	六五	二二八二
荷蘭	二七	四〇一	露國	一五九六	一四四四三
佛國	一八〇	二七五三	西班牙	八	二八五
獨逸	九	一〇一三	瑞西	八	四六四
伊國	三七	五〇四	其他諸國	一一	一三二

（七、二〇）

日本新聞重要電報（大正十年七月中）

外交關係

▲阪西少將の談（二十六日北京特派員發）東京會議に參加して二十五日歸任せる阪西少將の談に曰く

支那政府が寺內內閣時代に總額約二億萬元の債務に對し支拂義務を履行する能はず而も假契約締結の運に至らざる爲種々の臆說傳へられつゝあるも要するに本問題は之を兩國政府より見て如何にせば債務を圓滿に解決し得るかに歸着するものにして之は今回の軍事外交會議の結果大體に於て圓滿なる解決を見るに至るべし小野興銀副總裁も廟議に從ひ此趣旨にて支那側と協議を進めつゝあり卽ち債權者たる日本は支那に對し單に利子の督促或は擔保の書換などに沒頭するに於ては當初の借款の本旨たる支那政局の維持並に產業開發の目的に反するを以て一層有意義なる日支經濟の密接

を圖り產業開發の目的を達すべく或は鐵道敷設の如き或は森林開發の如き事業に努力するを先決問題とすべきなり例へば吉會線の敷設或は吉林黑龍江兩省の林礦開發の爲に速に本契約の締結を圖るべきなり此等の實行に着手するに於ては借款の償還の如き自ら解決すべし山東問題は日支間に於ける最も厄介なる外交問題にして支那側が國際聯盟に提出すべく熱中しつゝあるも道は甚だしき誤にして先づ日本の膠島を攻略せる所以を考ふれば日本は山東に於ける主權を返還し嚮導が獲得せる經濟的利權を繼承して更に之を有意義なる市場とするに過ぎず支那が果して此主義を認むるや否やは疑問なるも少くとも日本が山東の主權を毀損するものに非ざる限り必ず日本の眞意を諒解すと信ずべし而も尙支那が絕對に認めずとせば日本が費消したる軍費を何等かの方法を以て賠償せざるべからず然ども日支間に於て斯の如き方法は斷じて取るべきに非ず卽ち山東問題は直接交涉と稱するが如き形式的の業々しき方法を取らず相互の諒解に訴へ其必要に應じて部分的に解決せしむべく傳ふるが如き撤兵又は共同租界を條件として兩國代表者の逐條審議と言ふが如き手續を取るものに非ず小幡公使歸任後と雖ども斯の如き交涉は絕對に開始せず唯茲に支那側に希望したきは我國民の生活を保護すべき機關の完備是れなり居留地問題にせよ支那の自開商埠にせよ我國民の生活を保障するに足るとせば日本は當然守備隊を撤退せしむべく鐵道守備の軍警の組織完成せば直に沿線の守備を撤廢すべし斯くせば直接交涉の如き支那の忌避しつゝあるものを敢て强ゆる必要なく支那が或部分に就ての準備を完成し吾當事者に於ても之を認むれば其部分に對してのみ交涉を開始し撤兵の如き直に之を實行し得べし（東京朝日一日）

▲山東獨逸財產處分　（巴里ハヴア社廿五日發）賠償委員會は支那山東省に於る獨逸財產に關する講和條約第百五十六條の適用法を審議せり沙面の英國租借地に在る獨逸人財產は四十四萬九千馬克なるが是は獨逸に所有權あり講和條約に據れば獨逸は露國支那境地利勃牙利及び土耳古等に在る獨逸人の諸權利及び諸利益を總て賠償委員會に引渡す可き義務あり然ろに獨支兩國間に締結せられたる單獨講和條約は獨逸は支那に在る未濟算の獨逸財產の五割を支那政府より獲得し殘餘の財產は獨人持主に返還す可きことを規定し居れるのみならず既に百二十萬兩は淸算濟なり是は甚しく賠償委員會の權利を侵害するものなるを以て同委員會は勿論其權利を主張する筈なり數名の銀行家より成る委員會は右獨支間財產引渡の方法を審査中なり（時事三日）

▲獨支協約批准さる　（北京特電三十日發）獨支協約は七月一日批准され同日より効力を生ず（時事三日）

▲日英同盟反對通電　（上海特電二日發）廣東國會は此程日本及び英國國會に宛日英同盟反對の通電を寄せたるが本日其全文を上海に於て公表せり其要領に曰く若し日英同盟が日英兩國自身を以て政策の範圍とするに於ては吾等は茲に容喙するの權を有せず然れども該同盟が支那の獨立及び領土に干涉する以上は正しく之れ支那の主權を侵害するものなるを以て吾等は同盟其ものに對して反對せざるを得ず日英同盟は千九百二年朝鮮の獨立を保證せんが爲めに締結せられしも其後數年ならずして日本は朝鮮を併合せり千九百五年改訂せらるゝや日本は滿洲を危地に陷れ更に千九百十一年第三次の改訂を見るや卽ち山東を危地に陷れたり殷鑑遠からず將に行はれんとする第四回の更新が支那に取り不利なる可きは云ふを待たざるなり思ふに二十一箇條の要求と山東滿蒙に於ける日本の自由行動の如きは孰れも其因を日英同盟に發す曾て米國前大統領ウィルソン氏は民族自決主義を以て一切の國際問題を解決せんことを主張し其後世界は之を認めて正義と幸福と合するものとせり今日英同盟中若し支那の主權を侵害するが如き規定ありとせば這は明かに以上の公正の觀念に背戾するものなり聞くが如くんば英國の一屬領たる印度すらも日英同盟中に印度なる文字を挿入するに就き反對せりと云ふ況んや完全の獨立國たる支那に於ては擧國一致日英兩國に對し反對を表示し支那の主權を侵害するが如き條項を削除せしめざる可かず是れ吾等の深く望む所なりと（時事四日）

▲關稅改正拒絕に決す　（北京國際社六日發）昨五日外交團は會議を開き湖北省宜昌租界を設置せんことを支那政府に要求するの件に關し協議したるが某國公使の反對ありて何等決定するに至らず一應某公使を通じて某國政府に再考を促すこととなれり尙ほ此に支那政府の要求に係る關稅率改正の件に就いては未だ其の時期に非らずとの理由を以て之れを拒絕するに決せり

（時事五日）

▲**獨逸財產移管拒絕**　（北京國際社六日發）　外交部機關通信の所報に據れば上海に保管せる在支獨逸人の沒收財產に對し最近佛國公使は之を巴里に於ける獨逸賠償委員會の手に移さんことを要求せしも之に對し支那政府は對獨講和條に調印せざるを以て同委員會と無關係なること及び該保管財產は支那の同意なくして他に移すを得ずとの規定を根據として佛國の要求を拒絕せりと（時事七日）

▲**ジャンク射擊事件**　（北京國際社六日發）　支那は遽に尼港附近マゴに於ける日本軍艦の支那ジャンク射擊事件に關し日本に抗議する所あり日本は之に回答して逐一駁斃せしが六日外交部は日本公使館に通牒を送り日本の回答に更に駁駁を加へ抗議を提出せり（時事七日）

▲**小川丸問題の餘波**　（五日廣東特派員發）　廣東各界聯合會、學生聯合會は四日日本船の軍器、軍費輸送事件に關し聯合會議を開き

一、廣東日本總領事に關し此事件の進行を阻止することを請ふ事

二、總統府外交部に嚴重抗議すべく請ふ事

三、各地日貨排斥運動の繼續を鼓吹する事

の三項を決議せり而して廣東日本總領事に對しては右日本汽船の行動は日本自ら國家の人格を蔑にするものにして且我國民をして無窮の惡感を增さしむ速かに貴國政府並に在上海總領事に對し此事の進行を阻止されたし然らざれば日本會等は自ら斷正の主張あり相當の對抗手段を計るべし云々と言へり日貨の排斥熱の勃發を見るに至る虞ある一部煽動家のあることは事實なり（東京朝日七日）

▲**公使館の監視は止めてと通告**　（北京特電六日發）　日本公使館が安福派の領袖を保護せし以來支那政府は公使館區域の入口に數名宛の巡査を配置せしめ其動靜を監視して居るが北京各國公使團は之れを以て公使館の體面を汚すものとし會議の結果之が撤廢を要求することに決し六日首席公使は外交部に對し之が通告をなしたが外交部は司法部と協議の上何分の回答をするだらうと（東京日日八日）

▲**關稅改正お斷り**　（北京特電六日發）　北京公使團は五日會議を開き各種の問題に就き協議したが其中主要問題の結果は左の通りである

（一）關稅改正同盟　支那內外の形勢よりして今日關稅を改正するは其時機でないので支那政府の要求に應じ得ないと決定し其旨近日中に首席公使より支那政府に通告する筈

（二）宜昌兵變善後　某國を除く各國は善後辨法の第一として宜昌に共同租界を設置すべしと主張したが某國が之に反對した爲擾らず止むなく某國の再考を求める事となつた故に此問題は某國の回答來り次第更に外交團會議を開き協議決定さるゝであらう（東京日日八日）

▲**獨支親善熱昂まる**　（伯林特電三日發）　朱啓鈐氏は伯林に到着したが氏は本國政府から獨支兩國間の親善關係に盡力すべきことを命ぜられて居るらしく氏は獨逸の發育組織に就て視察してゐるのだと言つてゐるが（大原特派員）の見る所では氏は外交的使命を帶びてゐると思はれる屢獨逸外務省に出入して同省の高官及極東關係の人々に接近せんとしてゐる一方支那大總統徐世昌氏は千九百十九年九月中旬戰爭狀態終結の宣言を公表したが未だ公式に獨逸に通告を發して居ないのみならず支那國內にある獨逸人の財產の賠償の目的で沒收した額は百廿萬兩に達して居るので支那に移管せられた獨逸の總財產は千二百萬馬克の巨額に上つてゐる獨逸は今迄に之が返還を得んとし之を朱啓鈐氏に明言した而して本年五月廿一日北京に於いて獨支間に條約が締結されたがまだ公式の平和條約は勿論批准も交換せられてゐない支那も亦之を議會に諮る等適當な措置を採らなかつたのであるが獨逸議會は既に之を通過して餘りに重きを置かなくなつた何となれば各種條約は獨支相互の間に既に效力を失ひつゝあつたからである而して支那は獨逸の大戰で受けた賠償の年賦拂込を許容した上最惠條款を與へたが獨逸は獨支兩國の關係を是以上に深め度いと欲してゐる支那は經濟上日下不如意であるに拘らず獨逸は其製造にかゝる染料並に玩具を支那に輸出して兩國貿易の進行を計り更に各種產業の代表者をも支那に送つて支那の產業界の發展を企圖してゐる而して朱啓鈐氏は支那の親獨熱は盛んであると確言したが朱氏は事業半にして本國より召還の命に接したが依然其運動を繼續してゐる右に關して佛國新聞紙は常に不滿の聲を放つてゐるが特にル・マタン紙は左の如く述べてゐる

獨逸は獨支條約に於て又ヴエルサイユ條約を認めないといふ口吻を洩らしてゐる實に怪しからぬ

と、而して聯合國側の賠償委員は目下獨逸と折衝してヴエルサイユ條約第七百六十條は右獨支條約に依つて左右されてはならぬと言つてゐるが右の解釋に關しては委員中にも疑義があるらしい（東京日日十日）

▲日本の誠意を認む　（北京特電八日發）支那政府が山東濟南に警察督練公署を設定せるは眞に吉田代理公使守屋濟南領事が山東鐵道守備隊撤退を通告し又最近阪西少將が撤兵後の警備に就き詳細なる意見を具申したる結果にして支那當局は日本政府の誠意を充分に認め居れりと云ふ尙山東問題は輿論の反對を避くる爲め部分的に解決する方針なりと（時事十日）

▲山東撤兵通知　（八日北京特派員發）山東の日本守備隊撤廢に關し濟南日本領事より濟南の支那官憲に對し既に正式に通知を發すると同時に完全なる支那警察を組織して撤退後引繼をなし沿線の治安並に日本居留民の生命財産を保護せんことを要求する所ありたるが吉田代理公使よりも同樣の通告に接せる北京政府は最近閣議に於て山東に第二警察督練署を設立することに決し國務院より山東省長に宛て直に布實行を電命せりと（東京朝日拾一日）

▲太平洋と支那紙　（上海特電十二日發）太平洋會議に關する米國大統領ハーデング氏の日英佛伊國に對する照會並に支那も極東問題に關する討議に參加せんことを勸誘せられたりとの倫敦電報に接し當地支那新聞は一齊に本問題に關する論說を揭載せり其主なるものを揭げんに

申報は曰く　日英同盟問題と軍備縮少問題は延いて太平洋會議の提議を見るに至れり其中日英同盟問題の關係國は日英米支の四國にして軍備縮少問題の關係國は日英米佛伊の五國なり故に今回の太平洋會議の豫備會は日英米佛伊支の六箇國を以て組織せらるゝものと思はる惟ふに歐洲大戰に依り各國の精力既に盡き再び戰事に携はるを得ざるより各國の合意を以て戰爭の回避を計らんとす之れ太平洋會議の據つて來る所以なり之を支那の立場より見れば若し同會議が成功するに於ては支那は一二國の覺食を免るゝことゝなる故に支那は速に覺醒するの要あり蓋し長く醒めざるに於ては支那を援けんとするものあるも無效に終る可く所謂門戶開放の如きも單なる列强間の利益均霑に終る可きを以てなりと

新聞報は曰く　日英同盟問題は英國植民地首相會議に於て倚賴せる處其後新に太平洋會議開催の議あり太平洋問題は今後世界の大局と最も密接なる關係あり偖に日英兩國の同盟を以て決定す可き筋のものに非す關係諸國が互に胸襟を開き協同して之を討論せんとするは世界大局の爲め慶賀す可し然るに最近聞く處に據れば日英兩國は支那の參加を希望せすと云ふ果して然らば支那は所謂太平洋會議を承認し難し支那國民は宜しく一致して我が外交を後援せざる可からす支那が日英同盟に反對せるは該同盟が支那の主權を蔑視するに依る然れども日英同盟は日英兩國間の私事に過ぎす今若し世界的公會の性質を有する太平洋會議が再び支那の主權を蔑視するが如き態度を執らんとするに際し若し支那にして之を默認せんか支那は遂に國家的存在を喪ふことゝならん在支英國人の多くは極東の事情に通ずる者くは英本國政府に對し極東問題解決上一點の光明をして陰霾の裡に葬むるならんことを建議せられたしと民國日報は曰く　支那は太平洋上に於て最大の領土と最も多き人口を有する點より見て太平洋會議に於て重要の位置を占む可き譯なり、支那は國際上强權の壓迫を受くること尠からず然れども其國際的の人格は强權を濫用する某國に比し確に優るものあり即ち常に道義を以て外交上の標準とし他國の支配を受けず又他國に依りて代表せらるゝことを肯んぜず太平洋問題の中、一と雖も支那を除外して審議し得可きものなし何となれば支那は自國の運命は繫りて太平洋會議にありと思惟しあらゆる太平洋問題に就ては他國の支配を受けざるは勿論、他國に依り代表せらるゝことも斷然拒絕す可きを以てなりと政學會機關紙たる

中華新報は曰く　米國大統領が日英佛伊四國に對して軍備制限に關する照會を發し又支那に對しては特に極東問題の討論に參加せんことを勸誘せるは世界平和の一進歩にして支那の希望並に初めて達成せられんとするの氣運に逢着せり軍備制限に就て支那は直接に盡力する能はずと雖も列强間の競爭の原因を縮少するに就き盡力し得べきを信ず第一、日本は年々支那より多額の原料品を購入し軍艦の建造軍器の製造に之を消費す若し日米海軍競爭の原因が支那に關聯するものなりとせば支那は太平洋會議の席上其の競爭の原因を縮少することに就き斡旋の勞を執らん第二、列國の對支政策に就き支那の希望する所は列國の利益と支那の利益とが常に必ず一致することを以て前提とす卽ち如何なる場合に於ても支那の政治的獨立を尊重し國民經濟の發展を傷つけざらんことを希望す米國の所謂門戶開放主義及び日本の所謂日支親善は何

れも平和を愛する支那の希望と一致する所なれども門戸開放に名を借り支那産業開發を害し又隣邦親善に藉口して特殊の地位を要求するが如きは支那國民の至極迷惑とする所なり列國にして此點に注意するに於ては列國間及び支那と列國との關係は極めて良好とならん次に支那國民の太平洋會議に對する積極的要求に就きて云はんに第一は山東還附同題之なり支那は南滿に於ける日本の既得權を承認すれども山東に於ける日本の植民政策には斷乎として反對するものなり蓋し山東は支那文華發源の聖地なればなり第二、列國は宜しく舊式外交を廢棄し相當の準備期間を設け稅權回收、領事裁判撤廢、租界の處分、勢力範圍の撤廢其他支那の主權及び産業の發達を阻害するが如き諸般の施設を取消し支那國民に對し支那改造の機會を與へんこと卽ち之なり十九世紀の産物たる帝國主義が歐洲大戰の原因をなしたるに省み列國は今回の太平洋會議開催を機として其極東に對する政策を一進し二進し第二の世界戰爭を未然に防ぐの要あらんと（時事四日）

▲政治犯逃亡責を負はず　（北京國際社十三日發）　外交部は八日附通牒を以て日本公使館に求むるに公使館區域入口の巡警を撤廢するに付き安福派政治犯人の逃亡に關し責任を負はんことを以てせるに對し日本公使館は右政治犯人の逃亡に對し責を負ふ能はざる旨十二日公文書を以て回答せり（時事拾五日）

▲支那政府贊成　（十三日北京特派員發）　支那政府は米國大統領ハーディング氏の提案に關し特に閣議を開き討論の結果右提案に贊成し駐英公使施肇米公使をして英米兩國政府に支那代表の太平洋會議參加を要求する事に決定せり（東京朝日拾六日）

▲獨支條約に異議起る　（北京特電十四日發）　獨支條約の條文中公使館區域内の獨逸射堤は政府自由に之を處分すとあり右は關匪事件議定書百三十條二項に違反し又射堤は支那に讓り渡さゞる規定あれば英國は支那に警告を發すべく外交團會議議題とせり（時事十六日）

▲米支提携の新運動　（上海特電十六日）　王正廷氏を中心とする親米派は太平洋會議を利用して讓れての計畫たる過剩軍隊の裁撤及び米國の資本を以て支那の富源を開發せんとする二大問題を解決せんとし平和愛好を標語とする米支提携の新運動を起せり卽ち太平洋會議に於て軍備制限問題が審議され支那の秩序恢復が議題となる場合には裁兵問題に就き何等かの決議を見るに至らんことを期待し此機を逸せず各省軍隊の裁撤を斷行し解散兵の處分に就ては別に道路の修繕、運河の浚渫及び其他の産業を振興し此方面に勞働者として解散兵を振向けんとするものなり而して王正廷氏は現に汎太平洋協會の上海支部幹事長にして事實上、同會に於ける支那側の發言權を獨占し居り又一方米支實業會社の取締役として米國資本家と密接なる關係を有し滿般來汎太平洋協會の事業として上海、杭州、南京間に自動車用の道路を開通せしめんとして奔走し米國の資本を以て將に工事に着手せんとしつゝあり發案者の米國たるや勿論なるが此外米國は山東省と河南省との境界地方に於ても津浦鐵道と京漢鐵道とを連絡する自働車用の大道路を開かんとし米國赤十字社の飢民救濟事業として既に濟南地方に於て新道路開通工事に着手せる等の事實に徴し上述の解散兵は差し詰め、道路改修工事に振向けんとするものと見て可ならん此種の道路工事が漸次擴張さるゝに於ては米國資本家に依り直接に供給さるゝ自働車は沿道の各重要都市間を間斷なく往復し旅客と貨物との運輸は、最早鐵道の敷設を待たず自働車を以て完全に行はるゝことゝなる可く卽ち米國は敷設權及び管理權等に就き面倒なる國際問題を惹起す可き鐵道問題は全部之を對支新借款團に讓り支那に於ける單獨の交通政策としては新に自働車政策を取るに決定し一方王正廷氏を中心とする親米派は米國の意を諒とし新なる形式を以て米支提携を斷行し今回太平洋會議の開催を機とし裁兵問題と一括し軍閥打破、産業開發の二大問題を一擧に解決せんとするに決定せる次第なり尙ほ王正廷氏が現に長江筋に於て有する潛勢力は驚く可きものあり上海實業界に於て絶對權を有する總商會（商業會議所）を初めとして長江筋に於ける親米派の實業家は何れも王正廷氏の後援者たるのみならず其勢力傳り離き學生團體の如きも亦王氏の後援者たる點より見て以上王正廷氏を中心とする親米派の新運動は太平洋會議召集期の切迫するに連れ平和的事業なる好名目の下に愈〻直下的進行を見んとする形勢あり是等親米派の支那人民及び上海其他長江筋の米國商人連は輿論の喚起に就き寄り〳〵協議中なり（時事十七日）

▲宜昌租界不一致　（北京特電十五日發）　宜昌を共同租界となす件に關し外交團の意見の一致を見るに至らざりしは既電の如くなるが共同租界を

新たに設置するに對し諾否の回答を保留せる米國代理公使は本國政府の決定を仰ぎたる處最近本國政府より今日共同租界を設くるは時代思想に反するものなれば飽まで是に反對す可しとの返電ありたる旨米國代理公使より各國公使に通知ありたり米國の意嚮の斯の如くなる以上共同租界問題は之にて立消えに終るの外なかる可く宜昌に於ける外國人の生命財産の保護に關し外交團は他に適當なる方法を講ぜざる可らざる結果となりたり(時事十七日)

▲滿鮮國境警備規約　(北京特電十五日發)　滿鮮國境警備規約は日本の提出せる條項會巡を對巡とし共同協力相互との各調を各自と改稱し外交部は吉田代理公使に回附す可しと云ふ(時事十七日)

▲支那山東提案　(北京特電十六日發)　北京政府は駐英公使顧維鈞氏を太平洋會議の首席代表となし第一番に山東問題を提出することに決定した(東京日々十八日)

▲鹽稅差押再交涉　(北京國際社七八日發)　鹽稅差押事件に關し張作霖が奉天領事團の抗議を拒絶したるは全然鹽稅に關する支那と列國との規定を解せざるに由るものなるを以て領事團は更に再抗議を提出し若し尙ほ解決を見ざるに於ては外交團は更に外交部に對して抗議を提出することならん(時事十九日)

▲チタとの通商條約　(北京特電十八日發)　チタ政府との通商條約は元、四十九條なりしが其後二十五條に修正、外交部長ユーリンは北京に來り最後の交涉をなすと(時事二十日)

▲チタ軍庫倫占領　(北京特電十九日發)　克哈圖を占領したるチタ軍は勢に乘じて庫倫に殺到し七月五日之を占領せる旨の公電政府に到着せり支那政府は近く蒙古に出動すべき張作霖に命じて右の庫倫克哈圖各地をチタ軍より受取らしむべしと(時事二十日)

▲自分勝手な支那の要求　(北京特電十八發)　北京外交團は首席公使の名を以てヴェルサイユ條約但書中獨逸が從來支那に於て占有したる公共物は支那に還附する義務がある但獨逸公使館に附屬するものは此限りにあらずとあるに拘らず支那は此但書を無視し目下公使團にて管理中の獨逸公使館附屬の練兵場還附の要求をして居るは明かに支那政府の違約であるとし十七日支那政府に警告を與へた(東京日々二十日)

▲朱啓鈐氏渡日使命　(十九日北京派特員發)　米國を經て日本に立寄る朱啓鈐氏の使命に就て山東問題の祕密商議を爲す爲なりとか或は經濟同盟を爲す爲なりとか種々の謠言傳へられつゝあるも以て總統府並に外交部より十九日胡駐日公使に宛て氏の使命は總統を代表して各國元首に總統の親翰を捧呈するに過ぎずして外交上何等任務を帶ぶるものにあらざる旨辯明せしめり因に朱氏の希望に依り渡日することゝなれる外交部參事唐在章、周北京商務總會副會長兩氏は二十四日出發の筈なり(東京朝日二十一日)

▲英國阿片抗議　(北京特電廿日發)　駐支英國公使アルストン氏は本國政府の訓令に基き阿片問題に關し幾多の證據を列擧し左の如き抗議を北京政府に提出した

一、支那各地駐在の英國領事及其他官廳の報告に依れば陝西、甘肅、福建新疆、湖南、雲南、貴州、吉林、黑龍江及川邊各地は等しく阿片を栽培し或る地方の如きは地方官吏は告示を出し人民の阿片栽培を奬勵しつつある有樣である是支那政府が英支禁煙條約を履行せざるのみならず之を蹂躪するものであつて英國政府の最も不滿足とする所である且支那軍人中多額の阿片稅が徵收されて居る爲及阿片價額の騰貴の爲之を他地方に轉賣せん爲阿片栽培を強請し且其權力を濫用して阿片の賣買を保護して居るものも少くない即ち長江下流の各省當局の如きは多くは條約上の禁煙の義務を率せず軍人は全然阿片賣買を保護して居る

二、國際聯盟は既に議事特別委員會を組織し以て禁煙事務を調査しつつあり故に支那政府は領土內に於ても此種毒物の栽培賣買を極力禁止する責任を有するにも拘らず之を放棄し却つて奬勵するは遺憾である

以上に就き明確なる回答を望むと要求した右の抗議を受けた北京政府は協議の結果各省に多數の禁煙狀況調査員を派し阿片の栽培を一層嚴重に禁止すると同時に駐英公使顧維鈞氏に對し左の如く英國に回答せしむることに決した

支那政府は英支禁煙協約に調印後は信煙に極力努力して居る嚮近來の國內の政治狀態紛亂せる爲各省に該條約を履すものあるを免れず故に政府は今後一層注意し之が禁止に努力する云々(東京日々二十二日)

▲山東不提出は得策　(北京特電二十一日發)　十七日附を以て駐米支那公使施肇基より次の如き電報政府に到着したり山東問題は此際關係聯盟に

提出せざる方得策なり同問題が國際聯盟に提出し失敗せんか到底是れ挽回する事を得ざるか故に愼重に考慮せられたし米國政府内の意見も同様なりと（時事二十二日）

▲支那方針決せず　（北京特電二十一日發）　支那政府は太平洋會議に賛成したるも同會議の性質及び範圍に關し疑問を抱き英米駐剳公使に實情を問合せ中にて外間に傳へられつゝある提出案は決定的のものに非ず殊に陸榮廷の失脚は北京政府の決心を弱め代表の人選最も困難となりつゝあり而して關繞約は太平洋會議の提案に關し政府と意見合はず辭表を提出せり（時事二十三日）

▲露蒙通商問題チタより承認要求　（二十二日奉天特派員發）　チタ政府外務大臣ユーリン氏は張作霖氏と哈爾賓に於て會見する筈なりしも張【作霖氏は二十三日の發程を二十六日に延期したる爲めユーリン氏は更に一歩を進め奉天に於て會見すべく二十三日朝來奉すべしとの報哈爾賓より當地の或る筋に來電ありたり

ユーリン氏が張氏に會見の用件に關して消息通の語る所に依れば今月上旬に於てチタ赤衛軍はウンゲルン軍を討伐しウルゲルン軍が四散敗走の隙に乘じて庫倫を占領せり併し其占領は永久の爲にあらず又元より張氏の征蒙軍に敵意を挟む反抗的態度を有せず專ら張氏征蒙軍の爲に都合好き便宜の處置を執るべく諒て張作霖氏に其意を通じ北京政府も既に同意の事に屬せり從つて張【作霖氏は固よりウルゲルン軍を討伐するにあらず又チタ政府の赤衛軍を討伐するにあらず張氏征蒙の意義は全く其善後策にあるもチタ政府として外蒙問題の解決にて張氏の諒解を求めたきは想像する迄もなく露蒙通商はチタ政府に於て何よりも重大なる要件にして後貝加爾一帶の物資缺乏は之を外蒙古より輸入して補ふにあらざればチタ政府は其存立を危まれ居る程なれば其意味に於てユーリン氏を派遣して張作霖氏と協議せしむるものなるべし北京よりの報道にも支那政府はユーリン氏の提議せる露支通商條約草案四十九箇條を修正して二十五箇條とし近くユーリン氏北京に再び來りて交渉の衝に當るべしとあり之に依つてもチタ政府の所存の如何なるものなるかを推知し得べし而して蒙張經略使の張作霖氏が愈入蒙する上は先づ之と交渉して諒解を得置くべきは當然の筋道といふべし張作霖が滿州里に外蒙の活佛を招致するにも赤衛軍が庫倫より撤退して專ら張氏の便宜を圖る筈なれば如何に過激派を蛇蝎視する張作霖氏も之を討伐する筈なきもチタ政府としては露蒙通商の必要上是非張氏の感情を融和する爲めにユーリン氏を特派する所以なるべし（東京朝日二十四日）

▲チタより承認要求　（北京特電二十三日發）　チタ政府と支那政府の通商條約交渉は意外に進捗しチタ外交長官ユーリンは二十三日奉天に着し張作霖と會見し北京に來る豫定なるが臨期する處に據ればチタ政府はウルゲルン軍を破り庫倫を回復し之を支那軍に引渡したる交換條件としてチタ政府を承認す可きことを要求せりと云ふ（時事二十五日）

▲顔總長語る　（二十四日北京特派員發）　太平洋會議に關し顔外交總長の北京リーダー記者に語れる所を綜合するに曰く

支那は太平洋會議に支那と各國との特殊の關係ある問題を提案する意圖を有せず支那は寧ろ太平洋に起るべき各個の問題を解決すべき一般的原則の確立に努力すべし支那が如何なる方針を以て會議に臨むべきかは會議の内容に就て詳細の報道に接し居らざるを以て未だ決定する所なきも太平洋會議の最も重要とする所は支那と隣國との間の現在の問題に止らず太平洋に利害關係を有する各國との間に將來の太平洋問題を悉く解決すると云ふ見地に立ち此際き意味に於て公平なる原則を決定するにありと信ず支那は支那自身に取りても亦他國に對しても特別の權利若くは機會を與ふることに反對す支那は對等の待遇均等の機會を他に與ふるを欲するも同時に他よりも支那に對して同樣なるべきことを欲す支那より山東問題領事裁判權關稅改正を提案するや否やは是は一に會議の事情如何に依るものにして今日明言し難し太平洋會議の一般の問題が友誼を以て討論され太平洋の平和を維持するに堪ふべき原則が確立さるゝものと信ずるを以て支那は會議の提唱を歡迎し喜んで之に參加するものなり云々（東京朝日二十六日）

▲張氏と露支通商　（奉天特電廿六日發）　張作霖氏と極東共和國外相ユーリン氏との間に成立した協條件は左の如くであると

（第一）　露支通商は或る程度迄の物資供給を默認し之に要する東支鐵道の輸送を許すこと

（第二）　東支鐵道と後貝加爾鐵道との聯絡輸送を默認すること

（第三）　南倫より赤衛軍を撤退すること

右の內東支鐵道と後貝加爾鐵道との聯絡は事實大で日支兩國に非常なる影響があるので我官邊では之に關する張作霖ユーリン兩氏の條件細目內容に就き頗る神經的になつて居る張作霖氏が通商問題に就き斯かる態度に出でたる事は日本の對露態度に傚みた結果であらう而も張氏は赤化の東漸に就ては最も憂慮しつゝあるものであるから同氏が如上兩鐵道の聯絡に對し全然無條件で之を承認したものではないであらう（東京日々二十七日）

▲阿片取締の厲行　（北京國際社二十七日發）　英國公使は最近外交部に對し陝西、熱河、新疆、甘肅、安徽及び福建の諸省に阿片の栽培及び密輸入行はれつゝあるに對して嚴重なる抗議を提出せり爲めに政府は調査委員を派遣して地方官憲と協力し之が取締を厲行することに決せり（時事二十九日）

▲米國無電取消となる　（北京特電二十七日發）　本年二月米國フェプラル會社と支那交通部との間に締結せられたる無線電信借款に對し日本側より抗議ありたる結果米國代理公使は去る二十五日附を以て支那交通部に右無線電信借款を取消し擔保を返還す可しとの聲明書を提出したり之にて紛擾を極めたる三井對ソエデラル無線電信に關する爭議は一段落を告げたる譯なるが前渡金百萬圓は支那交通部前總長葉恭綽が受取り居ることなれば契約の取消ありたる以上は之を拂戻すの義務を負ふは當然のことゝ云ふ可し（時事二十九日）

▲日英同盟反對公文　（上海特電二十九日發）　北京政府は最近駐日公使胡惟德を經て日本政府に對し日英同盟反對の公文を提出せるが其全文左の如し

本公使は中華民國政府の命令を奉じ中華民國政府の名義を以て貴大臣（內田外相）に左の如く聲明す

中華民國政府は屢々日英兩國の同盟締結に關する報告に接せるが之に據れば日英兩國は現に意見の交換を續行し同條約の改修を行はんとすとあり此事は中華民國及び極東に密接なる關係あるを以て中華民國政府及び國民は皆甚だ恐怖せり願はくば貴國政府は國際の通例に照らし日英兩國の條約締結に就ては僅かに正當に締結國に屬する權利と利益を防護するに止められんことを此種の通例は歐洲戰爭の結果益々鞏固となり現に大戰後國際平等は既に通則となりたり若し日英同盟條約中卽ち『中華民國』及び『領土保全』などの文字あらば中華民國は卽ち事前に於て不同意を表す蓋し斯くの如きは中華民國の獨立國たる體面と尊嚴を侮蔑するものにして中華民國政府は斷じて承認し難きを以てなり（時事三十日）

南北形勢

▲北京政府否認決議　（上海特電卅日發）　上海國民大會は北京政府の惡政を指摘し大會の決議に從ひ今後徐總統靳總理の對內外の行動は一切無效と認むる旨宣言し一方北京駐在各國公使に對し同樣徐靳兩氏の行動を否認する旨打電した但し此國民大會決議の裏面には日英同盟反對の氣勢を利用し北京政府を覆へさんとする不平政客の煽動に基く事明白である（東京日々一日）

▲廣西危險に陷る　（北京國際社三十日發）　其後の續報に據り廣東廣西の主力を集中したる梧州に於ける大激戰に於て廣西軍が敗北して北方及び西方に退却し二十七日遂に同地が廣東軍に占領せられたりとの報道は愈々確實となれり尙ほ本日政府に達したる陸榮廷氏の急電に依れば廣西の重要地點たる柳州は貴州より侵入したる李烈鈞及び劉顯世の軍に占領せられ一方梧州陷落の結果桂林も亦危急に瀕し居れりとあり之に就き政府は本日會議を開き其結果福建江西の兩督軍に對し速かに廣東に出兵し以て廣東軍の廣西攻擊を牽制せんことを命ぜり（時事一日）

▲北京教職員の要求　（二十七日北京特派員發）　八校教職員聯合會は二十六日全國記者を請待し學潮問題に對する意嚮を發表せるが其の條件左の如し

（一）六月三日の事件に關し政府をして馬叙倫を起訴せる公文を取消さしむる事

（二）政府は大官を教職員聯合會に派して遺憾の意を表する事

（三）軍警長官をして同樣遺憾の意を表せしむる事

（四）政府は命令を以て其の科を負ひ北京內外の教育維持並に軍警をして今後學界を蹂躙せしめざる事を聲明する事

（五）馬叙倫の警察廳長に提出せる布告文を取消す事

（六）警察費を償還する事
（七）教育經費は六月七日の取極を取消し教育會より提出せる四箇條の辦法を保障する事經費は四月三十日の閣議を通過せる所定額通り交付する事
（八）武昌高等師範の經費を速かに支給する事
（九）安徽學界の紛擾に對し公平の處置を爲す事（東京朝日一日）

▲陝西の風雲急（北京特電三十日發）陝西に於ける風雲急にして潼關を退ける陳樹藩氏の軍隊は戰闘準備全く成れるを待ちて馮玉祥氏の先發隊を邀撃し之を擊破したりとの報に對し國務院方面に於ては若し之が事實なりとするも這は八百長的小競合に過ぎず政府に於ては陳樹藩の軍隊を解散する費用支給することならば陳は何等眞面目に戰闘を繼續する名目無きに至り且つ既に政府と甘肅との間に諒解成立し居る以上陳は其の軍隊に支給する費用を政府より得て鉾を收むるの外なかる可しと觀測し居れり（時事二日）

▲陳樹藩討伐命令（北京特電三十日發）陳樹藩氏と閻相文の妥協交渉破裂し閻氏は政府に陳樹藩討伐令發布を請求せり大總統は正式に討伐を命令す可しと（時事三日）

▲盧永祥省憲法を急ぐ（上海國際社一日發）盧永祥は浙江省内各團體に通電して浙江省の省長選擧の可否は同氏の意嚮に從つて決定す可く各省憲法制定は時局を救ふ道なるを以て速かに決行す可く之が各地方に宣布せよと通告せり（時事三日）

▲湖南廣東に傾く（上海特電一日發）兩廣開戰以來湖南省は小モンロー主義を固執して傍觀的態度を取り居りしが最近廣東軍優勢となり大勢略定まれるを見、湖南軍總司令趙恒惕は平民自治論者の反對を顧慮せず獨斷を以て廣東側に接近せんとする模樣あり最後三箇旅團の兵を湖南廣西に派遣せるは單なる省境防備に非ずして廣西壓迫卽ち廣東援助を意味する二重政略と見る可きなり此の形勢を見たる廣東側は好機逸す可からずとして二十九日江兆麟魏邦平、澄瀅以下高級將校の連名を以て趙恒惕に宛省境出兵の擧を感謝し廣東湖南兩省が一致して自治主義に對する共同の敵陸榮廷、陳炳焜等を討たんことを期待する旨長文の通電を發し之と同時に全國各地に對し湖南廣東提携に關する機敏なる宣傳を開始せり（時事三日）

▲市自治制の內容（北京特電三日發）市自治は全文七十八條より成り大部我が市制を參酌す此內目先の變りたる點を擧ぐれば第一條市自治團體は固有の城鎭を區域と爲す人口一萬に滿たざるものは其制度規則に依り施行す第九條、市の住民にて國籍を有し男子滿廿歲並に一年以上繼續居住し左の各項に該當するものは市自治會々員の選擧權を有す

（一）年直接國稅一圓以上を納むるもの
（二）動產或は不動產三百圓以上を有するもの
（三）前任或は現任に於て公職或は教員たるもの
（四）國民學校以上の卒業及之と同等の資格あるもの

第十條、市住民にて本國の血液を有する男子滿二十五歲並に二年以上居住し左の各項に該當する者は市自治會員及市自治公所の職員たる被選擧權を有す

（一）直接國稅二圓以上動產或は不動產五百圓を有するもの
（二）公職或は教員に一年以上任ぜられたるもの
（三）高等小學校以上卒業生及び之と同等資格あるものと爲す（時事五日）

▲兩廣に對して北京政府は傍觀（上海特電三日發）北京來電國務總理靳雲鶚氏は或る人に語つて曰く兩廣の戰爭に對しては北京政府は孫文氏を以て敵と看做して居ないから暫時傍觀の態度を執る筈である外部では中央政府が孫文氏に對して討伐令を發する等傳ふるものもあるけれど斯の如きは全く不必要の事である唯廣西の陸榮廷氏が廣西を維持する能はざるに至つた時は中央から軍器彈藥の供給を爲す必要であると（東京日々五日）

▲陳樹藩討伐令見合（北京國際社五日發）陝西軍の前線は馮玉祥軍と接觸し又南方より侵入せる吳新田軍は同方面の陝西軍を破つて武關を占領した旨を報告し來れり

陳樹藩氏は去る一日既に直隸軍に對して總攻擊の命令を下し各軍を聯絡する軍用電線を架設し以て戰備を修めて居れり之に對し閻相文氏は政府に向け直に陳樹藩討伐令を發せんことを求め曹錕氏吳佩孚氏等も強硬に之を主張せるが政府は今尙ほ愼重の態度を持し二日の閣議に於ては平和的解決の機會を失はんことを惧れて討伐令の發表を見合せたり（時事六日）

▲北京政府否認論（四日上海特派員發）ノースチヤイナ・デーリーニース北京通信員ロッドネー・ギルバート氏は『列國の北京政府承認撤回の機會』に關する長論文を同紙に連載して曰く

其撤回は直ちに可能性を有すと云ひ得ざるも此論は日一日と外交團の考慮せざるを得ざるに至れり又直に斯る行動を執るに反對する者たるも裁兵及び新銀團の北京政府の亂借取締等の當然の歸結として斯くなるべきを認め居れり承認撤回の反對論は甚しく非實際的にて多く戰前の感情による政策上に根據し又は多く道德的考慮によれり

と云ひ撤回の必要を說きつゝあり更に同紙の別欄に「財政並に權威に於ける北京政府の破產」と題する長論文を揭げて外交團が政策に行詰まれる此單調に反對し人民に向ふの新傾向にあることを繼述して

此等諸現象は總て北京政府を通じて改革し且つ外國の利益を維持せんとする傳統的手段の破れつゝあることを北京公使館區域に在る人々も空漠の裡にも考へつゝあることを意味す

と結べり又四日の該紙社說は右の二論文に就き論じて曰く

吾人は前者に對しては讀者を驚かすを恐れて一時揭載を差控へたるものなるが支那に於ける政府の狀態は多數の認むる處貿易不振は依然繼續すべく右の如き論をなさゞるを得ざらしむるに至れり鹽稅關稅の如きすら督軍に脅かされて支那の破產は愈々近づきつゝありされば支那の爲にも外人の爲めにも斯かる政府を何日迄も承認することの可否を問ふ者あるに至れるは當然なり果然吾人は外交團が既に現北京政府に對する好意を打切りて其代りに眞の支那人民代表たる省議會に向けることゝなれりと聞く列國は一時に一政府を認め得るのみなれば支那人民の爲めに適當のものを決せざるべからずギルバート氏の論は要するに危篤の病氣に對しては思切の治療を要するものにして支那は危篤なりと云ふにありされどラモント氏が九年前云へる如き外國の望々たる干涉の時機には未だ遠せず而も之に近づきたり今日最も忌むべきは政客にして北京政府は督軍數人の傀儡に過ぎず人民は少しも彼等に期待し居らず然れ共彼等は秩序を以て其地位を維持し得ざるに至れるは最近の時局の證する所なり斯かる狀態にて政府を承認せるは皮肉の滑稽なりブランド氏の主張の如く四洋は東洋に對し責任あるは歷史に明なり支那も望まば其改革に援助を請ふの權利あり早晚四洋諸國は支那に對し取來れる放任の態度を打切らざるを得ざるべし

と力說せりギルバート氏の論は常に稍センセーショナルに過ぐる嫌ひあるが列强が好意的に內政干涉を試みざれば支那の時局は到底收拾すべからず從つて外國の利益を保護するを得ずとは今や在支有識者の一般に認むる處となりつゝあるは確にして最の高橋藏相の北京政府援助の主張が一顧の價値なき所以なり日英同盟にて支那に關する條項を規定するに對してすら反對支那人は斯かる內政干涉に猛烈に反對すべきは明かなるも烈强が協調して十分の諒解を與へて新なる人民政府の樹立に盡力を與ふる政策を採らざるべからず（東京朝日六日）

▲馬賊益々猛威を振ふ　（哈爾賓特電九日發）北滿洲の馬賊は益猖獗を極め爲めに北滿の二大交通線にして其發展の中樞たる東支鐵道及び松花江一帶の地は非常の脅威を受け住民は戰々兢々として一日も安き心なし哈爾賓より約三時間を要する沿線の別莊地二層甸子（毎日別莊列車哈爾賓間を運轉す）の避暑客は馬賊襲來以來悉く哈爾賓に引揚げ同地は殆ど空家となり居れり此外沿線地方の住民も馬賊の襲來を恐れて漸次最寄の停車場に避難しつつあり目下馬賊の勢力最も旺盛なるは一面坡以東一帶の地方なり殊に前電ヤブロノイ驛附近のコロルスキー製材場を襲ひし馬賊は最近最も猛威を振ひ支那討伐軍の後方を襲ふて鐵橋を燒拂ひ其武器彈藥を鹵獲し居れり爲めに官兵は後方を絶たれて立往生となり殆ど瀕死の境にあり哈爾賓よりの救援團は既にヤブロノイ驛に到着せしも形勢を觀望して容易に進まず製材場の薪材材木は熠々として今尙は燒けつゝあり一方松花江沿岸に於ける馬賊亦最近益猖獗を振ひ官軍は如何ともする能はず兵士にして賊に投ずるもの多し航行船舶中馬賊の襲擊を受けざるもの少く爲めに貨物船客の數激減して船主側の恐怖一方ならず軍隊の保護を乞ひ居れるも無効なり之が爲め松花江の交通は漸く杜絕せんとす

今次の東支鐵道沿線に於ける馬賊の跳梁に依りて支那軍隊の全く信賴し難きこと赤裸々に曝露せらるゝに至れり卽ちヤブロノイ驛附近に於ける討伐軍の醜態をはじめ各所に其無力を遺憾なく曝露し居れるが約二週間前にはムーリン驛の以東マーチヤを經てマハシカツヘ駐屯の支那軍は急に優勢なる馬賊の襲來を受け味方不利と見るや忽ち辭を低うして馬賊を自己の兵營に招きて歡迎の宴を張りしはまだしも數刻を經て來援せる優勢なる官兵は馬賊を包圍しながら途中俄に態度を一變し馬賊と握手し其一方を開いて賊を逃がせし事實

あるが如き支那軍隊の行爲は漸く一般内外住民の不信と不安を買ひ殊に討伐兵の横暴は馬賊以上なりとして村落の支那住民は支那官兵を恐れ居れり當地の時事新聞紙は毎日東支鐵道沿線及び松花江沿岸の馬賊に關する記事を掲載し東支鐵道の守備問題は今や内外人の輿論となり近く重大の外交問題となりて現はれんとしつゝあり(時事十一日)

▲西安陷落す　(上海特電九日發)　陝西省西安發當地米國側某機關着電に據れば新任陝西督軍國相文氏は馮玉祥氏の軍隊を先頭として西安攻撃を開始し六日遂に同地を陷れ國氏は即時入城せり當時西安防衛軍陳樹藩氏の部下の死傷者は全軍の二割五分に達し攻撃軍亦多大の犧牲を出せり尚ほ陳樹藩氏は西安陷落に先だち豫定の如く漢中方面に退却せり(時事十一日)

▲陳樹藩陝西を去る　(上海國際社十日發)　陝西の陳樹藩氏は戰況不利なる爲省長劉鎭華氏に依頼して陝西を退去す可きにより即日省城に入りて督軍の職に就かんことを六日附にて國相文氏に傳へしめたりとのことなるが其後の報道に據れば陳軍は臨潼に於ては依然退却中にして國相文氏に半日の猶豫を請ふたる上陝西を引渡すと稱しながら殘兵を纏め西安の背後に於て劉戰したが遂に敗れて咸陽方面に逃走し國相文氏は七日西安に赴けりと傳へらる(時事十一日)

▲湖南態度を決す　(九日長沙特派員發)　湖南總司令趙恒惕氏は兩廣戰爭發生以來其の態度不鮮明なりしが今次廣東軍優勢となるや趙氏は南北統一は各省に於て自治を成立せしめ然る後聯省自治を行ふにあらざれば統一を見るに至らざるべしとて歷廣西に代表を派遣し其の勸誘に努力せしも廣西省は之に同意せざりしを以て遂に廣東援助に決し廣西を討伐すべく既に湖南南部に駐屯し居れる軍隊三個旅團を陸續廣西桂林方面に向つて出發せり尚李烈鈞氏の軍隊は湖南軍と作戰を共にしつゝあり(東京朝日十一日)

▲安福派禍首の脱出を恐れて　(北京特電八日發)　外交部は八日我公使館入口の支那巡警は支那政府自ら之を撤去す爾後安福派禍首が日本公使館から脱出することがあれば其責任は當該公使館が之を負ふべきものであるとの公文を寄せた(東京日々十六日)

▲北京極力廣西を援く　(北京國際社十二日發)　政府は懸命に陸榮廷援助の手段を講じつゝあり本日陸軍部及び參陸署の聯合會議に於て左の如く

國接直接の援助方法を決定せり

(一)軍資金軍需品の供給に關しては直接上海より廣西に送付すること

(二)江西督軍陳光遠氏に訓令して即時出兵廣東を攻撃せしむること

(三)福建督軍李厚基氏をして即時廣東攻撃を開始せしむること

(四)各國に對し廣東に借款或は軍器軍需品等を供給せざらんことを要求すること

尚ほ政府は上海及び徳州の兵器廠に命じて廣西供給の軍器軍需品の製造を急がしめたり

陸榮廷に對しては更に十萬元を送金せり

▲梧州占領の眞相　(十三日梧州特派員發)　廣東軍の梧州占領は僅か五日にして成功し破竹の勢ひ當るべからざるが如きも内面の事情を聽く時は又意外の感を抱かしむ梧州の地たる西江桂江の會流點に位し而も西江の兩岸は梧州の下流十數哩の間水面より屹立する嶮峻なる山嶽數十哩に亙りて相連り廣東より兵を進むること頗る困難、西江の一路を除きては大迂回を爲すの外無く而して廣東軍の防備は甚だ完備せるあり正當なる攻撃戰を以てして之を拔くは殆ど不可能なり然るに斯くの如く容易に陷落せるは一に六月二十一二兩日に於ける廣東軍飛行機二臺の爆彈威嚇の成功と廣西民軍が入城して俄に獨立を宣言したるに因る、故に廣東軍は西江沿岸に於て數時間の戰爭を爲せる外何等勞せずして梧州に入れる次第なり從つて其後に於ける攻撃はそれ程無道作に進行せず現在戰線は梧州上流約三十哩の東方に於て對立しつゝあり是れは右翼軍の進出が遲れたる爲め西江方面のみ長瞞する能はざると輸送の困難なるが爲なり廣東側總攻撃の時期は一に雲貴湖南各軍の共同動作の進展如何に懸る戰爭の永引く事は廣東に取り大なる不利にして現に欽廉高雷方面は完全に恢復せりと言ふも前途決して樂觀を許さゞるものあり陳炯明氏は予等(特派員)に對し日本汽船小川丸以外に北京より廣西に武器を輸送せりとて日本の態度を詰りたるか廣西が其交通路なりし梧州を失ひても新たに北海方面に於て交通路を得たる事は廣東側の大なる打撃なり(東京朝日十七日)

▲支那は新生命を得ん　(十六日上海特派員發)　十六日のチャイナ・デーリー・ニュースは其社説に於て華盛頓會議につき大要左の如く述べたり

華盛頓會議の招待は歷史上最大なる海軍の編成を企圖し居たる米國政府の

充分なる誠意に出でたるものなり米國政府の海軍計畫が外國に於て疑惑を以て見られ居たりとせば此疑念はハーディング氏の今回の行爲によつて消滅せらるべきものなり過去兩三日の電報によれば極東問題は軍備制限問題の次に置かれつゝあるが如く見受らる併し極東問題は現今世界に於て最も發火し易き物質を含みをれるを以て吾人は今回の華盛頓會議に於ては此極東問題が審議の第一に置かれんことを切望するものなり若し列强が先づ太平洋に關する意見の一致を見たりとせば軍備制限問題の解決は容易なるべし此點に關して東京よりの報道即ち日本は快く會議に參加するもこれに參加するに先立ち極東問題討議の會議事項を了解し度しとの件は他の疑惑を惹起せざるを得ず原首相及び澁澤子は陳腐なる特殊利益に就きて案じつゝある模樣なるも斯の如きは斷じて存續せらるべきものにあらず若し華盛頓會議を以て世界の永久的平和の基礎と爲さんとせば各方面擧つて共通の福利の爲め個人的野心を抛つの覺悟あるを要す故に日本が世界の一般の希望に反抗して自から孤立せしめんとする如きは信ずる能はず華盛頓會議は支那に對してはまた新生命を齎さんとする一機會なり吾人は支那が華盛頓より發せられたる招待に對し全國民一致して支那全體の利益の爲めに協同する事を望むものなり列强の北京政府承認撤回論の或は支那救濟の唯一方策ならんかとの觀念は近來數個の重要なる方面に於て眞面目に論究され如何にも此點に關してはロイドヂョーヂ、ハーディング兩氏の言辭には毫も意味され居らざるが如し吾人は支那が他國と平等の資格を以て列席する今回の會議に於ては支那の利益が他の列强の利益と同樣に綿密に攻究されむ事を希望するものなり（東京朝日十八日）

▲七省聯防會議　（十八日上海特派員發）　王占元氏が北京政府の統一計畫を輔け且自己の地位擁護の爲め最に計畫せる六省聯防計畫は天津會議と湖北政變の爲め遲延し居たるが王氏は其天津會議に於て該計畫の進行を引受けたるより先づ熊克武氏を煽はして湖南趙恒惕氏と諒解を遂げ愈會議を開く事となり十五日の會合にて會議を湖北、湖南、四川、雲南、貴州、廣西、江西七省聯防會議と名付け十八日より向ふ一箇月間開會する事に決し各省代表は武昌に到着せり、湖南の參與は趙恒惕氏の北方に歸順するに決せる結果なりとの說あるも參加せる西南各省は何れも自治の態度を失ふものに非ずして聯省自治に入る階梯とするもの、如きも該會議の成功疑はしきは勿論趙恒惕氏が一方廣東を援けて廣西を攻むる事を一旦約束し乍ら又陸榮廷氏の派せる代表者林虎氏等の參加せる該會議に代表を派せるは矛盾の甚だしきものにて王占元氏始め彼等が自己擁護の爲め近年如何に血迷へるかを證するものなり（東京朝日十九日）

▲陸氏安南に逃る　（香港特電廿日發）　廣東軍は十七日遂州を克復した柳州の廣西守備隊頭領貢克召氏は獨立を宣言して自ら柳州救桂軍と稱して居る陸榮廷譚浩明氏は南寧にある軍隊も不穩の狀があるので安南に逃れたと（東京日々二十一日）

▲廣東軍破竹の勢　（二十日上海特派員發）　廣東軍は既に潯州を占領し一方廣東西部の各地を續々恢復し麻州をも奪回し高雷地方殆ど廣東軍の手に歸せんとし廣西派の恃める江西及び福建の援助も彼等は約に違ひて北京政府の命を奉ぜず傍觀して各自省の防禦に任ずるのみなれば大勢既に決し今後は更に破竹の勢ひを以て廣西軍を席捲する模樣にて柳州の廣西軍は形勢非なるより獨立を宣言し桂林は內應せる沈鴻英氏の廣西軍に占領されたり洪兆麟氏は十八日南寧攻擊の途に就けり陸榮廷氏沒落の日愈々近づけるもの、如く陸氏は既に南寧より逃れ出でたりとすら傳へらる（東京朝日二十一日）

▲七省會議決議　（二十日漢口特派員發）　七省聯防會議は十八日午後一時より七時迄開會大要左の如き諸件を討議せり

一、雲南、貴州、四州、江西、湖南、湖北の六省は兩廣軍事長官に通電し停職を勸告する事萬ほ六省は責任を以て調停を爲し軍事を終熄せしむ（王占元氏提案陳光遠氏反對）

二、貴州四川江西湖北四省は湖南趙恒惕氏を助け李烈鈞軍の武裝解除を行ふ外王占元陳光遠陸榮廷の三氏より北京政府に電致し趙恒惕氏を紹介し政府は誠意を以て之を迎へ而して現實に平和統一を完成すべしと云ふにあり（陳光遠氏提出、趙恒惕氏反對）

▲武昌會議の魂膽　（上海特電二十一日發）　王占元の主宰する武昌會議は全く進取的假面を脫し赤裸々の軍閥會議となりたり卽ち北京政府の統一方針に準據して該會議自ら武裝せる調停機關となり以て時局を解決せんとし最近の會議に於て王占元以下湖南、四川、雲南、貴州、江西、廣西の代表者

連は左の議案を可決ぜり

（一）湖北、湖南、四川、雲南、貴州、江西の六省は聯合して廣東、廣西兩軍に對し停戰を勸告すること

（二）湖北、江西、四川、貴州の四省は聯合して湖南軍總司令趙恒惕を援け李烈鈞の軍隊に對し武裝解除を要求すること

（三）王占元、陸榮廷、陳光遠の連署を以て北京政府に宛て趙恒惕を推薦（湖南督軍兼省長に推薦するの意ならん）し且つ武昌會議を以て南北統一の機關と認めんことを請願す

以上の決議中其の第二項が實行せらるゝに於ては現に廣西の北部地方に在る李烈鈞軍に對して差しづめ、江西、四川の兩軍が挑戰することゝなり結局武昌會議が最初標榜せし平和主義とは正反對に、湖北、江西、四川、貴州の四省は新に兩廣戰爭の渦中に捲き込まるゝ譯なるが南北の間に在りて首鼠兩端を持する湖南軍總司令趙恒惕が果して李烈鈞軍に對し其の軍隊を動かす可きや否やは極めて疑はしく又所謂兩廣戰爭の調停は廣東側が陸榮廷、陳炳焜等の驅逐を以て最終の目的とする以上到底成功の見込なし（時事二十二日）

▲征蒙は對過政策　（奉天特電廿一日發）　張作霖氏は近衞兵六千名馬四四千と共に廿六日出發先づ哈爾賓に向ひ更に滿洲里に向ふもので蒙古行は其上の樣樣で決定する今回の出動は名目は征蒙なるも全く對過激派政策に出でゝ居るもので從つて張作霖氏對過策の成否は我國にも至大な關係を及ぼすものと觀測さる尙庫倫は確實に過激派軍に占領されたとの情報が張氏の許に達して居る（東京日々二十二日）

▲陸榮廷退隱宣言　（二十一日上海特派員發）　陸榮廷氏の安南亡命に際して發せる十九日附辭職打電に曰く

民國以來變亂相踵ぎ榮廷十年軍務を承け國の爲馳驅し施設する所國家人民の爲ならざるなし近來歲老い病多く故障多きも未だ任を下らず近來國內の紛擾解決せず民意の歸する所皆自治に赴き我省既に軍民各長官協議の上自議會より自治を宣言し準備を終れり偶々廣東軍の侵入に係り兵火を開き近く總司令沈鴻英等自治主張の打電を爲せり榮廷夙に安民の主義を持し欣んで贊同す當に該總司令に電命して本省の治安を維持し責任を負はしむ民氣發揚の日將に我々軍人武を解くの秋なり以後榮廷兵權を解きて隱退し一切軍民の各權に與らず夙く去りて老病を養はん謹みて之を宣言す（東京朝日二十三日）

▲北京政府狽　（北京特電廿二日發）　兩三日目前から廣西軍大敗し爲に陸榮廷氏は失脚したとの報頻々として傳へられるが當地に在りては兩廣戰の眞相が判明しない爲北京政府は一概に右は廣東派の宣傳であると誤信し陸榮廷派の必勝を確信し半信半疑の中に寧ろ樂觀して居たが廿一日に至り廣西軍總指令沈鴻英氏の獨立宣言當地に達し且陸榮廷氏の失脚せる事實も稍明瞭となつたので今更の如く狽狽し出した陸榮廷氏失脚は新內閣第一の政綱たる南北統一を殆ど根柢より覆へすものであつて其政界に與ふる打擊は豫想以上に甚大なるものがある北京政府は連日之が對策に腐心して居るが現在の北京政府では策の建て樣なく纔に今回沈鴻英氏が獨立は單に陸榮廷氏に對するものであつて北京政府には依然好感情を有して居るから其影響は左程大ならずとか廣西派失脚後は直に孫文派と陳烱明氏とが衝突す可く陳烱明氏が急遽梧州より廣東に引返したのは既に衝突の幕が切つて落された證據であるとか種々貧弱なる宣傳を始め苦悶の最中である政府以外の一派は陸榮廷氏の失脚は既定の事實であるとて問題にせず當地の新聞は何れも廣西派大敗の記事を滿載し又軍閥巨頭一人が倒れたことを喜べる風である（東京日々二十三日）

▲陸榮廷政界を退く　（上海特電二十三日發）　陸榮廷が引退の通電を發せるは既電の如くなるが同氏は別に北京政府に宛て粵邊防務督辦を辭する旨電報せり其要領に曰く中央政府の權威を以てして尙ほ松滬護軍使何豐林の軍器押留へ北京政府が汽船小川丸に積載し廣西に輸送せんとせし武器彈藥が中途上海にて抑留せられたる事件を指す）を制限する能はず延いて廣西の局面を誤らしむるに至れり既に一箇軍使の不法行爲すら之を制止する能はずして奈何ぞ克く全國の統一を望むを得んや余は玆に其の職を辭し今後再び政治に攙はらず希く政府に賢能の士を遣して後任とせられよ（時事二十四日）

▲北京政府頑強　（北京特電廿二日發）　大總統府某顧問は廿一日徐總統に對し北京政府は至急聯省自治を宣布し今後は此制度に從ふべく然らざれば時局の困難は益々甚だしからんとの意見を具申した徐總統は右に就て斷總理と長時間に亘つて密議したが斷總理は這は極めて重大問題であつて此制度に據らんか直に中央政府の威信を喪失する虞あり愼重なる考慮を要すとの意見

で結局現在の制度を踏襲する事となつた（東京日々二十四日）

▲靳總理辭職說　（北京特電廿二日發）總統府方面の消息に依ると靳總理は廣西派が大敗し陸榮廷氏が失脚した以上靳內閣の生命たる南北統一政策は全然失敗に歸せるものとして慊懣しつゝあつたが遂に廿日其責を負ひ徐總に辭表を提出したと傳へられて居る

政府側の打消　廿日午後靳總理は辭表を提出したとの說が傳られたが一方政府側では極力之を否認し靳總理は北京政局の行詰りと南方形勢の變化の爲最近辭意を洩らした事は事實であるが未だ辭表提出迄には至らない旨言明して居る右に關し研究系の機關紙申報の所報に依れば舊交通系の復活運動が盛んであつて靳總理は一時政局を去るの餘儀なきに至るべく而して歐米日漫遊中の朱啓鈐氏歸京の後有力なる舊交通系內閣の組織を見るに至るだらう（東京日々二十四日）

▲趙恒惕湖北討伐を初む　（北京特電二十三日發）湖南督軍趙恒惕は湖北討伐軍を編成し岳州に向つて前進せり又王占元は趙が約束を破りしを憤り討伐軍を出動せしめし政府に對し吳佩孚軍の增援を乞へり二十三日の閣議は本問題を討議したるが吳佩孚の態度には閣員中にも幾多の議論あり先づ曹錕に意見を聞き增援軍問題を決定せり趙恒惕の湖北攻擊は陸榮廷沒落の餘波なること明瞭なり一般輿論は王占元が豫定の沒落を意味すと認めたり（時事二十五日）

▲湖北包圍攻擊始る　（上海特電二十四日發）廣西攻略成功後民黨急進派が驕虎の勢を以て湖北包圍攻擊の計畫を立てたること既電の如くなるが該計畫は意外に迅速に進行し兩湖の空早くも戰雲の黯くを見るに至れり是れ南北の間に在り首鼠兩端を持し一方、廣東政府の廣西攻擊應援を名として廣西省境に出兵しながら他方王占元の武昌會議に代表者を派遣し北方と款を通ぜるかの如くにも見えたる湖南軍總司令兼省長趙恒惕が此程陸榮廷沒落の報を聞き俄然其態度を一變し純然たる南方派となりすまして湖北攻擊の軍を出せるに因る即ち趙恒惕は陸榮廷失脚の結果王占元の主宰せる統一會議に參加

線として死守せる貴縣を包圍し十八日より愈々總攻撃を開始せる所守將譚浩明、章榮昌、龍逢慶、陸裕光等は相次いで南寧に逃れしを以て陸榮廷は眞事窮し遂に引退の宣言を發して南寧を去り龍州より鎭南關に至り將に鐵路海防に避難せんとするに至れり斯くて貴縣は二十日廣東軍の占領に歸し勢ひに乘ぜる廣東軍は大擧して南寧に迫まらんとす而して既に陸榮廷が引退の宣言を發せる以上廣西軍中南寧に踏み止まりて最後の一戰を試みんとするもの無きは明白なるを以て一度び廣西軍が殺到するに於ては南寧は立所に開城す可く又廣西軍が最後まで優勢を持せし欽廉方面も不日廣東軍に依り完全に恢復さるゝ可く廣東軍の公報に據れば廉州は既に恢復せりとのことなるを以て本月中には廣西省は名實共に自治省として廣東政府の支配に置かると共に廣東省に侵入せる廣西軍の一部は廣東省外に驅逐せられ兩廣戰爭は全く完了を見るに至らん（時事二十五日）

▲王占元の運命迫る　（二十四日上海特派員發）　湖南趙恒惕氏は湖北攻撃計畫を一時延期し居たるが廣西の形勢一變せると共に民黨は更に湖北を望んで猛烈なる運動を開始し趙恒惕氏の湖南軍を以て王占元氏驅逐の先鋒たらしむる計畫成りたるが如く急遽湖北に向ひ進軍中なり王占元氏は對抗の爲め武昌岳州間一般旅客の鐵道使用を禁止し專ら軍備の輸送に當て二十日朝より長沙發列車は來らず王占元氏は第二旅第四團を二十日羊樓司に增派して防備に當らしめ續いて第十八師第一團步兵一營機關統一中隊を增援として其附近に送り且つ二十二日は砲艦、水雷艇二隻を白螎に出動を命ぜり廣東派は廣西を屠れる餘威に乘じて王占元氏を迫はんと圖れるが一說には趙恒惕氏は吳佩孚氏の援助を受け居れりとも傳へらる王占元氏は今や勢力沸く軍隊も兵變以來減少して目下募兵中なるも間に合す八省聯防計畫も畫餅に歸せり吳佩孚氏湖南を援助するとせば河南よりの援兵は望み得ず王占元氏の運命は愈迫れるもの、如し（東京朝日二十五日）

▲靳總理居据　（二十五日上海特派員發）　靳總理は南北統一計畫完全に失敗せるに由り責を引いて辭職せんと私邸に於て會議せり然れども親近者は皆未了の案件多く遽に退くを不可とし慰留し對南策としては變計を用ひ沈鴻英氏と連絡せば龍虎猶相對峙すべく北方は當分何等影響なく靜かに時局の變轉を待つべきなりと云ふ又靳氏の太平洋會議列席は日支軍事協定締約者とし

て輿論反對すべきを以て不可とせり靳氏は何分多數の意見に動かされ未だ決せず然れど直隸系は王士珍氏の內閣組織を運動し居れり（東京朝日二十五日）

▲靳總理思ひ返す　（北京特電廿四日發）　廿四日支那政府は非公式に靳總理の辭職說を打消し靳總理は進んで難局に當る決心をした旨を發表した（東京朝日二十六日）

▲兩湖軍衝突　（北京特電廿五日發）　廿三日午後湖南省岳州附近で湖南軍と湖北軍との間に戰鬪を開始したが湖北軍は武器を棄てゝ潰走したとのことである北京政府は例に依り吳佩孚氏が王占元氏を援助するから大丈夫であると表面樂觀を裝うて居るが其實驚愕せる模樣である一般に王占元氏の失脚は免れないだらうと爲し吳佩孚氏の去就に注目して居る（東京日々二十六日）

▲曹錕に湖北救援を命す　（北京國際社二十四日發）　趙恒惕氏の湖北進軍に關して政府は取敢ず曹錕氏に救援を命じたるに曹氏は本日洛陽の吳佩孚軍に動員令を下せりと返電し昨夜更に蕭耀南以下第二十五師の鐵道輸送を開始し且つ今回は王占元氏を助けて湖南軍を擊破し進んで長沙奪取を目的とする旨を附言し來れり尙江西督軍陳光遠氏より長沙及平江攻撃を目的として二旅の軍隊を動員せりとの報今夕政府に到達せり又本日王占元氏の電報に據れば南軍の侵入は確かに趙恒惕氏が孫文氏の命を受け武漢を占領して大局の擾亂を圖らんとするにあるを以て攻軍總司令は湖南第二師團長宋鶴庚氏にして同氏は全軍を率ひ岳州より江に沿ひて進擊し其先發隊は既に省境に迫れりと（時事二十六日）

▲連省自治の第一步か　（北京特電二十五日發）　兩湖は相互に相侵さずとの默契を破て湖南督軍趙恒惕は部下の懇願勸告を否むを得ず省自治及び王占元排斥を標榜して突然湖北に向て兵を進め既に二十三日湖北羊樓洞を襲ひて湖北軍を破り目下之を追擊中なり王占元は頗る狼狽の體にて中央に軍費軍隊の援助を求め來れるに對し政府は直に王占元に向て極力防備に努む可き旨を命ずると同時に曹錕よりは王占元援助の爲めに蕭耀南の引率せる二十五師に向つて出發の命令を下し既に輸送を開始せる旨の返電ありたり湖南軍の湖北攻略計畫として傳へらるゝものは湖南第一師長宋鶴庚を總司令として羊樓洞より鐵道に沿ひて武昌を衝かんとするものを中央軍として右翼軍は樂開金が廣西第一旅を率ゐて平江より通城に入らんとし左翼軍は陳生智第一師第

二旅を率ゐて常德より石首を衝かんとし更に四川都督として四川民軍の宜昌を衝かんとするにあり今回の兩湖の衝突に於て趙恒惕が那邊まで廣東及び四川と聯絡を有するや吳佩孚が如何なる態度を執るやによりて形勢益々重大となり北京政府に至大なる影響を及すべきは勿論にして殊に宜昌及び武昌の兵權以來全く軍衡を失ひたる王占元の地位は今後形勢の變化に論なく廣西に於て陸榮廷が失脚せる轍を踏むの外なかる可く今回の衝突は四南各省に就き長江に沿へる各省が自治を唱へ一大聯盟を形成して北京政府に對立せる連省自治に進むの一階梯と見るを得可く南北統一は是によりて全く絶望に歸するも然も却て之れが爲め別個の南北統一が速かに成就す可きや否や周圍の形勢に依つて決せらるべくさなきだに其權威を疑はれつゝある北京政府の動搖說の傳へらるゝは亦理由なしとせず(時事二十七日)

▲窮した北京政府　(奉天特電廿五日發)　征蒙を中止した張作霖氏に對し北京政府は樞の歯を引くやうに電報を寄せて居る廿五日の着電には王占元氏の勢力失墜は其累が中央にも及ぼし危機に迫つて居る事を報じて居る奉天官邊に於ては斯樣理が愈内閣を投出して張氏の下に來り投ずるであらうとの風說さへ見るに至つたのに鑑みても北京政府が時局收拾につき如何に惱して居るかを窺ふ事が出來る(東京日々二十七日)

▲湖北討伐に決定す　(漢口特電廿六日發)　長沙にては十九日二十日兩日の軍事會にて湖北討伐を決し宋鶴庚を總指揮に魯滴平を中軍指揮に葉開金を右翼指揮に唐生智を左翼指揮に任じ、岳州通城縣公安縣より湖北に入らしむることゝし二十一日より動員を始めたり湖北の防禦は孔英傑を中軍とし王汝勤を右軍とし劉躍龍を左翼とし之に當らしむることゝせる如く王占元は又曾て、秘個に援助を求めし結果曹錕は吳佩孚に出兵を命じ其兵不日到着す可き旨交涉員より二十五日各國領事に告げたり(時事二十八日)

▲調子に乘つた孫氏　(上海特電廿八日發)　孫氏は廿七日四南各省軍司令に命令を出し湖北軍閥打破の爲め協力事に當るべしとの通電を發し四川軍總司令劉湘湖南軍總司令趙恒惕兩氏に對し即時出兵を命じたが孫氏は近く北京政府討伐令を出すであらうと云ふ(東京日々二十九日)

▲吳氏の時局收拾建議　(上海特電廿八日發)　吳佩孚は此程北京政府に宛て時局收拾に就き建議する所ありたるが湖北の運命竝に長江に於ける勢力均衡が吳佩孚の出兵に依り辛ふじて支持さるゝ危機一髮の現狀に顧み電報中に所謂聯省自治に就ては北京政府は之を默殺し難からん建議の要領左の如し

現に自治の潮流は漸次擴大し各省自決の準備機關は其運用を開始せり就中長江方面に於ては一步進みて連省制憲（各省を連れ中央政府の憲法を以て之を統一することにして有名なる盧永祥の連省自治の通電を指示するものなり）の氣運を招來せり而して軍閥の力が此大勢を阻止するに足らざることは最近陸榮廷の失敗に見るも明なり是等の情勢に鑑み中央政府は速に民衆と共に革新を計り多數の意思に從ひて時局を收拾するの要あらん然らずんば人民は自發的行動を執るに至らんこと必せりと(時事二十九日)

▲狼狽せる北京政府　(二十六日北京特派員發)　兵變勃發以來省民の信望を失へる王兩湖巡閱使は名譽恢復と地盤擁護とに必死となれるも長江の盟主たる曹日の聲威は地を拂ひ早晩失脚の止むべからざるに至るべしと觀測され來りたるが最近氏と表面聯絡を保ち居る湖南の趙恒惕氏が突然兵を湖北省境に進め湖北征伐を聲明するに至れる爲め其影響する所極めて廣く或は之が動機となりて天下の大亂を誘發するに至らざるかと北京政府を始め憂慮せしめつゝあり趙恒惕氏が遽に如くの如き擧に出づるに至れる眞相は不明なるも廣東軍が廣西攻略に成功せるは其主たる原因なるが如く趙氏は從來南北の間に在つて曖昧なる態度を持し大勢の趨く所を觀望しつゝありたるが最近湖南平民の王督軍に對する反感日々に昂まり湖南に在る湖北出身の軍官は趙恒惕氏を煽動して事を起さんと企て王氏の七省聯盟會議に迎合して現金二十萬元彈藥百二十萬個を騙取する等の消息より察すれば今回の擧兵は王占元反對派と趙恒惕氏との間に夙に畫策されありしものと見るべく夏に廣西攻略に成功せる廣東軍政府との間に何等かの默契あるを知るべし卽ち趙恒惕氏の出兵動機は廣東政府と聯絡湖北の反王占元一派の軍官との提携に出發せるものにして趙恒惕氏は二十日急遽部下軍隊に動員令を下し自ら兩湖總司令と稱して湖北軍夏斗寅氏の一旅を先鋒隊として湖南第一師を左翼、第二師を右翼とし主力を岳州に集中せりと云ふ此報に接せる北京政府は急遽曹錕氏に援を請ひ二十四日曹氏より吳佩孚の第三師に動員令を下し尙蕭耀南氏の第二十五師も出動する筈なるが吳佩孚が果して政府の望む通りに行動するや否や湖北

救援の名の下に王占元を驅逐し取つて代らんとするに至らざらんか北京政府は廣西の陸榮廷氏一派の失敗に引續き兩湖の騷亂に襲はし日夜對應策に苦心し之が爲め早くも新內閣組織說喧傳せられ居るが王占元氏の地位一度動搖せんか長江一帶は北方の範圍を離るべく新內閣の運命に關するは勿論延て大局亂に導くに至らざるかと觀測さる（東京朝日二十九日）

▲吳佩孚氏動かず　（天津特電二十八日發）吳佩孚氏は決して湖北救援の命に應じない旨各界に通電した（東京日々二十九日）

▲孫氏の北伐令　（二十八日上海特派員發）廣東來電孫文氏は四川湖南湖北の軍閥を除き湖北を援ふべく直に出動すべき命令を發せり孫氏は益積極討伐命令を出して自ら兵を率ゐ湖南を經て湖北を討つ準備を爲しつゝあり（東京朝日三十日）

財政經濟

▲廣東不換紙幣濫發　（上海特電三十日發）陳烱明が廣東軍總司令を梧州に移して以來廣東軍は同地に於て廣東銀行發行の不換紙幣を使用せるが其後引續き同紙幣は割引なしに通用し居れり今後廣東政府は續々不換紙幣を濫發し新占領地及び兵站部所在地等に於て其強制流通を計らんとするものゝ如く斯くして一度整理せられたる廣東省の貨幣制度は廣西攻撃の結果再び不健全の基礎の上に置かるゝことゝなれり（時事一日）

▲寺內借款善後策　（北京特電廿九日發）財政總長代理湯復氏は廿九日外國新聞記者會に招待され其席上寺內借款善後問題に關し左の如く言明した

段內閣の時代に日本から借款した金額は一億五、六千萬元に達し大半は短期借款にして契約は甚だ杜撰であり且殆んど擔保品がない今回小野氏が北京に來り擔保品の評價や利息の支拂を要求した之に對して北京政府は信用を保持する爲必ず段內閣締結の條件を尊重すべき旨答へ小野氏は漸く納得した而して財政部は前記借款を始末する爲一種の辦法を案出した即ち利子支拂の各借款を一括年七分利付の借款となし三年の間に償還する方法である北京政府は今後は此案を基礎として日本側と交涉し此問題を近々の內にする方針であると（東京日々一日）

▲獨亞銀行再興　（一日上海特派員發）支那政府は獨亞銀行再興の爲め三百萬元の公債を充てたりといふ獨亞銀行の資產物は交通銀行上海支店となれるに就き新建物として舊獨逸俱樂部を充つる由にて同建物は目下修繕中なり（東京朝日二日）

▲中佛銀行の缺損　（倫敦特電卅日發）中佛實業銀行が六億法の缺損を生じたと云ふ報が巴里に傳はり著しい驚異を惹起した銀行業者大會に於て議相ダーメル氏は此問題を如何にすべきかに就き論議したが結局何等決定を見なかつた此大缺損は甚だしく品質の底下した商品に對して多額の前貸しをしたからであるとされて居る

備考　中佛銀行は千九百十三年中法實行條例に依り創立されたもので資本は支那政府千五百萬法、佛國資本家三千萬法、總額四千五百萬法の支佛合辦事業である佛國資本は千二百萬法であるから若し此報道にして誤りなくんば缺損額は拂込資本金の五十倍餘となる勘定である因に同銀行は本店を巴里に支店を上海、北京に置き重役には支那人なく支配人に一人の支那人を有するのみである（東京日々三日）

▲三百萬圓國庫債券　（北京特電三十日發）交通部は本日三百萬圓國庫債券を發行せり利息日步一分三厘償還方法京滬京綏鐵道利益より支辦し不足の時は京奉津浦鐵道より補充す實收一萬元につき八千八百三十元七、八、九、十、十一の五ヶ月間據置十二、一、二、三、四の五ヶ月間に每月六十萬宛償還するものなり（時事三日）

▲支佛實業銀行閉業　（上海特電三日發）支佛實業銀行（中法實業銀行）上海支店は在巴里本店の電命に接し四日より營業を中止し債權者側と協定成立を見るまで營業中止を繼續することゝなりたり同銀行上海支店支配人の發表する所は左の如し曰く（一）同銀行の保管する借款及び借款前渡金以外の擔保品は所有者の請求あり次第返却すること、す（二）同銀行在巴里本店よりの通知に據れば同銀行は世界的財界不況の爲めに蒙りたる多大の打撃に就き其筋に請願するの止むなきに至れるものなり（三）同銀行は發行紙幣所有者及び同銀行に對する債權者の保護につき可及的迅速に然るべき措置を採ることを約す尙ほ香港來電に據れば同地支佛銀行支店も亦九日より營業を停止す

ることゝなれりとあり（時事四日）

▲中佛銀行救濟困難　（三十日電通巴里發）中佛實業銀行に對し四十萬法の小切手を振出したる者あるも支拂出來す右振出人より苦情申出でありたるにつき同行の業務執行につき司法的審理行はるべき旨三十日夜公表せられたり、同行は過去數箇月間危險なる情態にあり去一月中「巴里及び和蘭銀行」斡旋の下に同行を救濟すべく必死の運動をなし著名なる銀行若干より成るシンヂケートより二億萬法の立替金をなすことゝなれりとの事なりしが右立替金も同行の缺損を補塡するに十分ならず同行目下の缺損額は二億五千萬法に達すと就ては同行救濟の爲め政府に對して之を承諾せん事を求めたる數案中には千九百三十二年償還期限の目下賣買なき支那大藏債券に代ふるに佛國大藏債券を發行する議及び巴里に於て新支那公債發行の議あり併し支那政府等の提議は總て國家の信用を抵當と爲すを要し先づ議會の協贊を得すしては之を履行し難しと思考すると共に前記諸銀行をして其の株主の利益を犧牲としてまでも此上立替金を增加せしむることは不可能なりと感知せり此間中佛實業銀行に對しては其の經營方法不注意不謹愼なりの非難の聲高し當し世界市場に於る物價の一般的下落の結果此銀行が投資せる各種起業は悉く失敗に終りて資本の回收困難となれるものにて且初め發起者が計畫せし如く其活動範圍を極東のみに限らず他の諸大陸にも活動するに至りたるなり同行頭取はセース縣選出上院議員アンドレー・ベルセロー氏なるが同氏は外務常任次官フイリプ・ベルセロー氏と兄弟なり　東京朝日七日）

▲東支鐵道公債　（八日國際直電北京發）五日北京にて開催したる東支鐵道株主總會に於て左の公債發行の件を可決したり

金額二千五百萬元利率年五分、目的舊債償却及び其殘金を以て軌道改良車輛購入等の費用に充つ（東京朝日九日）

▲南滿借款償還難　（七日北京特派員發）南滿鐵道の日本債權八百萬元は既に元利償還の時期に逢し今年內に支拂を遂げざる場合には該鐵道の一部を日本の手にて管理する規約となり居れるが支那側は償還の見込立たず目下李盛鐸氏江西に赴き善後策を商議しつゝあり（東京朝日九日）

▲東支鐵社債費途　（八日北京特派員發）北京に開會中の東支鐵道株主總會にては露國側重役ウストロゴフ氏の提案に係る業務擴張案（鐵道の貨物運賃を輕減して運輸の擴張を圖る）を可決し次で舊債務整理の爲め二千五百萬元の債券發行（年利五分）を蕪事に委任するの件を議決せり右債券は主として支那側に對する債務（一千三百萬元乃至一千五百萬元あり）を償還し殘部を以て事業の改良、車輛の買入れを爲すべし而して東支南線の軌道を改良せしめんと企圖せる滿鐵側にては此機會に進んで立替へをなすべしと支那側に於て信じつゝあり（東京朝日十日）

▲東支鐵借款ならず　（十一日奉天特派員發）東支鐵道共同管理委員長尾半平氏は哈爾賓より十一日奉天經由安奉線にて東上せり奉天支那側より洩れ聞く所に據れば先月以來歷北京奉天間を往復せる長尾氏の使命は日本より東支鐵道に對し三千萬圓を借款せしめんとするにありしも其の使命は全く失敗に終れり長尾氏は張作霖氏に對して東支鐵道借款の必要と各國共同委員側の態度竝に各關係側の意嚮を詳述し三千萬圓の內二千二百五十萬圓を東支鐵道經費に充て七百五十萬圓を中央政府の政費に充つべく勸めしも張氏は鐵道のとは交通部の直轄に屬し予の關知する所にあらざれば中央に於て說かれたしと拒絕せり依つて長尾氏は中央に說きしも中央に於ては曾辦宋小濂氏の借款不必要論有力となり折角の運動も遂に水泡に歸したるなり（東京朝日十三日）

▲中佛銀行紙幣兌換開始　（上海特電十三日發）中佛銀行紙幣の兌換に就いては既電の如く同銀行關係者協議の上支那銀行公會にて兌換を引受くることに決定せるが上海に於ける同公會は本日より愈々中佛銀行發行紙幣兌換を開始せり（時事十四日）

▲寺內借款所置協定　（北京國際社十三日發）過般來財政部と小野興業銀行副總裁との間に協議中なりし寺內借款償還期及び利子仕拂辦法に關して財政部は左の如く語れり

興業、朝鮮、臺灣三銀行關係借款六千萬元に對する利子仕拂額四百萬元は政府よりの元金支拂困難なるを以て國庫債券を增保とする別の借款として之を本借款に織入れて本借款の償還期限を一箇年延期に就ては近く外債整理委員會を組織して外債全般に渉る研究を爲す筈なり仍て適當なる辦法さへ發見されれば最は延期々間を更に短縮することを得べし（時事十五日）

▲吉會借款交涉纏る　（北京特電二十日發）吉會鐵道借款本契約に就

ては小野興業銀行副總裁と潘財政次長の間に再三會商の結果六月中に一種の覺書を交換するに至しが右は曩に小野副總裁が返濟期限に迫りし西原借款の返還を要求し支那側が之に應する能はざるに及び更に擔保書替を要求したるも是れ亦種々の事情ありて容易に解決を告ぐる能はざりしを以て副總裁は其交涉方針を一變して吉會鐵道本契約の締約を交換條件として提出し屢々交涉を重ねたる結果湯漫理事より支那の提出したる條件を基礎として本契約を締結することゝして意見一致せり只日本技師長の權限問題は正式調印を行ふまで保留することとして覺書を交換するに至れり之と同時に西原借款は全部一箇年間延期して年利七分五厘に改め西原借款利子四百萬圓に就ては財政部より國庫債券を發行して興業銀行に交付することゝしたるを以て近日歸京の途に就く可し（時事二十二日）

▲東支借款成立（奉天特電廿六日發）東清鐵道督辦宋小濂氏は廿五日夜北京より奉天に到着した同氏の談に依れば過般來行惱み中の東支鐵道二千五百萬圓借款問題は北京政府と張作霖氏との間を斡旋運動した結果今回中國交通兩銀行を債權者として該借款が成立した而して借款金額中の千三百萬圓を永久資金として殘餘を線路其他の修理に充つる事に決定したと（東京日日二十七日）

奇贈書目錄

新修養	其社	八號
通商公報	帝國地方行政學會	自八五號至八六號
東洋經濟新報	其社	自九六一號至九六四號
日本及日本人	政教社	八一五號
奉公	其會	二二三號
國際事情	外務省	自三七號至三九號
NEW BOOK	丸善株式會社	九六號
調査彙報	朝鮮銀行	二五號
米國事情	朝鮮銀行	一〇號
實用新案公報	特許局	自七一三號至七一八號
日支經濟報	其社	三號
Herald of Asia	herald社	四號
東京通信	其社	自一九號
月報	名古屋商業會議所	一六八號
月報	青島實業協會	二四號
調査時報	青島守備軍民政部	三四七號
月報	大日本紡績聯合會	
貿易	其會	八號
青島商況	青島守備軍民政部	九一號
共同	其社	
岐阜商報	岐阜商業會議所	
紡績界	其社	
山林彙報	農商務省	八號
特許公報	特許局	自四二六號至四二九號
政友	政友會	二五六號
新公論	其社	
地學雜誌	其社	三九二號
報德	其會	八號
東洋時報	其社	二七五號
財政經濟時報	其社	九號
化學工藝	其社	
三田評論	其會	二九〇號
法學通叢	特許商	三號
商標公報	其會	五三九號
南洋協會雜誌	實文館	八號
國民經濟雜誌	其社	三號
大陸	營口商業會議所	九號
日華公論	大連商業會議所	一二號
月報	奉天商業會議所	七四號
滿蒙實業彙報		一〇二號
滿蒙經濟時報		

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 高雄
宜蘭 淡水 桃園 新竹 南投
屏東 臺東 花蓮港 澎湖島

內地 東京 橫濱 大阪 神戶 門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

支店出張所

支那

第十二卷　十月號　第十號

目次

時報
盧山國是會議の流產——新內閣の動搖——太平洋會議代表問題——山東問題直接交涉——西藏問題提出反對論——兌換券整理案……四七—五四
山東問題交涉……一
領土保全……二……三七
門戶開放……
機會均等……
農商部登記濟商社（一）……三八—四六
彙報
支那新聞重要記事——外交關係——華盛頓會議——山東直接交涉——國內要聞——兩湖戰爭と盧山會議——財政關係——經濟と實業……五五—八四
日本新聞重要電報——外交關係——華盛頓會議——外交問題——南北情勢——財政經濟其他

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路に由る滿洲、安東、會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　商會ジヤパンツーリストビユーロー本部並東京、橫濱、神戸、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料、機關用として歡迎されつゝ有之候

◎坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年十月十五日

第十二卷第十號

山東問題交涉

山東省に關する日支間の交涉につき、我政府は九月七日小幡公使をして、之れが條件を支那に提案せしめ、支那が之れに應じて交涉を開始せん事を求めた、該條件に於ては青島居留地に關する要求を全然抛棄する等非常に寬大なるものがある。

然るに之れに對する支那の態度は、依然として直接交涉拒絕に傾かんとするもの丶如くに察せらる、支那は頻に日本との直接交涉を避け、獨逸より膠州灣の還附を受けんと云ふも、獨逸は是が特權を明かに日本に讓渡し、支那に向つても既に日本に引渡したれば、支那に交付する能はざる旨を聲明して居るのである、則ち膠州灣及之れに關連する各種の特權は最早獨逸の手にはないのである

支那は對獨講和條約を認めず、從て之等の特權が獨逸より日本へ移つた事を認めぬと云ふであらうが、對手の獨逸は之れを認めて最早自分の手中にはないと云ふのである、されば如何に支那が獨逸と交涉せんとしても、獨逸は自ら之れを還附する事は出來ないのである

山東問題は今となりては、支那は日本と解決する外、其對手方がないのである、如何に反對しても結局は日本と交涉する外に途はないのである、吾人は支那が反省して今日の機會に於て速かに日本と直接の交涉を開き山東問題の解決をなさん事を切望する　（十月二日稿）

支那領土保全・門戶開放・機會均等

緒言

支那に對する列國共認の外交方針の基調は領土保全、門戶開放、機會均等の三者である、今回の華盛頓會議に於ては、支那問題も上議さるべく豫測せらるゝが、列强の對支根本方針としては、矢張り此三者が依然重を爲すであらう、而して有らゆる支那關係の紛爭も亦此三大主義に照して處斷さるゝであらう

然し此に問題となるべきは、此三大方針の眞意義である、是等の三主義は各相當の必要に依り生じたるものにして、相當の沿革あり、單に文字通りに解釋する處と、其眞意義とは必ずしも合致するものではない、之れが爲には斯かる主義が確立するに至つた事情、提唱者の眞意等を闡明する必要がある、若し是等三大方針の眞意義について十分の諒解無く、見解の一致無くんば、假令方針其ものについての一致あるも事實に面した場合紛爭を惹起する事を免れ得ぬ

世界の列强にして支那に對する方針として、領土保全、門戶開放、機會均等の三者を是認尊重せぬものは一もないであらう、然かも或一國は或一國の支那に對する行動を以て、此主義に反するものと論ずる、然し其對手方の國は決して此主義に反する樣な行動はして居ないと辯ずる、此に衝突を生ずるのであるが、元來此三大主義の定義が明確にされ相互に之れが認められて居るのでなければ、同じく一尺と稱しつゝも目盛りの異れる尺度を以て相互に測りつゝあると一樣に、決して一致すべき筈はないのである

近年米國に於ては頻に日本の支那に對する行動を以て此三大主義に違反するものとして攻擊するものがある、然し我國は列國との累次の取極に於ても常に此方針を恪守尊重する事を公約し、且機會ある毎にそれを高唱し、常にそれに違背せざらん事を念として居るのみならず、我國程此三大主義の確立並に遵守に忠實なるものはないと自信して居る、然るに米國は尙日本を以て斯くの如く攻擊する、吾人は米國が斯くの如き攻擊をなす根據たる事實について、誤解や誣罔のある事を信ずると共に、兩國の間に是等三大主義についての解釋の相違もあるのではないかを疑ふ

米國ばかりではない其他の國に於ても、此三大主義の內容について誤解して居る處があるかも知れない、日本人の間にも明かになつて居ないかも知れぬ、又支那人も其眞意義を諒解する必要があるであらうと思ふ、依つて此に之等三大主義確立に至る沿革等の研究を公にする事にした、然し之れは研究の結論と云ふべきにあらず、僅に研究資料の提供に過ぎないかとも思ふ、或はさうであらう、而して此材料によつて研究を遂げて透徹せる結論をつけて呉れるものは他に其人ありと信ずる、材料提供丈けで吾人の責務は足りると思ふ

領土保全 (Integrity of China)

支那の領土保全は支那に利害關係を有する列強の悉く贊同したる主義である、領土保全は多くの場合『支那の獨立』と併稱せられ independence and integrity と並び用ひられて居る、然し支那領土保全の主義が支那に適用せらるゝに至つたのは後年の事で、英國が香港(一八四二年)九龍半島(一八六〇年)の割讓を得、葡萄牙が澳門を領有し(一八八七年)、露國が烏蘇里江東を略し(一八六〇年)、佛國が安南を併する(一八八四年)頃は、歐洲列國の支那蠶食政策こそ行はれたれ、支那の領土保全の如きは夢想だもされなかつた所である

不割讓條約

其後支那に於ける列國利權の關係錯綜し來ると共に、容易に支那領土の分割を求むる事は出來なくなつたが、之れと共に自國に關係の密接なる地域につき之れが分割を求むる事を敢てせずして、其反對に支那をして斯かる地方を其他の外國に分割又は租與せしめない事を約束せしむるの例を開く事となつた、これが支那に行はれた不割讓條約である、さうして此不割讓の宣言なるものは、該宣言をなさしめたる當該國が、宣言の主體たる其等の地方に關して有する他日の分割に關する優先權の基礎を作るものと看做されて居つた、從つて斯かる約束は其根本の主旨に於ては支那の領土保全とは寧ろ相容れないものと見るべきであるが、形の上では其領土ニ一部ではあるがニ保全の爲の取極である、其最初の例は一八四六年四月四日調印の英淸間「舟山列島に關する條約」で、其第三條に於て

淸國皇帝陛下の一方に於ては不列顚國女皇陛下の軍隊が舟山島を撤退したる上は決して同島を何れの外國にも讓與せ

ざるべき事を約す

と規定し、更に其第四條に於ては

不列顛國女皇陛下の一方に於ては侵襲者の攻撃ある場合に舟山島及其の附屬地を保護し、嚮の如く之れを清國の領有に復すべき事に同意す、然れども此約束は兩國民間の友好同盟より起るに付此の爲清國より軍費補助費を支拂ふ事を要せず

と定めて、若し第三國が此を侵した場合には、英國が自己の費用を以て支那の爲に奪回してやるべき事を約束して居る。次いで一八九七年二月四日調印の英清條約第五條に於ては緬甸境界の孟連、江洪地方不割讓の約束が成立して居る、曰く

清國は豫め英國と協商を經ずして孟連或はメーコン河の右岸に於ける江洪の部分、或はメーコン河の左岸にありて現時清國の占有する江洪の部分を他國に讓與せざる事を約す

と、又一八九七年三月十五日附を以て佛國政府に與へたる次第書に於て、支那は

海南島は清國の領地に屬し清國は正に海南島に其主權を行ふものなり、如何ぞ之を外國に割讓するを得んや、加之現在外國に定期間の貸與を存せし事跡は毫も存せず、弊國は閣下(佛國公使)に公然此の如く答書を送る事を喜ぶ

と述べて、海南島の不割讓を約束し、一八九八年四月十日附佛國公使宛の次第書に於ては

東京の清國邊境諸省は彊界の重要點にして、東京に最大の關係を有するを以て、常に清國によつて管轄せられ且其の主權の下に在らざるべからず此等の諸省が一強國に讓渡若くは貸與せらるべき理由毫も存せず

佛國政府は此確信を得る事に特別の價値を置くが故に弊國は閣下(佛國公使)が是に關する弊國の意を解し且之れを傳へん事を庶幾す

とて、東京邊境諸省の不割讓を聲明して居る

英國は當時の支那の對外關係に顧みて、從來其利害關係最も濃厚なりし揚子江流域諸省につき、一八九八年二月九日支那政府との間に往復文書の形式によつて其不割讓の約束を約した、其支那總理衙門より英國公使サー、マクドナルドに與

へたる復書は次の如くである

總理衙門は英國公使より二月九日附を以て英國が貿易の自由交通及發達の爲現に清國の完全なる領有に屬する揚子江地方を永く清國の所有として保持する事に常に頗る重きを置く事は、清國政府の承認する所たる旨を當衙門に於て既に數回告示したることを記述する公信を領收したるの光榮を有す

英國公使は清國が決して揚子江沿岸の各省に於て何れの地をも租給出典其他何等の名義を以てするに拘らず他の何國にも讓與せざるべしとの確實なる保證を得て女皇陛下の政府に通知するを得ん事を望めり

當衙門は註言す揚子江地方は清國全體の地位に最大關係を有するが故に其の內の地域を列國に出典し租給し又は割讓せざるは勿論なる事を今や女皇陛下の政府は其利益關係(又は掛慮)を表白せるにつき當衙門に於て此通牒を英國公使に致し以て其政府に通知せしむるを義務と認めたり

同年卽ち一八九八年四月二十四日に於ては、支那政府は更に日本の爲に福建不割讓の公文を出して居る、其要に曰く

日本政府清國政府近日艱難なるを聞き常に軫念を深くす、卽ち威海衞撤兵の如き前に聲明を經案にあり、原と節外枝を生じ累を清國に加へん事を慮るの起見に係る、亦命意のある處を明かにするに足らん、但日本政府實在情形を查明し利害の及ぶ所を反顧するに未だ置いて聞く所なきが如き克はず、自ら宜しく一妥法を設けて以て未だ雨ふらざるに綢繆を期すべきなりと、則ち清國政府に福建省內の地方を別國に讓與若しくは租與せざる事を聲明せんを請ひ、面述を除くの外查照を請ひ並に照復を希ふ等の因前來す、本衙門查するに福建省內及沿海一帶均しく中國の要地に屬す、何國に論なく中國斷じて讓與又は租給せず

以上數回の不割讓約定は、孰れも或一國が其れが密接の利害關係ある地方につき、之れを其國の利益の爲に不割讓を約束せしめたもので、支那自身の利益の爲、若しくは關係列國の爲に、約束せしめたものではない、其後一九一五年の日支交涉の結果、其五月十三日を以て支那政府は

參政院の呈稱によるに建議の事の爲に、前清の末季國務陵夷海疆故多く沿海要塞或は故に因つて外國に讓與し或は外國の租借する處となり以て險要淪陷し事務濫る處無きを致し庶民枕を安んずるを得ず、險を設け國を守るの義に大に

背馳す、茲に特に建議し政府に呈請し創鉅痛深の後に於て懲前毖後の謀をなし陸海軍部暨海疆官吏に明令し重を海防に注ぎ沿海居民をして以て居に安んじ業に樂しむを得せしめ並に天下に宣告し嗣後中國有らゆる沿海港口灣岸島嶼は何國に論なく概ね租給或は讓與を允さず務めて本國をして固圉の心を固くして國際共に昇平の福を享けしむれば全國幸甚し、茲に五月十二日の大會に於て提出討論し全院一致議決し謹んで建議を提出し公布施行を呈請するの語あり、査するに海疆區域は國防の大計に關係す、亟に應に詳審綢繆すべきなり該院の建議は洵に識慮遠大に屬す、特に宣布を加へ嗣後中國有らゆる沿海港口灣岸島嶼は何國に論なく概ね租借或は讓與を允諾せず

との公文を發して、沿岸島嶼の不割讓を聲明した、此聲明は其公文中には顯はれて居ないが、元日本政府の要求に基くものたる事は、當時の兩國交涉記錄を見るものには直に明かなる事である、然し此不割讓の聲明は前數者とは全く其性質を異にし、支那沿岸島嶼が日本のみに利害關係あるが爲にあらず、我國が列國と共に從來支那の爲に尊重し來りたる支那領土保全の主義を、層一層明確にせんが爲に、日本から要求した結果なされたものである、從つて之れは一般的支那領土保全の協定の、二重保障と見るべきである

各國間の取極

以上の支那領土不割讓の協定は、支那自身が或一國に對してなしたものである、然し一般に支那領土保全の主義と稱せらるゝものは、斯かる部分的のものでなく、支那全土に涉り之れを保全せんとするもので、其約束も支那と外國との間になされずして、外國が相互に之れを約して相共に此主義の尊重と實行とを期せんと云ふのにある、此意味に於ける支那領土保全の主義が列强の間に明確に認められるゝに至つたのは此二十年來の事である

一九〇〇年支那に北淸事變の起るや、列國の軍隊京津の間に入り、皇帝蒙塵し支那は全く混亂の狀態に陷り、此の機に乘じて支那に對する野心を逞しうせんとするものあり、特に露國は一方鐵道保護を名として大兵を滿洲に送ると共に、一方頻に支那の懷柔に努め、或は北京陷落と共に卽時撤兵を提議し、或は獨逸が元兇處罰を提議するや之れに反對し、他日支那から其報償を得ん事に努めて居つた、此露國の野心を抑制せんとする英獨兩國の希望一致して、一九〇〇年十月六日英京倫敦に於て英獨協商の成立を見たが、其第二條に次の如く記してある

獨國政府及英國政府は現下の紛擾を利用して自己の爲清國領土内に於て何等領土上の利害を獲得せざるべく且其の政策をして清國領土の狀態を變せずして維持するの方針に向はしむべし

卽ち本協商に於ては現下の紛擾北清事變を利用して、英獨兩國が相互に支那に於て領土上の野心を逞しうせざる事を約すると共に、他の列國が領土上の野心を遂げんとするのを制する事を目的としたもので、其第三條には若し他國が形式の如何に拘らず領土上の利益を獲得せんとする時は英獨二國は自己の利益保護の爲採るべき措置に關し豫め協定すべき事を約して居る、更に又第四條に於ては本協定を佛、伊、日、墺洪、露、米の諸國に通知して、之等諸國より本協約の主義の認容を求めん事を規定して居る、其列國の認容を求むるの意味について、日本政府より英國に照會した處によれば、其協約に贊成する事は其國が加入國の代りに締約國たりし場合に於けると同一の地位に置かるべきものなりとの事であつた、さうして此協商の精神については日、露、墺、佛、伊、米の諸國共に贊意を表したが、佛露兩國は孰れも特に現狀維持と云ふ條件を附して贊成して居る、此英獨協商は列國間に於ける支那領土保全の最初の公式の取極であるが、然かも其條文を見れば積極的に支那領土の保全をなさんとするにあらず「北清事變を利用して」との條件の下に、領土上の野心を遂げんとするものを防止して、消極的に支那領土を保全せんとしたものである、從つて此支那領土保全の主旨も、今日列國の間に認められる樣な、支那自身の爲、東洋平和の爲に積極的に支那領土を保全するものとは異つて居るのである、殊に其協約の當事者の一方たる獨逸の宰相ビューロー伯は、一九〇一年三月十五日獨逸帝國議會に於て

英獨協商は毫も滿洲に關係する所なし、清國の事に關し獨逸と露國との間に敵意を生ずるが如き問題少しも存するなし

と演說して滿洲は該協約適用の範圍外たる事を言明して居る、これに對し英國に於ては三月二十八日を以て議會に對し

英獨協約締結の際獨國政府は滿洲は之れが勢力の及ぶ場所にあらず、故に其第一條は獨國の關する限りに於ては滿洲を包含せざる事を英國政府に暗示したり、其第二條は何等の制限無きものなれば之が條款は清國の全部に適用せらる、從つて滿洲にも亦適用せらるゝものとす獨國政府の解釋は如何とするも英國政府の意見は實に是の如きなり

と宣明して居る、日本の議會に於ても日本政府は英獨協商の清國なる語を如何に解釋して之れに贊同せるやとの質問あり、

當局は「清國全領土に關するものと解する」旨答辯したが、更にそれについて英國政府に質問を發したるに英國も同樣の解釋を下す旨回答があつた、英國政府の議會に對する宣明を見るに、該協約締結當時既に獨逸は第一條については(機會均等の條項)滿洲を包含せざる旨を暗示して居つたと云ふ事である、從て獨逸の眞意も窺はるゝ次第ではあるが、該協商締結の當時、彼の事變を利用して領土的野心を遂げんとしつゝあつたものは隱れもなく露西亞で、さうして露西亞が其野心を包藏して居た地方は滿洲であつたのである、然るに該協商締結後未だ數月ならざるに、其一方の當事者が滿洲は此中に包含せられずと聲明すると云ふが如きに至つては、其支那領土を保全せんとするの誠意の程度亦知るべきのみと云はねばならぬ

更に英國の側について見ても此協約の締結をなす二年前の一八九八年四月外務大臣バルフォーア氏が駐支公使マクドナルド氏に與へたる訓令中には

支那總理衙門に告ぐるに彼れが吾人の忠言を聞かざりしと雖も、吾人は出來得る限り支那の領土保全を維持せんと欲す、故に何等領土上の要求を支那に致す事無かるべし、然れども吾人が本政策を追求する必要條件としての四ケ條——

(一)香港の防禦に必要なる領土を英國に與ふる事、(二)南寧を條約港となすの規約を果たす事、(三)鐵道利權を英國に與ふる事、(四)廣東雲南の不割讓を約束する事、而して右は緬甸と雲南の接壤地たる事及英國の廣東に於ける通商上の優越權に見て至當の要求たるのみならず、又支那の領土保全に大なる利益あり——に就いて速に協定を遂ぐる必要ある事を以てせよ

と記されてある、これは當時佛國が南支に於て頻に各種特權を獲得した爲それに對する對抗上の利權獲得 (Counter-Concession) の爲ではあつたが、香港の對岸の割讓を求め、之れ却て支那領土保全に大なる利益あるものと稱して居る、而して其結果同年六月には九龍の租借をして居るのである

眞に支那自身の爲、東洋平和の爲の意味に於ける支那領土保全主義の確立するに至つたのは、一九〇二年日英兩國間に締結せられた、第一回日英同盟協約に始まる、該同盟條約は先づ其前文に於て

日本國及大不列顚國政府は偏に極東に於て現狀及全局の平和を維持する事を希望し且つ清帝國及韓帝國の獨立と領土保全とを維持する事(中略)に關し特に利害關係を有するを以て茲に左の如く約定せり

と述べて、協約第一條に

兩締盟國は相互に清國及韓國の獨立を承認したるを以て、該二國孰れに於ても全然侵略的趨向に制せらるゝことなきを聲明す、然れども兩締約國の特別なる利益に鑑み卽ち其利益たる大不列顛國に取りては主として清國に關し又日本國に取りては其清國に於て有する利益に加ふるに韓國に於て政治上並に商業上及工業上格段に利益を有するを以て兩締約國は若し右等利益にして列國の侵略的行動に(中略)よりて侵迫せられたる場合は兩締約國孰れも該利益を擁護する爲必要缺くべからざる措置を採り得べき事を承認す

と規定してあつて、極東全局の平和維持と支那の獨立領土保全の根本方針が明かにせられて居る、これは別に意味を包含しない眞の支那領土保全である、これから以後此支那保全の方針漸く各方面に認められるゝに至つた

然し此 Integrity of China の字句は此協約に於て最初に用ひられたものではない、北淸事變に際し米國國務卿ヘー氏が一九〇〇年三月二十二日附を以て其駐支公使コンガーに與へたる訓令中に

貴下は此旨(支那政府に對する警告)を衙門に提出すると共に有らゆる機會に於て本政府が最近に於て支那に租借地又は勢力範圍を有する諸列强より得たる是等地域に於ける通商の自由、該地域內に於ける支那主權の存在に對する保障を主張し、支那帝國の領土保全(the integrity of the Chinese Empire)に牴觸する事無き旨の列國の保障を再び得る事に努めらるべし

の一節あり、又同年七月三日米國政府が英、獨、佛、伊、露、墺、日諸國政府に致したる廻文中には integrity of China と云ふ字句は用ひて居ないが、北淸事件解決の根本方針を示して

今日に於て本事件の最後の結果を豫言せん事は元より早計たり、然れども合衆國政府の方針は支那に恒久の安全と平和とを齎らし支那の領土並に行政を完全に維持し、(Preserve Chinese territorial and administration entity)而して條約及國際法上締盟各國の爲に保證せられたる總ての權利を保護し、支那の全地域に於ける通商上の機會の均等と公平の主義を世界の爲に防護せんとするにあり

と云つて居る、而して此廻狀は各國政府より孰れも同一意見を有する旨の回答に接した、さうして英獨協商につき米國の

贊同を求め來りたるに對し、米國は其支那に於ける機會均等領土保全の項については、ヘイ氏の提議あり、更に又此七月三日附廻狀に於て重ねて impartial trade and the integrity of the Chinese Empire を聲明してあるから、當然此取極に付滿足なる旨を表明し居る、此七月三日附米國の支那領土保全に關する廻狀は、關係列國と此事についての明約をなしたものと見得べきが、然し夫れは此北清事變に關係したものであつて、永久に亙る支那領土保全の約束ではなかつた

日英同盟協約に於て支那領土保全の根本方針を確立した結果、其他の國の間に於ても公然此方針が約束せらるゝに至つた、卽ち日英同盟に對抗の意味を以て一九〇二年三月十二日を以て露佛兩國より發せられた露佛同盟通牒中には

露佛兩同盟政府は極東に於ける現狀及全局の平和を保持するの目的を以て清韓兩國領土保全の件及商業上兩國門戶開放の件を基礎とし一九〇二年一月三十日を以て締結せられたる日英協約の通牒を受け露佛兩國政府に於て從來累次發表したる諸原則が更に該協約によりて確保せられたるは十分滿足す、露佛兩政府は前顯の諸原則を尊重し且つ同時に此諸原則が極東に於ける兩國特別の利益を保障する事を信じ

云々と述べて、露佛兩國共に支那の領土保全の原則を尊重する旨を明かにして居る

其後一九〇五年八月十二日調印の第二回日英同盟に於ては其前文の(ロ)項に於て

清帝國の獨立及領土保全並に清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし以て清國に於ける列國の共通利益を維持する事

と記載し、同じく此原則の保持に努めて居る

其後日本は其他の友邦とも此支那領土保全の根本方針を約するに至り、世界の列强をして相共に此原則を支持せしむる事とした、則ち一九〇七年六月十日調印の日佛協約には

日本國政府及佛蘭西國政府は清國の獨立及領土保全(中略)の主義を尊重する事に同意なるにより

云々と冒頭し、又同年七月三十日調印の第一回日露協約に於ては其第二條に

兩締約國は清帝國の獨立及領土保全(中略)を承認し且自國の執り得べき一切の平和的手段により現狀の存續を擁護支持する事を約す

と規定して居る、其翌年一九〇八年十一月三十日日米協商の成立を見たが、該往復文書中には

兩國政府は共權内に屬する一切の平和手段により清國の獨立及領土保全を支持し以て清國に於ける列國の共通利益を保有するの決意を有す

と稱して居る

一九一一年七月十三日改訂の第三回日英同盟協約の前文中には均しく第二回協約に於けると同樣の支那の獨立及領土保全の字句を存し、一九一七年十一月三日の日米協商所謂石井ランシング協約中にも

合衆國及日本國政府は毫も支那の獨立又は領土保全を侵害する目的を有するものにあらざる事を聲明して居る、其外支那全體に涉らず單に其一局部に關するものであるが、一九〇七年八月三十一日調印の英露協約の西藏に關する取極の第一條に於て

兩締盟國は西藏領土保全を尊重し其内政に對し一切干涉せざる事を約す

と規定して居る

斯くの如く支那領土保全の原則は第一回日英同盟によりて確立せられ、其後日本と佛蘭西、露西亞、米國との協約に於て反復之れを保證して居る、支那人の一部には日英同盟中に支那領土保全の語のあるのを以て支那の主權若しくは支那の體面を害するものとなす論者があるが、支那領土保全の事は單に日英同盟にのみある譯ではない、此文字がある爲に決して支那の主權にも體面にも害のないのは云ふ迄もない事であるが、それが惡いとして反對するのに獨り日英同盟についてのみ云爲するのは可笑しな事である、卽ち此に揭げた如く其他の國との協約の中にも亦此事を明言して居るのである、さうして斯くの如くして支那領土保全の主義が確立し、列國の爲に承認せられて居つたが爲に、支那の領土は完全に保たれて來たのである

現に一九〇〇年に支那分割に反對して英獨協商を締結した一方の當事者たる獨逸は、其後程なく滿洲は該協約外であると公言して居る、卽ち滿洲を露國が占領しても英獨協商には反して居らぬとの意味である、さうして露國は着々其歩武を進めて居つたのであるが、我國が遂に敢然として起ち、多大の犧牲を拂ひ、露國を破つたが爲に、露國の此計畫は實現せ

す、支那の領土亦保全せらるゝを得たのである、而して日本は其累次聲明し且つ英國との同盟協約に於て明かに宣示したる支那領土保全の方針を恪守せんが爲に、此甚大なる犧牲をも敢てしたのである、彼のピューロー伯の言明、露國の行動を見れば、少く共是等二國は支那本部以外の支那領土は之を保全するの意思は無かつたものと云ふべきである、然るに今日支那の全領土が保全せられ、且全領土に對する保全の主義が列國の間に認められるゝのは、全く日本の努力の結果と云はねばならぬ

領土保全主義の制限

今日迄支那の領土は保全せられたりと云ふが、此に或制限のある事を認めねばならぬ、其一は租借地である、租借地は最初に支那領土保全の約束が英獨間に成立した時から既に存在して居つたのであつて、然かも其個所も獨逸の膠州灣、露國の旅大、英國の威海衞、九龍半島、佛國の廣州灣の多數に上つて居つた、是等租借地は名目上は支那領土の一部の如くであるが、事實は租借國に割讓されたものと同一なりとは、多くの國際法學者の意見である、然し斯かる變態なものを存しつゝ就れの國も支那領土保全の方針を認め、其後今日に至る迄其方針が破壞されなかつたと稱せらるゝ處を以て見れば、斯くの如き程度の事柄は、之れを所謂支那領土保全の原則の違反であるとは論じないと云ふ事となるのである

其二は蒙古、西藏の自治の要求問題にして、清朝の退位して支那共和國成立するや、一九一二年十月二十一日(露曆)の露蒙協約を以て、

蒙古が其の國土の民族的歷史的體制を維持せんが爲一致宣明したる希望により支那の軍隊及官憲は蒙地より撤退せざるべからざるに至り哲布尊丹巴呼圖克圖は蒙古人民の君主として擁立せられ蒙古と支那とは從來の關係茲に斷絕せりと稱し、蒙古は露西亞の援助により自主制を設定するに至り、支那の此地方の領土は失はれたるが、之れについても支那領土保全を主張する列國より何等の異議なく、其後一九一三年十一月五日蒙古に關する露支宣言成り

露西亞は外蒙古が支那の宗主權の下にある事を承認し(第一條)

支那は外蒙古の自治權を承認し(第二條)

支那は外蒙古に於ける蒙古人が自治蒙古の內政を自ら行ひ且同地に關する商工業上の一切の問題を自ら處理するの專

屬的權利を承認し此等の事項に干渉せざるべき事を約し更に外蒙古に軍隊を派遣し文武の官吏を駐在せしめ又は一切殖民する事無からんを約す（第三條）

に至つたが、依然列國は之れを默認して居つた、而して之れを約せしめた露國亦支那領土保全主義を承認する一國であつたのである

其他英國も西藏の爲に一九一三年のシムラ會議に於て西藏の自主權を要求したのであるが、これ亦何人も支那領土保全主義の違反となすものは無かつたのである、從つて此露國が蒙古に對して採れる行動、英國の西藏に對してなせる要求程度のものは、所謂支那領土保全主義を侵害せざるものなりと解釋すべき事となるのである、從て支那領土保全の方針についても、單に之れを字義通りに解すべからず、其間或制限ありと云はねばならぬ

門戶開放 (Open Door Policy)

門戶開放の意義

支那に對する列國の外交方針の基調の一を爲す門戶開放政策(Open Door Policy)と、機會均等主義 (Principle of Equal Opportunity) とは屢々併用せらるゝと共に、同一の意味に混用せらるゝ事がある、殊に Open Door Policy の中に機會均等主義を含むものゝ如くに用ひらるゝ例は少くない、併し嚴密に云へば此の二つの主義の間には相違のある事と信ずる、元來門戶開放主義なるものは支那の各地を、列國に對する貿易の自由の爲に開放するの意味で、之は支那政府に向つて要求する主義である、支那は初め列國と通商するに當つて種々の制限を設け、又極端に地域を限り、容易に支那全土を列國に對する貿易の自由の爲に開放する事を肯じなかつた、此の支那の態度を改めしむる爲には一方ならぬ苦心を要したので、支那の門戶開放を列國共通の對支方針として尊重するに至つたものである、ウイスコンシン大學敎授スタンレー・ケー・ホルンベックは

國際政治に於ける門戶開放なる語は同時に二ケの意味を有す、則ち一は或る特定國家の門戶を開放するの問題にして、一は其開放せられたる門戶を平等に維持する問題なりとす

と云つて居るが、此に所謂門戶開放(Open Door)とは其前者の意味である、さうして其後の意味の門戶開放には機會均等(Equal Opportunity)の語を用ゆる

英國の努力

此支那の門戶開放の爲に最も努力したものは英國である、卽ち一八四二年以前に於ては外國人の支那に於ける貿易權は極めて狹少なる範圍に制限せられ、且つ其制限せられたる地域内に於ても、一定の仲立人の手を經るに非ざれば、支那人と直接に取引を爲す事が出來なかつた、斯くの如き制限を破るが爲に、英吉利は種々努力し、一八四二年の南京條約を以て、總ての不當なる制限を廢止して、支那人と自由に貿易を爲し得る事とすると共に、支那に於ける數多の地方を外國貿易の爲に開放せしむるに至つた、該英清條約の第五條には次の如く規定されて居る

清國政府は廣東に於て通商せる英國商人をして必ず清國政府が貿易の爲特權を與へたる行商(公行)と特に交易せしめたるも清國皇帝陛下は以後此の例を廢止し英國商人の居住する各港に於て自由に通商貿易に從事し得る事を約す

之に依て英吉利は支那人と直接貿易する權利を得、其他の諸國も亦之に均霑する事を得たのであるが、其後に於ても英吉利は專ら支那を外國貿易の爲に成る可く廣く開放せしむる事に努力して來た、此英吉利の方針を知るべき材料は數多あるが現に一八九八年三月二十八日當時の外務大臣サリスベリー卿が、其駐支公使マクドナルド氏に與へたる訓令の中には次の如く記されて居る

一般的に言へば我國の支那に對する政策は支那を列國の通商貿易の爲に開放せんとするにあり、而して我國が極東に於ける列强の行動に關して留意するは此目的を速進せしむるや或は阻害するやの如何にあり

更に一八九九年十二月米國國務卿のジョン・ヘー氏が清國に於ける通商上の機會均等主義に關し英國に提議せる文書中には

清國全土を通じて萬國に對する貿易の自由を維持するは英國政府の確定政策なる旨再三同政府より保證ありと記載してある、之に依れば英國政府は支那をして列國貿易の自由の爲開放するは其確定の政策なる旨屢々米國に向つて宣明したものゝ如くである

而して英國は此支那の門戸開放の政策を實行する爲に專ら支那と交渉して來たのであるが、現に支那に於ける開港場を見るに、開港場(Open Ports)と稱すべきもの五十四、開市場(Open Marts)と稱すべきもの三十二、寄航港(Ports of Call)と稱すべきもの二十五あるが、其內二十八の開港場と、四の開市場と、全部の寄航港は英國と支那との間の條約によつて開放せられて居る、以て英國が如何に支那の門戸開放の爲に專心努力して來たかを見るべきである、ホルンベック教授は

英國は支那の到る處の門戸を開放せしむる事によりて利益を得るも門戸を閉鎖する事によつて何等の利益なし、英國は決して統治の責任を隨伴すべき領土の增大を欲せず、可及的最も自由に市場を開放せん事を望みたり、英國の希望する處は自由貿易發展の爲に最大限度の廣大なる機會を確保するにあり

と云つて居るが、吾人も英國の傳統的對支政策が可成廣く支那を列國通商の爲に開放するにあつた事は之れを疑はぬ、然し支那の開放は英國の外米國、日本、佛國等も共に努力し來つた處で、支那が列國の貿易に自由に開かるゝ事は、各國孰れも利益とする處である。

門戸開放の取極

然し此門戸開放は元來支那と外國との關係に屬すべき問題であるが爲に、列國間の協定等に於ては、之れに及ばないのを常として居る、一八九九年の米國の所謂 Hay Doctorine は普通門戸開放機會均等の提議と稱されて居るが、其提議中には Open Door の文字は用ひられて居ない、只一八九九年九月二十一日駐英米國大使 Choate よりサリスベリー卿に送つた書面中に、Open Door Policy は英米兩國商業社會の熱心に求むるものなる旨を述べて居るが、此 Open Door の文字は、列國が獲得した勢力範圍利益範圍內に於て各國民の通商航海に平等の待遇を與へる卽ち Equal Opportunity の意味である樣である

其他日英同盟、日佛協約、日露協商、日米協商等に於ても、Equal opportunity と云ふ文字はあるが、Open Door Policy の文字は用ひられてゐない、只一九一七年の日米協商には

右兩國政府は常に支那に於て所謂門戸開放又は商工業に關する機會均等の主義を支持する事を聲明すると記載されて居るが、此門戸開放の字句も其意味に於ては機會均等と同一に用ひられてあるやうである

元來支那の門戶開放は他國間相互に約束すべき性質のものでないから、列國間に之に關する取り極のないのも無理のない事であるが、列國の支那に對する關係より云へば、支那の門戶開放は極めて重要なる利害關係のある事である、從て列國が支那に就て門戶開放の政策を維持せんと欲するのも當然の事である、併し門戶開放政策は單に支那の國土を列國の通商貿易の爲に開放すると事ふ事のみならず、支那に於て或一國が特殊の權利を得、或は特殊の地域を占めて茲に於ける通商上の權利を獨占するのを防いで、是等の地域をも列國の貿易の爲に開放せしむる事を求むるものである、けれども茲に至れば次に說明せんとする機會均等主義と同一の問題となる譯である、機會均等主義と門戶開放主義とは屢々混用せらるゝのは、此關係から來た事と信ずるが、此點に關しては次の項に於て說明する

機會均等 (Principle of Equal Opportunity)

米國の提議

支那に於ける列國通商上の機會均等主義(The Principle of Equal Opportunity for the commerce and industry of all nations)は今や列國の齊しく承認し且支持する處であるが、此主義が明かに列國間の取極となつたのは、一八九九年十二月米國國務卿ヘー氏が列國に向つてなしたる提議からである、其米國の提議なるものは實に次の如くである

當(合衆國)政府は清國の版圖內特に清國に於て歐洲某々國の要求に係る所謂勢力的又は利益的範圍內に於て合衆國其他各國の商工業に對し通商航海上全然均一の待遇を保障せん事を熱望し此の目的を以て獨國英國及露國に意見を提出するは今の時を以て恰當の時機なりと思料す

合衆國政府の抱持する目的を達せんが爲並に國際軋轢の原因を未發に除去し商業上缺くべからざる信用を回復せんが爲には當國政府は清國に於て利益的又は勢力的範圍を要求する所の諸國が左記の正式的保障を爲す事を切望すべきものなりと認む

第一　諸國は其の清國に於て保有する事あるべき所謂利益的範圍內又は借地內(any so-called "sphere of interest" or lessel territory)に於ける條約港又は既得の利益に何等干涉せざるべし

第二　右利益的範圍内の各港(自由港に非ざる限)に於て陸揚し又は船積せらるゝ一切の商品に對しては其の何れの國に屬するを問はず其の時行はるゝ所の清國條約稅則を適用すべし且此の如くして賦課すべき租稅は清國政府に於て徵收すべきものとす

第三　諸國は右範圍内の何れの港に寄港する他國の船舶に對しても自國の船舶に對するより多額の港稅を徵收せざるべく又該範圍内に敷設監督若くは作業せらるゝ鐵道線路上に於ては他國の人民若は臣民に屬する商品の右範圍内に於て輸送せらるゝものに對し自國民に屬する同種の商品の同距離間輸送せらるゝものに對するより多額の運賃を徵收せざるべし

米國は此三方針を列國をして承認せしめ、支那に於ける通商上の利益を保持せんとしたのである、此米國の提議に對しては英國は

威海衛の租借地方又は大不列顛國が將來租借其の他の方法により清國より取得し得べき凡ての地方及大不列顛國が現時清國内に保有せる又は後來所有し得べき凡ての利益範圍に關して他の關係列國政府にして同一なる宣言を發する場合には

との條件附を以て贊意を表した、其外獨逸、日本、露國は孰れも他國に於て同一の宣言を發する場合にはとの條件の下に此提議に同意し、佛、伊兩國は無條件に贊同をした、斯くて列國の贊成を得るや、ヘー氏は一九〇〇年三月二十日附を以て、更に改めて各國に向つて次の聲明をなした

米國の提議は各國によつて同意せられ關係列國はそれに對して略同一の行動を採り且列國にして同意するに於てはとの條件を附せられたるを以て米國は列國の同意を以て最終の而して決定的のものと思考す六列强は支那に於ける商業上の現狀を維持し且如何なる利益範圍を有するにもせよ機會の均等を破壞するが如き行動を避くべき事の相互の宣誓をなす事に於て米國と一の協定をなせるものなり

各國間の取極

其翌一九〇〇年英國と獨逸との間に締結された英獨協商にては其第一條には次の如く規定してある

清國の河川及沿海諸港を何國の差別なく總て各國民の貿易及其の他各種正當の經濟活動に對し自由開放し置くは列國に共通する永久の利益なりとす、依て獨國政府及英國政府は苟くも其勢力の及ぼし得る限り總ての清國領土に對し此主義を守るべき事を約す

而して英獨兩國はそれに對して列國の贊同を求め、列國孰れも贊成したが、後日英獨兩當局者の陳述した處によれば、本條約締結の際に當り、獨逸は豫め本條項は滿洲に適用するの意なしとの事を暗示したとの事である、即ち其條文中に勢力を及ぼし得る限りとあるから滿洲は勢力を及ぼし能はざるものとして、此には機會均等の主義を及ぼさなくてもよいとしたのであつた

其後一九〇二年成立の第一回日英同盟協約に於ては

該二國(清韓)に於て各國の商業をして均等の機會を得せしむる事に關し

云々と聲言し、其一九〇五年の第二回協約には

清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし以て清國に於ける列國の共通利益を維持する事

と明記せられ、第三回日英同盟(一九一一年)にも同一の文字がある、露佛兩國は一九〇二年三月の兩國間同盟關係の通牒に於て、此日英同盟の目的とする通商上の機會均等主義に贊成なる者を公にした

日本は更に一九〇七年日佛協約を締結したが、其內には

日本國政府及佛蘭西國政府は清國に於て各國の商業臣民又は人民に對する均等待遇の主義を尊重する事に同意なるにより

と記してある、又同年成立の第一回日露協約には其第二條に於て

兩締約國は清帝國に於ける列國商工業の機會均等主義を承認し且自國の執り得べき一切の平和的手段により前記主義の確立を擁護支持する事を約す

と定め、更に一九〇八年の太平洋に關する日米往復文書に於ては

一、兩國政府の政策は何等侵略的傾向に制せらるゝことなく前記方面(太平洋)に於ける現狀維持及清國に於ける商工

業の機會均等主義の擁護を目的とす。

一、兩國政府は其權内に屬する一切の平和手段により淸帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し以て淸國に於ける列國の其通利益を保存すの決意を有す。

と約束して居る、尙一九一七年の日米協商の中にも同一の主義を認め「商工業に對する機會均等主義を支持する事を聲明す」と記してある

機會均等主義の定義

元來通商上の機會均等は別に取極無しと雖も、認められねばならぬ事であるが、支那に於ては特に此根本原則を確立し置くの必要があつたのである、十九世紀の末支那に於て列强頻に要地を租借する事行はれ、現に獨逸は膠州、露國は旅大、英國は九龍、威海衞、佛國は廣州を租借し、併せて其背後地に於て特殊の地位を占むると共に、英國の揚子江流域、獨逸の山東、露國の滿蒙、佛國の雲南廣西一帶、日本の福建に於けるが如き所謂勢力範圍（Sphere of Influence）又は利益範圍(Sphere of Interest)を劃し、是等の地域内に於ては他國より優越せる地位關係を保持せんとした、其結果は通商貿易其他の事業につき、斯くの如き地域内に於ては、動もすれば其他の外國人は不平等の待遇を受くる事となり、米國の如く斯かる特殊地域を有せざるものは、支那に於ける通商上の利益が阻止せらるゝに至るを免れない、依つて米國は斯くの如き不利益を免れんとして、彼のヘイ氏の提議となつたもので、該提議は一般に「支那に於ける門戸開放機會均等に關する列國通牒」と稱せられて居るが、米國の公文書には「淸國に於ける米國の通商上の權利保全に關する通牒」(Corresponding concerning American commercial rights in China)と稱されて居る、卽ち米國は世界各國の通商の爲に支那に於ける機會均等の原則を確立せんとしたるにあらず、自國の通商上の利益保持を主眼としたものと云ふべきである、然し其結果兎に角機會均等の原則は確立せられ、爾來米國の對支外交が常に此主義より發足するのみならず、日本其他列國の對支方針亦之れを以て基調となすに至つた

然らば此機會均等主義の定義如何と云ふに、それは重要なる問題であるが、未だ別に示されたものはない、此定義の如何によつて、之れを適用すべき場合も自ら異るべきであるが、此點に關し明確なる解釋の一定せるもの無きは不便である、

從て或事件が機會均等主義の違反なるや否やを定める場合に少なからざる困難を來す、米人 Thomas F. Millard 氏は其著 Democracy and the Eastern Qusthion 中に於て此解釋に關する故本野外相との會見談を掲げて居る、ミラード氏は久しく東洋にあり、支那の事情には通じた人の樣であるが、其人の言說には虛僞――殊に日本の對支政策に關し故意に基く――が多い樣である、同氏が一九一九年米國上院外交委員會に於ける講和條約討議に際し、參考人として出席して各委員の質問に答へた處、並に此 Democracy and the Eastern Question や其他 America and the Far Eastern Question, Our Eastern Question 等の著述の中に記述して居る事には、誤謬や虛僞が少くない、從て此本野外相との談話なるものも、果して何處迄事實であるか、疑へば疑はれるが參考の爲に此に揭出する、因にミラード氏は Open-Door Policy と云ふ語を Equal Opportunity と同一意味に用ひて居るから此には其の Open-Door Policy の語を機會均等主義と譯して置く

自分は「機會均等及支那領土保全の主義に贊同した總ての國の間に是等の語句の實際に於ける解釋につき同意を得なければ、眞の諒解は成立し難いと感ずる、例へば機會均等主義につき日本はそは或ものを意味すと解し、而して米國は又そは他の或ものを意味すと解しつゝある限りは、日本と米國の支那に對する方針の間には一致を求め難い、更に又日本が支那の領土保全主義に一の解釋を下し、米國の解釋とは正反對の事を仕出かす場合に於ても同樣である」と述べたるに本野子爵は之れに同意なる旨を述べ、更に予に機會均等主義を事實に當てはむるものとしての自分の定義を尋ねられた、依つて自分は次の如く述べた

私は機會均等主義は支那に於ける及支那との通商に特別に――多分は專らに關係して居るものと解する、其通商とは勿論夫れが直接又は間接に一般の通商活動の一部たるべき總ての財政的並に產業上の企業を含む事元よりである、私の信ずる通商上の機會均等主義の意味につき具體的の例を擧げて說明しよう、此に英國、獨逸、日本及米國の各會社が鐵道材料又は工場用機械の賣込について競爭したとしませう、此競爭は嚴格に合法なる營業手段に限られ、而して其基礎の上に決定せらるべきである、若し假に日本人の會社が其他の競爭者の爲に敗れたりとして、彼は夫れ以上に强力或は强力を暗示し又は明示せる脅喝を背景とせる壓迫手段若しくは支那に對し何等かの外交上の强制手段を採る日本政府の外交手段の支持を受くべきではない、支那に於ける眞の機會均等主義の私の意思は經濟上の帝國主義と

稱せらるべき方法を抑止せんと欲する事である」と、更に私は「米國政府は現にモンロー主義の適用せられつゝある處にありても、其國民の通商上の活動を正當以上、又は通商活動の爲めに組成されたる官廳（領事、商務省）の公表せる目的以上に特に援護するが如き事を爲しては居ない、從て若し其他の政府によつて斯かる特別の行動が、支那其他に於て採らるゝ場合は、米國の通商を不利に陷るゝ事となり、憤激を與ふる原因とならざるを得ぬ、而して米國政府をして又同樣の外交方針に出でしむべく激成する事となり、遂に戰爭の危險をも含む狀勢を來す事となるであらう、斯かる例は隨分日米間の關係を剌戟する因となつて居る」と述べたるに、本野子爵は此機會均等主義に關する定義に同意し、而してこれ日本政府の方針と一致するものであると答へた（一九一七年九月某日會見）

此ミラード氏の機會均等主義に下した解說に對しては、吾人も同意である、吾人が支那に對する列國の外交方針としての機會均等主義を希望尊重するのも此意味に於てゞある、世には機會均等主義を其文字通りに解釋し、凡ての外國人は其通商其他の支那に於ける活動について、支那の到處に於て總て均一の待遇を享受し得べきもので、些少にてもそれに反するのは、機會均等主義に背く不正であると論ずるものがある、然し端的の解釋を如何なる場合にも適用せんとする事は困難を生ずる、殊に此機會均等主義については其列國間の約束となつた其時から既に幾多の除外があつたのである

機會均等主義の除外

租借地存在の承認

米國の一八九九年に發した提議に於ては支那に於て列國が勢力範圍、租借地を有する事を前提として、此範圍內に於ける列國既得權の尊重、各種課稅、鐵道運賃等の平等賦課徵收の保障を得んとしたものである、既に勢力範圍、租借地の存在を前提としたのであるから、米國が適用せんとする機會均等の原則が通商貿易上に限られ、一切萬事平等と云ふ事でない事は明かである、既に勢力範圍であり、租借地である以上此に其他の列國の有せざる何等かの特權又は特殊利益を有する事は當然で、絕對の平等でない事は先づ之れを承認せねばならぬ、然らば一步進んで如何なる點についての不平等は之れを認めねばならぬか、之れについては先づ租借地及勢力範圍なるものゝ性質から研究する事によつて分明になし得る

先づ租借地について見るに支那に於ける領土租借は一八九八年三月六日の獨支條約に基く、獨逸に對する膠州灣の租借が最初である、之れに次いで旅順、大連の一帶即ち關東州は一八九八年三月二十七日の露清條約を以て露國に租借せられ、廣東省の九龍地方は一八九八年六月九日の英清條約を以て英國に租借せられ、更に又威海衞は同じく一八九八年七月一日調印の英清條約に依て英吉利に租借せられ、廣州灣一帶は一八九九年十一月十六日付佛清條約を以て佛蘭西に租借せられて居る

此の租借權の意義に關しては、種々の議論もある樣であるが、法學博士蠟川新氏が「南滿洲に於ける帝國の利權」と題する著書に於て論述せる所を見るに、租借は領土の割讓と同一の効力を生ぜしむる一新制度なりとの解說を採つて居る、更に同氏はルイジエラール、プープール・ウキール、ローレンス、キヨープネル氏等の英佛獨諸國に於ける有名なる國際法學者の學說をも引用して居るが、是等の學者も均しく租借は一種の領土の割讓なりとの解釋を採つて居る樣である

更に是等租借國の租借地の取扱を見るに獨逸の膠州灣に對するや、獨逸帝國憲法に所謂獨逸の領土にはあらざるも、法理の觀念より見たる廣義の領土として取扱へるものゝ如く、一八九八年一月五日の膠州灣に關する宣言には

清國政府は租借期間該土地に於ける總ての主權を獨逸政府に讓渡せり

と云ひ、同じく一八九八年四月二十七日附布告には

一八九八年三月六日朕が政府と清國政府との間に北京に於て締結したる條約により該條約に指示せられたる膠州灣に沿へる領土は獨逸の占有に歸屬せるを以て朕は茲に帝國の名に於て此の領土を朕が保護の下に置くものなり

と云ひ、事實上獨逸の領土と見做されて居た、而して此に行はるゝ法律制度も獨逸が自由に制定したものであつた、次に旅順大連の租借地について見るに、露國亦之れを以て公然自國領土と同一視し、現に露國は該租借地内に於て隨意に司法權、立法權を行ひ、土地の如きも意の儘に之れを處分し、國際法上領土主權を有するものゝみなし得る行動を自由に採りつゝあつた、而して此れを繼承した日本も現に斯くの如く行動して居る

斯くの如き地域内に於て其租借國の人民も、其他の國の人民も均等の機會を有し得べき筈なきは勿論の事で、米國の提議の如く斯くの如き地域内に存する各港に於ける輸出入品に對する清國の稅則の清國政府によりての適用、港稅の均一賦課、

鐵道運賃の無差別等の保障を、列國に對し平等に與ふる事は當然であるが、其他の事について租借國の人民の有する權利、機會と其他の國の人民の有する夫れとの間に差違があつたとしても、之れを機會均等主義に反するものとして咎める事は出來ない

勢力範圍存在の承認

次に勢力範圍(Sphere of Interest or Influence)なるものについて見るに、元來斯かるものは條約等に基いて認められて居るものでなく、其本質についても、何等根據のよるべきものがない、先づ第一に如何なるものを勢力範圍と稱するかと云ふに、刁敏謙氏は其著 The Legal Obligations Arising out of Treaty Relations between China and Other States 中に於て「支那が或國に對し或地域の不割讓約定をした場合に、其一定の地域を以て其或國の勢力範圍と爲す」かの如く解して居る、如何にも支那が或一國と或地方につき不割讓を約束した場合、其地方が其或一國の勢力範圍と目せられつゝある事、揚子江流域の英國に於ける、安南接壤の廣西雲南の佛國に於ける、福建省の日本に於ける如くである、然し是等は不割讓を約したるが爲、其國の勢力範圍若しくは利益範圍となれるにあらず、元來特殊の利益關係を有する事を根據とし、則ち勢力範圍利益範圍である事を理由として、不割讓を約せしめたのである、若し此根據、此理由がなければ、支那が特に斯かる地方の不割讓を約すべき筈もなく、又約せしむる事も無意味である、故に不割讓宣言は單に其後に於てそれを約した國の勢力範圍たるの色を濃くする譯で、勢力範圍其ものゝ成因ではない、更に又斯かる不割讓約束をなさゞる地方にありても南滿洲東部內蒙古の日本に於ける、北滿外蒙の露國に於ける、山東省の獨逸に於ける如く、當然勢力範圍と目せらるべきものがある、從て不割讓約定をなしたる地域のみを以て、其國の勢力範圍なりとする見方では、斯かる場合を說明する事が出來ない

尙又刁氏は勢力範圍に關するハール氏の定義を引用して居る、曰く

勢力範圍は地理的には領地又は保護地に近接せる地域を示し、政治的には當然領地保護地と共に集團する地域を示すものにして、最少限の權利を可なり規則的に行使し得べき保護地の如く實際上統治せらるゝものにあらず、故に勢力範圍なるのは一國に對し政治的には現有の領地又は保護地に對し將來發展の手段を與へ軍略上に於ては重要なる軍事

的陣地が他の文明隣國により占有せらるゝ事を排拒するが爲該國に重大關係を有する地域より他の歐洲列强を排除するの權利を有せしむる一の協商を示すものなり

と、而して同氏は本定義につき、勢力範圍に屬する地域は諸外國の領地若くは保護地に接近すると云ふも、支那の所謂勢力範圍の事情は必ずしも然らずとて、此定義を以て支那の勢力範圍に適用するを得ざるものと云つて居る、如何にも刁氏の說の如く勢力範圍には之れを有する國の領地と接壤若しくは接近して居るものもあるが、揚子江流域の英國に於ける如く斯かる關係に立たないものもあるから、此定義も亦總ての場合に適用し得べきものではない

獨逸のビューロー伯は山東に於ける獨逸の勢力範圍に關し

獨逸は支那の分割を促進せしむるが如き意思を全く有せざるも獨逸は極東に於ける將來の發展の爲に自國の勢力範圍を有せざるべからず、而して將來分割せらるゝ場合には獨逸は其際獲得者の地位に立たんと欲す

と說明して居るが、これは所謂勢力範圍を劃有した國の意中を語つて居るもので、以て勢力範圍劃定の必要を示して居るかも知れぬが、勢力範圍が何故に出來るに至つたかと云ふ事の說明にはならない

元來勢力範圍なるものは其主體が明白でないのであるから之れに一律の定義を下す事は困難であが、然し此勢力範圍なるものは如何にして、如何なる事情より發生したかを語る事は、其性質を會得する上に效果があると信ずる、此點については英人 A.J.Sargent. が其著 Anglo-Chinese Commerce and Diplomacy 中の Development of Sphere of Influence の章下に說く所は、要を得て居るから次に摘譯する

佛國は其東京と雲南廣西との陸路貿易につき輸出入稅減率の特典を得、清國が此地方に於て鐵道を布設せんとする場合佛國の工作に委すべき保障を得更に一八八七年に佛國は今後支那が其南境及西南境につき他國に通商上の利益を許したる時は佛國亦當然これに均霑すべき權利を獲得し、一八九五年の追加條約に於て雲南廣西廣東省內の鑛山採掘につき佛國人に優先權を占め、安南の鐵道を支那領內の鐵道と連接せしむるの約諾を得、更に佛國船舶に限り松吉江、高平河に於ける內河航行權を得るに至つた

然し佛蘭西の計畫は其壓迫政策の成功によつて更に此上もなく發展した、一八九七―八年には佛蘭西は東京境より雲

南府に至る鐵道布設權を得、東京接壤地方の不割讓を約せしめ、廣州灣を貯炭地として租借した、英國は佛國の活動に對抗し自國の通商上の利益を保持せんが爲に努力せざるを得ざるに至り、先づ印度西藏の陸路貿易について佛國の雲南廣西に於けると同等の權利を得、更に鐵道鑛山に關する總括的特權を佛國に許與せざる事及南三省の領土を他國に割讓せざる事の保障を求め、併せて南寧の開放を含む更に確實なる報償、香港對岸境界の擴張、上海南京鐵道利權を獲た、日本も此際福建の不割讓の保障を徹した

一八九七年獨逸は膠州を占領した、政府の行動に先ち獨逸新聞紙は非常に準直に山東に於ける鐵道鑛山の權を獨逸の手に獨占すべき事を主張した、程なく吾人は山東は特殊の關係にあれば揚子江流域は獨逸の爲に自由に開放せられつつあれども、此は留保無しに英國の企業の爲に開放する事は出來ないとの獨逸の政府筋の主張に接した、斯ぐて獨逸は津鎭鐵道の山東省内の部分を支那の代りに自ら布設せんと要求するに至つた、獨逸の附けた山東の所有符號が他の締盟列國の通商上其他の利益の非常なる妨害たるは明瞭なる事である

夫れと殆んど同時に露國は、露國と接壤せる支那行省を他國の勢力下に置く事は、露國の許す能はざる所なる旨を聲明し、山海關鐵道より英人技師を逐ふ事を企てゝ彼の意見を例證せんとした、彼は北支那に於て經濟上及政治上の支配權を强いんとした、而して佛蘭西が南支那に於て目標とせる如く、如何なる場合にも最も便利なる武器は鐵道であつた斯くて協調は絶望的失敗に了り、其代りに勢力範圍政策に展開して行く優先權獲得主義は次第に起つて來た、勿論此政策は獨立國として列せんとする支那の要求の如きは毫も顧みる事なくに追求された

卽ち Sargent 氏に從へば地方的に勢力範圍を劃するに至つたのは、佛國が安南境界の雲南、廣西、廣東三省につき種々の特權を次第々々に獲來つたのが始めで、優先利權（Preferential Concession）主義の進展したものが勢力範圍政策だと云ふのである

此解釋に從へば佛國の南支に於ける、獨逸の山東に於ける、露國の滿洲に於ける勢力範圍なるものには當てはめる事が出來るが、英國の長江流域に於ける夫れを如何に解釋すべきか、英國は佛國の南三省、日本の福建に先つて、揚子江流域の不割讓を約せしめたが、英國は現に揚子江流域に於て滬寧、滬杭甬の二既成鐵道、浦信、寧湘、沙興、川粵漢等の鐵道

利權を有して居るが、然しこれは孰れも不割讓の保障を得た後に獲得したものである、其外英國は露國との間に條約を締して交互に長城以北に於ける露國の鐵道利權、揚子江流域に於ける英國の鐵道利權を承認して居るが、之れも一八九九年即ち其翌年の事である、英國が揚子江流域不割讓の保障を求むる時は、英國はまだ此地方に於て之れと云ふ特權許與は持つて居なかつたのである、然し長江流域は當時から早く英國の勢力範圍と認められて居た、故に勢力範圍の成立は利權獲得に基くと云ふ說明も當つて居ないと云はねばならぬ

斯く英國は揚子江流域に特殊利權は持つて居なかつたが、英國の此に對する關係は深かつた、現に一八九八年不割讓約定の當時長江流域にあつた開港場の數は十一ヶ所であつたが、其內南京が佛國、蘇州杭州沙市が日本との條約によつて開放された外、上海、漢口、重慶、宜昌、九江、蕪湖、鎭江の諸港は孰れも英國との條約により開放されたもので、其外五ケの寄航港があつたが之れ亦英國との條約によつて開かれたものであつた、斯くの如く長江流域の主要港は悉く英國の力によつて開かれ、而して當時英人は是等の各港に於て最も勢力を占め、貿易通商の權殆んど全く彼等の獨占に歸して居つたのである、さうして長江流域は最も富裕の地として、支那の外國貿易上重要地位を占めて居つたが爲に、此に於ける英國の利害關係は甚大のものがあつたのである、それが英國が揚子江流域不割讓保障を要求した理據であつたであらうと察せらる、さうして又斯う云ふ關係があつたから是等地方が英國の勢力圈と認めらるゝに至つたのであらう

獨逸が山東省に有して居つた勢力範圍と稱すべきものは、條約上に於て山東省內に於ける資本、材料、人供給の獨占權を持つて居つた關係よりして、其內容、權原共に明瞭である

米國が此機會均等の提議をした當時にあつた、所謂勢力範圍なるものは、英國の揚子江流域、佛國の雲南、廣西、廣東（一部）海南島、獨逸の山東、露國の滿洲及長城以北、日本の福建省に於ける數者であつた、夫れで是等の孰れにも共通したる成因を求むれば、是等の各地域は孰れも或一國の利益に密接の關係があつたが爲に、其國が自ら優越的地位を有する事を暗示又は明示し、遂に支那及列國共に次第に之れを承認するに至つたと解すべきであらう

是等の所謂勢力範圍については、支那が或一國に對し此等の地域に於ける其特殊の地位を認めたものがある、佛國の雲南、廣西、廣東に於ける（一八九五年佛支條約、一八九七年佛支間取極等）獨逸の山東に於ける（一八九八年獨支條約）が如

きは夫れである、更に或一國の或一地域に於ける特殊地位を他の一國が承認せる關係のものもある

先づ一八九六年一月十五日の英佛協約第四條に於ては

兩國政府は一八九四年三月一日及一八九五年六月二十日淸國と締結せる各自の條約により或は佛蘭西或は大不列顚に對し雲南及四川の二淸國省に於て許容せられたる通商上若しくは其他の特權及便宜及或は佛蘭西或は大不列顚に對し以上の二淸國省に於て今後允許せらるべき總ての性質の特權及便宜は總て兩國に關係を有する以上は兩國の國民及所屬民に共通に許可せられ且附與せらるべきものなる事に同意す

と規定して居る、其內一八九四年三月一日の條約とは英支間緬甸支那境界及通商に關する條約にして、緬甸と支那境との陸路貿易に關する特典等を規定し、一八九五年六月二十日の條約とは佛支間の境界及通商に關する追加條約附章を指すものにして、安南と廣西、雲南間の陸路貿易に關する特與、雲南、廣東、廣西等に於ける鑛山採堀權、鐵道問題等を定めたものである、元來雲南は佛國の特殊關係ある地となつて居たのを、英國も緬甸、印度との關係よりして、稍之れと同樣な權利を獲得したので、英國は從來其勢力範圍內とされて居つた四川省に於ける特權につき佛國を均霑せしむる事として、兩者妥協したのである、さうして此協定は雲南、四川については兩國が或特權を有し又將來に於ても有すべしとの前提條件の下に成立したもので、兩國は交互に斯かる地域內に於ける兩國の特權を認め合つたものである

次に英國は一八九九年四月十七日附を以て、其威海衞租借により「山東省に於ける獨逸の利益を害し又は之れを爭はざる」旨の聲明を發し

英國は正式に獨逸に對し英國は威海衞を租借したるも、山東省內に於ける獨逸の權利及利益を害し又はそれと競爭し且同省內に於て獨逸と紛擾を生ぜんとするの意の更に存せざる事を聲明す、更に又特に英國は威海衞及租借せる地域より山東省の內地に向つて鐵道を建設せんとするの希望なきことを明かにせんと欲す

と述べて居るが、それは英國が獨逸の山東に於ける特殊地位を認めたる結果である、尙英獨兩國は同年九月津浦鐵道布設問題につき協商した結果、黃河流域に於ける鐵道布設權は獨逸に、揚子江流域に於ける夫れは英國に屬すべき事を相互に認め而してこれについて互に援助を與ふべき事をも約して居る、これは卽ち獨逸が英國の揚子江流域に於ける特殊なる地

位を認め、英國が山東より黃河沿岸に於ける獨逸の特別關係を承認したもので、其申合の內容は次の如くである

一八九八年九月一日二日の兩日間獨逸シンヂケート代表者ハンスマン、英淸組合代表者ケスウイック、香港上海銀行代表者カメロン、ブラッセル二氏等倫敦に於て會議を開けり席上、ハンスマン氏より

支那に於ける鐵道建設に關する英獨二國の利益範圍（Sphere of interest）につき協定を遂げ相互に他の一國の利益を支持するは英獨兩國政府の希望する處なり

との提議をなし、右につき兩者の意見一致せる結果、更にハンスマン氏より兩國の鐵道利權に適用すべき英獨の利益範圍につき次の如き提議をなせり

一、英國の利益範圍次の如し

イ、揚子江谷、山東線は鎭江に於て揚子江と聯絡する事を認む

ロ、揚子江南の諸省

ハ、山西省、京漢鐵道の正定以南に於て接續する鐵道及黃河流域を橫り揚子江流域に連接する鐵道

二、獨逸の利益範圍次の如し

イ、山東省

ロ、黃河流域

天津及京漢鐵道の正定又は其他の地點に接續する鐵道

南方に於ては鎭江又は南京に於て揚子江に至る

黃河流域に於て山西に接續する鐵道及揚子江流域に達する鐵道については英國の利益範圍に加はる

右提案は協議の結果次の變更を加へて協定せられたり

天津より濟南又は山東省の北境の他の地點に至る鐵道及山東省の南部の一點より鎭江に達する鐵道は英獨シンヂケート（獨逸シンヂケートを一方とし香港上海銀行、英淸組合を他の一方とす）により次の方法により敷設せらるべし

一、兩線に要する資本は共同して募集せらるべし

二、天津より濟南又は山東省の北境の他の一地點に至る鐵道は獨逸團により建設せられ、設備せられ且運轉せらるべし

三、山東省南境より鎭江に至る鐵道は英國團により建設せられ、設備せられ且運轉せらるべし

四、完成後兩鐵道は接續運轉せらるべし

尙山東線が同時に完成するに至る迄は英獨兩團共に其範圍に割當てられたる線路建設の義務を負ふ事無き旨協定せられたり

一八九八年九月二日　　關係者署名

更に又英露兩國は一八九九年四月二十八日「清國に於て兩國利益の相接觸する問題に關し總ての衝突の原因を避けんが爲且清帝國の或方面に於ける經濟上及地理上の趨勢に鑑むる所あり」とし一の條約を締し

英國は自國の爲又は英國臣民若しくは其他の人の爲に清國長城以北に於て何等の鐵道讓與をも索求せざる事及露西亞國政府の贊助に係る該地方に於ける鐵道讓與に對しては直接と間接を問はず妨害を加へざる事（第一條）

露國も亦自國の爲露國民若くは其他の人の爲に揚子江の灌域に於て何等の鐵道讓與をも索求せざる事及英國政府の贊助に係る該地方に於ける鐵道敷設の請願に對しては直接と間接とを問はず妨害を加へざる事（第二條）

を約した、此取極は一八九八年の三月北京駐在露國公使が露西亞の利益に關係ある地方なりとの理由の下に、山海關天津鐵道の英人技師長キンダーを罷免して露國人を以て之れに代へ、更に同鐵道の山海關以北は露國の技師と資本とによって布設せらるべき事を支那に對して要求したるに對し、英國が其既得利權保持の爲、露國と交涉を開始したる其結果成立したもので、これによつて英國は露國の長城以北に於ける特殊地位を認め、露國は又英國が揚子江流域に於て特權を保持する事を認めたのである

是等は支那の或地方に於て或一國が特別の關係を有して居る事を、他の外國が認めたるものである、既に或一國が特別の地位や關係を有して居れば、其他の國も之れを認むる事となり、斯くの如くして次第に所謂勢力範圍と云ふべきものを形成して行くのである

勢力範圍の說明は非常に長くなつたが、所謂勢力範圍又は利益範圍なるものは、明確なる權原なきも然かも種々の事情によつて、形成せらるゝに至りしもので、既に斯かる範圍の認めらるゝ以上、此に於て或一國が他の諸外國に優越せる發言權を持し、又は經濟上の特權讓與につき優先的權利を持する事は、當然の歸結として之れを認めねばならぬ、然らば斯かる範圍内に行はるゝ所謂機會均等主義は相當の制限を受くる事止むを得ないのである、米國の機會均等主義の提議は斯かる特殊地域を認め、それを前提としての事であるから、其所謂機會均等なるものは、既に絕對的の均等ではないのである、從て斯かる地域内に於て機會均等主義を文字通りに解釋して適用し、聊かにてもそれに反するものある場合、直に機會均等主義違反となすのは無理である、そこで此にも所謂機會均等主義には一の制限又は例外ありと云ふべきである

特權讓與に伴ふ優先權

租借地、勢力範圍の外鐵道敷設權其他の特權は、支那に於て列國の競うて獲得したる處にして、其數甚だ多い、而して之等の特權は多くは更に其特權に伴ふに之れに關する他の特權を以てするを常とする、則ち多くの借款權はそれについての續借款の優先權を伴ひ、鐵道借款は其敷設について工事又は材料賣込の優先權を伴ふの類である、之れも嚴密に云へば機會均等主義違反と云ふべきであるが、既に或特權を得た以上、此に之れを得ざるものとの間に差別の生ずるのは止むを得ない事である、然し一の特權が惹いて一般通商上の機會を不均等ならしむるが如きは、勿論不當である、此點については各國孰れも他國の獲た特權について注意を拂ふ事を怠らない、一八九八年七月十三日時の英國外務卿サリスベリーは其北京駐劄公使サー・マクドナルドに次の訓令を與へて居る

目下行はれつゝある特許權爭奪戰は我國に利あらざるに似たり……而して之れより生ずる一の禍害は將來我國に對する物資の注文減少するに至るべき事にして之れ本官の憂慮に堪えざる處なり、而して他の憂患は鐵道經營者が差別的賃銀又は特權を設け以て我國の貿易を阻碍するに至るべきこと之れなり、特に特許權本來の條項中に同一の待遇を與ふべき旨を記入し極力此の禍害を避くるを要す

又ブロンソン・リー氏がフアー・イースタン・レヴユーに載せた論文によれば米人は借款關係による支那鐵道が、其借款國の技師長を聘用する結果、其設計が自然其借款國の樣式と一樣となる爲に、其他の國の材料賣込商がそれと競爭する事

能はざる狀態に陷るのをも、機會均等主義違反だと稱して居るが、斯くの如く嚴密に論じ來れば、本主義の違反の如きは擧ぐるに堪えないであらう、絶對的の平等のないと共に絶對的の均等もないのであるから、仕方の無い事と云はねばならぬ

特殊事情に基く不均等

其外陸路による貿易は輸出入稅について特典を享有して居る、露國は一八八一年の改訂中俄陸路通商章程第一條に於て

兩國々境の各側百清里（50 Verste）の地帶内に於ける兩國人民は何等の稅を課せらるゝことなくして貿易をなす事を得

との特權を得、更に第五條に於ては

露國商人にして露國より商品を輸入し陸路天津に至る時は稅則所定の率より三分の一を減じたる輸入稅を納付せしむ

露國より肅州卽嘉峪關に輸入せらるゝ商品に付ては該處に於て天津に於けると同等の關稅を納付し且同一の手續によるべきものとす

との特取別扱を受けて居る、其後東淸鐵道布設に際しては又

露國より此鐵道を經て淸國に運送し或は淸國より此鐵道を經て露國に運送する貨物は各國通商の稅則に照し區別して輸出入の正稅を納付すべし最も此稅は之れを稅則所定の額に比し三分の一を減じて納付すべし若し內地に運送する時は通過稅を納むべし卽ち納付せし正稅の半に當る通過稅を完納したる後は各處通關の際重て徵稅せず（東淸鐵道布設條約第十條）

と規定して本鐵道による貿易亦特典に浴して居る

又安南境界に於ける佛支貿易についても一八八六年四月二十五日調印天津協約第六條に於て

凡そ各項洋貨の雲南、廣西某兩處の邊關より輸入せらるゝものは關に到るの時直に商品の性質分量輸入者姓名を報告すべし、關より人を派し檢查の上眞實なれば中國通商海關稅則に對し五分の一を減じて正稅を徵す、若し稅則未載のものなる時は價格を按じて百分の五の正稅を徵す

と定め、次いで一八八七年六月二十六日の追加條約第三條に於て

現に中國と東京との間の貿易は法を設けて速に振興せしむるの必要あるにより光緒十二年（一八八六年）和約第六七條內所定稅則を暫く改定す

凡そ東京より中國雲南廣西廣東兩省の通商場に入り來る外貨は中國通商海關稅則に照し十分の三を減じたる正稅を收納す、其東京に輸出せらるゝの中國土貨は中國通商海關稅則に照し十分の四を減じたる正稅を收納す

と規定して特別減率せる輸出入稅を課する事として居る

又英支間貿易に於ても、西藏印度間の通商については一八九三年十二月五日の印藏條約補遺條款亞東開放に關する規定第四に於て

シキム西藏の境界を經由して英領印度より西藏に入るもの又は反對に西藏より英領印度に入るものは其出所の孰れにあるを問はず亞東開放の日より五ヶ年の期間免稅たるべし、然し若し此期間を經過したる後は望により一定の稅率を相互に協定しそれを實施する事を得べし

と規定し、雲南緬甸間の貿易については一八九四年三月一日の緬甸支那境界竝に通商に關する條約第九條に

中國は中緬の商務を興旺せしめんが爲に本條約批准後六年を限りとし凡ての貨物の以上開く所の路を經て中國に運入せらるゝものは海關稅則に照して十分の三を減じ中國より此路を經て緬甸に仕向けらるゝものは海關稅則に照し十分の四を減ず

と規定して居る

其後日本も朝鮮を領有するに至つた結果、安東縣等の國境貿易につき之等の有利なる陸路貿易規定に均霑する事となり一九一三年五月伊集院公使と總稅務司アグレンとの協定により

滿洲より鐵道により新義州以遠の各地に仕向けらるゝ有稅貨物及新義州以遠の各地より鐵道により滿洲に仕向けらるゝ有稅貨物に對しては各海關稅率三分の二の輸出稅又は輸入稅を課す

事となり、特別取扱を受くる事となつた

是等の陸境通商は元より特別の事情ある事を理由としてゐるが、斯くの如く其他の開港場に於ける貿易に比し有利なる課税を受けて居るのである、從て之れも嚴密に論ずれば一種の機會均等主義違反であるが、特別の事情存する以上特別の結果の存する事も止むを得ない事である、而して更に詳細に云へば之等の陸境貿易の税率割引率が孰れも同一でないと共に、一九一九年八月一日より改訂實施せらるゝに至る迄は、日露兩國と支那との國境貿易については上海改訂税率を基礎とし、之れより所定率の割引をしたものを適用して居つたに反し、英佛兩國の印度安南間との國境では、之れよりも遙に有利なる一八五八年の天津税率を基礎とし、それより所定の割引をなしたものが行はれて居つた、斯の如き差別待遇は論辯を俟つ迄もなく、機會均等主義の違反と云はるべきものであるが、今日に至る迄毫も論議の原因とならずして默認せられて居るのである

而して是等の各種の所謂機會均等主義違反と目せらるべき狀態竝に事實は安東縣の日支間陸路貿易を除くの外、米國が機會均等主義の提議をなし、列國が欣然それを承諾した時に、既に存在して居つたのである、さうして機會均等主義は確立したと云はれた時に、是等の事態は依然として行はれて居つたのである、然らば是等の事態は之れを機會均等主義の違反ではないと解釋したか、或は違反であつても事情の上よりして諒とすべきものとして、之れを咎めない事にしたか、孰れかでなければならぬ、さうして此外にもそれに類似した樣な事項は、いくらも條約や協定の上にすらも存して居るものが少くないのである

日本に對する攻撃

然るに主として米國人であるが、日本の滿洲に於ける些々たる行動を取り上げて、機會均等主義の違反となし、頻に日本を攻撃して居るのは事の輕重大小を辨せず、更に又滿洲に於ける事態を了解せざるものを云ふべきである

其甚しきに至つては日露戰爭前米國が滿洲に於て棉布並に麥粉貿易に於て有利の地位を占めたりしに、戰後此地に於ける棉布市場が日本の爲に壓倒されしを見て、日本が滿洲の實權を占むるに至つて、差別的待遇を外國品に加ふる爲なりとすらなすものがあつた、此點についてはブロンソン・リー氏は一九一一年中 Far Eastern Review 誌に於て

暫くの間は日本人は貿易の獨占を確實にならしめんが爲に、差別を設け且不公平なる術策を弄したるによるものとせ

られたが、靜かに研究せる結果斯かる推測は排斥せられ、日本人は故意に機會均等主義を妨害するものにあらずと其無罪が表白せらるゝに至つた、而して斯くの如き結果となつたのは日本が滿州の市場を支配するにつき利益ある地位を占めたが爲であつた

と日本の態度を諒として居るが、米國人中には滿洲に於ける米國通商の衰退は、日本が差別的待遇により自由競爭を阻止した結果なりとなすものあり、現に當時前駐支公使ロツク・ヒル氏も此事を演說し、米國の對支協會、奉天の米國領事ストレート氏等は頻に日本が差別的港稅、運賃率の割引、日本行政機關の手心等により日本の通商に特別の便宜を與へ米國の通商を壓迫する旨の報告をした、其他の米國の論者たるホルンベック、ミラード氏等も日本の對支政策を以て機會均等主義に反するものとして攻擊した、特にミラード氏の如き最も猛烈であるが、彼等は果して如何なる事實に基き、日本の政策の如何なる點を攻擊せんとするのであるか、ミラード氏は其著 Democracy and the Eastern Question 中に於て米國官憲若しくは宣教師等の報告を擧げて論じて居るが、多くは一小些事を偏見によつて論斷したものである、其中にて米國商務省（Department of Commerce）の a special agent と稱するもの、滿洲及山東に於ける米國商人の不便について報告したものを掲げて居る、則ち次の如くである

一、日本の銀行業者の取扱の遲延、日本の銀行は日本人の用務は直ぐ辨ずるが米國人其他外國人に對しては捗々しく取扱つてくれない

二、棧橋及停車場に於て日本人の荷物は迅速に引渡又は積込せらるゝに反し各種の口實の下に外國人のものは遲延する

三、神戸其他日本諸港に於ける外國貨物の積込其他の遲延、此に於て米國の會社より申込んだ荷積は遲れ日本の商館を通じてなされたものは早い

四、支那に於ける日本の管理の下にある鐵道は日本の荷主に對し特惠及內容不明の割引を與へる

五、支那人は日本人と共同せざる限り營業上に壓迫を蒙り遂にそれに屈伏する

六、日本人と共同せざる支那人の事業及財產は日本の侵蝕を蒙る

七、他の外國人又は支那人は支那の地方稅を支拂ふ必要あるに拘らず日本の商人はそれを逋れる

八、郵便、電報、電話等の通信機關其他の日本人の管理する公共機關が特に日本商人の便益を圖る

九、戰時の通信檢閱を利用して日本の郵便局の手を經る米國の郵便物につき米國商船と支那其他東洋諸國との間の通商に關係ある營業用通信を故意に遲延せしめ、又は其商業の秘密を知り、以て日本商人の通商上の利益の爲に其內容を利用する、電信其他の通信機關の日本の管理下にあるもの亦同樣である

十、日本の荷主に便宜を與へん爲に米國貨物に對し日本船は船腹を拒絕し又日本荷主に對しては低率運賃を許し又は割引を與へる

十一、米國の有名なる製造業者の商標を擬造し又は斯かる商品を模造し其粗惡品を支那市場に賣り擴める

是等の多くは實に無稽笑ふべき證言である事は一讀して明かである、斯かる事實を以て日本の機會均等主義違反なりと論ずるは寧ろ滑稽事と云はなければならぬ、中につき日本の管理の下にある鐵道が日本荷主に對し特別の割引をなしつゝありとの事は、從來屢他の米國人によつても稱へられた處で、若し其事ありとすれば、一八九八年のヘー氏提議の明白なる違反である、此點につき日本の當局者は從來屢其絕對無根なる事を言明して居る、而して米人等は如何なる事實に基き斯かる攻擊を敢てするのか不明であるが、恐らく自分等の想像、邪推を根據として居るのではあるまいか、米人 Frederic Coleman は其著 The Far East Unveiled 中に於て、久しく滿州にあり滿洲の事情に精通して居る某米人に「南滿州鐵道が日本人の荷主に對し賃金の割引をなして居ると云ふ證據を知つて居るか」と尋ねたるに其米人は「知らず」と答へ「十年間が探して居るか證據を擧げる事は出來ない」と逃べ、該著者が「斯かる割引をなして居ると思ふか」と問ふたのには「何の證據もない事に意見を述べても何にもならぬ」と云つた事を記して居る、之れは事實であると思ふ、日本は何の割引もして居ないのであるから、何年間探しても其證據のあるべき筈がない、日本は機會均等主義に違反した行動をして居ると云ふ攻擊の聲は高いが、其事實については恐らく總て此類であらう

既に機會均等主義なるものが、何等の例外無しに其文字通りの意味に行はれて居るものでないのである、然らば百尺竿頭一步を進めて萬々一些末なる點についてこれに違反する廉ありたりとて、寬恕せらるべきであるのに、斯かる無根若し

くは認罔の事實によつて、我公明なる對支政策を難せんとするは不都合千萬と云はねばならぬ、さうして日本は斯かる無稽の攻撃を受けて毫も辟易する事は無い、正々堂々斯かる妄言を論破すると共に彼等の不德を責むべきである、元來日本は滿洲に於て特殊の地位關係を有して居るのである、卽ち此に租借地を有し勢力範圍を劃して居るのである、米國人よりも多少異つた優越地位を有して居るべき事は當然である、總てについて米人が日本人と同一の便宜や利益を得なければ不公平であると云ふならば夫れは米國人が望むべからざる事を望んで居るのであると云はねばならぬ

結論

以上に於て吾人は列國對支方針の基調たる支那領土保全、機會均等の原則が孰れも其文字通りの意味に實際に行はれて居るにあらずして、夫れ〳〵多少の制限あり、例外ある事の大體を記述した積である、さうして吾人は今日の事實に對して此原則を適用するに就いては、斯かる制限、斯かる例外のある事を度外視して、其文字通りの意味に解釋すべきではない事を主張するものである

然し吾人は斯く主張するが、之等の原則を其文字通りの意味で解釋して、支那に於ける各般の事件に適用し得るやうになる事に就いて、決して反對するものでない、寧ろそれを熱望するものであるが、之れが爲には眞に列國が十分協調して相共に之れを改むる事に努力せねばならぬ、徒らに五十歩を以て百歩を笑ふが如き事では到底駄目である、更に又自己の重罪を不問に措いて他人の微罪を發いて居る樣では尙駄目である、此目的を達する爲には眞に列國共に自省せねばならぬ

支那には年來眞の意味に於ける領土保全、機會均等主義の確立を期する熱心なる希望があるやうである、現に一九一九年の巴里講和會議豫備會議に際し、支那は各種の希望案を提出したが其內には勢力範圍の放棄、租借地の還附、租界の還附等の問題が列ねられてあつた、支那人として斯かる希望を懷くのは當然であるが、然し斯かるものが實在して居るのは、過去久しきに亙る種々複雜の事情原因に基く事であるから、一朝一夕に急激に之れを除去する事は困難であると共に、支那自らも斯かる目的を達する爲には、當然なさゞるべからざる事が多々ある、其事に就いては他日の機會に於て論ずるが吾人は支那人が斯かる希望を懷く事を尤もの事と思ひ、之れを達成せん事を希望する

今回の華府會議に際しても支那問題は論議の種となるであらう、さうして支那問題については是等の諸原則が自然論議せらるゝであらうが、吾人は其場合先づ是等諸原則を其文字通りの意味に解釋すべき事に列國間の十分の申合せが出來た上であるならばよいが、然らずして他の諸國は種々の例外や制限をこれに加へつゝ、獨り或一國の對支方針——殊に我日本のそれについてのみ、嚴密な意味に於ての是等諸原則を適用せんとする事については反對せなくてはならぬ、日本は是等の諸原則を尊重し遵守する事に過去に於て最も忠實であり、今後も然かあるべき事勿論であるが、然し日本が此諸原則を解するについては、矢張其他の列國が解すると同一の意味に於てゞある、從て日本の行動にそれを適用するについても列國が解釋すると同一の意味に於てなされん事を要望するのは決して不當でないと確信する

參考書

Sargent, A. J. Anglo-Chinese Commerce and Diplomacy.

Bland, J. O. P. British Policy in China.

Millard, T. F. America and the Far Eastern Question.

〃 Our Eastern Question.

〃 Democracy and the Eastern Question.

Coleman, Frederic The Far East Unveiled.

Morse, H. B. The International Relations of the Chinese Empire.

Papers Relating to the Foreign Relations of the United States. 1899. 1900.

Correspondence between Her Majesty's Government and the Russian Government with regard to their respective Railway Interests in China. 1899.

Hornbeck, S. K. Contemporary Politics in the Far East.

Hertslet's China Treaties.

Treaties between China and Foreign States.

Tyau, T. Z. The Legal Obligations Arising out of Treaty Relations between China and Other States.

Far Eastern Review.

東亞同文會　支那關係特種條約彙纂

同　　歐米人の支那觀

嶋川　新著　滿州灣の占領と樺太の占領

北清事件に關する列國殊に露國の運動略誌

刀敏譯著　支那對外國條約的關係批判（滿鐵譯）

同　　嶋川　新著　支那貿易

嶋川　新著　南滿洲に於ける帝國の權利

三枝茂智著　支那の外交、財政

大正三年戰役參考用條約公文書集

東亞同文會編譯支那

農商部登記濟商社（一）

北京農商部は民國十年七月十二日附同部布告第三號を以て、民國九年（一九二〇年）一月より同十年（一九二一年）三月に至る間に同部に登記を了したる各種商社の名稱、營業、資本、責任者、所在地及設立、登記年月日を發表したり、茲に其番號順に依り轉載すれば卽ち下の如し

一、商　號　景德鎭美利種植股分有限公司
營　業　種植
資本金　銀三千元　前拂込銀一千五百元
責任者　（董事）總理余左廷　協理馬國忠　余新國
　　李中　余軼群　（監察人）余自新
所在地　江西景德鎭觀音閣
設立年月　民國六年十二月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三八五號

一、商　號　宜昌均益事業股分有限公司
營　業　鐵輪護謨タイヤ人力車製造
資本金　銅貨六萬串
責任者　（董事）歐陽敬廷　王子鏖　羅建白　馬履臣
　　傅宅璞　鄧德夫　何子明　周書齊　王寶田
　　（監察人）徐石臣　李理芸
所在地　湖北宜昌城內天官牌坊
設立年月　前清宣統二年五月
登記年月　民國九年一月（資本增加）
登記番號　第三八六號

一、商　號　中美實業股分有限公司
營　業　貨物輸出入、土木工事請負及金融信托業
資本金　五百萬元　前拂込二百萬元
責任者　（董事）總裁王厚齊　副總裁格蘭　副總裁雍濤
　　鄧浩然　商雲汀　黃雲生　林步隨　楊壽枏
　　宋發祥　（總辦華克）　（監察人）吳乃琛　艾瑞森
所在地　（本店）北京（支店）直隸天津　米國紐育
設立年月　民國八年九月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三八七號

一、商　號　中華鐵器股分有限公司
營　業　鐵釘鐵線鋼針及鋼鐵機械製造
資本金　三十萬元
責任者　（董事）陳幹芝　胡贊臣　林組慶　方慶韶　劉章煥　唐球　楊年　唐懋權　唐溢與　鄭泗劉天全　高裕成　（監察人）李帝基
所在地　湖北漢陽縣
設立年月　民國七年七月
登記年月　民國九月一月
登記番號　第三八八號

一、商　號　浦東電氣股分有限公司
營　業　電氣業

資本金　銀二十萬元　前拂込銀十萬元
責任者　(董事)董世享　張蟾芬　錢永銘　吳秉彝　單
毓斌　趙錫恩　潘先寶　勗汝熊　(監察人)江
聲　何毓麟
所在地　江蘇上海浦東張家濱口
設立年月　民國八年五月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三八九號
一、商　號　裕方林業股分有限公司
營　業　林業
資本金　吉林通貨三十萬元
責任者　(董事)鍾宸東　李祁縣　董繼樹　趙毓坤
李松年　王維新　袁文鳳　(監察人)張中陽
蘇向陽
所在地　(本店)吉林方正縣城內(支店)吉林哈爾賓
設立年月　民國六年十一月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九〇號
一、華林股分有限公司
營　業　林業
資本金　二十萬元
責任者　(董事)張俊卿　曲志雲　安善甫　王鹿泉　李
湘洲　左丕顯　陳公孟　(監察人)史振林　扈
惠階
所在地　(本店)吉林汪清縣(支店)延吉縣方道溝
設立年月　民國六年十二月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九一號
一、商　號　裕國實業股分有限公司
營　業　採鑛　植樹　採木及輸出入業製造工業
資本金
責任者　(董事)李宜龔　陳淮生　王世澂　李宜韓　李
宜威　李宜練　陳隆烙　(監察人)林醒樓
所在地　北京金魚胡同
設立年月　民國九年一月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九二號
一、上海開林鉛粉股分有限公司
營　業　鉛粉製造
資本金　銀五萬元
責任者　(董事)阮諾南　王雲五　周元泰　盧著卿　甘
爐初　李瑞如　梁端山　(監察人)院嘯航　阮
錫奐
所在地　(本店)江蘇上海閘北寶山路與西里(支店)江蘇
上海民國路
設立年月　民國八年七月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九三號
一、商　號　唐山磧礦股分有限公司
營　業　礦業製造

資本金　銀一萬元
責任者　(董事)陳九龍　周鍾常　許肇銘　(監查人)袁洗傑　郭友三
所在地　(本店)直隸豐潤縣唐山鎮(支店)天津
設立年月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九四號

一、商　號　三北輪埠股分有限公司
營　業　汽船運送業
資本金　二百萬元
責任者　(董事)虞洽卿　虞順恩　虞順懋　(監查人)鄭潤之
所在地　(本店)江蘇上海　(支店)龍山　寧波
設立年月　民國七年三月
登記年月　民國九年一月(資本增加)
登記番號　第三九五號

一、商　號　玉濟水利股分有限公司
營　業　水利工事
資本金　五千元
責任者　(董事)梁聯魁　常席儒　岳成珠　劉子清　陳子康　(監察人)郭雲齋　常玫　李瑞蘭　攀子華
所在地　山西省大同縣馬家小村
設立年月　民國五年十二月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九六號

一、商　號　北京玉泉釀造股分有限公司
營　業　釀酒業
資本金　銀五萬元
責任者　(董事)屠寶　黃鑫至善　屠密(監察人)汪古揚　吳定邦
所在地　北京西直門外大街
設立年月　民國八年八月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九八號

一、商　號　華北貿易股分有限公司
營　業　輸出入業
資本金　一百萬元
責任者　(董事)蔡儒楷　石德純　汪大經　恒鈞　俞大純　(監察人)熊正瑗
所在地　(本店)北京(支店)上海　天津　張家口　包頭鎮　寧夏　蘭川　米國紐育
設立年月　民國八年十二月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九八號

一、商　號　惟楚化學工業社股分有限公司
營　業　齒磨粉　化粧石鹼製造
資本金　一萬元
責任者　(董事)王奉時　久振黃　李巨坤　喻忠傑　廖紱夏　劉訓典　姜振鵬　(監察人)文徵典

王熙運

所在地　湖南長沙縣城皇倉後街
設立年月　民國八年十一月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第三九九號

一、商號　合興機器製造廠股分有限公司
營業　機械製造
資本金　六萬元
責任者　(董事)葉鴻英　顧馨一　王寶嶺　張效良　張遠振　錢錦華　吳忠紀　(監察人)高馥孫　袁宗耀

所在地　江蘇上海南市南馬頭機廠街
設立年月　民國八年七月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第四〇〇號

一、商號　福州開源靛油股分有限公司
營業　靛油製造
資本金　銀一萬元
責任者　(董事)魏步衢　楊慶瑢　許在琨　黃翼雲　楊慶恩　黃儒升　(監察人)施桂森　許顯森

所在地　福建閩侯縣城內白水井
設立年月　民國八年六月
登記年月　民國九年一月
登記番號　第四〇一號

一、商號　中華書局股分有限公司
營業　出版印刷業
資本金　一百五十九萬八千五百元
責任者　(董事)陸費逵　李鍾釵　范源廉　俞復　戴克敦　汪文溥　徐士洄　王正廷　施則敬　唐紹儀　廉泉　(監察人)吳有倫　黃景范

所在地　(本店)江蘇上海虹口東百老匯路(支店)北京　天津　保定　奉天　長春　太原　南昌　開封　漢口　武昌　長沙　廣州　杭州　溫州　南京
設立年月　民國二年四月
登記年月　民國九年二月(資本增加)
登記番號　第四〇二號

一、商號　非律濱苧絳織造股分有限公司
營業　蔴繩製造
資本金　十二萬元
責任者　(董事)葉香秋　葉建端　李爲要　葉永黎　葉有蛋　(監察人)文閬　葉晉福

所在地　福建廈門禾山鎮雙廂街
設立年月　民國七年四月
登記年月　民國九年二月
登記番號　第四〇三號

一、商號　緯通紡織股分有限公司
營業　紡織業
資本金　銀一萬元
責任者　(董事)陳開達　陳良文　陳新源　陳景祥　陳淑時　陳淑道　陳寶　陳秉佳　陳淑牛

陳淑河　（監察人）陳青峯　陳玉如

所在地　江蘇上海棋樹浦平涼路

設立年月　民國八年十月

登記年月　民國九年二月

登記番號　第四〇四號

一、商　號　豫豐興業股分有限公司

營　業　鑛業植林業及金融信託

資本金　二十萬元

責任者　（董事）鮑傳經　蔣嘉琛　劉厚生　管趾卿　孟止齋　嘉濂菴　王博謙　（監察人）洪玉麟　林康候

所在地　江蘇上海

設立年月　民國七年三月

變記年月　民國九年二月（改正）

登記番號　第四〇五號

一、商　號　鄱樂煤礦股分有限公司

營　業　炭礦採探

資本金　六百萬元

責任者　（董事）夏棣三　盛澤承　傅筱庵　夏履平　謝蘅牕　孫景揚　揚毅卿　李伯行　林孟垂　（監察人）朱保三　厲懋雄

所在地　（本店）江蘇上海（支店）江西鄱陽樂平鑛地　南昌　饒州　九江

設立年月　民國八年四月

登記年月　民國九年二月（資本增加）

登記番號　第四〇六號

一、商　號　鴻外碼頭堆貨股分有限公司

營　業　船貨揚卸及倉庫業

資本金　四十萬元

責任者　（董事）奚洽卿　奚順恩　盛冠中　（監察人）鄭潤之

所在地　江蘇上海浦東瀾泥橋

設立年月　民國五年六月

登記年月　民國九年二月（改正）

登記番號　第四〇七號

一、商　號　中和火柴股分有限公司

營　業　製寸製造

資本金　五千兩

責任者　（董事）周天佑　正紅理　毛毅　副經理周道揚芳林　秦繼周　武告成　張維藩　毛景清　朱恩道　葉文元　劉永澂　田潤生　（監察人）李樹模

所在地　（本店）甘肅靜寧縣城內（支店）甘肅天水縣城內

設立年月　民國八年九月

登記年月　民國九年二月

登記番號　第四〇八號

一、商　號　錦屏鐵鑛股分有限公司

營　業　鐵鑛開採

資本金　銀五萬元

責任者　（董事）徐新六　白峻青　楊毓瓚　沈仲長

所在地　江蘇東海縣
設立年月　民國八年四月
登記年月　民國九年二月
登記番號　第四〇九號

一、商　號　福星製鹽股分有限公司
營　業　開墾業
資本金　銀二萬五千元
責任者　（董事）劉幼本　任世超　劉仿甫　任賢光
陳寶瀛　任玉彝　王子長　任廣啓　任佑琮
（監察人）吳和卿　王子禧

所在地　福建閩侯縣馬侯中岐鄉
設立年月　民國三年二月
登記年月　民國九年二月
登記番號　第四一〇號

一、商　號　武進電話股分有限公司
營　業　電話裝設
資本金　洋四萬元
責任者　（董事）沈保宜　干定一　錢以振　沈秉厚
莊洵　（監察人）郭鈞輔　劉承志

所在地　江蘇武進縣城內雙桂坊
設立年月　民國三年一月
登記年月　民國九年二月（資本增加）
登記番號　第四一一號

一、商　號　振通電燈股分有限公司
營　業　電燈
資本金　銀五萬元
責任者　（董事）張秋園　祝大椿　王大勤　龍子青
祝際盛　徐國模　吳文彬
（監察人）劉然青　祝筱亭

所在地　安徽大通和悅州洄字巷大街
設立年月　民國八年一月
登記年月　民國九年二月
登記番號　第四一二號

一、商　號　樂羣精鹽股分有限公司
營　業　製鹽業
資本金　三十萬元
責任者　（董事）蕭衡本　朱聲和　賈斌臣　朱頌昌
許雲浦　陳懋之　周毅人　吳儒生　胡仲辛
（監察人）沈澹安　許樹滋　鄒子和　汪魯門
徐養之

所在地　江蘇江都縣城內丁家灣
設立年月　民國八年十
登記年月　民國九年二月
登記番號　第四一三號

一、商　號　利濟出口進口貿易股分有限公司
營　業　輸出入業
資本金　銀五十萬元
責任者　（董事）葉海　李維才　虞洽卿　張星五　丁厚
甯　李祖恩　李組紳　（監察人）楊臨齋

胡伯平
所在地　（本店）北京東單牌樓三條胡同（支店）直隸天津
　　江蘇上海　湖北漢口
設立年月　民國八年十月
登記年月　民國九年三月
登記番號　第四一四號
一、商　號　金星水火保險股分有限公司
營　業　水火保險業
資本金　銀一百二十萬元
責任者　（董事）盧典學　歐陽榮之　盧舜雲　蔣培華
　　胡守廉　權鏡堂　黃榮輝　（監察人）曾望雄
所在地　（本店）江蘇上海縣英租界香港路（支店）國內外各埠に設く
設立年月　民國四年五月
登記年月　民國九年三月（改正）
登記番號　第四一五號
一、商　號　和豐紡織股分有限公司
營　業　紡織業
資本金　九十萬元
責任者　（董事）戴勳　錢宗清　徐世業　李翊燕　謝天錫　范翊霖　戴文耀　徐方來　朱佩珍　盛炳緯　高莊凱　（監察人）陳俊伯　秦際潮　嚴英
所在地　浙江郡縣江東氷廠跟
設立年月　光緒三十一年十一月
登記年月：民國九年二月（資本增加）

登記番號　第四一六
一、商　號　開成土木股分有限公司
營　業　建築工事及其附屬營業
資本金　三十萬元
責任者　（董事）葉恭綽　衞興武　關伯珩　吳伯犀　鄧鎔　胡筠　華南圭　唐伯文　莊俊　丁惟忠　趙世淵　（監察人）魏斯昊　孫章甫　林熙生
所在地　北京西單牌樓報子街
設立年月　民國九年二月
登記年月　民國九年三月
登記番號　第四一七號
一、商　號　北戴河飯店股分有限公司
營　業　旅館
資本金　五十萬元
責任者　（董事）朱啓鈐　吳鼎昌　王克敏　普意雅　賽利爾　魏武達　（監察人）強弼　梅克來
所在所　直隸北戴河
設立年月　民國八年十二月
登記年月　民國九年三月
登記番號　第四一八號
一、商　號　益通商業銀行股分有限公司
營　業　商業銀行
資本金　一百萬元
責任者　（董事）孫大有　王宰善　鄧秀瑣　馬福恩　張鳴東　趙秉長　曹景周

所在地　吉林長春縣
設立年月　民國八年
登記年月　民國九年三月
登記番號　第四一九號

一、商　號　濟南電話股分有限公司
營　業　電話
資本金　銀四十萬元
責任者　(董事)馬惠階　趙瑜方　馬丹銘　莊式如　安善甫　(監察人)朱桂山

所在地　(本店)濟南普利門內(支店)濟南商埠及洛口
設立年月　民國四年三月
登記年月　民國九年三月
登記番號　第四二〇號

一、商　號　晉裕汾酒股分有限公司
營　業　燒酒釀造
資本金　一萬元
責任者　(董事)王廷贊　張汝嶺　李鴻鼎　呂連科　韓奏祥　(監察人)武振鐸　田作霖

所在地　山西省城橋頭街
設立年月　民國八年四月
登記年月　民國九月三月
登記番號　第四二一號

一、商　號　中和人壽保險股分有限公司
營　業　生命保險
資本金　日金一千萬元
責任者　(董事)李哲生總理　鈴木敬親協理　田貫辰藏理　何夢楨　平林儀左衛門　董元甫　田村多吉　(監察人)徐鐵山　李櫨石　臼井忠三　茨木民藏

所在地　天津東馬路
設立年月　民國五年六月
登記年月　民國九年三月(資本增加)
登記番號　第四二二號

一、商　號　中華新裕恒記內河輪船股分有限公司
營　業　小汽船運送
資本金　銀一萬元
責任者　(董事)華文川　吳增元　周嗣雲　狄惟恂　史悠鳳　(監察人)吳康　陳學榮

所在地　(本店)江蘇無錫縣北門外通運橋(支店)溧陽丹陽　武進　宜興　江陰　鳥溪　戴溪橋　運村　和橋　蜀工　沙家港　奔牛　夏墅　蓧沙八士橋　油坊橋　太平洲　姚家橋　鄭陸橋　南閘　月城橋　石轉橋　寨橋　鈕家村　楊菴徐舍金壇垾村　甓橋　指前標　華渡橋　青陽周鐵橋　鐵橋　藕塘橋　稍塘橋　張舍　胡棣雪堰橋　周橋　潘家橋　分水墩　漕橋

設立年月　民國元年二月
登記年月　民國九年三月(改正)
登記番號　第四二三號

一、商　號　中國第一製鐵廠股分有限公司
營　業　製何美業
資本金　三萬元　前拂込一萬五千元
責任者　（董事）錢芥臣　溫雋生　陶贊臣
（監察人）陳楣園
所在地　江蘇無錫縣蓉湖莊東岸
設立年月　民國八年十月
登記年月　民國九年四月
登記番號、第四二四號

一、商　號　新亭商業銀行股分有限公司
營　業　銀行業
資本金　銀一百萬元
責任者　（董事）施肇曾　普汝霖　曾毓雋　楊德森
盧學溥　柯鴻年　楊廷棟
（監察人）　鄧文藻　邵義鑒
所在地　北京戶部街口瑞金大樓
設立年月　民國九年一月
登記年月　民國九年四月
登記番號　第四二五號

一、商　號　天津裕元紡織股分有限公司
營　業　紡織業
資本金　三百六十萬元
責任者　（董事）王郅隆　段谷香　倪炳文　魏信臣
吳潔南　徐又錚　倪幼丹　吳達權　胡肇江
王祝三
所在地　天津海河岸
設立年月　民國四年十一月
登記年月　民國九年四月（資本增加）
登記番號　第四二六號

寄贈書目錄（其二）

貿易通報	大阪商業會議所	一七一號
時事公論	其　社	一七二號
東洋經濟新報	其　社	九　號
會　報	日印協會	自九六五號至九六八號
水交社記事	水交社	一　號
通報公報	帝國地方行政學會	自八六八號至八七六號
東方通信	其　社	八一八號
日本及日本人	政教社	八一九號
商標公報	特許局	自五四〇號至五四四號
滿蒙ノ文化	其　會	一三號
特許公報	特許局	自四三〇號至四三四號
朝鮮及滿洲	其　社	一六七號
國際事情	外務省	自四〇號至四二號
所　報	長春商業會議所	五　號
月　報	青島實業協會	四三號
年　報	小樽商業會議所	
月　報	小樽商業會議所	一五一號
月　報	名古屋商業會議所	一六九號
NEW BOOK	丸善株式會社	九八號
紡績界	其　社	一〇號
月　報	大日本紡績聯合會	三四八號

時報

廬山國是會議の流産……新內閣の動搖……太平洋會議代表問題……山東問題直接交涉……西藏問題提出反對論……兌換券整理案

廬山國是會議の流産

王占元驅逐の成功に提誇れる湖南軍を一鼓して擊退したる吳佩孚が、岳州に於て趙恭惕と停戰を訂約すると同時に、昨秋の國民大會に倣ひて時局を解決せんとの主旨の下に廬山國是會議を提唱せるは既報の如きが、廢督自治の民擧擧國の輿論となれる今日、忽ち敢然として巡閲使に就任せる一事は甚しく吳氏に對する人望を失墜せしめ、且其後湖北の自治問題に就きて何等解決に力むる所なかりし爲め湖北の人士は勿論一般國民の期待を裏切りて痛罵の譏漸く高く、民意僞造者喰はせ者の譬難喧囂し、從て其提倡せる廬山國是會議に對する反對亦日に激しく、四川軍界は相結束して湖北自治援助吳佩孚討伐の議を決し、吳趙兩湖の停戰に頓着なく續々大軍を鄂境に進め、既に宜昌一帶の地に砲火を交ふるに至り、宜昌陷落の說頻に傳へられて鄂西已に險惡なる風雲に包まれ、廣東政府亦吳佩孚討伐を決議して着々其出征準備を整へ、江西の陳光遠獨り廬山會議に讃同を表せるのみにて、其他各省督軍は或は反對し或は緘默し、殊に直隸派の疾風的最近の勢力擴張に快からざる張作霖の如きは廬山會議を以て過激會議なりと斷じ、啻に時局を解決するに足らざるのみならず、遂に全國の赤化を誘導するものなりとて極力反對し、其他民間各團體の如き一として之に贊成頌歌する者なく、昨秋の國民大會提倡とは打て變れる不人氣なるより、吳氏の焦慮一方ならず、全力を擧して各方面との意思疏通に努めつゝあるも、一旦失へる信望は遽に再び歸らず、今や廬山國是會議は全く八方塞りの態にて、暗から暗に葬られんとしつゝあり

各方面の消息及事實に現はれたる諸形跡を綜合して之を觀るに、該廬山國是會議の由來は、昨秋の國民大會の提倡に對する翕然たる輿望と、吳氏の今日の地位とを利し、民意鬪揚を看板にして一芝居を打たんとせる研究會張紹曾等一派策士の筋書し遂に吳氏を說得して玆に出でしめたるものなるは事實にして、彼の廬山國是會議提倡通電の如きは全く張氏の執筆せるものなるが、其計畫なるものは南北統一渾沌せる今日、中支の要域たる湖北の地利と自治の大潮流に棹し、非法國會の選出せる北方の徐世昌及半續不完全なる南方の孫文兩總統を共に排斥し、嘗て復辟事件に因て任期滿了せざる中に辭職の已むなきに陷れる黎元洪を武昌に迎へて其總統復位を宣し、直隸派を主力とする第三政府を設立し、更に其實力と民意とを藉り來りて南北の統一を一手に纏め、以て卒に天下號令の政權を把握せんとする大魂膽なるものなるが、最近御大曹錕氏は此擧の不成功を危ぶみ、吳氏の行動を極力諫阻しつゝあるを以て、廬山國是

會議は內外の阻碍にて結局流產に終るの外なからん

新內閣の動搖

昨秋の直皖戰事以來、直奉兩軍閥の連鎖的援助を以て引續き維持せられ、其間靳氏幾度か辭意を表せしことありしも、兎に角持續今日に至れる現內閣は、爾來內治に於ては南北統一及總選擧の大失敗に鋼ぎて自治の反潮激しく、且つ又最近湖北事變以來直隸の勢力大擴張あり、之に對する奉系の均衡的要求飽く所を知らず、已むなく熱河都統姜桂題老將軍を引退せしめて級金純を其後任に充てたるも、張作霖は之に滿足せずして張勳の起用其他の强要一にして足らず、其間に處して奉直兩派の勢力を圓滑に按排すること容易ならず、財政に於ては各銀行に泣きつき堂々政府にあるまじき惨じめなる債債を得、辛じて仲節の難關を彌縫塗飾せるも、湖北の吳佩孚陝西の馮玉祥等軍餉の索要尠からず且つ財政代理總長潘復氏の曾て樂觀說を吹き立てたる十年公債も、財界に實力を占むる舊交通系一派の阻害ありて遽に其見込みなく、外交に於ては太平洋會議山東直接交涉の難業眼前に横はりて苦惱に耐へざるものあつて、內外諸政に一點の光明を認むるものなきより、流石不得要領主義を以てお芽出度き靳氏もつく〳〵厭になりたりと見え、九月十五日の閣議の席上辭意を洩すに至れるが、例に依り例の如く總統及曹張二氏の慰留勸告あり、袂を振り切つて台閣を下る譯にもならず、又々仕方なくして腰を下らせるが如き恰好を示せるが、或は一部の消息通間に於ては、靳氏今次の辭意は頗る堅く、從來の如き慰留にて思ひ止むべくもあらず、之が後繼內閣として王士珍氏最も有力にして、王氏若し之を承諾せば奉直兩派も異議なからんも、淡々水の如き王氏の出山は到底望む可らざるより、曾てより徐總統の推薦せる周樹模氏を立たしめんとするの議あるも是れ亦不可能なる事情あり、其間に在りて吳佩孚氏に結び、廬山國是會議を說きて第三政府設立の大芝居を目錄み方に失敗せんとしつゝある研究系は一面更に曹錕氏を擔ぎ、一面又舊交通系と聯絡して研究交通の聯合內閣を組織せんとし、既に

總理　朱啓鈐　內務　周樹模　交通　葉恭綽
財政　周自齊　外交　汪大燮　農商　王廼斌
陸軍　蔣作賓　海軍　薩鎭冰　司法　梁啓超

の如き役割を定めて運動を開始し、之に對し舊交通系一派は略ぼ承諾せりと傳へらるゝも、曹錕氏は研究交通二系との握手は奉直二派の平和を破るものなりとして之を斥けたる由なるが、北方の平和維持より結局又々靳內閣居坐りの外なかるべし

太平洋會議代表問題

太平洋會議の派遣代表に就き北京政府は巴里會議に於ける前例に倣ひ、南方の代表をも加入出席せしめ一致以て其衝に當らんとし、此旨廣東政府に同意を求めたるは前號所報の如きが、之に對し廣東政府は今次は斷然非法なる北京政府との提携を拒絕し、各國政府の正式廣東政府承認の下

單獨にて代表を派遣せんとするに決定し、之が爲め孫文氏は九月五日左の如き北京政府代表否認の宣言を公表せり

歐戰終熄して太平洋及極東は世界注意の焦點となり米國大統領は華盛頓會議を發起して太平洋及極東の諸問題を解決せんと圖り、吾國にも會議の參列を求め來れり、夫れ極東問題は吾支那を以て其中心とす而して二十一箇條高徐濟順滿蒙四路の秘密條約は實に吾國生死に關する所にして又吾主權を奪ふもの之を廢棄せずんば國將に國たる能はず、抑も此等條約の既往を追鑒するに、是れ實に徐世昌及其徒黨の手に據て締結されたるものにして、此禍國の條約を締結せる元兇をして極東諸問題解決の任に當らしめんか、其吾國に幸なきや必然たり、況んや徐世昌の地位は非法國會に生まれ、昨年舊法新選舉を布告してより、其僞資格亦既に喪失せるに非らずや、故に徐世昌は事實を以てするも法律を以てするも均しく發言の餘地なく、亦何を以て更に代表派遣の資格あらんや、本政府は職權と法律とに本づきて賦與せられたる中華民國の正式政府なるを以て、將來華盛頓會議は苟も本政府派遣の代表が列席參與するに非らざれば、支那に關する議案は一切其効力を發生せざるを茲に宣言す

更に又此旨を英米各國に打電通告すると共に九月二十日大理院々長徐謙氏は在廣東の中外新聞記者及總商會の重なる人々を招待して之を說明し、南北政府の合議的代表派遣一事は遂に交涉の餘地なきに至れるより、北京政府は事茲に至りては已むなしとて直に代表人選に着手せるが、尙未だ公表の運に至らざるも略ぼ內定して動かざる顏振は既報の如き駐英公使顧維鈞駐米公使施肇基兩氏の外新顏として大理院々院たる王寵惠氏を加へ、其主席代表として顏外交總長の出馬も既に其承諾を得たる由なるが、內閣の動搖及山東直接交涉問題の成行き如何に因り或は又如何に變更を見るや圖り難く、顏氏にして若し親しく出馬し能はざる時は、顧維鈞氏を主席に推すに內定し、政府各部の隨員としては目下略ぼ次の如く決定せり

內務部……王揚賓　財政部……李景銘　賈士毅
陸軍部……李鍾岳　海軍部……李景儀
司法部……羅文幹　稅務處……陳　籙

此外交通農商兩部は其人選尙未だ決定せず、又上海に於ける民間九團體の組織せる太平洋協會よりは曩に余日章及蔣夢麟兩氏を民間代表として渡米せしむることを決議し、此旨北京政府に申請中なりし處、今回許可されて代表團の中に加入さるゝことゝなれり

山東問題直接交涉

帝國政府は九月七日支那政府に對し、山東還付に關する公文を交付せるが、支那政府は外交公開の民意に基きて民間の誤解を免るべく、直に之を公開したき希望を小幡公使に表示し、公使も其意を諒として其可否を本省に問合はせたる處、十三日差支なき旨の返電ありたるより、十四日の定例會見日に外交部を訪ひ、顏外交總長に其旨を傳へたり、於是該條件は愈々公開さるゝこととなり、十五日正午日支

當局より發表されたるが、吾公使館の發表せる全文は左の如し

駐支帝國公使は本月七日支那外交總長に會見し、山東の善後措置に關する吾妥商案の骨子として左記綱領を提出し、支那政府の切實眞摯なる考量に訴へ、重て本件商議の速開を促し、支那政府に於て速に左記綱領を基礎として商議の意を表明せらるゝと同時に、細目其他協定の爲め委員を任命せられん事を提言せり

吾提案の內容に對し、外間種々の臆測を爲し、誤解を繁くするの虞あるに顧み、茲に本件措置案を公表して事態を闡明せんとす

山東措置案大綱

一、膠州灣租借權並に中立地帶に關する權利は之を支那に還付す

二、支那政府にして租借地全部を商港として自ら之を開放し、外國人の居住及商工農業其他一切合法の職業の自由を認め、且つ外國人の既得權利を尊重承認するに於ては、帝國政府は進んで專管居留地乃至共居同留地設置案を撤回すべし

三、山東鐵道及附屬鑛山は日支合辦組織とす

四、膠洲租借條約に基く人、資本、材料供給に關する一般優先權は之を拋棄すべし

五、山東鐵道延長線に對する權利及輕雜鐵道等に對する優先權は對支新借款團の共同事業に提供すべし

六、青島稅關は獨逸時代の制度に比し、更に一層支那關稅制度の一部たることを明確にすべし

七、原則として租借地內に於ける行政的官有財產は支那に讓渡すべし、但し公共營造物の維持經營に關しては別に協定すべし

八、前各項實行に關する細目其他に就きては別に之を協定することゝし、之が爲めに速に日支兩國政府に於て委員を任命すべし

九、山東鐵道特別巡警隊の組織に關しては日支間に追て協定せらるべしと雖、既に再三聲明せる通り支那政府より巡警隊組織の通告に接し次第、日本政府は直に撤兵を宣言し、鐵道警備の任を巡警隊に引繼ぎたる上引揚ぐべし

此公文の發表數日前、小幡公使より條件を提議せりとの消息傳はるや、支那輿論界は遽によどめき渡りて各新聞何れも條件推測の下に思ひ〳〵の論評を掲げて直接交涉に反對し、梁啓超の如きは警告書を顏外交總長に送れり、曰く最近各新聞の傳ふる所に據れば、山東問題は近き將來に於て直接交涉開始さるゝが如き噂多く、吾當局の明必らず此擧に出でざるべきを信ずるも、消息は日に吾人の期待を裏切りつゝあり、吾人の塞心に勝へざるものあるを以て、茲に一言以て貴下に注告を呈せざるを得ず、新聞紙の傳ふる三箇條或は八箇條條件の內容如何は吾人の未だ悉らざる所なるも、之を要するに太平洋會議の將に開かれんとする今日、小幡公使が突如として此提議を爲せる其用意の何處に在るかは深甚なる研究を加ふるを要す

繼らずんば之に對する吾國の態度又自ら愼重を缺き、賠來反て罪を英米等に招き、日本に笑はるゝに至るべし、ヴエルサイユ條約に對する吾國の調印拒絕は現政府の之に對する慊不慊とを論せず、之に依て吾國の堅き意思を世界に表示せるは否定すべからざる事實にして、此擧の反響は今世界に遍く、米國のヴエルサイユ條約を批准せざりし所以、其原因種々なるも、山東問題が其一大重要原因たりしは疑ふ可らず、而してハーディング氏の提唱せる今次の太平洋會議は實に巴里媾和條約の修正會議と謂ひ得べく、山東問題亦其修正さるべき一部分たるは論を俟たず、斯くの如き太平洋會議の焦眉の間に近づけるに拘らず、今突然直接交涉の聲を聞く、英佛人士必らずやヴエルサイユ條約不調印の愚擧なりしを嗤はんなり、殊に米國の如きは吾國に滿腔の同情を表し、吾國に代て不平を鳴らさんとせる時、當事者たる吾當局が之を有耶無耶に解決せんとするが如きは、寔に自家撞着の甚しきものにして今後各國の同情を永遠に失ふに至らん、國家の意思と人格は始終一貫するに非らずんば一切の擧動は無意識となりて天地間に自立する能はざるべし、國事を執る者の常に注意怠る可らざる事とす、吾國は吾國の主張を飽くまで一貫すべきのみ、今日の計唯た直接交涉の提議を拒絕するに在り、然らずして交涉を開始し、日本の術中に陷りて延引せんか、太平洋會議に當りて兩國商議中なれば第三者の容喙を許さずとの口實を日本に與ふべく吾國の禍冤は斯くて永遠に解く能はざらん

當紙殆んど皆斯くの如き感情的論調を以て直接交涉反對論を持しつゝあるが、其中詳報は比較的公正なる態度を以て論じて曰く

日本は無條件にて膠島を還付する旨從來屢々聲明する所ありたるも、從來日本の詐欺を受けたる支那は日本の此聲明が善意に出でたるものにせよ、第三者の保證なきに於ては直接交涉に應じ難し、是れ支那の執拗なるに非らずして日本の國際信用が信ずるに足らざればなり、故に吾人は絕對的に直接交涉に反對する者に非らず、今小幡公使直接交涉の公文を提出せりと聞く、吾人之を推察するに日本の速に山東問題を解決せんとする所以、太平洋會議に於て列國が吾支那を援助すべきを懼るればなり、故に其直接交涉の意は惡意を以て吾國を欺き、世人の耳目を掩ふものとは斷ず可らず、是を以て吾人は之に對して極めて公平なる態度を以て考慮せざる可らず、卽ち日本にして誠意あらば直接交涉するに妨げなく、若し双方の條件合はざれば更に太平洋會議に提出するも遲しとせず、徒に日本の用意に對して研究する所なく、唯だ反對を疾呼呼號するが如きは吾人の執らざる所なり、直接交涉の結果或は幸に吾國に利益あるやも知る可らず、吾人は深く吾同業及全國人士の一考を望む

とて一般の冷靜なる考慮を促したるが、其後數日にして該公文の發表さるゝや、喧囂を極めたる輿論界復た蜂鳴する所なく、殆んど一齊に鳴を靜めたるが如き奇象を呈し、偶ま公表せる條件に對して論評を加ふるものあるも、多くは

論調感情に趨りて逐條詳論の堂々たる意見なく、唯だ直接交渉反對の聲のみ高うせるのみ而して其間に於ける在支外字新聞の所論を觀んに

京津タイムスは、今次日本の通牒は措辭糢糊として可否を斷じ難きも、支那が此提議を全く顧みざるは策の得たるものに非らず、宜しく愼重に研究して日本と切實に磋商し、以て圓滿なる解決を求むるを是とすと謂ひ

上海タイムスは、今次日本の提議の寬大なるは一般の豫想外とする所にして、公正なる思慮を有する人々の何れも是認する所なるべし、支那は應して此與へられたるは好機會を利用せざる可らず、原來山東問題は何等外部の干渉する所なく、唯だ日支間にて當然商議せらるべきものにして、該條件は啻に支那側のみならず、膠州灣の商業に關係を有する各國にとりても亦有利なり、山東鐵道の延長線を新借款團に委ねんとするは出來得る限り新借款團と協力して、支那に於ける商業上の交通に關し列國と同一の立場に居せんとする日本の希望を示せるものにして、換言すれば門戸開放政策に出でたるものなりと讃同し

ノース・チャイナ・デーリー・ニュースは　吾人は直接交渉反對論中之を拒絶せざる可らずと云ふ理由を發見するに苦しむ、支那が斯くの如き態度を固守することは果して更に有利なりと世界が觀るべきや、山東問題は宜しく支那の自決すべきものなり、若し自決する所なくんば其全圖を收拾する能力の缺乏は總て外部の援助を無効ならしむべしと論じ

上海マーキリユーは　日本の提出條件は外人の想像外にして支那は無償にて主權及利益を恢復するものと謂ふべし支那施政の下に在りては折角の良港を忽ち漁村に退化せしむるに至ると恐れ、租界地を無條件にて支那に還付せんとするが如きは外人の容易に提言し得ざる所なり、山東鐵道の合辦提議は又支那にとりて大なる利益なり、何となれば同鐵道は獨逸の所有にして言はば日本の戰利品なり、青島の占領山東に於ける獨逸勢力の驅逐に尠からざる生命財產を費したる日本が受取るべき唯一の代價は山東鐵道なり、是れさへも支那政府に還付すとせば、支那政府は其代償を日本に支拂ふを要す、若し此支拂を爲す能はずとせば合辦事業は最も賢明なる代用法にして而も全然支那の管理とするよりも更により以上の効果を擧げ得べし、故に若し支那政府が日本との直接交渉を拒絶せば外人の同情及援助は今後再び得能はざるに至らんと論じて其利害を說き、何れも日本提出條件の妥當なるを是認して直接交渉を慫慂し、支那當局の意の大に動きつゝあるは想像に難からざるも、感情の頂上に上れる盲理的民聲……殊に之を捉へて內閣顚覆の謀圖を有する研究及舊交通系等の反對すさまじき爲め、未だ決然たる態度を表示するに至らざるが、小幡公使は九月二十三日更に顏外交總長を訪ひ、其回答を催促し若し尙遲延するに於ては日本の立場を明にせざる可らずと述べたるが、之に對し顏總長は內閣動搖の際にて自然閣議も之を決し兼ねて斯く遲延せる

次第なりと答へたりと云ふ

西藏問題提出反對論

太平洋會議に對する支那側提案の重要なる一項として外交部太平洋會議籌備處に於ても、審議の上既に提出に内定せりと稱せらるゝ西藏問題に關し、舊交通系葉恭綽氏等の組織せる太平洋問題討論會の機關紙新太平洋は九月十二日の社說を以て其提出反對論を主張し次の如く論せり

吾國は西藏問題を太平洋會議に提出すべく準備し、政府は之を駐米公使施肇基氏に打電して米國政府の意見を問合はせたる處、施公使より米國政府の不贊成に非らざる旨の返電ありたりと云ふ、雖然西藏問題は今速に解決を要とせざる可らざるものなりや、果して今次の太平洋會議に提出すべきものなりや、提出するとするも其時機果して今適せりや、甚深なる考慮を費すべき問題なりと思惟す、西藏問題の重要にして速に解決を要すべきや勿論なるも、其間種々複雜せる原因あり、吾輩は太平洋會議に提出すべき時期に非らずと思惟す

今次の華盛頓會議は太平洋及極東問題を討論せんとする會議にして西藏問題は極東懸案の一なるも國際的性質のものに非らず、光緒二年煙臺條約に據りて英人の入藏を許してより以來、光緒十一年英支緬甸條約の取銷、光緒十六年藏印條約の訂結、同十九年の續約、同三十年の英兵入藏訂約同三十二年唐紹儀と英公使との訂約を經、民國以來亦時々提議されたることありしも、今日迄未解決の儘に來れるものなるが、歷來の條約を觀れば此問題は全く英支兩國間の事件にして問題の性質に於ても國際的ならず固より山東問題と同日の論に非らず、且つ問題の内容頗る複雜を極め、其境界劃定の如き、條約の如き曾多くの日子を要し、到底短日月なる太平洋會議の席に解決し得るものに非らず、且つ苟も一重要問題を國際會議に提出して之を解決せんと欲せば、先づ其問題の眞相を明にして以て世界の同情輿論を喚起せしむるを要し、之が爲め極力宣傳せざる可らず、然るに西藏問題は歐米各國間に於て英國を除く外幾んど之に注意を拂はず、此世界の注意を喚起するの宣傳未だ之れなくして之を太平洋會議に提出するも利を獲ること覺束なし太平洋會議に於て吾國の全力を竭すべきは唯對日問題なり此容易ならざる對日問題に加ふるに更に對英問題を添加するは不利益多かるべし更に太平洋會議に於ける日英米三國の歸嚮を考察するに日米若し意見の一致を見ざる時英は必ず日本に加擔すべきは必勢にして斯くの如き際に當て西藏問題を提出し英國の同情援助を阻ぐるは策の得たるものと謂ふ可らず

兌換券整理案

曩に中法銀行の支拂停止事件起りて市場に恐慌を與へてより以來、銀行兌換券根本整理の議漸く高く、北京及上海の銀行公會より、各銀行既准の紙幣發行權を盡く取銷し、一定期間内に其の既發紙幣を回收せしめ、又將來如何なる銀行にも再び紙幣發行權を准さざると共に、銀行公會に加

入銀行團の共同組織に據る金庫を設けて、銀行公會より紙幣を發行せしむべしとの建議を財政及幣制當局に致せるは前號既に報道せるが如きが、幣制局に於ては審議の結果之を是とし、次の如き公庫兌換券條例十二箇條を草定して之を財政部に送れり、財政部も之に對して其必要を認め居れるを以て目下審議中なり

▲銀行公庫兌換券條例

第一條　銀行公庫兌換券は各地方銀行公會の組織せる公庫より發行するものとし、該公庫は當分天津上海及漢口の三處に設け、其組織は別に之を定む

第二條　本兌換券は全國に流用し、如何なる公私款項にも用ひられ、割引するが如きをなすを得ず

第三條　本兌換券は一元五元十元二十元五十元一百元乃至五百元の七種に分ち券面に記載せる該地公庫より隨時國幣或は通用銀元と兌換す

第四條　本兌換券に對し公庫は其發行數額に對する七割の國幣或は通用銀元或は生金銀を以て其現金準備に充て三割の公債及商業有價證券を以て其保證準備となす、前項現金準備金數額は金融狀況に因りて之を增減するを得、但し全國銀行公會聯合會の決議を經、財政部及幣制局の許可を得て之を公告せる後實行するを要す

第五條　中華民國の法律に依りて設立せる銀行にして既に財政部の許可を經て登記せる者は、第四條の準備に依りて公庫に向ひ本兌換券を受用するを得、本兌換券受用規則は別に之を定む

第六條　公庫の日々發行せる兌換券及其現金準備保證準備數目は、一週間毎に公庫所在地の新聞に公告し且つ毎月之を編成して財政部及幣制局に報告すべし

第七條　財政部及幣制局は監理員を公庫に派遣駐在せしめ或は隨時各公庫を檢查するを得

第八條　公庫所在地の檢查官及商會は公庫の新聞公告に基き、隨時公庫の發行數目現金準備保證準備及發行帳簿の檢查を要求するを得

第九條　公庫にして第四條の規定に違反して兌換券を發行し、或は其他の不正行爲ありたる時は、財政部及幣制局より期限を酌定して該公庫の發行權を停止し、或は該公庫の理事及支配人を五千元以下の罰金に處することあるべし、其刑事犯罪に涉及せる者に對しては司法官署より處斷すべし

第十條　本兌換券を僞造或は塗改せる者は刑法の規定に依りて處斷す

第十一條　本條例施行後敕令の規定に依て兌換券の發行を許可せられたる銀行は引續き其發行を繼續するを得且つ本條例第四條の準備法に依りて公庫に向て本兌換券を受用するを得其他の既に兌換券を發行せる銀行は財政及幣制局の酌定せる期限內に其發行兌換券を回收すべし其發行權を取銷さざる以前に於ては本兌換券を受用するを得ず本條例施行以後前項の規定に依る外何種銀行に對しても財政部及幣制局は再び其兌換券發行權を確許せず

第十二條　本條例は公布の日より施行す

支那彙報

支那新聞重要記事（自八月十六日至九月十五日）

外交關係——華盛頓會議——山東直接交涉——國內要聞——兩湖戰爭と盧山會議——財政關係——經濟と實業

外交關係

▲西藏問題解決要求（各報）政府は印度兵の西藏入りを聞き顧維鈞に對して英政府に質問せしめたるに英政府は此事なしと云ひ但し早く西藏問題を議せん事を催促せり（九、六）

▲公使團會議決議（京報）二十三日公使團は衛國公使館に於て會議あり、（一）宜昌の支那官吏をして今後外人を保護するに完全なる責任を負ふべし、（二）漢口は今後現政府の政策に反對する擧動ある支那人居住及租界內に活動するを許さず、（三）兵變に因り督軍等漢口租界に逃れ入るも今後は容留せずと決議し二十四日正式に外交部に通知せり（八、二五）

▲米國務卿と宜昌兵變（各報）米國々務卿は聲明せり宜昌支那人より租界を開かんことを請ひしも、米政府は支那の主權を尊重する爲め決して芝栄式條欵を採り支那に堪へ難きを以てせず、惟だ兵變に對しては統兵官を嚴懲し並に將來再現を防ぐ目的を以て宜しく罰欵式の賠償を爲し武人の繁盛せる商場に容留すると活動するとを禁止すべく租界に限らず凡そ外人の財產ある處は一律以上の條欵を適用すと、已に此旨はシュルマン公使に告げられたり（九、一三）

▲米支無線電信契約取消難（京報）米代理公使は無線電信契約附帶條約調印に就き政府は故意に遷延し三井の契約に左祖す本代理は耐ふるなし只だ米政府に電告し支那の默認と爲すあるのみ政府は速かに調印せよ別に他途なしと照會せり二十七日外交部は交通部に渡せり（八、三一）

▲米支無電公文（北京リーダー）米支無線電信契約に關し去る六月九日汪顧外交總長發施公使經由）米國國務卿宛及七月一日國務卿發顧外交總長宛往復文書の全文を揭載せり之に依りて見るに米國は日英の抗議は支那に於ける公共事業の獨占或ひは先取特權を理由とするものにして之を有效と認めず支那に於ける米人の條約上正當に所有し得べき權利を主張し門戶開放の根本義に立脚し飽く迄米支無線電契約支持に努め居れる事明瞭なり（九、六）

▲獨逸無線電信恢復（時事新報）獨逸は上海に無線電信所を有し居るも民國七年夏より停止し居たるが獨逸政府は之を恢復することとなり獨逸領事は過日訓令に接し目下修理中にて來月初旬には通電するに至るべしと（九、四）

▲中國國際聯盟聯合會（申報）中國國際聯盟聯合會は十六日倫敦中國餐館にて第二期年會を擧行し林長民主席として顧維鈞な公擧して名譽會長とし林長民は會長とせり顧維鈞はゼネバ國際聯盟會は方さに幼稚時代に在り人の扶助を需む聯盟會の精神は頗る支那と適合す、支那全國人民は以て之を助くるあるを希望すと演說せり（八、二〇）

▲米使シュルマン氏着京（各報）米使シュルマンは三日朝着京し某と支那の此十年內に大進化せしも專制より共和に改め、尙ほ軌道に上らず故に混亂の狀態なるは免れざる所あり、但し早く此階級を脫離して建設の途に趨き民治を實行せん事を希望すと云へり（九、六）

▲新任米公使の國書捧呈（各報）新任駐支米國公使シュールマン氏は九月十二日午前九時大總統府に赴き徐大總統に謁見し國書を捧呈せり（九、一〇）

華盛頓會議

▲太平洋會議議題通告（京報）米公使館は華盛頓より訓電に接せり太平洋會議事日程を三部に分つ（一）支那部（二）西比利亞部（三）委任統治部是なり第一第二部兩項は（イ）原則（ロ）原則の實行、兩項內又五類に分つ（A）領土完全（B）行政權完全（C）門戶開放（D）讓與權專利權特別利益各問題（E）

支那鐵道共管最も東支鐵道に注意すと、政府は信を聞いて米全使に向つて確實なるや否やを詰問し並に支那と委任統治部と並列するは支那に害あるに似たりと聲明せり(九、一五)

▲太平洋會議題標準　(京報)　太平洋會提出標準は三項の原則と確定せり(一)勢力範圍撤廢(二)門戸開放機會均等を徹底的とす(三)一切の不平等條約を修正し決して隱蔽式提案とせず、太平洋會H程未定の爲め提案の順序は豫定する能はず、政府は巴里平和會議に鑒み我案件の竊まるゝを恐れ議案卷を攜帶すべく專員を派することを主張せり(八、一九)

▲太平洋會議籌備處規則　(政府公報)　路透社員は太平洋會議委員會に關して次の如き通告に接したり

民國十年八月二十三日を以て公布されたる太平洋會議籌備所規則左の如し

第一條　籌備所は外交部内に其事務所を設置すべし

第二條　籌備所は外交總長の特別管理の下に置き議長一名諮問員數名より成り外交總長より書狀を以て囑託すべく尙ほ委員書記及び補助員若干名を總長より任命すべし

第三條　籌備所は次の如き任務を有す

い、太平洋會議に提出すべき問題につきて記錄を起草編纂する事

ろ、會議に提出さるべき諸問題にして各部及諸團體より記錄を徵する事は、總ての記錄を審査する事

に、總ての記錄を翻譯する事

ほ、會議に出席する代表者の人員を定める事

へ、提出されたる記錄に關して各部員及び各團體員と交涉且つ討議する事

と、新聞代表と接する事

ち、會議に提出さるべき諸問題の準備に必要なる凡ゆる材料を蒐集し且つこれを會議に持ち行く事

り、籌備所若くは代表に關する凡ゆる通信諸勘定及び一般事項に對して責任を負ふ事

ぬ、代表員出席後は凡ゆる各部間に起るべき事務に從事する事

第四條　諸和條約強員は記錄を作成し且つ會議に提出すべき問題の全部若くは一部に對して既に本籌備所の準備せる凡ゆる記錄を審査し且つ討議を爲す事を請求さるゝを得べし

第五條　本籌備所の發送すべき總ての書信及び書類の起草は特殊問題擔當委員の手に依るものとす

第六條　本籌備所に要する事務及び書記は外交部より之を派遣すべし

第七條　本籌備所は太平洋會議終結後廢止さるべし

第八條　本籌備所に於ける總ての任命及び業務の割充ては本籌備所より命令を發すべし

第九條　本規則の修正若くは附加は本籌備所の公式命令に據るべし

第十條　本規則は大總統に提出の日より有效たるべし(八、二六)

▲太平洋會議中國代表團の組織　(晨報)　太平洋會議籌備所は十日代表團秘書廳の組織を左の如く發表せり

第一條　本廳は左記人員を以て組織す

(甲)秘書長一人　幫辦秘書長一人　(乙)主任秘書若干　(丙)秘書若干　(丁)隨員若干

第二條　本廳に左記各所各課を置く

(甲)總務所　(一)文電課　(二)接待課　(三)會計課　(四)庶務課

(乙)議案所　(一)政務課　(二)通商課　(三)記錄課

(丙)編譯所　(一)漢譯課(英文を漢文に譯す)　(二)英譯所(漢文を英文に譯す)(三)佛日課(佛日其他各國の文書の翻譯を爲す)　(四)傳譯課

第三條　本廳各所に所長一人を置き各課に課長一人課員若干を置く

第四條　所長は主任秘書を以て之に充て課長は秘書或は隨員を以て之に充つ

第五條　總務廳文電課に譯電若干人を用ふる事を得

第六條　本廳の遴選編纂及譯員書記若干人は上記職務に該當する事務に從事す

第七條　本規程に不備の點あれば隨時修正する事を得

第八條　本規程は呈報の日より施行す(九、一三)

▲支那代表專門委員會規程　(晨報)　大總統令を以て發布せられべき支那代表委員會規程事案左の如し

第一條　本會の機關は左記の如くにして各專門の委員を各部に置て處理す

外交部、財政部、陸軍部、海軍部、司法部、教育部、農商部、交通部、稅務所

第二條　本會は各專門委員の討論する機關にして太平洋會議に於ける議案の各專門に屬するものは均しく是れを討論し代表團の採用に備ふ大略是れを分類して次の如く爲す

（甲）我國の應提の議案

（乙）各國提出の議案

（丙）代表討議の議案

（丁）本會專門委員提出の議案

第三條　重大なる議案は顧問或は諮議と圖り周到に愼議すべし

第四條　本會開會の節は秘書課、秘書長或は關係ある人員を列席せしめ交涉を受けしむ

第五條　本會に於て議決せる事件は說明書及上申書は主席專門委員に由り起草し發送の文書及一切の記錄等は秘書課に依つて處理せしむ

第六條　本會は會長等の名目を設けず議案を討議する際其の主席は臨時に定む

第七條　本規定は必要に應じ隨時修正する事を得

第八條　本規定は發布の日より施行す

▲華府會議秘書長任命　（京報）顧は刁作謙を代表團秘書長、曹雲祥を副秘書長として在米の事務を總管せしむべし、外交部は會費を督促するも未だ成らずと（九、九）

▲太平洋會議派遣委員　（京報）太平洋會隨行員は國務院楊熊祥風映光を財政部は李景銘、賈士毅、朱祖懿を、內務部は王揚濱を、陸軍部は李鍾岳を海軍部は陳恩續を、司法部は羅文幹を、稅務處は陳肇を、交通部は王景春、胡朝泰、胡鴻猷を、外交部は張煜全、徐兆熊等二十人を派することゝなり、均しく二十日を以て發表すべし（九、九）

▲孫文の北方代表否認宣言內容　（東方電）孫文は五日付總統令を以て北京政府の太平洋會議代表派遣否認の宣言を爲せり其の內容左の如し

歐戰終りを告げ太平洋遠東は世界各國注意の焦點となり米國大統領は華盛頓會議を發起し以て太平洋及び遠東各問題を解決せんと計り我國にも會議に預からん事を要求し來れり其れ遠東問題は支那を以て中心と爲す而して實に二十一個條高徐順濟滿黑四路秘密協約及び其他の秘密條約は我が國の生死を分れしむる所にして又主權を奪ふものなり之を廢棄せざれば國將に國たらず抑も此れ等條約の過去を追究するに是れ實に徐世昌及び其の徒黨の手に締結されしものにして今禍國の條約を結びし人を以て遠東各問題解決の任に當らしむるに於ては必ず幸する所なかるべし況んや徐世昌の地位の非法國會より生れ去年舊法新選を布告してより其の得る所の僞資格又既に喪失せり故に徐世昌は支那問題に就き道德を以てするも法律を以てするも均しく發言の餘地なし更に代表派遣の資格なし嚮紙上の統一を藉りて權を盜むのみ本政府職權は法律に基き賦與せられたる中華國の正式政府にして從來對外交涉は等しく天下の公道則るべきを以て國際間の秘密條約には絕對に拘束を受けず本總統は謹んで政府及び中華民國々民を代表し鄭重に宣言す將來華盛頓會議は苟くも本政府より派する所の代表が列席參與するに非ざれば支那に關する議決案は總て效力を發生せず我が友邦及び我が國民共よ之に鑑みよ（九、九）

▲華府會議に對する某顧問の意見書　（申報）某顧問の意見書は華府會議に就き支那自身宣布すべき者は（一）南北統一方案（二）內外債統計表の編成は列國をして支那政府が負ふ所の債務を曉然たらしむ（三）陸海軍總額及軍費の統計表は支那自ら宣布せざる爲め列國も亦將に詢問せんとす、尙本人は連日財陸當局に面し均しく確數の明かならざるを言ひ速に編訂の必要あるを證すべきを說けり徐世昌は交通部に交付して取扱はしめたり（九、八）

▲センクス氏の太平洋會意見　（新聞報）葉恭綽は駐米公使肇の手を經て太平洋會に對するセンクス氏の意を問はしめたるが、セ氏は左の如く返電せり、

支那の提案は宜しく其大なる者に務むべし、優先利益と勢力範圍、經濟管理撤廢、鐵道自營、關稅自由の如き是なり、其の方法は（一）代表團は南北公選（二）門戶開放、國際保證を受けず（三）日本二十一ヶ條廢除（四）日本が從來露國より得たる土地等の租借權は繼續すべきや否や（五）山東問題（六）外國郵便問題是なり、葉に托して總統に轉告せしめたり（九、一〇）

▲學生總會の對華府會議決議　（新申報）昨日學生總會は評議會に

開き廣東代表張殷邦等の提出せる「太平洋會議に對し我國の提出すべき問題」案を討議したる結果左の十一ヶ條を擬定せり

一、一九一五年日本の我國に强迫せる二十一條件及び其後締結せる一切の密約を廢除す

二、青島及び膠濟の前に山東に在りて享有せる一切の權利の無條件收回

三、日本の滿蒙福建に於ける特殊勢力の打消

四、日英續盟の支那の主權を妨碍する條約に反對す

五、太平洋會議は凡て極東と關係ある國家と極東和平を妨害する條約を締結するを得ず

六、各國の軍備制限實行に贊成す

七、領事裁判權及び郵政權の收回

八、關稅修正

九、各國政府に華僑虐待條約の廢除を請ふ

十、各國に韓國の完全獨立たるを承認せん事を要求す

十一、各國に拳匪事件賠償金を退回し教育基金と爲さんことを要求す

以上の議定條款は執行部より全國に通電して一致の輿論を造成せしむることとし又た廣東代表彭勝天の提議せる「日貨抵制」案は討論の結果治本治標の兩種の辦法を選定せり

一、學生自治會にて調査委員會を組織し日貨を購買する學生を處罰す

一、商學聯絡して日貨抵制委員會を組織し國貨社及び演講團を提唱す

此の事も執行部より各地に打電し注意を促すに決せり(八、二四)

山東直接交涉

▲山東直接交涉案提出 (新聞報) 七日五時半小幡公使は青島還附案八個條を外交部に送り願は考量を容せよと云ひ談四十五分に亘りたり、(一)青島全部還附(二)自開商埠(三)膠濟の日支合辦(四)支那條約優先權繼承取消(五)青島稅關を支那に屬す(六)青島各官有財產は支那に還附す(七)高徐順濟及煙潍諸鐵道は新銀團に交附す(八)以上各項は日支各委員を派して商定す、支那警隊開設成りて直ちに日本兵を撤退す(九、九)

▲山東還附問題討議 (各報) 八日の閣議は公開に決し各方面の意見を徵し其上にて回答することに決せり、去る水曜日に英米兩公使は外交部に赴き顧總長と共に山東問題を密議せり、施肇基は日本幣原大使は青島條款を米國務卿に提示したれども米は表示なしと電告せり、曾汝霖、陸宗輿は外交部員に對し日本公使の提出せる山東案直接交涉に贊成せんことを運動し顧外交總長に意見を求さんことを請ひしが顧は太平洋會議近きを以て此問題を處置するに就き極めて困難なり、胡惟德は六日、日本內閣は山東案を決し自動的に撤兵し青島を還附すと電報し更に二回目には日本は英米と青島に對し密かに接洽ありたりと電告せり、又小幡公使は七日覺書を手交せしが正式のものにあらず、上下の款なく正式に回答する必要なし條件は昨年の濟澤及某英人の調停條件に比し確かに讓歩せるも吾國民方面の空氣は事實直接交涉を望まず、政府も亦願る困却せり、外交部は九日施、顧、魏、唐、陳、胡の六公使に意見を徵求せり、外交團は日本山東案の覺書に對して曰く、日本の提出は自身太平洋會上に在つて地步を占むる爲めのものに係る、速決と緩決とは決して計及せず、若し太平洋會上支那が山東案を提出せざれば、彼は卽ち我は已に極端に讓步せる覺書を支那政府に交附せりと宣言せんとすと(九、一〇)

▲山東問題意見徵求 (各報) 政府は山東問題に對し各省の意見を徵し通電して山東問題の經過を叙し同時に日本公使の覺書八個條全文を示し贊成と反對に論なく切實なる回答を求め閣議を以て鑑定し直に發表すべしと、又青島問題覺書は十一日公布せらるべし(九、一一)

▲直接交涉反對論高調 (申報) 各省の直接交涉反對電の國務院に來りしもの十餘口なり、山東案は太平洋會以前に於て交涉の餘地なきが亦太平洋會上に於ても解決の法なし、米大統領が先づ交涉せよと謂ひたり、曾に五頭護備會議の變相のみにあらず記者は連日外交團を訪問し外交團の前途を觀察するに吾國の希望確かに少なし、而して山東案の前途は終に希土のクリート島問題となり數世紀に亘りて後解決されんとす(九、一三)

山東各界聯合會は輿論に從ひ小幡の覺書を突き返せよと要求せり、天津各團體は山東案交涉を拒絕せよと電請せり(新聞報、九、一三)

▲廣東政府の二十一ヶ條廢棄論 (各報) 太平洋問題に關し孫文は去る五日付を以て極端に日本の對支政策を非難せる英文の宣言書を發表せり內

容左の如し

予を正式總統とする中華民國政府は二十一個條日支秘密協約及び日本の利益の爲め徐世昌の政府が締結若しくは讓與其他コツセツシヨンに關する政策の覊絆を脫出するに非ざる限り太平洋及び極東問題の解決は不可能なる事を斷言す他の問題は抑々末なり前記威嚇政策の遂行は支那の富源を擧げて日本の支配下に置く事となり支那が此の覊絆より脫出するには是非他國の拘束を受けざる廣東正式政府より代表を會議に送るべきものにして徐世昌及其の政府は除りに日本に束縛せられ除りに日本と妥協し居れり彼は二十一個條約と關聯して交渉を誤り國權を喪失せる內閣の國務總理たりし者にして彼と彼の政府は一千九百十八年の日支密約其他非法の取引を締結し支那の富源を日本侵略政策に伴ふ開發の爲めに提供せり彼れは憲法に反して組織せられたる國會より總統に選舉せられたり其の國會又彼の爲めに非法國會なりとして昨秋解散せられざるを得ざるに至れり之に反し廣東政府は純粹に外國に拘束されざる正式政府なるを以て廣東政府の派遣する代表が會議に出席せざる限り支那に關する決議は一切無效なる事を宣言す

右宣言に關し廣東總統府情報局は左の如き註釋を加へたり

米國の軍備に直接多少日本の軍備に關係ありて米國は日本の軍備增減を標準として軍事費の支出を決定する必要ある事は第一に注意を要す日本の帝國主義の直接目的は支那を支配するに在るを以て自然軍備を充實する必要あり二十一個條日支軍事協定千九百十八年の日支密約其他北京政府が責任ある對日取引に徵し明瞭なり日本の宣傳家は日本が支那に過剩人口の排泄口を求め工業原料の供給を受けんが爲め絕對に必要なりとの理由を附し居れども日本が支那に於て軍略上の中心點に政略的植民を爲すと言ふ意味を離れて論ずれば支那の國內地方は既に人口過剩なる上に關外卽ち滿蒙地方は氣候極寒にして純正なる意味の日本人の植民には適せず若し其れ工業原料の供給に關しては普通に通商貿易の經路に依り之を受くる事容易なるに非ずや然れば卽ち日本が支那の支配を計畫する眞の目的は奈邊に在りや業より支那の人力及び富源を制御し次で太平洋を制御し進んで歐洲及び米國に迫りて日本植民の爲め之を解放せんとする方針に外ならず北京政府は有力なる遏阻使數名より維持せられ之れ等巡閱使は日本の好意と援助とに頼れる張作霖の支配下に在り故に日本の此の政策が北京に集中せらるゝ點は如何なる代表と雖も適當に支那の問題を會議に提出する事は不可能なり（九、九）

國內要聞

▲共同管理論と支那の對策（中華新報）　フーバー氏の支那共同管理論あり、米國報紙中亦之に及ぶものあり、夫れ共管說は元と日本有力者之を主張せしに米報之を主張せしめ日本の輿論に反對するに至れり、我國民は勿論反對すべし、よし代表屈從するも國民一致抗拒せば効力を生ぜず、所謂共管は平和的に施行するに由なし列國之を強行せんとせば武力干涉を要す其列國一致が同盟なり義和團の時聯合軍一種の國際警察を組織せるが地理關係上日本軍主力となれり今共管を強行せば委員の最有力者は日本なり、米國爭かでか此決心あるべき大會席上、支那之に反對せば問題は成らずフーバー等の新聞論を讀た丈けにては神系過敏なり、然りと雖も慮るべきは支那の現狀より推して事實上列國より何等かの干涉を受けざるべからず卽ち無責任なる政府財政紊亂は以て免るべからず、故に我支那は此際內政を自主的に解決すべし然らば一部の國際干涉又は共管が問題となる、若し內政解決成らざれば必ず全部の管政となるや必せり一部の干涉監督は寧ろ其の必要を慫す何となれば支那は此の紛擾せる不幸を脫るゝを後ればなり之に就き支那第一米フーバー氏に質問し、日本新聞に登載せるもの、確實なるやを確め支那の反對を聲告し、其の言の無禮を詰り之を米國輿論に訴ふべし、輿論の米國必ず動せん、滬人士も北京廣東も宜しく之を爲すべし第二、劉彥君の主張に贊成す、將來支那より具體的義兵案を提出し此の事に限りて自動的に各國の援助を請求し各國人を派して監督檢查の會を組織せしむるも可なり、第三晉人歷來の主張たる各界の全國會議を發起し內政解決に努力改造の途を發見すべきなり、此の事は別に詳著すべし（八、一九）

▲全國會議組織案（中華新報）　全國會議召集の說は北京上海言論界に傳はり已に輿論となり新も自治に贊成し急急を勸告すべしと云ひ一方廣東と聯省會議を主張せりと傳へらる、同一の方面に擅たる現象なり、然らば誰が召

集し何事を議するか、如何に召集するか此の三點を考へざる可らず吾人は此に會議開會に就き組織案を議せんか第一現在の政治的勢力を敵視せず第二學理の空論に取らず事實を重くす、第三分配方法を公平にす、而して事實凡ゆる方面の複雜と一般投票自決主義などの空論を息め百姓の如き政治的に關係なきを省き分配を宜とし代表人物を愼選し人數を多くすべからず組織案は(一)內閣九人(二)廣東政府五人(三)各省議會一名(四)正式憲法會議ある省は各一人(五)各省督軍總司令省長より一人、(六)湖北自治軍陝西綠國軍各一人(七)各省總商會教育會等從來政治に關係ある著名公團各會同して一人(八)京津上海漢口廣東五大市總商會其他重要工商團各合同して一人(九)全國銀行公會一人(十)北部中部南部の專門以上の學校三人、(十一)全國辯護士會一名、(十二)在北京舊議員團二人、(十三)廣東非常會議二人、(十四)北京新議員團二人、合計九十八人。(A)總統より布告を出し開會主旨を明かにし四分の三の代表集まりて正式開議す(B)廣東政府に對しては別に通告し加入を請ひ四南諸省には單獨に之を通告す

全國建設會議と命名す、會議の目的權限は(一)憲法發生方法問題を解決す(二)憲法成立前の政府問題を解決す　(三)臨時省治大綱を議す(四)全國裁兵を議定す　(五)臨時財政案を議決す(六)舉府會議提出條件を起議す、(七)議事は過半數を以て決す(八、二六)

▲自治に關する大總統の密電　(申報)　國務院は三日附を以て曹張吳に對し密電を發したり、大總統の諭を奉す、政府は約法に依據し國家人民の爲め服務す、凡百の施設は均しく民意を以て從違とす、而も亦大法の外に逾越する能はず、頻年國家は內憂に困しみ、民治未だ促進する能はず、是に於て聯省自治、省憲法制定の諸說は一時を風靡せり、之を言ふ、亦自ら故あるなり、然り而して行政方面は權に制限あり、權限事の內に在るものにあらず、即ち主持する所ある能はず、唯だ人民の治を望むの其殷んにして自治の益々切なるを念ふのみ、若し中央と地方との權限錯綜せる爲め民治をして發展する能はざらしむ、豈に徒に人民願はざる所なるのみならんや、抑も亦政府の深く憂ふる所なり、地方分權に對しては極めて民意を徵し切實に研究し法に依り進行せんと欲す、該巡閱使等は公忠國を體し分れて疆に膺たり、地方の情形、人民の趨向、見聞較々切なり、籌する所如何にして民意を採納すべきか、國情を審顧し中央地方の權限を劃分し以て推行の處を利し、務めて各職論を發抒し辦法を擬具し詳細に以聞せよ、實に切望する所なり特に諭す(九、九)

▲斬辭職不許可　斬は五日總統府に手紙を送りて退職を乞ひしが徐總統は未だ許さず爲めに五日の暇を乞ひしも許されず(十六日申報北京)

▲閣相文の自殺　(北京日報)　閣相文は明令を以て僞部し二十師長は國治黨を以て陞任せしめたり馮玉祥の電報によれば閣相文は陝西の事によりて方法なく二十三日夜毒藥を服して自殺し今日閣議は馮に代理を命ぜり(八、二六)

▲熱河遂に奉派に歸す　十一日の命令を以て姜桂題は陸軍檢閱使に任ぜられ、汲金純熱河都統に任ぜらる(九、一二)

▲奮國會議員の北伐建議　(各報)　周震麟以下三十六名の議員は廣東政府に對し北伐建議案を提出せり其の內容左の如し

一、廣四軍事終熄したれば戰勝の軍隊を回らして武漢に進出すべし

二、徐世昌非法政府を組織し南方が北伐の進まざるに乘じ近時佛國より三億フランの借款を爲し更に日本と借款契約を結ばんとしつつあり速かに北伐命令を下さざれば益々外人をして非法政府に對し誤信を深からしむるに至らん

三、湖南は兩廣の門戶なり北軍既に門戶に迫る徒觀して止む可らず吳佩孚は優勢なる陸海軍を以て南下し湖南軍は孤立無援の悲境に在り速かに徐世昌斬盧鴻、吳佩孚曹錕等の不法を宣布すべし

四、李烈鈞を江西より廣東軍を湖南より四川軍を宜昌より起めて師を武漢に會すべし(八、八)

▲蒙古奮政府の退位宣言書　(晨報)　七月六日極東政府軍庫倫を攻略しウルゲルン及蒙古政府を倒壞し新に蒙古臨時國民革命人民政府を創立したるが蒙古政府が新政府に致せる退位宣言書の全文左の如し

蒙古舊政府內務部は謹んで書を蒙古臨時國民革命政府に致す顧みるに吾輩人は環境の爲に迫られ自治政府を組織せんと計畫したるも未だ其目的を遂せざりしに昨年赤國反過激派の黨首ウンゲルンは兵を率ひて蒙境を侵犯し蒙兵を招募し中國軍隊を擊破して庫倫に依據し實言を發して蒙古を援くる

な名とし蒙古各汗王公を號召し自治政府を組織せり當時蒙人は卽各王侯を召集し之が討論に加はり波的可汗を推し首領となし內政を管理する事に決し別に官署四所を設置し夫々國家の職權を分掌する事とせり然るに昨年ウンゲルンは兵を率ひて去り北伐に向ふや吾蒙人の軍力甚だ微弱となり中國軍隊の攻擊を恐るゝものあるにより波的可汗及各旗王公連名にて各國に通牒を發し援助を求たり然に其後我蒙民は恰克圖に於て國民政府を建設し軍隊を招集するを得たるにより陋習を驅逐し蒙古國家の基礎を確立し以て人民の利益を圖らん事を期せり斯くして陰曆六月一日國民政府軍隊は庫倫を占領し同地を首都と定め各首長官を召集し各項の大問題の討論を爲したるに其結果卽日新國民政府を樹立する事に確定し且波的可汗を退位せしむると共に凡らゆる印信公文を新國民政府各部總長に移交せしむる事を議決し其旨波的可汗より正式に發表せり更に六月五日聯合各部會議を開き舊政府の印信公文等を全部臨時國民政府長官及首領に移交し並に蒙古臨時革命國民政府は舊蒙古政府に代り蒙古を管理するの全權を讓與したり、並に其旨通告す(九、九)

▲湖南旱災狀況　(國語日報)　湖南省本年の災荒は二十餘縣に及び其の中茶陵等の地方最も甚だしく熊希齡義賑會等は北京上海に義捐金を募集したるが料らすも國會は陰曆六月以來降雨少なく又た旱災を來し農作は平年の四分作にも足らす加ふるに湖南、湖北戰爭あり湖南人民の苦痛は一方ならず(八、二〇)

▲英國無線電機差押へ　(各報)　北京政府と英國福公司との合辦の中國無線電信公司の機械三箱近日倫敦マルコニー公司より上海に到着し北京に輸送する筈なりしも海關は之を差押へて浦東倉庫に收めたれば目下政府より交涉照會を發せんとし居れり(九、一)

▲蔡元培の歐米視察談　(時報)　北京大學校長蔡元培博士は大學學制及び大學內辦事問題及び圖書館經費募集の爲め今春以來歐米各國を遊歷し居たるが九月十四日上海に歸著せり蔡は布哇ホノルルに於て開催されたる太平洋教育會議に於て深刻の刺戟を受けたることありとて同會議には米國代表二十人、日本代表八人、支那代表五人ありたるが日本代表は同會議に於て大に活動し並びに優勝の地位を占めたるが日米代表宴會の際日本代表は支那は已に無政府狀態に陷れり南北代表は唯だ其の私人の意見を代表するも其の國民の公認する所の主權者を代表する能はすと云へりとの事なるが同會議に出席せるものは皆な教育界の人なるに日本の人の政策用意已に顯然として見るべし將來國際會議開會の時議する所は皆政治重要問題なり其手段は必らず教育會議に比して更に一步を進むべし此れ支那の爲め深く憂ふるべし華盛頓會議は支那の生死の分るゝ所なり日米間は紛糾頗る多ければ支那の地位及び權利を犧牲として他の問題と交換しヴェルサイユ平和會議の覆轍を踏まざるを保し難し全國民は力を合せて其間に主持せざるべからずと談りたり(九、一五)

▲モンロー博士來支　(申報)　米國コロンビヤ大學教育院教務主任及教育史教授ポールモンロー博士は支那教育事業視察の爲め令嬢を伴ひ昨五日入港のコリヤ丸にて來滬滄洲旅舘に投宿せり當地に於ける各方面の歡迎日程は左の如し

六日午前十時商科大學に於て沈信卿、黃任之、余日章等と支那教育問題に就きて交談す、午後二時吳淞遊覽に赴く

七日午前十時江蘇省教育會に於て交談(六日交談の繼續)午後二時中華職工學校及公共體育場參觀四日江蘇省教育會に於て共和教育講演

八日正午一品香に於ける各公團の歡迎會、午後六時青年會に於て青年會教育事業討論同夜汽車にて上海發南京に向ふ

尙ほ同博士は昨日國聞通信社記者に談つて曰く

教育は國家の進步及び强盛を謀るの具なり余は支那が教育を軍國主義資遠の具と視爲せるか、抑も自由制度發展の具と視爲せるか考察せんと欲す支那人民數千年來の制度及び生活中採る所の根本的民主主義は外力の壓迫ある顧みす支那の教育を自由の途徑に從つて進步せしめんことを希望す支那の政治問題に對しては意見の表示な欲せざるも惟だ文化の進步及び人民の安樂は教育の自由の途徑に遵つて行はるゝことに賴るなり余は外人の眼より見れば教育の目的は能く支那人民の古道德を光大し以て各國と周旋し然して後其の困難なる問題の解決を求むるを要す若し支那が其の古道德を光大せすして近世の問題に對付せば其の遇ふ所の困難は殊に艾除し能はざるなり云々(九、六)

兩湖戰事與廬山會議

▲兩湖戰事概況（八、三〇）右路は二十五日夜より杜錫珪が江貞、江元、江利、永安の四艦を率ゐて陸軍を掩護し城陵磯を進攻し二十七日攻め下し勝に乗じて岳州を夾撃せしが某軍艦は彈に當りて頗る損失を受けたり、趙恒惕は親しく岳州に在りて督戰し兩軍血肉相搏し、攻ぎに城外に在り巷戰甚だ久うし湖南軍は支へられずして夜十二時半岳州攻め下されたりと云ふ湖南軍新牆方面に向つて潰退し現に杜より楚泰、楚同、江元、江貞四艦は岳州に泊し水路兵站は已に上游に移り軍需品運送に緊忙を極む、嘉魚に湖南軍兩團あり五日夜亦王都慶旅の爲め驅逐され蒲圻に退きたり但し公安第十五は孔庚の部下に包圍され王汝勤は四川軍の進逼のため敢て兵を進めて往援せず已に斧城に急を告げ中路直軍は二十七日茶庵嶺を克復し湖南軍は趙李橋に退きたり、一說には湖南軍は後方六十里に退きたりと、湖北駐在代表なして直軍に通知せし停戰和を議せしめたりと、吳蕭は已に湖北境退却せば其上にて其他の問題を議せんと答へたり左路の趙傑は部下を率ゐて二十六日夜咸寧より左測通城を襲ひしが湖南軍は僅かに一營のみ撃退され崇陽の湖南軍も亦戰はずして走る、崇通は二十七日肅清され現に金日の二旅三團二三營を駐防せしめつゝあり（申報）

四川軍は宜昌に過りしも僅かに千餘人、趙榮華、盧金山より各一團を派し迎戰せり、孫傳芳は即ちに宜昌に赴く事を承諾し目下船隻準備中に在り、直軍は岳州に入りし後中右路湖南軍は紛々潰退し直軍は現に岳州集合を謀り將に長沙に進入せんとす聞く長沙は已に混亂を呈したりと云ふが趙恒惕は尚未だ逃亡せず（時報）

二十五日吳と蕭は會商し已に通電を發して國是會議を召集し各種の問題を解決する方針なりと聞く、吳は又保定に赴き曹錕と兩湖善後問題を交渉すべしとも云ふ、又聞く趙恒惕は長沙に在りて四川、雲貴、廣西、廣東代表會議を開き其の結果吳佩孚に對し誠意を以て退兵し和を議する旨返電せりと一說には湖南軍今回の失敗は趙が別に用心の致す所によると云ふ（新聞報）

▲兩湖議和破裂（申報）湖南直魏第二回議和又破裂し湖南代表唐蓑彬蕭光禮は二十三日長沙に歸りたり、直軍中右兩路は直ちに同時に總攻撃に移れり、吳は中路と汀泗橋に在りて督戰し張福來は二十三日武昌より江犀艦に乘じ急いで左路羅山に赴きて奮戰し右路は張古璉旅によりて上陸し衝突し別に楚泰、楚同兩艦より掩護せり、王都慶旅及二十四師一團は湖江して上り城陵磯を猛攻し湖南軍は已に後方の援助を得應戰甚だ烈しく中路の火線は汀泗橋中伏舖間の官塘驛に在り、兩軍互に曳火彈を以て轟撃し死傷極めて多く二十三日二回負傷兵四五百名を輸送せり、聞く公安方面は湖南軍と第八師との間に激戰生ぜり四川軍の湖北を窺ふ事も亦急なり爲めに稱歸知事既に遇れたり、蕭は盧金に旅團を以て宜昌を鎭壓し趙榮の旅團は大支坪野山關を扼守し孫傳芳は已に上游警備司令の職に就き吳佩孚蕭耀南は上游に赴き四川を防ぎたり鮎魚套主憲河口に寄泊せる三等戰甲砲艦拱辰號は二十二日夜風のため錨を掀起されて中江艦艦と衝突し左舷を傷け沈沒し兵五淹斃せり（二十四日、申報、北京）（八、二六）

▲岳州陷落（各報）中路湖南軍は二十六日蒲圻より中伏舖を猛攻し並に飛航機は直軍の陣地に在りて飛繞し吳佩孚は二十六日午前六時右路より武昌に歸り十時早やく中伏舖に赴き督戰し攻撃飛機氣銃二十臺を隨へ二十四五金師及十三混成旅をして路を分けて迎撃したり、湖南軍は支へられず二十六日夜蒲圻縣を克復し湖南軍は保茶庵嶺を退きたり、二十七日朝直軍は尚ほ進撃中に在り、右路城陵磯方面亦激戰あり直軍は江元、江利、江貞、永安四艦より掩護衝鋒し未だ勝負を分たず、楚同、楚泰、楚有、江犀四艦は二十七日歸りて休息せり、別報によれば岳州は二十八日直軍に攻下されたり（八、二八）

▲援鄂各司令名稱及敘勳（各報）參陸處は已に左の如く任命狀を發せり

援鄂副敵聯軍總司令	吳佩孚	前敵聯軍總指揮	蕭耀南
前敵總指揮	張福來	鄂西防守司令	盧金山
鄂西總司令	趙榮華	鄂東前方司令	蕭安國
鄂東後方司令	方本仁	授勳一位	吳佩孚
授勳四位	桂錫珪	任第十八師長	盧金山

（九、一）

▲兩湖停戰九個條（各報）趙恒惕は一日午後三時英汽船に乘じ岳州に

至り吳佩孚と面會し暫時停戰九箇條を定めたり、(一)沈鴻英の部下を直ちに湖南より離れしむ(二)江西軍は老關に退き現有の湖南軍は仍ほ醴陵に駐す(三)石首公安塔市方面の湖南軍撤退し第八師は追擊するを得ず、(四)平江通城方面の湖南軍は瀏陽に行き湖北軍は通城に駐す(五)正面は汨羅江を以て界とす、三日後湖南軍は湘陰泉一帶に退き直軍は黃沙街長樂街一帶に退く、(六)若し湖南軍尙直軍の防禦線内に在る者は直軍は其通過を許して湖南境に歸らしむ(七)長沙岳州株萍路及江面の交通は何れも平常通り(八)電令至る日より湖南直兩軍は各指定地點に退き作戰行爲あるを得ず(九)此れ暫時休戰方法に係る、確定方法の後更らに撤兵を實行せん(九、三)

▲南下四川軍の兵力　(各報)　重慶來信今回援鄂軍の名の下に東下しつゝある四川軍は總司令劉湘の編成派遣せるものにして其の軍隊は第二軍第二師を中心とし唐式遵之が總指揮となり居れり其の編成及び兵數左の如し。

一、本隊　四川第二軍第二師全部　師長唐式遵　第一軍第二混成旅全部旅長張沖　第二軍第二獨立旅全部　旅長楊子謨

二、右翼　第一軍第二獨立旅全部　旅長楊謹芳

三、左翼　第六師混成枝隊

本隊は水路三峽を下り直に宜昌を衝かんとし右翼隊は酉陽より湖南に出でんとし左翼隊は大寧より湖北に入らんとするもの、如し又熊克武の一派但蘭宰も又第一師及第五師を出さんとし援鄂軍第二路の名の下に派遣せんとて目下重慶に集中しつゝあり(八、三〇)

▲兩湖妥協成立　(新聞報)　兩湖和議は漸く妥協となり吳佩孚趙恒惕と交涉して湖南軍を收束し僅かに二個師團とし費用は湖北より補助し沈鴻英の部下は收容改編し永州に駐し廣東軍の侵入を防がしめ、湖北軍の殘部は湖北に返して改編すべく蕭耀南は賈彭齡を岳州に派し此事を相談せしめたり、泉湖南軍は霞林寺に退却し白水は已に直軍より接手したりと云ふ、趙は吳が親しく長沙に至り善後を定め定又村を吳の旅館とせんことを請ひしも吳は未だ承諾せず(九、一四)

▲吳佩孚の八大罪　(商報)　全國學生聯合會は二十一日兩湖巡閱使吳佩孚の八大罪を宣布したり左の如し

一、吳は張敬堯の先驅となり北京政府の命を奉じ長岳を襲取し湖南の財政を紊亂せしめ教育を破產せしめ人民を蹂躪せり

二、段祺瑞に反對して段の孵化せる新黨團に祕電を發し朋比勾結して安福を討ち以て直魯隊副巡閱使を攫取し徐樹を奉戴し國憲を失へり

三、兵五六師を擁し洛陽に盤踞し豪奪の失陷を坐視せり河南の兵變を挑撥し閻相文を陝西督軍とし蕭耀南を湖北督軍とし自蔕を擅強し民治を無視せり

▲廬山會議通電の內容　(各報)　吳佩孚二十七日電、廬山會議を發表し公約十四ヶ條を定む聞く張紹曾の起草張鈁の修正に係ると云ふ、廬山會議は三十日發表し吳佩孚の名字を除去し公共の名義を用ひたり通電の內容左の如し

太平洋會議時に開かれんとするに當り國內の紛糾今日の如くんば結局支那は列國共同管理の下に置かるゝに至らん現に南北何れも和平統一を目にすれども南北互に統一の中心たらんとするに於ては全國の統一は到底之を實現するを得ざらん卽ち茲に軍民自決の精神に基き來國の十三州會議に倣ひ廬山に國是會議を開き收拾せんことを提議す

(一)本會議を廬山國是會議と稱す

(二)本會議決定の事項は神聖不可侵とす

(三)國是會議は國民會議と軍事會議とより成る

(甲)國民會議は左の委員より成る

各省議會及び各法團聯合して一省に付き代表者三名を選出す蒙古、青海、西藏は各一名づゝの代表者を選出す

國民會議は法律問題、統一政府の施政方針、中央と地方との權限問題等を審議し又約法中、不完全の箇所あらば其改正を提議し以て正式憲法の制定に便ならしむることを得

(乙)軍事會議は左の委員より成る

各省軍事長官は一省に付き三名の代表者を選出す

海軍は二(・)名の代表者を選出す

中央政府の陸軍部は六名の代表者を選出す

軍事會議は軍隊數、軍制、軍隊の配置、軍備縮小問題及び軍人の任命に關する法律問題を審議す

(四)軍事會議の決定事項は國民會議の採擇を經るを要す

國民會議に依り否決されたる場合には説明書を附し再び原案を國民會議に提出することを得但し再び否決されたる場合には原案を修正す可きものとす

(五)軍事會議は國是會議の尊嚴を維持する爲め一名の代表者(軍人)を選出し國軍を以て國是會議の議決事項を保障せしむ但し統一政府の成立と同時に右の代表者の權限は消滅するものとす

(六)國是會議は太平洋會議の開會前に召集す

(七)太平洋會議に派遣す可き支那全權は國民會議之を推薦す

(八)國民會議及び軍事會議の決議事項は國民會議の名を以て公布す

(九)國是會議は各省過半數の同意を以て召集す可きものとす

(十)國是會議は出席委員の過半數を以て可決す

(十一)國是會議開催に關する設備は地方官憲之を擔任す

(十二)國是會議の經費は各省之を分擔す

(十三)以上の規定は國是會議の決議を以て改正することを得

(十四)以上の規定は過半數を以て國是會議之を法律案とす(九、二)

▲盧山會議贊成　(北京日報)兩湖聯兵會は九日熊希齡を擧げて正會長とし夏斗寅を副會長とし盧山會議贊成通電を發せり張紹曾は二日通電を發せし後九日迄に贊成不贊成を得る期とせるが、僅かに張錫元周自齊及兩湖聯兵會のみ此外書面を以て贊成せるもの十餘人あるが各督軍の返電なし、吳趙聯名の贊成電は觀望未だ發せられず(九、一二)

▲盧山會議事務所新設　(民國公報)盧山會議は已に漢口に於て事務所を設け吳佩孚熊希齡趙恭光遠は九日聯名し贊成通電を發し湖北省會議教育會漢口各團體聯合會も亦贊成通電を發せり(九、一二)

財政關係

▲中秋節財政　(申報)中秋節の財政は尙七百萬の不足なりと稱せしが連日集むるも半ばに及ばず、潘復は京城軍警費の名義を以て銀行公會に向つて協助を要求せるも未だ入會せざる三家の銀行は一百二十萬の立替を希望せり、但し利子二分半、手取八五、十二月一月の鹽稅剩餘を以て擔保とせり、且つ滙豐銀行は一證明書を出せり、又銀行公會は太平洋會經費に對し集金の責を負ふことを承諾せり又政府は中秋節として已むを得ず中英某項の鐵道の金を引出さんとし又三井無線電借款利子五十萬を引出し暫く塞ぎて中秋節を過ぐべく、節後外國資本團の抗議も亦順みざる所ありと(九、一四)

▲財政の亂脈狀態　(申報)財政部は北戴河に打電しアグレンに十年公債の擔保を要求せるがア氏は耳患なりと返電せりア氏は實は財政部三たび國千二百七十萬元八年公債票番號を登出せしに憤らず、公債整理公債基金の爲め擔保は已に番號を登出せし者や四千七百萬の債票となり基金背に破產するのみにあらざるなり、又袁世凱が清室に向つて移用せし千七十萬元は盡く元年公債を給せしものなり、故に世續は徐世昌に手紙を送りて現金を以て公債に易ゆれば十分の四の損なり、公債を以て公債に替ゆれば又十分の四の損なり法を設けて後を善くせんことを請ふとあり、財政次長潘復は寧ろ此債券を借り來りて政府の淸室に對する千七十萬の借金と爲し十年に分つて返濟することゝするに如かずと主張し目下交涉中に在り(九、一三)

▲中佛銀行代兌總額　(京報)中國銀行團が中法實業銀行の爲めに七月十三日より八月十三日の兌換券引換期間內に各埠に於て代兌したる總數左の如しと

北京	六十五萬四千二百六十元	上海	六十五萬四千一百五十九元
天津	四十四萬三千八百六十七元	漢口	三十四萬五千八百七十六元
合計	二百九萬百六十二元(九、三)		

▲七省漁業借款　(各報)海軍部は七省漁業を以て莊璟珂の紹介により日本人と合辦公司を組織すべく上海に於て事務所を設くることゝせるも沿海各省同鄉は何れも反對し二十日十時江蘇代表三人は農商部に赴き詰問せり、某參事代表して若し此の事あらば本部必ず反對すと答へたり、代表等は責任を負ふて打消さん事を賴みたり(八、二二)

▲七省漁業公司の內容　(時事新報)海軍部は七省漁業を抵當として日本より借款せんとして各方面は大に反對したるが上海漁業公所が前晩北京農商部より得たる電報によれば借款の事は部中は均しく與聞せず海軍部も亦た一二人が主張せるに過ぎずして今や已に擱置されたり而して往年已に成立せる

漁業公司の範圍を擴張し資本を增加し政府と七省の漁業領海ニて七省漁業公司を組織し資本金を一千萬元とし外海及び內河の兩大區に劃分し農商、財政兩　の主管に歸し海軍なして保護せしむ今ま公司中に先づ捕魚船大小二十隻を設け南米及び英日にて川ゆる極新の捕魚法を用ひ着手試辦し若し果して有効なれば逐步推廣すべし上海に海涯適中の地なれば必ず辦事機關を設くべしと云へり(九、一二)

▲佛支秘密借款反對　(各報)　全國學生聯合會は昨二十四日北京公使團に對し新聞所報によれば朱啓鈐は佛國にて三億萬法郎の借款草約を結び七月十五日吳鼎昌、陳籙が巴里に於て之に調印し全國印花稅驗契稅を擔保品とし佛國より五十年間收稅を監理することとし條件中全國實業全利發售權及び兩粵鐵道建築權ありと又た日本と膠州灣無條件退還日本の每年支那政費供給等の八ケ條を訂借したりとのことなるが國會の同意を經ざる借款及び條約は臨時約法に按じ當然效力を生ぜず且つ朱啓鈐は徐世昌個人を代表して各國を訪問したるものにて其の借款條約は人民は絕對に有效と認めず佛國公使は本國政府に借款の停付を日本公使は本國政府に成議の取消しを傳達されんことを請ふとの兩面を發せり(八、二五)

▲加奈太銀公司借款　(申報)　加奈陀銀公司借款三百萬は二十日に調印し昕は先づ二百萬を引出し之を保定に送り湖北に轉送せしめたり(八、二六)

▲沒收船抵當借款　(新聞報)　上海にある海軍各艦隊は政府が傳給を支拂はざる爲め過日中立嚴守の宣言を發したるが海軍某の談る所によれば海軍の俸給支拂停滯額は一千九百餘萬元にて先月巡洋艦海容が江陰停泊の際水兵は騷動を起さんとしたることあり政府は湖南湖北戰爭に海軍の共同作戰を必要とし上海に人を派し沒收商業船を抵當として借款し之を以て停滯俸給を支拂はんとしたるも借款は成立するに至らざりしが前巡軍總長薩鎭冰は近日中北京より上海に來り借款の成立に努むる由(九、四)

▲滙豐銀行借款　(申報)　滙豐銀行は三日政府に送り一九〇八年五厘金鑄借款は元利七十六萬磅本日期限到着せりとて準備と支出方法を示すことを求めたり(九、五)

▲小銀行借款成立　(申報)　外交部は又小銀行に向つて二百萬を借れり利九、コンミツレヨン一割、六個月期限、利息先づ差引く而して小銀行は即ち一分五厘の外借を以て政府に轉借す、近來此種小借款は七月一日より已に十五口成立せり額は十萬より二百萬に至る不一なり(九、六)

▲美隆借款說　(申報)　美隆借款未だ成らず、債票二十萬の損失賠償を引去り滙復は黃體澍を貰め黃は歷次借款內幕を揭げ以て挾まん(九、七)

▲佛支借款成立說　(晨報)　財政部は佛商哈道式公司に向つて一萬五千フランを借る利子一分半實收九四、已に成立せり然ども仲秋節前尙ほ七百萬不足せり、抵當とせし元年八年公債券の剩餘を發售すべしと云ふ(九、一〇)

▲通易銀行成立會　(各報)　資本金三百萬元にて組織されたる通易銀行は昨日證券物品交易所議事廳にて成立會を開きたるが同銀行は上海に總辦事所を設け上海、天津の二ケ處に營業を開始するものなり當日は曾少卿等十三人を董事に又大周健等三人を監察人に選舉したり(八、二二)

▲棉業銀行開業式　(時事新報)　漢口路の中國棉業銀行は昨日開業式を擧行したり(九、五)

▲德華銀行恢復準備　(申報)　獨支兩國邦交恢復後德華銀行營業問題は屢次同行代表と財政部と磋商したるが聞く所によれば伯林本店の代表は已に上海に着し江西路五十一號に通信處を設け馬元爲幹等の事業を經營しつゝあり復業問題に對しても積極的に進行を計り居れば二ケ月內には營業の開始を見るべしと云ふ(九、八)

▲紙烟徵收統捐規則　(新聞報)　烟酒署の紙烟徵收統捐規則は關稅を除き千分の二十五を徵し紙烟洋價等級は別に規定し本國出廠稅は每箱二元とす英米烟公司と烟酒署の訂定せる請貨稅條件の要點は(一)洋價等級は高最價每箱五萬本、價十四元餘、最低三元餘、(二)年限八年(三)祖界商場は徵稅せず(八、二五)

▲アグレンと十年公債　(申報)　アグレンは依然十年公債に調印せずして云はく政府は鄭政府入印花稅を我に管轄せしむ、我實に武人の印花稅管轄を棄つる能はず國公債の信用一たび墮るれば以後他種の公債に奉動す我は實に民國に忠なれば現當局に歸を得る亦情まざる所なりと(八、一九)

▲小麥市價騰貴　(各報)　小麥は目下出市の時に當り各廠特廠は原料として買込む時期にて本月初旬以來市價漸次騰貴し明文小麥は三兩四錢より三兩八錢以上に騰貴したり而して津浦鐵道沿線一帶は水災あり黃河の氾濫あり

當地小麥の運出困難なるべし漢口小麥も亦た戰爭の影響により來源甚だ少なく長江各地も又た水災のため先高を見越して賣出すものなき爲め市價は當分下落すべき見込なしと(八、二六)

經濟と實業

▲全國商會臨時大會（申報）九月二十一日上海に於て全國商會臨時大會開催さるゝに就き商會聯合會江蘇省事務所は江蘇省内各商會に對し本省各商會より國舉する代表十五名の姓名及び經費每一總商會四十元、每商會二十元每一事務所へ送附するやう通告したるも未だ送附されざるもの多數なるを以て速かに送附されたしと催促を發せり(九、一)

▲海州開埠の準備（各報）海州の商埠開設に就き段春雲が其の督辦に任ぜられたるが八月一日より南京に籌備處を設け海港の測量を終へたる上商埠局を設置することゝなれり(九、一)

▲生絲檢査所の內容（各報）上海中國生絲檢査所は已に組織に就き各國より檢絲機械到着の上直ちに事業を開始することゝなれるが同檢査所組織の經過に就き絲繭總公所總理沈聯芳等は左の如く發表せり

支那生絲は最も佳良なるも產額の遠く日本に及ばざるは製造方法の充分ならざるによるも皆な檢査機關の研究に資するもの無きが爲めなり、民國六年七月米國檢絲會會長ドウュイ上海に來り此の事を遺憾とせるが九年二月再び上海に來り各絲廠と協議して先づ米貨六萬弗を集め之を二千四百株に分ち一株を二十五元とし米支各半に分擔すべきことを口約して去りたるが其の後米國絲市疲滯の爲め其儘となり居たるに本年一月絲廠代表丁汝霖徐錦棠吳申伯の三人が米國生絲博覽會に赴きたる際ドウュイと契約を結び遂にドウュイは技師一名を同伴して來滬し香港路に事務所を定め機械到着の上直ちに組辦することとなれり同檢査所所用の器具及び管理法は均しくドウュイが伴ひ來れる技師より辦理し其の他の事務員は米支專門家を充つるに決せり云々(八、二〇)

▲鳳凰山鐵鑛經營策（神州日報）農商部の鳳凰山鐵鑛に關する草案は、(一)中日合辦、(二)部經營に歸す、(三)省經營に歸す、アンダーソンを派し踏査せしめたる上更らに三項の一を定むべし(八、二〇)

▲獨支貿易の狀態（各報）昨年以來獨支間の貿易已に漸やく恢復し昨年貿易總數は七、一七九、〇四七兩(海關兩)に上り前一年に比し七〇一四、八一三兩の多額を增加せり歐戰の前に當り獨逸の對支輸出額二千百八十三萬兩輸入は百七十萬兩なりしが一千九百年以來其の貿易の進步は實に一日千里の勢あり今年貿易の結果如何は尙ほ統計無きも今ま十年來獨支間の貿易額を記せば左の如し(海關兩)

一九一一年	三六、五〇〇、〇〇〇兩
一九一二年	三五、四〇〇、〇〇〇
一九一三年	四五、三〇〇、〇〇〇
一九一四年	二八、七〇〇、〇〇〇
一九一五年	一六〇、五四三
一九一六年	二四、八二〇
一九一七年	五〇
一九一八年	—
一九一九年	一六四、二三四
一九二〇年	七、一七九、〇四七

(八、二七)

▲獨逸染料の輸入（新申報）獨逸染料は支那市場に名聲を馳せ居れるが歐洲戰爭發生後獨逸染料の輸入無く英國のアニリン染料が其の機に乘じて盛んに輸入されたるも高價の嫌ありたるが今や獨逸染料の支那に於ける發展は漸次戰前の狀態に恢復し本年一月以降獨逸染料の上海へ輸入されたる額は海關兩五萬六千兩に達せり(九、四)

▲棉花收穫減少（申報）通崇海等の新棉花は二回の大風雨の影響により收獲大に減少し棉花商は大に高值を唱へつゝあり老公茂紡績は十月內引渡しにて通州棉二千包一擔銀三十兩七錢五にて大倉新棉五百包を一擔二十八兩五錢にて上海棉五百包を一擔二十七兩五錢にて買入れの契約を結びたり(八、三一)

▲濠洲上海間新航路開始（各報）濠洲の濠洲遠東輪船公司の船は從來香港濠洲を航行し居たるが同公司は濠洲と極東との商務の漸やく旺盛に趨

くに鑑み特に遠東、開拓刀、聖愛簡信及び河拉資拉の四般を上海航路に充つることに決せり（八、二六）

日本新聞重要電報（大正十年八月中）

華盛頓會議

▲**米國と對支關係**（二日紐育特派員發）　官邊に於ては日本は過去現在に亙る對支關係に關する如何なる討議なも會議より除外せんと欲しつゝあるを知れるも米國としては極東問題の一般的解決に關係ある限りは如何なる議備的協定あるを問はず之を不問に附すべからずとの意見を持しつゝあり（東京朝日四日）

▲**國內統一が先決問題**（北京特電三日發）　北京政府は太平洋會議に對する態度方針を決定する爲各駐外公使の意見を徵したが各公使は何れも國內紛亂今日の如く甚だしければ如何なる問題を提出するも好結果を得難いから萬難を排し速に國內の統一を圖らんことを望むと返電して來た（東京日日五日）

▲**太平洋會議討論會**（四日北京特派員發）　北京政府は近く太平洋會議討論會を設け、太平洋會議の對應策を討論すべく新總理委員長たる外各部總長、外交方面の陸徵祥、曹汝霖、王正廷、陸宗輿、伍朝樞、劉鏡人、沈瑞麟、海軍方面の劉冠雄、湯薌銘、薩鎭冰、薛穆樞、陸軍方面の蔣方震、唐在禮、丁錦の諸氏會員たるべし（東京朝日六日）

▲**永久中立を宣言せよ**（五日上海特派員發）　某在外支那公使は北京に寫て支那の軍備縮小の最小限度に至つては太平洋會議に於て瑞西等の例に倣ひ永久中立を實言し門戶開放主義を保持し世界平和を維持すべしと忠言せり（東京朝日六日）

▲**軍港を返還せしめよ**　最近海軍部は國務會議に對し今次の太平洋會議に際し各國が支那に於て現在租借せる軍港の返還方を要求する件を提出したと（東京朝日七日）

▲**對支國際理事會**　費府パブリック・レジア紙が八日太平洋會議に關し信すべき筋の意見として揭載せる論說は時節柄各方面の注目を引きつゝあるが其論法極めて大膽にして倘若無人の觀なきにあらざるも、一面亦政府側の意を體して東洋殊に我國の輿論を試さんとする挑戰狀たる形あり今其筋に達したる該論說の大要を揭ぐれば次の如し

一、支那は政治的獨立、領土保全を行ふの能力なきを以て支那の自由と保全を希望する各國は國際理事會を組織し他國の支那に對する領土的經濟的侵略を排斥する事

二、理事會の承認なくして經濟上及び領土の割讓に關する取極めをなすを許さず

三、支那の門戶開放主義を第一義とする事

四、現在外國又は外人が支那と合法的に有する經濟的財政工業宗教的事業も領土的政治的權力を恣まゝにする時には之が權利を認めず殊に鐵道鐵道守備隊は此の注意を要す

五、支那の不可分、不可侵權を是認し外國の支配下にある領土港灣及び勢力範圍は司法權と共に之を支那の爲めに返還すべし

六、日本が人口過剩の爲め土地を必要とする事を是認し未開の土地に移住するは自然の勢なりと認め特に滿洲及西伯利東南部への移民に於て然りと認む

七、日本及支那は各自に經濟的安定を得又人種的爭鬪を避くる爲め他國の移民を拒絕し得ると共に

八、他方に於て他國も又支那及び日本移民を拒絕し得る權利あるを認む

九、理事會に參加し居る國は人種的爭鬪を助長するが如き非參加國の干涉を排斥するに必要なる提案をなす事を得

十、日本は支那及西伯利の經濟的門戶開放主義商業的機會均等の主義を認むる事（東京朝日十一日）

▲**所謂極東平和**（紐育特電八日發）　華盛頓會議に對する米國政府の基礎的主張は大體既電の如くであるが其詳細は左の通りである

一、華盛頓會議は支那不分割の原則を樹立し其領土及主權は各國の租借港灣に迄及び且其行政、司法に關する主權をも回復せしむること

一、華盛頓會議は支那を政治的に完全なる獨立國たるべきを宣言するが現在の狀態では外國の援助無しでは其領土的完全を期する能はざる事實を確認すること

一、如上の必要に應じて支那の爲めに一の國際委員會を創設し之に特定の責務を附與し支那の獨立を保護監視するの任に當らしめ支那が他國に對し領土又は經濟的利權を讓渡するが如き條約を締結するが如き場合には右委員會の承諾を經ること

一、支那管理國際委員會は門戸開放主義が其原則に於いても亦其實際に於ても嚴守されて居るや否やを意らず監視すること

一、現在適法に外人によつて所有される經濟、財政及商業上の施設にして國際委員會の承諾を得たるものは沒收又は妨害を受けざること

一、日本の人口問題を解決する爲には其過剩人口を移出することの正當なるを認め其目的の爲めに滿洲を全部之に充て以て經濟的發展を遂げしむること尙其他西伯利の東南地方則ち朝鮮滿洲に近接する地方に於ても或種の經濟資源を日本の爲開放すること

一、支那及日本は外國人種の移民を拒絶する權利を有し各自自由に人口の分布を圖り人種及經濟的の均整を保持すること

一、支那及日本以外の諸國は日本及支那の勞働移民を拒否するの自由を有すること

一、國際委員は支那に於ける私黨的紛爭に干與せず又其孰れへも援助を與へざること

一、日本は日本の經濟的發展の爲特に許容されたる地方に於いて通商貿易の機會均等及門戸開放を妨げざること

米國政府は軍備制限を實效あらしめる爲には之が障碍となるべきものを除去しなければならないと固く信じて居るからハーヂング政府は大體以上の樣な方針で會議に臨み全力を盡して其貫徹を圖るものと思はれる因に米國海軍當局は日本は布哇、グアム、比律賓、琉球、澎湖島諸島に軍事的施設を爲さぬことを提議し英國は新嘉坡香港の武備を撤廢するだらうと觀測されてゐる（東京日日十一日）

▲米國政府の基礎的主張

（紐育特電八日發）　信ずべき筋からの情報によると華盛頓會議に於ける米國政府の基礎的主張は左の三條項であると云ふ

第一　支那に於て諸外國の有する管理權を撤廢し支那全土の行政主權を支那政府に返還すること

第二　支那領土の統一を保障し新に創立せらるべき國際委員會の保護指導の下に支那の政治的獨立を圖ること

第三　日本の過剩人口問題の解決手段として日本が滿洲及東部西伯利に植民することを許し且同地方に於ける日本の經濟的利權を承認すること

華盛頓では是等の條項は何れも太平洋の平和を維持する上に於て又軍備制限を實應する上に於て止むを得ないものであると觀測して居る（東京日日十一日）

▲支那國際保護權

（八日紐育特派員發）　米國商務卿フーヴア氏は太平洋會議に支那の事實上の國際化に關する考案を提出すべしといふものありフーヴア氏は其友人某々に左の如く語りたりと云ふ曰く余の考案中の骨子は太平洋會議の權力に依りて支那に對して保護權を設定し日本に對しては其代償として其急激なる人口の增殖を認むる事にて日本は之に依つて滿洲に其殖民の捌き口を得べし但し予の計畫は支那の主權を超越する權力を創始せんとの謂に非らずして唯單に保護權の設立を目論むに過ぎず之に依つて支那の資源は支那が政治上の成年となる迄支那の利益のために列國の手にて開發せらるべし余の期する處の保護權はキューバに對する米國の保護權の如きものにして門戸開放を保證する單純に經濟財政的のものなれば支那は克く國家の主權を傷ふ事なくして之を承諾し得べきなり（東京朝日十一日）

▲發案者フーヴアー氏の意嚮

八月八日紐育サン紙に達した華盛頓特電の大要左の如し

華府に於ては商務長官フーヴアー氏は事實上支那を國際化せんとする考案者なりと稱せられて居る然れども氏は勿論支那に優等國家を建設するの意あらずして唯支那及全世界を利益せんが爲保護國の關係を設置し以て支那の政治的復活を待たんとするにあり而して其の保護的性質は米國の玖馬に對すると類似すべく何れにしても支那の主權を侵すことなし又國際管理の如き制度を設けて支那の公債支拂機關とし以て何れの國も現在紊亂し居る政治上經濟上

の歓迎に乗ずること能はざるべく又日本は其過剰人口を移植する爲列國の承認を得て滿洲に移民する利權を得べしされど商業上の門戸開放主義を維持すること米國政府は既に吾人の屢屢國に於ける權利は今回の軍備制限會議に於て侵されざるべしと言明せる關係上露領の分割の如きは同意せざるべく何れにしても日本は今回の會議に於て樺太北半を占領し四伯利の自國に近き方面に民する權利滿鐵及四伯利鐵道主點の管理及朝鮮の支配權を得るであらう云云(東京日日十三日)

▲生中な特權遅附 (北京特電十二發日) 華盛頓會議に於ける米國の基礎的主張の要旨は

(一)列國が支那の一部に於て保有する諸特權の放棄
(二)支那領土の統一を保障し國際委員の保護指導の下に支那の政治的獨立を計る事
(三)滿洲及東部西伯利に於ける日本の植民及經濟的利益の承認

の三項であるとの報が十一日夕刻北京に到着したが由來餘り敏感でない北京の輿論は本件に對しても未だ何等の緊張味を示さない從つて之に對する輿論の醗酵を見る迄には尚數日を待たなければならない唯在野外交通の權威たる某々兩氏が予(特派員)の質問に答へた處を綜合すると左の通りである

支那に於ける列國の特種とは英國の海關、鹽務、行政、佛國の郵政に對して有するが如き一部分の行政管理權を意味するものと思はれるが是等を支那に還附する事は固より支那國民として歡迎する處である而も上述の特權中に彼の領事裁判權問題乃至軍隊駐屯權等を含めるや否やは疑問であるけれども吾人は是等の特權なるものも米國の所謂基礎的主張に含まるゝ事を望むものである若し然らずして唯々單に一部的行政管權の還附のみに止まるなれば支那に取りさまで有難い事ではない否却つて一層大きな國際管理の前提として警戒を要する次に列國が支那領土の統一を保障するとの意味は果して北京政府の現に唱道して居る中央集權に依る統一が聯省自治に依る統一であるか電文簡單にして其眞相を斷定し得ないが支那の政情に通じない米國の意見だから多分中央集權的統一の意であらう若しそれなら最近の聯省自治の風潮を無視する此時の中央集權的統一は今日の時代では到底實行は不可能であらう北京政府の所謂統一は眞に一場の夢である吾人は米國が統一を論ずる以前に先づ支那最近の政情を研究せよと言ひたい國際管理委員會の保護指導なるものが如何なる程度のものであるかによつて吾人の賛否が決まる譯だ其程度の深ければ深いだけ吾人の反對の程度も高まるのである唯吾人は英米兩國の一部には共同管理論の如き議論もあらうが米國政府の眞意は決して玆にあるのではないと信ずる第三の滿洲東部西伯利に於ける日本の經濟的利權の承認は支那との關係は尠ない吾人は何故に米國が此既定事實を改めて承認せんとするのか理由を知るに苦しむ日本人の入國を拒絶して居る米國が滿洲及東部西伯利に於てのみ日本の植民を承認するは矛盾である要するに紐育電報に現はれた議論は米國一部の議論で米國政府の決意を示すものでないと觀測されて居る云々

斯の如く共同管理論に就ては表面は兎も角内心止むを得ざるものと覺悟して居るやうである(東京日日十四日)

▲支那の提出問題 (北京國際社十三日發) 太平洋會議に對する準備に關し北京政府は太平洋會議研究委員會の質問に答へて左の如く云へり

政府は同會議に對し門戸開放及び勢力範圍撤廢山東問題領事裁判權撤廢問題を提出す可し是等提案の發案なることを示す材料は當局にて目下整理中なりと(時事十五日)

▲支那國際管理案 (華盛頓特電九日發) 有力なる連中は極東問題の一新解決法を計畫中にして之を華盛頓會議に提出せん積りなるが此の解決方法は頗る廣大なるものなり是は國際的保證に依りて支那の保全と主權の不可侵權を保證し併せて一切の領土、港灣及び勢力範圍を支那に還附し且つ治外法權を撤去せんとするにあり然れども支那は自ら自國の保全を維持する能さるを以て列國に於て國際評議會を設置し以て支那の領土並に經濟上の保全を擁護せんとするにあり而して條約及土地の割讓租借の如きは評議會の同意なくんば支那に之が爲すを得ざることゝし支那に於る門戸開放主義の實行に就いても之を監視するを評議會の職責とす可し但し支那は外國人の財産は外人が不當の權利を取得したるに非らざる限り之を沒收するを得す例へば鐵道の守備隊を置くが如き是れなり

亦列國は日本の人口膨脹を認め日本の領海若しくは領土に接近せる地方殊に滿洲に對して此の人口の膨脹を許すことゝし滿洲は支那主權の下には最早

や支那本土に屬せざるものとす可し即ち日本は滿鮮に接近せる南東四伯利の若干地方を經濟的發展の目的に使用することを許さる可し尤も露國の領土保全は之を維持せざる可からず即ち露國の領土保全を保證すると同時に滿鮮附近に於ける日本の經濟的特權を認むる協定を作る答なり

日支は其經濟狀態を混亂せしむるが如き移民の渡來を拒絶することを得ることゝす可く而して日本に對しては經濟的發展の爲めに同國に割宛てらるゝ地方に於て機會均等を制限するなからんことを求む可し

右の諸問題解決せば次いで軍備撤廢實行はる可し

但し右の計畫に就ては未だ其の筋の關係する所なく米國政府部内の或る人人が持出さんとする計畫に過ぎず（時事十五日）

▲鐵道の國際管理案（華盛頓特電十五日發）聞く所に據れば華盛頓會議に於て米國が大に支持を致さんとする政策の一つは支那鐵道國際管理案ならんとあり若し斯の如き提案持出さるゝに於ては抑は一九〇一年の國務卿ノックス氏の提議しだる滿洲鐵道中立案の復活に等しきものと云ふべし當時のノックス案は全然失敗に終れるがそは主として日露の一齊に反對せるに基くものなりと推せられたりノックス氏の計畫は故ハリマン氏が南滿洲鐵道の平行線を計畫し居たるものと殆ど同樣のものと認められたり然もハリマン氏の計畫も亦日露より米支に反對を表せる爲め放棄せられたり若し華盛頓會議に於て何等かの支那鐵道國際管理案出でんか之に依つて影響を蒙る可きものは現下の處、東支鐵道、南滿洲鐵道、山東鐵道、廣九鐵道及び雲南鐵道（以上は夫れ〳〵露國、日本、英國佛國の所有）なる可し華盛頓に於ける若干の極東問題專門家は重要なる支那鐵道が他國の管理下にある限り支那に於ける眞の靜謐と門戶開放とは決して維持せらるゝ能はずとの見解を主張しつゝあり（時事十七日）

▲鐵道網の裡より支那を救ふ計畫（十五日紐育特派員發）イヴニング・メール紙華盛頓特派員發は曰く諸外國の勢力下にある危險なる國内の鐵道網より支那を脫れ出でしむるは來るべき華盛頓會議に於る米國の重なる政策の一なるが如し國務卿ヒューズ氏は或は東清、南滿、山東、雲南諸鐵道を國際化すべしといふ國務卿ノックス氏の計畫を復活するやも知れずと（東京朝日十七日）

▲支那側出席者數（北京特電十五日發）太平洋會議出席者數左の如し

正使一名　副使四名
評議員五名　參事六名
隨員十二名　書記十六名

（時事十七日）

▲鐵道國際管理（紐育特電十五日發）外國の手に在る支那の諸鐵道を國際管理にすることは八日附電報した通り支那國際管理の實行案中の重要事項であることは確な筋から聞知する所である而して米國の保障を得て支那が之を提案し米國は原案を支持する形式を取ることと思はれるが該案は要するにノックス氏がタフト大統領時代國務卿として提議し日露兩國の反對で失敗した往年の提案の復活に過ぎないが米國政府の意嚮は支那の鐵道が外國人の手に握られて居る間は極東平和や支那の門戶開放等は到底不可能だと聞く傳じて居るらしいがしかし斯の如き計畫實行は日、露、英、佛諸國の利害關係に影響することゝ故反對が少くないから實行はなか〳〵困難らしい併し少くとも東支鐵道だけは米國が特殊の注意を拂つて居るから國際管理の手に移さうと言ひ出す事と思はれる（東京日十八日）

▲國務省から公式に打消（華盛頓電報十六日發國際直電）米國國務省は支那に對し國際管理委員を組織せん事を詮議中であるとの報道を公式に否認した（東京日十八日）

▲支那の提出議題（十七日北京特派員發）駐米公使より太平洋會議の議事日程は駐米各國大使より各本國議案を國務省に一應交付し共同決定する答なれば支那より提出すべき議案に就いては遠に政府に於て準備決定せん事を電請し來れるを以て最近國務會議に於て討議を行へり而して消息に依れば支那提案として略決定せるものは

（一）山東問題（二）四伯利問題（三）滿蒙問題（四）日英問題（五）二十一箇條懸約問題（六）法權恢復問題（七）特殊條約廢止問題（八）關稅改正問題（九）外國郵便撤廢問題（十）外國軍隊の問題

右の内前記の九問題は大體に於て提出する事に内定せりと（東京朝日十八日）

▲支那正式承諾　（十八日國際無電北京發）　支那政府は極東會議參加に關する米國大統領バーディナ氏の招待に正式の承諾を昨日華盛頓に送れり（東京朝日二十日）

▲徐總統の意見發表　（十八日北京特派員發）　徐總統は太平洋會議に關し大要左の如く意見を外國通信機關を通じて發表せり

太平洋問題及極東問題と軍備制限問題とは密接なる關係あるを以て華盛頓會議を開くと共に解決の途を圖らんとする米國大統領の提議は支那國民の欣然贊同を惜まざる所なり支那國民の平和を愛好するは蓋し天性に出づ歐洲戰爭後世界の形勢は太平洋一帶に集中し而して支那は太平洋上に位し數十年以來の國際關係及最近種々の重大問題に就て見るも常に國際的紛糾を惹起するに似たり將來世界平和の動搖を來すべき慮あるもの二三にして止まらず若し互に枝葉に走りて根本の原則を考究することなくんば竊り和平を促進し難きのみならず紛糾の局面益々擴大せん此會議は太平洋上の問題を處置するにあり必ず先づ公平なる國際上の基本的原則を確立し然る後何國たると將た如何なる問題たるとを問はず等しく此原則に遵ひて公明に處置せらるべきは我國民の衷心よりの希望する所にして予は國民に代りて米國大統領の提議を歡迎すると同時に眞に平和を愛好する支那國民の希望を友邦の前に披瀝するものなり（東京朝日二十日）

▲支那提案の原則　（二十日上海特派員發）　太平洋會議に於ける支那の標準として左記三項を原則とす

（一）勢力範圍の撤廢（二）門戸開放機會均等の徹底（三）一切の不平等の條約の修正

而して提案の羅列主義を執らず太平洋會議に就ての提案順序は未定なるにより巴里會議に各支那案の擇り漬されたるに鑒み實際的の案を提出すべく專門委員を帶同する筈なりと（東京朝日二十一日）

▲日本の特殊地位　米國の前參謀次長にして數月前から東洋に旅行し目下東京に滯在中のクロヂエー將軍は最近のワシントン・ポーストに日本及支那の關係に就いて大要左の如く所說を揭げて居る

日本は支那に於て特殊的地位を要求し多くの歐米人は無雜作に之を拒否するも兩國の關係を研究する時は日本の論證は一に係りて支那に存することを否定する事は出來ない日本は既に工業時代に入つて居るから假令耕作法の改良により耕地の增加を計り得べしとするも其食糧及原料は之れを海外に仰がればならぬ而も其必要は英本國よりも大にして支那は實に日本に對する供給の主なる源泉地である之を以て日本は支那と列國との關係を處理せんとするに際しては日支關係の特殊的性質は之を承認保障せらるべきものなることを確信して居る此要求たる實に論議の焦點たるべき會議の議題並に構はるものと云ふべきである若し日本の特殊要求を許容するものすれば支那問題は竝に新生面を開くべく若し之を拒否せんか日本より來る危險は愈々切迫を告ぐるの虞れがある支那は極東會議に招請せられたるも北京政府の權力は支那各地に及ばず廣東政府に對立すると雖も而も之に代るの力がない支那人中教養あり且內治外交に興味を有する人積は實に少數であつて無智の民衆を指導するに足らない實に支那國民全體として之を見るに文字を解せず政治を解せず國家に對する義務の觀念なきに反し日本人口の九割八分は文字を解し教育は義務的にして國家の發展は青年日本人の欲求である是等二三の事例は極東問題の極度に複雜多難なるを示すもので日本が應諾の回答を發するに先だち熟慮を重ねたるは驚くに足らない日本が是等の問題の討議を受諾したるは實に列國に對する友好關係を維持せんことを希望する確證と云ふべきである云々（東京日日二十二日）

▲英國と對支政策　（倫敦特電廿二日發）　華盛頓會議に關してタイムス紙は社說に於て英國政府に勸告するに支那の國際的地位に關する英政府の政策を決定せんことを以てし思ふに英國は賢明有效妥協役として立ち得る見解をば表白するに特に好都合の立場にありと云ひ山東問題はヴェルサイユ條約に對する穩當なる解釋如何の問題なりと信ずと述べ支那に於ける日本の特殊利益は何等軍事的制壓の目的なしに經濟的基礎に沿うて開發せらるゝに於ては支那に取つて大に有利なる結果を齎らし得べく且つ門戸開放主義を侵害せざるものと解釋せらるゝを得べしと云へり（時事二十三日）

▲支那管理說の火元　（華盛頓特電廿一日發）　本月八日打電した支那國際管理提案に關する報道により兩國の間に幾多の誤解を生じ兩國當局者は頗る困惑の狀態にあり右に關して米國當局は繰返し力說して曰く

支那の國際管理案は決して米國政府の確定的方針ではない唯米國は支那に

對し如何なる場合と雖政治的管理を暗示したことはなく管理は要するに支那にとりて好ましからざるもので或る程度に於ける政的監督の意味に過ぎない又管理案の或る部分に日本の利害に反する如きものはないでもないが管理案提議の動機は日本に對し寧ろ友誼的精神より出たものである云々

偵予(高田特派員)が各種の方面から國際管理案が傳へらるゝに至つた事情を取調べた所眞相は全く次の樣な事實から出たとの事であつた卽ち華盛頓に於て一夜或晩餐會が開かれた其席に某閣員も列して居つたが其一閣員は平常商務顧フーヴアーと極めて親密なる關係にある人であつた其閣員が傍に着席せる友人に對して支那の混沌たる現狀及薄弱なる地位に就て談じ同時に又日本が剩餘人口に對して更に其捌け口を求めんとする要求は必然であらう且正當であると述べ支那管理案に關する或提案の必要を力說した後曰く

要するに米國は日本の合理的要求を承認すると共に支那の狀態に對しても正當なる態度を示さねばならぬ

と述べた右閣員の聲は極めて高かつたので其席に列した人々は何れも之を聽き取ることが出來た然るに晩餐會に列した人々の中に有名なる某新聞記者が居て程經てから前記閣員の許を得て之を發表したのであつた從つて右の國際管理案は恰も米國政府の基本的方針であるかの如くに傳へられたのであつたが政府の確定議といふことは無論出來ない去りながら此事を以てしても支那國際管理案が米國政府の有力なる人々の腦裡に往來してゐたことは爭ふべからざる事實であつて同時に右の提案如何に拘らず日本に對する好意より出でたことも亦明らかである右に關し當地在留の某日本高官は語つて曰く

此事は正に米國の日支兩國に對する感情が一轉機を見んとする事を語るものである支那の宣傳は依然として猛烈に行はれてゐるけれども其影響は現在では全く語るに足らない殊に官憲方面に於ける意見は漸次日本に對し有利に傾きつゝあり從つて萬一來るべき太平洋會議に米國が日本に對し或は不利益な提案を爲すやも測られぬけれども斯の如き場合我等は米國に對して再考を求むることが出來る現に角今日は日本に取り極めて重大な時機であるから折角親日的に傾きつゝある輿論をして無用な排米的高論に依り再び惡化せしめないやうに注意せなければならぬ云々(東京日日二十三日)

▲共同管理說出所　(二十二日上海特派員發)　駐米支那公使施肇基氏の報告に曰く米國新聞に支那の共同管理及鐵道財政共同監督等の諸說を載するも米國外務省は此說を否認せり此れ米國政府の意にあらず又我國は會議前の準備として先づ內爭を止むるにありと(東京朝日二十三日)

▲米國對支辯明　(二十日北京特派員發)　支那共同管理論は其實一種の支那分割論なりとて支那の輿論は極力反對しつゝあるが之に關し駐支米國代理公使は十八日頃外交總長を訪問し本國政府の訓電に基き共同管理論が米國政府の意嚮なりとの說は無根の誤傳なる旨辯明する所ありたり(東京朝日二十三日)

▲日本の特殊利益　(倫敦ロイテル二十二日發)　倫敦タイムス華盛頓會議を論じて英國は對支政策を明確にするを必要とす英國に關する日米間意見扞格を融和するに努力し得べき地位に在り支那に於ける英國の利益は英國の對日米關係上に於ける一重要因子なり山東問題なるものは要するにヴエルサイユ條約を穩當に解釋するにあり石井ランシング協約中に所謂日本の支那に於ける特殊利益なるものは吾人の從來支持し來れる支那の門戶解放主義と牴觸せざる意義に解釋するを得べし日本は確に支那殊に滿洲に於て特殊の利益を有せり若し日本にして軍國的新權の念を離れて經濟の方面より此の利益を開發せんには幷に日支兩國は勿論支那の改造繁榮並獨立に大關係を有する世界各國に取りて大なる利益を與ふること、信ずと說けり(時事二十四日)

▲學生聯合會の提案　(二十三日上海特派員發)　全國學生聯合會評議會は二十二日太平洋會議に於ける支那の提案を約左の十一條とすべしとの意見を發表するに略決定せり

一、二十一箇條及其後の一切の密約の廢止
二、山東無條件回收
三、日本の滿蒙福建に於ける特殊勢力取消
四、日英同盟廢棄中止支那主權侵害の條約あらば反對す
五、太平洋會議にて極東平和に害ある條約を結ぶを得ず
六、軍備制限に賛成
七、領事裁判及外國郵便局撤廢

八、關稅改正
九、華僑(在外支那人)を虐待する條約廢止
十、韓國の完全獨立としての承認を乞ふ
十一、各國團匪賠償金を支那教育資金として返還する事を要求す
右を全國に通知し一致を圖るべし(東京朝日二十四日)

▲山東提出未定　(二十三日北京特派員發)　太平洋問題討論會の代表四名は二十三日外交部を訪ひ山東問題及び代表問題に關し質問する所ありたるが外交當局は之に答へて曰く

山東問題を太平洋會議に提出するや否や未だ決定し居らざるも日本との直接交渉拒絶は略々確定の方針にして日本が若し青島を無條件にして返付するの誠意あることを認むるに至らば或は直接交渉を見るに至るやも知れず何れにせよ政府は既定の方針の如く民意を尊重し愼重に交渉すべし派遣代表の人選も未だ確定し居らず又南方より代表選出のことと未定にして今日迄何等正式の交渉を爲したることなし尚今回代表中には財政の外陸海軍よりも代表が派遣すべく目下人選なり

云々因に事務多端の爲め日々忙殺されつゝある太平洋會議籌備處は更らに評議員十名を各界より招集して事務の進捗に資すべし(東京朝日二十五日)

▲日英米支の協定を望む　(桑港電報廿三日發國際直電)華盛頓會議に關するハウス大佐の倫敦からの電報はフイラデルフイアで發表されたが同電報に曰く

英國政府及自治領は米國政府の亞細亞太平洋問題に對する一般態度に對しては非常に同情はしてゐるが先日開かれた英帝國會議は日英同盟改正に替るべきものは英米日三國協定を結ぶ外あるまいといふに一致した猶來るべき會議に支那を招待したのは當を得たものであると思ふが若し太平洋に臨む諸國が協定を締結するやうにならば英米日支四國協定を結んだらよいと思ふ云々(東京日日二十六日)

▲統一に目醒めた支那　(上海特電廿四日發)　太平洋會議に關聯し支那に於ける輿論が非常に緊張し殊に最近支那國際管理說が日本から傳はるあり勞支那人有識者階級中太平洋會議準備所の如きものを組織し對外策特に山東問題等を論及するものが少くないが彼等の心中には此太平洋問題こそ支那の國内統一の爲の警鐘であるとなし之を機とし最近如何に支那を統一すべきか如何にして鞏固なる政府を樹立すべきかといふことに就て切實に考慮する樣子が見えるに至つた卽ち彼等は今後排日及排外を中止するといふ譯ではないが少くとも是等よりも一層對内問題解決の急務なるを知るに至つたのである而して彼等が此際を以て最好時期と感するに至つた理由は

(一)陸榮廷氏、王占元氏等の軍閥が忽然として潰えたのを見且兩湖問題に關し軍閥の暗鬪が何時迄も終熄しないのを見て軍閥亦重んずるに足らずとの觀念を懷くに至つたこと

(二)北京政府の實力が全く暴露せられ且財政上の腐敗極度に達し而も之を整理することが出來ないこと

(三)政府の無力に乘じ陰謀家が外力を藉りて政府を乘取るの虞れあり遂に支那の主權を侵害する結果を招く外何等利する所がないこと

(四)政黨政派は徒らに私利を計るの外何等國家的の念慮なきことを知るに至つたこと

等によるので卽ち彼等の主張は聯省自治にあり國民大會開會にあるのである換言すれば盧永祥氏の自治通電孫文氏の聯省自治自立論が特に軍閥の道具に供せられた點に失望した彼等は眞の自治出現を要求し之に依つて國論の統一を計らんとするにあり吳佩孚氏の一躍して現下の支那の中心人物となつたのも實に其爲に外ならぬ卽ち吳氏が國民大會の主張者であり聯省自治の擁護者であつたので吳佩孚氏に依つて前途の希望が實現せんとする眞劍な自治の聲は此間隙から生れやうとしつゝあるのである(東京日日二十七日)

▲華府會議の三得　(上海特電廿五日發)　新任駐支公使シユールマン博士は當地上陸後外國新聞記者に對し語つて曰く

予は來るべき華盛頓會議に於て次の重要なる三點の存することを擧げ得る事卽ち左の如し

(第一)此會議に支那の招待せられたることより支那が其希望を述べ得る機會を與へられたこと

(第二)此會議が軍備制限問題に就き論ぜられんとする以上關係各國の理解に依りて今後の戰禍は或は除去さるゝこと

(第三)今次の軍備縮小會議が戰爭を防遏することに依りて產業の發達を期

し得ること

尙公使は如才なく米國と支那の友好關係を述べ近き將來に於て鞏固なる政府の下に統一され東亞に米國と等しき共和國の現出し得べきことを確信すと語つた（東京日日二十七日）

▲支那後援同志會創立（廿八日國際直電北京發）太平洋會議後援同志會は本日創立大會を開き出席者は在野の名士二百餘名にて盛況洪な名譽理事長に陸徵祥、周樹模等諸氏數十名を理事に推擧し同時に宣言書を發して太平洋會議の支那に重大なる關係あるを述べ山東の還付滿洲の撤兵二十一箇條の廢止其の他關稅、治外法權等の諸重要問題に對して愼重に研究する必要を說きて同會創立の趣旨を宣明したり猶全國各方面及び日英米駐在の支那公使に通電を發し同會の成立を報じ其の助力を求めることとも議決せり（東京朝日三十日）

▲司法部提出意見（三十九日上海特派員發）司法部より提出せる對太平洋會議意見左の如し

一、領事裁判權回收

二、條約上の特遇不平等修正

三、盜匪懲治法の撤廢

四、軍人司法に干涉するを防止する旨を宣布すること但東三省特別法定司法官は尙軍人を採用することを得等（東京朝日三十一日）

外交問題

▲露支通商の交涉（北京國際社卅一日發）チタ政府外相ユーリンは三十日支那及び外國新聞記者二十餘名を招待して露支兩國の諸問題を說明したるが其要點左の如し

（一）今回來京の目的は露支通商條約及び蒙古問題に關し支那政府と協議を遂げんが爲めなり

（二）露支通商條約に關しては約二箇月前極東共和國委員より外交部に對し協　草案を提出したるが之に對し外交部は本月十六日に至つて漸く對案を同委員に交附したり依つて同委員は兩案を對照研究したる後愈々正式交涉を開始し近く其調印を見る豫定なり

（三）蒙古問題に就いては最初勞農露國政府より蒙古に於ける反過激派討伐に關し支那政府に共同出兵を提議したるが支那政府は之を拒絕せり次いでチタ政府は同問題に關し抗議を提出したるが支那政府は之に回答を與へず依つてチタ政府は再び支那政府に回答を督促したるが遂に何等の處置を講ぜず一方ウンゲルン軍は極東共和國々境内に侵入し掠奪殺戮を行ひたる爲めチタ政府は止むを得ず叛徒討伐の意を決し本月上旬遂に庫倫を占領するに至れりチタ政府はウンゲルン軍の完全なる解隊及び支那政府より反過激派の行動を防壓するの保證を得次第直ちに其軍隊を蒙古より撤退す可し且つ支那政府は張作霖氏に蒙古問題解決を一任したるものなるを以て今後蒙古問題に就いてはチタ政府と張作霖氏との間に於て交涉を開始する積りなり

（四）太平洋會議の目的は太平洋諸問題を平和裡に解決するにあるが如きも果して所期の目的を達し得るや否やは甚だ疑問なりヴエルサイユ講和會議前に於けるプリンキポー會議と等しき結果に終らざれば幸ひなり特に西伯利の代表を加へずして西伯利問題を解決せんとするが如きは全然不可能なり

（五）日露關係に對しては浦鹽政變は一時的障害たりしも元來メルクロフ政府は何等人民の後援を有せず今や既に沒落の期に迫れるものなるを以て遠からずチタ政府と日本との間にも通商關係を確立し得べしと信ず（時事一日）

▲米支無線借款取消さず（一日北京特派員發）米支無線電信借款が取消されたるが如く報道されたるも米國公使館員の談によれば右は米國政府より支那政府に寄せたる文書の意味を支那側に於て誤解せる結果にして契約中機會均等の精神に悖る文字ある爲め一部分を米國より取消せるのみにて借款其ものを取消せるにあらず

▲本年度留米支那學生（二日上海特派員發）來る十二日米國に留學する本年の支那留學生は米國への賠償金によるものにして男生五十七、女生十、私費生二十一、官費生三あり（東京朝日四日）

▲**支那巡警邦人を襲ふ**　（奉天特電五日發）　四日夜海城（奉天大連線の大石橋の四つ手前の驛）を距る七里の牛莊（但し營口にある牛莊にあらず）にある我居住地に支那巡警五十名突如襲撃し七十名の居住民と大格闘の結果邦人五名死し十七名重輕傷を受けた急報により滿線駐屯の日支軍隊警官同地に急行した旨五日奉天に入電があつたが詳細は未だ判らぬ

（營口特電五日發）　四日午前八時牛莊附近の村落にて邦人二名と我警察官一名支那巡警と歩兵五十名の一團とから襲撃されて負傷し牛莊より急援を得て歸還せんとする途中又復襲撃されたとの報あり爲に清水領事は直に道尹に交渉を開始し當地より藤田警部同地に出張した（東京日日七日）

▲**日英船射撃事件警告**　（北京國際社五日發）　漢口來電に據れば沙市より下航したる日清汽船會社所屬汽船大元丸は一日午後七時途中にて支那軍の射撃を受け又二日漢口に入港したる英國太古洋行の汽船は上流に於て同樣射撃を受け負傷者を出したるを以て瀨川總領事は直ちに支那官憲に對し嚴重に軍隊を取締るやう警告を發せりと（時事七日）

▲**鹽稅差押廢止か**　（北京特電六日發）　張作霖が東三省の鹽稅差押への第二抗議に對し月百五十萬は確實に納附せるに販賣機關の收入にまで干渉さるゝ理由なしと申越したるに對し摧運局は其が爲めに經營苦み且つ外交團の問題となるならば此際之を廢す可しと回答せり（時事八日）

▲**露支交涉停頓理由**　（六日國際直電北京發）　外交部系新聞紙の報ずる所に依れば露支通商條約の停頓しつゝあるは左の三理由に原因するものなり

一、黑龍江支那汽船砲撃に關する再三の抗議に對しサ政府は未だ滿足なる解答を與へず

二、庫倫占領軍の大部分は實に勞農露國軍隊なるが今後に關してチ政府は果して責任を負ひ得べきや否や尙疑問なり

三、東支鐵道に關するユーリンの要求中凡て反過激派系職員を免職し過激派系の人物に代へしむとの一條に關しては技術員たる關係上支那は直ちに之れに應ずる事不可能なり（東京朝日八日）

▲**米支無電借款**　（八日北京特派員發）　米支の無線電信借款契約は日英兩國の抗議に依り取消さるゝことゝなり曩に米國代理公使は米國政府の訓電に基き契約取消の公文を支那政府に致せるが今回米國政府は該公文を撤回せるを以てクレン氏の覺書通り契約は依然有效となれり（東京朝日九日）

▲**露支交涉永引かん**　（五日奉天特派員發）　支那側の傳ふる別報によればユーリン氏の要求は露支通商條約締結、庫倫還附に關する賠償、東支鐵道の合辦を主眼とし支那側は通商條約に就ては相互に草案を交換したるも日本及各國側の態度をも考慮する必要ありて卽決する能はず庫倫還附に就ては却て露軍が無斷にて入蒙せるを責め賠償を支拂ふを欲せず東支鐵道に就ては支那は之を國有にする意思ある爲めチ政府と合辦するを欲せず張作霖氏は紙幣の暴落による支那商人の損害につきチ政府が其責任を負ふべきを要求し居り北京政府及張作霖氏は前述の如く日本及び各國の態度判明せざる爲め責任ある交涉を避くるものゝ如く從つて之が解決は提議の一局部に止まり其他は永引くものゝ如し（東京朝日十一日）

▲**國境辦法受諾**　（北京特電十日發）　間島國境回巡辦法十五條に對し支那側は最近之を受諾した倘理事件は之を最後の段落として近く圓滿に解決するであらう（東京日日十二日）

▲**支那賠償免除案有望**　（華盛頓國際社十日發）　上院外交委員會は拳匪事件賠償に就て支那をして此の上支拂を免除せしむることゝするロッヂ案に贊成に傾けりと云ふ（時事十三日）

▲**借款取消を要求**　（上海特電十四日發）　廣東國會は十二日附を以て佛國議會に左の通告をした

北京政府が徐世昌氏への學位授與に對する返禮として朱啓鈐氏を派し貴國と五億法の秘密借款を結はしめた事は民意に反し兩國の友誼を害するものである宜く貴國資本家に取消を盡力されたいと（東京日日十五日）

▲**商租協定成らん**　（十六日奉天特派員發）　當地商租に對する總領事館の諮問會は既報の如く十五日開催し大體に於て支那の主張を尊重し公平なる處置を採らんとする外務省の意見に贊同し來る二十一二日頃再び會議を開き一致の同意を得る筈なりと（東京朝日十七日）

▲**阿片禁止は厲行**　（十五日國際直電倫敦發）　下院に於て議員エート大佐は支那政府が其國內に於ける阿片の栽培を絕滅すべき手段を執らざるに鑑み印度よりの阿片輸出に關して印度政府は如何なる手段を執れりやと質問し印度事務大臣モンギー氏は之に答へて支那政府は千九百十九年阿片輸入を禁

止せるにより印度政府は海牙條約に依り支那への阿片輸出を禁止する約束を遵守するの義務ありと云へり（東京朝日十七日）

▲京漢收入押收抗議　（上海特電二十日發）　吳佩孚が京漢鐵道の收入を押收せること既電の如くなるが支那內國銀行團は該鐵道收入が購車借款擔保たる關係上北京政府に對し嚴重なる抗議を提出し此結果北京政府は吳佩孚に對し他の財源を以て軍費の不足を填補せんことを希望せり（時事二十一日）

▲日支國境協定未了　（二十日北京特派員發）　日支國境回巡辦法を支那側が承諾せりとの說は過りにして曩に日本側より提出せる草案に對しては今以て何等回答に接せず而して琿春事件の交涉其物に就ては支那側は依然として交涉の先決條件として日本警察權の撤退を主張し爲に抗々しく進捗を見ざるも双方共可成速かに解決せんことを希望しつゝあれば互讓的精神に基き何分の解決に到達すべく遠からず具體的に交涉を開始すべしと（東京朝日二十三日）

▲駐日公使辭職を乞ふ　（上海國際社二十三日發）駐日支那公使胡維德氏は在日留學生の學資送金杜絕せる爲め學生の激昂甚しきを以て關稅鹽稅の剩餘金を擔保として日本より二十萬圓を借り入れ以て學生の救濟に充てられんことを北京政府に電請し同時に辭職を乞へりと傳へらる又一說には胡維德氏辭職を乞へるに依り顏外交總長は唐在章（外交部參事）か施紹常（外交部政務司長）を後任たらめしんとしつゝあるも尙も決定するに至らず又現日耳義公使魏宸祖氏或は劉鏡人氏の後任說もあれども確かならず（時事二十四日）

▲米公使と山東問題　二十五日上海特派員發）　シャーマン公使はチャイナプレスの記者に對し山東問題の爲めに來れりとの說を確認し講和會議の山東條項に反對せる上院の行動に全然同意なる旨を語り更に曰く當時米國にては二派に分れ一は日本は山東に於て占むる利益を支那に返還せしめて條約を承認すべしといへる議論なりしが長引くに連れ山東其他の點に於て留保せざれば聽かずといふ說有力となり遂に條約拒絕となれるが山東案が米國の重要なる輿論となれるは多くは米國の支那に於ける利害と支那の奮起したるに因るなりと語り且米支の傳統的に友好なる理由を說きたり（東京朝日二十五日）

▲西藏交涉開かれん　（二十一日北京特派員發）　懸案の西藏問題は其後引續き外交部に於て討論研究中なりしが大要左記要點に基き英國公使と協議の上不日地點を定め談判を開始するに決定せりと

一、西藏懸案の交涉はシムラ會議に根據するを得ず
二、王氏の提議に遵據して解決すること
三、西藏の內政外交は擧げて全部を支那の主權下に移す
四、西藏の關稅は支那の收入とす
五、西藏の境界は自然の區域に依て規定し後設の境界線は舊規定通り變更するを得ず
六、土匪は支那軍隊をして討伐せしむ
七、英支西藏三邦會議は露支蒙會議に遵據すること（東京朝日二十五日）

▲西藏交涉燃上る　（北京特電廿四日發）　英國公使館は本國政府より西藏問題を成るべく迅速に解決せよとの訓令を受けた爲廿二日同公使館參事官は外交部に顏外交總長を訪問し先づ西藏境界問題に就き交涉する所あり其模樣を聞くに英國側は顏外交總長に對し支那が若しシムラ會議の際の案に基き金沙江を以て境界と爲し普武成等の地方は全部西藏に歸せしめ川東、巴安等は川邊特別區域に歸することを承諾するに於ては英國は西藏問題全部の交涉に應ずる旨提議したに對し顏外交總長は右の劃界は甚だ支那に執り不利なりと爲し直に對案を出し民國五年の提案に基き境界を定めんと主張し英國側は再交涉を約し其儘退出したり（東京日日二十六日）

▲宜昌居留地はお流れ　（北京特電廿四日發）　北京外交團は廿三日會議を開き豫て未解決の儘今日に至つた宜昌漢口の在留民保護問題に就き協議したが米國は依然として宜昌に居留地を設けることに贊成せず

一、宜昌漢口の在留外人保護の件に關しては當該地方官に全責任を負はすること
二、漢口の居留地には戰爭中の軍隊を斷じて入れざること

の二條件を提議したので外交團は先づ之を容れる事となり近く外交團より支那政府に通告する筈である（東京日日二十六日）

▲邦艦砲擊事件善後　（北京特電二十四日發）　兩湖戰闘に據り我が商船の南北軍の射擊を受けたる狀況左の如し

八月二日日清汽船大元丸。四日沅江丸。八日大享丸。小銃百五十發を受け支

那乘客一名死去す、十五日武陵丸。

十五日より我が警備艦は南船溝邊を開始し軍艦伏見射撃され十八日軍艦宇治小銃及野砲の砲撃を受け十九日沅江丸射撃され支那人二名即死す。

以上は航海中の出來事にて上りは南軍より下りは北軍より射撃されたるものなり英國軍艦は目下現場を監視しつゝあり今後の保護に就いて吉田少將は廿一日漢口着の豫定なれば直に會議を開き自衛策を講じ各國とも軍艦を增派するに至る可く今回の被害に就ては瀬川總領事より交渉の任に當る可しと云ふ（時事二十六日）

▲三たび米使無電に抗議（北京特電廿四日發）米支無電契約に對し小幡公使は外交部に對し二回の抗議を提出したるが何等回答なきより昨日顏總長に口頭にて抗議の上回答を促せり（時事二十六日）

▲押詰つた山東問題（二十三日北京特派員發）支那が山東問題を太平洋會議に提出するは略ぼ確き所なるも愈確定といふまでには尙一應會議前の形勢並に日本との直接交渉を願るの餘地あるかの如く政府は各駐外公使をして列國の意嚮を徵しつゝあり而して小幡公使歸任後直に直接交渉の開始を見るべく日本に於ても期待されたるに拘らず小幡公使と外交部との間には本日まで曾て之に對する具體的の談を進めたる事無し此の原因は

一、支那一般の輿論が單に破壞の爲めの反對論を繰返したる事

二、北京政府が空虛なる反對論を抑へて直接交渉を實行するだけの威力を伴はざる爲め交渉開始の餘地無き事

等にあるべきが巴里會議の當時と異り新聞紙の論調にもまゝ冷靜なる議論を以て太平洋會議に多くを期待すべからざるを說き進んで交渉開始論を試むものさへある程なれば此際日本が無條件還付の誠意を具體的に示す事は依然として必要にして從來の行き懸りを離れて山東撤兵を卽時に斷行する事は民意緩和の上に有效なり今日の所特に太洋會議以前に直接交渉に依て山東問題を解決せんとする方針は望み無きものと思惟されつゝあり（東京朝日二十六日）

▲無線問題回容督促（二十四日北京特員發）米國フェデラル會社と交通部との無線電信借款契約は先年海軍部と三井物產會社との間に締結されたる無線電信契約と抵觸するを以て爰に日本は支那政府に向つて抗議を提出せるが其後今日に至る迄何等の回答に接せず之を以て小幡公使は外交部に顏總長を訪ひ之に對する支那政府の明白なる回答を再び督促せり（東京朝日二十六日）

▲小幡公使交涉（二十五日奉天特派員發）二十五日北京發　最近長江上流戰線に於て我軍艦商船等が支那軍より砲撃を被れるもの頻々たるに對し小幡公使は二十五日外交部を訪問し覺書を以て支那政府の嚴重なる取締を要求せり尙小幡公使は同日訪問の際山東鐵兵の前提たる山東鐵道沿線の支那警察充實の爲濟南の第二督練處を速かに完成せんことを催促せるが之に對し顏外交總長は督練處設立の規定中顧問に日本人を聘用するとある一項に關し其眞意が單に警官養成の機關に過ぎざること判明すれば人民の反對も緩和すべく支那政府は既定の方針に從ひ着々回答を急ぐべき旨回答せり（東京朝日二十七日）

▲督練公署設置斷行（北京國際社廿六日發）顏總長は小幡公使に語つて曰く政府が山東鐵道警察隊養成の爲め濟南に第二警察督練公署を設置せんとするに對して日本敎官雇入に反對の聲盛なるが政府は督練公署の設置を斷行する決心なり（時事二十八日）

▲英支西藏問題交涉（上海國際社二十九日發）北京駐剳英國公使は外交部に對し西藏問題の商議を督促したるが顏外交總長は之に答へて英國にして若し前回提出の主張を改むるに於ては會議を開くも可なりと云へり（時事三十日）

▲團匪賠償一部免除（三十日上海特派員發）小幡公使は顏外交總長を訪ひ政府の訓令に依り團匪賠償金の十分の四を免除し上海、漢口、天津、奉天の四箇所に各大學を起す旨聲明せり（東京朝日三十一日）

南北情勢

▲征蒙代理愈出發（三十一日奉天特派員發）巡閱使總參議兼第二十七師長張作相氏は張經略使の代理として三十日夜十時出發入蒙の途に就けり同氏は暫く滿州里に滯在すべし軍事顧問本庄大佐は同行せず滿鐵は無賃特別專用列車を提供し孫吉林吳黑龍兩督軍も之れに同車して歸任したり第二十七師の第五十三旅は既に先發し居り五十四旅は奉天に留まり張作相氏は步兵二個

中隊機關銃一個中隊を從へたるが滿鐵驛內外は官民の見送りを以て充滿せり（東京朝日一日）

▲再度の內爭中止勸告　（上海特電一日發）駐英公使顧維鈞氏は再び徐大總統斬總理に對し華盛頓會議に支那が平等の權利を得んとするには宜しく卽時內爭を停止すべしと打電して來た又ハーデング氏は駐米公使施肇基に對し此點につき注意する所があつたと（東京日々二日）

▲北軍に攻擊命令下る　（漢口特電一日發）二十九日以來每日羊樓峒附近にて衝突あるも其結果は確知し難し王占元は二十九日孫傳芳に攻擊命令を下せり

斬雲鶚は不日前線に向ふ可し沙市の八師は殆と全部石首、公安、監利各地に出動せり岳州東部は河を距てて山に向ひ南北軍ともに步哨を出して對峙せるが南軍は腕に白布を卷き軍律甚だ嚴なるも北軍は概ね半身裸體にて戰意なきに似たりと目擊者は云へり（時事三日）

▲福建全省戒嚴　（北京特電二日發）福州よりの入電によれば督軍李厚基氏は廣東軍の侵攻に備ふる爲一日より全省に戒嚴令を布告したが北京政府は二日李氏より左の電報に接したと

兩廣戰後福建省は大なる影響を受け北江の廣東軍は大擧して福建南部を侵さんとし着々準備中で形勢危急であるから軍費五十萬元を至急送付せられ度いと（東京日日四日）

▲吳佩孚妥協提議　（上海特電三日發）北方聯合總司令吳佩孚氏湖南軍總司令趙恒惕氏に宛て王占元氏の引退を條件として湖南軍の湖北攻擊を中止せんことを非公式に提議せり（時事四日）

▲趙氏宣戰理由宣布　（北京特電二日發）湖南督軍趙恒惕氏は王占元氏を驅逐し湖北省民の自治を擁護すとの宣戰理由を宣布し同時に軍隊に對し（一）紀律の嚴守（二）友軍に親睦（三）人民の愛撫（四）外人保護（五）內政不干涉（六）爭奪を警む（七）捕虜優待（八）商業を維持の八ヶ條を公布せり（時事四日）

▲湖北侵略失敗か　（北京特電三日發）湖南軍の湖北攻擊計畫は其當初に於て頗る見る可きものありたるも趙恒惕の開戰するに至りたる時期尙早なりし爲め彼と氣脈を通じ居りし吳佩孚は之が援助する能はず且つ王占元に對する不平分子は湖北各所に於て內通の烽火を揭げんと計畫せしも亦全然失敗に歸し北京政府は曹錕に命じて河南山東直隸各軍隊を派遣して王占元を援助せしめ既に曹錕直屬の靳雲鶚の一旅及び吳佩孚の部下たる蕭耀南の一旅半は漢口に到着し續々湖北省境に向つて南下しつゝあれば湖南軍の湖北侵略は全然絕望なりと政府側は樂觀し居れり唯湖北人たる蕭耀南が戰線に就き態度一變するが如きことあらば形勢に重大なる影響を及ぼすに至る可きも湖北軍の形勢日に〳〵有利となれる際形勢の逆轉を見るが如きことは萬々無かる可しと（時事五日）

▲聯省自治總統令出でん　（四日國際電北京發）近來聯省自治主張の擧全國に瀰漫し終に最近浙江の形勢變化し武漢戰爭の發生ともなりたれば政府部內に此際民意の趨向に鑑み聯省自治に關する總統令を發布するは現在の危機を緩和し同時に平和統一に導く方針なりと主張するもの少らず既に閣議を重ねたる結果四日の閣議に提出して研究討議する事に決定せり（東京朝日五日）

▲湖南出兵借款　（香港特電四日發）桂林に退却したる沈鴻英氏及南寧の黃培桂氏は廣西軍最後の奮鬪をなすべく今尙頑張り居るが結局敗退するは明かで愈兩廣戰も終局を告ぐる事となつた斯くて廣東政府は湖南に出兵する計畫を立て某國に對し五百萬元の借款を交涉中であると（東京日日六日）

▲湖北の治安維持　（漢口特電四日發）蕭耀南は布告を發し政府は湖北の治安を維持する爲め本官を援兵總司令として派遣せり汝省民業に安んぜよと云ひ眼中既に督軍なきもの、如く目下戰線に向ふ樣なしと云に依りて種々の風說あり王は彼を軍務會辦に推薦せりと云ひ張作霖は王占元に打電して外交切迫の際南下する能はず只直隸軍出動し北京空虛となりたれば兵を出し關に入り曹錕の後援を爲さんとすと因に英國汽船は岳州にて湖南軍より五百發內外の射擊を受け野戰砲彈も其中に在り支那人一人負傷せり（時事六日）

▲各派の的は湖北　（北京特電四日發）湖南湖北兩派戰爭の成行如何は支那全國の形勢に絕大の影響を與ふべき重大問題なるが之に對し北京政府は如何なる觀察を爲し如何なる態度を採りつゝあるかを見るに左の如くである

第一　今次の兩湖戰爭の原因は大部分湖南軍總司令趙恒惕氏の八方美人主義にある道氏が一旦現位置に據るや自己の地位擁護の爲め北京政府と廣東政府との双方に代表者を派遣し何れに向つても都合のよい意思を表示し且

特に湖北の王占元氏に對しては他意無きを示し王氏から多大の武器及軍資の融通を受けて居たが過般廣西派湖南を席巻し廣東派の形勢有利となり又王占元氏の威望實力增大となるや其機に乘じ廣東派に附和して勢力を擴大せんとし甘んじて孫文氏の指揮に從ひ兵を湖北に進めたものである又萬一の敗北を慮り北京政府に對し今次の事件は部下の軍隊が勝手に惹起したもので自分は關係なく依然北京政府に好意を有して居る旨の電報を寄せてゐるされど北京政府は趙氏の言を頭から信用して居ない

第二　王占元氏は湖北に於ける聲望實力既に傾き來れることを自覺して居るが今日に於て位置を去る時は自己の有する土地財產等總計一千萬元以上を棒に振らればならない是王氏が死力を盡して自己の位置を維持せんと覺悟して居る所以である故に今回湖南軍が湖北に進入すると聞くや直に直隸の曹錕氏に泣きつき救援を求むると同時に主力を湖南方面に集中し之が防禦に當らしめた今日に於ては王占元氏には辭職の意思は毛頭ないと見るを公當とする

第三　直隸の曹錕氏は當初湖北の王占元氏長江の盟主を氣取り居るのを顧慮く思ひ機會あらば之をなき者にせんとしたが昨秋以來西南の勢力增大し來たのと奉天の張作霖氏に對する遠慮とから態度方針を變更し暗々裡に湖北全部に直隸派の勢力を扶植し王占元氏を全く無勢力となし唯表面に王氏を押立て湖北省をして直隸派と西南との緩衝地帶となし今日に至つたものである故に湖南軍が湖北に進入すとの報に接するや曹氏は王占元氏以上に驚き時を移さず部下の軍隊を急派した曹氏の驚いた理由は今日まで扶植した地盤の喪失せんとする危險あること及若し湖北軍にして西南の勢力下に置かれんか綫衝地帶を失ふのみならず延いては曹氏自身も亦王氏の二の舞を演ぜんとするのを恐れたのである而して曹錕氏が湖北に大兵を派遣したのは自分勝手にしたもので北京政府は全然關知しないことである

第四　今次の兩湖戰に於ける吳佩孚氏の出現は各方面より重大視されて居るが是れ吳氏が湖北督軍たらんとする野心があるからである併し今直に之を實現する事は直隸派對奉天派の關係上曹錕氏が遠慮して之を斷行し得ないであらうと觀察されて居る其理由は奉天直隸兩派の關係は今尙良好でないのみならず暗闘絶えない直隸派は最に岡氏の關相文氏を陝西督軍とし陝西省を突然其勢力範圍に加へたるに今亦湖北を自己の勢力圍内に入れる時は奉天派は必ず之を默視せざるべく此際奉天派と相爭ふは直隸派に取りて甚だ不得策であるからである

第五　兩湖戰の成行に對し張作霖氏も非常に警戒し蒙古遠征を止めたのも之が爲であるが今日の所では曹錕氏の遣方に一任し積極的行動には出でないであらうされど形勢不利となつた場合は大部隊の奉天軍を派遣し之を援助する筈である

第六　徐樹錚氏を筆頭とする安福派が種々の機會に一大飛躍を試みつゝあるは事實と思はれるが最も北京政府の頭を惱して居るのは安福派が其親類筋である福建督軍李厚基氏、浙江督軍盧永祥氏、山東督軍田中玉氏等を動し是等が一團となつて公然直隸奉天兩派と對抗するに至るにあらずやとの問題である

さて形勢を上述の如く觀察し北京政府の態度を見るに全く無勢力の北京政府の事とて全く手の下し樣もなく當初から曹錕氏に委せ切つてある靳國務總理は今や既に南北統一策を斷念し張作霖曹錕の兩氏に內閣投出を持出したが兩氏ともそれに及ばざる事を返事し來たので辭職問題は其儘立消となり徐大總統獨り懊惱して居るが是亦如何とも爲し樣なく靳氏同樣形勢を傍觀して居るばかりである（東京日日七日）

▲湖北軍大敗か（北京國際社五日發）茲方面に達したる報道に據れば三日湖北軍は大敗して潯坍を失ひ之と前後して通城亦陷落し湖北軍は引續き退却中なりとあり北軍尙ほ退却を繼續するに於ては武漢は大動搖を起す可く早くも王占元氏の退職及び蕭耀南氏を臨時督軍として秩序維持に當らしむ可しとの說傳へらる但し當地各新聞に發表さるゝ政府筋からの情勢は湖北軍の連日勝利を傳ふ（時事七日）

▲湖南軍提出條件（上海國際社七日發）湖南趙恒惕氏が吳佩孚氏に交附せる湖南軍の湖北に對する條件と稱せらるゝもの最近傳へられたり

（一）王占元を直に退職せしむること

（二）湖北人は須く自治權を有し其の省長總司令に何人を任命するとも湖南は之に干與せざること

（三）直隸蕭耀南の師團は湖北に留まり斬雲鵬の旅團趙傑の軍及び張克瑤の

旅團は直に湖北より退出すること

(四)湖南軍は全然湖北を撤退して湖南の境を守ること

(五)南北は國民會議を召集す先づ自治法兵制國憲を制定すること

(六)聯省自治會議を漢口に召集すること(時事八日)

▲王占元辭職す　(漢口特電六日發)　王占元六日早朝辭職の電報を發し十時文武高級官を召集して會議を開き午後五時散會するに至らず支那街より租界に避難するもの夥し(時事八日)

▲奉直啀み合ひ始る　(奉天特電八日發)　張作霖氏と孫烈臣氏との間に武器供給の密約ありとの確報に接した曹錕氏は大に憤慨し此際直隸派は一致して反抗的態度に出づべしと教唆いて居るとの情報が奉天某所に達したが是奉直確執の第一歩であると見做されて居る(東京日日九日)

▲王占元辭職の動機　(漢口特電七日發)　王占元は六日辭職電報を發せる後曾軍の印綬を劉省長に渡し重要なる文武官憲を集め辭職の理由を說明し治安の維持に就き訓令を與へたり彼は尙ほ中央の命を待ち居れり辭職決心の動機に就て傳へらるゝ所に據れば敵の右翼進城峰を占領し進んで蒲圻縣に在る孫傳芳の走路を斷たんとせしより五日孫は王占元に救濟を乞ひし結果王は蕭耀南の出兵を乞ひ孫の兵は同夜武昌の南一百支里なる汀四橋に退却せり是れ王の辭職を決心せる所以なりと云ふ

蕭燿南は其兵を武漢に配置し晝夜より治安の維持に從事し宛然督軍の如し(時事九日)

▲湖北の敗戰に猥狽す　(北京特電八日發)　北京政府が樂觀せるに反し去る四日以來湖北軍は連敗し其敗報は續りに北京に到着せる結果政府は俄に猥狽し張作霖氏に向つて援助を求め一方連日閣議を開きて時局拾收の善後策を講じつゝあるも未だ適當なる方法を案出するに至らず時勢に反抗するの不可を知れる某閣員の如きは盛に聯省自治を許さんことを唱へ居る模樣なり今日まで王占元氏を絶對的に援助せざる可からずと主張し居りし靳總理も王氏の勢力日々に傾くと共に閣員の反對愈々强硬となり來りたるより唯一の援護者と賴む張作霖氏の態度如何に拘らず王氏を現地位に置くことは波瀾を擴大する外、何等政府に利益を齎らさるを覺りし爲め今日の閣議に於て督軍某巡閱使の職を免ずることに決定したれば武昌の督軍署にありては中央よりの辭職許可命令の到着するを待ちつゝあり王氏を罷免すると共に當地の秩序維持も湖北人なる蕭耀南氏に依りて行はる可く命令は一兩日中に發表せられん尙ほ於て直隸派の勢力は陝四省に擴張せられ今又湖北に伸びることゝなるに對し張作霖氏が果して之を傍觀し得るや否やは頗る疑問の屬する點なれども王氏の失脚と共に今後湖北を中心とする北洋派兩軍閥の確執は到底之を防止することを得ざる可し(時事十日)

▲吳、蕭、孫任官の意義　(上海特電十日發)　北京政府は九日王占元を依願免官と爲し吳佩孚を兩江巡閱使に蕭耀南を湖北督軍に孫傳芳を長江上游總司令に夫々任命したるが之は王占元驅逐と湖北善後問題に就き北方代表たる吳佩孚と南方を代表する趙恒惕の間に意見の大抔挌ありたる爲め遂に吳佩孚が北京政府を促し南方に對し强壓的方針を執るに決せるものと解せらる要するに風は既に檣に滿ちたり而して若し南軍にして武昌城下の誓を斷念せざる限り遂づめ咸陽方面に於ける北方(四合軍(直隸軍及び湖北軍)と南方聯合軍(湖南軍及び湖南自治軍)の決戰は回避する能はざることゝなれり(時事十一日)

▲王占元辭職聽許　(北京國際社九日發)　王占元辭職聽許の特別大總統令は九日午後七時發せられたり(時事十一日)

▲蔣作賓の要求　(北京特電十日發)　湖南の蔣作賓は新任督軍蕭耀南に左の條件を提出す可し

一、湖北全省に自治を宣布すること

二、今回の義軍を自治と改稱し湖北の境に駐屯せしむること

三、自治條項に合はざる時は改革を決行すること

四、王占元の軍隊は全部解散すること(時事十二日)

▲吳佩孚就任未し　(北京特電十日發)　北京政府が吳佩孚を兩湖巡閱使に任命したるは湖北の時局を解決し南北を中斷し南北統一を圖る魂膽なるが吳佩孚は未だ就任を承諾せず蔣作賓等湖北人は更に進んで督軍廢止を主張し居れば今後の解決は樂觀を許さず(時事十二日)

▲靳總理辭職躊躇　(北京特電十二日發)　國務院の消息に據れば靳總理の辭意は確定せるも安福派乾分十數名が自己の利害のため辭意撤回を勸告したるを以て靳總理も躊躇し居る次第なり而して尊交通系の葉恭綽等の內閣組

總運動は相當に進行し居り余啓鈐を國務總理に推す可く紳士諸は野に在りて後援す可しと云ふ（時事十四日）

▲第三政府組織計畫（十五日上海特派員發）　湖北自治を圖りて湖北に於て戰ひつゝある湖北自治軍の背後にありて活動し居る上海の湖北自治協會の首領舊民黨有力者某氏は十五日予（本社特派員）に對し第三政府組織に關する計畫の一般に就き說明して曰く

今回王占元氏驅逐の爲め湖北に出兵せるは我等湖北自治派と湖南趙恒惕氏等の間の相談になれるものにして廣東政府は預らず趙恒惕は廣西敗北後やがて湖南を攻めらるゝを悟り運命轉換の爲湖北に出兵を承諾せるものにして孫文氏趙恒惕氏とは終始一致せざる關係にあり湖北自治派は種々の分子より成れるも何れも孫文氏には反對するものなり我等は湖北自治と共に聯省自治を以て支那の統一を主張するもの然るに徐世昌孫文氏は共に眞實聯省自治に反對にて中央統一主義なると明なりされば我等は湖北自治實現後此處に第三政府を組織し聯省統一を圖るべく既に計畫中なり吳佩孚は恐らく我主張に從ひ第三政府の重要分子と成て直隸派を之を引入れ奉天派と戰ひて現在の北京政府を倒すべし趙恒惕氏は素より之に加はり趙氏と政守同盟を結べる廣東の陳烱明も之に參加し孫文氏は恐らく自滅するに至らん四川、雲南、貴州の第三政府に參加するは疑ひなく斯て北京政府倒れて後は第三政府は北京に移りて正式聯省政府となる順序なり目下蕭畑南氏が督軍に就任して王占元驅逐の目的を達したる後第二の困難に逢着し居れるが蕭氏が一時湖北軍總司令に就任し折合ふやも知れず兎も角兩湖間は今後深く戰はずして妥協すべしと信ず、因に漢口佛租界にて王占元驅逐を祝し居りし參國會議員劉英氏は王氏の要求にて漢口佛領事より王氏に引渡され四日武昌にて銃殺されたり是れ國際慣例を破るものなるより自治協會は佛政府及び佛公使に抗議し佛領事の更迭を要求せり我黨は漢口佛租界に不安を感ぜる日本租界に移れり云々

と今回の湖南より攻撃に孫文氏との諒解なく寧ろ其反對派たる政爭會員其他新國民黨反對派が湖北自治派として活動し彼等は第三政府組織計畫の中心となりつゝあるを明かにせり（東京朝日十八日）

▲兩湖再び戰ふ　（上海特電十八日發）行悩み中であつた兩湖の交鋒は遂に成らず十二日直隸軍と湖南軍とは湖北の汀泗橋附近で再び開戰した戰ひは湖南軍の攻撃に始まり吳佩孚氏は直に斬雲鵬、趙儀、張福來諸氏に前進を命じ湖軍第二師團司令鍋珪氏亦其軍を以て北軍を應援した北軍は蒲圻に向つて攻勢を採るべく尙吳氏は曹錕氏に對し更に援軍の急派を求めた此戰ひの爲日清汽船の武陵丸は武昌の上流卅浬の地點で南軍の爲に銃丸を浴せられた又十六日午後六時同所より漢江中の同社の大亨丸は北軍の海軍が交戰中であつた爲漢江し得ず引返し尙軍艦明石は在留邦人保護の爲十八日朝上海より漢口に向け急航した（東京日十九日）

▲吳佩孚交涉事件　（上海特電二十三日發）吳佩孚は南北調停の爲め奔走中の湖北省出身の某有力者に對し二十二日左の如く聲明せり

（一）蔣作賓にして湖北自治政府を取消すに於ては余は何時にても和議の交涉に應ず可し

（二）各省自治に就ては余はもとより主義に於て之に贊成す、されども各省が省憲法を作ることは中央政府と離反し國家組織の根底を覆へすものなるを以て之に贊同するを得ず各省の自治は中央政府が自治條令を制定するを待ち初めて行はる可きものとすと

尙ほ吳佩孚は北軍の長沙攻撃計畫說を否認したり（時事二十四日）

▲最後通牒交附經緯　（上海特電廿三日發）　吳佩孚氏が二十二日南軍に對し最後の通牒を交附せること既電の如くなるが今しも漢口電報に據り吳氏幕僚の談として上海に傳へらるゝ所に據れば所謂最後通牒交附の經緯左の如し

吳佩孚氏の最後通牒交附の前日卽ち二十一日朝湖南軍總司令趙恒惕氏は軍使として高級參謀を新堤北軍右翼の第一線に派遣し南北講和を提議し講和の談判交涉中、休戰せんことを要求し來れり茲に於て吳佩孚氏は二十一日夜北軍の幹部を漢口に召集し軍事會議を開きたる結果

（第一）　南北講和は固より北方の希望する所なるを以て北軍は喜んで講和談判交涉開始に關する南軍の要求を容るゝこと

（第二）　講和の前提として南軍は先づ湖北省より直ちに撤兵すること

（第三）　撤兵問題に就き南軍が四十八時間內に滿足なる回答を與へざるに於ては北軍は直ちに豫定の如く總攻撃を開始すること

に決定し其旨二十二日晩を以て南軍に回答する次第なりといふ即ち南方の休戰提議は偶々總攻撃開始前に最後の通牒を交附せんとする吳佩孚氏の計畫と合致せる爲め既電の如く二十二日より二日間南北兩軍の休戰を見るに至れる譯なり(時事二十五日)

▲岳州占領の北軍戰報　(上海特電二十九日發)　岳州占領に關する北軍側戰報に據れば北軍司令部は城陵磯方面攻撃中の軍艦湘同、楚豫、楚有、江犀の四艦を召還し新に江元、江利、江定、永安の四艦を同方面に派遣せり北軍の右翼部隊は是等軍艦の援護の下に二十六日南軍の防禦陣地を蹴破し二十七日遂に同地方を完全に占領し時を移さず岳州攻撃に移り二十八日岳州を占領せりとあり(時事三十日)

▲北軍岳州占領　(上海特電二十九日發)　直隸軍の中路は二十六日吳佩孚氏指揮の下に進撃し湍坼を占領し更に南進中である此日から南軍は飛行機を使用して居る一方直隸軍右翼は海軍の援助の下に廿八日朝岳州を占領した▲當地支那新聞に達せる報道に依れば岳州は廿八日直隸軍により占領されたと(東京日日三十日)

▲漢口宜昌通航禁止　(北京特電二十八日發)　北京政府は漢口宜昌間の汽船通航を禁止する布告を發するに決せり其結果日清汽船も營業中止となる可し各國は之に對し如何なる態度を取るか目下深き注意を拂ひつゝあり(時事三十日)

▲閻相文暗殺の影響　(上海特電廿八日發)　陝西督軍閻相文氏の死因に就き北京政府は之を自殺と認定せるも實は唯一の反對派たる安福派系統の刺客に依り暗殺されしものなること其後の情報にて愈々確められたり即ち閻氏は二十三日夜西安に於て刺客に襲はれ翌二十四日喪を發表するに至りしものなり閻相文氏暗殺事件の政局に及ぼす影響の主なるもの左の如し

(一)北京政府が閻相文の後任として直隸派中吳佩孚氏に次ぐ有力者として定評ある馮玉祥氏を選定せるは當然の仕儀なるが此結果馮玉祥氏は其軍隊の全部を以て陝西を防備することゝなり最早從來の如く吳佩孚氏を後援するの餘裕を有せざることゝなりたり即ち之を直隸派全般より見れば僅々一ケ月の中に直隸派は自家防衛上最備軍の全部を各重要地點に配置するの止むを得ざるに至り奉天派との對抗上極めて不利の境遇に陷りしものと云ふ可きなり

(二)閻相文の遭難が反對派たる前陝西督軍陳樹藩(安福派)氏に取り有利なる局面の展開を意味することは勿論にして、假令馮玉祥氏が閻相文に代りて陝西督軍に就任するとするも陳樹藩一派の對抗は之を阻止するに由なからんと之は最近長江筋に於ける安福派の暗中飛躍(安福派の青年將校は續々湖南軍に投じ現に湖北攻撃戰に參加せるもの少からず又安福派の策士胡霖氏は此程上海に安福派の宣傳機關を設立し昨夜上海に於ける主なる日英米各國新聞記者を招集し披露宴を張りたり)と相俟つて輕々に看過するを得ず

(三)米國は元來直隸派に接近し就中吳佩孚、馮玉祥兩氏に對しては擊機最も勢め居りしものなるが今や吳佩孚氏は兩湖巡閲使として武漢にあり又馮玉祥氏は新に陝西督軍として西安に就任せんとし中部支那は全く親米派軍人の勢力範圍となりたり勿論之を以て中部支那が米國の勢力範圍となりたりと斷ずるが如きは輕率の譏を免れざるも然りとて吳佩孚、馮玉祥兩氏を通じて米國の勢力が曾て英國の勢力範圍と見做されたる中部支那に及ばんとする微妙なる政治的推移に至つては何人と雖も之を否認し能はざらん是れ閻相文の後任たる馮玉祥氏の政治的色彩より來る當然の結果にして此政局推移の傾向は正しく閻相文遭難の間接の影響と解す可きものなり(時事三十日)

財政經濟其他

▲英米煙草職工の罷業　(上海特電四日發)　上海浦東に在る英米煙草會社の職工一千餘名は七月十九日より外人監督の虐待に憤慨し兩來同盟罷工を企て

一、監督排斥
二、賃銀增加
三、罷業中の賃銀を支給する事
四、日曜の賃銀を支拂ふ事
五、今後は職工を虐待せざる事

等を決議し會社側に回答を迫つたが滿足なる回答を得ず罷工は今尚繼續中で職工は數度の罷業に馴れた爲態度强硬にて三日少數の職工會社側に買收されて入場せんとしたが罷工團體の爲包圍攻撃され重輕傷者若干を出すに至つた

（東京日日五日）

▲釐金徴收所撤廢（北京國際社三日發）財政部は國庫收入增加の目的を以て從來京綏鐵道沿線各地に釐金稅徴收所を設置したるに沿線各地の商人は團結して貨物運搬廢止同盟を組織し强硬に反對せる結果徴收所は撤廢に決せり（時事五日）

▲京漢鐵橋工事落札（北京國際社五日發）京漢鐵道高架鐵橋架設工事は支那に於ける近來の大工事にして其入札には日英米佛伊支那、白耳義、瑞典、丁抹等の各國會社參加して激烈なる競爭を爲したるが一個月餘に亘る審査の結果工費見積り額一千五百萬弗にて白耳義輸出會社に落札せり（時事六日）

▲獨支合辦銀行設立（上海國際社五日發）獨支通商條約に基き今回更めて開業せんとする德支銀行は新に支那に於て株式を募集し之を獨支合辦とする計畫なりと傳へらる（時事六日）

▲東支鐵道督辦交迭（五日奉天特派員發）當地支那側の說によれば東支鐵道督辦宋小濂氏は吉林省長に轉じ前省江道尹韋士恩氏其後を襲ひて督辦たるべく過日來氏の北京に赴きたるは之が爲めにして東支鐵道借款は同鐵道愈經營難に至れば張作霖氏自ら日本側に交涉すべしと（東京朝日六日）

▲內爭を止めずば支那は破產（五日上海特派員發）外國銀行團の某有力者の談に曰く內外債三十億にて歲入の七割は軍費となり內亂費は其外とす今日支那は既に償還の力なく其他の政治一として擧ぐべきなし猛省して早く內爭を止めずんば民國十四年六月には破產すべしと（東京朝日六日）

▲南滿鐵道の今後（北京特電五日發）江西省の南滿鐵道借款期限來り支那側は償還の方法なく自然債權者東亞興業會社の手に落ち東亞興業會社は更に資金を投じ改善を圖るに決したりと云ふ（時事七日）

▲京綏米支借款成る（北京特電五日發）京綏鐵道に使用する機關車客車借款は七月上旬交通部と米國聯合車輛會社との間に契約せられたり總額六百萬圓契約の日より五ケ月間に全部供給する筈なり（時事七日）

▲東支鐵道直通成らん（十日哈爾賓特派員發）滿洲里に於けるチタ鐵道との直通協定の結果に就ては當地より特に出張したる萬國寢臺會社代表者哈爾賓とチタとの間に立つて斡旋する所ありし結果チタ當局は

一、國境內に入りたる旅客の不可侵

二、列車及其附屬物に對しては徴發沒收を行はざる事

の二條件に同意し寢臺會社の手にてチタ鐵道所屬の車輛を修繕するも其費用は五箇年分納にてチタ鐵道局より償還する事とし先づ二列車を寢臺會社に提供する提案に對してはチタ側にて自ら修繕の上右會社に交付すべしと云ひ別に右會社の責に歸すべからざる理由にて極東共和國內にて發生すべき列車の破壞其他の損害に對するチタ政府の責任負擔に就ては留保する所ありたるが斯くて曲折の後哈爾賓チタ間直通運轉實行を見るとも其時期は早くも十一月末なるべしといふ（東京朝日十三日）

▲車輛新借款成立（北京特電十五日發）交通部と中央銀行公司の間に粵漢鐵道湖南湖北間の鐵道用車輛借款二百萬圓は一昨年調印せるが其後銀相場の下落にて材料購入に下足を生じ更に同公司と八十五萬圓の借款を契約し十一日閣議を通過す利子年八朱千九百二十二年正月より十五萬圓宛償還利子は半年毎に支拂ふ手數料一千分の十五用途機關車貨車枕木購入費擔保京奉鐵道收入とす（時事十六日）

▲四鄭鐵追工事進捗（鄭家屯特電十四日發）鄭家屯、白音太拉間七十四哩の鐵道工事は着々進捗し廿三哩許りは土工用の貨車が通過し得るに至つた近頃降雨續きで河水增加し堤防危險に瀕して居るが此上增水せざれば本年中には全線開通を見るであらう全線中の難工事は清河、細河の橋梁で目下工事從業員二千人、監督支那人技師五人で其中二人は日本專門學校の出身者である尙注意すべきは支那の交通部が白音太拉から延長さるべき洮南線を全く日本によらず自國の手で連山灣迄延長せんと計畫して居ることで近々兩國間に交涉を開くに至るだらうと（東京日日十六日）

▲中法實業復活近し（香港國際ロイテル十六日發）最高法院は中法實業銀行の解散申請公判を更に十月十八日まで延期せんとする請願を許可せり上海、北京及び巴里よりの辯護士の電報に據れば和解的解決を爲す可き決定を見、目下之に就き商議中にして同銀行の再興は近きにあるもゝ如し

香港支店長の意見に曰く理事會は同銀行の再組織を行ひ、之に依つて同銀行を舊名稱又は新名稱の合同銀行に依つて繼承せしめたしと希望し居れり此の合同銀行は中法實業銀行の資產全部を繼承し且つ債權者及び預金者に完全に支拂なし以て極東に於ける佛國民の信用を維持するを目的として中法銀

行の資債を辨償するに必要なる資金を供ふるものたる可し（時事十八日）

▲東支線借款說再燃　（哈爾賓特電廿日發）　早川滿鐵社長來哈の際東支鐵道に對し借款問題を提議したとの說及共同監督技術部長スチーヴンス氏が數日前米國政府から借款承諾の電報を受取つたとの說は行惱み中の借款問題を再燃せしめた模樣である同鐵道に關係ある一露人は

早川氏はオストルゴフ長官、スチーヴンス技師と會見の際滿鐵で三千萬圓の社債を發行し內二千五百萬圓を東支鐵道に貸付ける代りに東支滿鐵兩鐵道の貨物直通輸送開始、東支鐵道の運賃引下及賓黑鐵道敷設權の讓渡を要求した

と云つて居る又スチーヴンス氏が果して命令を受けたか否かは明瞭でないが露人側は頻りに之を傳へて居る借款が成立すれば技術者の監督權が增大し國際管理と大差なきに至るは云ふ迄も無く之が爲當路者は愼重の態度をとり特に支那側は非常の注意を拂つて居る而も重役十名（露支各五名宛）の內七名以上借款に贊成するや否や頗る疑問で又北京政府の承認も懸念されて居る最近北京政府は支那銀行から三百萬元の資金を東支鐵道の爲に調達したとの事である又一說に依ればスチーヴンス氏は日米二國で一千萬圓宛を出資し之が支出は技術部の承認を要すると主張して居る由尙露人間にはスチーヴンス氏初め東支鐵道重役は近く大連に赴き早川滿鐵社長と協議する筈であると傳へられて居るが同問題解決迄は尙幾多の曲折があるだらう（東京日日二十一日）

▲十年公債引受成る　（二十一日上海特派員發）　行惱み居たる十年公債三千萬元は內債交換所にて一千萬元上海各交易所にて八萬元商業銀行にて六百萬元勸業銀行にて六百萬元を引受くることとなれり用途は償還期限の過ぎたる內外債の元利償還にて一部は行政費の不足に宛て更に太平洋會議經費として此の中より八十萬元と別に交通部より五十萬元を出し部合百三十萬元の豫算なりと此の公債實價は額面百元に付き六十八元にして利子爲替料を差引けば六十三元となる（東京日日二十二日）

▲航空續借款調印　（二十一日上海特派員發）　航空續借款百萬磅は十七日午後二時航空所代理所長とヴイッカース會社代表者との間に同所にて調印されたりと（東京朝日二十二日）

▲北京政府財政難　（二十二日北京特派員發）　八月の節季を控へたる北京政府の財政難は例に依つて例の如く參謀部の如き上下員の給料不渡二十二箇月に及び上下員全體結束して近く大罷業を爲さんと敦圍きつゝあり又一時解決せしやに見えし北京教育界の紛擾も其後政府が約束の條件を履行せざる爲今猶解決せず此外內外債務の元利償還すべきもの及び援鄂征蒙の特別軍費を初めとし差詰所要の經費二千萬元を下らざるべきが落財政總長の計畫として傳ふる處に依れば政府側は九年公債一千萬元の外臨時內國銀行家との間に小借款を締結して一時を遣り繰ること左まで困難ならずと、夫かあらぬか某國との間に煙酒借款交涉進行中なりとの說最近又復傳はれり（東京朝日二十三日）

▲三百萬弗借款成立　（北京特電廿五日發）財政部と加泰陀公司との間に米金三百萬弗の借款成立し廿七日右金額の交附を爲す筈（東京日日二十七日）

寄贈書目錄

（其二）

實用新案公報　特許局
大正九年度北支那貿易年報　滿鐵會社
山林彙報　農商務省
地學雜誌　中國地學會
亞洲學術雜誌　其研究會
大陸工報　興亞技術同志會
學燈　丸善株式會社
取友　立憲政友會
滿蒙經濟時報　奉天商業會議所
東洋時報　其社
The Herald of Asia　Herald社
商ト工　其社
對岸時報　對岸協會
會報　帝國鐵道協會
南滿鐵道株式會社事業概況　南滿鐵道株式會社
南滿鐵道株式會社營業一斑　其社
會報　鐵路協會
三田評論　其社
大陸　其社
報德　其會
法學論叢　法學會
財政經濟時報　其社
化學工藝　其社

自七二一號至七二四號
九六七號
一〇八號
二五七號
一〇四號
二七六號
二五號
九五五號
一二九七號
一一〇〇號
一四〇〇號

支那

大正十年　十一月號　十一月

目次

時報
山東問題の回答と再辯駁——黃河鐵橋の再入札——鐵道統一問題——太平洋會議提案意見——上海國是會議……五二—六六
孔子の聖地……一

支那共管論と國權恢復運動……二—四七

北京政府の財政現狀（上）……四八—五二

彙報
日本新聞重要電報——外交關係——內事問題——經濟問題
支那新聞重要記事——外交關係——國內要聞——財政と經濟……六七—八〇

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

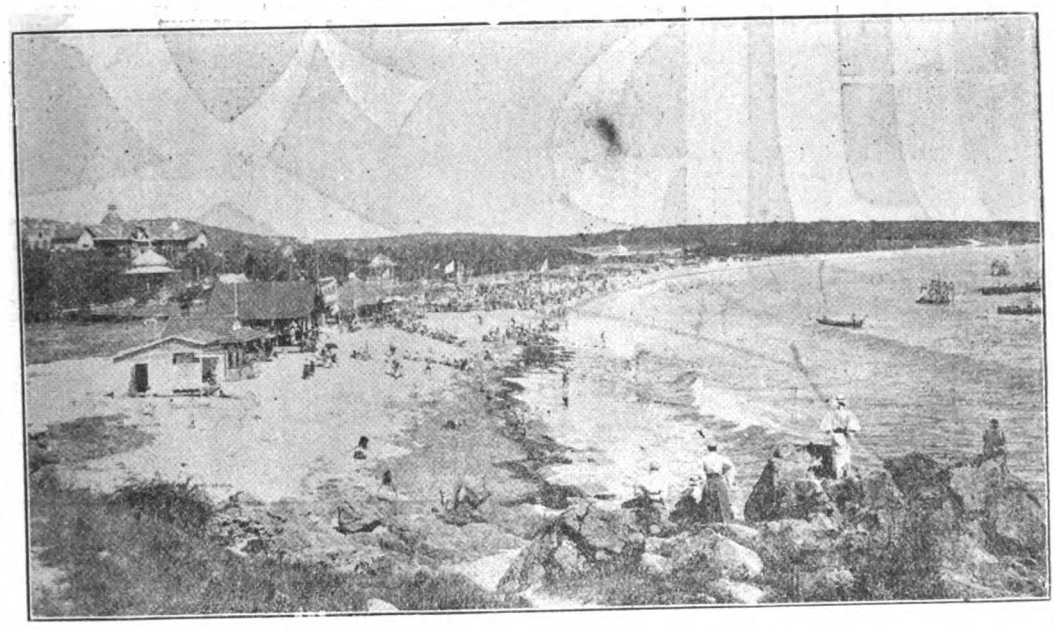

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るとこに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り。支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路に由る滿洲、安東、會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料、機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年十一月十五日
第十二卷　第十一號

孔子の聖地

支那人は山東の還附を求むるに際し山東は孔子の聖地にして支那文明の發祥地なりと稱し、之れを支那に恢復する事は支那人の止み難き希望であると述べた、其孔聖の教の基は信義と云ふ事にあつた、支那人が孔孟の聖地を恢復せんとするに急にして、信義を蹂躙する事を地下の聖人は寛恕するであらうか

最近に於ける日支間の山東問題に關する折衝を見る時、吾人は支那に果して信義ありや否やを疑はざるを得ない、國際の關係は信義を第一の要件とする、彼の歐洲戰亂が彼が如く擴大したのも獨逸が國際信義を重んせず、白耳義の中立を蹂躙したが爲であつた

支那が其主張を貫徹せんとする事については、吾人は十分の理解と同情を有する、然し其れが爲には常に國際の信義を恪守せん事を求むる、徒らに故なくして他國に惡罵を加へ、若しくは國家間の取極を無視するが如きは、決して怨さるべき事ではない、英國の政治家は大戰の始に方り紙幣を持して民衆の面前に出で、此一片の紙に交換價値あるは何の爲であるか、背後に兌換の保證ある爲である、國家の保證にして蹂躙し得べくんば之れ廢紙に過ぎない、獨逸の擧措は之れを以て廢紙に歸せんとするものであると論じたが、吾人は支那に向つて此言を味はん事を希望する、殊に彼等自ら稱する孔孟の聖地に關する交涉についてさうあつて欲しいと思ふ

支那共管論と國權恢復運動

奇しき對象

現下支那に於て最も惡名を負はされ、排斥を蒙りつゝあるものは日本である、而して英米殊に米國は支那に最も同情ある友邦と稱せられ、是等兩國と支那との關係は親善を以て呼ばれ、所謂ＡＢＣ同盟（American, Britain Chinese Alliance）論さへ唱導せられた事さへある

然るに支那に對する列國の共同干涉、國際管理が、是等支那に於て最も評判好き而して信賴畏敬すべき友邦と目せられつゝある、英米兩國の識者によりて提唱せられ、支那に於て最も惡名を蒙りつゝある日本に、支那國際管理反對論者多く却つて支那人の多年熱望する國權恢復運動の或ものについて援助を吝まず、寧ろ進んで率先して之れを助成すべしとの有力なる論議を聽くは誠に奇しき對象と云はねばならぬ

支那の國際管理は支那人の無力、腐敗、支那政局の混亂、改革運動の不成功等の基礎の上に立論提唱せらるゝもので、支那人の自力に任せては支那の發達は庶幾し得ずとの前提により、列强の力によりて支那の統一開發を完成し、其完成を俟つて支那人の手に歸さうと云ふ案で、支那の改革運動、現時の支那人民の性格能力に望を絶つたる結果の論斷である

さうして支那國權恢復運動＝勿論其內のある二三のものではあるが――の達成に贊成し援助せんとするのは、支那改革の進程に滿足し、支那人の力量手腕發達に望を屬した結果でなければならぬ事である

從て此兩者の主張提案は支那及支那人に對する全然相反せる觀察點より發足しつゝあるものと謂ふべきである、さうして此前者が支那に於て比較的評判よき英米人によつて唱へられ、後者が支那人より極端なる惡聲を放たれ、排斥を蒙りつつある日本によつて唱導せらるゝのは何たる皮肉であらう

一九一九年一月北京天津タイムス紙上に於て同紙主筆ウッド、ヘッド氏が Reconstruction in China の題名の下に、支那の改造は外國人を招聘し之れに或程度の行政權を與へ、外國人の協力と指導とを俟たずんば、到底其達成困難なるべきを

說き、支那國際管理の先聲をなしつゝある時、其一月二十五日の我帝國議會に於ては、內田外相は

支那一般の康寧福祉の爲必要なる財政經濟上の援助は勿論其他事件の大小性質の如何を問はず苟くも支那全般の利福に貢獻し得可き支那國民の正當なる希望は帝國に於て率先是が達成に助力するに躊躇致しませぬ

と聲明して居る、右の內田外相の演說丈けでは餘り漠として居るが當時は巴里講和會議將に開かれんとする際にして、帝國の全權は支那の國權恢復の重要なる主張の三四については、相當の援助を吝まず、之れが達成を期せしむべきの決意を以て、巴里に航しつゝあつた時である、さうして內田外相は其訓令の內容を抽象的に此に表明したのであつた

然るに巴里講和會議に於ては、內田外相と支那主席全權陸徵祥氏との間には、兩國互に十分の協調を保ちて會議に莅むべき旨の隔意なき申合ありたるに拘らず、開會劈頭山東問題につき兩國衝突の端を啓き、從て支那の國權恢復の希望についても支那も援助を求めず、日本亦進んで之れを後援するの機會なく、且又講和會議に於ては問題外として直ちに之れを拒否した爲、此日本の折角の好意も示すに由がなかつたのである

次いでブランド、パワース、ギルバート等の諸氏によつて、頻に支那國際管理論の唱へられ、ブランド氏の如き「世間には民族自決主義なる熟語に眩惑せられ外部より支那に干涉の手を伸ぶるよりも寧ろ支那人に放任しその滅亡に任せんと云ふ一種の夢想者がある、併しながら斯かる事は餘りに極端にして殆んど議論の價値がない、支那を滅亡させまいとすればこそ問題は起るのであつて然らざれば何等問題の起りやうはない、而して支那を滅亡せざらしむる爲には是非共外國の干涉が必要である」と絕叫して居る時、我國に於ては朝野の間に支那內政不干涉論が依然として金科玉條として尊重せられ「支那の統一發達は希ふがそは支那人自らによりて爲さるべく外國が外から之れに干涉すべきではない」との主張が一般に是認せられ、支那が其發達の爲に外國の援助を必要とする場合にのみ相當の援助を與へらるべしとの意見が肯定せられて居つた

斯く英米の先覺者支那通の間には頻に支那國際管理の論議盛となりつゝあり、今次の華盛頓會議に際しても或は此議亦上程さるべきかと稱せられつゝあるに、一方支那に於ては國權恢復の希望大に熾烈にして、此機會に於て其多年の宿望を達せんとしつゝあるものゝ如くである、我國が今回重ねて往年の講和會議の際に於けるが如き方針を持しつゝありや否やは

吾人の寡知する能はざる處であるが、此二個の全然相反する基點に立脚した問題が上程した場合、其孰れに賛すべきかは極めて愼重なる考慮を要する事であらう、支那國際管理案と國權恢復案と或點については其外形に於て一致するものあるも、其根本精神に於ては全く相背反するものであると信ずる、其點は後に之れを論述する

國際管理論

支那の國際管理が近來頻に提唱せらるゝに至つたが、之れは從來種々の階梯を經變遷を經て此に至つたのである、現今唱へらるゝ支那の國際管理は支那全般の行政並に施設に關するものであるが、從來は部分的の國際管理が主張せられて居つたのである、而して從來の部分的國際管理についても、今回の全般的國際管理についても、其先蹤とせられ其立論の根據とせらるゝ處は、過去に於ける部分的の外國人管理によつて擧げ得たる成績即ち關稅、鹽稅が好成績を收め得た事である、國際管理問題を知る爲には、勢斯くの如き沿革變遷から先づ說かねばならぬ、最近華盛頓に於てブランド、米國國務省極東局長ホーンベック、倫敦タイムス特派員ウイルボット、レッス及我朝日新聞特派員等とが支那問題について意見を交換せる際に、ブランドの述べたる意見を朝日新聞の電報によつて見るに、同氏は支那國際管理の必要を說き「海關郵政鹽務の行政組織を更に他の部分にも擴張する事を要す」と說いて居る樣である、卽ち同氏の主張する支那國際管理は之等の實際の問題について擧げ得たる成果を認め、之れを他の一般行政に推及せんとするものと信ぜらる、依つて此には先づ部分的國際管理を說いて、順次一般的國際管理に及ぶ事とする

財政の國際管理

一九二〇年十月十五日成立せる對支新借款團規約前文中には

各國團體の意見によれば支那政府の爲經濟的改造及交通改善の企畫に要する資金を各自國の投資利益を代表する諸銀行團の協力により調達する事現下の事態に於て最も善く支那國民の利益に貢獻する所以なり

と記載せられ、此見地の爲に公募に附せらるべき支那の中央地方政府に關係ある政治經濟全借款を、英米佛日の四國銀行

團にて共同して引受くべき事を規定して居る、其後支那側が借新款團を認むるに至らないが爲に、未だ具體的借款交渉の開始を見ないが、支那政府が財政上外國の援助を必要とする事は、甚大であるから、早晩借款交渉の開始を見るに至るであらう、而して如何なる借款が如何なる條件によつて成立すべきやは、今日に於て知る事能はざるも、支那政府が諸般の整理改革の爲に巨額の資金を要すべきに徹し、將た又從來支那より提案した第二次善後借款交渉等に見て、其借款額の相當巨額に達すべきことは想察し得らるゝ處である、而して借款額の巨大なればなる丈け、之れが爲に供せらるべき擔保も重要のものたるべく、而して該擔保については債權者の利益保持の爲に、債權者たる各國に於て相當の干渉をなすに至るべき事、亦從來の例に照して類推し得べき事である、從て新借款團の成立は支那財政の國際管理に向つて更に一歩を進めるべき道程にあるものと謂ふべきである、斯くの如くして支那財政の國際管理は次第に其色彩を濃厚ならしむるであらう

抑も支那財政の國際管理は近年支那が益財政難に陷り、借款に重ぬるに借款を以てし、然かも其整理改革の大業は毫も頭緒無く、動もすれば内亂の爲に列國の有する債權に不安を感ずる事あり、更に又各國の恣意により徒らに借款競爭に沒頭するは、益支那の財政を紊亂せしめ、驀ては列國共に其應報を受くる事あるべきに鑑み、列國協調して支那の借款に應ずると共に、一致して支那財政の維持整理に助力せんとする爲に唱導せらるゝに至つたもので、支那の國際管理は先づ財政共同管理に其端を發したのである

然し此財政管理は更に既往に於ける財政上の個々の問題の國際管理的經驗を發足點として唱導せらるゝに至つたものである、ブランドも「財政管理と云ふも現在行はれて居る外人の關稅及鹽稅管理を今少しく範圍を擴張したものに過ぎないであらう」と云つて居る、則ち關稅鹽稅の管理が財政管理の先蹤であるのである

關稅の管理

支那の海關及海關稅は久しい以前から外國人の管理の下にあり、さうして好成績を擧げつゝある、抑も支那の海關が外國人の管理に歸したのは一八五四年頃よりの事にして、當初は全く列國の支那に對する一の好意の表象であつたのである、一八五三年上海は長髮賊徒の爲に占領せらるゝに至つたが、獨り外人居留地は外國軍隊の防備の下に安全なるを得、外國

人は依然として通商貿易に從事する事を得たるも、海關は支那官吏の逃亡の爲に閉鎖せられ、外國人は其輸出入貨物に對し所定の稅金を納付するの機關を失つた、然かも英米の商人は曾て支那の不當なる苛稅に抗したると共に、公明妥當なる課稅を免れんとするは不當なりとなし、之れが納入の便宜の爲に各國領事に於て海關の善意的管理をなし、自國商人の貨物の輸出入をなすものをして其品名數量を申告せしめ、約束手形を以て正規の納稅をなさしめた、然るに此制度による時は斯かる取極を結んだ英米佛の三國船は納稅するの義務あるも其他の國の商人は納稅の義務なく不公平の結果となる爲、米國先づ此協定より脫退し、次いで英佛亦之れを廢棄するに至つた、其後に於て是等三國領事は當時上海にありし英米佛公使の贊同を經て、一八五四年六月二十九日上海道臺の吳建彰との間に一協約を締結し、其第一條に於て

稅關管理者の經驗したる困難の主要なるものは條約及稅關規則の嚴守勵行に必要なる忠實明敏及外國語の素養等の必要なる資格を具備する稅關吏を得るの難きにあり、而して之れに對する方策は外國人より其選拔任命をなすにあり」

と規定し、其結果英人 Thomas F. Wade、米人 L. Carr、佛人 Artur Smith の三人を以て關稅管理委員會を組織せしめ、之れに海關の管理を委任したのである、右三人中ウエード最も才幹あり且支那語にも通曉せし爲、最も勢力を得實權は全く其手中に歸し、後其の北京駐在英國公使となるや、Horatio Nelson Lay 其後を承けたが、レー亦手腕凡ならず、他の二人は員に備はるのみにして實權は依然彼の占むる處であつた、其後外國人中にも此支那海關の外人管理の繼續及擴張を希望するものと然らざるものとを生じたが、一八五八年六月二十七日調印の英清間天津條約第二十六條の規定に基き、英清間に關稅率修正協議委員會を設け、通商章程を議するや、同年十一月八日上海に於て調印せる同章程第十條に於て

通商各港の收稅の脫漏防止については清國に於て自由に法を設けて辦理すべき事は既に條約に載明せる處なり現に各港劃一に辦理すべき事を議明す總理外國通商事宜大臣は或は隨時自身又は代理者を以て各港を巡歷すべく又英人を採用して海關行政、密輸出入防止、開港場區域劃定、港務の執行、燈臺浮標其他の航路標識設置等の事務を幇助せしむるを得但其人選については英國官憲の推薦干涉を受けす

と規定し、同年十一月二十四日上海に於て調印せる佛支間通商章程善後條約第十條に於ても同一の規定をなし海關事務の爲に佛國人を雇聘し得べき事を約し、又米國とも同樣の約束をなして居る、斯くて此上海に於ける制度を各開港場に及ぼす事となつたのである、則ち此章程成立の結果、從來上海の海關事務に參與した三委員は全く英米佛三國の代表者たりしに、今後は支那が外人を傭聘して海關事務を取扱はしむる事となり、然かも表面上は右外國人の採用は全く支那の任意に

委せられ必ず外人を雇聘して海關事務を取扱はしめねばならぬ拘束はないのであるから、此に形式上は支那海關の外國管理を脫したのである

形式上はさうであるが事實に於ては該章程は、英國委員レーを以て總稅務司に任ずべき前提の下に制定せられたもので其制定後米佛の委員は辭職し、レーは一八五九年を以て兩廣總督何桂清により海關總稅務司に任ぜられ、海關事務を總轄する事となり、彼の監督の下に新に廣東、汕頭、福州、寧波、鎭江、九江、天津の七關が開設せらるゝに至つた、而して是等の海關には孰れも外國人の稅務司を採用したが、一八六一年に於ける稅務司の國籍別を見るに上海、鎭江、寧波は英人、天津は佛人、福州、廣東は米人、汕頭は獨人であつた、其當時總稅務司の權限地位の保證等について何等かの規定ありしや否やは明かでないが、一八五四年の英佛米三國領事と上海道臺との間の上海海關組織に關する協定に於ては「外國委員に對し强要、收賄、怠慢等の苦情出でたる時は道臺と三國領事とより成る混合法廷に於て其免職と否とを決す」と定め、三國側と支那側との共同審判の上でなければ免黜する事は出來ない制度であつた

其後總稅務司レーの賜暇歸朝に際し、一八六一年六月英人ロバート、ハート及フイツ、ローイ兩人總理衙門大臣恭親王より總稅務司事務取扱を命ぜられたが、其任命の通告は總稅務司の地位、職務について大體を示して居る、其內に曰く

フイツ、ローイ及ロバート、ハートは共同して關稅收入及開港場に於ける貿易事務の監理に任ずべき事を命ず、恭親王はフイツ、ローイ及ロバート、ハートに總稅務司の職を代行し外人の密輸入又は支那貨物を洋貨に混入するを防止せしめ且輸出入貨物を嚴密に區別せしむ

四半期每に關稅及噸稅收入及徵稅費に關する報告を提出すべし、其の報告は忠信簡明正確を期し戶部及總理各國事務衙門に提出の爲二部を供ふべし

公務に從事せる外國人の技能を判斷するは支那政府の能くする處にあらざるが故に之れを認定し時々試驗を行ひ其監督をなすの責に任ずべし

俸給及徵稅費に關しては支那側の稅關監督官及總稅務司は合議の上各開港場の收入に準じ冗費及過剩なきを期し相當に決定すべし各種出入船舶の法律行爲については支那側稅關監督官と總稅務司と共同して之れに任ずべく總稅務司は稅關規則又は取締法規に對する違反密輸入及稅關收入の詐僞等を嚴正に防壓すべく若し規則違反又は犯罪を惹起せば總稅務司其責に任ずべし(中略)親王は兩人に必要なる權限と職務とを與へて總稅務司の事を代行せしむ

外國稅關吏は商業に從事する事を許さず過失あり缺くる處あるものは免職すべし

云々と、之れによれば總稅務司は總理衙門大臣より任命し、其部下の外國人の監督は總稅務司に委せらるゝものゝ如くである、其後レーは辭職してロバート、ハート遂に正式に總稅務司に任命せられたが、ロバート、ハートは海關勤務の外人多數に上れば、之れが爲に章程を制定するの要を主張し、一八六四年(同治三年)を以て海關募用外人幫辦稅務章程二十七

條の公布を見た、元來各海關には稅務司の外支那人の海關監督の道員あり、所謂道臺と稱せらるゝものにして、稅務司は之れと會同して海關事務を辦理すべきものであるが、今新章程により定められた、外人稅務司等の地位權限等を摘記すれば次の如くである。

一、總稅務司は總理衙門の派する所なり、各港稅務司及各種事務取扱の外國人については清國當局は其善惡を知る能はざるを以て若し不當の事あらば總稅務司責に任ず（第二條）

一、各關稅務取扱の外國人は總て總稅務司に於て募り任命を請ふべし其俸給赴任轉任等均しく總稅務司の專斷に任ず若し某關稅務司及各種關員中に不都合のものある時は該關監督より一面通商大臣及總理衙門に詳報し一面總稅務司に報告して處分せしむべし（第三條）

一、各關の徵稅事務は清國の公務なり其取扱ふものは清國人ならざるも其取扱ふ處清國の事務なれば其俸給は清國より支給す（第四條）

一、稅務司は總稅務司の任命する處にして關監督の屬員にあらず（第七條）

一、稅務司は專ら稅務を取扱ふべく稅務以外の地方各事に干涉するを得ず（第十一條）

則ち之れに依つて見る時は、總稅務司は絕大の權限を有するが如くも、然かも其任命は總理衙門大臣に於て之れをなすものにして、且又一方是等外人の雇聘については何等條約上に於て拘束を受くるものにあらず、斯くの如き組織は少くとも制度の上よりは、清國政府が任意に採用せる處に外ならなかつたのである。

然るに其後支那が我國と干戈を交ふるや、其戰費竝に賠償金支拂の爲に多大の外債を起し、右外債の擔保に海關稅を充當する事となり、其結果支那は此外人の海關稅務取扱につき拘束を受けざるを得ざるに至つた、則ち一八九六年三月十一日香港上海銀行、獨亞銀行と支那との間に締結せられた千六百萬磅の第一次英獨借款契約第七條に於て

本借款未償還以前に於ては清國海關事務の經理は現組織を變更する事を得ず

なる約束し、更に其後一八九八年締結の第二次英獨借款一千六百萬磅の契約第六條に於ても同一の約束を繰返すに至つた、即ち此時迄は支那海關の外人雇聘は全く支那政府任意の型であつたが、是れより後は之れを強制せらるゝ事となつたので

ある。

其後二年を經たる一八九八年二月十日附總理衙門より英國公使に與へたる聲明書中に於て

衙門は外國通商に清國の港を開放せる以來商業及歳入は確かに增進しつゝある事英國商人によりて支拂はれたる關稅は外國によりて支拂はれたる總額の約八割なる事而して之れが爲一英國民サー、ロバート、ハートは總稅務司として雇入れられたる事を認む(中略)

然れども彼の(ロバート、ハート)の歸國を必要とする所のある理由の存する時は清國は種々の港灣に於ける通商を十分に調査し且英國商人の大多數なる事を見出し執務上彼と同等の技倆を有する一英國人を選擧すべき事を相違なく該總稅務司に指令すべし、而して衙門の調査の後清國の關稅事務を管理すべき繼續者として之れを任命すべし

と述べてロバート、ハートの後任に同人の推薦せる英人を任命すべき事を約し、次いで同十二日附聲明書に於ては

衙門は清國との英國通商は總ての他國のそれに勝る事を認む而して衙門が屢同意許容したる如く過去に於けると同樣に將來に於ても亦英國人は總稅務司として雇入れらるべし

然れども若し將來に於て或る他國の通商が種々の清國港灣に於て英國のこれよりも一層盛大となる如き事あらば清國は其際は總稅務司として英國人を必ず雇入れざるべからざる拘束を受けざる事勿論なるべし

と述べて、少くとも英國の支那との貿易が他國のそれよりも盛大なる間は、總稅務司として必ず英國人を雇入るゝの約束をなした、總稅務司の權限は實に宏大なるが故に、總稅務司として英國人を雇聘する間は支那海關は外國人の管理に屬して居る譯である、彙の英獨借款契約に於ては、該借款未償還の時期間海關の現在の制度に變更を加へないとの約束であつたが、今回は英國の貿易が他國のそれよりも盛大なる間と云ふのであるから、其期間は何時迄であるか豫測もつかぬ事である

其後北清事變後の一九〇一年最終議定書に於て常關收入を賠償金の擔保に供した結果、全國常關——之れを通じて主要地方の帆船貿易を海關の管理に移す事となつた爲に、外國人の管理は更に其範圍を擴大する事となつた

斯くの如く支那海關は最初任意に外國人の管理に歸して居つたのが、次第に拘束的に外人に管理せしめざるを得ざる事

となり、更に其範圍も擴大して來たが、前清末路の利權回收熱の勃興に際し、海關を外人管理より脫却せしむる第一步として、一九〇六年五月九日附を以て

戶部尙書鐵良著して督辦稅務大臣に派充し外務部右侍郎唐紹儀著して會辦稅務大臣に派充す有らゆる各海關所用內外人員は總べて節制に歸せしむ

との上諭を發し、從來海關が外務部に直屬したるを改めて新設の稅務所の統轄に歸せしむる事とし、更に着々外人の權限を縮少せん事を企圖した、此に於て從來支那と海關につき取極を有し、且又之れを債權の擔保となせるものは、支那の斯くの如き態度に反對し、遂に英國公使より抗議を提出したるより、支那も止むなく同年九月を以て

所轄機關の變更は海關の內部組織に何等の變更を及ぼすものにあらず

との言質を與ふるの止むなきに至り、一九一一年に郵政を海關より分離したる外、海關について手を下す事を得ずして止んだ

其後革命戰爭勃發し淸朝は退位するの事態を生じ、利權回收運動も中道にして廢されたが、革命に際し支那政府が關稅を擔保とする外債上の義務を履行する能はざるに至つた爲、關係列國公使は外國の有する債權保護の爲、南北兩政府に對し獨り中立を守り得べき地位にある海關をして關稅收入の保全を圖らしむるの外なきを認め、支那政府に要求したる結果、宣統三年十月十六日附稅務處より總稅務司に與へたる命令により、關稅收支の兩權を總稅務司に委任する事となり、今日に至る迄實行せられ、海關は全く外人管理の下に屬する事となつた

斯く支那の海關は當初より外國人の管理の下にあつたのであるが、其爲に支那に於ける最も整備せる且確實性を有する官署たるに至り、海關收入は支那の最も確實なる歲入となり、之れを擔保とする外國借款の元利其他を支拂ひ、尙相當の剩餘を支那政府に交附し得る有樣であつて、支那行政に對する外人干與の功績を示すべき實物敎訓とせらるゝのである

因に一八六四年頃に於ては海關勤務の外人は內班八十餘人、外班三百餘名であつたが、大戰前の一九一四年の調査にては內班三百三十人、其他の在勤外人千百七十餘人に達し、外國人の勢力次第に加はりつゝあるを示して居つた

鹽稅の管理

鹽稅は一九一三年成立の支那改革借款の擔保に供せられた結果、外國の管理に歸する事となつた、第一次革命事變後

北京政府が內外政費其他各般の費途の爲に巨額の資金を必要としたるより種々の曲折を經て一九一三年四月二十六日を以て英佛日露獨五國銀行團との間に二千五百萬磅の借款契約を締結し、該契約第四條に於て鹽稅收入を以て擔保に供し、其第五條に於ては右擔保たる鹽稅收入の確實を期する爲に其改革を約するに至つた、曰く

支那政府は外國人の補助を以て本公債の擔保に供したる支那鹽稅收入の徵收制度の改革に直ちに着手すべき事を約す

其改革方法は財政部の決定したるものにして左の如し

支那政府は財政總長の監督の下に北京に鹽務所を設置すべし鹽務所內に稽核總所を置き之れを統ぶるに一人の支那人たる總辦及一人の外國人たる會辦を以てし免許狀の發行及收入報告の調製に關する主たる監督機關とす

總て產鹽地方に稽核分所を置き之れを總ぶるに各一人の支那人及外國人たる所長を以てし鹽稅收入の收入及保管に就いて連帶責任を負はしむ

其收入濟の收入は支那人及外國人なる所長に於て銀行團又は其承認したる寄託所に於ける「支那政府鹽稅收入勘定」中に之れを預入し且其報告を照合せしむる爲之を稽核總所に報告すべし右「鹽稅收入勘定」は總辦及會辦の連署ありたる場合に限り之れを引出すべく總辦及會辦は鹽稅收入を擔保とする諸種の債務に對する優先權を保存する責任を有す

本公債の元利の支拂を確實に履行する限り茲に規定せる鹽稅制度に對する干涉を爲す事無かるべし然れども仕拂期日に元利を支拂はざる時は相當の恩惠期間後鹽務署を稅關と合併し且本公債の擔保に供したる右兩收入は公債所有者の計算に於て其利益の爲に之を管理すべし

と、其結果英人 Sir Richard Dane を聘して鹽務會辦に任じ、其下に多數の外國人を入れて、鹽政改革に着手し、次第に好成績を擧ぐるに至つた、鹽務行政の組織は財政部の監督の下に鹽務署を置き、現に其督辦は財政總長之れを兼ね、稽核總所總辦は財政次長之れを兼ね、其下にある外人の鹽務會辦實權を掌握して居るのである、產鹽地方に設けられた稽核分所は現に十五ケ所あり、最初の會辦デーンは一九一八年辭職したる爲、現在は英人 Sir Reginald Gamble 會辦たり、其下に中央鹽務稽核總所に數人、各地方稽核分所に一人乃至三人の外人を配し、分所長又は協理に宛て鹽稅收入は總て關

係外國銀行に之れを預入し、其内より鹽稅を擔保とする諸種債務の元利償還金を支拂ひ、殘餘ある場合に之れを支那政府に交付するもので、現に其剩餘金交付については、支那政府は財政部より外交部に移牒し、外交部より更に關係列國公使團及關係銀行團の承諾を得て、始めて銀行團より支那政府に拂渡すのである

鹽稅收入の成績は外人の管理に歸して以來次第に良好に赴き、民國二年度豫算には鹽稅收入として七六、四四七、六三五元を計上せらるゝに過ぎなかつたが、其後收入は次第に增加し、總ての徵稅經費等を差引いた、純收入が次の如き金額に達するに至つた

一九一四年度	六〇、四〇九、六七六元	一九一五年度	六九、二七七、五三六元
一九一六年度	七二、四四〇、五五九	一九一七年度	七〇、六二七、二四九

さうして之れを擔保とする借款の元利を支拂つても尙多大の剩餘あり、現に一九一七年には六八、六一三、三七〇元、翌十八年度には五九、五三六、三一九元を支那政府に交付して居る

斯く鹽稅も外人の管理に歸してから收入增加し、事務も擧つて來たので、關稅と相並んで外人管理の功德を稱せらるゝに至り、支那國際管理論者の有力なる理據となつて居る

審計院の組織

審計院は大總統に直屬し審計法に基き、國家の歲出入の檢査をなすべきものであるが、一九一三年四月の改革借款契約第十四條に於て

支那政府は一九一二年十一月十五日附大總統令を以て發布し且一九一二年十一月十六日の官報を以て公布したる暫定規則に基き直に審計院を設置すべき事を約す

支那人及外國人たる兩外債局長は公債資金に對する一切の請求書に連署し其承認を爲したる事を證すべし

公債資金引出の爲銀行團に宛てたる引出切符又は仕拂命令は財政總長の正當の委任を受けたる代表者之に署名したる上右の如く正當の署名ある承認濟の請求書及案內支拂命令を添へ之れを銀行團の指定代表者に送付すべし

右銀行團代表者が既に支拂濟の公債資金の支出に付て疑惑を抱くに至りたる時は外國人たる國債局長に照會し且審査

の爲領收證書及證憑書類の提出を請求する事を得べし

と規定し、審計院を設置すべき事を約せしむると共に、其所管の下にある國債局に支那人局長と共に外人局長を入れ、該借款金の支拂に關與せしむる事となり、現に邦人土屋禎二が國債局洋室長として就任して居る

斯くの如きは關稅、鹽稅等の擔保品の管理と異れる、財政一部の外國管理と見るべきものである、各種の鐵道借款についても其の借款金の支途については、外人技師長の承認を必要とする事其例に乏しくないが、此審計院所管外債局の組織は他日若し支那財政が國際管理となる場合ありとせば、其萌芽として重要視せらるゝであらう

一般財政の管理

以上は財政の一部についての從來に於ける外國管理の實狀である、財政の外國管理なるものは屢唱へらるゝが、其具體的の方法については、詳論せられたものを見ない、然し一九一三年の改革借款に關しての條件は、支那財政管理の一部の型を示したるものと見る事が出來る、則ち其公債手取額は引受銀行團に於て保管出納し、其支途の審査については自ら推薦せる外債局長及銀行代表者をして之れに當らしめ、其擔保たる鹽稅は外人を推して其管理の下にあらしむるのみならず其の收支保管亦關係銀行團の手によつて之れを行ふ等、本借款の關する限り全く純然たる國際管理である

惟ふに支那財政の國際管理を主張するものは、別に之れに關する具體的考案を示さないが、其意思は定めし斯かる制度を擴大したる方法によらんとするにあるであらうと推せらる、現にブランド氏は

財政管理と云ふも現在行はるゝ外人の關稅及鹽稅管理を今少しく範圍を擴張したものに過ぎないであらう、關稅と云ひ鹽稅と云ひ支那人自身の經營にあらず、實に外人の手腕に委せられたものであつて、支那は其爲に從來破產を免れ得たのである、然かも其爲に支那の體面が損せられたと云ふ事もなく又支那の主權が毀損されたと云ふ事もない、財政管理も之れと同樣である

と論斷して居る、一般財政管理と云つても此第一次改革借款に關して定められた制度が或程度迄擴大され歲入歲出につき外國監督を任命し、其收支を管理するが如き事にするものと察せらる

財政については既に關稅鹽稅の如く國際管理の下にあるものがあつた爲に、支那一般の國際管理論に達する階段として

此一部分の管理を一段推廣した處の財政の國際管理が唱へられたのであらうが、假令他の支那行政に對する國際管理は成立しないとしても、財政については今後次第に國際管理の色彩が濃厚になるであらう、さうして第二次改革借款の成立する日は必ずや其方向に一歩を進める時であらう

郵政の外人管理

支那の郵政は近來漸く整備して來たと云はれるが、之れ亦外國人の管理の下に發達し、現に其管理に屬して居るものである、元來支那には舊式の驛遞、信局の制度があつて、通信事務を取扱つて居たが、近代式の郵便制度の採用せらるゝに至つたのは海關に其端を發して居る、一八六〇年英佛聯合軍が北京を攻陷して英佛使臣が北京に駐劄する事となつた後數年間は北京各公使館及總理務司署發着の郵便物は支那沿岸航行の外國汽船により取扱はれ、冬期結氷期間に限り總理衙門保護の下に清國政府の驛站により上海北京間の遞送が行はれて居つたが、其後是等郵便事務を海關自ら行ふの便利なるを覺り一八七六年より之れを開始し、各開港場間往復の公衆郵便物をも海關郵政部に於て便宜取扱ふに至つた、其後郵政部の設備漸く整ひ、其範圍の擴大せらるゝと共に、次第に注目せらるゝに至つたが、李鴻章が海關郵政部にして成功疑無きに至らば之れを政府事業に移すべしと稱し、大に之れを激勵せしより、一八七八年海關郵政部は國家郵政の試辦として一層公衆の利用を認許する旨告示し、海關郵便切手を發行し大に擴張を圖るに至つた、其後一八九六年三月二十日初めて清國に國家的郵政を創設し、其設備其他は新式に則るべく、之れが組織取扱方法は舉げて總稅務司ロバート、ハートに一任する旨の上諭あり、之れよりロバート、ハートは海關及郵政の兩長官として郵政事務をも統ぶるに至つた、其結果ハートは郵政開辦章程を規定し、郵界を劃し職制を定め、事務統轄の爲に總郵務司署を北京に設け、郵便事務の推廣整理を期した、從來海關郵政時代には天津の稅務司デットリング郵政司として、專ら其責任の地位に立つたが、此上諭發布と共に郵政總辦を總郵政司たるハートの下に置き、同年卽ち一八九六年コプッシュ先づ之れに任ぜられ、其下僚亦要位は悉く外人を以て之れに充てられた、其翌年バン、アールスト總辦となり、一九〇一年佛人ピリイ又之れに代つた

一八九八年英國が總稅務司の地位に關し英國人を以て之れに充つべき保障を得るや、佛國亦直ちに郵政總辦の地位につ

き支那に交渉を開始し、其結果同年支那政府との往復文書に於て、他日支那が郵便制度を確定する場合は外國の援助を借るべく、而して其要部の選任については佛國政府の推擧に俟つべき旨の約束をなし、此約に從つて一九〇一年ピリイの郵政總辦となるや、其翌一九〇二年更に支那との間に文書を以て、此地位に關し重ねて明確なる取極をなすに至つた

其後支那は海關より郵便事務を分離せしめんと計畫し、遂に一九一〇年五月の上諭を以て之れを海關より分ちて郵傳部の所管に移す旨を宣布し、其翌年の五月より實施する事となつた、之れにつき總稅務司は支那政府との間に、(一)郵政開始以來郵便事務の爲に海關經費中より立替へたる金額は、郵傳部より海關に返還すべき事、(二)郵政事務に從事する內外の官吏については、從來海關に於けると同樣の待遇及地位の保障を與ふべき旨の二條件を附して、郵政事務の引繼に應じた

斯くて郵便事務は郵傳部の後の交通部の管轄に歸し、支那人の郵政總局局長の下に外人の郵政總辦を置き事務を總轄する事となつたが、局長は單に署名を擔當するのみで、實權は總辦の手中にあるのである、而して其總辦の地位については佛國との約束あり、又引繼當時の總稅務司との取極あり、支那政府は自由に之れを廢止變更する事能はず、郵政は當然外國人の管理の下にあらねばならぬ事になつて居る

ピリイは支那郵便事務の發達には功績のあつた人であるが、一九一五年五月以來歸國して任にあらず、故を以て屢辭職を申出でた爲に、一九一七年四月一日を以て其辭任を許して、郵政名譽顧問に任じ、同年八月十七日を以て從來會辦たりし H. Picard Destelan を總辦に任命した

現在に於ける郵便事務を見るに、一九一七年十二月末日の統計によれば郵務長十五人、副郵務長十五人、郵務官六十五人及郵務掛六人は外人を以て之れに充てゝ居る、之れに對する支那人側は副郵務長四人、郵務官四十二人のみであつて、郵政事務の要職は總べて外國人の手中にある事を知る事が出來る

其外電信電話も外人の勢力下にあり、郵傳部には A. H. E. Eriksen (丁抹人)、中山龍次電信顧問として、S. Lasen (丁抹人) 無線電信顧問として任にあり、其他天津、上海、雲南府、北京等要地の電信局には外國人あり、其他電話技師等にも多くの外人が居つて、實務は之等の人々によつて取行はれて居る、然し電信電話については外人の管理に委せざるべか

らざる理由は何等存して居ない、外人を雇聘して居るのは全く支那政府の任意の行動である、只一九一八年四月締結の中華滙業銀行を通じての日本銀行團との借款契約に附屬して今後有線電信につき外人技師を聘用する場合には、豫め日本銀行團に商議すべき事を定めて居るが、之れは單に將來の外國人雇聘につき其優先權を占めたものに過ぎない

鐵道の國際管理

支那に於ける鐵道の外資による統一、其結果としての列國共同管理論は隨分前から問題となつて居つた、元來支那に於ける鐵道は大部分外國借款によるもので、外國と何等かの關係を持つて居るが、其内には正太、京奉、道清、吉長各鐵道の如く、鐵道の管理經營を全部又は合辦を以て、借款の相手方に委任せるものあり、國際的ではないが、外國人の支那鐵道管理は一部分に實施されつゝあるのである、さうして實際に於て支那に於ける鐵道が個々に獨立して或一國と特別の關係を持し、各線路の間に勢統一と連絡を缺くのは極めて不便な事であるから、是等鐵道を統一して國際管理に移すべしと云ふが如き說は、從來の狀態より考へ、現在の事實より見て起り得べき事である

古い事を尋ねれば陳錦濤は其財政總長時代（民國五年六月―六年四月）に外資による鐵道統一の議を唱へ、交通當局亦之れに贊し其後屢交通會議の議に上つたとも傳へらるゝし、又袁世凱時代（歐戰開始後であらう）駐支英國公使より「支那全國の鐵道を郵便局や稅關と同樣の組織により統一し其總辦に英國人を任用せん事」を提議した事があるとも云はれて居る

然し支那鐵道の國際管理論の輪廓が整ひ、實際問題として論議せらるゝに至つたのは、歐洲停戰後講和會議の開かれんとする一九二〇年一月の交米人ミラードが其主宰に係るミラード、レヴユー誌上に於て、從來の特許主義による鐵道借款權競爭の愚にして、支那の發達を害する所以なるを說き、此際支那に鐵道の布設せらるゝ事を利益とする、英米佛日及支那が共同會議の上從來の特許等に關する總ての事情を一掃し、新しき組織の下に鐵道の布設をなし、支那各地に通ずる發達せる交通機關たらしめんとの見地より、次の要領の案を揭載し、之れを以て講和會議に提出し、國際聯盟の好材料たらしむべしと稱したのに其端を發して居る

一、今後新に敷設さるべき鐵道については中央鐵道省を設け之れを交通總長管轄の下に置き、支那、英國、米國、佛國及日本より各一名宛選出したる合計五名の委員を以て之れを組成すべき事

二、中央鐵道省總裁は支那人又は外國人中の功勞者の中より選拔する事

三、鐵道は管理運轉の便宜の爲地方別又は地域別に區劃さるゝ事あるも總て一體系の組織の下に之れを置くべく、地方鐵道支員は外國人又は支那人中より選拔すべく、尚其選拔については適材優秀の支那人に優先權を與ふる事

四、是等の鐵道は支那國有鐵道として中央鐵道省に於て之れを管理し投資の安全を期する事

五、資金を準備して支那政府の計算に於て從來の外國借款による鐵道を收回し一鐵道體系となす事

六、鐵道の布設及其準備に對する外國借款は悉く組合銀行團を通じて支那政府に手渡しする事

七、各條約港に於ける租界を整理し支那が十分なる統一能力と管理的訓練を有するに至る迄共同行政の下に置く事

八、鐵道は安全なる投資物として世界各國の鐵道に施行し得るに至る迄國際的共同管理の下に置く事

ミラード氏の提倡と前後して、ウッドヘッド氏も其北京天津タイムス紙上に掲げた "Reconstruction in China" の中に於て支那鐵道の國際管理＝外人の監督による鐵道の國有計畫を提案した、其案は支那の鐵道には外國人の管理に屬するもの、外國借款による國有鐵道、支那資金による國有鐵道、省有又は私有鐵道あり、其內外國の管理に屬する鐵道は事實上に於て支那の領土保全を危殆ならしむるものなるが、然かも支那は尙未だ外國專門家の援助を借らずして鐵道の敷設經營につき十分の成績を擧げ得ざるものであるから、一面外國資本家の利益を確保し、一面支那領土保全に對する危殆を除くが爲に支那の全鐵道を國有とし、之れを其外債の完濟に至る迄北京に設立すべき中外監督部の管理の下に置かんとするものである、而して各鐵道の國有實行と共に新線敷設其他につき從來外國資本家に許與せられた一切の特權、優先權を回收し、鐵道の經營、新線の計畫、外債の借入其他一切の事項は國有鐵道局をして之れに當らしめ、其鐵道局は支那及支那鐵道に關係ある列國の代表者を以て組織し、更に同局の運輸、保線及經理の各部に一定期間外人專門家を傭聘し、新線路の計畫及實施は外國專門家の監督の下に行ひ斯くて全部の鐵道を一大交通系統の下に經營し、是等鐵道の全部の收入は其資金を供給したる外國債權者の擔保に充て、若し之れにて不足する場合は他の國家收入に依て補はんとするのが其案の大綱である

此支那鐵道國際管理論は在支一部の英米人の歡迎する處となり、ノース・チャイナ・スター、北京天津タイムス、ジュナル・ド・ペカン等の外字紙は一齊に之れに共鳴し、又支那人側にありても、梁士詒、葉恭綽の舊交通系、梁啓超、林長民等の研究

會系政治家が、種々の行懸や打算の爲よりして之れに贊成して、茲に愈實際問題として論議せらるゝに至つた

然し從來のミラード、ウッド・ヘッドの提案は孰れも大體方針を示した論文に過ぎなかつたが、斯くの如き趨勢を示して來た時に、中英公司の代表者たる英人エス・エフ・メイヤース、交通部顧問ジョン・イー・ベーカーに依つて、更に詳細なる具體的意見の發表を見るに至つた

右の內ベイカー案は(一)萬國鐵路團(二)國際合資鐵路公司(三)萬國委員部の三案よりなり、頗る詳細なるものである、左に之を略述する

(計畫甲)萬國鐵路公司

第一條(職員)　英、佛、日、米、支五國政府は、各代表一人を派し、鐵道管理の經驗に富み、常に支那に駐在せる者を以てこれに任じ、其俸給は各本國政府より支出す、各代表の職事權は平等なり、白耳義は佛國より代表し、露國は內亂の故を以て加入せず

第二條(資本)　開辦經費を準備する爲め、各國は開辦期內(二年以內)毎月一萬元を支出し、鐵路團成立後債票を發行し其辦法は團にて規定し各人民の應募額を平均せしむ

第三條(債票の期限)　團內支那代表の許可を經ざる限り、何種の債票に論なく、その期限は團成立の日より五十年を過ぐるを得ず

第四條(借款の用途)　債票發行に依つて得る所の金額の用途左の如し

(一)支那國境內に於て各國が條約に依りて築造或は保證せる一切の鐵路卽ち東淸、南滿、山東及雲南各鐵道の如きものは借款を用ひて贖回すべし、鐵路團にして若し可なりと認むるときは、如上各鐵道或は其中の一鐵道を從前の主管機關に於て管理することを許す、たゞ其際に合宜の辦法を規定すべし

(二)新鐵道の建築或は既成鐵道の展長擴充及改良

(三)既に國有となれる各鐵道の債票を贖回す、若し支那政府にして自ら金額を籌備して、贖回せんとする時、又は贖回の能力ある者は此限にあらず

第五條　新鐵道の建築に際し、一切の材料工程は國際の分限を分たず、最も合宜にして最も確實なる請負人をして請負はしむ、あらゆる工程材料及び帳簿は支那政府に時を論せず、査核の權あり、只その費用は支那政府より備ふべし

第六條　借款期內に於て借款團は、各鐵道の營業管理及借款の權あり、たゞ支那政府に對しては報告の責あり

支那政府は各鐵道の帳目を隨時査核する事を得、其の費用は支那政府より支出す

第七條　鐵路團にして可なりと認むる時は、一鐵道の經營を商辦公司に讓渡することを得、其の總收入より鐵道の修理、利子の支拂及歷年の損失を填補し、純利の五分の一以內を商辦公司に分給す

第八條　成立の日より起り卅年間鐵路團の經手する所の一切の收入は、すべて鐵道の用に供すべく、卅年後支那政府は該金額或は其他の金額を以て、債票を回收する事を得

但し每年債票總額の百分の五を過ぐるを得ず

第九條　凡そ建築營業期內に於ては、鐵路員司の俸給等は規則を守るべく、昇任降任及免職等は鐵路團より規定す、支那人を用ふべき時あらば廉さに之を用ふべ

し

第十條　凡そ運賃票價及一切の業務は、何國人に對しても同等の待遇を與ふべし

第十一條　鐵路團は經濟上計算引合ふときは、支那材料を購買すべく、又支那に於て製造すべし

第十二條　鐵道に接近せる地點については、支那政府より生命及財產保護の責を擔任すべし、鐵路團にて必要と認めたる時は、看守夫或は護官を雇用すべし其雇用の人員は一哩一人を過ぐるを得ず

（計畫乙）國際合資鐵路公司

第一條（董事部）　銀行團は各代表一人を派し、支那に駐在せしめ以て各國鐵路公司董事と爲す、該代表は鐵路管理の經驗を具用する者を以て合格と爲す

第二條（資本）　凡そ公司が國外に於て金額を籌備する時は銀行團之を承辦す

第三條　金額用途左の如し

（一）支那國境內各鐵道を購買し、支那政府の帳內に列入す

（二）新鐵道建築の際は、支那政府にて本國の資本を用ひて建築する場合を除く外、一切の新鐵道は本公司以外の團體に於て建築權有るを得ず

（三）既成各鐵道の展長及び設備品の擴充並びに改良

（四）若し支那政府の同意を經ば現有各鐵道の債票を贖回する事を得

第四條（建築）　本公司は一純粹の管理機關たるべく、新鐵道建築の際は、國籍を分たず、最合宜の請負人に請負はしめ、材料の購入は公開入札法を用ふ、但し特別の情形ある際は此限りに在らず

第五條（營業）　凡そ公司籌款して成る所の幹線には、支那政府より一局長を派し、全路の事務を管理せしむることを得、建築時代の總工程師、營業時代の總管は公司より推薦し局長より委派し、又總工程師總管より車務、眼務、機務、材料各總管、養路工程師及警察長等を推薦せしめ、之も局長より委派す、各總管に副たらしむべき人物は、先づ支那人を用ふ、鐵道材料は支那產を用ふ

第六條（鐵道收入）　收入餘款は支那政府に於て隨意に使用するを得るも、公司成立後三十年間は收入の半額を以て、新鐵道建設或は既成線の擴充改良の用に供すべし

（計畫丙）萬國委員部

萬國委員部委員は、支那側は交通總長之に當り、日英佛米四國より委員一人宛を出し、北京に事務所を置き、資本籌備後は、東清、南滿、山東、雲南各鐵道を巡回し、五十年間委員部監察の下に營業し、或は新鐵道を建設す、現にすでに國有に歸せる鐵道は此限りに在らず、各路局長は交通部より派定す、又執行祕書一人を置き、その推薦に依りて總工程師及び總管を任命す

此外本案については詳細の說明書がある

次にメーヤス案は各鐵道を統一し、その資本債務を合して、鐵道總債一億餘萬磅を募集し（外國經營鐵道回收費五千六百萬磅、借款鐵道借款三千二百四十八萬磅と概算す）萬國統理鐵路委員會と名づくる國際委員會を設け、其組織權限を次の如く定めんと云ふにあつた

（一）交通部は現在各鐵路局の操る所の權を以て、之を委員會に委任し、委員會は交通總次長を委員長とし、その下に英、米、佛、日の四國の代表を置く（國、自國關の利益は佛國をして代表せしむ）、交通次長は鐵路監督を兼任す

（二）委員會　事務所は北京に設け、支那政府及び鐵路債權者に對し責を負ふ

（三）委員會には外支總務各一人及襄理若干人を置き、委員會より委任し、尙巡行視察及會計員若干名を置く

（四）鐵道材料の購入は入札法を用ひ、委員會總辦處之を行ふ

（五）委員會は各鐵道管理局員司を委任することを得、その俸給權利等は同等とす

（六）委員會は鐵道收入から支配し利益金中鐵道に用ふる分をも支配し每年報告を發行す

尙附表として委員割宛額を規定してゐる、即ち十八萬鎊（契約清夫設を含む）鐵道を左の十三組に組合せ、其管理の爲に英（二十二人）、米（二十人）、佛（十六人）、日（九人）、白（九人）、露（二人）六國から七十八人の委員を出すと云ふのである

第一表

鐵道名	總支配人	維持監督技師	會計主任	運輸主任	機關監督	物品監督	計
（一）東清	露	露	佛	佛	米	米	二
（二）南滿	日	日	英	米	日	英	九
（三）京奉、津浦	英	英	英	米	英	英	二二
（四）滬寧、滬杭甬	英	英	米	英	米	英	二二
（五）胡廣、廣九	英	英	米	日	英	米	二二
（六）京漢、正太	佛	佛	佛	白	白	白	二二
（七）海關	白	白	白	佛	佛	佛	二二
（八）浦信	英	英	米	英	佛	佛	二二
（九）湖廣線中漢日宜昌間	米	米	英	米	米	英	二二
（十）四川	佛	佛	英	米	米	英	二二
（十一）粵南	佛	佛	白	英	佛	白	二二
（十二）京綏	米	米	英	佛	日	白	二二
（十三）山東	日	日	英	米	米	日	二二

第二表

國別	總支配人	維持監督技師	會計主任	運輸主任	機關監督	物品監督	計
露國人	一	一	…	…	…	…	二
日本人	二	二	…	一	二	二	九
英國人	四	四	六	三	二	三	二二

佛國人　三　二　三　三　二　一六
米國人　二　二　三　五　五　三　二〇
白國人　一　一　二　一　一　三　九

巴里講和會議に對する提案審議の爲に外交委員會の開かるゝや、汪大燮、熊希齡の二人より提出したものゝ中に鐵路統一の一項あり、一九一九年一月六日の會議は滿場一致を以て次の決議をなし、之れを大總統に提出し、徐總統は更に總理錢能訓をして在巴里全權に向つて之を打電せしめた

凡そ外資外債を以て建造せる既成或は未成或は既に契約を締結せるも未だ工事に着手せざる鐵路を統一しその資本及び債務を合して一總債と爲し各路を以て共同擔保と爲し中國政府より外國專門家を延用し中國人員を輔助して之を經理せしめ中國該總債を還清するの日を俟つて止と爲す各路の行政及び運輸事宜は概して交通部より之を指揮す

尙同會より大總統に提出した呈文によれば、同會提案の主旨は政治性質の鐵道を變じて商業性質の鐵道となし、一國單獨壟斷の政策を改變して本國完全の基礎となすにありと云つて居る、以て其意圖する處知るべきである、

然るに之れに對しては當時の交通總長たりし曹汝霖及陸宗輿を中心とする所謂新交通系の反對あり、曹は同年二月十四日の閣議に於て反對意見を述べたが、其反對論の要旨は次の如くである

一、鐵路は國家行政の一たり、若し外人より共同管理すとせば、全路の交通行政を以て外人に讓ると異るなし、主權に礙げあるのみならず、國家の生存に大關係あり、中國の海關稅政はすべて外人に委託し、郵政の如きも委託管理の中に在り、今若し加ふるに鐵路を以てせば、國家命脈の寄る處を以て之を外人の掌握に歸せしむるものにして危險如何ぞや

二、鐵路はもと國防交通實業等に種々の關係あり、若し外人より線を定めば必ず專ら實業の發達に注意し、次いで交通に及ぶべし、國防線は純ばら利益により着想する能はず、投資者の心理と相反すればなり

三、鐵路の運輸は國貨の消長、地方の發展と密切の關係あり、運輸の權を自ら操らずんば、必ず外貨を奬勵し、外人關係の生產を發せしめ、國人經營の生產及び內地國貨の發達に於て大いに阻礙あらん、試みに見よ、南滿鐵路建設以來、滿洲經濟の狀態帳みに前視を爲へたるを、若し全國の鐵路を以て外人より共同管理せしめんか、將來國內の全產業は必ずや竟く中外合辦或は外人痲辦と爲るに至るべし

四、全國鐵路の資本は既に莫大の基金たり、更らに益すに全國鐵路每日の收入を以てす、その全國命脈に關係あるや明かなり、若し外人より共同管理せしめんか、勢必ず此項巨大の資金と收入とを以て、之を外國銀行に繫し、徒らに外國銀行のために流動の資力を加へ、中國の金融界に大に影響を生じ、社會の金融に害を及ぼさん

五、吾國はもとより對外作戰の想を爲すものにあらざれども、土匪内亂は半として無きはなし、軍機は速を尊ぶ、交通運輸不靈なれば勢必ず誤を戎機に貽さん試みに觀よ現在の滇蜀桂湘の兩路の如き軍隊の輸送について即運を允さず、時に行軍を誤まることあり、若し管理權を以て外人に歸せば、即ち困難必ずや更に甚兩路より甚しからん

六、吾國は現に人材缺乏せるに因り、應さに材を他邦に借るべし、然れども相當の人材あらば即ち相當の位置を與ふべし、將來人材輩出自から本國の人に與ふるに難からず、日本は此の先例なり、若し外人の共同管理に歸せば、即ち第一流の地位は必ず永く外人の占據する所とならん、即ち相當の人材あるも亦必ず相當の位置なからん、試みに海關郵政を見よ、吾國人にして海關稅務司、郵務局長たる者幾人がある、是れ豈吾國乏く相當の人材なきがためならんや

七、現在各國各材料を買ふ、尙ほ操縱の權あり、若し外人の共同管理に歸せば、材料價値乏く外人の壟斷に歸し、我に在つては取捨操縱の處なく、鐵路に於て實に莫大の損害あらん

其結果在巴里全權に對しては、該案提出の見合せを訓令する事となつた、其後外交委員會亦前說を固持し、兩者共に固く其主張を持して相下らず、支那鐵道技術界の第一人者たる詹天佑も亦反對意見を出し、爲に反對派の勢威加はるに至つたが、終に内閣側と外交委員側との協議の結果

一、政治性質の各鐵道は支那より發議して其回收を期す

二、外債既成の鐵道は舊により辦理するを許す

三、未成未開工の鐵道は別に統一の辦法を謀る

の妥協案を決し、巴里の全權に對しては政治性質の鐵道の回收につき、會議の情形等を察し隨時國務院に電照し訓令を請ふて提出と否とに決すべき旨を訓電し本問題の終末を告げた

尙此支那鐵道管理については、英國は終始贊成のものゝ如く、英國の支那投資機關たる中英公司は巴里講和會議に對し之れに關する意見書を提出したりと傳へられたが、昨年十一月開會の第二回在支英國商業會議所聯合會に於ても、支那鐵道の統一に贊成し英國が是れに對し援助を與へん事を決議して居る

尙今回の華府會議についても米國は支那鐵道國際管理案を支持すべしと傳へられ、米國が會議に上さるべき支那問題中に鐵道の發達の一項を數へたるは、之れが爲なりとも稱せらるゝが、支那鐵道統一國際管理の問題は、上記各案の示す如く支那の鐵道のみならず、日本の南滿鐵道、佛國の雲南鐵道の如き外國經營の鐵道に多大の影響を及ぼすべき性質を有するものなるを以て、本案は極めて重大なるものと謂はざるを得ない、而して支那に於ても華府會議では本案の上程を見るべし

とて、爰に前交通總長葉恭綽主宰の下に、「太平洋會議鐵路問題研究會」組織され、それについて研究しつゝあつたが、往年主として鐵道其管に反對した新交通系は沒落し、唐天佑亦逝世した今日に於ては、敢て之れに反對するものなく、彼等は此機會に乘ろ支那より進んで鐵道の國際管理を提議せんとの意嚮を有するものゝ如くに傳へられて居る

一般的國際管理

斯くの如く部分的の國際管理が實行され、若しくは提倡せられつゝある中に、遂に一般的の國際管理、共同監政論が唱へられて、次第に各方面の注意を惹き、共鳴を得るに至つた

近來支那國際管理說が支那問題解決の爲め力ある一案として認められるゝに至つたのは、ウッドヘッド先づ之れを唱へ、ブランド之れに和してからの樣である、ウッドヘッドは其主宰する北京天津タイムスに、一九一九年一二月頃支那改造論を連載し其中に於て

一八六〇年以來支那は外力の壓迫を蒙り幾多の特權を奪はれ、今や歐米諸國は支那の國家的生活に於ける重要なる分子となつた、過去に於て外力は支那を驅つて今日の窮境に陷らしめたが、今後は支那は之れを善用して其改造を成就せしめねばならぬ

而して其第一着手として外國人をして現今其支那に於て有する各種の特權を拋棄して、劃一的自制的政策を以て支那に對せしむると共に、軍事、財政、鐵道等の主要なる支那行政各部の制限的管理を外人に委ね其指導を受けねばならぬ、其具體的方法としては、支那に外國人を招聘し之に或程度の行政權を與へ、此外國人の協力指導注意により(一)民法、商法、刑法、鑛業法等諸種の法典を編纂し、(二)有力なる司法行政官の養成に努め、(三)國內各部の組織的改革を實行すべきである、而して之れと共に他面列國をして(一)租借地の還附、(二)將來の鐵道布設及現在の鐵道經營に關して有する特權の拋棄、(三)司法制度完成後可成速に領事裁判權撤廢をなさしめ、支那の改善發達と共に次第に行政各部に於ける外國人の指導理管を廢して支那を完全なる獨立國たる地位に導くべきである

と述べて居る、其後親しく極東を訪問して英國に歸つた、多年支那にありて支那の事情に通曉せる事に於て名あるジエー、

オー、ピー、ブランドは一九二〇年五月末倫敦タイムス紙上に、極東の諸問題を論じ、先づ支那の現狀につき

（一）清朝仆れ共和制布かれてより支那には鞏固なる政府は未だ曾てない地方の政治は落魄し督軍が自身の兵を擁して我儘を働くに委して居る收入は擧らずそこで北京政府は此の缺陷を補はんが爲に外債に趨る日本は北京政府に金を貸し斯くして其威力を揮ふ結果は内部の爭闘となり日も是れ足らざるの有樣となる

（二）支那の領土保全とか獨立維持とか云ふことは現在の狀態にては到底永く繼續さるべくもない支那をして獨立國たらしめんには地方より相應なる收入を集め得るに足る有力なる政府を北京に樹立するにある、然らざれば百の條約千の保證も終に支那を救ふに由なからん

（三）然かも斯る有力なる中央政府を設立することは支那人に一任して爲し得らるゝことではない必ずや外國の援助を必要とする有力なる中央政府を造るには先づ地方の督軍を廢し北京政府に責任を有する文官を以て之れに代へ督軍の兵を解散するを必要とする此事からして既に支那現政府の能くする所でない

（四）外國の援助を與ふるとして、も其外國（就中日本）が眞に經濟的窮困と政治的獨立とを支那に樹立するに專あり然かも互讓と建設の政策を共同一致して行ふに非ずんば到底支那を救ふことは出來ない

（五）日英同盟を更新するに方りては列國の斯る對支政策を可能ならしむべき機會を十分に存置せなければならぬ

（六）國際的財團により支那を救ふと云ふも財團の組織と其活動方針が明確に規定され且つ關係列國の公平なる共同管理の下に置かるゝに非らざれば斯の事は竟に不可能である若し今日にして國際財團の責任と義務とが明確に規定せらるゝに非ざれば財團は從來の如く最も抵抗力の少なき方向にのみ流れ其結果支那の損失となるは疑ひを容れず

と云ふ觀察判斷を下し、而して過去二年間の支那の狀勢を察するに支那は外國の干渉なくしては到底救濟の望なしと喝破し、斯くの如き混亂の原因を支那政治家の性格上の缺陷に歸して曰く

支那の政治に正直の二字を注入する事は刻下の急務である、予の經驗によれば眞に正直なる政治を施し得る約十二名の支那人を指名せよと支那人に迫つて見た處執れも答ふる處がなかつた、然かも正直なる政治を施す事は支那を救ひ得る根本の方法である、正直なる政治無くては支那は他に如何なる救濟法を施すも到底駄目である

と、從て支那の改造は斯かる不正直なる支那人に委ねて內部より之れを遂ぐる能はざるを斷じ、更に青年支那黨の望を囑するに足らざるを說き

支那關係の列國が國際的嫉妬を憚み相共に支那を救はんとするは國際聯盟が西部歐洲に於て爲し遂げんとする所よりも遙に易々たる事業である

今假に關係列國の嫉視がなく支那改造の事業が其緒に就きたりとする、卽ち軍隊は解散され各省の政治は督軍の手から文官の手に渡つたとする、又之に從つて中央議會政治も責任を重んずる事が增し反對に腐敗の度が減じたとする然る時は支那改造の詳細に亘りて之れを實行する事は極めて易々たる事業となる、政府でも交通でも一般行政でも司法

でも多少時日を要するとしても兎も角も改造の大道に向ふ事が出來る斯くて國内に平和が來り外には列國が友誼的援助を與へる事になれば今迄隱れてゐた英才が現はれ終に支那を治むるは支那人による事が可能となるであらう

併しながら斯かる時代が來る迄は到底支那人に依賴する事は出來ぬ、夫れ迄は何うしても外國人が援助を與へなければならぬ、殊に正直を政治に注入する事は支那人に依賴しては到達し得られぬ

と結論し、更に此外國の干渉は支那を滅亡せざらしむる爲に是非とも必要なるものなりと稱し、國際管理が支那主權の侵害なりとの反對論を豫期しては

支那では外國人より成る會計檢査院を置くと云ふ事は、支那の主權を侵害するとか何とか云ふ議論もあるが、斯るは一顧の價値だもない議論である、財政管理と云ふも實は單に支那に七十年間行はれて居た制度を少しく擴張すれば足るのであつて決して主權とか何とか云ふ問題を舉ぎ出す必要はないのだ

と一蹴し去つて居る、氏は最近に於ても倫敦のオブザーヴアー誌に寄せた論文に於て

現下極東に於ける掩ふべからざる事實は第一支那の軍事的弱點、財政紊亂、行政混亂の現實である

支那政府が土臺石から腐り不可抗なる破産に面接して居る際に支那全國民が無慈悲にも暴虐なる匪徒や兵士の掠奪に委せられ、全國を擧げて顚死の狀態にある時、歐米諸國に於ては歐洲文物の教育を受け雄辯にして怜悧なる花々しき支那外交官が口角泡を飛ばして支那に於ける自由思想の進歩民主的事業の發達等空名の下に同情を求めんとして居るのを目擊する、財政通を以て目せらるゝ者は最近支那海外貿易の數字の增加せるを以て支那が發達の途に向ひつゝある事を叫び、又慈善家者は裁判所に於ける拷問の廢止、教育の改善、婦人の解放、言論の自由、阿片密輸入の禁止等を指摘して同共和國の進歩であると高唱して居る、然し是等は單に紙上の改革ペン先より生れた進歩であつて大多數民は清朝時代よりも甚しき塗炭の苦に沈淪して居る

支那の根帶的弱點に關しては最早掩ふべからざる時が迫つた、若し此弱點にして全癒さるべきものとすれば夫れは早晩責任ある關係國が眞の内政の改革を强制的に施す事に依つてのみ實現され得るのである

と論じて、誠に率直に且大膽に自己の所懷を披瀝して居る、卽ちブランドは支那今日の窮狀は最早列國の共同干渉の外之れを救ふの途なく、支那人に委しては到底其救濟は出來ぬと云ふのである

此ブランドの支那國際管理論は、直ちに反響を呼びたるが、ノース、チャイナ、デーリー、ニュースの北京通信員ギルバートは其後程なく同紙上に於て、同じく國際管理の要を論じ、又米人バワース博士は其第六次の行を以て、支那に來り南北各地を視察したる後、同年八月上海ミラーヅ、レヴユーに「憐れむべき支那」と題する一文を寄せ、「支那の政治は世

界中の最も腐敗せるものなり」とて其證蹟を事實に基きて列擧したる後

今若し外國にして干渉を爲さゞらんか縱ひ千百年を俟つも恐く支那の政治の情形は今日の如くであらう、故に支那の爲に更に急に必要なるものは大力の棒撃である、支那をして棒撃を受けて其原形を改めしめなくてはならぬ、吾人にして果して支那を愛するものとせば、此上暫くも忍ぶ事は出來ない、日本は元より支那の主人たる事は出來ない、但し吾人は日本を拒絶するに專らならずして應に支那自身に政治の改革を促さなくてはならぬ、支那にして能く獨立自治せば日本は勿論何れの國も自然之れに干渉しないであらう

とて、對支干渉の必要を焦眉の急務と論じて居る

本年七月に至り米國は華盛頓に列強間の軍備制限會議を開き、併せて太平洋問題極東問題を協議せん事を提議するに至つたが、右會議に於ては支那も招待を請け、支那問題は重要なる議題たるべく期待されて居る、而して該會議に提出さるべき支那問題解決策としての國際管理案が、更に米國に於て提倡せらるゝに至つた、夫れは先づ政府のパブリック、レジア紙が八月四日ワイルの署名の下に、支那は自立に困難なる事情にありとの前提に基き、次の國際管理案を掲載したのが第一聲であつた

一、支那は政治的獨立、領土保全を行ふの能力なきを以て支那の自由と保全を希望する各國は國際理事會を組織し他國の支那に對する領土的經濟的侵略を抑壓する事

二、理事會の承認なくして經濟上及び領土の割讓に關する取極めをなすを許さず

三、支那の門戸開放主義を第一義とする事

四、現在外國又は外人が支那と合法的に有する經濟財政工業宗教的事業も領土的政治的權力を恣まゝにする時には之が權利を認めず殊に鐵道守備隊は此の限りに非ず

五、支那の不可分、不可侵權を是認し外國の支配下にある領土港灣及び勢力範圍は司法權と共に之を支那の爲めに返還すべし

尙ワイルは此支那國際管理につき或る確かなる筋にて起草中なる議案は、行政部内の有力者筋の是認を得つゝあるものであると附記した、其後程なく華盛頓會議に於ける米國政府の基礎的主張の中に

一、支那に於て諸外國の現に有する管理權を撤廢し支那全土の行政主權を支那に返還する事

二、支那領土の統一を阻礙し新に創立せらるべき國際強壓會の保護指導の下に支那の政治的獨立を圖る事

の二者がある事が報道せられて、支那人の神經を刺戟したが、更に八月八日の紐育サン紙は商務卿フーヴアーの意嚮なりとして

華府に於ては商務長官フーヴアー氏は事實上支那を國際化せんとする考案者なりと稱せらるゝ、然れども氏は勿論支那に從等國家を設置するの意にあらずして寧ろ支那及全世界の利益せんが爲保護國の關係を設置し以て支那の政治的復活を待たんとするにあり、而して其保護的性質は米國の外局に對するそれと類似すべく門戸開放を保證する單純なる經濟財政的のものなれば之れが爲に支那の主權を侵す事なし、かくて國際的の制度を設けて支那の公債支拂機關とし、以て紛れの國も現に紊亂し居る支那の政治上經濟上の狀態に乘じて自國の利益を圖る能はざらしめんとす

との記事を掲載し、從來の支那國際管理意見が米國政府部内に醱酵しつゝあるものなる事を裏書した、其後本案が支那に於て多大の反對論を呼ぶや、米國は種々の方法により其米國政府の意嚮にあらざる旨を辨疏したが、八月十八日には駐支米國代理公使は本國政府の訓令の下に正式に「支那共同管理論が米國政府の意嚮なりとの説は無根の誤傳なる」旨を顏外交總長に申入れた、然し種々の事情を綜合して考ふるに斯くの如き意見が米國政府部内の有力なる筋にあつた事は事實であるらしい

以上は英米人間に唱へらるゝ支那國際管理論の大綱であるが、夫れによつて知り得る如く同じく國際管理を主張するものについても、其目的とする處更に適切に云へば其主要目的の一について、截然たる二大區別の存する事を看取し得る、卽ち國際管理を唱ふるものは、孰れも支那の獨力に任せては到底其革進と發達を庶幾し得ないと云ふ點に於ては相一致するが、ブランド、バワース二氏は支那人の腐敗は以て支那改造の大業を託するに足らずとなし、ブランドは「支那の政治に正直と云ふ要素を注入する」事が國際管理の目的であると稱し、バワースは「支那の政府は世界中最も腐敗せるもので、其官吏は殆んど一人として國を賣るを願はざるものなく、其兵士は殆んど一人として其秘密を漏洩して一握の銀に換へん事を願はざるものなく、所謂新進の士は正義を鼓吹する事を以て業となすも、然かも不正當の手段を用ひ金錢を以て運動に從事する」と稱し之れを革正する爲に外國の干渉を要すと主張して居る

之に反しウッド、ヘッドの唱道し、又米國商務卿の意嚮として傳へられた處の支那國際管理案は、支那の改造と共に現今各國が支那に於て有して居る各種特權を回收し、之れを國際的の管理に移す事を主要條件とするもので、彼の對支新借款團は其一部の顯はれで、現に將來の借款事業及一切の現存借款契約及借款選擇權にして公表せらるべきものは、既に其

事業の具體的進捗をなせるもの丶外、之れを借款團の共同事業となす事となつたが、此方法を他の諸般の問題に推及せんとするものである、斯かる主張をなす米國人の眞意は眞に列國の協調により支那の開發革進を圖らんとするものであらうが米國が支那に對して他の諸國の樣に有利な特權を有せず、偶之れを獲んとしても、他國の既得地位の爲に妨げられて、十分に其目的を達する事が出來なくて困つて居る事實より見て、米國は斯かる旗幟の下に列國既得の地位を覆し、之れを自己も均等の發言權を有する國際團の手に移す事が自己に有利なるが爲に、斯かる主張をなしつ丶あるのではないかとも疑へる、矢野博士は外交時報（九月一日號）に於て

米國が列國をして諸特權を抛棄せしめんとするは、國際管理に對する支那人の反對を緩和し、　行を可能ならしむる一方法であるかも知れぬが、一の國際管理を成立せしむる爲に、他の既に國際管理になつて居る樣な列國の諸特權を抛棄せしめんとするは、米國は自國に不利益なる國際管理を犧牲にして自國に有利なる國際管理を成立せしめんとするもので、列國の利益を顧みない利己主義の主張であると言はれても仕方がない譯である

と云つて居るが、誠に同感な意見である

斯くの如く同じく國際管理を主張するものにありても、其目的とする處は必ずしも同一でないが、兎に角支那人の自由に放任しては支那を救濟する事の出來ない點については孰れも一致して居る、而して其國際管理の方法については、尙具體的詳細の考案の發表を見ないが、ブランドは頻に現在海關、鹽政、鹽稅について採用して居る制度を他の各般の行政財政に推及するがよいと主張して居る

從來埃及の如く土耳其の如く國際的管理の行はれた國の例を見るに、孰れも一部分の管理より漸次一般的管理に推及せらるゝ樣である、現に埃及に於ても最初は英佛伊より各一名宛の理事を出し、其監督の下に埃及國民銀行を起して、財政を整理せしめんとの議行はれたが、故あつて實現せず、次いで國債整理局設置となり英佛墺伊より各一名の委員を出し、其債務を整理せんとし、遂に歲入歲出一名の總監督（Controler General）を置き英佛より之れを出して財政を監視せしむる事としたが、其後結局英佛人中より責任內閣の二人の閣僚を任命し、一般的行政に關與せしむるに至つた、一部の管理により改革其緖に就き前途望を囑し得るに於ては、外國の管理も其程度で止るが、一部の管理によつて尙革進を庶幾し得ない時は、勢全部の管理に向ふ外はないのである、彼等支那共管を主張するものは支那は正に斯くの如き狀態にありとなすのである、現時の支那人に果して自ら自國の改革發展を遂行し得る能力なしとせば、現在の支那の狀勢より推して結局此

極に迄到達する外途がないであらう、支那人に果して其能力ありや否やは、吾人は支那人の國權恢復運動を叙するに當つて研究しようと思ふ

國權恢復運動

支那は外國と通交を開始して以來種々の國權を失ひ、誠に同情すべき狀態にある、支那人として此事を遺憾となし、其恢復を圖るのは誠に當然の事で、之れ實に尊敬すべき支那人の希望と云ふべきである、正義と人道の見地に立つて公平なる判斷を下す時に、支那の如く國土の大、人口の衆を擁し、而して四千年の文明を有し尚前途大に興隆すべき運命にある國が、他の諸國と不對等の條約の桎梏の下に立ち、外國人によつて種々の特權を占められゝ事は、如何にも不當の事である、然し萬事は正義と人道の見地のみより判斷する事は出來ない、支那が斯くの如く同情すべき事情に立ち至つたについては各相當の原因が存するのである、從て其原因にして除かれなければ、是れが結果として生じた事實をも除く事は出來ない、吾人は支那人の國權恢復に關する尊敬すべき希望に對し、十分の同情を寄せ其貫徹の一日も速かならん事を希望すると共に、之れが運動が常に妥當なる方法適切なる手段に基かん事を欲求する、支那に於ては嘗て外力に抗する爲に時に不穩當の行動の採られた事が其例に乏しくない、彼の北淸拳匪の亂の如きは其極端なるものであるが其他前淸光緒末年の所謂利權回收運動の如き、隨分常軌を逸した點もあつた、從つて是等の運動の結果は毫も支那を利する處なく、却つて其目的とする處と益遠ざかる事態を生ずる原因となつて居る

近來支那に於ける諸般の事物次第に進歩し、國民の自覺も漸く著しからんとすると共に、此國權恢復運動の次第に興るは、蓋し自然の數と云ふべきであらう、卽ち支那に於ては最近其希望漸次勃興して來たが、一九一九年の巴里講和會議に際しては、愈支那政府は其國權恢復に關する希望を具體的に宣布して、講和豫備會議の考慮を求めた、卽ち支那代表は

二十世紀の始めより中國の政治行政經濟の進歩は咸く稱すべきものあり、殊に帝政改革民國肇興以來最も卓著たり、然るに尚其發展の自由を遂ぐる能はざるは國際障碍の多きが爲なり、而かも其障碍たる往時權に從ひ變を待つの辦法の爲にせしものゝみ

今やウイルソン大統領の十四ヶ條中に含む處の正義平等主權尊重諸原則は聯合各國の公認を經て平和會議は藉りて以て基礎となし新世界を建設せんとす

中國代表は此に希望事項を提出せるを以て希くば主權國に缺くべからざる領土の完全、政治の獨立、經濟の自由の諸原則に依り糾正を加へ以て障碍を消除して自由發展を遂ぐるを得せしめよ

との理由の下に(一)勢力範圍の放棄、(二)外國軍隊及巡警の撤退、(三)外國郵便局及有線無線電報機關の撤去、(四)領事裁判權の撤廢、(五)租借地の還付、(六)居留地の還付、(七)關稅自主權等の七項の要求を提出した、如何にも是等は支那の喪失せる國權中の主要なるもので、支那人として此恢復を希望するのは元よりの事である、然し講和豫備會議の最高會議に於ては、此提案に對し同年五月十四日クレマンソウの名を以て

中國代表提出の說帖二件を接收せり其一には各項重要問題卽ち外國軍警撤退、外國郵領局廢撤、領事裁判權撤銷等を臚列し平和會議に提出して糾正を請はんとするにあり、本議長は玆に聯盟各國最高會議を代表して以上二件は之れを接收せる事を聲明す、尙聯盟各國最高會議に於て本問題の重要なるを承認せるも只其平和會議の權限內にあらざるを以て國際聯盟行政部の職權を行使し得るに至る時を俟ち其注意を請ふべき事を本議長より答覆す

と答へて、之れを附議する事を拒絕した

斯くて巴里講和會議に於ては此支那の提案は問題に供せらるゝに至らなかつたが、今回華盛頓に開かるゝ會議に於ては米國より通知し來れる議題提議中の太平洋及極東問題の項中に

支那に關する諸問題
一、適用せらるべき原則
二、適用
三、主義
　イ、領土保全
　ロ、行政上の保全
　ハ、門戶開放卽ち商工業上の機會均等
　ニ、利權獨占若しくは經濟上の優越權
　ホ、鐵道の發達(東支鐵道に關する計畫を含む)
　ヘ、條約義務減輕等

の各問題を擧げて居るとの事であれば、支那が嘗て巴里會議に提出したるが如き諸問題は、當然之れを提出し得べく、從て斯かる提議のあつた場合今回は之れに對し討議を回避し得ないであらう

一方新聞紙其他に顯はれた處によつて、支那政府の本會議に對する態度を見るに、支那は今回の會議こそ其欲する處を自由に提案し得る機會なりとして、是等國權恢復諸案の如きも必ずや之れを提出すべき模樣である、則ち八月十六日付を以て顧外交總長より米國に答へた正式の受諾狀中に於て

貴國大統領の聲明たる「太平洋と極東の討論に涉りては法界を設け其範圍を劃するを欲せず」との言に至りては貴國政府の誠を開き公を布きて毫も私見なきを徴するに足り支那政府亦深く贊同を表せりと云つて居るのは、以て支那の意中を推知するに足るべきであらう、さうして現に太平洋會議籌備處會議に於ても、該會議に對する提案として法權恢復、特殊條約廢棄、關稅改正、外國郵便局、軍隊巡警撤退問題を決定したとの事である、從て今回の華府會議には支那の國權恢復の要求は多分提案せられ、而して討議に附せらるゝであらう

本問題に關する列國側の態度を見るに、支那共管論について指摘せる如く、米國人中には一國の獨占に歸して居る特權を恢復して、之れを國際的管理に移すべしと主張して居るものがあるが、其國權恢復贊成は總て列國共同の國際管理に移す事を條件としてゝある、而して又其恢復すべしとなす國權も、或一國に特に屬し列國が之れに均霑し能はざるものを主として居るやうに察せらるゝ、吾人が冒頭に述べた如く支那國際管理は元來支那人の能力を信賴せざる結果である、其能力を信賴せざる支那人に、從來享有したる特權を還附すべしと云ふが如きは、明かに矛盾である、英米人の間に支那國權恢復に贊成するものゝ少いのは當然の歸結であらねばならぬ

是れに原し日本に於ては支那の國權恢復は、支那人當然の希望であるから、進んで之れを助けて其達成を期せしむべきであるとの論者が朝野を通じてある樣である、內田外相は嘗て此意味を以て吾人が本編の初に引用せるが如き聲明をなし我外務省內には巴里講和會議に臨むの前に方り、支那の斯かる希望に對しては公正且積極の方針に出で、日本より進んで(一)治外法權の撤廢、(二)勢力範圍の撤廢、(三)在支軍隊の撤退、(四)團匪事件賠償金の拋棄、(五)對支借款の均等(優

先權の拋棄）等を提議し以て我國の公明なる態度を示すべしとの意見があつた樣である、さうして今回の華府會議に際しても、斯くの如き偏に正義と人道に基く議論が優勢であると傳へられて居る、又民間に於ても同樣の意見を抱くもの少なからざるものゝ如く、本年二月上海に開かれたる在支商業會議所聯合會に於ては、在支居留地撤去及治外法權撤廢に關する議案が、最も有力なる上海會議所より提出せられ、其提案の說明者は

支那に於て外國人が治外法權を有すると云ふ事は支那の體面を汚すものである、最近支那は主權擁護を盛に主張するに至つた日本は其聲を尊重し之れを誘導する責任がある、外國人が居留地を所有して居る事は自國に取つては非常なる利益であると共に不安心から逃れらるゝ事になる、從て此撤廢は一朝一夕に出來ないが支那も將來は必ず自立し外國人の信賴を受くる樣になるから日本は率先して之れが撤廢に助力すべきである

と述べて居る、さうして該會議に於ては本案は居留地撤去を削つて成立して居る、其他新聞雜誌等にも支那の國權恢復贊成の議論が屢顯はれて居る、之れを彼の漢口の英國人が顧維鈞が治外法權撤廢については既に多數國の贊成を得たと稱したるを聞いて、直ちに連署を以て反對の決議を本國政府に致したのに相比すれば實に好個の對照と云はねばならぬ

抑も支那をして國權を恢復せしめ、外國人が其特權を棄てゝ支那の治下に立たんとするについては、支那の治政に信賴し得る事を前提としなくてはならぬ、斯くの如き說を唱へる我官民は如何なる根據事實によつて斯かる結論に到達し得たかは不明であるが、既に支那の國權恢復に贊成し、日本より率先して之れを提倡すべしと云ふ以上は、當然斯く支那の情勢を觀じたものと斷定せねばならぬ、斯くの如き重要問題――極めて眞面目なる問題を以て眞逆に一時支那人の歡心を買ふの具に供すべき筈なく、又外交的辭令として斯かる後日拘束を受くべき問題を用ふべき筈もなければ、吾人は斯くの如き議論は、支那の情勢を樂觀したる根據の上に立つものと認定せざるを得ない

若し然りとすればブランドやパワースの觀察に對比し、更に又支那に最も同情あり、支那政府との間に特殊の關係ある前駐支米國公使ラインシュすら、昨年支那に遊んだ際折柄總理に就職した靳雲鵬に告げた一文中に

近年以來政客の私鬪、督軍の恣利、官吏の貪婪、公共財源を國事の改良に用ひずして專ら一己野心の贊成に資し支那人民の害を被れる事既に久し、支那の偉大なる財源は政客及大權把握者の爲に國運增進補益の用に供せられずして、私人無益の鬪爭の爲め使用せられ、他國にありては之れに依つて能く富强を圖り得るに支那は却て之れに依て破產を見んとしつゝあり

と云つたのに較べて、實に非常なる觀察の相違と云はねばならぬ、吾人は更に支那國權恢復運動の個々のものにつき、其

主張と實際の狀況を研覈しよう

勢力範圍の放棄

勢力範圍の放棄につき支那が巴里會議に提出したる說明によれば、勢力範圍なるものは支那の全く關知せざる各國相互間協約又は支那が自由に其意願を行使する能はざる時各國と支那との間に訂立したる條約により生じたるものにして、其地域に就いては其國のみ領土上の利益を獨享し、且貿易上投資上の特權若しくは權利を獨占又は優先獲得し得べしと爲して居るものである、而して其存在は(一)支那經濟上の發展を阻碍し、(二)列國機會均等の原則に悖り、(三)支那領土の完全と政治の獨立を危うするものであるとの理由を以て其放棄を要求し居る

其廢棄の方法としては之れに關係ある國は各自宣言を發して支那に於て最早勢力又は利益範圍を有せず、將來亦斯かる要求をなすの意なき事を聲明し、更に併せて從前所訂の一切の條約、協定、交換文書、契約にして之れによつて領土上の獨占的利益を授與し、又は優先若しくは獨占的讓與及權利特權を授與し以て勢力範圍を發生するに足り、支那の主權を妨ぐるもの、或は是等授與の意ありと解釋せらるべきものは支那と商議して改正すべき旨を聲明すべき事を提議した

元來勢力範圍又は利益範圍と明かに名けた地區を有して居る國は一もあるにあらずして、種々の原因及其原因によりて生じた結果等よりして、所謂勢力範圍なるものを形成するに至つたもので、其成因の複雜なる丈其廢棄も容易には爲し得ないであらう、此勢力範圍廢棄は米國の熱心に希望する處で、對支新借款團組織の結果各國資本團の有する優先權なるものは該團に提供せられた事となり、從て勢力範圍內に於ける當該權利國の權利は非常に縮少される事となつたのである、一國が支那の或地域を限つて其勢力範圍となし、他國の此に入り來るを排除するのは、不當の事であるから、之れを廢棄して眞に列國が自由に支那全土にフェーア、プレーをなし得る樣にする事は、最も望ましき事である、且勢力範圍なるものは何等條約上の根據によつて生じたものでもないから、孰れの國も之れを廢する事については、元より正面より反對する事を得ず、從て正面より反對するものはないであらう、然し勢力範圍は條約其他取極にのみよつて生じたものにあらず、複雜なる成因に基き、殊に現に存する事態を根據として、自然的に生じたものであるから、名義上これを廢したとしても

既に各の國が從來斯かる地域に於て有した地位を動かす事は出來ないであらう、從て名義上の所謂勢力範圍を廢棄せしむる事は、決して困難でないと考へらるゝが、其結果は矢張り之れが廢棄をしない時と同一若しくは是れと類似せるものではあるまいか

外國軍隊及巡警の撤退

目下支那に駐屯して居る外國軍隊は次の如くである。

一、北清事變後の最終議定書に基く北京公使館區域及北京より海岸に達する間の交通保障の爲めの守備兵

日本北京一中隊	天津一大隊	綏州一中隊	楊村、昌黎、山海關各一小隊		
英國北京天津等	五百人	佛國同	四百人	米國同	千五百人	露國北京	五十人	和蘭北京	三十人
獨逸北京	五十人	墺國北京	五十人						

（民國五年度調査なるが其後獨墺と開戰の結果此兩國駐屯兵は全部拘留され、講和條約に於て以後駐屯せしめない事になつた）

二、鐵道守備隊　露清兩國間の原協定及日露間のポーツマス條約に基き滿洲に日本軍隊が駐屯して居る

三、山東鐵道沿線　日獨戰爭の爲日本は山東に出兵し目下膠濟鐵道守備の爲殘存して居るものがある

四、其他日本は奉天省六道溝及吉林省延吉の日本領事館に又露國は其延吉領事館に各兵士若干名を駐紮せしめ、又日本は第一革命以來俄口に約六百人の軍隊を派遣せしめて居る、新疆省喀什噶爾に露國は郵便局護衛の爲、英國は領事館保護の爲、兵士を駐屯させて居る

是れにつき支那は巴里會議に際し今や支那に於ける外人の生命財產の保護は十分に行屆ける事、外國軍隊の駐屯は勿論すれば各國軍隊間に事端を滋生し地方の擾害を釀す事、軍隊の爲に支那と該軍隊所屬國との交誼を害する事等を根據として（一）外國軍隊の法律の根據なくして駐在するものは直に撤退する事、（二）一九〇二年九月七日最終議定書第七條第九條の廢止を宣言し該兩條に根據して駐在する外國軍隊は平和會議の日より一年以內に撤退する事を求めて居る

上記の支那駐在外國軍隊中山東にある日本軍隊は、支那が鐵道守備の巡警隊を組織せば即時撤退する事を累次聲明したもので、之れをして撤退の機會を得せしめないのは全く支那側の不誠意の結果である、其他のものを見るに京津地方の駐屯軍は往年彼が如き殘虐なる擾亂を惹起したりし北清事變の結果にして、滿洲の駐屯軍は五百餘哩に亘る南滿鐵道を保護し、其附屬地其他にある邦人の生命財產を保護するを任とするものに係り、其他各相當の必要と沿革とあつて今日に至つたものである、而して其來由を見るに北清事件は京津間外國軍隊駐屯の因となり、第一次革命は漢口の日本軍隊、延吉の騷

國軍人派駐の要を生じ、民國歷年の爭亂は曩什喀爾の英國兵駐屯の理由となりつゝあるが如く、孰れも支那の混亂狀態が外國軍隊を呼ぶの原因となつて居る

支那にして若し十分に國内の秩序安寧を保ち、外人が之れに安心して其生命財產を託し得るに於ては、孰れの國と雖も決して難を忍んで外國に軍隊を派駐すべき筈がない、支那政府は外人の生命財產保護に遺憾なしと云ふが首都北京につて見るも、民國以來先づ一九一二年二月二十九日の禁衛軍の暴動事件あり、一九一七年七月の張勳の復辟事件の戰鬪あり、其都度外人の生命財產危險に曝され、軍隊駐屯の必要を痛感しつゝある有樣である、其他各地について見ても近年内亂暴徒匪徒等の事件續を接して起り、極めて不安なる狀態にある、從て軍隊を駐屯させて置く事を自然必要と思ふに至るのである、列國は元より支那が强いて駐在軍隊の撤退を求めたならば、眞に必要缺くべからざるものゝ外は、之れが撤退をなすであらうが、若し支那にして眞に國内の秩序を保ち、各人安んじて泰平の福を得るの確信を得るに於ては、支那の要求なしと雖も孰れの國も進んで軍隊の撤退をなすであらう、從つて支那は其撤退を求むるよりも、自國内の治安維持を先決問題とすべきではあるまいか

外國巡警の支那統治地域内に駐在するは南滿洲に其事實がある、一九一七年の支那側調査によれば、奉天吉林兩省内で日本の巡警機關二十七箇處に及ぶと云ふ事である、支那は此日本巡警は條約上の根據なく駐在するものなれば、直に撤去を求むと云ふにあるが、惟ふに滿洲は一の變態の地域にして、現に日本人は自由に其内地に居住往來し得る權利を有して居る、而して支那の此地方に於ける治安維持の制度は行屆いて居ない爲に、屢匪徒の出沒となり内外人の生命財產は危害を蒙る事頻々として起つて居る、近年滿洲に於ける邦人の被害事件を擧げ來つたならば、實に其頻に堪えない有樣であるが、最近にありても馬賊は遂に長春市内に迄出沒し、白晝掠奪を恣まにして居る、斯くの如き事情の下に於て、邦人の生命財產保護の爲に若干の巡警を派遣し置くが如きは、全く止むを得ざる必要に出でたものと謂はねばならぬ、然かも此事たる既に十數年來支那側の容認の下に行はれ來つた處である、支那の其撤退を求むる事には元より相當の理由は存するも、實際の事情は尙斯かる外國巡警の存在を必要としないであらうか、如何に支那の要求あるも、邦人の生命財產の安固につき、之れを全く支那側の保護に託して、不安なき事の見定めの附く迄は、是等巡警を撤退する事は困難ではあるまいか、斯く

觀じ來れば、支那が外國巡警の撤退を求むるの提徑は、外交上の要求にあらずして、自ら治安維持の設備の完成を急ぐにある事が首肯せらるゝであらう

外國郵便局及有線無線電報機關の撤去

支那は其國内に存する外國郵便局及有線無線電報機關については、支那に於ける郵便事業の發達を說き、支那郵便局は分局完密辦事精到完全に任に勝ふるが故に、外國郵便局は一九二〇年十二月末日迄に一律撤去し、又支那領土内の有線無線電報機關は、支那政府にて買收せん事を求むる旨講和會議に提議した

抑も支那に於ける外國郵便局は古い歷史を有するものにして、一六五八年の露清間天津條約により露國は庫倫、張家口に郵便局設置の權を獲、又英國は一八四二年の南京條約により五港に於ける通商貿易の權を獲る以前より既に南方諸港に自國郵便局を設け、該條約により香港を獲るや同地に郵政廳を設け上海等にも其支局的のものを設け郵便物の取扱をなしたが、其後佛、獨、米、露各國之れに倣ひ上海に設局し、日本も一八七六年より上海に郵便局を置いた、其後漸次數を增し歐洲大戰勃發前に於ては

日本	五十二局	英國	十二局
佛蘭西	十五局	獨逸	十七局
露國	二十九局	米國	一局
印度	三局	安南政廳	二十九局

の外國郵便局が存在して居つた、支那の郵便制度は其始め支那國家の施設にあらずして、海關が其便宜の爲に創始したもので、其支那國家の經營に移つたのは一九一一年、萬國郵便聯合、小包郵便聯合に加入したのは、一九一四年の事である、斯く支那郵便制度の不完全なりし事は、遂に列國をして自國の郵便局を設くるの止むなきに至らしめたものと信せらるゝが、支那は一九一五年三月にも萬國郵便聯合會に向つて、在支外國郵便局につき抗議を提出し、本年四月三十日には北京駐劄關係國公使に其撤去を求め、其後萬國郵便會議閉會後に於て在外支那公使より各其駐在國政府に對し、更に國際聯盟會議に際しては該會議に對して重ねて其撤退方を要求して居る

郵便局の外外國有線無線の電信機關の支那領土内に存在するものもあるが、元來通信の自由と確實とは海外に居住するものに取つて最も必要な事である、從つて支那が是等の外國通信機關の撤去を要求するも、支那官吏の廉直公正を否認して極端に不信用を表白し、進んで國際管理をも主張しつゝある外國人が、斯かる提議を應諾するや否やは頗る疑問の存する點である、只支那の郵政は目下も外國人管理の下にあり、支那は巴里會議に提出した說明書中に於ても、之等外國人の助理は尙必要なるを以て、之れを解傭するの意無しと云つて居るが、若し其外人管理の方法にして更に一歩を進むる樣な場合には、列國も是等通信機關の撤去について、相當の考慮をなすであらうとも思はるゝ

領事裁判權の撤廢

領事裁判權即ち治外法權撤廢は極めて重要なる問題にして、現に我國の如き明治初年以來之れが爲に非常の苦心を重ね歷代の政府は勿論國民一般に甚大の努力をなし、漸く明治二十七年の英國との間の條約により初めて之れが撤去に成功した、其間の我官民の苦心慘憺は實に名狀すべからざるものがあつた、而して其條約改正事業の成功した原因は、決して外交當局の折衝の宜を得たる爲にあらず、日本の主張する論理の透徹せるが爲にあらず、我官民が此大事業遂行の爲に同心協力文化の向上制度の釐革を圖り、其成績の擧がつたが爲であつた事は、將に此目的を達せんとしつゝある支那の大に味ふべき點であると信ずる

支那は巴里會議に提出せる說帖中に於ては先づ自國法制、裁判制度の次第に完備せる事實を擧げ、更に領事裁判が內外人の訴訟事件につき幾多の不便不利ある點を指摘して、支那は五年內に

一、刑法、民法、商法及民事訴訟法、刑事訴訟法を完全に頒布する事

二、各省省治所在地(實際上外國人の普通居住地)に於て地方審判廳、檢察廳を完全に設立する事

の二條件を實行すべきに付、失れと同時に

領事裁判を撤廢し且支那版圖內に設けられたる特別法廷をも同時に撤廢せん事

の承諾を與へん事を求め、更に右領事裁判撤廢實行前に於ても直ちに

一、支那人と外國人間との民刑訴訟事件にして被告が支那人たる時は支那法院に於て支那が自由に訊斷を行ひ外國領事の觀審參與を許さゞる事

二、支那法院が法によりて發布せる拘留狀、判決書は居留地又は外國人の居宅内に於ても執行するを得べく外國領事又は司法官に於て豫め審査を行はざるべき事

の二事を許諾せん事を要求した

元來領事裁判の制度は一八四三年の英支條約第十三條に其端を發し、其後該條約は一八五八年の天津條約により廢棄されたが、領事裁判の事は依然其第十五、六、七の三條中に規定せられ、其他一八四四年の米清條約第二十一、二十五條、同年の佛清條約第二十五、二十七、二十八條にも規定がある、後一九〇二年の英清改訂通商條約締結に際し、其第十二條に於て英國は清國の司法制度を改善して泰西諸國の同制度と揆を一にせしむる事につき各般の扶掖を與ふべき事を約すると共に、清國法典の狀態其の行制の區處其他の情狀治外法權を撤去するを得べき事を保證するに至つた場合は、之れが撤去をなすの準備をなすべき旨を約して居る、其後一九〇三年の米清條約第十五條、同年の日清條約第十一條に於ては更に一歩を進めて清國法律の狀態其施行の設備其他の要件にして滿足するに足るものなるに於ては治外法權の撤去に躊躇せざる旨を約して居る

從て支那の法制其他の設備にして整はゞ、治外法權は當然撤去さるべきものである、そこで問題となるのは支那の法制其他の設備の進展の程度如何である、支那は巴里會議に對して支那の臨時約法は三權分立の制を採り、人民の生命財產の根本權利を保護し、司法官の審判の獨立を保障し、立法行政兩權の干涉を受けざる所以悉く明文の規定ありと稱して居るが、該約法なるものは果して幾何の程度迄行はれつゝありや、民國成立以來既に十年に達するも此間支那に立法府の存在したる事果して何年なりしかを考ふる時は、思半ばに過ぐるものあるべく、又三權分立の制を採ると云ふも、現在全國一千八百餘縣中地方審判廳(分廳を含む)の設あるは僅に四十餘縣に過ぎずして、其他にありては行政官たる縣知事が裁判官を兼ね、首都の京兆に於てすらそれである、而して彼等の審判振は民國九年四月の大總統の諭示中に

各縣知事の訴訟を受理するや屢巧に口實を設けて誅求絞取するの事實あり

の語あるに徹して其一斑を知るべく、又法制に就いては僅に民法、刑法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法等の草案の編纂を終りたるに過ぎざる有様で、基礎法は依然清律によつて居る狀況である、而して監獄制度の如きも甚だ不完全で現に民國九年七月司法部より各省高等審檢廳長に宛てたる照會文中には

各縣監獄には未だ何等の改良を加へざるを以て瘦病斃死の囚人擧げて數ふべからず知事は懲戒所に送れりと思ひ居るも處刑者は却て生命を失ふの虞あり

と云つて居るのは、支那當局自ら其監獄の不完全なるを告白して居るものである、更に又政府當局が反對派首領の首に懸賞金を賭けて、自ら司法制度の存在を無視しつゝあるが如きは、支那に於て屢見る處である、斯くの如き實狀を以てしては、如何に寛大に評するも支那の法制其他の設備全しとは云ふ事が出來ぬ、支那は五年以內に其完成を期せんと云ふも、斯くの如きは到底庶幾し得べからざる事なるべく、現に昨年發せられたる大總統令に於ては二十年計畫を以て司法制度の完備を期すと稱して居る程である、事實にして既に斯くの如しとせば今日は勿論近き將來に於ても、治外法權の撤去は外國人側の困難とする處であらう

本問題についての外國側の意嚮を見るに、我外務省には日本率先して之れが撤廢の提倡をなすべしとの議論あり、在支商業會議所聯合會亦同樣の決議をなせる事は前に記したが、尙奉天の赤塚總領事も昨年末に於て裁判所の新設、新法官の採用、日本辯護士の公認、通事の附置を條件として先づ東三省審判廳を認めて、支那人被告の對外事件を處理せしめ、其成績により滿洲より始めて領事裁判權の撤去をなすべき事を本省に提議したと傳へられ、支那と最も密接の關係ある日本は治外法權の撤去については、極めて支那に同情ある態度方針を持するものゝ如くに察せらるゝ

然るに一方歐米諸國は孰れも容易に之れが撤廢に贊成せざるものゝ如く、外交團は支那人を被告とする外支混合裁判事件に對する外國領事參與の程度に關し、支那と意見を異にせる爲、支那の正式裁判所たる審判廳をすら認めざる申合をなしつゝある有樣で、一九一九年十一月上海に開かれたる在支英國商業會議所第一回聯合會に於て、本問題も論議されたが、其決議は單に

支那の治外法權撤廢の前提として强力なる政府の樹立、完　なる諸法律の制定を絶對に必要なりと認め一九〇二年條約第十二條に基き支那司法制度の改善

援助を斷行する事

と云ふに止り、往年の英支條約と同一意味のものである、斯くの如き條件の完備した後に治外法權の撤去さるべきは毫も論議の餘地のない處である、其外北京天津タイムスの論文等に於ても尙早說を唱へウッド、ヘッドの如き其撤廢を論じては居るが、同じく現在の司法制度の改革完成後との條件付である、從て支那が如何に希望しても、日本の一部で贊成しても、今日の如く法制不完全にして、裁判官は無能且腐敗し、諸般の設備全からず、安んじて外國人の生命財產を託する能はざる狀況に於ては、領事裁判權撤去は困難であらう

支那は先年露國人の治外法權を撤去し、又本年五月二日獨印の獨逸との協約に於て初めて相互主義に基く條約を締結し其相互國人民の生命財產は均しく所地在の法律法廷の管轄の下に立つ事となり、是等兩國に對しては領事裁判權撤廢の目的を達したるも、今日の露獨と締結した處を以て、其他の諸國に推及せん事は到底不可能であらう

領事裁判權撤去の外支那は會審制度に關しても、希望を提出して居る、則ち一八五八年の英佛米等との天津條約、一八七六年の英清條約、一八八〇年の米清條約の結果、支那人と外國人との民刑訴訟事件につき、支那人の被告たる場合該事件は支那法廷の審判に屬すべきものなるも、外國人も之れと利害の關係ある爲、斯かる裁判には外國官憲亦立會し審判に干涉するを得る事となり、此に會審制度なるものを生ずるに至つた、然かも其外國人の被告たる場合に於て、支那官憲は會審する權利なく、不公平なものであつたが、右に對し支那は以後外國領事の會審を廢せんと云ふのである、此點については日本は大正四年の日支條約に於て南滿洲の未開放地に於ける日支人間の民刑訴訟に就いては相互に臨席傍聽せしむる事とし、部分的ではあるが此不公平を匡正し、米國は又一九一七年九月に於て一般的に相互に觀審をなし得べき事を約し、其翌年の二月より實施して居る、此會審制度については支那は本年の國際聯盟會議に際しても提議して居る樣子であるが、支那が巴里會議に要求した程度の事は出來ないであらうが、既に米國が實行して居る双互に觀審する權利を認める丈けの事は、時代の風潮に見て、早晩之れを承諾するに至るであらうと思はれる

租借地の還付

支那に於ては一八九八年獨逸が山東省の膠州灣一帶を租借したるを始めとし、同年中に露國は旅順大連一帶を英國は威海衞及九龍を、佛國は膠州灣地方を租借するに至つた、其後日露戰爭の結果旅大地方の租借權は一九〇五年を以て日本に歸し、膠州灣一帶は日獨戰爭の結果現に日本の手中にある、是れについては支那は巴里會議に際し、租借地の存在は領土主權の完整を危うし、支那の國防に支障を來し、更に又受租各國の利益相容れずして紛爭を生じ、爲に支那に害を及ぼす事あり、租借地の存在は其地方に對し一國が經濟權を壟斷するの因となり門戸開放主義に反する事となる等幾多の不利あり、且又租借地の成因は元均勢維持の爲なりしに、今や國際聯盟成立して侵略戰爭防止せられ、極東均勢維持の必要なきに至るべければ其存在の理由をも失ふべきを以て、是等地域内の外人既得の權利、是等地方の治理に就いては、支那に於て十分の責任を負へば、各國に向つて之れを放棄せん事を請ふと云つて居る

租借地は支那が條約の明文を以て年限を定めて租與したものである爲、支那も其期限到達前に還付を要求する能はず、從つて各國に向つて其放棄を請ふに止めたのであらう

今是等租借地の事情を見るに、膠州灣租借地は既に日本に於て屢支那に還付を提議し居れば、支那にして應諾せば直ちに支那の有に歸するのである、其他の租借地中にありて旅順、大連一帶の地域は原租借國露國に於ても、莫大の資金を投じて其開發に努めたが、其日本の手に移つたのは、支那領土保全極東平和維持の爲に日本が彼の大戰爭をなした結果であつて、而して其後にありても更に巨額の資金を費し、多大の犧牲を拂つて種々の施設をなしたが爲に、今や大連は貿易額に於て上海漢口と相並ぶ要港となつて居り、又九龍は英國領土と接壤し、英國が其領土保護の爲に絶對に必要として居るものである、而して威海衞と廣州灣とは租借國に於て別に見るべき經營をなさず、通商港としても又其他に就いても言ふに足るべき進展をなして居ない

殊に威海衞の如きは渤海灣に於ける勢力均衡の爲に、露國が旅大を租借する間丈け租借したるものなれば、旅大地方が日本の手に移つた時に、還付を求めれば、求め得べき理據のあつたもので、一九〇六年頃山東官憲より威海衞民政長官に何等かの交涉があつた樣であるが、結局は依然英國に租與を繼續して來たのであるが、近來十九ケ年間同地民政長官たりしロックハートの辭職、香港總督の北京威海衞訪問に次いで威海衞還付實行の說を聞くに至つた、旅大が其同盟國の手中

孰れも希望する處であらう、然るに支那の現狀は外國人をして支那政府の法令に服從し、其統治に信賴して、自由に各地に居住往來するを得せしむる程度に達して居ない、茲に於てか遺憾ながら居留地制度の如きものを存し、支那に對しても苦痛を與ふると共に、自らも多大の窮屈を忍ばねばならぬのである

支那に外國居留地の必要なる所以は、啻に外國人が認むるのみならず、支那人も亦之れを認めて居る、現に第一次革命を始めとし、支那に擾亂ある毎に外國居留地は避難の支那人によつて充たされ、支那の富豪若しくは舊大官にして今日居留地に逃れて漸く其生命財產の安固を保つて居るものが少くない、支那が一方に居留地の還附を求めつゝあるに、一方支那人自ら其必要を是認して居るのは大なる矛盾である、殊に最近宜昌に兵變あるや、同地支那人は不安の情に堪へず遂に

政府吾人に對し假に保護の誠意無きにあらずとせば、卽ち貴を貢ふの能力なきなり、吾人は但だ死を免るゝを求めて國を知らず、駐京公使團に請求し速かに宜昌を劃して居留地となし以て政府が再び軍隊を駐むるを拒否せんとす

と決議し、駐京公使團も其請を容れて居留地を設定せんとし、僅に米國公使の反對により中絕したるが如きは、明かに支那に尙居留地の必要なる所以を、事實之れを證し、支那人之れを認め、更に列國亦之れを認むるものと謂はねばならぬ、斯くの如き狀態の下に支那が居留地の還附を求むるも、列國が唯々として應ずる能はざるは支那當局と雖も、是認するであらう

關稅自主權

支那は現行輸入稅則が不公平にして學理に合せず、時宜に適せず、且收入不足なりとの理由に基き、次の諸項を提議した

一、支那と各國との間に期間を商訂し其期限滿了せる時は支那は自ら關稅の改訂を行ひ得る事

二、支那は自由に各國と關稅を商定し協約を交換し得る事

三、最惠國條款は必ず彼此交換とする事

四、必要品、奢侈品、原料の別により稅率を區別し、必要品の稅率は從價一割二分五厘より輕からしめざる事

五、此新協定成立前に於ては一九二〇年末限り現行稅則を廢止し無條約國貨物に對する稅則を適用する事

六、新協約成立の時は釐金稅を廢止する事

蓋し支那は從來關稅自主權を有しないが爲に、極めて不利益なる地位に立つたから、主として之れを匡救しようと云ふのであるが、右の內無條約國貨物に對する稅則とは、支那が對獨斷交を機として獨塊貨物に適用する爲に民國六年十二月二十五日を以て公布した國定關稅條例を指すもので、右に於ては奢侈品從價百分の三十乃至百、無益品從價百分の二十乃至三十、實用品從價百分の十乃至二十、必要品從價百分の五乃至百分の十の稅を課せんとするものである

關稅自主權を恢復する事は非常に困難なる問題で、我國は多年之れに苦める歷史あり、治外法權を撤廢し得たる後數年を經て初めて其目的を達し得たるもの、支那が俄に其希望を貫徹せんと欲するも困難であらう

支那は關稅改正問題としては、既に主要列國との間に約せる彼の內地通過稅を全廢して、其代償として現行の從價五分稅を一割二分五厘に引上ぐべきの懸案あり、其嘗て條約上の決定を見てより二十年に垂んとするに拘らず、尙支那は毫も之れが實行を企圖せず、俄に關稅の根本的改正、非常なる稅率の引上を提議するも、列國は容易に之れに應せざるべき事は推知するに難くない、現に一九〇七年議定翌八年八月一日より實施の新稅率表につき、當時「改訂稅率は戰後二ヶ年に於て全部又は一部の改訂を行ふべきものとす」との規定あるに基き、支那が本年其改訂を要求し來りたるを拒否したるの事實を見れば、斯かる根本的改正の容易ならぬ事を知るに足るであらう。

* * * * * *

以上を以て所謂支那の恢復せんとする國權なるものについて概觀したが、吾人は支那が之を希望する事の當然なるべきを認むるが、外國が斯くの如き支那の國權を冒す樣な制度を必要とした理由は、今日に於ても依然存續して居る事を、遺憾ながら認識せざるを得ない、さうして近來の支那の政局の紛淆や、內爭の連續、綱紀の弛廢は、却つて此必要の程度を加へて居ないかと思ふ、支那人が民國創基以來政治上に示した所の實蹟は決して滿足すべきものではなく、國家大本の法制たる憲法の制定は年を經るも尙全からず、財政は益紊亂窮迫し、內外公債は山積し、國家將來の進運の基礎たるべき敎育は廢され、軍人は跋扈し督軍は專恣橫暴を極むる等、新民國の前途を樂觀せしめ謳歌せしむべき象徵は殆んど之れを認む

る事が出來ない、吾人は支那人が近來次第に覺醒し來り、其智識等に就ても進展の狀ある事を認むるが、然し其覺醒や進歩は國民として共同人としてにあらずして、單に人間としての覺醒にあらざるやを思ふ、則ち支那人が覺醒し進歩し來つた事と、經濟上の發達は著しいものあるに對し、政治上の進展の毫も認むべきものないのは、吾人に斯くの如き觀察の疑惑を與へるものである、然し個人として人間としてゞも支那人が覺醒して行けば、やがて民國十年の禍亂が彼等の心中に深き自覺と反省を呼び、此に支那再造の機運を釀成するであらう、さうして此機運を釀成せしめ、支那人の自覺自發を促進する爲に、其改造の萌芽の健全に發達する爲に、此に嫉妬と猜疑を去へざる眞の全き協調に基く列國の助力が必要でもらう、吾人は未だ支那人の政治能力に就いて全く絶望をしない、さりとて今日の支那が既に滿足すべき發達の階程にありと認めて、猥に支那人の國權回復の希望に同意する事も出來ない、さうして支那國民の中に支那改造の萌芽が延びつゝある事を信じ、篤く之れを培ひ、十分之れを保育して行きたいと思ふ

嚴肅なるべき問題

支那の國際管理を實行すとせば、是れ實に支那に採りては一大變革にして、支那人が思想上面目上に蒙る衝動は極めて甚大なものがあるであらう、是れを提倡し是れを考案するものは、最も愼重にして眞面目なる考慮を費さなければならぬ、決して輕々に論議すべき問題ではない、而して斯くの如き方法によつて眞に支那四億民衆の將來に、幸福を齎すべき確信あり、又是れによつてのみ支那の幸福を齎し得べき事が確認せらるゝ場合に限り、初めて斯かる方法の採用は許さるゝのである

次に支那人の國權恢復運動も極めて重大にして嚴肅なるべき問題である、支那は決して單なる正義人道の上にのみ立脚し、無暴突飛の要求をなし、又は權變を以て其成功を企圖してはならぬ、而して之れを助けんとするものも周到なる研究の結果に基き、極めて眞面目ならねばならぬ、決して一時の人氣取や、新しがりや若しくは支那人の歡心を買はんが爲に、斯くの如き嚴肅なるべき重大問題を假り來りてはならぬ、一方に支那國際管理說が唱導せられつゝある際、一方に支那が一躍直ちに各般の國權を恢復せんとするも夫れは不可能であらう、殊に支那の實際の施設が、其恢復の論據を與ふるに十

分なる發達を遂げざる今日に於て然りであらう、而して吾人は支那に對しては支那が其國權恢復の偉大にして且尊敬すべき希望を達するの途は、宣傳や暗中飛躍にあらずして、其諸般の文物制度の整備、國力の充實にあり、而して是れ以外には其方法の無き事を指摘して、其反省と努力とを望むと共に、列國に對しては努めて支那及支那人に同情ある態度に出で、事情にして許すに至らば步一步此支那人の希望を達成せしむる事を許し、更に之れが爲に支那に助力を與ふるに吝かならざらん事を望まざるを得ない

今や國際管理と國權恢復の全然相反する大施が支那人と、英米人とによりて振りかざされつゝ華盛頓會議は開かれんとして居る、何人も徒らに外交的辭令や表面的虛飾に基いて此嚴肅なる問題を論議してはならぬ、偏見と好惡とに超越し、現實を直視し前途を達觀して、支那一國民の休戚の爲に公正と嚴明とを以て、最も直截なる判斷を下し、これによつて此重大問題の審理を遂げねばならぬ

北京政府の財政現狀（上）

（北京銀行月刊所載）

吾國積弱の暴露せるは甲午にして、國債の變化亦甲午に始る、茲に財政一端に就き之を考察するに、甲午より今日に至る迄二十八年間に於る、財政狀況は之次の四期に分つを得べし

第一期　自甲午至庚子七年間
第二期　自庚子至清末十一年間
第三期　自民國元年至袁世凱歿落五年間
第四期　自袁氏歿落至今日六年間

而して其財政の無方針無系統なるは四期を通じて何れも然らざるはなきも、前三期は尙相當の範圍ありて、未だ第四期に於けるが如く紊亂に至らず、民國八年の豫算固より既に支離滅裂にして信ずるに足らざるも、其後に至りては此の支離滅裂なる豫算すら、尙其編成なく、中央と地方との財權分たず、軍費政費孰れも一定の數額なく、對內信用既に已に地に墜ちて餘す所なきのみならず、對外信用亦日を終ふ可らず、破產の危局遂に復た免る能はざるの勢を示せり、雖然徒に悲愁以て慷慨せんより、心以て之を究するに如かず、卽ち茲に本篇を以て或人の參考に供せんとする所以なり、此の悲境を轉じ鞏固喜ぶべき財政に改むる者夫れ或は說者にあらんか

日淸戰後の財政沿革

盛淸の世刑を嚴にし賦を輕くして民に臨み、民をして其威に畏れ其德に懷かしむるの策を執り、其始めて入關するや直に火耗の稅銀を以て納稅するの時、銀色傾鎔費を廢して永遠に之を禁じ、康熙雍正乾隆の間公何れも豐かにて、國庫常に餘帑を蓄へたりしも嘉慶道光に至りて、紀綱漸く弛み、憂患相乘じて國用遂に竭し、洪楊の亂靖定して、同治光緒の交期に入るや、再び舊觀に復し、光緒十一年より二十年に至る十年間、其歲入平均八千三百五十餘萬兩、歲出七千七百五十餘萬兩約五百九十餘萬兩の剩餘を示し、其收入の重要なるものは

一、常例歲入卽ち田賦鹽課及常關稅三者にして約四千餘萬兩
二、新增歲入卽ち繳捐續完節控三項にして約八百餘萬兩

其支出の重要なるものは

一、常例歲出卽ち陵寢供應驛站祭祀禮憲科場飭乾廣膳宮鮮採辦織造公廉等にして約四千餘萬兩
二、新增歲出卽ち營局鎗需關局經費借款元利償還等にして約二千三百餘萬兩
三、特歲出補支廉支二項にして約七百餘萬兩
四、北京衙門經費約二百餘萬兩

而し當時の外債は七項にし合計六百八十萬磅ありしも、

歷年償還し其後日清戰爭勃發するに及ぶ迄其の負へる外債は、亦僅に獨逸の二十四萬磅あるのみにして、其累財政に及ぶ所なかりき、是れ日清戰爭以前に於ける財政の大要なり、其後光緒二十年(卽ち西歷一八九四年)日清戰爭勃發し戰費及び賠償金に費せる所極めて鉅額にして、國力之に堪へざりしかば、之を外債に仰ぐの外なく、光緒二十年より二十四年に至る五年間外債の借入五千四百四十五萬五千磅の多額に上り、之を戰前の外債に比すれば實に二百三十餘倍に達せり、茲に之を列擧すれば左の如し

日清戰債表

年度	外債名目	債額	利息	擔保
光緒二十年	滙豐銀款	一〇、九〇〇、〇〇〇兩	七分	海關稅
同二十一年	滙豐金款	三、〇〇〇、〇〇〇磅	六分	同
同　年	克薩洋款	一、〇〇〇、〇〇〇磅	六分	同
同　年	瑞記洋款	一、〇〇〇、〇〇〇磅	六分	同
同　年	滙佛洋款	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇法	四分	同
同二十二年	英獨洋款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	五分	同
同二十四年	續英獨洋款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	四分半	同

其中前四項借款(共計六百六十三萬五千磅)は軍費に充て後の三項借款(共計四千七百八十二萬磅)は賠償金に用ひられたり、外債の激增既に斯くの如きを以て、其財政に累を及ぼせること甚大なりき、而して其每年償還すべき元利金額は

滙豐銀款　一、四三二、〇〇〇兩　滙豐金款　二、六二三、〇〇〇兩
克薩洋款　八三三、〇〇〇同　瑞記洋款　六七〇、〇〇〇同
滙佛洋款　六、二五五、〇〇〇同　英佛洋款　八、三七五、〇〇〇同
續英獨洋款　五、〇〇〇、〇〇〇同

合計二五、一八五、〇〇〇兩

にして、何れも海關稅鹽課釐金を以て其擔保に供せるが、當時海關稅の收入は二千一二百萬兩臺にして、盡く之を外債に充用するも猶足らず、之に加ふるに新政準備の爲に經費自ら日に增加し、歲入は八千八百餘萬兩にして歲出は一億以上を越え一千三百餘萬兩の不足を生じて財用竭蹶の狀を呈するに至れり

而して其後七年又々庚子禍亂ありて、之が賠償一項既に四億五千萬兩に上り、每年約一千八百八十三萬兩を分償することゝし、之を舊債に合算して、每年償還額四千二百四十三萬兩に達し、各省をして之を分擔せしめたるが、當時中央及各省何れも新政の勵行に力め、之が爲め警務、敎育經費殊に多額を要して、經費の膨脹獨り中央のみにあらず故に光緒末年の歲出入は各年何れも二億の外に出で、宣統に至り又更に增加し、歲入二億六千三百萬兩、歲出二億六千九百餘萬兩にして、其の差幾何もなかりしが、宣統三年に至りて歲出入何れも三億を越え、其中中央に於ける出入二億に近く、其歲入は各省より納入せるもの八割以上を占めたり、蓋し當時關鹽兩稅何れも皆各省に留存し、今日に於けるが如く別に之を儲存して、外債償還の用に備ふる等の事なかりし爲め、各省よりの納入金斯く多額に上れるが其納入金中又之を中央の用に充てたるもの五千萬元、外債の償還及賠償の用に充てたるもの約七千餘萬元あり、尤も各省にして其の財政に餘裕あるものは納入斯くの如きも、然らざるものは又中央より之を協濟せり、是れ清末に於け

る中央財政と地方財政との關係情形なり、清朝既に亡び各省解體離合の間、風雲俶擾財を需むるの急なる言喩すべからず、昔日地方より送附せしもの今や反つて中央に補給を仰ぎ、戰線の枯窮其極に達せり、唯憐むべきは外債あるのみ、故に中央は已むを得ずして悍然外債を藉るに決し、人民亦前途を樂觀し默然之を許せり、而して外國も亦利益のあるに鑑み喜んで之に應じ、茲に各種借款雜然として相繼で起り、元年春白耳義借款一百萬磅（此借款は善後大借款中より償還す）、瑞記第一第二借款七十五萬磅等、左表の如き借款を締結せり。

袁氏在世當時の借款

年次	借款名目	債額
民國元年	瑞記第一借款	三〇〇、〇〇〇磅
同	瑞記第二借款	四五〇、〇〇〇同
同	克利斯浦借款	五、〇〇〇、〇〇〇同
民國二年	瑞記第三借款	三〇〇、〇〇〇同
同	善後大借款	二五、〇〇〇、〇〇〇同
同	墺國第一次借款	一、二〇〇、〇〇〇同
民國三年	墺國第二次借款	二、〇〇〇、〇〇〇同
同	墺國第三次借款	五〇〇、〇〇〇同
同	中央公司借款	三七五、〇〇〇同
同	狄思銀行	四〇〇、〇〇〇同
同	中法實業借款	實收一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法
同	中法欽渝鐵路借款	三二、一一五、五〇〇同

其合計約四億六千餘萬元にして、平均五分半利率を以て計算せば利息一項のみにて既に二千五百餘萬元以上に達し又之に加ふるに愛國公債一千餘萬元、軍需公債七百餘萬元、元年公債一千餘萬元、三年公債一千餘萬元、儲蓄券一千萬元、四年公債二千餘萬元及數額不明の五年公債を發行し、其年利六分平均を以て計算するも、此等内債の利息又六百萬元を下らず、更に加ふるに軍政膨脹して中央の支出三億元を超ゆるに至りしかば、財政日に困難を來せるも、民國三四年間袁氏大權を獨攬し、疆吏唯々其命を奉じて、中央納入稅款の截留を敢てする者なかりしを以て、出入略ぼ相償ひ其不足尚微少なりしが、其後袁氏帝制を稱するに及びて、財政施設漸く正軌を失ひ、既にして雲貴義旗を飜すや海内割據の象益々顯はれ、財政又此れより變化を生ずるに至れり、民國六年對獨宣戰に因りて、庚子賠償五個年の延期を得其間毎年一千九百八十九萬餘兩の負擔を輕減し、且つ獨墺に對する債務約五千萬元を解除して、頗る支出に有利を來し、之に加ふるに關鹽兩稅何れも其收入の旺盛にして、且磅低落し貿易亦頻年出入相均衡し、時正に財政整頓の絶好機會なりしに拘らず、當局毫も茲に顧及する所なく反て益々倒行逆施を恣にし、外は强藩に結びて强藩の暴悖を逞せしめ、内は私黨を營みて私徒の誅斂に便し、豫算は依無として、廢弛行はれず、内外債濫擧して債務愈々重く軍政兩費は妄りに增加し、經費益々洪繁となり、支出復た遠く昔日の比に非らず、而も中央の直接收入は地方其意に任じて之を截留し、金價は漸く騰貴を示し來りて賠償延期々限は日に迫り、收入亦遠く昔日に比す可らざるに至れり、而も當局の盲目無識なる、舉債を以て理財唯一の神室となし、徒に一時の彌縫糊塗のみ是れ事とし、債還彌補の

途に關しては、何等計る所なく、債臺愈々高くして、負擔日に重きを加へ、各内外債元利償還金額、實に毎年一億二千七百九十六萬餘元（八年度豫算）の鉅額に達せり、今玆に民國五年七月以降に於ける内外債の主要なるものを擧ぐれば次の如し

長期内債表（民國九年末迄）

名稱	五年七月迄の發行額	九年十二月迄の發行額	増加額或は減少額
愛國公債	一、八〇六、六九〇元	二三六、七九〇元	減 一、五七〇、〇〇〇元
（註 愛國公債中一千餘萬元は元年公債に切り換へたり			
軍需公債	五、〇七一、一五〇元	三、三六七、五四〇元	減 一、七〇三、五一〇元
元年公債	一二、九一二、三一〇元	一二、一六八、五〇〇元	増 一〇三、三八六、二五〇元
三年公債	二四、九三五、三九〇元	一六、六七〇、〇六五元	増 八、二六五、三二五元
四年公債	一一六、九三七、四七〇元	七、八一五、九一〇元	減 一九、一二一、五六〇元
五年公債	三〇、〇〇〇、〇〇〇元	一六、七七〇、五一五元	増 一六、四七〇、五一五元
（註）五年公債中九百餘萬元は貯蓄券に切り換へたり			
七年短期	二四、〇〇〇、〇〇〇元	増 一一四、〇〇〇、〇〇〇元	
七年長期	四五、〇〇〇、〇〇〇元	増 四五、〇〇〇、〇〇〇元	
八年公債	一九、六九二、三一五元	増 一九、六九二、三一五元	
九年公債	六〇、〇〇〇、〇〇〇元	増 六〇、〇〇〇、〇〇〇元	

民國五年七月以降の外債表

（一）米國借款

民國五年	市俄古銀行借款	五、〇〇〇、〇〇〇弗
民國六年	運河浚渫借款	六、〇〇〇、〇〇〇弗
民國六年	美孚借款	五、五四三、七〇三元
民國七年	運河測量借款	三五〇、〇〇〇弗
民國七年	留學生借款	三〇、〇〇〇弗
民國八年	煙酒借款	三〇、〇〇〇、〇〇〇弗

（二）英國借款

民國七年	滙豐銀行借款	二五七、七五〇磅
民國七年	マルコニー無線電信借款	六〇〇、〇〇〇磅
民國九年	飛行機借款	六〇〇、〇〇〇磅

（三）白耳義借款

民國六年	華比銀行借款	六七七、五八〇鎊

（四）佛國借款

民國六年	留學生借款	一一三、五〇〇佛
民國七年	商業銀行券借款	五〇九、五四二佛
民國七年	教育部借款	一五〇、〇〇〇佛

（五）各國借款

民國六年	天津水災借款	七〇〇、〇〇〇兩
民國七年	防疫借款	七二〇、〇〇〇兩

（六）日本借款

民國五年	東亞興業公司借款	五、〇〇〇、〇〇〇圓
民國五年	正金銀行借款	一〇〇、〇〇〇圓
民國五年	中日實業公司造紙廠借款	二、〇〇〇、〇〇〇圓
民國六年	正金銀行借款	一〇〇、〇〇〇圓
民國六年	中日實業公司水災借款	五、〇〇〇、〇〇〇圓
民國七年	電信借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
民國七年	吉會借款	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
民國七年	鐵林借款	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓
民國七年	參戰借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
民國七年	濟順高徐鐵道墊款	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
民國七年	滿蒙鐵道墊款	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
民國七年	太平公司第一次軍器借款	一八、七一六、四二一圓
民國七年	太平公司第二次軍器借款	一三、三六五、一二六圓
民國七年	三井洋行印刷局借款	二、〇〇〇、〇〇〇圓
民國七年	朝鮮銀行借款	五〇〇、〇〇〇圓
民國八年	大倉洋行保商期票借款	二、四五七、一三四圓
民國八年	太平公司軍器欠款	八六九、二九一圓

僅に行政的一部分に限らず、日本の提出せる覺書の所謂原則上の讓渡なる語は其意味明瞭ならず、日本にして果して還付の誠意あらば、宜しく各種官有、半官有、市有、公有各財產及事業を完全に支那に還付し、其種類に按じて或は中央、或は地方機關、或は市政公所、或は海關の官吏に分還すべく、別に協定するの必要なし八（回答之に言及せず）

九其第九項に於ける山東省內の撤兵問題は、素と膠州灣の還付と關係なく、支那政府の曩に屢々其實行を催促せる所、宜しく速に其全部を撤退すべし。

膠濟鐵道の警備は支那より相當なる鐵道警備隊を派遣して之を引揚ぐべし。

以上は其大要を擧げたるものにして、之を要するに滿足する能はざる點多く、支那政府は之を斷切聲明せざるを得ざると共に、日支双方意見の隔離せるを觀、本案の容易に解決せざるべきを恐れ、茲に今後適當なる機會に於て更に之が解決を圖るの自由を保留す。

此回答の公表さるゝや、南北各新聞何れも論評を試みざるはなきが、北京の群報が

此回答は直接交涉反對論者の一時の成功と言ふべしと雖日支間に交涉解決の可性能を有する此問題をして茲に至らしめ、遂に吾人の希望が水泡に歸せるは遺憾なり。

と慨嘆し、上海中華新報が

既に斯く拒絕せる上は、本問題は亦々懸案となり、若し更に懸案久しきに亘らば、其損害を受くる者獨り唯だ支那のみにして、此拒絕は本問題の解決をして益々困難ならしめ、支那の前途に至甚なる關係あり、國民は此際極めて眞面目なる研究を本問題に注ぐを要す。

と論じて國民の冷靜なる考慮を促し、京津タイムスは十月八日の社說に於て長評論を揭げて曰く

東京政府は九月七日の提議に對し、支那政府より好ましき回答のあるべきを期待せず、唯だ山東問題に就き華盛頓會議に於て優勝なる地位を占めんが爲め一戰術の演習に過ぎず、現在に於て考慮すべき問題は支那の此回答が華盛頓に於ける支那代表にとりて有用に役立つべきや否やに在り、吾人は其決して然らざるべきを信ず、支那政府の執れる不調和の態度は華盛頓會議をして此問題に干與するを躊躇せしむるに至るべきを恐る、此回答に對する支那ワイ〳〵連よりの喝采は、吾人の察する所を以てしては、歐米の高壇よりは反響なかるべし、何となれば歐米諸國は本問題の解決を熱心に希望せるが故に、支那政府の此回答の無禮なる性質は極東諸問題中最も困難なるもの丶一に對する實際的解決を、無期限に延期せしむるものなりと認むべければなり、實際的見地より觀て、支那は日本に對し、侮慢的態度に出づることに依りて、極東問題に利害關係ある列國より、事實援助を得べく期待するに足る何ものを成したるものに非らず、問題は今や善惡孰れにせよ、分岐點に立つに至れり、若し支那の此回答の爲め華盛頓會議の席上に於て、其代表をして困難を增さしむるに至りても其責は唯だ支那自ら之を負は

ざる可らず。

と痛評を下せる外、大多數の論調は此回答を以て國民の輿論を代表せるものなりとし、辭を盡せる稱讃を當局に捧げて滿足の意を表し、一般邦民は歡喜の聲を揚げて山東問題は無條件還付の外絶對に戴くらずと狂號せり。

越えて十月十九日小幡公使は東京政府の訓令に依りて次の如き第二回覺書を顏外交總長に會見の上手交せり。

帝國政府は山東善後交涉問題に關する本月五日附の支那政府覺書を受領し、之に對して愼重なる考慮を加へたり山東問題を迅速に解決せんことは、帝國政府の年來希望し其努力を惜しまざりし所にて、既に客年一月對獨平和條約の効力發生するや、帝國政府は直に支那政府に對して本件商議の速開を促す所ありたり、然るに支那政府は數個月の後に至りて漸く回答を寄せ對獨平和條約の不調印及民論の反對を理由とし、直接帝國政府との間に商議を進むるに便ならざる旨陳辯するに過ざざりしを以て、帝國政府は更に事理を盡して支那政府の反省を求むると共に、支那政府が將來商議開始に便なりと思考する日に於て何時にても本問題の商議に應ずべき事を言明せり、爾來一年有餘帝國政府は切に支那政府及國民の冷靜公明なる自覺を翹望し、隱忍自重以て好機の到來を待てり。其間支那政府當局の態度に變更を來し、屢次の機會に於て帝國政府に對し、本件に關して談緒を開かん事を求めたるに本年五月小幡公使歸朝前、顏外交總長は同公使に對し、公正妥當にして各國も公平と認むべき具體案の提出方を切に希望する旨を述べ、尋いで支那政府當路より、本問題に關する支那側解決案なるものを帝國政府に內示し來り、其後に於ても帝國政府と商議を進捗するの意向を非公式に示し來れるを以て、帝國政府は偏に其迅速圓滿なる解決を希望し、右支那側解決案を參酌して公正寬容なる妥商條件を決定し、去る九月七日を以て、之を支那政府に提示し、其切實なる考慮を求めたり、然るに今回の覺書に於て支那政府は帝國政府の期待に反し、右帝國政府の妥商條件を以て本問題を解決せんと欲するの誠意を表示するに足らずと爲し、此商議を進むるの意なき事を明にしたるは、帝國政府の認めて以て意外とせざるを得ざる所なるのみならず、右覺書前段に於て、本問題に關する日本の宣言は多くは空洞なりとの言辭を用ひたるが如きは國際禮讓を顧みざるものにして、帝國政府の頗る遺憾とし、支那國及其國民の爲め深く惜しまざるを得ざる所なり。

又帝國政府は解決案各項に對する支那政府の所論に至りては、意義頗る判明を缺くものありと雖、之を推讀するに、其中帝國政府の特に支那の反省を促さざるを得ざるもの甚だ尠からず、例へば膠州灣租借權は支那の對獨宣戰の結果消滅したるものにて、從て當然無條件還付を受くべきものなりと云ふの一事に至りては、是れ國際法上の理論慣例及日支兩國間の條約關係に徹し、失當の言說なるのみならず、實にヴエルサイユ條約の効果を破壞せんとするものにして、本年五月二十日在支獨逸代表者の

外交總長に宛てたる聲明文には獨逸がヴエルサイユ條約に依り、獨支條約に基く山東に關する權利利益一切は既に之を拋棄し、支那に還付するの能力を喪失したる旨を宣明しあり、支那政府は殊更に之を了承し居れる次第にて、ヴエルサイユ條約の結果は支那政府も既に之を承認し居れるものなり。

抑も支那の所謂對獨宣戰なるものは、膠州灣及其他の事項に就き我帝國と條約を締結し、日獨間の權利移轉を承認したる時より二年有餘を經過したる後、聯合國の勸告に應じて幾多の利益を受け、始めて一九一七年八月に至り之を決行したるものにして、當時支那は僅に國内の獨塊兩國人を處分し、佛國に勞働者を送りたるに過ぎざるものとす、支那は此宣戰の一事を以て租借權自然消滅の理由とし、既成の條約及既往の事蹟を遡視するは山東問題の善後交涉の途に於て既に根本義を誤るの甚しきものと認めざるを得ず。

又山東鐵道に關し、支那側の主張は山東鐵道全線の管理を完全に回收し、一時鐵道價格の半額を未回收の儘と爲し置かんとする趣旨と認めらる、帝國政府は形式の如何に拘らず、日本單獨にて同鐵道を經營せんとするが如き意向なきと同時に、今日其營業を擧げて支那に委することは之を一般支那鐵道の現狀に顧み俄に贊同することを得ず、要するに名實共に日支協力して鐵道營業の好成績を擧ぐるに存す、原來山東鐵道は獨逸時代に在りては、全然獨逸單獨にて經營したるものなるが、日本が幾多の人命と巨額の財力とを犧牲と爲して獨逸より之を獲得したるものなるに拘はらず、最公平なる基礎に於て之を日支合辦と爲さんとするものなり、而して右日支合辦經營は支那の對獨宣戰より遙か以後に於て、即ち一九一八年九月を以て日支兩國間に協定せられたる所にして、今更ら之を主權侵害なりと言ふが如きは、帝國政府の了解に苦しまざるを得ざる所なり、且又山東鐵道及鑛山は賠償委員會に於て價格を決定し、獨逸の賠償額と相殺する爲め、獨逸の貸方に記載せられたる次第なるに、支那側が當然無條件にて其半額を收めんとするが如きは甚だ謂はれなき主張と言ふべし。

又獨逸官有財產に關する帝國政府の主張は、所謂行政的官有財產は原則として支那に讓渡すと共に、其他のものと雖ども日本に於て之を保有せんとするには非らず、日支兩國間に於て獨り兩國人のみならず、一般外國人の利益をも考慮して公平に處分方法を協定せんとするもの等に對し、支那側に於て一も餘さず其手に收めんとするが如きは、甚だ事體を了解せざるものと言はざる可らず。

其他帝國政府の提案を以て中外條約規定の原則に悉く符合せずと主張するが如きは、其何の意たるかを解するに苦しむ、然し乍ら支那政府にして靜思熟慮能く帝國政府提案の本旨を了解し、又日支兩國々交の爲め更に反省する所あり、再び交涉開始の意向を示すに於ては、帝國政府に於ても亦之に應じ商議を開始するに躊躇せざるべきことを茲に聲明す。

而して此排駁書に對する支那新聞の論評を觀るに

北京太平洋曰く　日本第二次の覺書は勸誘と恐嚇とを以て支那をして本案を太平洋會議に提出するに由なからしめんとするに外ならず、太平洋會議に一縷の希望を繫ぐ吾人は國民の此勸誘と恐嚇に屈せず飽くまで奮鬪力爭せん事を望まざるを得ず。

北京新社會報曰く　日本再度の覺書は支那の意思を飜へさせんとするに在り、吾國の既に決せる意思は徹頭之を遂行して已む可らず、一方更に此覺書を反駁すると共に本問題反對の理由を極力國際間に宣傳するを必要とす。

北京大亞洲報曰く　日本今次の覺書は其意支那の太平洋會議提出を豫防せんとするに在るや明らかなり、斯くの如き交涉の勸誘を拒絕して將に開かれんとしつゝある太平洋會議に於て全球の公正なる批判を俟たんのみ。

北京中華新報曰く　日本の第二次覺書は一種の聲明的性質のものにして吾國は之に回答を爲すの必要なし、雖然吾當局は此際速に列國に向て聲明せざる可らざるものあり其第一は日本は二十一箇條及ヴエルサイユ條約に根據して之を要求せるも、對獨媾和條約に調印せざる吾國の直接交涉を開始するの理由なき事、其第二は顏外交總長が當て交涉開始の希望を日本に內示せりと云ふ事なり、此一事は吾人の吃驚措かざるものにして思ふに日本の故意に言を弄せしものならん、是れ亦中外に詳細に聲明するを要す。

北京大陸日報曰く　日本政府のヴエルサイユ條約に鬱を藉り來れるは滿清が明朝を倒せる口吻と同一轍なり、山東鐵道合辦主張の如きは對獨宣戰の四字を以て之を購へるが如きものなり、日支兩國共に對獨宣戰國であり乍ら、日本の對支侵略は日本の識者の所謂日支親善なるもの全く意義なきを覺ゆ、吾人は第二覺書を讀みて日本識者の眞正なる日支親善の第一要義に立脚されん事を切望せざるを得ず。

北京益世報曰く　二十一箇條及ヴエルサイユ媾和條約に基きて提出せる日本の第二覺書に對し、二十一箇條の非法に憤怒し且つヴエルサイユ對獨條約に調印せざる吾國が根本上より之を承認する能はざるは無論なり、日本今次の覺書は其立脚根本的に誤てるものと謂はざる能はず。

上海申報曰く　日本の覺書は吾當局に再考慮を求め來れるが、吾回答に依り再考の餘地なき筈なるに再考の餘地ありとして來れる此覺書は注意すべし、吾國は考慮の上決定せるなり、此決定せる方針を改むることあらば危險は甚しかるべく、或は之に因りて內外の紛糾を惹起するに至るやも知る可らず、吾人は吾當局の更に所謂再考慮を爲さゞらん事を可なりと信ず。

ノース・チャイナ・デーリー・ニュース曰く　山東問題に關する日本の對支覺書は、長距離射擊に依りて爭議を解決する能はざるを示すものなり、此結果支那が現在の無爲の態度より讓步せざる限り、支那は非常に不利の地位に置かるべし、支那の爲に其唯一の實際的方法は何等かの對案を提出するに在るも、今となりては既に其時日なく

結局は華盛頓會議に於て列國の不利益なる仲裁を受くるに至るの外なかるべし。

右樣の如くにして支那輿論界の論調は再考慮の餘地なしと云ふに一致し、某方面の消息に據れば外交部は再拒絕の議に決し、十月二十日の閣議に於て一致の同意を經更に第二反駁回答を爲すことゝし、既に其起草に着手せりと傳へらる玆に日本の第二次覺書よりはしなく民間の憤慨を惹起せる、一事起れり、そは支那當局が嘗て日本に交涉條件を內示せりとの一節是れなり、是れにして果して事實とせば直接交涉は全然支那政府より發意せるものと見るべしとて激昂する者漸く多く、殊に舊交通系一派の組織せる太平洋問題討論會は之が爲に特に十月二十二日緊急會議を開きて之を討議し、代表二名を派して外交當局に嚴重なる詰問を試むべきを決議するなどあり、之に對する難聲日に高からんとする模樣なるより、外交部の狼狽一方ならず、自派の新聞及通信機關を通じて此一節の事實無根全く日本側の捏造せるものなるが如くに辯明せしめつゝあり。

黃河鐵橋の再入札

交通部は黃河鐵橋改築を各國の競爭入札とし、之が爲に過般日英米佛白五國より其代表技師を聘して（日本よりは大村卓一氏）審査委員會を設け、其審査の結果は去る八月中に公表せられたるが、入札案總計四十五件の多きに達せるも、其中受理されたるものは十八件にして、一等は白耳義、二等及三等は均しく佛國人還し、日本側よりは二件の提出を見たるも、何れも條項に副はざる點ありしと、落札價格餘りに高價過ぎたる爲め、遂に受理されざりしが、其一等たる白耳義案もブラットトラス式の頗る平凡なるものにて完全とは言ひ難く、修正を要する箇處尠からず、且つ其落札價格一千五十萬兩の高價なる爲め、右三等入選案に對して既定の賞金一等八萬元、二等二萬五千元、三等七千五百元を夫々授與せるのみにて、其實施設計案の入札は一千萬元以下の範圍にて更に募集し、更に再び新審査委員會を任命して來春早々其審査を開始することに內定し、英佛白三國顧問技師は既に歸國せるが、此間に忽ち一紛議起れり、そは右審査發表に際し、英佛白三國顧問技師は連署を以て、米國側顧問技師ワツデル博士に對し、同博士は自ら作れる設計を入札せしめ、倘し落札に失敗せる時は賞金を獲べく努めたりとの理由を以て其非行を攻擊せり、之に對するワツデル博士の駁論は其後三週間を經て公表されたるが、之に就き京津タイムスは九月二十六日の社說を以て設計者たる技師を審査員に聘任せるは根本的錯誤にして、外國技師を審査委員として公正なる審査を求むるは實際に至難なりと論じ、外人技師審査に對する一種不信任の論說を掲げたるが、次日ノース・チャイナ・スターは之に對してワツデル博士を辯護し、之を以て入札者が同博士の著書中より設計に範を採れるのみにて、是れ同博士の技術の優秀を證するに過ぎずと駁せるも、之が爲に五國技師間の意思は甚しく隔離を來し、技師審査の統一方法は遂に未解決の憾になるに至れるが如し。

鐵道統一問題

太平洋會議に支那鐵道共管が提議さるゝに至るべしとの消息傳はりてより、之に對する憂慮頗る深く、同時に支那自動的鐵道統一の叫び日に熾にして、右共管提議の有無如何に拘らず、自動的統一案を自ら進んで同會議に提出すべしと呼號し、北京太平洋日刊の如きは趙管侯氏の支那自動的鐵道統一案建議と稱する長論文を連日連載して其主張の鼓吹に努力しつゝあると、一方、最近支那各鐵道從業員より組織せられたる太平洋會議鐵道問題共攻會は九月末次の如き宣言書を公表せり、曰く

戰爭は平和の母なり、十年の戰爭なくんば百年の太平は享け能はざるべし、公羊傳に曰く、撥亂の爲に昇平ありと、今歐洲大戰の後に太平洋會議あり、遠東諸問題の解決を其名とす、而して遠東諸問題は繋て吾國最も關係深く、吾國の關係諸問題中最も重要なるは鐵道に如くはなし。

吾國の既設鐵道今や一萬八千支里に達せるも、其中三分の一は各國の經營に係り、其他の一萬二千支里は吾國有及民營鐵道に屬す、而して將來敷設せんとするもの及しつゝあるもの約二萬二千餘里あり、之を合算して四萬二千餘里の鐵道は其七分の五を外國に占められ、日本を最多とし、英之に次ぎ、佛白之に亞ぐ、獨露兩國亦曩に鐵道ありしも其膠州及東支の兩鐵道は既に其權利を失ひたり、夫れ鐵道は經濟競爭の一大利器にして、國家社會上百般の事業にして之に藉りて發展せざるはなく、鐵道の敷設さるゝ所卽ち勢力の至る所、故に國と國との間に利益の均霑せざる所以前に在り、於是鐵道禍避けんとして避く能はず、故に吾國の鐵道は此理由に於て完全に吾國の自主に歸せざる可らず、然らずんば吾國に於ける各國の鐵道は實に有形の伏軍となり、導火線となるや疑なし是を以て鐵道問題の解決は實に永遠の平和を樹立する第一要義たらずんばあらず、倘し各國にして此原因たる所以を解除し、支那四百萬里の大富源を擧げて全世界の市場に供せば、人類の幸福それ如何ばかりぞ、吾人は此意義に據りて吾國民の希望を茲に列擧せんとす。

(一)各國經營の東支、南滿、安奉、膠濟、滇越等各鐵道に對し支那より公債を以て之を贖回す。

(二)各國借款經營たる隴海、京奉、粵漢川、滬寧、滬杭甬、四洮、吉長、正大、廣九、道清等の鐵道に於ける各國の獲得權は悉く皆之を取銷す。

(三)各國と訂約せる吉會、同成、欽瀝、林敦、沙興、寧湘、洮熱、開海、實黑、錦愛、周襄等各鐵道は悉く之を無効とす。

而して之に對し各國は公債券に依て任意に投資すべく、其元利償還に對しては各鐵道の營業收入及鐵道附屬產業を以て抵當とせば餘裕綽々たるものあらん、遠東問題の解決は斯くして始めて永久に平和を維持し得べし、吾人は吾太平洋會議參列代表に向て之を力持されんことを力說す。

此宣言の外、支那經濟界の一大有力機關たる全國銀行公會も對外宣言及對政府建議を公表し、其建議三項中の一項として鐵道政策に就き、次の如き八箇條を擧げたり、曰く

一支那政府は自動的鐵道統一を圖り、被動的共同管理を承く可らず。

二支那の鐵道は內外債を興募し、債權團に稽核權を予ふるを得るも、管理權を予ふ可らず。

三敷設前後の決定權は全然支那政府に在り。

四專門必要なる者の外外人を用ふるを得ず、支那人の相當專門知識ある者は先づ之を用ふべし、高級職員の外中外人の聘用は一律に試驗制度を課すべし。

五鐵道運賃に對して支那は完全に其自由權を有し、協議を受けず。

六鐵道守備は支那警察より之を擔任し、軍隊を駐用するを得ず。

七借款を以て敷設する鐵道の附近の森林鑛山及其他の事業に對し、債權者は借款關係を以て之に干與するを得ず。

八鐵道の收支に關する經理銀行は支那政府より指定す。

此等の宣言の外其他の自動的鐵道統一案を綜合するに其主旨は何れも支那主權の下に全國の鐵道を統一し、其贖回方法は往年外交委員會の議決せる各國對支鐵道債權を一總債下に纏めんとするに一致せり、茲に滑稽なる一趣聞あり、そは汪大燮氏の渡米が猝かに中止されたることなり、氏は曩に周自齊氏と共に所謂高等顧問として太平洋會議に赴くべく決定されたるも、氏の渡米は此の抱懷せる鐵道共管案が必らず提議さるゝに至るべき虞ありとて、右の共攻會は氏に一書を與へ、氏にして如し之を提案することあらば全國四十萬人の鐵道從業員は君の肉を割きて喰ふべしとの激烈極まる威脅を加へたるより、氏は遂に之を怕れて渡米を中止せるなりと云ふ。

太平洋會議提案意見

太平洋會議に對する支那側の提案に關し、支那當局意嚮の既に內定せるは無論なるも、其內容詳細今尙悉るに由なきが、之を輿論界の傾嚮に就きて觀るべく茲に各有力なる團體の意見を列擧すれば次の如し。

▲國際研究社の提案意見

一支那の主權及領土完整主義の下に於て、門戶開放及商工機會均等主義を實行し、以て東亞國際の紛糾を解決し、將來の戰禍を未然に防除する事。

二門戶開放機會均等の障碍を排除せんが爲に、各國及支那は各々次の各項を承認すべき事。

(甲)各國の承認實行すべきもの

一在支勢力範圍、特殊利益、優先權及專利權を取銷す事

二租借地を支那に還付して國際商埠とする事

三東支南滿膠濟滇越廣九等各鐵道を新銀行團より借款商訂して贖回する事

四駐支軍隊巡警を撤廢する事

五在支電信郵便機關を撤去する事
(乙)支那の承認實行すべきもの
一釐金裁撤、關稅整頓
二幣制改革
三鐵道擴張
四司法改良
五軍備裁減
六外債整理
七外國の專門家を聘して上列各項の實行を輔助せしむる事
▲太平洋會議後援同志會の外交方針主張
一自決的門戸開放の前提
甲關稅改正
乙領事裁判權撤廢
二勢力範圍及利益範圍の撤去
甲鐵道統一
乙獨占權及優先權の取銷
丙租借地の回收
丁勢力範圍及利益範圍に關する條約の廢止
三財政整理の實行
甲時局未定以前に於ける各國の對支財政或は經濟的借款を暫らく停止せしむる事
乙自行外債整理
丙支那財政實狀の考究及財政整理計畫の擬定
四裁兵の實行
五司法改善の實行
▲太平洋會議國民後援會の提案
一日支間に於ける既往脅誘的秘密條約の廢除
二各國在支特殊勢力の取銷
三期限滿了後に於ける租借地の回收
四遠東の平和を阻害し支那の主權を侵害する各國條約の不締結
五青島の無條件還付
六馬關條約に違背し、朝鮮の獨立を維持せず、遠東の平和を妨害せる日本罪惡問責
▲華盛頓會議中國後援會の提案
一共通原則
甲國際行爲は絶對的に正義に準據すべき事
乙國際待遇は絶對的に平等たるべき事
丙各國は各々其領土及行政權の完全を尊重して侵害するを得ざる事
二支那に適用さるゝ原則
(甲)爭執未解の事項に適用さるゝもの
一日本の脅迫に因る一九一五年五月二十五日の日支條約及覺書は、國際正義國際平等の原則に依りて之を取銷す事
二日本の佔據せる山東權利は領土及行政權の完全機會均等の原則に依りて次の如く處理する事
A膠濟租借地、膠濟鐵道、沿線各鑛山、租借地內に於ける獨逸官產、海底電信等の無條件還付

B獨逸の享有せる鐵道延長權及其他經濟的優先權は何れも既に消滅し、日本は之を主張する權利なし
C租借地及中立地帶に於ける日本施設の撤去
D滿洲山東及漢口に駐在せる日本軍隊は行政權完全の原則に依つて盡く撤退すべし

(乙)現實に適用さるゝ事項
一國際待遇の平等を求めんが爲に左列諸項を廢止すべし。
A片面的關稅協定を廢止して自定關稅或は相互的協定關稅に改む
B支那の獨立及領土保全に關する條項(日英同盟、石井ランシング協定等の如き)
二支那領土の完全を求めんが爲に、各國在支租借地(日本の旅順大連、英の威海衛九龍、佛の廣州灣)を回收して自開開埠とす
三支那行政權の完全を傷けざらんが爲に次の二項を實行す
A各國駐京公使館界內の軍隊及砲臺、山海關等各地駐派軍隊の撤去
B租界を回收して自開商埠とす

四國際正義の尊重及待遇平等の爲に、支那は門戶を開放して各國に均等的商工業の機會を與へんことを希望し、次の諸項を實行す
A不割讓條約の取銷
B在支利益範圍に關する各國自定約文の取銷
C一國獨占鐵道の回收(東支、南滿、滬越諸線)
D既に訂約して未だ起工せざる鐵道各契約を取銷し支那の自動的統一辦法に依り、各國より共同借款を以て之を敷設す(滿蒙四線、吉會、濟順、高徐、沙興、同成、欽瀧等諸線)
E經濟上の特許權及優先權の取銷

▲全國商會及教育會聯合會の對外宣言
一一切不公平なる條約の否認
國際平等の原則に根據し、不公平なる條約にして支那の安全或は遠東の平和に障碍あるものは悉く之を否認す、凡そ國際間の締約或は協定にして支那に關係あるものは支那の同意を經るを要し然らざるものは悉く之を否認す
二勢力範圍の否認
各國は特殊地位或は其種の關係に口を藉り、支那の如何なる地域にても勢力範圍及特殊權利を獲得するを得ず
三青島の無條件還付
前二條の精神に基き支那は特に之の如く聲明す
甲日本の二十一箇條要求及强取せる滿蒙山東に於ける一切の利權の取銷竝に青島無條件還付の宣言履行を促す
乙片務的協定の關稅條約を取銷し、支那の關稅を國際的に平等ならしむ
四軍備制限贊成
支那は軍備制限の主旨に贊成す、支那國民は當局を督促して裁兵を最少限度迄に實行し、力めて建設事業の發展を圖るべし

五財政整理の督促
支那國民は當局を督促し、財政整理實金裁撤を實行し、支那の農工商業の發展を力圖し、以て外債償還に努むべし

六門戶開放の主張
支那國民は國際間の福利を圖らんが爲に門戶開放を主張し、各國に公平なる待遇を與ふべし、但し之が爲に內政の改善を促勵すると共に、中外條約の改正を行ひて其障害を除去せんことを希望す

▲全國銀行公會對外宣言
一領土及行政權は租借及用人關係に藉りて之を侵越するを得ず、現行領事裁判權の如き亦應しく撤廢すべく、司法制度は支那より自動的に改善すべし
二主權は完全に尊重さるべきものにして、第二第三國及其他關係國の協議は主權國の承認を經るに非らざれば其効力を認めず、且つ之を訂立して國際永久の原則と爲すを得ず
三前記兩條に依り、門戶開放主義は國際互助の精神に基きて固より贊成なるも、但し自動的開放を要し、勢力範圍及特殊利益等の如きは全然之を除去せざる可らず
四國際經濟の互助は是れ亦切望する所なるも、其協議手續條件等は須らく公開するを要し、吾國家財政及國民經濟發展の自由を阻障するを得ず、其外交成案にして上述の如き阻障あるものは應しく太平洋會議に於て之を排除すべし
五凡そ財政經濟に關する機關制度方法は國民應しく之を政府に建議して迅速に其改善を期すべく、其外交成案にして上述の改善に阻障あるものは、是れ亦太平洋會議に於て之を排除すべし
六南北は吾國內政治問題上の名詞なるも、對外的に南北の區別あるなく、殊に吾人金融實業界に於て然り、吾人は各々其本業に就きて其改善を研究して近世業務の需要に應じ、相共に公共事業の發展に努めざる可らず
七國際紛糾の融解を主旨とする太平洋會議に對し、吾人は甚大なる同情を表し、併て之が發起國及參列國の始終正義公道以て此本旨を貫徹し、其所得の結果をして此主旨に反せざらん事を切望す

▲北京學生聯合會の意見
一如何なる國家に論なく、他國主權領土の讓與を要求するを得ず、且つ主權領土に抵觸する條約を締結するを得ず
二支那の門戶開放は次の如き條件を具有すべし
甲須らく經濟的たる事
乙須らく自決的たる事
丙須らく漸進的たる事
三山東問題は次の如く解決すべし
A二十一箇條　高徐假條約、對獨媾和條約中の一五六、一五七、一五八三箇條及其他一切山東に關する條約を廢止する事
B日本は前項に根據して在山東一切の權利を還付する事
C日本は太平洋會議開會一個月前に山東の駐屯軍隊を撤

退する事。

D日本の山東に於ける軍事費及其他の投資は支那より相當の代價を以て贖償す、但し此評價は太平洋會議に於て各國より討議決定する事

E膠州灣は支那が回收せる後自開商埠とする事。

F高徐濟順鐵道は還付後、支那より新銀行團と合辦する事

四支那改善の方策は左の如し

A關稅設定の自由

B領事裁判權の撤廢

C租借地の還付

D庚子條約の修正

E各國在支郵便局の撤廢

支那の太平洋會議提案に對する意嚮は略ぼ右樣各團體の意見に據りて窺はれ得べきが、之を要するに其大部分は支那自己の利害問題にして、世界平和の共通的問題至て尠く、卽ち太平洋會議を目して一種國際的裁判所の如くに心得自己の不平不利益を擧げて之に訴へ、以て其審判を仰がんとするもの、果して太平洋會議が唯々之を受理すべきや、否や、透察するに堪えたるも、其中門戶開放及鐵道自動的統一の二項は支那經濟將來及各國經濟上に關する重大なる問題にして、此提案の受理如何及其討議は深甚なる注意に値すべし。

靳內閣の維持

靳內閣の動搖は既報の如くにて、靳總理は二旬餘に亘りて請暇を持續したるが、其動搖玆に至れる所以は頗る複雜せる幾多の原因あるも、其最大痛切の原因は財政問題にして、曩に仲秋節季の難關は辛じて渡れるも、其後の需款依然として多く、殊に湖北に於ける川軍防備の軍費は頗る巨額を要し、其他直奉兩派の勢力擴張及軍餉に關する諸要求は、奉系の代表張景惠許蘭洲及直派代表趙珂玉等上京して一會議の上、一時何れも之を緩にして靳氏擁護に一致するに至りしも、既に火蓋を切れる川鄂軍費の供給は之を奈何ともすべからず、而も財界に實勢力を敷ける舊交通樂は事毎に靳內閣の行動を妨害して已まざるより、金策の途全く窮し流石の潘復をして且つ怒り且つ嘆せしむるに至り、遂に玆に悲觀して辭意を堅くせしめたりと云ふを實際原因とするに似たるが、其眞相を聞くに靳氏をして此辭職劇の一幕を演せしめたるは實は靳內閣の策士たる交通總長張志潭氏の筋書に出でたるものなりと云ふ、惡辣にして執拗なる舊交通系の妨害運動に一計を懷ける張氏は所謂就計施計の策略に出で、舊交通系の裏を掻きて一挫せんとし、遂に靳氏をして故意に其辭意の堅持を假飾せしめ、殊更に靳氏の辭意到底飜すべくもなく、靳氏辭職後奉直兩派の同意を迎へ得る後繼內閣の實現不可能なる旨を盛に宣傳せる處、此宣傳は微妙なる財界の地震計に著しく響き、政府借款に依て暴利の甘き汁を吸ひ居る京津間大多數の銀行に不安を與へたると一方ならず、銀行は自家利益の擁護よりして轉じて靳內閣維持擁護に趨らざる可らざるに至り、流石に財界左

右の勢力を占むる舊交通系も此恐慌を遏止する能はず、是れ事頗る猥猥を示せるに乘じて、張氏の巧みなる弄絡策は舊交通系をくる〳〵巻きに絡み着き、梁士詒葉恭綽周自齊等遂に軟化して靳内閣援助を約するに至りしかば、於是始めて靳氏は辭意を取消し、十月二十日の國務會議に出席するに至りて又々留任の笑顔を國務院に見せたるが、今後果して舊交通系が幾時までも援助を持續するや頗る疑問多きも、兎に角此一幕はマンマと張氏にしてやられたり。

上海國是會議

吳佩孚氏の主唱せる廬山國是會議は其主旨一般國民の希望せる所なるも、吳氏其人の不人望招徠の爲め遂におヂャンの形となり終れるが、曾て北京京報及上海中華新報等の提唱して著しく國民の注意と同意を聚めたる純民間に於ける國是會議發起說は、其後廬山會議反對力の爲めに識者間に反撥的に進行を見、最近上海に開催せる全國商會及教育會聯合會に於て之が具體案討議され、十月十七日其審査を終り、即日各省省議會商會教育會銀行公會辯護士會新聞聯合會に向て通電を發し、之が同意を徴せるが、其通電に於て先づ政治の紛糾と法律の失効及兵禍の苦害等を說き、人民が憤起して此危機を救はざる可らざるを論じ、同聯合會が各團體を聯ねて國是會議を發起せる所以を述べたるが、其會議組織案は次の如し。

一本會は内爭を熄定し、國是を確立し、中華民國を安全鞏固ならしむるを以て主旨とす。

二本會は全國公團代表會議と稱し、國是を解決す。

三本會の議事範圍は左の如し。

甲憲法問題　乙善後問題

四本會代表は左の各團より選派す。

各省々省議會、總商會、教育會、農會より各々二名、既に成立せる工會より各二名。

全國銀行公會より四名

滿蒙西藏回教の各公會より各二名

五各公團より代表選派の手續は各公團より其習慣に據りて自定するを得。

六本會は全國商會教育會聯合會の上海事務所を其準備機關とす、各省より代表選派後は直に同事務所に之を報告すべし。

七本會は民國十一年一月一日上海に於て正式に開會す。

八本會は全國各代表が過半集合せる時開會す、議決權は各團體に就き一票とす。

九本會の會期は一個月とす、時間不足の場合は延期するを得。

十本會の經費は各會より分擔す。

十一本會は大會の議決に依り、全國の學者名士を顧問と爲すを得、但し各省一名とす。

十二本規則は決議を經たる後各省に通電し、其賛成を求めて行す。

十三本會議事細則は別に之を定む。

此通電は國民歡呼の聲を以て各省に迎へられ、言論界は之

を以て昨秋の國民大會の實體化せるものなりとし、時局を總民意の下に解決する希望と必要は必らず此會議をして成功せしむべしと論評し、極めて大なる希望を之に濺ぎつゝあり、之が成行は最も注意するに値す。

（一九二一・一〇・二五）

會報

評議員會

大正十年十月十五日午後三時より華族會館に於て本會評議員會を開催し東亞同文會を財團法人となすの件を決議す。

當日出席者左の如し。

公爵　近衛文麿　　子爵　牧野伸顯　　男爵　小澤武雄
子爵　清浦奎吾　　男爵　南岩倉具威　　中村純九郎
男爵　小澤武雄　　浅田德則　　井上雅二
谷森眞男　　江口定條　　木村丑德
笠浦勝人　　鈴木梅四郎　　河原橋彌
白岩龍平　　田鍋安之助　　井田武雄
大內暢三　　井上雅二　　野村瀧己
一宮房次郎　　牧田武　　岡本理治

臨時大會

同十月二十九日午後三時より華族會館に於て臨時大會を開催し東亞同文會を財團法人と爲す件に付決議す。

當日出席者左の如し。

公爵　近衛文麿　　子爵　牧野伸顯　　男爵　小澤武雄
男爵　東郷安　　小川平吉　　中村純九郎
白岩龍平　　田鍋安之助　　井上雅二
一宮房次郎　　牧田武　　木村丑德
石井八萬次郎　　大久保高明　　河原橋彌
鈴木恭堅　　清藤幸七郎　　井田武雄
松尾豐德　　水野梅曉　　野村瀧己
神林虎雄　　林出賢次郎　　岡本理治
神津助太郎　　油谷恭一　　鈴木和一
葵谷喜久二郎　　內藤熊喜　　森護一
辻眞逸　　日高進　　江口眞吉
吉永保三郎　　大內又太郎　　笠羽清吉
磯村壽喜　　關菊

支那彙報

日本新聞重要電報（大正十年九月中）

外交關係

▲廣東代表は不許可（倫敦國際ロイテル三十一日發）華盛頓よりの報道に據れば廣東政府は華盛頓會議參加を切りに冀望し居れるも米國政府は既に承認されて居る政府以外のものは有會議參加を應諾せざる意嚮なるを以て南方の要求は容れられざる可しと（時事一日）

▲租界法權回收運動（上海東方一日發）當地各種團體は租界內に於ける司法權の回收問題に就き曩てより協議中なりしが愈々北京に在る租界法權回收請願團と聯絡し此運動に着手することゝなり太平洋會議に本問題を提議する意氣込なり（時事二日）

▲鹽稅干涉に抗議提出（北京國際ロイテル二日發）舊借款團を代表する外交公使團は八月二十九日外交部に覺書を送り張作霖氏が吉林黑龍江兩省の鹽稅に干涉するは整理借款の條項に違背するものであるとの理由により強硬に抗議せり同覺書には張作霖氏が手を觸れざりし各種稅金に就ては何等言及せず右覺書は日本公使館の提議によりて遂附されたるものにて借款團加入國の古參公使として小幡公使之を送達せり（時事三日）

▲交通部の提案七項（上海特電四日發）交通部の華盛頓會議に提出すべき條件として外交部に回答せる條項は左の如くである

（一）鐵道管理問題（二）東支鐵道問題（三）對支借款團問題（四）外國郵便局問題（五）外國所有電信問題（六）旅行權問題（七）山東鐵道問題（東京日日五日）

▲山東の還附は無條件なら承諾（北京特電八日發）八日開會の閣議に於いて山東の無條件還附は之を承諾するも其他の條件は考慮するの必要はないと云ふ事に決定し右に基き回答するだらうと傳へられるが愈々回答迄には尙時日を要するだらうと（東京日日九日）

▲西藏問題も提出か（十日北京特派員發）西藏問題は英支間年來の懸案として要領を得ざる儘今日に至りしが支那政府は之を太平洋會議に提出するの意嚮を以て曩に旅駐米公使に電訓して米國政府の意嚮を探らしめたるが今十日旅公使よりの返電によれば米國政府は西藏問題を太平洋會議の問題とすることに贊成せりと（東京朝日十二日）

▲庫倫の還附を求む（北京國際社十日發）政府はチタ駐在支那領事に命じチタ政府に對して庫倫の還附を要求せしめ同時に左の二件を提起せしめたり卽ち

（一）チタ政府が庫倫を還附したる後ち支那はチタに食料燃料を供給す

（二）支那軍はチタ軍より軍備の引繼ぎを受けたる後ち又チタ政府が西伯利在留支那人を虐待する條令を撤廢したる後に於て支那は通商條約の締結に應ず（時事十二日）

▲支露通商條約滿足（北京國際社十日發）東京に於て交涉を遂げたる支那露國間の通商條約草案に對し外交部は詳細に考査を加へたる結果滿足すべきものと認め其旨胡公使に返電したるを以て近く東京に於て調印の上双方より使節を交換する筈なりと云ふ（時事十三日）

▲日支國境會巡暫定案修正（北京電報十一日發東方通信）外交部は曩に支那側の要求に依り日本より提示されたる十五箇條の日支國境會巡暫定辦法に對する張作霖氏よりの修正案を審査の結果同意する事となり同時に新に外交部にて作成したる日支兩國邊境犯人引渡辦法を添へ是等の問題は地方問題として東三省に於て議定せば比較的便利なりとの意見を附し二三日前國務會議に提出したる右張作霖氏の修正案中主なる點は會巡辦法を對巡辦法とし兩國の委員會同して巡察す云々とし第十條全部（日支兩當局が聯絡員を派遣す云々）を全然削除したものだが其他第一條、第六條、第七條、第十一條、第十三條、第十四條にも相當の修正を加へて居る尙外交部の作成した犯人引渡法の要領は左の如くである。

一、凡そ本國境內に於て強盜或は他種の私闘を犯した犯人國境外に潛伏する時は兩國邊境官吏は相互に引渡す事を得、唯須らく其犯人を犯罪に關す

る必要文書と共に逮捕し取調ぶるに便ならしむるべく若し其引渡すべしと認めたものは即ち規定に從ひ遠かに實行する事

二、兩國の國事犯或は國事犯と關係ある者は前條引渡しの例によらず雙方兩國の上記犯人を國境より驅逐する事を承諾し或は方法を設けて再び本國境内に入らざらしむべし

三、若し犯人が國事犯或は國事犯に關係ありとの口實を以て歸を免れんと企圖する時は其罪狀を切實に取調べざるべからず

四、兩國逸境官吏にして若し本國境協定を遵守せざるものは第十二條第十三條に依り辦理すべし

五、犯人引渡に要する費用は各請求國より擔任償還す（以下略）

（東京日日十三日）

▲支那には差別待遇（紐育發電十四日發）米國政府は十二日左の如く聲明した

支那の事業組合會議參加資格は日英佛伊等の諸國と異り該會議の主要事項例へば軍備制限問題の如き討議には參加しないされど支那に利害關係ある問題の討議に際しては何時にても之に參加することが出來るものである（東京日日十六日）

▲米支無線電契約問題（北京發電十一日發）本日の北京リーダーは米支無線電契約に對する六月九日附駐外交總長宛米國々務卿覺書及び七月一日國務卿覺書駐外交總長宛往復文書の全部を掲載せり之に依りて見るに米國は日英の抗議は支那に於ける公共事業の獨占或は先取特權を理由とするとのにして之を有效と認めず支那に於ける米人の條約上正當に享受し得べき權利を主張し門戸開放の根本義に立脚し飽まで米支無線電契約の支持に努め居れること明瞭なり（時事二十日）

▲支那側の議題案（上海東方二十日發）申報の所報に據れば支那の事業組合會議議題に對する對案原稿は左の如きものなりとあり

一、領土の完全

凡そ列國が支那に於て享有せる領土は之を放棄す可し

二、主權の獨立

凡そ列國が支那に在りて侵せる主權は之を修正す可し

三、門戸開放

必ず勢力範圍を撤廢す可し

四、（甲）特權

支那が自動的法律的に讓與せるもの

（乙）特許權

何國たるを問はず一律平等とす

（丙）特別利益

相互的にして支那のみに供給の責を負はしめざること

五、鐵道發展

支那政府命令の下に東支鐵道技術運輸委員會なるものを設け多數の外人顧問を聘備す東支鐵道は當然支那に回收すべく回收前は露支兩國に於て商業的に合辦す

六、支那の負へる特別義務は當然解除す可し不平等の條約及び關稅の制限等の如き及び既定の成約法律上の如き當然領土の完全と主權獨立と門戸開放の精神とを妨害せざるを限りとなす可し（時事二十日）

▲支那對案逆手の領土保全（上海發電二十日發）事業組合會議議事項目に關する支那の對案は左の通りであると

一、領土保全に對しては列國の支那に於て領土を占領し居るものは之を撤去すること

二、主權の獨立に對しては列國の支那に於て主權を侵害するものは之を匡正すること

三、門戸開放に就ては必ず勢力範圍を撤廢すること

四、特權は支那から自發的法律的に讓與すべきものとすること

五、特許權は何國を問はず總て平等とす特別利益は相互的にして支那にのみ供給の責を負はしめざること

六、鐵道の敷設に對しては支那政府は命令を以て鐵道統一技術運輸委員會を設け多數の顧問を傭聘し東支鐵道は之を回收せざる以前は露支合辦とすること

七、支那が負ふ所の特別義務は解除すべく不平等の條約及關稅の制限の如きは領土保全主權獨立、門戸開放の精神を妨げざる範圍に限ること（東

京日日二十二日）

▲日本警察撤退要求　（北京東方二十一日發）　一昨夜外交部より公文書を以て間島開放地以外の日本警察署の撤退を再び要求し來れり（時事二十三日）

▲支葡兩國の衝突あらん　（上海國際社二十三日發）當地駐在葡萄牙總領事エーカサノラ氏は此程來葡國領澳門と支那との境界上の紛爭再燃したる結果支那軍隊と葡國水上警察と衝突したるを以て澳門より上海在留同國人に急電を發し澳門の事態急なるを告げ近々支那軍隊と戰爭起る可きも軍器彈藥十分にして兵士不足す故に應援を依頼すと云ひ來たる、故に昨日當地在留葡國人大會開かれ澳門より二回目の電報あらば上海義勇團中の葡萄牙隊八十名は隊を退きて個人として澳門に急行するに決定せり尚當地より總計二百五十名まで動員し得べく澳門兵營に八百名の駐備兵あり之を千名まで動員し得ん一方支那軍隊は二萬五千名配置ありと（時事二十四日）

▲議題解說　（二十二日紐育特派員發）　既に國務省より招待各國に發したる華盛頓會議議題に關する公表ありたるが其の概要左の如し

一、軍備縮小問題は議題表の劈頭に掲げあれど前餘の總ての討議に優先するを意味するに非ず反つて第一に審議せらるゝは太平洋及極東問題なるべく夥くとも之を軍縮問題と同時に討論せらるゝの運びとなるべし

二、米國政府は特定問題に關係ある事項は其の何たるを問はず前以て限定する事なく自由に討議し得る樣に排列したり

三、支那に關する問題を掲げたるは極東問題の大部分を占むる支那問題の總ての方面を討議し得んが爲なり

四、租借權、實質權、優先的經濟特權の討論は支那及び四伯利に對する全國際的政策に展開すべく右租借權の中には北支那に於ける日本の獲得せるもの及び南支那に於ける英國の獲得せるもの卽ち廣東省に關するカッセル條約によるもの等をも包含すべし

五、東清鐵道及び同鐵道の特惠運賃の問題は經濟的、政治的、利益獲得を目的とする同鐵道管理權の行使に關する特殊政策に關係す

六、現行協約の狀態なる項目の下に凡ての密約及び租借に關する討議行はるべし

七、委任統治の問題は一括して門戸開放主義なる一般問題の中に包含せらるべし

以上の議題內容に對しては未だ何國よりも抗議又は反對なきを以て當地官憲は氏の議題項目が來るべき會議の討議基礎たるべしと確信し居れり（東京朝日二十五日）

▲支那砲艦澳門を騷がす　（香港國際ロイテル二十三日發）　昨日澳門港內に支那砲艦碇泊したる爲め大に人心を騷がせり葡國官憲は同砲艦に對し最後通牒を發し二十二日六時迄に退去を命じたるを以て同艦は四時同港を退去し市內はやがて平靜に歸したり（時事二十五日）

▲澳門境界問題重大　（上海東方二十三日發）　澳門に於ける境界問題より支那葡萄牙兩國の衝突を惹起し形勢重大となれりとの報傳はるや上海在留の葡萄牙人は一昨日來之が救援同盟等につき協議しつゝありしが萬一支那と開戰する場合は葡萄牙人約二百五十名（主として上海義勇隊員なるも個人の資格にて赴く可し）は自國領土保護の爲め同地に赴くべし目下澳門に在る同國上海總領事の回答を待ち行動を決する筈（時事二十五日）

▲支那砲艦に退去要求　（桑港國際ロイテル二十四日發）　本月二十二日澳門に入港し同日出港したる支那砲艦は命令に依りて澳門港內の以前の投錨地に歸着せり葡萄牙官憲は再び最後通牒を同軍艦に送り退去を要求せり澳門の葡萄牙人は非常に激昂せり目下同港には英國軍艦メヂンチユラ碇泊せり（時事二十六日）

▲澳門葡支人衝突　（上海特電二十五日）　澳門に於ける葡支衝突事件に就き上海葡萄牙義勇隊が南下參戰を申出たが其後交渉圓滿に成立したとの報あり兩下を中止したのに今度は在上海廣東人側から葡萄牙人を膺懲せよとて騷ぎ立て氣勢當べからず一方澳門官憲は二十四日を限り同地在留支那人を保護せずとの告示を出した由で同地の支那人の他に移轉する者も少くない（東京日日二十六日）

▲支那日本に抗議　（二十八日北京特派員發）　支那政府は二十五日北京の日米兩國公使に對し抗議を提出し來りたるが支那の主張は戰前獨逸の所有せる上海グヲム間の無線電信の陸揚權は對獨戰爭後既に消滅したるを以て同線の處分に關しては支那に相談なくして解決すべきものにあらず最近日米

兩國間にヤツプ問題解決しつゝありとの報道頻々たるに依り誤め警告するといふにあり（東京朝日二十九日）

▲問題となれる英支藏密約　（二十四日華盛頓特派員發）セネヴアの聯盟會議に在りし支那政府の手先きなるミラード氏は玆數日内に華盛頓に到着すべしとの事なるが彼の代表者は今日米國有力者間に「山東問題」と題する秘密出版物を配付したり之に關聯し興味ある發展を見せたるは英國が西藏に關し千九百十七年三月恰も日本の二十一箇條要求と前後して支那に十二箇條の要求を提出し有名なる西藏探檢家ヤングハズバンドをして強硬に其承認を要求せしめ支那は餘儀なく印度のシムラに代表者を送り彼と交渉せしめたる事實あり而も其の交渉は山東問題が米國に依り激しく非難され千九百十九年春迄行れたる事實もありとて二十四日朝の費府パブリックレヂヤーが素破抜き一問題特上り其の結果某紙華府特派員が支那公使を二十三日夜訪問せる際の如き同公使は驚きの餘り手を顫はし居たりと云ふ支那公使及び英國大使が知らぬ存ぜぬで固く否認せしに拘らず孫文の代表馬素は一々之を是認し支那にては誰一人知らぬものなしと日本の二十一箇條要求と同樣大に華府會議に於て非難せざるべからずと聲明せり此の密約が締結されしや或は目下懸案中なるや又は全然消滅せしや否やそは華盛頓にては未だ判明せず何れにしても其の内容が遙かに二十一箇條より激しき爲め頗る英國の地位を不利ならしめ英國が二十一箇條問題に關して支那の主張を支持するの根據を失はしめんとす此の事は二十四日朝の國務省の新聞記者接見の席上にても問題となり居たるが當局は單に知らずとのみ答へたり因に前記條約の内容は左の如し

一、英國は印度西藏間の鐵道敷設の權利を有す
二、西藏の重大なる行政當局者としては英國は支那人を採用す（此項電文不明）
三、英國西藏間に締結される條約は有效のものとなす
四、西藏における產業上の事業には英國專門家を雇傭すること
五、支那は西藏の外債を英國より買收すること
六、支那も英國も西藏に軍隊を派遣せざること
七、支那は自己の一存を以て官公吏を任命若しくは免職せしめざること
八、英國は藏ナヤン拉ゲーチヤムタに電信局を設置す
九、英國は拉薩其他の地に郵便局を設置す
十、支那は西藏に於ける米國の行動に對して干渉を試みざること
十一、支那は他國に何等の特權を與へ事業に投資せしめざること
十二、英國支那共同して鑛山を管理すること（東京朝日二十九日）

▲米支無電契約　（北京電報二十八日發東方通信）米支無線電信公債團に其附帶契約は去る十九日兩國當事者間に調印せられたこと明白となれるが右は日支間の了解を無視するものとして二十九日小幡公使は外交部に抗議したり（東京日日三十日）

▲葡支衝突事件緊張　（廣東東方二十六日發）十六日澳門銀坑地方に於て葡萄牙水兵と支那兵との間に小競合を生じ件に就き支那側の鼻息甚だ荒く軍艦三隻を澳門近海に派し示威運動を爲し葡萄牙側も萬一を慮り澳門在勤の支那巡警を解備し義勇兵二百名を召集する等形勢稍緊張の色あり廣東人は會議を開き各省に通電し或は宣言書を發して澳門在支那人に引揚げを通知する等頗勢を張り居れるが多分又英國側の仲裁にて事濟みとなる可き模樣なり（時事三十日）

内治問題

▲靳總理大に憤慨す　（北京特電三十日發）靳總理は大總統に對し即時湖南討伐令を布告せんことを請求したるも大總統は斷然之を拒絶したるを以て靳總理は大に憤慨し居たるに更に安徽省出身代表全實群、黃長宗は安徽省長に李兆珍の安徽省長任命を反對したる爲め靳總理は恩赫怒し遂に二十九日家財を停車場に送り天津に行かんとしたるが交通總長張志潭は極力之を慰撫し漸く天津行きを止めしめたるが總理の憤慨は容易に解けず總統府と國務關係員との關係は頗ぶる險惡となりつゝあり（時事二日）

▲張作霖自治反對　（北京特電四日發）各省自治の聲益々旺となれり政府も之に注意なさゞる可からざる狀態となれる結果政府は目下之が準備を整ふるに忙しき有樣にて自治の標準を講め決定するの必要上各省長官に對して意見を求めたるに各長官よりは未だ確答なき中にありて獨り張作霖は大體次の如き反對意見を陳述し來れり曰く

聽者自治なる名目は支那國民に歡迎せらるゝ語なれども實際之を口にする者は多くは之を利用し以て自己の勢力を張らんとするものなり是は注律に據れば中央政府は地方長官に各省を監督するの規定なれども然れども各省の事務は更に擧らず混亂を極めつゝあり斯る際己れの欲する儘に自治を求め中央の監査權之に及ばざる如きことあらんか國家は益々混亂狀態を示し到底之を支持する能はざるに至る可く國家を治むるの根本は法其ものに依るに非すして法を見る人の資實如何に依るものなりと云々（時事六日）

▲**四川軍宜昌を圍む**　（漢口特電四日發）　四川軍は宜昌を包圍し激戰中である四川軍には雲貴軍も加はつて居るとの說があるが南軍は機關銃缺乏し軍器は北軍に及ばす尙北軍は三日軍艦二隻を岳州より派遣したが右は軍艦を用ひて南軍を宜昌から驅逐するらしい而して南軍は施南地方を占領するだらうと觀測されて居る尙宜昌に於て稅關地域及日清汽船を包含する中立地帶を設け若し南軍が此中立地帶を攻擊せば外國軍艦は共同砲擊すべしと領事團と南軍との間に約束され目下英艦二隻米艦一隻邦艦鳥羽は之が警戒の任に當つて居る宜昌に於ける富裕な商人は何れも避難し今や同地の人口は其一半を止むるに過ぎず勿論邦人も亦極めて少いと（東京日日六日）

▲**熱河都統更迭事情**　（十五日奉天特派員發）　今回第二十八師長汲金純氏が熱河都統となりし前後の事情に就て聞く處に依れば張作霖氏は天津會議に於て諒解を得たる熱河都統更迭に就て政府が姜氏の反對により今日に至るまで斷乎たる處置を執り得ざるを憤り今月十日荷蘭王謀長をして親書經略使の辭表及び其印璽を携帶入京せしめ之れを靳總理に提供して卽日歸奉せり靳氏は甚しく狼狽し急に閣議を開き汲金純氏を後任として姜桂題氏を轉任せしむる事に決し姜氏も最近唯一の財源たる熱河北部の阿片栽培の收穫に多額の利益を得て從來の反抗態度を和げ途に檢閱使の就職を承諾するに至れり尙汲氏は目下奉天にありて熱河の善後策に就き張氏と協議中なるが第二十八師長は汲氏之れを率れ第五十五旅を朝陽に第五十六旅を叨林に移駐する計畫なり汲氏の赴任は十七日頃との說あるも未だ確定したるに非すと（東京朝日十七日）

▲**宜昌重圍に陷る**　（上海特電十七日發）　四川軍の大部隊は續々宜昌に殺到し十三日より宜昌の對岸に於て猛烈なる攻擊を開始した大梁山方面の戰鬪は殊に猛烈を極め交通杜絶した宜昌は三方面の包圍の裡に砲彈は宜昌市外に落下し城內混亂を極め各國領事館及外國商店は陸戰隊に依り保護され各城門には機關銃を据付けて防備に努めて居る居留外人は領事館及軍艦內に避難した又續報に依ると吳佩孚杜錫桂兩氏は宜昌到着後北軍大に振ひ十四日四川軍の東山附近に在る部隊は十數支里敗退し城內稍平安に歸した尙北軍の援軍は續々到着しつゝあれば近く裏に激戰あるべしと信ぜられて居る（東京日日十八日）

▲**後繼は舊交通系か**　（北京特電十八日發）　靳總理の辭意は頗る堅く徐總統も今回は引止め難き覺悟し內務總長、張志潭氏をして周樹模、朱啓鈐兩氏に內閣組織を命じたが兩氏共之に應じない但朱啓鈐氏及舊交通系の後繼內閣に對する運動猛烈を極め目下支那に在るロックフエラー、アボット氏等米國資本家の後援を有すと稱して居るから奉天系の同意を得さへすれば或は內閣組織を引受くるであらうと（東京日日二十日）

▲**靳總理決意如何**　（二十日東方北京發）　靳總理は二十日の國務會議には出席せず其の胸中に就きては尙種々の觀察行はれ居れり十九日張作霖氏より取り敢ず慰留の電報來り總統も辭意を飜さんことを懇請しつゝあるが結局奉天に赴ける王廻艇氏の歸京を俟つて孰れにか決定さるべし（東京朝日二十六日）

▲**靳氏天津に去る**　（北京特電二十三日發）　靳總理の辭表撤回說もあつたが又復內閣を投げ出して二十三日午後四時天津に去つた（東京日日二十四日）

▲**靳總理退京見合せ**　（北京東方二十三日發）　靳總理は本日某方面より受けたる電報に憤慨し天津に去るべく停車場に專車の準備を命じたるも各方面の慰留に依り見合せたり（時事二十五日）

經濟問題

▲**東支借款問題紛糾**　（哈爾賓特電九日發）　東支鐵道の借款問題は益々複雜なる關係を生ぜり支那は我國の資本が該鐵道に入ることを好まざること顯然たり目下此の問題解決の爲め當地の東支鐵道廳より二名の代表者を北京に送れりスチーブンス氏も該地に在りて本事件に關係し居るもの、如し

（時事十一日朝日）

▲白音太拉線進捗　（九日奉天特派員發）四洮中鄭家屯より白音太拉に至る線路敷設工事は目下大に進捗し鄭家屯四方三十五哩の地點迄既に貨車運轉を開始し本年十一月末迄には全線開通を見る豫定なりと（東京朝日十一日）

▲鐵嶺法庫門線　（九日鐵嶺特派員發）鐵嶺法庫門間に輕便鐵道敷設の件は兩地日支人間に於る久しき間の懸案にして工費其他種々の關係上未だ實現の運びに至らざりしも今回滿鐵會社が該鐵道を十分價値あるものと認め漸く之が實現を希望するに至り既に概般調査進歩を進めたるが愈日支合辦組織にて敷設計畫成り近く藤根線路課長一行實地踏査を爲す所あるべしと。

（東京朝日十一日）

支那新聞重要記事　自九月十六日　至十月十五日

外交關係

▲租界獨逸人の訴權問題　（申報）獨逸人佛條勳は領士人別錄而のため會審衙門民事法庭に一萬七千百六十三萬元二角二分の損害賠償を訴へたるが同獨人は一辯護士をして同事件取消しを會審衙門に要求せり昨日法廷に於て同辯護士の述べたる所によれば其の理由は被告は獨人にして會審衙門の管理を受けず獨逸政府は已に成立し其の國民は領事の管束なき人の比すべきにあらず本年五月間獨人案件のため特別公廳を組織して審理すとの說ありしも獨支間の關係尙ほ一定の解決辦法なきため領事團は此の事に對して考慮しつゝあり而して會審衙門の判決案件は上訴の官廳なきため上訴するに由なし支那法廷が苟しくも獨逸案件を管理せんとせば獨逸人に上訴の機關を與へらるべし本件の紛糾は此の點にあらずと雖も將來恐らくは之と同樣の事件發生すべきを以て法官は此事を解決されんことを請へるものなりき判官長と英國會審官とは此事を磋商の上此の事件は特別法庭設立されざる以前は仍ほ本法廷の受理に歸すと宣告せり（一〇・八）

▲葡支澳門衝突事件の眞相　（各報）澳門事件に關し香港にて傳ふる所に據れば去る九月十六日朝、支那の銀行駐屯軍隊は土匪討伐の爲め船廠に赴ける際、葡萄牙兵を積める小蒸汽船一隻附近の海上を航行中なりし爲め兩者間に衝突を惹起し、互に發砲して暫時戰ひを交へたるが、葡兵二名及び通行人一名支那兵の爲めに射殺され、支那兵側には一名の死傷者を出さざりしと、急報に依り前山駐屯の第七十五營々長李耀華は善後策の爲め同地に急行せるが、李營長は収收拾事件の經過を廣東政府に報告し、葡國兵士が境界線を越えて干渉せる爲め防備隊よりは之れを詰問すべく兵を派し舢板にてその小蒸汽船に至らんとするや、葡國兵は小銃を放つて之を逐へる爲め防備隊は自衞上之に對して發砲せるなりと傳し居り、支那政客の談に依れば民國九年九月二十一日調印の澳門現行港口章程第五條を見るに、支那船舶の澳門港內自由停泊を明記しあり、澳門政府に之れに對し抗議の權なきに拘らず、今次此擧を敢てせるにて支那退讓の要なしと主張し居れり、又昨日當地に着せる報道に依れば二十四日澳門政府は管內の支那人居住者に對し、八日間以內に退却せざる時は、生命財產の保護に任せずとの告示を發せる爲め、支那人居住者は大恐慌を惹起し逃避者夥しき狀態なりと（九・二五）

▲葡支問題　（各報）十二日午後四時英公使館に面し太平洋議題の事を談せり又衙公使は澳門交涉の爲め葡政府は廣東政府を相手に交涉するを望まず依然中央との解決を要求せり（一〇・一四）

▲直接交涉反對表示　（商報）日本との山東問題直接交涉に反對する商民各團體は今五日太平洋會議代表團出發の際『直接交涉に反對す實國代表を否認す』との貼紙をなすことに昨日決定したりと云ふ（一〇・四）

▲王正廷の山東問題意見　（商報）前晚太平洋會議開會の時に王正廷は山東問題に對する個人の意見を發表したるが其の內容は左の如きものなり

近來輿論は多く日本の覺書却回を主張するも其の實此の說は實に外交當局の爲し難しとする所なり蓋し兩國の邦交は未だ曾つて斷絕せず直ちに一回の提出せる覺書を却回することは實に外交上の禮節に合はざるなり余の意見としては彼國が覺書を提出し來りたれば我も亦た覺書を提出すべし彼の

覺書は彼國の山東處置の意見を陳述せるものなれば我の覺書も亦た我國々民の希望する所を詳言して太平洋會議開會の時を待ちて更に提出し討論に付すべし此種の手續きは安全なるが如し日支兩國が將來直接交渉せざるべからざる時は太平洋會議席上に於て我國が果して希望するが如き結果を得然して運附手續も亦た日支直接交渉にあらざれば不可とする時ならざるべかちず要するに外交方面は總て體面を失はずして國家に有利なるを前提とす兩者一を失はゞ拘なく不可なり云々許交渉員も亦た頗る王正廷の主張に同意したり(一〇・二)

▲太平洋會議日程全文　(各報)　米公使の外交部に照會せし文に曰く

準府會議は代理公使より八月三日米大統領の文を貴政府に送れり、並に米政府は太平洋及極東問題會議の議事日程を試擬の提商となすこと左の如し

一、支那に關する各問題、第一は適用すべき各原則、第二は其適用の項目、(甲)領土上の完整、(乙)行政上の完整(丙)門戶開放、商務及實業の機會均等(丁)讓與權專利權及經濟上の優先特權、(戊)各鐵道の發展、(庚)支鐵道計劃に關係することをも連同して內に在り(己)優待の鐵道運賃(庚)現に有せる各種成約の法律上の地位

二、四比利亞、分節相同じ

三、委任統治各島、若し各問題未だ朔を先んじて解決せざれば、各種成約の法律上の地位項下に入る、深く機會あり以て各項未決問題の將來發生すべき權利要求の各種成約の性質及範圍を討論するを得るを期す本使は謹みて此機會に乘じ再び貴總長に向つて至崇の敬意を表示せんとす(九・一七)

▲米公使の議題追加照會　(京報)　米公使の追加せる照會原文は將來の準盛頓會議の議題綱目に關するものにして本國政府試擬の提商は已に一九二一年九月十二日本公使第六號照會を爲せしが茲に本國政府の訓電を奉じ上項提商の標題三の委任統治各島項目の下に太平洋の電氣交通項を加へたり貴總長の注意を乞ふ本公使は謹みて此機會に乘じ貴總長に向つて至崇の敬意を表す一九二一年十月四日シュノルマン印(一〇・一三)

▲支那代表委員　(新支那)　支那太平洋會議に出席する代表は全部百二十名にして全權代表は顧維鈞施肇基王寵惠諸氏それに秘書長刁作謙氏なり又顧總長の出席は未確定なりと尙七十五名は過日既に出京十月四日上海解纜のホークエイ・スケート號にて赴任の途に就けり今其の出席委員を列記すれば左の如し

(一)已に出京せる代表

姓名	官職	
梁汝浩	前外總長	代表團職務
蔡廷幹	稅務處會辦	高等顧問
王家瑞	國務院印鑄局參事	顧問
羅文幹	修訂法律館副總裁	顧問
吳南如	北京新社會報	中國諮議
顧文耀		同上
王寵佑		同上
徐東藩	參議廳主任外交秘書	
施愼全	外交部參事	專門委員
王鳳喈	內務部司長	同上
李景名	財政部印花稅處處辦	同上
李景曦	海軍部海軍少將	同上
顧天錫	修訂法律館纂修	同上
郭秉英	教育部參事	同上
王治昌	農商部工商司長	同上
周典	農商部食事	同上
施紹常	外交部司長	同上
陳肇	稅務處提調辦	同上
胡惠平	外交部帮辦	同上
李鍾岳	陸軍部司長	同上
賈士毅	鎭江關監督	同上
吳昆吾	交通部路政司長	同上
徐鴻韜	外交部秘書	主任秘書兼議案處長
黃宗法	外交部秘書	主任秘書兼編輯處長
路清	外交部政務司科長	秘書處秘書
靳志	外交部代理秘書	同上
關鑄	外交部通商司科長	同上

于德溥	外部交際司科長	同上
黃　嶔	外部政務司主事	同上
楊增翮	外部前代理總務廳科長	同上
章守默	駐古巴公使館秘書	同上
張祥麟	外交部秘書廳辦事	同上
唐慶始	前國際聯盟會秘書	同上
劉毓珊	外部前交際司食事	同上
陸　俊	外部通商司主事	同上
任超等	外部條約司主事	同上
葉大澄	和約研究會編輯	同上
汪元默	外部總務廳主事	同上
尤文藻	外部通商主事	同上
李時蕙	外部條約司主事	同上
陳道源	海軍部技正	同上
章榮黻	稅務處帮理	同上
陳廷甲	陸軍部諮議	同上
道鴻業	內務部	同上
朱履宏	財政部食事	同上
會俊傑	海軍部少校	同上
鄒彥樹	農商部食事	同上
李　都	交通部	同上
陳天俊	交通部	同上
陶蘊文	內務部食事	同上
沈寶善	外部秘書處辦事	編纂
林葆恒	外部條約司主事	同上
張福運	外部條約司辦事	同上
徐　光	外交部研究科辦事	同上
李天錄	譯文大學教務長	同上
史陳宣	交通部司核科辦事	同上
李世劍	交通部副科長	同上

朱世全	外部條約司主事	同上
唐悅良	古巴公使館秘書	同上
馬世綠	洋員	同上
沈覽輝	外部條約司譯員	譯員
李之毅	外部秘書處辦事	同上
高　英	同　上	同上
劉家倫	外部政務司辦事	同上
李　君		譯電員
千士元		同上
高毓霖		同上
孟　賢		同上
朱鎮奇		同上
盧青方		洋文打字員
朱荇生		書記
刁佐榮		同上
王錫麒		同上
鄂文元		同上
劉寶東		同上
雯紹英		同上
埃魯伯		名譽顧員
伍肇雄		同上
（二）未出京代表		
周自齊	前財政總長	高等顧問
汪大燮	前外交總長	同上
屈映光	山東省長	顧問
黃　郛		同上
劉　彥	前國務院職員	中國路線
大　衛		同上
德　經	外交部司長	專門委員
秦		同上

王鴻年	駐日使館參事衙一等秘書	同	上
顧德慶	湘鄂工程局長	同	上
章以詁	龍潭路會辦	同	上
蔡 勛	交通部秘書	同	上
陳海超	外交部通商司科長	秘書	秘書
黃鳳舉	財部編纂	同	上
劉廷蕃	外交部交際司科長	同	上
劉錫昌	外交部條約司科長	同	上
汪 庚		同	上
嚴榮鐘	財部秘書	同	上
吳斯美	外部通商司事	秘書	秘書
袁汾齡	外部政務司辦事	同	上
顧吉生	漢口交涉署科員	同	上
賈德柏		同	上
陸歡德	教育部諮事	同	上
艾司迪	交通部	同	上
劉大鈞	經濟討論處辦事	編	纂
何曉望		名譽	顧問
溫世珍	金陵關監督	名譽	諮議
沈麗堃		名譽	秘書
吳葆誠	外部司長	主任	秘書兼總務所科長

（一〇・六）

▲顏の渡米中止（新聞報）顧維鈞は渡米を中止し施紹常、錢泰同周自齊に乘船を囑したり、施錢は顧の行止に隨はんことを望むも顧は兩人に對し必ず一人あり渡米すと言めたり徐のハーデングに與ふる親書は周自齊携帶すべし（一〇、一三）

▲太平洋會經費と各省の援助（新聞報）太平洋會議に就き各省返電あり奉吉黑三省は十萬、江西一萬、甘肅五千、直山東安福省先後返電ありしも額を示さず、十二日實錢は各省に出來る丈け捐助せんことを通電せり（一〇、一四）

▲全國銀行公會の對太平洋會議々決（各報）全國銀行公會は九月二十三日天津に臨時大會開設し外交及び財政經濟に關する方針を決定して宣言書を發表し且つ政府に對する建議を行ひ十月五日公表せり。

一、全國銀行公會臨時聯合會議宣言

米國大統領ハーヂング太平洋會議を召集す軍備縮減を標榜して主旨とし遠東事項に及ぶ米國試擬の議事日程を以て見るに我國に於ける關係最も密接たり而して過半財政經濟の範圍に屬す苟くも國際互助の精神に本づき遠東久遠の和平を謀るは詎ぞ盛事にあらざる特に遠慮謀藏せず一度事理和平に遠はば轉た紛爭の漸を開く決して我が爲にあらず抑々も豈世界の幸ならんや本銀行公會聯合會議既に詳に內外の情勢を審びらかにす復財政經濟と金融事業と息々相關するを念ひ特に天津に於て集會討論し原則七條を議決し謹んで書を全國に布き我友邦に告ぐ。

一、領土及び行政權の完全租借及び用人關係を保り之を侵越するを得ず現有の領事裁判權は亦應さに徹廢すべし司法制度に至りては支那より自動改良す。

二、主權は完全尊重すべし凡そ第二三國及び他各國關係の協約は主體國の承認を經るに非ざれば有效となす能はず並に訂約して國際永久の原則となす

三、上兩條の辦法に依る時は門戶開放主義は各國互助の精神に本づき益さに之に贊成すべし但し自動開放すべし凡そ一切勢力範圍特種利益等の說は悉く廢除すべし。

四、國際經濟の互助は欣願を表示す但し協議の手續條件は務めて公開を取るべし但し我が國家財政及び國民經濟發展の自由を妨碍するを得ず其外交成案が上述同等の障碍たるものは是會に於て排除すべし。

五、凡そ財政經濟の機關に關するの制度の方法に關しては國民は政府に建議して切實迅速に改善すべし其外交成案が此項改善上の障碍たる者は應に此の會に於て排除すべし。

六、南北は我國內政治上の名詞たり對外に南北なし我金融商業實業界には最も南北無し各自奮勉各本業の制度方法に就き研究改善して近世業務の需要に應じ並に合力進行公共事業の發展を謀るべし。

七、太平洋會議は國際紛擾を消弭するを以て主旨となす吾人深く同情を表

す唯だ贊助國及び參會國は始終公平主義を抱定し初志を貫徹し愼しんで所得の結果をして適まま其反を得せしむる無きを。

二、政府に對する建議の三要點

（甲）新銀團に對する研究（政府への注意一）

一、中國銀行界は新銀團に對し適當の時機に於て相互輔助すべし。

二、中國政府は財政產業上の施設に因り當に先づ本國金融界及び輿論の向背を斟酌すべし如し確に外國經濟的協力を需要するの可能ある時中國主權に害及せず暨び自由發展の範圍内に在りて中國政府は新銀團に友誼磋商をなすを吝まず凡そ所謂特殊利益及び勢力範圍等の說は我が國民均しく承認する能はず。

（乙）鐵道政策の研究（政府への注意二）

一、中國政府は鐵道に對しては應さに路綱を規定し自動統一すべし被動の共同管理を承受せず。

二、中國鐵道は内外債を募集するを得但し債權團は稽核權あるも管理權無し。

三、敷設先後の決定權は完全に政府に在り。

四、專門必需の人才を除き外國人を用ふるを得ず中國相當の專門人才あらば成見を以て軒輕するを得ず中外人員特定の高級職員除く外一律に試驗法を用ふ。

五、運賃の規定は中國完全自由權あり協議を受けず。

六、鐵道の守備は警察より擔任す別に軍隊を駐するを得ず。

七、鐵道を借款にて布設する場合は其附近の林鑛及其他事業は債權人は借款關係を以て之に牽涉するを得ず。

八、鐵道收支の其經理銀行は政府より指定す

（丙）幣制整理の研究（政府への注意三）

一、中國幣制は應さに金本位を採用すべし但し先ず銀圓及銀銅輔助貨の整理を第一步の準備とすべし

二、銀兩を廢止し銀圓の成色公差を確定し以て計算の標準となす而して國際貿易上金幣と直接の比價あるを期す

三、全國造幣廠の新設及び既設せるものは統一の組織となし全國一個成色公差をして一致に歸し流通の數に被かしむべし

四、小銀元及び銅元の鑄造を嚴禁す並に改鑄銀銅輔助幣回收の法を立つ終始十進の價格を維持す

五、輔助の贏餘は積して銀幣統一及び改定金本位の基金に充て巨額の借款を免れる

六、全國の紙幣は法を設けて整理し統一に歸す

七、外國銀行發行紙幣は取消を揭議して紙幣統一の障碍を除く

八、中國境内流通の外國紙幣主權の侵略に屬す實に抗議して立ろに停止を行ふべし（一〇・七）

國内要聞

▲郵務條制發布（各報）郵務條例四十七條は前きに衆議院の通過を經て參議院を通過せすして散會せるが、外國郵便收回問題は巴黎羅冷交通會議決議案に根據し再び太平洋會に提出し同時に郵務條例を教令を以て公布せらるべしと（九、一八）

▲各地兵變善後（新聞報）政府は十四日各省區に對し衛國公使を筆頭として支那各地の兵變によりて受けたる外人の生命財產損害に鑒み支那政府は今後完全に責任を負ふべし若し再發あらば列國は必す罰金式の賠償を爲すとの旨照會ありとて警戒せよとの通電を發したり全文左の如し。

領事團及衛國公使照會に依れば近時支那軍隊は屢非法にも兵亂を起し肆に掠奪を行ふ爲外人生命財產の危險を憂慮す昨年十一月三十日及本年六月三日宜昌に於て又本年六月七日武昌に於て兵變掠奪を發生せり最近數ヶ月間の情形に據れば此等の事變は此三四に限られざらんとす蓋し外國居留民の宜昌其他通商口岸に在りて貿易を經營し又は内地に在りて貨物を運送す然るに各省駐在多數の軍隊掠奪の危險あり外交團此時必す政府に向ひ聲明せん若し支那高級軍官其管轄區域内に於て所管軍隊の行動に因り各國居留民の利益を損失せしめたる場合政府より各該高級軍官個人に責任を負擔せしむ可し一面各國は斯かる犯事監督官員に對しては其本國境内なると將又治外法權の公共租界及租借地等なるとに拘らず總て逃匿を許さず又決して庇護せず若し政府此

を　みざれば外國居住民の生命財産被害の場合各國は我政府に對し賠償の權利を有し宜昌武昌に付外交團は上述の方法により之を辨理せんとす近年長江沿岸地方擾害の爲外人の口實を設くし貴重屢次債權に增へす國家兵を養ふは元來人民保護を爲すに在り然るに兵に暴亂を行ひ外人に及ぼすは全く官長の敎導嚴ならざるに由り事端を釀成す今後該長官は責任を以て彼等を敎導し再び變亂を生ぜしむる無く內民業を安くし外人官を免れしめよ云々。（九、一六）

▲新鮮職決定說　（各報）新の退志已に決せり財政と山東問題に方法なきに困る新は十四日已に左右に交代の手續を命ぜり新は中秋節後遲き其後任は朱啓鈐たるべしと（九、一六）

▲新留任承諾　（晨　報）新は本年末迄維持することを承諾し潘復は事務引繼を準備中なり徐總統は吳笈孫を派して新宅に赴き財政後繼人を商定せり新は地方が中央財政困難なるを知らざるを以て外省長官を物色するを要す。（一〇、三）

▲龍州陷落　（民國日報）民國日報雙、現に南寧行營一日の電報に接したり我軍は已に九月三十日正午龍州城を占領し砲及機關銃各數十門電彈銃彈數千箱を得たり特聞す粵軍總司令部（一〇、三）

▲英人と無線電臺　交通部はマルコニー公司チレメン（譯音）に公文を送り秋州鈐慶巴將拉薩四大無線電臺を委托注文せし爲めチレメンは施工計畫を擬しつゝあり、聞く此種の電塔は四萬の事と關係甚大なり、又某英人云ふ米國合衆無線電公司は特に技師長スピル（譯音）を入京せしめ一月八日の無線電契約を實施すべしと（九、二四）

▲米支無線電臺の設計書　（各報）米支無線電臺合衆公司計畫は上海に六個鐵塔を設く各高さ千〇〇六尺北京廣東哈爾賓電臺の塔の高さ六百二十六尺技師長カールは已に米より來支し工事を建築し十八個月を限りとせり（一〇、一一）

▲粵漢線の罷工　粵漢機車處の職工は六日俸給增加を要求し十日宣言書を出し十一日外人總管に待遇十五條修正を要求し二十四時間內に回答を迫まり八百三十七人は十二日同盟罷工し十三日より該鐵道各驛は何れも停車し鮎魚塞站の軍隊開車を迫まり敎職工捕はれたる爲め全體職工は十三日交通部

調關監督に打電して外人總管を釋めんことを乞ひ十四日又通電し支那人の人格尊重を求めたり（一〇、一五）

財政と經濟

▲北京銀行公會と外債整理案　（新聞報）北京銀行公會は政府が濫借濫用し已に破產の局を成せるを以て奮面を以て警告せんとし已に起草に着手したりと聞く又銀行公會は外債整理方法研究會を組織し七日熊希齡梁啓超王克敏周自齊等を招き開會討論し政府に實行を促がせり六日銀行界は徐恩元の烟酒借款の事に關し詰問せるが徐は舊債を新債に改むるのみ新銀團に添ら予調印はシカゴの返電を待つと云へり（一〇、八）

▲公使團の結議　（申報）公使團は政府に向つて華北賑災海關附加稅等の收支決算報告を英米和三公使より外交部に照會するに決せり外人の言によれば同項の賑捐は總算約七百萬なれども實際の收入は甚だ佳なり、八百萬に達すべし、四百萬元を北五省の賑費に充てしものを除きては其他の用途未だ明かならすと（一〇、一四）

▲烟酒借款問題　（各報）銀行公會は連日烟酒借款に反對し上海烟酒聯合會の電報は尤も甚だしく同契約は勢成立し難かるべし米政府はアボットに返電して云はく支那の烟酒借款は原契約に依り支那に向つて期限着の額を求め利息を元金に入れ現金を渡すを得す米國は事々公開主義なり、同借款權は已に新銀團に付せり此一擧を多くするの要なしと、予の觀察によれば小野の來支結債の方法に依り期限着の元利を小契約とし新債となすべし政府は元金を支拂ふ金なければ只だ此法あるのみ、舊債未だ支拂はず資本家は何を苦みて更らに新資を投ぜんや（一〇、二）

▲烟酒借款近訊　（各報）烟酒借款に就き磋商する所に據れば該借款は市俄古大陸商業銀行、徐恩元、潘復、張志潭等との間に締結せらるゝものにして其內容は左の如し

一、金額　三千二百萬元（米貨千六百萬弗）

一、擔保　烟酒を擔保とし監督權を米人に附與

一、利息　七分

一、手取　九一以下

前記借款調印の上は三千二百萬元の內より前渡二千萬元（米貨五百萬弗二回）と利息其他七百萬元を控除し殘額五百萬元を現實に手渡すことなるべし尙ほ該借款は鑛業銀行副總裁徐恩元氏と市俄古大陸商業銀行副總裁アボット氏との間に既に署名調印を了せりとの支那紙の報道は事實にあらず徐氏は目下旅行中なれば氏の歸京を俟つて調印を見るに至るべし尙ほ該借款成立の曉には金融公債基金等との關係甚だ密切なれば北京銀行公會は重要會議を開き其善後策に就て協議する所あるべしといふ（一〇、三）

▲烟酒借款とス氏の回答　（各報）江蘇省教育會職業公會等十團體は米國新銀行團代表スチーブンス氏に烟酒借款反對電報を發したるがス氏よりは左の如き返電ありたり烟酒借款の事は深く慮る必要なし余はアボット氏より詳細なる事情を聞知せり貴團體等に質問あらば余は喜んで實情を聞ふべし烟酒借款の用途は專ら以前の米國借款を償還するものにして何等政府借款或は不定借款と關係なく又た新銀行團の宗旨にも違反せず此の旨各團體に通告せられたし云々（一〇、五）

▲漁業借款未成立　（時報）寰球中國學生會其他各團體は北京政府に電報を發し漁業借款に就き質問の電報を發したるが農商部よりは漁業借款の事は已に海軍部より聲辯せり本部は職責の在る所決して放棄せずとの回答ありたり（九、二〇）

▲浙江省の定期借款　（各報）浙江財政廳長陳昌穀は定期借款の事に就きて來滬し二十一日夜四馬路一品香に在上海浙江紳商を招きて相談し浙江省は財政困難にして中國銀行よりの借款二百數十萬元に達し居りこを償還せざるべからざるにより百五十萬元の定期借款をなさんとす其の借款法は他の銀行借款及び省債とは同じからず浙江の大小各鹽及び各銀行より夫々拂募したる外數十萬元不足するを以て之を列席の諸氏より代募せられたしと云へり（九、二二）

▲哈達式公司借款　（申報）哈達式公司第二回借款一千萬フラン、利息月一分九厘手取八七コンミッション八分の一支那一元を五フラン九〇と銀元計算とし將來フラン相場上下あるも凡て現契約所定を以て計算し還濟の時も亦同樣なり、現在金を渡すことは現金を以てせず、整理公債六十萬を以てす、銀元三十八萬に當る、餘は一ヶ月以後の期票を渡す事此種の供款利息は九分五厘に當たる擔保品は某種官產に係る不日調印さるべし（一〇、二）

▲支佛合辦銀行　（京報）支佛合辦の實業銀行は準備已に久し、額は資本五百萬にして已に四分の一を收む、本店は北京、理事長は張小松、北京は資二滬上海に支店を設く財政部方面は佛資あり佛公使館との登錄手續も亦濟み十月九日三行同時に開業式を擧ぐることゝなれり（一〇、四）

▲滬口の流通紙幣　（新民國報）滬口市場の流通紙幣たる各銀行の發行額は約千餘萬元にして內支那銀行の發行額は約七百萬元なり此の外在滬口の外國銀行の發行額は三百餘萬元あり各發行銀行と其の發行額大略左の如し

支那人經營に係るもの

行名	發行額
中國銀行	三百萬元
交通銀行	二百萬元
中孚銀行	六十萬元
浙江興業銀行	八十萬元
四明銀行	六十萬元

外國人經營に係るもの

正金銀行	一百萬元（日本）
臺灣銀行	八十萬元（同上）
花旗銀行	六十萬元（米國）
友華銀行	廿五萬元（同上）
道勝銀行	十萬元（露國）
中法實業銀行	卅七萬元（佛國）

（一〇、一五）

▲全國商會聯合會開會式　（各報）全國商會聯合會は直隸、湖北、湖南、山西、河南、安徽、四川、雲南、福建、山東、浙江、江蘇の十三省の代表集まり已に半數以上に達したるを以て昨日午後二時より上海總商會に於て正式開會式を擧行したり各省代表の出席者八十三人にして（一）奏樂（二）振鈴開會（三）鞠旗に向つて敬禮（四）各會員着席（五）上海總商會長聶雲臺を臨時主席に推擧したる後聶雲臺は左の如く開會の宗旨を報告せり

今次全國商會聯合會は本と滬口に於て開會する筈なりしも兵禍の爲め急を

發れ上海に改め今日正式開會を擧行するに至りたり今や太平洋會議の重要問題發生せるの時に當り同人等は誠に格別に愼重にせざるべからず歐洲戰爭以後支那に於ける各國人の英國、日本、米國の如きは已に上海に於て商會聯合會を開きたり故に此の種の會議は實に重要なり本會は今次商務問題を討論する外尙ほ太平洋會議問題も切實に討論すべし現在南北の政潮未だ已まず議代表等は尙ほ未だ派定する能はざる如く濃烟橫流して底止する處を知らず幸ひに本會と教育聯合會とは均しく上海にて開會することゝなりたるが吾國の政治は未だ統一せずと雖も人民は終始分岐なし前に米國も亦た七八年の血戰を經て以て太平なりき今吾國の前途は殊に人をして危懼せしむるに足るも今より以後各々努力協助し眞正の民意によりて將來鞏固の政府を建設せざるべからず

次ぎに何護軍使代表何遂植各省代表數人の演說あり五時閉會せり尙ほ今六日は正副議長の選擧を行ふ筈なり（一〇、六）

▲全國商會聯合會（申報）

全國商會聯合會第五日目は昨日午後三時より開會各地の商會より

一、全國商會聯合會の發起にて農商、教部聯合會議を開き以て國是を定むべし

二、平和會議を組織し以て統一息兵を求むべし

三、彈兵會を組織し以て國是を定むべし

四、政府に速かに庫倫を回復し以て商業を維持せんことを請ふべし

五、內政外交統一方法意見書

の提案ありたるが一併して審查委員に附託したり而して夫より十二日午後二時より商教聯席會議を開くことに決せり（一〇、一二）

▲商教聯第一次何會（時報）

全國商會聯合會と全國教育會聯合會とは昨日午後二時四十五分より上海總商會議事廳に於て第一次聯席會議を開きたり、來會者は直隸、吉林、山東、安徽、河南、湖北、四川、湖南、江西、江蘇、浙福江、廣東、山西の十四省又た綏遠、京北、北京の三特別區の代表七十七人にして最雲臺臨時主席となり國旗に向つて行禮後最は聯席會議開會の理由を報告し商會聯合會主席最雲臺と教育會聯合會主席黃炎之と抽籤を行ひ黃正主席最副主席となり次で臨時規則を通過し翌日章、蔣夢麟を兩聯合國の代表として米國に派遣し民意を宣傳せしむることを通過し又た太平洋會議に關する提案（商會聯合會提出）と聯席會議宣言の一（教育聯合會提出）の二案を合併して審查委員に附託し又た內政整理に關する案（商會聯合提出）と聯合會議宣言の二（教育聯合會提出）の二案を合併して審查委員に附託することを可決したり

▲太平洋會議に關する提案（商會聯合會提出）は左の如し

（甲）國際稅法の平等（乙）領事裁判權の收回（丙）國際待遇の平等（丁）日本二十一ヶ條及び高徐順濟協約の取消（戊）軍備縮小（己）代表を公推して赴會せしめ來會各國代表に目前支那の眞直の情形を陳述し合理の判斷を與へしむ

▲內政整理に關する提案（商會聯合會提出）は左の如し

（甲）財政の淸理（乙）廢督裁兵（丙）局部戰爭に對し雙方に停戰を勸告す（丁）本會議より省議會と聯合し國民會議を組織し眞正の民意を表示し以て國是を定む（戊）教商聯席會議にて執行委員を合組す（一〇、一三）

▲商教聯合會第二日（各報）

昨日全國商教聯合會は上海總商會議事廳に於て第二次大會を開きたるが外交審查委員錢洗遜等は審查の結果を報告し教商兩會の提案は相同じきもの三體あり（甲）稅法の平等（乙）領事裁判權の撤銷（丙）代表派遣なるが現在代表問題は別案にて辦理せるを以て玆に甲乙丙項を原擬の宣言草案に加へ稍々修正をなしたりと報告し書記長は宣言を朗讀し關稅問題に對し些か修改を加へたる上通過したり又た內政審查委員長袁希淸は內政審查の報告をなし原宣言に對して略々修正を加へたりと云ひ大體原案通り通過したり（一〇、一四）

▲商教聯席會議第三日（各報）

昨日午後開かれたる商教聯席會議には國民代表として余日章蔣夢麟の二人來會して諸氏の附託により努力すべしとの演說あり其れより議事に入り內政審查員の審查報告後之を通過し又た局部戰事停止勸告につき審查委員の報告あり全體通過したるが其の電文左の如し

各巡閱使、各省督軍、各總司令鑒、兵禍連年商民塗炭教育播殘國本顚危人天憤怒同人等大局に恪懇し軍額を裁し軍費を節するの計畫に對しては業に鄭重に宣言し匡救を冀圖せり玆に再び軍事當局に迫切勸告す戰爭未だ息まざる地方にありては迅かに停戰を告げ未だ戰爭に預からざる地方にありては旋渦に入る勿れ善後を安籌し全國一致し裁兵辦法を確定し日を期して實行し以て倒懸を解きて建設を謀れよ

次いで議事日程を變更して烟酒借款案を議したるが決定に至らざりき尙ほ當

日は十三日の會議に於て對外宣言は暫く各新聞紙上にての發表は見合はすことゝなり居たるに拘り此の動議をなせる渦節之の經營する商報に全文掲載されたるに就き各新聞記者は聯名にて國會議へ質問書を提出し多少の問題ありたり（一〇、一五）

寄贈書目錄十一月中

The Herald of Asia	（ヘラルド社	其　會	自一號至五四號
滿蒙の文化			
日華公論	其　社		一〇號
東洋經濟新報	其　社		自九六九號至九七三號
特許公報	特許局		自四三五號至四四二號
實用新案公報	特許局		自七二五號至七三四號
商標公報	特許局		自四五一號至五四五號
滿商公報	帝國地方行政學會		自八七八號至八八六號
紡織界	其　社		一一二號
支那研究叢報	亞西亞通信社		八七號
亞細亞時論	黑龍會		八八號
地學雜誌	同協會		一〇號
New Book	丸善株式會社		三九四號
調査資料	青島守備軍民政部		一〇〇號
國際事情	外務省		一〇一號
統計年報	青島守備軍民政部		一六五號
滿商業報	大阪府立商品陳列所		自四四六號至四六號
太平洋會議と支那	東方通信		六號
東亞經濟研究	山口高等商業學校		四號
水交社記事	水交社		二號
政友	立憲政友會		二五八號
學燈	丸善株式會社		一〇號
月報	名古屋商業會議所		一七〇號
月報	青島實業協會		四四號
東洋時報	其　社		二七七號
中國地學雜誌	其　社		八號
滿蒙紹介	南滿洲鐵道會社		六號
日支經濟時報	其　社		五號
法學論叢	京都法學會		八二一號
日本及日本人	政敎社		十月號
支那時事	東方通信社		一一五二號
月報	小樽商業會議所		一一五三號
朝鮮及滿洲	其　社		一六八號
青島の概況	青島守備軍民政部		一〇號
發明	其　會		一一號
財政經濟時報	其　社		七三次
綿絲紡績事情參考書	大日本紡績聯合會		大正八年中
鐵道貨物輸送主要貨物數量表	鐵道省運輸局		二九二號
三田評論	其　社		五三號
支那鐵業時報	南滿洲鐵道會社		一〇八號
會報	鐵路協會		一一號
大陸	其　社		一〇五號
滿蒙經濟時報	奉天商業會議所		一號
統計時報	國勢院		一八號
調査資料	青島守備軍民政部		五號
國民經濟雜誌	實文館		

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正十年十二月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十二卷　十二月號　第十二號

目次

四大原則の成立……一
支那の銀行業……二―四
農商部登錄濟會社……五―一三
初期米支貿易史……一三―一九
在支英國商業會議所第三回聯合大會……一九―二四
北京政府の財政現狀……二四―三一

時報

山東問題支那側の再駁―煙酒借款續訂問題―日本の滿蒙勢力承認說と英米―原首相の兇變と支那紙の論評―支那紙の高橋新首相評―財政最近の窮狀―中國交通兩銀行の取付け騷ぎ―ノースクリッフ卿の對支觀察……三二―四九

彙報

支那新聞重要記事―外交關係―國內要聞―財政と經濟―實業其他
日本新聞重要電報―外交關係―南北情勢―財政經濟―外人の支那觀……五〇―六七

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

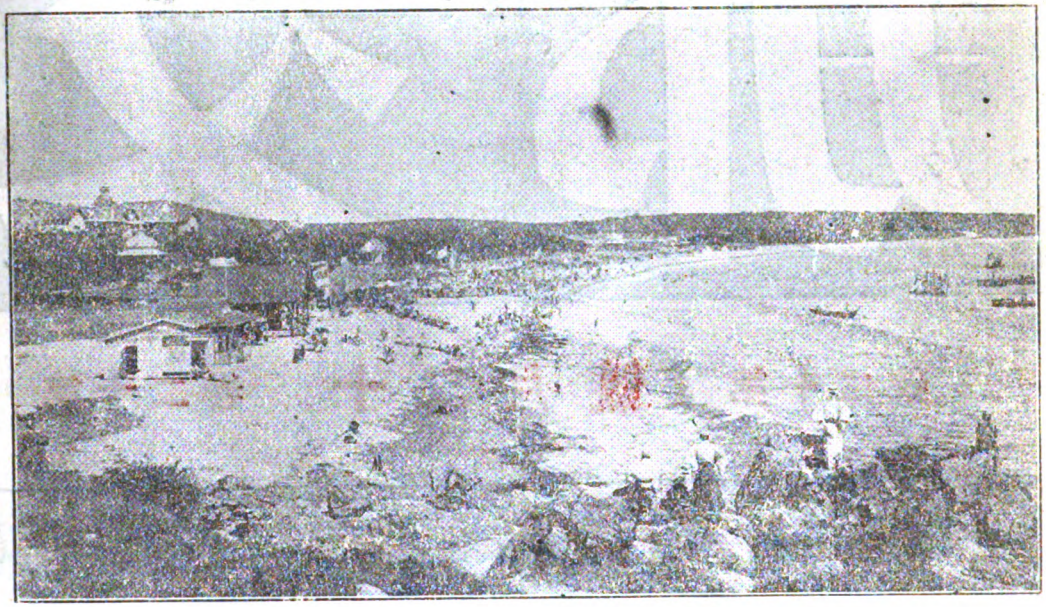

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り。支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路に由る滿洲、安東、線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジヤパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛　は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として歡迎されつゝ有之候又一般家庭用として

◎坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◎金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十年十二月十五日

第十二卷　第十二號

四大原則の成立

華盛頓會議は其開會後未だ旬日ならざる十一月二十一日に於て、ルート氏の提案に基き對支四大原則の協定を遂げた、曰く

一、支那の主權獨立及び領土的並に行政的の保全を尊重する事

二、支那に對し支那自身有力にして安固なる政府を確立保持する爲め十分にして自由なる機會を與ふる事

三、支那の領土を通じ各國民の商工業上の機會均等主義を確立する爲め總らゆる努力を爲す事

四、支那の現狀に乘じて友邦各國民の權利を侵害するが如き特權を求め又は之が各國の安全に違反する行動を避くべき事

と、是等の原則は從來我國が日英同盟、日佛、日露、日米協商等に於て累次聲明確立した處のものと全く同一のものである、さうして之れ實に世界の公理である、斯の四大原則の如きは其協定なしとするも、列國が當然尊重恪守せざるべからざる處である、而して過去に於ても是等の主義は、各國により認められ、且實行し來られた所であると云ふに躊躇せぬ、若し是等原則が蹂躙せられ、蔑視せられたる如き事ありたりとせばそは由々しき重大事と謂はねばならぬ。

吾人は今華盛頓會議の劈頭に此四大原則が、重ねてレニウせられたる事を喜び、將來永く列國對支方針の基調鐵則たらん事を切望する。

支那の銀行業

近年支那の各種企業熱か頓に勃興し來れるは、明に認め得へき現象にして、銀行業、紡織工業、取引所は其代表的のものと見るを得へきか、就中銀行業の發達は極めて顯著にして、今上海銀行公會に於て報告票を得たる、六十六行を表示せば左の如し

銀行名	設立年次	本店所在地	公稱資本	拂込資本
交通銀行	光緒三十三年	北京	一五、〇〇〇	七、五〇〇
中國銀行	民國元年	同	六〇、〇〇〇	一二、二八〇
新華儲蓄銀行	三年	同	五、〇〇〇	一、二五〇
鹽業銀行	同四年	同	五、〇〇〇	三、五〇〇
殖邊銀行	同同	同	二〇、〇〇〇	
北京商業銀行	同七年	同	一、〇〇〇	五〇〇
五族商業銀行	同同	同	一、〇〇〇	四二二
大宛農工銀行	同同	同	四〇〇	二〇〇
東陸銀行	同八年	同	二、〇〇〇	一、〇〇〇
北京新享銀行	同同	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
勸業銀行	同九年	同	五、〇〇〇	二、五〇〇
北京救中銀行	不明	同	一、〇〇〇	
北洋保商銀行	宣統二年	天津	六、〇〇〇	二、〇〇〇
中孚銀行	民國五年	同	二、〇〇〇	一、五〇〇
金城銀行	同六年	同	五、〇〇〇	四、五〇〇
大陸銀行	同八年	同	二、〇〇〇	二、〇〇〇
中國實業銀行	同	同	二〇、〇〇〇	二、五〇〇
大生銀行	同	同	二、〇〇〇	六〇〇
山東銀行	同二年	濟南	五、〇〇〇	一、三〇七
山東工商銀行	同七年	同	二、〇〇〇	五二〇
豐大商業儲蓄銀行	同八年	同	一、〇〇〇	五〇〇
濟南通惠銀行	不明	同	一、〇〇〇	三二五
齊魯銀行	同	同		
東萊銀行	民國七年	青島	二〇〇	二〇〇
中國通商銀行	光緒二十三年	上海	五、〇〇〇	二、五〇〇
浙江興業銀行	同三十四年	同	二、五〇〇	二、五〇〇
四明銀行	同	同	一、五〇〇	六五〇
江蘇銀行	民國元年	同	一、〇〇〇	六〇〇
中孚商業儲蓄銀行	同	同	二五〇	二五〇
上海商業儲蓄銀行	同四年	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇
華孚商業銀行	同六年	同	一、〇〇〇	四五九
永亨銀行	同七年	同	五〇〇	二五〇
正利商業儲蓄銀行	同八年	同	五〇〇	五〇〇
大豐銀行	同	同	一一〇	
華豐銀行	同九年	同	六〇〇	二一〇
民新銀行	同	同	一、五〇〇	三七五
慶豐合資銀行	同	同	二〇〇	
華大商業儲蓄銀行	同	同	一、〇〇〇	五〇〇
滙海實業銀行	同十年	同	五〇〇	
湖南銀行	不明	長沙		
浙江地方實業銀行	宣統元年	杭州	一、〇〇〇	七〇〇
桃鄉農工銀行	民國七年	同	二〇〇	八〇
杭州道一銀行	同八年	同	三〇〇	三〇〇
浙江儲豐銀行	不明	同	三〇〇	二一七
常州商業銀行	民國五年	常州	三〇〇	一〇〇

華僑儲蓄銀行	同	九年	同	二〇〇	
蘇州銀行	國		蘇州	五〇〇	
福建銀行	不明		福州		
振商銀行	同		南昌	二〇〇	
振華銀行	同				
江西銀行	同				
杭興誠銀行	民國三年		重慶	一、〇〇〇	
大中商業銀行	同	八年	同	一、五〇〇	
廣西銀行	民國六年		梧州		
富滇銀行	不明		雲南		
淮海銀行	民國九年		南通	五、〇〇〇	
廣東銀行	同	元年	香港	六、三三〇	
東亞銀行	同	七年	同	二、〇〇〇	
中華國寶銀行	同	九年	同	一、〇〇〇	
東三省銀行	不明		赤天	八、〇〇〇	
奉天興業銀行	同		同	一、〇〇〇	
長年通商業銀行	同		長春	一、〇〇〇	

銀行名	公稱資本	拂込資本	積立金	貸付總額	預金總額	現金	預ケ金	純益
中國銀行	六〇、〇〇〇千元	一二、二八〇千元	五、九七八	一七八、四二九千元	一九〇、二五二千元	一五、六一五千元	四、二〇六千元	
交通銀行	一五、〇〇〇	七、五〇〇	三、五四四	六一、九三八	六四、二六〇	三一、四八七	二、〇二七	三、〇〇八
浙江興業銀行	二、五〇〇	二、五〇〇	九〇一	七、九七七	一四、九五七	四、五六〇	二〇一六	二六七
浙江地方實業銀行	一、〇〇〇	七一〇	一三三	五、三一〇	六、六二二	六九四	二三四	二九二
上海實業儲蓄銀行	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二八〇	六、四〇六	一〇、六一三	二、二〇六	三、九一七	四〇七
鹽業銀行	五、〇〇〇	三、九〇〇	一、六〇〇	一八、〇〇八	一九、一八八	一、四〇五	四、九九三	一、六五五
中孚銀行	二、〇〇〇	一、五〇〇	一二四	三、〇九五	三、九七六	四二五	七九六	二八五
聚興誠銀行	一、〇〇〇千南	一、〇〇〇千南	六五〇千南	四、五〇四千南	四、八二七千南	六〇六千南	四七四千南	
四明銀行	一、五〇〇千元	六五〇千元	四一三千元	四、六〇二千元	七、〇三三千元	九七九千元	二七二千元	
中華商業儲蓄銀行	二五〇	二五〇	一一〇	一、四一四	一、七四三	三九九千元	二八〇	一一五
廣東銀行	六、三三〇	六、三三〇	四〇〇	八、八三五	九、九五五	一、七七三	現金中ニ合併	一、一五〇
金城銀行	五、〇〇〇	四、五〇〇	三八〇	八、八〇六	一二、四七〇	二、八七五	三、七五二	八九九
豐業銀行	同		紹遠	一、〇〇〇				二〇〇
哈爾賓輔商銀行	同		哈爾賓					
哈爾賓儲蓄銀行	同		同					
哈爾賓商業銀行	同		同					

前表中設立年次の明かなるものは四十九行にして、之を區分すれば前清時代六行、民國元年四行、民國二年一行、民國三年三行、民國四年三行、民國五年二行、民國六年三行民國七年八行、民國八年十行、民國九年九行、民國十年一行なり、卽ち四十八行中の四十三行は民國以降設立せられたるものにして、其内に在りても民國七年の設立に係るものは二十八行に上れり

更に營業狀態の明となれる四十一行に就て主なる勘定を示せは左の如くにして、割合の充實せると純益率（拂込資本の三割弱）の高きを認むべく、是れ近來此種の企業熱を刺戟せる主因なりとす。

新華儲蓄銀行	五、〇〇〇	一、二五〇	四五三	六、一九一	四、八〇六	三〇二	一、六八七	六九七			
東亞銀行	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	二、七五	六、三三三	二、〇五〇	三、六三一	六四四			
大陸銀行	一、〇〇〇	二、九一	四、〇三六	四、九三七	二三三	三、七五	四四一				
東萊銀行	一〇〇	一七	六、五五一	五、七五四	二〇九	一、九一〇	五六一				
永享銀行	五〇〇	二五〇	一〇六	一、一一三	七一一	五四二	三五二	九九			
中國實業銀行	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二四一	三、〇〇八	三、八四五	四九	二、八一四	五七六			
東陸銀行	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六七〇	二、六二一	一、六二八	二三六	五一八	七五三			
中國通商銀行	五、〇〇〇	二、五〇〇	一、三九一	七、八五一	二、五〇三	三、八四	三、八四				
江蘇銀行	一、〇〇〇	六〇〇	二一〇	二、五七九	二、四八二	三四	一、五三				
山東銀行	五、〇〇〇	一、三〇七	八一	四、八六六	一、五五三	二七	二五八				
常州商業銀行	三〇〇	一〇〇	四	二七六	二〇〇	二一	一四				
華孚商業銀行	一、〇〇〇	四五九	一四	一、九一五	二四三	二五二	六三三	九二			
北京商業銀行	一、〇〇〇	五〇〇	一三五	二、六三五	二四四	二四四	一〇八	二五六			
五族商業銀行	一、〇〇〇	四三一	一五四	九九二	一、〇五六	六六	三九四	二三七			
山東工商銀行	二、〇〇〇	五三〇	三一	一、三三九	一、七一八	一四九	四三〇	一一八			
北京新亨銀行	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一七〇	三、九三五	三、〇三一	二六三	一、〇九六	五〇五			
大宛農工銀行	四〇〇	二〇〇	五五	一八二	三四三	二六	一五〇	一二五			
大生銀行	二、〇〇〇	六〇〇	一四三	二、七五六	四、三七〇	三一	二、〇八八	一四三			
杭州道一銀行	三〇〇	三〇〇	一〇	三三三	一七三	一四	九二	三三			
蘇州銀行	五〇〇			一八三	一七八	九	二				
華大商業儲蓄銀行	一、〇〇〇	五〇〇		一、一四六	七五四	一五二	三六	二九			
正利商業儲蓄銀行	五〇〇	五〇〇	一一	一、六七五	二〇二〇	二〇三	二六八	四九			
華豐銀行	六〇〇	二一〇		三八八	二六〇	三〇	一一	一六			
北洋保商銀行	六、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇一	四、三五三	四、一七一	六七	一、五二〇	一三七			
大中商業銀行	一、五〇〇	一、〇〇〇	七八	一、一八三	一、二四一	四四一	二四七	二二〇			
淮海銀行	五、〇〇〇	一、二五〇	九	一、二六九	八八九	一四六	一三二	四四			
杭縣農工銀行	二〇〇	八〇	三	一七八	一六四	二〇	四〇	六			
南昌振商銀行	二〇〇	一五五	三四	六二九	七七五	三三九	一四一				
曼春益通商業銀行	一、〇〇〇	二五〇	一一	四七三	三四二	九	三三				
合計	一七一、三八〇	六七、一三三	一九、七六五	三八一、四二七	四一九、五〇六	七〇、六五五	一七一、四九	一九、九四四			

農商部登錄濟會社（二）

一、商　號　北洋火柴股分有限公司
營　業　媾寸製造
資本金　六十萬元
責任者　（董事）羅文華　伊廷璧　楊書田　寧世福　姚祖光　陳寶彝　張鏵　孫家昌　（監察人）徐恩齡　李寶恒　徐士芬　美文選
所在地　（本店）天津城西芥園（支店）天津縣城西南開下窪
設立年月　宣統元年二月
登記年月　民國九年四月（資本增加）
登記番號　第四二七號

一、商　號　惠泉啤酒股分有限公司
營　業　麥酒釀造
資本金　銀三十萬元
責任者　（董事）孫鶴卿　胡會林　周繼筠　胡西藩　胡蕙孫　楊翰西　胡蘭蓀　（監察人）張德載　楊蔚章
所在地　江蘇無錫縣惠山鎮
設立年月　民國九年一月
登記年月　民國九年四月
登記番號　第四二八號

一、商　號　景耀電氣股分有限公司
營　業　電燈
資本金　銀十萬元
責任者　（董事）李偶耕　魏阜歐　吳伯琴　吳懷西　方濯清　唐郭鄭　蔡志廣　（監察人）鄧秀冬　包笠峯
所在地　江西浮梁縣景德鎮
設立年月　民國八年六月
登記年月　民國九年四月
登記番號　第四二九號

一、商　號　倬記機械電記五金股分有限公司
營　業　機械　金屬　雜貨等仲買業
資本金　一萬元
責任者　（董事）吳最　石炳生　周經文　沈裁華　裘瑞書　嚴崇楣　沈楚銮
所在地　直隸天津佛租界
設立年月　民國八年八月
登記年月　民國九年四月
登記番號　第四三〇號

一、商　號　鑄豐塘磁股分有限公司
營　業　磁器製造
資本金　銀十萬元
責任者　（董事）李柏葆　張樹屏　施才皐　顧吉生　吳

冰如　吳禮門　吳芝軒　（監察人）千啓宇　周辛伯

所在地　（本公司）江蘇上海閘北橫濱橋（發行所）江蘇上海廣東路

設立年月　民國八年五月

登記年月　民國九年四月

登記番號　第四三一號

一、商號　河口廣耀電燈股分有限公司

營業　電燈

資本金　六萬元

責任者　（董事）劉虎　黃元　蔡鐸　（監察人）徐德行　廖玨

所在地　江西鉛山縣河口鎮

設立年月　民國九年一月

登記年月　民國九年四月

登記番號　第四三二號

一、商號　寶源造紙股分有限公司

營業　製紙業

資本金　規銀一百萬元

責任者　（董事）伯森　陳光甫　馬潤生　陳杏林　林修良　劉厚生　伍琢初　孫士炎　劉澗士　（監察人）張俊甄　劉壽椿

所在地　江蘇上海北蘇川路河沿

設立年月　民國九年二月

登記年月　民國九年四月

登記番號　第四三三號

一、商號　寧波民醒砂皮股分有限公司

營業　砂紙製造

資本金　六萬元

責任者　（董事）景本白　范高年　田時霖　李震城　吳銳東　（監察人）周枕琴　吳學俊

所在地　（本店）浙江鄞縣城內（支店）上海縣

設立年月　民國八年十一月

登記年月　民國九年五月

登記番號　第四三四號

一、商號　營口商船股分有限公司

營業　汽船運送

資本金　奉天銀（小洋）五十萬元

責任者　（董事）王致中　苗鳳山　盧致中　雀子玉　鹿玉軒　張立堂　王子厚　劉晉之　安春和　（監察人）孫筱　山子岐山　張登五

所在地　（本店）奉天營口縣（支店）山東龍口

設立年月　民國九年三月

登記年月　民國九年五月

登記番號　第四三五號

一、商號　滬江農產交易信託股分有限公司

營業　擔保貸付　定期賣買　整理事務　取立金事務

資本金　大洋五十萬元

責任者　（董事）王垂法　張福昌　千衡湘　王槐卿　田西浦　（監察人）紀周池　紀沐新

所在地　吉林濱江縣傅家甸
設立年月　民國四年一月
登記年月　民國九年五月(改正)
登記番號　第四三六號
一、商　號　北洋商業第一紡織股分有限公司
營　業　紡織業
資本金　銀二百萬元
責任者　(董事)暴子周　黃献忱　吉士箴　王筱身　翟靜波　范竹齋　(監察人)張問泉　張華孫

所在地　直隸天津縣城東海河岸掛甲寺村
設立年月　民國九年一月
登記年月　民國九年五月
登記番號　第四三七號
一、商　號　平和建築股分有限公司
營　業　建築業
資本金　五萬元
責任者　(董事)李贊侯　政陽曙村　景本白　(監察人)范旭東　景季治

所在地　湖南岳州城外一家村
設立年月　民國八年十月
登記年月　民國九年五月
登記番號　第四三八號
一、商　號　光華美術印刷股分有限公司
營　業　印刷業
資本金　銀十五萬元
責任者　(董事)章以吳　陳福頤　朱楨文　曾鳳鮮　吳頌平　常耀奎　朱沛　(監察人)周作民　方仁元

所在地　(本店)直隸天津英租界中街(支店)北京宣武門外海北寺街
設立年月　民國九年二月
登記年月　民國九年五月
登記番號　第四三九號
一、商　號　協成建築股分有限公司
營　業　建築業
資本金　銀二十萬元
責任者　(董事)樂寶　樂振　樂鑑　樂鑛　王慶通　王秀中　王慶通　(監察人)陳鴻義

所在地　北京霞公府
設立年月　民國九年三月
登記年月　民國九年五月
登記番號　第四四〇號
一、商　號　溥益實業股分有限公司
營　業　鑛業、農、信託、土木工事
資本金　銀五百萬元
責任者　(董事)殷子獻　靳蔦卿　曹覺　傅厚德　張剛仲　錢實延　袁文欽　(監察人)沈叔瞻　殷運愷　許季湘

所在地　北京西城宏廟胡同
設立年月　民國九年三月

登記年月　民國九年五月
登記番號　第四四一號
一、商　號　北學工業社股分有限公司
營　業　化學工業
資本金　一百萬元
責任者　(董事)徐樹錚　曾毓雋　傅良佐　曲卓新　王煥文　陳承修　嚴智鍾
(監察人)王麟青　曾毓華
所在地　北京
設立年月　民國九年五月
登記年月　民國九年五月
登記番號　第四四二號
一、商　號　明晶玻璃股分有限公司
營　業　硝子製造
資本金　十萬元
責任者　(董事)陳鳳翀　王玉亭　豐墨亭　常伯言　葛維辰　(監察人)馮子祥　郭瀛洲
所在地　直隸天津三條石大街東口
設立年月　民國八月十月
登記年月　民國九年五月
登記番號　第四四三號
一、商　號　大通紡績股分有限公司
營　業　紡績業
資本金　六十四萬元
責任者　(董事)聶雲臺　姚錫丹　胡耀廷　顧宏聲　黃稼嘯　杜少如　劉亮卿　黃秀齋　施丹甫
(監察人)龔澄澄　王炳臣　葉梅青
所在地　江蘇崇明縣堡鎮
設立年月　民國二月
登記年月　民國九年六月
登記番號　第四四四號
一、商　號　中國興業煙草股分有限公司
營　業　捲煙草製造
資本金　銀貳五十萬元
責任者　(董事)陳文鑑　陳韻泉　陶梅生　邱渭卿　何子琨　簡寅初　霞君亮　陳才寶　陳良玉
(監察人)姚頌南　陳寶成
所在地　本店江蘇上海英租界南京路
(支店)北京　天津　濟南　青島　漢口　南京　鎮江　杭州　廣東　香港　寧波　九江　蕪湖　福建　沙市　溫州　蚌埠　河南　滁州　安慶　崑山　蘇州　崇明　常州
(工場)上海閘北虬江路
設立年月　民國九年一月
登記年月　民國九年六月
登記番號　第四四四號
一、商　號　金星保險股分有限公司
營　業　生命保險
資本金　一百萬元
責任者　(董事)唐紹儀　盧信　易次乾　張平夫　曾望

董　鍾文耀　鄭光塋　（監察人）胡守廉

所在地　（本店）江蘇上海香港路　（支店）國內各埠に設く

設立年月　民國三年四月

登記年月　民國九年七月（改正）

登記番號　第四四六號

一、商　號　通易鎢礦股分有限公司

營　業　鎢礦業

資本金　銀三十萬元

責任者　（董事）鄧文藻　鄺國瀋　黃朝門　（監察人）鍾覺全

所在地　江蘇上海英租界南京路餘興里

設立年月　民國九年一月

登記年月　民國九年六月

登記番號　第四四七號

一、商　號　上海信源堆棧股分有限公司

營　業　倉庫業

資本金　二十五萬元

責任者　（董事）張傳鏗　陳伯桓　胡伯連　孫寶如　孫鏡蓉　（監察人）趙芹波

所在地　江蘇上海澳門路

設立年月　民國九年四月

登記年月　民國九年六月

登記番號　第四四八號

一、商　號　錦星水險股分有限公司

營　業　南京浦口間荷船運搬貨物保險

資本金　五萬元

責任者　（董事）駱煥章　陳紹鍚　黃少臣　（監察人）嚴子松　殷子雲

所在地　南京下關

設立年月　民國七年十一月

登記年月　民國九年六月

登記番號　第四四九號

一、商　號　長興煤鎢股分有限公司

營　業　炭礦開採

資本金　銀二百二十萬元

責任者　（董事）劉長蔭　朱葆三　劉萬青　易楠楨　虞洽卿　黎秉經　沈先立　朱志堯　劉澳濱　（監察人）袁仲符　胡英初

所在地　（本店）江蘇上海佛租界バンド（支店）浙江長興縣合溪鄉

設立年月　民國三年八月

登記年月　民國九年六月

登記番號　第四五〇號

一、商　號　華利新記煤鎢股分有限公司

營　業　炭鎢開採

資本金　五萬元　先拂込四萬元

責任者　（董事）賈厚成　王澤如　潘丙之　趙殿臣　（監察人）朱笑山

所在地　江蘇鎮江小碼頭

設立年月　民國八年十二月
登記年月　民國九年六月
登記番號　第四五一號
一、商　號　中華捷運股分有限公司
營　業　鐵道運送貨物請負業
資本金　二十萬元
責任者　(董事)王正廷　吳在章　壬震　錢純芳　錢永銘　虞和德　童世亨　韓玉麟　寧鈺亭
(監察人)朱榜生　顧非德
所在地　(本店)江蘇上海(支店)崑山　蘇州　無錫　常州　丹陽　鎮江　南京　浦口　臨淮關　蚌埠　南宿州　徐州　北京
設立年月　民國元年八月
登記年月　民國九年六月(改正)
登記番號　第四五二號
一、商　號　華明電燈股分有限公司
營　業　電燈
資本金　六萬五千元
責任者　(董事)章祖峰　鄭梓甫　祝丹卿　吳荔青　吳亦農　(監察人)韓崇安
所在地　(本店)江蘇江陰縣城內(工場)江陰北外閘西
設立年月　民國七年五月
登記年月　民國九年六月(資本增加)
登記番號　第四三五號
一、商　號　滬口第一紡織股分有限公司
營　業　紡糸織布業
資本金　三百萬元
責任者　(董事)程棟臣　朱祥甫　江海豐　陳青峯　馬汝霖　(監察人)吳玉山　毛樹棠
所在地　(本店)湖北武昌武勝門外曾家巷(支店)滬口黃陵街
設立年月　民國五年一月
登記年月　民國九年六月
登記番號　第四五四號
一、商　號　烟與火柴股分有限公司
營　業　燐寸製造
資本金　銀一萬元
責任者　(董事)趙庚堂　金城　王廣厚　蒲澗泉　(監察人)杜春
所在地　(本店)甘肅天水縣城內(支店)甘肅臨潭縣
設立年月　民國九年二月
登記年月　民國九年六月
登記番號　第四五五號
一、商　號　良貿商業股分有限公司
營　業　各種實業經營請負及金融買賣協助並一切商業仲買　各種有價證券の經理及賣出引受
資本金　未詳
責任者　(董事)林振麟　梁士詒　區桐　梁士詒　汪篠侶　江貽孫　張家聲　(監察人)陳炳崙
所在地　(本店)直隸　天津(支店)北京　天津　上海

漢口

設立年月　民國九年五月
登記年月　民國九年六月
登記番號　第四五六號
一、商　號　和陵煤礦股分有限公司
營　業　炭礦開採
資本金　九萬五千元
責任者　(董事)陳子　傳錫禧　朱麟仁
(監察人)陳伯寅　傳寶如
所在地　(本店)安徽懷寧縣(支店)安徽貴池縣西南鄉何嶺

設立年月　民國八年八月
登記年月　民國九年七月
登記番號　第四五七號
一、商　號　天益食品股分有限公司
營　業　南貨茶食
資本金　二萬元
責任者　(董事)吳錫齡　江源卿　蔡治氏　陸廣南
(監察人)吳壽荃　金錫卿
所在地　北京東四牌樓

設立年月　民國九年六月
登記年月　民國九年七月
登記番號　第四五八號
一、商　號　大中華紡織股分有限公司
營　業　紡織業
資本金　銀百二十萬元
責任者　(董事)孟其煜　盧炳紀　汝藻　任傳栻　夏鑑
繩　金基應　(監察人)俞希稷　鮑盛亭
所在地　江蘇上海寶山縣蘊藻濱

設立年月　民國八年十月
登記年月　民國九年六月
登記番號　第四五九號
一、商　號　荊沙久通實業股分有限公司
營　業　墾牧業
資本金　二萬元
責任者　(董事)張容公　劉亮章　廖如川　白植卿
(監察人)王鴻初　饒乃秋
所在地　湖北江陵縣城內小北門街

設立年月　民國八年一月
登記年月　民國九年七月
登記番號　第四六〇號
一、商　號　天津福星麵粉股分有限公司
營　業　製粉業
資本金　三十萬元
責任者　(董事)劉鴻書　劉彭壽　劉彭湯　張調辰　繆忠寅　孟憲彝　劉文田
(監察人)胡源滙　劉篠瑞
所在地　(本店)天津西集(支店)北京　奉天

設立年月　民國八年二月
登記年月　民國九年七月

登記番號　總四六一號
一、商　號　大綸紡織股分有限公司
營　業　紡織業
資本金　六十萬元
責任者　（董事）俞宗淵　劉慶來　毛浩祥　周仁虹　周
昌圖　劉鋼珍　趙夢周
（監察人）步欽猷　林鴻鈞
所在地　（本店）江蘇武進縣定西鄉二都一圖
（支店）江蘇武進縣河南廂東下塘
設立年月　民國九年四月
登記年月　民國九年七月
登記番號　第四六二號
一、商　號　商務印書館股分有限公司
營　業　印刷出版及印刷用品教育機械製造
資本金　三百萬元
責任者　（董事）鄭孝胥　鮑咸昌　高鳳謙　李厚祐　張
元濟　郭秉文　王顯華　張蓉　葉景葵　丁榕
（監察人）張葆恂　莊俞　劉達
所在地　（本店）江蘇上海英租界（支店）北京　天津　保
定　奉天　黑龍江　哈爾賓　吉林　長春　西
安　太原　濟南　南昌　開封　洛陽　成都
重慶　漢口　武昌　長沙　衡州　寶慶　常德
安慶　蕪湖　南京　南昌　九江　袁州　蘭谿
溫州　福州　廈門　廣州　潮州　澳門　韶州
鎮頭　桂林　梧州　雲南　貴陽　香港　新加
坡
設立年月　前清光緒二十三年正月
登記年月　民國九年八年（株式增加）
登記番號　第四六三號
一、商　號　周村雪記股分有限公司
營　業　電話
資本金　五萬元
責任者　（董事）馬惠階　馬丹銘　安蟾生　趙瑜方　莊
式如　（監察人）朱桂軸　王子豐
所在地　山東周村鎮
設立年月　民國八年十二月
登記年月　民國九年八月
登記番號　第四六四號
一、商　號　廣業雲植股份有限公司
營　業　植林業
資本金　五十萬元
責任者　（董事）楊次安　劉世珩　楊壽楣　龐次淮　惲
毓叔　劉裘孫　劉子鶴　惲季申　龐仲嘉
（監察人）惲眉卿　薛南溟
所在地　江蘇常熟縣殷山北夾
設立年月　民國八年九月
登記年月　民國九年八月
登記番號　第四六五號
一、商　號　裕豐煤業股分有限公司
營　業　石炭販賣

資本金　十萬元
責任者　（董事）李光啓　林鴻集　方善源　白良玉　李光迪　（監察人）童顯東
所在地　（本店）北京（支店）大國　關泉
設立年月　民國九年七月
登記年月　民國九年八月
登記番號　第四六六號

初期米支貿易史（六）

第四章　一八一二年戰役の終局より阿片問題の起るに至る迄——一八一五年——一八三八年（續）

此の遠征より阿片問題の發生せし時迄の間は平靜なる發展を爲したる年なりき。眼科病院（The Ophthalmic Hospital）は次第に繁昌するに至れり。「ブリッジマン」は一八三六年に聖書の改訂を完成せり。其他尙各種の飜譯及び作物を爲したり。其の中には米支交涉史、熟語辭典及び "The even-present Chinese Repository" 等ありたり。外國人に對しては說敎を爲し、支那人に對しては書籍及び小雜誌を頒布したるのみならず、兒童に對する小規模の學校をも經營せり。

合衆國及び大英國より派遣せられたる布敎團と密接なる關係を有して、外國人の支那在留者に依り組織せられたる若干の協會（society）がありたり。堅實なる社會生活並に布敎團及び若干の敬虔なる商人の後援の下に、阿片問題に先立つ十年間に之等の協會は組織せられたり。之等の協會の一部は英國人に依り、又他の一部は亞米利加人により構成せられたりと雖も、その實際の事實に從事せし人々の大部は合衆國より得られたり。其の第一は廣東基督敎徒聯合（The Christian Union at Canton）なり。一八三〇年の終年に「ロバート」「ジョーン・モリソン」「アビール」「キング（「オリファント」の甥）、東印度會社の所屬船に乘組める一「モラゼア」人の船醫、年少の一英吉利西海軍士官候補生及び「ブリッジマン」等の組織せるものなり。「ブリッジマン」の書簡に依れば、此の協會は「吾人の事業を遂行せんとする努力に對し、より多くの智識と力とを與へ、又吾人の海外在留の同胞に一層よき安全を與ふる爲めに組織せられたるものなり。個人の私的行動には干涉せずと雖も、凡ての人の相談相手となり援助を與へ、その手の屆く範圍に寄る基督敎徒の凡ての仁慈の問題につき一般の監督をなせり。又倉庫及び圖書館を經營せるのみならず、喜望峰（ケープス）との間に存在せる多數の布敎團の事務所と通信を始め若くは始めんとしつゝ有り」と云へり、本協會は "Chinese Scriptures Lesson for Schools" を刊行し、又最初の一年間 "The Chinese

Repository" の費用を負擔せり。Repository が「オリファント」の出資を受くるに至りてより此協會は其の存立の特別の目的を失ふに至り、後に一層特殊の行動を目的として組織せられたる協會に合併したり。

其の第二は支那に普通學を普及する目的を以て一八三四年十二月組織せられたるものなり。支那帝國現在の國狀に適應したる各部門の日常必要なる智識を支那語にて平易に書きたる廉價なる書物を出版する事を目的とせり。四年間に、本協會は、曆書並に幼者及び不完全なる教育を受けたる者用として基礎的の有用なる談話を集輯せる書（エーソップ物語、世界歷史、英國史等に題材を取れるもの）を出版せり。合衆國に關する說話及びヘブライ人の歷史も將に出版せられんとせり。又其他各種の事業が準備せられたり此の組織は「クリスチャン・ユニオン」よりも大規模のものなりしも、やがて其の事業は他の團體に依り爲さるゝに至りしを以つて漸次衰微せり。

年代順にて次に出來たるは「モリソン」教育協會なり。「ロバート・モリソン」の一生は廣東在留外國人に深き印象を與へたり。而して之等の人々は「モリソン」の爲に何等かの永久的の記念物を造らんと考慮せり。一八三五年一月、一協會の設立を慫慂せる趣狀が廻はされ、二月二十四日には既に英米人間に二十二人の贊成署名者と四千八百六十弗の寄附金とが得られたり。次で六名の準備委員が設けられたり其の中二名は亞米利加人なり。此の組織の目的とする處は支那土人に英語、泰西諸文物及び基督教主義を教ふる爲めに、支那に學校を設立し、之を維持する事に在りたり。六歲、八歲、十歲の少年男女が收容せられたり。生徒は卒業後、其の研究を完成する爲めに、「マラッカ」、印度、歐羅巴、若は亞米利加に派遣せらるゝ事も得たり。支那定住の五名の委員が此の學校の管理をなし居りしも、教師は凡て歐洲及び亞米利加より招聘せられたり。本協會の設立後最初の二年間は五六人の少年が教育を授けられたり。又澳門に於て少數の兒女を集めて教育を施し居りたるギュツラフ夫人（Mrs. Gützlaff）に援助が與へられたり。早くより「ブリッチシ・アンド・フォーレーン・スクール・ソサイテー」（The British and foreign School Society）に援助及び商議の申込がなされたり。而て英國及び亞米利加にて教師を得る企がなされたり。亞米利加にては「シリマン」、「グッドリッチ」及び「ギブス」の諸教授（何れも既に「バーカー」「スタブンス」を出したる「エール」大學出身者なり）が教師選定委員に任命せられ、二人程交涉不調に終りたる後、「サムエル・アール・ブラウン」師（一八三二年の「エール」卒業者）が選定せられたり。師は一八三九年二月二十三日支那に到着し、直に其の家庭に數名の兒童を收容したり。戰爭及び新嘉坡嘉への旅行の爲に時々中斷する事は之ありしも、學校は數年の間繼續せられたり。

支那在住の外國人に依り組織せられたる第四の協會は「バーカー」の寄業に根據を有せり。氏は一八三四年支那に到着し、一八三五年に眼科病院を開きたり。一八三六年に至り「バーカー」「クーリッジ」（英吉利商人）及び「ブリッジ

マン」は事業を擴張す可き時期の到來せしことを感知し、醫業の發達を目的とする協會を組織せんことを慫慂せる小冊子を發行せり。其後約一箇年半を經て、一八三八年二月"Medical Missionary Society in China"が組織せられたり。其の目的は任俠的に支那人の間に來りて醫業を開業せんとする醫者に對し、病院、醫藥、附添人等の一般の援助を與へて奬勵せんとするにありたり。然れどもそれ等の醫者の生活費若は報酬等は當時考慮せられざりき。眼科病院は直に引續がれ（Hawqua の義俠と「オリファント」の盡力に負ふ處大なり）、安全なる基礎と永久的の建物の內に置かるゝ事となりたり。凡ての依賴者を診療する事は不可能の事なりしを以て、絕對的には非りしと雖も、主として治療は眼病に限られ居りたり。之等の制限ありしに拘らず、患者は門前に群集し、多數の患者は空しく歸らざるを得ざりき。一八三八年四月「バーカー」協會の要求に基き、澳門に於て病院を開きたり。此の事はその開業の頭初にありては疑惑の中心となりたるも、漸次其の疑惑は消え去り、一八三九年には「ロンドン・ミッション・ソサイテー」の「ウキリアム・ロックハート」博士が此の事業に一身を捧ぐる事となりたり「ウキリアム・ピー・ディバー」博士（亞米利加人）、及び「ベンジャミン・ホブソン」博士（英吉利人）が同年協會に招聘せられたり。

其の他尙注意す可き一の協會あり。支那船友組合（The Seaman's Association in China）之なり。本組合も亦他の協會と等しく、廣東在住の英米人及び布敎團に依り組織せられたり。その組織は一八三九年一月三日にして、支那領海に於ける外國人船員の幸福を增進する事を目的とせり。本組合は一時、英米船の乘組員の待遇の調査を爲し、又宗敎上の儀式を行ひ功績鮮からざりき。然れども戰爭の開始と共に其の活動を中止し、遂にそれに關し何事をも聞かざるに至れり。

早き時代のプロテスタント派の第二支部は既述の如く支那帝國の領域の外にありたり。其の企てが布敎事業に刺戟を與へたり。多數の支那人の間に布敎する事が可能なりき次に支那に基督敎の使命を持ち來す事を得る者を得る望がありたり。而て國語を習得する事と支那帝國が開國せらるゝ迄に印刷所及び學校を建設する事とに對する機會がありたり。

要するに支那植民人の三大團體は容易に基督敎會に接近し易かりき。一は「ジアバ」島に在りての中央部を「バタビア」に有せり。同地に於ては當時和蘭政廳の態度は大に寬大なりき。海峽殖民地「マラッカ」、「シンガポール」にも他の團體あり、之等も亦歐洲人の支配の下に在りたり。盤谷には第三のものあり。地方の規則により支配され居りしも外國貿易及び外國人の住所に開放され居りたり。「ボルネオ」、「フィリッピン」、印度支那にも他の團體がありしも、種々の事情により接近し得られざりき。

亞米利加人が布敎事業を開始したる頭初に於ては之等の事實は明瞭に認識し得られざりき。卽ち布敎事業の見地より見たる諸島及び南亞細亞の事情は十分に知られ居らざり

しを聞て、大體の事情を知る爲めに人を派遣する事が望ましき事なりと考へられたり。「アビール」が廣東に於ける傳員組合の教會堂牧師としての任期の終了後「アメリカン・ボードの爲めに此事業に從事する事となれり。彼は一八三〇年末、支那を出發し「バタビア」、「シンガポール」、「バンコック」を訪問せり。一八三二年正月、一旦「シンガポール」に歸來し、それより「バンコック」へ二度目の訪問を爲し、支那ヂャンクの間に書籍及び小冊子を頒布せり。後一八三二年十一月に至り、亦「シンガポール」に歸り英吉利教會堂牧師「ブルン」(Burn)の後任者となりたり。

數年の後「タルボット」及び「オリファント」商會に依り金てられたる大規模の航海が試みられたり。彼等は一八三六年に二檣帆走船「ヒマレー」(Himaleh)號を購入し、之を使用して、支那沿岸に書籍を頒布して布教團の事業を援助せんとせり。然れども其の事業に熱線なる人を得る事能はざりき。船は「マレー」群島に遣はされ、「スラブンス」「ジー・トレードカント・レー」(G. Tradegant Ley)二(「ブリッチン・アンド・オーレーン・パイプルソサイテー」の代理者なり)が便乗せり。此探檢事業は良好なる結果を收むる事を得ざりき。蓋し「スラブンス」は旅行中死亡し、事業は擧げて船長「フレーザー」の双肩に委ねられたるも、同人は之を引受くるに足る能力を有する人に非らざりしを以てなり。

此最後の航海の始まりし前に、移民の最も多く集合せる三ケの場所に、永久的の亞米利加の布教團が根據を据ゑたり。「シンガポール」在住の支那人に對し「新教」が布教事業を開始せしは一八一九年なり。同校英人「ミルトン」氏が事業を創めたり。米人宣教師にして同地に居りたるは「イラ・トレシー」師(Rev. Ira Tracy)を以て嚆矢となす。彼は一八三三年六月「エス・ダブルユー・ウイリアム」と共に紐育を出發し、廣東に渡來せり。一八三四年七月「シンガポール」に移轉し、一八四一年死歿する迄同地にて活動せり。「ピーター・パーカー」博士は東洋へ到着するや先づ數ケ月同地に滯在して言語を習得する事に力め、又同時に施藥所を設けたり、一八三五年八月廣東に歸りたる際には施藥所及び二の學校「トレシー」に引渡せり。同年十月「トレシー」は「アメリカン・ボード」に依りなされたる第一の改宗者に洗禮を施したり。

亞米利加に於ける布教事業の後援者に當時基督文明を傳播する事に大なる好意を有し居りたり。此の感情が次の數年間支那布教事業を支配するものとなりたり。布教團の事業は着々實現せらるゝ事となり、一新聞が「シンガポール」に於て「トレシー」の手に依り發刊せられたり。「パーカー」は書を本國に致して資金其他各種の準備と人とを要求せり「アメリカン・ボード」は此要求に應じ、又、一八三三年五月及び六月の兩度書を「ブリッジマン」に遣はして、亞細亞の東南の一地を相して印刷所を設立せん事を要求せり。一八三六年三月「ブリッジマン」は「シンガポール」に於て二種の印刷機と英、アラビア、ブラジス、及び羅文字の活字其他各種の必要なる設備を完備せる印刷工場を買收する事を得たりと報告する事を得たり。此印刷所より種々の書

作が支那語其他の國語にて印刷發行せられたり。

「シンガポール」教會には應援隊が引續き到着せり。即ち一八三六年十二月に「マッシュー・ビー・ホープ」(Matthe w. B. Hope)、「ジョセフ・エッチ・トラベリー」師(Rev. Joseph H. Travelli)及び「スタフェン・トレシー」が到着せり。一八三七年には J. T. Dickinson 師が來り、一八三八年には「ダイエル・ボール」博士及び「ジョージ・ダブルユー・ウッド」師(何れも、アメリカン・ボード」の人)が渡來せり。同協會の William. J. Pohlman (始めて「ボルネオ」に止まりたる人)は稍後れて渡來せり。一八三八年に「プレスビテリアン・ボード」は二人の人を派遣せり。一八四〇年頃は「シンガポール」は支那人の間に於ける最も重要なる新教派の根據地となりたり。

第二の教化し得可き中國の移民の群即ち「遷羅」に於ける群は「バシコック」(同地人口の三分の一乃至二分の一は支那人なり)に中心を有せり。一八二九年若は三〇年に「トムリン」及び「ギュツラッフ」(何れも亞米利加人に非ず)が「バンコック」を訪問し、其の軍略上の地位に着眼せり。一八三一年夏「アビール」(Abeel)及び「トムリン」は數ケ月間同地に在り。又「アビール」は一八三二年再び同地を訪問せり。同地に定住して布教に從事したる第一者は Burmah より來りたる「アメリカン・バプテスト」教會所屬の "John Taylor Jones 師なり。師は一八三一年遷羅に向ひ出發せしも「シンガポール」に滯留し居り、一八三二年三月迄「バンコック」に到達せざりき。師は直ちに事業を始め、同年内に四名の支那人に洗禮を施し、又男兒の學校を設けたり。「スタフェン・ゾョンソン」師及び「ロビンソン」師は「アメリカン・ボード」の指揮の下に一八三二年六月合衆國を去り「バタビア」及び「シンガポール」に一時滯在したる後一八三四年「バンコック」に到着せり。前者は支那人の間に居を占め後者は遷羅人の間に生活せり。「ウキリアム・デーン」師夫妻は「バプテスト・ボード」の指揮の下に一八三四年七月亞米利加を出帆せり。「デーン」師は一時「シンガポール」に滯在し居りしが、同地にて妻を失ひ、又自身もマレー人の强盜に攻撃せられしも辛じて死を免れたり。彼は一八三五年の中頃「バンコック」に到着せり。之と殆ど同時に「アメリカン・ボード」の「ブラッドレー」博士が同市に到着し、支、遷兩國人殊に遷羅人の間に於て施藥醫療を始めたり。「アメリカン・ボード」の事業は其の事業の支那に關する方面を擔當せる「ジョンソン」の手に依り、一八三九年に派遣せられたる「ベンハム」及び「ピート」の助を得て、繼續せられたり。說教小冊子の頒布及び教育は「ブラッドレー」の始めたる施藥醫療の助けにより、大に活氣づけられたり。「バプテスト」派は「デーン」の外「アランソン・リード」師及び「ジョシア・ゴッダード」師を得たり。「リード」師は一八三六年七月同市に到着せしも間も無く赤痢病に罹され死亡せり。「ゴッダード」師は一八四〇年到着せり一八三五年十二月「デーン」は三名の改宗者に洗禮を施し、又一の教會堂を組織せり。蓋し支那人に對する最初の新教會堂なる可し。一八三八年七月更に三名の信者を得、翌三九年十月又更に三名の信者を增加せ

り始めの改宗者中には再び外道に走りたる者もありしも、最後の者は信心堅固なるが如く見えたり。而て一八四一年頃には教會の支那人信者は十三人に增加せり。勿論布教事業に伴ひ施藥所及び學校が開かれたり。當時は萬事小規模なりき。卽ち一八三九年に於ては、學校生徒の數は十三名にして、日曜の集會に參集する者は平均十二名乃至十五名に過ぎざりき。然れども事業に當る人々は何れも希望に滿ち居りて、自己の今日爲す處は、單に支那開國の曉に支那に於て爲す可き大事業の準備たるに過ぎずと觀じ居りたり。

第三の支那植民人の敎化し易き團體卽ち「バタビア」を中心とせる團體は、久しく和蘭の支配の下にありたるも、一八一六年以來彼等の監督の下に立つに至れり。然れども和蘭人の爲したる布敎事業は亞米利加人の努力の上に何等の影響をも及ぼさゞりしが如く見えたり。他の地方に於けると同じく英吉利人が開拓者なりき。一八一七年倫敦布敎協會の「メッドハースト」及び「スレーター」が其事業を始めたり。前者は永年、同地に居り其の爲したる事業及び事例は大に米人の興味を刺戟せり。「アピール」は一八三一年「アメリカン・ボード」の爲めに踏査を爲し居りし際に「バタビア」を訪問せり。彼は「メッドハースト」の歡迎を受けしも、The American Dutch Reformed Congregation の爲めに和蘭敎會迄進みたる事は誠意ある感應を得る事能はざりき。亞米利加人布敎團にして此地に定住して布敎に從事せし第一の者は、一八三三年「アメリカン・ボード」により派遣せられたる人々なり。此地に於ても「バンコック」に於けると同じく二個の系統がありたり。其の一卽ち「サムエル・マンソン」師は支那人を專門とし、他の一卽ち「ヘンリー・レーマン」師は「マレー」人に力を注ぐ事を命せられたり。彼等は一八三三年六月十日「バンコック」に於ける「アメリカン・ボード」の布敎事業を開始する使命を有せし「ジョンソン」及び「ロビンソン」と共に本國を出帆せり。彼等は短期間「バタビア」に滯在する命を受けたり。それより基督敎宣敎師の開拓す可き土地を發見する爲めに附近の群島を踏査する事を命せられたり。「スマトラ」島の探檢に從事せる間に兩人共敵意を懷けるバタック人の爲めに殺害せられ其の事業は中絕せり。「アメリカン・ボード」は此の損害に勇氣を挫かるゝ事なく、更に二名の補充の人、卽ち Elihu Doty 氏 (the Dutch Reformed Church の牧師)及び Elbert Nevius 師を一八三六年に、又一八三七年には「ウキリアム・ジェーボールマン」を派遣せり。一八三八年頃に至り、和蘭政廳は從前と異り排他政策をとるに至り「ボルネオ」以外の自國領內に他國の宣敎師の住居する事を禁止せり。宣敎師は其の場所を轉せざるを得ざるに至りしも、其の移轉先にては繁昌する事を得ざりき。其の時恰も支那が開國せられ「ドッラー」及び「ボールマン」は廈門に赴く事となりたり。

他の亞米利加布敎協會卽ち "The Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Churcopal Church in the United States" は「バタビア」に支部を設けたり。一八三四年五月支那に於て適任者を得次第事業を始むる事を決定せり。七月「ヘンリー・ロックウッド」師が任

命せられ、更に一八三五年三月「フランシス・アール・ハンソン」が任命せられたり。此の兩人は數ヶ月内に本國を出發し、一八三五年十月二十九日廣東に到着せり。兩人は此地に於て、其の活動の範圍が大に局限せられて居る事を發見し、直ちに「シンガポール」に移り言葉を學び、其の後「バタビア」に渡航せり。同地にて兩人は小冊子を準備し頒布する爲め、並に學校及び施藥所を設立する爲めに言葉を學ばんと企てたり。然れども兩人共に其の在任期間が短かかりき。「ハンソン」は健康の許さざりし爲め一八三七年退職し、「ロックウッド」は一八三八年戚る理由に依り退職せり斯の如くにして危機に陷れる布教事業は William Jones Boone, M. D.（後に「ブーン」僧正となりし人）に依り救はれたり。彼は一八三七年十月「バタビア」に到着し、一八四〇年迄同地にありて、表面上和蘭政廳の制限を免れつゝ布教事業に從事せり。然し後年、支那帝國に於ける事情が危殆に瀕せし時「ジャバ」に於ける其の事業を中止し澳門に赴けり。

在支英國商業會議所第三回聯合大會

在支英國商業會議所第三回聯合大會は十一月二日より四日間上海英國總領事館内高等法院に於て開催せられたるが今次同會に出席したる在支各地英人商業會議所代表者の氏名左の如し。

北京代表	Sydney Mayers.
天津代表	C. R. Morling.
同	I. J. C. Anderson.
漢口代表	A. E. Marker.
鎭江代表	W. J. Clenuell.
青島代表	W. J. Alway.
大連代表	F. D. Thompson.
福州代表	H. Baker.
汕頭代表	S. Barker.
廣東代表	F. S. Staples Smith.

右代表の外來賓として出席したる重なる者は海軍少將 Forrett 氏、陸軍中佐 F. N. Crosse 氏、香港大學副總長 Sir William Brunyate 氏、漢口グリフィス・ジョン大學の Rev. Bernard Upwood 氏、天津のアングロ・チャイニィース・カレッヂの Dr. Levington 氏並に倫敦ミショナリー・ソサイエテーの Rev. C. G. Spardham 氏等にして、駐支公使オールストン氏は外交事務多忙の爲め列席せず別記の如き意見書を送附し來り官吏側代表としては僅に上海總領事サー・エヴエラード・フレザー氏、上海英國高等法院長スキナー・ターナー氏及北京公使館附商務官ホックス氏等列席せるのみ、而して特に注目を引きたるは在日本英國商業會議所代表ホラード・クーバー兩氏の參加せる事なりとす。

斯くて開會の劈頭豫定の如く上海側代表たる E. H. Mackey 氏聯合大會々長に推され上海英商書記長 M. Gall 氏亦同大會書記長に選擧せられたる後、マッケー氏は左記の如き開會の辭を述べたり。曰く

ボラード及びクーバーの兩氏は在日本英國商業會議所を代表して今回の聯合會に始めて列席せるが之れ日本及び支那に於ける英國實業家の協調上最も好ましき所なり次に今春英國外務省は本聯合會に書面を寄せ聯合會に依り極東に於ける英國の地位及び勢力が確保され交通增進さるゝや疑なしと云へり思ふに幣制改革問題の如きは其適例ならん何となれば本聯會の成立以前に於ては支那の幣制改革は單に之を口にせるものなるに過ぎざりしが一度び本聯合會の決議を經るや支那政府及び支那銀行は上海造幣局設立案に贊成し外國人技師を傭聘し既に造幣借欵を起し目下設立中にあり又吾人は三年以前より支那の商標法制定を提唱せしが今や本問題も漸次進捗し居れり此の外郵便電信問題上海天津漢口香港の綿絲布業聯絡問題等も前回の聯合大會以後良好に進展せり唯茲に遺憾なるは支那の徵稅制度の何等改善せられざる事なり故に吾人は昨年支那政府に對し一港より他の諸港に差向けらるゝ貨物には直ちに海關より其課稅を廢止する樣提議せるが之に對し總稅務司よりも回答あり目下考慮研究中にありと述べ今次の大會に於て討議に附すべき議案を左の如く陳述し且逐條上れに說明を加へたり。

第一日議案

（一）在支英國商業會議所聯合會規約變更　（二）海關稅章程第一條の解決　（三）支那秩序紊亂の現狀に就き審議の上決議文を發表する事　（四）支那幣制改革問題

第二日議案

（一）登錄商標　（二）上海に於ける列强の支那人保護問題　（三）領事裁判權問題　（四）租借地問題　（五）漢口及天津に於ける獨塊租界處置問題　（六）支那商品及證券取引所問題　（七）商業に關聯する外交事務　（八）上海芝罘間の海底電線

第三日議案

（一）汕頭に對する海底電線　（二）楊子江淺渠保全問題　（三）直隸省の河工問題　（四）饑饉救助附加稅問題　（五）英國艦隊の任務　（六）英國學制に基く支那學生教育問題　（七）上海造幣局に關する問題　（八）英國人經營の會社名稱に關する權利保護問題

次で議案中の外交問題に關し特に左の如く述べたり。

本聯合會は對支貿易と密接の關係ある外交問題を上程して之が對策を講ずると共に是等の問題を審議するの要ありと信ず華盛頓會議は元來軍備制限を以て目的とするも此目的を達せんが爲めに先づ極めて困難なる特殊の問題を解決するの要あり所謂特殊問題中には支那の主權と日本の自然的要求に關する問題を包含す本問題が如何に難問題なるかは諸員の多くが知らるゝ所なるが余は此機會に於て本聯合會は機會均等門戶解放主義に左祖し支那に於ける平和及び良好なる政府の樹立を希望し居れりと

云ふに止めん。

右マッケー氏の挨拶終るや氏更に駐英公使オールストン氏より送附し來れる意見書を代讀せり其要領左の如し。

支那の統一問題に關し或種の期待を懷き居ることを諸兄に告げんと欲す是等重大問題の解決は固より未知數に屬するも南北妥協問題に就いて若し以上の時局に役立つものとせば支那が其欲する所に從ひ英國政府より此種の無形の助力を供し得るものなることを斷言せんと欲す關稅問題に就いて支那政府は最近輸入稅率を實價五分に引直さんことを希望し來れり英國政府は主義に於て之に同意せるも目下物價評定の時期に非ざることを指摘し標準價格の變更は之を支那政府が內地稅撤廢問題を處理し得る時節の到來するまで延期せんことを主張せり英國政府は何時に於ても裁釐加稅問題に就き好意的商議を開始するの用意あり只之が爲めには支那側に於て先づ釐金稅廢止に關する具體案を立つるの要あり支那人の敎育問題は英國が支那に於ける今日の位置を支持する上に於て最も重要の問題なり余は支那人敎育問題の解決に關し支那各地の代表的英國敎育家を招請せる今回の商業會議所聯合會に對して期待する所大なり余は在支英國商業會議所の支那人敎育事業に對する寄附行爲に就き慶賀せんと欲す如何なる方法を以て支那學生に英國式の大學敎育を施す可きかに就ては種々の議論あらんなれども支那に於ける英國の宗敎學校が支那人に初等及中等敎育を施す事に於て多くの困難に遭遇せるに顧み之等の敎育事業に援助を與ふるの必要に至つては何人と雖も異論なからんと信ず。

第一日の決議

二日午後より第一日議案の討議に移りしが先づ聯合大會書記長ジュール氏より聯合會規約變更に關し一九二一年二月二十五日及十月十九日を以て提出せる章程と委員會の修正案及昨年、本年兩年度の計算書の承認を認め可決せられたる上左記の決議を爲し散會せり。

一、海關稅則第一條

本會は當地輸入貨物の C.I.F. 値段に依る通關料は從價稅によりて徵收し關稅規則第一條を徹底的に之を修正す可き意見なる事。

二、幣制改革

本會は支那政府が一九〇二年の英支通商條約及他の列國支那間の條約に規定されたる幣制改革の義務を履行せざるを遺憾とす本會は此久しく履行せられざる幣制改革が支那國民及支那と通商し若くは支那に於て商工業に從事する者に頗る重大なる影響あるを認む本會は支那全體に取り重大にして且複雜なる此事業が最適當なる外人の援助及管理に依りて遂行し得らる可きものなるを確信す而して上海造幣廠の經營が幣制改革の完全遂行を阻害するものなりとせば其開始の時より外人の援助と管理を爲さざる可らず

第二日の決議

午前の會議に於ては「上海に於ける外國人の支那人保護」に關し左の決議を爲し休憩せり。

『本會は在支領事が歸化或は其方法に據りて支那人を保護する傾向の擴大しつゝあるに贊同せざるものなり、歸化申込者の多くは自國を去て外國の地に居住する事を欲するに非ずして是を以て單に其負擔と責任を避け自國法廷の裁判權より避脫せんとするものなるが故なり』

午後の會議に於て左の六項を可決せり。

一、山東問題

支那及香港の英國商業會議所聯合會は膠州及山東鐵道の支那還付に關する政治的重要問題に對して敢て干渉せんと欲するものに非ず本會は山東に於て日本に優越權を與ふる山東案の解決が英國政府の主張する所の機會均等門戸開放主義に違反するものなりとの確信を記錄に留めん事を希望す。

二、英國租借地

本會はシンプソン氏の病氣の爲め廣東及漢口天津に於ける英國租借地更新に關する具體案に就て英政府の交涉遲延し爲めに荏苒尙一ケ年間租界に於ける英國の貿易關係及一般改善の阻害せられしを遺憾とす。

三、前敵國租界

本會は列國が漢口及天津に於ける前敵國租界に就て外交部の與へたる約束の履行を支那政府に督促せざるを深く遺憾とし英國政府に向て是等の土地を外國式の市政に據る國際居留地の設立に據つて本問題の急速解決に努めん事を勸告するものなり。

四、物券交易所

本會は上海に於て數多の物產及證券取引所の簇立するを重大視するものなり是等取引所の多くは上海に於て營業に從事する外國及支那商人の要求に據るものに非ずして投機或は賭博的性質を帶び上海財界安定の威嚇たるを慊ずべき理由あり、支那政府は斯の如き多數取引所に登記を拒絕せりと雖も其所在地が上海租界內なるが爲に設立を防止する事不可能なり故に領事は支那政府と協力し工部局を援助し以て斯の如き取引所の許可登記及監督に對する方法を講ぜん事を勸告す。

五、商務外交の職責

第三回の本聯合會は支那に於ける商務外交官の價値に就て更に其確信を新にせりと雖も或程度迄在支那英國貿易と比例せる其發達は財政的考慮に基くものなるを認む依て商務書記或は助手を任命する代りに本會は主要港に商務副領事任命の制を設くる事は英國貿易業者の希望なる事但し其職務は全然商務に限定し駐在地領事館の普通の職務と混同せざる樣規定を設くべきものなり。

六、芝罘海底電信

本會は上海芝罘間の海底電線に關して英國領事館及外交當局者より交涉ありしに不拘兩地間の電信が尙不完全の狀態にありて未だ何等救濟方法を講ぜざるを遺憾とす。

第三日の決議

第三日の議案中「英國學制に基く支那學生教育問題」を第四日閉會日に讓り其他七項を左の如く可決せり。

一、汕頭海底電信

現在汕頭の電信は極めて不完全なるが本會は大東電報公司に對し引續き支那政府に向つて汕頭海底電信局開設問題を交渉せん事を希望す若し支那政府の權利が過大なるか或は其他の障碍により本事件の進行を妨害し或は不合理の遲延をなすときは北京政府及南方省政府をして承認す可らざる條件を撤廢せしむる事。

二、直隷河工委員會

直隷河工委員が引續き活動せるに對して本會は滿足の意を表すると共に此意味を北京英國公使に轉達し此委員會が十分の財力を以て其計畫を遂行する事に盡力せん事を請ふ事。

三、饑饉救濟附加稅

饑饉救濟附加稅の適當なる計算は支那政府未だ之を發表せず然るに支那人間の報告に據れば饑饉附加稅を以て支那は軍備に充當しつゝありと謂へり本會は此種附加稅を速かに停止せん事を提議するものなり。

四、英國艦隊の任務

英國艦隊が長江及其支流乃至支那各處の擾亂境内に於て生命財産を保護するに對し本會は特に感謝の意を表するものなり。

五、煙酒消費稅

支那の各省は北京政府の權力を承認せず故に條約は其地方に於て普遍外交機關より有效に實施する能はず本會は一般に此事實を釀成する過渡の時局に注意し又廣東政府が最近違法の煙酒スタムプ稅を徴收する事に注意を喚起せんとす。（以上午前の決議）

六、上海造幣廠

上海造幣廠は機械材料の購入に付き英國商人をして斷じて平等條件を以て他國商人と競爭する能はざる形式の入札法を定めたるが本會は同廠當局の斯の如き行爲に對し嚴重なる抗議を申込み且英國商業會議所は支那幣制の改革に對し既に實際上の關係あるを以て斯の如き不公平の處置に對して反對の意見を有するものなり

七、英人商行の名稱區別

本會は法律を制定し現在及將來支那に於ける英國商行は其名稱の後に英の字又は同一意義の字を加へん事を主唱す。（以上午後の決議）

第四日の決議

第四日（十一月五日）先づ支那人教育問題に關しては原案を可決し八萬五千兩を集め着々進行すべき事を決議したる後支那の財政現狀と治外法權に就ては通過議案を華府會議英國全權代表に通告し其の考慮を促す事とし更に時局の紛糾に伴ふ長江上流の不穩に基く英國商人の受けたる損害を支那政府に賠償せしむる事其他本聯合會期日を改更し支那正月とする事並に支那關稅附加稅に對しては英國政府の贊成せむん事を希望し然らずんば外人に監督せしむる事を申

合せ一切の議案を議了せり。

茲に於て議長マッケー氏より一場の挨拶を述べたるが特に我が原首相の兇變に對し同會の決議を以て弔詞を送る事を希望し一同の贊成を經たる後閉會せり。

北京政府の財政現狀（下）

（北京銀行月刊七八月號所載）

中央政府の現在收入及支出

一國財政の現狀を知らんと欲せば首として先づ豫算に據らかざるべからず。民國以來豫算の詳細なるものは五年及八年の兩年度のものなるも、其示せる數字頗る曖昧にして中央の收入たるべき諸項も實は何れも各省に於て任意に截留せられつゝあるを以て中央實收は果して幾千あるかは不明なり。收入の減少既に斯の如き以上支出は又自ら豫算所列の數額を給するを得ざるべく、其の不足疊重して積欠となり且つ監督に其人なき爲め中央の實際支出數額は之を考察するに由なく、豫算の編成ありと雖實は是れ一紙の空文たるに過ぎず其の効用幾んとなきに等し。吾人斯くの如き豫算なき國に處して財政を證するは恰も暗夜摸索の類に似たるも、雖然其中に一綫の曙光を求めんとせば尙此紙上空文の豫算表に依らざる可からざるなり。今茲に民國五年及八年兩年度の中央收支豫算を表列せば次の如し。

中央歲出預算表（各省及特別會計を含まず）

用途	年度	經常費	臨時費	合計
中央各機關	五年度	二三、四二、三五〇	一元	一元
	八年度	二七、四八、一九二	一元	二五、一八九、五四三元

外交	五年度	三、七五五、九〇九	一、八〇六、一九二	五、五六一、一九一
	八年度	四、〇四八、四二八	一、一〇三、一〇六	五、一七八、五三四
內務	五年度	四、三〇四、九四四	一、八二九、七一八	六、一三四、六六二
	八年度	三、四六、九三三	二、二八、二四六六	五、七二九、三九八
財政	五年度	五二、五四四、八七四	一六一、七九六、九五一	二四、三四一、六六二
	八年度	二九、五一九、三〇二	六、八七八、四五五	三六、三九七、七五五
陸軍	五年度	六二、〇六七、三一七	八、〇三二、九二八	七〇、一〇〇、二四五
	八年度	五二、八一四、七四四	五三、五一二、二四五	一〇六、三二六、九八四
海軍	五年度	六、七五二、九四九	七八三、四一〇	七、五二六、三五九
	八年度	八、六四三、二九六	一〇〇、〇〇〇	八、七六三、二九六
司法	五年度	一、三四二、六七六	二〇〇、〇〇〇	一、三六二、六七六
	八年度	一、八一七、一九二	—	一、八一七、一九二
教育	五年度	二、七九七、二三八	四八七、三八六	三、二八四、五二四
	八年度	三、二五五、二七〇	三〇一、七〇四	三、五五七、〇一〇
農商	五年度	一、四六七、三〇九	一、〇二四、二一〇七	二、四八一、五二六
	八年度	一、五四一、八〇〇	四一〇、四四七	一、九五二、二四七
交通	五年度	一、二九、九四九	一〇三、七四三	一、三五、九四二
	八年度	一、三三、七四七	一四九、二一八	一、四七、九五五
蒙藏	五年度	一、〇四四、二一六	九四、二七六	一、一三八、四九五
	八年度	一、一〇九、九一五	五〇、〇〇〇	一、一五九、九一五
債款	五年度	—	—	—
	八年度	—	—	—
海關經費	五年度	一三、二〇二、三五〇	一二七、九六二、八二六	一二七、九六二、八二六
	八年度	一二、八〇八、二六	二〇、〇五二	二〇、〇五二
常關經費	五年度	一、六二六、二八六	二八、四一二	二八、四一二
	八年度	一、六〇八、一三〇	一七、九〇六	一七、九〇六
總計	五年度	一五二、〇五五、五一七	一六、五四四、六六二	一六、五五四、六六二
	八年度	一四四、三七八、三三二	一九五、五八三、五八五	一七九、〇一七、六九五

外交	五年度	三、七五五、九〇九	一、八〇六、一九二	五、五六一、一九一
	八年度	四、〇四八、四二八	一、一〇三、一〇六	五、一七八、五三四
內務	五年度	四、三〇四、九四四	一、八二九、七一八	六、一三四、六六二
	八年度	三、四六、九三三	二、二八、二四六六	五、七二九、三九八
財政	五年度	五二、五四四、八七四	一六一、七九六、九五一	二四、三四一、六六二
	八年度	二九、五一九、三〇二	六、八七八、四五五	三六、三九七、七五五
陸軍	五年度	六二、〇六七、三一七	八、〇三二、九二八	七〇、一〇〇、二四五
	八年度	五二、八一四、七四四	五三、五一二、二四五	一〇六、三二六、九八四
海軍	五年度	六、七五二、九四九	七八三、四一〇	七、五二六、三五九
	八年度	八、六四三、二九六	一〇〇、〇〇〇	八、七六三、二九六
司法	五年度	一、三四二、六七六	二〇〇、〇〇〇	一、三六二、六七六
	八年度	一、八一七、一九二	—	一、八一七、一九二
教育	五年度	二、七九七、二三八	四八七、三八六	三、二八四、五二四
	八年度	三、二五五、二七〇	三〇一、七〇四	三、五五七、〇一〇
農商	五年度	一、四六七、三〇九	一、〇二四、二一〇七	二、四八一、五二六
	八年度	一、五四一、八〇〇	四一〇、四四七	一、九五二、二四七
交通	五年度	一、二九、九四九	一〇三、七四三	一、三五、九四二
	八年度	一、三三、七四七	一四九、二一八	一、四七、九五五
蒙藏	五年度	一、〇四四、二一六	九四、二七六	一、一三八、四九五
	八年度	一、一〇九、九一五	五〇、〇〇〇	一、一五九、九一五
債款	五年度	—	—	—
	八年度	—	—	—
海關經費	五年度	一三、二〇二、三五〇	一二七、九六二、八二六	一二七、九六二、八二六
	八年度	一二、八〇八、二六	二〇、〇五二	二〇、〇五二
常關經費	五年度	一、六二六、二八六	二八、四一二	二八、四一二
	八年度	一、六〇八、一三〇	一七、九〇六	一七、九〇六
總計	五年度	一五二、〇五五、五一七	一六、五四四、六六二	一六、五五四、六六二
	八年度	一四四、三七八、三三二	一九五、五八三、五八五	一七九、〇一七、六九五

（註）中央各機關經費は五年度豫算中に於ては財政經費中に編入せられ、債款亦財政臨時費中に編入せらるゝ、故に五年度豫算總案中には中央各機關及債款兩項の項目なく、其他軍務費經費及各項中央直接收入徵收經費は何れも財政經費中に編入され、海關及常關經費と別にせり。

中央歲入豫算表（特別會計は計上せず）

名目	年度	經常歲入	臨時歲入	合計
海關、海關綿收、常關在內	五年度	六三、〇九六、〇八四	六四、六三七	八三、七〇〇、七二一
	八年度	八一、〇一七、九四九	六四、六八五四	八二、六四四、五〇三
常稅	五年度	九、九六〇、五七九	六五、五四六	一〇、〇二六、一二五
	八年度	一二、二六一、二五八	二八、八九五	一二、九〇、一五三
鹽款	五年度	九六、七六七、〇一〇		九六、七六七、〇一〇
	八年度	九八、八一五、〇七一		九八、八一五、〇七一
官業收入	五年度	二、〇八五、四〇一	八、三五一	二、〇九一、七五二
	八年度	二、四一一、三六八	三一、五二三	二、四四二、八九〇
中央各機關收入	五年度	一、三七四、六四八	二、三四八、四三七	三、七二三、〇八五
	八年度	三、一〇五、八六九	三、五一九、八三八	六、六二五、七〇七
印花稅	五年度	五、八六四、四〇〇		五、八六四、四〇〇
	八年度	八、一五八、四〇〇		八、一五八、四〇〇
煙酒牌照稅	五年度	二、〇一二、五八二		二、〇一二、五八二
	八年度	二、二四四、〇七七		二、二四四、〇七七
煙酒稅	五年度	一四、三五〇、四五六		一四、三五〇、四五六
	八年度	一六、五一〇、五四〇		一六、五一〇、五四〇
煙酒公賣	五年度	一二、一三四、九八六		一二、一三四、九八六
	八年度	一七、四一七、九九〇		一七、四一七、九九〇
牘稅	五年度	二、二二一、六一七		二、二二一、六一七
	八年度	二、二九二、二四二		二、二九二、二四二
債款	五年度	四五、六二〇、九六二		四五、六二〇、九六二
	八年度	五〇、九四八、二三五		五〇、九四八、二三五
官產收入	五年度	二三、五〇〇、九六九		二三、五〇〇、九六九
	八年度	一七、四五一、九一〇		一七、四五一、九一〇
總計	五年度	七二、〇四八、九〇二		七二、〇四八、九〇二
	八年度	二、九一、九一四、六五五		二、九一、九一四、六五五
	八年度	三一、六八六、二〇八		三一、六八六、二〇八

（註一）本表の海關稅八一、〇一七、九四九元中には海關稅七三、四五四、一七九元稅務司を經て收受せる常關稅六、一五〇二八元及稅務司收入の一、四一三、一八二元等第三項收入を包含す。又常關稅中には監督官署の收入を包含す。

（註二）上記各項收入以外尙國庫の收入に田賦貨物稅、正雜各稅及正雜各捐の四項あり。

田賦は八年度豫算にては其總額九千三百二十餘萬元を計上せるも其實際收入は八千四百餘萬元を下らざるべく實に國稅收入の大部分を占むるも歷年各省に截留せられ殆んど地方稅たるかの觀あり。而かも政府は之を殆んど默認せるかの狀態にあり。

貨物稅は產銷、路地、統稅、統捐、厘金等を包括し八年度豫算に於ては總計三千九百餘萬元を計上せり、但し七年度に於ては其實收三千四百餘萬元に過ぎるも北京以外は何れも地方行政費に充用せられ居れり從つて其稅率等各省にて異り一致せず。（月刊十一月號參照）

正雜各稅は契稅、牙稅、當稅、牲產稅、屠宰稅、茶稅、糖稅、漁業稅、木稅、包裹稅、雜稅等の如きものにして八年度豫算編成の時政府は原案に於て牘稅を正雜各稅中に編入し屠宰稅、牙稅、契稅等を中央直接收入中に編入せしも國會にて右の如く修正せられたり尙八年度豫算に計上せられ總額一千五百餘萬元なるが實際は地方に截留せられ中央收入となるものは頗る少額なり。

正雜各捐は貨捐、茶捐、船捐、雜捐等にして八年度豫算に計上せられたる總額は二百八十餘萬元にして中央收入は依然少し。

上記二表を通觀するに五年度に於ける中央經常臨時總歲入は二億八千餘萬元歲出は三億二千餘萬元にして其差四千萬元あり、八年度に於ては總歲入三億一千餘萬元歲出三億三千餘萬元ありて其差鉅額なるも方法宜しきを得ば能く一時を彌補するを得べきに拘はらず百孔千瘡潰爛遂に收拾すべからざるに至れる所以は、實際支出數額豫算數字以上に達し收支をして益々甚しく隔離せしめたるに因る。而も收入中の關鹽兩稅は既に外債の擔保に充て政府之に指を染むる能はず、挹注調劑の途之が爲め益々自ら狹隘となれり。今茲に收支各項に就きて一々之を指摘し以て財政の眞相を

明らかにせん。

(甲) 收入之部

(A)關稅　海關は前清時代に在りては平年約三千萬兩の收入ありしも、庚子事變以後國家負擔驟に增加し、賠償金四億五千萬兩の鉅額を加へしかば、各國政府其償還の途なきを慮り輸入稅を百分の五に增率して以て財源開拓の一法となし、之を辛丑の和約に訂入せるが、其の關稅收入は年々增加する一方にて一九一九年に至り其總額四千〇六萬兩に上り、之を一・四七にて銀元に換算せば約五千八百八十八萬餘元に上れり。加之前年稅則改修以來每年五百萬兩の增收を來し之を前數に合算せば共計六千六百餘萬元の收入ありて中央總收入の二割を占む。海關稅は外人の管理する所にして吾國に於ける最も信ずべき財源なるが故に外人の吾國に資を供給する者何れも先を爭ひて之を以て安全なる擔保と思惟せり。茲に海關收入を擔保とせる外債を列擧せば左の如し。

一　鐵佛借款

本借款は一八九五年に訂立され債額四億フラン(一千五百八十二磅)利息四分一八九六年より償還を開始し每年元利償還金額共計二千一百十五萬四千七百五十二フラン(八十三萬八千八百磅)にして本償還は每年關稅中より支付す。

二　第一次英獨借款

本借款は一千八百九十六年に訂立され債額一千六百萬磅利息五分一八九九年より償還を開始し每年元利償還金計約九六二、七六六磅にして每月關稅項目中より八五、七九六磅を支付す。

三　第二次英獨借款

本借款は一八九八年に訂立され債額亦一千六百萬磅利息四分一八九九年より償還を開始し每月海關稅中より六九、六〇二磅を支出して元利償還の用に充つ。

(註)　以上兩借款中の獨逸に屬する部分は對獨宣戰に因りて其支拂を停止せるが尙引續き其數額を運輸銀行に交付して之を儲存し居れり。

四　庚子賠償金

本賠償金第二期の賠償數額は每年二四、四八三、八〇〇兩にして其中獨墺に對する五百十餘萬兩を除きて尙每年壹千九百餘萬兩あり、三シルリングを以て計算せば每年元利合計四百萬磅を要す。

(註)　對獨宣戰以後各國は一九一七年十二月より本賠償の五ケ年間無利息延期を允せるも此延期々限今既に焦眉の間に迫り吾國極力各國に向て之が免除を要求せるも各國政府は米國の前例に倣ひ之を以て教育基金に充つべきを許すのみにて全數免除は之を望むべからざるが故に茲に本項中に列入せり。

五　運河工程費

每年海關稅中より六十萬兩を支出す。

(註)　茲に注意すべきは人動もすれば關餘と磅餘とを混同視する事是れなり。關餘なるものは每年關稅收入中より關係借款賠償金の償還數額を除去して餘れる剩餘にして、磅餘とは全然銀價の騰貴に因て生するもの、例へば庚子賠償金は關平一兩を以て三シルリングと原定せるが、若し銀價にして三シルリングの上に出すれば茲に換算剩餘を生ずべく是れ卽ち磅餘にして、之に反すれば磅虧となる。前清光緒二十年頃銀價の低落に因りて每年所損磅虧三百萬兩に上れる事ありき故に關餘は稅收の多少に依て其有無定の磅餘は銀價の高低に依て其有無定まる、近年生ぜる關餘は概れ磅餘なり。

此二者同一なるが如きも實は兩者の間截然として別あるなり。

以上を通觀するに遼河工程費一項以外其他各項は何れも皆金貨を用ひて其數額共計七百萬磅あり、然るに海關稅

の徴收は海關兩を以て其單位とせるが故に此等の償還は銀を金に換ふるを要す。是を以て每年能く盈餘を得るや否やは銀價の高低による一九一九年二月は銀價最高騰の時にして純銀一オンスは金八十九ペンスに換へられ之と同時に其年の海關收入亦增加して四六〇〇萬兩に達せる爲關餘は二二〇〇餘萬兩の多きに上りて殆ど海關總收入の半額に達せり。然るに近日は磅價日に上騰し磅餘既に汲々として日を終ふ可らざるの勢を示せるが又假りに多少の磅餘ありとするも關餘は早く既に他項債務の第三擔保(例ば善後大借款の如し)に供され居るを以て政府の用に資すべき餘款全くなきに至れり。

(B)鹽稅　鹽稅一項前淸末に於ては其數額尙未だ多からざりしが善後借款後デーン氏を聘して會辦となしてより以來夙多の弊端除去せられて收入年々著しき增加を示すに至れり。茲に其顯明なる增加狀況を視んに

一九一四年	七三、六〇〇、〇〇〇元
一九一五年	七八、一〇〇、〇〇〇元
一九一六年	八〇、四〇〇、〇〇〇元
一九一七年	八二、七〇〇、〇〇〇元
一九一八年	八〇、二〇〇、〇〇〇元
一九一九年	八八、〇〇〇、〇〇〇元

斯くの如くにして今日に於て鹽稅は中央の重要なる收入となり各項支出の之に倚賴するもの頗る多きが近年來政局の不靖によりて各省往々其意に任して截留以て政費に信用し、八年度の豫算に於ては九、八八〇餘萬元を計入せるも實際收入は八、〇〇〇萬元に足らず、九年度の實收數額は明瞭ならざるも是亦八、〇〇〇萬元を超過せざるべし

本稅は原と善後借款の第一擔保となれるが其後財政困難の極羅掘窮乏の餘り又本稅を擔保とせる內外債務は既に三千餘萬元の多額に上れり茲に之を分別せば左の如し。

一　クリスプ借款

本借款は一九一二年に訂立され總額一千萬磅なるも實交數額は五百萬磅利息五分前十年間は唯だ利息を付するのみにて每年鹽稅中より其利息二十五萬磅を支付す。

二　善後借款

本借款は一九一三年に訂立され債額二千五百萬磅利息五分擔保は鹽稅海關稅及直隸山東河南江蘇四省指定の中央稅の三種にして前十年間は唯だ利息のみを付し第十一年目(卽ち民國十三年)より三十七ケ年間に於て(卽ち民國四十九年迄)元利償還を完うするものとす。

三　各種有期借款

吾國財政當局何等理財の方針なく彌縫其術に窮すれば卽ち各等短期借款を以て目前一時の難關を通過するに務むるを常とせるも、擔保の確否は借款の一重要問題にして、海關收入既に債務の擔保に供せられ盈餘あるも總稅務司に扣存されて後用に備へ、吾財政當局之に干涉する能はざるを以て勢ひ眼光漸く所鹽稅に專注されざるを得ず。鹽稅の歲入は約八千萬元あり。其中善後借款の利息一百二十五萬磅を除き其他は鹽稅稽核總所より每月財政部に交付され居るも、民國七年以後此鹽稅餘款を以て擔保とせる內外債實に三十九種の多きに上れり。茲に之を表示せば左の如し。

擔保の內外債表（民國十年三月五日調査）

借款名目	原訂債額	現在負債額	訂立期	兌償期
興亞公司借款	五、〇〇〇、〇〇〇圓	二、五〇〇、〇〇〇圓	民國五年九月	民國十年十二月
道勝銀行保商期票款	一三八、〇九三兩	一三八、〇九三兩	七年二月	十年十月
滙豐銀行江南造廠船本券款	一七〇、〇〇〇元	一七〇、〇〇〇元	七年三月	十年四月
道勝銀行教育部借款	一二五、〇〇〇兩	一二五、〇〇〇兩	八年四月	十年四月
道勝銀行教育部借款	一〇〇、〇〇〇兩	五〇、〇〇〇兩	八年十月	十年三月
新華儲蓄銀行代借日金款	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	九年三月	十一年十一月
道勝銀行教育部借款	一五〇、〇〇〇元	一五〇、〇〇〇元	九年四月	十年五月
滙理銀行借款	五〇、〇〇〇元	五〇、〇〇〇元	九年五月	十年三月
滙理銀行特種財產局借款	二一八、二三七元	九八、二三七元	九年五月	十年四月
特種庫券第一期	三、五〇〇、〇〇〇元	五〇〇、〇〇〇元	九年五月	十年三月
道勝銀行修訂法律館借款	三六、〇〇〇磅	三六、〇〇〇磅	九年六月	十年六月
滙豐銀行借款	一五〇、〇〇〇元	一五〇、〇〇〇元	九年六月	十年四月
道勝銀行借款	二〇〇、〇〇〇元	二〇〇、〇〇〇元	九年七月	十年五月
道勝銀行京鈔借款	一、一三二、五二三兩	一八八、七五三兩	九年七月	十年三月
特種庫券第二期	三、五〇〇、〇〇〇元	二、五〇〇、〇〇〇元	九年八月	十年六月
道勝銀行教育部借款	二〇〇、〇〇〇元	二〇〇、〇〇〇元	九年九月	十年三月
特種庫券第三期	四、八〇〇、〇〇〇元	四、一〇〇、〇〇〇元	九年十月	十一年六月
勝銀行審計院借款	三〇〇、〇〇〇元	二〇〇、〇〇〇元	九年十一月	十年四月
道勝銀行借款	三〇〇、〇〇〇元	一五〇、〇〇〇元	九年十一月	十年三月
道勝銀行教育部借款	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、〇〇〇、〇〇〇元	九年十二月	十年九月
道勝銀行借款	二〇〇、〇〇〇元	二〇〇、〇〇〇元	九年十二月	十年四月
華法銀行借款	四三七、五〇〇元	四三七、五〇〇元	九年十二月	十年七月
保商銀行借款	三〇〇、〇〇〇元	三〇〇、〇〇〇元	九年十二月	十年六月
保商銀行借款	三〇〇、〇〇〇元	三〇〇、〇〇〇元	九年十二月	十年四月
審計院順問俸給借款	九〇、〇〇〇元	九〇、〇〇〇元	九年十二月	十年十二月
新華儲蓄銀行代借款	六、〇〇〇、〇〇〇フラン	六、〇〇〇、〇〇〇フラン	十年一月	十一年一月

中法實業銀行期票欵	九一〇、九二四元	九一〇、九二四元	十年五月
滙豐銀行駐英使館經費借欵	五、〇〇〇磅	五、〇〇〇磅	十年五月
特種庫券第四期　一	三、五〇〇、〇〇〇元	三、五〇〇、〇〇〇元	十年十一月
特種庫券第四期　二	二、五〇〇、〇〇〇元	二、五〇〇、〇〇〇元	十三年五月
道勝銀行借欵	一〇〇、〇〇〇元	一〇〇、〇〇〇元	十年四月
道勝銀行借欵	三〇〇、〇〇〇元	三〇〇、〇〇〇元	十年九月
中國交通兩銀行借欵	一、三七三、四三八元	一、三七三、四三八元	十一年一月
勸業銀行借欵	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、〇〇〇、〇〇〇元	十年二月
勸業銀行借欵	五〇〇、〇〇〇元	五〇〇、〇〇〇元	十年二月
太平公司借欵	一〇〇、〇〇〇元	一〇〇、〇〇〇元	十年二月
保商銀行借欵	四〇〇、〇〇三元	四〇〇、〇〇〇元	十年三月
現在負債總額		二九、六〇五、二五〇元	十年十二月

上表に據るに一部分の既償還數額を除き鹽稅は二千九百六十餘萬元の內外債擔保に供せられ居るを知る。而して每月之が元利償還の爲に支付さるゝ數額四五十萬元より二百數十萬元に至り、民國十年則ち本年の償還すべき數額は一千九百四十一萬餘元あり。並に本年に於ける每月償還數額を表列せば次の如し。

一　月	二、六四二、八九二元	五　月	一、五〇〇、〇〇〇元
二　月	二、二一八、九五四元	六　月	一、二〇〇、〇〇〇元
三　月	二、八七六、六七九元	七　月	一、〇〇〇、〇〇〇元
四　月	一、七二四、六八七元	八　月	一、〇〇〇、〇〇〇元
五　月	一、二三五、二〇〇元	九　月	一、五〇〇、〇〇〇元
六　月	二、六〇三、四五〇元	十　月	一、五〇〇、〇〇〇元
七　月	四八五、二〇〇元	十一月	一、〇〇〇、〇〇〇元
八　月	七五五、二〇〇元	十二月	一、〇〇〇、〇〇〇元
九　月	二、七八〇、二〇〇元	十一年一月	七五〇、〇〇〇元
十　月	五〇五、二〇〇元	二　月	七五〇、〇〇〇元
十一月	五〇五、二〇〇元	三　月	八〇〇、〇〇〇元
十二月	一、〇七八、九五〇元		

今次の元年及八年兩公債整理基金は鹽稅收入を以て其主力として每年一千四百萬元を要し、每年之を總稅務司に交付して右兩公債元利償還の用に充つるものなるが、每月交付すべき數額は鹽稅收入の多寡に因りて多少の別あり。並に民國十年四月より十一年三月に至る迄鹽稅より右基金の充用に支付さるべき數額を示せば左の如し。

十年四　月	一、五〇〇、〇〇〇元

四　公債整理基金の充用

右の如くにして擔保に供せられたる鹽稅の本年度に於け

る支付數額は約四千萬元を超入本年度の鹽稅收入の幾千あるかは今遽に豫知し難きも恐らく八千萬元を超過することなかるべし。而して各省鹽稅截留は依然として已まず最近に於ける吉林黑龍江兩省の鹽稅問題の既に外交問題となれるが如き其の顯著なる一例なり。果して本年能く八千萬元の收入を得るや否や是れ亦知る可らず。而して此鹽稅收入にして中央の利用し得べきものは多くも四千萬元に過ぎざるべし。

(C)常關稅　常關稅は八年度の豫算に於ては一千二百〇九萬餘元の收入及監督官署の收入とを合して一千二百二十六萬餘元を計上せるも、常關は各省に散在し其中中央の命を奉せず徒に收入の名を列せるも納入の實なき省あり。六年度に於ける實收は六百九十餘萬元、七年度の實收は六百九十餘萬八年度の實收は七百餘萬元九年度亦同じく軍興未だ終熄せざる今日各省の截留依然として其の實あり其收入の益々減少さるべきは推知さるべし。

(D)官業收入　各種官業收入は八年度の豫算に於て二百四十一萬餘元あり苟も細心以て整理せば涓滴の零稅と雖現數に倍する收入を擧くるに難からざるも、各省に散在して地方長官の任意に徵收流用する今日其實數を得ること頗る容易ならず、官產收入も亦之と同じく豫算に於ては壹千萬元以上に上れるも其實收は未だ七百萬元に達せず。而も之れが經費は何れも計入されざるなり、其國庫に裨益なきや知るべきのみ。

(E)中央各機關收入　中央各機關の收入は司法部の訴訟費農商部の登錄費敎育部の學費財政部の造幣餘利等の如き其種類頗る多く、八年度豫算に於ては六百餘萬元の收入あるも現下の財界情勢を以て之を推せば農商部の收入の如き尙增加の望みあるも例規として、之を財政部に納入せず農商部の收入に歸せるを以て國庫は其利を受くる能はず。

(F)中央直接收入　中央直接收入とは印花稅、煙酒公賣稅、煙酒稅、煙酒牌照稅及鑛稅等の五項を指し中央より徵稅局を設けて直接徵收するものにして、八年度の豫算に於ては之れが收入四千七百餘萬元を計上し、其數額頗る巨大なるも煙酒各稅項の其實收權は煙酒事務署の主持に歸し、鑛稅は農商部の主持に屬し、財政部の支配權あるものは僅に一印花稅あるに過ぎず。

而して各稅何れも各省の截留を被りて其實際收入は印花稅二百餘萬元煙酒各稅六百餘萬元あるのみにて豫算收入とは甚しき差額あり。

(乙)支出之部

中央財政の收入實狀は既に上述の如し今更に其支出に就きて述べんとす。中央の支出は原と國債政費及軍費の三項に分ち、其中國債一項は內外債の區別あり。外債の每年の元利償還は其擔保の財源中より直接之を償還し其擔保の信ず可らざるものは、政府之に對して延引政策を持し常に再三延期を惟れ事とし、甚しきに至りては每期支拂ふべき利息すら支拂はず、日本興銀の小野英次郎氏の如

きは來支三ケ月に至りて日本短期借款一億七千萬元に關する交渉遂に要領を得る能はず、市加俄銀行の五百萬元亦今に至りて分文の利息を支拂はば、內債に至りては元年公債以降既に十種を越え其中三四年及七年短期の三種は其擔保確實にして信用尙良好なるも其の餘各債は何れも遠く之に及ばず。今年公債整理着手以來整理基金には信すべき款項あるのみならず、總稅務司より之れが元利償還の事宜を處理し且つ其基金款項は支出機關より直接之を總稅務司に交付し政府は之に對して干與の權なく其信用殆んど地に墜ちたり。

政府支出の最も緊要にして剩餘を容れざるものは實に軍政の兩費にして、中央軍政費は八年度の豫算に於ては一億九千七百餘萬元なるも現政府の財力を以てせば之が支出到底不可能なるが故に、於是彌縫苟安是れ力め其結果各項經費をして遂に其豫定數額の支出を受くる能はざるに至らしめたり。茲に民國十年四月間に於ける中央政費を表示せば次の如し。

總統府	二四九、五六〇元
國務院	三、三三三圓 二九五、七四九元
外交部	二七七、四二八元 五、〇〇〇法
內務部	一二八、二三四元
財政部	一六一、九〇〇元
海軍部	四二九、二五九元
司法部	一五〇、一九七元
海軍部	三九、三九〇元
教育部	二七八、一四一元
農商部	一二〇、一〇〇元
叢職部	五三、六〇八元
中央軍費	六、一四〇、三八〇元
邊防經費	一〇二、五〇〇元
共計	日金 三、三三三圓 銀元 八、四二七、七一六元 佛金 五、〇〇〇法

上記は本年四月の間に於ける實出數額なるが、之を八年度豫算の示せる所と比較せば其差著しく、卽ち此數に就て論するも每年亦一億元を要す。而して現在收入は僅に鹽稅餘款四千萬元に恃頼し、其餘各項收入、印花稅、官產收入等の如き何れも各省に截留流用せられて餘す所幾干もなし。而も善後借款の償還は焦眉の急に迫り庚子賠償の延期々限又將に滿了せんとし、而も擔保品は其信すべきもの擧げて今や、悉く盡き內債の途既に窮して外債は新借款團の成立と共に其途亦杜絕し窘狀訴へんとして其處なく、無米の炊智者ありと雖復た將に如何ともすべからず。倘し放任斯くの如くにして進まんか遂には破產の悲境に陷らさるを保し難きなり。（財政部員沈元、唐林兩氏編述）

時報

山東問題支那側の再駁……極秘借款續訂問題……日本の滿蒙鈐力承認說と英米……原首相の兇變と支那紙の論評……支那紙の高橋新首相評……財政最近の窮狀……中國交通兩銀行の取付け騷ぎ……ノースクリッフ卿の對支觀察

山東問題支那側の再駁

十月十九日帝國政府より山東問題に關して第二回の覺書を支那政府に送致せる事及之に對する支那側の輿論に就きては前號報道の如きが、同覺書中の「支那政府當路より本問題に關する解決案なるものを帝國政府に內示し來り……本問題に關する日本の宣言は多くは空洞なりとの言辭を用ひたるが如きは國際禮讓を顧みざるものなり云々」の一節圖らずも物議の沸騰點となり、各新聞は筆を揃へ顏外交總長に向ひ、攻擊的態度を以て詰問の矢を集中し、北京各團體の組織せる國民外交聯合會の代表の如きは十月二十六日親しく顏總長を往訪して其經過を質問せるが、之に對して顏總長は答へて曰く

今年五月小幡氏の歸國に際して日支の懸案を語りたるに小幡氏は余に山東案に對する個人的意見を質したるを以て、余は該案は決して日支兩國間のみにては交涉開始すべからざる旨を答へ、且つ該案は今日に始まれるに非らず、實に巴里會議以來の事にして、日本は屢々其還附を聲明せり、故に日本は畢竟如何なる方法ありやと反問せる處小幡公使は四國會議にて決定し居れりと答へたり、依て余は其四國會議決定の方法なるもの如何と再び質問したるに、小幡氏は詳細に說明されたり、日本の提出せる第二覺書中に解決案の內示云々に關しては、此解決案なるものは、八箇條にして和約研究會に於て討議し王正廷沈瑞麟氏等が國際聯盟に提出せんとて顧維鈞氏の意見を徵して略定せるものなるが、當時支那政府の顧問たる坂西中將が陸軍部參事官余晉和氏に山東案に對する支那政府の解決案を質問せるより、余氏は次いで之を余に訊ねしかば、余は右の如き和約研究會の八箇條に準據せんとする旨を語り、余氏は之を坂西中將に轉告せるものにして、支那政府として非公式に內示提議せるものに非ずと言明し、且つ該問題の將來の方針に就き顏總長は飽くまで之を華盛頓會議に提出して解決に資すべしと言明せり、該問題に關する支那政府の意嚮は此顏氏の談話にて充分に覗はれ得べきが、其所謂內示條件は實際和約研究會に於て國際聯盟に提出せんとするの目的を以て討議決定されたるものにして、其中七箇條は左の如きものなり

一　支那の山東鐵道警備隊組織完了せば、日本は直に山東沿線より撤兵する事

二　山東鐵道及附屬鑛山は之を支那の經營に移し、日本が獨逸より獲たる財政的權利は一時日本よりの社債として四十箇年內に償還し、其期限內の經營は日支合辦とする

事

三　日本は膠洲灣租借地及中立地帶に關する權利を放棄すべし、支那は租借地の全地域を青島市とし、之を商港として開放し、市の行政は支那の自治規定に基き、各國居留民の人數に比例して其行政委員を選舉し、又水道電氣等の公共事業は之を市營とする事

四　租借地内の官有財產は支那の所有とする事

五　青島の稅關は完全に支那の所有とする事

六　日本の設置せる電信郵便等の機關は支那政府にて買收する事

七　鹽田は支那の經營に移す事

等にして其所謂内示の本人たる陸軍部參事官余晉和氏は此物議に因り、坂西中將に宛て

日本第二回の覺書中に稱する内示事件が、余と閣下との本年五月個人間に於て爲せる八箇條の談話に關して言へるものなりとせば、此事は曾て言明せるが如く私人資格に係るものなり、今次の覺書中に竟に個人間の事を以て「公文書内に牽入されたるは迷惑至極なり

との辯明的書函を送付せるが、支那民間の識者は斯くの如き個人間の談話を堂々たる國際公文書中に挿入し、此故を以て國際信義を云々するの餘りに大人氣なきを嗤ひ、且つ、坂西中將の如き武人を外交に借り來たる日本の軍閥外交と外務省の無能とに對して嘲笑的悲哀を感ずと言ふ者頗る多しそは別として越えて十一月四日支那政府は第二覺書に對して次の如き回答を小幡公使に送付し來れり

十月十九日日本政府が再び提出せる山東案覺書に對し支那政府は詳細に審査を爲せる所、十月五日支那の表示せる意見と根本的に不同の點多し、且つ覺書中の文字の解釋に於ても、誤解の點あるを免れざるに依り、支那政府は本案經過の事實及始終一貫せる主張を重ねて茲に聲明せざるを得ず

山東問題は支那の利害に關する所頗る大なるが故に、支那政府の之が急速なる解決を圖らんとするの誠意は日本に比して更に切實なるものあるも、日本政府が根據とする所は支那人民及政府の希望する所と相去ること頗る遠きを以て靜に其時機を俟ち、徐ろに日本の轉換を冀はざるを得ざりき

今回の覺書の前段は、本年五月小幡公使歸國の際、顏外交總長が公使に對し、日本政府が公正妥當にして又各國も公平なりと認むる具體案を提出せんことを希望する旨の聲明を爲せるを記載せり、査するに、小幡公使が歸國の際、顏外交總長の山東問題に對する個人的意見を質問せるに對して爲せる顏總長の答言は專ら個人的談話にして、外交總長正式の聲明に非らず、又支那政府が曾て支那政府の解決意見を日本政府に内示し、非公式に日本政府と直接商議を行はんとするの意嚮を表示せりと謂へるは、或は坂西顧問と余參事官との個人的談話を轉傳して誤解を生じたるものならべし、斯かる個人間の談話を引用して提案の口實となすは斟酌を缺如せるに似たり

十月五月支那の提出せる覺書は、原案立論の根據及條件

の内容に就きて日支兩國意見の相異點を陳述せるものなり、日本が果して能く了解せば、必らずや更に切實公正にして各方面が公平なる辦法と認むるものを提出すべき筈なるに、却て讓歩を表示せずして支那が商議進行の意思なきを明示せるものなりと謂へるは、是れ最も支那政府の遺憾とする所なり

ヴエルサイユ條約に支那の代表が調印する能はざりし所以は、山東問題に關する數條に因るに過ぎず、支那は、ヴエルサイユ條約に調印せざる以上は、該條約の山東問題に關して生ずる効果は當然支那は承認を強ゆる能はざるが故に、膠州灣の租借權は、日本は平和條約に依て轉移せりと認むるも、支那は大戰によりて消滅せりと認む此等觀察の相違は、双方若し各々其是なりとする所を固執せば、本案は永久に解決の期なかるべし、日本政府が膠州灣を完全に支那に還付せんと欲する以上、支那は必らずしも此爭點を固執せざるべし

獨逸外相が支那に聲明せるものを指摘するに至りては、査するに、獨逸代表が通商條約を議せる時、支那は尚膠州灣還付の要求を提出せり、雖然獨逸は戰爭の形勢及條約の束縛する所に因り、已むを得ず其還付の能力を失ひ支那政府に向て遺憾の意を表明せり、然るに日本の支那が平和條約を承認せるものと解せるは誤解なり

膠濟鐵道の敷設は支那の領土内に在り、且つ會社の負擔性質のものにして並に支那の資本を含有し、既に獨逸の官有財産に非らず、又完全なる獨逸人の私有財産にも非らず、暫時獨逸に依つて處理さるゝ雖、支那は夙くより機に乘じて之を回收せんと欲せり、且つ鐵道警察は完全に支那に歸したり、日本が該鐵道を占領せるは、毫も軍事上の必要なく、當時支那は屢々日本軍に該鐵道占領の理由なきを抗議せり、且つ該鐵道沿線は租借地を除くの外、沿線一帶に獨逸軍隊の駐屯せることなく、日本の該鐵道占領の時何等の抵抗もなかりしを以て、日本は該鐵道の爲に生命財産を犧牲に供せり言ふを得ず、參戰以後支那は支那領土内に於ける鐵道に對して當然支那自ら之を處分し得べきものなるに拘らず、日本軍は久しく撤兵せず、之が爲め沿線の支那人は無窮の損害を受けたり是れ支那の代表が巴里平和會議中再三聲明せる所以なり而して十月五日支那覺書の管理權回收、該鐵道の財産折半分配、日本收得の半分は尚支那より年賦にて買戻すべき事等を主張せるが此等の辦法は支那政府より之を觀極めて公平なりと思惟せるに、日本は之を以て謂はれなき主張とせるは、意外にして深く遺憾とする所なり、日本政府の意を推察するに、該鐵道の資産は既に賠償委員會より、獨逸の賠償金に充つることを決定せりと思惟せるも、支那はヴエルサイユ條約に調印せざる以上、該條約に依て生せる賠償委員會の能く支那領土内の財産を處分し、以て獨逸の賠償金に充て得ざるものなりと思惟す、且つ支那參戰後、獨逸亦支那に賠償すべき金額あり、若し膠濟鐵道の財産を以て賠償金に充てんとせば、理宜しく先づ之を支那に償還すべきなり、是れ極めて明瞭なる理由ならずや

又獨逸官有財產處分問題は、日本政府が各項財產を保管する心なき以上、當然支那に引渡すを正當なる處置とすべく、各國人民の利益に至りては、公平なる處分を定むる事支那も亦希ふ所なり、而して日本政府は未だ其公平なる處分方法を具體的に提示せざるを以て、支那政府は之に對して漫然贊否を表示し難きのみ、之を要するに支那政府の意見は、既に十月五日の覺書を以て略ぼ表示し置けり、茲に重ねて解釋辯明する所以は、日本の第二覺書が尙支那の意見を諒解する能はず、且つ鐵道に對する主張、最初の覺書に比して更に容納し難きものあり、本案を迅速に解決するの主旨と大なる逕庭あり、日本政府が極東永遠の計を定め、日支眞實の親善の計を建てんとせば、再び更に充分なる考慮を加ふべきなり

尙山東省内の日本軍隊は、夙くより日本政府より撤兵の承認を得たるを以て、前回の覺書に於て日を期して實行すべきを催促せり、然るに日本は今日に至りて尙未だ着手せず、速に撤退を實行せんことを望む、其一切の鐵道經理事宜は當然支那警察より責任を負ふべし

右樣の如くにして山東問題は東京北京間に於ける圓滿なる落着を見る能はざる形情に抵り、竟に太平洋會議に提出するの已むなきに至れり

煙酒借款續訂問題

先月以來徐恩元氏とアボット氏との間に煙酒借款續訂問題協議せられ、煙酒營業者を始め各界の大反對を招きて、頗る物議を惹起しつゝあるが、之が眞相を各方面最近消息に據て綜覽するに、民國五年米支間に煙酒稅を擔保とする二千五百萬弗の借款訂結され、同年シカゴ大陸商業銀行より五百萬弗民國八年太平洋殖拓會社より五百萬弗合計一千萬弗の交付を見たるも、其後整務辦法に倣ひて稽核所を設置せんとするの條件加はりたる爲め、各方面の反對益々猛烈となり、該借款は遂に其殘餘の交付を見ずして其儘今日に及びたるが、右一千萬弗の既交借款の元利償還期限は本年十一月一日及十二月一日にして、支那政府は之を履行せざる可らざるも、財政の窮乏極點に達せる今日、復た如何ともする能はざるより、右借款總額を一千六百萬弗に改訂し其中より既交借款の元利償還を皆濟し、其餘を以て軍政費の不足に充てんとの議を案出し、最近二個月來、之が爲に北京に來れる米國側代表アボット氏と支那側代表徐恩元氏との間に右交涉開始せられたる次第なるが、米國側は右借款の償還に對する支那側の無誠意にして毫も要領を得ず、而も稽核條件に對して諸々たる反對を持し、更に湖廣鐵道に於ける米國所有の獨逸債權利子支拂に對して拒絶を聲明せるに業を煮やし、到底尋常一樣の交涉を以てしては埒明かずとし、國務卿ヒューズ氏を經て、十一月一日駐支米國公使に向ひ

北京政府がシカゴ銀行の借款を償還する能はざるが爲め支那の米國に於ける信用は今や地に墜ち支那の太平洋會議に於ける聲價に甚大なる影響を及ぼせり、若し北京政府にしてアボット氏の提議を承認する能はずとせば、米

國政府は北京政府が支那の代表政府たることを承認する能はざるに至るべし

との注意を送致せしめたるより、茲にはしなくも支那民間に一大物議を醸成し、支那の輿論は之に對して從來支那に對して好意を表し來れる米國が、斯くの如き威嚇的激烈なる口調を以て臨み來れるを意外として其態度を難じ、斯くの如くにして政府の承認取銷を以て債務の履行を迫るが如き端を啓かば、列國亦之に倣ひて要求に來るべく、北京政府は自己の生命を保つ爲め遂に列國の要求に屈服するに至るべし、支那の前途は極めて危險なりと論じて激昂甚しく上海商會聯合會の如きは煙酒借款取銷の運動を起し、徐恩元氏に向て

煙酒借款に對し、各界は二個月以來之が阻止に努め、政府も輿論を察して頗る愼重の態度を執りつゝあるに拘らず、獨り貴下は主張以て進行是れ力め、不日將に調印の運に至らんとの風說高し、貴下は外國に如何なる恩惠あるか、貴下は吾國家及煙酒業者と如何なる仇因あるか、貴下が稽核權を外人に授け、國權を賣り、自國商民の死命を制せんとする行爲は、數千萬の煙酒當業者の激昂已まざる所なり、國民は貴下に報ゆる所なき能はず

との激烈なる書面を送り反對風潮日に激しきより、米國側は遽に狼狽へ、國務卿の駐支公使に與へたる訓令なるものは、此際支那政府が債務の不履行を敢てするに於ては、米國に於ける支那の經濟的信用に大なる惡影響を及ぼすべしとの意味を指摘せるに過ぎず、此外何等政治的意味を含有せるものに非らずと頻に辯明に努め、問題は一波一瀾頗る行惱みつゝあるが、支那當局は右借款交涉は頗る圓滿に進行しつゝありと公言し、信ずべき方面の消息に據れば行惱み說を事實とすべく、而して借款續訂契約の內容は大體左の如し

(甲)　借款金額三千萬元

一八分利附國庫券一千五百萬元の發行

用途。シカゴ大陸商業銀行及太平洋殖拓會社に對する債務償還

米國所有湖廣鐵道獨逸債權利子支拂

(乙)　其餘の一千五百萬元を以て煙酒稅整理の用に供す、但し米國側の稽核所會辦の同意を經ば其他の用に供するを得

(丙)　該國庫券には一九二一年十一月一日より一九四一年十一月一日迄を期限とし、滿期に償還する旨の文言を明證し、半年を一期とし、每期利子を交付す、本券は駐米支那公使調印の上米國に於て發行す

(丁)　本借款は煙酒稅を以て直接擔保品とし、今後煙酒稅を以て他項借款の擔保に充用するを得ず

河南江西福建及陝西四省の厘金及轉運兩稅を以て國庫券發行の金額及利子の第二回分迄の直接擔保品とし、其期間內、右兩稅を以て他項借款の擔保に充用するを得ず

(戊)　右煙酒稅及四省厘金轉運稅が本借款の元利償還に足らざる時は、支那政府は別途の方法を以て其不足を補充すべし

（己）　國庫券の賣出價格は百元に付き九十二元とし、市價の騰貴に由る利益は發行銀行の所得とす

（庚）　國庫券一千五百萬元（手取九二）は本年十二月三十一日迄にシカゴ大陸商業銀行より支那政府に交付すべし

（辛）　該國庫券の代用券はシカゴ大陸商業銀行の代理機關より之を發行す、但し右代用券には必らず煙酒督辦及稽核會辦の調印を要す

（壬）本借款契約に據りて招聘されたる米人稽核會辦は、契約期間内に於て鹽務稽核の職權と同等の待遇を享くるものとす

（癸）　シカゴ大陸商業銀行は本借款の元利償還の取扱を爲すに對して千分の五の手數料を支拂ふものとす

右樣の如くにして其他の條件に就きては米支略ぼ同意を經たるが如きも、唯だ米國側の主張せる稽核權要求に對しては民間輿論の反對痛烈にして政府之を等閑視する能はず而して米國側亦讓歩せざる爲め、實際に於て絶望の狀態に陷れるものの如く、アボット氏は北京を去るに臨みて、斬線理に宛て

煙酒借款に對して支那政府が信用を重んぜざりし結果我シカゴ銀行も亦頗る信用を失するに至れるを遺憾とす、本件は結局米國の新銀行團組合の辦理に委任するの外なかるべし

との意味の書函を致し、遂に調印するに至らずして十一月二十八日北京を出發し、上海經由歸國の途に就けるが、右借款は斯くの如く遂に不成立に終れるも、既交借款の償還に關しては別に何等かの保證を獲たるものゝ如し

日本の滿蒙勢力承認說と英米

十一月十二日倫敦發ルーター電の、米國は滿蒙に於ける日本の勢力範圍を承認せりとの報道は、支那國民に尠からざる反響を惹起し、殊に在支英人の神經を亢奮せしめ、十五日の北京デーリーニュースは之に關して大要次の如き社論を掲げたり、曰く

今次の太平洋會議に對し、世界はヴエルサイユ會議及國際聯盟會議の爲し能はざりし問題の解決を爲し得べしとの期待を寄せつゝあり、列國はハーデイング大統領の招待に應ずるに當り、米國の實際的提案たる軍備縮少及太平洋問題の解決に滿腔の贊同を表せり、而してハーデイング氏の開會の辭に曰く、軍備縮少は本會議の目的の主要なるものにして、各國は之に依り大なる負擔を免れ得べきが、夫れよりも重要なるは太平洋及極東諸問題の解決是れなりと謂へり、而してアソアテイツク・ニュース・エーゼンシーの報道に據れば、日本はヴエルサイユ會議に於ける同一の筆法を用ひ、再び人種平等案を提起して米國濠洲及加奈陀の代表を牽制せんとし、其結果日本の對外發展を已むを得ざるものとし、支那領土に其政治的發展を否認し得ざるに至らんとすと、日本の對支發展には必らず常に政治的と經濟的との二面を伴ひ、外人は曾に日本の支那に於ける經濟的發展のみを看るに過ぎざるも、支那人は此經濟的假面の下に日本の政治的侵入が行

はれ、之れが爲めに頗る苦しめられつゝあるを看取す、此時に當て今米國が滿蒙に於ける日本の勢力範圍を承認すべしとの提議を列國に致せりとの報道あるは眞に解す可らざる事とす、斯くの如きは實に米國從來の主張に違背するものにして、米國の支那に對する友誼及極東問題を各國と相與に公正に解決せんとするの主義と撞着せるものなり、若し米國は果して斯かる計畫ありとせば、這は支那保全の美名下に於て公然窃盜を行ふに等しく實に支那分割の第一步を誘引するものとして非議さるべし、此報道は今や支那人間に絶大なる失望を惹起せしめたり、之に對し吾人は過去に於ける米國の言明よりして右の如き提議說に信を置く能はざるも、若し假りに米國が本會議に於て、急場凌ぎにもせよ、支那を犧牲とし、日本の領土的政治的野心を滿足せしむるが如きことを敢てせんか、其結果たる、實に想像以上の失態たるに至らんと論じて在支英人の代表的意見を示せるが、之に對して米國系の北京リーダーは次に十六日の社論を以て次の如き辯解を爲せり、曰く

倫敦ルーター電は米國側意見として、日本の滿蒙に於ける勢力範圍を承認せんとする旨の驚くべき報道を齎らせり、這は頗る撞着せるものにして米國が一八九九年ジョン・ヘイ氏の宣言以來支持し來れる政策に反す、思ふに何かの誤解に基くものか、或は故意に不和軋轢を生せしめんが爲めに企てられたる術策に非らざるか、滿洲は支那の重要なる部分にして、實に直隸山東と同じき緊要の地なり、同區域の支那に於ける關係は米大陸と比律賓との關係を以て比すべきに非らず、蒙古亦然り、現狀は兎に角、同地と支那本土とは歷史上に於て亦事實上に於て不可分の關係あり、從て他國の勢力範圍と認むべき餘地あるなし、滿洲に於ても假令現在日本が其一部に幾千かの權利を有するにもせよ、之を口實に、又二十一箇條其他支那を强迫して締結せる諸條約に依つて更に其權利の擴張を要求するは不當なり、而も米國が之を敢て日本に許すべしとは思惟する能はず、最近不確實なる報道の當地に到達し、而も其後一兩日中に訂正されたる前例に據るも、恐らくは一部の人士間に論議されたるものを、斯く早計にも報道されたるものに非らざるか、斯かることは過去に於ける米國の政策に照らして誠に有り得べからざる事なりとす、假りに米國政府が傳へらるゝが如き支那の權利を害する計畫ありて之を提議するも、這は決して實現する能はざるべし、何となれば、蓋し然らずんば太平洋會議は平和を確保せんが爲めのものに非らずして反て戰爭を誘起するものとなるべければなり、斯くの如くんば遂に日本軍閥の侵略的活動となり、列國亦競うて支那保全の空名の下に其勢力範圍の擴張に努め、從て軍備縮少計畫も竟に瓦解するに至るべし、雖然結局は支那自身に相當の自衞を爲すべき軍備を整はしむべく勸告することの必要來らん、吾人が屢々主張せるが如く、支那は自身の權利を自身にて擁護せざる可らず、他國の援助のみに期待せんとするは誤てり、米國は他の諸國と共に

より以上支那の領土權及行政權を尊重し來れり、現在に於ても亦然り、若し米國にして此方針を棄てんか、懼るべき結果は此れより惹起さるべし、此點よりするも今次の報道の如きは全く信じ難きものと謂はざるを得ず

原首相の兇變と支那紙の論評

首相原敬氏の兇變は支那の南北上下に一大驚愕を與へ、各新聞何れも之れが論評を掲げざるはなく、皆異口同音に之を悼み、平民宰相の事蹟を稱揚せるが、茲に南北各紙の論評を觀んに、先づ上海に於ては

中華新報曰く

原氏の悲報は日本の一大事なり、原氏は多數黨を率ひ、軍閥元老と新人との間に在りて之を調和すると共に之を進行せしめ、政治の才幹に富みて手腕圓熟し、外交に於ても亦能く戰後の大勢に應じたり、其對支政策も漸進的として大隈寺内に比し一歩優り各方面より論じて日本當代の人物と謂ふを憚らず、其暗殺不明なるを以て今遽に之を論評す可らざるも、其原因或は政友會の專制を恨めるに因るものか、又は歐洲の急進派を眞似たるものか、或は別に重大なる原因あるかは知らずと雖も、之を要するに空前の慘劇なり、之に由て日本を觀るに、日本の社會が甚しく動搖し、改造の潮流は傳統的官僚思想及手腕にて能く爲し得べき所に非らざるを知るべし、其後任者問題と華盛頓會議が受くる影響は論を俟たず

時報曰く。原氏を刺殺せる者の目的の何處に在るかは今尚知るを得ずと雖、世界多事東亞又紛擾の今日、此意外事の發生せるは決して時局の福に非らず、而して日本の不幸は殊に大なり、何ぞや、其繼任者が軍閥ならんには日本の民黨は必らず安からざるべく、繼任者が民黨ならんには軍閥亦安からざるべし、故に原氏の兇變は其現在に關するものは尚小なるも、將來に關するものは實に大なり、日本の政局は、原氏より以後政權漸く軍閥より民黨に趨くの象ありたるに、今忽ち中途にして挫折せり、兇行者は國家主義に偏せる者なりと聞く、果して然らば前途の如何は必ずしも豫測するに難からざるなり

申報曰く。原氏は首相として未だ國外に對して大に改革する所なきも、國内に對しては元老政治より漸く平民政治に導けり、故に今日の被害は日本國民の爲に深甚なる不幸事なりと謂はざるを得ず、其今後政局の變遷は如何なるべきか、苟も其繼任者にして維持の力に乏しからんには、東亞の亂は必らず益々激甚を加ふべく、豈に獨り日本國民の不幸のみに止まらんや、實に亦東亞の不幸なり

時事新報曰く。原敬氏の兇報は吾人に限りなき感慨を與へたり、原氏と軍閥との抗爭は久しかりき、而も要は貴族にあらず、原内閣組織の初めに當りて一時平民宰相の美稱ありしが、今忽ち此原氏暗殺さる、暗殺は美德の稱すべきものに非らざるも、其裡に亦一種の要素を含有す、義俠の氣是れなり、吾人は暗殺に反對するも、其義俠の氣に對しては宜しく怨辭あるべきのみならず、且つ其方法を變易して以て之を提唱すべきなり、日本は始終未だ

外族の蹂躙を受けざりき、故に其古代支那より受けたる義俠の風氣は尙能く今日に至るまで墮さゞりき、星亨の被刺、原敬の被刺、或は何れも此種の意味を含有す、支那最近流行の金錢的使嗾の暗殺とは同日の談に非らず、吾人は此點に於て支那民族の衰頽を嘆せずんばあらず

民國日報曰く。原敬氏の被刺は隣邦政治史上の一非常變動なり、太平洋會議の開會に當り、極東平和の運命に至大なる關係を有する國家の此事變に遭へるは、更に世界をして甚深なる影響を受けしむるに足るべし、吾人は全世界の新聞紙と共に此日本の時代的人物を哀悼せざるを得ず、其暗殺の原因は未だ知るを得ざるも、日本年來思想界の潮流より、更に原氏が勳爵を受けずと他言せるより觀察して、日本の各階級に既に自由平等の新潮の溢滿せるを見るべし、原氏の對支政策は常に日支親善を以て主幹とせるを知る、彼の內閣組織後支那に對する種々の事業を追溯せば、吾人は一種の深き印象なき能はず、彼は實際的に未だ日支親善を目睹せず、其志を齎して逝けり是れ實に原氏の遺憾にして亦吾人の原氏を哀悼する所以なり

新申報曰く。日本當局が世界の潮流に鑑み、其精神と勢力とを竭して對外發展を圖りつゝある際、突如として原敬氏の兇變勃發せり、原氏被刺の原因は不明なるも原氏が政友會全盛の勢力を率ひて大に爲すあらんとして此兇變に遭遇せるは甚しき不幸事なり、原氏は平日自ら平民主義を以て施政の原則とせるが、而も竟に今日あるを免れざりき、禍福休咎の在る所蓋し尋常意計り能く及ぶ所に非らざるなり、安田氏を刺せる者は青年團の人物なりき原氏を刺せる者亦一青年なり、日本青年急進人物の極端なる危險思想を抱き、萬一に之を試みて快とする者の多きを知るべし、吾人は原氏の死に對して極めて哀悼の誠意を表すると共に、又日本當局が今後對外の精神と勢力とを分ちて、以て對內の防護に努めんことを求む、蓋し是れ日本の幸福なるのみならず、亦東亞平和の幸なればなり

新聞報曰く。原敬氏の暗殺は日本にとりて一大事變に非らずと謂ふ可らず、吾國人は此兇變に對して重大なる注意を拂はざるを得ず、日本人方面の消息に據れば、刺客は社會急進派中の人物なるが如し、果して然らば原氏の死は又僅に個人的關係に非らざるに似たり、其被刺の原因未だ詳かならざるを以て、遽に論斷を加ふるに由なきも日本內閣にして尙依然政友會を以て其中堅とせば政治上に動搖なかるべし

神州日報曰く。原敬氏は大多數黨の擁護を以て首相に任じ屢々反對黨に攻擊され、議會を解散するに至れるも、然も其地位は未だ毫も動搖せず、其政策に至りては亦尙大多數日本人の心理に適合し、一方元老軍閥の意を敷衍すると共に、一方又新舊各派を調停し、對外交涉も亦頗る穩慣なりき、此世界外交劇變の秋に際して日本の地位稍も損せず、今猝かに此兇變に遭へるは只に日本の不幸なるのみならず、全世界亦聲を同して悼惜に勝へざる所な

り、其繼任者の何人たるかは知る可らざるも、此世界一新の時に當り、舊に遵ぐれば民意に違反し、新に遵ぐれば元老軍閥と容れず、而も對外關係極めて岌々乎たる狀態に在るが故に、精明强毅の人物に非らざれば萬以て持久に足らず、是れ實に日本現下の一大難問題なり、雖然一國には一國の精神存す、其政策亦其精神に隨て行はれ、一人一黨の左右し得る所に非らず、原氏死すと雖、其繼任者は大體に於て變更なかるべく、必らずや其歷本の精神に基きて施政の方針を定むべし

更に北京方面の論評を觀んに

京報曰く。日本の首相原敬氏は突如として刺されたり、吾人は隣邦首相の此兇變に對して悼惜の念に堪えず、其被刺の原因に就きては日本の官憲尙其公表を許さざるが、原氏の死は乃ち其所擁の地位に因て犧牲となれるものなり、換言すれば決して個人的行爲或は私仇に因て刺されたるに非らず、此事變後必らず日本の政治上社會上に比較的重大なる影響を胎すべきは固より言を俟たず、原氏の率ゆる政黨は多年絕對多數の政友會にして彼は其黨首たり、而して其首相の地位を得たるは又元老の援助ありき、近世代議政治の流弊は國會に絕對多數を有する者の未だ必らずしも多數民意を代表せざるに在り、日本國民の元老軍閥を厭惡せる心理は時と共に益々深し、一黨獨り多年多數の地位に盤據せば、政治上却て漸く其調和を失するに至るべきこと、猶機械中に安全辨の設備なきが如し、遂に發して爆裂の擧動を發生するに至る、是れ政治上に屬する原因なり、又日本普通選擧の潮流激蕩以來無產階級の氣勢漸く昂り、而して政友會の地盤なるものは中下級の地主を以て其根據とせり、故に政友會は普選を以て自黨に利あらずとし、乃ち時機尙早の理由を以て之に反對せり、前回選擧の結果を觀るに、政友會多數を占めたりと雖、都市に於ける成績は政友會稍遜色ありき此中の機微頗る注意すべし、日本電報に據れば原氏暗殺者は一靑年職工なるが如し、其被刺の原因は政治的竝に社會的問題に在るものに似たり、原氏被刺の原因が果して單純なる政治的原因に在りとせば、表面上其影響甚大なるものあるが如きも、要するに其實際的影響は多く見積りて政黨勢力の消長に過ぎず、政治上外交上重大なる變化を發生するに見ゆるもそは表面的のみ、然らずして社會問題の原因を含有すとせば、社會思想に胎すに猛烈なる刺戟を以てせん、其今後の人心に影響する所極めて大なるものあり、是れ大に注意すべき一大問題とす

京津タイムス曰く。嘗てビーコンスフイールド謂て曰く暗殺は世界の歷史を變化せずと、雖然墺太利皇太子の暗殺は竟に世界大戰の導火となりき、併し原氏の暗殺にして何等かの變化を持ち來すとせば、其變化のよき意味のものならんことを望まざるを得ず、暗殺の動機に就きては未だ詳報なく、暗殺者は一年少鐵道從業員に過ぎざるも果して單純なる政治狂なるや、或は大規模なる政治的陰謀の手先きなるや、尙不明なり、日本の警察は斯かる犯罪に關して隱蔽するを常とするが故に、今暫らくは其原

國判じ難かるべし、原氏は多數黨を率ひしも、其進退は常に容易ならざりき、陸海軍大臣の地位が軍人に限られ特に軍人の外交干渉は常に甚しく原氏を困難ならしめたり、原氏の歷史的悲劇の終焉は民主主義又は軍閥の孰れが勝利を占むるやの疑問を將來に殘したり、原氏葬式の日は卽ち太平洋會議開會の日なり、原首相の意思は變更せられずと聲明せる內田外相の言の如く、太平洋會議の日本代表が能く其遺志を奉せんことを希望す

天津益世報曰く。華盛頓會議將に開かれんとし、外交の領袖一變せんとする秋に當り、霹靂一聲原首相忽然として刺さる、其影響豈に獨り東京政界のみならんや、日本の大正以來政局の衝に當れる者に大限あり、寺內あり、雖然何れも皆軍閥臭味深く、侵略主義の野心を抱藏し日支の國交之に因て頗る疎隔する所多かりき、原氏の內閣を組織するに及び、政綱を宣布し、侵略主義の放棄眞正なる國民外交の親善を提唱せるも、二三年以來、其對支政策は依然として故轍に倣ひ、日支の交涉は愈々紛糾を加ふるに至り、國內の輿論は於是原內閣を批議し、在野政黨及朝鮮人の活動となり、政潮の挑唆は夙に識者の知る所なりしが、遂に原氏は身を以て其爆裂の衝に當れり、夫れ日支兩國は歷史上地理上天然至甚の關係あり、果して輔車相依り、提携して相共に進まば、兩國人民の福利を增進し、極東の平和を維持するや言を俟たず、然るに少數軍閥事を操りて遂に此不幸なる慘劇を演じ、政治の前途に限りなき恐怖を發生せしめたるは痛哀事たり、原氏死後吾人の日本後繼內閣に望む所は、其政策を改善して民意を尊重し、日支邦交を促進するに親善の誠意を以てするに在り、是れ實に極東の幸福たるのみならず、實に亦世界安寧の幸福なり

支那紙の高橋新首相評

原首相の兇變に對して哀悼の意を表せる支那各新聞は高橋新首相に對して亦各樣の論評を揭げたるが、之を綜覽するに概して好評を以て迎へられたり、茲に南北各紙の代表的評論を摘載せんに

上海中華新報曰く。高橋子爵に就きては悉る人尠きも、財政家として政友會の重要分子なる事及び今春日支經濟同盟を主張して注目を惹ける事等によりて知らる、次に日支の外交に就きては子は二十一箇條の改廢及參謀本部廢止なる特別出色の議論を發表せしことあり、此子にして首相となれる今後、果して此持論を實行し得るや否や極めて注意すべき觀物なり

京津タイムス曰く。原氏暗殺後日本の政局は動搖せるが之と同時に皇帝の御不例に因り、久しからずして皇太子攝政の會議あらんとす、日本の今日、國內には憂患頻に多く、國外には又太平洋會議の急迫あり、日本にとりて今日は宜しく徹底的に覺醒すべき秋なりと謂はざるを得ず隣邦たる支那は善隣の誼に據り日本の爲に深甚なる同情を表し且つ憂へざるを得ざるものあり、日本二十餘年來の政策は對內に於ては壓迫を主とし、對外に於ては侵略

是れ事とし軍閥主義は依て以て一時に行はれたり、原氏一平民を以て首相となり、日本空前の例を開けるが、其生前の政策は竟に軍閥を矯正する能はざりき、日本當局は何人の執政に論なく、原氏の計畫を變更せずと聲明せるも、之を實言せば、軍閥主義の不變更のみ、日本の危きこと吾人は垂涕して之を言はずんばあらず、其對内の壓迫は日本の内政に係るが故に茲に姑らく論せざるも、其對外侵略に至りては事支那に關する所大なるを以て、吾人茲に一言なきを得ず、日本の對支政策は侵略主義を執り、表に日支親善の美名を以てせるも、裏面に於て特殊利益を收むるを以て常とせり、是れ實に日本の拙策なり、其軍閥の爲せる軍事協約を看よ、日本は何物を獲たるか、之が爲に支那擧國の排日運動を自ら釀成し、日本商業の蒙れる損失は極めて莫大なりき、試に問ふ、此損失と軍事協約及山東案とを比較せば、夫れ孰れが重く孰れが輕きぞ、眞に目前の小利に惑ひ、將來の大害に考慮せざるの愚策ならずや、日本の新内閣は熟考せざる可らず

北京新社會報曰く。原氏被刺後幾くもなくして高橋新内閣組織の報を聞き、茲に數言を聯ねて日支の外交に注意する人士に質さんと欲す、日本の國民智識近く漸く啓け、一般新青年は平民首相の國是を主持せんことを切望し來れり、最近日本全國學生大會が帝國大學に開催され、彼等は後繼内閣に對して、(一)軍閥出身を排す、(二)政黨臭味及舊式政治家を排す、(三)世界的眼光を具ふべし等の三項を議決せるが、這は日本國民意思の一種の表示にして、日本國民が軍閥を痛恨せるの深きを見るに足る、然らば高橋子の内閣組織は果して此等の條件に合致せるか、高橋子の内閣組織は原内閣の政策を貫徹せんとするに過ぎず、夫れ原内閣は政黨内閣を名とせるも、實は元老の助けを得たる所多く、名は政黨内閣と稱するも、實は軍閥内閣たるのみ、原氏は軍閥に非らざるも軍閥を背景とせり、高橋子の新内閣は其靈魂精神固より何等の變りなし、一言以て蔽へば高橋新内閣も軍閥内閣と言ふべきのみ、讀者は原内閣時代の對支政策を記憶し居るや、山東案の交涉、福州事件の交涉、ニコラエフスク事件、琿春案の如き、何れも皆原内閣時代の對支政策の表現ならずや、青島の鹽田、奉天の金建問題は其經濟的侵略に非らずや、高橋子が原氏の政策を繼ぐ以上、原氏の二の舞を演ずべきや必せり、或る人曰く、高橋子は日支經濟同盟の主唱者たらずやと、然り、雖然其實際を一考せば是れ亦一種經濟的侵略の手段のみ、之を要するに日本の首相は換れるも其對支政策には何等の變化なし、其侵略政策は依然として變化なかるべし

財政最近の窮狀

十月二十日のシカゴ・イブニング・ポストは支那の財政現狀に關し、在支通信員の特電を掲げて曰く

支那の混亂疲弊は言語に絶せり、若し此儘に放任せんか支那は終に自滅するの外なきのみならず、遂には世界の

恐るべき禍根たるに至るべし、苟も支那をして一國家としての存在を保たしめ、併せて世界の平和を維持せんと欲せば、此際列強は宜しく支那の重要問題に共同干渉を施すを要す、是れ余が數箇月に亘る實地の支那觀察より成る最後の結論なり、現今支那には外國の干渉を絶對に排斥する二個の要素あり、一は憂國的智識階級にして、他は内亂に乘じて私腹を肥さんとする專制督軍の輩なり此等は如何なる種類の外國干渉にも反對するを常とすれども、大多數の支那民衆は自國の發展と獨立の爲めには寧ろ外國の干渉を歡迎しつゝあり、支那は其統治若し宜しきを得ば、今後世界の富國の一とならん、列國は支那の救濟と發達との爲に愼しく愼重に協定すべきなり、然らずんば支那は財政的にも政治的にも、遂に破產して拾收の望みなきに至るべし

と論じ、北京デーリー・ニュースも十一月九日の社說にて支那財政の危機を論じ、財政の國際管理は到底避け能はざる所なりと論斷せるが、支那財政の國際管理の是非得失は別として、其極めて悲しむべき窮狀に在るは掩ふ可らざる事實とす、其實際內容は之を探悉するに至難なるも、大體に於て地方よりの稅收は幾んど其全數を擧げて各地督軍の爲に截留流用され、中央に入るもの皆無に近く、僅に關鹽兩稅の餘款、及京師附近の些少なる稅收を以て辛じて支持の資に供さるゝのみにして、地方軍需は湖北開戰以來、急激の增加を見、中央に對する軍餉の催促日に絕えず、加之元利償還すべき內外債の迫れるあり、而も對外新借款は全く其望みなく、煙酒借款の如き亦絕望の間を徘徊ひ、仲秋節季の如きは豚くべき高利と憐れむべき哀願にて、京津の支那銀行より零碎なる借款を得、機に辛じて其難關を通過し得たるも、其後の財政狀態は全然貧乏人の居喰に類似し借款に其擔保品なく、更に加ふるに舊交通系の妨害運動ありて政府の金策其途絕え、各機關の官吏の給料すら、數個月の不拂を示し、敎育部を始めとして司法部財政部各官吏等相關ぎてストライキを演出し、參謀本部總長張懷芝氏の如きは、部員給料停滯の不平に挾まれて參謀本部を解散すべしと悲鳴し、新財政總長高凌霨氏の如きは殆んど登廳せず、早朝より夜半に至るまで、每日各銀行を歷訪叩頭して調達に努め、漸くのことに官吏ストライキ運動を取り止め得たるも、年末の大難關は遠慮なく日に迫り、亦如何ともすべからざるなり、靳總理は最後の策として財政大會議を北京に召集し、各省の諒解を經て一時其催促を中止せしめ、併せて地方稅收の納入を肯んぜしめ、以て此年關一時の急に資せんとの計畫を樹てたるも、泥棒を見て繩を掏ふが如き此計畫は、曾に其召集すら覺束なきのみか、よし召集されて斯くの如き要求が果して各省督軍に聽容さるゝや否や、兼料するに難からず、所期の效果を擧げんこと萬不可能の狀態に在りて、當局の苦悶苦惱遣瀨なく、救難の途全く唯だ借款より外に方法なしとし、年關必需の額三千六百萬元を如何にしても才覺すべく、目下あらゆる智慧を搾りて各方面と交涉運動中なる借款は次の如き多種多樣に上れり

（一）京漢鐵道借款

甲南段借款三百萬元、利息一分二厘、期限三年、保城より漢口に至る鐵道を擔保す

乙材料借款一千萬元、材料四割、現金六割、手取九六、利息一分二厘、四週間に全數金額の交付、擔保は京漢全線の收入（約二千二百萬元）

丙厘債票借款五百萬元、利息一分五厘、期限一箇年、日佛白三國より各々百萬元、國內銀行團より二百萬元

（二）印花稅借款

甲　百萬元或は二百萬元、利息年一割八分、期限一箇年半、抵當品は倍額の印花稅票、擔保は鹽稅餘款

乙　五百萬元、利息年一割二分、期限二個年、抵當品は一千萬元の印花稅票を以てし、期限滿了して償還する能はざる時は、債權者は右稅票を任意指定の省に於て、財政部命令の下に賣捌くを得

（三）鹽稅剩餘金借款

總額一千萬元、利息年一割八分、手取九八、期限二十個月、擔保は民國十一年十月より同十二年十月に至る期間の鹽稅剩餘金を以てす

（四）財政部雜稅借款

總額一百萬元、財政部本部直接收入の雜稅を擔保とし希望者は其雜稅中より任意選定するを得、且つ更に元利償還の取扱銀行をも指定するを得

右樣の如くにして必死に交涉中なるが、今年度の年末は空前の難關として、一般財界は甚深なる憂慮を抱きつゝあり

今次に參考として或る確實なる筋の調査に據る民國七年より本年度に至る財政狀態の大要を述ぶれば略ば左の如し

（甲）收入の部

一、田賦。八千五百萬元

各省に截留流用され盡し、中央に對しては單に報告するのみに過ぎず。

二、鹽稅。八千萬元

內外債元利償還の殘額七千五百萬元の中央收入あるべき筈なるも、本年分の如きは既に其充用の先約あり、又は擔保に供し、或は特殊國庫券の資に供し、殆んど餘す所なし

三、關稅。

A 海關稅。六千五百萬元

外債の抵當となれる七百萬磅を差引かば、所謂關稅餘欵なるものは實際に於て過去の名詞たるに過ぎず

B 常關稅。七百萬元

各省の截留流用ありて中央政府の實際收入は五百萬元を上らざるべし

四、貨物稅。三千四百萬元

各省に截留流用され、中央政府に入るもの皆無なり

五、中央直接收入。二千一百萬元

特別收入、印花稅、煙酒稅、及官產收入の四種にして、是れ亦各省各部に截留流用され、財政部の實際收入は其半數に至らず

六、其他正雜各稅。一千八百萬元

是れ亦各省に截留流用され、中央の實收は七百萬元前後あるのみ

(乙)　支出の部

一、國債償還。一億一千五百萬元

外債七千萬元、內債四千五百萬元の多額に上り、之れが利子さへ支拂はざるのみならず、更に此上にも借款に借款を重ねつゝあり

二、政費。一億四千萬元

民國九年度に於て、中央支出の政費七千八百萬元各省支出六千八百萬元

三、軍費。二億一千萬元

現在の軍費は實に政費の約二倍を要し、之を清末に比較せば一倍半の多頭に上れり、民國五年の調査に據れば、師團數四十二、各種旅團數百〇五、步騎兵團二十六、其他雜軍四百八十餘營、之に要する總經費實に二億一千萬元の巨額に達し、裁兵の輿論喧しきも、各省督軍は自家勢力の消長に關するを以て、容易に其實行を肯んぜず、支那財政救濟の第一着手の裁兵に在るは今更ら論議を俟たざるなり

以上の數字に據りて支那の財政を綜覽するに、國家として年々支出を要すべき額は四億八九千萬元、其中二億九千九百萬元は中央政府の支出に屬し、之に對する國家及中央政府の收入を觀るに、國家全體の收入は三億四五千萬元、中央政府の收入は一億八千萬元、卽ち國家としては年々一億四五十萬元、中央政府としては一億一千萬元の歲入不足を生じつゝある次第なり、右の數字が悉く實際と符合するや否やは、多少疑問の餘地あるも、民國八年度に於て中央政府の政費は每月八百萬元の不足を生じ、現在に於ても每月六七百萬元の不足あるは事實なり

中國交通兩銀行の取付け騷ぎ

十一月十四五日頃より中國交通兩銀行紙幣不兌換說傳へられ、遂に京津間兩銀行取付け騷ぎ勃發し、數日間全く兩銀行の紙幣市場に通用されず、京津の財界に一大恐慌を惹起するに至れり、其原因眞相は今尙斷定し難きも、政府財政の窮乏極點に達し、政府に多大なる借款融通を爲せる兩銀行の危險說を生ぜるは其最大原因と見るべく、加之煙酒借款續訂交涉略ぼ不調に終りたる爲め、十一月一日及十二月一日に償還支拂すべき煙酒借款の用として、猝かに現銀聚集されたりとの市場假想の現銀拂底說傳はり、更に公債整理案實施說に因る公債市價騰貴は乘じて、一二銀行界の有力者が之を機として盛に公債を賣出し、以て現銀を聚集せりとの風說起り、遂に兩銀行紙幣不信の傳說となりて今回の兌換風潮を惹起せるものなるが、幸にして僅に旬日の恐慌にて沈靜に歸し、十一月十六日より同二十五日に至る迄、中國銀行は一百六十餘萬元、交通銀行は一百二十五萬元の兌換ありたるのみなるも、一時は混亂を極め、兌換請求者の狂號悲鳴喰ふるにものなく、軍警出動して兩銀行を保護するの騷擾を呈出せり、此騷擾中甚しき不評を招きたるは總稅務司アグレン氏にして、政府は之が臨時救濟資金

として關稅餘款六百萬兩の交付を要求し、外交團も事體已むを得ずとし、其意を諒して略ぼ讃同を表せるも、獨りアグレン氏は該餘款は公債整理の擔保となり居れりとの理由の下に頑として其交付に反對を唱へたりしかば、輿論の憤怒を招き、支那新聞は一齊にアグレン氏の職權濫用と同情なきを責め、此騒擾の咎を以て氏に歸し、氏が其財政整理案が容れられざりし爲め、故意に各稅關に對して中交兩銀行紙幣を收用すべからずとの命令を出せるに因り、遂に斯くの如き恐慌を勃發せしめたるなりと謂ひ、更に支那の官吏たる氏が其私の爲に支那の國民を死地に陷れんとせりとて猛烈なる惡罵を浴びせ、氏の行爲の實際斯かる事ありしや否やは知る可らざるも、氏の信用と聲望は之れが爲に著しく失墜せり、而して更に此騒動を誘發せしめたる一原因として支那の財政を共同管理に移さんとせる日本の野心が、華盛頓に於て列國の否む所となりたるに銜み、日本は遂に種々の非常手段を採りて兩銀行中傷の謠言を放ちたりと言ひ、此旨公然京津間の支那紙に掲載され、之に對しては十一月十九日小幡公使より、注意的書函を外交部に送致して其取締方を求めたるが、此造謠は一般に於て何等の首肯をも惹かざりき、此騒擾の沈定に最も効果ありしは北京銀行公會の救濟提議なりき、卽ち騒擾の勃發と同時に同公會は兩銀行の紙幣一千二百萬元を擔保として同額の現銀を、利息一割、期限一個年、期間中兩銀行共紙幣を發行せずとの條件の下に融通することゝし、兩銀行當局との間に契約を締結せりとの風說は、太く一般市場の人心を沈靜せしめたり、雖然此契約が實際締結されたるか否やは不明なるも、當時此會議の開催されたるは事實にして、同公會は之と同時に、曾て報道せるが如き公庫組織を此際實現せしむべく、之を財政當局に提出せるが、這は將來紙幣發行の實權が竟に銀行公會に移らんとするの虞ありとなし、目下財政部に於て審議中にして未だ認可を見るに至らず、此騒擾に對し、各新聞紙は何れも論評を加へたるが、此騒擾原因の各種風說如何を論せず、其主要の原因を其の濫發に歸して、銀行の基礎を鞏固にせざる可らざるを警告し、更に銀行制度の不良を指摘して其改良を痛切に促せり

ノースクリッフ卿の對支觀察

東遊の目的を以て十月二十七日香港に來着せる倫敦タイムス社長ノースクリッフ卿は、同日廣東に赴きて廣東政府の要人と會見し、其結果を大要次の如く倫敦タイムスに通信せり、曰く

大總統孫文氏不在の爲め、余は伍廷芳氏及其他の要路と會見せり、廣東政府は列國が其一國家たるを承認する迄其代表者として王正廷氏を華盛頓會議に派遣せんとする北京政府の要求を拒絶せり、何となれば、他の支那代表三名は北京政府を形成せる親日閥の拘束する指名者のみなればなり、彼等の說に據れば、北支那の代表は東京より指揮せらるゝ北京政府の命令に從て行動する者たるに過ぎずと、熱練なる外國官憲は廣東政府の勢力範圍の如何なるものなるやに就きて種々の說あるべしと雖も、此

主張の全然根據なきものに非らざることに一致せり

更に支那の國際管理問題に就きて

支那は外力を借りるに非らざれば其混亂を脫する事能はざるべしと信ずる者多し、若し華盛頓會議が支那の改造の爲に、日英米の共同提議とならば、支那及米國より反對さるべし、雖然斯くの如き外部の壓迫加はる時、支那の南北及各府の政治家は必らずや密洽すべく、壓力去らば亦爭鬪を開始すべし、紛糾せる支那の現狀は、華盛頓會議が確立せんとする世界の平和に危險なり、故に國際的援助に依る支那の改造が實行し得べきものとせば、少くも華盛頓會議こそ之を爲し得べきものと謂ふを得んと謂ひ、此等の觀察に對して十月三十一日のノース・チャイナ・デーリー・ニュースは「ノースクリッフ卿の爆彈」と題し、次の如き評論を掲げたり

倫敦タイムスに打電されたるノースクリッフ卿の意見は支那の政治並に華盛頓會議に興味を有する一般人士間に評判となれるも、甚だ不人氣なり、北京代表の發言を日本が左右するとの廣東側の主張を其儘踏襲するは如何にやと思はる、又支那時局の改造に關するノースクリック卿の所謂國際援助の提議は、之を華盛頓會議に於て爲さしむるとするも、之に對して公式の保障を與へ、以て支那人間に潛在する排日感情を奬勵するが如きは遺憾なり、支那現下の情勢より其爭鬪を處置するの途は二つあり、卽ち此等の紛擾を全然放任し、支那自身をして其欲するが儘に解決せしむるか、若しくば支那が到底他の援助なくんば解決する能はずとして、之を國際援助に提示するかに在るのみ

と駁せるが、十一月中旬北京に入れるノースクリッフ卿は旅館北京ホテルに於て日支兩國の新聞記者と會見し、個人の意見なりとの前提の下に談じて曰く

余は華盛頓會議に贊成にして、其實際的結果として支那問題も愛蘭問題も解決され得べく、英國の支那に對する態度は友誼的好感を持せり、支那の共同管理說は屢々聞く所なるが、這は恐らく免れ難るべし、實際に就て之を觀るに、支那の現狀は既に或る程度の共同管理下に在り支那の國民は今日日本を學ぶを最も賢明とすべし、日本は最近まで歐米人を聘して諸狀の事を學び、今や鐵道に飛行機に其他に於て歐米を凌駕しつゝあるに非らずや、支那の今日日本に學ぶべきは極めて切實なる必要あるを見る

と氣焰を擧げて日本を稱揚し、越えて十七日北京英米協會の招待會に臨み、演說して曰く

余は北京に於て數年前より斯くの如き英米兩國人の共同聯絡機關の存在し居れるを看て喜びに堪えず、今や既に英語國民の共同一致的自覺の時機は來れり、極東に於て經濟的特權を獲得せんとするの野心なき英米兩國は、唯だ公正なる態度を以て支那の國基を鞏固にし以て文化の發展に努力するの一事あるのみ、余は華盛頓會議に對して當初より英米協同の努力を感取せり、而して今殆ど其感を一層深くせり、日英同盟に對して日本は歐戰中極め

て忠實なりき、されど日本は之に依りて充分に酬はれたり、而して余の信ずる所に據れば今や日英同盟の必要の價値は既に失はれたり、今次の華盛頓會議は各國が何れも平等なる權利を以て、相互和讓の精神に基きて協定せんとするものなり、而して從來米國は極東問題の樞軸たる支那に關して常に日英同盟の爲に牽制されつゝありき日本の現狀は戰前に於ける獨逸に酷似せり、日本の新聞は軍權者の爲に自由の發達を阻害されつゝあり、日本著名の人々中(佐藤中將の如き)米國と開戰の場合を夢想するが如き者あるは實に憐れむべき無智なり、彼等は米國の經濟的能力陸海軍の動員能力を悉らざるなり、而して又濠洲及加奈陀が日英同盟に反對せる實情と關係とを悉らざるに由る、日英同盟は日本の軍權者をして今日の如く强大ならしめたると同時に、一方英國議會は今尙日英同盟の存續に傾けるものゝ如し、若し華盛頓會議に於て英國の代表之を主張することあらんか、英國は其意志に反して米國と疎隔するの結果に逢着せん、假令ハーディング大統領の努力に依りて軍備縮少の協定成立するともそは決して戰爭を根絶し能はざるべし、若し今より以前に於て日英同盟が廢棄されてゐたらんには、太平洋諸國卽ち英米濠洲等は今日よりより以上諒解ある關係に在りしならん、日本軍權者の假想として極東に對する米國の第一根據地はホノルゝのハール軍港なりとせり、此米國の驚くべき施設のあるフイリピンが日本の爲に脅かさるゝが如き場合生じたる時、シンガポールは果して米國海軍の策源地たる能はずとの理由ありや、或る者は米國の經濟的活動が、英の極東就中支那に於ける地盤を破壞し、茲に兩國の衝突を發生すべしと憂ふる者あり、雖然是れ實に杞憂のみ、英人の經濟的能力は斯かる薄弱なるものに非らず、余は熱心に太平洋又支那の永久平和を希望す、而して余は之を實現するの途は唯だ英米兩國が支那に於て相協力するより外なきを言はんとす

と長廣舌を振ひて大喝采を博し、更に次日往訪せる北京リーダーの記者クラーク氏に對し、山東問題に就きて次の如く談せり

戰時中英國民は山東問題に觸れ、或は之を論評すること頗る困難なる狀態に在りき、雖然支那に於て南北一致して主張せる問題は山東問題なり、余は日本滯在中日本は滿洲に於ける日本の希望の阻害されざる限り、山東より撤退するの準備なれり、又山東鐵道をも重大なる條件の下に還付せんとする旨を聞かされたり、又最近英國議會に於て政府委員の答辯に據れば、英國政府は山東問題を以て既に解決されたるものと認め居れるも、余は華盛頓會議が同問題を再問題として討議するに至るべしと思惟しつゝあり

彙報

支那新聞重要記事

外交關係——國內要聞——財政と金融　實業と經濟

外交關係

▲在支獨人と法廷（各報）駐北京獨逸代理公使は上海の會審衙門制度を認めず又外交部に對し獨逸人の租界に於ける訴訟方法を催促したるが頗外交總長は支那は領事裁判權撤消を不日太平洋會議に提出するを以て自ら方法あるべしと答へたり獨逸代理公使は其提案の結果如何は知るべからず結果ありとするも別に特別法院を組織するを要し亦時日を費やすを以て先づ一公平簡易なる方法を講ずべしと要求したるが顧總長は考慮すべしと答へたり（一一七）

▲獨逸の職任恢復（商報）許交涉員は省長公署を經て國務院より海關郵政鹽政等に供職せる獨逸人の地位を恢復し養老金等の支給を繼續する旨の通告に接せり（一一・一四）

▲獨人軍器還附方法（各報）上海交涉員は昨日獨逸人への軍器還附に就き管理特種財產事務局に左の如く通告せり

一、獨人所有の獵銃、拳銃及び其の彈藥は還附すべし

二、個人の小銃及び彈藥並びに軍用物品にして絕對に其の國家軍事上の用に供する能はざるものは取調べの上還附すべし

三、公司或は商店にして其の國家の支配を受け或は各種軍器を買賣する者は沒收す

四、爆發物及び爆發材料は公有私有に論なく還附するを得ず（一〇・二六）

▲各國軍艦の艦隊編成說（商報）北京外交團は長江流域に戰爭絕へず不安のため英艦四隻、佛艦二隻、米艦四隻、日艦六隻、合計十六隻にて一艦隊を編成し英艦隊司令を總司令官とし日本吉田少將を副司令とすと（一一・一）

▲鎭江租界問題力爭（新申報）鎭江の支那人等は同地英國工部局の所爲に反對し鎭江商會は前日北京外交部に交涉方を求むる電報を發したるも未だ何等の回答なきより代表二人を上海に派し全國商會及び各團體に對し力爭を依賴し居れるが彼等の言に依れば鎭江租界は前淸咸豐十一年地域を劃定し沿江一帶に四丈の公路を留め租界內に屬せしめざることゝなり居れるに英國工部局は租界を越へ公路に布告を貼りて任意に罰を加へ復た江口の交通を阻止し船隻に稅金を課し又た最近に至り支那官憲とは何等の交涉を行はずして大江に達する溝を堀り支那人に對しても其の費用の補助を求めたり斯る行爲を不問に附せば支那沿海松江各口岸は此の例に倣ひ國土蠶食さるべしと云ふに在り（一〇・二四）

▲顏總長渡米中止（各報）昨十五日上海を出發せる北京政府派遣の太平洋會議第二次代表團は僅かに交通部專門委員章祖及び代表團諮議楊天驥の兩人にして外交總長顏惠慶は橫濱に赴きて同地より乘船する筈なりしも昨朝上海政界の得たる外交部よりの來電によれば顏は渡米せざることゝなり外交書類は楊天驥が携帶せりと、顏と同行する筈なりし施紹常錢泰の兩司長も亦た渡米せず僅かに高等顧問周自齊が家族同伴にて橫濱よりエムプレスオブルシア號に乘り込む筈なり（一〇・一六）

國內要聞

▲司法條例發布（新聞報）十四日命令を以て刑事訴訟條例及施行條例を公布し又た刑事訴訟條例及施行條例を明年元旦より先づ東省特別法院に施行することゝし前次公布せる民事訴訟法草案を民事訴訟法條例草案と改稱し本法の文字は改めて本條例とし尙國會成立の時提議して議決すべしと（一一・一五）

▲財政總長交迭の經緯（各報）十月二十八日大總統命令を以て李士偉財政長解職と高凌霨の財政總長任命を發表せらる此次靳總理の復職と同時に潘復代理總長の財長昇任を傳へられたるも尙其の實現を見ずして止めり勿論潘復は其の總長就任に付き屢々勸說せられたるも四圍の情況を顧みて就任

ず政府は遂に高凌蔚農商次長を財政總長に昇任せしむべく種々運動し張作霖將軍の意見を徵したるに曾經成せしかば靳總理の同意を得て遂に昨日の命令となれり高凌蔚は天津人にして前清擧人出身にして光緒三十四年湖南提學使に宣統二年湖南布政使に昇任し三年春間官を辭したるが第一革命に方りて上海に難を避け後共和黨の幹事に就任して盡力する處あり民國六年九月臨時參議員に任ぜられ爾來政界に遊泳して今日に至れり學識もあり人物も溫厚の人なり

靳雲鵬と潘復との間は其の私的關係に於て極めて密接なる關係あるを以て此の兩者は從つて政治的に於ても離るべからざる因緣あり然れども此の財政困難の際に不評なる潘復を親任し進んで財政總長に昇任する時は各方面の反感を買ひて困難を增加するのみなれば靳總理は他方面より總長を得べく物色せる譯なり（一〇・二九）

▲新國會開設問題の現狀　（北通）　孫文の北伐聲勢日に盛大と共に北京政府にては對應の策を講ずる爲め計畫の種々あり就中北京政府は民意機關なき缺ぐ事缺點とせらる近來靳總理は極力國會の開設に餘念なし今此の第三期議員の開會運動と各方面との關係につき某消息通は語りて曰く目下新國會議員は一に靳總理の當初よりの政策に信賴し一に靳總理を唯一の賴みの綱として開設運動に奔走中なり斯くて靳總理は今次復職するや先づ未だ議員選出せざる當局に對しては初選を已に初選を經たる當局には復選を督促して一日も早く議員の選出すべきを通電せるも如何ぜん中央の威信全く地を拂へる今日靳總理が幾許の効果を齎すや甚だ疑問なし抑も靳總理が復職後銳意國會開設に努力するに至れる原因は勿論其の當初聲明政策の貫徹にあるも新議員等が北京に通信所を設置すると共に奉天張作霖に對して國會開會の促進を運動せる結果張作霖は靳總理に對し一電を發して曰く商教聯合會は上海に於て國是會議を開かん事を運動中なり此の會成立せば政府に不利なり故に速に第三期國會を召集して合法の民意機關たらしめ法律上無根據の民意を抑壓せられたしと云々靳總理は此の張作霖の電報を受取りてより益々國會開設に熱心の度を加へたり然して其の議員と張作霖との關係を結べるは奉天選出議員にして安福派の一有力者たりし劉恩格其人なり劉恩格は安福派の一連將にして當時王揖唐の旅殷なり劉は此の第三期國會開設に至らば衆議院議長を以て自任し議員間の牛耳を握れり

新國會と奉天との關係斯の如くなるを以て直隸派は甚だ不安を抱き新國會開設に對しては暗々裡に反對の態度を示すに至れり斯る事情の下に直隸の勢力範の各省は議員の選擧を行はず然して直隸系は吳佩孚が廬山會議に依り西南と歡を通ずべく計劃せるを以て新國會の成立に多くの望みを有せざりしが吳佩孚の廬山會議も遂に模糊の間に葬られ去り吳佩孚は全然西南との歡交に失敗せしかば議員連は機乘すべしとなし吳佩孚に對して國會成立の上は曹錕を眞先に副總統に選擧することを條件として新國會成立に盡力ありたしと交渉しければ吳佩孚も贊成したり更に奉天系は劉恩格議長候補も靳總理の斡旋の結果之を直隸系に讓る事となり劉恩格は寥哈爾興和道尹に任命せり道尹は其位低きが如くなるも機を得て省長に轉任せしむることを含めて劉恩格を承認せしめ議長は直隸系の逸靖守に與ふる筈なりと直隸系は副總統と議長の二席を得る事の條件の下に其勢力範圍たる直隸、河南、湖北、江西、陝西諸省の議員選擧を開始する事となれり此間議員連の苦心極めて大なるものあり又議員中には南方と關係あるものありて若し北京に國會開設を得ざれば廣東政府に忠勤せんことを企圖して北京政府の國會開設を促進するの具となすものありて北京政府も極力國會開設に努力することゝなれり

直隸系の勢力範圍が愈選擧を終れば國會開會の法定數を滿たす事を得る筈なれば國會は成立する見込み立ちたる譯なり但し何時其の成立を見るや時期は後測し難きも議員連は明年一月には成立せしむる意氣込にて奔走中なり（一一・四）

▲吳佩孚の對四川策　（申報）　張紹曾、曹少珊は二十八日岳州に赴き吳佩孚を迎へ時局を交涉す湖北西部施南は尙ほ肅淸せず湖北本營は巴東に在り兵を三路に分ち進み中路は趙荃部下を以て恩施を攻め前線は已に高店子を過ぎ建始を距る遠からず四川の潘正道部下は建始に據りて禦ぎ連日戰爭あり左路は盧金山部下を以て鶴山峰を攻め四川湯子謨藍文蔚兩部下之を禦ぐ右路は孫傳芳部下を以て利川を攻め唐式遵部下と激戰し勝負未詳なり聞く唐の部下は謀反して長陽を攻め四川第三旅亦唐と協同し巴東を攻めたりと一說には劉湘より解散されたる但懋卒部下一團は巫峽に集まり吳は軍艦を以て封鎖せりと又た一說には巴東上流大支坪に在り時を待て再擧すべしと（一〇・二

九）

▲庫倫活佛の內向條件（各報）外蒙古の擧加活佛は駐露經略使張作霖に對し庫倫の露國人より挾制されたる情形及び活佛の北京に傾向せる誠意を告げ並びに活佛は今後絕對に露國人と關係を斷絕し北京政府の治化に服從することを申出で左の各條件の承認を求めたり

一、活佛は歷史上の尊嚴を保全する爲め內向の後活佛の尊嚴を廢除するを得ず

二、庫倫は歷代佛租繼承の地にして蒙民は目して神聖の區となすを以て內向後局勢の如何に變動するに論無く活佛に他地への遷移を命ずるを得ず

三、內向後政府は須らく特殊の待遇を加へ藉つて以て活佛の尊嚴を維持すべし其條件は別に訂決す

四、軍興以來用ひたる軍費は正式費用となし政府より負擔すべし

五、此次の變雖は全く露國人の脅迫を受けたるものなれば活佛を擧亂の禍首と認むるを得ず

六、活佛は內向後須らく內蒙王公と同等の待遇を受くべし

七、借る所の外債は政府は須らく一律承認すべし

八、內向後政府は須らく相當の兵力を出し赤塔政府の蒙古に於ける勢力を驅逐すべし

九、外人の侵略を防止する爲め須らく外蒙は蒙軍を編練し軍費は政府より撥給すべし

十、庫倫の內政に關しては政府は須らく消極の手段を以て扶助し漸改良するを得せしむべし

此外尙數ケ條あるも內容明かならず張作霖は之が爲め經略使署に各重要人を召集し逐一討論したる上經略使左參贊李垣に之を提携せしめ北京に赴き總統府國務院に至し回答を求めしめたり近く何等か新消息の發表あるべしと期待され居れり（一〇・三〇）

▲聯省自治協會の發起（申報）聯省自治に熱心なる徐佛蘇湯漪予等は北京上海の各界同志を集め一聯省自治協會を發起し聯省憲國の具體辦法を研究し以て國家根本の組織を定めんとし着手既に久しかりしが近來贊成加入者從來さを以て不日正式に發起し宣言を發表すべしと（一〇・二〇）

財政と經濟

▲財政の窮狀（申報）要求額に對し未だ拂ぜざるもの七十五件の多きに逾し其の總額一億五千餘萬なり本年は三千五百萬あるにあらざれば過ごす能はず本月は五百萬あるにあらざれば荷進する能はず此れ責任を負ふ者の言にして揣衡戰にあらざるなり（一一・一六）

▲鹽稅剩餘金の現狀（申報）公使團消息、九月分の鹽稅剩餘金は四百九十八萬中百五十萬は內債支拂、百五十萬は外國銀行債支拂、七十七萬は特種庫券支拂、三十六萬湖北福慈直隸水利借款支拂、八十五萬は支那各銀行立替金支拂政府は一文も取るを得ずと（一〇・一九）

▲支那銀團と稅務司（申報）支那銀團及び稅務司は目前の財政救濟方法を會商しアクレン三條件を主張せり（一）以後財政は支那銀團と稅務司より出入を嚴査す（二）財政部は冗費を減縮す（三）別に財源を求め正確なる公債を發行し十年公債を取消す（一一・三）

▲所得稅否認の呈請（新申報）過日の全國商會總聯合會には各方面より所得稅否認の提案ありたるが同會は昨年通過の議決原案と同樣否認の決議をなし理由七ケ條を北京政府へ通告したるが左の如し

一、所得稅は本身上不公平の點は切實に改正すべし

二、一切の舊稅を廢止し工商保護政策を實行すべし

三、所得稅法の用途は確實に人民に監察の權を與ふべし

四、豫算を實行し警政社會の改良に注意し統計ある時にすべし

五、所得稅を以て外債を抵當借款せざる事を聲明すべし

六、政府舉行の新稅は合法の豫算案に列入すべし

七、政府が義兵及び各項糜費の節省を實行する以前人民は此の新稅を承認し此に關れ無き浪費に借する能はず（一一・一一）

▲厘金收入の調査（新聞報）全國商會聯合會は統厘加稅は商民切身の利害關係ありとし歷年の厘金の收入を詳細に調査したる所によりば左の如し

▲民國元年全國厘金總收入三千六百五十八萬四千元▲二年三千六百八十八萬二千八百元▲三年三千四百十八萬六千元▲五年、四千〇二十九萬元▲八

年、三千九百二十五萬一千五百元

▲厘金局卡數　江蘇五十八ヶ所▲江西四十七ヶ所▲雲南四十四ヶ所貴州四十四ヶ所▲福建四十五ヶ處▲甘肅四十三ヶ所▲山西四十二ヶ所▲浙江四十二ヶ所▲安徽四十三ヶ所▲奉天三十四ヶ所▲陝西三十ヶ所▲河南三十二ヶ所▲黑龍江三十一ヶ所▲湖南三十四ヶ所▲廣西三十ヶ所▲吉林二十七ヶ所▲四川二十ヶ所▲湖北二十五ヶ所▲廣東二十九ヶ所▲直隸十五ヶ所▲新疆十一ヶ所▲山東十ヶ所▲其の他の各省は確數を未だ調査せず其の他の各會へ報告を促し居れり(一〇・三〇)

▲期限滿了の借款　(申報)　天津華法借款三十萬は本月期限着支拂ふべきもの三十萬、交通部の滙業銀行に借りし日本金三十萬は三箇月延期、中孚銀行の十萬又三箇月延期、金融公債二十四萬、交通銀行抵借現金十二萬、交通銀行株券四十八萬、某銀行に向つて抵當三十萬あり、財政部は交通部に向つて四十萬の流用を求むるも法なく、金融債四十萬を附與し財政部の交通部より借りし金融債二百萬は利息今に支拂はず、交通部は連日各鐵道の送金を催促しつゝあり、其窘迫を見るべし(一〇・一七)

▲中興借款　(申報)　潘復は中興公記に向つて三十三萬を借款せり(一〇・二四)

▲烟酒借款問題の情勢　(申報)　烟酒借款契約は現に手取九四ヶ八九と改め徐恩元とアポット間に定め稽核所より毎月十萬の稅金を提し公府用に供す、張壽齡は已に調印を承諾したりと、銀行界の消息によれば十二日夜已に調印されたりと云ひ一說によれば靳雲鶚休暇中潘復獨り調印する譯に行かず故に靳の出勤を俟つて此借款は始めて成功すべしといふ又十四日銀行公會は烟酒借款反對の爲め代表を擧げてアポットに面會し阻止を勸めしめたり調印近きに在りとの報を聞きたる爲めなり、總額は千五百萬弗なり又佛代理公使も亦政府に向つて抗議し鉄渝墊款は烟草稅を指定して抵當とし佛國に優先權あり支那政府にして若し何國に拘らず、烟酒稅借款を訂結する場合は佛國の同意を取得するの必要ありと(一〇・一六)

▲煙酒借款轉移協議　(申報)　烟酒借款は銀行公會調停し債權轉移方法を擬せり(一)シカゴ大陸銀行借款及利子千二百萬弗は返濟を實行す(二)別に米國銀團に向つて以上の額を借りアポットに交付す(三)米銀團新借款は烟酒を以つて擔保とせずして支那銀團共同して其の信用を擔保とす(四)新借款はアポットに返濟すべき元利に適合するを以てし一文の現金も與へず然れども米銀團及アポットは何れも同意せず(二・四)

▲國務卿の支那政府に對する警告　(新申報)　政府は米國務卿ヒューズの嚴重なる警告を認否すと雖も米公使館を訪へば確かにヒューズの電に接し政府に轉囑せしめたり只だ外間に傳はる辭とは稍々相違あり茲に某方面より米國務院一日米公使に致せる原文を譯せば左の如し

茲にシカゴ大陸銀行の呈稱によれば支那政府借款は十一月一日期限到着せるも違約元利を返す能はずとあり交涉遷れて此時に至りて終止す本院は卽ち支那政府在米の信用を挽救し喪失せしめざらんと欲するも恐らくは濟はれざるべし但し執事は最も速かなる時間内に於て極力法を設け支那當局をして明白に了解せしめ速かに補救方法を圖れば或は稍支那の信用を本國市場に留め並に其失信の嫌減少すべし或は其れ手續の錯誤の致す所として牛ば認められんか若し然らずんば其結果は必ず本國の金融市場をして支那に對する放資を無期に拒絶せしむることゝなる執事は更ちに一步を進めて支那當局に警告せられ度し若し時に乘じ期限着の債務を償還せざれば必ず吾輩をして深く支那政府の權力に缺乏し並に責任心に缺乏せるを思はしめ將來華府會議に於て支那の國際地位上必ず大不利なりと(一一・一一)

實業と經濟

商敎聯合會記事　(二)

▲全國敎敎聯合會第四日會議　(各報)　全國商敎聯席會議第四日は昨十五日午後二時より開かれたり先づ烟酒借款反對案を議し北京國務院財政部に對し反對電を發する事を議決し次で民國會議組織案を議したるが十七日決することゝなり散會したり(一〇・一六)

▲商敎聯合會議第五日　(各報)　商敎聯席會議第五日目は昨日午後三時より開會沈信卿は最近の消息によれば外交總長顏惠慶は太平洋會議に出席せず駐米公使施肇基が主席たる傾向あるが果して事實とならば外交は頗る危

險なり是れ施肇基と駐英公使顧維鈞は外交方面に於ける信仰同じからず留米學生は絶對に施に滿足せず施は穩靜態度を取り米國人の活動天性と同じからざるが爲めなり故に施が首席たらば國民代表は活動し難きを以て顧維鈞を首席とするよう北京政府に電請すべしと唱へ左の電報を發することに決定せり

華府會議に顏外交總長が出席し能はざれば首席代表は宜しく愼選し以て外交を重んずべし顧維鈞公使は巴里會議に於て頗る聲望を著はし且つ曾つて國際委員會長に選ばれたれば速かに任命し以て誤を貽すを免かれたし

次ぎに國民會議案を議したるか此案に就きては（一）國民會議（二）國是會議（三）國民代表會議の三種の名稱提議されたるが沈信卿は國民代表會議を組織し進んで國是會議となすを最も好しと主張し此の案は重大なれば審査に附し一日を期して延長すべしとの議出でたるが贊成者少數にて當夜審査會を開くことに決定されたり次で商教聯合會の執行委員會織案組格附議され同執行委員は國民代表の後盾となすものにて太平洋會議終了まで上海に設置することに決定せり次で商教兩界共同利害關係の提案は討論の必要なしと認め多數の主張によりて撤消されたり尙ほ今日は午前中に會議を開き國是會議審査の結果を討議し午後閉會式を行ふに決定したり（一一・一七）

▲國是會議組織案通過　（各報）　全國商教聯合會議は昨日午前十一時より第六次會議を開會す主席嘉雲臺には昨夜の國是會議組織案と公團代表會議案の審査會の結果を報告せり左の如し

十月十六日大會より交付せる國是會議案及び公團代表會議解決國是組織法草案を合併審査したるが審査の結果國是會議一案に對しては本聯合會議より發起し各省議會、各省區商會、教育會、農會、銀行公會、律師公會、報界聯合會の諸團體に通電して同意を徵求し全國公團代表會議の國是組織法解決一案は參考の價値ありと認め並びに上列の各團體に郵送し以て參考に備ふべしと決定せり

而して國是會議組織の必要に就きては又た全體の贊成を以て通過し又た各團體の中に工會を加ふべしとの議も出でたるが少數にて通過せず次いで聯合會議の議決せる對內對外の兩宣言は新聞紙上には已に發表されたるも未だ正式に發表されざるを以て聯合會議の印章を捺し對外は外交團各駐外公使、各外國新聞社に、對內は北京、廣州兩處及び國務院、各省督軍省長各新聞社に分送することを決議し次に一二〇事を議したる後閉會式を行へり

▲國是會議組織原案　國是會議は下列の各法團より之を組織することを主張す　省議會、商會、教育會、農會、銀行公會、律師公會、報界聯合會とす　全國商會聯合會全國教育會聯合會の名義を以て各省七團體に通告し同意を徵集し若し過半數の贊成あらば七團體より起草委員を推擧し上海に於て國是會議起草委員會組の織大會を議定し期を定めて召集す

▲全國公團代表會議解決國是原案

第一條　本會は內爭を勸息し國是商議し中華民國をして安全穩固ならしむるを宗旨とす

第二條　本會は全國公團代表會議解決國是と定名とす

第三條　議事範圍規定左の如し

（甲）憲法問題　（乙）善後問題

第四條　本會々議代表は下列の各公團體より之を選派す

（一）各省區省議會は各代表二人を選派す（二）各省區各總商會は各代表二人を選派す（三）各省區省教育會は各代表二人を選派す（四）各省區省農會は各代表二人を選派す（五）各省區の既に成立せる省工會は各代表二人を選派す（六）全國銀行公會は代表四人を合派す（七）滿蒙回藏各公會は各代表二人を選派す

第五條　各公團の代表選派手續は各公團にて會內の習慣に按照し之を自行決定するを得

第六條　本會は全國商教聯席會駐滬本務所を籌備機關として各省代表派定後該事務所に報告すべし

第七條　本會は民國十一年一月一日を定めて上海に正式開會す

第八條　本會は全國各代表過半數の到著後開議し其の表決權は每會一權とす

第九條　本會々期は一ケ月とし若し時間不足せば之を延長するを得

第十條　本會議の經費は各省より分擔す

第十一條　本會は大會に公決し全國の碩學名流を聘して顧問となすことを得但し每省一人を以て限りとす

第十二條　本章程は議決を經たる後各省區各公團に通電し贊成施行す

第十三條　本會議の議事細則は別に之を定む

▲國是會議通電　聯席會議が議決に從つて國是會議組織に就き各省七團體に發したる通電は左の如し

我が國民の水深火熱に苦しむこと久し政治紊亂し法律効を失し兵戈場に滿ち災疫頻りに至り國和民生絶えざること繩の如し共和國家の主權は民に在ること載せて約法に在り乃ち竟に其の擁殘に藐や督責を加へざれば吾民は其れ何を以てか自から解かん我が各公團同人は分子を論ずれば均しく國民に屬し團體を論ずれば各々重責を負ふ死生命を同ふし利害相關す互助の精神に本づき救亡の大計を計るべし玆の危局に鑑み諒ふに同情を表せん本聯席會議は全國商界教育界代表を合して上海に於て開會し貴會等の聯合して較大の組織をなし協力を策して以て顚危を拯ひ衆思を集めて以て國是を謀ることを議決せり若し贊同を荷らば十二月二十日以前に於て上海總商會本會議駐滬辦事處に覆答されたし贊同者の半數以上を得るを俟ちて再び通告を行ひ代表を推して上海に集め組織及び進行方法を共商すべし倘ほ浙江省教育會提出の辦法草案一通を別に郵送し以て參考に備ふ（一〇・一八）

▲全支商業聯合會續會記事

商教聯合會閉會後全國商會聯合會は引續き單獨大會を十月十一日に繼續して開會したるが其重なる決議事項等略左の如し

▲全國商會聯合會は日下上海に於て開會中なるが昨十八日は

一、各項災振附捐を截留して各省災振に交辨する案（嘉興提出）

二、振災の捐を精査し並びに期を限りて截止する案（武進提出）

三、附捐を截留して本省振災の用途に供する案（鎭江提出）

四、商會は第二十四條の但書を刪改する案（安吉提出）

五、商設商會改組案（海寧提出）

六、酒證貼は法に依り商會と改むる案（泗澤提出）

の六案附議されたるが（一）より（三）は同種類のものなりとて一括して審査に附し又た四より六までも一括して審査に附することゝなれり（一〇・一九）

▲全國商會聯合會は十月十九日も開會されたるが（一）全國商團（義勇隊）組織法草案（二）商團改辨武裝警察案（三）各高等の市政を商人の自辨に歸する案を一併して審査に附することに決し（一）駐外國商務調査專員派設案（二）駐外領は宜しく人表に注意し商務報告は隨時各商會に發交して研究せしむる案は合併して討論の結果書記長をして稿案を作らしめたる上更らに討論することゝなれり次に紹興商會加入案は全體起立して可決し最重慶を支那代表に推し次期開會の際列席せしめ經費は全國商會にて負擔することを決定せり次に備案濟予の商標は保險辨法を訂すべき案を可決し次で公司證丹辨法改正案を可決し次に國會會議に商界議員增加を政府に要求する案は稿案を作りたる上再議することゝなり次に各縣各種獎券を一律に停止せしめ並びに永遠發行禁止を內務部に呈陳する案は一致贊成の上、審査に附するに決し次に外國銀行の國內に於ける紙幣發行に關し政府に嚴重取締りを請ふ案は嚴重にする爲め提議者より保留を聲明し次に支那烟酒稅則統一案は審査に附することゝなれり倘ほ同會は烟酒借款の事に就き過日全國烟酒事務署に質問電を發したるが同署より未だ烟酒借款の事に與關せずとの回答來れり（一〇・二〇）

▲全國商會聯合會は二十日引續き開會せらる

（一）外債複雜なるを以て速かに整理を實行すべき案　審査に附せらる

（二）國庫券は直ちに現銀に兌換することを請ふ案　現案に根據して呈請の二案を記載したる上更らに討論するに決定

（三）輕質銅貨取締案　審査に附せらる

（四）所得稅緩辨印花稅新法停止を請ひ並びに銅元と停鑄し外省の搬運入に禁止を請ふ案　前案と合併して審査に附せらる

（五）土布免稅案　免稅期延長を呈請することに決定

（六）牙帖捐籃定劃一辨法案　審査に附せらる

（七）海關苛稅整頓案　審査に附せらる

（八）青浦縣酒商會實設の暫免を請ふ案　可決

（九）蕪湖新關南卡病商病民擬催遷移案　第七案に併入

（十）廈門英國越界交涉案

（十一）政府に商標保護並びに勸業會舉行を請ふ案　可決

（十二）長江漆厘に關する案　可決

（十三）電報局が商人電報に對し故意に遲誤するに就き交通部に質問する案　可決

（十四）交易所取締を請ふ案

（十五）江蘇全省商界聯合會議決算法に根據し大會の同意を請ひ合力進行す

る案

（十六）全國開會地を確定し常駐辦事人員を派遣し聯合會の價値を維持する案

右何れも審査に附せらる（一〇・二一）

▲全國國會聯合會は昨日開會　審査報告

（一）鹽商取締案　は各省商會にて各地裁撤すべき各卡を調査の上省事務所を經て本聯合に報告し北京財政部に其の裁撤を求むることに決定

（二）印花稅案　は參議院の議決せる印花稅法は各商會均しく承認せるを以て反對する譯に行かず然れども以後命令を以て法律を變改せんとするに對しては極力反對することに決定

提議事件　（一）大布免稅延期請願案　は依然大布に關する議決案に照して辦理することに議決

（二）商會法及公斷處章程修正請願案　は審査に附せらる

（三）幣制統一し洋を以て本體とし銅元を停鑄する案　は審査に附せらる

（四）航商保護案　は原案通過內容は海軍部に軍船を請して保護せんことを請ふものなり

（五）汽船が川江を航行して民船屢次浪波に遭む生命貨財を損失する案　は外交部に打電し各國公使を經て各國の重慶領事及巡江司に汽船取締法を注意せしむることに議決

（六）工商學校普設案　は一方政府に擧辦を請ひ一面各省が自から情形を酌量して分別進行することに議決

（七）實業廳を裁併し省署に改隸せしむる案　は原案保留に議決

（八）太平洋會議代表に國定稅率を力爭すべく慫慂する緊急動議案は以前提出されたる同種性質の案件に併歸することに議決

尙ほ當日は臨時動議として日本が山東問題につき第二回覺書を提出したるを以て政府に對し一警告をなすべしと提議したるものあり左の如き電報を發することに決定し同夜打電したり

日本の回答文外交部に對し我國の主張に對し完全に拒絶せり遠かに支那代表に打電し日本の青島を取れる時の完全交換聲明及び我が國の未だ對獨和條約に調印せざる理由に根據し同案を太平洋會議の仲裁に提交さるやう訓示されたし再び遊移して奸計に墮る勿れ（一〇・二四）

▲全國商會聯合會議審査報告左の如し

審査報告　（第一案）所得稅案は通過

（第二案）　印花稅加貼案は審査通り通過

（第三案）　烟酒稅統一案は通過

（第四案）　銀元本位改用案は一面政府に幣制統一實行を請ひ一面各省錢店に洋價銀價平計辦法を商議せんことを報告することゝして通過

（第五案）　彩票禁止案　政府に彩票禁止を要求すると共に各省商會は官廳を協助して切實に勸禁することゝして通過

（第六案）　本聯合會開會地點確定及び常駐人員聘用案は別に同種類の提案ありたるを以て討論を延期されたり

（第七案）　商團組織法草案は更に審査に附すことゝなる

（第八案）　牙帖捐稅劃一案は審査案に稍々修正を加へて通過

（第九案）　雲南交涉案三件は審査報告の印刷完からざるため延期

（第十案）　商會法修正案商會法第二十四條及び第四條第二項の二種を修正するものにて各地商會は其他の習慣に照らして改組せしむるを得ざしむるものにて通過

（第十一案）　輕質銅元取締案は政府に對し各省に輕質銅元鑄造停止方を訓令し並びに私鑄及び私運を嚴禁せんことを電請するものにて通過（一〇・一六）

▲全國商會聯合會議二十六日の決議及審査報告左の如し

審査報告（第一案）　雲南と佛國との交涉案三件は（一）は政府に佛國領事の安南に於ける通過稅捐收停止を請ふ案にして審査通り通過し（二）は政府に佛國商人と前に訂せる廣東廣西雲南三省礦約を解除し國人の自辦に歸することを請ふ案にして政府に原約を宣布し本聯合會辦事處に交附して討議せしめんことを請ふに決定し（三）は佛國商人との飲酒賭約を廢止する案にして審査通り通過せり

（第二案）　總事務所恢復案は全國商會總事務所を上海總商會內に設くることを通過したり

（第三案）　本聯合會開會地點を確定及び常駐辦事員を聘用する案は各省よ

り一人宛の幹事を挙げ其中より常務幹事三人を推すことゝして通過

（第四案）　交易所取締案　は本所にて本所株を買買する能はずとの一項を補充して通過

（第五案）　商團組織法第二次報告　は民國六年三月の商團組織大綱原案を維持する事と通過

引き續き四川省重慶商會の提出せる外人の内河川航行取締案及び外人の通商口岸に於ける洋行設立案其他五案は均しく前案に合併して辨理することゝなれり又た主席は吉林總廵案の商約修正に關する一件は明年の大會に於て議すべき旨を報告し又た北京に人を派して國債及び振款の數目を査核せしむることは張公權を上京せしむる事に決定し終つて一同は國旗に向つて三鞠躬禮を行ひ閉會したり（一〇・二七）

▲支獨井陘礦問題　支獨井陘礦問題に就き外交部獨國公使の照會に接し整理方法未確定前のあらゆる獨逸人株金は提用すべからずと要求せり外交部は同礦は以前支獨合辦に係る政府は株金を動用する權あり提する所即ち獨逸株と認むる譯に行かずと答へたり（二十六日申報北京）▽德華銀行に就き獨公使は同行の帳簿を先づ返へさんことを求めたれども財政部は時機にあらずと答へたり（一〇・二七）

日本新聞重要電報（大正十年十月中）

外交關係

▲日支會巡辨法可決　（北京東方二十九日發）二十九日の閣議に於て最に外交部より提出されたる日支會巡辨法十四箇條及び犯人引渡し辨法五箇條を可決し張作霖氏に對し其の旨電報せり聞く所に據れば日支間の交渉は主として奉天に於て行はる可しと云ふ（時事十月一日）

▲葡國に謝罪要求　（上海電報二日發東方通信）支那側に達せる香港來電によれば澳門事件に就き廣東政府は葡國に左の四項を要求した

一、葡國軍艦が先に發砲せるにより廣東政府に謝意を表すべし

二、該軍艦の士官を處分すべし

三、如何なる船舶たるを論ぜず支那領土の銀坑礁仔地方を航行するを得ず

四、澳門は期限を定めて賭博を禁止すべし（東京日日十月四日）

▲對露要求決定　（九日北京特派員發）外交部は會議の結果左記四箇條をチ政府に向つて要求するに決せりと

一、外蒙古内の赤軍を無條件にて撤退すること

二、松花江黑龍江の航行權を擴し速かに一地方的取極めを行ひ之に代ふること

三、支那政府領土内に過激主義の宣傳を爲さゞること

四、通商問題は列國がチ政府を承認するを待つて交渉を開始すること（東京朝日十月十日）

▲日本抗議反駁　（十一日上海特派員發）日本の無線電信抗議に對し支那政府は近く回答をなさんとなし居れるが其趣意は三井との無電契約後既に數年を經過したるに未だ工事完成せず故に米支締約につき其束縛を受くる理由なしと云ふにあり（東京朝日十月十三日）

▲露支交涉近く再開　（十二日北京特派員發）極東共和國と支那との通商問題は今週中に外交部とチ政府代表アがレフ氏との間に再開さるべしユーリン氏來京以來支那が斯く乘氣となれる理由は一は日露大連會議に刺戟されたると一は東支鐵道の問題が太平洋會議の議題たるを免れ難き傾向あるに對し會議前に露支兩國間の特殊問題として解決し得る限りを解決し問題の紛糾を防がんとするにあるものゝ如し而して支那側が一般通商開始の前提條件として從來主張し來れる庫倫還付問題は近く張作霖氏をして滿洲に於てチ側と徹兵問題を商議せしむると共に一方庫倫の赤軍が元勞農政府の直轄軍隊に屬しチ政府とは管轄違ひにある關係上勞農政府との直接交渉に依つて初めて滿足なる解決を得べしと期待されつゝあり右代表は既にチに到着しチ政府と打合せ中なりと傳へらるゝが代表來京の上はチ代表と共に相當の待遇を與ふる筈にて支那政府の意嚮は勞農政府並にチ政府との間に同時に交渉を進むることに依り廣汎なる露支間の諸問題を根本的に解決せんとするにあるものなりと（東京朝日十月十四日）

▲顏外相渡米中止　（上海東方十六日發）國聞通信所報に據れば十五日

當地支那側某所に外交部より達せる消息に依れば顧總長は愈々渡米せざることに決定せりと同氏が携帶す可き各種の外國文書は十五日當地を出發せる楊天驥氏携帶せり顧氏渡米中止の原因は經費問題と政治關係にあるものゝ如しと尙ほ高等顧問周自齊氏は横濱よりエンプレス、オブ、ロシア號にて渡米の筈（時事十月十七日）

▲露支通商條件　（二十日北京特派員發）莫斯科駐在領事陳廣平氏よりの報告によれば勞農政府は同領事を通じて左の條件を以て對支通商を開始せん事を要求せりと

一、支那政府が通商を許可するに於ては莫斯科政府は支那居留民優待條件十五箇條を全部實行す

二、支那物産の輸入稅を免除す

三、船舶及び鐵道の運賃を半減す（東京朝日十月二十二日）

▲支那顧問陳述書　（廿二日國際直電ホノルル發）華盛頓會議に於ける支那代表の重なる專門的顧問の一なる外交部參事官張全氏は支那委員一行九十五名と共に汽船ハウキー號にて當地に到着したり到着匆々張氏は一の陳述書を發表して曰く

支那四億の民衆は日本を以て東洋の平和を危からしむる最も危險なる唯一の原動力なりと看做し居れり支那は支那に於ける前獨領所有物はヴェルサイユ條約の條規に據り支那の所有に復歸すべきものと主張するものにして山東に關しては何等商議すべきものなし華盛頓會議に參加すべき吾等委員一同は該會議に對し公明なる態度を持すべし吾等は率直に吾等の要求を主張し又極東に於ける日本の企圖に關する吾等の見解に就き飽くまで歐米委員をして誤解なからしむるに努むべし、吾等は日本が山東より手を引き二十一箇條の要求を撤回し且つ目下日本兵が駐屯せる支那領土よりその兵を撤退することを斷乎として主張すべし日本が山東に留ることを許さゝる限り東洋延いては世界の平和は到底安固を期することは能はずと支那は恩惠するものなり吾人は日本人に就き樣々の經驗を重たる結果日本は信ずるに足らずと言ふ堅固なる信念を抱くに至れりと張氏は更に日本參謀本部は支那の南北を離離し各省督軍を間諜し以て支那の統一を阻止する政策を執りつゝありと難じたり（東京朝日十月二十三日）

▲露支鐵道合併問題　（浦潮特電廿二日發）東支鐵道局が浦潮政府と交渉し烏蘇里鐵道を合併せんとするに關しチタ政府は支那政府に對し最後通牒を送りし之露國財産の掠奪なりと抗議し交渉中止を要求し東支線長官オストロモフ烏蘇里線長官カチエンコを歸人と見做すと云ひたりと云ふ尙ほ右合併問題に關しては東支鐵道浦潮商業部長フアラノフは斷然として之を否定せり（時事十月二十三日）

▲山東問題は解決されてゐる　（倫敦電報二十六日發國際直電）聯立自由黨議員ケニヨン氏は下院に於て質問して曰く

山東問題に關し巴里講和會議に於て日本が主張した根據となつてゐる秘密協約を英國は尙遵守せねばならぬのであるか或は其後事情が變つたので此問題に關し英國はその態度を變更したのか

と院內總務チエンバーレン氏は之に答へて曰く

英國政府の關する限りに於ては山東問題はヴェルサイユ講和條約の規定で解決されてゐる（東京日十月二十七日）

▲顧總長辯明す　（二十六日北京特派員發）二十六日午後外交部を訪へる國民外交協會代表者の質問に對し顧總長は左の如く答辯せり

山東問題に關する日本の第二次通牒に對しては勿論兩度反駁を加ふべし小幡公使に對して余（顧總長）が直接交涉希望の意思表示をなせりと云ふ事實は本年五月小幡公使が歸國に際し個人の資格を以て直接交涉を希望せるに對し余も個人の資格を以て支那も亦山東案の速に解決せんことを希望し且日本が無條件に還付せんことを希望する旨答へたる迄のことにて一般私人の談は元より外交上の根據とするに足らず又北京政府が日本に對し山東還付條件を暗示せりと認ふるは當らず道は當時巴里條約研究會より山東に案關し八箇條の善後策を建議したる事實あり右建議書の一部は陸軍部參事余振華氏の手に入り余振華氏は顧問坂西中將に談と坂西中將が日本政府に報告したるに過ぎず即ち一陸軍部參事と一外國顧問との間の談にして所謂間接の非公式のものとして取つて以て根據とするに足らず而して山東問題を太平洋會議に提出するや否やに關しては政府は未だ決定する所なし唯國際方面にては華盛頓に於て日支兩國共同の機關を設け是によりて本問題を解決すべしとの消息あり云々と

尚最後の事態に於て直接交渉すべしとの說あるに對しては代表者等は近く更に新總理を訪問して反對意見を陳述する筈なりと(東京朝日十月二十八日)

▲マゴ事件反駁回答　(北京東方廿六日發)マゴ事件に就き最近支那側より要求來り其後屢次書促ありたるが廿五日日本公使館は回答書を發し同事件は戰時中に發生せるものにて國際公法上にも違反せざるものなりと反駁せり(時事十月二十八日)

南北情勢

▲問題の安徽省長更迭　(二十九日北京特派員發)二十九日大總統命令を以て李兆珍氏の職を免じ許世英氏(前交通總長)を安徽省長に任命せり(東京朝日十月一日)

▲辭意牢い靳雲鵬氏　(天津特電廿九日發)靳雲鵬氏は曹錕、張作霖、吳佩孚三氏の留任電報あるも辭職を決心し又家族を當地の自宅に送つた(東京日日十月一日)

▲英艦四川軍に應戰　(三十日上海特派員發)宜昌二十九日發電——二十九日宜昌上流への交通を開くべく英國軍艦テール號の護衛にて米國汽船萬茂號出發せるが上流四十哩の地點にて四川軍の砲擊に遭ひテール號は大砲を以て應戰せしも四川軍の砲擊益猛烈となりたる爲め又復引返せり故に四川軍の上流に在る間は四川との水上交通は完全に杜絕せり吳佩孚氏は更に巴東包圍の爲め第八師を送りつゝあるも吳氏武昌に向へる爲め捗らず(東京朝日十月二日)

▲北支外交獨立　(北京特電一日發)張作霖氏は愈自己の宿望たる奉天、吉林黑龍江、熱河、察哈爾、綏遠の三省三區の外交獨立を實現することに決し既に具體的辦法を作成したから近々の中に政府に强要し正式に發表させるとの事である卽ち六省交涉署を設け署長一名課長若干名を置き第一次署長には子沖漢氏を當んとして居る(東京日日十月三日)

▲湖北出兵理由　(二十九日重慶特派員發)四川軍總司令派援鄂(湖北)總司令劉湘氏は湖北出兵の理由を宣言せり其大要左の如し

今次出征の目的たる湖北民自治の目的を貫徹せしむることゝ廢督の實行を爲すに在り故に湘南、陝西と聯合してその目的を遂するが爲め出兵するものなり夫に四川は湖北と密接なる接壤の關係を有するは勿論、湖北湖南等民より出兵を乞うて已まず、これ本書の治安を保つと、義を見て爲すべき當然の義務なり是を以て湖北人民たる者恐慌することなく各安堵すべし本軍到る處の地は秋毫も侵す無し云々

二十九日第一軍長但懋辛氏は援鄂副總司令に第一師長喻培棣氏は第二路總指揮に任ぜられ又援陝軍として第三師長鄧錫侯を第一路總指揮に北邊防軍顧心輝氏を第二路總指揮に第八混成旅長田頌堯氏を左翼司令に第九混成旅長劉湘氏を右翼司令に任命せり(東京朝日十月七日)

▲王占元突如來奉　(八日奉天特派員發)前湖湖巡閱使湖北督軍王占元氏は張作霖氏に會見の爲め八日午後七時半京奉線にて突如天津より來奉せり(東京朝日十月九日)

▲四川軍宜昌攻略　(重慶特電九日發)援鄂四川第二師第一旅長賀東旸第一軍第二混成旅長張沖氏等の前進部隊は宜昌を占領した第二軍第一特別旅長湯子木氏の第一縱隊は湖北の來鳳縣を占領し引續き鶴峰縣に向つて進發した援鄂軍副司令但懋辛氏は第一師全部を率ゐて九日當地を出發直に宜昌に向つた第五師の一個旅は萬縣より又忠州に在る第一軍第一特別旅長楊春芳氏は何れも民船にて下江し宜昌に向つた總司令部は更に援鄂第三路軍の編成に着手し又第九師第七師の各一旅及混成第三旅に向つて動員令を發した(東京日日十月十日)

▲南軍諸星廣東に向ふ　(上海東方十三日發)支那人側消息に據れば湖北自治軍首領蔣作賓氏は十三日出發廣東に向へり又前湖南督軍譚延闓氏も陝西陳樹藩氏代表路孝恍氏と共に十五日出發廣東に向ふ可し北伐說の傳へらるる際とて之等諸氏の行動は注目されつゝありと云ふ(時事十月十四日)

▲北伐軍費調達　(十四日廣東特派員發)孫文氏と來滬中の米國富豪ロツクフエラー氏息との間に三百萬元の借款成立し既に現金交付を遂たりとの說あり其條件等は不明にて或は二千萬元借款の前渡にあらざるかとも考へらるゝが兎に角現金收受を終れる事實にて孫文氏が急遽十五日出發桂林より廣西一帶に出動し李烈鈞、陳炯明氏等と北伐計畫に就き協議すべき旨發表せる事より考ふれば軍費調達を終へ愈北伐斷行の機運動けるものと察せら

る倘廣東政府は唐繼堯氏とも連絡あるものゝ如し（東京朝日十月十五日）

▲興味ある内閣の異慶（北京特電廿日發）久しく停頓中なりし内閣問題に就き曹張吳三氏は再三斯總理を慰留する所あり更に大總統の勅告の結果總理は廿日の閣議に出席するに至り該問題は之にて一段落を告げたる如くなるも總理は依然として適當なる新候補者あらば直に辭職す可しとの意嚮を有し居れり先づ差當り最も逼迫せる財政難を如何に處理す可きかの問題に就き成算ある譯に非ず依然たる砂上内閣が何時迄繼續するや興味の存する處と謂ふ可し（時事十月二十二日）

▲外蒙の歸順條件（二十一日奉天特派員發）此程より來奉中なる蒙古の昌加活佛より張作霖に陳情したる外蒙歸順問題は大要左の條件なりと傳へらる

（一）活佛の尊嚴保全のため活佛の名稱を排除せざる事（二）歸順後活佛の居住地の移轉を命ぜざる事（三）蒙古所要軍費及外債は政府の負擔とする事（四）今回の騷亂は活佛を其亂主とせざる事（五）中央は相當の兵力を以て蒙古氏を保護し正式蒙軍を編成する事（六）外蒙の政治は蒙民之を行ひ中央は補助する事

更に昌加は張察哈爾都統と共に二十日北京に到り更に政府に陳情し張作霖氏も目下在京の蒙疆經略使右參贊李垣氏等をして政府に意見を開陳せしめたりと（東京朝日十月二十三日）

▲靳總理辭職斷念（北京國際社廿一日發）靳總理は昨日出勤するに際して徐總統に上書し時局困難の時才力伴はざる位を貪者に讓らんとしたるも再三の慰留に遭ひ且つ總任實を負ふの人なき爲め已むを得ず留任したるものなるを以て願はくば早く賢者を求めて任命せられ度しと述べたるも總統は之を慰藉し斯くして十數回目の辭職問題も落着せり（時事十月二十三日）

▲北伐決行の條件（廣東東方廿二日發）孫文北伐に關し孫氏と陳炯明氏間に取交はされたる條件は左の如し

（一）陳氏より軍費六百萬元を負擔す

（二）陳氏の部下は當分休養せしめ戰線に使用せず

（三）後方兵站勤務は孫文氏の手にて處理す、但し陳氏は若干の彈藥補充と後方動搖の爲め有らゆる側宣を計る

（四）廣東、廣西の軍民兩權は一切陳炯明氏に一任す

（五）孫氏は陳氏の部下に對し直接命令權なし、將來陳軍の出動を要する場合は陳氏に圖り其策戰計畫は陳氏に一任す

初め陳炯明氏は時機尚早を說きしも其北伐熱到底制止し難きを知り孫氏より軍費調達の依頼ありしに乘じ六百萬元の軍資と彈藥若干の補充を諾し其結果孫文氏一派を湖南に敗遁せる形となれり（時事十月二十四日）

▲日本留學出身者活躍（上海特電二十四日發）曹汝霖陸宗輿陸祖貽氏等は所謂新交通系の沒落と共に日本留學出身の政客は支那財界に影を潛め兩本日本留學出身者は日陸者振ひにされ居りしが最近文化的支那統一運動の勃興と共に日本留學出身にして研究會系統に屬する若手政客及び新進實業家連は文化主義宣傳の急先鋒として大運動を開始し就中慶應義塾々員齊燾國會參議院議員及び師範學校出身の徐佛蘇梁啓超の腹心は上海に於て聯省自治協會の牛耳を執り又慶應義塾々員張氏中國銀行副總裁は全國銀行公會の代表者として國民外交聯合大會に開ける立役者となり其他統一運動に奔走せる政學會の若手政客中にも日本留學出身者多く要するに日本留學出身者中民主的思想を有する新人は寧しく文化運動の勃興を機として歐米留學出身者と快く握手しはじめて支那の政界に公然と活動するに至れるものなり（時事十月二十五日）

▲庫倫の過派政府（天津特電廿四日發）庫倫に於ける過激派軍の政府は愈成立を見るに至つた同政府は司法、行政、立法の三部から成り司法には喇古人にして法律的知識ある名望家を挙げ行政には各部行政委員會を組織し委員長はボルト氏を任命することゝし其他は露國の制度を採ることとしたと（東京日日十月二十五日）

▲雲貴川三省歸順（漢口特電廿六日發）雲南貴州四川代表七名は吳佩孚氏と協議の爲漢口に到着したが右は劉湘氏が熊克武、劉存厚、劉成勛氏等の間に孤立し爲に吳佩孚氏によつて其位置を保つの必要生じ、遂に雲南の唐繼堯氏貴州の袁祖銘氏等と北方に歸順の件に就き協議した結果袁等も戰役の疲弊と位置の不安に苦しんでゐる際であるから政府から三四百萬元の現金を得て其位置を保障せらるゝを利とし三者の誰彼り吳孚佩氏に其意を通じた結果北京政府も此事を孫文氏の北伐に對抗する眞策であると爲し吳氏に所請を一

任したのによると傳へられる（東京日日十月二十八日）

▲**財政總長交迭**　（二十八日北京特派員發）二十八日命令を以て李士偉氏の辭職を許し高凌蔚氏正式に財政總長に任命さる

本日午後發表の大總統令は財政總長李士偉氏の辭職を聽許し高凌蔚氏を其後任に任命せり過去三箇月間財政部の實務は代理總長潘復氏によりて處理せられ李氏は名目上の總長に過ざざりき高凌蔚氏は現に農商部次長にして且張作霖氏の興望なり因に現財政次長潘復氏は留任すべしと觀測さる（東京朝日十月二十九日）

財政經濟

▲**對佛新借款進行說**　（二十九日北京特派員發）財政部と佛國の東方滙理銀行（卽ち印度支那銀行）との間に六百萬元の新借款進行中なりと（東京朝日十月一日）

▲**英支無線借款成立**　（一日北京特派員發）交通部と英國マルコニー會社との間に二十萬磅の無線電信借款成立せるが其內容は民國七年の無線電信借款と同一の條件にして唯西藏の拉薩、四川の巴東、重慶、甘肅の蘭州の四箇所に中繼所を設くる筈なりと此外政府財政の逼迫に連れ最近に至り英米佛各國の銀行との間に進行中の小借款三種あり（東京朝日十月三日）

▲**世界一無電局**　（上海特電一日發）米國フエデラル無電會社の手にて今回上海に建設さるゝ無線電信局は世界に於ける最大なものと稱せられ近々工事に着手し二年後に完成の豫定であるフエデラル會社の技術員バルネスモッス氏の發表によれば同無線電信局は高さ一千六呎の電柱六本を有し一千基の電導機甘塞を据付け規模其他の點に於て佛國ボルドーの無線電信局を凌駕するものであるが完成の上は公私商用のみならず新聞電報をも取扱ふ筈で米支間一日約一千語以上の通信を往復し得べく桑港との通信は一時間にして返電に接するを得べしと其他哈爾賓に建設さるゝものは六百廿六呎の電柱三本を立て又北京廣東にも同樣の電柱を建てることになつて居る尙右無線電信局の建築は米國が東洋に於て嘗て計畫した事業の中で最大なものと云はれて居る（東京日日十月三日）

▲**日本を驅逐せんとして**　（奉天特電卅日發）最近米人の東三省に於ける活動に就き我總領事をして頗る狼狽せしめたる事實がある事は極めて秘密にせられて居るが問題は東支鐵道を挾んで吉林黑龍兩省及遠く蒙古にも及ぶべき大規模の森林及鑛山經營に就き米國にしてやられんとした事實である右森林鑛山は頗る廣大な地域に亘るものと稱せられ其持主は靳雲鵬氏を初め或大官のものに屬し最近迄馮國璋氏のものであつたが昨年來西伯利から東三省にかけて調査測量等の名で入込んで居た米人の多數は北京天津奉天等に內密派遣せる派遣員と聯絡し右森林鑛山等の經營を米國資本家の手に收むべく着々計畫し夫に靳雲鵬氏と謀り一億圓の資本を以て米支合辦の東三省利權コンパニーを設立し最初の五箇年は利益の有無に拘らず一箇年二百萬圓支那側に支拂ひ其後利益を兩者に分配することに協定成つたのである而して此間奉天駐在米國領事及元領事にして實業家と早變りせるベーカー氏等の暗中飛躍目覺しいものがあつたが而も我官權は最近迄之を知らず電報に接するや初めて周章措く所を知らざりしが僅に張氏の支那側所有者に對する強硬なる反對により右計畫は靈餅に歸し目下張氏の最高顧問張宗昌氏等と協議の上日支合辦事業にて之を開發すべく我某政商之に參與するに至つた兎に角米國人の活動は最近殊に目立つに至り既に米國政客は奉天領事に對し米國資本家等が一時の不景氣に失望せず長く東三省內に止らんことを懇願すべく命令して來て居る一方神戶駐在米國領事も東三省及西伯利に於ける事業調査と聯絡の爲派遣さるゝ事となつたが米國政府最近命令中には滿洲西伯利に於ける日本產業の驅逐を指示して居り其機會は過激派との握手成る時を目標として居る以上の情報は既に我政府にも達して居るが伯林のメルク染料化學會社は極東製造所を奉天若しくは天津に設置せんとし露人パテリノコフは奉天に參酒會社を興さんとし又テニセフはハバロフスクの過激派より出た青銅黃銅機械類を實込まんとして居る是等は皆米國人を背景に有して居り今や米國の我產業的勢力を西伯利及北滿より驅逐せんとする計畫は漸次其鋒鋩を現し獨露支人等と聯絡あること漸く明かになつて來た（東京日日十月四日）

▲**三百萬元借款調印**　（上海東方二日發）支那人側消息に據れば北京政府は財政總長潘復氏の斡旋にて東方滙理銀行と三百萬元の借款を締結せり利

子月一分八厘先づ一年分の利子を差引き手取り九十一（實收額二百八萬元）の條件にて昨一日契約に調印せりと（時事十月四日）

▲煙酒借欵と新銀團（五日上海特派員發）上海有力なる十團體は聯合して米支間の煙酒借欵反對を米國新銀團代表スチープンス氏に通告せるに對し同氏よりの返電に曰く

此事深く憂ふるの要無しアボットにはその交涉の結果を予（スチープンス氏）に告げ若し其團體等より質問あらば實情を報告せんと云へり此借欵用途は全く米國への舊債を償還する爲めにて政治其他の借欵と關係無く新銀團の趣旨にも違反せず（東京朝日十月六日）

▲全國商會會議開會（上海特電五日發）十三省の代表より成る支那全國商會（商業會議所）聯合會は上海に於て開會式を擧行せるが席上臨時議長に選出されたる上海總商會々頭撰雲臺は（第一）商業上の各種問題の他（第二）太平洋（第三）南北統一問題を考究するの要を說き就中時局に鑑み南北の當局者を促し速かに鞏固なる統一政府を組織せしむることは最も緊要なりと演說せり尙ほ同聯合會は六日より各省商會の提出案を逐條審議の筈なり（時事十月七日）

▲滿鐵東支兩鐵道聯絡會議（五日長春特派員發）去月廿六日より長春に於て開會中なりし滿鐵、東支兩鐵道聯絡運輸會議は一昨三日を以て終了せり其の間多少意見の相違ありしも互讓の精神に基き圓滿に解決し三日調印を了し東支側は同日夜滿鐵側は四日何れも歸任せるが其の決議條項は下の如し

（一）東支鐵道南部線（哈爾賓長春間）に於ける同一貨物の貨率を南北行均一に改正の件（滿鐵側提出）

決議、（イ）東支は北行輸入貨物に對する東支南部線の運賃を相當に遞減する事の必要を望む

（ロ）地方的運賃の調節問題は各鐵道の事情に依り制定すべきものなるも原則として地方的運賃は聯絡運賃よりも低率ならしめざる事を諒む

（二）東支鐵道に於ける南行麥粉の運賃は小麥の夫に比し低廉にして權衡を失するに就き兩者の聯絡運賃を調査改正するの件（滿鐵側提出）

決議、兩鐵道の製粉業者に對する運賃は主義として製粉業者に均等なる機會を與へ以て一地方の製粉業者を他地方の同業者に比し有力なる地位に置くが如きことならしむるやう樹立するは望ましきことなり（運賃は當分現行通りとす）

（三）南滿東支貨物聯絡運輸の發展を期する爲め東支線發大連以外の驛着豆粕に對し差し當り哈爾賓及安達に於て本年十月頃より混合保管の取扱を開始せられたき件（滿鐵側提出）

決議、準備出來次第東支鐵道は哈爾賓及安達其他に滿鐵混合保管の標準に依り南滿東支聯絡に大豆混合保管の取扱を開始する事東支鐵道は長春引渡迄の責任を負ふ事具體的執行方法の細目に就ては別に打合す事

（四）北滿輸出貨物に對し浦潮及び大連兩經由に對する輸出稅率を公平均衡ならしむるやう改正の件（滿鐵側提出）

決議、東支南滿直通聯絡運輸貨率第三十一號（卽ち現滿鐵東支聯絡に對する割引）は一九二二年四月末に至る期間現狀の儘とす

（五）東支鐵道は吉長線に對して直接利害を有するを以て南滿東支直通聯絡に於ける滿鐵の收得額を吉長線との直通聯絡に對しても適用すべき問題を東支鐵道と協定する事（東支側提出）

決議、（イ）一九二一年五月十三日直通聯絡に於ける滿鐵側の割引協定を考慮鍋埠頭に實施し聯絡驛となす事（十月十五日より實施）

（ロ）直通聯絡運賃率に老燒鍋驛埠頭より寬城子驛に至る區間に設定する運賃を加ふる事

（ハ）隣接鐵道に關する滿鐵の將來の運賃政策は實施前に豫め關係鐵道に同意を得るを原則とす

（六）南滿東支聯絡輸送規定に制定の一車扱重量改正の件（東支側提出）

決議、近々滿鐵は聯絡扱ひ穀物其他の貨物に對する一車積載標準重量を三十三噸とする事

（七）南滿東支聯絡に於ける爐寸軸木原木運賃料金制定に關する件（東支提出）

決議、南滿東支直通聯絡運輸特定運賃表八號に白樺材を加ふる事とす（十月十五日より實施す）

（八）東支鐵道地方的及び南滿東支直通聯絡に於ける貨物等級表協定の件（東支側提出）

決議、兩鐵道の直接交渉により決する事とす

(九)托送手荷物ある乘車券のアニ印をエドマンソン式乘車券にありては裏面に押捺する件(滿鐵提出)

決議、エドマンソン式乘車券には裏面に「アニ」の印を押捺する事とす(十月十五日より實施)

(十)南滿東支聯絡乘車券樣式をエドマンソン式に一定の件(滿鐵提出)

決議、第五回會議の決議を改正し直通聯絡にエドマンソン式乘車券を發賣する事に決す但し東支はクーポンブックエピを發賣し乘すまで之れが發賣を繼續する

(十一)貨物着驛換算の義務は當分の內之れを負はざる事に協定の件(滿鐵提出)

決議、各鐵道は運賃に關し徵收せる自己取得貨料金計算の正確に對し責任を負ふ事但し各鐵道は不足金を徵取するに當り誤算より發驛の損失に終るが如き場合は相互に援助する事(十一月一日より實施す)

(十二)南滿東支貨物聯絡運輸による貨物扱ひ再定重量特定貨物の品名を追加し併せて現行再定重量を變更する件(滿鐵提出)

決議、文書に依り解決する事

(十三)聯絡貨物の品目及び等級表に改廢を要するもの多くあるに就き變更する件(滿鐵提出)

決議、文書に依り解決する事

(十四)南滿東支兩鐵道間貨物聯絡運輸發規定第十四條の引渡し期間を復活する件(滿鐵提出)

決議、成るべく早く到着車渡し期間の制度を復活する事

(十五)積込み料及び取卸し料を一車扱ひ及び小口扱ひに區別する件(滿鐵提出)

決議、聯絡貨物積卸し料を小口、一車に區別し南滿は積込み貨車を使ひ百キロ三錢六厘(以下電文不明)

(十六)兩鐵道用語を東支は露語を南滿は日語を用ふる件(滿鐵提出)

決議、兩鐵道間の公式文書には英語を使用する事(從來東支よりは露語滿鐵よりは英語を使用せり)

(十七)南滿東支聯絡に依る貨車取扱ひ品目追加の件

決議、會議は本問題を兩鐵道當事者間の直接交涉により解決する事(東京朝日十月八日)

▲東支線善後策　(七日長春特派員發)　外交界の消息によれば最近に於ける英米佛各國の東支線に對する善後策は大略次の四種に別つべし

一、現在の聯合監理を擴大し改めて國際管理とし其經營及び運輸を監督する事

二、米佛日三國共同管理として運行の監督を擔任する事

三、東支鐵道を東線南線四線の三線に別ち各線の管理は米佛日三國にて負擔し各其擔任の線路は他線の擔任するものと關係なく各自之を監督する事

四、支那の希望を容れ全く支那の管理とし經營及び運輸に關しては英米佛日四國より協議借款に應ずる事(東京朝日十月九日)

▲積極的に外債整理　(北京特電七日發)　北京銀行公會は七日葉恭綽、曹汝霖氏等在野の財政家廿餘名を招待し外債整理方法に就き協議した結果今日に於ては支那自ら積極的に外債を整理しない時は必ず列强に依り整理さるるは必定なれば此會は今後も繼續開會大々的に整理方法を決定し財政當局をして之を實行せしむることに決定した(東京日日十月九日)

▲商場借款交涉　(北京電報九日發東方通信)　漢口商場建築督辦蔣孟鄰氏は九日夜上京の筈其用向きは英商サミュールの商場借款に關する交涉の爲にてサミュールが同借款の交付を拒絕せば契約を取消し別に他國と借款交涉の筈であると(東京日日十月十一日)

▲煙酒借款諒解成る　(北京東方十二日發)　中美通信所報米支煙酒借款協議は當事者間に既に諒解成り本月末迄には圓滿なる解決を見る可し(時事十月十四日)

▲煙酒借款調印　(十四日國際直電北京發)　問題の煙酒借款は十三日午後支那側代表代理財政總長潘復氏及び煙酒事務署督辦張壽齡氏と米國側代表市俄高大陸銀行アボット氏との間に正式調印をなしたりと報ぜらるる其內容は前電と多少の相違あり即ち金額は米貨千六百萬弗手取八十九なるが市俄萬銀行及び太平洋興業會社の前借款千二百萬弗を控除する爲支那の實收は二百二十四萬弗なり(東京朝日十月十六日)

▲粵漢鐵道罷業解決　（漢口特電十九日發）粵漢鐵道職工全部八百餘名は十三日より罷工し十五箇條の理由書を提出せり其主なる事項は技師長（英人）の虐待を訴へ且つ工賃の增加と十時間勞働を九時間に減ずるにありしが鐵道局の讓歩に依り十七日より復業せり（時事十月二十日）

▲張氏の新鐵道計畫　（十九日奉天特派員發）張作霖氏は熱河都統を自己部屬の中より出して其の特別區域を完全に自己の勢力圈内に入れて以來軍需品輸送に當然必要とする奉天熱河の鐵道を京奉線の錦州より承德（熱河）に至る間に敷設すべく中央政府に申入れ目下交通部に於て協議中なりとの事なるが若し是れが實現するに至らば軍需品のみならず實業界の開發にも至大の利を與ふべく目下の財政狀態より考ふる時は計畫は單に張氏の意見として當分留保するの外なかるべしと（東京朝日十月二十一日）

▲煙酒借欵否認　（北京特電廿日發）財政當局は正式に煙酒借欵調印說を否認す（東京日日十月二十一日）

▲佛國煙酒借欵に抗議　（二十一日北京特派員發）佛國代理公使は財政部とアボット氏との間に商議進行中の煙酒借款に對し煙酒稅が佛國の欽渝(Pl)鐵道の擔保となり居れりとの理由を以て外交總長宛抗議を提出せり（東京朝日十月二十一日）

▲財政重大改革案　（二十六日北京特派員發）新總理の復職と共に內閣問題は一段落を告げたるものゝ

北京政府の財政は窮乏の極に達し主なる財源たる關稅鹽稅の剩餘金は既に各種借欵の抵當に制當てられ是れ以上擔保として新公債を發行するの望みなく煙酒稅を擔保とする米國との千六百萬弗の借欵は民間の反對に依り立消えとなり假に成功したりとするも期限到來せる舊債の償還に大部分を注ぎ込み政府の實收となるは多くも四百萬元を超えざるべし依て此際何等かの方法を考究して收入の途を開拓せざれば其日暮しの北京政府は遂に財政的に破綻の餘儀なき羽目にあるが

之に關し財政部、海關總稅務司及び主要なる銀行業首腦者方面の間に今月來救濟の方法に就き協議を重ねつゝありし結果總稅務司英國人アグレン氏は財政改革に關する一種の建議を提出したり其要領は

日英米佛各國公使の同意を得たる上關餘救濟の例に倣ひ海關稅に二割の附加稅を增收し右の增收入を償還基金として公使團の保障の下に新公債を發行し右新公債を以て各種借欵の抵當となれる鹽稅剩餘金を總括へ以て鹽稅剩餘金に關する一切の債務を清算したる上今後の鹽稅剩餘金は專ら中央政府の經費に充てんとするものにして之が爲總稅務司、支那銀行團及財政總長の三者に依り一共同機關を設置し鹽稅收入を管理し之を中央政府に交付するに際しては必ず三者の共同調印を要し以て政府の濫費を防がんとするにあり

消息に依れば アグレン氏は二十三日潘財政總長を訪ひ右の案を提議したる所潘總長も之に同意し一方アグレン氏は右意見書を各國公使に送附し同意を求めつゝあれば公使團方面に異議なきに於ては之を閣議に附し再度審議を經たる上手續きを定め直に實行の運びに至るべしと右は從來の財政共同管理論實行の一法にして例に依りて民間の反對あるを免れざるべきも國內銀行業者との間に了解あると財政難の極に達せる北京政府の現狀と對比して最も實行性に富む一種の局面展開策たるを失はず而して例の十年公債問題以後アグレン氏の地位が殊に重大を加へ來れる事實は此際注目に値すべし（東京朝日十月二十八日）

▲粵漢鐵道管理提議說　（漢口特電廿六日發）武昌長沙間の鐵道は戰爭の爲年々非常な缺損を生じ其影響は銀行團に及ぶを以て新銀行團は同鐵道を其手で經營する要求ある事を交通部に提出したと傳へられて居る（東京日日十月二十八日）

▲財政整理案內容　（北京特電廿七日發）北京政府現下の財政難は云ふ迄もなく財政問題にして此際に推移せんか結局破綻の外なきは一般に認むる處にして斬新理財に經驗ある前總長梁士詒氏は曩に職由す政府特に財政當局者たる潘復氏は本月初旬以來鹽總稅務司及支那銀行界の友人を招き是が救濟策を廻らしつゝあるが信ず可き晚報は是に關して此種アグレン氏が一の提案を爲せる事を報道せり即ちアグレン氏の報道は關稅に二割附加稅を爲し是を償還基金として五十萬圓の公債を發行し以て從來の鹽稅剩餘を擔保として政府の借入れたるを今後は支那政府として鹽稅剩餘三、四千萬圓を其儘行政費に充てしめんとするものなり然もアグレン氏の案に據れば右の結果若し北京政府をして鹽稅剩餘を自由勝手に利用せしめんには再び

之を抵當として借款を爲す慣あるを以て宜しく總稅務司と支那銀行代表と財政總長と三者よりなる一の協同監理を設け毎月の鹽稅剩餘は必ず一旦之を外交機關に廻付し以て嚴重に支那政府の濫費を監督す可しと云ふにあり支那側が頗る贊成なるは勿論なるも四國團方面にて有力なる反對を擧ぐるが如くなれば果して克く成立するや否やは頗る疑問なり（時事十月二十九日）

▲附加關稅成立せざらん（北京特電二十七日發）日英米佛四國公使は既報關稅二割の附加稅を課して以て支那當面の財政難を救濟す可しとの總稅務司アグレン氏の提案に對しては既に二回まで協議を重ねたり余（時事特派員）の見る所を以てすれば同案は其名こそ支那財政の救濟にありと云ふも極めて姑息彌縫的の策なるのみならず只徒にアグレン氏の權限を擴張せしめ同時に支那財政管理の上に英國の力を伸べしむるものに外ならずして支那の爲めに計るも將亦日本の立場よりするも決して歡迎す可きに非ず英國公使が之を支持し居るは寧ろ當然なるも日米佛が等しく之に贊同を與ふ可しとは信ぜられず從つて其成立は恐らく不可能ならん（時事十月二十九日）

▲廣東發展大計畫（二十日上海特派員發）孫文氏が北伐費として其一部に充つる爲め廣東市と米國某會社との間に成立調印し既に其一部金額の受授を了せる所謂廣東市政借款の性質に就き探聞する所によれば右は廣東港改築に關する一億弗（米貨）の借款にて米國某會社は其資金を得る爲め米國にて社債を發行する計畫にて擔保としては廣東港江岸全部の埠頭を充て居りと一說には手付金は未だ交付されず且條件は支那側に頗る有利なり廣東港改築の目的は廣東市の繁榮策として香港に對抗する爲め孫文氏の設定せる遠大の計畫に基くものにて卽ち香港より廣東に至る河洙江は廣東より十浬の下流黃浦迄は一萬噸級の汽船遡航するもそれより上流は淺瀨にて不可能なるが此間を大規模の浚渫を行ひ廣東に巨船を入れんとするを表面の理由とするが其裏面には米國の對英國策として香港に對抗して廣東を南部支那の根據と爲さんとする遠大なる魂膽に出づるものなり卽ち漢口廣東間の粵漢鐵道の豫定線完成し廣東の築港成れば南部支那經濟上に一大革命を齎し英國の香港は大打擊を受くるに至るものにて米國は市政借款の名に隱れて此遠大なる計畫を遂げんとするものにして新借款團の垣衣を受けざる樣市政借款としたるは米國の拔け目なき遣方に且自治體なる市に對する投資は最も安全なるものと稱せらる英國は右の對策として奧佩孚氏と漢口武昌の港灣其他の改造の目的にて二億弗の借款を爲さんと目下交涉中なりとの說あるが這は到底成功せざるべしと觀測されつゝあり（東京朝日十月三十一日）

▲對支再貸付か（二十八日紐育特派員發）モルガン財團は湖廣（漢粵）鐵道の未拂利子及本年支拂期に達したる負債に對し千三百萬弗の再貸付を爲すの契約を取結ばんとしつゝあり（東京朝日十月三十一日）

外人の支那觀

▲支那問題論議（十七日華盛頓特派員發）此程來遊せる英國の支那通ブランド氏は國務省極東局長ホーンベック博士及倫敦タイムス特派員ウイルポット・レッス氏と十七日一堂に會し支那問題に關する意見の交換を爲せり（神尾特派員）も其席に列せるがブランド氏が現實に立脚して立論するとホーンベック博士が人間の感情に重きを措くとは今日支那に對する見解の二大潮流を代表せるやの感ありて其討論は眞に傾聽に値するものあり極東問題の根源は二個の動因より成る卽ち人口增殖產業勃興に基く日本の發展と支那の積弱是れなりとの見解は兩者の一致する所なるが支那國勢の現狀を打破して如何に支那を建設すべきかと根本問題にして是れ實に今回會議の中心問題なりとすることも兩者は略一致しホーンベック博士も又現狀に於て支那の爲すが儘に放任するを得ず各國協同して何等かの援助方法を講ぜざる可からずと爲せり此點に關して日本全權が如何なる案を携へて會議に臨まんとするかは彼等の興味を以て聞かんとする所なり會議の最初の部分は彼等の意見にては全く此問題の爲に費さるべく日本の對支政策の如きは次で論ぜらるべきものとなせり是に就きブランド氏は國際管理說を主張し海關郵政鹽務の行政組織を更に他の部分にも擴張するを要すと述べしにホーンベック博士は土耳其墨西哥の例を擧げて少しも效果なかりしにあらずやと反對したるにブランド氏は然り埃及土耳其は滅亡せり支那も若し海關制度なかりせば既に一八九六年の危機に際して滅亡すべかりしにあらずやとて國際管理と云ふも海關は少しも支那を管理せず支那の主權を害することなしと主張せり次に予は日本側の意見として各國が日本の眞意を誤解する限り會議は單に日本を制肘するに沒

頗々べく各國が支那の現狀に目瞞むるは其後の事なるべしと云へば三人とも極力之を否定し日本は宜しく各國同樣支那を積極的に援助する案を樹てゝ會議に臨まんことを要すと主張せり只各國が如何に援助せんとするも支那が應諾せざる時は如何とは第二の難問なりしがブランド氏は否大多數の支那人民は之を希望す、反對するは只支那全體を代表せりと自稱せる支那使節及官僚のみなりと(東京朝日十月二十日)

▲支那通の支那論　(二十一日華盛頓特派員發)　ブランド及びタイムス特派員ルイスの兩氏は二十日夜當地新聞記者團の團體なるパンダイン倶樂部の招待に應じ極東政策に關して氏等の抱懷せる具體案に就き詳細なる意見を發表したり從來支那一流の宣傳をのみ支那論の根據と爲し居たる米人は兩氏の說が動かし難き事實に基く積極的改善論たるに一驚を喫し支那の現狀に目覺めたるかの觀あり併しながら米人の多數は支那の現狀を以て主として日本の壓迫に因るものと確信しつゝありしが故に容易に兩氏の意見に承服せざるは其實同猛烈なりしに徹して明かなり

ルイス氏の所論　ルイス氏の支那改善論の要領左の如し

軍閥義兵　支那の現狀を打破し新たなる秩序を確立するに先づ以て絶對的に必要なるは軍閥制度の撤廢と百三四十萬に餘る軍隊を解散して之を地方に歸農せしむるに在り彼等の權力濫用の爲めに莫大の軍隊を行使して內亂を事とするが如き意味なき個人の權力の爲めに極度の窮乏に陷りつゝあるものは支那四億の人民なり今回の會議が軍備の縮小を論ずるならば眞先に手を染むべきは支那の禍根たる督軍軍隊の撤廢なり之が實行の爲めには多少の壓力を加ふるも亦已むを得ざるべし

國際管理　英米及び日本を主として其他の參加各國を加へて國際團體を組織し出來得る限り少數の官吏を選任して支那に於ける收入支出を管理すべく現に行はれつゝある關稅鹽稅郵政に對する管理を一層廣汎なる程度の國際團體に於て監督し支那政府をして直接手を觸れしむべからず勿論其管理委員內に支那人をも加へ之に參與するの權を與へたるものなれば之を以て主權の侵害を爲さゞるは現在の海關制度の如し

日支關係　日本の支那に對する關係は恰も米國の墨西哥に對する關係の如く僅々三十六時間の便船を以て聯絡し得る日本が數千哩を隔つる歐米各國と利害を同うすと云ふは非なり墨國の動亂及び物資の集散集散が米國の利害特に密接なる關係あるが如く支那の國情及び物資の集散に日本が超然たるを得ざるは固より當然なり

日英同盟　新聞紙も之を否定するを憚り政客も口にするを遠慮すと雖も米國の官民が日英同盟條約の存在を喜ばざる事情は全く本能的なり日英同盟は曾て極東に於ける露國の侵略の爲めに必要とせられ次で獨逸勢力の防遏の爲めに更正するの必要ありき露國崩れ獨逸衰微したる今日事實日英同盟は其存在の理由を失ひたるは否むべからず併し徒らに必要なしと云ふは所謂破壞的批評なり予は米國人に望む現に存在する同盟を破壞せんとのみせずして建設的批評を加へ其存在の理由を失ひたる諸點を修正し米人自からも進んで歡迎すべき條項に依つて支那の保全に對する三國協定と爲さんには若し夫れが米國上院の贊成を得難くば行政府の覺書にても又は通告の形式にて十分なり米國は巴里條約の承認を避け國際聯盟を反古にし傳來のモンロー主義を固執して孤立主義に立戻りたりと云ふ併しながら錯綜したる現今の國際關係に於て米國が其主義を徹底し得ざるは極東問題が世界平和の脅威なりとして今回の會議を招集したるに依りても明なり

三國協定　極東問題が解決せざれば世界の平和を保持し難く軍備縮小亦不可能なりとせば米國は宜しく其招集せる會議に有終の美あらしむべく多年紛糾せる極東問題の禍根を一擧し同時に其希望する軍備縮小をも達成せんが爲めには此際進んで支那問題解決の爲に日英米三國の協定に到達すべく努力せられんことを切望せざるを得ず

ブランド氏演說　次にブランド氏の演說は右ルイス氏の說を裏書し各方面より之を補足したるものと見るを得べく其主張する所は一層積極的なり曰く帝政が適當　今日支那政界の要路にある者及び外國にありて支那の爲に宣傳を爲す者は多く外國に於て敎育を受けたる者なるが彼等は徒らに西洋文明の皮相のみを模倣する徒輩にして到底大事を託するに足らず予は多年サー・ロバート・ハートの下にありて支那海關の事に從事したる者にて氏が支那の爲に多大の努力をなしたることを知れるが予がロバート・ハート氏に對し支那人中新敎育を受けたる者の內國事を託するに足る者三名を擧げ得るやと問ひしに氏は嘆息して一人も無しと失望の色を泛べたるを記憶す以

新教育を受けたる支那人の如何に信頼するに足らざるかを知るべし無智なる四億の民と私利以外眼中國家なき少數の政治家とより成る支那は全然共和を論ずる資格なし支那を改造するには支那に有力なる主權者を確定する以外に方法なし支那を統一するには支那の思想により支那の慣習と情性とに一致する有力なる中央政府を樹立する外あるべからず

日本の立場　支那の日本に對する地位は原料の供給所たるべし或は支那の工業化を叫ぶ者あり然れども世界に比類なき勤勉にして且安價なる勞働を供給する四億の支那人が若し工業に於て覺醒せばそれこそ眞に世界產業界の脅威たらん寧ろ原料國として物資を日本に供給せしむるに如かず日本は最近國務卿ヒューズ氏に對し滿洲に於ける日本の地位は絶對に之を保持するの要ありと斷言せりとの事なるが滿洲の富に關し世界の何れの國と雖も日本と競爭の地位にあるものなく又何等支那の地位を危くする所以にあらざれば自由處分に委するも何の妨げあらざるなり

（備考）タイムス特派員ウキルモット・ルイス氏は北清事變日露戰爭當時東洋にありてヘラルド紙育通信員として從軍し巧に日本語を話し能る支那語に通じ世界各國殆ど足跡遍きも特に東洋の事情に精通せり（東京朝日十月二十六日）

寄贈書目錄

青島ノ商況	青島守備軍民政部
實用新案公報	特許局
特許公報	特許局
日本及日本人	政敎社
東洋經濟新報	其社
國際事情	外務省
New Book.	丸善株式會社
商標公報	特許局

自七三五號至七四〇號
自七四三號至七四六號
八二四號
自九七四號至九七七號
自四七號至五一號
自一〇二號至一〇三號
自五二號至五五號

地學雜誌	三九五號
通商公報	八八七號
日華公論	八九三號
The Herald of Asia	一一號
月報	七號
月報	九號
會報	一七一號
所報	一四號
支那研究彙錄	八號
支那時事	二號
貿易通報	一七三號
滿蒙實業彙報	七六號
滿蒙經濟時報	一〇六號
貿易	一一號
米國事情	七號
支那經濟時報	一一號
學燈	二二號
山林彙報	六號
調査時報	一二號
法學論叢	一二號
化學工藝	一二號
大陸	一二號
財政經濟時報	一二號
三田評論	一二號

其會	三九五號
地方行政學會	八八七號
其社	八九三號
	一一號
ヘラルド社	七號
名古屋商業會議所	九號
營口商業會業所	一七一號
大日本紡績聯合會	一四號
鐵路協會	一〇九號
長春商業會議所	六號
亞細亞通信	八九號
東方通信社	二號
大阪商業會議所	一七三號
大連商業會議所	七六號
奉天商業會議所	一〇六號
其會	一一號
朝鮮銀行	
其社	七號
丸善株式會社	一一號
農商務省山林局	一一號
青島守備軍民政部	二二號
京都法學會	六號
其會	一二號
其社	一二號
其社	一二號
其社	一二號
其社	一二號

新刊發賣

法學士 三枝茂智著

支那外交財政

支那の外交財政の諸問題に關する嶄新なる研究の發表にして次の各項を網羅す刻下の支那問題を研究せんとするものに必須の著述なり

菊判四百七拾頁
定價金參圓五拾錢
送料內地十二錢
臺支鮮四十五錢

內容一斑

政治編
- 日本の對支外交
- 英國の對支政策
- 米國對支外交の基調
- 租借地論
- 支那居留地制度概論
- 支那居留地各論
- 自開商埠地論
- 支那に於ける列國の文化政策
- 支那に於ける鑛山利權
- 阿片問題の過去と現在

財政編
- 支那財政の外國管理
- 支那貨幣改革問題の研究
- 支那貨幣及物價論
- 支那の國際貸借

東亞同文會調查編纂部

大阪商船株式會社

資本金　金壹億圓
諸積立金　金五千三百萬圓
所有船舶　一百四十隻
總噸數　四十三萬噸

主要營業航路

歐洲、南米、北米、印度洋、濠洲、南洋、支那、朝鮮、臺灣、内地沿岸諸航路

日清汽船株式會社

汽船四萬噸　資本金壹千六百貳拾萬圓
（内拂込金壹千拾貳萬五千圓）

主要航路

本店（東京丸の内）

一、上海線（毎週五回）
漢口線（乃至六回）
上海ヲ基點トシ鎮江、南京、蕪湖、九江ヲ經テ漢口ニ至ル

一、宜昌線（毎月九回）
漢口ヲ基點トシ岳州、沙市ヲ經テ宜昌ニ至ル

一、湘潭線（毎週二回）
漢口ヲ基點トシ岳州、長沙ヲ經テ湘潭ニ至ル

一、常德線（毎月一回）
漢口ヲ基點トシ岳州ヲ經テ常德ニ至ル

一、上海線（毎月三回）
上海ヲ基點トシ厦門汕頭、香港ヲ經テ廣東ニ至ル

一、大阪線（四週一回）
神戸門司ヲ經テ漢口ニ至ル

支店（上海及漢口）

○楊子江航路使用船ハ何レモ最新式淺吃水船ニテ速力快捷客室完備ニ電燈、電扇等設備アリ

○楊子江本支流各主要地ノ輸出入貨物ハ上海ニ於テ日本郵船會社及大阪商船會社ニ接續輸送ノ便アリ

外ニ近海航路船巴陵丸ヲ有ス

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正十年十二月十五日發行（毎月一回十五日發行）
支那 第十二卷 第十二號

南滿洲鐵道株式會社

鐵道

滿洲線　六八六哩
朝鮮線　一、一五七哩
直通列車（大連長春間毎日二回 釜山奉天間毎日二回）
急行列車（大連長春間毎日一回 釜山南大門間毎日一回）

航路

大連青島上海線　五三〇浬
定期線榊丸（三、八七六噸）
九日毎ニ出帆
青島迄廿一時間
上海迄直航四十五時間

旅館

滿洲大和ホテル（ヤマトホテル）
連鮮ホテル（朝鮮ホテル）
京城ステーションホテル（ステーションホテル）
釜山
新義州
金剛山（夏期中）

星ヶ浦、旅順、奉天、長春

目次